第Ｉ章　序論

Ａ．システムとしてのＳＮＡ

1.1. 「国民経済計算体系」（ＳＮＡ）は、一連の国際的に承認された概念、定義、分類および勘定規則に基礎を置く、整合的で首尾一貫したマクロ経済勘定、貸借対照表および付表の統合された集合からなる。それは、経済分析、意思決定および政策立案の目的をもって設計されたフォーマットにあわせて、経済データを作成・提示することを可能とする包括的な勘定の枠組を提供する。勘定自身は、経済原理と経済の認識にしたがって組織されたものであり、経済の営み（the working of an economy）に関する詳細な情報を圧縮した形で提示し、経済内部で起こる複雑な経済活動や、市場その他で起こる異なる経済主体間、また、経済主体のグループ間の相互作用の包括的で詳細な記録を提供する。実際には、勘定は継続する期間について作成され、そうすることによって、経済の監視、分析、評価に必要な時系列的な情報の継続的な流れを提供している。また、ＳＮＡは、経済活動のみではなく、特定時点の経済の生産的資産の水準や住民の富に関する情報も提供するものでもある。最後に、ＳＮＡには、経済と海外との繋がりを表示する対外勘定が含まれている。

1.2. ＳＮＡは、種々の集計水準で実行されるであろう。すなわち、個々の経済主体、つまり「体系」で制度単位と呼ばれているレベルで、実行されるかもしれないし、また、このような制度単位のグループについて、もしくは経済の部門について、あるいは一国経済のレベルで実行されるであろう。ＳＮＡは、伝統的に国民経済計算体系と呼ばれるが、分析目的のためには、集計度のより低いレベルでも実行されなければならない。すなわち、経済の営みを理解することを可能とするためには、経済の異なった部門間に起こる経済的相互作用を観察し、分析することが可能とならなければならない。国内総生産（ＧＤＰ）のように、一国経済のレベルで経済活動の指標として広く利用されているキーとなる集計量が「体系」内で定義されているが、このような集計量の計算が国民経済計算を作成する

主要な目的ではなくなって久しい。

1.3. 「体系」は、一定の期間内に起こる様々なタイプの経済活動にリンクする、相互関連性のあるフロー勘定の系列と、その期の期首と期末に保有されている資産と負債の価値を記録する貸借対照表とを巡って築かれている。各々のフロー勘定は、生産あるいは所得の発生、分配、再分配または使用のような特定の種類の活動と関係する。各々の勘定は、勘定の両側に記録される源泉と使途との間の相違を残差として定義するバランス項目（the balancing item）を導入することによってバランスする。ある勘定のバランス項目は、次の勘定の第一項目として繰り越され、それによって勘定の系列を相互に接合された統一体としている。バランス項目は当該勘定によってカバーされる活動の正味の結果に対して典型的な要約を与えるものであり、それゆえ大きな経済的関心と分析的意義のある概念――たとえば、付加価値、可処分所得および貯蓄など――である。制度単位あるいは部門によって保有されている資産または負債に期間中に生じるすべての変化がフロー勘定のいずれかに体系的に記録されるので、フロー勘定と貸借対照表との間にもまた強い繋がりがある。原則として、期末の貸借対照表は、期首の貸借対照表と、勘定の系列に記録された取引あるいはその他のフローによって完全に決定される。

Ｂ．勘定と関連経済活動

1.4. この節の目的は、関連事項の議論に先だって、「体系」の主な特徴を説明するために勘定の主要な系列の概要を示すことである。「体系」に含まれる情報の豊かさをこのような短い節で正当に論じきれるものではないので、包括的に概観するためには、第Ⅱ章を参照すべきである。勘定の系列を要約する前に、次のことに注意すべきである。すなわち、特定の順序で勘定を示す必要があるけれども、

勘定が記述する活動は勘定に書かれた順序通りに起こるものと解釈されるべきでない。例えば、生産過程によって所得は継続的に発生するが、その一方で生産された産出への支出もまたほぼ同時的に行なわれている。経済は、異なった制度部門間の無数の取引を含む、相互依存関係にある経済活動が同時的に行なわれる一般均衡体系である。あるタイプの経済活動から他のタイプの経済活動へフィードバックが絶えず起きている。

１．勘定の系列

＜経常勘定＞

1.5. 経常勘定は、財貨・サービスの生産、生産による所得の発生、それに引き続いて起こる制度単位間の所得の分配と再分配、および消費目的または貯蓄目的のための所得の使用を記録する。

生産勘定

1.6. 生産勘定は、「体系」内で定義された、財貨・サービス生産の活動を記録する。そのバランス項目――すなわち、総（粗）付加価値――は、産出の価値から中間消費の価値を引いたものとして定義され、個別の生産者、産業あるいは部門によってなされたＧＤＰへの貢献の尺度である。総付加価値は「体系」の第１次所得が生み出される源泉であり、それゆえ所得の第１次分配勘定に繰り越される。付加価値はまた固定資本減耗を控除することによってネットで計測することもできる。

所得分配勘定および所得の使用勘定

1.7. 所得分配勘定および所得の使用勘定は、以下の事柄を示す接合された一組の勘定からなる。
－どのように所得が、生産によって生み出されるか

－どのように所得が、生産によって作り出された付加価値への請求権をもつ制度単位に分配されるか
－どのように所得が、主として政府単位によって社会保障負担および給付と税を通じて制度単位間に再分配されるか
－どのように所得が、家計、政府単位あるいは対家計非営利団体によって最終消費または貯蓄を目的として最終的に使用されるか。
1.8. 所得勘定の完全な集合から現れるバランス項目は貯蓄である。所得勘定は、それ自体の重要な固有の経済的関心をもつものである。特に、それが必要とされるのは、最終消費者――つまり、家計とコミュニティーの個別的及び集合的必要と欲求を満たすために、生産から生じる財貨・サービスを使用する主体――としての制度単位の行動を明らかにするためである。バランス項目である貯蓄は、「体系」の蓄積勘定系列の最初の勘定である、資本勘定に繰り越される。

＜蓄積勘定＞

1.9. 蓄積勘定は、取引を通じてあるいはその他の出来事の結果として、金融・非金融資産および負債の取得と処分を記録するフロー勘定である。
－資本勘定は、他の単位との取引または生産とリンクした内部の帳簿上の取引（在庫変動および固定資本減耗）の結果としての非金融資産の取得と処分を記録する。
－金融勘定は、やはり取引を通じた金融資産と負債の取得と処分を記録する。
－第三の勘定、その他の資産変動勘定は、２つの小勘定からなる。最初のもの、その他の資産量変動勘定は、取引以外の要因の結果としての制度単位ないし部門の保有する資産および負債の量の変動を記録する。たとえば、自然災害による固定資産の破壊のような変動を記録する。もう一方の、再評価勘定は、価格の変動による資産、負債の価値の変動を記録する。
1.10. 蓄積勘定と所得勘定とのリンクは、次の事実によって示される。すなわち、貯蓄――つまり消費財・サービスに支出されない可処分所得――は、金融資産ないし非金融資産を取得するために使用されなければならないという事実である。貯蓄がマイナスの時、消費が所得を超える分は、資産を処分するかあるいは負債

を負うことによってファイナンスされなければならない。金融勘定は、とりわけ金融仲介機関を通じて、資金が一つの単位グループから他の単位グループへ橋渡しされる方法を示す。金融へのアクセスは、多くのタイプの経済活動にとってそれにたずさわるための必要条件である。このことは、その資産が最も流動性のある現金だけであるとしてしても変わらない。

＜貸借対照表＞

1.11. 貸借対照表は、会計期間の期首と期末における制度単位ないし部門の資産と負債のストックの価値を示す。既に注意したように、取引、価格変化あるいは保有されている資産および負債の量に影響を与えるその他の変化が起きる時はつねに、資産および負債の価値額は自動的に変化する。そうした事柄はすべて蓄積勘定のいずれかに記録されているから、期首貸借対照表と期末貸借対照表との間の資産・負債の総額の差は、「体系」内で完全に会計的な説明を与えられることになる。もちろん、その際、次の前提が置かれる。すなわち、貸借対照表中に記録される資産・負債は、取引およびその他の変化と整合的に評価されているという前提である。この前提は、言い換えれば、それらが当期価格で評価されているということである。

２．活動と取引

1.12. 「体系」の勘定は、制度単位の振る舞いと制度単位が携わる活動、たとえば、生産、消費および資産の蓄積について分析上有益な情報を提供するように設計されている。これらの勘定が通常このことを行なうのは、物理的過程を直接的に記録あるいは測定しようと試みることによってよりも、むしろこれらの活動と関係する制度単位間の取引に含まれる財貨・サービスあるいは資産の価値を記録することによってである。たとえば、勘定は、家計による財貨・サービスの物理的消費――ある一定の期間内に彼らが食べる食料あるいは彼らが燃やす燃料――

を記録しない。代わりに、家計が最終消費財・サービスに対して行なう支出、またはより一般的には家計がその他の単位との取引を通じて――購入されたにせよ、そうでなかったにせよ――取得する財貨・サービスの価値を、勘定は記録する。このように取引に関するデータは、勘定中に含まれる種々の要素の価値を構成したり導出したりするための基礎的な原資料を提供するのである。取引データの利用は重要な長所を有している。第一に、市場の買い手と売り手の間の取引で交換される財貨・サービスの価格は、勘定のすべての項目を直接的あるいは間接的に評価するのに必要とされる情報を提示する。第二に、異なった二つの制度単位間で行なわれる取引は、その取引の当事者双方に記録され、それゆえ一般にマクロ経済勘定体系に二度現れる。このことによって「体系」に重要な連鎖を確立することができる。たとえば、産出は、他の単位へ販売されたか、物々交換されたか、あるいは移転された額を合計し、さらに、在庫へ追加された額を加え、在庫から引き出された額を差し引くことによって得られる。実際に、産出額は、取引のデータによってその産出の多様な使用を記録することによって得られる。このようにして、財貨・サービスのフローがその生産者から最終的な使用者まで経済システムを通じて跡づけられるのである。取引の中では、内部の帳簿上の取引にすぎないものもある。一つの単位が二つの活動、例えば、同一の財貨・サービスの生産と消費に携わる場合、そうしたタイプの取引を記録することが必要となる。しかし大多数の取引は異なる単位間で市場において行なわれている。

C．経済の制度部門

1.13．この節の目的は、前の節で要約された勘定の完全系列を作成することのできる経済の主要な部門が何であるかを極めて簡潔に示すことである。二つの主要な種類の制度単位あるいは取引者が、「体系」において区別される。すなわち、

家計と法的実体（ legal entities）である。後者は、生産の目的のために作られた実体、主として法人・企業および非営利団体であるか、あるいは社会保障基金を含む政府単位であるかの、どちらかである。制度単位は、基本的に、財貨および資産を所有することができ、負債を負うことができ、経済活動に従事したり、また自己の権利で他の単位との取引に携わったりすることができる単位である。「体系」の目的のために、その経済に居住している制度単位は、次のタイプの単位からなる相互に排他的な五つの部門にグループ分けされる。

－非金融法人企業

－金融機関

－社会保障基金を含む政府単位

－対家計非営利団体

－家計

である。

五つの部門は、ともに一国経済を構成している。また、各々の部門は内訳部門に分割される。たとえば、非金融法人企業部門は、政府の支配のもとにある法人企業や外国単位の支配のもとにある法人企業をその他の法人企業から区別するために分割する。「体系」は、一国経済についてと同様に、各々の部門について――もし必要があるならば内訳部門について――、フロー勘定と貸借対照表の完全な集合を作成するための規定を備えている。それゆえ、作成される勘定の数は、必要とされかつ実行可能な細分化のレベルにもよるが、潜在的にはかなり多い。細分化によってのみ、政策立案の目的のため測定・分析される必要のある、経済の異なった部分の間の相互作用を観察することが可能となる。五つの主要部門のレベルで、勘定の完全な集合を、このマニュアルの巻末付録Ⅴに示す。

1.14. 国外に居住する制度単位は、海外（the rest of the world ）を形成する。「体系」は、海外で行なわれている経済活動について勘定の作成を要求していないが、居住者と非居住者との間のすべての取引は居住者単位の活動の完全な会計的把握を行なうために記録されなければならない。居住者と非居住者との間の取引は、ただ一つの勘定、すなわち「体系」の海外勘定(the Rest of the World Account of the System ）にまとめられる。

Ｄ．「体系」の他の特徴

1.15. ＳＮＡは、主要勘定系列をはるかに越えて、主要勘定には含まれない情報を含んでいたり、行列のような、特定の型への適合性の高い他の方式で情報を提示する勘定や付表を含む豊富で詳細な国民経済計算体系となっている。この時点では、こうした様々な要素をすべてリストアップするつもりはない。それは第Ⅱ章で説明することである。しかし、ここで、「体系」の中で大きな役割を演じる２つの要素に注目しておくことは有益である。

１．供給・使用表

1.16. 先に説明したフロー勘定と貸借対照表に加えて、「体系」中の中枢体系部分には、異なった財貨・サービスの供給が国内産業や輸入からどのように発生するか、そうした供給が、輸出を含む、様々な中間的、最終的使用の間でどのように配分されるかを記録する行列形式の詳細な供給・使用表が含まれている。供給・使用表の作成には、産業――すなわち、制度単位とは別のものとしての事業所をグルーピングしたもの――について、生産および所得の発生の統合勘定を作成することが伴う。後者の作成には、センサスや標本調査による工業統計調査から得られる詳細なデータを用いることが出来る。また、供給・使用表は、国民経済計算統計作成の際に用いられるコモディティー・フロー法――個々の型の財貨・サービスの供給合計と使用合計とが相互ににバランスされる――を組織的に利用できる会計的枠組みを提供している。さらに、供給・使用表は、経済分析や予測の目的で広範に利用される詳細な投入・産出表を導出するための基礎情報を提供するものでもある。

２．価格・数量測度

1.17. 「体系」は、また、その概念と会計上の原則との整合性を持ったかたちで、財貨・サービスフロー、総付加価値、ＧＤＰについて、統合された価格・数量指数の集合を作成するために用いるべき方法論についての手引きを提供している。可能な範囲で、年次連鎖指数が使用されるべきであるということが勧告される。ただし、経済分析やモデル作成の目的のために構成要素と集計量とについての数量測度が、加法的な整合性を持たなければならない場合には、固定基準指数を使用してよいことも勧告される。

1.18. 「体系」の主要集計量のための価格指数と数量指数により的確に計測されたインフレ率と経済成長率は、過去の経済実践の評価と経済政策立案のための目標としてのキーとなる変数である。それらは「体系」の必須部分であり、特に、インフレーションの発生が多くの国で各国特有の経済問題となっていることを考慮する場合、その必要性は一層高まる。「体系」は、また、国際間の交易条件の変化により引き起こされる交易利得ないし損失の存在のために、ＧＤＰの量的な成長と経済の実質所得の成長とが同じものではないことを認知する。

Ｅ．概念と分類

1.19. ＳＮＡの内容は、勘定構造それ自体に――すなわち、勘定のタイプおよびフォーマットに――よるばかりでなく、勘定に含まれる項目が定義される方法や分類される方法にも依存する。そこに内包されている問題は、技術的性質のものだけでなく、経済理論・経済原則についての基本的な問題を含むものである。また「体系」で使用される概念と分類は、データが利用される方法とデータになされる解釈にかなりの影響を与える。

１．生産の境界

1.20. 生産活動が、基本である。「体系」において、生産とは、制度単位の責任と支配と管理のもとで財貨・サービスの投入を財貨・サービスの産出に変換するために、労働と資産が使用される物理的プロセスであると理解されている。産出として生産されるすべての財貨・サービスは市場で販売することが可能であるか、あるいは少なくとも１単位から他の単位へ無料ないし有料で提供することが可能なものでなければならない。販売向けであろうと物々交換向けであろうと、「体系」は現実に市場に向けられたすべての生産物を生産の境界の中に含める。「体系」は、また政府単位あるいは対家計非営利団体によって個別家計に無料で提供されるかあるいはコミュニティーに集合的に提供されるすべての財貨・サービスも生産の境界内に含めている。

＜家計生産＞

1.21. 「体系」の生産勘定に記録される活動の範囲を画定することに関する主要な問題は、市場で他の単位に供給することが可能ではあるけれども、しかし現実にはその生産者により自家用に留保されている財貨・サービスを生産する活動の取り扱いについて決めることである。これらの活動は、非常に広い範囲の生産的活動を含み、とりわけ、

(a)家計企業による、自己の最終消費のための農産物の生産

(b)家計部門による、自己の最終使用のためのその他の財貨の生産。住宅の建設、食料品および衣類の生産、等

(c)自分の持ち家に住む人による、自己の最終消費のための住宅サービス

(d)同一家計内の家事サービスおよび個人サービスの生産。料理、子供の世話と養育、清掃、修理、等

がある。すべてこれらの活動は経済的な意味で生産的である。しかしながら、「体系」に含めるかどうかは、単にこれらの活動の産出に対して貨幣価値を推定するかどうかという問題ではない。産出に価値を割り当てるのであれば、その生

産から発生する所得にもその産出の消費にも価値を割り当てることが必要となる。こうしたフローの経済的意義が貨幣的フローの意義とまったく異なることは、明白である。たとえば、生み出された所得は、生産された財貨・サービスの消費に自動的に結び付けられてしまっている。こうしたフローはインフレーションやデフレーションの分析、あるいは当該経済の不均衡の分析にはほとんど影響がない。この種の大きな非貨幣的フローを、貨幣的フローとともに勘定の中に入れることは、市場で起きていることを曖昧にし、またデータの分析的有用性を下げることになりかねない。

1.22. ＳＮＡは、多目的な体系である。それは、広範囲の分析的、政策的必要にかなうように設計されたものである。それゆえ、勘定ができる限り包括的であるという要求と、市場行動および不均衡の分析に利用されるフローが非貨幣的価値によって泥沼に陥らないようにする要求との間の、バランスを取る必要がある。「体系」の結論は自己使用に向けられた財貨の生産のすべてをその生産の境界内に含めるということである。というのは、財貨は生産された後でも、市場的使用と非市場的使用との間で使途の転換が可能だからである。しかし、家計内で自己の最終消費の用に供するサービス生産のすべてを、（有給の家事使用人によって生産されるサービスと持ち家に住んでいる人による住宅サービスの自己勘定生産とを除いて）「体系」の生産の境界から排除する。こうしたサービスは生産されると同時にすべて消費される。また市場とのリンクも、たとえば農産物の場合のような、財貨の生産と比べ希薄である。実際、財貨の生産の場合、家計は一部は自己の最終消費に供するために、一部は市場で販売したり物々交換したりするために生産を行なっている可能性がある。それゆえ、「体系」における生産の境界の位置付けは折衷案ではあるが、ほとんどの使用者の必要を考慮した上のものである。この文脈において、次のことが注目されるだろう。すなわち、労働力統計において経済的に活動状態にある人々（economically active person)がＳＮＡで定義されたような生産的活動に従事する人々である、ということである。もし、生産の境界を拡大して、家計の成員による自己の最終消費に供するための個人および家事サービスの生産を含めるようにするならば、このような活動に従事する人々のすべてが自営業者となり、失業は定義によって事実上存在しなくなるだろう。このことは、ＳＮＡと他の関連統計システムの生

産の境界を市場活動と市場活動に対する密接な代替物(fairly close substitutes for market activities) である活動とに制限する必要性を、実例をもって示している。

＜その他の生産の境界の問題＞

1.23. ある種の自然の過程は、それらが起こる状況によって生産として数えられるかもしれないし、あるいはそうでないかもしれない。活動が生産的であるとみなされる必要条件は、生産されるすべてのものに所有権を行使する何らかの制度単位の統御、支配および責任の下で、その活動が行なわれなければならないということである。たとえば、海洋の魚類ストックの自然成長は、生産として数えられない。すなわち、その過程はどの制度単位によっても管理されていないし、その魚はどの制度単位にも属さない。一方、魚の養殖場での魚の成長は、家畜の飼育が生産の過程であるのとほとんど同じように、生産の過程とみなされる。同様に、非育成原生林、あるいは野生の果物または苺などの自然成長は、生産として数えられない。一方、収穫物をもたらす樹木の育成や、木材あるいは他の使用に供するための樹木の育成は、年々収穫される作物と同様な方法で数えられる。しかしながら、原生林の木の意図的な伐採、また野生の果物もしくは苺など、および薪の採集が生産として数えられることに注意すべきである。同様に、降雨、および自然の水流のままの水の流れは生産の過程ではないが、貯水池あるいはダムでの水の貯蔵、ある場所から他の場所への水道配管による水の輸送または水の運搬はすべて生産の構成要素である。

1.24. 生産者としての立場からも消費者としての立場からも、制度単位のためになるであろう多くの活動あるいは過程が経済的意味における生産の過程でないことを、これらの例は示している。降雨は、一国の農業生産にとって絶対必要なものであるが、その産出をＧＤＰに含めてよいような生産過程ではない。

２．消費の境界

1.25. 「体系」における生産の範囲は、生産勘定それ自体を越えてかなりの広が

りを持つ派生問題を含んでいる。生産の境界は生産された総付加価値の額を決定し、それゆえ生産によって生み出された所得の総額を決定する。同様に、家計の最終消費支出と現実消費に算入される財貨・サービスの範囲も、生産の境界によって左右される。たとえば、家計による自家消費のために家計自身が生産した農業生産物の推定価値と、自分の持ち家に住む人々によって自家消費のために生産された住宅サービスの価値とはこれらの支出に算入されるが、車または家計の耐久財に「自分で行なう（do-it-yourself）」修理および維持管理、住居の清掃あるいは子供の世話と養育そのほか自己最終消費に向けて生産された類似の家事サービスないし個人サービスの価値は算入されない。ただ、これらの目的のために利用される財――たとえば、清掃用品――への支出のみが、家計の最終消費支出に算入されるのである。

３．資産の境界

1.26. 貸借対照表は、制度単位または部門について作成され、そうした単位によって所有される資産の価値あるいはそうした単位が負っている負債の価値を記録する。「体系」で定義される資産は、なんらかの単位または複数の単位によって所有されていなければならない実体であり、その所有者はある期間にわたってそれを保有あるいは使用することにより経済的利益を獲得する。金融資産と、たとえば機械、設備および構築物のようにそれ自体過去に産出として生産された固定資産は、この定義によって明らかにカバーされている。しかしながら、自然発生の――すなわち、生産されたのでない――資産の中でどれが「体系」に算入されるかを決定することに関して、所有権基準（the ownership criterion ）が重要である。制度単位がそれに実効的な所有権を行使しているならば、――つまり、実際にそれから利益を得ることができる立場にあるならば、――土地、鉱物鉱床、燃料埋蔵量、未開の森林または他の植生、および原生動物のような自然発生資産は、貸借対照表に算入される。その単位が民間単位である必要はなく、社会全体を代表して所有権を行使している政府単位であることも可能であろう。したがって、環境資産の中にも「体系」内に算入されるものが数多くある。算入されない資産には、大気あるいは公海のようにどのような所有権も行使されることのない

もの、または発見されていないかあるいは利用不可能な――すなわち、その時点の技術と相対価格等を所与として、その所有者にどのような利益ももたらすことができない――鉱物または燃料埋蔵量のような資産である。

1.27. ある貸借対照表と次の貸借対照表との間における、制度単位に所有される自然発生資産の価値の変化は、「体系」の蓄積勘定に記録される。たとえば、生産における使用の結果としての自然資産の減耗はその他の資産量変動勘定に記録される。また自然災害（洪水、地震、など）による破壊に起因する固定資産の損失も同じ取り扱いである。反対に、鉱物あるいは燃料の鉱床または埋蔵量が発見された時、あるいは、以前は利用不可能であった鉱床や埋蔵量が利用可能になったとき、それらの出現は、やはりその他の資産量変動勘定に記録され、そのことを通してそれらは貸借対照表に入って行く。

４．国境

1.28. 「体系」の勘定は、部門および内訳部門にグループ分けされた居住者制度単位について作成される。居住者の概念は、ＩＭＦの『国際収支マニュアル』で使用されているものと同一である。制度単位が所定の経済内に居住しているといわれるのは、その領域内に経済的利害の中心を維持している場合である。すなわち、制度単位が無期限にあるいは長期間――通常１年と解釈される――にわたってかなりの規模で経済活動または取引に従事しているか、あるいは従事しようとする場合である。したがって、生産の集計測度としての一国のＧＤＰは、生産に従事するすべての居住者制度単位の総付加価値の合計に等しい。（生産物に課される税マイナス生産物に対する補助金の中で、居住者制度単位の産出の価額に含まれていないものがあればそれを加える。）これは、一国経済の地理上の境界内で行なわれるすべての生産活動の総付加価値の合計と、必ずしも正確に同じものではない。居住者制度単位の生産の一部は、海外で行なわれるかもしれない。たとえば、一部の輸出された機械または設備の据え付け、あるいは、海外で一時的に仕事をする専門的アドバイザーのチームによって引き受けられたコンサルタントプロジェクトなどである。これとは逆に、国内で行なわれる生産の一部は、外国の制度単位に帰属するかもしれない。

Ｆ．ＳＮＡの利用

1.29. ＳＮＡは、経済分析、意思決定および政策策定のために設計された多目的体系である。その適用可能性は広く、国によって産業構造なり経済発展の到達段階が異なることによらない。「体系」の基本的概念や定義は、普遍的に有効であり、また適用される特定の経済環境にとって不変であるべき経済的推論や原理に基づいている。同様に、分類や勘定規則も普遍的に適用可能なものとして設計されている。たとえば、生産勘定の構成要素――産出、中間消費、総付加価値――について、先進国と途上国とで、小さな開かれた経済と大きな比較的閉ざされた経済とで、インフレ率の低い経済と高い経済とで、異なる定義を与えようとするのには正当性がない。「体系」に記されている定義、勘定規則のあるものは特定の環境のもとでは余分なものになるかもしれない（たとえば、まったくインフレのないとき）が、それでもＳＮＡのような一般的な体系が出来るだけ広範囲な環境をカバーする定義や規則を含んでいることは必要なことである。

1.30. データの必要性と優先順位、また統計的能力が国のタイプによってかなり違っている可能性があるという事実が、異なる概念、分類、勘定規則を持った異なる体系の構築を正当化するものではない。少なくとも当初は部門分割をほとんど、あるいはまったく行なわずに、一国経済についての少数の勘定と表だけしか計算する能力を持たない国があるかもしれないが、それは、勘定・表の縮約された集合を作成しているということであり、別の体系と言うわけではない。国によって経済環境が大きく変化する場合に、データ収集の一般的優先順位を設定することは適切ではない。実際には、問題となる個々の国の経済的状況、必要性、問題に精通した経済分析家や政策担当者によってのみ国ごとに優先順位を確定することができるのである。たとえば、極めて雑多な国の集まりである発展途上諸国

に世界的レベルで一般的優先順位を定めようとすることは有益ではない。データの優先順位は、途上国同士の間でも、途上国と先進国との間と同様に変化しうるものである。

１．個別分野における利用

1.31. ＳＮＡの主目的は、経済のパフォーマンスの分析と評価に適したマクロ経済データベースを構築するのに利用することができる包括的な概念、勘定の枠組みを提供することである。そのようなデータベースの存在は十分な情報のもとで、合理的な政策策定、意思決定を行なううえで不可欠のものである。ＳＮＡの個別分野に限定した利用については以下の節で述べる。

＜経済のふるまいの監視＞

1.32. 国民経済計算データは様々な経済活動類型と経済の様々な部門の両方にわたる情報を提供する。生産、家計消費、政府消費、資本形成、輸出、輸入、賃金、利益、税、貸し出し、借り入れなど主要な経済フローの動きを監視することができ、しかも財貨・サービスのフローは当期価格と不変価格の両方で記録されている。さらに、情報は勘定の枠組みの中でのみ定義され測られうるキーとなるようなバランス項目と比率――たとえば、財政黒字または赤字、経済の個々の部門や、経済全体によって貯蓄されたり投資されりする所得の割合、貿易収支等――について提供される。国民経済計算はまた、工業生産や生産者物価や消費者物価の月次指数のような短期指標の動きを説明、評価するための背景をも提供する。「体系」の勘定や表や貸借対照表の多くは普通年１回より多くの頻度で作成されていないが、もし少なくとも「体系」の主要な集計量の一部が年次だけでなく四半期でも作成されたなら、経済のふるまいの監視は大幅に改善されるだろう。

＜マクロ経済分析＞

1.33. 国民経済計算はまた、経済内部ではたらいている因果メカニズムの研究の

ためにも利用される。通常そのような分析は、国民経済計算の枠組みの中で作成された当期価格表示および不変価格表示の時系列データに計量経済学的手法を応用することによって、様々な経済変数の間に存在する関数関係のパラメータの推計するという形をとる。そのような研究に使われるマクロ経済モデルのタイプは、分析の目的によっても変わるだろうし、研究者の経済思想の流派によっても様々に変化するだろうが、「体系」は十分に柔軟であり、様々な経済理論やモデルの要請に適合可能なものである。ただし、そうした理論やモデルが生産や消費や所得などの「体系」の基本概念を受容することだけを前提とする。

1.34. コンピューター技術の進歩は大きなマクロ経済モデルの計量経済学的分析がマイクロ・コンピューターで成し遂げられることを可能にした。多くの計量経済学のソフトウェア・パッケージがこの目的のために開発されている。そのためこの種のモデリングは、もはや少数のメインフレーム・コンピューターをもつ政府部局や研究所や大学に限られなくなった。計算目的のために利用可能な資源が限定されている民間の法人企業や研究所によってこの種のモデリングが行なわれることもしだいに多くなってきている。

＜経済政策の策定と意思決定＞

1.35. 短期の経済政策は経済の最近の動向と現在の状態の評価やありそうな将来の発展についての見方や正確な予測に基づいて策定される。概して短期予測は、上述したタイプの計量経済学モデルを使って行なわれる。中・長期の経済政策は広い意味の経済戦略の脈絡で策定されなければならない。その場合、当該経済戦略の定量化は、計画の形をとらなければならないだろう。中・長期経済計画を形作るほとんどの要素は、国民経済計算フローからなり、そのような計画を国民経済計算フローなしで考えることは不可能である。今までの経済活動を正確に反映するよいマクロ経済モデルは予測と同様に計画にも欠かせない

1.36. 経済政策の策定と意思決定はすべての政府レベルで、また公的法人企業や民間法人企業の中でも行なわれる。多国籍企業のような巨大法人企業は彼ら自身の要求に合わせた彼ら自身のマクロ経済モデルを作成する能力を持っており、そうしたモデルの作成には国民経済計算データが必要である。巨大法人企業の投資

計画は、将来の経済発展についての長期予想に基づいたものでなければならない。その際にも国民経済計算データが必要となる。もちろん、また報酬をもらって個々の依頼人に予測を提供する専門業者もある。概してそのような業者は非常に詳細な国民経済計算データを必要とする。

＜国際比較＞

1.37. ＳＮＡは、標準的な国際的に受け入れられている概念や定義や分類に従った国民経済計算データを国際的または超国家的組織へ報告するために使われる唯一のシステムである。報告されたデータは、ＧＤＰや１人当たりＧＤＰのような主要集計量の国際比較のため、また、投資や税や政府支出のＧＤＰに対する割合のような構造上の統計数字の比較のために広く用いられている。そのような比較は一経済のパフォーマンスを他の似たような経済のそれとの対比で評価するために経済学者やジャーナリストやその他の分析に携わる人々によって用いられている。そうした比較データは経済プログラムの相対的な成功についての大衆的判断と政治上の判断に影響を与えることがある。この点は、一つの国の中での時系列的な発展がそうした判断に影響を与えるのと同様である。多数の国々についての国民経済計算のセットからなるデータベースは、また時系列データと横断面データをプールすることによって、関数関係の推定のためのより広い範囲の観察値を提供することができることから計量経済学的分析のためにも利用可能である。

1.38. 様々な国々の１人当たりＧＤＰの水準、もしくは１人当たりの国民総所得（ＧＮＩ）の水準は、国際組織が貸付、援助、その他の資金への資格要件を決定したり、そのような貸付、援助、資金を利用する際の諸条件を決定したりするためにも使われる。その目的が１人当たりの財貨・サービスの生産や消費の量を比較することであるとき、各国通貨表示のデータは、為替レートでなく購買力平価で共通の通貨に換算されなければならない。一般に、市場為替レートも固定為替レートも異なった通貨の内部購買力を反映したものでないことはよく知られている。為替レートがＧＤＰや他の統計数字を共通の通貨へ換算するために使われるとき、高所得国における財貨・サービスの価格は、低所得国における財貨・サービスよりも高く評価される傾向があり、そのためそれらの国々の間の所得格差を

誇張する結果となる。したがって、為替レート換算されたデータは当該財貨・サービスの相対量の尺度として解釈されてはならない。また様々な国々のＧＤＰや１人当たりＧＤＰの水準は、国際組織の活動をまかなうためにその組織の加盟国の負担金の大きさを決定する目的にも（条件の一部としてまたは唯一の条件として）使われる。

1.39. 国際機関は国際的に比較可能な国民経済計算データを収集することができるようにするためにＳＮＡを使っているが、ＳＮＡはこの目的のために創り出されたものではない。また、ＳＮＡが世界のほとんどの国で国内目的のためにもほとんど変更なく、あるいはまったく変更なく使われる標準的、一般的な体系となっていることも事実である。したがって、各国の統計局と政府機関はＳＮＡが彼ら自身の分析的、政策的要求に応えるものであることに強い既得権益を持ち、この理由のために「体系」の発展に積極的な役割を果たしてきた。

２．実施の弾力性と利用

1.40. ＳＮＡは、個々の国の経済構造や制度的取り決めや発展段階にかかわらず、彼ら自身の必要と能力に照らして実施するのに最も適切で有用であると考えられる「体系」中の部分をその中から選ぶことができるように十分に包括的になるように設計されている。ＳＮＡは、柔軟に実施されることが意図されており、本書で提示されている勘定と表、分類および部門は固定されたものとみなされるべきではない。ある場合において、「体系」ははっきりと弾力性を要求する。たとえば、一般政府部門を内訳部門分割する２つの代替的方法は、第Ⅳ章でどちらも優先性を与えられることなく提案されている。同様に、「体系」は家計の主要な収入源に基づいて家計部門を内訳部門分割するよう提案しているが、同時に、その方法が内訳部門分割のための一つのあり得る基準にすぎないことを強調している。ある場合には、社会経済的基準または家計が所在する地域のタイプに基づいて内訳部門分割すること、または、二つまたはそれ以上の基準を共に階層的に用いることによって家計部門の分割を更に進めることはより適切かもしれない。

1.41. 「体系」を様々な環境と必要に応じて適合させてゆく方法を特に取り上げているのは、第ⅩⅨ章である。たとえば、制度単位や取引や資産の分類は、それ

らを様々な国のデータの利用可能性や特殊な環境に適合させるために柔軟に実施することが認められる。こうした分類の柔軟な利用は「体系」の基本概念と定義を変えるものではない。しかしながら、第ＸＸＩ章で説明しているように、弾力性を１段階先に進め主「体系」に密接にリンクされているが、それと正確に同じ概念を用いなければならなかったり、貨幣タームで表現されることのない、サテライト勘定を開発することが考えられる。サテライト勘定は社会の保健や環境の状態を監視するような特別な目的に向けられたものであるが、それらはまた、新しい方法論を探求したり、たとえば投入産出分析が「体系」に統合されてきたように、やがて十分に発展し認められたとき、主「体系」に吸収されるような新しい会計手続きを考案したりするのに使われるかもしれない。

1.42. 「体系」を柔軟に実施するもう一つの方法は、特定の分析的なそして政策的な要求によりよく対応するために、勘定データを社会会計行列のかたちに再整理することによるものである。そのような行列は異なる体系としてではなく、「体系」の中に含まれる大量の情報を提示するもう一つの方法として解釈されるべきであり、しかも社会的・経済的発展を監視し、多くの利用者や分析者がより有益で強力であると認めるような提示方法として解釈されるべきである。

３．諸統計を調整する枠組みとしてのＳＮＡ

1.43. また、ＳＮＡは諸経済統計を調整するための枠組みとして役立つという非常に重要な機能を持っている。それには二つの意味がある。一つは、異なってはいるが関連した統計分野で使われる、定義と分類の一貫性を保証するための概念的枠組みとしての役立ちであり、二つめの役立ちは、工業統計調査、家計調査、貿易統計、また付加価値税の申告データその他の行政ソースのような様々な源泉から抽出されたデータの数値的一貫性を保証するための勘定の枠組みとしてのそれである。

Ｇ．様々な統計体系の調和

1.44. ＳＮＡと関連する諸統計体系は、その基本的概念、定義、分類の点では出来る限り一貫している必要がある。国際収支統計や労働力統計のような、さらに専門的な体系のデータは典型的には国民経済計算のデータと関連させて、それと共に使わなければならないということから、国民経済計算は常に経済統計の中心的位置を占めてきた。様々な体系の間の一貫性は、関連するすべての統計の分析的有用性を高めることになる。ＳＮＡと金融統計や国際収支統計のような、関連する諸統計体系との調和の向上は、「体系」の改訂の背景となった推進力の一つであった。

1.45. 他の統計体系の改訂は、様々な種類のデータの特徴や様々な種類の利用者の特別の要求といった点から個々に正当化することが出来るわずかな例外を除きＳＮＡと諸統計体系との間の概念的相違を除去するために、ＳＮＡ改訂と並行して、またそれとの密接な協力の下に行なわれてきた。ＳＮＡと他の主要な統計体系の間の調和は大よそ成功を収めているが、それは他の体系を変更することとともにＳＮＡ自身を変更することによって達成されたものでもある。

1.46. ＳＮＡの改訂におけるＩＭＦの活発なかかわりのために、調和向上への過程は、ＩＭＦの管轄下にある国際収支表、財政統計、貨幣・銀行統計に関しては特に印象的なものであった。これら３つの体系のそれぞれの改訂は、これらの体系を更新するためだけでなく、出来る限り完全にそれらをＳＮＡと整合的なものにするためにＩＭＦによって行なわれているところである。これらの体系の改訂マニュアルは１９９３年版ＳＮＡとほぼ同時か、すぐ次の数年間に刊行される予定である。

1.47. 他の様々な国際ガイドラインの改訂版が、改訂版ＳＮＡとほぼ同時に発行されているところである。こうしたガイドラインの中には、ＳＮＡで使われる産業分類である国連国際標準産業分類(Internation-al Standard Industrial Classification of All Economic Activities, ＩＳＩＣ）の第３次改訂が含まれる。国際標準産業分類で定義された事業所は、ＳＮＡの供給・使用表を構成する産業

別生産勘定を作成する際の統計単位でもある。すなわち、事業所の概念はＳＮＡと国際標準産業分類の双方で同じである。国際労働機関（ＩＬＯ）はこの章の初めに要約的に述べたように、ＳＮＡの生産の境界と整合的な方法で就業を定義する労働統計の改定基準を発表している。公式部門と非公式部門との間の区別に関する第１５回国際労働統計家会議の決議からの抜粋は第Ⅳ章の付録として再録されている。もう一つの例を提供するのが、国連食糧農業機関（ＦＡＯ）によって作成された『農業勘定ハンドブック』の改訂版であり、そこではＳＮＡにおける農産物の取り扱いに沿ったかたちの改訂が行なわれている。国際的な統計体系および統計基準を相互に、またＳＮＡと出来る限り調和させることが、世界レベルでも様々な関連国際機関の方針であるから、現在すでに着手されていたり、あるいは計画段階にあるそうした統計体系や統計基準の改訂についてここですべてを掲げることは必要でもなければ可能でもない。

Ｈ．概念と分類の実施

1.48. 勘定の内容を決めるのは、「体系」の概念的枠組み定義、分類だけではない。実際にそれが解釈され実施される方法も勘定の内容を左右する。原理的に、概念や分類がいかに単純かつ正確であるように見えようとも、前もって決められた範疇の中に簡単に適合させることの出来ない困難な境界線上の事例が存在することは避けがたい。こうした点を、「体系」における基本的な区別であり経済学における基本的な区別でもある、消費と総固定資本形成（あるいは、脈絡が異なれば総固定投資と呼ばれることも多い）との間の区別について考察することによって説明してみよう。

１．最終消費、中間消費および総固定資本形成

1.49. 消費は制度単位が財貨・サービスを使い尽くす活動である。まったく異なった２種類の消費がある。中間消費は、会計期間内に使い尽くされた生産過程への投入から成る。最終消費は個々の家計あるいはコミュニティーによって彼らの個人的または集合的必要と欲求を満足させるために使い尽くされる財貨・サービスから成る。他方、総固定資本形成の活動は生産者としての能力における制度単位に限定される活動であり、固定資産の取得マイナス処分の価値として定義される。固定資産はいくつかの会計期間（１年超）にわたり、生産に繰り返しあるいは継続的に使用される生産資産（機械、設備、建物や他の構築物がほとんどであるが若干の無形資産を含む）である。

1.50. 総固定資本形成と消費（中間であろうと最終であろうと）の間の区別の一般的な性格と目的ははっきりとしている。その区別は経済分析と政策策定の基本である。それにもかかわらず、消費と総固定資本形成の間の境界線を実際に画定することは常に容易であるとは限らない。ある一定の活動は消費であるようにみえる要素と同時に、資本形成であるようにみえる要素を含んでいる。「体系」を統一的に実施しようとするためには、いくつかの困難なあるいは論争的でさえある項目の分類について決定しなければならない。いくつかの例が下に与えられる。

＜訓練、研究および開発＞

1.51. 職員訓練あるいは研究・開発のような活動への企業による支出は、その消費が当期に行なわれる生産のレベルによって決定されるようなタイプの中間投入でなく、機械、設備、建物およびその他の構築物への支出とだいたい同じように将来生産性を高めたり、あるいは生産可能性の範囲を拡大したりすることを意図したものである。しかしながら、訓練や研究・開発への支出は、容易に識別され、定量され、また貸借対照表の目的のための評価額を画定しうる資産の取得にいたるものではない。それゆえ、たとえそのような支出が将来の利益をもたらすと認められても、当該支出は引き続き中間消費として分類される。実際、企業によって行なわれる多くの支出は、当該期間だけでなく将来にも影響を持っている。たとえば、市場調査、広告、また従業員の福利や態度に影響を与える健康、安全へ

の支出などがそれである。

＜教育＞

1.52. 教育への支出もまた人的資本への投資の一形態として総固定資本形成に分類されるべきであると、しばしば提案される。知識、技能および資格の取得は、当該個々人の生産能力を増加し、彼らの将来の経済的利益の源泉ともなる。しかしながら、知識や技能や資格はその表現の広い意味で明らかに資産であるが、それらは「体系」で理解されるものとしての固定資産と同等には扱われない。それらは学習、研究、訓練というそれ自体が生産過程でない活動を通して獲得されるので、生産資産ではない。学校、単科大学、総合大学等によって生産される教育サービスは、知識や技能を獲得する過程で学生によって消費される。教育資産は人としての個々人に体化される。それは他に移転することもできないし、個人が働く企業の貸借対照表に示されることも（ある高度な技能を備えた個人が、特定の期間に特定の雇主のために働く契約をする稀なケースを除いて）ない。教育資産は、それらが体化される個人に関する貸借対照表に示すことができるかもしれないが、個人は企業ではない。また熟練労働者が得た報酬が費やされた時間と労力の量に依存していて、単なる資産の所有者が受け取る収益ではないということを念頭に置くと、その評価は困難であろう。

1.53. 最終消費が人間の個別的・集合的必要や欲求の直接的充足のための財貨・サービスの使用からなるということにも注意しておこう。教育サービスは疑いもなくこの意味で消費される。それは福祉を増進させそれを消費する人々の生活の一般的な質を改善する。さらに、それは個人によって消費されるサービスの中で短期の利益とともに長期の利益をももたらす唯一のものでもない。たとえば、保健サービスの消費は長期の利益をもたらし、また食料および住宅のような基礎品目の消費でさえ個人を良い健康状態に――あるいは好調に――保つために不可欠である。

＜修理・維持と総固定資本形成＞

1.54. よく知られてはいないが、消費と総固定資本形成との間の２分割を実行することの難しさを示すもう一つの例が、修理と維持によってもたらされる。固定資産を良好な稼働状態に保つために企業によって行なわれる通常の維持と修理は中間消費である。しかしながら、機械でも構築物でもその能力を改善する大規模な改良や固定資産への追加や拡張は、その能力を増大し予想耐用年数を延ばすので総固定資本形成とみなされる。実際には、通常の修理と大規模な改良との間の線を引くことは簡単ではないが、「体系」はこの目的のためにある基準を提供する。ところが、経済分析を行っていく上で通常の修理・維持と大規模な改良や追加の間の区分が使えもせず支持もできず、そのような活動をすべて総固定資本形成として扱うより「グロス」な記録方式を望ましいと考える研究者もいる。

２．消費と総固定資本形成の区分の解釈

1.55. 上で挙げた例は、消費と総固定資本形成の簡単な２分割が、どちらのカテゴリーにもうまく適合しない財貨・サービスのフローを扱うとき、問題を引き起こすことが避けがたいということを示している。問題は、単にどのようにしてあるフローを分類するかということだけでなく、今期ばかりでなく過去や将来の期間をも包含する、統合され首尾一貫した勘定の集合の中で、総固定資本形成を通して得られる資産について経済的に意味のある実行可能な会計手続きの集合を獲得することでもある。

1.56. いくらかの注意と洗練は勘定の利用においては必要である。たとえば、家計で「消費」される――すなわち人々の必要と欲求を満足させるための――財貨やサービスは、突然「使い尽くされたり」取得の瞬間に「消えてなくなったり」しない。特に、保健や教育のようなサービスを「消費する」家計は長い期間を通して利益を得続ける。したがって、そのようなサービスの「消費」には資本への「投資」と似たいくつかの点がある。同様に企業は、維持および修理、訓練、研究・開発、市場調査等のようなサービスの中間消費から長い期間を通して利益を得続ける。したがって、企業による固定資本の取得――つまり総固定資本形成――は、特に将来の生産可能性を拡げることをめざして行なわれるが、それは将来の利益をもたらすよう期待される唯一の支出というわけではない。

1.57. 家計や政府による教育または保健サービスのようなタイプの支出を、最終消費支出と総固定資本形成のどちらに分類するかは、両方とも最終支出であるので、ＧＤＰの大きさに影響を及ぼさない。他方、企業によるある種の支出を総固定資本形成ではなく中間消費として分類することは、企業の総付加価値や営業余剰を縮小させ、それゆえ経済全体のＧＤＰを減少させる。しかしながら、ある支出を中間消費とみなすことは、総固定資本形成だけでなくその後の期間の固定資本減耗も減少させる。したがって、関連する支出の時間的パターンにもよるが、純付加価値と国内純生産（ＮＤＰ）がより長期的にどのような影響を受けるかは、依然未解決の問題である。

Ⅰ．企業会計および経済理論とのリンク

1.58. 「体系」で使用される勘定規則と手続きは、企業会計で長く使用されてきたものに基づいている。伝統的な複式記入の簿記原理は、経済会計あるいは国民経済計算の基本公理である。複式簿記の原理により、一つの取引はその取引に関わる両当事者の各々の勘定に１対の釣り合いの取れた借方記入と貸方記入をもたらす。たとえば、産出の販売を記録するために、売り手の生産勘定における記入がなされるだけでなく、その産出と交換に受け取られる現金あるいは短期の金融信用を記録するために、売り手の金融勘定に、しばしば見返り（カウンターパート）と呼ばれる、等しい価値の記入がなされることになる。買い手についても２つの記入がなされることになるから、その取引は、売り手と買い手の両方をカバーするマクロ経済勘定の体系に４つの等価値の同時記入を行なうことになる。一般に、２つの異なった制度単位間の取引は、たとえその取引が移転であり交換でないとしても、そしてたとえ持ち主の変わるお金がなくても、常に「体系」の勘定に４つの等価値の同時記入――すなわち４重記入方式――を要求する。こうし

た複数の記入を行なうことにより、異なった制度単位および部門の間の経済的相互作用を記録し分析することが可能となる。しかしながら、単一単位内の取引（それを生産したのと同じ単位による産出の消費のような）は２つの記入だけしか要求せず、しかもこの場合記入される値は推計しなければならないものである。

1.59. 「体系」の設計と構造は、企業会計実務と同様に経済理論および原理に大きく頼ったものである。生産、消費および資本形成のような基本概念は、経済理論に基づいたものであるように意図したものである。「体系」は主として経済分析と政策立案のために設計されているので、企業会計実務が経済原理と矛盾する時には優先権は後者に与えられる。企業会計と経済理論の間の違いを、「体系」で使用される生産費用の概念によって示してみよう。

1.60. 企業会計では通常（しかし、常にではない）、取得（歴史的）原価基準で費用を記録する。幾分かは、そうすることが費用の記録を完全に客観的なものにすることを保証するためでもある。取得原価計算は、生産に使用される財貨・資産を、その支出が行なわれたのがどれほど遠い昔でも、そうした財貨や資産を取得するため実際に行なった支出によって評価することを要求する。しかしながら、「体系」では経済学で定義されている機会費用の概念が使用される。言い換えれば、ある特定の生産過程において現存する資産または財貨を使うあるいは使い尽くす費用は、代替的な方法で資産や財貨を使用することによって得ることができたであろう利益の大きさによって測定される。機会費用は、過去のある時点にその資産を取得するために負担された費用とは別のものとしての、資産または資源が使用されるその時点の、逸失機会を参考に計算される。機会費用計算への最も実務的な近似は現在原価計算であり、それによって生産に使用される資産や財貨は生産が行なわれる時点の当期市場価格で評価される。現在原価計算は当該資産を、それを使用した後に実際に置き換える意図がまったくないにもかかわらず、時折、再取得（再調達）原価計算と呼ばれることがある。

1.61. 持続的なインフレーションが観察される時、たとえそれが穏やかなインフレーションであっても、取得原価の利用は経済的意味における生産の機会費用を過小評価する傾向があるから、取得原価会計における利潤（利益）は「体系」で定義される営業余剰よりもかなり大きなものになるであろう。取得原価における利潤（利益）は、産出に比べて投入をシステマティックに過小評価することによ

り、それが関連する生産過程の収益性についてひどい誤解をさせるシグナルを送りがちである。それはマクロ経済とミクロ経済双方のレベルにおいて、誤った決定をさせてしまうことがある。

1.62. 現在原価計算と関連する様々な派生問題が「体系」全体に存在する。それはすべての勘定および貸借対照表とそのバランス項目に影響を及ぼす。総付加価値の測定、すなわちＧＤＰの基礎にある基本原理は、産出および中間消費はその生産が行なわれる時点の価格で評価されなければならないということである。このことは、生産者によって在庫から払い出される財貨はその財貨が納庫される時点の価格でなく払い出し時点の価格で評価されなければならないことを意味する。しかしながら在庫変動を記録するこの方法は、企業会計で一般に使用されるものではなく、時として――とりわけ価格が上昇する間に在庫水準が変動する時――ひどく異なった結果を与える可能性がある。同様に、「体系」における固定資本減耗はその資産の取得時点の価格とは異なるその使用時点の推定機会費用を基礎として計算される。持続的インフレーションの時、たとえ「体系」と企業会計において資産の耐用年数と損耗率や陳腐化率について同一の仮定がなされたとしても、「体系」で測定される固定資本減耗の価値は取得原価基準の減価償却よりもはるかに大きくなりがちである。混乱を避けるために、ちょうど「営業余剰」という用語が「利益」あるいは「営業利益」の代わりに使用されるように、「体系」では「固定資本減耗」という用語が企業会計上典型的に測定される「減価償却」と区別するために使用される。

1.63. 当期費用で固定資本減耗を測定することは、生産で使われた固定資本ストックを不変のまま維持する費用を差し引いた後の――つまり、生産で使い尽くされた資産を置き換えるための費用を差し引いた後の（地震や他の自然災害や戦争のような生産と関係のない出来事によって損耗した資産を置き換えるための費用とは区別されたものとして。後者の損失は「体系」の資本蓄積勘定中の別の場所に記録される）――生産からの営業利益を測定することに等しい。使い尽くされる固定資産が実際に置き換えられていないときでさえ、生産費用として計上される固定資本減耗の額は、望むならば、資産を置き換えることができるようにするのに十分であろう。同様に、「体系」で使用されている可処分所得概念は、それがその正味資産、すなわち当期価格で評価した資産マイナス負債を不変のまま維

持した後、消費目的のために家計が利用可能となる最大額を表わしているという基本的思想に基づいている。しかしながら、「体系」は異なる単位の間で富を再分配しているにすぎない資本移転の結果として受け取られたり処分されたりした資産や、また第ＸⅡ章で述べる「その他の資産量変動」の結果として受け取られたり処分されたりした資産も所得の計算から除外する。また、その相対価格の変化による資産や負債に関する実質保有利得または損失も除外する。マクロレベルでは、単位のグループの所得の総計はそのグループの中の富の再分配によっては変わらない。「体系」は関連単位の所得勘定でなく蓄積勘定にそれらを記録することによって、資本移転その他の資産量変動および実質保有利得または損失を考慮している。

ミクローマクロ・リンク

1.64. 原則として、「体系」の勘定と貸借対照表の系列は、個々の制度単位のレベルも含め集計レベルで作成することが可能である。したがって、もし部門あるいは一国経済のマクロ経済勘定が個々の単位の対応するデータを集計することによって直接得ることができるならば、それは望ましいことであろう。部門あるいは一国経済に対応するマクロ経済勘定と完全に両立できるミクロのデータベースを持つことには、重要な分析上の利点が存在するであろう。集計値あるいは平均値の形でのデータは、しばしばそのデータが関連づけられる母集団内に起きている変化について多くの有益な情報を隠してしまう。たとえば、経済理論は所得の規模の分布の変化が集計レベルの所得の変化以上に、消費集計量に影響を持ちうるものであることを示している。個々の単位に関する情報は、経済の営み（ワーキング）へのより良い理解を得るためだけでなく、政策あるいはその他の出来事が極めて所得の低い家計のように、場合によっては特別な配慮を要する特定のタイプの単位にどのような影響を与えるかを監視するためにも必要とされるだろう。またミクロデータセットは、個々の単位の行動を経時的に追求することも可能にする。コンピューターと通信の改良が今後も進むことを前提とするならば、非常に大きなミクロデータベースの管理と分析はますます容易になるだろう。特別に行なわれる全数調査その他の統計調査ばかりでなく、行政上の記録や企業の記録

のような様々な情報源からデータを入手することも可能である。

1.65. しかしながら、実際にはマクロ経済勘定が関連するミクロデータを単に集計することによって作成されることは滅多にない。個々の制度単位が勘定や記録を保持している時でさえ、ミクロレベルで必要とされるかまたは適当である概念はマクロレベルでは適当ではないかもしれない。個々の単位は課税のような他の目的のために設計された概念を使用しなければならないかもしれない。ミクロレベルで使用される会計慣行および評価方法は、一般に「体系」によって要求されているものとは異なっている。たとえば、既に注意したように取得原価計算の広範囲に及ぶ使用は、個別企業の勘定が「体系」で使用されるものとははっきりと異なるであろうということを意味する。租税目的で計算される減価償却はまったく恣意的であろうし、また経済的観点からは受け入れられるものではない。このような状況で、何千という企業の個々の勘定をそれらを集計する前に調整しようとすることは非実用的である。データがある程度集計された後にそのデータを調整する方がはるかに容易であろう。もちろん、データを調整する前に一国経済のレベルや、また完全な部門や産業のレベルに集計する必要はない。むしろより小さくより同質的な単位グループについて調整を実施する方がより効果的であるようである。これはいわゆる中間勘定体系の作成に関わる事柄であろう。どんな集計のレベルにおいて調整が行なわれても避けられない結果は、結果として生じるマクロデータをそれが引き出されたミクロデータの単純な集計とはいえないものにすることである。ミクロデータが企業会計データや行政の記録からでなく統計上の目的のために設計された国勢調査その他の統計調査から得られる時、使用される概念は必要とされるものにより近いものになるであろう。しかし、カバレッジが不完全なこと（たとえば、一定の規模以上の企業に制限される統計調査がある）や回答誤差バイアスがあるため、そうした結果をマクロレベルで調整することがなお必要かもしれない。

1.66. ほとんどの家計は、「体系」によって必要とされる種類の勘定を保持していそうもない。家計に関するミクロデータは、一般に重大な回答や報告の誤差を伴う可能性を持つ標本調査から得られる。家計によって所有されている小規模非法人企業の活動についての信頼ができ意味のあるデータを得ることは特に難しい。家計調査を基にした集計量は、あるタイプの支出（煙草、アルコール飲料、ギャ

ンブルなど）の過小申告のような典型的なバイアスに対して調整されなければならないし、また輸入のような他の源泉からのマクロのデータと首尾一貫したものにしなければならない。またミクロデータの組織的な利用は秘密性とそのようなデータベースの起こりうる濫用についての関心の増大によって制限される可能性もある。

1.67. したがって、種々の理由から相互にまったく矛盾のないミクロデータベースとマクロ経済勘定とを構築することはたとえ不可能でなくとも実際上難しいであろうと結論される。それにもかかわらず、一般的目標として経済勘定で使用される概念、定義および分類は、２種類のデータ間のインターフェイスを容易にするために、ミクロとマクロの両方のレベルで可能なかぎり同一なものとすべきである。

Ｊ．経済活動および福祉の指標としての「体系」の集計量

１．序論

1.68. ＳＮＡは様々な分析的な目的と政策的な目的をもって設計された一組の整合的で首尾一貫したマクロ経済勘定と諸表から成る。それにもかかわらず、ＧＤＰや人口１人当たりＧＤＰのような「体系」のキーとなる集計量は、それ自体の独自性を持ち、一般に経済活動と福祉の要約された包括的な指標として分析に携わる人々、政治家、報道機関、実業界および社会全般に広く利用されている。そのような集計量とそれに関連した価格および数量測度の動向は、経済全体の実績を評価するために使用され、それゆえ政府によって追求された経済政策の相対的な成功や失敗を判断するためにも使用される。

1.69. ＧＤＰは生産の尺度である。生産水準が重要なのは、それが一国が消費する事の出来る量を大きく規定し、また雇用水準にも影響を与えるからである。個別的にも集合的にも、財貨とサービスの消費は社会の福祉に影響を与える最も重要な要因の１つであるが、唯一のものではない。伝染病や自然災害や戦争のような福祉に大きな負の影響を与える他の要因もあるし、一方科学的発見や発明や単なる好天候のように福祉に重大な正の影響を持つ他の要因もある。これらの要因は所与の期間内に生産された財貨・サービスのフローのみを対象とするＧＤＰの測定には明らかに入っていない。したがって、ＧＤＰそれ自体の動きは、福祉に影響を与える他のすべての要因がたまたま不変でない限り、全体としての福祉の変化の良い指標となるとは思われない。歴史的には、そのようなことがあったためしはない。このように福祉の指標としてのＧＤＰについて一般的誤解があるので、本節ではこうした点についてさらに詳しく述べることにする。

1.70. そこには区別される必要のある２つの測面がある。第１は、経済全体で行なわれている経済活動と生産され消費された財貨やサービスのフローの要約指標としての「体系」の主要な集計量の妥当性である。第２は、集計的な生産・消費の尺度を福祉の指標として使用することの正当性に関するより一般的な疑問である。

２．ＧＤＰの範囲および推定と帰属の役割

1.71. 経済で行なわれている生産や消費のような活動と、勘定に記録されるそれらの活動に関連した取引とは、区別される必要がある。既に注意したように、取引は財貨の所有権の交換のような制度単位間の相互作用である。そのような財が生産される物理的過程は、それが他の単位に売却あるいは供給される、その後に観察される取引とはまったく別のものである。

1.72. 生産された財貨・サービスが貨幣的取引によって売却される時、その価値は自動的に「体系」の勘定に記入される。多くの財貨またはサービスは現実に販売されることなく、それにもかかわらず他の単位に供給される。たとえば、財貨やサービスは他の財貨やサービスと物々交換される可能性があるし、あるいは現物移転によって無料で提供されるかもしれない。そのような財貨・サービスは、

たとえその価値が推定するしかないとしても勘定に記入されなければならない。含まれる財貨・サービスは販売向けの財貨やサービスを生産する活動と何ら違いのない活動によって生産されている。さらに財貨・サービスが他の単位に供給される取引は、たとえ生産者が交換に金銭を受け取らなくても真正の取引である。そのような産出を「帰属」と表現するのは誤解を招きやすい。たとえば「体系」で間接的に計測される金融仲介サービスは帰属ではない。しかしながら、その価値は推定されなければならない。

1.73. 財貨またはサービスが自己使用向けに留保される時、他の単位とのどのような取引も起こっていない。そのような場合、財貨やサービスを勘定に記録することを可能とするためには、内部取引を帰属しなければならない。内部取引を記録することによって生産者が財貨・サービスを自身の消費や資本形成に配分していることに注意することができるが、その価値は推定されなければならない。それにもかかわらず、単位間の非貨幣的取引の場合と同じように、財貨・サービス自体が帰属されているわけではない。

1.74. したがって、他の単位との貨幣的取引で産出が処分されない生産活動を勘定に記録できるようにするために推定と帰属が必要となる。それゆえ、そのような推定と帰属は、仮説的な活動もしくは財貨・サービスのフローを「体系」に導入することと解釈されるべきではない。その目的は正反対である。すなわち、その目的は現実に経済に存在する主要な財貨・サービスのフローを勘定内に捕捉すること、もし推定や帰属を行なわなければ無視されてしまうようなそれを捕捉することである。包括的な測度を得るためには、販売されず他の方法で処分されるすべての財貨・サービスの産出の価値を推定しなければならない。

1.75. しかしながら、実際には同じ家計の成員によって生産・消費される家事サービスと個人サービスが除外されるので、「体系」はすべての産出を記録するわけではない。この一つの重要な例外のもとに、ＧＤＰは居住者制度単位によって生産される総付加価値全体の包括的尺度となることをめざしたものである。もちろん、ＧＤＰはある単位によって他の単位へ供給することができる経済活動によって生産された産出に限定された尺度ではある。人間による時間と努力の支出を要求するすべての活動が経済的意味の生産ではない。たとえば、食べる、飲む、眠るというような活動はある人によって別の人の利益のために生産することがで

きない。すでに触れたように、この原理にしたがって、勉強と学習の活動は生産とみなさない。生徒と学生は教師と教育施設によって生産される教育サービスの消費者である。

３．福祉の変化

1.76. 市場経済において、様々な財貨・サービスを評価するために使用される価格は相対的な生産費用だけでなく、生産あるいは消費のためのそれを使用することから得られる相対的な利益と効用をもまた反映するものであるべきである。このことは集計的な生産と消費の変化と福祉の変化との間の強い繋がりを確認する。しかしながら、たとえば、消費量の変化は福祉の変化と同じものではない。ある財貨またはサービスの量の変化とそれを消費することから得られる効用との間の区別は、個々の財貨またはサービスのレベルでは十分明らかである。たとえば、家計によって消費される砂糖の量は物理的単位で測定される。それは家計がそれを消費することから引き出すかもしれないし引き出さないかもしれない効用とはまったく関係なく測定される。

＜非経済的要因との相互作用＞

1.77. 既に注意したように、福祉の全体量は消費された財貨・サービス以外の他の多くの要因に依存している。伝染病や干ばつや洪水のような自然の出来事は別にしても、福祉は自由と安全のような政治的要因にも依存している。明らかに生産の尺度として、ＧＤＰは政治的革命や戦争や自然災害や伝染病のような非経済的出来事を包括するようなものではない。

1.78. インフルエンザの流行を伴った特別厳しい冬の影響を考えてみよう。他の事情は同じとすると、寒さと伝染病で作り出された追加的需要に応じていくつかの財貨・サービスの生産と消費が増加すると考えられる。燃料、衣類、および医療サービス生産と消費が増加に向かうだろう。前年と比較した場合に、暖房と保健サービスへの追加需要に応じて生産と消費が増加しているだろうという事実にもかかわらず、人々は特別な悪天候と流行病によって自分が全体的により悪い状

態になったと考えるだろう。たとえＧＤＰが数量表示で増加することがありえたとしても、福祉の全体量は減少しうる。

1.79. この種の状況は、他の事情が同じでＧＤＰが増加するときに、福祉が増大すると予想できないということを意味しているわけではない。寒さと伝染病の発生を前提すると、社会はおそらく暖房と保健サービスの追加の生産がない場合よりはある方がはるかによい状態であると気付くだろう。広い意味で人々の福祉を減少させる出来事の有害な効果を除くための生産が増大する一般的な傾向すらあるかもしれない。たとえば、地震やハリケーンや洪水のような自然災害による損害を修復するための生産が増加することが予想されるかもしれない。災害が発生したことを前提するとすると、追加的生産は、おそらく福祉を増大させるだろう。

1.80. またＧＤＰは、自然災害以外の災害によっても上昇すると予想される。とりわけ、財貨・サービスの生産と消費は、一般に戦争の結果として上昇する。自然災害の場合と同じ推論が戦争に関しても当てはまる。戦争状態の存在を仮定するならば、おそらくその結果として起こるどのような軍備と防衛サービスの生産と消費の増加も、コミュニティーに追加的保護を与えることによって福祉を増加させるだろう。そのような福祉の増進が戦争によって起こる福祉の損失を埋め合わせるのに十分であるかどうかは、まったく別の問題である。家計による個別的財貨・サービスの消費が落ちている時に、戦争の勃発の結果としてＧＤＰの数量が増加するかもしれないという事実は、ときとして主張されるような国民経済計算概念の不備を露にするものではない。集合的防衛サービスが最終消費でなく中間消費として分類されるべきだという議論があるが、実際はそのようなサービスが消費される先の生産の過程が更にあるわけではない。たとえもし戦争がなければ社会はおそらく産出が他の目的に使われる方を好むとしても、経済全体の生産レベルが、増大した社会の集合的防衛サービスの消費への反応として増大する傾向があるということは明らかである。

1.81. 同様の考察はいわゆる「やむを得ざる必需品」一般についても生じる。損害による福祉の損失や以前には存在しなかった有害な物（″bads″）によって創り出される福祉の損失を埋め合わせるために生産と消費が増加する時、社会はその損害が起こらなかった場合より少しも良い状態になってはいないであろう。しかしながら、追加的な生産と消費がなければ社会は実は更に悪い状態になってしま

っただろうという事実を曖昧にしておくべきではない。追加的な生産と消費それ自体が現実問題として福祉を増進させている。財貨・サービスは家計によって彼らの必要と欲求を満足させるために消費される。しかし、その必要と欲求の一部を作り出しているのは、家計がほとんどあるいはまったくコントロールできなくて彼らが腹を立てるであろう要因や出来事――悪天候、自然災害、汚染等――である。このことは彼らが当該の財貨・サービスを消費することから利益を引き出すという事実を決して損なうものではない。食べ物や飲み物のようなごく普通の消費財でも、個々人を空腹と渇きの開始以前より少しも良い状態にすることなく、空腹と渇きの繰り返し起こる基礎的な必要を単に満足させる「やむを得ざる必需品」といえるであろう。このような議論を突き詰めてゆくと、どのような消費も福祉を改善することはないことになる。

＜福祉、経済分析および政策策定＞

1.82. 一国経済全体に関するＧＤＰとその他の集計量の動きは経済活動と福祉双方の変化の有効な指標となり得るが、そのような集計量の計算は国民経済計算を作成するための主要な理由ではない。ＳＮＡは様々な種類の活動と部門を包含する統合された勘定体系である。それは、経済分析、意思決定および政策策定のためのものである。それは、政府、企業、研究所、大学、報道機関および一般大衆などの様々な種類の利用者の要求に応じるために設計された多目的な体系である。他のすべての利用者よりも優先されるような特別の利用者ないし利用者グループがあるわけではない。福祉の変化を測定するための一つか二つの集計量の利用は「体系」のより重要な利用法の一つであるかもしれないが、それは唯一の利用法ではない。「体系」は経済のふるまいとインフレーションや失業のような主要な市場不均衡の原因となる要因とに関心のある分析者および政策立案者の要求に応じるために、何よりまず様々な集計レベルでデータを提供するよう意図されている。「体系」は様々な種類の利用者に最大の便益をもたらそうとする折衷案でなければならず、それゆえいろいろな目的を単独に取り上げた場合、どの目的にも最適ではないであろう。

第Ⅰ章　序論

第Ⅱ章　概観

Ａ．序論

2.1. 本章は、「国民経済計算体系」の中枢体系（　central framework)――簡単化して「体系」(the　System）と呼ばれる――の全体的な見取り図を与える。本章は、ある意味で「体系」の根幹となる主要なカテゴリーとさまざまな項目を記録する際に従うべき勘定規則を導入する。それから「体系」の勘定構造について述べる。つぎに本章は、個々の国々の要請に応じて中枢体系を弾力的に運用する方法のいくつかを紹介する。こうした提示法は、国民経済計算というものは完全な整合性が必要な統合的勘定体系（integrated system of accounts)である、という観点からなされている。これは、国民経済計算の伝統的な観点であり、依然として中心的なそれである。そのあとは、本章の記述は、第二の観点、すなわち国民経済計算というものを相互に連関したサブシステムのセットと見る、つまり一つ一つは内部的に完全に整合的（consistent)であり、全部を一緒にするといくつかの面で互いに異なってはいるが緩やかな意味では矛盾はない、というようなサブシステムの組と見る観点から行なわれる。本章はサテライト勘定を導入する。これは、中枢体系と準統合的な構築物である。
2.2. 第Ⅰ章で述べたように、中枢体系は経済生活を形成する要（かなめ）の諸現象を叙述する。すなわち生産、所得、消費、蓄積および富である。中枢体系はこのような現象のセットについての、理解しやすく、かつ簡単化されてはいるが、完全性をもった表示とその解釈を提供するものである。
2.3. 中枢体系は統合体系（integrated system)である。つまり、同じ概念、定義および分類がすべての勘定と小勘定に適用されるということである。たとえば、全ての住宅（dwellings)は財貨・サービスの生産に用いられる資産として扱われている。その結果すべての住宅サービスは、販売用であれ所有者の消費用であれ生産境界内に含まれるので、対応して住宅サービスの生産から生ずる所得のすべては、体系において同一の定義と分類を用いる同一の勘定内に現れる。
2.4. しかしながら、統合的であるということは単一の視点（point of view)に限定されていることを意味しない。中枢体系はいくつかの視点、たとえばストックとフロー、取引の性質と取引の目的、制度単位と事業所型単位（establishment-type units）、市場産出、自己最終使用およびその他の非市場産出、消費支出と現実消費（actual consumption)、を含んでいる。それらのすべては相互に整合的(mutually consistent)である。
2.5. 中枢体系は整合的でもある。すなわち、各経済フローまたはストックは、関与する当事者すべてに対して同等に（indentically）測定される。この整合性（consistency)は、「体系」全体を通じて同一の概念と定義を適用し、また「体系」の全記入値に対して勘定規則の単一のセットを使用することによって達成されている。もちろん、基本単位(elementary units)の提供する勘定または統計から得られる現実データ（actual data)は、いろいろな理由で完全に整合的とはならないであろう。実際上は国民経済計算における整合性の達成には大量の追加作業を必要とするのである。
2.6.. 統合性と整合性は、経済生活の基本特性と一貫性を持った会計記録とから発する基本的要請である。これらの特徴は中枢体系が、経済統計と部分的にではあるが社会統計との、連係（coordination）を達成する基礎となることを可能にする。

１．フローとストックの分析

2.7. 基本的には国民経済計算体系の目的は経済的なフローとストックを記録することである。経済的フローはさまざまなやり方で考察され得る。まず次の問題、「誰が何をするのか」という問題を考えてみよう。「誰が」というのは、何かをすることに携わっている経済主体つまり行為者（op

erator）のことを指している。「何を」ということは、この主体が遂行している行為の種類に関係している。僅かのケースにおいてであるが、この単純な問いに答えることは、経済的フローの特徴付けとして、十分に良い準備となる。
2.8. しかし一般的には、この問いはあまりに単純で、特定のフローの大雑把な経済的叙述さえも与えることができない。誰かがひと山のパンを購入しようとしている、という例を取り上げよう。フローを特徴づけるためには、誰からこのひと山のパンが購入され（小売店またはスーパーマーケット)、交換に何が与えられるか（硬貨または紙幣）ということを考えなければならない。そこで初めの問いは「誰が何と交換に誰と何をするのか」というものに変更される。このどちらかといえば単純なフローは、二人の行為者（買い手、売り手)、二つの主要な行為（購入、販売)、二つの二次的行為（支払、受領）および二つの対象物（パン、硬貨または紙幣）を含んでいる。さらに、完全な叙述をするためにはより多くのデータが必要になってくる。少なくとも、パンの重量、種類および価格についてのそれである。
2.9. 現実世界の描写図はまだまだ複雑である。このフローが発生する前に、売り手は自分の店にある量のパンを持っていた。フローが生じたあと、彼はパンは少なくなるがより多くの貨幣を持つ。買い手はある額の貨幣を持っていたが、今は貨幣が少なくなりいくらかのパンを持っている（食べる前は)。こうして売り手と買い手の間のフローは彼らの当初の状況を変えたのである。これは、フローというものはそれだけを切り離して眺めることはできない、ということを意味する。つまりフローが発生する前と後の状況を考える必要がある。時間上のこの二点において「誰が何を持っているか」ということを問わなければならない。パン屋はパンと通貨を持っているだけでなく、店舗付き家屋、練り機、若干の小麦粉、銀行預金、車、等も持っている。言い換えればパン屋はいくつかの対象物のある一定のストックを所有している。買い手についても同じことが言える。フローはそれ自体意味を持つと同時に、ストックを変動させるものでもある。フローとストックの変動とは本質的に結び合わさっているのである。上の問いは再び変更され、「誰が何と交換に、どれほどのストック変動をともなって、誰と何を行うのか」となる。
2.10. しかし、この例を眺めるさまざまな方法はまだ出しつくされていない。パン屋はパンを売る前に、それを焼かなければならない。彼は粉、水、電力、練り機、等を使用する。ゆえに追加の問いは「誰がどのような手段によって何をするのか」というものになる。パン屋がすることはまた、二つの形で特徴づけられる。つまり彼の活動（パンを焼くこと）とその結果（生産物：パン）である。
2.11. 買い手の方については、「なぜ彼はパンを買うのか」と問うことができる。誰にもわかる目的としては、食物として食べるため、というのがある。しかしこれと違う目的もあり得るのであって、慈善行為として乞食に与えるため、ということもある。これは「誰がどういう目的で何をするのか」という問いを生ぜしめる。
2.12. すべての問いを一緒に混合すると、単純な鎖をかなり複雑に結び合わせたものになる。「誰がどのような手段によってどういう目的で何と交換にどれほどのストック変動をともなって何をするのか」というのである。与えられた経済内のすべての経済的フローおよびストックと行為者についてこうした問いに答えれば、経済的相互関係の完結したネットワークを叙述する莫大な量の情報を提供するであろう。しかしそれは、常に入手できるとは限らず、完全であるとも限らない（すなわち、複雑にからみあった問いのある特定側面だけをカバーする）莫大な量の基礎データを必要とする。そのうえ、つぎの節で論ずるように、経済的フロー、ストックの記録をわかりやすく組織しなければならないのである。経済フローの分析から発するすべての問いを完全に結び合わせることは必要でないことが明らかになるであろう。

２．フローとストックの記録

2.13. 利用者の必要性から勘定の枠組に対していくつかの要件が課せられる。第一に、＜勘定の枠組は＞経済の見取り図(picture)を与えるものでなければならないが、その図は、わかりやすく(intelligible) かつ扱いやすい (manageable)ものとなるように、単純化されるべきこと。第二に、＜勘定の枠組は＞経済生活の重要な側面のすべてをバランスよく、ある側面を無視あるいは

過少に評価したり、また他の側面は目立たせすぎたりすることなく、忠実に経済生活を表示するものでなければならない。最後に、すべての意味ある経済活動、相互関係および経済活動の成果を開陳しなければならない。こうした要件を満たすことは必要であるが、それらの要件はいくぶん互いに矛盾するところがある。それらの正しいバランスを取ることは容易ではない。過剰な単純化は経済生活の重要な側面を見失わせたり無視してしまったりする可能性がある。現実のあまりに細かい表示は見取り図を過重なものとし、洞察を後退させうる。洗練も行き過ぎるとわかりやすさを低下させ、利用者のあるものを誤らせる可能性がある、等々である。

2.14. 第一に、こうした要請に答えるために、「体系」は、限られた数の基本的カテゴリーを使用して、きわめて多数の基本的フローの中のある側面（誰が、何を、何の目的で、どのようなストックを）を分析し、集計する。このことは本章の次の部分で手短に説明され、関係のある諸章では詳しく説明される。第二に「体系」は「誰が誰と」という問題を系統的に記録しないということによって、経済的相互関係についての見取り図を簡単化する。つまり、さまざまなタイプの行為者をつなぐフローの網を記述することはない。しかしながら、「誰が誰と」という関係は勘定の枠組には導入されていないが、いくつかのケースにおいてははっきりしており、他のいくつかの場合には＜その関係を示すことが＞実際上推奨されている。また「体系」は「何を何と交換に」という問いをまったく記録しない。すなわち「体系」は、たとえば、財貨・サービスの購入あるいは税の支払いに対する金融的対価(financial counterpart)の個別の性質（通貨、預金、短期貸付、等）は示さない。

2.15. このように本「体系」は、行為者のペアーの間をめぐる直接的経済関係の網を示す代わりに、行為者ペアー間の諸関係を記録する必要を回避できるように、また与えられた行為者（または行為者のグループ）と他の行為者すべてとの間の各タイプの関係を無差別に記録するだけですむように、組み立てられている。この目的にかなうダミー勘定、あるいはスクリーン勘定があとで段落2.152と2.154から2.160までに示されている。

2.16. 本「体系」が完全接合的ではないが統合的であるということは、整合性の必要性を弱めているわけではない。実際、「体系」の目標は、完全接合的であったとした場合と同様に整合的な国民経済計算を得ることである。つまり各経済フローまたはストックは、関与する両当事者について同一のものとして測定されなければならない。「体系」内の整合性は、体系全体にわたって同一の概念と定義を適用すると同時に、勘定規則のセットとして単一の厳密性を持ったものを使用することによって達成されるのである。こうした勘定規則は、またＣ節で手短に示されるが、より完全には第Ⅲ章で示される。

2.17. フローとストックの記録は勘定において行なわれるが、各勘定は経済生活のある側面に対応している。国民経済計算は、いくつかの方法で表示することができる。主として「体系」は、一方に流入、他方の側に流出をおくバランス表（balancing state- ments）形式の古典的な表示法に従っている。「体系」の諸勘定は、本章のＤ節で叙述されているが、より詳細にはそれぞれに関連する章で説明されている。勘定体系表示のもう一つの主要な方法は、各勘定が行と列の組によって表示される行列形式である。行列表示は、本章の付録で導入されている（系統的には、社会会計行列において利用されるのであるが、これは第ＸＸ章で論じられる)。章末付録では、図表と方程式による表示法も導入されている。

Ｂ．主要なカテゴリー

2.18. ＳＮＡは、ある意味では「体系」の骨組となり、上にあげた問いのさまざまな側面に答が得られるようにする一連の分類を含む。

・制度単位と制度部門（誰が）

・取引およびその他のフロー（何を）
・資産と負債（どのようなストックを）
・活動、事業所、生産物（「誰が」と「何を」のその他の側面）
・目的（何のために）
これらは順に提示される。

１．制度単位と制度部門

2.19. 識別される基本的な単位は、自分自身のために資産を保有し債務を負担することのできる経済単位である。そうした単位はあらゆる範囲の取引に携わることができる。この単位は制度単位（insti-
tutional units)と呼ばれる。そのほか、制度単位は、法的責任の中心であるから、経済生活のすべての側面について意思決定の中心である。実際上は、制度単位のあるものは他の制度単位をコントロールしており、そのためにそうした場合には、意思決定の自律性が全体にわたるものではなく時間とともに変動する、ということがあり得る。法的に独立な資産・負債の保有と自発的な行動とは常に両立するとは限らないのである。「体系」では普通、第一の側面が優先される。なぜなら、ある場合には有用性が限定されるとはいえ、それが統計の収集・表示をまとめるよりよい方法を提供するからである。

＜制度部門＞

2.20. 制度単位を主たる機能、行動、および目的を基礎にまとめてグループ分けすると制度部門が形成される。
・非金融法人企業(non-financial corporations)市場財および非金融サービスの生産に主としてたずさわる制度単位＜の集まり＞。
・金融機関(financial corporations)　主として金融仲介(financial intermediation)または補助的金融活動（auxiliary financial activi- ties）に携わる制度単位＜の集まり＞。
・一般政府(general government)　政治的責任と経済的規制任務(role of economic regulation)の遂行に加えて、個別的または集合的な消費のために、主として非市場サービス（場合によっては財貨）を生産し、所得と富を再分配する制度単位＜の集まり＞。
・家計（households）経済内のすべての個人、家計部門の制度単位は、一人の個人または個人の集団からなる。制度単位を定義するために与えられる基準に従えば、非法人企業の所有者である家計は、一般にこの企業を含んでいるので、この企業は制度単位とはみなされない（ある条件下を除いて)。家計の主たる機能は、労働の供給、最終消費、および企業者としての市場財と非金融（場合によっては金融的な）サービスの生産である。
・対家計非営利団体（Non-profit institutions serving households,ＮＰＩＳＨs）　家計に対する非市場サービスの生産に主として携わり、その主たる財源が家計の自発的納付金である法的実体。
2.21. それぞれの部門は、対家計非営利団体を除き、階層的な分類法に従って振り分けられた一連の内訳部門（さまざまな水準がある）をもっている（第Ⅳ章を参照)。一つの内訳部門は、制度単位の全体を含んでおり、それぞれの制度単位はただ一つの内訳部門に属している。それに加えて、公的法人企業、自国民間法人企業、外国支配法人企業の間の区別や、家計のさまざまな社会・経済的グループの間の区別が、政策的関心に応じるために「体系」において強調されている。

＜一国経済と海外の区別＞

2.22. 一国経済（total economy）は、制度単位によって定義される。それは一国の経済領域（economic

territory）内において居住者であるすべての制度単位からなる。一国の経済領域は、基本的には地理的な領土からなるが、必ずしもこれと厳密に一致するわけではない。つまり地理的領土に若干の付加と除去が行なわれる（第ⅩⅣ章を参照）。「体系」における居住概念（concept of residence）は、国籍とか法的基準に基づくものではない。制度単位は、ある国の経済領域内に経済的利害の中心をもつときに――すなわち、その単位がある期間を越えて（１年以上というのが現実的なガイドラインとされている）この領域内で経済活動に従事しているとき――当該国の居住者単位であると言われる。さきに述べた制度部門というのは、居住者単位（resident unit)のグループのことである。

2.23. 居住者単位は非居住者単位（すなわち、他の経済領域の居住者である単位）との取引に従事している。これらの取引は、当該経済の対外取引であって、海外勘定にグループ分けされる。厳密に言うと、海外とは居住者単位と非居住者単位の間に発生する取引の勘定のことであるが、同時に居住者単位と取引を取り結ぶ非居住者単位の全体と見ることもできる。ゆえに、非居住者単位は、居住者制度単位との取引に従事している範囲に限り海外に含まれるとはいっても、「体系」の勘定構造の中で、海外は、制度部門と類似した役割を果たしている。そのために、分類のコード付けに関する限りは、海外についての特別項目が制度部門分類の終わりに含まれているのである。

２．取引およびその他のフロー

2.24. 制度単位とその構成員はさまざまな経済機能を発揮している。すなわち、生産を行なったり、消費をしたり、貯蓄したり、投資を行なったり、等々の活動をしている。それらは、(農業、製造業、等の）さまざまな経済活動に、企業主として、給与所得者として、資本供給者として携わっているか、でなければ失業しているかである。その経済機能や経済活動の全側面において、多数の基本的経済行為を遂行するのである。こうした行為は経済フローをもたらすが、これらは個々の特性（賃金、税、固定資本形成）を持つことに加えて、経済価値を創造したり、変形したり、交換したり、移転したり、あるいは消滅させたりする。経済フローは、制度単位の資産・負債の量、構成または価値の、変動を含んでいる。経済価値は、具体的な対象物（一山のパン、住宅)、無形資産（映画フィルムの原本）もしくは金融請求権（負債はマイナスの経済価値と解する）に対する所有権の形を取り得る。すべての事例において、それは財貨・サービスを取得したり、賃金や税を支払ったりするために潜在的に使用しうる抽象的な経済価値のある一定量を表している。

2.25. 大部分の経済行為は制度単位間の相互的合意によってとり行なわれる。それは、経済価値の交換であるか、または、一つの制度単位によるある一定量の経済価値の、反対給付（counterpart)なしの移転であるかである。二つの制度単位間の相互的合意によって遂行されるこうした行為は、「体系」においては取引（transactions）と呼ばれる。「体系」はまた、ただ一つの制度単位だけを含むある種の経済行為で、二つの異なる制度単位の相互的合意により行なわれる行為に性格上類似しているものも、取引として扱う。たとえば自己勘定固定資本形成がそれである。こうした取引は、内部的な、すなわち単位内部の、取引である。

2.26. しかしながら、すべての経済フローが取引であるわけではない。たとえば、一つの制度単位によって一方的に遂行されるある種の行為は他の制度単位に対して、後者の単位の同意なしに諸々の影響を与える。「体系」はそうした行為を限られた範囲でのみ記録するが、それは基本的には政府あるいは他の制度単位が、非居住者単位を含むその他の制度単位の資産を、完全な報酬を与えずに手に入れるときである。現実生活では、他の経済単位に対する肯定的または否定的な種々の効果（外部性）を持つ一方的経済行為というものは、よりずっと広範にわたる。しかしながら、そうした外部性は「体系」では記録されない。また人間の行為は、自然資産の経済活動への移転と、それに伴うこれらの資産の変形をもたらす。「体系」において、こうした現象は、経済価値の量を変化させる経済的フローとして記録されるのである。そのほか、戦争や自然災害のような非経済的現象は、経済資産を破壊する可能性があるが、このような経済価値の消滅は、説明の対象としなければならない。また、経済資産・負債の価値は、ストックとして保有される間に、

価格変動の結果、変動する可能性がある。取引でないこれらのフロー、および類似のフローは、「体系」では、その他の経済フローと呼ばれ、第ＸⅡ章で説明される。
2.27. 経済的フローは現実的で観察可能なものであったり、分析上の目的のために作りあげられ、推計されるものであったりし得る。ある種のフローは、価額表示で直接に観察できるかもしれない。これは、の購入・販売や税の支払いといった、二つの制度単位間の貨幣取引についてあてはまる。他の２単位間のフローは、観察可能であるが、そのままでは価額を付けることができない。このようなフローの中には、財貨・サービスの物々交換、政府によって無料で提供され学生・生徒が消費する教育サービスが含まれる。それらの取引に対して貨幣タームの価額を付与(attribute)しなければならない。 こうしたタイプの２単位間取引の両方とも、「対価」(quid pro quo) を含む――すなわち、一方へのフローは反対方向への対向的フローと結び合わさっている――場合とそうでない場合がある。物々交換は、対価を含む２単位間フローの例である。現金による社会扶助給付は、対価を含まない２単位間フローである。もう一つの種類のフローは、一つの制度単位しか含まない。これはたとえば産出の場合のように、物理的に観察可能な、自己勘定の消費や資本形成、または自然災害による破壊というようなものがある。一定の価額がこれらに付与されなければならない（これは、産出物が殆ど販売される場合のように、ある種のケースにおいてはかなり容易であるかもしれない)。その他の、単位内の、すなわち内部的な、フローは、そのものとしては観察できないかもしれない。その場合、経済活動成果の正確な測定のために、勘定項目を作らなければならない。これは、固定資本減耗あるいは資産・負債の再評価の場合に該当する。ある種の単位間フローは、海外直接投資の再投資収益のように、やはり分析上の目的のために造出された勘定項目である。最後に観察可能な貨幣取引のあるものは、それが複合的な性質のものである（名目利子、総保険料）とか、その法的性格が経済的なそれと一致しない（ファイナンシャル・リース）ために、実際に観察される通りには記録されない。その結果、「体系」に関しては、経済的フローを、さまざまな成分に分割したり、その分類とルーティング（routing)を修正したりすることの、どちらかまたは両方が行なわれるのである。
2.28. 現代の市場経済においては、大部分の取引は貨幣的取引であり、相異なる制度単位の間でとり行なわれる。それらは国民経済計算におけるフローの評価のための基本ベースとなるものである。非貨幣的取引の相対的重要度は、経済のタイプと国民経済計算システムが追求する目的に応じて変動する。それは、一般的には、開発度の低い国の方が先進国よりも大きい。しかし先進国でも、それが無視できるほどであるというわけではない。

＜取引およびその他のフローの主要な類型＞

2.29. 基本取引（elementary transactions）およびその他のフローは無数にある。それらはその性質に従って比較的少数の型に類別される。取引およびその他のフローの「体系」における中心となる分類は、４つの第１水準の類型を含んでいるが、それぞれが階層的な分類法に従って細分されている。それは、中枢体系の勘定と表においてそれを体系的に利用し、制度部門、産業と生産物、および目的別分類とクロス分類できるように設計されている。
2.30. 財貨・サービス（生産物）取引（transactions in goods and services(products)）は、財貨・サービスの源泉（国内生産と輸入）と使途（中間消費、最終消費、資本形成、または輸出）を記述する。定義上、「体系」の財貨・サービスは常に、国内または海外の、当期または以前のある期における、生産の結果である。生産物という用語は、ゆえに、財貨・サービスと同義である。
2.31. 分配取引（distributive transactions）は、生産で生成された付加価値が、労働、資本、および政府に対して分配される取引、および所得と富の再分配に関わる取引（所得と富に課される税およびその他の移転）からなる。「体系」は経常移転と資本移転のあいだに区別を設けているが、後者は所得よりもむしろ貯蓄または富を再分配するものとされている（第Ⅷ章を参照)。
2.32.　金融手段の取引（transactions in financial instruments、または金融取引）は、金融手段のそれぞれのタイプについての金融資産純取得または負債純発行のことを指している。そのような変化は、しばしば、非金融的取引に対応するものとして生ずる。また金融手段のみを含む

取引としても生ずる。不確定資産・負債の取引は、ＳＮＡでは取引とは見なされない。(第ＸＩ章を参照)。
2.33. その他の蓄積項目（other accumulation entries）は、資産・負債の量または価値を変動させる取引およびその他の経済的フローで、上記の諸項目で考慮されなかったものをカバーする。第一に、固定資本減耗および非生産非金融資産の取得マイナス処分を含む。つぎに、地下資源の発見または減耗、その他の自然資産の経済活動への移転のような非生産資産のその他の経済的フローをカバーしている。また、自然の大災害や政治的事件（たとえば、戦争）といった非経済現象の影響をもカバーする。最後に、物価変動による保有利得・損失、および若干の瑣末な項目を含む（第ＸⅡ章を参照)。

＜「体系」における取引の性格＞

2.34. フローの分析で提起された問いに対して、より有益な回答を与えるために、「体系」では取引のあるものは、直接観察される通りには記録されない。第一に、「体系」はしばしば経済学上の概念とより密接に結びつけて認識されているカテゴリーを使用する。たとえば、財貨・サービス取引の下位カテゴリーである総固定資本形成は、「固定資本の購入」として考えられている限られた範囲よりも広いものである。経済学上の概念により近づくために、総固定資本形成は、購入、物々交換、自己勘定資本形成、あるいは現物投資交付による新固定資産および既存固定資産の取得から、販売、物々交換、あるいは現物投資交付による既存資産の処分を差し引いたものをカバーしている。
2.35. 第二に、前の例が示すように、「体系」はまた、簡約化された（compacted）カテゴリー、つまり、いくつかの基本取引を組み合わせてできるカテゴリーをしばしば用いる。たとえば、在庫変動は、在庫品の追加と在庫品引出しおよび経常損失との差額のことである。同様の純計処理（netting)が金融手段の取引にも生じる。資産として（または負債として）保有される手段のすべての取引は、この金融手段の名称のもとに類別される。たとえば「貸付（借入)」という項目は、新規貸付の発行、既存貸付の転換、償還または取消をカバーしている。最後に、利子や非生命保険純保険料関連の分配取引のような「体系」のいくつかのカテゴリーは、現実の取引をいくつかの部分に分割することを必要とする。
2.36. 貨幣的取引は「体系」におけるフローの評価において基本的役割を果たすとはいえ、非貨幣的取引もまた重要である。非貨幣的取引は、制度単位間に発生する財貨・サービスのフローでその価額を推計しなければならないものと、制度単位の内部で発生すると想定される若干のフローも含んでいる。したがって、貨幣的取引を広い意味の非貨幣的取引とは別個に、また、現物取引を追加的な下位カテゴリーとして、示すのが望ましいことがしばしばある。

＜取引およびその他のフローの補完的分類＞

2.37. 取引およびその他のフローの分類全体にわたってすべての関係ある区別を導入することは、説明を過大なものとするであろうから、「体系」は追加的な表示および分析を容易にする補完的分類を提供している。補完的分類は、恒常的な使用を意図しているのではなく、ある種の勘定またはある種の取引のより詳細な分析が必要とされる場合および利用者が結果を理解するのに助けを必要とする場合に使用することを意図している。さらに、それは、各国の補完的分類の拡張を制限することを意図したものではない。まったくのところ後者は、各国特有の必要に応じたより広い適用範囲を持つものである。
2.38. 補完的取引分類は、第一に、自己勘定最終消費、物々交換、および現物賃金・俸給といった一連の現物取引を明示的に示す。第二に、産出や中間消費といった簡約化フローの構成要素を示す。また、「体系」で使用する際には構成要素に分割されている、名目利子や保険料総額といった、いくつかの観察された複合取引を含む。最後に、詳細を追加し、補完要素を提供する。第ＸⅨ章で強調されているように、主分類と補完的分類を弾力的に使用することを各国は求められている。とくに、各国は、特定の取引を分析するために、主分類のいくつかの項目を細分すること

を望むかもしれない。そこで補完的分類は有用な拠り所となる。
2.39. 主分類と補完的分類は、本マニュアル末尾の付録Ⅴにある。

３．資産および負債

2.40. 資産・負債は一国経済と制度部門の貸借対照表の構成要素である。経済フローを示す勘定と対照的に、貸借対照表は、各単位または部門あるいは全体としての経済が、一時点において保有する資産および負債のストックを示す。とは言え、ストックはフローと結びついている。ストックはそれ以前の取引その他のフローの蓄積の結果であり、また将来の取引その他のフローにより変更されるものである。ストックは、一般的には、棚卸しが行なわれる時点で記録されるのであるが、実際は、所与の資産または負債が保有されている期間中に発生する、物理的実体のまたは価額上の、連続した繰入れと引き出しおよび何らかの変動の結果として現れるものである。このようにストックとフローは密接に結びついているのである。
2.41. 資産の包含範囲は、所有権の対象となる資産で、その保有または「体系」で規定される経済活動における使用によって、経済的便益が所有者によって引き出されるようなものに限定される。大部分の耐久消費財、人的資本、文化それ自体および所有者に経済的便益をもたらし得ない自然資源は、「体系」における資産の範囲外にある。
2.42. 資産分類は、第一水準において、金融資産と（生産、非生産の）非金融資産とを区別している（第Ⅹ章を参照）。大部分の非金融資産は、一般的に二つの目的に役立つ。すなわち、基本的に経済活動において利用可能な対象物であり、また同時に、価値の保蔵物として寄与する。金融資産は、他の機能も果たすけれども、そのままで価値の保蔵物である。

４．生産単位と生産物

＜生産単位＞

2.43. 法人企業のような制度単位は、さまざまなタイプの財貨・サービスを生産する。これらの財貨・サービスは、消費される物資・資材、配置される設備と労働および使用される技術の種類の点で異なる、いろいろな生産プロセスから生じる。言い換えると、それらは、相異なる経済活動から現れるものである。
2.44. 生産と生産の機能を詳細に研究するためには、より同質的な単位を拠り所とすることが必要である。理想的な解決策は、制度単位のなかで、完全に同質的で――すなわち、ただ一つの経済活動に従事していて――、かつ観察可能な単位をあと付けることであろう。実際上は、多様な活動を行なう単位の内部に、単一の活動に従事する単位で、しかも必要なデータが入手できる単位を識別することが常にできるわけではないので、分離不可能な副次的活動もカバーしてしまう。それゆえに、ＳＮＡは、生産の明細研究のために、主活動に加えて、副次的な活動もカバーするような単位を使用するのである。生産の空間的分布図も与える必要があるので、この単位はまた単一の所在地または近接地になければならない。このような単位が事業所である。
2.45. 同一の主活動を行っている事業所は、国際標準産業分類（ＩＳＩＣ：International Standard
Industrial Classification of All Economic
Activities, REV.3）に従って産業に類別される。
2.46. 現代の経済において市場の演ずる基本的役割を所与として、ＳＮＡは、その構造の枢要な側面として、市場生産者である事業所と、自己の最終使用のための生産者である事業所とその他の非市場生産者である事業所とを区別している。市場事業所は、大部分、経済的に意味のある価格で販売するための財貨・サービスを生産する。自己の最終使用のための生産者は、大部分、財貨・サービスが生産された企業の所有者による最終消費ないし固定資本形成に向けられる財貨・

サービスを生産する。その他の非市場事業所は、生産する財貨・サービスの大部分を、値段を付けないか、経済的に意味のない価格で供給する。
2.47. 制度単位と事業所との間には、階層的な関係がある。一つの制度単位は、市場または非市場の一つ以上の完全な事業所を含んでいる。一つの事業所は一つのそして一つ限りの制度単位に属す。
2.48. 生産プロセスのより精緻な分析のために、分析的生産単位（analytical unit of production）というものが利用される。つねに観察可能というわけではないこの単位は、同質的生産単位で、副次的活動をカバーしないものとして定義される。これらの単位は、同質的活動を構成する。

＜生産物＞

2.49. 生産物（products）とも呼ばれる、財貨・サービスは、生産の結果として生まれるものである。財貨・サービスは、交換され、さまざまな目的に使用される。すなわち、他の財貨・サービスの生産における投入として、最終消費としてあるいは投資のために、使用される。ここでもＳＮＡは、市場財・サービス、自己最終使用財・サービスと市場財・サービスの三者の間に概念上の区別を設けている。原則として、いかなる種類の財貨・サービスも、このうちのいずれかのタイプになる。なお、財貨・サービス取引を詳細に研究するために、「体系」は主要生産物分類（Central Product Classification, ＣＰＣ）を利用する。

５．目的

2.50. 目的、あるいは機能の概念は、ひとつの取引または取引のグループが満たそうとする必要性の類型や追求する目標の種類と関係している。「体系」では、取引は、まず、その性質に従って分析される。次に、特定の部門または特定の取引種類については、支出面から目的別に分析され、「どのような目的のために」という前出の問に答える。目的別のいかなる分析においても、取引または取引のグループが、原則として、分類が適用される統計単位である。「体系」で使用される分類は、第ⅩⅧ章で述べる。
2.51. 家計の場合には、消費支出と現実消費の一方または両方は、家計調査や国民経済計算で伝統的に目的別に分類されている。こうした分析は、固定資本形成、支払利子および移転のあるもののような、家計勘定の他の部分をカバーしていることもある。対家計非営利団体によるすべての支出は、目的別に細分される。
2.52. 政府については、目的別分析は、金融請求権の取引と公債利子取引のほとんどの場合は別として、すべての取引に適用される。
2.53. 通常の場合、市場財・サービスの目的別分析は、利用者の側から行なわれなければならない。市場生産者は、普通、たとえ購入目的が市場調査にとって興味あることであっても、目的について直接関心を持つことはない。市場生産者についての問題は別のところにある。つまり、いくつかの場合において、生産者は、市場価格の一部となる費用ではあるが、市場財・サービスそれ自体により達成されることを予定された目的とは異なる目的に寄与するような費用（中間費用、労働費用、資本費用）を負担することがある。これは、たとえば環境保護や従業員教育の場合にあてはまることである。「体系」は、これに関連して追加的な分析を用意している。

Ｃ．勘定規則

１．序論

＜勘定の両側面の名称＞

2.54. ＳＮＡは、経常勘定の、ある単位または部門の経済価値量を増大させるような取引があらわれる側に、源泉（resources）という用語を用いる。たとえば賃金・俸給は、それを受ける単位または部門にとっては源泉である。源泉は、ならわしにより右側に置かれる。勘定の左側は、ある単位または部門の経済価値量を減ずるような取引に関係しており、使途（uses）と名付けられる。前の例を続けると、賃金・俸給はそれを支払わなければならない単位または部門にとっては使途である。
2.55. 貸借対照表は、負債と正味資産（資産と負債の差）を右側に、資産を左側に置いて表示される。時間のうえで連続した二つの貸借対照表を較べると、負債と正味資産の変動と資産の変動がわかる。
2.56. 蓄積勘定と貸借対照表は完全に統合されているので、蓄積勘定の右側は、負債・正味資産変動と呼ばれ、左側は資産変動と呼ばれる。金融手段の取引の場合には、負債変動は、しばしば負債（純）の発行といわれ、資産変動は金融資産の（純）取得といわれる。

＜複式記入または四重記入＞

2.57. ある単位または部門について、国民経済計算は、企業会計と同様に、複式記入原理を基礎にしている。各取引は、一度は源泉（あるいは負債変動）として、一度は使途（あるいは資産変動）として、２回記録されなければならない。源泉あるいは負債変動として記録される取引の合計と、使途あるいは資産変動として記録される取引の合計は、等しくなければならない。こうして、諸勘定の整合性のチェックが可能となるのである。取引でない経済フローは、その対応項目を正味資産変動として直接に持つという構成になっている。このことは、本章のＤ節で（およびその他の資産量変動勘定と再評価勘定を説明した第ＸⅡ章でも）示されている。
2.58. 複式記入原理の意味は、ある一連のケースにおいては把握しやすい。家計による消費財の掛買いは、たとえば最終消費支出という名目で、使途として、それから借入という名目で、負債の発行としてあらわれるであろう。しかし、この財が現金で代金を支払われるのであれば、記述は複雑になる。最終消費という名目での使途に対応するのは、この場合は、たとえば、現金通貨および預金という名目のもとでのマイナスの資産取得である。他の取引は、なお一層複雑である。たとえば、財の産出は生産者の勘定において源泉として記録されるが、使途の中でそれに対応するものは正の在庫変動として記録される。その産出物が売れると、負の在庫変動――つまりマイナスの資産取得――があり、たとえば現金通貨および預金という名目で、プラスの資産取得がこれをバランスさせる。
2.59. 多くの事例において、複式記入原理がどのようにあてはまるかの理解が難しいのは、「体系」の取引カテゴリーが前に説明したように、簡約化されているからである。
2.60. 原則的には、国民経済計算――単位や部門すべてを含めたものとしての――は、四重記入原理にもとづいている。なぜなら、大部分の取引は、二つの制度単位を含んでいるからである。このタイプの各取引は、関与する二つの取引者によって、２回記録されなければならない。たとえば、政府単位が家計に対して支払う現金による社会給付は、政府の勘定では、対応するタイプの移転という名目で、使途、および現金通貨および預金という名目で、マイナスの資産取得として記録される。家計部門の勘定においては、この給付は、移転という名目で源泉、および現金通貨および預金という名目で資産の取得として記録される。
2.61. 四重記入原理は、部門間の関係（誰から誰へ）が勘定に直接示されるということを意味しない。含まれる四つの取引を正確に記録することは、完全な整合性をもたらす、ということである。
2.62. こうした勘定原理は、国民経済計算の整合性にとっての概念的基礎ではあるが、それを実際上つねに活用できるわけではない。国の諸勘定は、企業単位あるいは政府と同様には――つまり、所与の期間中に発生するすべてのフローを実際に記録するという方法では――作成されてい

ない。それらは、つねに整合的であるわけではなく、また、完全に揃っているとは限らず、あるいは入手さえも可能とは限らないような様々な単位の勘定に依存している。とくに家計の勘定については、家計調査からのそれのような他統計を利用しなければならない。それでも、四重記入原理が基本的なものであることに変わりはない。

２．記録の時点

2.63. 四重記入原理のひとつの意義は、関与する両方の単位に対して、該当するさまざまな勘定において、取引、あるいは、場合によっては、その他のフローを同一時点において記録されなければならないということである。同じことが金融資産・負債のストックにもあてはまる。
2.64. 国民経済計算の一般原則は、制度単位間の取引というものは、債権と債務が発生し、変換され、あるいは取り消されるときに、記録されなければならない――つまり発生主義による――ということである。一制度単位内部の取引は、経済価値が創造され、変形され、あるいは廃棄される時に、同様に記録される。一般的に言うと、すべての取引は、その固有の性質から離れてみると、経済価値を扱っていると常に見ることができる。
2.65. そういう訳で、ある取引と、現物取引は別として、所与の時点においてその取引に対応して生ずる現金の動きを、注意深く区別しなければならない。取引（たとえば、財貨の購入／販売）と支払／受取が同時である場合でも、二つの側面が存在する。買い手は債務を負担しようとしており、売り手は財貨の引き渡しの対価として、請求権を得ようとしている。そこで、債務と請求権は、支払によって消滅するのである。ほとんどの場合、現実の取引とそれに対応した支払／受取のあいだには遅れがある。原則として、国民経済計算は、現実の取引を現金主義ではなく、発生主義で記録する。概念的には企業会計と同じ原則に従っているのである。
2.66. 原則は明快であるとしても、その実施は簡単とは到底いえない。制度単位はいつも同じルールを適用するわけではない。たとえ適用するときでも、連絡の遅れなどの実際的理由により、現実の記録の上での相違が生ずることがある。その結果、関与する取引者によって、取引が違う時点で記録される可能性があるし、場合によっては、同一会計期間中に記録されないこともある。また、事後的な調整によって国民経済計算から除外しなければならないような矛盾が存在する。それに加えて、債権／債務の発生する時間というものはどんなときも曖昧なところはないというわけではないので、その他にも実施上の問題が出てくる。特定の取引に対して「体系」が採用するルールと慣行は、関係する諸章で細かく説明される（第Ⅲ章を参照）。

３．評価

＜一般原則＞

2.67. 再び四重記入原理に従うと、ひとつの取引は、関係する両方の部門のすべての勘定を通じて同じ価額で記録されなければならない。同じ原則が資産と負債についても適用される。それは、ある金融資産とそれに対応する負債が、同額で貸し手の勘定と借り手の勘定に記録されなければならない、ということを意味する。
2.68. 取引というものは、取引者が合意した現実の価格によって評価される。ゆえに市場価格は、「体系」における価額評価の基本的拠り所である。市場取引が存在しない場合は、負担費用に従う（政府の生産する非市場サービス）とか、類似の財貨・サービスの市場価格を用いる（持ち家住宅のサービス）ことによって評価が行なわれる。
2.69. 資産・負債は、貸借対照表が関係する時点の時価で評価され、資産・負債の当初価格で評価されるのではない。理論的には国民経済計算は、たとえ推計が事実上は間歇的にしか行なわれないとしても、資産・負債は継続的に時価で再評価が行なわれている、と言う想定を基礎としている。資産・負債の適切な評価ベースは、評価を行なうべき時点において市場でその資産・負債を購入するとした場合の価格である。市場での観察価格あるいは市場での観察価格からの推定価格を優先的に用いるべきである。貸借対照表評価のためには、時価は、その他に二つの方法で推

定が行なわれる。すなわち、時系列的な取引の累積と再評価、または所与の資産から期待される将来収益の割引現在価値の推定、である（第ＸⅢ章も参照)。
2.70. 内部取引は、その取引が発生する時の時価で評価され、当初価格では評価されない。そうした内部取引に含まれるのは、在庫積み増し、在庫引き出し、中間消費および固定資本減耗といった項目である。

＜評価方式＞

2.71. 生産物（財貨・サービス）取引を評価するにあたっての、生産物に関する税、補助金、および商業・運輸マージンの取り扱いについては、さまざまの方式が存在する。「体系」の統合のために、制度部門の諸勘定と中心的供給・使用表（Ｄ節参照）においては、同一の方式が採られている。
2.72. 産出の評価で望ましいとされる方法は、基本価格によるものであるが、基本価格評価ができない場合には生産者価格を使用してもよい。基本価格と生産者価格の区別は生産物に関する税と補助金の取り扱いと関係がある。基本価格(basic prices)は、生産物に関する税の課税前で、生産物に対する補助金を差し引く前の価格である。生産者価格(producers'prices）に含まれるのは、基本価格に付加価値型税以外の生産物に課される税を加えたものから、生産物に対する補助金を控除したものである。これは、正確に言うと、三つの産出評価があるということを意味する。つまり基本価格評価、付加価値型税が存在しない場合の生産者価格評価、付加価値型税が存在する場合の生産者価格評価である１)。
2.73. 同じ一組の勘定と表では、財貨・サービスの使用に関するすべての取引(最終消費、中間消費、資本形成のような)は、購入者価格(purchasers' prices)で評価される。購入者価格は、付加価値型税の控除可能部分を除くすべての生産物に課される税（から生産物に対する補助金を差し引いたもの）を含むものとして定義される。購入者価格は使用者の現実の費用である。
2.74. 中間消費は常に購入者価格で評価されることを踏まえた上で、産出価額評価の方法が様々であることが意味することは、生産者別または部門あるいは産業別の（産出と中間消費との差である）付加価値の内容と使途について様々な結果をもたらすということである。同じ一組の勘定と表では、基本価格評価の付加価値の使途に含まれるのは、労働と資本への第１次所得は別にして、生産物に課される税（マイナス生産物に対する補助金）以外の生産に課される税（マイナス生産に対する補助金）のみである。生産者価格評価の付加価値の使途に含まれるのは、これに加えて、付加価値型税以外の生産物に課される税（マイナス生産物に対する補助金）である（これは、付加価値型税が存在しないときには、すべての生産物に課される税マイナス生産物に対する補助金を意味する2))。補完的な付加価値の定義は、要素費用評価によるものであるが、これには、如何なる種類の生産に関する税も含まれない。
2.75. 全体としての経済を眺めるとき、生産物に課される税（マイナス補助金）のうち、付加価値に含まれない部分を（制度部門または産業の）すべての生産者の付加価値合計に加えると、当該経済で発生する生産物と所得の主要集計量となる。
2.76. その他の評価法が、他の形式の供給・使用表や対称的な投入産出表において利用されることもある。とくに、基本価格による評価を、中心的供給・使用表で既に使用されていない場合に産出に対して、また、財貨・サービスの使用の生産物別明細に対して、使用してもよい（後者の場合には、生産物に課される税マイナス補助金の追加的行が、使用の各タイプについて購入者価格の総計を求めるために導入される)。また、生産物別使用のもうひとつの代替的評価方法は、商業・運輸マージンを除外し、これを直接に利用者に向けるというものである。

＜数量測度と実質表示の測度＞

2.77. ここまでは、名目（current、当期）価格のみが記述対象であった。しかし、「体系」は、不変価格による計測、すなわち、過去の（複数の）期間の（複数の）価格体系の利用を強調する。財貨・サービスのフローの、また、多くの種類の資産の名目価額の経時的変化は、そうした財貨

・サービスないし資産の価格の変化と数量（volume）の変化とに分解できる。不変価格表示のフローないしストックは、対象品目の価格の変動を考慮に入れたものである。それらは、数量タームと言われる。しかしながら、多くのフロー・ストックは、固有の価格・数量の次元をもっていない。その場合、名目価額を財貨・サービスないし資産の適切なバスケットの価格変化を考慮してデフレートすることもできるし、一般物価水準の変化を考慮したデフレーションも可能である。この場合、フローないしストックは、実質表示（不変購買力表示）であると言う。たとえば、「体系」は、実質表示の所得の計測について規定している。

2.78. 空間比較は時間比較よりもさらに複雑な問題を提起する。追加的に問題が生じるのは、主として、多数の国が関係していることによる。購買力平価（様々な国で支配的な物価相互の比率）が計算され、様々な国の様々な項目グループおよび一国全体の集計値について、相互間の量的関係の指標が、空間的不変価格による膨大な数の初等的計算を使用して得られる。

2.79. 第ⅩⅥ章では、時間比較および空間比較の測度の両方が論じられている。

４．連結及び純計処理

2.80. 連結（consolidation）は、様々な勘定手続きをカバーしている。一般的に連結とは、経済単位がグループにまとめられた場合に、単位相互間に生ずる取引が勘定の使途と源泉の両側から消去されること、そして、相互に対応する金融資産・負債が抹消されることを表わしている。

2.81. 制度単位については、通常は他の制度単位との取引のみが記録される。しかし、経済現象の有意義な測度を与えることが必要な場合には、「体系」は、内部フローを記録する。これは、固定資本減耗と自己勘定最終使用向けの産出について行なわれる。内部中間消費に関しては、「体系」は、次のような慣行に従う。すなわち、ひとつの事業所の中の技術的単位相互間の引き渡しは、対応する産出と連結されるが、同一企業に属す事業所間の引き渡しは連結されない。その結果、産出と中間消費は、いったん事業所レベルで測定されると、どんな水準の集計が行なわれようと修正されない。

2.82. 内訳部門または部門については、構成単位相互間のフローは、原則的には連結されない。しかしながら、連結した勘定を補完的表示及び分析のために作成することができる。これは、たとえば、全体としての政府部門について、政府と政府以外の経済他部門とのネットの関係を示すと言う点で有用かも知れない。そういう場合でも、相異なる勘定に現われる取引は、バランス項目が変化するのを避けるために決して連結されない。

2.83. 一国経済の勘定は、完全に連結されると、海外勘定（対外取引勘定）を生ぜしめる。

2.84. 連結は純計処理（netting）とは区別されなければならない。経常取引については、純計処理とは、様々な単位の連結という脈絡の場合を除いて、使途と源泉を相殺することである。「体系」は、特定の少数の場合だけに、そうした表示を行なう。たとえば、生産物に課される税は、生産物に対する補助金を控除して示される。資産または負債の変動については、純計処理には二通りのやり方が考えられる。第一は、様々な型の資産変動（たとえば、在庫の積増しと取り崩し）あるいは負債の変動（たとえば、新規債務負担の発行、既存債務の返済）が純計処理される。第二は、所与の金融手段に関わる金融資産または負債の変動（あるいは、貸借対照表上では、金融資産と負債それ自体）が純計処理される。原則的には、「体系」は、「体系」の分類で示されている程度を越えるような純計処理は奨励しない。金融資産（金融資産変動）を負債（負債変動）に対して純計処理することは、特に避けるべきである。純計処理は、第Ⅲ章と第ⅩⅠ章において論じられている。

Ｄ．勘定

１．序論

2.85. Ｂ節とＣ節で導入された道具立てにより、すべてのフローとストックを記録することができ、実際、「体系」の諸勘定でそうしたことが行なわれている。勘定とは、経済生活の所与の側面について、使途と源泉を記録するか、資産変動と負債変動を記録するか、あるいは、（場合によってはそれらとともに）ある時点において存在する資産・負債ストックを記録する道具立てである。
2.86. 勘定はＢ節で示された次のようなカテゴリーに対して設定することができる。
制度単位と制度部門
取引
海外（対外取引）
資産と負債
事業所と産業
生産物
目的
2.87. 単位（制度単位、事業所）または単位のグループ（制度部門およびそれを拡張適用した海外、産業）について、相異なる部分勘定が経済生活のある特定側面（たとえば、生産）に関わる取引あるいはその他のフローを記録する。こうした取引のセットは、通常はバランスしない。受取および支払として記録されるものの合計は、通常、相異なるのである。そこで、バランス項目が導入されなければならない。また、通常、制度単位または部門の資産合計と負債合計との間にもバランス項目が導入されなければならない。バランス項目は、それ自体、経済的成果の有意義な尺度である。経済全体について合計すると、重要な集計値を形成する。
2.88. 勘定の詳細に入る前に、中枢体系の構造を概観するのが有用である。図2.1を見ておこう。中枢体系は、以下から成る。
(a)統合経済勘定。制度部門と海外の完全な勘定セットが、取引（およびその他のフロー）についての勘定および資産・負債についての勘定とあわせて表示される。この手始めの段階においては、制度部門間の関係（「誰から誰へ」）が、この表では直接には記述されていないと言うことを指摘しておくのがよいであろう。
(b)供給・使用表。経済活動別の産業の勘定と生産物形態別財貨・サービス取引勘定が統合されている。
(c)金融取引と金融資産・負債ストックの３次元分析。部門間の関係（「誰から誰へ」）が直接記述されている。
(d)機能分析。制度部門の一定の取引が、その取引の寄与する目的に応じて提示される。
(e)人口および雇用表。
2.89. これらの様々なブロックは、すべてを一緒にすると中枢体系を形成するのであるが、様々な形で相互に結びついており、そのことは後で述べられる。それらは、概念、定義、分類、および勘定規則の同一のセットを使用しているので、完全に整合的である。
2.90. 後続の二つの節を次の事項にあてている。
(a)統合経済勘定とその構成要素
(b)勘定構造のその他の部分

２．統合経済勘定とその構成要素

2.91. 本節は、統合経済勘定の準備的展望から始まる。次に
(a)制度単位および制度部門の完全な勘定系列と勘定のバランス項目
(b)取引勘定
(c)資産・負債勘定
(d)海外勘定
(e)集計量

および
(f)統合経済勘定：完全展望
を示す。

＜統合経済勘定の瞥見＞

2.92. 統合経済勘定は勘定フレームワークの中心にある。それらは所与の経済の全体的眺望を与える。図2.2の簡約表示によって、まず、ざっと目を通しておくことにする。様々な勘定が詳しく紹介された後で、統合経済勘定についてより完全な説明を与える予定である。
2.93. 図2.2が示しているのは、統合経済勘定の列には、制度部門の諸勘定が含まれるということである。(両側に、各部門に対して一つの列があるのはもちろんなのであるが、ここでは別々に示されていない。) これらの勘定は、経常勘定、蓄積勘定、および貸借対照表の三つのグループの形に編成されている。経常勘定は、生産と所得の分配、再分配を記録する。経常勘定は、可処分所得がどのような形で最終消費に使用されるかを示し、貯蓄で終わる。蓄積勘定は、所与の期間中に起こる、資産および負債のすべての変動を記録するが、それによって資産と負債の差額――即ち正味資産――の変動のすべてが記録される。貸借対照表は、会計期間の期首と期末に存在する、資産および負債のストックとそれらの差額を記録する。統合経済勘定には、海外の列もある。
2.94. 真ん中の列に含まれるのは、取引、バランス項目と資産および負債を、上に述べた勘定の構造に従って並べたものである。たとえば、利子というような所与の取引の行において、図は、様々な制度部門と海外について、支払と受取を示す。所与の取引については、各勘定は原則としてバランスするので、支払利子の合計は受取利子の合計に等しい。取引勘定はダミー勘定である。つまり、どれだけの利子が、ある制度部門によって、制度部門または海外のそれぞれに対して支払われるのか、あるいは部門または海外のそれぞれから受取られるのかを示すのではなく、各部門について、合計でどれだけの利子が支払われ、また受け取られるのかを示すだけである。財貨・サービス取引は特別なケースである。特別なケースであると言う意味は、財貨・サービスの全取引を合わせて初めて一意的なバランスが成立するのであり、個々の取引についてバランスが成り立つのではない、と言うことである。このために、特別の列を設け、財貨・サービス勘定に充てている。後で説明されるように、諸制度部門の勘定に現われる財貨・サービス取引の一つ一つ（生産、最終消費等）が、この列に記入されるのである。
2.95. 統合経済勘定には、(居住者) 制度部門の合計、即ち一国経済、についての列も含まれている。したがって、一国経済の集計量を直接に見て取ることが出来るのである。こうした集計量は、様々な取引の合計であったり、より重要なこととして、バランス項目の合計となっている。
2.96. 次に、統合経済勘定に示されている要素の詳細表示を取り上げよう。この説明は長くなるので、図2.3を見ておくのがよい。この図は勘定、バランス項目、および主要集計量の梗概的表示を含み、それら勘定、バランス項目等がどのように接合し合っているかを示すものである。図2.3に現われる様々な要素は、以下の小節で示される。

＜制度単位および制度部門の完全な勘定系列と勘定のバランス項目＞

2.97. 制度単位と制度部門の完全な勘定系列を提示する前に、いくつか予備的指摘をしておく。この小節の目的は、「体系」の勘定構造を一般的に説明することであって、各々の特定の単位または部門の勘定の厳密な内容を示すことではない。勘定構造は、「体系」全体にわたって一様である。それは、すべての制度単位、内訳部門、部門および一国経済について当てはまる。しかしながら、いくつかの勘定は、ある種の部門には関係がないかも知れない。同様に、すべての取引が各部門に関係がある訳ではない。関係がある場合には、いくつかの部門にとってはその取引は源泉であり、また、他の部門にとっては使途である。各部門の勘定の正確な内容は、様々なタイプの勘定を詳細に扱う以後の章で示される。
2.98. もう一つの指摘は、諸勘定の一般構造を示す場合の、取引分類の利用の仕方に関係がある。前出の本章のＢ節では、取引の主要なカテゴリーだけを示し、細かいカテゴリーは示さなかった。

詳細なものは、本マニュアルの関係諸章に示されている。それでも、勘定がいかなるものかはっきりさせるためには、若干の取引を含めることが必要である。これは、勘定をよく理解するのに十分なレベルの細かさを持った、「体系」の実際の取引分類を使用してできる。しかしながら、これらの取引の定義は、絶対必要でない限りこの段階では与えられない。
2.99. バランス項目が総額と純額で表示可能であることに注意しておくことも重要である。二つの違いは固定資本減耗である。概念上は、純額のバランス項目の方がずっと意味がある。しかしながら、総（
gross、粗）概念、特に総概念の集計量は広く利用され、総概念勘定は、しばしば純（net）概念勘定よりも、より容易に、正確に、且つ迅速に推計される。この二つの解決法に折り合いをつけ、勘定と集計量の統合的表示を容易にするために、バランス項目を重複して表示することが許されている。
2.100. 最後に、勘定系列は「体系」の勘定構造を示すものであり、必ずしも結果を公表するための書式ではないことを言っておかなければならない。
2.101. 勘定をグループに分けると三つのカテゴリーになる。経常勘定、蓄積勘定、貸借対照表である。
2.102. 経常勘定は、生産、所得および所得の使用を扱う。蓄積勘定は資産と負債の変動、および正味資産（任意の制度単位または単位のグループについて、その資産と負債の差）の変動をカバーする。貸借対照表は、資産と負債のストック、および正味資産を表示する。
経常勘定：生産、所得分配、所得の使用
蓄積勘定：資産と負債の変動、正味資産の変動
貸借対照表：資産と負債のストック、正味資産
2.103. 蓄積勘定は二つの貸借対照表の間に生ずるすべての変動を示す。貸借対照表が作られないときでも、蓄積勘定と貸借対照表の概念的関係をはっきり理解しておくことが、蓄積勘定そのものを正確に作成するためには、必要である。
2.104. 経常勘定と蓄積勘定の関係の方が、多少複雑である。すべての経常取引は、正味資産をプラスの方向へ変化させるか（源泉の場合）、マイナスの方向へ変化させるか（使途の場合）、のどちらかである。ある取引を経常的源泉として記録することは、一つの単位または部門が、自分の処分できる形で持つ経済価値量の増加を意味する。逆に、経常的使途として記録された取引は、この経済価値量の減少を意味する。全経常的使途と全経常的源泉の差（貯蓄）は、所与の期間について、経常取引からもたらされる正味資産の変動を表わしている。とはいえ、経常取引が正味資産変動の唯一の源泉ではない。これらの点は以下でより細かく説明される。
2.105. 勘定を３つに大別して、順に検討する。

経常勘定

2.106. 経常勘定は、生産、所得分配、および所得の使用を扱う。それぞれの勘定は、その勘定の前に置かれている勘定のバランス項目を源泉として記録することから出発する。経常勘定グループの最後のバランス項目は貯蓄で、これはＳＮＡの考え方では、国内または海外における、生産から生ずる所得の中で、最終消費に使用されない部分のことである。
2.107. 生産、所得分配、および所得の使用が順に考察される。

生産勘定（勘定Ｉ）

2.108. 生産勘定（表2.1、勘定Ｉ参照）は、「体系」の主要なバランス項目の一つとしての付加価値を強調するように設計されている。その結果、勘定は生産過程に結びつくすべての取引をカバーするのでなく、生産の結果（産出）と、この産出を生み出す際の財貨・サービスの費消（中間消費）を示すだけである。中間消費は、固定資本の徐々に進行する摩耗損耗をカバーしない。固定資本の摩損は、別個の取引（固定資本減耗）として記録され、総額バランス項目と純額バランス項目の差額となっている。

生産勘定→付加価値

2.109. このように、生産勘定は産出を源泉とし、中間消費を使途として示すだけである。バランス項目は付加価値で、総額と純額で測定される３)。既に説明したように（前出のＣ．３節を参照)、基本価格と生産者価格のどちらを選ぶかによって、また後者（生産者価格）の場合には付加価値型税が存在するかしないかによって、異なるタイプの産出評価法が使用される。それに応じて、生産物に課される税（マイナス補助金）が付加価値に含まれる範囲は異なってくる。
2.110. すべての制度部門は生産勘定を持つ。しかしながら、制度部門の生産勘定では、産出と中間消費は、合計のみで示され、生産物別には細分されない。

所得分配勘定

2.111. 所得の分配・再分配プロセスは極めて重要であるから、種々異なる勘定において分配・再分配の様々な段階を区別し、それらを別々に記述することは大切である。「体系」に含まれるすべての種類の分配的経常取引が実際に測定されている限りは、勘定の数を増やしても既に行なわれている作業を増やすことは殆どなく、意味のある所得概念となるバランス項目の導入を可能にするのである。
2.112. 所得分配は三つの主要な段階に分けられる。第１次分配、第２次分配、および現物再分配である。第一の段階は、労働と資本という生産要素へと、(生産および輸入品に課される税マイナス補助金を通じての）政府への、付加価値の分配のことを指している。これは、第１次所得バランスを測定する。第二の段階は、基本的には、現金による移転を通じての、所得の再分配をカバーしている。これは可処分所得を測定する。最後の段階は、現物移転を通じての、更に先の段階の再分配に関係する。これは調整可処分所得を測定する。

所得分配
所得の第１次分配→第１次所得バランス
所得の第２次分配→可処分所得
現物所得再分配→調整可処分所得

ａ．所得の第１次分配勘定（勘定Ⅱ.1）

2.113. 所得の第１次分配勘定は、総付加価値がどのように労働と資本といった要素および政府に分配されるか、また、必要な場合には、さらに海外へのフローと海外からのフローを示す。バランス項目は、第１次所得バランスである。
2.114. 実際には、勘定Ⅱ.1は、さらに、制度部門と産業の両方にとって重要なバランス項目である、営業余剰／混合所得を測定するために、二つの小勘定に分割される。
2.115. 所得の発生勘定（表2.1、勘定Ⅱ.1.1参照）は、生産者の視点から、生産プロセスと直接結びついた分配取引を記録する。源泉は、付加価値、使途は、雇用所得と、産出評価額に含まれる範囲で、生産および輸入品に課される税（控除）補助金（2.71段落参照）を含む。バランス項目は、営業余剰／混合所得である４)。
2.116. 第１次所得の配分勘定（表2.1、勘定Ⅱ.1.2参照）は、所得の第１次分配の残りの部分を示す。各部門について、受取財産所得と支払財産所得、家計と政府がそれぞれ受け取る雇用者報酬と生産および輸入品に課される税（控除）補助金が含まれる。この種の取引は、海外勘定にも現われる可能性があるので、それも含まれる。勘定Ⅱ.1.2は、営業余剰／混合所得を源泉として持ち、第１次所得バランスをバランス項目として持つ。したがって、第１次所得は、営業余剰／混合所得および純財産所得、雇用者報酬、生産および輸入品に課される税（控除）補助金のそれぞれの受取をカバーしている。
2.117. 重要な市場生産者である部門については――すなわち、非金融・金融法人企業および家計

については――第１次所得の配分勘定は更に分割され、追加的なバランス項目として企業所得が示される。これは企業会計では馴染み深い経常利益の概念に近いものである。このバランス項目と関連の小勘定は、第Ⅶ章において示されている。

ｂ．所得の第２次分配勘定（勘定Ⅱ.2）

2.118. 所得の第２次分配勘定（表2.1、勘定Ⅱ.2）は、現金移転を通じた所得再分配だけを原則としてカバーするが、それは、再分配プロセスの二つの段階、すなわち、現金移転によるものと、現物移転によるそれとを区別するためである。この区別は、家計と一般政府と、家計と対家計非営利団体との間の関係においてなされる区別である。しかし、それは法人企業と海外の場合には意味がない。そのために、法人企業または海外への現物移転とそれらからの現物移転は、所得の第２次分配勘定に、あたかも現金移転であるかのように記録される。これは別にそれらを分けて示すことを妨げるものではない。
2.119. この勘定は、源泉として、第１次所得バランスに加えて、所得・富等に課される経常税、および現物社会移転以外のその他の経常移転を記録する。使途側には、同じ型の移転がやはり記録される。これらの移転はある部門にとっては源泉で、他の部門にとっては使途であるから、その正確な内容は、部門ごとに変化がある。
2.120. ここで、社会負担が「体系」においてどのように記録されるかについて、少し詳しく説明しておくことが大切である。雇主は普通、社会負担を彼らの雇用者に代わって、社会保障基金に直接支払うけれども、「体系」では、この支払いは、雇主が雇用者に対して行ない、次に雇用者が社会保障基金に支払いをする、という扱いをする。勘定で説明すると、社会負担に相当する額の支払いは、まず、雇用者報酬の成分として雇主の所得の発生勘定（勘定Ⅱ.1.1）の使途側と家計の第１次所得の配分勘定（勘定Ⅱ.1.2）の源泉側に現われることを意味する（もちろん雇用者報酬の対外フローの調整が行なわれる)。しかる後にそれらの支払は、家計（および場合によっては海外）の所得の第２次分配勘定（勘定Ⅱ.2）の使途と、社会保障制度を管理する部門（基本的には政府）の源泉として記録されるのである。すべての雇主の社会負担はこのような手順を踏む。取引が別の道筋を辿るかのようなこうした取引記録の方法は、しばしば「迂回処理」(rerouting)と呼ばれる。
2.121. 勘定Ⅱ.2のバランス項目は可処分所得である。これは最終消費支出と貯蓄に使用することのできる所得である。可処分所得は主として現金による。しかし、現物成分も含んでいる。後者には、現物雇用者報酬、海外および法人企業からの現物移転（もしあれば)、自家最終消費、自己勘定固定資本形成と、産出のうちでまだ販売その他のかたちで処分されていないため在庫変動として記録されている部分が含まれる。非金融法人企業および金融機関については、可処分所得は、持ち分保有者に分配されない税控除後の所得である。

ｃ．現物所得の再分配勘定（勘定Ⅱ.3）

2.122. 現物所得の再分配勘定（表2.1、勘定Ⅱ.3参照）は、再分配プロセスの叙述においてさらに二つの要素を示している。第一に、現物社会給付(social benefits in kind)を記録する。これは、受取家計が支払いを負担しない給付と、家計が当初支払を行ない、後に払い戻しを受ける給付の両方を含む。第二に、教育のような、現物社会給付に含まれない、個別的非市場財・サービスの移転を記録する。これらすべての取引は、分配取引分類において現物社会移転という項目に含まれる。
2.123. 勘定Ⅱ.3は源泉として可処分所得と、家計については、現物社会移転を記録する。そして、使途側には現物社会移転が、政府と対家計非営利団体については現われる。バランス項目は調整可処分所得である５)。関係取引の性格から、この勘定は、政府、家計および対家計非営利団体についてのみ意味がある。
2.124. この勘定の目的は四重になっている。第一に、政府の役割についてより鮮明な描写を与えることを目指す。第二に、家計所得のより完全な測度を与える。第三に、経済的社会的制度機構

が異なったり変化したりするときに、国際比較や時間上の比較を容易にする。第四に、家計の内訳部門間の、あるいは、家計のその他のグループ分けのあいだの再分配プロセスについてより完全な眺望を与える。現物所得の再分配は所得の第３次分配である。

ｄ．所得の使用勘定（勘定Ⅱ.4）

2.125. 所得の使用勘定（表2.1、勘定Ⅱ.4参照）は、何らかの最終消費を行なっている部門について、可処分所得または調整可処分所得がどのように最終消費と貯蓄とに配分されるかを示す。「体系」においては、政府、対家計非営利団体および家計だけに最終消費がある。さらに、所得の使用勘定は、家計と年金基金について、調整項目（D.8 年金基金に関する家計純持分の変動のための調整）を含むが、これは家計と年金基金との取引が「体系」において記録される方法と関係がある。この調整項目は、第Ⅸ章において説明されているので、ここでは論じない。勘定Ⅱ.4には二つの変化形（ヴァリアント）がある。
2.126. 可処分所得の使用勘定（表2.1、勘定Ⅱ.4.1参照）は、可処分所得を源泉とし、最終消費支出を使途として示す。さらに、上に言及した調整項目を示すことが必要な場合もある。
2.127. 最終消費支出は、財貨・サービスの最終消費取引のうちで、部門がその費用の最終的負担者であるものをカバーしている。政府および対家計非営利団体は、非市場財・サービスを生産勘定において生産しているが、そこでは、中間消費または雇用者報酬は使途に記録されている。これらの生産者の最終消費支出は、彼らの非市場財・サービスの産出価額から、経済的に無意味な価格での非市場財・サービスの販売からの収入を差し引いたものと関連がある。しかし、最終消費支出は、最終的には家計に対して変形なしに移転するために、政府および非営利団体によって購入される財貨・サービスもカバーしている。
2.128. 調整可処分所得の使用勘定（表2.1、勘定Ⅱ.4.2参照）は、調整可処分所得を源泉に示し、必要な場合には上記の調整項目を付して、現実最終消費を使途に記録する。家計の現実最終消費は、費用の最終的負担者が政府、対家計非営利団体、あるいは家計自身のどれであるかに関わりなく、実質上家計の個別消費に利用可能な財貨・サービスをカバーする。したがって、政府の現実最終消費は集合的な消費であるのに対し、その最終消費支出が全体として個別的であるとされる対家計非営利団体は、現実最終消費を持たない。
2.129. 一国経済のレベルでは、可処分所得と調整可処分所得は等しいが、それは、最終消費支出と現実最終消費が等しいのと同様である。それらが異なるのは、関係する部門について考えているときだけである。各部門について、最終消費支出と現実最終消費の差は、現物社会移転の供給または受領に等しい。また、それは、可処分所得と調整可処分所得の差にも等しい。
2.130. 二つの変化形を持つ所得の使用勘定のバランス項目は、貯蓄である。貯蓄の数字は、勘定Ⅱ.4.1と勘定Ⅱ.4.2とで同じである。というのは、源泉側の所得と使途側の消費との差は、両勘定について、同額であるからである。貯蓄は、経常勘定の締めくくりとなる。

所得の使用

可処分所得の使用→最終消費支出

貯蓄

調整可処分所得→現実最終消費の使用

蓄積勘定

2.131. 本勘定体系は、完全に統合されているから、蓄積勘定は、資産、負債および正味資産（任意の部門について、資産と負債の差）のすべての変動をカバーしている。

2.132. 蓄積勘定は、資産、負債および正味資産の変動を示すのであるから、貸借対照表自体と類似の表示形式に従う。貸借対照表は、左側に資産を表示し、右側に負債と正味資産を表示する習わしになっている。これに対応するように、蓄積勘定でも、正または負のすべての資産変動が左側に記録され、正または負の負債の全変動および正または負の正味資産の変動が右側に記録される。そこで、すでにＢ節で説明したように、左側は「資産変動」、右側は「負債および正味資産の変動」と呼ばれるのである。
2.133. 貯蓄は、すべての経常取引／勘定のバランス項目であるから、もちろん蓄積諸勘定の出発点である。
2.134. 蓄積勘定は、資産、負債および正味資産の様々な形態の変動を区別することができるように、編成されている。
2.135. 第一グループの勘定は、貯蓄と自発的な富の移転が正味資産変動の唯一の源泉であるような場合に、資産／負債および正味資産のすべての変動に対応する取引をカバーしている。第二グループの勘定は、その他の要因による資産、負債および正味資産のすべての変動に関連する。
2.136. 蓄積勘定の第一グループには、資本勘定と金融勘定とが含まれる。これら二つの勘定が区別されるのは、経済分析にとって有用なバランス項目、すなわち純貸出／純借入を示すためである。

a. 資本勘定（勘定Ⅲ.1）

2.137. 資本勘定（表2.1、勘定Ⅲ.1参照）は、非金融資産の取得や富の再分配を含む資本移転に結びつく取引を記録する。右側に含まれるのは、貯蓄純額と受取資本移転および（マイナス記号を付けた）支払資本移転であり、貯蓄と資本移転による正味資産変動部分に帰着する。勘定Ⅲ.1は、使途に、非金融資産への様々なタイプの投資を含む。固定資本減耗は、固定資産の負の変動であるから、マイナス記号を付けて勘定の左側に記録される。こちらの側に総固定資本形成（＋）と固定資本減耗（－）を記入することは純資本形成を記入することと同じである。バランス項目は、単位または部門が直接間接に他の単位または部門に資金供給するために最終的に利用可能な純額を表わす純貸出（＋）か、単位または部門が最終的に他の単位または部門から借入を余儀なくされる額に対応する純借入（－）のどちらかである。

b. 金融勘定（勘定Ⅲ.2）

2.138. 金融勘定（表2.1、勘定Ⅲ.2 参照）は、各金融的手段についての取引を記録する。「体系」では、これらの取引は、左側に金融資産の純取得を示し、右側に負債発生の純額を示すことになる。バランス項目はここでも、純貸出（＋）または純借入（－）であるが、今度は勘定の右側に現われる。
2.139. 原理的には、純貸出または純借入は、どちらの勘定でも同じ測定値を示すはずである。実際には、両者の同等性を達成することは、国民経済計算の最難題の一つである。

c. その他の資産量変動勘定と再評価勘定（勘定Ⅲ.3.1およびⅢ.3.2）

2.140. 蓄積勘定の第二グループ（表2.1、勘定Ⅲ.3.1参照）は、これ以前の勘定グループで記録された蓄積取引以外の要因による、資産、負債および正味資産の変動をカバーする。その例は、地下資源の発見または減耗、戦争のような政治的事件または地震のような自然災害による破壊である。その他の資産変動は、物価の水準および構造の変動とも結びついている。後者の場合は資産・負債の価値だけが修正されるわけで、その量が変わるわけではない。地下資源の発見や地震といった要因は、ＳＮＡにおける意味で実際に資産の量を変化させる。そういうわけで蓄積勘定の第二グループは、その他の資産量変動勘定と再評価勘定とに分けられる。
2.141. その他の資産量変動勘定（表2.1、勘定Ⅲ.3.1参照）は、資産・負債の価値だけでなく量も変動させるような例外的事象を記録する。戦争や地震の影響といった、上に指摘したような種

類の事象に加えて、この勘定は、分類や構造の変化のような、正味資産に影響を及ぼしたり及ぼさなかったりするいくつかの調整要素を含む（第ＸⅡ章参照）。バランス項目の、その他の資産量変動による正味資産の変動は右側に記録される。

2.142. 再評価勘定（表2.1、勘定Ⅲ.3.2参照）は、保有利得または保有損失を記録する。勘定は、まず名目的保有利得／損失を示す。この項目は、会計期間の初めまたは発生時点と終了時点または会計期間の終りの間の、様々な資産・負債の個別価格の変動による価値変動のいっさいを記録する。

2.143. 資産の取引および資産についてのその他のフローが勘定の左側に現われ、負債の取引は右側に現われるのと丁度同じように、資産の名目利得（＋）または名目損失（－）は勘定Ⅲ.3.2の左側に現われ、金融負債の名目利得／損失は、右側に記録されるのである。所与の単位または単位のグループにとって、その金融負債のプラスの再評価は、名目保有損失に相当する。その負債のマイナスの再評価は、名目保有利得に相当する。勘定のバランス項目は、名目保有利得／損失による正味資産の変動である。

2.144. 次に、再評価勘定を二つの小勘定に分割する。第一の小勘定（表2.1､勘定Ⅲ.3.2.1参照）は、一般物価水準に比例した再評価を示す。これは、すべての資産・負債の当初価額に対して、同一期間中の一般物価水準の変動の指数を適用することにより得られる。貨幣額で固定的なものに対しても、同じ操作を行なう。この操作の結果は、中立的保有利得／損失と呼ばれるが、その理由は、すべての資産・負債が全く同じ割合で再評価されるからである。勘定Ⅲ.3.2.1のバランス項目は、中立的保有利得／損失による正味資産の変動と呼ばれる。

2.145. 第二の小勘定（表2.1、勘定Ⅲ.3.2.2 参照）は、名目保有利得／損失（表2.1、勘定Ⅲ.3.2 参照）と中立保有利得／損失（表2.1、勘定Ⅲ.3.2.1 参照）との差を示す。この差は実質保有利得／損失と呼ばれる。たとえば、所与の単位または単位のグループについて、この小勘定の左側（資産変動）を考えてみると、もし名目保有利得／損失が中立保有利得／損失よりも大きいならば、平均的に見て、資産の現実価格が一般物価水準よりも大きく上昇した（あるいは小さく低下した）ということになるので、実質保有利得が生ずる。言い換えると、資産の相対価格が上昇したということになる。これに対応して、資産の相対価格の低下は、実質保有損失につながる。勘定Ⅲ.3.2.2のバランス項目は、実質保有利得または保有損失の合計である。これは、実質保有利得／損失による正味資産の変動と呼ばれる。

2.146. 三つの型の保有利得または保有損失は、資産・負債の主要グループ別に細分される。そうした細分は、簡略勘定表示においてさえ必要なものである。

貸借対照表（勘定Ⅳ）

2.147. 期首および期末貸借対照表（表2.1、勘定Ⅳ.1およびⅣ.3 参照）は、左側に資産を、右側に負債および正味資産を表示する。前に説明したように、資産と負債は、貸借対照表を作成する期日の物価で評価されている。正味資産は、資産と負債の差額で、貸借対照表のバランス項目である。それは単位または部門が保有する、経済価値を持つストックの現在価値に相当する。より詳細な貸借対照表の表示においては、様々な型の資産・負債が、より詳細な資産・負債の分類を用いて示される。

2.148. 資産・負債の各グループについて、期首と期末の貸借対照表の間の変化は、資産・負債の分類の変動を含め、蓄積勘定で記録される取引およびその他のフローからもたらされるものである。正味資産の変動は資産変動から負債変動を差し引いたものに等しい。

2.149. 貸借対照表における変動勘定（表2.1、勘定Ⅳ.2 参照）は、蓄積勘定の内容を再掲するものである。すなわち、資産・負債の変動合計と正味資産の変動を主要源泉別に、すなわち、貯蓄および資本移転、その他の資産量変動、名目保有利得／損失といった源泉別に示す。最後の名目保有利得／損失は、中立保有利得／損失と実質保有利得／損失に分割できる。貯蓄と資本移転、その他の資産量変動および実質保有利得／損失は、実質正味資産の変動に寄与する。中立保有利得／損失は、実質正味資産を会計期間末現在の名目一般購買力に変換する。期首貸借対照表（勘定Ⅳ.1）と組み合わせることにより、勘定Ⅳ.2は、期末貸借対照表につながる（勘定Ⅳ.3)。

2.150. 勘定Ⅳ.2は、ＳＮＡにおける貯蓄（純額）と正味資産の変動との関係を示している。貯蓄（純額）は、正味資産の変動から資本移転を控除し、その他の資産量変動を控除し、名目保有利得／損失を控除したものに等しい。実質正味資産の変動のみを考慮するならば、貯蓄（純額）は、実質正味資産の変動から、資本移転を控除し、その他の資産量変動を控除し、実質保有利得／損失を控除したものに等しい。この貯蓄と実質正味資産の変動との関係が意味するのは、可処分所得または調整可処分所得と実質正味資産の変動との関係がヒックスの所得概念とは異なる、ということである（第Ⅷ章を参照）。
2.151. 貯蓄は実質正味資産の変動の源泉であり、経常取引は貯蓄をバランス項目とするから、すべての経常取引が実質正味資産を増加の方向（源泉）または減少の方向（使途）のどちらかに変動させる、ということになるのは当然である。これは、正味資産が（抽象的）経済価値のストックであるとする、上に与えた定義の説明になる。しかし、資産・負債の取引の大部分は、正味資産の規模を変えることはなく、その構成成分の性質を変えるだけである。資本移転やその他の蓄積フローに対応する資産・負債取引は、正味資産の規模をも変化させる。一般に、経常取引と、蓄積取引およびその他のフローとは、ともに経済価値の創造、変形、交換、移転または消滅をあつかう。

＜取引勘定＞

2.152. 取引勘定は、ある与えられた取引または取引のグループ（たとえば利子）について、この型の取引に従事する各部門（それが適切であれば産業）の源泉と使途を示すが、取引をする部門の間の直接的関係は示さない。別の言葉では、勘定は、「何を、誰から」という型と、「何を、誰に対して」という型の関係を示し、「何を、誰から、誰に対して」という型の関係は示さない。「体系」の取引勘定は、基本的にはダミー勘定またはスクリーン勘定である。源泉合計と使途合計は、定義上バランスする（もちろん実際上の問題に出会うことはある）。そのため、バランス項目はない。このように取引勘定は、ある与えられた取引について、様々な部門／産業の諸勘定において見られることを、再提示する一つの方法である。取引勘定の一般的構造は、財産所得を例として用いた、表2.6（表2.6-2.12については、本章末尾の付録参照）において示されている。取引の型は中央の縦の欄に示されている。各制度部門、一国経済および海外に対して、それぞれ一つの列が与えられている。合計の列は、各行における使途合計と源泉合計の間の同等性の確認を可能にする。
2.153. この構造を体系的に実行可能なものにするために、先に言及した取引分類は、発生部門や行き先部門を特に問題にすることなく、取引の性質に応じて作成されている。
2.154. 財貨・サービス（生産物）取引の場合、取引勘定は、表2.2、勘定０に示されているが、特に重要である。財貨・サービス勘定（勘定０）は、一国経済または生産物のグループについて、財貨・サービスの源泉合計（産出および輸入）と使途合計（中間消費、最終消費、在庫品増加、総固定資本形成、貴重品の取得マイナス処分、および輸出）を示す。生産物に課される税（マイナス補助金）も勘定の源泉側に含まれている。最後の項目の包含範囲は、産出の評価の仕方に応じて変わる（前出のＣ．３節「評価」を参照）。生産物に課される税（マイナス補助金）の中で、産出価額に含まれない部分（場合によっては全部）は、特定の部門または産業に発生することはない。それは一国経済の源泉である。
2.155. 財貨・サービス勘定は、最終消費支出または現実最終消費のどちらかを示すことができる。一国経済全体については、この二つの項目のデータは同じである。しかし、発生制度部門または使用制度部門に従って源泉と使途を示すために、財貨・サービス勘定が制度部門分類とクロス分類されると、関与する部門については二つの項目のデータは違ってくる。
2.156. 財貨・サービス勘定の重要な特徴は、それが、取引の一つ一つの種類についてでなく、全体としてはバランスする――つまり、全使途と全源泉とはバランスする――ということである。
2.157. 生産物の形態別の財貨・サービス勘定を眺めるとき、産出と中間消費は発生産業別または使用産業別に配分されるのに対し、その他の取引は様々な方式で示される（後出の供給・使用表の記述を参照のこと）。

2.158.「体系」において極めて重要な役割を果たすため、財貨・サービス勘定は特別のコード番号、勘定 0を持っている。その他の取引勘定は、もし必要ならば、関連する取引のコードによって特定される。
2.159. 財貨・サービス勘定のもう一つの特徴は使途が右側に、源泉が左側に示されているということである。これは、制度部門勘定と較べるときに、勘定を反対側に照応させるためにそうなったのである。
2.160. その他の取引勘定は、一般モデルに従うだけである（前出段落2.152および2.154を参照）。税、社会負担、社会給付、およびその他のいくつかの取引については、記録された取引のもつ性質によって、容易に「誰から誰へ」という関係、またはそれに極めて近いものが特定される。しかし、他の場合には、すべての部門に、源泉と使途がある可能性があり、そうした場合、相互関係は明示的には示されない。最も重要なケースである、利子、配当および金融的手段の取引については、ダミー勘定の手続きに加えて、実用的・分析的目的のために「誰から誰へ」というアプローチをとるのが極めて有用である。

＜資産・負債勘定＞

2.161. 資産・負債の取引とその他の資産変動は、既に述べた制度部門勘定と取引勘定とに現われる。会計期間の期首と期末における資産・負債のストックは、それぞれ期首、期末の貸借対照表に現われる。そうしたデータのすべては、資産・負債勘定の中で組み合わされる。
2.162. 表2.7に示される資産・負債勘定は、各タイプの資産・負債について、会計期間の開始時における期首ストック、会計期間中に発生する様々な型の変動と、期間終了時の期末ストックを記録する。

期首ストック
＋　資本勘定に記録される取引タイプ別の取引
＋　金融勘定に記録される取引
＋　変動タイプ別のその他の資産量変動
＋　名目保有利得／損失
内訳
・中立保有利得／損失
・実質保有利得／損失
＝　期末ストック

もちろん、変動は正でも負でもあり得る。いままで、制度単位および部門の勘定系列において、貸借対照表と蓄積勘定の間のこの関係は、簡単化のために、資産の概括的なタイプ（生産資産と非生産資産とに分けた非金融資産、および金融資産）と、全体としての負債についてのみ表示されていた。しかしながら、「体系」の構造の中では、「体系」の分類に従って、それぞれのタイプの資産・負債に対してこの関係が存在している。概念的には、それは基礎的な資産（たとえばある所与の住宅または貸出金）や負債のそれぞれについて存在しているのである。資産・負債勘定は、関連する資産のコード番号によって特定される。

＜海外勘定（対外取引勘定）（勘定Ⅴ）＞

2.163. 海外勘定は、居住者制度単位と非居住者制度単位との間の取引をカバーするとともに、それが適切である場合には、関連する資産・負債のストックをもカバーする。
2.164. 海外は、勘定構造上、制度部門の役割と類似した役割を果たしているが、海外勘定は海外の視点から設定されている。海外にとっての源泉は当該国にとっては使途であり、その逆もまた同様である。もしバランス項目が正であれば、海外にとっての黒字、当該国の赤字を意味しており、もしそれが負ならば、その逆を意味するのである。

2.165. 海外勘定（表2.3、勘定 Ｖ参照）は、一般的勘定構造に従っているけれども、対外取引に対してあてはまる性格に焦点を合わせるために、少しばかり異なるところがある。
2.166. 経常取引は二つだけの勘定に記録される。第一の勘定である財貨・サービス対外勘定（表2.3、勘定 V.1 参照）は、財貨・サービスの輸入を源泉として、財貨・サービスの輸出を使途として示す。バランス項目は、財貨・サービスの対外収支である。それが正ならば、海外にとっての黒字、当該国にとっては赤字である。
2.167. 第二の勘定、第１次所得および経常移転の対外勘定（表2.3、勘定 V.Ⅱ参照）は、勘定の両側に次の項目を示す。すなわち、雇用者報酬、生産および輸入品に課される税マイナス補助金、財産所得、所得・富等に課される経常税、海外によるその他の経常移転の受取と経常移転の支払の各項目を示す。この勘定のバランス項目は経常対外収支である。「体系」の勘定構造において、経常対外収支は、制度部門にとっての貯蓄と同じ役割を演じている。
2.168. 蓄積勘定は、金融取引の中でも限られた取引に対してではあるが、必要なものである。たとえば、表2.1、勘定 Ｖ.Ⅲ.3.1は、補償されない没収(uncompensated seizures)を記録する。対外資産・負債勘定は、符号を逆にすると、当該経済の連結貸借対照表の、金融資産・負債に関係する部分と同等である。非居住者が経済領域で保有する非金融資産については、常に、架空の制度単位(notional institutional unit）がつくり出される。そのうえで、海外が金融資産を取得したとみなすわけである（居住者単位が他経済において保有する資産については、これと逆のことが成り立つ)。

＜集計量＞

2.169.「体系」の集計量――たとえば、付加価値、所得、消費および貯蓄――は、特定の観点から見た一国経済全体の活動成果を測定する、複合的な値である。それは、マクロ経済分析や時間・空間上の比較という目的のためには、要約的な指標となり、また要（かなめ）の数字となるものである。ＳＮＡは、複雑な経済の、簡単化されてはいるが完全かつ詳細な、描写図の提供を目指しているので、集計量の計算は、国民経済計算の唯一の目的でもないし、主要なそれでもない。にもかかわらず、要約的な数値は極めて重要である。
2.170. いくつかの集計量は、「体系」の特定の取引の合計として直接に求められる。その例は、最終消費、総固定資本形成および社会負担である。ほかに、制度部門のバランス項目を加え合わせることによって、出てくる集計量もある。例は、付加価値、第１次所得バランス、可処分所得および貯蓄である。また、さらに何らかの加工をすることが必要なこともある。集計量のいくつかは極めてひろく使われているので、この早い段階で、追加的な説明をしておく価値がある。
2.171. 市場価格表示の国内総生産（ＧＤＰ）は、居住者生産単位の生産活動の最終的な成果を表示する。
2.172. 基本的には、ＧＤＰは付加価値概念である。すべての居住者生産単位（制度部門または、これに代わる、産業）の総付加価値合計と、生産物に課される税マイナス補助金のうち産出の評価額に含まれない部分（場合によってはその全部）の和である６)。総付加価値は産出と中間消費の差である。
2.173. 第二に、ＧＤＰは、財貨・サービスの最終使用（すべての使用から中間消費を除いたもの）の合計を購入者価格で測定したものから、財貨・サービスの輸入価額を引いたものにも等しい。
2.174. 最後に、ＧＤＰはまた居住者生産単位によって分配される第１次所得の合計にも等しい。
2.175. 市場価格表示の国内純生産（ＮＤＰ）は、ＧＤＰから固定資本減耗を差し引くことによって求められる。
2.176. 観念的には、付加価値概念は、固定資本減耗に対応するものを排除すべきである。実際、後者は新しく造出された価値ではなく、それ以前に作られた固定資産が生産プロセスにおいて使用された場合の、その資産価値の減少である。したがって理論的には、付加価値は純概念である。
2.177. この結論は国内生産物に対しても当てはまる。理論上は、国内生産物は純概念であるべきである。しかしながら、ＧＤＰが様々な理由で広く使われている。企業会計で計上される固定資

産の減価償却は、一般的にはＳＮＡ概念の要求に合わない。固定資本減耗の計算は、統計担当者が固定資産ストックの現在価値、様々なタイプの資産の寿命、減価償却のパターン、等を推定することを必要とする。すべての国がそのような計算をするわけではないし、もしそうする場合でも、方式の違いがあり得る（ある国は、不適切でも企業データを使用する、等)。したがって、総額値の方が利用可能なことが多いか、あるいは純額値よりも早く利用可能であり、一般的には、各国間の比較可能性がより大きいと考えられている。ゆえに、ＧＤＰは、たとえ観念的には国内純生産よりも適切性が劣るとはいえ、広く利用されるのである。しかしながら、様々なタイプの分析のために有意義な用具を提供するために、必要な場合には改良された固定資本減耗推計を使って、国内純生産も計算されるべきである。

2.178. 国内総生産も国内純生産も福祉の測度ではない。国内生産物は全体的な生産活動の指標である。そういうものであるから、その解釈は、「体系」で使用される生産概念や、中間消費と最終使用との間の境界線の引き方に大きく依存している。たとえば、無償の家事サービスは、生産境界内に含まれず、それゆえに国内生産物に反映されない。また、企業による社内訓練活動は、中間消費と見なされ、それが最終使用として扱われた場合よりも国内生産物を小さくする。

2.179. 他方、市場価格というものの意味あいが、ＧＤＰを推計する場合に測定される諸価額の意味を決定している。まず、ある特定の財貨・サービスに対して、他の財貨・サービスと比べて何か違った価値判断が与えられることはない。ある所与のタバコ消費額は、同額の牛乳の消費と同等である。同じことが教育や防衛、等についてもあてはまる。第二に、騒音によって引き起こされる都市の建物内の迷惑のような、外部性は考慮されない。

2.180. それに加えて、経済成長が自然資源と人的資本の変動に依存するという意味において、また、戦争や洪水のような例外的な事件は、生産物と所得の測定値に影響することなく、資産と正味資産に対して直接影響するという意味において、国内生産物は持続可能な所得の概念ではない、ということに注意すべきである。

2.181. 居住者生産単位の生産活動において発生する第１次所得は、ほとんどが他の居住者制度単位に対して分配される。しかしその一部は非居住者単位にも行く。これと対称的に、海外で発生する第１次所得のあるものは、居住者単位に来る。このことが、市場価格表示の国民総所得（ＧＮＩ）の定義および測定につながる。ＧＮＩは、ＧＤＰから非居住者単位への支払第１次所得を控除し、非居住者単位からの受取第１次所得を加えたものである。言い換えると、ＧＮＩは、ＧＤＰから、海外に支払うべき生産および輸入品に課される税（マイナス補助金)、雇用者報酬および財産所得を差し引き、対応する同じ項目で海外から受け取るべきものを加えたものに等しい。したがって、市場価格表示のＧＮＩは、居住者制度単位／部門に対して分配される総（粗）第１次所得の合計である。市場価格表示のＧＮＩは、1953年ＳＮＡでは、国民総生産と呼ばれ、普通、ＧＮＰと表示されていることを指摘しておくのがよいであろう。ＧＤＰと対照的に、ＧＮＩは付加価値概念ではなく、所得概念（第１次所得）である。

2.182. ＧＮＩから固定資本減耗を差し引くことにより、市場価格表示の国民純所得（ＮＮＩ）が得られる。生産物の場合の純概念の観念的な妥当性についての先の指摘は、国民所得についてはさらに強くあてはまる。福祉あるいは持続可能性についての指摘も同様にあてはまる。

2.183. 居住者制度単位の受取第１次所得は、一部は非居住者単位に対する移転を行なうために使用されるかも知れない。反対に居住者単位は、海外の第１次所得から生ずる移転を受け取るかも知れない。国民総可処分所得は、市場価格表示のＧＮＩから、非居住者単位に支払うべき経常移転（生産および輸入に課される税マイナス補助金以外のもの）を差し引き、対応する移転で、海外から居住者単位が受け取るべきものを加えたものに等しい。国民総可処分所得は、一国が最終消費と総貯蓄とに利用可能な所得を測定するものである。国民可処分所得は、すべての居住者制度単位／部門の可処分所得の合計である７)。

2.184. 固定資本減耗を国民総可処分所得から差し引くことにより、国民純可処分所得が得られる。

2.185. 上に言及したすべての集計量は当期価値で計算されている。物価変動の影響も除去されてよい。国内生産物は、ある期間から別の期間にわたって生ずる量的変動を測定するためには、不変価格で計算される。これが行なわれるのは、産出、中間消費、および生産物に課される税マイナス生産物に対する補助金がすべて不変価格で計算可能であるからである。他方、所得集計量は

（不変価格での）数量表現はできないであろう。なぜなら所得フローは、厳密に言えば、数量要素と価格要素とに分解することができないからである。しかし所得集計量を不変購買力、つまり実質値で計算することは可能かもしれない。不変価格表示の国内生産物から実質値の国民所得へと移行する場合、一国経済と海外との間の交易条件の変化の影響が考慮される（第ⅩⅥ章を参照）。

2.186. 正味資産の分析は「体系」の不可欠な構成部分である。実質国民正味資産変動は、すべての居住者制度部門の正味資産変動の和から、中立保有利得／保有損失（すなわち、一般物価水準に比例したもの）を差し引いたものである。貯蓄と資本移転、その他の資産量変動、および実質保有利得／保有損失の和に等しい。

2.187. 資本形成と最終消費を一緒にまとめたものは、もし総固定資本形成が含まれるのならば国民支出（総額）、純固定資本形成だけが考えられているのであれば国民支出（純額）を形成する。

＜統合経済勘定：完全展望＞

2.188. これまでの小節で導入された様々な要素を取りまとめ、統合経済勘定を詳しく示すことが可能になった。

2.189. 表2.8に示す統合経済勘定は、貸借対照表を含む一国経済の諸勘定の完全な見取り図を、主要な経済関係と中心的集計量が示され得るような形で、与えるものである。この表は同時に、「体系」の一般的勘定構造を示し、制度部門、一国経済、および海外についてのデータのセットを提示する。

2.190. この表は、制度部門の勘定、海外勘定、取引勘定、および簡略資産・負債勘定を集めてまとめ上げたものであるという事実から、その名前を取っている。使途、資産変動、および資産は左側にある。源泉、負債と正味資産の変動、および負債は右側に置かれている。

2.191. 列は、制度部門と海外に対応している。一国経済についても列が一つと財貨・サービスの列も一つある。慣習として、列の並び方は左と右で互いに逆になっている。

2.192. 行は、取引その他のフロー、貸借対照表については資産・負債、バランス項目、およびいくつかの重要な集計量を示している。取引その他のフローの表示は、制度部門の勘定系列の構造に即している。あとで説明するような少しばかりの例外はあるが、ある取引についての行（たとえば、雇用者報酬あるいは現金社会給付）は、この取引についての取引勘定となっている。

2.193. この表を簡単ではあっても包括的なものとするために、部門、取引その他のフロー、資産・負債の分類は、「体系」の構造の理解と両立する範囲内で、最高度の集計水準のものである。列と行は、内訳部門あるいは取引その他のフロー、資産・負債のより詳細な分類を導入するために、細分可能であることを理解しておくべきである。

2.194. まず制度部門の経常勘定を見る。たとえば、非金融法人企業の列を見てみよう。生産勘定は、産出（1,753）を右側に示し、中間消費（899）と付加価値（総額854、純額717、差額は固定資本減耗137）を左側に示す。生産勘定のバランス項目である付加価値は、同じ行に再び所得の発生勘定の源泉として現われる。この所得の発生勘定の使途――雇用者報酬（545）およびその他の生産に課される税マイナス生産に対する補助金（51）８）――は左側に示され、バランス項目は営業余剰である(総額258、純額121）９)。営業余剰は、第１次所得の配分勘定の源泉として再び現われる。財産所得の受取を右側に（86)、財産所得の支払を左側に（135）記入すると、第１次所得バランス（総額209、純額72）がこの勘定のバランス項目として現われ、次に再び所得の第２次分配勘定の源泉として現われる。後者の勘定は、所得・富等に課される経常税、適当とされる場合はその他の経常移転、非金融法人企業の未分配所得である可処分所得（総額185、純額48）を示す。この未分配所得はこの部門にとっては、所得の使用勘定のバランス項目である貯蓄に等しい。

2.195. 他の制度部門の勘定も、関連する取引は関与する部門に応じて変化するであろうが、同様に読み取ることができる。

2.196. 所得の使用勘定の表示は独特であるから、若干の説明が必要である。勘定Ⅱ.4.1と勘定Ⅱ.4.2とが結合されており、これらの勘定に現われる数字は両方とも並べて示されている。所得の使用勘定の右側に、それぞれ勘定Ⅱ.2と勘定Ⅱ.3のバランス項目である可処分所得と調整可処分所

得が、連続する二つの行に現われる。左側には、現実最終消費と最終消費支出がやはり二つの連続する行に示されている。可処分所得（純額）は一般政府については358であり、対家計非営利団体については40、家計については1,164である。現物社会給付は、政府の使途として212、対家計非営利団体の使途として16である。合計額（228）が家計によって受け取られる。最終消費支出は、政府が368、対家計非営利団体が16、家計が1,015である。かくして調整可処分所得（純額）は、政府については146（358-212）、対家計非営利団体については24（40-16）、家計が1,392（1,164+228）である。政府の現実最終消費は156で、家計のそれは1,243である。対家計非営利団体は、現実最終消費を持たないが、それは、その最終消費支出を形成する財貨・サービスがすべて現物社会移転として家計に移転されるからである。

2.197. ここで海外勘定を見ておく。海外勘定は海外の視点から表示されている。海外の源泉は右側、使途は左側である。財貨・サービス対外勘定は、制度部門の生産勘定と同じ位置に示されている。財貨・サービスの輸入（499）は海外にとっては源泉であり、輸出（540）は使途である。財貨・サービスの対外収支は（-41）である。プラスの符号を持っていれば、海外の黒字（当該国の赤字）であり、逆の場合は逆である。第１次所得と経常移転の対外勘定は、他のすべての経常取引をカバーしている。財貨・サービスの対外収支（-41）から出発して、この勘定は、様々な種類の税、雇用者報酬、およびそれが適当な場合はその他の経常移転を示す。経常対外収支は、やはり（41）である。ここでもプラスの符号がつけば、海外の黒字（当該国の赤字）であり、逆の場合は逆である。

2.198. ある取引の行は一般的に、その取引に関する取引勘定になっている、ということを先に述べた。たとえば財産所得の行は、財産所得が非金融法人企業（135）、金融機関（167）、一般政府（42）、家計（41）、対家計非営利団体（6）、および海外（68）によって支払われることを示している。逆に、受取は、非金融法人企業（86）、金融機関（141）、一般政府（32）、家計（150）、対家計非営利団体（7）、および海外（38）によって行なわれる。支払の合計はもちろん受取の合計（454）に等しい。

2.199. 財貨・サービス取引の表示は、他と異なるところがある。財貨・サービス取引の場合、取引勘定を提示したときに説明したように（段落2.154および2.156 参照）、輸出や総固定資本形成というような、それぞれのタイプの取引に対してバランス関係は存在せず、財貨・サービスのすべての使途とすべての源泉とのあいだに、全体的なバランスが存在するのみである。したがって統合経済勘定において、財貨・サービス勘定は、行でなく、列として示される。それは諸制度部門の勘定に現われる様々な財貨・サービス取引を映し出すものである。制度部門諸勘定の財貨・サービスの使途は、財貨・サービスの右側の列に投影される。逆に、制度部門諸勘定の源泉は、財貨・サービスの左側の列に投影される。表の源泉側で、財貨・サービスの列に現われる数字は、諸部門と海外の使途に対応したものである。すなわち、輸出（540）、中間消費（1,883）、最終消費支出／現実最終消費（1,399）、総固定資本形成（376）、在庫変動（28）および貴重品の取得マイナス処分（10）である。表の使途側で、財貨・サービスの列の数字は、諸部門と海外の源泉に対応するものである。すなわち、輸入（499）と産出（3,604）である。同じ側に、生産物に課される税マイナス生産物に対する補助金（133）が財貨・サービスの列に直接に示されている。それはどの制度部門の産出価額においても対応する部分がない、財貨・サービスの供給価額の成分である10)。

2.200. 一国経済の列が残っている。生産物に課される税マイナス生産物に対する補助金と国内生産物を除いて、この列の数字は、制度部門の対応する数字の和にほかならない。一国経済の生産勘定は、源泉として、産出――すなわち経済の産出合計――（3,604）と生産物に課される税マイナス生産物に対する補助金（133）を含むが、後者は財貨・サービスの左側の列に現われる数字に対応するものである。一国経済の生産勘定の使途側には中間消費（1,883）と市場価格表示の国内生産物（総額1,854、純額1,632）が示されている。後者は、諸部門の付加価値と生産物に課される税マイナス生産物に対する補助金の和である。国内生産物は次に一国経済の所得の発生勘定の源泉として右側に現われる。生産物に課される税マイナス生産物に対する補助金は、もう一度、一国経済の列の左側と、政府（およびそれがあてはまる場合は、海外）の源泉として右側に示される。この生産物に課される税マイナス生産物に対する補助金の二重の迂回処理は、上で説明し

たように、全体勘定において直接に総額および純額の国内生産物を得るために、行なわれるのである。
2.201. 一国経済の列のそのほかの項目は自明である。市場価格表示の国民所得（総額1,883、純額1,661）は、諸部門の第１次所得バランスの合計として直接に示される。国民可処分所得、国民貯蓄、等も直接に求められる。
2.202. 制度部門の勘定系列の次に続くのが蓄積勘定である。
2.203. たとえば、家計の貯蓄（純額）は160であることが知られる。家計は資本移転として23を受け取り、5を支払う。かくして貯蓄と資本移転による家計の正味資産の変化は178である。家計は総固定資本形成として61（固定資本減耗控除後の純固定資本形成としては19)、在庫変動（純増加）として2、貴重品の取得マイナス処分として5を持つ。家計の非生産資産（実は、土地）の取得マイナス処分は4である。家計の純貸出は、148である。家計は33の金融負債（純額）を負担し、181の金融資産（純額）を取得した。その他の資産量変動は、2である。家計の保有する資産の価額は、非金融資産の現実価格の変動によるもの（80）と金融資産の現実価格の変動によるもの（16）との双方により、96だけ増加した。彼らの負債に対して、名目利得／損失はない。これはその負債のすべてが多分金額表示で、当該経済の通貨によって表わされているからである。
2.204. 財貨・サービスの列は、総固定資本形成、在庫変動、総固定資本形成、および貴重財の取得マイナス処分を右側に示す。海外の列においてはそれがあてはまる場合にのみ（主として資本移転と金融取引の）取引が現われる。
2.205. 貸借対照表も表示されている。海外の列は、当該国に対する海外の資産・負債の状態を示すものである（対外資産・負債勘定である)。「貯蓄および資本移転による正味資産の変動」の行は、海外については、経常対外収支と資本移転に対応する。
2.206. 蓄積勘定と貸借対照表の間の関係を見るためには、一般政府を例として取り上げるのがよかろう。期首資産は、1,987（非金融資産1,591、金融資産396）で、期首負債が687、ゆえに正味資産は1,300である。非金融資産の総額は、56だけ増加するが、それは、蓄積勘定に記録されるこうした資産のすべての変化からもたらされるものである（総固定資本形成37、固定資本減耗-30、貴重品の取得マイナス処分3、非生産非金融資産2、その他の資産量変動差し引き0、名目保有利得44)。金融資産は123だけ増加する（金融資産純取得120、その他の資産量変動1、名目保有利得2)。右側では、負債が176だけ増加する。これも蓄積勘定に記録されるすべての負債変動の結果である（負債の純発行170、その他の資産量変動-1、負債の再評価7)。ゆえに期末資産は、2,166（1,647+519）で期末負債は、863である。期末正味資産が1,302であるということは、１年間に2の増加を示したということである。正味資産のこの変化の要因は、勘定IV.2の右側にまとめられている。すなわち、貯蓄および資本移転による正味資産の変動-38（資本勘定の右側も参照)、資産量のその他の変動によるもの2（資産量のその他の変動勘定の右側も参照のこと)、および名目保有利得／損失によるもの38（再評価勘定の右側も参照）である。
2.207. 全部を一括してみると、一国経済の列は、勘定系列を国全体に適用したものを示している。表では、これらの勘定は一般的に、各行において、すべての居住者制度部門についての値を合計したものに対応している。ということは、勘定に連結処理を施していない、ということである。表はそのままにして、その外側に、居住者制度部門相互の関係を連結したあとの一国経済の勘定系列を示すことも可能である。
2.208. 統合経済勘定は、全体としての経済の概観を提供する。既に指摘したように、統合表示は、表に実際に取り入れられたものよりはるかに多くのものを含むものであり、のぞむならばより詳細な展望を与えるために使用することができる。たとえば、内訳部門のために列を追加することもできる。海外の列は、色々な地理的領域に対応して細分することができる。また、財貨・サービスの列は、市場財・サービスを別個に示すこともできる。さらに、行における取引の分類はより細かいレベルのものを使用することもできるであろう（こうした示唆をより先まで進めるためには、第ＸⅨ章を参照)。
2.209. しかしながら、この表であらわされる図式の中に一度にこれ以上多くのものを押し込めると、非常に複雑で扱いにくいものになってしまうであろう。このため、目的別分析だけでなく、財貨・サービスの生産と取引、金融的手段の取引、貸借対照表の明細についての、より詳細な分

析は、他のフレームワークによって行なわれる。これらはあとに続けて示されるが、統合経済勘定との結びつきも説明される。

３．勘定構造のその他の部分

＜中心的供給・使用表とその他の投入産出表＞

2.210. 産業別生産と生産物種類別財貨・サービスフローの詳細な分析は、統合中枢体系の不可欠の構成部分である。そうした詳細を統合経済勘定の表に含めることも可能ではあろう。たとえば、産出、中間消費および付加価値の行は経済活動別に細分できよう。財貨・サービスの列は、生産物の形態別に細分できるであろう。しかし「体系」は、表が煩雑なものになることを避けるために、この解決策をとらないが、産出、中間消費、および付加価値とその構成要素について、制度部門別と産業別の系統的なクロス分類を別に提供している（第ＸＶ章の表15.3を参照)。
2.211. 統合経済勘定には、財貨・サービス取引の全体的なバランス表のほか、制度部門別の生産および所得の発生勘定が含まれてはいるが、生産活動と財貨・サービスバランスの詳細な分析にとっては、それだけでは不十分であり、生産活動と財貨・サービスバランスの詳細な分析を行なうのは、投入産出表においてである。「体系」の投入産出フレームワークは、生産単位、取引評価、等に関する一連の異なるアプローチを含む。それらは関連する章で示される。
2.212.「体系」の中心的投入産出表（供給・使用表）は、次のようなことを表示する。
・各生産物形態についての財貨・サービスの源泉と使途
・経済活動種類別に対応した産業別の生産勘定と所得の発生勘定
財貨・サービス勘定は既に示された（上のＤ．２節の段落2.154－2.159を参照)。事業所と産業についての勘定系列は、生産勘定（勘定I）と所得の発生勘定（勘定II.1.1）に限られる。表2.7に示されるこれらの勘定は、体裁において、制度単位または制度部門の対応する勘定と同じである。しかしながら、供給・使用表においては、産業の産出と中間消費は、生産物別に細分されている。産業の使用する生産要素（労働と固定資本）に関するデータも提供される。
2.213. 供給・使用表は完全な形では第XV章（表15.1）において示されている。それには、勘定構造を示すこの段階では不必要な、いくつかの細目が含まれている。表2.10は、縮約形式の供給・使用表を示したものである。この縮約形式の表は、通常の表の簡略版ではないので、そういうものとして使用してはならない。供給・使用表の全体的な構造を紹介するということだけを意図するものである。
2.214. 表の上の部分は財貨・サービス源泉の供給源を示す。行には、様々なタイプの生産物が、様々な詳細度のレベルで使用できる分類に従って、表示されている。列においては、右側から行くと、まず輸入が示される。次に、活動分類に従って産業の産出を示す行列が現われる。これが産出行列(make matrix)である。それは、基本価格でも、付加価値税（ＶＡＴ）が存在しない場合の生産者価格でも、付加価値税が存在する場合の生産者価格でも評価することができる。表中の数字は、産出の望ましい評価方法としての基本価格表示である。全産業の列は、生産物のそれぞれの種類について、諸産業の産出の合計を記録する。ある与えられた産業の産出は、いくつかの異なる生産物、すなわち主生産物と副次的生産物、をカバーする可能性がある。
2.215. 生産物に課される税マイナス生産物に対する補助金――産出の評価の仕方に応じて内容が様々である――と商業・運輸マージンが、購入者価格で評価した各タイプの生産物の供給総額を求めるために、二つの列に記録されている。対応する商業・運輸サービスは、商業・運輸サービスの行と商業・運輸マージンの列の交点において、そっくり差し引かれる。ゆえに後者の合計はゼロである。
2.216. 以下で、財貨・サービスの使用は、投入行列（use or absorption matrix）において、購入者価格（すなわち控除可能税以外の、生産物に課される税マイナス生産物に対する補助金を含む）で記録されている。行についても、産出行列と同じ生産物分類が使用されている。もちろん、各生産物については、購入者価格による供給合計と使用合計は等しい。列は順に左から、（ここでも上の産出行列と同じ分類を使用した）産業の中間消費、輸出、最終消費支出および総資本形成

を現している。産業全体の列は、それぞれの種類の生産物について、産業の中間消費合計を記録する。
2.217. 最終消費の列はまず制度部門別の最終消費支出を記録するので、政府の列はさらに、家計と政府のための現実最終消費が計算できるように、個別消費支出と集合消費支出とに細分される。
2.218. 表2.10の最下段の部分は総付加価値とその構成要素、すなわち雇用者報酬、生産物に課される税マイナス生産物に対する補助金、その他の生産に課される税マイナス生産に対する補助金、営業余剰／混合所得（これは総額と純額で表示)、および固定資本減耗、を表わす。これらの行は産業と一国経済の列のみに現われる。
2.219. 表2.10から上で示した産業の短縮勘定系列（生産勘定と所得の発生勘定）を見るのは容易である。実際、各産業について、生産物別の産出構成が表の上段部分に現われる。次にその下に、生産物別中間消費と付加価値成分が見られる。また、各産業の生産要素に関するデータがその下に示されている。労働投入、総固定資本形成、および固定資産ストックである。
2.220. 産業の総付加価値合計は、どの産業の付加価値にも含まれない生産物に課される税マイナス生産物に対する補助金の額だけ、ＧＤＰとは異なる。供給・使用表においてＧＤＰを直接に得るためには、産業全体の列とは異なる一国経済全体の列を表の最下部につけ加える。それはまず、産業全体の列に既に現われた付加価値構成要素を記録し、次に、生産物に課される税マイナス生産物に対する補助金を記録する。後者は、生産物に課される税マイナス生産物に対する補助金の列を通じて、表の最下部に引き渡されたものである。このことは、表中では次のように示されている。すなわち、産業の付加価値合計は1,721である。これは産出が基本価格で評価されているため、生産物に課される税マイナス生産物に対する補助金をすべて除外している。ＧＤＰ（1,854）は、総付加価値合計／ＧＤＰの行と一国経済全体の列の交点に現われる。それは総付加価値合計（1,721）と生産物に課される税マイナス生産物に対する補助金（133）の合計になっている。後者は「生産物に課される税マイナス生産物に対する補助金」の行と一国経済の列の交点に出ている11)。
2.221. 表2.10は、そのままで統合経済勘定との簡単なリンクとなる。まったく同じ概念と定義、そして同じ評価法が中心的供給・使用表と制度部門諸勘定で使われている。その結果、産出、財貨・サービスの輸入、生産物に課される税マイナス生産物に対する補助金、中間消費、財貨・サービスの輸出、国民最終支出、総付加価値およびその構成要素、そしてもちろんＧＤＰ、というような包括的数字は両方の表で同じである。購入者価格表示の使用は、経済単位が普通にそれを見るやり方に近く、最も日常的な分析がまず第一に要求する数字を提供するものである。
2.222. ＧＤＰ（1,854）への三面アプローチが、統合経済勘定だけでなく、供給・使用表にも現われている。
・生産面から、ＧＤＰは、産出合計（3,604）マイナス中間消費合計（1, 883）プラス（産出価額に含まれない）生産物に課される税（マイナス）生産物に対する補助金（133)、に等しい。
・需要面から、ＧＤＰは、最終消費支出（1,015+16+156+212）プラス総資本形成（376+28+10）プラス輸出（540）マイナス輸入（499)、に等しい。
・所得面からは、ＧＤＰは、雇用者報酬（762）プラス生産および輸入品に課される税（マイナス）生産および輸入品に対する補助金（191）プラス混合所得（総額）（442）プラス営業余剰（総額）（459)、に等しい。
2.223. 中心的供給・使用表は、部分的にすぎないものではあるが年次ベースで行なわれている様々なアプローチを統合するものである。表2.10の下部は、周知の発生産業別のＧＤＰの分割を含んでいる。表の上部の二つの部分はいわゆるコモディティー・フロー・アプローチに対応する。もし中間消費を使用産業別に分割せず、生産物別合計（産業全体の列）のみを記録するのであれば、単純化されたコモディティー・フロー・アプローチが取られることになろう。そうすることにより、供給と処分のバランスの作成を、たとえ中間消費を各産業の費用構造に即して同じ頻度で分析することができない場合でも、年次ベースで規則的に行なうことが可能となる。それに加えて、もし詳細な完全版の投入産出表がときどき作成されるならば、産業別と生産物別にクロス分類された中間消費を、表の作成年以外の他の年についても、勘定のバランスの検証手続きとして推計することができるようになる。手短かに言えば、中心的供給・使用表（事実、それはひと

つの投入産出表である）は、通常の産業別の生産分析と財貨・サービスのフローを統合するための手段を、より洗練された投入産出分析が欠けている場合に、提供するものである。
2.224. 中心的供給・使用表（第ＸＶ章、表15.1参照）に含まれるもの以外に、「体系」は、一連の、派生的あるいは分析的な投入産出表を準備している。そういった投入産出表では、使用表を基本価格で評価すること、使用の輸入成分を別個に示すこと、供給・使用表を対称表に変換することが行なわれる。

＜金融取引表と金融資産・負債表＞

2.225.「体系」は金融取引と金融資産・負債の詳細な分析を準備している。統合経済勘定において、金融手段の取引は、最も高い集計度の金融手段分類を用いて表示されており、制度部門も第一水準で示されている。期首と期末の金融資産・負債は一括表示のみである。これは、ＳＮＡの意味での経済生活の全側面をカバーする勘定と貸借対照表という形式によって、様々な制度部門のすべての金融取引、資産・負債のその他の変動やストックを統合的に表示したものの、第一次的展望である。全制度部門と海外の諸勘定を並べて示すことにより、金融手段の主要なカテゴリーのそれぞれについて、そのバランスを導出することが可能になる。まとめれば、統合経済勘定は、金融生活の諸結果の全体的要約を与えるものであるといえる。
2.226. しかしながら、ある部門によって行なわれる金融取引について、もっと多くを知りたい者もいるであろう。その場合、より詳細なレベルの金融手段の分類が使用されなければならない。それにふさわしい明細を示す各制度部門の金融勘定は、第ＸＩ章に示されている。同じく、金融分析目的のために、特に金融機関のケースで、より詳細な水準の制度部門分類を使用することが必要である。
2.227. 詳細に分類した部門と内訳部門および金融手段取引の詳細なカテゴリーについて、金融勘定をグループ分けすると、金融取引明細表ができる。実は、この表は、統合経済勘定の金融の部分を拡張したものにすぎない。この表（または考えられる変化型）は、取引の完全分類、および、特に金融機関についての、より詳細な水準の部門分類を使用する。それに加えて、金融手段のカテゴリーの多く、特に現金通貨と預金は、外貨建てポジションと国内通貨建てポジションに対応して細分される。直接投資は参考項目として記録される（第ＸＩ章参照）。
2.228. 金融手段を債務者部門と債権者部門とのそれぞれによってクロス分類する表は、債務者と債権者との間の直接的な結びつきを明らかにする。ただし、一つの債務者部門または一つの債権者部門しか関係しない場合は別とする。こうした結びつきは、金融分析にとっては非常に重要なものであり、「体系」では、追加的な三次元アプローチを取り、そうした結びつきを示している。その目的は、第一に、ある債務者部門と各タイプの金融手段について、どの債権者部門が期間中に当該債務者部門に対する債権ポジションを変更したのかということを示すことである。第二に、これと対称的に、その目的は、ある債権者部門と各タイプの金融手段について、どの債務者部門が期間中に当該債権者部門に対する債務ポジションを変更したのかを示すことである。図式的にはこうした関係は、表2.11の縮約形式にまとめて示されている。表には各金融手段の列がある。そして、各債務者部門について、各債権者部門（その部門を構成する単位間の取引が連結されていないときはその部門自身を含む）に対する債務ポジションの変更が順に示される。もちろん、対称的情報（ある債権者部門の、それ自身を含む様々な債務者部門に対する債権ポジションの変更）は自動的に用意される。表の下の部分は、前に触れたたぐいの２次元表に見られる合計に厳密に対応するそれを示す。
2.229. 実際、３次元金融取引表は、一つが金融的手段の一つに対応する、部門／部門型の一連の行列を、一つにまとめたものである。
2.230. そういうわけで、ある表示法が、データを実際に表示するために必ずしも有用であるとは限らないので、他の表示法がデータの公表のために現実には選ばれるということもある。たとえば、金融手段の明細分類を部門分類と組み合わせたものが考えられる。それは、一方においては債務者部門の債務ポジションの変更を示し、他方においては債権者部門の債権ポジションの変更を示すために、部門分類とのクロス分類を２回行なうものである。統合経済勘定で行なわれてい

る金融勘定の表示と較べてみると、これは要するに、それがふさわしい場合には、金融手段の見出しの下に部門区分を導入することを意味する（より完全な説明は、第ＸＩ章を参照）。
2.231. 金融分析については、金融資産・負債のストックを示す表がきわめて有用である。金融手段の取引に関連して、これらの表は、どの部門がどの部門に対して債権者でありあるいは債務者であるかを示すことなく、諸部門の資産状態と負債状態だけを示す。それに加えて、３次元表が作成されて、それぞれのタイプの金融手段について「誰から誰へ」という結びつきが示され、よりよい分析が可能になる。そうした諸表の表示形式は、資産・負債の変動の代わりに資産・負債ストックが示され、純貸出／純借入の代わりに各部門の純金融ポジションが現われるという点を除けば、金融取引表とまったく同じである。

＜完全貸借対照表と資産・負債勘定＞

2.232. 統合経済勘定の貸借対照表は非常に集計度の高い形で表示されている。各部門または内訳部門について、資産・負債の詳細な分類をそうすることが適当であれば必要に応じ使用し、より完全な貸借対照表を作成することができる。各部門の資産・負債の変動も、表2.12におけるように、各タイプの資産・負債とそれぞれの変動要因について分析することができる。なお、この表は、貸借対照表と蓄積勘定の統合表示、すなわち、段落2.162で述べた資産・負債勘定の完全表示である。
2.233. 資産、負債、および正味資産は行に示される。第１列は、期首貸借対照表（期間開始時の価格表示）に対応し、最終列は、期末貸借対照表（期間終了時の価格表示）に対応する。それらの間にある列は、蓄積勘定で示された、資産、負債、および正味資産の変動を与える。こうして、この表は資産／負債／正味資産とそれらの変動要因のクロス分類となっている。さらに、望むならば、体系的なクロス分類法も考えられよう。
2.234. 全制度部門、一国経済、および海外についてのそうした表は、全部をまとめて一覧表にすることができる。

＜機能分析＞

2.235. Ｂ節で説明されたように、取引の目的というものは、これまでの表で扱われた次元とは異なる次元のものである。そこで、そうすることが適当であると考えられる場合、一定の部門または内訳部門について、取引の目的とタイプとをクロス分類して示す表がいくつか提示されている（第ＸⅧ章を参照のこと）。そうした表では、関係する部門に対応して、相互に整合的ではあるが相異なる分類が使用されるので、そうした目的別部分分析を単一の表に統合することはできず、ほとんどの場合、中枢体系では、一国経済全体についての意味のある総計値を計算することはできない。そうしたことから、機能分析を行なう場合、中枢体系の外で、サテライト勘定においてそれをさらに展開するということが可能である。実際、サテライト勘定の中では意味のある国民集計量が計算される（第ＸＸＩ章を参照）。

＜人口・労働投入表＞

2.236. 一群の国民経済計算数値について、それらの一人あたり数値を計算することで、その有用性に一つの次元が追加される。ＧＤＰ、ＧＮＩ、あるいは家計最終消費といった概括的な集計量に対しては、よく使われる分母は、総（居住）人口である。家計部門の勘定または勘定の一部を分割するときは、各内訳部門の家計数や人員数に関するデータも必要である。
2.237. 生産性の研究においては、各産業によって生産過程において使用される労働投入に関するデータが不可欠である。総労働時間というものが、「体系」における労働投入の望ましい測定値として推奨されている。これより劣るがこれに代わるものは、フルタイム換算仕事数(full-time equivalent jobs)、仕事数(number of jobs)、あるいは就業者数 (number of persons employed)である。

2.238. 人口や労働投入に関するデータは、一般的に、「体系」の概念、定義および分類と整合的になるように、調整を行なわなければならない。その結果得られる表はＳＮＡの不可欠な構成要素となる（第ＸⅦ章を参照のこと）。

Ｅ．統合中枢体系と弾力性

１．中枢体系の弾力的適用

2.239. 本章で示された中枢体系は、その概念と勘定構造において首尾一貫性がある。統合「体系」の様々な要素間の結びつきに力点がおかれたのは、「体系」の構造を単純かつ完全に描くためである。その表示の仕方は、国民経済計算を実施するにあたっての、優先度や頻度（四半期、年次、等）の順序を何ら意味しない。国民経済計算作成の優先度は統計政策の問題である。いかなる万国共通の勧告も行なわれ得ない。（しかしながら、特定の状況に合わせたいくつかの示唆が、関連のハンドブックで提供される。）同様に、結果を常に本章または他の章に書かれている通りに表示しなければならないということを、勘定構造は意味しない。国は、主として時系列を公表するとか、いくつかの勘定または集計量だけを整える、等ということを選択してよいのである。しかし次の点に注意しなければならない。利用者は「体系」の諸部分相互の概念上、実際上の結びつきを完全に理解することを困難と考えるかもしれないので、表2.8（「統合経済勘定」）で行なわれているような種類の表示法を、各国の状況や必要性に合わせて適当な調整をして、用いることが望ましい、ということである。

2.240. 一般的に、「体系」は、整合的に、しかし、弾力的に見なければならない。分析上の要請とデータの利用可能性に応じて、中枢体系内の様々な側面に置かれる強調点を変化させることができる。一般に、以下のようにすれば、強調点を変化させることができる。

・制度部門、産業、生産物、取引（補完的分類を含む）、勘定系列、等についての、「体系」の分類を様々な詳細度のレベル（追加を行ってもよい）で使用する。
・異なる評価方式を利用する。
・勘定体系中の様々な部分に対する異なる優先度と異なる頻度を適用する。
・結果の組み替えをする
・追加的要素をいくつか導入する、等。

2.241. 家計部門は、家計の置かれた状況や経済の全体としての機能状況についての徹底した分析を提供するために何をすればよいかに関して、良い例となる。第一に、たとえば遂行される経済活動のタイプ（公式／非公式）、家計の所在地（都市部／田園部）、あるいは熟練度の水準を区別して、「体系」の主分類に含まれる内訳部門を超えて家計部門を分割することにより、家計への必要かつ詳細な接近法をとることができる。第二に、家計の諸活動を勘定の系列の中で表わす方式を調整することができる。たとえば、可処分所得のうち、現金で提供され、その使用について家計が意思決定できる部分に対応する裁量所得の概念を使用するとか、あるいは、家計取引の分類について、たとえば現物成分を取り出したり、様々なタイプの所得の発生元の産業を示したりして、それを補充することが考えられる。

2.242.「体系」の弾力性について、公共部門を取り上げてさらに説明を加える。公共部門の構成要素については、制度部門分類において様々なレベルの詳細度で体系的に示されているが、その公共部門を構成する諸成分を再編成して、包括的公共部門の諸勘定をまとめることもできる。これらの勘定は、連結前と連結後の双方のかたちで示すことができ、公共部門と民間部門、また、（公共部門の対外取引の分離により）公共部門と海外との間の諸関係を描き出すようにすることができる。

2.243. 第ⅩⅨ章は、上記の例についてのより詳細な分析になっている。また、キー部門の勘定を作成すること、対外勘定の問題、高率のインフレーションの分析の領域における中枢体系の弾力的利用についての例示を与えている。最後に、この章は、四半期勘定および地域勘定について手短かにふれている。

２．社会会計行列の導入

2.244. 社会会計行列（ＳＡＭ）は、ＳＮＡの行列による表現で、特別な関心事項を任意の詳細度で組み込むものである。これまでのところ、ＳＡＭの設計者は、特別の興味や関心事を際立たせるために、利用できる弾力性を通常の国民経済計算の作成者以上に活用しており、相互の結びつきを明らかにし、家計部門を分割し、所得発生と消費との結びつきを示す、等の作業をしている。ＳＡＭの力は、ＳＮＡのそれと同じく、関心対象の問題を研究するために、その問題にふさわしい細分化（disaggregation）を選ぶところからくる。弾力的適用と様々な補完物の包含に加えて、ＳＡＭは、特定の分析目的に寄与するために、サテライト勘定的な性格の、より広範な調整を組み込む可能性がある。行列表示とＳＡＭのさらに進んだ説明については、本章の付録および第ＸＸ章をそれぞれ参照されたい。

３．サテライト勘定の導入

2.245. 中枢体系を、たとえ弾力的にであっても、運用するだけでは十分でない場合がある。概念上は整合的でも、中枢体系には過重に詳細になっていることがあり得る。さらに、分析等で求められることのいくつかは、中枢概念機構およびその構造様式と相容れないことがある。
2.246. ある型の分析においては、基本的に意図することは、代替的な経済概念を用いることではなく、国民経済計算の文脈において、経済・社会生活のある領域や側面に焦点を合わせるだけという場合がある。意図は、中枢体系の諸勘定の中に隠れているか、限られたいくつかの点でのみ表面に現れている諸側面を明瞭にし、より深く描出することである。旅行（ tourism）がよい例である。旅行と結びついた生産活動と消費活動の様々な側面は、活動、生産物、および目的の詳細分類に現われる可能性がある。しかしながら、旅行に特定した取引および目的は、わずかなケースにおいてのみ他と切り離されて現われるにすぎない。旅行を国民経済計算の枠組みにおいて記述・測定するためには、二つのアプローチのどちらかを選択しなければならない、つまり、中枢体系諸勘定の多数の要素を細分し、旅行についての必要な数値を手に入れるが、勘定の様々な構成要素に過重な負担を与え、しかも、構成要素相互の間のバランスを失わせるという代償を支払うか、それとも、旅行のために特定した枠組みを工夫するかである。後者のアプローチは、実際のところ唯一の実行可能なものであるが、様々な分類の調整を許容するとともに、たとえば、最終消費だけでなく中間消費をもカバーする旅行国民支出というような、追加的な集計値の測定も可能にするものである。
2.247. 他のタイプの分析においては、代替的な概念の方に、より力点が置かれている。たとえば、生産境界が、一般的にはこれを拡大することにより、変更される。例をあげると、家計成員による自己の最終消費のための家事サービスの生産が、生産境界内に持ち込まれる。固定資産とこれに結びついた固定資本形成の概念は、たとえば研究・開発支出、耐久消費財、あるいは人的資本を含めることにより、拡大され得る。また、環境勘定では、地下資源やその他の天然資源の減耗および自然資産の劣化を記録することにより、自然資産と経済活動の間の関係を異なる形で記録することができる。これらのアプローチにおいては、経済プロセスそのものが異なる形で記述され、補完的または代替的な集計値が計測される。
2.248. 社会的保護、保健、あるいは環境といった一連の重要な領域の分析は、中心的勘定(central
accounts)に明示的または暗黙的に含まれる諸要素と、(金額または物量による）補完的要素、および場合によっては代替的な概念と表示法を、うまく噛み合わせる枠組みを構築することにより、改善することができるかもしれない。しかしどの場合でも、中枢体系との結びつきが明確にされ

ており、一連の共通要素が存在し、かつ排反する特徴はすべて、場当たり的でなく、現実を見る様々な方法をはっきりと考えたあとで、導入される。
2.249. 中枢体系と準統合的な、この特別の構築物は、サテライト勘定と呼ばれる。第ＸＸＩ章がサテライト分析とサテライト勘定に充てられている。環境への配慮の重要性にかんがみ、第ＸＸＩ章の一節は、環境勘定のためのサテライト勘定を、それに特定して、扱っている。

注
１）生産者価格を定義した仕方は、「体系」においては付加価値型税は、生産に対する費用であると考えられることはまったくなく、使用に対する賦課金と考えられることを意味する。すなわち、生産者は、政府に代わって、彼ら自身の取引高の一部ではない税を徴収するものとされているのである。基本価格の使用は、この方式をすべての生産物に課される税に拡張して適用するものと解釈されるであろう。企業会計慣行は、国によって、また、一国の国内でも異なる可能性がある。趨勢としては、生産物に課される税を取引高とは区別して記録するという方向である。
２）しかしながら、輸入品に関する税および補助金は、決して生産者の勘定を経由することはない。
３）バランス項目が総額または純額で示され得るということは、他の勘定を示す際には繰り返さない。
４）家計部門の場合、このバランス項目は、混合所得と呼ばれる。自営業者の労働および資本の両方への収益をカバーするからである。ただし、持家の住宅サービスの営業余剰は除外する。
５）調整可処分所得は、ＳＮＡ／ＭＰＳリンクに関する作業で長年使われてきた「全所得（total income）
」という項目に、概念的にはきわめて近い。
６）もし、基本価格が産出の評価に使用されるのであれば、ＧＤＰは、全居住者生産単位の総付加価値合計と、生産物に課されるすべての税（マイナス生産物に対する補助金）の和である。もし、生産者価格が産出評価に使用されるならば、ＧＤＰは、全居住者生産単位の総付加価値合計と、輸入関税マイナス輸入補助金の和（付加価値税制度がない場合）であるか、それでなければ総付加価値に輸入関税（マイナス輸入補助金）と付加価値型税を加えたもの（そのような税制が存在する場合）である。
７）一国経済全体については、可処分所得と調整可処分所得の間に差異はない。なぜなら、海外からと海外への現物経常移転は、現金移転と同様に扱われるからである。
８）この表において、産出は基本価格で評価されている。したがって、生産物に課される税マイナス生産物に対する補助金は、生産者の勘定にはまったく現われない。
９）表の表示を軽くするために、常に総額バランス項目と純額バランス項目の差である固定資本減耗は、貯蓄の数字を示す場合のほかは、繰り返して示さない。
10）もちろん、もし産出が生産者価格で評価されていたら、記録される生産物に課される税の額（純額）はより低くなる。
11）もし産出が生産者価格で評価されたら、生産物に対するる税マイナス補助金の数字は、一部はこの税の列に、一部は産業の列に現われるであろう。

第Ⅱ章付録

その他の勘定表示法

1．ＳＮＡは、使途を一方に置き源泉を他方に置く、バランス表形式の古典的勘定表示を主として使用している。しかし、他のタイプの表示法を使ってもよい。

Ａ．図式表示

2．図式表示は、表示されるフローとストックの性質と規模を示すために、矢印で結び合わされたボックスを使用する。
3．経済全体については、統合経済勘定に現われる数字に対応するそれが、図2.4に単純化された方式で示されている。
4．以下に述べる方程式の組は、この図と統合経済勘定とに対応している。

Ｂ．方程式

5.「体系」に含まれる同等性は、たとえばモデル作成に使用される方程式の組によって、表示可能である。一国経済の勘定は、表2.4に方程式形式で示される。
6．方程式（１）と（２）は、生産勘定と財貨・サービス勘定をカバーしている。これらの方程式のすべての取引は、図の「生産」および「財貨・サービス」のボックスに入っていく矢印と、これらから出ていく矢印に対応している。
7．方程式（３）から（６）までの方程式は、所得分配勘定と所得の使用勘定と図中の対応するボックスをカバーしている。集計量は、ボックスの中に直接に示されてはいないが、関係のある方程式から容易に導き出される。
8．方程式（７）から（10）および（15）は、蓄積勘定と図の「蓄積」のボックスをカバーする。
9．方程式（11）から（17）までは、期首、期末の貸借対照表と、両貸借対照表間の変動に対応している。図では、「期首ストック」と「期末ストック」のボックスと、図にあるようなこの二つのストック間の変化をカバーする。そうした変化は、方程式（７）から（10）および（15）の内容と同等であるが、その他の資産量変動および再評価は、資産・負債の三つのタイプに対応して別々に示されている。
10．方程式（18）と（21）は、対外取引（図の「対外取引」のボックス）と、当該国の観点から表示したその国の対外金融ポジションを含んでいる。期首、期末のポジションとその間の変化が

図には示されている。
11. このように、図は、方程式を読むことにより読みとることができ、方程式は、図によって説明されるのである。
12. 同様に、「体系」の色々な部分が方程式の形で表示され得る。すなわち制度部門についての勘定の完全系列、産業に関する勘定の短縮系列、財貨・サービス勘定のような取引勘定、海外勘定、等々である。

C．行列表示

13. 巻末に別刷りの暫定行列（表2.5）を折り込んでいる。この表は、表2.8の統合経済勘定の一国経済、財貨・サービス、海外についての列を、行列中に表示する一つの方法を示したものである。
14. 本行列が暫定的とみなされるのは、とくに蓄積勘定と貸借対照表の表章に改良が必要だからである。その改良というのは、行列表示の複雑さを減じ、表2.8の勘定との対応付けを容易にすることをねらいとしたものになるであろう。
15. 問題は、行列表示の主要な特徴をどう利用するかということに関係している。すなわち、表2.8の勘定に各項目は、２度――使途と源泉として、資産と負債として――表示されるが、行列では１度ですむ。すなわち、その項目が使途ないし資産である勘定の列とそれが源泉ないし負債である勘定の行との交点（逆は逆）に記入すればよい。行列表示のこの特徴は、経常勘定についてはうまく機能するし、資本勘定についてもうまくいく。というのは、こうした勘定では、各々の取引について、同一の勘定または他の勘定につねに対応項目が存在するからである。以下に示す例でこの点を説明する。
16. たとえば、財貨・サービス勘定（第１行・第１列）の行と列には、表2.8に含まれる財貨・サービス勘定と同じ方式で、供給・使用間の主要な国民経済計算恒等式を定義する６つの主要集計量が含まれている。財貨・サービス勘定の列と生産の行との交点には、産出と生産および輸入品に課される税マイナス補助金（3,737）が記録され、同じ列と財貨・サービスの対外勘定の行との交点には、供給のもうひとつの要素、すなわち、輸入（499）が記入される。財貨・サービス勘定の行には、４つの使用カテゴリー、すなわち、中間消費（1,883）、最終消費（1,399）、総資本形成（414）および輸出（540）が示される。
17. 同様に、行列中の生産勘定（第２行と第２列）に含まれる項目は、表2.8の項目と、大きな変更なしに対応する。すなわち、行には、産出と生産および輸入品に課される税マイナス補助金（3,737）が示され、列には、中間消費(1,883)と国内生産物(1,854)とが示される。ただし、国内生産物は、総（粗、gross）表示である。
18. 次のいくつかの行・列（３～５）は、一国経済の経常勘定である。すなわち、一国経済についての、所得の第１次分配勘定、所得の第２次分配勘定、現物所得の再分配勘定および所得の使用勘定といった諸勘定も、表2.8の諸項目とのつながりは、上の諸段落におけるものと類似しており、読みとりかたも同様である。固定資本減耗は、所得の使用勘定の行と資本勘定の列にマイナスの項目（-222）として表示されているから、国内生産物、国民所得および可処分所得といった主要集計量は、すべて、純表示の貯蓄を例外として、粗表示で記入されることになる。ここで、所得の第１次分配勘定は、所得の発生勘定と第１次所得の配分勘定を連結したものであること、所得の第２次分配勘定と現物所得の再分配勘定とが１つの勘定に結合されていることにも注意する。海外の経常勘定（第13行・第13列と第14行・第14列）の諸項目は、大きな変更なしに表2.8に表示されたものと対応している。
19. 行列表示は、その他の資産量変動勘定や再評価勘定の場合、対応項目が存在しないため、あ

まりうまく機能しない。後者の場合、行列表示に組み込むために、いくつかの調整を行なったが、そのため、すべての蓄積勘定と貸借対照表とが影響を受けている。すなわち、同一勘定内で相殺されることになるダミー項目を導入した。さらに、期首正味資産と期末正味資産との間のリンクを提供するために、正味資産について勘定を追加した。最後に、行列の行・列と表2.8の勘定の両面との間の関係が変わっている。具体的には、財貨・サービス勘定、生産勘定から資本勘定、金融勘定までの勘定では、行の項目が、源泉、負債および正味資産の変動をあらわし、列の項目が、使途および資産の変動をあらわす。他方、その他の資産変動と期首貸借対照表をカバーする勘定では、表示が逆になる。すなわち、列項目が負債、正味資産およびその変動をあらわし、行項目が資産と資産変動に関したものとなっている。貸借対照表の変動と期末貸借対照表の表示は、いっそう複雑である。こうした調整の結果として、蓄積勘定と貸借対照表では、行列表示と表2.8の対応する勘定との間の関係が明瞭でなくなっている。

20. とくに、勘定の読みとり方をいっそう複雑にしているのは、ダミー項目である。たとえば、一国経済の金融勘定は、行に２つのダミー項目をもつ。すなわち、金融資産の純取得という項目と海外による金融資産の純取得という項目である。列にも、海外による負債の純発行というひとつのダミー項目がある。こうしたダミー項目は、２回、それぞれ符号を逆にして表示されるため、相殺されることになり、行や列の記入項目を表2.8の金融勘定の記入項目と比べる際には、無視する必要がある。したがって、一国経済の金融勘定の行は、純貸出（38）から始まり、表2.8の金融勘定の項目に対応するその他の取引、すなわち、この勘定の行と列の対角交点にある居住者部門間の金融資産取引（553）のほか、対外負債の純発行（50）が記入されている。他方、列には、対角要素に加え、対外金融資産の純取得（88）がある。

第Ⅱ章　概観

第Ⅲ章　フロー、ストックおよび勘定規則

Ａ．序論

3.1. この章では、「体系」の勘定および付表への記載法の基本性質について扱う。第一に、フローとストックの性質を明らかにしておく。経済に関する情報が、国民経済計算体系に記録されるにあたって、基本的には、２つの形式が存在する。それが、ある期間内に起こる活動や、出来事の影響を記すフローと、ある時点における状態を示すストックである。第二に、フローとストックの記録にあたっての勘定規則について説明を行なう。この章における主旨は、一般的なものである。したがって、特定のフローおよびストックに関する定義と勘定規則の個別の適用については、後の章で扱うものとする。

3.2. 勘定における記載の２つの一般的性質について強調しておく。第一の性質は、定義された境界内で、ストックとフローは余すところなく記される、すなわち、すべてのフローとストックが国民経済計算の中に反映されなくてはならない、ということである。第二の性質は、「体系」が、統合されていて、しかも整合性をもつために発生する、厳密性である。フローとストックに関する、同一の概念、定義、および分類が、あらゆる勘定に適用される。また、各々のフローとストックは、当事者主体すべてに関して整合的に記入される。

3.3. 整合性の追求のため、「体系」は、第Ⅰ章および第Ⅱ章で述べられている四重記入法則の実行にあたって、フローとストックの評価、記録時点、およびグルーピングに関するいくつかの規則を適用する。そうした規則については、章の後半で、より詳しくのべるが、すぐ引続き論じられるフローとストックの性質に関する論点の前置きとして、以下に要約しておく。

(a)フローとストックは、その評価に関して整合的に記録されねばならない。勘定記入は、その時々の市場における価値、すなわち、２つの当事者主体間で合意が成立した値、または、それに最も近い値、で行なわれる。市場における価値は、

「体系」の定義するフローとストックの範囲に応じて、調整され、生産物に課される税、および生産物に対する補助金、また、運輸費用や商業マージンに関する、フローとストックの性質に応じて、適切に表される必要がある。

(b)フローとストックは、その記録時点に関して整合的でなければならない。フローは、会計期間中の発生時点、すなわち、経済価値が創造、変形、交換、移転、または消滅する時点において、記録される。ストックは、その勘定が関係づけられる時点、典型的には、会計期間の期首か期末において、記録される。

(c)個々のフローとストックの記載は、取引やその他のフローおよび資産の分類におけるカテゴリーに応じて、また、（内訳）部門や産業という取引者の分類におけるカテゴリーに応じて、少なくともその分類に関しては整合的に記録されねばならない。記載事項の性質によって、源泉(resource)と使途(uses)、または、資産と負債が区別されなければならない。グルーピングの過程において、幾つかの項目について、純計処理(netting)が非明示的に行なわれているが、そこでは、連結(consoli-dation)は推奨されていない。

3.4.こうした規則を「体系」に一貫して適用する結果、フローとストックとは、完全に統合される、すなわち、ストックの変化は記録されたフローによって完全に説明できるという点に留意しておかなければならない。

Ｂ．ストックとフロー

3.5.「体系」の勘定および付表は、ある期間中に行なわれた経済活動と出来事の影響に関する情報、およびその期間の期首や期末における資産と負債の状態に関する情報を含んでいる。勘定および表への、ある期間中の活動や出来事の影響に関する記載事項が、フローとフローから導かれるバランス項目である。また、ある時点における資産と負債に関する記載事項が、ストックとストックから導かれ

るバランス項目である。

3.6. ストックは貸借対照表および関連する付表にあらわれる。（また、ある種のストックについては、投入・産出の脈絡でU表にもあらわれる。フローは、「体系」のその他の勘定および付表すべてに記録される。制度部門に関する勘定の完全系列に含まれるフロー勘定は、生産、所得、および所得の使用を扱う経常勘定と、２つの貸借対照表の間のあらゆる変化を示す蓄積勘定からなる。

3.7. フローとストックは、本マニュアルの巻末付録に示されている「体系」の階層分類にしたがってグルーピングされる。取引とその他のフローの分類は、そのフローの性質によるものであり、最も高い階級において４つの項目をもつ。貸借対照表におけるストックの分類は、資産類型別に行なう（ただし、負債は、負の資産と見なす）。

3.8. フローとストックは、当該制度単位の勘定、したがってそれらの制度単位を含む部門の勘定に記載される。一般的に、フローとストックは、当該財・資産を所有する、または所有していた制度単位の勘定、サービスの引き渡しを行なう単位、または引き渡しを受ける単位の勘定、または、労働と資本を供給、あるいはそれらを生産において使用する単位の勘定に記載される。事業所に関するフローは、当該事業所の勘定、したがって事業所のグループ分けとしての産業の勘定に記載される。

C. フロー

3.9. 経済フローは、経済価値の創造、変形、交換、移転、または消滅を反映している。すなわち、それらは、制度単位の持つ資産・負債の量、構成、または価値の変化を含む。経済の多様性を反映し、経済フローは、賃金、税、利子、資本フロー等、単位の持つ資産や負債の変化の様子を記録するような、特殊な性質を持

っている。

3.10. 勘定へのあらゆる記入項目は、貨幣タームによって測られねばならない。したがって、勘定記入項目を構成する要素は、貨幣タームで測られなければならない。記載される金額は、貨幣を含むフローの一部を形成する実際の支払い金額である場合もあり、また現実の貨幣価値を使った推計である場合もある。

3.11. 経済フローは２種類からなる。大半のフローは、取引である。「体系」に含まれるフローの内、次に述べる取引の性質を満たさないものは、「その他のフロー」とする。取引は、フローが含まれる勘定および表の内、２つを除くすべてのものに存在する。すなわち、その他のフローは次の２つにのみ現れる。その２つとは、蓄積勘定、すなわち、「その他の資産量変動勘定」及び「再評価勘定」である。取引とその他のフローの２種類に分けて説明することによって、フローの定義は、より多くの意味を持つであろう。

１．取引

3.12. 取引とは、制度単位間の両者の合意による相互作用、または、取引と同様に扱うのが分析表的に有効であるような、制度単位内部の行動、を表す経済フローのことである。ここで、制度単位内部の活動を取引と同様に扱うのが有効である理由の多くは、その単位が２つの異なる立場で行動しているためである。

3.13. 上の定義において、制度単位とは、「体系」の基礎的経済単位である（第Ⅳ章を参照）。以下に述べるのは、取引に携わるということに関連する制度単位の属性である。

(a)それらは、自身の権利において、財貨や資産を所有し、それゆえ、それを交換することができる。

(b)それらは、経済的意思決定を行ない、かつそれらが直接的に責任をもち法的にも責任を負う経済活動に携わることができる。

(c)それらは、自身のために、負債を負い、その他の義務や将来に関する約束(commitments)を引き受け、かつ契約を結ぶことができる。

3.14. 取引の定義によれば、制度単位間の相互作用は両者の合意によるものでなくてはならない。取引が双方の合意によって行なわれる場合、制度単位の事前の

知識と承諾とが存在していたことになる。しかし、ある種の取引は、税の支払やその他の強制的移転のように、法によって強制されているため、必ずしも両者が自発的に取引を行なうとは限らない。個々の制度単位は、税の支払額を自由に決定することはできないが、コミュニティによる、税の支払という義務の集合的認知と受容が存在する。このように、税の支払は強制的ではあっても、取引の一部と考えられる。

3.15. 取引は非常に多くの形式をとるため、これらの説明を持ってしても、一般的な定義が厳密性を欠くのは避けがたい。より正確には、さまざまの取引を系統的に説明し、分類する必要がある。第一の区別は、貨幣的取引と非貨幣的取引との間の区別である。その他の区別たとえば、代償物の存在する取引と存在しない取引との区別は、貨幣的取引・非貨幣的取引の２種類の取引カテゴリーそれぞれの中で、なされる区別である。日々の経済生活の中で行なわれる個々の、識別可能な取引は、しばしば、勘定内でそのまま、まとめあげられるが、時には、「体系」の取引カテゴリーを構成するために、分割されたり、再編成されたりする。

〈貨幣的取引〉

3.16. 貨幣的取引とは、１制度単位が貨幣単位で支払いを行なう（支払いを受ける）こと、あるいは、負債を負う（資産を受け取る）ことを指す。「体系」においては、すべてのフローが貨幣単位で記録されるが、貨幣的取引の顕著な特徴は、取引の当事者が貨幣単位で彼らの間でなされた合意を表すという点である。例を挙げると、財は、１単位当りでの貨幣単位数で売買され、また、労働の雇用／供給は時間または１日当りでの貨幣単位数で行なわれる。

3.17. すべての貨幣的取引は制度単位間の相互作用である。すなわち、すべての貨幣的取引は二者間取引(two-party transactions)である。下記に示すのは、一般的な貨幣的取引である。

－財貨・サービスの消費に対する支出

－証券の取得

－賃金・俸給

－利子、配当および賃貸料

－税

－現金社会扶助給付

対応物を伴う取引と伴わない取引

3.18. 財貨・サービスの消費に対する支出、証券の取得、賃金および俸給そして利子、配当および賃貸料は、ある主体が他の主体に財貨・サービス、労働力または資産を提供し、見返りに対応物を受け取るという、二者間取引である。この種の取引は、「何かに対する何か」の取引、または代償のある取引と呼ばれることがある。交換は、このような取引からなる。

3.19. 税や社会扶助給付は、ある当事者主体が財貨・サービスまたは資産を他者に提供し、見返りに対応物を受け取らないような二者間取引の例である。この種の取引は、「無に対する何か」の取引、または代償のない取引と呼ばれることがあり、「体系」においては、移転と呼ばれる。

3.20. 交換と移転の説明における対応物の範囲は、不確定利益や集合的サービスに対する権利は含まない。このような利益は通常、不確実であるか定量化が不可能であるか、またはその両方である。さらに、個々の単位が最終的に受け取る利益の大きさは、先の支払い額に対して比例的ではなく、後者よりもはるかに大きいかまたは小さい可能性もありうる。このように、社会保険負担や非生命保険料は、その支払いを行なう単位に何らかの不確定の将来利益の権利を与えており、また、税金を支払っている家計は、政府単位の提供するある集合的サービスを消費することができるが、これらの支払いは交換ではなく、移転とみなされる。

3.21. 移転は貨幣的であることもあり、または非貨幣的であることもある（非貨幣的移転に関する以下の議論参照）。例にあげた社会扶助給付のように、他の点では同じ移転が、貨幣的であるときも、非貨幣的であるときもある場合、前者を現金移転、後者を現物移転として区別する。実際には、現金移転といっても、現実通貨を提供する場合のほかまたは通貨性預金の提供を意味することもある。

3.22. その他、経常移転と資本移転も区別される。資本移転とは、資産所有権の移転、あるいはどちらかの当事者主体または双方の当事者主体に資産の取得または処分の義務を負わせるものである。資本移転は、現金または現物であり、貯蓄

や富の再分配を行なう。資本税や投資補助金がその例である。資本移転以外の移転は経常移転として説明される。経常移転も現金または現物であり、所得の再分配を行なう。たとえば、所得に課される税や社会給付がそれにあたる。

取引の再整理

3.23. 貨幣的取引は、当該取引に関与する制度単位に認知されている通りに記録されるとはかぎらない。これら、実際の、または観察された取引の価額は、既にその単位の勘定に記載されているが、「体系」は、一定の取引についてその背後にある経済関係をより明確にするために、再整理を行なう。および再整理には、３種類あり、それぞれ、取引が行なわれているとみられる経路、そのような取引の数またはそこに関わっているとみられる単位に影響を及ぼす。次の３節では、こうした再整理の性質およびそれらの果たす分析的目的について述べる。

取引の迂回処理

3.24. 迂回処理は、取引が実際とは異なる経路で行なわれているものとして、または実際には行なわれていなくても経済的意味において行なわれているものとして記録する。第一種の迂回処理においては、単位Ａと単位Ｃの間の直接取引は、第３の単位Ｂを通じて間接的に行なわれているものとして記録されるが、通常、取引分類の何らかの変更がなされる。

3.25. 社会保障負担支払いの記録は第一種の迂回処理の一例である。雇用者の社会保障負担は、「体系」においては、雇用者自身の賃金・俸給から支払われているものとして記録され、他方、雇主の社会保障負担は、雇用者報酬の一部を構成するものとして記録される。しかし、通常どちらの負担も、雇用者から支払われるわけではなく、それらは直接、雇主によって社会保障基金に支払われる。そのような取り決めは、行政上便利かつ効率的である。しかし、社会保障負担は、実際には雇用者報酬から支払うべきものであるため、勘定にはそのように記録される。このように、社会保障負担は、行政的便宜に応じて採用されている取り決めの背後に存在する経済的本質を明らかにするための、「体系」における取引記録

の一般原則に、厳密に従って記録されている。なお、迂回処理の結果として、雇主の社会保障負担は労働費用の一部に含まれることになる。

3.26. 第二種の迂回処理の一例は、海外直接投資企業の内部留保の取扱いに関するものである。海外直接投資企業が、利益の一部またはそのすべてを留保することは、海外所有者による意図的な投資決定とみなされる。したがって、内部留保は、「体系」においては、まず海外所有者に対して財産所得として送金され、そののち直接投資企業の持分証券に再投資されるものとして、迂回処理される。

3.27. 同様に、生命保険基金の準備金から生じた財産所得は、実際には生命保険会社によって留保されていても、まず保険契約者に支払われ、そのうえで保険料の追加として保険会社に再び支払われたものとみなされる。その結果、個人または家計の貯蓄は迂回処理を行なった財産所得額を含んでいるが、保険会社の貯蓄は含んでいない。このような貯蓄に関するもう一つの見方を与えることこそが、迂回処理の目的なのである。

取引の分割

3.28. 分割は、当事者主体から見れば単一取引である取引を、分類上複数の異なる取引として記録するものである。たとえば、ファイナンシャル・リースの下で賃借人によって支払われるレンタル（賃借）料は、サービスに対する支払いとして記録されるわけではなく、元本返済と利子支払いの２つの取引に分割される。このような賃借料支払いの分割は、「体系」のファイナンシャル・リースに対する経済的視点を実現するための取扱いなのである。ファイナンシャル・リース契約は、資本設備の購入を融資する手段と考えられており、「体系」においては、賃貸人から賃借人への貸付として扱われる。

3.29. その他の例としては、特定の金融サービスに関する取り扱い方法がある。一例を述べると、「体系」は、金融仲介機関の支払利子と受取利子とを可能なかぎり２つの構成要素に分割する。一方は「体系」の概念としての利子であり、残りは仲介機関が明示的には請求しない仲介サービスの購入料である。このようなサービス項目を明示的にするための分割は、特定の産業または制度部門の中間消費と最終消費に影響を与え（まさにそれが再分類の目的である）、また、国内総

生産にも影響する。しかし、金融仲介機関自体を含む当事者単位すべての貯蓄は、影響されない。

3.30. 「体系」における卸売業者及び小売業者の取引に関する記録は、それらの主体自身の視点とは異なっている。卸売業者や小売業者による再販売用の財の購入は明示的に記録されず、財ではなく、都合のよい場所にさまざまな財を保管、展示し、かつ購入者が容易に入手できるようにするためのサービスを販売していると見なされる。この分割は、再販売用に購入する財貨についてのマージンの価値によってなされる、流通業者の産出に関する、「体系」の計測方法を実現するものとなってている。

取引主体の認識

3.31. ある単位が、他のある単位に代わりその利益のために取引を行なう場合、その取引は本人の勘定にだけ記録する。サービスの産出の中には、仲介業者の存在とともに認知されるものもある。一般に、この原則を超えて、たとえば、いくつか仮定を置いて、税や補助金を最終的な納税者や最終的な受容者に配分しようとしてはならない。

3.32. 例をあげると、他の主体の注文および費用負担の下で代理店が行なう購入は、直接前者に帰属させる。代理店の勘定には、なされた仲介サービスについて本人に課す料金のみが記される。

3.33. 第二の例は、ある政府単位が他のある政府単位の代わりに行なう税の徴収及び補助金、社会給付等の支払いである。たとえば、中央政府は税の徴収に関して、地方政府の仲介機関としての役割をもっているかもしれない。すると、中央政府が徴収額や補助金の分配に関する裁量を欠くとすれば、当該取引は直接地方政府の勘定に記録される。一般に、税収が徴収しない政府に直接配分されるのは、その政府が、(a)課税について全面的または部分的な権限を持っている場合か、あるいは(b)税法の規定により、その地域内で徴収、または発生する税の内、ある決まった割合を自動的に受け取る場合である。

〈非貨幣的取引〉

3.34. 非貨幣的取引とは、はじめからは貨幣単位で記述されていない取引のことである。そのため、「体系」への記入は、間接的に測定されたものか、そうでなければ推計された価値を表す。ある種のケースでは、取引が現実のもので、勘定へそれを記録するために価値を推計する必要があるかもしれない。物々交換は、その明かな例である。他のケースでは、取引全体を組み立て、その上で価値を推計する必要がある。固定資本減耗がその例である。（過去において、価値の推計が帰属計算と呼ばれることがあったが、それは価値の推計のみならず取引の構築をも含む場合を表すタームとして別途に用いられる方が望ましい。）

3.35. 非貨幣的取引に伴う金額は、自由に処分可能な金額を表しているわけではないため、そうした記入項目のもつ経済的意義は現金支払いとは異なっている。非貨幣的取引に関するさまざまな評価方法は、評価一般についての説で扱うものとする。

3.36. 非貨幣的取引は二者間取引か、あるいは制度単位内における取引のどちらかである。二者間取引、物々交換、現物報酬、現物報酬以外の現物支払、および現物移転からなる。以下では、このような二者間取引についてまず述べ、後に内部取引に関して議論する。

現物取引

3.37. 物々交換取引は、一方が、財貨・サービスまたは現金以外の資産の見返りに、財貨・サービスまたは現金以外の資産を他方に提供するというように、二主体の間で行なわれる。先に述べたように、物々交換は価値の推計が必要とされる現実の取引の一例である。財同士が取引される物々交換取引は、現在に至るまで常に重要な意味を持ち続けている。財の物々交換は、正規の市場において組織的に行なわれることもあり、国によっては、散発的に小規模で行なわれることもある。輸出入を含む、国家間の物々交換も存在する。

現物報酬

3.38. 現物報酬は、雇用者が貨幣の代わりに財貨やサービスの形で支払いを受け取る場合に発生する。この行為は、雇主が生産物の一部に対する自社専用の市場を見いだそうとする欲求があることから税回避や脱税まで、幅広い理由のために、ほとんどの経済において広範囲に行なわれている。さまざまな形式が存在するが、次に挙げるリストは、雇主が雇用者に対して、無料または割引価格で提供する財貨・サービスの最も一般的なものの内のいくつかを含んでいる。

－飲食物
－住宅サービスまたは雇用者の所属する家計の全構成員が使用できるような住居
－雇用者による個人的な使用のために提供される乗物に関するサービス
－雇主自身の生産過程から産出として生産される財貨・サービス（炭坑夫に対する無料の石炭など）

また、ある雇用者は、報酬の一部を金融またはその他の資産の形で受け取ることにやぶさかでない場合や、そうせざるをえない場合がありうる。

現物報酬以外の現物支払

3.39. 現物報酬以外の現物支払は、広範囲にわたる支払いについて、それが貨幣でなく財貨・サービスの形で行なわれる場合に発生する。たとえば、医者は貨幣の代わりにワインによる支払いに応じる場合もある。または、土地や固定資本の使用者は、地代や使用料を貨幣で支払う代わりに、所有者に対して財貨・サービスで支払うこともある。例を挙げれば、農業においては、「地代」は収穫された作物の一部を地主に引き渡すことによって支払われる場合（分益小作）もありうる。税の支払もまた現物によって行なわれることがある。たとえば、相続税が絵画やその他の貴重品の寄付によって支払われる場合がそれにあたる。

現物移転

3.40. 現物移転もまた二者間取引であるが、上述のものとは異なり、一方は見返りとして相対物を受け取ることなく、他方に対して財貨・サービスまたは資産を提供する。現金移転の場合に対応して、これらは”無に対する何か”の取引、ま

たは代償のない取引、と呼ばれることがある。

3.41.「体系」は、政府の国際協力、贈与、慈善寄付、および現物社会移転等を含むさまざまな現物移転を記録する。最後の項目は、社会保障給付や社会扶助給付、および政府単位または非営利団体（ＮＰＩ）の所有する非市場生産者によって、社会保障制度の外側で個別家計に対して提供される財貨やサービスで構成される。政府の国際協力、贈与、および慈善寄付は、しばしば便宜、効率または税目的のため現物で行なわれる。たとえば、自然災害後の国際援助は、貨幣の代わりに薬や食物、避難所の形で直接行なわれた方がより効率的でありまた迅速でもある。現物による慈善寄付は、当該品目を販売し、その代価を寄付する場合課されるであろう税金を回避することがある。

3.42. さまざまな理由によって、社会保障給付や社会扶助給付の多くは現金でなく現物によって提供される。たとえば、医療および教育サービスを購入するためにある金額を提供するのではなく、サービスに対する要求が確実に満たされるように、サービスの提供はしばしば現物で行なわれる。受領者がサービスを購入し、保険や扶助によって払い戻されることもある。そのような取引でも、受領者は単に保険制度の代行者であるに過ぎないため、現物扱いされる。社会保障給付または社会扶助給付以外の現物社会移転のほとんどが、政府単位や非営利団体の所有する非市場生産者によって個別家計に提供される教育、医療、住宅、およびその他のサービスで構成される。

3.43. 現物社会移転には二組の取引が関係している。現物社会移転として提供される最終消費財・サービスに対する支出は、費用を負担する政府単位（社会保障制度を含む）または非営利団体の負担として記録される。これらは、財貨・サービスが、市場生産者から購入したものか、政府単位か非営利団体の所有する非市場生産者の生産したものかどうかによって、貨幣的取引、または非貨幣的取引に区別される。次に、現物社会移転そのものを、政府単位または非営利団体と、財貨・サービスを実際に消費する家計との間の非貨幣的取引として記録する。そのとき、財貨・サービスの評価は政府単位や非営利団体がすでに負担した支出額に基づく。さらに、これらの財貨・サービスの価値を家計の最終消費支出に付け加えることにより、家計の現実消費が得られる。

内部取引

3.44. 「体系」は、産出の最終使用と生産に関する、より分析的に有効な記述を行なうために、１単位内におけるある種の行為を取引として扱う。このように単一の単位のみを含む取引は、内部取引または単位内取引と呼ばれる。

3.45. 家計、対家計非営利団体（ＮＰＩＳＨ）および一般政府等、多くの制度単位は、生産者および消費者として機能している。制度単位が生産と最終消費との両方に携わる場合、それ自身が生産した産出の一部またはすべてを消費することを選択する場合がある。そのような場合、制度単位間では取引は行なわれないが、会計上そのような産出および消費を記録するために、取引を構築し、その価値を推計することが有効である。

3.46. 家計については、「体系」における原則は、生産者と同一人または同一の家計の構成員によって最終消費目的で消費される財はすべて、市場において販売される財と同様の方法で、産出の中に含まれる。すなわち、このような取引においては、財を生産する者は、その財を自分自身またはその家計の構成員に引き渡すものと仮定され、その後、勘定への記入のため価値が推計される。

3.47. 政府や対家計非営利団体が所有する事業所は、ありふれたこととして、個別の家計に対して、教育、医療、またはその他のサービスを、無料または経済的に意味のない価格で提供する。そうしたサービスの提供に関する費用は、政府または対家計非営利団体が負担し、価値は内部取引として、すなわち自身の所有する事業所が生産する産出に対する政府または対家計非営利団体の最終支出として記録する。（既に述べたように、家計によるこれらのサービスの取得は、政府単位や対家計非営利団体と当該家計との間で行なわれる非貨幣的取引の一形式である現物社会移転として、別途記録される。）

3.48. 「体系」は、生産に関するより完全な記述を行なうため、企業内におけるその他いくつかの取引を認識する。たとえば、企業が自己使用のために固定資産を生産する場合、「体系」は、企業からそれ以後は利用者となる自身への引き渡しを記録する。また、企業が生産過程において固定資産を利用する際は、自己勘定生産か購入かに関わらず、生産期間における資産価値の減耗を費用として記録する。

3.49. さらに、単一企業が複数の事業所から構成される場合、一事業所において生産された財貨・サービスが、同一企業に所属する他の事業所に中間消費としての使用のために引き渡されるとき、「体系」は取引として記録する。（他方、一事業所内で生産された財貨・サービスが同一事業所内の中間消費に投入された場合、内部取引を記録することはない。）

〈外部性及び不法行為〉

3.50. 上記の各項においては、「体系」の中で取引と考えられる行為について論じた。この項では、外部性と不法行為に焦点をあて、外部性が取引と考えられない理由を述べ、不法行為の中で取引とみなされるものと取引とみなされないものとの区別を行なう。

外部性

3.51. 制度単位によって実行されるある種の経済行為が、他の単位の状況や環境を承諾なしに変化させることがある。それが外部性である。それらは、影響を受ける単位の同意なしに引き渡される求められないサービス、またはマイナスのサービスと考えられる。それは、通常望ましからぬ結果を伴う、市場取引とは正反対の非協力的行為である。典型的な例は、生産者による、他の単位が生産や消費の目的で使用する大気や水の汚染である。生産者が、料金または罰せられる危険もなく汚染を許可された場合、汚染者の私的生産費用は社会的費用を下回ることになる。

3.52. しかしながら、そのような外部性を評価するべきであるかどうかに関しての考慮が必要である。経済勘定は、相対価格および費用が決定される、ある特定の法的、社会・経済的体制における生産や消費といった経済機能を測定しなくてはならない。ある国々においては、少なくともその歴史の中のある時点では、ある生産者が汚染によって懲罰を受けることなくその私的費用を削減しうるような法の枠組が選択されることもありうる。一例としては、迅速な産業発展の促進を目的として行なわれる場合が考えられる。このような政策の効能については、特

に長期的には疑問を残すところであるが、経済勘定において、予想されるこの種の制度的欠陥を、社会によって認識されない費用を生産者に帰属させることによって修正しようとすることは、適切でもなく分析的に有効でもない。

3.53. 更に、経済的に意味のある外部性の評価は、それらが本質的に非市場的現象である場合、膨大な技術的困難を伴う。外部性は、制度単位が自発的に参加するような市場取引ではないため、さまざまの当事者主体による、外部性に対する正または負の評価の相互的一致性を確認するためのメカニズムが存在しない。さらに、外部性のための評価額を含む勘定は、均衡あるいは経済的に持続可能な状況を反映するとはみなされない。もし、実際の支払によってそのような評価額を置き換えようとすれば、当該単位の経済活動は、おそらく大幅に変化するであろう。たとえば、汚染物の排出に対して税金や他の負担金を課すことによってある種の外部性を内部化しようとすることの目的は、汚染の削減のために生産方法を変化させることにある。また、外部性の完全な会計的処理は非常に複雑である。実際、生産者の勘定に費用を記載するのみでは不十分であり、勘定をバランスさせるために、他のさまざまな経済的意義の疑わしい調整も必要となるだろう。

不法行為

3.54. 取引の性質、特に当事者間の合意の存在という性質を満たす不法行為は、合法的行為と同様に処理される。麻薬のような特定の財貨・サービスの生産または消費は非合法であるが、そのような財貨・サービスに関する市場取引は、勘定に記入されねばならない。家計による非合法の財貨・サービスに関する支出が原則に基づいて無視された場合、家計貯蓄が過大評価され、実際には取得していない資産を取得しているとみなされてしまう。明らかに、実際には行なわれている貨幣的取引が排除されれば、勘定全体が深刻なひずみを持つ。当然のことながら、非合法取引に関する資料の取得は、困難であり不可能ですらあるが、原則として、バランス項目を含むその他の項目における誤差を縮小することだけのためにも、勘定への記入が必要である。

3.55. しかしながら、多くの不法行為は人や物に対する犯罪であり、取引とはみなされない。たとえば、窃盗は２つの単位が合意の上で行なう行為とは到底考え難い。概念的には、窃盗または暴力は、単に偶発的ということではなく、意図的に他の制度単位に損害を与えるような、外部性の極端なケースである。このように、たとえば家計から財貨を窃盗することは取引としては処理されず、それらに関する推計評価額は家計の支出として記録されることはない。

3.56. 窃盗や暴力行為（戦争を含む）が、資産について重大な再分配または破壊を含む場合、それらを考慮に入れる必要がある。後述のように、それらは取引ではなく、その他のフローとして扱われる。万引のようにさほどの重要性を持たない再分配は、在庫の変動に含まれるため、別途記録する必要はない。

２．その他のフロー

3.57. その他のフローとは、取引によって生じたのではない、資産及び負債の価値の変動である。これらの記入は、（その他の資産変動勘定を構成する）その他の資産量変動勘定および再評価勘定において行なわれ、取引の結果でない変動を記録するという性質を共有するが、その資産や負債の変動の種類は大きく異なっている。第一種は、地下資源の発見や減耗、戦争やその他の政治的事件、または自然災害による破壊等といった、実際に資産の量を変化させるような要因による変動から構成される。第二種は、保有利得および保有損失に反映されるような、価格レベルや構造における変化による資産、負債及び正味資産の価値の変動から成る。

〈その他の資産量の変動〉

3.58. その他の資産量の変動は、大きく３つに分類される。これらのフローが取引として扱われない理由は、取引の持つ性質を満たさないことにある。たとえば制度単位は、補償のない資産没収のように、相互の合意なしに行動している場合もある。

3.59. 第一のカテゴリーは、取引以外の事象の正常な過程の中でおこる「体系」

への資産や負債の出現及び退出に関連している。あるものは、地下資源等の自然発生的な資産に関連しており、出現及び退出は制度単位と自然との相互作用として起こる。他のものは、貴重品のように、人間の活動によって創造される資産に関連している。たとえば、貴重品に関しては、取引において新たに生産された財または輸入品としてその取得を、また、既に貴重品として分類されている既存の財の取引を、資本勘定の中に記録する。それは、貸借対照表にはまだ記録されていない財貨の、重要なまたは特別な価値の認識であり、もうひとつのフローすなわち、非取引フローとして記録されるべき経済的出現と考えられる。こうした貴重品が貸借対照表に記載されない可能性があるのはいくつかの理由のいずれかによる。すなわち、それらは勘定の期日に先行するものであったり、また、元来、消費財として記録されたものであるからである。

3.60. 第二のカテゴリーは、資産（および対応する負債）から引き出される経済利益に影響を与える、例外的かつ予測不可能な事象の結果に関連している。そのような事象の一つとしては、ある制度単位が実際上、その所有者から資産を承諾なしに取り上げるといった、相互の合意という要素が欠けているため、取引とは見なされない行為が挙げられる。これらの事象には、自然災害や戦争のようなかたちで，資産を破壊するものも含まれる。それに対し、固定資本減耗や在庫変動のような取引は、損失や損傷の正常な大きさの評価を含んでいる。

3.61. 第三のカテゴリーは、制度単位の部門分類の変更や制度単位の構造の変動を反映する資産及び負債の変化、または資産及び負債の分類の変更に関連している。たとえば、非法人企業がその所有者から財政的により独立し、準法人の性質を持った場合、それ自身とその資産および負債は、家計部門から非金融法人企業部門に移動する。そうした資産および負債の移動は、このカテゴリーにおけるその他のフローと見なされる。

〈保有利得と保有損失〉

3.62. 正または負の名目保有利得は、会計期間中の価格変動の結果として、金融および非金融資産の所有者に対して発生する。保有利得は「資本利得（capi-tal gain）」と呼ばれることもあるが、期間中、資産のいかなる変換も行なわず、保

有していることの純粋な結果として発生することから、ここでは「保有利得（holding gain）」を用いることとする。保有利得は、固定資産、土地、金融資産等の「資本」に関する利益のみでなく、仕掛品を含む、生産者の保有するあらゆる種類の財の在庫に関する利益で、しばしば「在庫評価益」と呼ばれるものをも含んでいる。保有利得は、期首や期末に保有している資産のみでなく、会計期間中のいかなる期間にわたって保有している資産に関しても発生する。

3.63. 名目保有利得は、期間中の資産および負債の価格変動に依存する。その価格とは、資産が市場において売却される際の価格である。名目保有利得は、一般物価水準の変動を反映する中立保有利得と、資産の相対価格の変動を反映する実質保有利得とにさらに分割される。

３．フロー勘定のバランス項目

3.64. バランス項目とは、勘定における一方の側の記入項目の合計値を他方の側の合計値から減じることによって得られる、会計上の概念である。それは、他の記載事項から独立に測定されることはなく、派生的な記載事項として、一般的な勘定規則を勘定の貸借両面の個別記入項目への適用を反映している。バランス項目は、いかなる特定の取引にも関連せず、したがって、それ自体の価格や物量単位で表すことはできない。

3.65. バランス項目は、勘定の収支バランスを保証するために導入された、単なる工夫ではない。それは、下記のフローを含む勘定におけるバランス項目の例から見られるように、多くの情報を内包し、また、全勘定における最も重要な記入項目の幾つかを含んでいる。

－付加価値／国内生産物

－営業余剰

－可処分所得

－貯蓄

－純貸出／純借入

－経常対外収支

Ｄ．ストック

１．ストック

3.66. ストックとは、ある時点における資産および負債の状況、または保有のことである。「体系」は、通常貸借対照表と呼ばれる勘定および付表に会計期間の期首および期末にストックを記録する。しかしながら、ストックはフローに関連している。すなわち、ストックは先行する取引およびその他のフローの蓄積の結果であり、期間中の取引およびその他のフローによって変化する。事実、それは、ある資産や負債の保有期間中における量や価値の変動を伴った、継続的な記入および削除の結果である。

3.67. 非金融生産資産と非金融非生産資産、および金融資産と負債について価値額が記録される。資産の範囲は、経済活動に利用され、かつ所有権のある資産に限定される。たとえば、耐久消費財、人的資本、および所有されていない自然資源が除外される。

２．貸借対照表のバランス項目

3.68. 制度単位の所有するすべての非金融および金融資産の価値から未返済の負債を減じたものとして定義される正味資産は、貸借対照表におけるバランス項目である。「体系」の他のバランス項目と同様に、正味資産もまた他の記載事項から独立には測定されず、いかなる特定の取引集合に関連づけられるものではない。

Ｅ．勘定規則

3.69. 個別のフローおよびストックの評価、記録時点、および集計・純計処理（netting）・連結によるグルーピングについては、中枢体系におけるさまざまな表と勘定への記入項目について述べる諸章において、詳細な説明が与えられる。この節では、「体系」の基礎にある基本的規則を提示する。

Ｆ．評価

１．一般原則

3.70. ＳＮＡの持つ分析的道具としての効力の源は、膨大な数の、きわめて多彩な経済現象を、単一の計算単位で表すことによって相互にリンクさせる能力にある。「体系」は、その対象範囲内のフローやストックの効用の決定を試みることはない。むしろ、勘定における記載事項の、貨幣単位の現在交換価値、すなわち、財やその他の資産、サービス、労働、または資本の提供が、現金（現金通貨または通貨性預金）と、実際に交換されるか、あるいはされうる価値額を測定する。

3.71.制度単位が他の制度単位と、これらの項目を現金と交換する場合、「体系」で必要とされる価値額データは直接入手できる。このような取引は、二者の合意した、現実の交換価値で記録される。さらに、当然のことながら、現金の保有および負債に関する、あらゆるフローとストックの価値も直接知ることができる。

3.72. 残るすべてのフローとストックに関しては、現実の交換価値は入手できな

いため、間接的に推計する必要がある。その場合、価値額データは、現在、同一のまたは類似した品目が現金を介して、類似した状況において十分な数が取り引きされている市場から得るべきである。比較の基準となる適切な市場の選択には、卸売及び小売市場の相違、地域的相違等を考慮しなくてはならない。現存する財に関する非貨幣的取引は、固定資本減耗や、生産された時から現在に至るまでに資産が受けた可能性のある予想外の損傷といった他の要素を適切に調整した上で、類似した新しい財の市場価格によって評価できることが多い。

3.73. 特定の非貨幣的フローまたはストック項目の価値額が類推によって得られる、適切な市場が存在しない場合、次善の策としてとして、その価値額は、より関連性のうすい市場における価格から導出される。財貨・サービスによっては、結局のところ、その生産に経常的にかかる費用額によって評価するしかないこともある。このような方法で評価される市場財・サービスは、生産者に帰属する営業余剰や混合所得を反映するマーク・アップ部分を含んでいる必要がある。しかし、政府単位や対家計非営利団体により生産される非市場財・サービスに関しては、営業余剰に対して、どのような考慮も行なわれるべきではない。

3.74. 時には、ストックを、償却済みの当期取得価額または生産費用によって評価する必要がある。この場合、償却(write-down)は、購入または生産以来のその項目におこったあらゆる変化（固定資本減耗、部分的減少、枯渇、劣化、予測外の陳腐化、例外的損失、およびその他の予想外の事象）を含む。同様の手法が、現存資産の非貨幣的フローの評価にも適用される。

3.75. 上述の方法のいずれも適用できない場合、フローおよびストックは期待将来収益の現在割引価値によって記録されるべきである。この方法は、理論的には完全に正当なものであるが、多くの仮定を含み、結果が非常に不確かであるため、一般には勧告されない。

3.76. 外国通貨に関するフローおよびストックは、勘定に記載される時点、すなわち、取引や他のフローが発生する時点か、貸借対照表が適用される時点における為替レートで、自国通貨に換算される。あらゆるサービス料を排除するため、購入レートと売却レートの中間点が採用される。一般的規則に従って、外国通貨（現金）との交換に提供される資産、サービス、労働、または資本は、取引に関与する二者間の合意による現実の交換価値によって記録される。次に、その交換

価値は、取引時点における中間点のレートで自国通貨に換算される。その時点は、支払いが行なわれた時点と異なる場合もある。その結果、当該取引の自国通貨表示額は、関連する支払いの自国通貨表示額とは異なることがある。

3.77. 企業会計、納税申告書、及びその他の行政記録が、国民経済計算統計を作成するにあたっての、主な資料となる。しかし、それらのいずれも、「体系」の評価に関する必要条件を必ずしも満たしていないため、調整が必要であるということに留意しなくてはならない。特に、独自の慎重な配慮により、企業会計は、国民経済計算には不適当な評価をしばしば採用する。同様に、課税目的の評価はしばしば、マクロ経済分析とは異なる目的に対応したものである。たとえば、企業会計において選好され、税務当局によって規定される減価償却方法は、「体系」における固定資本減耗の概念からは、ほとんどつねに逸脱している。

２．分割されたフローの評価

3.78. （「体系」における定義にならって）、前出の段落3.71の一般的規則を拡張すれば、単一の支払いが複数の取引カテゴリーに関係する場合には、各フローを別途に記録する必要がある。たとえば、金融機関との利子取引は、２つの取引カテゴリーに分けられる。一方は純粋利子を表し、もう一方は金融仲介サービスに対する非明示的な支払いを表す。この章のこれまでの部分において、ファイナンシャル・リースについての分割および卸売業者や小売業者の取引の分割について論じた。このような分割が必要なのは取引の場合のみとは限らない。たとえば、実質保有利得は、分析的理由にそって、一般物価水準の変動に単純に比例する中立保有利得とは区別されている。

3.79. ある種のケースでは、分割は人を欺く行動と関係している。送り状に記載される価値は、市場において類似品目に支払われる価格から、系統的に、または非常に大きく逸脱している可能性があり、そうした場合、支払い額は特定の取引に関するもの以上であると考えなければならない。その一例が、いわゆる移転価格である。すなわち、関係企業が、不特定の所得支払や資本移転を実行するため、彼らの間で取引価格を人為的に高く、または低く設定する。そのような取引は、その金額が大きく、勘定の適切な解釈が妨げられる場合、明示的にする必要があ

る。

3.80. 資産の提供と、関連する支払または返済が同時に発生しない場合、さほど明白でないが、取引の混合が起こりうる。時間のずれが並外れて大きく、企業間信用の供与額が非常に大きい場合、暗黙の利子負担が存在するという結論になるかもしれない。このように極端なケースにおいては、譲渡資産の正確な価値を得るため、実際の支払額（単一の支払か複数か）を発生した利子に関して、調整する必要がある。そのような調整は、通常の企業間信用については行なわれるべきでない。

３．生産物に関する特別の評価

3.81. 生産物に課される税や補助金、運輸、および商業マージンのため、ある生産物の生産者と消費者によるその価値の認識は通常異なっている。経済取引者自身の観点に可能な限り近づけるため、「体系」は、これらの要素を含む購入者価格ですべての使用を記録するが、生産物の産出の価額からはそれらは除外される。

3.82. 生産物の産出は、基本価格で記録される。基本価格は、産出として生産された財貨・サービス１単位について、生産者が購入者から受け取る金額から、その生産ないし販売の結果として生産物に関して支払われる税額をマイナスし、受け取られる補助金をプラスしたものとして定義される。また、生産者によって別途インボイスされた運賃も除く。必要な情報を基本価格で得ることができないことがわかった場合だけ、産出を生産者価格で評価することが許される。生産者価格は、産出として生産された財貨・サービス１単位について、生産者が購入者から受け取る金額から、すべての付加価値税（ＶＡＴ）や類似の控除可能な税で購入者にインボイスされた額をマイナスしたものとして定義される。生産者によって別途インボイスされた運賃も除く。

3.83. 生産物の使用は、購入者価格で評価される。購入者価格は、購入者が要求した時間と場所で財貨・サービス１単位の引き渡しを受けるために購入者により支払われた金額から、控除可能なＶＡＴや類似の控除可能な税の額をマイナスしたものとして定義される。財貨の購入者価格は、要求した時間と場所でその引き渡しを受けるために購入者によって別途支払われた運賃を含む。

3.84. 生産された時点と、たとえば、最終消費支出として使用される時点とでは、生産物に記録される価値は、大きく異なったものでありうる。この相違の構成要素は、

(a)生産者によって支払われる、生産物に課される税から生産物に対する補助金を減じたもの。

(b)商業・運輸マージン。卸売業者および小売業者によって支払われる、生産物に課される税から生産物に対する補助金を減じたものを含む。

(c)消費者によって別途支払われる運賃。生産物に課される税から生産物に対する補助金を減じたものを含む。

(d)追加的な産出を生じさせる予測可能な質的向上。保管中の経常損失を減じる。

(e)生産物が生産者のもとにあるとき、および卸売業者や小売業者のもとにある時の保有利得。

ここからわかるように、特定の財の当初の基本価格と最終的な購入者価格との相違は、純粋な価格要素と数量要素との両方を含んでいる。実際には、当然のことながら、推計が行なわれるのは、個々の生産物についてではなく、より広範囲の生産物の集合に関してである。

3.85. 「体系」では、財貨の輸出入を国境における価額によって記録する。財貨の総輸出入は、本船渡し価格で（f.o.b.、すなわち、輸出国の税関国境において）評価される。詳細な生産物の内訳に関するf.o.b.価額データが入手不可能な場合もあるため、海外取引に関する詳細を含んだ表では、輸入国の国境において評価された（c.i.f.価額の）財貨の輸入を記録し、f.o.b.への包括調整によって補足する。c.i.f.価格は、輸出国の国境と輸入国の国境との間で発生した運賃・保険料を含んでいる。商業インボイス上の金額は、当然のことながら、以上の両者とも異なる可能性がある。

3.86. 輸出入全体の収支を実際の状況と適合させるため、財貨の国境における評価は、「体系」における運賃・保険料の記録に関していくつかの帰結をもつ。通常、これらのサービス品目についての輸出入の価値を、海外との財貨の貿易に関する特別の慣行と調和させるよう適合させる必要がある。この取扱いに関する詳細は、第ⅩⅣ章と第ⅩⅤ章において述べる。

Ｇ．記録時点

１．序論

3.87. 「体系」において時間について論じる場合、貸借対照表に記録されるストック・データと、勘定に記録されるフロー・データとを区別することが重要である。定義により、貸借対照表は、ある特定の時点に対応する。これに対して、フローは、個々の取引またはその他のフローを、ある選択された会計期間にわたって集計した値である。また、個々の取引またはその他のフロー自体が、会計期間全体にわたり、分散している。

3.88. このように、「体系」において、個々の取引やその他のフローをそのまま示すことはないが、そうした個別の取引の記録時点に関する正確な規則が必要である理由は、２つある。第一に、規則は、離散的なフローを記録すべき会計期間を明記するものでなければならない。第二に、会計期間中の個々のフローの正確な取引時点は、取引による正味資産の変動と、保有利得または保有損失による正味資産の変動との区別を行なうために決定的に重要である。この区別は、インフレの激しい状況において特に大きな意味を持つ。

3.89. 取引の記録時点を決定する際に起こる問題の一つとしてあげられるのは、制度単位の活動が、しばしば、複数期間にわたるものであり、複数の重要な時点がその複数期間の全体にわたって存在するということである。たとえば、多くの商業取引は、売り手と買い手との間の契約書への署名に始まり、引き渡し日、および支払い義務の発生する期日（場合によっては複数の期日）を経て、買い手が最終支払を受領した期日をもって初めて完了する。こうした時点は、それぞれ、ある程度、経済的に意味をもつものである。

3.90. 同様に、政府支出を分析する際、予算が国会において可決される期日と、

大蔵省が各省に特定の資金の支払いを認可する期日、各省がある契約を結ぶ期日、引き渡しが行なわれる期日、そして最後に、支払いが命じられ、小切手が支払われる期日を、それぞれ区別することができる。たとえば、税に関して重要な時点は、（課税対象となる所得等が発生し）納税の義務が生まれた時点または期間、納税義務額が査定・確定した時点、罰金なしで支払い義務が発生する（最終）期日、および税が実際に支払われるか、または税が還付される期日である。

3.91. 明らかに、制度単位の活動の中で識別しうるすべての連続的段階を記載することは、理論的には可能であっても、「体系」にとっては過度の負担となる。そこで、（ⅰ）マクロ経済学的分析の要請、（ⅱ）ミクロ経済学的観点、および（ⅲ）一般に入手可能な情報源を認識した上で、選択が必要となる。このような観点から、しばしば、現金主義、支払義務主義、および発生主義に基づいたフローの記録を区別する。「体系」においては、一貫して発生主義による記録が勧告される。

２．発生主義に基づく記録の選択

3.92. ＩＭＦの『財政統計』に代表される、ＳＮＡと深い関連のあるいくつかの統計システムにおいては、少なくとも集計データに関して、現金主義による記録が勧告されている。現金主義会計は、現金支払いのみを、その支払いが行なわれる時点で記録する。この方法は、政府の歳入・歳出の記録に広く利用され、また、ある種の商業目的にも採用されているものである。実際的な利点としては、非貨幣的フローの評価に関連する問題を回避するということがある。しかし、支払いが行なわれる時期は、関連する経済活動および取引から大きく離れる場合があり、「体系」が示そうとするのは、支払いの基礎にある、こうした活動や取引であるから、現金主義会計は、一般的に、経済会計および国民経済計算には使用されない。さらに、現金主義による記録は、「体系」に含まれる多くの非貨幣的フローに対しては適用できない。

3.93. 支払義務主義による記録は、追加料金や罰金を負担することなしに、現金支払が行なうことができる最終期日において、その現金支払を生むフローを示すとともに、それに加えて、実際の現金支払いをそれが行なわれた時点で示す。支

払義務が発生する時点と実際に支払いが行なわれる時点との間の期間は、受取債権（receivable）または支払債務（pay- able）を金融勘定に記録することによって橋渡しする。支払義務主義による記録は、貨幣的フローに関して、現金勘定よりも包括的な記述を与える。当然のことながら、記載がなお貨幣的フローに限定されているというのが難点である。

3.94. 発生主義会計は、経済価値が創造され、変形、交換、移転、または消滅する時点において、フローを記録する。すなわち、所有権の移転を含むフローは所有権が移転する際に記入され、サービスはそれが提供される際に記録され、産出は生産物が創造される際に、また、中間消費は原材料が使用される際に記録される。「体系」は、以下の理由によって発生主義会計を選好する。

(a)発生主義会計における記録時点は、「体系」における経済活動およびその他のフローの定義と完全に整合的である。この整合性によって、たとえば、生産活動の収益性を正確に（すなわち、現金フローによる場合のようなリーズ・アンド・ラグの悪影響なしに）評価することや部門の正味資産を任意時点で正確に計算することが可能となる。

(b)発生主義会計は、非貨幣的フローに対して適用できる。

3.95. 商店における家計の日常の購入のように、多くの取引は、何らかの資産が即金、ないし、それに近い現金支払いによって引き渡される、貨幣的取引である。このような例においては、ここで議論された３つの方法に差はない。発生主義会計が特に適切なのは、さまざまな内部取引（生産者在庫に追加される産出等）、当事者主体が異なる時期に引き渡しを行なうような交換（支払の繰り延べを伴う販売等）、および強制的移転（税や社会保障関係のフロー）の記録時点についてである。

3.96. 通常、発生主義による会計は、当然、関与する制度単位すべてに関して行なわれる。数多くの取引が、二企業間の、たとえば、財と金融資産との交換によって構成されている。そのような交換においては、勘定の記載は各企業の帳簿の中で行なわれ、一方で財の取得と金融資産の譲渡に関して、他方で金融資産の取得と財の譲渡に関して同じ期日を示すであろう。しかし、二つの当事者主体がそれが同時に起こっているものとは認識しないこともある。さらに、取引者の中には、とくに政府単位のように、発生主義ベースの購入記録をもっていない場合も

ある。このような場合、「体系」における整合性の原則が要請することは、大きな逸脱や欠陥については、基礎統計を修正する試みがなされるべきだということである。以下で、最も典型的な状況に対して、発生主義による記録の一般原則を適用することについて論じる。

３．交換と移転の記録時点

3.97. 非金融資産の交換と移転に関しては、発生原則による記録は、その資産の法的所有権が移った時点において行なわれる。所有権の移転が明確でないときは、取引相手の会計帳簿への記入の時点か、さもなければ、物理的な占有や管理を開始した時点が適切な指針となる。このような補助的原則は、特に内部取引や、ファイナンシャル・リースや分割払い購入の取り決めの下で、所有権の移転がおこるとみなされる場合に適用される。財貨の輸出入は、所有権の移転がおこる際に記録される。所有権移転の期日を特定する情報が得られない場合、財貨は、所有権移転の直前または直後に国境を越えるものとする強い仮定があるため、国境または税関国境を通過する財貨の物理的移動を反映した、税関書類に基づく貿易統計が、近似としてしばしば利用される。

3.98. 「体系」において、サービスは、その提供時に記録される。ある種のサービスは、その特質上、継続的に供給されるという点で特殊性をもつ。その例が、オペレーティング・リース、保険、住宅サービス（持ち家住宅のサービスを含む）等である。これらのサービスは、契約の持続期間、または住宅が使用可能な期間を通じて、継続的に提供されているものとして記録される。

3.99. 一般的法則にしたがって、分配取引は、関連する請求権が発生した時点において記録される。したがって、たとえば、雇用者報酬、利子、地代、社会保障負担および給付は、すべて支払債務が形成される期間に記録される。同様に、税の記入は、支払債務を生む基礎となる取引や他のフローが発生した時点において行なわれる。すなわち、生産物や輸入品に課される税は、当該財が課税基準にしたがって、生産、輸入、または販売される時点で記録される。所得に課される経常税は、当該所得が稼得される時点で記録される。ただし、源泉で控除される税は、控除時に記録されなければならないであろう。ある種の分配取引に関しては、

発生時期は、所得分配や移転の時期についての当該単位の決定に依存する。配当の水準は、特定の収益期間に明確に帰することはできないため、配当の支払いが認められた時点で記録される。その他の例としては、準法人企業所得からの引き出しや、さまざまの自発的移転等があげられるが、それらは実行されたときに記録される。

3.100. 「体系」において、金融資産の取引（現金の支払いを含む）は、所有権移転の基準に基づいて記録される。「体系」において定義される金融請求権または負債、特に企業間信用および前貸金（売上債権・買入債務、trade credit and advances）は、非金融取引に伴う暗黙の結果であり、明示的な証拠となる証書類を伴うものではない。このような場合、金融請求権は、その非金融的対応物が発生する際に生じると見なされる。準法人企業とその所有者との間の金融取引もまた同様である。

3.101. 金融取引に関与する当事者主体の各々が取引の証拠となる文書を異なる時期に取得するため、両者がその会計帳簿に、異なる期日においてそれを記録する可能性がある。この相違は、手形交換のプロセスや小切手の郵送等といった事情によって生ずる。このような「フロート」に関わる額は、通貨性預金やその他の受取債権または支払債務の場合、一般に、大きな額になる。ここでも、整合性のためには、取引を両者について同じ日付で記入する必要がある。所有権の移転があった日付を確定できない場合には、取引が完了する期日（すなわち、債権者が支払いを受領する期日）が決め手となる。

４．産出と中間消費の記録時点

3.102. 発生主義による記録の原則によって、産出は、その生産のプロセスが進行する期間を通じて記録される。したがって、仕掛品に対する追加は、作業の進行に応じて継続的に記録される。生産過程が終了すると、その時点までに蓄積された仕掛品全体が、引き渡しまたは販売が可能な製品のストックに、実質上変換される。

3.103. 同様に、財貨・サービスの中間消費は、財貨・サービスが生産者によって取得される時点ではなく、それらが生産過程に入る時点において記録される。

５．在庫変動と固定資本減耗の記録時点

3.104. 在庫は、生産者が投入として保有する原材料、未売却の産出、あるいは卸売業者や小売業者の所有する生産物である。いかなる場合においても、在庫の追加は、生産物が購入、生産、その他のかたちで取得される際に、記録される。在庫からの除去は、生産物が売却、中間消費として費消、あるいは廃棄される際に記録される。

3.105. 固定資本減耗の記録時点は、その評価の問題とほとんど不可分に関連している。固定資本減耗は、当該固定資本が生産目的に使用可能な全期間を通じて発生するひとつの費用カテゴリーである。会計期間への正確な配分は、減価償却率に依存する。なお、減価償却率については、通常、線形償却ないし幾何級数償却（定率法）を仮定する（第Ⅵ章を参照）。

６．結合取引とバランス項目の記録時点

3.106. 他の複数の取引の差額として定義される取引は、その構成要素となる基本的フローの記録時点に従う。たとえば、間接的に計測される金融仲介サービス（ＦＩＳＩＭ）は、財産所得が、金融仲介機関の投資した資金によって稼得され、それらの単位の支払利子が発生する時点に応じて記入される。同様の規則が、バランス項目に関しても適用される。

3.107. 意味のあるバランス項目を得るため、「体系」は、源泉を関連する使途と同じ期間に記録することをねらいとしている（特に、産出とさまざまな生産費用との対応など）。しかし、「体系」でカバーされている取引やその他のフローは多様であり、また、おのおのがそれ自身の性質を持っているため、バランス項目の解釈には考察が必要である。たとえば、非金融法人企業の「貯蓄」というバランス項目を分析する際、営業余剰が発生する時期は、配当の支払い時期のような他の要素の記録時期とは、必ずしも一致しないということを念頭に置く必要がある。

７．その他のフローの記録時点

3.108. その他の資産量変動は、通常、厳密に１時点またはかなり短期間の内に発生する離散型の事象である。しかし、特に、活発な市場が存在するような資産に関しては、価格変動の性質は、しばしば、より連続型である。実際、名目保有利得または保有損失は以下の２時点間において導出される。

(a)時点１

(ⅰ)会計期間の開始時点

　または

(ⅱ)他の単位からの所有権取得（購入または現物取引を通じて）の時点

　または

(ⅲ)ある資産の生産時点

　ならびに

(b)時点２

(ⅳ)会計期間の終了時点

　または

(ⅴ)資産の所有権放棄（売却または現物取引を通じて）の時点

　または

(ⅵ)生産過程における資産の消費時点

3.109. 名目保有利得および保有損失が、資産の取得時点から始まる期間ではなく、二つの単位が資産の相互交換に関して合意した時点から始まる期間に関して計算されないのかということに疑問が生ずる場合もあるだろう。結局のところ、契約への署名は、価格を固定しているわけであり、後の時期に起こる価格変動のリスクを移転しているという意味あいをもっているのではないかとも思われるからである。しかし、「体系」においては、契約によって生ずる拘束は、当事者の一方がその義務を果たす（ある資産をもう一方の当事者に譲渡することによって、サービスを提供することによって、または労働や資本を提供することによって）まで不確定であると見なされる。また、単位が名目保有利得を得たり、保有損失を被ったりするのは、当該単位が実質上所有する資産または負債に限られる。これらの二つの規則によれば、契約への署名と第一主体が引き渡しを行なう期日との

間の期間中、第二の主体は、この契約におけるいかなる価格リスクも負担することはできない。すなわち、第二主体は、引き渡される予定の資産も、金融勘定に記録されるはずの第一主体に対する請求権も保有していない。

3.110. 「体系」において採用されている規則によれば、構成および分類の変化は、単位または資産の分類が以前と異なったカテゴリーになった場合には、変化のあったその時点で記入されねばならない。ＳＮＡのような統合されたストック・フロー体系においては、あらゆる再分類を体系内に記録する必要がある。したがって、そのような体系においては、二つの連続した会計期間の間における再分類は有り得ない。

3.111. 時系列的に比較可能性のより高い統計系列を入手するため、大きな再分類を数年間に渡って蓄積し、その数年間の期間の期末に、ひとまとめにして記入したくなるかもしれない。しかし、いかにこのような手順が納得しうるものであろうとも、水準に関する正確な推計を目標とする「体系」の勧告には即さない。再分類の記録を継続的に行なうことは、原則として、いかなる会計期間における状況を基準とした時系列の再構築をも可能にする。

８．貸借対照表項目

3.112. 基本的には、貸借対照表はいかなる時点においても作成される。しかし、「体系」では、すべての部門に関して、貸借対照表を画定するのは、会計期間が終了し、新しい会計期間が始まる時点においてである。ある期間の貸借対照表の期末貸借対照表は、次期の期首の貸借対照表と同じものであるため、「体系」によって認識されずに残る価格変動、再分類またはその他の経済フローは存在しない。

９．会計期間

3.113. 原則として、いかなる長さの期間も会計期間として選択されうる。期間が短すぎる場合は、統計的データが偶発的要素によって影響を受けるという短所があり、一方で長すぎる場合は、経済における変化が適切に記述されなくなる。単なる季節的影響は、定期的に繰り返される経済現象のサイクル全体をカバーする会計期間を選択することによって、避けることができる。企業および政府会計のほとんどが１年間を会計期間としている。一般的に、フルセットの国民経済計算での表の作成については、暦年または四半期が最も適している。

H. 集計、純計処理、連結

１. 集計

3.114. ＳＮＡの範囲内にある、莫大な数に及ぶ個々の取引、その他のフローや資産が、処理しうる数の分析的に有用なグループに整理されねばならない。「体系」においては、そのようなグループは、複数の分類の組合せによって構築される。最低でも、第Ⅱ章における「誰」および「何」に関する質問が組み合わされる。すなわち、制度部門または産業の分類と、取引、その他の蓄積項目または資産の分類とが組み合わされる。また、源泉と使途、資産と負債が区別されなければならない。より詳細な分析を可能にするため、そのようにして作成された分類をさらに細別する必要がある。その例が、「何において」（生産物や資産の種類）、「なぜ」（機能）、および「誰と」（取引相手）に関する分類である。

3.115. 「体系」における分類には、コードによって明示されたいくつかのレベルが存在するため、それに対応する集計レベルを区別する必要がある。

3.116. 概念的には、各集計量の価値は、該当するカテゴリーにおけるすべての基

礎項目の価値の合計であるが、実際には、他の推計方法が頻繁に用いられる。第一に、基礎的な、取引その他のフローおよび資産に関する情報は、不完全であるか、または存在しない場合がある。第二に、異なる情報源から入手したデータは、通常、定義や範囲の相違によって、完全には整合的でないため、集計レベルでの調整が必要とされる。国民経済計算データの推計およびバランスチェックのための実際上の技術については、国民経済計算に関する事務局間ワーキング・グループの母体諸機構の手により出版される予定のハンドブックにおいて広範囲に議論されることになっている。

２．純計処理

3.117. 個々の単位または部門は、源泉や使途の両側面で同種の取引（たとえば、利子の支払いおよび受取の両方を行なう）があったり、また資産や負債の両面において同種の金融手段を持っている場合がある。すべての基礎項目が、その全価値(full value)によって記述されるような組合せは、グロス（総、粗）の記録と呼ばれる。ある基礎項目の価値を他の側の項目によって相殺したり、または、逆の符号を持つ項目によって相殺するような組合せはネット（純）の記録と呼ばれる。

3.118. 「体系」は、グロス記録を勧告するが、分類自体に固有の純計処理（netting）がある程度存在する。事実、「体系」でなされている多くの勧告では、既に、その内容に純計処理が含まれている。ほとんどの場合、そうした純計処理は、グロスのデータからは明らかにならない、経済的に重要な特性に焦点を当てる役割を果たしている。

3.119. 純計処理は、さまざまの取引カテゴリーに伴い、インプリシットに行なわれている。その最も顕著な例は、「在庫変動」であり、日々の追加分や引き出し分を追跡することよりも、全体として資本形成にどれだけなったかという分析的に重要な側面を描写している。同様に、金融勘定およびその他の資産変動勘定においても、若干の例外はあるが、ネット基準によって資産や負債の増分が記録され、会計期間の期末において、それらのフローの最終結果を明らかにしている。当然のことながら、あらゆるバランス項目もまた純計処理を含んでいる。混乱を

避けるため、「体系」においては、「グロス（総）」と「ネット（純）」という言葉は、非常に限定的な意味において用いられている。「純保険料」、「生命保険準備金および年金基金に関する家計の純持分」、「正味資産および純貸出／純借入」といった少数の項目を別として、「体系」の分類で「ネット」という言葉を使うのは、固定資本減耗の控除後の変数値を示すケースだけである。

3.120. 「体系」においては、純計処理が決して用いられてはならない状況がある。すなわち、海外に対する注文に基づく加工に関して、グロス処理が勧告される。海外貿易統計と同様に、この種の（委託）加工を「ネット」でサービス項目として記録することはない。その代わりに、加工処理前後の財貨の移動は、財貨の全価値を、輸出入として、購入後に売り戻されたかのように記録する。

３．連結

3.121. 連結とは、フローとストックの特殊な相殺であり、他の純計処理とは区別される。そこには、同一の制度部門またはその内訳部門に所属する二つの取引者間で発生する、取引または債権者・債務者の関係の削除が含まれる。連結はまったくの情報の損失と見られるべきではなく、取引相手による基本的な特定化を伴ったものである。連結が最も適切なのは、通貨機関や一般政府であり、ある種の分析には、全体としてのグロスの値よりも、それらの（内訳）部門と他の部門との取引、およびそれに対応する「外部」金融ポジションに関する情報の方がより重要であるからである。しかし、原則としては、「体系」の記入項目は、連結されていない。

3.122. この非連結の原則は、「産出」および「中間消費」という取引カテゴリーに関して特殊な形式をとる。これらの取引は、一貫して事業所レベルで記録される。すなわち、制度部門についての勘定、また、産業についての勘定では、同一の制度単位に所属する事業所間の産出の引き渡しに関する連結は行なわない。

第Ⅲ章　フロー、ストックおよび勘定規則

第Ⅳ章　制度単位と部門

Ａ．序論

4.1. 本章では、制度単位の定義と説明および「体系」の制度部門およびその内訳部門の構成の仕方を述べる。資産を所有し、負債を負い、経済活動に従事し、他の主体との取引に携わることができる経済的実体（economic entities）を「体系」における制度単位と定義する。ひとつの経済において、種々の部門やその内訳部門はその経済の居住者である制度単位から構成されている。そして、一国経済は、居住者であるすべての制度単位からなるものである。居住（residence）の定義については、後述する。

１．制度単位

4.2. 制度単位は以下のように定義できる。
それ自身の権利により、資産を所有し負債を負い、経済活動に従事し、他の主体との取引に携わることができる経済主体制度単位の主な特徴は次の通りである。
(a)制度単位はそれ自身の権利により、自己の財貨および資産を所有することができる。そして、それ故に経済取引において他の制度単位と財貨や資産の所有権を交換することが可能である。
(b)制度単位は、法の下における責任と義務において、経済的な意思決定を行ない、経済活動に携わることができる。
(c)自己のために負債や他の責務を引受け、将来についての約束を行ない、また、契約を結ぶことができる。
(d)制度単位については、資産・負債の貸借対照表を含む完全な一組の勘定が存在

するか、もしくは存在しないとしても、経済的および法的観点において必要であれば、完全な一組の勘定を作成することが可能であり、またそうすることに意義を認めることができる。

4.3. 現実の社会には、二つの主要なタイプの制度単位がある。すなわち、一つは、個人や家計という形態における人々の集団、もう一つは、個人または他の実体が所有したり、支配したりすることはありうるが、その個人または他の実体から独立に法律的にまたは社会的に存在が認められている法的実体または社会的実体である。

4.4. 複数人からなる家計の個々の成員は、別個の制度単位として扱われるわけではない。同じ家計の中で二人もしくは二人以上で共同で資産を所有し負債を負うことが多いし、また一方、ある家計を構成する個々人の得た所得の一部またはすべてを家族のためにプールすることもある。さらに、特に、食費や住居費に関してであるが、支出に関する決定の多くは、一世帯全体として集団的に行なわれる可能性がある。それ故に、一世帯の個々人の単位で、意味のある貸借対照表または他の勘定を作成することは不可能である。これらの理由から、家計は一つの制度単位として扱うのが妥当であると思われる。また、同一家計の特定個人もしくはそれを構成する何人かの家計成員によって所有されている非法人企業は、その家計に統合されたものとして扱い、別個の制度単位として扱わない。ただし、当該企業が準法人企業として扱われる場合は例外である（以下を参照）。

4.5. 二つ目のタイプの制度単位は、それ自身の権利で経済活動と取引に従事する法的実体または社会的実体のことで、法人企業、非営利団体（ＮＰＩ）や政府単位を指す。このような制度単位の行動の自律性は、ある程度他の制度単位よって制約されているわけであるが、各単位が行なう経済的意思決定および行動は、各単位が責任と義務を負うかたちとなっている。たとえば、法人企業が究極的には株主に支配されているケースと考えればよい。また、家計単位や政府単位の所有する非法人企業で法人企業とおおよそ同様の活動を行なうものがあるが、このような企業は完全な一組の勘定を持っている場合には準法人企業として扱われる。

２．制度部門および内訳部門：要約

4.6. 一国経済を構成する居住者である制度単位は、相互に共通部分をもたない以下の５つの制度部門にグループ分けされる。

非金融法人企業部門

金融機関部門

一般政府部門

対家計非営利団体部門

家計部門

4.7. すべての居住者である非金融法人企業と準法人企業は、非金融法人企業部門に含まれる。実際、それらがこの部門の大部分を占めている。さらに、財貨および非金融サービスの市場生産に携わる非営利団体（ＮＰＩ）も含まれる。たとえば、その経常生産費用を料金の徴収でカバーしている病院、学校、大学などの機関や非金融法人企業または非法人企業からの会費等によって運営され、その利益増進に繋がる活動に従事している同業組合などである。

4.8. 金融機関部門には、その主要な活動が金融仲介業務およびそれを促進する業務についているすべての居住者である法人企業および準法人企業が含まれている。さらに、金融的性格をもつ市場生産（たとえば、保険業務）に従事する非営利団体も含まれる。その中には、金融企業からの会費等によって運営され、その利益を保持促進させる役割りをもった非営利団体も含まれる。

4.9. 一般政府部門はおもに中央、州および地方政府単位とこれらの単位によって設定され、管理されている社会保障基金とから構成される。さらに、おもに政府単位や社会保障基金により支配、資金供給され、非市場生産に従事している非営利団体もこれに含まれる。

4.10. 対家計非営利団体部門は、政府によって支配、資金供給されているものを除き、家計に対して非市場の財貨・サービスを提供するすべての居住者である非営利団体により構成されている。

4.11. 家計部門は、すべての居住者である家計により構成されている。家計部門には、長期間、病院、退職者用ホーム、修道院、監獄等で暮らしている人々からなる施設世帯も含まれている。すでに述べたように家計により所有されている非法人企業は、それが準法人でない限り、別個の制度単位ではなく家計部門の一部として組み込まれる。

4.12. 以上のように分類した５部門はこの章で後ほど述べるようにさらに内訳部門に分類することができる。この内訳の分類は、分析のタイプ（類型）や、政策当局のニーズ、その国のデータの入手可能性、経済環境、制度規定等によって様々である。したがって、すべての目的や国にとって最適かつ唯一の分類法はないので、以下に各部門における分類法の幾つかの選択肢を記すことにする。

３．部門と制度単位類型との関係

4.13. 表4.1は、制度単位を部門別・類型別（by sec- tor and type）のクロス分類で図式的に表したものである。法人金融機関および準法人金融機関は、非法人金融企業や非準法人金融企業とは本質的に異なる制度単位であるように、非営利団体を除いて、すべての特定の類型に属する制度単位は同一の部門に統一的に分類することがきる。以下の通りである。

(a)すべての非法人金融企業と準法人金融企業は、非法人金融企業部門に分類される。

(b)すべての法人金融機関と準法人金融機関は金融機関部門に分類される。

(c)社会保障基金を含むすべての政府単位は、一般政府部門に分類される。

(d)すべての家計は家計部門に分類される。

4.14. しかしながら、非営利団体は、その目的や支配・資金供給単位の類型によって、家計部門を除く５つの主要な部門のどれにも分類される可能性がある。後述するように、非営利団体は必ずしも非市場生産者というわけではない。そもそも非営利団体の主な特徴は、それが当該団体を支配する単位の所得や利益の源泉になりえないということである。それ故に、制度単位を部門へグルーピングしてゆく方法は、非営利団体を除いて、ほとんど自明であるけれども、法人、準法人または非営利団体がどの様な特徴により分類されるかをより詳細に説明することはなおもって必要であろうと思われる。

４．居住

4.15. 一国経済は、すべての居住者である制度単位の全体集合として定義されて

いる。そしてそれは居住者である一群の制度単位によって構成される部門に分類される。制度単位は、一国の経済領域の中に経済的利害の中心を持つとき、その国に居住しているという。経済的利害の中心を持つというのは、制度単位がある経済領域内に、無期限に、あるいは、期限があってもかなり長い期間にわたって、経済活動および取引に携わっていく特定の場所、すなわち住宅、生産拠点またはその他の土地・建物などがあるということを意味している。ほとんどの場合、＜長い期間＞とは、１年ないしそれ以上と解釈してよい。ただし、この規定は、指針として提案されたものであり、硬直的な規則ではない。

4.16. したがって、居住は、国籍や法的な判断基準に基づいているものではない（多くの国で為替管理、徴税目的で用いられる居住の概念とよく似ているかもしれないが）。居住概念の詳細に関しては第ＸⅣ章において説明がなされている。これは、国際通貨基金（ＩＭＦ）の『国際収支マニュアル』の第５版で使われているものと同一のものであるが、ここで、居住概念のいくつかの側面について、説明するのは有益であろうと思われる。

(a)個人の居住者特性は、その個人が属する家計のそれによって決定され、その労働の場所によって決定されるのではない。１家計を構成する全構成員は、仕事のために国境を越えたり、その他の事情で、ある期間海外で過ごすことがあっても、一つの家計として同一の居住者特性をもつと見なされる。世帯員が外国で居住し、海外で働き、経済的利害の中心を海外にもつ場合には、もとの家計の構成員ではなくなる。

(b)準法人企業でない非法人企業は、その所有者とは別個の制度単位であるわけではない。したがって、所有者と同一の居住者特性をもつと見なされる。

(c)法人企業および非営利団体は、法的な意味で設立し登記した国における居住者である。法人企業は、株主とは別の国の居住者である場合があり、子会社は、親法人とは別の国の居住者となる場合もある。法人企業あるいは非法人企業が、外国に支店、オフィス、生産拠点を保有し、長期間にわたり本格的な生産に携わりながら、子会社を設立することはしない場合、それらが所在する国の居住者である準法人とみなされる。（第ＸⅣ章の段落14.22～14.28参照。）

(d)一国の経済領域に所在する土地や建物の所有者は、その国で他の経済活動や取引に携わらずとも、常にその国に経済的利害の中心を持っているものとみなされ

る。ゆえに、すべての土地と建物はその国の居住者によって所有されていることとなる。（第XIV章の段落14.14参照。）

５．部門分割と経済行動

4.17. 「体系」の部門は、同種類の制度単位の集合により構成されている。法人企業、非営利団体、政府単位および家計といった制度単位の間には、本質的な差がある。また、それらのもつ経済的目的、機能および行動にも差がある。

4.18. 法人企業は、市場向けに財貨・サービスを生産する目的でつくられた制度単位である。それは、法人企業を所有する単位の利益の源泉でありうる。法人企業は、本質的に生産単位であり、法人自身が最終消費に関わる支出を負うことはない。非営利団体の機能は、上述の法人企業のそれと同質である部分もあるが、その機能は更に広範囲のものである。非営利団体は、財貨やサービスを生産し、配分する目的で設立されたものであるが、支配し、資金供給する単位の所得や利益を生み出すためのものではない。法人企業とは対照的に、非営利団体は家計へ提供する財貨やサービスに関して最終消費支出を行なうこともある。

4.19. 政府単位の経済的目的、機能および行動は他とはまったく異なるものと考えられる。政府単位は非市場財・サービスの供給を企画し、それに資金供給する。その非市場財・サービスには、家計や社会に対する個別サービス、集合サービスの双方を含んでおり、したがって、最終消費支出の一部を担っている。政府単位は、非市場生産それ自体にも携わっており、またさらには、課税および他の移転を通じて所得や富の分配および再分配を行なっている。なお、政府単位には社会保障基金も含まれている。

4.20. 最後に、家計の経済目的、機能および行動もまた他とは異なっている。原則として、それは消費単位であるけれども、他のすべての経済活動に参加することができる。労働力を企業へ提供するだけでなく、非法人企業の形で独自の生産者単位を経営管理することもできる。

4.21. したがって、同種類の経済目的および行動類型を持つ制度単位を一括し分類することにより経済全体を部門に分割することは、経済分析を行なうに際しての国民経済計算の有益性をさらに増進させるわけである。一方、部門およびその

内訳部門は、国の政策目的のために特定の制度単位グループを目標に据えたり監視したりするためにも必要である。たとえば、家計部門でいえば、経済発展の過程や政府の経済・社会政策の手段が社会の各部分にどのくらい影響し、また恩恵を与えているかを観測するためには、家計部門を内訳部門に分類することが不可欠である。同様に、非居住者によって支配されている法人企業を金融機関部門または非金融法人企業部門の内訳部門として見なすことが重要であろう。なぜなら、これらの法人企業は、自国支配のもとにある法人企業とは相違した行動を行ないがちであることだけでなく、政府側にも、経済の中で外国からの影響を受け易い部分を見極め、監視しようとする意向があるからである。

Ｂ．法的実体または社会的実体のかたちの制度単位

4.22. この節では制度単位を構成する３つの主要な法的または社会的実体のカテゴリー、すなわち法人企業、準法人企業および非営利団体について述べる。なお、中央、州、地方のそれぞれの政府単位に関しては後の節にて述べることとする。

１．法人企業

4.23. 法人企業（corporations）は、様々な名称の代表として使われている。すなわち、法人、法人企業、公的有限会社、公的法人、民間会社、株式会社、有限責任会社または合資会社等である。「法人企業」は、「体系」でこうした種類のすべての実体に対する望ましい語として用いられている。法人企業を次のように定義する。

法人とはその所有者（達）に利益または他の金融的利得をもたらしめる目的をもって、市場に向けて財貨やサービスを生産する目的で設立された法的実体であり、

一般的経営責任をもつ取締役を任命する権利をもった株主によって集団的に所有（collectively owned）されている。

4.24. 法人企業の設立、経営、運営を管理する法律は国により相異なるため、万国において有効な法人企業の正確な法的定義を行なうことは不可能である。しかしながら、「体系」の観点から最も適切と思われる法人企業の典型的な特徴をより詳細に示すことは可能である。これは、以下のように要約できる。

(a)法人企業とは、その株式持分シエアを持つ他の制度単位、すなわち家計、法人企業、政府単位から独立してその存在が認められ、法的プロセスにより設立された実体である。このため、法人の存在、名称、および所在地といったものは、通常、特別な登記簿に記録されている。また、法人企業は、それが設立され、登記された国に経済的利害の中心をもっていると想定されている。すなわち、法人企業は、その国のおける居住者である。また法人企業は、他の国に、一つないし複数の支店を設け、長期にわたり本格的生産に携わっている場合があるが、その支店は、その支店がおかれている国の居住者である準法人企業として取り扱われる。

(b)法人企業は、経済的に意味がある（economically significant）価格で市場で販売するために、財貨・サービスを生産する目的で設立されたものである。ここで、＜経済的に意味がある＞価格とは、その価格が生産者が供給しようと思う量、購入者が買おうと思う量に意味のある影響を与える場合をいう。法人企業の生産活動から発生する営業余剰や保有利得、その資産に発生する財産所得は、すべて株主に帰属する。しかしながら、単一の会計期間において株主へ配当として実際に分配される利益もしくは所得は、当該法人企業の取締役の決定に依存する。未分配の利潤を、通常、内部留保（retained earnings）と呼ぶ。

(c)法人企業の所有権は集合的に（collectively）株主に帰属する。利潤は、株主が持つ株式または他の資本参加権の価額もしくは数量に比例してそれぞれに分配される。同一の法人企業が異なる権利をもつ、異なったタイプの株式を発行する場合もある。会社を清算、解散する場合も、株主は、すべての資産を売却、負債を返却した後の企業の正味資産を持分シェアに応じて所有する権利をもっている。また仮りに、負債が資産を超えたという理由で、法人が倒産する場合には、株主はこの負債の超過分を返済する義務を負っていない。株主は、法人とは異なる制度単位であり、株主の請け負う負債は、引き受けた株式の出資金の額に限られて

いる。

(d)法人企業は、「体系」内の制度単位の本質的属性として、自己が行なう経済行動、義務、契約等に関して法的にもその他の側面でも全責任を負っている。また、法人企業は、それが行なった生産活動、その所得、資産に関して納税の義務が課されている。

(e)究極的に法人企業を支配しているのは、全株主であり、それは集合的に行使されている。法人企業には、その政策に責任を負い、法人の上級管理職を任命する取締役会が存在する。この取締役会は通常、株主の集団的投票により任命される。

(f)しかしながら、実際上は特定の株主が他の株主よりも法人の政策および経営に関してより多大な影響力ないし支配力を保持している場合もある。

(ⅰ)株主の投票権は全株主にわたって同等でない場合もある。投票権がない株式がある一方で、取締役会を特別に任命したり多数決による任命に拒否権を行使できる特別な権利を持つ株式も存在する。このような特別な権利は株主としての政府が持っている場合もある。

(ⅱ)議決権株式を保有している場合でもその権利を行使しない株主は多く存在する。投票に際しては、通常、株主総会における株主自身の出席、もしくは代理人としての他の株主への議決権の委任が必要である。しかし実際は多くの株主が議決権を行使しないため、少数の組織化された積極的な株主が企業の政策および運営をコントロールする立場に位置することとなるのである。

4.25. ここで法人企業の二つの主な特徴について言及しておこう。第一に、法人企業は、最終消費者にはなり得ないということである。非営利団体とは対照的に法人企業は、家計のための最終支出を負担することもできない。法人が雇用者に対して財貨やサービスを供給する場合は、供給する際の理由に照らして現物で支払われた雇用者報酬もしくは中間消費と見なされる。第二に、法人企業の獲得する全利潤は究極的には他の制度単位すなわち株主の利益となるという特徴がある。これもまた、法人企業と非営利団体とを区別する特徴である。なぜなら、定義により非営利団体は、他の制度単位の領するところとなる所得を生み出すことができないからである。

＜法人企業の所有および支配＞

4.26. 法人企業の所有権は株式保有比率に比例して、株式を所有する制度単位間に広く分散している。１つの制度単位、たとえば、他の１法人企業、１家計、もしくは１政府単位が１法人企業の全株式を所有することも可能であるけれども、一般的には所有権は、いくつかのあるいは多数の制度単位に分散している場合が多い。

4.27. １法人企業の株式を半分より多く保持している単一の制度単位は、必要ならば投票によって多数決を制することにより、その法人の政策および運営をコントロールすることができる。同様に、組織化された株主の小グループが、その保有株式の合計が全株式の50％を超えた場合にも、共同で行動することにより、法人を支配することが可能である。特定の株主が、拒否権付きの株式のような特権付きの株式を保有しているような例外もあるが、一般的には、１制度単位または複数の制度単位が50％より多くの株式を保有している場合は、彼等が独自の選択で取締役を任命することによって完全にその法人を支配下におくことができる。したがって、法人の取締役およびその管理者のもつ自律の程度は、株式の所有が他の法人であれ、家計もしくは政府単位であれ、どの程度他の少数の制度単位に集中しているかに依存していることになる。一般的には、制度単位は完全に自律的である必要はないが、それが行なう決定および行動には、全責任を負わねばならない。

4.28. 多くの株主が自己の持つ議決権を行使しないため、全株式の50％をかなり下回る株式しか所有していない場合でも、１株主もしくは少数の株主群が共同で法人のコントロールを確保する場合がある。株式の所有が多数の株主の間で分散しているときには、全株式の20％以下の所有でも法人の支配力を確保できる場合もある。

4.29. しかしながら、すべてのケースにおいて、法人を支配力を保証する最小限の株式保有比率が50％未満であるとすることはできない。最低株式保有比率は、総株主数やそれら株主間の株式の分布状況、そして少数株主がどの程度積極的な利害をもつかといったことなどによって、様々に変化し得るからである。

4.30. この章で後ほど説明するが、「体系」では、内訳部門として民間法人企業を政府単位の支配のもとにある公的法人企業から、また非居住者単位により支配

されている民間法人企業を他の民間法人企業からそれぞれ区別することを要請している。どちらのケースにおいても、支配とは、必要ならば適切と思われる取締役を任命することにより、一般的な法人の方針を決定できることであると定義する。したがって、明らかに全株式の半分より多くを所有することは、企業支配のための十分条件であるが必ずしも必要条件ではない。それにも係わらず、少数株主による支配下にあるそうした法人企業を認定することは困難であることから、実際上は、公的および外国の支配下にある法人は、通常、政府あるいは非居住者が株式の過半数を所有している場合に限られるとしておくべきことが勧告される。この勧告は、実際上のガイドラインとして意図されるものであるが、他の支配の明らかな証拠のある場合には、例外もまた認めることができる。たとえば、特別な法令によって政府が支配できる法人企業は、政府がその株式の過半数を所有していない場合においても、公的法人企業と見なされるべきである。

子会社、関連会社および持株会社

4.31. ある法人企業が他の法人企業の株式を所有することは、一般的であるが、「体系」の目的のために、ある特定の法人間の相互関係を規定しておくことは、必要である。

子会社

4.32. B法人は次の場合、A法人の子会社(subsidia- ry) と定義される。
(a)A法人がB法人の株主の議決権の過半数を支配している
(b)あるいは、A法人がB法人の過半数の取締役を任命または除名する権利を持つB法人の株主である場合。
4.33. この状況下では、A法人は親会社と呼ばれる。親会社と子会社の関係は、BのAによる所有という概念ではなくBのAによる支配によって定義されており、したがってこの関係は推移的である。つまりCがBの子会社であり，BがAの子会社である場合、Cは必然的にAの子会社となる。A法人がB法人の過半数の株式を保有し、B法人がC法人のそれを過半数保有する場合でも、A法人がC法人

の過半数の株式も保有することはできない（ことがある）が、にもかかわらず、Ａ法人がＢ法人を支配下におけることと同じようにＣ法人もその支配下におくことができるのである。家族関係とのアナロジーによって説明するならば，Ｂ法人はＡ法人の第一世代子会社、Ｃ法人はＡ法人の第二世代子会社なのである。明らかに、各水準あるいは世代に任意数の子会社があり、また、任意数の世代をもつ大規模な法人の族が設立できる。「複合企業」（Conglomerates）と呼ばれるきわめて大規模な法人企業の族が見られる国もある。複合企業は、外国の居住者である法人企業を含んでいる場合もあり、このようなとき、通常、親会社は、多国籍法人企業と呼ばれる。

関連会社

4.34. Ａ法人とその子会社がＢ法人の10～50％の株式の投票権を支配し、その結果Ａ法人がＢ法人の企業としての方針、経営に何等かの影響を持つとき、Ｂ法人をＡ法人の関連会社(associate corporations) と呼ぶ。

4.35. 定義上、関連会社は、子会社よりもより少ない影響力を受けるに過ぎない。関連会社に対しかなりの影響力を及ぼす法人もあるが、その支配力は必ずしも確定的なものではない。関連会社間の関係は、親会社と子会社との関係よりも結び付きは弱く、関連会社のグループを明確に限定することは難しい。

法人企業のグループおよび持株会社

4.36. 前述のように、大規模な法人企業のグループもしくは複合企業は、親会社が複数の子会社を支配し、その子会社の中のあるものがまたその子会社を支配するという繰り返しによりつくられる。親会社は、大きく２つのタイプに分類できる。第１のタイプの親会社は、それ自身としての本格的な生産活動を営み、生産者としての自己の地位を確保するべく，他の法人を支配下におさめている場合である。このような親会社は、たとえば、部品を供給する会社に支配力をもったり、また競争相手の会社の支配力をもったりする。

4.37. 一方、第２のタイプの親会社は、それ自身は本格的な生産能力を持たず、

子会社の支配および管理を第１の目的とする法人である。このような法人は「持株法人」（holding corporation）または「持株会社」（holding company）と呼ばれる。

4.38. ときには、法人企業のグループ全体に関連する情報を得ることが望ましい場合もある。しかしながら、次節で言及する付随会社を除いて、個々の法人は、それがグループに所属するにせよ、しないにせよ、別個の制度単位として扱われるべきである。他の法人に全面的に支配されている子会社にしても、別個の法的実体であり、法的に、また、税務当局により貸借対照表を含む一組の完全な勘定を作成することが要求されている。子会社の経営が他の法人の支配のもとにある場合でも、その子会社自身の行なう生産活動は、子会社自身が全面的な責任を負う。

4.39. 法人企業のグループを一つの制度単位として扱わないもうひとつの理由は、実際上、それが必ずしも明確に定義できず、安定性に欠け、容易に識別できないからである。なぜなら、完全に経済活動が統合されていないグループのデータを得ることは困難であることに加えて、多くの複合企業は、１単位として扱うには余りにも大きくかつ異部門が混在しており、また合併や買収によってこれらの法人企業の規模や構成は絶えず変動しているからである。

２．付随会社

4.40. 付随会社（ancillary corporation）を以下のように定義する。

親会社により完全に所有され、その生産活動の性質が付随的である子会社。すなわち、親会社または同一親会社に所有されている他の付随会社にサービスを提供することのみに厳密に限定されている子会社。

4.41. 第Ⅴ章で述べるように、その唯一の機能が同一企業内の中間消費向けに、一つないしそれ以上のサービスを生産するとき、その生産活動を付随的であるという。付随的活動によって生産されるようなサービスとして、輸送、仕入れ、販売およびマーケティング、様々な種類の金融・事業サービス、情報処理および通信、警備、維持、清掃がある。これらの業務は、その企業の主活動がなんであれ、ほとんどの企業において、程度の差はあっても不可欠なものである。そうした付

随的行動に関する投入や産出は、事業所の主生産活動または副次的生産行動によって消費される投入や生産される産出と切り離して記録されることはない。

4.42. 法人企業の中には、税対策や他の理由で有利となるように、子会社を設立し自社のために付随的活動を行なわせる場合もある。たとえば、親会社のもつ土地、建物または設備の所有権をその子会社に移転した上で、その唯一の機能が、それらを親会社にリース・バックすることにあるような子会社を設立したり、親会社の勘定や記録の管理のための独立のコンピュータ部門を子会社として設立したりするといった場合である。また場合によっては、実際の生産活動は行なわない「休眠中」の子会社で、親法人の都合で活動を再開するかもしれないようなものを設立する可能性もある。

4.43. 付随会社は、「体系」内において別個の制度単位として扱われない。親会社が付随会社を設立した場合は、当該法人は、親会社である法人の一部としてみなされ、その会計も親会社のそれと連結されたものとなる。また親会社が複数の付随会社を設けた場合は、それら付随会社は親会社とともにすべてまとめられて一つの制度単位として見なされる。

4.44. 付随会社は、特定の国において施行されている税法や法人法制の下で、税回避のためや倒産の際に負債を最小化するため、あるいは、その他の技術的な利便を確保するために、設立された人為的単位として見なされることができるため、それを別個の制度単位として扱うことはしない。

３．協同組合、有限責任のパートナーシップ等

4.45. 法人や会社と呼ばれている実体に加えて、営利目的を持って市場生産に携わっているが、やや専門化した機能を持っているために別の名称で呼ばれている法的実体も存在する。このような実体は、「体系」において、法人企業に分類される。

4.46. このような実体の中には、たとえば、共同の産出を市場に出す目的で複数の生産者によって設立された協同組合（cooperative）も含まれる。このような協同組合の利潤は、株式の保有割合に必ずしも依存せず、相互に合意した取り決めにより配分されるが、事実上は法人企業と同様に運営されている。同様に、その

メンバーが有限責任を負うパートナーシップ（limited liability partnership）は、法人企業と同様な活動を行なっている別個の法的実体である。実際、そのパートナーは、株主でもあり経営者でもあるのである。

4.47. 一般的に、自称、通称によらず、市場生産に従事する目的で設立され、所有者に利潤や他の金融的利得を生み出すことができ、有限責任を負う所有者と切り放した法的実体とみなされている実体は、すべて、「体系」では、法人企業とみなされる。

4.48. 逆に、非営利団体である法的実体も「法人」と呼ばれる場合がある。制度単位のステータスは、必ずしもその名称から推論することができるわけではなく、その目的や機能を検討することが必要な場合もある。

４．準法人企業

4.49. 準法人企業（quasi-corporations）とは、あたかも法人であるかのように機能する非法人企業のことである。この準法人企業は、

居住者である制度単位により所有されているが、あたかも別個の法人であるかのよう運営されている非法人企業で、その所有者との事実上の関係は法人とその株主との関係に類似しているものである。もちろん、そのような企業は、完全な勘定の組に記録を保持していなければならない。

もしくは非居住者である制度単位により所有され、長期または期限なしに当該経済領域内において経済活動に従事しているために居住者と見なされている非法人企業を指す。

4.50. 部門分割や内訳部門分割のためには、「体系」は準法人企業をあたかも法人企業のように扱う。つまり、それが法的に属している単位とは別の制度単位として扱うのである。ゆえに、家計や政府単位に所有されている準法人企業でも非金融法人企業部門または金融機関部門と同じ分類となる。「体系」内にはおもに３種類の準法人企業が存在する。

(a)政府単位に所有され、市場生産に従事し、公的に所有される法人企業と類似の方式で運営される非法人企業

(b)家計に所有され、民間の法人企業のように経済活動を行なっている、非法人パ

ートナーシップを含む非法人企業

(c)外国に居住する制度単位に属する非法人企業、これらは、恒久的支店、外国の法人企業または非法人企業の事務所、もしくは長期間または期限を定めずにその経済領域内において顕著な量の生産に携わっている外国企業に属する生産単位から構成される。たとえば、橋、ダムまたは大規模構築物の建設に従事する単位である。

4.51. 準法人企業という概念の意図しているものはかなり明確である。すなわち、十分な自己完結性と独立性をもち、法人企業と同様に振る舞う非法人企業をその所有者から切り放すということである。法人のように機能するのであれば、完全な勘定の組を記録・保持していなければならない。実際、貸借対照表を含む完全な勘定の組が存在することは、準法人企業として扱われるための必要条件である。さもなければ、会計上の観点からみて準法人企業とその所有者を区別するのは不可能だからである。

4.52. 準法人企業をその所有者から別個の制度単位として取り扱うのであれば、準法人企業は、それ自身の付加価値、貯蓄、資産、負債等をもっていなければならない。また、準法人企業とその所有者との間に存在すると考えられるすべての所得および資産の流れ（フロー）を識別し、記録できなければならない。所有者は、一定の勘定期間内に準法人企業から所得を引き出すような意思決定をすることがあり、そうした所得の引き出しは、法人企業の株主への配当の支払いに相当すると考えられる。引き出された所得の金額が決まれば、おのずと準法人企業の貯蓄（つまり、準法人企業内に留保する利益）も決定する。準法人企業が生産で使う固定資産――土地、建物、機械・設備、在庫品――や、準法人企業の名で所有するかまたは負っている金融資産・負債――銀行預金、当座貸越、売上債権・債務、その他の債権または債務など――を示す貸借対照表も必要である。準法人企業の所有者が、当該準法人企業についてもつ純持分は、その資産とその負債（持ち分以外の）との差額に等しく、当該準法人企業の正味資産は常に事実上０であることを仮定する。所有者は、当該企業にさらに投資することもできるし、企業の資産の一部を処分することにより、資本をひきあげることもできる。このような資本のフローも、そのようなことが起きた場合は、常に勘定中で識別可能でなければならない。

4.53. 多くの国で家計部門が所有する準法人企業を識別することに問題をかかえていることは、経験的にわかっている。しかしながら、家計部門の所有する準法人企業の定義に、規模などの付加的な判断基準を追加することは無益であろう。なぜなら、その問題の企業がいかに大規模であろうと、実際にその企業が、法人企業と同じように運営されていなければ、また、独自の完全な勘定の組を持っていなければ、そのような判断基準は意味を持たないからである。

５．非営利団体（ＮＰＩ）

4.54. 非営利団体（non-profit institutions）とは、それを設立、支配、資金供給する単位が、それを、所得、利益またはその他の金融的利得の源泉とすることを許されないようなステータスで、財貨・サービス生産を目的として創設された法的または社会的実体である。事実、このような生産活動は黒字もしくは赤字を生み出すわけであるが、たまたま黒字を生んだとしても、他の制度単位がその黒字を受け取って使うことはできない。非営利団体の定款自体がこのように作成されているため、この非営利団体を支配し、運営する制度単位は、それが生み出す利益その他の所得に対して、何等、受益権がないのである。このような理由から、非営利団体はしばしば多種にわたる課税から免除されるのである。

4.55. 他の制度単位――それが個人であれ、法人企業であれ、あるいは政府であれ――が非営利団体を設立しようとする動機は多種多様である。たとえば、非営利団体を支配し、資金供給する個人や法人の便益のためにサービスを提供する目的で設立される場合や、慈善的、博愛的、福祉的目的で他の様々な必要をもった人々に財貨やサービスを供給するために設立されるケース、利益はあげないけれども、料金をとって保健サービスや教育サービスを供給する場合、ビジネス関係の圧力団体や政治的な圧力団体の利益を促進するために設立される場合等々である。なお、非営利団体は、個人や制度単位のグループにサービスを供給することがあるが、慣行上、集合的サービスではなく、個別的サービスのみを供給することとしている。

＜非営利団体の特徴＞

4.56. 非営利団体の主な特徴は以下ように要約できる。

(a)大部分の非営利団体は、法の下において設立された法的実体で、その存在がその機関を設立、資金供給、支配、管理する個人、法人、政府単位とは独立に認知されるものである。非営利団体の目的は、機関の設立時に定款またはそれと類似した法的文書に記されている。特に発展途上国など、国によっては、社会的には認知されていても正式な法的地位が確立していない非営利団体も存在する。このような非営利団体の中には、個々の家計や集団としての家計にとって利益となる非市場財・サービスを提供することを目的として設立されたものもある。

(b)多くの非営利団体は、当該非営利団体の全業務に影響を及ぼすすべての主要な意思決定に対する平等な投票権を含む、平等な権利を有するメンバーで構成された協会や組合によって支配されている。構成員は、機関の運営に関して有限責任を負っている。

(c)非営利団体の利益や持ち分に対する請求権をもつ株主は存在しない。また構成員は、非営利団体の生産活動によって生み出されるいかなる利益や黒字の分配にあずかることはできない。そのような利益はすべて非営利団体内部に留保される。

(d)非営利団体の管理機能は、通常、全構成員の単純多数投票により選出された、団体役員のグループ、執行委員会または類似の組織に与えられている。これらの団体役員は、法人企業の取締役会に相当するもので、有給の管理職の任命に関して責任を負っている。

(e)「非営利団体」（non-profit institutions）という語の語源は、非営利団体を支配する団体（as-sociation）の構成員が非営利団体の運営から金融的利得を引き出すことが認められていないこと、生み出されるいかなる黒字の処分も許されないことから由来している。故に非営利団体が生産活動より黒字もしくは赤字を生み出すことが許されていないという訳ではない。

＜市場および非市場生産者としての非営利団体＞

4.57. 政府単位によって所有されている生産者単位の場合のように、非営利団体が市場生産、または非市場生産のどちらに従事しているかを区別することは、当

該非営利団体を経済のどの部門に所属させるかということに影響を及ぼすために重要なことである。

市場生産に従事する非営利団体

4.58. 市場生産者は、その産出の大部分またはすべてを、経済的に意味のある価格――すなわち、生産者が供給しようと思う量と購入者が買おうと思う量とに顕著な影響をもつ価格――で販売する生産者である。非営利団体として設立された、学校、単科大学、大学、診療所、病院等が、その生産費用に基づき、しかも、十分高価でそのサービスの需要に顕著な影響をもつ料金を徴収する場合、市場生産者と看做される。これらの機関の生産活動は、当然黒字または赤字を生み出すが、このような黒字は、他に分配することがステータス上規制されていることから、すべて団体内部に留保される。一方、このような機関は、「非営利団体」という立場上、家計、法人企業、政府から寄付金を集めることにより付加的な基金を集めることができる。そうすることにより、料金収入のほかに大きな財産所得を生み出す資産が獲得でき、故に平均費用を下回る料金で運営していくことも可能となるのである。しかしながら、その料金が主に生産費用により決定され、また需要に顕著な影響を及ぼすだけの高価格である限り、市場生産者としての取り扱いを継続すべきである。このような非営利団体は、慈善団体ではなく、その真の目的が、本来なら高料金であるところを寄付による収入をもっぱら料金を若干低めにおさえることに使いながら、教育、保健、その他の高品質のサービスを供給することにある場合も多い。

対企業市場非営利団体

4.59. ほとんどの対企業市場非営利団体は、それが促進しようとしている利益に関連した企業の団体によって設立されたものである。こうした非営利団体は、商工会議所、農業、製造業、サービス業の同業者団体、雇主組織、調査・検査研究所、その他、当該非営利団体を支配し、資金供給する企業グループの相互の関心事項であり、相互の利益となる経済行動に従事する組織や機関などで構成されて

いる。このような非営利団体は、しばしばその企業グループのための宣伝広告に従事し、政治家へのロビイスト活動を行ない、何等かの理由で困難に陥っている個別メンバーに対して、助言や援助を提供することなどの活動を行なっている。非営利団体は、通常、関係する企業グループからの負担金や会費により運営されている。こうした負担金等は、移転ではなく、なされたサービスに対する支払いとして取り扱われるので、これらの非営利団体は、市場生産者として分類されるのである。しかしながら、以下で説明するように、商工会議所やその他企業利益のために存在する類似の組織が政府単位により支配され、また、主として資金供給されているとき、それは、非市場非営利団体に分類され、一般政府部門に配分される。

非市場生産に従事する非営利団体

4.60. ほとんどの国に存在する非営利団体の大多数は、市場生産者ではなく、非市場生産者である。非市場生産者は、無償、もしくは経済的に意味のない価格、すなわち生産者が供給しようと思う量や購入者が買おうと思う量に顕著な影響を及ぼさない価格でその産出の大部分を他の単位に供給する生産者のことである。したがって、主として非市場生産に従事する非営利団体は、それを支配、経営する単位に金融的利得をもたらすことが不可能であるばかりでなく、生産および他の活動にかかる費用をカバーするために販売収入以外の資金に主として依存せざるをえないことでも識別することができる。非営利団体の主要な資金供給源泉は、それを支配する団体の構成単位により支払われる定期的な会費等または政府を含む第三者からの移転や寄付金である。

4.61. 主として非市場生産に携わっている非営利団体には、大きく分けて２つの類型がある。すなわち、政府による支配ならびに主たる資金供給が行なわれている非営利団体と主に非政府源泉――家計、法人企業または非居住単位――からの移転によって資金供給され、家計に対して非市場財・サービスを提供する非営利団体とである。後者のグループは「対家計非営利団体」（ＮＰＩＳＨ）と呼ばれ、「体系」で別個の部門を構成する。

政府による支配ならびに主たる資金供給が行なわれている非営利団体

4.62. 政府により支配され主に資金供給されている非営利団体は、政府とは別個に存在する法的実体として設立されていなければならない。この文脈において、支配とは、その非営利団体を経営する役員を任命する権利を有することにより非営利団体の一般方針や企画を決定する権能として解釈できる。このような非営利団体は、たとえば、農家のような特定の生産者団体に利益をもたらすための研究や開発に従事している場合もある。また、そうした非営利団体は、企業・家計の双方に利益をもたらすために保健、安全、環境、会計、金融、教育等の分野で、基準を設定、維持することに関係している場合もある。政府は政府機関を使って同じ機能を実現させるよりむしろ、上のような目的をもった非営利団体を設立することが適切であると考えている。なぜなら、公的基準に関係している非営利団体は、政治的圧力を受けず、公平で客観的であると見られる必要性があるからである。このような、政府により支配・資金供給されている非営利団体は、それが行なう活動から主に利益を得る制度単位がどこであれ、一般政府部門に配分される。

4.63. 国によっては、政府単位が設立したある種の法的実体が政府により支配され、主として資金供給されている非営利団体と類似した特徴をもち、その振る舞いも類似しているにもかかわらず、形式的には、「法人」と呼ばれている場合も多い。しかし、このような実体は、それがもつ名称がなんであれ、非営利団体として分類されるべきである。一般的に、制度単位のステータスは名称により自動的に決定できるものではなく、それがもつ機能や目的を考慮して決定する必要がある。

対家計非営利団体（ＮＰＩＳＨ）

4.64. 対家計非営利団体（non-profit institutions serving household、ＮＰＩＳＨ）は、無償または経済的に意味のない価格で、家計に財貨やサービスを供給する非営利団体のことである。このような非営利団体は、主に２つのタイプに分類することができる。

4.65. 第１のタイプは、個人の団体により、主として団体員の利益をもたらすように、財貨あるいは、むしろより多くはサービスを供給するために設立された非営利団体である。こうしたサービスは、メンバーによる定期的な負担金や会費により賄われ、通常無料で供給される。この第１のタイプには、専門職能団体または学術団体、政治団体、労働組合、消費者団体、教会および宗教団体、社交、文化、娯楽、スポーツなどのクラブなどの対家計非営利団体が含まれる。しかし類似の機能を持っていても政府単位により支配され、かつ主たる資金供給を受けている団体は含まれていない。しかし、たとえ主たる資金供給源が政府単位であっても、教会は例外であり家計に奉仕するものとみなされる。また、政府単位により支配・資金供給されている、一党（独裁）政治体制をとる国における政党は、つねに、一般政府部門に分類される。

4.66. 地域社会によっては、対家計非営利団体はなんの法的地位も正式な定款も有さずに設立される場合がある。これらは法的に対家計非営利団体として設立されていなくとも、以上に記したような協会、政党、組合等と同種の機能を遂行する場合は、対家計非営利団体として取り扱われるべきである。しかしながら家計のグループがコミュニテーの建設プロジェクトに共同して参画する場合（たとえば、建物、道路、橋、排水溝、堤防などの建設）は、対家計非営利団体でなく自己勘定建設に従事する非公式なパートナーシップとして取り扱われるべきである。なぜなら、対家計非営利団体には継続的に果たすべき役割があり、単発的な期間も限られたプロジェクトのために創設されるものではないからである。

4.67. 対家計非営利団体の第２のタイプは、非営利団体を支配する団体の構成員の利益のためでなく、博愛的な目的において設立された慈善、救援、援助機関により構成される。このような対家計非営利団体は、自然災害や戦争により被害を受けた家計を含め、援助を必要とするすべての家計に非市場ベースで財貨やサービスを供給する。このような対家計非営利団体の資金源は主に一般公衆、法人企業または政府からの現金または現物による寄付金である。また外国の居住者である類似した機能を持つ対家計非営利団体などの非居住者からの資金が移転される場合もある。

Ｃ．非金融法人企業部門およびその内訳部門（S.11）

4.68. 非金融法人企業または非金融準法人企業は、その主活動が市場財および市場非金融サービスの生産である法人企業または準法人企業である。非金融法人企業部門は、以下に示すような居住者である制度単位により構成されている。

(a)株主の居住地に関係なく、居住者であるすべての非金融法人企業。

(b)長期間にわたって経済領域内で本格的規模の生産に携わっている外国所有の非金融法人企業の支店や事務所を含め、居住者であるすべての非金融準法人企業。

(c)財貨または非金融サービスの市場生産者であるすべての居住者である非営利団体。

4.69. 非金融法人企業や準法人企業も副次的に金融業務を行なう場合がある。たとえば、財貨の生産者や小売業者が直接、顧客に対し消費者信用を提供する場合である。更に詳細なことは後述するが、このような法人・準法人企業は、それが行なう主たる活動が非金融業務であるかぎり、その単位全体を非金融法人企業部門に属するものとして分類されている。部門は制度単位の集合体であり、その個々の制度単位のすべてが、その単位が２つ以上の経済活動に従事している場合においても「体系」内のどれか一つの部門に分類されなければならない。

4.70. 非金融法人企業部門は、当該法人企業、準法人企業または市場非営利団体に対して支配力を行使している制度単位の類型によって３つの内訳に分類される。法人企業に対する支配は、過半数の議決権株式を所有もしくはコントロールすることで保証されることになるけれども、通常は、前述したように、株主間の議決権株式の分布にもよるが、50%を相当に下回った議決権株式の保有ないしコントロールでその法人企業の支配を確保することは可能である。しかしながら、法人企業の支配確保のための株式の最小限の保有比率は、法人によって様々に異なるため、50%未満の確定的な数字を具体的にあげることは困難である。したがって、実務上の指針として、もし支配の証拠がほかにない場合には、法人の議決権株式

の50%超を所有もしくは支配（たとえば、子会社を通して）している場合にのみ、その法人企業を制度単位もしくは組織された制度単位のグループが支配していると定義しておくのがよいと考えられる。また、そのような取り扱いを勧告する。

非金融法人企業部門の内訳部門

4.71. 非金融法人企業は、３つに内訳部門に区分される。すなわち、
(a)公的非金融法人企業
(b)自国民間非金融法人企業
(c)外国支配非金融法人企業

＜公的非金融法人企業（S.11001）＞

4.72. 公的非金融法人企業は、政府単位によって支配されている、すべての居住者である非金融法人・準法人企業とによって構成される。その場合の支配とは、政府単位によって、必要なら、適当な取締役を選定することによって、法人の一般的な経営政策を決定することができるということを意味している。政府が法人企業に対して支配を確保するというのは以下の場合である。
(a)50%より多くの議決権株式を保有しているか、または、50%超の株主の議決権を支配することができる場合
または
(b)特別な法令や規制により政府に法人の経営方針の決定や役員の任命の権利が与えられている場合
4.73. 株主の議決権の過半数をコントロールするために、政府単位は議決権株式そのものを保有する必要はまったくない。たとえは、ある一つの公的法人企業は、政府が過半数の株式を保有するほかの公的法人企業の子会社である場合もあるからである。また、公的準法人企業とは、政府単位に直接的に所有されている準法人企業である。
4.74. 公的法人企業には、政府単位により支配され、資金供給される非市場非営利団体は含まれない。このような非営利団体は、一般政府部門に含まれる。

＜自国民間非金融法人企業（S.11002）＞

4.75. 自国民間非金融法人企業は、政府や非居住制度単位による支配を受けていないすべての居住者である非金融法人・準法人企業により構成されている。このような法人企業は、ほかの居住者である制度単位に支配される場合も、されない場合もある。つまり、これらの法人企業は、単に、政府や外国からの支配を受けないという点においてのみ特徴づけられているのである。この内訳部門は、財貨や非金融サービスを生産するすべての市場非営利団体を含んでいる。たとえば、料金を取って――料金ベースで――教育、保健サービスを提供する市場非営利団体や、企業に奉仕する同業組合などが挙げられる。

＜外国支配非金融法人企業（S.11003）＞

4.76. 外国支配非金融法人企業は、非居住制度単位によって支配されている、すべての居住非金融法人企業により構成されている。その内訳は、以下の通りである。

(a)非居住法人企業のすべての子会社（非居住法人企業の関連会社はここには含まれない）。

(b)それ自身が法人でない非居住制度単位により支配されているすべての法人企業。たとえば、外国政府に支配される法人企業等である。また、複数の非居住単位が協力して支配する法人企業もここに含まれる。

(c)長期間にわたって経済領域内で本格的に生産活動に携わっているため居住者である準法人企業とみなされる、非居住法人企業や非居住非法人企業のすべての支店その他の非法人の事務所。

Ｄ．金融機関部門およびその内訳部門（S.12）

4.77. 金融機関部門(financial corporation sector) は、主に金融仲介活動または、金融仲介業務に密接に関連した補助的金融活動に従事しているすべての居住者である法人・準法人企業により構成されている。金融仲介活動がほかの大多数のタイプの生産活動と本質的に異なること、また、経済における金融仲介活動の重要性から、金融機関は、「体系」内の部門分類の第１水準で非金融法人企業と区別される。

１.金融仲介活動

4.78. 金融仲介活動とは、市場における金融取引に従事することで金融資産を取得することを目的として、自己勘定で負債を負う制度単位の生産的活動と定義する。金融仲介機関の役割とは、貸し手から借り手へ資金を橋渡しする仲介を行なうことである。貸し手から資金を収集し、借り手の要求、希望に沿うようにその資金を変換し、リパッケージする。また、預金を集めるだけでなく、手形、債券そのほかの有価証券を発行することにより、自己勘定で負債を負うことによって資金を得ている。こうした活動を通じて得た資金を用いて、他に貸付を行ない、また、手形、債券、そのほかの有価証券を購入することで金融資産を取得している。金融仲介機関は単に他の制度単位の代理としてではなく、自己勘定で負債を負うことでリスクを負担している。

２.金融企業

4.79. 金融企業は、「体系」内において、主に金融仲介活動またはそれに密接に関係した補助的金融活動に従事している企業と定義されている。故に、金融企業には必ずしも自ら金融仲介活動に従事しているわけではないが、主に仲介活動を円滑、促進する機能をもっている企業も含まれる。金融企業は、全経済活動に関

する国際標準産業分類（ＩＳＩＣ）改訂第３版における中分類65、66、67にて分類されている活動を主活動とするすべての企業（すなわち、事業所とは区別されるものとしての制度単位）によって構成されている。

4.80. 金融仲介活動の補助的サービスは、金融仲介機関の副次的活動として、または専門のエージェンシーもしくはブローカーによって供給される。後者は、証券ブローカー、起債会社、貸付ブローカー等のエージェンシーにより構成される。このほか、その主な機能が手形や金融企業による割引やリファイナンスを目的とした類似の証書の裏書きによる保証であるエージェンシーや、広範な金融改革によって誕生したスワップ、オプションや先物取引などのようにさまざまなヘッジ手段を手はずする機関も存在する。このような企業は、金融仲介活動にきわめて近いサービスを提供するわけであるが、自己勘定で負債を負い、自らリスクを負担して、金融資産を取得する企業ではないので、真の金融仲介活動を行なっているとはみなされない。しかしながら、真の金融仲介活動とその他の金融活動を明確に区別することはますます難しくなってきている。つまり継続的な金融市場の改革と革新の結果、金融仲介活動と多くの補助的な活動の境界はかなり曖昧なものとなってきているのである。

4.81. しかしながら、以上のことのみから、「体系」において、金融補助機関を「体系」内の金融企業として分類しているわけではない。前述のように、金融仲介活動をその主要活動としている法人の機関が、その副次的活動として多岐にわたる補助的サービスを提供している場合が多い。ところが、一つの法人は全体として一部門に分類する必要があるので、金融補助機関そのものは別としても、いずれにせよ、金融機関によって行なわれる補助活動は、「体系」内の金融機関部門内に分類されるのである。

３．非法人金融企業

4.82. 金を貸したり、外貨を売買したりするなどの金融活動に個人や家計が従事する場合がある。このような非法人金融企業が金融機関部門に分類されるのは、それが金融仲介機関あるいは金融補助機関として、かつ準法人とみなされる場合に限られる。特に個人の資格における所有者とは別の完全な勘定セットを有して

いなければならない。大規模な非法人金融企業は、政府の規制および統制を受けるので、そのような諸勘定を保持する義務を負う可能性がかなりある。しかしながら、金貸し業、外貨売買業や小規模の金融活動に従事している類似の個人業者は、そうした基準を満たすことはないであろうし、その場合、準法人としての扱いを受けないことになり、したがって金融機関部門にも含まれない。

４．金融機関部門の内訳部門

4.83. 法人・準法人の金融機関は、以下の内訳部門に分類される。

(a)中央銀行

(b)その他の預金取扱機関

(ⅰ)預金通貨機関

(ⅱ)その他

(c)保険会社および年金基金を除くその他の金融仲介機関

(d)金融補助機関

(e)保険会社および年金基金

4.84. さらに法人・準法人の金融機関は、政府、民間または外国による支配の形態により以下のように再分類する場合もある。

(a)公的金融機関

(b)自国民間金融機関

(c)外国支配金融機関

ただし、この場合に使われる支配の判断基準は、非金融法人企業において用いられたものと同一のものである。

4.85. 金融機関の第１水準の内訳部門分割は、（中央銀行、その他の預金機関など）上に挙げた５分類であり、公的、民間あるいは外国支配法人のいずれかであるかは、内訳の第２水準である。この第２水準の分類には、中央銀行は該当しない。第１水準の５つの内訳部門を構成する法人・準法人の金融機関に関しては以下で述べる。

＜中央銀行（S.121）＞

4.86. この内訳部門は、中央銀行並びに金融機関を規制・監督する、自らが別個の制度単位である当局機関または組織より構成されている。中央銀行とは、通貨当局でもある公的金融機関であり、すなわち、銀行券、ときに硬貨を発行し、一国の外貨準備のすべてまたは一部を保有する。また、中央銀行は、その他の預金取扱機関の要求払い預金または準備預金のかたちで負債を負い、またしばしば政府預金という形でも負債を負っている。

4.87. 国によっては、外貨準備の維持や通貨発行などの通貨当局の果たす機能を金融的に中央政府と統合されていて、政策の一環として政府に直接的に支配されるような中央政府機関もしくは複数の政府機関に託している場合がある。このような政府機関は、政府とは別の制度単位ではなく、したがって、一般政府部門に含まれる。

＜その他の預金取扱機関（S.122）＞

4.88. この内訳部門には、その主活動を金融仲介活動とし、預金の形態で負債を負うか、金融資源を流動化させ、広義の貨幣に含まれる預金のきわめて近い代替物となる短期譲渡性預金のような金融手段の形態で負債を負っている、中央銀行を除いたすべての居住者である法人および準法人の金融機関により構成される。

4.89. 伝統的に、貨幣は、計算単位、交換手段および富の貯蔵庫として利用することのできる金融手段として解釈されてきた。狭義の貨幣は、支払手段として即座に、一般的に、また法律上受容される資産としての貨幣に限定している。したがって、狭義の貨幣は、通貨（硬貨を含む）に、要求に応じて払い出せ、小切手によって即座に譲渡できる預金、自動引き落し、その他支払目的で譲渡可能な預金を加えたものによって構成されている。過去においては、特定のタイプの金融機関の預金、典型的には「銀行」と呼ばれるものの預金のみが、支払目的に一般的に受容可能であった。しかしながら、以下にあげる２つの進展により、より広義の貨幣概念が使われることとなった。その進展とは、一つには、競争が活発化し金融改革が進んだ結果として、銀行が、技術的には要求払いの譲渡性のある預金ではないものの、狭義の貨幣のきわめて密接な代替物であり、ほとんどあるい

はまったく遅滞なしに、もしくは金融上の違約金を受けることなしに、支払い目的に利用可能な新種の預金やファシリティーの供給に成功したことである。二つ目にはそのほかの金融機関（必ずしも「銀行」と称していなくてもよい）の預金が、かつては支払手段として使ったり、要求払いをしたりすることが不可能であったのが、やはり金融革新の結果、しだいに譲渡可能なものになっていったことが挙げられる。また、これらは、狭義の貨幣である銀行の預金に極めて密接な代替物となりつつある。広義の貨幣とは、このようなすべての新種の預金や預金取扱機関の準預金負債を包括したものである。広義の貨幣概念の必要性は、かつてのように見られた狭義の貨幣概念と経済活動のレベルとの関係が崩れるにしたがって、経済分析および政策策定の目的のために一般的に受け入れられるようになった。

4.90. 金融制度や金融市場が異なった発展段階にある国々の間では、制度的取り決めも多様であり、また経時的に見ても、継続的な金融市場や金融手段の革新がある。そうしたことを前提とすると、多様な国々にとって適切かつ分析的に有益で、さらに長期間に渡って有効であるような、狭義または広義の貨幣の明確で実行可能な定義を作り出すことは不可能である。したがって、「体系」は、狭義および広義の貨幣の概念それ自体が有益かつ重要であることを認識してはいるものの、その定義づけを試みることはしない。

4.91. 上述の様に、内訳部門としての「その他の預金取扱機関」は、預金、または広義の貨幣に含まれ、預金の密接な代替物によって負債を負っている法人の機関をカバーしている。しかしながら「その他の預金取扱機関」は、単純に「銀行」と呼ぶわけにはいかない。なぜなら、これらには自らを銀行と称していない法人の機関や、国によっては銀行と称することを禁止しているような法人の機関も含まれる一方、「銀行」と称している法人でも、実は上記のように定義した預金取扱機関ではない場合もあるからである。一般的に、「預金取扱機関」と「銀行」とは１対１で対応しない。

4.92. 一国の金融諸手段と諸制度をみたとき、その預金が狭義の貨幣に該当するような預金取扱機関の部分集合を定義することに意義が認められ、分析的に有益であると考えられるならば、その部分集合を別個に扱うことが勧告される。この部分集合は「預金通貨機関」と呼ばれる。しかしながら、「その他の預金取扱機

関」を、後の段落4.94で詳しく説明するように、この方法で細分することができるとは限らない。

預金通貨機関（S.1221）

4.93. これは要求払いで、小切手やその他の支払手段によって譲渡可能な預金の形で負債を負う、居住者である法人・準法人の預金取扱機関により構成されている。そうした預金は、狭義の貨幣の概念に含まれるものである。このような金融機関には、小切手その他の手段によって、双方間の預金の移動を容易にするために組織された共通の決済システムに参加する、いわゆる「クリアリング・バンク（手形交換所加盟銀行）」が含まれる。

その他（S.1222）

4.94. 十分な譲渡可能性を持たない預金や広義の貨幣に含まれ、預金の密接な代替物となっているような短期の預金証書のような金融手段の形で負債を負っている、すべての居住者である法人・準法人の預金取扱機関を、この＜その他＞の範疇に含める。これらの法人は、たとえ譲渡可能な預金という形で負債を負うことが不可能か、またはできるとしてもそうしようとしないのではあるが、金融市場においては、資金獲得のために預金通貨機関と競合する。このカテゴリーには、貯蓄銀行（信託貯蓄銀行や貯蓄・貸付組合も含まれる）、信用協同組合、抵当銀行や住宅金融組合などが含まれる。しかし、強調しておかなければならないのは、このような金融機関を表わす用語は国によってさまざまに違っており、したがって、その識別のためには、その名称ではなく、機関の実際の機能を検討することにより判断することが必要であろう。さらに郵便局の貯金銀行その他の政府支配の貯蓄銀行も、政府とは別個の制度単位であるという条件でこのカテゴリーに含まれる。金融革新の結果、コンピューターや通信技術の改良があり、また多くの国において金融分野の規制緩和が行なわれた結果として、そうした機関のあるものの受け入れる預金には、伝統的な方法では十分な譲渡可能性はもたないものの、支払目的で利用されることが多くなってきており、遅れや困難もあまりなくまた

コストもあまりかけずに部分的に譲渡可能なあるいは全面的な譲渡可能性までも有する預金に徐々に変形してきたようなものもある。以上のことは、狭義と広義の貨幣を明確に区別することの難しさと「預金通貨機関」と「その他」の預金取扱機関との区別が国によっては曖昧にならざるを得ず、実行上問題があるという状況を示している。

＜保険会社および年金基金を除くその他の金融仲介機関（S.123）＞

4.95. この内訳部門は預金取扱機関、保険会社および年金基金を除く、金融仲介活動に主に従事しているすべての居住者である法人および準法人の金融機関により構成されている。ここに含められる金融機関は、預金以外の形で金融市場において資金を調達し、その資金を使って、そのほかの種類の金融資産を取得するような機関である。それは、投資や資本形成をファイナンスすることに従事している金融仲介機関、たとえば、投資会社、ファイナンシャル・リースに携わる会社、割賦販売会社やその他個人金融、消費者信用の供給に従事している会社などである。

＜金融補助機関（S.124）＞

4.96. この内訳部門は、金融仲介に密接に関連している活動に従事しているが、それ自身では仲介活動を行なわない、すべての居住者である法人または準法人の機関によって構成されている。それは、証券ブローカー、ローン・ブローカー、起債会社、保険ブローカー等であるが、その他、金融機関による割引ないしリファイナンスを目的として手形や類似の手段の保証を裏書きするによって行なうことを主要な業務としている会社や、広範な金融革新によって誕生したスワップ、オプション、先物その他のヘッジ手段を手はずすることを業務とする会社もここに含まれる。

＜保険会社および年金基金（S.125）＞

4.97. この内訳部門は、居住者である法人・準法人の保険会社（insurance corporations and quasi-cor-porations）および自律的年金基金によって構成されている。保険会社は、その主要な機能が生命、傷害、疾病、火災その他様々の保険を個別制度単位やそのグループに供給することである、法人、相互会社その他の実体である。

4.98. ここに含まれる年金基金は、これを創設した単位とは別の制度単位として設定されているものであり、ある特定の雇用者グループのために退職後の収入を供給するために設立されたものである。こうした年金基金は、固有の資産および負債を持ち自己勘定で資本市場において金融取引に従事している。こうした基金は、民間や公的の個々の雇用主体によってか、もしくは、個別雇用主体とその雇用者の共同により組織され管理されている。また、それには雇主と雇用者の双方または一方が定期的に拠出している。この年金基金には独立に組織された基金を持たない民間または政府主体の雇用者の年金制度や、独立組織された基金であっても、その基金の準備金が単に雇用主体自身の準備金に上乗せされたり、雇用主体により発行された有価証券の投資に使われるような場合は含まれない。

５．いくつかの特殊ケースにおける内訳部門分割

4.99. 金融機関部門と非金融法人企業部門との境界近くに位置している法人を含む多数の特殊な場合の扱い方をここで特記しておくことは有益であろうと思われる。

＜持株会社＞

4.100. この章の前半部で説明したように持株会社（ holding corporations）とは、複数の子会社グループを支配し、その主たる活動がそのグループを所有し管理することにあるような法人である。持株会社は、全体としてその法人企業グループの主な活動が金融であれば、金融として分類される。子会社の規模に関する適切な情報がない場合、持株会社は、単純にそれが支配する法人企業の過半数が金融であれば金融として分類される。同様にして、金融持株会社は、それが支配

する法人グループの従事する金融活動によって類型別に内訳分類される。たとえば、法人グループが主に保険業に従事しているのであれば、その持株会社は「保険会社および年金基金」の内訳部門に分類される。かりにそのグループに１つだけ際だった金融活動がない場合には、その持株会社は「保険会社および年金基金を除くその他の金融仲介機関」に分類される。

＜規制機関＞

4.101. 金融機関を規制し、監督する機関は、そのステータスにより金融もしくは非金融に分類される。たとえば、政府の一部で、別個の制度単位とみなされず、つまり準法人としての扱いを受けない機関は、一般政府部門にそのままとどめるべきであり、金融機関部門に配置しなおすことはできない。このような機関が別個の制度単位である場合は、中央銀行に含める。

＜副次的金融活動＞

4.102. 金融革新の一つの形態は、従来金融機関によって、あるいは金融機関を通して伝統的に行なわれてきた活動の中で、非金融法人企業自身が直接的に行なえるようになった活動が急激に拡大したことである。たとえば、国によっては、財の生産者や小売業者が直接に消費者に消費者信用を供与する傾向が出てきている。もう一つの例としては、国によっては、非金融企業が貨幣市場や資本市場において、直接その企業独自の債券を売ることで資金を調達する傾向もあらわれている。しかしながら、これらについては、以下のように取り扱うこととする。すなわち、
(a)非金融企業が金融活動に従事するため、子会社のような新しい制度単位を創造することはしない。
(b)その企業において、金融活動が副次的活動にとどまる。
という、二つの条件を満たす場合には、このような企業は全体として非金融に分類しておくこととする。

4.103. 同様な原則は金融機関部門の内訳部門分割にも当てはまる。たとえば、多くの中央銀行は、商業銀行業務にも従事している。しかしながら、その場合でも、商業銀行業務を含めて、一つの制度単位として中央銀行全体を「中央銀行」に内訳分類する。同様の理由により、中央政府内の、政府から独立した制度単位でない機関により実行される中央銀行機能または通貨当局型機能は、中央銀行内訳部門に配置しない。

E. 一般政府部門およびその内訳部門

1. 序論：制度単位としての政府

4.104. 政府単位は、政治的過程を経て設立された独特の法的実体であり、ある特定の地域内の他の制度単位に対して、立法、司法、行政の権限を有するものである。制度単位という観点からすると、政府の主要な機能とは、そのコミュニテーまたは個別家計に対する財貨やサービスの供給に責任を負い、税や他の収入により、その資金的手当てをすること、さらに、移転という手段を用いて所得や富を再分配すること、また非市場生産に従事することである。一般的に、

(a)政府単位は、通常、その他の制度単位から税を徴収すること、あるいは、強制的移転によって、資金を獲得する権限をもっている。「体系」で制度単位と認められるための基本的な要求を満たすため、政府単位は、国、地域または地方のどの水準であろうと、その他の単位から税を徴収するか、あるいは他の政府単位からの移転により独自の資金を確保し、その政治的目的を遂行するために、その資金の一部または全部を支出する権限を有するべきである。また政府単位は、自己勘定で資金の借り入れを行なうことも可能でなくてはならない。

(b)政府単位は通常、３種類の最終支出を行なう。

(ⅰ)第１の支出グループは、公務、防衛、法律の施行、公衆衛生など、集合的サービスのコミュニテーへの無償の提供に対する現実支出ないし帰属支出である。こうした支出は、市場の失敗の結果、政府により集合的に組織され、一般的な税収や他の収入によって賄わざるを得ないものである。

(ⅱ)第２の支出グループは、無償または経済的に意味を持たないほど低廉な価格で、個別家計に財貨やサービスを供給することに関わる支出である。こうした支出について、個人からその使用量に従って料金を徴収することも可能ではあるけれども、社会的、政治的目的の追求のために、政府により意識的に負担され、税または他の収入により、資金的手当てがなされる。

(ⅲ)第３の支出グループは、所得および富を再分配することを目的として、他の制度単位、ほとんどは家計へ支払われる移転である。

4.105. 一国内に中央、州および地方政府のようにさまざまの水準の政府がある場合、多くの別個の政府単位が存在する可能性がある。さらに、社会保障基金も政府単位の構成要素である。このような様々な種類の政府単位については、一般政府部門の内訳部門分割を説明した後に述べる。

＜生産者としての政府単位＞

4.106. 家計と同様に、政府単位も財貨やサービスの生産に従事する非法人企業を所有し運営する場合がある。政府が市場生産者から財貨やサービスを購入せずに、どの程度、それ自身で生産に従事するかを決定するのは、主に政治的選択の問題である。政府が集合的サービスを供給するだけでなく、家計や他の単位に対して、無償または経済的に意味のない価格で多くの財貨や個別的サービスを供給することを選択するという事実があっても、必ずしも政府自身が生産者となる必要はない。ほとんどの集合的サービス、つまり「公共財」と呼ばれるものの場合、市場の失敗があった訳だが、その場合でも、政府は、その生産を組織し、資金供給することにのみ責任をもたざるをえないにすぎない。つまり政府単位自身が公共財を生産する必要はないのである。しかしながら、実際には、政府単位は通常、多岐にわたる生産活動に携わっており、集合的サービスのみならず、その他の財貨や個別的サービスの生産活動にも従事している。その範囲の決定は、主に政治的

選択の問題であるから、政府単位によって生産される財貨やサービスの種類は、国によって様々に異なる。したがって、公務や防衛といった幾つかの集合的サービスを除いて、教育や保健サービスの生産のように、政府単位によって生産されることが多いといえる場合はあっても、一定の生産の類型を本質的に政府固有のものと類別することは困難である。

4.107. 政府単位が生産の領域に介入しようとするとき、そこには以下のような3つの選択肢が存在する。

(a)政府単位が、価格決定、投資を含む法人企業の政策を支配できる公的法人企業を設立する。

(b)政府単位が支配する非営利団体を設立し、おもに、もしくは全面的に資金的手当てを政府単位が行なう。

(c)政府が所有し、政府単位自身と法的に別個の実体として存在するわけではない事業所において、政府単位自身が財貨やサービスを生産する。

しかしながら、政府事業所またはそのグループが、共通の経営管理（マネージメント）の下で、同一種類の生産に携わる場合、それが次の条件を満たしているのならば、準法人企業として取り扱うべきである。

(a)その産出に対して、経済的に意味のある価格づけを行なっていること。

(b)法人企業と同様の方法で運営、管理されること。

(c)その事業所が、完全な勘定体系を保有していて、それによって、その営業余剰、貯蓄、資産および負債を、その所有者から別個のものとして識別し、計測できること。

このような準法人企業は、それを所有する政府単位とは独立の制度単位として取り扱われる市場生産者である。部門分割および内訳部門分割に際しては、そうした準法人企業は、公的法人企業と同様に分類される。

4.108. 準法人企業としての取り扱いを受けるためには、政府はその企業に対して生産過程の管理に関してのみではなく、資金の運用に関してもかなりの範囲に渡る裁量を認めなければならない。政府準法人企業は、独自の運転資金残高と事業上の信用を維持し、それ自身の貯蓄、減価償却引当金または借り入れによって、部分的または全面的にその資本形成の資金調達を行なうことができなくてはならない。政府とその準法人企業との間の、所得や資本のフローを識別することがで

きるということは、後者が独立した法的実体でないにも関わらず、事実上、政府の歳入や財政統計と準法人企業の運営や資金調達活動が完全に統合できなくなっているということでもある。実際、政府準法人企業の純営業余剰は政府歳入の中には含まれず、政府勘定には、政府と準法人企業の間の、所得と資本の現実のフローないし帰属されたフローのみが記録されるのである。

4.109. したがって、政府単位が所有する生産者単位のうち、当該単位を所有する政府単位と統合されたままのものは、準法人企業として取り扱うことをせず、一般政府部門の中にとどまっている。このような単位は、主として、または全面的に、非市場生産者、すなわち、無償、または経済的に意味のない価格でその産出の大部分または全部を他の単位に供給する生産者により構成されている。公衆に非市場財およびサービスを提供することに加えて、このような単位には、中間消費目的や総固定資本形成目的で非市場財またはサービスを他の政府単位に提供する政府生産者も含まれる。たとえば、軍需工場、政府印刷局、輸送機関、コンピュータおよび通信機関などである。なお、原則的には、政府単位が市場生産者になる可能性もある。

4.110. 市場生産者によって自己消費や自己総資本形成のために生産された産出の場合とは対照的に、政府の非市場産出の評価に用いることができる価格を提供する適切な市場は、通常存在しない。それ故、慣行として、そのような産出は、生産費用で評価する。

２．社会保障基金

4.111. 社会保障基金は、政府のそれぞれの水準――中央、州、地方――において見い出すことのできる、特殊な制度単位である。社会保障基金を定義する前に、一般的に社会保険制度の特質について簡単に述べておくべきであろう。社会保険制度は、主として社会負担による資金にもとづいて、社会の全構成員または、１企業の雇用者およびその扶養家族といった個々人の集団に、社会給付を提供することを目的としている。社会保障制度は、社会全体あるいは社会の大きな部分をカバーする社会保険制度で、政府単位により課され、かつ統制されるものである。

社会保障制度は、一般的に雇用者または雇主、あるいはその両者からの強制的負担（拠出）により成り立っており、給付が支払われる条件は、政府単位により決定される。また、社会保障制度は、現金または現物による給付を老年、廃疾、死亡、遺族、疾病、妊娠、労災、失業、家族手当、ヘルス・ケアなどのために支給する、広範囲に渡る事業（プログラム）をカバーするものである。社会保障制度では、個人の負担額とその個人が曝されている危険との間には直接的なつながりはないのがふつうである。また、雇主と雇用者との相互の合意のもとに設立され、給付と負担がリンクされる年金制度と、社会保障制度とを区別しておかなければならない。

4.112. 社会保障基金は、政府単位の行なう他の活動と独立に組織され、また別個の資産および負債をもっていることから識別することができる。社会保障基金は、自律的基金であり、自己の資産および負債をもち、自己勘定で金融取引に従事していることから、独立した制度単位と見なされている。しかしながら、社会保障についての制度上の取り決めは、国によって様々に異なり、中には、きわめて密接に他の政府財政と統合されていることがあり、そうした場合、別の内訳部門として扱うべきかどうかということに関して疑問が生じてくる。社会保障負担として徴収される金額、また、社会保障給付として支出される金額は、社会の構成員に社会給付を提供する制度としての社会保障の概念と直接的関わりのない政府の政策目標を達成しようとするため、意図的な変動があるものになっているかもしれない。たとえば、負担や給付を一国経済の総需要の水準に影響を与えることを目的として上下させる可能性がある。それにも関わらず、独立して設立された基金である限り、「体系」内においては独立の制度単位として取り扱わなければならない。

３．一般政府部門（S.13）

4.113. 一般政府部門は、以下の居住者である制度単位の集合により構成されている。

(a)中央、州、地方政府のすべての単位

(b)政府の各水準における社会保障基金

(c)政府単位によって支配され、おもにファイナンスされているすべての非市場非営利団体

この部門には、公的法人企業は含まれない。政府単位がその全持分を保有している場合でも、同様である。また、政府単位が所有し、支配している準法人企業もこの部門には含まれない。しかし、政府単位によって所有されている非法人企業が、準法人企業ではない場合、その政府単位の不可分の一部と見なされるので、このような企業は一般政府部門に分類される。

４．一般政府部門の内訳部門

4.114. 「体系」内には一般政府部門の内訳部門分割の方法として２種類の方法が提案されている。第１の方法は以下の通りである。

(a)中央政府（S.1311）

(b)州政府（S.1312）

(c)地方政府（S.1313）

(d)社会保障基金（S.1314）

4.115. 第２の方法は以下の通りである。

(a)中央政府プラス中央政府レベルで運営される社会保障基金（S.1321）

(b)州政府プラス州政府レベルで運営される社会保障基金（S.1322）

(c)地方政府プラス地方政府レベルで運営される社会保障基金（S.1323）

4.116. 詳細は後述するが、この２種の内訳部門分割の間の選択は、主に一国内における社会保障基金の規模および重要性と、それがどう運営されているかに依存している。国によっては、中央と地方との間に適当な中間的な政府水準が存在しない場合もあるが、このようなときは「州政府」という内訳を置かないこととする。

＜中央政府（S.1311）＞

4.117. 中央政府内訳部門は、中央政府を構成する１つもしくは複数の制度単位お

よび中央政府により支配され、主にファイナンスされている非営利団体により構成されている。

4.118. 中央政府の政治的権限は、一国の領域全体に及んでいる。したがって、中央政府はその国内で経済活動に従事しているすべての居住者および非居住者単位に対して、税を課す権限を有している。この政府の負っている政治的責任には、国防や外国政府との関係も含まれており、また、適切な立法と規制によって、さらに法と秩序を維持することによって、社会・経済システムの効率的なはたらきを保証しようとする。また、全体としての社会（コミュニティー）の利益となるような集合的サービスを提供することに責任を負っており、そのために、防衛や公務への支出を負担する。さらに、個々の家計の利益となるような教育や保健といったサービスの供給に対する支出を行なうこともある。最後に、中央政府は他の制度単位――家計、非営利団体、法人企業およびその他の政府レベル――への移転も行なっている。

4.119. 中央政府は、ほとんどの国において大きく複雑な内訳部門となっている。一般的に、中央政府は、ひとつの制度単位を形作る省庁の中心的グループがあって、それと、多くの国においては、その中心的グループ以外のいくつかの制度単位とで構成されている。省庁は、政府の予算全体の枠組みの中でかなりの支出額に責任を負っているが、それにも関わらず、個々の省庁が独立した制度単位として取り扱われるわけではない。なぜなら、各省庁は、独自に、すなわち、中央政府全体から独立して独自の資産を持ち、負債を負い取引に従事するなどの能力を保有していないからである。したがって、各省庁が、あたかも独立した、ひとつの法的実体であるかのように、それぞれの省庁について、意味のある、しかも分析上も有益な所得・蓄積勘定や貸借対照表を作成することは不可能であろう。さらに、法的に独立して認知され、かなりの自律性をもった中央政府の諸機関も存在する可能性がある。そうした機関は、その支出の額と構成に対して裁量権を持ち、使途指定のある税のような直接的歳入源を持っていることもある。このような機関は、道路建設や保健、教育サービスの非市場生産のような特定の機能を遂行する目的で設立されたものが多い。これらの機関は完全な勘定集合を保持しているのであれば、独立した制度単位として取り扱われるべきであるが、段落4.104で説明した判断基準に合致する場合は、中央政府内訳部門の一部である。

4.120. 中央政府の各省庁は、計画的に地理的に分散して置かれ、国内の様々な地方に配置されていることが多いが、それにも関わらず、それらは一つの制度単位のを構成している。同様に、防衛目的に役立つ軍事基地や軍事施設を含め、地方のニーズに応えるために、中央政府が国内の様々な地域に事務所や機関を設けている場合、これらもまた1制度単位である中央政府を構成する一部と見なされる。しかしながら、生産活動タイプ別の生産勘定を作成するうえからは、当該事業所を統計単位として用い、各地域に配置されている生産者単位はひとつの制度単位の一部であっても、別個の事業所として見なされるべきである。

4.121. 国によっては、中央政府が、ほかの国では中央銀行が行なうような金融取引に従事している単位を含んでいる場合もある。特に中央政府の諸単位は、現金通貨の発行、外貨準備の維持、為替安定基金の運営、国際通貨基金（ＩＭＦ）との取引などに関して責任を負っていることがある。問題の単位が中央政府との財政上の統合を維持しており、中央政府の直接的支配および監督を受ける場合、それらは別個の制度単位とは見なされない。さらに、中央政府が通貨当局機能を行使する場合、それはすべて法人金融部門でなく政府部門に記録される。しかしながら、通貨当局を全体としてカバーする勘定体系を得ることが分析的に重要であるため、またＩＭＦの『国際収支マニュアル』、『財政統計』と『通貨・銀行統計』のような他の統計システムとのリンクを提供するため、通貨当局としての機能および預金受入れ機能を実行する中央政府機関の取引は、別個に識別されるべきである。そうすれば、特殊表を作成する際に必要があれば、中央銀行とそのほかの預金取扱機関のそうした機能と結合することができるからである。

4.122. 最後に、国によっては、社会保障基金の財政が部分的に政府と統合されている場合もあるものの、「体系」では、社会保障基金は各政府水準において独立した制度単位と見なされていることに注意しておく。社会保障基金については、以下に述べる。しかしながら、社会保障基金を独立した制度単位として見なすことは、その基金が関係している政府単位と同じ内訳部門に含める、ということを妨げるものではない。実際、一般政府部門の内訳部門分類の第二の方法では、その方法を取っている。

＜州政府（S.1312）＞

4.123. 州政府内訳部門は、独立した制度単位である州政府および州政府に支配され、主にファイナンスされている非営利団体により構成されている。

4.124. 州政府は中央政府レベル以下で地方レベルに存在する政府の制度単位以上の政府機能のいくつかを行使する制度単位である。この州政府とは国全体を分割したひとつの「州」という限られた範囲内においてのみ財政、立法、行政権限が及ぶ制度単位である。このような「州」は、国によって様々な語で表現されている。国によっては、特に小さな国においては、州および州政府が存在しない場合もある。しかしながら、大きな国、特に連邦憲法がある国ではかなりの権限と責任が州政府に与えられている。

4.125. 州政府は通常、その権限の及ぶ範囲内に居住しているか、もしくはその範囲内で経済活動または取引に従事している制度単位から税金を徴収する財政的権限を有している。（しかし範囲外ではそうした権限をもたない。）いずれにせよ、独立した制度単位として見なされるためには、自己勘定で資産をもち負債を負い、資金を調達することができなければならない。したがって、またその制度単位は、その国の一般的な法律上のルールのもとではあるが、独自の政策に従って徴収した税や他の収入の一部もしくは全部を支出し配分する権利を保有していなければならない。ただし、中央政府からの移転の一部は、特定の用途を指定されているものかもしれない。また、外部の行政上のコントロールから独立して、自身の公務員を選任できなければならない。一方、中央政府に完全に資金面で依存している地域単位で、中央政府が地域レベルでその資金の用途を指図するような場合には、このような単位は独立した制度単位と見なさず、むしろ中央政府の機関として扱われるべきである。

4.126. 州政府は、それが存在するときには、その財政的権限が国全体を政治的、行政的目的のために分割する際に考えられるもっとも大きな地理的範囲に及ぶという点において、他の単位から識別される。国によっては、中央政府と地方レベルの最も小さな政府制度単位との間に一段階以上の政府レベルが存在することもある。このような場合、中間レベルの政府は、「体系」の部門分割の目的に照らして最も密接に関連する州または地方のいずれかのレベルにまとめる。

4.127. 中央政府と同様に、州政府も法人企業を所有し、支配する場合がある。同

様に、市場生産に従事している単位を所有する場合もある。後者の場合、その生産単位の運営および会計記録から見て、この生産者単位を準法人企業と見なすほうがよいこともあろう。また、社会保障制度は、州レベルでも存在することがあり、そのような制度は、独立した制度単位として扱われる。

＜地方政府（S.1313）＞

4.128. 地方政府の内訳部門は、独立した制度単位である地方政府および地方政府により支配され、おもにファイナンスされている非営利団体により構成されている。原則的には、地方政府単位とは、政治的、行政的目的のために識別される最小の地理的範囲内に、財政、司法、行政上の権限が及ぶ制度単位である。地方政府がその権限を行使できる範囲は、中央政府や州域政府のそれよりもかなり小さく限定されているので、その範囲内に居住する制度単位に税を課すことが可能な場合もあれば、不可能な場合も有り得る。このような地方政府は、より高いレベルの政府からの交付金や移転に大きく依存していることが多く、またある程度、中央や州政府の代理機関として行動する場合もある。しかしながら、独立した制度単位として見なされるためには、自己勘定で資産を所有し、資金を調達し、借入れによって負債を負うことができることが条件となる。同様に、そのような資金の使途を決定する裁量も与えられていなければならない。また、外部の行政上のコントロールから独立して自身の公務員を選任できなければならない。中央または州政府の代理機関としてある程度行動するという事実は、地方政府が自ら進んで自身の責任により、資金を調達し、支出する限り、それを別個の制度単位として取り扱うことを妨げるものではない。

4.129. 地方政府は、その地域に居住する制度単位と最も緊密に関連しているため、典型的には、多種類のサービスをその地域の居住者に提供している。その中には、より高レベルの政府からの移転によって賄われるものもある。地方政府単位による財貨やサービス生産の取り扱いに関しては、中央や州政府と同じ規則が適用される。すなわち、市の劇場、美術館、プールなど市場ベースで財貨やサービスを供給する単位は、適当と見なされた場合、準法人企業として取り扱われる一方、教育や保健など、非市場ベースでサービスを供給する単位は、それが所属する地

方政府単位の不可分部分としてその内部にとどめる。

＜社会保障基金（S.1314）＞

4.130. 社会保障基金内訳部門は、すべての政府レベルで運営されている社会保障基金からなる。前出4.111段で説明したように、社会保障基金は、政府単位によって賦課され、かつ支配される、社会全体あるいは社会の大きな部分をカバーする社会保険制度である。

５．内訳部門分割の代替的方法

4.131. もう一つの一般政府部門の内訳部門分割の方法は、各々の政府レベルで運営されている社会保障基金をそれに対応する各政府単位およびその政府レベルで政府により主にファイナンスされ、支配されている非営利団体を一括して内訳部門に分類する方法である。２種類の内訳部門分割の方法は、異なった分析ニーズに応えるために生まれたものである。よってある国がどちらの方法をとる方がより適切であるかを先験的に判断することはできない。これは社会保障基金がその国にとってどの程度よく組織され、重要であるか、そしてまたその基金が関係する政府単位からどの程度独立して運営されているかに依存する。社会保障基金の運営が政府の一般経済政策からの短・中期的要請に非常に密接に統合されていて、負担や給付が全体としての経済政策上の関心によって計画的に調整されるようになっている場合、社会保障基金の運営とその他の政府の経済機能との間に明確な境界線を概念的な水準において引くことは難しくなる。一方で、国よっては、社会保障基金は、未発達の形でしか存在しないところもある。どちらの条件においても、中央、州、地方政府と同格のレベルで、社会保障基金を別個の内訳部門として扱うことを正当化することは難しく、こうした場合には、第２の内訳部門分類方法を用い、各々の政府水準における対応する政府単位とともに分類する方がより適切であろうと思われる。

Ｆ．家計部門およびその内訳部門

1.序論：制度単位としての家計

4.132. 「体系」の目的上、家計は以下のように定義される。
同じ住居を持ち、所得や富の一部または全部をプールし、住宅や食料を中心に、共同で特定の財貨やサービスを消費する人々の小集団
4.133. 一般的には、家計の構成員一人一人は、家計の共同資源に対する請求権を持っている。少なくとも消費やその他経済活動に影響する決定の一部は、一家計全体として行なわていなければならない。
4.134. 家計は通常家族と一致するが、同一の家計に属する構成員は、資源や消費の幾らかを共有する限り、必ずしも同じ家族である必要はない。つまり家計は伝統、宗教、教育、風土、地理、歴史その他の社会・経済的要因により、様々な社会や文化の中で任意の規模でありうるし、多様な形態を取り得るものでもある。しかし、特定の国の社会・経済状況に精通した統計調査の専門家により取り入れられているその国の統計調査で用いられる家計の定義は、より厳密で、実施上の考慮を含む判断基準をつけ加えてはいるのが、「体系」において定義された家計の概念とかなり近いものでありそうである。
4.135. 雇主と同じ建物にすむ使用人やその他の有給の家事雇用者は、現物報酬として居住設備や食事を提供される場合でも雇用者の家計の構成者には含まれない。すなわち、有給の家事雇用者は、雇主家計の共同資源に対する請求権を持たない。そこで、彼らが消費する住宅や食事は雇主の消費には含まれない。したがって、このような人々は雇主とは別の家計に属しているとみなされる。
4.136. ある施設に永久的に入っているか、もしくは長期間、あるいは無期限にその施設に居住すると予想できる人は、経済的な事柄にほとんどあるいはまったく活動や決定の自律性がない場合、１施設家計に属しているとみなされる。施設家

計に入っている人の例は以下の通りである。

(a)修道院、女子修道院また同様な施設に住む修道士・修道女

(b)精神病院を含む病院で長期療養中の患者

(c)長期服役中の囚人

(d)老人ホームに永久的に住んでいる老人

4.137. 一方、短期間、病院、診療所、病後の療養所、宗教的静想所や同様の施設に入っている人々、寄宿舎のある学校、大学等に在学している人々、または短期服役中の囚人などは、通常属している各々の家計の一員としての取り扱いを受ける。

4.138. 家計は、消費だけでなく、すべての経済活動に従事する可能性をもつ。この点では、創設された目的のみに限定された活動を行なっている他の法的実体よりも家計の経済活動は、より多様でありうる。特に、家計の構成員はその家計が所有している非法人企業を運営したり、もしくは雇用者として他の非法人企業または法人企業に労働力を提供したりして、生産活動において重要な役割をはたしている。また資金の貸し借りなども行なっている。家計の個々の構成員が消費以外の活動に従事している場合でも、所属する家計部門の利益となるために活動しているとみなされ、独立した実体としての扱いは受けない。故に家計の構成員が独自の企業を所有し、それが法人企業または準法人企業ではない場合、その企業は、その家計自身の不可分部分と見なされる。

２．生産者としての家計

4.139. 家計部門内の生産は、個人または他人との共同出資により家計の構成員に直接所有され、支配される企業の中で行なわれる。家計の構成員が法人・準法人企業、または政府の雇用者として働く場合、その生産活動は家計部門の外において行なわれる。

4.140. 家計部門内の生産者単位は、すべて「非法人企業」である。実は、この用語は、小規模であるか専門性の高い生産者単位に適用される場合、煩わしい用語であることは一般に認められるところなのだが、それにも関わらず、「非法人企業」という用語を、その生産者単位が家計から独立した法的実体としての法人組

織ではないことを強調するためにあえて用いている。

4.141. 非法人企業において用いられる固定資産またはその他の資産は、その企業に属するのではなく、その企業の所有者に所属する。このような企業は、他の経済単位との取引に従事することはできない。このような企業は他の単位と契約関係を結ぶことや自己のために負債を負うことができない。この企業の所有者は生産の過程で負った債務または義務に個人として無制限に責任を負っている。

4.142. 家計非法人企業の所有者は、通常二重の役割を担っている。一つは、その企業の設立と運営に責任をもつ企業家として、またもう一つは有給の雇用者によって供給されるのと同様の労働投入を行なう労働者としてである。非法人企業の設立には、創業の才と進取の精神、そして資本設備が必要である。企業家としての能力において、その所有者は、自己の危険負担と自己の保証によって、必要な資金を調達しなければならない。そして、適当な物件を探し、必要な資本設備や原材料を購入または賃借りしなくてはならない。さらに、有給の雇用者を雇い、監督する。場合によっては、所有者の主要な役割は、このように企業者、革新者または危険負担者として行動することにあり、このような場合、所有者に最終的に帰属する、生産から生じた黒字は主として企業者機能（entrepreneurship）への収益である。しかし、場合によっては、所有者の主な機能は、労働、通常高度に熟練した専門的労働力を提供することにある。このような場合、生産に生じた黒字は、事実上なされた労働の報酬である。

4.143. したがって、家計非法人企業の生産活動によって生じた黒字は通常、以上のように２種類の所得の混合であり、したがって、「営業余剰」と呼ばず、「混合所得」と呼ぶ（家計の自己勘定の住宅サービスの生産によって生じる余剰は除く）。企業家機能への収益と労働提供に対して受け取る報酬との比率は、家計非法人企業によって様々に異なるが、概念的にもこの両者の間にはっきりと境界線を引くことは多くの場合困難である。

＜家計非法人市場企業＞

4.144. 家計非法人市場企業は、市場において販売ないし物々交換する財貨やサービスを生産する目的で設立されたものである。このような企業は、ほとんどどん

な生産活動にも携わる可能性がある。たとえば、農業、鉱業、製造業、建設業、小売売業その他のサービスの生産などである。その範囲は、ほとんど資本や経営拠点を必要としない露店商や靴磨きのようなひとりの個人から多くの雇用者を使う大製造業企業、建設業企業またはサービス業企業などにまで及ぶ。

4.145. また、家計非法人市場企業には、市場において販売ないし物々交換する財貨やサービスを生産する目的で設立された非法人パートナーシップも含まれている。そのパートナーは、それぞれ別個の家計に所属している場合もある。このようなパートナーの事業上の債務に対する負債責任は、そのパートナーシップを非法人企業としてみなすためには、無限であるべきである。しかしながら、法律事務所、会計事務所または建設事務所といった多くのパートナーをもつ非法人パートナーシップは、完全な勘定集合を保有すると仮定した場合、準法人企業として扱われる。また、そのパートナーが有限責任であるパートナーシップは、事実上独立した法的実体となり、法人企業として扱われる。

4.146. このような市場生産者の産出の一部は、所有者が所属する家計の構成員が消費するものとして、留保される。特に税金逃れの要素がある場合など、必要なデータを得ることは難しいが、このような財貨やサービスは、その企業の産出およびその家計の最終消費に含まれる。同様に、建物や資本設備も、その一部は生産に一部は消費に用いられる。非法人企業の所有者は、そのような資産を自由に使用することができるのであるから、このことからも、非法人企業をその所有者から区別することがきわめて困難であることが明瞭に示される。

＜自己最終使用のための生産を行なう家計企業＞

4.147. 主として、自己最終消費や自己総固定資本形成のための財貨やサービスを生産する目的で運営されている家計企業である。その産出価値は市場において販売されている類似の財貨やサービスの価格をもとに帰属計算される。

自己最終使用のための財貨の生産者

4.148. 自己最終使用のための財貨の生産に従事している家計非法人企業は、以下

のもので構成されている。
(a)自給農家またはその他自己最終消費のための農産物の生産に従事しているもの
(b)自己の住宅の建設あるいは自己最終使用のためのその他の構築物の建設、また、既存の住宅や構築物の構造上の改良や拡張に従事する家計
(c)布、衣服、家具、その他家財、食料品（すぐに消費されてしまう食事以外）等、自己消費のために他の財貨の生産に従事する家計
このような企業は、自己使用で余ったものを販売する場合もあるが、その産出のほとんどを定期的に販売する場合は、市場企業と見なされる。また、個人または地域社会の用途のための、建物、道路、橋等の共同体的建設に従事する家計の集団は、非市場生産に従事する非公式パートナーシップとして取り扱うべきである。

自己最終使用のためのサービスの生産者

4.149. 第Ⅵ章、第２節において説明するように、家計が自己最終消費のために生産するサービスは次の２つの場合にのみ「体系」内の生産境界の中に含まれる。
(a)持ち家住宅サービス。所有者である居住者は自己消費のための住居サービスを生産する非法人企業を所有しているとみなされる。
(b)有給のスタッフを雇用することにより生産される家事サービス。家計は有給のスタッフ――家事使用人、料理人、庭師等――を自己消費のためのサービスを生産するために雇う家計非法人企業を所有しているとみなされる。
4.150. このようなサービスの生産は混合所得を生み出すものではない。すなわち、持ち家の住宅サービスの生産にはなんの労働投入もないわけであるから、そこから生み出される余剰はすべて営業余剰である。また、慣行上、有給のスタッフを雇用することによって生み出される余剰は存在しない。実際、そのほかの投入は識別されず、生産された産出の価額は、家事スタッフに支払われた雇用者報酬と同額であると見なされている。

３．家計部門およびその内訳部門（S.14）

4.151. 家計部門は、すべての居住者である家計により構成されている。制度単位

として定義された家計には、家計によって所有される非法人企業――市場生産者あるいは自己最終使用のための生産者の双方――が家計の不可欠部分として含まれる。ただし、準法人企業を構成する家計の非法人企業のみは、独立の制度単位と見なされる。

4.152. 家計部門は、各家計の最も大きな所得源泉である所得の形態によって内訳部門分割を行なうか、またはその他の経済的、社会・経済的または地理的な特質のような判断基準をもとに内訳部門分割する。異なる経済には、異なる内訳部門分割の方法を用いるのが適切であろうし、異なる分析や政策策定にも異なる内訳部門分割が必要である。ここで勧告する一つの方法は、多くの目的にとって有益であると考えられるものであるが、統計当局が、必ずしもこの内訳部門の分類法を常に用いるべきだとされるわけではない。統計当局は、家計部門の内訳部門分割に関して「体系」を弾力的に実施すべきである。

4.153. 家計は各家計のもっとも大きな所得源泉の形態に従って、内訳部門に分けることができる。そのためには以下のような家計所得の類型を区別することが必要である。

(a)雇主の混合所得。有給の雇用者をもつ家計非法人企業の所有者としての所得者に発生した混合所得。

(b)自己勘定の就業者の混合所得。有給の雇用者をもたない家計非法人企業の所有者に発生した混合所得。

(c)雇用者報酬

(d)財産および移転所得

家計は、必ずしもそれが全家計所得の半分以上を占めているわけでなくても、その所得のもっとも大きな源泉となっている所得形態が、上にあげた４分類の所得形態のどれに属するかによって、内訳部門に分類される。同一の家計に２つ以上の所得源泉の分類に当たる所得がある場合は、たとえば家計の二人以上が雇用者として所得を得ているためや、２つ以上の財産所得や移転所得を受けた場合など、分類は各カテゴリーの所得の全家計内での合算所得に基づいて分類されるべきである。四つの内訳部門は以下のように表わす。

(a)雇主(S.141)

(b)自己勘定の就業者 (S.142)

(c)雇用者（S.143）

(d)財産所得および移転所得の受領者（S.144）

雇主の内訳部門は、家計の最も大きな所得の源泉が雇主の混合所得である家計のグループにより構成されている。他の３つの内訳部門も同様に、既にあげた４つの所得カテゴリーを用いて同様に定義することができる。自己勘定の就業者と雇用者との区別については、第Ⅶ章で説明する。

4.154. ４つ目の内訳部門すなわち最も大きな所得源泉が財産所得および移転所得である家計は、異質性を内に含んだグループであり、したがって、可能であれば更に３つの下位内訳部門に分類することを勧告する。この内訳部門は次のように定義される。

(4.1)財産所得の受領者（S.1441）

(4.2)年金の受領者（S.1442）

(4.3)その他の移転所得の受領者（S.1443）

年金受領家計とは、その家計の最も大きな所得が以前の雇主からの年金を含め、退職年金やその他の年金である家計をさす。

4.155. 他の内訳部門分割の方法は、通常、各家計についてレファレンス・パーソンを識別することを必要とする。レファレンス・パーソンは、年齢や年長序列よりも、経済的な重要性の見地から決定されるので必ずしも家計の他の構成員が「世帯主」（head of the household）と見なしている人物である必要はない。レファレンス・パーソンは、普通は、家計内においてもっとも大きな所得を得ている人物であるが、家計の消費に対する主要な決断を行なうことができる人物とすることもできるであろう。

4.156.レファレンス・パーソンを識別したうえで、その特質に従って家計を内訳部門に分類することができる。たとえば、内訳部門は、以下の項目に沿って定義できる。

(a)レファレンス・パーソンの職業

(b)もしあるなら、レファレンス・パーソンが働く産業

(c)レファレンス・パーソンの学歴

(d)レファレンス・パーソンが持つ資格または技能

上にあげた判断基準のそれぞれが内訳部門分類の取りうる方法を提供している。

またなんらかの理由で家計の最も大きな所得による分類が不可能である場合、レファレンス・パーソンの主な所得にしたがって家計を内訳部門に分類することも可能である。この目的のためには、家計の最も大きな所得を分類するために使ったのと同じ所得カテゴリーを用いることが望ましい。

4.157.最後に、家計全体に当てはまる判断基準を使って家計を内訳部門に分類することができる。たとえば、内訳部門を以下の項目に従って定義できる。

(a)家計の総所得の規模

(b)家計の構成員数

(c)家計が所在する地域のタイプ

最後の判断基準は、農村部、都市部、または首都圏に住む家計をお互いに区別すること、また、異なる地理的領域に所在する家計を区別することを可能にする。

4.158.このように、家計部門を内訳分類する有益な方法は多くの存在するため、統計機関では様々な可能性を含めて相応の考慮を行なうべきである。異なる利用者、分析者、政策策定者により様々な家計の分類が要求されれば、２つ以上の方法が取られる場合も有り得る。

4.159. 多くの開発途上国にとって、経済の公式部門と非公式部門を区別することは、とくに重要なことである。第15回国際労働統計家会議（ジュネーブ、1993年１月）は、非公式部門における就業の統計に関する決議Ⅱを採択した。この決議は、他のガイドラインとともに、非公式部門の国際統計標準のうえの定義を提供している。国際労働統計家会議中の必要な段落は、以下、本章末尾の付録に再録し、公式部門、非公式部門の区別を取り入れた家計部門の内訳部門分割を行なおうとする国の便宜をはかっている。

4.160. 「体系」は硬直的に運用されるべきではなく、弾力的（フレクシブル）な適用がなされるべきである。様々な条件をもつ国々へ「体系」をどう適用するかということについては、それを主題とした章がとくに置かれている。以上で示した家計部門の内訳部門分類の考えうる方法のどれを実行するにしても、各国は自国にとって何が最も適当な分類法であるかを決定する必要がある。たとえば、地理的条件や技能の水準などを考慮しながら決定するのである。このようなとき、国際基準はあまり有益でない場合もありうる。したがって、ここで特定の分類法について提案されていないからといって、そこで注目されている特質が経済分析

または政策策定の目的に関して、あまり重要でないと解釈されるべきではない。

G．対家計非営利団体部門（S.15）

4.161. 非営利団体は、財貨やサービスを提供することを目的としてつくられた法的または社会的実体であるが、ステータスのうえで、それを創設し、支配し、資金供給している単位に、所得、利益あるいはその他の金融的利得の源泉となることを認められていないものをいう。定義から、非営利団体は、他の制度単位の利益の源泉であることができないわけであるが、それにも関わらず非営利団体が経済的に意味のある価格や料金を取ってサービスを提供する場合には、それを市場生産者とみなす。ただし、経済的に意味のある価格とは、生産者が供給しようとする量、購入者が買おうとする量に顕著な影響をもつ価格のことである。市場生産者としての非営利団体は、法人部門の内のいずれかへ分類される。市場非営利団体は、政府単位により支配され、主として政府単位により資金供給される非営利団体を除く、すべての対企業非営利団体を含んでいる。しかし、非営利団体の大多数は他の制度単位へ無償もしくは経済的に意味のない価格で財貨やサービスを提供する非市場生産者でありそうである。

4.162. 非市場非営利団体は、政府単位によって支配され、しかも政府単位によって主としてあるいは全面的に資金供給されているものとそうでないものに分類される。後者は「対家計非営利団体」（ＮＰＩＳＨ）と呼ばれ、「体系」内の独立した部門を構成する。対企業非営利団体は、それが政府単位により支配され、主に資金供給されているか否かによって、法人企業部門あるいは一般政府部門に分類される。したがって、要約すると、対家計非営利団体を以下の(a)、(b)を除くすべての居住者である非営利団体と定義することができる。

(a)市場生産者である非営利団体。

(b)政府単位により支配され、主に資金供給されている非市場非営利団体。

対家計非営利団体部門は、無償または経済的に意味のない価格で、その構成家計または他の家計に財貨やサービスを供給する以下のような2種類の非営利団体を含んでいる。

(a)労働組合、専門職能団体または学術団体、消費者団体、政党（一党独裁国は除く）、教会または宗教団体（政府により資金供給されているものも含む）、社交、文化、娯楽またはスポーツのクラブ。

(b)他の制度単位からの現金または現物による自発的な寄付により運営されている慈善、救援、援助団体。

H．海外（S.2）

4.163. 「体系」の目的により、海外は、居住者単位との取引に従事するすべての非居住者である制度単位、または居住者単位と取引以外の経済的つながりをもつ非居住者である制度単位により構成されている。海外は、完全な勘定セットを作成する部門ではない。しかし、海外をひとつの部門であるかのように取り扱うと都合が良いことが多い。海外の勘定や表は、居住者・非居住者間の取引を記録したり、また居住者が非居住者に対してもつ金融的請求権あるいは逆に非居住者が居住者に対してもつそれなどのようなその他の経済的つながりを記録することにその目的が限定されている。海外には、一国の地理的な境界の中に所在している制度単位もある程度含まれている。たとえば、大使館や領事館、軍事基地などといった外国の飛び地や国際機関などがそれである。

国際機関

4.164. ある種の国際機関は、制度単位のすべての不可欠な特質をもっている。「体系」内で「国際機関」という語が用いられるとき、その特徴を以下のように要約できる。

(a)国際機関を構成するのは、国家か、または国家により構成される国際機関のいずれかである。したがって、その権限は、構成国から直接的にもたらされたものであるか、または他の国際機関を通じて間接的に、やはり国家からもたらされたものである。

(b)国際機関は、加盟国・機関の公式な政治的合意によって設立された、国際条約上の地位をもつ実体である。その存在は、各加盟国の国内法によって認知されている。

(c)国際機関は、国際的合意に基づいて設立されているため、主権者としての地位が与えられている。すなわち、国際機関には機関が所在する国または複数国の法律または規制は及ばない。それは機関が所在する国の居住者である制度単位としては扱われない。

(d)国際機関の創設目的は様々である。中でも以下のタイプの活動が重要である。

(ⅰ)加盟国・機関の利益のために集合的性格の非市場サービスを提供する。

(ⅱ)国際水準における金融仲介活動。すなわち、別の国の貸し手と借り手の間の橋渡しをすること。国際機関は、また一群の国々の中央銀行として活動することもある。

4.165. 国際機関の全加盟国の公式合意は加盟国国内で法律的な強制力をもって施行される場合もある。ほとんどの国際機関は、資金面でその加盟国の負担金に全面的にあるいは部分的に負っているが、機関によっては金融市場における借り入れのような他の方式の資金調達を行なっている場合もある。「体系」の目的のうえでは、国際機関は海外に居住する単位として取り扱う。

第Ⅳ章付録

非公式部門における就業の統計に関する第15回国際労働統計家会議（1993年1月）の決議の抜粋

概念

5.(1)大まかに言えば、非公式部門は、就業および所得を本人に発生させることを主たる目的として財貨・サービスの生産に携わる単位からなるものとして特徴付けられよう。そうした単位の経営は、典型的には、組織化の水準が低く、生産要素としての労働と資本との区別があまりないかまったくなく、しかも小規模である。労使の関係が存在する場合でも、それは、偶然的雇用、親族・個人的・社会的関係に基づくものであり、形式的な保証を伴う契約上の取り決めに基づくものではない。

(2)非公式部門の生産単位は、家計企業（household enterprises）の特徴を備えている。その生産に用いられる固定資産およびその他の資産は、生産単位そのものに属するものではなく、その所有者に属する。生産単位そのものは、取引に携わることも、他の単位と契約することも、生産単位としての負債を負うこともできない。所有者は、自己の危険で必要な資金を調達しなければならないし、生産過程で負担した債務や義務に対して、個人として無限の責任を負う。生産に関する支出は、家計の支出と区別できないことが多い。同様に、建物や車両などの資本財も事業むけの利用と家計の利用とで区別できない。

(3)非公式部門の生産単位によってなされる活動は、必ずしも、脱税、社会保障負担逃れ、労働法その他の法律や行政上の規定の侵害を意図したものではない。したがって、非公式活動の概念は、隠匿された経済、あるいは、地下経済の概念

とは、区別されるべきである。

実行上の定義

＜非公式部門＞

6.(1)統計上の目的のためには、非公式部門は、国際連合の国民経済計算体系（改訂第４版）で提供された定義と分類によれば、家計企業あるいは同じことであるが家計によって所有されている非法人企業として家計部門の一部をなす生産単位のグループである。
(2)家計部門内部では、非公式部門は、(i)段落８で定義されるような「非公式自己勘定企業」と(ii)段落９にあるような「非公式雇主企業」からなる付加的成分とによって構成される。
(3)非公式部門の定義は、生産活動が行なわれている場所、使用されている資本資産の規模、企業の営業期間（多年、季節、偶然）、所有者の主活動として営まれているか副次的な活動であるか、等のことがらとは関係なく定義される。

＜非公式自己勘定企業＞

8.(1)非公式自己勘定企業は、自己勘定の就業者により所有され、運営されている、（ＳＮＡの意味における）家計企業である。（所有・運営主体である）自己勘定の就業者は、１人であることもあるし、同一の家計の成員あるいは他の家計の成員とパートナーシップを組むこともある。また、無給の家族従業者や雇用者を臨時ベースで雇用することはあるが、雇用者を継続ベースで雇用することはない。小段落５（１）および（２）で述べた特徴をもつ。
(2)実行上、非公式自己勘定企業には、各国の事情により、すべての自己勘定企業を含めてもよいし、各国特有の法律のもとで登録していないものに限定してもよい。
(3)ここで、登録とは、工場法規、商業法規、税法、社会保障関係法、同業団体を規制するための法令、その他同様の法律、法規または各国の法律で定められた機

関による諸規制のもとでの登録のことである。
(4)自己勘定の就業者、無給の家族従業者、雇用者および継続ベースの雇用者の雇用といった用語は、『国際就業状態分類』（International Classification of Status in Employment、ＩＣＳＥ）の最近採択された版によっている。

＜非公式雇主企業＞

9.(1)非公式雇主企業は、雇主によって所有、運営される（ＳＮＡの意味における）家計企業である。その雇主は、１人であることもあるし、同一の家成員あるいは他の家計の成員とパートナーシッ計のプを組むこともある。また、継続ベースで１人ないし複数の雇用者を雇用する。小段落５(1)および(2)で述べた特徴をもつ。
(2)実行上、非公式雇主企業は、各国の事情により、次の基準のひとつないしそれ以上によって定義することができる。
(ⅰ)ある一定の雇用水準に満たない単位の規模
(ⅱ)企業ないしその雇用者の無登録
(3)規模の基準は、継続ベースで雇用される雇用者数によるものであるべきだが、実際上は、雇用者の総数や調査期間中の従業者数によるものでもよい。
(4)非公式雇主企業の定義における上限は、国によって経済活動の分野によって変動があってよい。各国の関連法規に含まれているような最小規模に関する要件があればそれ、あるいは、経験的に決定された基準によって決めてもよい。上限規模の選択は、対応する経済活動の分野において比較的規模の大きい単位に対して行なう統計調査がある場合、重複を避けるためにそのカバレッジを考慮すべきである。
(5)複数の事業所で活動を行なっている企業の場合、規模の基準は、原則としては、企業全体ではなく、各々の事業所に適用されるべきである。したがって、特定の上限規模を超える事業所がひとつもないときにのみ、企業は、規模基準を満たすとみなされるべきである。
(6)企業の登録については、小段落８(3)で述べたような各国特有の法制のもとでの登録をさす。雇用者の登録は、雇用ないし徒弟契約のために関連する税や社会

保障負担を雇用者のために支払うことになったり、標準的な労働法規のもとに雇用関係を置くことになったりすることをいう。

(7)雇主、雇用者および継続ベースの雇用者の雇用といった概念の定義は、『国際就業状態分類』の最新版によっている。

10. 特定の分析目的のために、非公式部門のより詳細な定義を各国レベルで開発し、収集されたデータをもとに、さらに追加基準を導入することができる。そうした定義は、統計の様々な利用者のニーズによって変わりうるものである。

第Ⅳ章　制度単位と部門

第Ｖ章　事業所および産業

Ａ．序論

5.1. 制度単位は、第Ⅳ章で定義済みである。この章では生産者としての能力という観点から制度単位をみるにあたり、企業として生産に従事している制度単位を定義する。企業とは、法人企業（「体系」において法人として扱われる準法人企業を含む)、非営利団体（ＮＰＩ)、非法人企業を指す。法人企業と非営利団体は、完全な制度単位である。しかし、非法人企業は、財貨・サービスの生産者としての能力のみに着目した、家計や政府といった制度単位のことである。それは、財貨・サービスの生産を指向した単位の活動のみを対象としている。多くの家計は、非法人企業を含んではいない。

5.2. 単一の企業、特に大法人は、事実上企業規模に上限はないので、多種の異質な生産活動を同時に行なっている。もし主活動を基本として、その企業のグループ分けを行なうならば、その結果少なくともいくつかのグループは、生産プロセスや生産される財貨・サービスに関してかなり異質なものを含むことになるであろう。よって、生産技術が重要な役割を持つ生産の分析のために、本質的に同種の生産をおこなう生産者のグループをつくる必要がある。このことは、より細分化することで同質的な単位にしなければならない制度単位があることを示しており、そのような同質的な単位は、事業所として定義される。さらに、事業所のグループとして産業を定義する。「体系」では、生産勘定と所得の発生勘定は、部門と同様に産業についても作成される。

5.3. この章では、まず事業所、次に産業を定義するための基盤として、生産活動とその分類について議論する。活動種類および事業所以外の統計単位の背景にある定義のほか、ここで用いられる諸定義は、国際連合により刊行された『国際標準産業分類』の改訂第３版（ISIC,Rev.3）の定義と整合的である。本章とＩＳＩＣの「序章」とで語句の僅かな違いがあるが、それは、ＳＮＡの文脈に沿ってその定義をより明らかにする必要があったことによる。

Ｂ．生産活動

5.4.「体系」において生産は、詳細には第Ⅵ章で論じられるが、財貨・サービスの産出のために、労働、資本、そして財貨・サービスを投入する、制度単位の支配と責任のもとに行なわれるプロセスや活動からなる。そのような活動は、さまざまな特徴によって記述され、分類される。たとえば、

－　産出として生産される財貨・サービスの種類
－　使用され、あるいは消費される投入の種類
－　用いられた生産の技術
－　産出が使用される方法

同じ財貨・サービスであっても、用いられる生産方法に違いがあり得るから、活動と生産される財貨・サービスとの間には、１対１対応はない。財の中には、まったく異なる投入から生産されるものもあるだろう。たとえば、砂糖がさとうきびや甜菜から、電力が石炭、石油や原子力、水力から生産されるようにである。そしてまた多くの生産プロセスは、肉と皮のように結合生産物を生産し、それらは異なる目的に使用される。

１.「体系」における活動分類

5.5.「体系」において用いられる生産活動の分類は、国際標準産業分類(ＩＳＩＣ（改訂第３版）)である。ＩＳＩＣで用いられる４つのレベルの分類――細分類（Class)、小分類（Group)、中分類(Division)、大分類（Section)、表章分類（Tabulation Category）――を詳細に叙述する基準は複雑である。中分類と小分類のレベルでの実質的な比重は、対象となる活動の主生産物として生産される財貨・サービスの性質に置かれている。ここで＜性質＞とは、その品目の物理的な構成や加工の程度およびその品目によって満たされるニーズのことをさしている。この基準は、その品目のために投入される原料やその品目が投入される需要先に関しての類似性や関連の度合にしたがって生産者単位をグループ分けするための基盤を提供する。ほかにも、こうした水準の分類のために用いられる、２つの主要基準が考慮されている。すなわち、財貨・サービスの使用用途、そして、生産の投入構造や、プロセス、技術といったものである。
5.6. 活動の概念を詳細に説明することは、この章の目的に必ずしも則さないが、主活動や副次的活動と付随的活動との基本的な区別を明確にすることは必要であろう。

２．主活動・副次的活動と付随的活動

＜主活動＞

5.7. 生産者単位の主活動とは、その単位によるすべての活動の中で、最も大きな付加価値を生み出す活動である。(生産者単位は、企業かあるいは以下に定義される事業所である。) 主活動の分類はＩＳＩＣにより、まずは大きな分類のレベルから、そしてより詳細なレベルの分類へと決められる。主生産物と副産物（主生産物と一緒に必然的に生産される生産物）からなる主活動の産出は、たとえそれが自らの消費や資本形成に用いられるとしても、他の単位へ引き渡そうと思えばそうすることもできる財貨・サービスからなっていなければならない。

＜副次的活動＞

5.8. 副次的活動とは一つの生産者単位が主活動に加えて行なう活動であり、その産出は、主活動の産出と同様に他の生産者単位への引き渡しに適したものでなけれななならない。副次的活動による付加価値は、主活動の定義から、後者のそれよりも小さいものでなけらばならない。副次的活動の産出は、副次的生産物である。ほとんどの生産者単位は少なくともいくつかの副次的生産物を生産している。

＜付随的活動＞

5.9. 付随的活動の産出は、当該企業の外部における使用を意図したものではない。主活動や副次的活動が行なわれうる条件を作り出すために、企業内で行なわれる補助的な活動が付随的活動である。付随的活動のより詳しい概念を与える前に、付随的と思われるいくつかの活動をあげておくことは有用であろう。
(a)コンピューターや手記によって、記録、文書や会計をつけること。
(b)手記や電話、テレックス、テレファックスやコンピューターによる直接のリンク等、あるいは伝達人や使いによる伝達業務
(c)原材料や設備の購入
(d)雇用者に対する雇用契約関係、訓練、管理、給与支給業務
(e)原材料や設備の貯蔵、倉庫業務
(f)生産者単位の内部や、外部における財貨や人の輸送業務
(g)販売促進業務
(h)建物や他の構築物の清掃や補修

(i)機械や設備の修理・保守
(j)安全や監視業務
5.10. 主活動や副次的活動の補助という付随的活動を定義する性格に加えて、付随的活動は、その産出に関してある共通の特徴がある。この追加的な特徴とは、
(a)典型的には、付随的活動は、ほとんどどの生産活動にも投入されるような、普遍的に見られる産出を生産する。
(b)付随的活動は、産出として、サービスを生産する。(例外として、主活動や副次的活動の産出の物理的な構成部分にはならない財貨を生産する。)
(c)個々の付随的活動の産出の価値額は、企業の主活動や副次的活動のそれと比較して小さいものである。
5.11. 付随的活動を定義する特徴は、付随的活動を識別する上で決して十分なものではない。付随的なものとして考えられないが、完全に企業内で消費される産出を生産する活動も多種存在するのである。いかなる生産活動においてもみられるという付随的活動の特徴は、付随的活動がその産出としてサービスを提供するということに関連がある。企業内で生産される個々の財貨が、会計、輸送や清掃といったサービスのように、あらゆるところで投入として必要とされるというわけではない。たとえば、企業が牛乳を生産し、それのすべてを同企業内においてバターやチーズのために投入するということはある。しかし牛乳の生産は、あらゆるところで投入されているわけではないので、付随的活動とは考えられないのである。実際、牛乳はある特定の生産活動においてのみ見られる特殊な投入なのである。一般に、主活動や副次的活動の産出に組み込まれる財貨は、付随的活動の産出ではありえない。
5.12. 共通に投入されはするが、付随的活動であると考えられるほど共通性を持たない活動もある。多くの企業は自らの機械や設備を製造したり、構築物を建てたり、研究開発を行なっている。しかしこれらの活動は、それが集中的なものであろうとなかろうと、頻繁に見られるものでなく、また、企業規模の大小を問わず、すべての種類の企業に広範に観察されるものでもないので、付随的活動としては扱われないものである。
5.13. 定義によって、付随的活動はそれ自身の目的のためではなく、ただそれを投入する主活動や副次的活動のための補助的なサービスを供給するものである。よって付随的活動は、「体系」とＩＳＩＣの両方において、それを用いる主活動や副次的活動にとって不可欠なものとして扱われている。結論として、
(a)付随的活動の産出は明示的に認識されないし、「体系」において分割して記録されてはいない。またこの産出の使用も記録されていない。
(b)付随的活動によって消費される原材料、労働、固定資本減耗などすべての投入は、それが補助している主活動や副次的活動の投入として扱われる。
(c)付随的活動の付加価値は、主活動や副次的活動の付加価値と一緒になっているので、それを識別することは不可能である。
このように「体系」の生産勘定は、各生産者単位の中で行なわれている付随的活動の大きさや範囲に関しての直接的な情報を提供できないのである。付随的活動の存在は生産者の費した投入構造を研究することでのみ推断できるのである。

付随的活動の変化

5.14. 場合によっては、企業は主活動や副次的活動のための補助的なサービスを、付随的活動によるか、あるいは専門サービス生産者から市場においてそのようなサービスを購入するかという選択が可能である。主活動と副次的活動から付随的活動を明瞭に分割することの困難に加えて、その選択は、実際には、必要なサービスが、局地的市場においてはその求める量だけ手に入れることがしばしば困難であるという事実によって制限されるであろう。
5.15. 付随的活動は、企業の外部に供給することが可能になる程度まで成長することもあるかもしれない。たとえば、コンピューター処理の単位が外部に需要を持つほどに、自らの能力を発展させること等である。外部にまでサービスを供給することになったときには、産出を販売向けに

生産する部分は、付随的ではなく副次的活動として扱われなければならない。

経済システムにおける付随的活動の役割

5.16. 付随的活動は、「体系」にも生産統計にも一般に明示的に示されていないので、経済におけるその役割についての情報を得ることは困難である。たとえば、それらがどのくらいの産出が生産されているか、何人がその活動に従事しているか、どのくらいの資源を消費しているか等を知ることは困難である。情報処理やコミュニケーションが典型的な付随的活動であることから見て、生産性に関する「情報技術」の貢献を分析するといった目的のためには、このことは重大な欠点である。しかし、生産者単位内によって行なわれる付随的活動の全体像を把握することは、困難であり、またコストがかかるであろう。そのうえ、その産出の価値額はすべて帰属によらなければならないであろう。けれども、ある種の分析のためには、こうした活動を別個に推定したり、記録することは有用で必要なものなのである（第ＸＸＩ章を参照)。

Ｃ．より同質的な単位への企業の分割

5.17. すでに述べたように、「企業」は財貨・サービスの生産者としての能力において制度単位を記述するために「体系」内で用いられる用語である。よって企業は次にあげるような制度単位である。

－　法人企業（準法人企業を含む）
－　非法人企業
－　非営利団体（ＮＰＩ）

5.18. ＩＳＩＣを用いて、企業をその主活動に従って分類することや、「産業」にグループ分けすることは可能であるけれども、企業は主活動とかなり性質を異にする副次的活動を行なっているので、その結果いくつかの「産業」は異質的なものになってしまう。その活動がより同質的であるグループ分けを行なうために、企業をより細分化し、より同質的な単位としなければならない。

1．活動種類別単位

5.19. 企業の分割のための一つの方法は、その活動によるものである。この分類による単位は、活動種類別単位と呼ばれ、その単位は、ただ一つの（非付随的な）生産活動に従事したり、あるいは主生産活動がその付加価値のほとんどを占めている、企業や企業の一部分として定義される。それぞれの企業は、定義によって、一つないしそれ以上の活動種類別単位をもつ。従って、企業を２つないしそれ以上に分割することは、産出、費用構造および生産技術に関して、より同質的な単位を生じさせるはずである。

2．地域別単位

5.20. 企業は、しばしば複数の地域において生産活動に従事しており、そして目的によっては、それらを地域別に分割することは有用であろう。地域単位は一か所の地域で、もしくはそこを拠点として、生産活動に従事している、企業や企業の一部分として定義される。この定義は、行なわれている活動の種類とは無関係であるという点で、ただ一つの次元しかもっていない。地域別単位における地域とは、目的によって、狭くは特定の住所として、広くは省や州や郡などとして解釈される。

3. 事業所

5.21. 事業所は活動種類による分類基準と地域的な分類基準を組み合せたものである。事業所は、一つの地域に立地しており、そしてそこでただ一つの（非付随的な）生産活動のみを行なっているか、あるいはそこでの主生産活動がその付加価値のほとんどを占めている、企業や企業の一部分として定義される。
5.22. 事業所の定義では、一つの、あるいは複数の副次的活動を行なっていることは構わないけれども、それらは主活動と比較して小規模であることが望ましい。もし企業内での副次的活動が、その主活動と同じ程度に重要であるか、またはほとんどその重要さにおいて変わらなければ、その活動は主活動の行なわれている事業所とは別の事業所で行なわれているものとして扱われるべきである。事業所の定義では、付随的活動が独立した事業所を構成することは認められていない。
5.23. このように、事業所は、生産技術が重要な役割を持つ生産の分析のためにより適したデータを提供する単位として設計されている。しかし、後で投入産出分析のためにそのデータをさらに変換する必要があるかもしれない。この点に関しては、以下の同質的生産単位の項でも簡単な説明があるが、より詳細には第ＸＶ章において説明する予定である。
5.24. 実際には、事業所は、通常、特定の生産活動が行なわれている個々の作業の場（workplace）である。たとえば、個々の農場、鉱山、採石場、工場、プラント、小売店、商店、建設現場、輸送倉庫、空港、自動車修理工場、銀行、事務所、診療所等である。しかし、「体系」において、付随的活動を別個に識別したり、記録したりしないことは、想起されてよい重要なことがらであり、そのため、その活動が本質的に付随的である修理部門、販売部門、会計部門、コンピューター部門等を分離した事業所として扱うことはない。

＜事業所に関するデータ＞

5.25. 事業所は概念的に制度単位とは別ものである。制度単位が一つの事業所のみからなるときには、事業所の生産勘定と制度単位の生産勘定とが同一であるという意味において、その二つの単位は一致している。しかし、そのような事業所であっても「体系」においては、自らの勘定で取引を行ない、責任を負い、契約を結ぶ等を行なう制度単位ではないのである。たとえば事業所による生産活動にともなう購入や販売は、その属する制度単位によって実際なされるのであって、事業所それ自身ではない。それゆえ、事業所において貸借対照表を含む完全な一組の勘定を考えることは不可能である。それは実際的な資料の困難によるのではなく、事業所は概念的に自らの権利において財貨や資産を所有することはできないし、あるいは所得を受けたり分配したり等はできないからである。
5.26. 事業所について作成されるデータは、その生産活動に関するもののみである。それは次のものを含む。
(a)生産勘定と所得の発生勘定に含まれる項目
(b)雇用者数、その類型、そして労働時間の統計
(c)利用される資本ストックと土地の推計
(d)在庫品増加および総固定資本形成の推計
5.27. 生産勘定と所得の発生勘定の作成は、産出、中間消費、付加価値、雇用者報酬、生産および輸入品に課される税、補助金や営業余剰／混合所得を計算することができるということを前提としている。原則として、事業所に関する上に述べたような種類の統計は、実際いつでも入手可能であったり、あるいは必要であったりするわけではないが、少なくとも収集することが可能でなければならない。

＜特殊な状況における原則の適用＞

5.28. 上で述べた企業を事業所へ分割するための原則の適用は、いつも明瞭というわけではない。

この節では、その適用が特に困難である生産組織に関わるいくつかの状況について論じる。

集中的付随活動

5.29. 企業による生産が２つのあるいはそれ以上の異なる事業所によって行なわれているとき、すべての事業所の便益のために集中的に行なわれる付随的活動も存在するかもしれない。たとえば、購入、販売、会計、計算、維持等は、企業の主活動や副次的活動の行なわれている事業所から分離した本社によってなされていることもあるだろう。そのような状況では、その集中的付随活動の全費用はそれらが便益を提供する事業所に配分され、当該事業所の費用に加算されるべきである。その際の配分方法は、たとえば、事業所の産出ないし費用に比例させることが考えられる。

統合された企業内における事業所

5.30. 水平的に統合された企業では、市場で販売される異なる財貨やサービスを生産する異なるいくつかの活動はお互いに平行して行なわれる。事業所の定義にしたがえば、異なった種類の活動に対しては、通常、それぞれ別個の事業所が存在すべきである。
5.31. 垂直的に統合された企業では、普通は異なる企業によって行なわれる生産の段階が同じ企業内の異なる部門において連続して行なわれる。ある段階での産出は、次の段階での投入となり、最終段階の産出のみが実際に市場で販売されるのである。垂直的に統合された企業の例は枚挙にいとまがない。
5.32. たとえば、魚の捕獲のために自らの漁船団を用い、そして冷凍食品、あるいは缶詰食品に、すなわち、製造業製品へと加工する企業が考えられる。同様に、自ら茶を栽培する農場を保有し、そしてブレンドし、最終消費者への販売のために袋詰めにする企業もありうる。煉瓦の生産者は自らの採石場から採掘した土を加工するであろう。以上あげた例の目立った特徴は、垂直的統合が、製造業の様々な段階を越えて広がり、漁業、農業や鉱業を製造業と統合しているということである。しかし、製造業を含まないタイプの垂直的統合もあるし、製造業内での垂直的統合もきわめて一般的である。
5.33. 国民経済計算の観点からは、実際に市場では販売されず、次の段階への中間投入となるような産出の価値について帰属を行なわなければならないということがあり、垂直的に統合された企業を事業所に分割するということは困難である。企業内の引き渡しを市場価値を反映した価格で記録している企業も存在するが、それを行なっていない企業もある。たとえ各生産段階での費用については適切な資料が得られるとしても、企業の営業余剰をさまざまな段階に配分する適当な方法を決めることは難しい。考えられる一つの方法は、各段階での費用に一律に決めた利益率を適用するというものである。
5.34. 垂直的に統合された企業の事業所への分割における実際的な困難はあるが、垂直的に統合された企業がＩＳＩＣの第一水準の分類の二つ以上の項目に跨るとき、少なくとも一つの事業所がそれぞれの項目に置かれなければならないことを勧告する。ここで、ＩＳＩＣにおける第一水準の活動分類とは、農業、漁業、鉱業・採石業、製造業といったような広い産業分類である。

一般政府が所有する事業所

5.35. 政府単位、特に中央政府は、その行なう活動の種類は特に広く、また複雑である。さきに述べたような原則は、政府単位にも整合的に、そして体系的に適用されるべきである。政府によって所有される主な種類の生産者単位を扱う場合に従うべき手順は、次のように要約される。
5.36. 政府によって所有されている非法人企業は、その産出の全部ないし大部分を、市場において経済的に意味のある価格で、販売するか、もしくは処分する市場生産者であろう。たとえば、市民プールや政府による出版事業は市場生産者であろう。このような企業について、もし、それが独立して経営され、またその勘定で、所得、貯蓄や資本が政府から分離して計測され、その結

果、当該単位と政府との間の所得フローや資本が識別可能ならば、それは準法人企業として扱われる。準法人企業として扱われる場合、それは政府部門の一部分ではなくなり、事業所への分割という観点からは公的に所有される企業と同様に扱われる。準法人企業でない政府所有の市場生産者は、もし二種以上の活動に従事しているか、あるいは二か所以上の場所に立地しているときには、二つ以上の事業所に分割すべきである。

5.37．政府の所有する非法人企業は、無料、あるいは経済的には意味のない価格でその産出を供給する非市場生産者である場合もある。最終財・サービスをコミュニティーや個別家計に供給する政府所有の非市場生産者と他の政府単位による使用のために財貨・サービスを生産するそれらとの間に区分をおくことは必要である。

5.38．公務、防衛、保健や教育のような最終財・サービスを供給する非市場生産者は、ＩＳＩＣの中分類75、80、85、90による活動分類を用いて事業所に分割されるべきである。中央政府の諸機関は、国中に分散しているだろうし、そのような状況では、異なる場所で行なわれている活動毎に、事業所を区別する必要があろう。

5.39．他の政府機関や部署に財貨・サービスを供給している非市場生産者は、次のように扱われるべきである。

(a)政府機関が他の政府機関へ財貨を供給している際には、それは別個の事業所として扱われ、ＩＳＩＣの適当な項目のもとに分類されるべきである。これは軍需品、武器、出版や文房具、道路や他の構築物などの生産に適用される。その単位は２つの理由から、別個の事業所として識別されるべきである。第一には、自らの軍隊に武器を供給するために生産を行なう政府は、事実上、ＩＳＩＣの第一水準において２つ以上の項目に跨る垂直的に統合された企業である。それゆえ少なくとも、それぞれのＩＳＩＣ項目に一つの事業所が識別されなければならない。同様な議論が、政府の出版事業や政府が所有する他の財貨の生産者にも適用される。第二に、さきに述べたように主生産物や副次的生産物の物理的な一部分をなさない財貨に関する例外はあるが、財貨の生産は、付随的活動とは考えられない。サービスを生産する事業所に財貨を供給する活動は、一つの別個の事業所として扱われるべきなのである。

(b)輸送のための共通施設や計算部局などの補助的なサービスを他の政府機関に供給する政府機関の状況は明瞭でない。通常それは付随的活動として扱われるであろうし、その費用は、それが便益を提供するさまざまな事業所に、後者独自の費用に比例して配分されるであろう。しかし、たとえば計算や情報伝達を行なう大きな機関のように、中央政府全体に便益を提供する非常に大きな専門化した機関のケースは、この一般原則に対する例外であり、別個の事業所として扱うのが適切であろう。

Ｄ．産業

5.40.「体系」において、産業は、ＩＳＩＣと同様に定義されている。すなわち、産業は同種の、あるいは類似の活動に従事している事業所のグループからなるものである。分類の最も詳細なレベルでは、産業はＩＳＩＣの一つの細分類に属するすべての事業所からなり、またそれゆえ、ＩＳＩＣの定義のうえからはすべて同じ活動に従事している。ＩＳＩＣの小分類、中分類、そしてさらに大分類に対応した高度な集計のレベルでは、産業は類似の活動類型に従事している事業所のグループからなる。

１．市場生産者と自己勘定非市場生産者

5.41.「産業」という語は、市場生産者に限られたものではない。ＩＳＩＣや1968年ＳＮＡ体系に

おける定義における産業は、その属する制度単位が市場生産者であるか、非市場生産者であるかにかかわらず、類似した生産活動に従事する事業所のグループからなる。市場生産と非市場生産の区別は、生産活動の、さらに広義には経済活動の異なる次元に属する。たとえば、ある国の事業所のグループからなる保健産業は、市場生産者であるものもあるし、非市場生産者であるものもある。後者の場合、そのサービスを無料か経済的に意味のない価格で提供する。市場生産とその他の生産の区別は、活動自身の性質とは別の基準によるものであるから、活動のタイプによって、およびそれが市場産出を生産しているのか、自己勘定産出か、または他の非市場産出を生産しているのかによって、事業所をクロス分類できるのである。以上のように、もし望むなら、同じ産業内で他の生産から市場生産を分離することには問題はない。

２．産業と生産物

5.42. すでに述べたように、活動と生産物、したがってまた産業と生産物とは一対一対応していない。ある活動は同時に複数の生産物を生産するし、一方で同じ生産物でも異なる生産技術によって生産されているかもしれない。
5.43. 一つの生産活動によって二つ以上の生産物が同時に生産されているとき、それらは「結合生産物」である。結合生産物の例は、屠殺された動物による肉と皮や、さとうきびの精製による砂糖と糖蜜などである。ある活動の副産物が他の活動によっても生産されることもあるだろうが、糖蜜のように特定の活動の副産物としてのみ唯一生産される例もある。
5.44. 活動分類と生産物分類との関係は、ＩＳＩＣと国際連合の主要生産物分類（Central Product Clas-sification、ＣＰＣ）との関係がよい例となる。ＣＰＣは、「体系」における生産物分類でもある。それは財貨の物理的特徴やサービスの性質に基づいた分類である。しかしながら、ＣＰＣで区別される、それぞれのタイプの財貨・サービスは、ＩＳＩＣの定義のうえからは、通常、ある一つの活動だけが生産していることになるように定義されている。逆に、ＩＳＩＣのそれぞれの活動は、通常は、ＣＰＣの定義上一つだけのタイプの生産物を生産するといったことによって定義されているのである。（ただし、ＣＰＣでは、それぞれの生産物タイプのコードのもとにいくつかの個別生産物が存在する。）実際上可能な範囲で、ＣＰＣの各分類がその財貨・サービスを主に生産するＩＳＩＣの細分類に対応するように、２つの分類の間に一対一対応をつけることが企てられた。しかし、そのような一対一対応はいつも可能であるわけではない。それゆえ、実際には、産業の産出は、それがいかに狭く定義されたものであっても、一つ以上の生産物を含むことになりがちである。

Ｅ．同質的生産単位

5.45. 多くの統計分野では、統計単位の選択や用いられる方法は、統計の使用目的によって強く影響を受ける。ある特定の分析のために最適であるように定義される単位は、「分析上の単位」と呼ばれる。
5.46. 投入産出分析にとって最適な状況は、それぞれの生産者が一つの生産活動のみに従事し、その結果、いかなる副次的活動にも割り込まれないで特定のタイプの生産活動に従事しているすべての単位によって産業が構成できるということであろう。それゆえ投入産出分析のために適当な分析単位は、単一の（非付随的）生産活動が行なわれる生産者単位として定義される「同質的生産単位」である。もし生産者単位が一つの主活動と一つ、あるいはそれ以上の副次的活動を行なっていれば、同数の同質的生産単位に分割されるだろう。もし生産勘定や投入産出表を地域別に作成することを望むなら、異なる場所に立地する同質的生産単位を、たとえそれらが同じ活動

に従事し、また同じ制度単位に属していても、分離した単位として扱う必要がある。
5.47. 同質的生産単位はある種の分析のために、特に投入産出分析のためには最適な単位であるけれども、事業所を分割すること、一つの、あるいはそれ以上の副次的活動を伴う事業所であればなおさら、一連の相互に独立な同質的生産単位に分割することが常に可能であるわけではない。そこでは、企業や事業所から同質的生産単位に対応した資料を直接収集することは不可能であろう。そのようなデータは、企業から供給された資料からさまざまな仮定や仮説を基盤として変換することによって推計されなければならないのである。このことは第ＸＶ章で詳細に論じられる。

第Ｖ章　事業所および産業

第VI章　生産勘定

A．序論

6.1．生産勘定は制度単位、部門および一国経済について作成される勘定系列の最初に位置するものである。生産によって発生した所得はそれに続く勘定に繰り越されてゆくので、生産勘定を作成する方法は「体系」に大きな影響を及ぼす。いずれにせよ、生産についての情報はそれ自身としてもきわめて重要である。したがって、生産が「体系」において厳密にどのように測定されるかということを幾分詳細に記しておくことが必要となる。

6.2．生産勘定は制度単位および部門とともに事業所および産業についても作成される。したがって、産出や中間消費のような基本的概念は、それらが産業の生産勘定に現れようと部門の生産勘定に現れようと、同じように定義され、測定されなければならない。全体的な数値的整合性のためには、生産に従事する制度単位――すなわち、企業――の産出はそれを構成する個々の事業所の産出の合計に等しくならなければならない。このような産出は同じ企業に属する他の事業所への財貨・サービスの引き渡しを含むので、このような事業所間の引き渡しは、たとえそれがその企業を出てゆくことはないとしても、企業全体の産出の一部として計上される。

6.3．制度単位および部門についての生産勘定を表6.1.に示した。それらは、バランス項目を別にすれば、３つの項目を含むのみである。生産からの産出はこの勘定の右辺の源泉側に記録される。もちろん、この項目は種類の異なる産出を区分するために細分される。たとえば、可能な場合には、部門勘定において、非市場産出は市場産出とは別に示されるべきである。生産勘定の左辺の使途の側に記録される投入は、中間消費と固定資本減耗からなる。これらの項目もともに細分して示すことができる。

6.4．この章の大半は生産勘定に記入されるこの３つの基本要素――産出、中間消

費および固定資本減耗――の定義と説明にあてられる。生産勘定におけるバランス項目は付加価値である。それは総（または粗、gross）あるいは純（net）、すなわち、固定資本減耗控除前あるいは控除後のいずれによっても測定される。

(a)総付加価値は、産出の価額から中間消費の価額を控除したものとして定義される。

(b)純付加価値は、産出の価額から中間消費と固定資本減耗の両者の価額を控除したものとして定義される。

6.5. 付加価値は生産過程が作り出す追加的な価値を測定しようとするものであり、固定資本減耗は生産の費用であるので、それは純として測定されるべきである。しかし、後に説明するように、固定資本減耗を測定することは実際には困難なことがあり、その価額、そしてさらには純付加価値の満足すべき推計を行なうことがいつも可能であるとは限らない。したがって、付加価値は、純とともに総によっても測定されることとする規定を設けなければならない。したがって、付加価値に依存する「体系」の勘定系列の後に位置する勘定におけるバランス項目―営業余剰、混合所得、第１次所得バランス等―についても固定資本減耗込みのものとそれを除いたものとで測定されるべきことを規定しなければならなくなる。

Ｂ．生産

１．経済活動としての生産

6.6. 生産は一般的にいえば、企業が投入を使用して産出を生産する活動として記述される。しかし、そのような記述をより実行上有効なものにするためには「投入」および「産出」が意味するものを明らかにすることが必要となる。生産の経済分析における関心は、主として、他の制度単位に引き渡すことができ、あるい

は、提供することができるような種類の産出を生産する活動にある。個別的にあるいは集合的に他の単位に供給されうる産出が生産されないならば、分業も、生産の専門化も交易の利益もあり得ない。２つの主要な種類の産出、すなわち、財貨とサービスとがあり、経済的な意味で生産的な活動を他の活動から区別するためには、そのような産出の特徴を明らかにすることが必要となる。

＜財貨とサービス＞

財貨

6.7. 財貨とは、それに対する需要が存在し、それに対する所有権が設定され、その所有権が市場において取引を行なうことによってある制度単位から別の制度単位へと移転されるような物理的対象である。また、財貨に需要があるのは、家計やコミュニティーの必要や欲求を満足させるために、あるいは、他の財貨・サービスを生産するために使うことができるからである。財貨の生産と財貨の交換とは、まったく別の活動である。財貨によっては、まったく交換されないこともある一方で、同じ財貨が、何度も売買されることもある。財貨の生産とそれ以後の販売・再販売との分離は、サービスが共有することがない、財貨の持つ経済的に重要な特徴である。

サービス

6.8. サービスは、それに対する所有権が設定されるような別個の実体ではなく、それらは生産と分離して取引されることもない。サービスは注文に応じて生産される多様な産出であり、典型的には、それは、消費者の需要に応じて生産者の活動によって実現される消費単位の状態の変化からなる。その生産が完了する時までに、それは消費者に提供されていなければならない。
6.9. サービスの生産は、一つの単位が別の単位の便益のために行なうことができるような活動に限定されなければならない。さもなければ、サービス産業は発展することはできなかったであろうし、サービスに対する市場もなかったであろう。

その活動を他の単位によって行なわせることができるようなものであっても、ある単位がその自己消費のためにサービスを生産するということもある。

6.10. サービスの消費者がその生産者になさしめようとする変化は、様々な異なる形を取り得る。とくに

(a)消費者のもつ財貨の状態の変化。生産者は、それを輸送し、清掃し、修理し、あるいはその他の方法でそれを変形することによって消費者の所有する財貨に直接的に働きかける。

(b)人の物理的状態の変化。生産者は、人を輸送し、宿泊を提供し、内科・外科の治療を与え、その容姿を改善する、等々である。

(c)人の精神的状態の変化。生産者は、教育、情報、助言、娯楽あるいは類似のサービスを提供する。

(d)制度単位それ自身の一般的経済状態の変化。生産者は、保険、金融仲介、保護、保証等を提供する。

6.11. このような変化は、一時的あるいは恒久的なものである。たとえば、医療サービスや教育サービスはそれからの便益が多年にわたって得られるような消費者の状態の恒久的な変化をもたらす。一般に、サービスは消費者の需要に応じて生産されるので、このような変化は改善であると考えられる。この改善は、通常、消費者である人々あるいは彼らが所有する財貨に体化されるものであり、生産者に属する別個の実体ではない。このような改善は生産者によって在庫として保有されたり、生産者の生産から分離して取引されたりすることはない。

6.12. ただ一つの生産過程が人々あるいは単位のグループに同時にサービスを提供することがある。たとえば、人のグループあるいは様々な制度単位に属する財貨が同じ飛行機、船舶、列車あるいはその他の乗り物によって一緒に輸送されることがある。同じクラス、講義あるいは公演に出席することによって人々はグループで教育を受けたり、娯楽を得たりする。あるサービスは、社会全体あるいは社会の大きな部門に集合的に提供される。たとえば、法と秩序の維持や防衛などである。

6.13. 一般に、サービス産業に分類されるが、財の特徴の多くをもつ産出を生産する産業のグループがある。すなわち、そのことばの最も広い意味での情報、助言および娯楽の提供、貯蔵、通信および普及――一般的あるいは専門的な情報、

ニュース、調査報告書、コンピューター・プログラム、映画、音楽等の生産――に係わる産業である。これらの産業の産出は、それらに対して所有権が設定されることがあり、しばしば、通常の財と同じように取引される物理的対象――紙、テープ、ディスク等――に貯えられる。財貨として特定するか、サービスとして特定するかにかかわりなく、このような生産物は、それらがある単位によって生産されて、他の単位に供給されうるものであり、したがって、分業および市場の出現を可能ならしめる、という本質的な共通の特徴をもっている。

２．生産の境界

6.14. 産出として生産される財貨・サービスの一般的特徴が与えられると、生産を定義することが可能となる。生産の一般的定義をまず与え、続いてこの「体系」において用いられる、若干より限定された定義が与えられる。

＜一般的な生産の境界＞

6.15. 経済的生産は、労働、資本、および財貨・サービスの投入を用いて財貨・サービスの産出を生産する制度単位の管理と責任の下で行なわれる活動として定義される。その過程の責任を負い、産出として生産した財貨を所有したり、提供したサービスに対して支払いを受けるか、何らかの報酬を受ける資格を有する制度単位が存在しなければならない。人間の係わりや管理のない純粋に自然的な過程は経済的な意味で生産ではない。たとえば、国際水域における管理されていない魚類ストックの成長は生産ではないが、養魚場の活動は生産である。

6.16. 財貨を生産する生産過程は難なく特定することができるが、サービスの生産を重要かつ有益なその他の活動から区別することは常にそれほど容易とは限らない。経済的な意味で生産的でない活動には、飲食、睡眠、運動等のような、他の人に代わりにやってもらうことができないような基本的な人間活動が含まれる。誰かを雇って、代わりに運動をしてもらうことは健康を保つ方法ではない。他方、洗濯、食事の支度、子供の世話、老人や病人の介護のような活動は、すべて他の単位によっても提供されうる活動であり、したがって、一般的な生産の境界の中

にある。多くの家計が彼らのためにこのような活動を行なう有給の家事使用人を雇用している。

＜「体系」における生産の境界＞

6.17. 「体系」における生産の境界は一般的な生産の境界よりもより限定されている。以下で説明する理由のために、有給の家事使用人を雇用することによって生産されるサービスを除いて、同じ家計内で自己最終消費のために家事サービスあるいは個人サービスを生産する家計の活動については、生産勘定は作成されない。それ以外では、「体系」の生産の境界は前節に示した、より一般的なものと同じである。

6.18. したがって、「体系」の生産の境界に含まれる活動は次のように要約される。

(a)その生産者以外に供給される、あるいは、そのように供給されることを意図したすべての個別的あるいは集合的な財貨・サービスの生産。そのような財貨・サービスを生産する過程で使用し尽される財貨・サービスの生産を含む。

(b)自己最終消費あるいは自己総資本形成のためにそれらの生産者によって留保されるすべての財貨の自己勘定生産。

(c)持家居住者による住宅サービスの自己勘定生産および有給の家事使用人を雇用することによって生産される家事および個人サービスの自己勘定生産。

家計内における自己最終消費のために生産された家事および個人サービス

6.19. 家計の構成員による彼らの自己最終消費のための家事および個人サービスの自己勘定生産は、国民経済計算において測定される生産から伝統的に除かれているので、この理由を簡単に説明しておく必要がある。

6.20. 第一に、家事および個人サービスのうち、同一家計内部でそれが生産・消費されるとき、そのことについて勘定に記入が行なわれない場合を列挙しておくことは有用である。

(a)家計が居住している住宅の清掃、装飾および維持。所有者によっても行なわれ

るが、賃借人によっても通常行なわれるような種類の小修理を含む。

(b)家計用に用いられる車両を含む家計耐久財やその他の財貨の清掃、保守および修理。

(c)食事の支度および給仕。

(d)子供の世話、しつけおよび教育。

(e)病人、虚弱者、老人の介護。

(f)家計の構成員やその財貨の輸送。

6.21. ほとんどの国において、かなりの労働量がこのような無給の家事および個人サービスの生産に充てられており、それらの消費は経済的厚生に重要な貢献をしている。しかし、国民経済計算が資する分析的および政策的目的は多様であり、それは単に福祉の指標を作るために作成されているわけではない。家計内で生産される無給の家事あるいは個人サービスに対して価値の帰属が行なわれない理由は以下のように要約される。

(a)家計内でのサービスの自己勘定生産は経済の他の部分に限られた影響しかもたない完全に自足的な活動である。家計サービスを生産しようとする決定には、そのサービスを消費しようとする同時的な決定が伴なう。このことは財貨についてはあてはまらない。たとえば、家計が農産物の生産を行なう場合、家計がそれらのすべてを消費しようとしているということにはならない。作物が収穫されると、生産者はどれだけを消費し、どれだけを将来の消費あるいは生産のために貯え、どれだけを市場における販売や物々交換のために提供するかについての選択を行なうことができる。事実、財貨の自己勘定生産について一般に言われることであるが、生産が行なわれる時点ではそのどれだけを最終的に消費するかを決定することはできない。たとえば、農産物の収穫が予想よりも良いことがわかった時、家計は、当初においてはそのすべてを自己消費することにしていたとしても、その一部を市場において処分するであろう。この種の可能性はサービスについては存在しない。

(b)家計の家事および個人サービスの大部分は市場向けに生産されるものではないので、そのようなサービスを評価するために使用しうるような適当な市場価格は、典型的には存在しない。したがって、このようなサービスについて、産出だけでなく、それらに伴なう所得や支出についても、勘定項目のほとんどが貨幣的取引

に基づいたものであり、そうした貨幣的取引の価額と加算して意味があるような推計を行なうことは、きわめて困難である。

(c)帰属価額は貨幣価額とは異なる経済的意味をもつ。帰属生産によって生ずる帰属所得に課税することは実際上困難であろう。このような所得は、同じサービスに支出されねばならない。しかし、帰属所得が現金で入手し得るとすれば、その結果行なわれる支出はまったく異なったものとなる。たとえば、家計の構成員が自己消費のためにサービスを生産することと、その帰属価額に等しい現金報酬の代わりに別の家計のために同じサービスを生産することとの選択を提示されたとすると、それがもたらすより広い範囲の消費の可能性のために、有給雇用の方が選ばれるであろう。したがって、サービスの自己勘定生産に価額を帰属することは非常に困難であるだけでなく、分析的あるいは政策的目的にとって貨幣価額と同等に使用し得ないような価額をもたらすであろう。

6.22. したがって、国民経済計算作成者が家計内での家事および個人サービスの生産と消費に伴なう産出、所得および支出に価額を帰属することを渋る理由は、様々な要因の組合せ、すなわち、このような活動が市場から分離し独立して行なわれること、このような価額について経済的に意味のある推計値を得ることの非常な困難さ、政策目的および市場と市場不均衡の分析――インフレーション、失業等の分析――に対して諸勘定がもつ有用性への良からぬ影響、等によって説明される。それは労働力統計や雇用統計に対しても容認し難い影響を及ぼす。国際労働機関（ＩＬＯ）のガイドラインによると、経済活動人口とは、「体系」の生産の境界に含まれる生産に従事している人々である。この境界を自己勘定家計サービスの生産を含めるように拡大するならば、事実上、全成人人口が経済的に活動していることになり、失業はなくなってしまう。実際的にも、意味のある雇用統計を得ることだけでも、「体系」における既存の生産の境界に戻ることが必要である。

＜家計内での生産の境界＞

6.23. 家計内で自己消費のために生産される個人および家事サービスは「体系」で使用される生産の境界の外に置かれるが、それにもかかわらず、一部の開発途

上国において特に重要と思われるある種の家計活動の扱い方についてさらに詳しい指針を与えておくことは有益である。

財貨の自己勘定生産

6.24. 「体系」はすべての財貨の生産を生産の境界に含める。生産が行なわれる時点では、生産される財貨が市場に向けられるか、あるいは自己使用に向けられるか、あるいは、どのような割合でそれが行なわれるかということが、わかってさえいない可能性がある。したがって、家計による次のようなタイプの生産は、自己消費向けであろうとなかろうと「体系」の生産の境界に含める。

(a)農産物の生産とその後の貯蔵、漿果類やその他の非育成農作物の採集、林業、木材伐採および薪の採集、狩猟および漁業。

(b)岩塩のようなその他の一次産品の生産、泥炭の切り出し、給水等。

(c)農産物の加工、脱穀による穀類の生産、製粉による粉の生産、製皮および皮革の生産、肉および魚製品の生産と保存、乾燥や瓶詰等による果実の保存、バターやチーズのような乳製品の生産、ビール、ワイン、蒸留酒の生産、篭や敷物の生産、等。

(d)織布のようなその他の種類の加工、婦人子供服および男子服の仕立て、履物の生産、陶器、道具、耐久財の生産、家具類の製作、等。

家計が生産した農産物の貯蔵は財貨の生産過程の延長として生産の境界内に含まれる。給水もこのような文脈から財貨の生産活動とみなされる。原理的には、給水は原油の採油およびパイプ輸送と同じ種類の活動である。

6.25. すべてのあり得べき生産活動の完全で網羅的なリストを作成することは可能ではないが、上記のリストは最も一般的なタイプのものをカバーしている。家計内で生産されるある財貨の量がその国における財貨の総供給量からみて数量的に重要であると考えられる場合には、その財貨の生産は記録されるべきである。そうでないならば、実際にその推計を試みるだけの価値はない。

“Do-it-yourself”（日曜大工仕事等）による装飾、維持および小修理

6.26. 家計の構成員が行なう耐久消費財や住宅に対する“Do-it-yourself”による修理や維持は、サービスの自己勘定生産を構成するものであり、したがって、「体系」の生産の境界から除かれる。購入された資材は最終消費支出として扱われる。

6.27. 住宅の場合、“Do-it-yourself”活動は、所有者によっても行なわれるが、賃借人によっても一般に行なわれるような種類の、装飾、維持および据付け家具の修理を含む小修理を含んでいる。他方、所有者が行なう壁の塗り替えや屋根の修理のようなより大きな修理は本質的に住宅サービスの生産への中間投入である。しかし、住宅サービスの生産者としての立場からみると、持家居住者によるそのような修理は単に所有者の副次的活動にすぎない。この２つの活動についての生産勘定は統合され、実際上は、修理のための資材の購入は住宅サービスの生産において生じた中間支出となる。住宅に対する大きな改築や拡張は固定資本形成であり、別個に記録される。

消費財の使用

6.28. 一般に、人間的な必要や欲求の直接的充足のための家計内での財貨の使用は生産として扱うことはできない。このことは余暇活動やレクリエーション活動に使用するための材料や装備だけでなく食事の支度のために購入される食料品についてもあてはまる。すぐ消費するための調理はサービスタイプの活動であり、「体系」においても、また、国際標準産業分類（ＩＳＩＣ）においてもそのように扱われている。したがって、調理が家計内での自己消費のために行なわれる場合、それは生産の境界外のものとなる。個人や家計による彼ら自身の個人的便益や満足のための、車輌のような、耐久財の使用は本質的に消費活動であって、生産の延長や持続であるかのように扱われるべきではない。

持家住宅のサービス

6.29. 持家居住者による自己最終消費のための住宅サービスの生産は常に国民経済計算における生産の境界の中に含まれてきたが、そのことは自己勘定サービス

生産を一般的に除外することの例外となっている。賃貸住宅に対する持家住宅の比率は各国間で、さらにひとつの国の中でも短期間についてさえ大きく異なることがあり、したがって、住宅サービスの生産と消費の国際比較および時間比較は、自己勘定住宅サービスの価額について帰属が行なわれないならば、歪められたものとなる。このような生産によって生ずる所得の帰属価額には一部の国では課税が行なわれている。

＜非合法生産＞

6.30. 非合法生産についてのデータを得ることは、明らかに実際上困難ではある。が、にもかかわらず、それは「体系」の生産の境界の中に含められる。非合法な生産には２つの種類のものがある。

(a)その販売、流通、所有が法律によって禁じられているような財貨・サービスの生産。

(b)通常合法的であるが、無許可の生産者によって行なわれると非合法となる生産活動。たとえば、無資格の医師の活動。

6.31. 問題の非合法生産が、有効な市場需要が存在する財貨・サービスをその産出とするような、真の生産過程であるならば、上の２種類の生産は「体系」の生産の境界に含まれる。このような産出を購入する諸単位はこの非合法取引以外にはどのような種類の非合法活動とも係わりをもっていないかもしれない。生産と消費の包括的な測定値を得るためだけではなく、非合法取引で交換された資金が他の目的のために使用されていると考えられる場合に勘定のどこかに現れてくる誤差を防止するためにも、非合法な財貨・サービスが売買される取引を記録することが必要となる。非合法生産によって生じた所得がまったく合法的に処分されることもあるし、逆に、非合法な財貨・サービスに対する支出がまったく合法的に取得された資金から行なわれることもある。非合法取引を記録しない場合には、金融勘定や国によっては海外勘定においてもかなり誤差が生じることもあり得る。

6.32. 非合法であるが、経済的な意味で生産的である活動の例には、麻薬の製造と流通、密輸（しばしば自己勘定非合法生産の一形態）の形での非合法輸送、売春のようなサービスがある。

6.33. 非合法生産は、汚染物質の排出のような外部性の発生にまでには及ばない。外部性はそれ自身まったく合法的な生産過程から生ずる。外部性はその影響を受ける単位の同意なしにつくり出され、「体系」ではそれらへの価額の帰属は行なわれない。また、非合法生産は盗まれた産出にも及ばない。合法的に生産された産出の雇用者やその他の人々による窃盗は、市場において自発的な購入者に販売される非合法に生産された産出とは、はっきりと区別される必要がある。

＜隠匿された生産および地下経済＞

6.34. ある種の活動は経済的意味で生産的であり、また、（一定の基準あるいは規制に従うことを仮定して）まったく合法的でもあるが、次のような種類の理由のために公的当局から意図的に隠匿されることがある。

(a)所得税、付加価値税あるいはその他の税の支払いを回避するため

(b)社会保障負担の支払いを回避するため

(c)最低賃金、最長時間、安全基準、健康基準等のようなある種の法的基準の遵守義務を回避するため

(d)統計の調査票やその他の行政上の書式への記入のようなある種の行政上の手続きに従うことを回避するため

それらが真の生産過程であるならば、このような活動は明らかにすべて「体系」の生産の境界の中にある。このようなタイプの生産を行なう生産者は「地下経済」に属するといわれる。地下経済は、ある種の産業――たとえば、小企業が支配的である建設業やある種のサービス業――の全産出のかなりの割合を占めることがある。

6.35. 地下経済と非合法生産の間には、はっきりした境界線はない。たとえば、安全、健康あるいはその他の基準などに従わない生産は非合法とよぶこともできる。同様に、脱税はそれ自身一般に犯罪行為である。しかし、いずれにせよ両者は生産の境界内に含まれるので、地下生産と非合法生産の間に厳密な境界線を引くことは「体系」にとって必要なことではない。したがって、（たとえば、外国為替や公定価格管理に従う財貨について）公式市場と並存する非公式市場における取引も、そのような市場が実際に合法か非合法かにかかわりなく、勘定に含め

られなければならない、ということになる。

6.36. ある種の生産者がその活動を公的当局から隠匿しようとしているからといって、そのような活動が実際に国民経済計算に含まれていない、ということにはならない。多くの国は通常の経済とともに地下経済をもカバーした生産の推計値を作成することにかなりの成功を収めてきた。農業や建設業のようないくつかの産業においては、地下にある（あるいは実際に非合法であるような）産出の部分を明らかにしたり、測定したりすることができなくとも、各種の調査やコモディティフロー法の利用によって、産業の全産出の十分な推計を行なうことができるであろう。地下経済は、一部の国では経済全体のかなりの部分を占めるので、それをそれ自身として別個に明らかにすることがいつもできるとは限らないとしても、それを含む全生産の推計を行なおうと試みることは特に重要である。

C．生産の測定

1．序論

6.37. 「体系」においては、中間投入は、それらが生産過程に入り込む時点で記録され、評価されるが、産出はそれらが生産過程から現れるときに記録され、評価される。中間投入は一般に購入者価格によって評価され、産出は基本価格によって、基本価格が利用できない場合には、その代わりに生産者価格によって評価

される。中間投入価額と産出価額との間の増加分は総付加価値であり、ここから固定資本減耗、生産に課される税（補助金を控除）および雇用者報酬が支払われなければならない。正または負の残差は純営業余剰あるいは混合所得である。したがって、産出と投入の定義、測定および評価は「体系」にとって基本的に重要であり、以下の各節において詳しく記述される。

２．産出（P.1）

6.38. 生産過程によって生産されるある種の財貨・サービスは、付随的活動によって生産されるサービスを含めて、同一事業所内で行なわれる他の生産過程によって同じ会計期間内に使い尽される。このような財貨・サービスは、その事業所を出ることはなく、したがって、その事業所の産出の一部として計上されることはない。すなわち、産出は生産過程ではなくて生産者単位――事業所あるいは企業――に適用される概念である。産出は、生産勘定の文脈において定義されねばならず、生産勘定は、生産過程ではなくて、事業所あるいは企業について作成される。したがって、産出とは、ある事業所内で生産され、その事業所の外部での使用に向けられた財貨やサービスとして定義される。企業が２つ以上の事業所をもつ場合、その企業の産出はそれを構成する事業所の産出の合計である。

6.39. 単純化のために、ほとんどの財貨・サービスの産出は、それらの生産が完了する時に記録される。しかし、１単位の産出の生産に長時間を要する場合、産出が継続的に生産されていることを認め、それを「仕掛品」として記録することが必要となる。たとえば、ある種の農産物や船舶や建物のような大規模耐久財の生産は、完成に数ヶ月あるいは数年を要し、このような場合、その生産過程がたまたま終った時点でそれがすべて生産されたかのように産出を扱うことは経済的現実を歪める。いずれにせよ、生産過程が、長いか短いかに係わりなく、２つ以上の会計期間にまたがる場合、各期間に生産された産出の測定を可能ならしめるためには、各期間内において仕上った仕掛品を計算することが必要となる。

6.40. 完成した財貨・サービスの形での産出は直ちに他の制度単位に供給あるいは提供することができる。しかし、仕掛品は、定義によって完成しておらず、したがって、まだ一般に市場に出される状態にないような産出からなっている。し

かし、適当な手順を経て、仕掛品は市場に出る完成品へと変形されていく。

6.41. 産出として生産される財貨・サービスは、いくつかの異なる用途に使用されるので、このような用途を上げてゆくことによって、産出の範囲をより明確に示すことができる。金融仲介機関や卸売業および小売業のような、その産出が特殊な性質をもつある種のサービス生産者を別にすると、産出として生産される財貨・サービスは、それらが生産される期間中に、以下に示す一つあるいはそれ以上の方法で、その所有者によって処分されなければならない。

(a)販売される。（経済的に意味のある価格によって販売される財貨・サービスのみがここに含まれる。）

(b)他の財貨、サービスあるいは資産と物々交換されるか、雇用者に現物報酬として提供されるか、あるいは、現物によるその他の支払いのために使用される。

(c)その最終的な販売、物々交換あるいはその他の用途に先立って、生産者の在庫に繰入れられる。未完成の産出は仕掛品への追加の形で生産者在庫に繰入れられる。

(d)同じ企業に属する別の事業所に、その事業所の行なう生産に対する中間投入としての使用に向けて供給される。

(e)自己最終消費あるいは自己総固定資本形成のためにその所有者によって留保される。

(f)他の制度単位に、個別的あるいは集合的に、無料で供給されるかあるいは経済的に意味のない価格で販売される。

6.42. 事業所あるいは企業の全産出は上記の方法のいずれかによって使用されなければならない。たとえば、農家が生産する作物の一部は販売されるかあるいは物々交換される。また、一部は農家の家計の構成員によって最終消費のために使用される。一方、残ったものは将来の販売、あるいは使用のために在庫となる。

6.43.実際には、ある会計期間内に販売されあるいは他の方法で使用される財貨の一部は、以前の期間に生産された財貨の在庫から引出されたものであることがある。したがって、販売やその他の使用についての利用可能な会計データが、当該期間のその合計額についてのものである通常の状態の下では、当該期間の産出を求めるためには販売あるいはその他の使用の合計額からこのような引出し額を控除しなければならない。したがって、在庫への追加だけではなくて、在庫変動額、

すなわち、繰入れマイナス引出しを記録することが必要となる。これによって以下の周知の会計的恒等式が導かれる。

産出価額＝産出として生産された財貨・サービスの販売あるいはその他の使用の総額　＋　産出として生産された財貨の在庫変動額

＜市場産出、自己最終使用に向けられた産出およびその他の非市場産出＞

6.44. 市場産出、自己最終使用に向けられた産出およびその他の非市場産出の区別は、基本的な区別の一つである。

市場産出（P.11）

6.45. 市場産出とは、経済的に意味のある価格で販売されるか、それ以外の方法で市場で処分される産出、あるいは、市場における販売あるいは処分を意図した産出である。価格が経済的に意味があるとは、生産者が供給しようと思う量と購入者が買おうと思う量とに価格が有意な影響をもつ場合をいう。特殊な慣行が採用されるある種のサービス業を別にすると、生産者の市場産出の価額は当該期間における次のような項目の価額の合計によって与えられる。

(a)（経済的に意味のある価格で）販売された財貨・サービスの価額総額。

(b)物々交換された財貨あるいはサービスの価額総額。

(c)現物報酬を含む、現物による支払いに用いられた財貨あるいはサービスの価額総額。

(d)中間投入として使用されるために、ある事業所によって同じ市場企業に属す別の事業所に供給された財貨あるいはサービスの価額総額。

(e)上記の用途のいずれかに向けられるべき完成品および仕掛品の在庫変動の総額。

上記の項目(a)－(d)は、当期に生産されたか、それ以前の期間に生産されたかに係わりなく、販売あるいはその他の方法で処分されたすべての財貨・サービスの

価額をいう。

自己最終使用に向けられた産出（P.12）

6.46. このタイプの非市場産出はそれを生産する企業の所有者によって自らの最終使用のために留保される財貨やサービスからなる。法人企業は、最終消費を行なわないので、自己最終使用に向けられた産出は、非法人企業によってのみ生産される。たとえば、同一家計の構成員によって生産され、そして消費される農産物がそれに該当する。しかしながら、家計内で自己消費に向けて生産される家事および個人サービスの産出は、既に示した理由によって含められないが、持家居住者によって自己消費のために生産される住宅サービスおよび有給の家事スタッフを雇用することによって自己勘定において生産されるサービスはこの項目に含まれる。

6.47. 自己総固定資本形成に向けて使用される財貨やサービスは、任意の企業によって生産されうる。法人企業、非法人企業いずれによっても生産されうるわけである。たとえば、工作会社が自己使用のために生産した特殊な機械工具、家計が生産する住宅あるいは住宅の拡張がある。一部の国では、田園部において広範な建設活動が自己総固定資本形成のために行なわれており、それには家計のグループによって行なわれる共同建設活動も含まれる。

6.48. 自己最終使用に向けて生産された産出の価額は、当該期間について次の項目の価額の合計によって与えられる。

(a)家計企業によって生産され、同一家計によって消費された財貨・サービスの合計価額

(b)ある企業によって生産された固定資産で同一企業内に将来の生産における使用に向けて留保されたものの合計価額（自己勘定総固定資本形成）

(c)上記の用途のいずれかに向けられるべき完成品および仕掛品の在庫変動の総額。自己使用に向けられるべき構築物に関する仕掛品（work-in-progress、仕掛工事）増加は、その生産者による固定資産の取得として取り扱う。したがって、上の(c)ではなく(b)に記録する。自己最終使用に向けて生産された財貨・サービスは、市場で販売されている類似の生産物の基本価格

によって、あるいは、適切な基本価格が得られない場合には、その生産費用によって評価される。

その他の非市場産出（P.13）

6.49. その他の非市場産出は、対家計非営利団体ないし政府により生産され、無料あるいは経済的に意味のない価格で他の制度単位あるいは社会全体に対して供給される、財貨および個別的あるいは集合的サービスからなる。このような産出は、次の２つの理由のために生産される。

(a)その消費を監視したり管理したりすることはできないので、個人に集合的サービスに対する支払いをさせることは技術的に不可能である。取引費用があまりに高すぎたり、市場の失敗がある場合には、価格メカニズムを用いることはできない。このようなサービスの生産は、政府単位によって集合的に組織化され、販売収入以外の資金、すなわち、税収あるいはその他の政府所得から賄われなければならない。

(b)政府単位および対家計非営利団体は支払いを要求できるが、社会あるいは経済政策上の問題としてそれを要求しないような財貨やサービスをも生産し、個々の家計に供給している。最も一般的な例は、無料あるいは経済的に意味のない価格で教育サービスや保健サービスを提供することであるが、その他の種類の財貨やサービスの供給も行なわれる。

6.50. 価格が経済的に意味がないというのは、生産者が供給しようとする量にほとんど、あるいはまったく影響を与えず、また、需要される量にもごくわずかな影響しか与えないと予想されるような場合である。したがって、それは供給の観点からも需要の観点からも、数量的に有意でない価格である。このような価格は何がしかの収入を上げるために、あるいは、サービスをまったく無料で提供する場合に生ずるかもしれない超過需要の一部を削減するために課せられることになりそうであるが、それは、そのような超過需要そのものを除去しようとするものではない。特定の非市場財あるいは非市場サービスの供給されるべき総量についての決定が行政的、社会的あるいは政治的見地から行なわれると、その価格は市場をクリアするであろう均衡価格よりも意図的に十分低く設定されている。した

がって、経済的に有意でない価格とゼロ価格との違いは程度の問題である。そのような価格は、全体的な需要水準を大きく減少せしめることなく、その需要が最も差し迫ったものでないような単位の需要を抑制しようとするものにすぎない。

6.51. 一生産者の非市場産出の価額（自己最終使用に向けて生産された産出を除く）は、当該期間における次のような項目の価額の合計によって与えられる。

(a)他の制度単位に対して、個別的あるいは集合的に、無料あるいは経済的に意味のない価格で供給される財貨・サービスの価額合計

(b)非市場生産者に属するひとつの事業所によって同一非市場生産者に属する別の事業所に供給される財貨・サービスの価額合計

(c)上記のいずれかの用途に向けられるべき完成品および仕掛品の在庫変動の総額

経済的に意味のない価格は、相対的生産費用と相対的消費者選好とのいずれをも反映するものではないので、このような価格は、関連する財貨やサービスを評価するための適切な基準とはならない。したがって、このような価格で販売される財貨・サービスの非市場産出は、無料で提供される財貨・サービスと同じような方法によって、すなわち、その生産費用によって評価される。このような産出の一部は家計によって購入され、残りの部分は政府単位あるいは対家計非営利団体の最終消費支出を構成する。

＜市場生産者、自己勘定生産者およびその他の非市場生産者＞

6.52. 市場生産者とはその産出のほとんどあるいはすべてが市場で販売されるようなような事業所あるいは企業である(an establishment or enterprise all or most of whose output is marketed)。市場生産者が、非法人の小企業であっても大法人企業であっても、自己最終消費や自己総固定資本形成に向けた生産の形で何がしかの非市場産出をもつということは完全にあり得ることである。自己勘定生産者は、事業所のうち本体企業のための固定資本形成に携わるもの、または、その産出のほとんどあるいはすべてがその家計の最終消費あるいは総固定資本形成向けであるような、家計によって所有される非法人企業からなる。たとえば、持家居住者やその産出をまったくあるいはごくわずかしか販売しない自給農家があげられる。その他の非市場生産者は、家計あるいは社会全体に対して無料ある

いは経済的に意味のない価格で財貨やサービスを提供する、政府単位あるいは対家計非営利団体によって所有される事業所からなる。その他の非市場生産者であっても、その価格が費用をカバーしたりあるいは余剰を得ることを予定しているような何がしかの副次的市場産出を販売することがある。たとえば、非市場の博物館による複製品の販売である。

Ｄ．市場産出の測定

6.53. 上記の段落6.45において、市場産出の５つの用途を明らかにした。このような用途を記録する方法を以下の各節において述べる。

１．販売の記録

6.54. 販売が記録されるべき時点は、受取債権（receivables）と支払債務（payables）が創り出される時、すなわち、財貨の所有権が生産者から購入者へ移行する時、あるいは、サービスが購入者に提供される時である。財貨やサービスはそれを販売する際の基本価格によって評価する。基本価格による評価が実施できない場合には、その代りに、生産者価格で評価する。販売の価額は生産者と購入者によって受取られるべき、そして、支払われるべき額によって決定されるが、それは実際に受取られ、そして、支払われる額と常に一致するとは限らない。支払いが前払いあるいは後払いによって行なわれる場合、生産者や購入者が負担する利子やその他の負担は販売価額に含められるべきでない。そのような負担は別の取引として記録される。

２．物々交換の記録

6.55. 物々交換は、財貨・サービスがその他の財貨やサービスあるいは資産と交換される場合に生ずる。物々交換される財貨やサービスの価額は、財貨の所有権が移転される時、あるいはサービスが提供される時に記録されるべきである。このような財貨やサービスは、それが販売されたとすれば受取られたであろう基本価格で評価されるべきである。

３．現物報酬あるいは現物によるその他の支払いの記録

6.56. 現物報酬として雇用者に提供された、あるいは、現物によるその他の支払いに使用された財貨やサービスは、財貨の所有権が移転される時あるいはサービスが提供される時に記録されるべきである。それらは、販売された場合に受取られたであろう基本価格によって評価されるべきである。

４．産出の在庫変動

＜序論＞

6.57. 製品の扱いをまず検討し、次に仕掛品の扱いを考える。在庫変動および仕掛品の記録を決定する原則は、市場産出および非市場産出のいずれについても同じである。

6.58. 在庫変動の測定の基礎となす基本原則は、産出はそれが生産された時点で記録されるべきであり、それが直ちに販売されるか、他の用途に使用されるかあるいは後の販売や使用のために在庫に繰入れられるかなどということには係わりなく、同じ価格によって評価されるべきである、ということである。以前に生産された財貨が在庫から引き出されて、販売あるいはその他の用途に使用される場合には、産出は記録されない。そのため、在庫への繰り入れは繰り入れの時点で行き渡っている基本価格で評価されなければならないが、引き出しはそれがその時に販売される価格によって評価されなければならない、ということになる。こ

のように、以前に生産された財貨の販売あるいはその他の用途への使用の価額は、在庫からの引き出しの（負の）価額によって相殺される。在庫変化のこのような評価方法は「恒久棚卸法」（パーペチュアル・インベントリー・法、perp-etual inventory method）あるいはＰＩＭと呼ばれるが、実際に実施することは常に容易であるとは限らず、時には直感に反するような結果をもたらす。

6.59. 価格が安定的である場合には、在庫変動の測定は比較的簡単である。しかし、インフレーションがある場合には、財貨が在庫に保有されている間に大きな価格上昇が生ずる。生産された後に在庫に保有される財貨に発生する保有利得は産出の価額に含まれてはならない。恒久棚卸法は、在庫から引き出される財貨を、それが繰り入れられた価格あるいはその「歴史的原価」ではなくて、それが引き出される時に行き渡っている価格によって評価することによって、保有利得が除外されることを保証する。歴史的原価を用いる企業会計の方法と比べると、この評価方法はインフレーション時において産出と利潤の両者の数値をずっと低いものにすることができる。

＜産出、販売および在庫変動＞

6.60. 前節で概観した一般的原則から次のようなことがいえる。

(a)在庫に繰り入れられる財貨は、その時点で行き渡っている基本価格によって、すなわち、最初に財貨を生産した時に販売することができたであろう価格で評価される。

(b)在庫から引き出される財貨は、その時点で行き渡っている基本価格によって、すなわち、その時にその財貨を販売できる価格で評価される。

6.61. ある特定の会計期間内において記録される製品在庫の変動の価額総額は、次のように与えられる。

在庫に繰り入れられるすべての財貨の価　　額総額
マイナス　在庫から引き出されるすべての財貨の価　　額総額
マイナス　在庫に保有される財貨のすべての経常損　　失の価額

6.62. 在庫に保有される財貨は時間の経過による品質の低下を被り、また、盗難や偶発的損傷の危険にさらされる。標準的な率で考慮された、品質悪化、盗難お

よび偶発的損傷による経常的損失は、在庫変化全体の価額を減じ、したがって、産出の価額を減ずる。

6.63. 使用される評価方法から次のようなことがいえる。すなわち、価格が変化している場合、異なる時点において在庫に出入りする財貨は（異なる時点で販売される財貨もまた同じように）、同じ会計期間内であっても、異なる価格によって評価される。このためにはすべての在庫への繰り入れおよび在庫からの引き出しが行なわれるその時々に継続的に記録してゆくということが必要であり、このことからも、恒久棚卸法の複雑さがわかる。販売およびその他の用途への使用もそれが実際に行なわれた際の価格によって適切に記録されていることと、仕掛品の変動がないこととを仮定すると、販売あるいはその他の用途への使用のために生産される財貨について、次の恒等式が成立しなければならない。

産出価額＝販売価額＋その他の使用＋在庫変動の価額

すべての財貨が生産された期間と同じ会計期間内に販売あるいはその他の用途に使用されようと、あるいは、一部の財貨が異なる期間において販売あるいは使用されようとも、この恒等式は成り立つ。

貯蔵サービス

6.64. 単純化のために、在庫変動の記録についての上記の説明は、貨の在庫はどこかで物理的に貯蔵されなければならない、という事実を無視している。多くの財貨は適切に管理された環境において貯蔵されねばならず、したがって、貯蔵活動はそれによって財貨がある時点から他の時点へと“輸送される”というそれ自身として重要な生産過程となる。経済学においては、一般に、同じ財貨でも異なる時点あるいは異なる場所で利用可能なものは互いに質的に異なっており、この理由のために異なる価格を持つということが認識されている。

6.65. 財貨が最初に生産される時、それが将来においてより有利に販売、交換あるいは使用し得ることを期待して、しばらくの間貯蔵しておくことがある。このような状況の下では、貯蔵は時間的な生産過程の延長とみなすことができる。貯蔵サービスは財貨と結合され、そのことによって、貯蔵されている間に財貨の価

値を増加させる。したがって、原則として、在庫への追加の価額には、その財貨が貯蔵される時点での価額だけでなく、財貨が貯蔵されている間に生産された追加的産出の価額をも含めるべきである。貯蔵の測定については後の節でより詳しく検討する。

＜在庫変動の近似測度＞

6.66. ＰＩＭの実行には、在庫への繰り入れや引き出しを継続的に記録し、評価することが必要であり、そのため、必要なデータを得ることは非常に困難である。もっとも、マイクロコンピューターの利用の増大が在庫の管理と統制の方法の改善をもたらすにつれて、時間の経過とともにより容易になってゆくではあろう。しかし、多くの国では、在庫変動のデータは、利用可能な情報のうちでも最も信頼の置けないものの一つであり、したがって、より少ないデータしか必要としないような満足のゆく近似法があるかどうかを検討する必要がある。

6.67. 若干の興味がある１つの特殊ケースは、産出価格が時間的に一定に留まっている場合である。この場合には在庫への繰り入れや在庫からの引き出しはすべて同じ価格で評価され、そのため、繰り入れマイナス引き出しの累積額は、単に、期首および期末貸借対照表の在庫価額の差額になってしまう。この場合には、会計期間の期首と期末の間の実際の在庫動向についての情報は不要となる。

6.68. このことは、価格が変化している場合でも、会計期間の期首と期末において在庫に保有されている財貨の数量の差をとり、この差をその期間中に行き渡っている平均価格によって評価することによって、ＰＩＭのよい近似が得られるということを示唆する。この方法は「数量」測定法と呼ぶことができるが、実際においても広く使用されており、また、しばしば誤って、あらゆる状況の下で理論的に適切な測定法であると考えられている。価格が一定である場合だけでなく、在庫に保有されている財貨の数量がその期間を通じて一定のペースで増加あるいは減少している場合にも、数量測定値はＰＩＭ測定値と同じであるかあるいは事実上同じとなる。逆に、価格が上昇あるいは低下している場合および在庫水準が会計期間内において変動している場合には、数量測定値はＰＩＭの不十分な近似にしかならない。残念ながら、農業をはじめとしていくつかの重要な産業では、

生産される産出の流れや需要パターンに季節変動があるため、在庫変動が存在するのが一般的である。このような場合には、ＰＩＭによる在庫変動に対する近似的測定値を用いた場合、かなりの幅の誤差が伴うであろう。

＜企業会計における在庫変動＞

6.69. 企業会計における産出価額も一般に販売価額に産出の在庫変動額を加算することによって求められる。しかし、企業会計における通常の実務では、在庫に保有される（そして在庫から引き出される）財貨の評価を、たとえその価格が現在の価格よりも低くても、その財貨が繰り入れられた際に記録された価格で（すなわち、「歴史的原価」で）行なうというものである。その意図するところは貸借対照表目的のために在庫評価を慎重に行なうということであるが、インフレーション状態の下ではそれはけっして慎重とはいえない利潤の測定値をもたらすことがある。歴史的原価会計の下では、在庫から引き出される財貨は、それが販売される価格よりも低い価格で評価される傾向があり、そのため、産出価額には生産時点と販売時点との間で発生する保有利得額を含むことになる。結果として、歴史的原価会計の下では、保有利得を生産による営業余剰から分離することができない。そのような混合的利潤測定値が、それが営業余剰のみであるかのように、すなわち、生産から生じた利潤のみであるかのように提示されたり、解釈されたりすることがないならば、この営業余剰と保有利得とを結合した混合的な利潤の測定値はある種の目的のためには有用であろう。残念ながら、歴史的原価によって測定された利潤のこの２つの異なる要素の区別は頻繁に行なわれることも、また、それが知られることもなく、むしろ、企業の生産活動を実際よりも儲っているようにみせるために故意に曖昧にされたりすることがある。高インフレーションの時期においては、企業会計において記録される利潤は、国民経済計算で記録される営業余剰を大幅に上まわる可能性がある。

6.70. 文脈上、ここで企業会計実務にあまり詳しく立入ることはしないが、問題を明確にするためにさらにいくつかの点をつけ加えておくことが有益である。企業会計において在庫から引き出される財貨を歴史的原価で評価する場合、財貨が引き出される順序を知ること、あるいは、仮定することが必要となる。最も一般

的な仮定は、ＦＩＦＯすなわち、先入先出法（first-in-first-out）であり、繰り入れられた順序と同じ順序で財貨が引き出されるとするものである。たとえば、財貨が平均して３ヶ月間在庫に保有されるとすると、インフレーション時において歴史的原価会計とＦＩＦＯとを組み合わせることにすれば、販売される各単位の価格は３ヶ月間の保有利得を含んでいる、ということになる。企業会計の専門家もこのようなことが多くの目的にとって望ましいものではないことを認めているので、より支持を得つつあるもう一つの仮定は、ＬＩＦＯすなわち、後入先出法（last-in-first-out）であり、その意味するところは在庫から引き出される財貨は最後に繰り入れられたものであるということである。このことは、在庫水準が減少してゆくことがないとすれば、引き出しはＳＮＡの場合と同じように現在の価格で評価される、ということを意味する。この条件は重要である。実際、ＬＩＦＯの下では、在庫に残っている財貨は最も長い間そこにあったと仮定されるものになるので、在庫がついには減ってゆくとすると、非常に長い間そこにあったと仮定される財貨が引き出されるようになり、歴史的原価が使用される場合、それはきわめて低い価格で評価されてしまうことになるからである。したがって、ＬＩＦＯの下でも、在庫が大きく減っている場合には、かなりの保有利得が記録されることになる。企業会計で用いられるもう一つの方法は繰り入れられた価格の加重平均によって在庫から引き出される財貨を評価するというものである。この方法はＦＩＦＯで用いられる価格とＬＩＦＯで用いられる価格との間にある価格で引き出しを評価することになる。最後に、非常に高率のインフレーション状態においては、ＮＩＦＯ、すなわち、次入先出法（next-in-first-out）が提案されている。この方法は、近い将来のある時点で行き渡っていると予想される価格によって在庫から引き出される財貨を評価することを意味する。

6.71. もちろん、企業会計においては、そのほかにもより精緻な在庫変動の評価方法が用いられており、特に財務報告とは別のものとしての内部管理のために作成される勘定においてはそうである。管理会計のために使用される方法は、ＳＮＡで使用されるＰＩＭと非常に類似していることが多く、ことによると同一のものもあるかもしれない。企業会計においては、きわめて多様な方法が用いられることになりやすいから、企業会計の在庫変動データを「体系」が必要とするようなデータに転換するために一般的に適用可能であるようなアルゴリズムや経験法

則のようなものを提案することは不可能である。企業会計上用いられているそれぞれの方法に応じて、各々のケースを個別に処理しなければならない。

＜仕掛品＞

6.72. 生産過程が完成に長い時間を要するようなものである場合、産出は仕掛品として継続的に生産されてゆくものとして認知されなければならない。生産過程が継続的に進行してゆくにつれて、中間投入も継続的に消費されてゆくので、投入と産出を別の時点あるいはさらに別の会計期間で生じたかのように記録することによって無意味な付加価値の数字が得られてしまうのを避けるために、何らかの対応する産出を記録することが必要となる。仕掛品は、まだ売買できるところまでいっていない、本質的に未完成の産出、すなわち、他の制度単位に供給、販売するような状態にまで十分に加工されていない産出である。生産過程が一つの会計期間内で完了せず、したがって、仕掛品がある期から次の期へ繰越される場合には、そのような産出を記録することは不可欠である。この場合、当期の期末までに完成した仕掛品の現在価額はその期の期末に作成される貸借対照表に記録される。もちろん、この表は、次期の期首貸借対照表でもある。

6.73. 仕掛品は、１単位の産出を生産するために要する時間の長さに応じて、映画製作のようなサービス業をも含めて、どの産業においても記録される必要が生じうる。このことは、あるタイプの農業生産や耐久生産財生産のような、長い懐妊期間をもつ産業においては特に重要である。場合によっては、生産期間は数年間に及ぶことがある。

6.74. 仕掛品は、「体系」においては、生産者が保有する産出の在庫の一要素として扱われる。しかし、部分的に完成した構築物の在庫と総固定資本形成との境界線は、常に明確であるわけではない。総固定資本形成は、固定資産の使用者によって行なわれ、したがって、総固定資本形成は当該資産の所有権が生産者から使用者に移転されるまで記録されない。この移転は、一般には、生産過程が完了するまで行なわれない。しかし、販売契約が前もって結ばれている建物や構築物の場合には、所有権の移転は、価値が発生するにつれて各段階において生じていると考えられる。このような所有権の移転は実際に法的にも生じ得る。このよう

な場合、購入者が行なう段階的な支払いはしばしば総固定資本形成の価額を近似するために使用し得る。もっとも、段階的な支払いは時としてその段階の完成の前にも後にも行なわれることがある。その場合には、短期信用が購入者から生産者へ、あるいは、その逆へと提供されたことになる。販売契約がない場合には、部分的に完成した構築物がいかに大規模なものであっても、生産された産出は生産者在庫への追加、すなわち、仕掛品として扱われなければならない。

6.75. 仕掛品への追加およびその引き出しは、勘定中では、製品在庫の繰り入れと引き出しと同じように扱われる。それらはそれらが行なわれる時点で、そして、その時点で行き渡っている基本価格によって記録されねばならない。しかし、仕掛品の特殊な性質からみて、記録の時点と評価についてはさらに説明が必要である。

仕掛品の記録時点

6.76. 仕掛品への追加は作業が進行するにつれて継続的に生じる。したがって、１年あるいは四半期のような１会計期間内においては、その期間内で生産された仕掛品の累積額を記録することが必要である。販売が最終的に記録されるまでは、仕掛品への追加は各期において記録される産出の唯一の要素である。生産過程が終了する時、その時点までに累積した仕掛品の全体はすぐにでも引き渡しあるいは販売できる製品在庫へと事実上転換される。販売が行なわれると、販売価額は同額の在庫からの引き出しによって相殺されねばならず、したがって、生産が行なわれている間に先に記録されていた仕掛品への追加のみが産出の測定値として残される。このようにして、産出は全生産期間に配分される。

仕掛品の評価

6.77. 製品の基本価格がそれが生産されている期間を通じて不変に留まると仮定すると、ある期間における仕掛品への追加の価額は、この基本価格に総生産費用のうちその期間に生じたシェアを乗ずることによって求められる。換言すれば、最終的な産出の価額は、生じた費用の割合によって生産が行なわれる各期間に配

分される。

6.78. 最終的に実現する基本価格がわかる前に連続的な期間における仕掛品への追加の価額を推計することが必要となることがある。このような状況においては、各期に生じた総生産費用に予想営業余剰あるいは推定混合所得のためのマークアップをプラスしたものに基づいて、仕掛品への追加の価額の暫定推計が行なわれるべきである。現実の販売価格、したがって、実際の営業余剰あるいは混合所得が既知となったとき、そのような推計値を事後的に改訂することができる。

6.79. 一般的インフレーションの結果として、予想販売価格そのものが生産過程の間に継続的に上昇する場合、事態はもっと複雑になる。この場合、各々の仕掛品への追加はその時点の予想販売価格を用いて評価すべきである。このことは、インフレーションが存在する場合には、連続する会計期間における仕掛品への追加は次第に高まる予想販売価格に基づいて計算されなければならない、ということを意味する。実際上の困難があっても、各期ごとに投入価額と産出価額を対応させて、経済的に意味のある付加価値の測定値を得るためには、このような手順が取られなければならない。実際、この手続きは、在庫への追加はそれが行なわれる時に行き渡っている（現実のあるいは推計された）基本価格によって評価されるという一般的原則の適用にすぎない。

５．同じ企業に属する事業所間における受け渡し

6.80. 第Ⅴ章において説明したように、事業所とは、ただ一つの（非付随的）生産活動が行なわれるか、あるいは、その付加価値の大部分が主生産活動によって説明されるような、ただ一つの場所に所在する企業であるか、企業の一部である。それは、企業に一致することもあるし、企業の一部であることもある。後者の場合、それは同じ企業に属する別の事業所が使用するための財貨やサービスを生産していることもある。

6.81. 同じ会計期間内そして同じ事業所内で生産されて消費されてしまう財貨やサービスは、その事業所の産出あるいは中間消費の一部として別個に識別されず、したがって、記録されることもない。他方、ある事業所によって生産され、それが生産された期間の期末において在庫に留まっている財貨は、その後の用途がど

のようなものであろうとも、産出に含められねばならない。それがその後にその事業所内で使用されることになっているならば、仕掛品として記録すべきである。このことは、それが在庫から引き出される期間においては、それを中間消費として記録することはない、ということを意味する。

6.82. ある事業所が同じ企業に属する別の事業所に提供する財貨・サービスは、生産事業所の産出の一部として計上される。そのような財貨やサービスは受取側の事業所によって中間消費のために使用されるかもしれないが、また、総固定資本形成のために使用される可能性もある。この財貨・サービスは生産した事業所においては当期の基本価格によって評価されるべきである。受取った事業所では、同じ価格プラス第三者に支払われた追加的輸送費用によって評価すべきである。企業内の内部会計目的のために使用される人為的な移転価格を用いることは、できれば、避けるべきである。

6.83. 「体系」の勘定および表は、企業のグループおよび事業所のグループについての生産勘定、すなわち、部門および産業の両者についての生産勘定を含んでいる。１企業の産出合計額と中間投入合計額がその企業を構成する事業所についての対応する合計額と同じになることを保証するためには、企業についての合計額に、事業所間の財貨・サービスの受け渡しを含めなければならない。

Ｅ．自己最終使用のために生産される産出の測定

6.84. 自己最終使用のために生産される財貨・サービスは、家計の構成員によって自らあるいは同じ家計の他の構成員による消費のために生産される家事および個人サービスを除いて、「体系」の生産の境界の中に含まれる。自己使用のために生産される財貨・サービスは、その生産が行なわれる時に記録されるべきである。

6.85. そのような財貨・サービスは、それを販売のために市場に提供したとすれば販売し得たであろう基本価格によって評価されるべきである。そのような評価を行なうためには、評価目的のために用いることができるような信頼できる市場価格の計算を可能とするのに十分な数量で、同じ種類の財貨・サービスが市場において実際に売買されていなければならない。信頼できる市場価格が得られない場合には、自己使用のために生産される財貨・サービスの価額はその生産費用の合計、すなわち、以下のものの合計に等しいとする、というセカンドベストの方法が使用されねばならない。

— 中間消費

— 雇用者報酬

— 固定資本減耗

— 生産に課されるその他の税（マイナス補助　　金）

6.86. 販売のために提供されない個別的で固有性の高い建設プロジェクトの直接評価を行なうことは困難である場合が多いので、一般には、自己勘定建設の産出を費用に基づいて評価することが必要になるであろう。建設が営利企業によって企業自身のために行なわれる場合には、費用についての必要な情報を容易に突き止めることができるが、家計による住宅建設や非公式の組織や家計のグループが行なう地区の便益のための共同建設の場合にはそうではない。労働投入を含む共同建設プロジェクトへの投入のほとんどは無料で提供される可能性があるので、投入の評価さえも問題を生じる。無給の労働が投入の大きな部分を占める場合には、地域労働市場における同じ種類の労働に支払われる賃金率を用いてその価額の何らかの推計を行なうことが重要となる。適切な賃金率を見出すことは困難であろうが、特定の建設プロジェクトそれ自身の直接評価を行なおうとするよりは困難ではないであろう。

自己消費のためのサービスの産出

6.87. 実際には、自己消費のためのサービスの生産を記録することは、財貨ほどには一般的ではない。企業によって自己消費のために生産されるサービスのほとんどのもの（たとえば、輸送、貯蔵、維持等）は付随的活動によって生産される

ため、事業所あるいはそれが属する企業の産出あるいは中間消費として別個に識別されることも記録されることもない。家計の構成員によって構成員相互のために生産される家事および個人サービスは、慣行によって、「体系」の生産の境界外にあるものとして扱われる。しかし、その産出を評価し、記録しなければならない自己最終消費のために生産される２つのサービス・カテゴリーがある。

＜有給の家事使用人を雇用することによって生産されるサービス＞

6.88. 有給の家事使用人、料理人、園丁、運転手等は、形式的には、家計の世帯主が所有し、管理する非法人企業の雇用者として扱われる。したがって、生産されるサービスはそれらを生産するのと同じ単位によって消費され、それらは自己勘定生産の一形態を構成する。慣行によって、家事サービスの生産において発生する中間費用および固定資本減耗は無視され、生産される産出の価額は、食料や寄宿のような現物報酬を含めて、支払われた雇用者報酬に等しいとみなされる。したがって、同じ価額が家計の最終消費支出の下に記録される。

＜持家住宅のサービス＞

6.89. 家計が居住する住宅を所有するその家計の世帯主は、形式的には、同じ家計によって消費される住宅サービスを生産する非法人企業の所有者として扱われる。よく組織化された賃貸住宅市場がほとんどの国において存在するので、自己勘定住宅サービスの産出は、自己勘定において生産される財貨やサービスについて採用される一般的評価原則に沿って、市場で販売される同じ種類のサービスの価格を用いて評価することができる。換言すれば、持家居住者によって生産される住宅サービスの産出は、住宅それ自体の規模や質とともに、所在地、近隣の快適さ等のような要素をも考慮して、同じ居住施設に賃借する場合に支払うと考えられる推定家賃によって評価する。同じ計数を家計最終消費支出の下に記録する。

Ｆ．その他の非市場産出の測定

6.90. 上で説明したように、政府単位あるいは対家計非営利団体は、市場の失敗のため、あるいは、意図的な経済あるいは社会政策上のことがらとして、非市場生産に携わる。そのような産出は、それが生産される時点で記録されるが、それは非市場サービスの場合には交付の時点でもある。しかし、自己最終消費あるいは自己資本形成のために生産される財貨やサービスの場合、市場における販売に向けても大量に生産されているが、そうした財貨やサービスと異なり、非市場産出の場合には、一般に、市場価格を用いて容易に評価できるわけではない。公務（public administration）や防衛のような集合的サービスには市場はないが、個々の家計に提供される教育、保健あるいはその他のサービスの場合でも、適切な価格を入手できないかもしれない。同じ種類のサービスが市場ベースで生産され、非市場サービスとならんで販売されていることも珍らしいことではないが、提供されるサービスのタイプと質には、市場サービスと非市場サービスとで、一般に重要な相違がある。ほとんどの場合、対応する非市場サービスに十分類似しており、その価格をその非市場サービスの評価に用いることができるような市場サービスを十分に見出すことは不可能であり、特に非市場サービスが非常に大量に生産されているような場合にはそうである。

6.91. このような理由のために、そしてまた、政府単位および対家計非営利団体によって生産されるすべての非市場サービスが相互に整合的に評価されることを確保するためにも、「体系」においてはそれらはすべてそれらの生産において発生する費用の総額、すなわち、以下のものの合計によって評価される。

— 中間消費

— 雇用者報酬

— 固定資本減耗

— 生産に課されるその他の税マイナス補助金

政府単位あるいは対家計非営利団体が生産する非市場財・サービスの生産におけ

る純営業余剰は、常にゼロであると仮定される。

その他の非市場生産者の産出合計の評価

6.92. 政府単位および対家計非営利団体は、市場生産と非市場生産の両者に携わることがあり得る。可能なかぎり、このような２つのタイプの活動に対して別個の事業所が置かれるべきであるが、これはいつも実施可能とは限らない。そのため、非市場事業所は、副次的活動によって生産される市場産出の販売から何がしかの収入を得ることがある。たとえば、非市場の博物館による複製品の販売である。しかし、非市場事業所が販売収入をもつとしても、その市場産出と非市場産出の両者を含む産出合計はなお生産費用によって評価されることになる。その市場産出の価額は、市場生産物の販売からの収入によって与えられ、その非市場産出の価額は、産出合計と市場産出価額との差として残差的に求められる。経済的に意味のない価格による非市場財・サービスの販売からの収入の価額はその非市場産出の一部として残される。

Ｇ．特定の産業の産出

１．序論

6.93. 産出の記録と評価に関する一般的原則は、ある種の産業、主として、サービス産業、たとえば、卸売および小売業、金融仲介機関などの産出を測定する方法を決定するためには十分なものではない。そこで、以下の各節では、いくつかの特定の産業の産出の測定について、一層の情報を提供する。便宜上、取り上げる産業の順序は、ＩＳＩＣに現れる順序にしたがっている。

２．農業、林業および水産業

6.94. まず第一に、制度単位によって組織され、管理され、支配される作物、樹木、家畜、魚類などの成長は、経済的な意味で生産過程を構成する、ということに注意すべきである。成長は生産の境界の外にある純粋な自然過程とみなされるべきではない。多くの生産過程は単に経済目的のために自然の力を活用しているものにすぎない。たとえば、水力発電プラントは発電のために降雨と重力を利用する。

6.95. 農業、林業および水産業の産出の測定は、生産過程が何ヶ月にもわたったり、あるいは数年にさえ及ぶ、という事実によって複雑なものとなる。成長する作物、立木、魚類や食用に飼育される動物のストックは、仕掛品として――すなわち、直ちに市場化される形にはまだ十分に加工されていない産出として――扱われるべきである。作物が収穫され、樹木が切り倒され、動物が屠殺される時、生産過程は完了し、仕掛品は販売あるいはその他の用途向けの製品在庫へと転換される。したがって、概念的には、農業、林業および水産業の産出は完成に長い時間を要する他のタイプの生産とまったく同じ方法によって、すなわち、販売価額プラスその他の用途プラス仕掛品への追加を含む在庫変化によって測定される。産出は、単に生産過程が完了した時点、すなわち、作物が収穫されたり、動物が屠殺されたりする時点においてではなくて、生産期間全体にわたって継続的に生産されているように記録されるべきである。

6.96. 生産過程の完了に数期間（状況次第で、数ヶ月、複数の四半期、あるいは数年）を要するとしよう。その場合、各期において生産される産出の価額は、完成した農産物（収穫された作物、屠殺された動物等）の価額を各期に生じる費用の割合で配分することによって、仕掛品として測定される。このためには、法人企業である農場と非法人企業である農場（恐らくはほとんどの国における農場の大部分）とを区別することが必要である。法人農場の産出は各期において生じる、雇用者報酬を含む現実の費用の割合によって配分することができる。しかし、非法人農場の場合、所有者が提供する無給の労働投入が発生した真の費用の多くを占める。このような農場の完成産出の配分は次のように行なわれる。まず第一に、

現実の費用（種子、燃料等への支出）をそれが生じた期間に配分する。第二に、完成産出の残りの部分、すなわち、実現した混合所得は、所有者による無給の労働時間の割合によって配分する。これを行なうには、個々の期間に行なわれた相対的労働量の大まかな指標で十分であろう。完成した生産物の価額は次のような３つの項目の価額の合計によって与えられる。

(a)当期の基本価格によって評価された、販売あるいは物々交換される完成生産物。

(b)当期の基本価格によって評価された、完成生産物の在庫への繰り入れマイナス引き出し。

(c)当期の基本価格によって評価された、最終消費のために当該生産者によって使用される完成生産物。

6.97. 完成生産物の価額を仕掛品として配分する場合、生産が完了し、仕掛品が完成農産物に転換される時点において生じる仕掛品の減少を記録することも不可欠である。それをしないならば、産出は、最初に仕掛品への追加として、二度目は販売、物々交換ないし完成生産物の在庫への追加として、２回記録されることになる。仕掛品の減少の負の計数が販売、物々交換ないし在庫への繰り入れとしての完成生産物の価額を相殺するので、生産過程が終了する時点では産出は記録されない。すべての産出は、生産期間中に仕掛品への追加として既に記録されている。

6.98. 全生産過程が、１年のような、ただ一つの会計期間内で完了するならば、上記のような方法によって産出を仕掛品として配分することは不要であることもあるであろう。しかし、生産過程が完了する前に会計期間が終了する場合、あるいは、四半期のような小期間について勘定を作成しなければならない場合には、完成生産物の価額総額は仕掛品として配分されなければならない。同じ生産過程への対応する投入は実際に既に時間的に配分され、個々の期間あるいは小期間において既に記録されているということを想起することが必要である。産出が仕掛品として同じように配分されないならば、産出のない投入が記録され、このような場合には、付加価値、営業余剰ないし混合所得と第１次所得バランスについて経済的に意味のない計数が記録されることになりがちである。さらに、一般的価格水準が会計期間内で激しく上昇している場合、投入と産出の価額の適切な対応を得るためには、全生産過程がただ一つの会計期間内で完了する場合でも、仕掛

品を記録することが必要となるかもしれない。

＜仕掛品の事前の推計＞

6.99. ほとんどの勘定はそれらが関係する生産過程が終了したずっと後に作成されるが、他の産業におけると同様に、農業においても、生産過程が完了して完成生産物の価額がわかるよりも前に、仕掛品の価額を推計することがしばしば必要となる。したがって、発生した現実の費用プラス営業余剰あるいは混合所得の推計値についてのマークアップに基づいて仕掛品を暫定的に計算しておくことが勧告される。混合所得の推計は予想される混合所得を無給労働量の割合によって配分することによって行なうことができるであろう。完成生産物の実際の価額が判明したとき、暫定推計値は完成生産物の実際価額を先に記した方法で配分することによって得られるものと置き換えられるべきである。成長中の作物、すなわち仕掛品が、収穫の前に大被害を受けたり、全滅したりする場合、明らかに、仕掛品の以前の暫定推計値は、生産が完了する前であっても、下方改訂されるか、必要ならば、ゼロに改訂されなければならないであろう。

6.100. 収穫に先立つ仕掛品の推計に付随する不確実性が大きいために、そのような推計を行なっても有益な分析目的や政策目的のために役立たないような状況もあるかもしれない。しかし、このことは不確実性の程度がずっと小さいような他の多くの状況において有益な推計が行なわれることを妨げるものではない。いずれにせよ、完全な情報が利用可能である場合の農産物の適切な記録方法と評価方法を明確にしておくことは必要である。事前に行なわれる当初の推計が不可避的に誤差まぬがれないとしても、諸勘定は本質的には事後的な記録である。

３．機械、設備および建設

6.101. 船舶、重機械、建物やその他の構築物のような大規模な耐久財の生産は完成までに数ヶ月あるいは数年を要する。したがって、このような生産からの産出は、通常、仕掛品によって測定されなければならず、単純に生産過程が完了する時点で記録することはできない。仕掛品を記録し、評価する方法は、農産物につ

いての前節を含めて、この章のこれまでの各節において説明されている。

6.102. しかし、複数の会計期間に及ぶ建物あるいはその他の構築物の建設について、事前に販売契約が取り交わされている場合、各期間に生産される産出はその期間の期末に購入者に販売されたものとして、すなわち、仕掛品ではなくて販売として扱われるということは、注意しておくべきである。実際上、建設請負業者によって生産される産出は、購入者が産出を法的に所有権を取得してゆくにつれて、段階的に購入者に販売されてゆくものとして扱われる。したがって、それは、生産者による仕掛品としてではなくて、購入者による総固定資本形成として記録される。契約が段階的な支払いを要求するようなものである場合、産出価額は各期間に行なわれる段階別の支払い額によってしばしば近似される。しかし、販売契約がない場合には、各期間において生産される未完成の産出は、仕掛品として記録されなければならない。

４．輸送および貯蔵

＜輸送＞

6.103. 輸送の産出は、財貨あるいは人の輸送によって受取ることができる金額によって測定される。経済学では、ある場所にある財貨は別の場所にある同じ財貨とは異なる質をもつものとされ、したがって、ある場所から別の場所への輸送は、その財貨が他の点では変りがなくても、経済的に意味のある変形を生じる生産過程である。輸送サービスの量は財貨の数量あるいは人数とそれらが輸送される距離の両者を結合したトンーキロメーターあるいは人ーキロメーターのような指標によって測定される。速度、頻度、快適性のような要素も提供されるサービスの質に影響を与える。輸送は、生産される産出が、財貨や人それ自身はサービス生産者の産出の一部とはならないような財貨あるいは人間の変形からなるという点で、典型的なサービス活動である。行なわれるサービスは容易に識別され、定量されるが、それは、それが体化されている財貨や人とは別の実体ではない。企業内での自己使用のための輸送の生産は、別個に識別され記録されることのない付随的活動

（ancillary activities）である。

＜貯蔵＞

6.104. 市場向けの貯蔵の生産はそれほど広く行なわれてはいないが、貯蔵活動は多くの企業の中で行なわれており、経済全体において重要である。その需給条件がその間に変化しているとすれば、後の時点で利用可能な財貨は、より以前の時点で利用可能であった同じ財貨とは異なる質をもつ財貨として扱われる必要がある。したがって、財貨の貯蔵は、たとえその財貨が他の点で物理的に不変に留まるとしても、経済的に意味のある転形を生じる生産過程となり得る。貯蔵は空間的ではなくて時間的な輸送とみなすことができる。もちろん、ワインのように、財貨が貯蔵の間に熟成してもいく――すなわち、その物理的性質が時間の経過によって改善される――ならば、行なわれた生産もそれに応じて大きくなる。生産される貯蔵サービスの量は、財貨が貯蔵される環境のように提供されるサービスの質に影響を与えるその他の関連要素も考慮に入れながら、提供される貯蔵空間の量と財貨が貯蔵される時間の長さを結合した空間－日数のような指標によって測定される。

貯蔵と在庫変動の測定

6.105. 財貨の価格は、少なくとも３つの理由で、それが貯蔵されている間に変化し得る。

(a)財貨の物理的な質が時間の経過によって改善あるいは悪化する。

(b)財貨の物理的な質がその他の点では変化していなくても、その財貨の供給あるいは需要に影響を与える季節要因があり、年間を通じてその価格の規則的で予測可能な変動をもたらす。

(c)財貨の物理的あるいは経済的性質が時間がたってもまったく変化しないにもかかわらず、その財貨の価格の変化をもたらすような一般的インフレーションあるいはその他の一般的要因がある。

6.106. 一般的なインフレーションが存在しない、はじめの２つのケースにおいて

は、財貨が貯蔵されてから引き出されるまでの間の価格の差は、財貨が貯蔵されている間に生産された追加的産出の価額を測定するものである。一般的インフレーションは、名目保有利得あるいは実質保有利得を生じる価格変化につながるものである。しかし、実際には、作用している個々の要因の影響を分離することは困難であろう。

6.107. 一般的なインフレーションが存在しないとしよう。貯蔵されている間にその質が改善される財貨（たとえば、ワイン）の場合を考えよう。財貨が貯蔵されている間にもその生産が続いているとすれば、概念的には、蔵入りする財貨は仕掛品とみなされる。貯蔵されている間におけるその価額の増加は、価格の上昇ではなくて、仕掛品への追加として、すなわち、追加的な産出として扱われなければならない。仮定によって、蔵出しされる財貨は蔵入りする財貨とは同じではない。在庫価額の変化を記録するための会計規則の適用は、在庫に繰り入れられた時点の財貨（仕掛品）の価額だけではなくて、その財貨が貯蔵されている間に生じた仕掛品への追加の価額をも在庫への繰り入れとして含めるように行なわれなければならない。結果として、貯蔵中に生産される産出は、蔵出しされる際の財貨の価額から蔵入りされた（未熟成の）財貨の価額を差し引いて評価することになる。

6.108. 時間的な需給条件の変化による価格の季節変動を伴う財貨も同じように扱われなければならない。毎年の作物がある時点で収穫されて貯蔵され、その後、残りの12ヶ月間を通じて徐々に売払われるか使用されるとしよう。さらに、その財貨の希少性の増大を反映して、価格は次の収穫まで徐々に上昇していくものとしよう。一般的な価格変化がない場合、貯蔵されている間のその財貨の価格の上昇は、先の例と同じように、仕掛品への追加の価額を測定するものと解釈されなければならない。作物が収穫された数ヶ月後に貯蔵から引き出される財貨は、時間的な供給条件の変化のために、貯蔵に繰り入れられたものとは経済的に異なっている。年間を通じて生産されるが、クリスマスのような1年のうちのある時期にのみ販売されるために貯蔵される財貨についても同じようなことがいえる。この場合には、需要条件が時間的に変化している。

6.109. しかしながら、ほとんどの工業製品は、年間を通じて継続的に生産、販売され、需給条件の規則的変動もないし、貯蔵中に熟成するということもない。し

たがって、在庫にある工業製品の価格変動を仕掛品への追加として取り扱うことはできない。

５．卸売業および小売業

6.110. 卸売業者および小売業者は財貨を実際に売買するが、仕入れた財貨に選別、洗浄、包装等の最小限の加工だけを施して再び売却する場合には、購入した財貨を中間消費の一部として取り扱わない。卸売業者および小売業者は、精選された財貨を便利な場所に貯蔵、展示し、購入しようとする顧客の購入の便を図ることによって、その顧客に対して財貨ではなくてサービスを供給するものとして扱われる。卸売業者および小売業者の産出は、再販売のために購入する財貨について実現される商業マージンの総額によって測定される。商業マージンは、再販売のために購入した財貨について実現した現実価格あるいは帰属価格と、それを販売あるいはその他の形で処分する時点においてその財貨を再取得するとしたら流通業者が支払わなければならない価格との差額、として定義される。その価格を値下げしなければならないとすれば、実現されるマージンは負であるかもしれない。廃棄されたり、盗難にあったために販売されることがない財貨についてはマージンは負でなければならない。

6.111. 卸売業者あるいは小売業者については、産出を測定するための標準的な算式を修正し、販売あるいは他の用途に使用される財貨の価額からそれを再取得するための購入額を控除しなければならない。後者には、標準的な、廃棄、盗難ないし偶発的損傷による、経常的損失（recurrent losses、経常性のある、再発性のある損失）を償うのに必要な追加的な財貨を含む。実際には、卸売業者あるいは小売業者の産出は次の恒等式によって与えられる。

産出価額　＝　割引き価格による販売を含む、販　　売価額
＋　再販売のために購入した財貨のその他の使用の　価額
－　再販売のために購入した財貨の価額
＋　再販売のための財貨の在庫への追加の価額
－　再販売のための財貨の在庫から引き出された財　貨の価額
－　標準的な廃棄、盗難ないし偶発的損傷の発生率　にもとづく、経常的損失の

価額。

6.112. 以下の諸点が注意さるべきである。

(a)過剰分を処分したり、廃棄するようにならないように流通業者が価格を引き下げなければならなかったとしても、販売される財貨はその現実の販売価格によって評価する。

(b)現物報酬として雇用者に提供される財貨は、それを再取得するとしたら流通業者が支払うであろう当期の購入者価格によって評価されるべきである。すなわち、実現されたマージンはゼロである。同様に、非法人企業の所有者によってその自己最終消費のために引き出される財貨も、流通業者が再取得のために支払うであろう当期の購入者価格によって評価されるべきである。

(c)再販売のために購入される財貨は、その財貨の供給者によって別個にインボイスされた輸送経費や卸売業者あるいは小売業者が第三者に支払った輸送経費を除いて評価すべきである。こうした輸送経費は、卸売業者あるいは小売業者の中間消費の一部となる。

(d)再販売のための財貨の在庫への追加は、繰り入れの時点における購入者価格によって評価されるべきである。

(e)再販売のための財貨の在庫から引き出される財貨は(それらが当初に購入され、在庫に繰り入れられた価格とは別の)それが引き出される時点で行き渡っている購入者価格によって評価されるべきである。在庫から引き出される財貨は、標準的な廃棄、盗難ないし偶発的損傷の発生率にもとづく、経常的損失(recurrent losses due to normal rates of wastage, theft or accidental damage) を含む。損失した財貨は、販売のための引き出しと同様に評価する。

6.113. したがって、再販売のために購入した財貨について実現されるマージンは、そのような財貨の最終的な用途に応じて異なる。流通業者が意図したフル・プライスで販売する財貨について実現されるマージンは正常マージンと呼ぶことができる。このようなマージンを設定する際には、流通業者は中間消費や雇用者報酬のような通常の費用だけでなく、一部の財貨が最終的に割引き価格によって安売りされたり、また、一部のものが廃棄されたり、盗難にあうかもしれないという事実をも考慮に入れる。その価格を値下げしなければならない財貨について実現されるマージンは明らかに正常マージンを下回っており、負であることもある。

現物報酬として雇用者に支払うために使用されたり、あるいは、所有者によって最終消費のために引き出される財貨に対するマージンはこのような財貨の評価方法のためにゼロである。最後に、廃棄されたり、盗まれたりした財貨に対するマージンは、それを再取得するための当期の購入者価格に等しい負の値となる。

6.114. かくして、再販売のために購入する財貨について実現される平均マージンは、正常マージンよりも低いと予想される。流行品や腐敗しやすい財貨のようなある種のタイプの財貨については恐らくかなり低くなるであろう。最後に、マージンは、再販売のための財貨が卸売業者あるいは小売業者によって在庫に保有されている間の保有利得あるいは損失を除いて定義されるということに注意すべきである。その他のタイプの生産の場合と同じように、すべての在庫への繰り入れあるいは引き出しを、繰り入れあるいは引き出しが行なわれる時点において行き渡っている価格で評価することによって、保有利得および損失を産出から取り除く。

６．オペレーティング・リース

6.115. その機械あるいは設備の全予想耐用年数よりも短い特定期間について、機械や設備を賃貸する活動をオペレーティングリースという。それは所有者あるいは賃貸者（レッサー）が使用者あるいは賃借者（レッシー）にあるサービスを提供するという生産の一形態であり、その産出は賃借者が賃貸者に支払う賃貸サービス料によって評価される。オペレーティング・リースはファイナンシャル・リースとははっきりと区別されなければならない。実際、後者は生産過程ではなくて固定資産の取得に金融をつけるひとつの方法である。

6.116. オペレーティング・リースは、次のような特徴によって識別される。

(a)賃貸者、あるいは、機械や設備の所有者は、使用者による請求があり次第あるいは短い期間の事前通知で貸し出すことができるように設備のストックを良好な作動状態に維持している。

(b)設備は様々な期間に対して賃貸される。賃借者は期間が満期になると賃貸サービス料を更新し、使用者は何回かにわたって同じ種類の設備を賃借することができる。しかし、使用者は、その設備の予想耐用年数の全体にわたってその設備を

賃借しようとはしない。

(c)賃貸者は彼が賃借者に提供するサービスの一部としてしばしば設備の維持と修理の責任を負う。賃貸者は一般にその設備の操作の専門家でなければならず、このような要素はコンピュータのような極めて複雑な設備の場合には重要である。このような場合には、賃借者やその雇用者はその設備を自らで適切に保守していくために必要な専門的知識や手段をもっていない。賃貸者は重大なあるいは長期の故障の際には設備を全面的に入れ替える責任を負っている場合もある。

6.117. 上に述べたことから、賃貸者が提供するサービスは、1個の設備の単なる提供以上のものであるといえる。それは使用者の立場から見て重要な便宜や安全のようなその他の要素をも含んでいる。オペレーティング・リースは、当初においては、ある種のタイプの設備を断続的にのみ必要とする使用者の要求を満たすために発展してきた。しかし、特にエレクトロニクスの分野において、ますます複雑なタイプの機械が発達してくるにつれて、賃貸者によって提供される保守と支援の便宜は、使用者の賃借に影響を与える重要な要因となる。使用者に購入でなく長期の賃借を選ばせるその他の要因には、当該企業の賃借対照表、キャッシュ・フローあるいは税負担に与える影響への配慮がある。

＜ファイナンシャル・リース＞

6.118. オペレーティング・リースに対して、ファイナンシャル・リースはそれ自身としては生産過程ではない。それは機械や設備の購入の融資方法として、貸付に代わる1つの方法である。ファイナンシャル・リースは、賃貸者と賃借者との間の契約であり、その契約では、賃貸者が機械や設備を購入し、賃借者の使用に供する。さらに、賃借者は賃貸者が契約期間を通じて利子を含むその費用のすべてあるいは事実上すべてをカバーすることができるような賃借料（レンタル）を支払う。ファイナンシャル・リースは、所有のリスクと報酬とがその財貨の法的所有者、すなわち、賃貸者からその財貨の使用者、すなわち、賃借者に事実上すべて移転されるという点で識別することができるであろう。そのような取り決めの経済的現実を捉えるためには、法的にはリースの対象となる財貨は賃貸者の財産でありつづけるわけではあるが、少なくとも、リース期間の終了時点（通常、

法的所有権が賃借者へ移動する）まで、賃貸者から賃借者へ所有権の移転があったとみなす。賃貸者は賃借者に対する貸付を行なっているように取り扱い、賃借者はそれによって当該設備をファイナンスすることができるものとみなす。そして、賃貸借料は借入金の返済と利払いをカバーするものとして扱う。

6.119. 以上述べたように、オペレーティングリースとファイナンシャル・リースはまったく異なる種類の活動として扱われる。一方は生産過程であるが、他方は貸し手から借り手への資金の融通を行なう方法である。もちろん、リースを取り決める過程において、賃貸者によって何がしかの付随的サービスが提供されるが、このようなサービスの価額は支払われる賃借料の総額に比べると非常に小さい。したがって、オペレーティングリースとファイナンシャル・リースの両者の要素が混在し、そのため分類が困難であるような融資手段が考案される可能性はあるにしても、２つのタイプのリースを区別することは重要である。

７．保険会社および年金基金を除く金融仲介機関

＜序論＞

6.120. 本節では保険会社および年金基金を除く金融仲介機関を取り上げる。保険会社と年金基金は次節で扱う。

6.121. 金融仲介機関は、その自己勘定で金融市場で負債を発行し、資金を借入れ、その資金を他の制度単位に様々な条件で貸出す。第Ⅳ章において説明したように、それは一方から他方へ資金を融通することによって貸し手と借り手の間を仲介し、その過程でリスクを自ら負担する。金融仲介機関には自らを「銀行」と呼ぶほとんどすべての機関が含まれる。また、小規模な金融仲介に携わる非法人企業も含まれる。こうした非法人企業は一部の開発途上国においては重要である。

6.122. 金融仲介機関の中には、預金を受入れることによってその資金のほとんどを調達するものがあるし、手形、債券あるいはその他の証券を発行することにより資金調達を行なうものもある。そうした金融仲介機関は、貸付や前貸しを行なうことによって、あるいは、手形、債券あるいはその他の証券を購入することによって資金を貸出す。金融仲介機関の金融資産のパターンは負債のパターンとは

異なっており、そうすることによって、金融仲介機関は受け入れた資金を借り手の要求により適した形に転換する。貸出す資金に対して金融仲介機関が受け取る収益率は、金融仲介機関が借り入れる資金に対して支払う率よりも高く、金融仲介機関は、このようにして、その費用を支払い、営業余剰を上げるための資金のほとんどを獲得する。多くの金融仲介機関は、それらがその顧客に提供する仲介サービスに対して明示的に料金を課しておらず、したがって、このようなサービスを評価するために使用し得るような販売収入はないが、料金を課そうとする傾向は生じつつあるようである。

6.123. 金融仲介機関は、副次的活動として各種の補助的金融サービスや事業サービスを提供する傾向をも強めている。たとえば、通貨交換や投資、不動産購入、税金についての助言などである。このようなサービスの産出は、他のサービスと同じように、課せられた料金や手数料に基づいて評価される。このようなサービスの生産と消費の測定には特別の概念上あるいは実際上の問題は生じない。ここで解決するべき問題は、明示的な料金がなく、それに対する販売収入もないような金融仲介の産出をどのように評価するか、ということである。このような産出は間接的に評価しなければならないのであるが、その方法は、以下で説明する。

＜金融仲介サービスの産出の間接的測定＞

6.124. 金融仲介機関の中には、借り手と貸し手に対して（そして異なるカテゴリーの借り手や貸し手に対して）異なる利子率を支払ったり、課したりすることによって、明示的に料金を課さないようなサービスを提供することができるものがある。このような金融仲介機関は、そのような機関に貨幣を貸す人々には他の場合よりも低い利子率を支払い、それから貨幣を借りる人々にはより高い利子率を課する。このようにして得られる純利子収入は金融仲介機関の費用を支払うために使われ、さらに、営業余剰を与える。このような利子率の仕組みはサービスの提供に対してその顧客に個々に料金を課すという必要性をなくし、実際に観測されるような利子率のパターンをもたらす。しかし、このような状況の下では、「体系」は、金融仲介機関が明示的に料金を課さないサービスの価額の測定について、間接的な測定方法を用いなければならない。それが間接的に計測される金

融仲介サービス（ＦＩＳＩＭ）である。

6.125. 「体系」において測定されるＦＩＳＩＭの総額は、金融仲介機関による受取財産所得総額マイナス支払利子総額として測定される。ただし、前者には、金融仲介機関の自己資金の投資からの受取財産所得は含まれない。このような所得は金融仲介から生じたものではないからである。「体系」において産出の生産が記録されるときは常に、「体系」の別の部分でその産出の使用について明示的に会計的説明が与えられなければならない。そこで、ＦＩＳＩＭは、次のうちの一つないしそれ以上の用途に処分されたものとして記録する。すなわち、企業による中間消費、家計による最終消費または非居住者への輸出の３つである。

6.126. したがって、原理的には、ＦＩＳＩＭの産出総額は、明示的な料金が課されないサービスの様々な受領者ないし利用者に配分されるべきである。しかしながら、ＦＩＳＩＭ産出の利用者別配分に関して、経済的観点から概念的に納得のゆく、しかも必要なデータを入手できる方法を見い出すのはむずかしいかもしれない。したがって、ＦＩＳＩＭ産出の配分方法について、ある程度の柔軟性が許容されなければならない。国によっては、1968年ＳＮＡで提案された慣行をそのまま継続し、産出全体を名目産業の中間消費として記録することの方を選ぶかもしれない。この慣行のもとでは、一国経済全体のＧＤＰは、推計されたＦＩＳＩＭ産出の大きさによらず、一定となる。

6.127. ＦＩＳＩＭ産出を様々な利用者に配分する場合、取るべきひとつの可能性は、現実の支払利子率・受取利子率と「参照」利子率との差額に基づいて配分することである。必要な情報が利用可能である場合、以下の推計値を計算し、それを用いて産出総額の配分を行なう。

(a)金融仲介機関がその資金を貸出す利用者単位（居住者・非居住者双方がありうる）について、貸付等に対して実際に課せられた利子と参照利子率が用いられる場合に支払われるはずの額との差額。

(b)金融仲介機関がその資金を借入れる利用者単位（居住者・非居住者）について、参照利子率が用いられる場合にそのような人々が受取るはずの利子と実際に彼らが受取った利子との差額。

6.128. ここで使用される参照利子率は、資金借り入れに伴う純粋費用――すなわち、リスクプレミアムを最大限取り除き、さらに、いかなる仲介サービスをも含

まない率――である。参照利子率として選ばれる利子率のタイプは、国ごとに異なるであろうが、インターバンク貸出レートは、利用可能ならば、適切な選択であろう。あるいは、中央銀行貸出レートを用いることもできるであろう。

6.129. このようなタイプの情報が利用可能でない場合、あるいは、適切でない場合には、ＦＩＳＩＭ産出の総額を別の指標を用いて配分することができる。たとえば、金融仲介機関と各種の利用者グループとの間に存在する金融資産・負債の総額に比例させて配分を実行することができるし、あるいは、その他の適当な金融変数に比例的に配分することもできるであろう。

6.130. 「体系」全体についてみれば、様々なカテゴリーの利用者について、ＦＩＳＩＭを配分することは、支払利子のある部分をサービスへの支払いとして再分類することと同じことである。このような再分類を行なうことは、財貨・サービスの一定の集計フロー――産出、中間および最終消費、輸入および輸出――の価額に重大な影響を与え、また、それは特定の産業や部門の付加価値に、さらには、国内総生産（ＧＤＰ）の総額にも影響を与える。また、第１次所得の分配勘定において記録される利子フローにも影響がある。しかし、金融仲介機関自身をも含めて、関連するすべての単位の貯蓄は影響を受けない。金融勘定も影響を受けない。

6.131. こうした影響の存在のために、勘定作成者は、勘定統計の利用者に代替的取り扱いの結果についてなんらかの指標を与えるため、追加的情報を提供するのが望ましい。ＦＩＳＩＭの利用者間配分を実際に行なう場合、得られたデータを別個に識別し、表章すべきである。逆に、ＦＩＳＩＭの全額を慣行上名目産業の中間消費に配分する場合、勘定作成者は、ＦＩＳＩＭを中間消費と最終需要の主要カテゴリーとに配分した補足的推計値を提供すべきであることを勧告する。その際、それが近似に過ぎないものであっても、また、集計度がきわめて高いものであってもかまわない。また、そうした配分がＧＤＰ、ＧＮＩおよびその他の関連集計量へ及ぼす影響についても同様に補足的推計値を提供すべきである。なお、ＦＩＳＩＭの取り扱いについては、本マニュアルの末尾にある付録Ⅲがこのテーマについてのもので、そこでずっと詳細に説明されている。

＜中央銀行＞

6.132. 中央銀行によって提供される金融仲介サービスも他の金融仲介機関のサービスと同じように測定されるべきである。中央銀行が果たす特有の機能のために、その産出価額は使用される資源に比べてしばしば異常に大きなものとなる。中央銀行が行なう金融仲介以外のサービスも、他の金融企業の場合と同じように、課せられた料金あるいは手数料によって評価されるべきである。

＜非法人金融仲介機関および貸し金業＞

6.133. その活動が中央銀行やその他の公的機関の監督を受けたり、規制を受けたりしないようなものをも含めて、非法人金融仲介機関の産出も法人金融機関の場合と同様に測定される。その自己勘定で負債を負って他に貸出すための資金を集める貸し金業も明らかに金融仲介に携わっている。貸し金業の産出は借入れた資金の貸出から受取る財産所得と借入れた資金に対して支払う利子との差額によって測定されなければならない。大法人の場合と同じように、その自己資金の投資から受取る所得はこの計算からは除かれる。

6.134. 一部の貸し金業はその自己資金のみを貸出している。多くの村の金貸し業者を含めて、このような小規模な貸し金業の活動は、その機能がある制度単位のグループから他のグループへの資金の融通を促進することではないので、金融仲介とはいえない。貸出しそれ自身は生産過程ではないので、自己資金のみを貸出す貸し金業の活動は、生産されたサービスの価額とみなすことはできない。

８．保険

6.135. 保険の活動は、一定のリスクに晒されている個々の制度単位に、特定された偶発事故の発生の結果に対する資金的保護を提供しようとするものである。それは、金融仲介の一形態でもあり、実際、保険契約者から資金を集め、金融資産やその他の資産にその資金を投資している。そうした資産は、保険証券に指定された偶発事故の発生から生じる将来の保険金に対応する技術準備金として保有されている。保険には、資金が保険契約者間で再分配されるというかたちで移転が

伴っているが、保険企業は、サービスをも生産しており、そのサービスは、保険契約者から直接、間接に支払われている。保険企業と保険契約者との間の取引に含まれている様々な要素を解きほぐし、「体系」に適切にそれを記録することはやさしいことではない。そこで、保険と年金の包括的な説明とその様々な要素の相互作用については、巻末の付録Ⅳで与えることにする。本節の目的は、保険企業によって生産されたサービス産出の計算と評価の方法を説明することである。

6.136. 典型的には、保険企業は、保険が提供しようとする資金的保護や保障を手配することに対して、別建てで料金を課していない。また、もし保険企業が保険契約者その他に明示的な料金を課している場合には、通常通りのサービスに対する支払いとして取り扱えばよい。しかしながら、明示的料金徴収がなされていないサービスに対しては、保険企業が提供しているサービスの価額を間接的に、すなわち、その準備金から生じる所得を含めて、保険企業の受取総額と支払総額とから推計しなければならない。

6.137. 保険企業はいくつかの理由のために技術準備金を積立てる。第一の理由は、保険料が各期間の始めに前もって支払われるために、支払いをもたらす偶発事由が発生する前に、典型的な場合、保険企業は1期間にわたって資金を保有する、ということである。このことは生命保険にも非生命保険にもあてはまる。第二の理由は、偶発事由の発生とその後に行なわれる保険金の支払いとの間に時として重要な時間の遅れがある、ということである。さらに、保険企業は生命保険に関して、「利付き」の生命保険証券に対する準備金を含む保険数理上の準備金のかたちでかなりの額の準備金を保有しなければならない。このような理由で蓄えられる技術準備金は、金融資産あるいは不動産を含む非金融資産に投資される。このような投資によって、財産所得や居住用の建物や非居住用の建物を賃貸することによって得られる純営業余剰のかたちで生じる所得は、保険企業が課す保険料の水準に大きな影響がある。その投資ポートフォリオの管理は、保険事業にとって不可欠の部分であって、その企業の収益性や競争力に大きなかかわりがある。

6.138. 保険サービスの産出価額合計は、以下の5つの要素を含む会計的関係から残差的に求められる。

(a)現実既経過保険料（actual premiums earned）。当期あるいはそれ以前の期間

に支払われるべき保険料のうち、当該会計期間に負担するリスクをカバーする部分のことである。各々の保険料がカバーする期間の一部しか、それが支払われる会計期間に対応しない可能性があるから、現実既経過保険料は、その期間中に実際に支払われた保険料に等しくない。次の会計期間あるいはその後の複数の会計期間をカバーするような保険料の部分は、保険料の前払いと呼ばれ、それは技術準備金
（technical reserves）に含められる。したがって、現実既経過保険料合計は、受取保険料から保険料の前払いによる保険技術準備金の変動額を控除したものに等しい。
(b)上に述べた保険技術準備金の投資から得られる所得。準備金は、保険企業によって保有され、かつ、運用されるが、「体系」では保険契約者の資産として取り扱う。したがって、準備金の投資により得られる所得は、準備金がその利益のために保有される保険契約者に帰属する。その所得は、保険契約者の受取として記録し、追加保険料（premium supplements）として保険企業に全額再び支払われる。したがって、この追加保険料は、技術準備金の投資からの所得とつねに同額でなければならない。
(c)当該会計期間中に支払事由が発生した保険金
（claims which become due for payment during
the accounting period）。保険金の支払事由とは、正当な保険金支払いの原因となる偶発事由が起こったことをいう。それは、会計期間中の現実支払保険金に未払い保険金に対する準備金の変化を加えたものに等しい。
(d)保険数理上の準備金（actuarial reserves）および利付き保険のための準備金(reserves for with-profit insurance）の変化。このような準備金の変化は、保険数理上の準備金への配分と利付き保険証券のための準備金への配分である。後者は、利付き保険証券によって保証されている資本総額を積立てるためのものである。このような準備金のほとんどは、生命保険に関するものであるが、保険金が一括払いではなくて年金として支払われる場合には非生命保険の場合にも必要となる。
なお、項目(a)、(c)および(d)にあらわれる保険技術準備金の変動は、すべて名目保有利得ないし損失をいっさい排除して測定されたものである。

6.139. 項目(a)および(b)、すなわち、

現実既経過保険料

および

追加保険料（＝投資からの所得）

がその保険活動から生ずる保険企業の総資源を決定する。

項目(c)および(d)、すなわち、

支払事由が生じた保険金

および

保険数理上の準備金および利付き保険のための準備金の変化

は、このような資源から対処されるべき技術的負担分の総額を決定する。資源総額と技術的負担総額との差額は、保険企業の費用をカバーし、営業余剰を残すものとして、保険企業にとって利用可能な額である。したがって、それはその企業によって生産されるサービスの産出額を測定するものと考えられる。保険企業は、項目(b)－(d)のすべてを考慮に入れて、資源総額が負担総額を上回る超過分が保険企業自身のサービスに対する十分な報酬を残すことを確保し得るように、請求する保険料の水準を決定する。

6.140. したがって、保険サービスの産出価額を推計するために使用される基本的会計恒等式は次のようになる。

－支払事由が生じた保険金合計

－保険数理上の準備金および利付き保険のための準　備金の変化

＋現実既経過保険料合計

＋追加保険料

＝保険サービスの産出価額

保険サービスの産出価額は、上記の勘定の両側をバランスさせるように残差項目として決定する。生命保険、非生命保険ともに、保険サービスの産出をこの恒等式によって推計する。

訳注）：原文に符号の誤りがあり、修正した。付録Ⅳの段落18を参照。

９．自律的年金基金

6.141. 自律的年金基金（autonomous pension fund）とは、民間あるいは公的の雇主によって、あるいは、雇主とその雇用者によって共同で組織かつ管理される、特定の雇用者グループに対して退職後の所得を供与するために設立された独立の基金（すなわち、別個の制度単位）である。このような基金は金融市場においてその自己勘定で金融取引を行ない、そして、金融資産や非金融資産を取得することによって投資を行なう。社会の大きな部分（セクション）について組織され、一般政府によって賦課され、支配されあるいは資金供給されるような社会保障制度は、このような基金には含まれない。年金基金が生産する産出は、上で述べた保険企業の産出と同様に測定される。ただし、年金基金の場合、一般に「保険料」のことを「負担」と呼び、「保険金」のことは、「給付」と呼ぶ。

10. 研究・開発

6.142. 市場生産者によって行なわれる研究・開発は新しい生産物を発見あるいは開発するために行なわれる活動であり、既存の生産物の型（ヴァージョン）や質の改善や新しいあるいはより効率的な生産過程の発見や開発を含む。研究・開発は、付随的な活動ではなく、可能な場合には、それについて別個の事業所が区分されるべきである。市場生産者が自らのために行なう研究・開発は、原理的には、その研究を商業ベースで下請けに出したとすれば支払ったであろう基本価格の推計値によって評価されるべきであるが、実際には、生産費用に基づいて評価されなければならないであろう。専門的な営利的研究所あるいは研究組織によって行なわれる研究・開発は、販売、契約料、手数料、料金等からの収入によって通常の方法で評価される。政府単位、大学、非営利研究所等によって行なわれる研究・開発は、非市場生産であり、発生した費用総額によって評価される。研究・開発活動は、授業とは別のものであり、ＩＳＩＣにおいても別々に分類されている。同じ大学あるいはその他の高等研究機関の中で両者が行なわれる場合、原理的には、この２つの活動は互いに区別されるべきであるが、同じ職員がその時間を２つの活動に充てている場合には、実際的にはかなりの困難がある。ある場合には、

概念的にも、それらを分割することが困難な授業と研究との相互作用もあるであろう。

11. 原本とコピーの生産

6.143. 本、レコード、フィルム、ソフトウェア、テープ、ディスク等の生産は、その第1段階が原本の生産であり、第2段階が原本のコピーの生産と使用であるような2つの段階の生産過程をもつ。第1段階の産出は、著作権、特許権あるいは秘密保持によって、それに対する法的あるいは事実上の所有権が設定される原本そのものである。原本の価額は、第2段階におけるコピーの販売あるいは使用からの実際のあるいは予想される収入に依存するが、そうした収入は第2段階において生ずる費用とともに原本の費用をもカバーしたものでなければならない。

6.144. 第1段階の産出は原作者（著者、映画会社、プログラムライター等）に属する無形固定資産である。それは、原作者によって販売または自己勘定総固定資本形成のために生産される。このような資産は他の制度単位に販売することができるので、任意時点の当該資産の所有者は、原作者であるとはかぎらない。もっとも、それらが同一の単位であることもしばしばある。原本が生産された時に販売されるならば、原本の産出価額は支払われた価格によって与えられる。それが販売されないならば、その価額は生産費用とマークアップによって推計することができる。しかし、マークアップの大きさはそれを生産に使用することから予想される将来の収入の割引価値に依存しなければならず、したがって、いかに不確実であろうとも、実際にその価額を決定するのはこの割引価値である。

6.145. 当該資産の所有者はそれを直接使用するか、あるいは、以後の期間においてコピーを生産する。当該資産の使用に関して、生産に使用されるその他の固定資産の場合と同じように、固定資本減耗を記録する。

6.146. 所有者が他の生産者に原本を生産に使用する許可（ライセンス）を与えることもある。後者はコピーを生産して販売し、あるいは、その他の方法で、たとえば、映画の上映や音楽の演奏などにコピーを使用する。このような場合、所有者は使用を許可された者に対してサービスを提供するものとして扱われ、そのサービスは、許可された者の中間消費として記録される。許可によって行なわれた

支払いは、料金、手数料、ロイヤルティーのように様々な名称で呼ばれるが、どのように呼ばれようとも、それは所有者によって与えられるサービスへの支払いとして扱われる。そして、その資産の使用は、所有者の生産勘定において固定資本減耗として記録される。所有者によって生産されるサービスは許可を受けた者から受取られる料金、手数料、ロイヤルティー等によって評価される。

H．中間消費

１．序論

6.147. 中間消費は、その消費が固定資本減耗として記録される固定資産を除く、生産過程により投入として消費される財貨・サービスの価額からなる。財貨・サービスは、生産過程によって変形されるか、あるいは、まったく使用し尽される。ある種の投入は変形された後に再現し、産出に取り入れられる。たとえば、穀物は粉に変形され、次にパンに変形される。別の投入は完全に消費されるか、あるいは、使用し尽される。たとえば、燃料やほとんどのサービスがそうである。

6.148. 中間消費は企業の貴重品への支出を含まない。このようなものは芸術品、貴金属および宝石、そのような貴金属や宝石から作られた貴金属装身具からなる。貴重品は価値の貯蔵物として取得された資産である。それらは生産において使い尽されることはないし、時とともに物理的に劣化することもない。貴重品への支出は資本勘定に記録される。中間消費には企業によって所有される固定資産が徐々に消耗してゆくことによって発生する費用も含まれない。会計期間中の固定資産の価値の下落は、固定資本減耗として記録される。しかしながら、中間消費には、設備であれ建物であれ、他の制度単位から賃借した固定資産の使用に関して支払われた費用が含まれ、また、上で説明したように、ライセンシング取決めの

下での料金、使用料、ロイヤルティー等の支払いも中間消費に含まれる。

6.149. 中間消費は、仕入れ、販売、マーケティング、会計、データ処理、輸送、貯蔵、維持、保安等のような付随的活動への投入として使用される財貨あるいはサービスを含む。このような付随的活動によって消費される財貨・サービスは、このような活動が行なわれる水準が一般にその生産事業所の主活動の水準と比例して変動することはなくても、生産事業所の主活動（あるいは副次的活動）によって消費されるものと区別されることはない。

２．中間消費の時点および評価

6.150. 財貨あるいはサービスの中間消費は、その財貨やサービスが生産者によって取得された時点ではなくて、それが生産過程に入り込む時点において記録される。実際には、この２つの時点はサービスの投入については一致するが、財貨についてはそうではなく、生産における使用に若干先行して取得されることがある。中間投入として消費される財貨やサービスは、一般に、それが生産過程に入り込む時点において行き渡っている購入者価格によって、すなわち、それを使用する時点でそれを再取得するために生産者が支払わなければならない価格によって評価される。段落6.215－6.217でより詳細に説明するように、購入者価格は、少なくとも３つの要素に分解することができる。すなわち、

(a)その財貨あるいはサービスの生産者が受け取る基本価格。

(b)要求された時間および場所で財貨の引き渡しを受ける際に購入者によって別個に支払われる輸送費用プラス卸売業者あるいは小売業者の連鎖を経由する財貨に対する商業マージンの累積額。

(c)生産時あるいは購入者の手にわたるまでに財貨やサービスについて支払われる生産物に課される控除可能でない税（マイナス補助金）。

「体系」の投入－産出表のためには、上記の３つの要素のすべてを区別することが必要であろうが、制度部門についての勘定や中心的供給・使用表においてはその必要はない。

6.151. 実際には、事業所は、一般に、生産における財貨の現実の使用を直接記録することはない。その代わりに、事業所は投入として使用することを予定した原

材料および消耗品の購入と、さらに、在庫に保有されるそのような財貨の額の変化を記録している。したがって、ある会計期間における中間消費の推計値は、購入額から原材料および消耗品の在庫の変化を差し引くことによって求めることができる。原材料および消耗品の在庫の変化は、在庫への繰り入れから引き出しを控除し、さらに、在庫に保有される財貨についての経常的損失（recurrent losses）を控除したものに等しい。したがって、経常的損失は在庫変化額を減少させるので、中間消費を増加させる。在庫に繰り入れられる財貨と在庫から出ていく財貨とは、ともに繰り入れや引き出しが行なわれ、あるいは、経常的損失があった時点において行き渡っている購入者価格によって評価される。この方法は生産過程から産出として生産される財貨の在庫変化を評価するために用いられる方法とまったく同じである。したがって、ＰＩＭの性質と振る舞いについての先の議論は、投入の在庫についても等しくあてはまる。

6.152. 同じ事業所で生産される財貨あるいはサービスが同じ事業所内の生産に投入としてフィードバックされる場合、それは、その事業所の中間消費あるいは産出の一部としては記録されない。他方、同じ企業に属する異なる事業所間の財貨やサービスの受け渡しは生産を行なう事業所によって産出として記録され、したがって、それを受け取った事業所によって中間投入として記録されなければならない。

３．中間消費と雇用者報酬との境界

6.153. 企業によって使用されるある種の財貨・サービスは生産過程それ自身に直接入り込まずに、その過程で働く雇用者によって消費される。このような場合、この財貨やサービスが中間消費であるか、あるいは、そうではなくて、雇用者への現物報酬であるか、を決定する必要がある。一般に、その財貨・サービスが雇用者によって、彼らの必要あるいは欲求の直接的充足のために彼ら自身の時間と裁量の下に使用される場合には、そのような財貨やサービスは現物報酬を構成する。しかし、雇用者が自分の作業を行なうためにそのような財貨やサービスを使用せざるを得ないような場合には、それは中間消費を構成する。

6.154. それを中間消費として扱うかあるいは雇用者報酬として扱うかということ

は雇主にとっては些細なことであって――どちらも雇主の観点からは費用である――純営業余剰は同じである。しかし、そのような財貨・サービスの現物報酬から中間消費への、あるいは、その反対への再分類を行なうことは付加価値および第１次所得のバランスを変化させ、したがって、ＧＤＰ全体をも変化させる。

6.155. 雇用者に提供される次のようなタイプの財貨・サービスは中間消費の一部として扱われなければならない。

(a)専ら、あるいは、主として作業において使用される道具あるいは設備。

(b)通常の消費者が購入あるいは着用しようとしないような、そして、専ら、あるいは、主として作業において着用されるような種類の衣服あるいは履物。たとえば、保護服、作業着あるいは制服など。しかし、雇用者が通常の衣服の代りに非番の時にも広く着用しようとする制服やその他の特殊な衣服は現物報酬として扱われるべきである。

(c)その雇用者が属す家計が使用することができないような種類の労働の場における寄宿サービス――兵舎、船室、寮、仮設住宅等。

(d)異常な作業条件によって必要となる特別の食事や飲料、あるいは、実戦勤務中における軍人やその他の人々に提供される食事や飲料。

(e)雇用者が仕事による旅行中に提供される輸送およびホテルサービス。

(f)作業の性質上必要とされる更衣室、洗面所、シャワー、浴場等。

(g)作業の性質上必要とされる救急施設、医療検査あるいはその他の健康診断。

雇用者は、しばしば、上記のような種類の財貨やサービスの購入の責任を負い、後で雇主から現金による弁済を受けることがある。このような現金の払い戻しは雇用者の賃金および俸給の一部としてではなくて、雇主による中間消費として扱われなければならない。

6.156. 食事、通常の住宅サービス、仕事とは別に広く使用される車輌やその他の耐久消費財のサービス、通勤のための輸送等のようなその他の種類の財貨やサービスの提供は、第Ⅶ章においてより詳しく説明されるように、現物報酬として扱われるべきである。

４．中間消費と総固定資本形成との境界

6.157. 中間消費は、会計期間中に生産過程において変形されるかあるいは完全に使用し尽される財貨・サービスを測定するものである。企業が所有する固定資産の使用の費用や固定資産の取得に関する支出は中間消費には含まれない。このような種類の支出と中間消費との境界を以下においてより詳しく説明する。

＜消耗工具＞

6.158. 小型で、高価でなく、比較的簡単な作業を行なうために使用される耐久生産財への支出は、そのような支出が定期的に行なわれ、機械や設備への支出と比べて非常に少額である場合には、中間消費として扱われる。このような財貨の例は鋸、鋤、ナイフ、斧、ハンマー、ねじ回し、スパナー等のような手工具である。しかし、そのような道具が生産者耐久財のストックの大きな部分を占める国においては、それらを固定資産として扱ってよい。

＜維持および修理＞

6.159. 維持および修理と総固定資本形成との区別は明確なものではない。生産に使用されている固定資産の通常の、定期的な維持と修理は、中間消費である。欠陥部品の取替えを含む、通常の維持および修理は、典型的な付随的活動であるが、そうしたサービスは、同じ企業内部の別の事業所によって提供されることも、あるいは、他の企業から購入されることもある。

6.160. 実際上問題となるのは、固定資産を単に良好な稼働状態に維持するために必要とされるものを大きく超えて行なわれる大修繕、改造あるいは拡張と通常の維持や修理とを区別することである。既存の固定資産の大修繕、改造あるいは拡張は、その効率や能力を高め、あるいは、その予想耐用年数を延長する。それらは存在する固定資産ストックを増加させるので、総固定資本形成として取り扱われなければならない。

6.161. 通常の維持および修理は、以下の２つの特徴によって区別される。

(a)通常の維持および修理は、固定資産の所有者あるいは使用者が予想耐用年数を通じてそのような資産を使用することができるように定期的に行なわれなければ

ならない活動である。それはその固定資産を使用し続けるためには避けることができない経常的費用である。それをしなければ予想耐用年数が大幅に短縮されてしまうので、所有者あるいは使用者は維持や修理を怠ることはできない。

(b)維持および修理は、固定資産それ自身やその性能を変えるものではなく、単に、それを良好な稼働状態に維持したり、故障の場合にそれを以前の状態に修復したりするにすぎない。欠陥部品を同じ種類の新しい部品に取替えても、その固定資産の基本的性質を変えることはない。

6.162. 他方、固定資産の大修繕(major renovations)や拡張（enlargements）は次のような特徴によって他から区別される。

(a)固定資産を大修繕、改造あるいは拡張しようとする決定は、随時に行なわれうるものであり、当該資産の状態によって支配されない意図的な投資決定である。船舶、建物あるいはその他の構築物の大修繕は、その正常耐用年数が終わるかなり前に行なわれることも多い。

(b)大修繕や拡張は、既存の資産の性能や能力を増大させ、あるいはその資産の従来の予想耐用年数を大幅に延長する。既存の建物や構築物の拡張や増設は明らかにこの意味で大変化であるが、建物や船舶の内部の全面的な改装や改造もこれにあてはまる。

＜研究・開発＞

6.163. 研究・開発は、効率や生産性を改善したり、あるいは、何か他の将来の利益を得ることを目的として行なわれるので、それは、消費よりもむしろ、本来的に投資タイプの活動である。しかし、職員の訓練、市場調査や環境保護のようなその他の活動も同じような性質をもつ。そのような活動を投資タイプのものとして分類するのであれば、それらを他の活動から区別する明確な基準があり、生産された資産を特定および分類することができ、そのような資産を経済的に意味のある方法で評価することができ、それらが時間的に減耗する率を知ることが必要であろう。実際には、このような要件のすべてを満すことは困難である。したがって、従来の慣行通り、研究および開発、職員の訓練、市場調査およびその他の類似の活動によって生産されるすべての産出は、その一部が将来の利益をもたら

すとしても、中間投入として消費されるものとして扱われる。

6.164. 既に記したように、研究・開発は、すべての種類の事業所においてよく見られる仕入れ、簿記、貯蔵、維持のような付随的な活動ではない。研究・開発が企業内において大規模に行なわれる場合、それに伴なう投入および産出を分析目的のために区別することができるように、研究・開発についての別の事業所を特定することが望ましい。価格データを得ることは困難であるので、産出の評価は、他のほとんどの自己勘定生産の場合と同じように、一般に生産費用総額によって行なわれなければならないであろう。そして、生産された産出は企業の他の部分を構成している事業所あるいは各事業所へと引き渡され、それらの中間消費に含まれるものとして扱われなければならない。他にいくつかの事業所がある場合、引き渡される研究・開発の価額は、本社やその他の中心的な施設の産出を配分する場合とおおよそ同じように、各事業所の費用総額あるいは他の指標に比例して配分することができる。

6.165. 企業が自らの代りに研究・開発、職員訓練、市場調査あるいは類似の活動を行なうために外部の組織と契約する場合、企業が行なう支出は中間消費のために使用されるサービスの購入として扱われる。

＜鉱物探査＞

6.166. 鉱物探査への支出は中間消費として扱われない。鉱物探査への支出は、成功してもしなくても、新しい埋蔵量を得るために必要であり、したがって、すべて総固定資本形成に分類される。

＜軍用設備＞

6.167. 過去においては、ＩＳＩＣの細分類7522、防衛サービスの生産に携わる政府事業所が取得する住宅以外のすべての財貨は、その財貨が非耐久財であるか耐久財であるかを問わず、中間投入として取扱われるとすることが国民経済計算における慣行であった。したがって、軍事事業所が取得するすべての船舶、航空機、車輌およびその他の設備、および、軍事事業所が使用するための建物、道路、飛

行場、ドック等の建設は常に資本形成ではなくて中間消費として扱われていた。このことは、細分類7522からの産出は、その根拠はまったく明らかではないが、まったく資本の投入なしで生産されている、ということを意味する。関連する資産の耐用年数を推計することが不可能であるということがしばしば示唆されてきたが、それも、このような資産のほとんどについてあてはまらない。

6.168. 資本として扱われるためには、財貨は耐久的であるだけでなく、多くの会計期間を通じて繰返しあるいは継続的に生産に使用されなければならない。しかし、ロケット、ミサイル、それらの弾頭のような兵器が実際に戦闘において使用される場合、それは生産ではなくて破壊のために使用される。したがって、破壊兵器の実際の使用が経済的生産過程への投入として扱われることはほとんどあり得ない。

6.169. しかし、防衛の提供は、確かに、人々がそれから利益を得、それに対して個別的あるいは集合的に支払いをしようとする一つの生産形態と考えることができる。さらに、防衛の提供は、他の生産活動と同じように、多くの会計期間にわたってある種の耐久財を繰返してあるいは継続して使用することを必要とする。したがって、他のタイプの生産の場合と同じように実際に使用される耐久財と、決して使用されることがないかあるいは使用されても生産過程への投入とはならないものとの区別をすることができる。このことは経済全体で使用されるような種類の通常の生産者耐久財と戦闘目的で設計された破壊的軍事兵器との区別を示唆する。

6.170. このような論法によると、ロケット、ミサイルおよびそれらの弾頭は固定資産として扱われるべきではないことになる。さらに、この論法を拡張すると、ミサイル地下格納庫（兼発射台）、軍艦、潜水艦、戦闘機および爆撃機、戦車のようなその唯一の機能がそのような兵器を発射することであるようなものも固定資産として扱われるべきではないということにもなる。他方、こうした同じ船舶、潜水艦、航空機が基地として使用する（軍用）飛行場やドックやその他の施設は、まったく異なる非軍事的性質の目的のために、ほとんどあるいはまったく改造することなく使用することができる。そうした施設が軍事用と民間用とに共用されていることもきわめて多い。さらに、施設の使用方法は、それらが軍人によって使用されるか他の人々によって使用されるかにかかわりなく、本質的に同じであ

る。

6.171. このような理由のために、破壊兵器とそれらを発射するために必要な設備への軍による支出のみが中間消費として分類されるべきである。逆に、病院や学校を含む、軍人用の建物の建設、さらに、軍事事業所が使用するための道路、橋梁、飛行場、ドック等の建設も総固定資本形成として扱われるべきである。加えて、民間事業所が非軍事目的のために使用しているものと同じタイプの機械や設備も固定資本形成として扱われるべきである。たとえば、人員や財貨の輸送に使用される車輌や船舶や航空機、コンピューターおよび事務用の機械および設備等である。

6.172. 軽装備の兵器や装甲車輌は国内保安や警察活動に従事する非軍事事業所によっても取得される。加えて、それらは、市場生産者としての保安サービスによって所有されている事業所によって取得されることもある。したがって、警察や保安サービスによって取得される軽装備の兵器や装甲車輌は、軍事事業所による同じ種類の武器への支出が中間消費として扱われているとしても、固定資産として扱われる。

５．集合的サービス

6.173. 政府単位によって提供される集合的サービス（collective services）は、たとえ、企業が輸送施設や保安等の提供から利益を得ることがあるとしても、企業の中間消費には含まれない。家計よりも企業に便益を与えるような集合的サービスを特定し、そのようなサービスを個々の企業に配分することは不可能である。一部の個別的非市場財・サービスが市場生産者に提供されることもある。農家に対する獣医サービスがその一例である。慣行として、そのような財貨・サービスを集合的サービスから分離して、市場生産者の中間消費に含めることはない。

６．社会移転

6.174. 市場生産者によって生産された財貨・サービスに対する政府ないし対家計非営利団体の支出で、その財貨・サービスがさらに加工されることなくそのまま

直接家計に個別的・集合的に提供される場合、政府ないし対家計非営利団体の最終消費支出であり、中間消費とはならない。そのような財貨・サービスは、社会移転の一形態であり、家計の現実消費となる。

７．企業団体のサービス

6.175. その加入者企業の利益を守るために存在し、しかも加入者企業により資金供給されている企業団体（business association）の形をとった非営利団体は市場生産者である。営利企業によって支払われる加入料は、提供されるサービスに対する支払いとして扱われる。このようなサービスは団体の加入者企業によって中間投入として消費され、加入料、分担金あるいは会費として支払われた額によって評価される。

８．中間消費と付加価値との境界

6.176. 中間消費と付加価値との境界は、純粋に生産技術によって設定されるような厳密なものではない。それは、生産が個々の事業所や企業の間で組織化され、配分される方法によっても影響を受ける。

6.177. 付随的活動によって生産されるようなタイプのサービスは、同じ事業所内で自己使用のために生産されるか、あるいは、外部から、すなわち、専門の市場企業から取得されることもある。事業所が付随的活動によってではなくて外部からサービスを取得する場合、その事業所の主活動がまったく不変であっても、その中間消費は増加し、その付加価値は減少する。付随的活動それ自身も中間投入を伴なうけれども、その中間消費の増加は、購入されたサービスの価額より小さくなる傾向がある。しかしながら、事業所間や企業間の付加価値の分布は付随的活動のサービスが内部で生産されるかあるいは外部から取得されるかの程度によって大きな影響を受ける。同じように、観測される投入-産出比率も、同じ理由のために、その主活動に同じ技術を使用している等しい効率の事業所間であっても大きく異なることがある。

6.178. 建物、機械、設備等を購入せずに賃借しようという意思決定も付加価値に

対する中間消費の比率や生産者間の付加価値の分布に大きな影響を与える。オペレーティング・リースによって建物、機械、設備等に支払われる賃貸サービス料は中間消費として記録される。しかし、企業がその建物、機械、設備を所有している場合には、その使用に伴なう費用のほとんどは中間消費には記録されない。固定資産に対する資本減耗は総付加価値の一部を形成するが、利子費用は、実際およびインプリシットなものの両者ともに、純営業余剰から支払われなければならない。維持および修理に必要な材料の費用のみは中間消費とされる。購入でなく賃借するという意思決定は、税、融資の利用可能性あるいは貸借対照表への影響のような、生産技術とはまったく無関係な要因によっても影響を受ける。

Ⅰ．固定資本減耗（K.1）

１．序論

6.179. 固定資本減耗は、生産費用である。一般的にいえば、物理的劣化、通常の陳腐化、あるいは通常の偶発的損傷から生じる、生産者によって所有される固定資産ストックの経常価額の、会計期間中の減少として定義される。それは戦争行為あるいは非常に稀にしか起らない大自然災害のような異常事によって破壊された固定資産の価額を含まない。そのような損失は、「体系」の「その他の資産量変動」のための勘定に記録する。固定資本減耗は、「体系」においては、経済分析のために理論的に適当かつ適切であるような方法で定義されている。その価額は企業会計において記録されるものとしての減価償却、あるいは、租税目的のために引当てられる減価償却とはかなりかけ離れたものとなることがあり、特に、

インフレーションが存在する場合はそうである。

6.180. 固定資産は、過去において、相対価格水準と一般価格水準がともに当期の価格と大きく異なっている時点で購入されているかもしれない。同じ生産勘定における他の項目と整合的であるためには、固定資本減耗も産出や中間消費を評価するために用いられたものと同じ全体的な当期の価格セットによって評価されなければならない。固定資本減耗は生産が行なわれる時点における基本的な資源費用と相対需要を反映すべきである。したがって、それは、財貨が当初において取得された時点ではなくて、当該時点において行き渡っている固定資産の実際のあるいは推計された価格および賃貸サービス料（レンタル）を用いて計算されるべきである。固定資産の「歴史的原価」、すなわち、当初においてそれに支払われた価格は、その資産の価格が時間的に十分に変化している場合には、固定資本減耗にとってはまったく不適切なものとなる可能性がある。

２．固定資本減耗および固定資産の賃貸サービス料

6.181. 賃貸サービス料とは、オペレーティング・リースあるいは類似の契約の下で、特定の期間の生産にその資産を使用する権利に対して、固定資産の使用者によってその所有者に対して支払われる額である。賃貸サービス料はその期間における資産価額の低下――すなわち、固定資本減耗――だけでなく、その期間の期首におけるその資産の価額に対する利子費用および所有者が負担するその他の費用をカバーするほど十分大きな額である必要がある。その利子費用は、借入れ資金の使用に対して支払われる利子もしくは金融資産ではなくて固定資産の購入に自己資金を投資する結果として被る利子の喪失額のいずれかを表わしている。所有の場合でも賃貸の場合でも、固定資産を生産に使用する全費用は、固定資本減耗のみによってではなくて、その資産に対する実際のあるいは帰属賃貸サービス料によって測定される。資産がオペレーティング・リースあるいは類似の契約の下に実際に賃貸されている場合、賃貸サービス料は賃貸者によって生産されたサービスの購入として中間消費に記録される。使用者と所有者が一つの同じ単位である場合、固定資本減耗はこのような資産を使用する費用の一部でしかない。

6.182. その所有者にとって、任意時点における固定資産の価額は、その残存耐用

年数について予想される将来の賃貸サービス料の現在価値（すなわち、将来の賃貸サービス料流列の割引き価額の合計）によって決定される。したがって、固定資本減耗は、当該会計期間の期首と期末の間における、賃貸サービス料の残存系列の現在価値の減少として測定される。その減少の程度は、その期間中におけるその資産の効率の低下の大きさのみならず、その耐用年数の減少や、残存耐用年数を通じてその経済効率が低下していく比率によっても影響を受ける。固定資本減耗を求めるために使用される現在価値を決定する将来賃貸サービス料のフローは、もちろん、現在の価格や賃貸サービス料によって評価されなければならない。

6.183. 固定資本減耗の計算は、過去の出来事ではなくて将来に起こることによって決定される前向きの測度である。その価額が依存する将来の賃貸サービス料は、それ自身、各制度単位がその残存耐用年数を通じてその資産を生産に使用することから将来において得ることができると予想する利益に依存している。企業会計において一般に計算される減価償却
（depreciation）とは異なり、少なくとも原理的には、固定資本減耗は過去の固定資産への支出の費用をそれ以後の会計期間に配分する方法ではない。ある時点における固定資産の価額は、その使用から得ることができる残余の利益のみに依存しており、固定資本減耗はこのようにして計算された価額に基づくものでなければならない。

３．固定資本減耗の計算

6.184. 企業会計において記録される減価償却は、上記のような理由のために、固定資本減耗の計算のための適切なタイプの情報を与えない。減価償却データを用いる場合には、最低限でも、歴史的原価から当期価格への修正が行なわれなければならない。しかし、租税目的のための減価償却引当金は、投資額に影響を与えようという意図でまったく恣意的な方法で著しく操作されることがしばしばあり、多くの場合まったく無視しておくのが最もよい。したがって、資本ストックの推計との関連において、固定資本減耗の独立の推計値を作成することを勧告する。このような推計値は、過去における総固定資本形成のデータとその耐用年数を通じた固定資産の効率の低下率の推計値とを組み合わせることによって作成するこ

とができる。市場諸要因の結果として、新しい固定資産の購入者価格はそれから得ることができる将来の賃貸サービス料の現在価値のよい初期推計値を与えるはずである。そして、その価額のその後の変化はその生産効率の時間的低下率についての情報あるいは仮定から分析的に導き出すことができる。資本ストックと資本ストックの時間的な変化の推計値を作成するためのこのような方法は恒久棚卸法（パーペチュアル・インベントリー法）すなわちＰＩＭとして知られている。固定資本減耗の推計値はＰＩＭの副産物として求められる。

４．固定資本減耗の範囲

6.185. 固定資本減耗は生産者によって所有されるすべての固定資産――すなわち、有形・無形の固定資産――について計算されるが、まさにその価値が時間とともに実質的に低下することがないと期待されるために取得される貴重品（貴金属、宝石等）については計算されない。固定資産は、それ自身、「体系」において定義されるものとしての生産過程からの産出として生産されたものでなければならない。したがって、固定資本減耗は土地、鉱物やその他の埋蔵物質、石炭、石油、天然ガスのような生産されたものでない資産の減耗や劣化を対象としない。

6.186. しかし、資本減耗は、排水施設、堤防、防波堤のような土地改良のために建設される固定資産や、あるいは、土地の上にあるいは土地を突き抜いて建設される――道路、鉄道線路、トンネル、ダム等のような――資産については、計算されなければならない。道路や鉄道線路のような一部の構築物は、適切に維持されるならば、無限の耐用年数をもつように思われるが、資産の価額の低下は、単にそれらが物理的に劣化することだけでなく、技術進歩やそれらに代わる新しい代替品の出現の結果としてのそれらのサービスへの需要の減少によっても生ずる、ということが想起されなければならない。実際には、道路や鉄道線路を含む多くの構築物は、陳腐化により、解体されたり、取り壊されたりする。道路、橋梁、ダム等のような一部の構築物については、推定される耐用年数は非常に長いかもしれないが、無限であると考えることはできない。したがって、資本減耗は、機械や設備と同様に、政府単位によって所有され、維持されるものをも含めて、すべてのタイプの構築物についても計算される必要がある。

6.187. 通常の偶発的損傷による固定資産の損失、すなわち、生産に用いられる資産が火災、暴風雨、人間の過誤による事故等の危険にさらされることから生じる損失も固定資本減耗に含まれる。この種の事故は予測可能な規則性をもって生じるので、それは当該財の耐用年数の計算において考慮されている。経済全体の水準においては、ある会計期間内に実際に生ずる通常の偶発的損傷は、通常の偶発的損傷の平均に等しいかあるいは平均に近いと予想される。しかし、個々の単位や各単位のグループについては、ある期間内において実際に発生する通常の偶発的損失とその平均との差はその他の資産量変動勘定に記録される。他方、戦争や非常に稀にしか起らない大自然災害――大地震、火山の噴火、津波、例外的に激しいハリケーン等――による損失は固定資本減耗には含まれない。このような損失が生産費用として生産勘定に現われるべき理由はない。このようにして失なわれた資産の価額は、その他の資産量変動勘定に記録される。同じように、固定資本減耗は予想される通常の陳腐化率から生ずる固定資産価額の低下を含むが、現存する一群の固定資産の耐用年数を大幅に短縮するような予期しない技術進歩による損失は含めるべきではない。そのような損失は平均率を上まわる通常の偶発損による損失と同じように扱われる。しかし、実際には、そのような損失を測定することは困難であろう。

５．恒久棚卸法（パーペチュアル・インベントリー　　法）

6.188. この節では、資本ストックを計算する恒久棚卸法の副産物として固定資本減耗を計算する方法を簡単に説明する。

＜当期価格表示の総資本ストックの計算＞

6.189. 恒久棚卸法は、現存し、生産者の手のもとにある固定資産ストックの推計を行なおうとするものである。その推計は過去の各年次において行なわれた総固定資本形成の結果として据え付けられた固定資産のうちのどれだけのものが当期まで残存しているかを推計することによって行なわれる。観察や技術的研究に基づく平均耐用年数や残存関数がこのために過去の投資に適用される。過去におい

て様々な価格で購入した固定資産は、当期の価格によって再評価されなければならない。これは固定資産についての適当な価格指数を用いることによって行なうことができる。長期間をカバーする適切な価格指数の作成は、困難な概念上および実際上の問題を生じるが、価格の測定についてのこのような技術的な問題はここでの文脈ではこれ以上取り上げない。過去の投資から残存し、当期の購入者価格によって再評価された固定資産のストックは総資本ストックとよばれる。不変価格表示の総資本ストックについての年次時系列をもつことが望ましい場合には、総資本ストックをある基準年次の価格によって測定することもできる。

＜相対的効率および賃貸サービス料＞

6.190. ある固定資産の使用から得られる生産への投入は時間とともに減少していく傾向をもつ。効率の低下率は、資産のタイプごとに異なっている。それには様々なプロファイルがあり得る。たとえば、

(a)その資産が壊れるまで、効率一定。たとえば、電球。

(b)効率の直線的低下。効率がゼロに低下した時に耐用年数が終了する。

(c)効率の一定率の幾何級数的あるいは指数的低下。

このような各々のケースにおいて、時間的な相対的効率のパターンについての十分な情報を得るためには、１つのパラメーター、すなわち、耐用年数の長さあるいは幾何級数的低下率を知るだけで十分である。

6.191. もう一つのあり得べきプロファイルは上記のケース(a)と(b)の組合せ、すなわち、効率がゼロに低下する前に壊れる資産と直線的低下率の組合せである。この混合的なケースは後に取上げられる。

6.192. 使用者が支払おうとする賃貸サービス料の大きさは資産の相対的効率に比例するであろう。あるものが使用者の目的にとって他のものの２倍効率的であるならば、その使用者はやはり２倍の大きさの賃貸サービス料を支払おうとするであろう。したがって、固定資産の効率プロファイルは（価格が一定に留まるかあるいは一定に維持されると仮定して）その資産がその耐用年数を通じて獲得する賃貸サービス料のプロファイルを決定する。賃貸サービス料のプロファイルがその固定資産の耐用期間について推計されると、各期間ごとに固定資本減耗を計算

することが可能となる。

＜資本減耗率＞

6.193. 固定資本減耗は、先に説明したように、残存する賃貸サービス料の現在価値の減少によって測定される。この減少、および、それが時間的に生じる減少率は、資本資産それ自身の効率の低下とは明らかに区別されなければならない。この区別は段落6.190に掲げた第1のケースにおいて最も明らかである。資産の効率、したがって、賃貸サービス料はそれが壊れるまで毎期一定に留まるが、資本減耗は一定ではない。残存賃貸サービス料の現在価値の毎期の低下は、その資産の耐用年数の初期においては、その資産がその耐用年数の終わりに近づいていく時よりもかなり小さい、ということをこの場合に示すことは容易である。たとえ効率および賃貸サービス料が最後まで一定に留まるとしても、資本減耗はその資産が古くなるにつれて増加する傾向がある。しかし、その資産が壊れる前であっても、効率と賃貸サービス料が時間とともに減少してゆく傾向があるならば、資本減耗の漸増はなくなるであろう。これは先に述べたプロファイル(a)および(b)の組合せによって得られる混合ケースであり、賃貸サービス料はそれがゼロに達する前の除却時点まで直線的な率で低下する。この種のプロファイルは資産の耐用年数を通じて一定の資本減耗率を生ずることを容易に示すことができる。換言すれば、それは通常言われているような定額償却あるいは「直線償却」となる。

6.194. 直線償却の1つの大きな利点はその単純性である。それは、新しい資産の購入者価格が将来の賃貸サービス料の現在価値を近似すると仮定して、単に、新しい資産の購入者価格を耐用年数によって除することによって計算される。理論的な見地からみると、直線償却の妥当性は賃貸サービス料についてプロファイル(a)および(b)の何らかの組合せを仮定することが妥当であるかどうかということに依存している。その単純さのために、直線償却は企業会計において広く使用されている。それが意味する賃貸サービス料のプロファイルが非現実的ではないと考えられるならば、原理的には、この方法も「体系」における固定資本減耗の計算のために容認し得るものである。

6.195. 他方、固定資産における効率と賃貸サービス料が毎期一定の幾何級数的比

率によって低下する場合、資本減耗も同じ比率で低下することを容易に示すことができる。この２つの比率の間の一致は分析的に極めて便利であり、このケースは理論的文献においても特によく取り上げられるものである。それは計算も容易である。理論的には、資産の耐用年数は幾何級数的償却の下では無限である。しかし、資産がｎ年という観測された平均耐用年数をもっている場合、各年の初めにおけるその財貨の償却控除後価額の一定割合、2／ｎ、として償却率を計算することによって、幾何級数的償却のよい近似を得ることができる。この方法はいわゆる倍額逓減残高法である。

6.196. 倍額逓減残高法を用いる償却率は明らかにその第１年目においては線型償却のそれの２倍である。しかし、資本減耗の絶対額は幾何級数法あるいは逓減残高法の下では毎年減少してゆき、したがって、ある時点において、それはそれと対応する直線償却を用いて求められる計数よりも小さくならなければならない。換言すれば、倍額逓減残高法はより大きく“加速された”資本減耗のパターンをもたらす。このプロファイルは多くの経済学者によってより現実的であるとみなされており、多くの既存の有形固定資産の価格についての観測もそれを支持する傾向がある。それは賃借対照表における資産の価額を低く示す傾向があるので、多くの企業会計担当者も加速償却法をより“慎重な”方法として選択している。

6.197. 線型償却法および幾何級数法あるいは逓減残高法はともに適用が容易である。それらの間の選択はそれらの基礎にある賃貸サービス料の暗黙のプロファイルについての知識あるいは仮定に依存する。すべての状況において他の方法よりもある方法を使用する方が望ましいとアプリオリに勧告することは不可能である。しかし、たとえば、構築物の場合には線型償却が現実的であるが、機械や設備の場合には幾何級数的償却の方がより現実的である、ということはあり得る。実際には、算式の選択はこの２つの方法のいずれかの間にあるものと思われ、より複雑な算式を用いる根拠はほとんどないように思われる。

＜固定資本減耗の価額＞

6.198. 固定資産に対する資本減耗の価額は、同じタイプの新しい資産の実際のあるいは推計された当期の購入者価格に線型償却算式あるいは幾何級数的償却算式

を適用することによって推計される。幾何級数的償却の場合には、固定資本減耗の絶対額は当該資産の年齢に依存するが、線型償却の場合にはもちろんそうではない。固定資本減耗は経常価格によって評価された総資本ストックを構成するすべての固定資産についてこのように計算されなければならない。したがって、特定の部門あるいは産業についての固定資本減耗は、その部門あるいは産業における各単位が所有するすべての固定資産についての推計値の合計として求められる。

＜総および純資本ストック＞

6.199. 名目経常価格表示の総資本ストック価額は、固定資産の価格指数を用いて、なお使用されているすべての固定資産を、その資産の年齢にかかわりなく、同じタイプの新しい資産の当期の実際のあるいは推計された購入者価格によって評価することによって求められる。ある固定資産の純価額あるいは減耗を控除した評価額は、同じタイプの新しい資産の実際のあるいは推計された当期購入者価格からその時点までに生じた固定資本減耗の累積額を控除したものに等しい。もちろん、このためには、より以前の期間における価額は、すべて、新しい資産の当期の購入者価格を参照して計算されなければならない。なお使用されているすべての固定資産の減耗控除後の価額は純資本ストックと呼ばれる。

6.200. 固定資産はそれらの所有者の貸借対照表において著しく目立つ項目である。「体系」の貸借対照表に記録される価額は上記の純あるいは減耗控除後の価額である。正確にいうと、貸借対照表に示される固定資産の価額は、貸借対照表が作成される時点におけるそのタイプの新しい資産の実際あるいは推計された購入者価格から、同じ購入者価格を参照して計算されたその時点までに生じた固定資本減耗の累積額を控除したものである。

６．「総」および「純」による記録

6.201. 固定資本減耗は「体系」における最も重要な要素の一つである。ほとんどの場合、「総」と「純」の区別が行なわれる時には、総による記録は固定資本減耗を控除しないことを意味し、一方、純による記録は固定資本減耗の控除後を意

味する。特に、付加価値から貯蓄に至る、諸勘定におけるすべての主要バランス項目は、総あるいは純によって、すなわち、固定資本減耗の控除前あるいは控除後によって記録される。固定資本減耗が純表示バランス項目のほとんどのものと比べて一般になかなか大きいものであるということも注目されるべきである。それはＧＤＰ総額の10％以上を占めることもある。

6.202. 固定資本減耗が諸勘定における項目の中で測定および推計することが最も困難なものの一つであることは、これまでの各節から明らかである。企業会計において記録される、あるいは、租税目的のために引当てられる減価償却の計数を経済理論において理解されているものとしての、あるいは、「体系」において定義されるものとしての固定資本減耗に見合うように修正することは非常に困難であり、また、総固定資本形成の長期時系列がある程度詳細なレベルまで利用可能でないならば、恒久棚卸法を用いて固定資本減耗を推計することもできないであろう。さらに、固定資本減耗はある取引のセットの集計価額を表わすものではない。それは、帰属された計数であり、諸勘定における主として市場取引に基づく項目とはその経済的意味が幾分異なっている。

6.203. このような理由のために、国民経済計算における主要バランス項目は常に固定資本減耗について総および純の双方で記録される傾向があった。この伝統は「体系」においても引き継がれており、付加価値から貯蓄に至るバランス項目が二つの方法で記録されることを規定している。一般に、総による計数は明らかに推計が容易であり、したがって、より信頼がおけるが、純による計数の方が一般に分析目的にとっては概念的により適当かつ適切な計数である。

Ｊ．基本価格、生産者価格および購入者価格

１．序論

6.204. 産出および投入を評価するためには、生産物に対する税および補助金、さらにまた、輸送送経費がどのように記録されるかに応じて、２つ以上の価格セットが使用される。さらに、付加価値税（ＶＡＴ）および類似の控除可能な税も２つ以上の方法で記録される。この節では、「体系」において使用される評価方法を説明する。

２．基本価格および生産者価格

6.205. 「体系」では２種類の産出価格、すなわち、基本価格と生産者価格が用いられる。

(a)基本価格とは、産出として生産された財貨あるいはサービス１単位について生産者が購入者から受け取る金額から、その販売あるいは使用の結果として当該生産物１単位について支払う税を差し引き、受け取る補助金を加えたものである。生産者によって別個にインボイスされた輸送経費を含まない。

(b)生産者価格とは、産出として生産された財貨あるいはサービス１単位について生産者が購入者から受け取る金額から、購入者にインボイスされたＶＡＴないし類似の控除可能な税を差し引いたものである。生産者によって別個にインボイスされた輸送経費を含まない。

非市場生産者が経済的に意味のない価格で産出を販売する際に、非市場生産者により請求される金額は、上で定義した生産者価格でも基本価格でもない。経済的に意味のない価格は、そのような価格で販売された産出の評価には使われない。そのような場合、産出は、価格ではなく生産費用で評価される（段落6.220参照）。

生産者価格も基本価格も、販売された産出についてインボイスされたＶＡＴあるいは類似の控除可能な税を含まない。この２つの価格の相違は、基本価格を求めるためには、生産者価格から産出１単位当たりについて支払うＶＡＴ以外の税が差し引かれ、産出１単位当たりについて受け取る補助金を加える、ということである。生産者価格と基本価格はともに直接観測し、記録することができる実際の取引価格である。基本価格は、しばしば統計調査において報告されるものであり、一部の公式の「生産者価格」指数といわれているものの中には、実際には、ここ

で定義された生産者価格ではなくて基本価格によるものがある。自己最終消費ないし自己固定資本形成向けに生産された産出を基本価格で評価する場合、当該産出を市場で販売するとすれば生産者が受け取るであろう推定基本価格で評価する。

6.206. 産出を基本価格によって記録する場合、その生産物について実際に支払われる税は、生産者に支払われる価格の一部ではなくて、購入者から政府に直接支払われたかのように取り扱う。逆に、生産物に対する補助金は、生産者ではなくて、購入者が直接受け取ったかのように取り扱う。基本価格は生産者によって留保される額を測定するものであり、したがって、生産者の意思決定に最も関連の深い価格である。購入者が生産者にどれくらいを支払っており、さらに、政府に税としてどれくらい支払っているかについて購入者が知ることができるように、生産者がその送り状（インボイス）に税額を別記することは多くの国においてますます普通のこととなっている。

＜付加価値税（ＶＡＴ）および類似の控除可能な税＞

6.207. 多くの国は何らかの形のＶＡＴを採用している。ＶＡＴは、通常、ほとんどあるいはすべての財貨・サービスをカバーするように設計された、課税範囲の広い税である。いくつかの国では、ＶＡＴは他のほとんどの形の生産物に課される税に代わるものであったが、たばこ、アルコール飲料あるいは燃料油に対する内国消費税（excise duties）のような他の税に加えてＶＡＴが課税されることもある。

6.208. ＶＡＴは、企業により多段階で徴収される、生産物に課される税である。一部の国には、ＶＡＴよりも課税範囲は狭いが、やはり生産者によって控除可能な税が存在するが、その場合も「体系」においてはＶＡＴと同様に取り扱う。いずれにせよ、生産者は、彼らが販売する財貨あるいはサービスに対して、一定のパーセンテージのＶＡＴを課すことを求められる。当該ＶＡＴは、販売者の送り状に別に示され、購入者が彼らが支払ったＶＡＴ額を知ることができる。しかし、生産者はその顧客への送り状に記載されたＶＡＴの全額を政府に支払う必要はない。すなわち、生産者は、通常、彼ら自身の中間消費あるいは総固定資本形成のために購入した財貨・サービスについて彼ら自身が支払ったＶＡＴを控除するこ

とが認められているからである。生産者はその販売に対するＶＡＴとその中間消費あるいは総固定資本形成のための購入に対するＶＡＴの差額のみを支払えばよい――このことから、付加価値税という表現がなされる。ＶＡＴは、通常、非居住者への販売――すなわち、輸出――には課せられない。また、ＶＡＴ税率は、個々のカテゴリーの財貨・サービスの間でも、また、購入者のタイプによっても異なることがある。

6.209. 次のような用語を定義する必要がある。

(a)インボイスされた（送り状に記載された）ＶＡＴ

生産者の販売に関して支払われるＶＡＴである。生産者が購入者に送付する送り状に別記される。

(b)控除可能なＶＡＴ

中間消費、総固定資本形成あるいは再販売に向けられる財貨あるいはサービスの購入に対して支払われるＶＡＴであり、生産者が顧客にインボイスしたＶＡＴのうち生産者が政府に対して持つＶＡＴ債務から控除することができるものである。

(c)控除可能でないＶＡＴ

購入者によって支払われるＶＡＴのうち、購入者自身のＶＡＴ債務から控除できないものである。ただし、それが存在する場合に限る。

したがって、市場生産者はその顧客にインボイスしたＶＡＴについて自らのＶＡＴ債務の額を減ずることによって自らの購入に対して支払われた控除可能なＶＡＴの費用を回復することができる。他方、家計によって最終消費や住宅への固定資本形成について支払われたＶＡＴは、控除可能ではない。政府単位あるいは非営利団体によって所有される非市場生産者によって支払われたＶＡＴも控除可能ではない可能性がある。

ＶＡＴの総記録と純記録

6.210. ＶＡＴの記録には２つの代替的な方式、すなわち、「総」方式と「純」方式がある。総方式の下では、すべての取引は、インボイスされたＶＡＴを含めて記録される。したがって、購入者がＶＡＴをあとで控除することができるかどう

かにかかわりなく、購入者と販売者は同じ価格を記録する。

6.211. 総方式は「市場」価格による記録という伝統的な考え方に合致しているように思われるが、それにはいくつかの難点がある。第一に、多くの国における多年にわたるＶＡＴの実施による実務上の経験は、企業会計上の計算と記録が行なわれている方法から考えて、総方式を用いることは、不可能ではないにしても、困難であるということを示している。ほとんどの工業統計調査や企業統計調査において、販売は、一般に、インボイスされたＶＡＴを除いて報告されている。逆に、生産者による財貨・サービスの購入も、通常、控除可能なＶＡＴを除いて記録されている。総方式はいくつかの国において試みられたことがあったが、このような理由のために放棄されなければならなかった。第二に、総方式は、それが企業によって実際に支払われたＶＡＴの額を反映しない程度に応じて、経済の現実を歪めているという議論が可能である。インボイスされたＶＡＴの多くの部分は控除可能であり、したがって、それは名目上あるいは推定上の租税債務を表わすにすぎない。

6.212. したがって、「体系」では、ＶＡＴの純方式による記録が採用される。純方式においては、

(a)財貨・サービスの産出はインボイスされたＶＡＴを除いて評価する。同様に、輸入についてもインボイスされたＶＡＴを除いて評価する。

(b)財貨・サービスの購入は控除可能でないＶＡＴを含めて記録する。

純方式の下においては、ＶＡＴは販売者ではなくて購入者によって、そして、それを控除することができないような購入者によってのみ負担されるものとして記録される。したがって、「体系」においては、ほとんどすべてのＶＡＴは最終使用について――主として家計消費について――支払われるものとして記録される。しかし、ＶＡＴが控除可能でないある種の購入について、少額のＶＡＴが企業によって支払われることもある。

6.213. 純方式の欠点は、ＶＡＴが控除可能でない場合、同じ取引に対する両当事者について異なる価格が記録されなければならない、ということである。生産者について記録される価格はインボイスされたＶＡＴを含まないが、一方、購入者について記録される価格は、それが控除可能でない場合にはインボイスされたＶＡＴを含んでいる。したがって、集計値においては、購入者について記録される

支出総額は、それに対応している生産者について記録される販売収入を、控除可能でないＶＡＴの総額の分だけ上回らなければならない。

6.214. ＶＡＴ制度あるいは類似の控除可能な税制度の下では、伝統的な「市場」価格の概念は幾分あいまいなものとなる。すなわち、その税が控除可能であるかどうかに応じて、１つの取引について、販売者の観点からの価格と購入者の観点からのもう１つの価格という２つの異なる価格が存在し得るからである。さらに、インボイスされたＶＡＴも生産物に課される税であり、それを除いて定義された生産者価格をその用語の伝統的な意味での「市場」価格と解釈することは困難である。このように定義された生産者価格は、生産物に課される税のすべてではなくて一部を除去した混合的な性格のものである。産出に課されるすべての税を除く（産出に対する補助金を含む）基本価格は、このような状況においてはより明確な概念であり、一つにはこの理由のために、生産者の産出を評価するための望ましい方法である。

３．購入者価格

6.215. 購入者価格とは、購入者が要求する時間と場所において財貨あるいはサービスの引き渡しを受けるために購入者が支払う、ＶＡＴあるいは類似の控除可能な税を除いた価格である。財貨の購入者価格は要求した時間と場所において引渡しを受けるために購入者が別に支払った輸送費用を含んでいる。

6.216. 購入者価格を生産者価格あるいは基本価格と比較する場合、それらが同じ取引についてのものかあるいは２つの異なる取引についてのものかということを明らかにすることが重要である。投入・産出分析を含むある種の目的のためには、卸売業および小売業の流通連鎖を経由した後に財貨の最終購入者が支払った価格をその財貨の最初の生産者が受け取った生産者価格と比較することが便利である。この場合には、２つの価格はまったく異なる時間と場所において行なわれる２つの異なる取引に関するものである。それらは、少なくとも、卸売および小売マージンの額だけ異なっていなければならない。

6.217. 価格が同じ取引についてのものである場合、すなわち、購入者が生産者から直接購入する場合には、購入者価格は生産者価格を次の額だけ上回るであろう。

(a)購入者によって支払われる控除可能でないＶＡＴの額、および
(b)生産者価格に含まれていない、購入者によって別に支払われた財貨の輸送経費。
したがって、購入者価格は、上記の２つの項目の額プラス（ＶＡＴ以外の）生産物に対する税マイナス補助金の額だけ、基本価格を上回る、ということになる。

Ｋ．産出および投入の評価

１．産出

6.218. 市場で経済的に意味のある価格で販売することに向けて生産される財貨・サービスは基本価格あるいは生産者価格のいずれかによって評価される。望ましい評価方法は、基本価格によるものであり、特に、ＶＡＴあるいは類似の控除可能な税制度が実施されている場合にはそうである。ただし、基本価格による評価を実行できない場合には生産者価格が使用される。
6.219. 自己最終使用のために生産される産出は、同じ財貨あるいはサービスがそれらの平均価格の確かな推計を可能にするのに十分な数量で販売されている場合には、市場において販売されている同じ財貨あるいはサービスの平均基本価格によって評価されるべきである。そうでない場合には、そのような非市場産出は、固定資本減耗および生産物に対する税や補助金以外の生産に課される税（マイナス補助金）を含む、発生費用の合計によって評価されるべきである。政府単位および非営利団体によって生産され、無料であるいは経済的に意味のない価格によって、その他の制度単位あるいは社会全体に供給される非市場産出は、生産費用の合計によって評価される。その際、生産費用には、固定資本減耗を含め、また生産物に対する税や補助金以外の生産に課される税（マイナス補助金）を含める。

２．中間消費

6.220. 中間消費のための使用を予定されている財貨あるいはサービスへの支出は購入者価格によって評価されるべきである。同じ企業に属する別の事業所から取得した中間投入は、その財貨をこのような事業所の産出として評価するために用いられる価格と同じ価格に、産出の価額に含まれていない輸送経費を加えたものによって、評価されるべきである。

6.221. ＶＡＴあるいは類似の控除可能な税が存在しない場合には、購入者価格あるいは生産者価格、あるいは、通関価格（ex-customs price）のいずれによって評価されても、企業の中間消費総額は同じである（通関価格の定義については第ＸＶ章を参照）。生産者価格あるいは通関価格を用いることは、購入者は卸売業や小売業を経由する財貨と卸売業者や小売業者のサービスとを別々に購入しているかのように扱われる、ということを意味する。また、輸送サービスが別にインボイスされていたり、あるいは、別に購入される場合には、購入者は財貨と輸送サービスとを別々に購入しているものとして扱われる。生産者価格の使用は購入者価格の使用とは異なる支出の配分をもたらすが、そのことが支出の総額を変えることはない。しかし、ＶＡＴあるいは類似の税制度が実施されている場合、中間使用向けの財貨あるいはサービスへの企業の支出には生産者価格では除かれている少額の控除可能でないＶＡＴが含まれていることがある。

Ｌ．総付加価値および純付加価値（B.1）

１．序論

6.222. 付加価値は制度単位あるいは部門、あるいは、事業所あるいは産業についての生産勘定におけるバランス項目である。それは生産によって創り出された価値を測定するものであり、使用された固定資産に対する固定資本減耗の控除前あるいは控除後のいずれによっても計算される。既に述べたように、

(a)総付加価値は、産出価額から中間消費価額を控除したものとして定義される。

(b)純付加価値は、産出価額から中間消費価額と固定資本減耗価額の両者を控除したものとして定義される。

繰り返しを避けるために、以下の節では、純付加価値についての対応する結論が明らかである場合には、総付加価値のみについて述べることとする。

6.223. 総付加価値は、中間投入として使用される財貨・サービスの価額を産出価額から除いて、二重計算を除去した産出測度である。生産過程それ自身は、投入が負の符号をもつような、消費あるいは生産される財貨・サービスの数量のベクトルによって表わすことができる。この数量ベクトルに価格ベクトルを結合することによって、付加価値ベクトルは２つのベクトルの内積として求められる。

ｑ＝消費あるいは生産数量ベクトル

ｐ＝価格ベクトル

としよう。したがって、

総付加価値＝ｐ′ｑ

一つの数量ベクトルに異なる価格ベクトルを組合せることによって、総付加価値の様々な測定値が求められる。たとえば、別の期間あるいは別の国の価格を用いて総付加価値を測定することもできるであろう。しかし、価格ベクトルと数量ベクトルは独立のものとして扱うことはできない。使用される技術――すなわち、選択された特定の生産過程――は、それ自身、生産者が直面する相対投入・産出価格によって影響される。したがって、数量は価格に依存する。ある価格のセットの下で経済的に効率的であり、利益をあげることができる生産過程は別の価格のセットの下ではそうでなくなり、そうした価格のもとでは使用されなくなるか

もしれない。このような理由のために、大きく異なる相対価格のセットを用いて数量を再評価することによって求められる総付加価値の計数は、ほとんど経済的意味をもたないこともあるし、負になることすらある。

6.224. 会計的観点からみると、総付加価値は、本質的に、バランス項目である。そうしたものとして、総付加価値は独立の実体ではない。それは生産勘定の脈絡において定義され、生産勘定の他のすべての項目の関数である。個々の生産者、部門あるいは産業の総付加価値として特定されるような現実の財貨・サービスのセットは存在しない。総付加価値は、特定の取引のセットの合計としては測定されない。バランス項目として総付加価値は、それを測定し得るようなそれ自身の独自の数量単位をもっていないという意味で次元を欠いており、したがって、それ自身の価格ももっていない。

２．付加価値の様々な測度

6.225. 先に記したように、所与の投入数量および産出数量ベクトルに異なる価格ベクトルを組み合わせることによって、様々な付加価値測度を得ることができる。「体系」において認められている様々な価格セットを用いて求めることができる様々な付加価値測度を以下において検討する。

＜基本価格表示の総付加価値＞

6.226. 基本価格表示の総付加価値は、基本価格によって評価された産出から購入者価格によって評価された中間消費を控除したものとして定義される。産出と投入は異なる価格セットを用いて評価されているが、簡単化のために、付加価値の名称は産出を評価するために用いられる価格によって記される。生産者の観点からすれば、投入についての購入者価格と産出についての基本価格は、実際に支払われ、そして、受取られる価格を表わす。このような価格を用いることは特に生産者にとって関連が深い総付加価値測度をもたらす。このようにして得られる測定値は、後に説明するように集計目的にとっていくつかの便利な特性をもっているが、基本価格によって測定されたすべての企業の総付加価値の合計に対応する

ような特定の名をもつ集計値は「体系」には存在しない。

＜生産者価格表示の総付加価値＞

6.227. 生産者価格表示の総付加価値は生産者価格によって評価された産出から購入者価格によって評価された中間消費を控除したものとして定義される。既に説明したように、ＶＡＴがない場合、消費される中間投入の総額はそれを生産者価格によって評価してもあるいは購入者価格によって評価しても同じであり、この場合には、この総付加価値測度は、投入と産出をともに生産者価格を用いて評価したものと同じである。それは伝統的な市場価格表示の総付加価値の測度に相当する経済的に意味のある測度である。しかし、ＶＡＴが存在する場合には、生産者価格はインボイスされたＶＡＴを含んでおらず、この測度を「市場」価格表示と呼ぶことは適切ではない。

6.228. この総付加価値測度と前節で述べた総付加価値測度はともに購入者価格を用いて中間投入を評価している。この２つの測定値の差額は（インボイスされたＶＡＴ以外の）産出について支払われるべき生産物に対する税あるいは補助金の扱い方の相違に全面的に帰しうる。定義によって、生産者価格表示の産出価額は、もしそれが存在するならば、産出に対するこのような税マイナス補助金の額だけ基本価格表示の産出額を上回るので、この２つの関連する総付加価値測度は、これと同じ額だけ異ならなければならない。

＜要素費用表示の総付加価値＞

6.229. 要素費用表示の総付加価値は「体系」において明示的に使用される概念ではない。しかし、それは、ここで定義されたような総付加価値から生産に課される税マイナス生産に対する補助金の額を差し引くことによって、上記の総付加価値測度のいずれからでも容易に求めることができる。たとえば、基本価格表示の総付加価値から支払われるはずの生産に課される唯一の残された税は「生産に課されるその他の税」である。そのほとんどは、給与税や車輌や建物に課される経常税のような、企業が使用している労働あるいは資本に課される経常税（あるい

は補助金）である。したがって、要素費用表示の総付加価値は、基本価格表示の総付加価値から「生産に課されるその他の税マイナス補助金」を差し引くことによって求められる。

2.230. 要素費用表示の総付加価値の概念的難点は、その価格ベクトルを生産過程を定める投入と産出の数量ベクトルに乗じることにより要素費用表示の総付加価値を直接得ることができるような、観測可能な価格ベクトルが存在しないということである。定義によって、「生産に課されるその他の税あるいは補助金」は産出価格あるいは投入価格から除去し得るような生産物に対する税あるいは補助金ではない。したがって、その伝統的な名称にもかかわらず、要素費用表示の総付加価値は厳密には付加価値測度ではない。

2.231. 要素費用表示の総付加価値は、産出測度ではなくて、本質的に所得測度である。それは、どのように定義されようとも、生産に対するすべての税の支払いと生産に対するすべての補助金の受け取りの後に、総付加価値からの分配のために残された額を表わす。先に検討した総付加価値の各測度は、総付加価値から支払われるべき生産に課される残りの税あるいは補助金の額についてのみ異なっているだけなので、どの総付加価値測度が使用されるかということは問題にはらない。

6.232. 政府に対する税マイナス補助金の支払い以外の、総付加価値から支払われるべきものは「要素所得」と呼ばれてきた。要素所得という概念はもはや「体系」では使用されていないが、要素費用表示の総付加価値は、なお、それからいわゆる「要素所得」が支払われる資金の価額を測定するものとして解釈することができる。したがって、要素費用表示の総付加価値は、生産によって発生する「要素」所得の価額の合計と等しい。

M. 付加価値に関する主要集計値

１．序論

6.233. 経済全体についてのＧＤＰの概念の背後にある基本的な原理的説明は、それはその経済におけるすべての制度単位居住者によって生産される総付加価値の総額を測定するものである、ということである。ＧＤＰの概念はこのような原理に基づいているが、「体系」において定義されるＧＤＰはすべての居住生産者の総付加価値の合計のみならず、産出、投入および輸入が評価される方法に応じて、生産物に対する様々な税を含んだものである。

6.234. はじめに、ＶＡＴがなく、生産勘定が「市場価格」によって、すなわち、生産者価格によって評価された産出と、購入者価格によって評価された中間投入によって、作成されている、と仮定しよう。さらに、すべての居住生産者についての生産勘定が集計され、連結されて、それによって中間販売および中間購入が除去されるとしよう。したがって、総付加価値の合計は消費、総資本形成および輸出への最終支出の合計から輸入を控除したものと等しくならなければならない、ということになる。これは、もちろん、国民経済計算の基本的恒等式である。この恒等式は、最終支出と輸入が生産勘定における投入および産出と整合的に評価されているならば、成り立たなければならないものである。この恒等式は、生産（あるいは所得）データを用いずに、最終支出および輸入についてのデータからＧＤＰを直接計算することを可能にする。したがって、ＧＤＰ総額は生産勘定から推計される――生産アプローチ――以外に、最終支出および輸入からもまったく独立に推計する――支出アプローチ――ことができる。

6.235. しかし、「体系」においては、市場価格表示のＧＤＰは、購入者価格表示の最終支出総額から（輸入品に対する税マイナス補助金を含む、購入者価格によって評価された輸入総額ではなくて）f.o.b.あるいは本船渡しによって評価された輸入総額を控除したものとして、支出サイドから定義されている。したがって、輸入と輸出とに同じ評価法を採用してはいるものの、輸入の評価とその他の最終支出の評価との間に整合性がなく、また、生産勘定項目の評価とも整合性が確保されていない。そのため、支出サイドからのＧＤＰと生産者サイドからのＧＤＰとの間の恒等関係は成り立たなくなっている。支出サイドからのＧＤＰを計算す

る際、f.o.b.輸入総額は控除されているが、輸入税がそれと併せて控除されていないので、恒等関係を回復するためには、生産サイドからのＧＤＰに輸入税を加算しなければならない、ということになる。したがって、「体系」において定義される市場価格表示のＧＤＰは、すべての居住生産者の市場価格表示の総付加価値の合計プラス輸入品に課される税マイナス輸入品に対する補助金、ということになる。

6.236. ＶＡＴあるいは類似の控除可能な税が実施されている場合には、事態はより複雑になる。先に説明したように、「体系」では、ＶＡＴの記録には純方式が使用される。すなわち、生産者の販売はインボイスされたＶＡＴを除いて記録されるが、購入は購入者によって控除可能ではないＶＡＴを含めて記録される。結果として、経済全体を通じての購入総額は、対応する販売価額を控除可能でないＶＡＴの額だけ超過する。したがって、支出サイドから定義されるＧＤＰと同じ額を得るためには、すべての居住生産者の総付加価値総額に、輸入税のみならずすべての控除可能でないＶＡＴ（あるいは類似の税）をも加算しなければならない、ということになる。

２．主要恒等式のまとめ

6.237. 前節の一般的説明を前提として、「体系」の集計値に関する主たる恒等式をこの節において要約する。

市場価格表示のＧＤＰは、支出サイドから次のように定義される。

購入者価格表示の家計最終消費支出
＋　購入者価格表示の非営利団体最終消費支出
＋　購入者価格表示の政府最終消費支出
＋　購入者価格表示の総固定資本形成
＋　購入者価格表示の貴重品の取得マイナス処分
＋　在庫品増加
＋　国境における購入者価格表示の輸出
　　（f.o.b.）
－　f.o.b.評価による輸入

このＧＤＰの定義が与えられると、すべての居住生産者についての合計として、次のような恒等式が成り立つ。

(a)ＧＤＰ＝生産者価格表示の総付加価値の合計
＋輸入品に対する税マイナス補助金
＋控除可能でないＶＡＴ

(b)ＧＤＰ＝基本価格表示の総付加価値の合計
＋生産物に対するすべての税マイナス補助金

(c)ＧＤＰ＝要素費用表示の総付加価値の合計
＋生産物に対するすべての税マイナス補助金
＋生産に対するその他のすべての税マイナス補助　金

ケース(b)および(c)において、生産物に対する税マイナス補助金の項目は、産出に対する税および補助金とともに輸入品に対する税と補助金をも含んでいる。

３．国内生産

6.238. ＧＤＰは居住制度単位(resident institution-al units、居住者である制度単位）の生産活動によって創造される価値の測度であることを意図したものである。それは、上で述べたような技術的な理由のために、居住生産者の総付加価値の合計とは一致しないかもしれない。しかし、それにもかかわらず、ＧＤＰは、主として居住生産者の総付加価値の合計からなる。

6.239. しかし、ＧＤＰは、その経済領域の地理的境界内で行なわれる生産を測定しようとするものではない、ということに注意しなければならない。居住生産者の生産の一部は外国で行なわれ、また、経済の地理的境界内で行なわれる生産の一部は非居住生産者単位によって行なわれる。たとえば、居住生産者は、設備の据付け、修理あるいは保守のために、一時的に外国で働く雇用者チームをもつことがある。この産出は居住生産者の輸出であって、生産活動が行なわれるその外国のＧＤＰの一部ではない。したがって、居住制度単位と非居住制度単位との区別は、ＧＤＰの定義と範囲にとって決定的に重要である。もちろん、実際には、居住生産者の生産活動のほとんどは、それらが居住者としての地位をもつ国の中で行なわれる。しかし、顧客がどこにいようとも、一般にその顧客に直接その産

出を引き渡さなければならないサービス産業の生産者はますます２ヶ国以上の国で生産を行なう傾向があり、そのような実態は、急速な輸送と即時的な通信施設によって促進されつつある。隣接する国との地理的境界は移動性の高いサービス生産者にとっては意味のないものとなりつつあり、特にいくつかの外国と境を接する小国の場合にはそうである。

第VI章　生産勘定

第Ⅶ章　所得の第１次分配勘定

Ａ．序論

7.1. 所得の第１次分配勘定は、２つの連続した勘定、すなわち、所得の発生勘定と、第１次所得の配分勘定からなる（表7.1と7.2を参照）。後者は、適宜、２つの小勘定、すなわち、表7.3に示されている企業所得勘定とその他の第１次所得の配分勘定に区分することができる。

7.2. 所得の第１次分配勘定の一般的な目的は、第１次所得がどのように制度単位や部門の間に分配されるかを示すことにある。第１次所得は、生産過程への参加または生産の目的のために必要な資産の所有の結果として、制度単位に発生する所得である。それは生産によって生み出された付加価値から支払われるものである。金融資産または土地を含む有形非生産資産を生産に使用するために他の単位へ貸し付けたり賃貸したりすることによって発生する第１次所得は、財産所得と呼ばれる。生産および輸入品に課される税による政府の収入は、たとえそのすべてが企業の付加価値から支払われるものではなくても、政府の第１次所得として取り扱われる。第１次所得は、社会負担および給付、所得、富等に課される経常税およびその他の経常移転は含まない。そのような経常移転は所得の第２次分配勘定に記録される。

１．所得の発生勘定

7.3. 所得の発生勘定は、居住者企業または居住者企業のグループについて作成される。すなわち、財貨・サービスの生産者としての資格における居住者制度単位について作成される。所得の発生勘定は、生産勘定をいっそう拡張しまた詳細化したもので、そこでは政府単位に発生する第１次所得および直接的に生産に参加する単位に発生する第１次所得が記録される。所得の発生勘定は、生産勘定と同

様に、制度単位および部門について作成されるとともに、事業所および産業についても作成される。所得の発生勘定は、第１次所得が発生する部門、内訳部門または産業を、そのような所得を受け取ることを予定されている部門または内訳部門とは別のものとして示す。たとえば、家計部門について所得の発生勘定に記録される雇用者報酬は、家計によって所有される非法人企業が支払う雇用者報酬の総額である。この項目は、以下に示す勘定、第１次所得の配分勘定に記録される、家計が受け取る雇用者報酬の総額とは大きく異なっている。

7.4. 所得の発生勘定の右側に記録される源泉は、ただ一つの項目、生産勘定から繰り越されるバランス項目である付加価値のみからなる。第VI章で述べたように、総付加価値は産出の価額マイナス中間消費の価額として定義される。付加価値はまた純額としても測定される。すなわち、生産過程で用いられる固定資産についての固定資本減耗を控除したものである。固定資本減耗は、可能な限り中間消費とともに産出から差し引くことが望ましい生産費用である。しかしながら、利用可能なデータから固定資本減耗の満足できる推計値が常に得られるとは限らない。そこで「体系」の諸勘定について、付加価値を純額（net、ネット）でも総額（gross、グロス・粗）でも測定できるように規定する必要がある。したがって、「体系」の残りの諸勘定全体を通じて、関連するバランス項目を固定資本減耗に関してグロス（込み）またはネット（抜き）の両方で測定できるように規定しなければならない。固定資本減耗の概念および測定については、第VI章で詳細に説明されている。簡単化のために、脈絡上明示的に総付加価値に言及する必要がある場合を除いて、付加価値を純額で測定することを仮定する。

7.5. 所得の発生勘定の左側は付加価値の使途を記録する。企業が支払う財産所得は、次の勘定で記録されるので、この勘定では、生産者が付加価値に対して借方記入する２つの主要な費用タイプがあるのみである。すなわち、生産過程で雇用されている労働者に対して支払われる雇用者報酬と生産に携わることの結果として支払われるか受け取られる生産に対する税マイナス補助金である。後者は産出として生産される財貨またはサービスに関して支払われる税または受け取られる補助金、および生産に用いられる労働、機械、建物またはその他の資産に対して支払われる、生産に対するその他の税や補助金である。生産に課される税は、その生産から発生する所得の受領者が雇主であっても雇用者であっても、所得の受

領者によって支払われるどのような所得税も含まない。雇用者報酬と生産に課される税は、ともに居住生産者によって非居住者に支払われる場合がある。

7.6. 付加価値から支払われる生産に対する税マイナス補助金という項目の内容は、産出が評価される方法によって変わる。産出に関してインボイスされる付加価値税（ＶＡＴ）またはその他の同種の控除可能な税は、決して生産者が購入者から受け取る価格の一部として取り扱われることはない。そのため、産出が生産者価格で評価される場合でも基本価格で評価される場合でも、ＶＡＴは、常に産出の価額から除外されている。したがって、インボイスされたＶＡＴは、付加価値にかけられるものではなく、生産者の所得の発生勘定の支払項目として記録されることはない。しかしながら、産出が生産者価格で評価される場合、その産出に関して支払われる生産物に課されるその他の税は、生産者が購入者から受け取る価格の不可欠部分となる。したがって、そうした税は、所得の発生勘定で生産者価格表示の付加価値の中から生産者によって支払われる項目として記録される。すなわち、それは、「生産に対する税マイナス補助金」の一部となる。同様に、その産出に関する生産物に対する補助金は、生産者価格表示の付加価値に対する追加分として所得の発生勘定で政府から生産者が受け取るものとして記録される。ただし、実際には、そうした補助金を源泉に記録することはなく、あたかもそれが産出に課される負の税であるかのように、「生産に対する税マイナス補助金」の一部として記録する。

7.7. 第Ⅵ章で説明したように、基本価格は、生産者価格から産出１単位に関して支払われる生産物に課される（生産者価格から既に控除されているインボイスされたＶＡＴ以外の）すべての税を控除し、産出１単位に関して受け取られるすべての補助金を加えて求められる。その結果、付加価値を基本価格で測定する場合、生産者の所得の発生勘定には、産出に関する一切の生産物税ないし生産物補助金は、支払項目としても受取項目としても記録されないことになる。そのため、「生産に対する税マイナス補助金」は、生産に対するその他の税ないし補助金のみを対象とするものとなる。

7.8. 付加価値から雇用者報酬と生産に対する税マイナス補助金を控除すると、所得の発生勘定のバランス項目が得られる。そのバランス項目は、その企業の性格により、営業余剰もしくは混合所得と呼ばれるものであるが、このバランス項目

はまた勘定の左側に使途としても示される。その場合、産出および付加価値が基本価格で表示されるか生産者価格で表示されるかは、いずれでもよい。このバランス項目は、その企業が借り入れたり賃借したりしている金融資産または有形非生産資産に関して支払う利子、賃貸料または同種の料金、またはその企業によって所有されている金融資産または有形非生産資産に関して受け取る利子、賃貸料または同種の料金を考慮に入れる以前の、生産から発生する黒字または赤字を測定している。この項目は、家計によって所有されている非法人企業の場合を除いて、営業余剰と呼ばれる。家計によって所有されている非法人企業の場合、当該企業の所有者（達）または同一家計の構成員が、有給の雇用者によって供給されるのと同種の労働投入を、無給で提供しているであろう。その場合、バランス項目は混合所得と呼ばれる。それはこの項目が企業家としての所有者に対する報酬と区別することができない所有者または家計のその他の構成員によってなされた労働に対する報酬の要素を暗黙の内に含んでいるからである。

7.9. 企業が政府単位または非営利団体（ＮＰＩ）によって所有されている非市場生産者である場合、他の単位に対して提供される産出は、現実のまたは推計された市場価格に基づいて評価することができない。慣行によって、そのような生産はその生産費によって評価される――すなわち、中間消費、固定資本減耗、雇用者報酬に生産物に対する税マイナス補助金以外の生産に対する税マイナス補助金を加えたもので評価される。このように投入の価額合計によって産出が評価された場合、純営業余剰は発生しない。

7.10. 生産過程への投入、生産過程からの産出は、それらが取得された時点、または販売された時点とは区別されるものとして、それらが使用された時点、または生産された時点で評価される。（第Ⅵ章参照。）その結果、産出、中間消費および固定資本減耗は、在庫や生産に用いられる固定資産に関する保有利得を除外するような方法で定義され、評価される。したがって、営業余剰もしくは混合所得は、保有利得を除外した利潤（利益）の尺度でもある。他方、企業会計で用いられる取得原価に基づく利潤（利益）は、営業余剰から在庫および固定資産に関する保有利得を分離しないのが普通である。そのため、企業会計上の利潤（利益）は、インフレーションの時期には、営業余剰そのものよりも相当に高い数字となるであろう。

7.11. 第Ⅵ章で示したように、一国経済についての市場価格表示の国内総生産（ＧＤＰ）は、すべての居住者企業の総付加価値の合計に、居住者企業の産出の価額からは支払われない生産物に関するすべての税マイナス補助金も含まれている。すなわち、産出が生産者価格で評価されている場合には、輸入品に関するすべての税または補助金プラスすべての控除不可能なＶＡＴであり、産出が基本価格で評価されている場合には、生産物に関するすべての税または補助金である。したがって輸入品に関する税および補助金とＶＡＴは、たとえそれが個々の制度単位または部門の所得の発生勘定にまったく現れなくても、一国経済についての所得の発生勘定においては、ＧＤＰの使途側に記録されなければならないのである。

２．第１次所得の配分勘定

7.12. 第１次所得の配分勘定は、居住者制度単位または部門の、その活動が第１次所得を発生する生産者として立場を記述するものでなく、第１次所得の受領者としての立場に焦点を合わせたものである。それには制度単位または部門が支払う財産所得および受け取る財産所得の金額が含まれる。既に述べたように、所得の発生勘定は、生産活動と関連づけられるため、制度単位または部門についてとともに、事業所および産業についても作成することができる。しかしながら、第１次所得の配分勘定は、生産とそのような直接のリンクを持たないので、制度単位または部門についてのみ作成することができる。

7.13. 第１次所得の配分勘定の右側に源泉として記録される所得には、大きく分けて２種類ある。第一は、既に所得の発生勘定に記録されているような第１次所得である。これらは居住制度単位による受取項目となる。

(a)家計の受取雇用者報酬

(b)政府単位が受け取るか支払う生産または輸入品に関する税（マイナス補助金）

(c)所得の発生勘定から繰り越された企業の営業余剰または混合所得。

第二は、金融資産または有形非生産資産（主として土地または地下資源）を所有することに基づいて受け取る財産所得である。

(d)金融資産の所有者の受取利子、配当、および同種の所得

(e)他の単位に賃貸している土地または地下資源の所有者の受取賃貸料

(a)、(b)および(d)の項の受取所得には、非居住制度単位から受け取る所得も含まれる。

7.14. 第1次所得の配分勘定の左側に記録される使途には、制度単位または部門が債権者、株主、地主等々に支払う財産所得だけが計上される。土地および地下資源の賃貸料を除いて、これらは居住者にも非居住者にも支払われる可能性がある。使途の下に記録される残りの項目は、ある制度単位または部門が受け取る第1次所得の総額マイナス支払い第1次所得の総額として定義されるバランス項目、第1次所得バランスである。一国経済のレベルでは、これは国民所得として示される。

7.15. 第1次所得バランスの構成は、部門によってかなり異なっている。それは第1次所得の中には、ある部門のみがあるいは非居住者が受け取るものがあるからである。特に、税は一般政府部門および非居住者のみが受け取り、雇用者報酬は家計部門および非居住者のみが受け取る。

(a)非金融法人企業および金融機関部門の第1次所得バランスは、営業余剰プラス受取財産所得マイナス支払財産所得である。

(b)一般政府部門の第1次所得バランスは、生産および輸入品に課される税マイナス補助金の受取ないし支払、プラス受取財産所得マイナス支払財産所得からなる。それはまた政府所有の非法人企業の少額の営業余剰を含んでいる場合がある。

(c)家計部門の第1次所得バランスは、家計に発生する雇用者報酬および混合所得プラス受取財産所得マイナス支払財産所得である。それは、自己消費される持ち家の住宅サービスの営業余剰も含んでいる。

(d)対家計非営利団体部門の第1次所得バランスは、ほとんどすべて受取財産所得マイナス支払財産所得である。

雇用者報酬、生産または輸入品に対する税または補助金、および財産所得（地代を除く）の形態の第1次所得は、すべて居住者が非居住者から受け取り得るものであり、また非居住者に対して支払われ得るものである。非居住者からの受取第1次所得の総額から、非居住者への支払第1次所得の総額を差し引いた差額は、通常海外からの純所得として呼ばれる。

＜国民総所得と国民純所得＞

7.16. 第１次所得の純バランスをすべての部門にわたり合計した集計値は、国民純所得（ＮＮＩ）と呼ばれる。同様に、第１次所得の総バランスをすべての部門にわたり合計した集計値は、国民総所得（ＧＮＩ）と定義されるものである。後者は、従来国民経済計算において一般に理解されているものとしての国民総生産（ＧＮＰ）と同じものである。しかしながら、概念的には、ＮＮＩとＧＮＩは所得測度であり、生産物の測度ではない。

7.17. 総付加価値は、産出と中間消費によって定義するしかない厳密な生産の測度である。市場価格表示のＧＤＰも、本質的には、生産の測度である。実際、それは、その生産者としての立場におけるすべての居住制度単位の総付加価値を合計し、さらに居住生産者の産出および付加価値の価額に含まれていない生産または輸入品に対する税マイナス補助金の価額を加えることによって得られるものであるからである。ＧＮＩは同じ居住制度単位について第１次所得バランスを合計することによって得られる。したがって、ＧＮＩとＧＤＰの数値の差は、居住者が非居住者から受け取る第１次所得総計と、居住者が非居住者に支払う第１次所得総計との差（すなわち、海外からの純所得）であるということになる。しかしながら、ＧＤＰとＧＮＩは、同じ居住制度単位の組について付加価値または第１次所得バランスを合計することによって得られるので、１つを「国内」とし、もう１つを「国民」と呼ぶ理由は特にない。双方の集計値は、居住制度単位または部門の完全な集合として定義されるものとしての一国経済を対象としている。ＧＤＰとＧＮＩとの間の差は、適用範囲（カバレッジ）の差によるものではなく、一方が産出を測定するものであり、他方が所得を測定するものである、ということにある。どちらの集計値でも「国内」と呼んでよいし、「国民」と呼んでもよいものである。しかしながら、「国内」、「国民」という語は経済用語として深く定着しているので、「国内」、「国民」の語の使用についての変更は提案せず、名称をＧＮＩに変更することによって、ＧＮＰは、実は、所得概念であるという事実を強調することにする。

３．企業所得勘定

7.18. 第１次所得の配分勘定は、２つの小勘定に分割できる。企業所得勘定とその他の第１次所得の配分勘定である。この分割の目的は、市場生産者にとって有用であるであろう付加的なバランス項目である企業所得を示すことである。営業余剰および混合所得と同様に、それは生産者のみに関連するバランス項目であるが、制度単位および部門についてのみ計算でき、事業所および産業については計算できない項目である。法人企業、準法人企業、または市場生産に従事する非法人企業を所有している制度単位について、企業所得は、以下のように定義される。

営業余剰または混合所得

プラス

企業が所有している金融資産またはその他の資産に関する受取財産所得

マイナス

企業の負債に関して支払う利子および企業が賃借している土地またはその他の有形非生産資産に関して支払う賃貸料。

また、企業所得は、自己最終消費のための住宅サービスの生産に関しても計算可能である。非金融法人企業部門および金融機関部門の場合には、企業所得と第１次所得バランスとの間の唯一の差は、企業所得が配当支払いおよび準法人企業所得からの引き出し前で測定されるということである、ということを述べておくべきであろう。それは企業会計において理解されている損益の概念に近い（少なくともインフレーションがないときには）所得概念である。というのはそれは営業余剰から支払われるいかなる利子および賃貸料をも差し引き、受取財産所得を加えたものとして計算されるからである。他方、企業会計において利潤（利益）が取得原価基準で計算されるときには、それは企業によって所有されている在庫およびその他の資産に関する名目保有利得が含まれることを想起すべきである。名目保有利得は、インフレーションの状況下では相当に大きなものになりうる。

7.19. 法人企業の企業所得は、その勘定の中で容易に確認することができる。しかしながら、非法人企業を所有している制度単位の場合には、企業の資産および

負債を、典型的には家計または政府単位であるその所有者のそれと区別することが必要である。非法人企業の所有者は、定義により、法律的に企業それ自身と区別し難いので、企業が負うすべての負債について支払義務があるということを思い起こせば、この区別をするのは実際問題としては困難であるかもしれない。必要な会計情報の利用可能性が、その企業を準法人企業として取り扱うことができるための必要条件であるから、非法人企業を準法人企業として取り扱う場合には、企業所得を識別することが可能でなければならない。企業所得を識別したうえで所有者（達）はその中から所得の引き出しを行なう。しかしながら、通常の非法人企業を所有している家計については、受取または支払財産所得を、企業に帰せられる財産所得と個人としての資格における所有者（達）に帰せられる財産所得とに区分することは、常には可能というわけではないかもしれない。そのような場合には、企業所得の推計は不可能である。

7.20. 企業所得勘定がある制度単位または部門について作成される場合、第１次所得バランスを確定するためには、その他の第１次所得の配分勘定を引き続き作成する必要がある。その他の第１次所得の配分勘定において、源泉の欄に記録されている第１項目は企業所得であり、それは所得の発生勘定から繰り越される営業余剰または混合所得の代わりに、企業所得勘定から繰り越されるバランス項目である。源泉の欄に記録されている残りの第１次所得は以下の諸項目からなる。

(a)家計の受取雇用者報酬

(b)政府単位による税マイナス補助金の支払いないし受け取り

(c)所有する資産についての受取財産所得、ただし企業所得に含まれる企業の受取財産所得を除く。

使途の欄に記録される唯一の項目は、企業の支払利子または支払賃貸料を除く支払財産所得である。その他の第１次所得の配分勘定のバランス項目は、第１次所得の配分勘定のバランス項目と等しい。

Ｂ．雇用者報酬（D.1）

序論

7.21. 雇用者報酬は、所得の発生勘定の使途欄および第１次所得の配分勘定の源泉欄に記録される。雇用者報酬は以下のように定義される。
その会計期間を通じて、雇用者の仕事に対する報酬として企業によって雇用者に対して支払われた現金または現物による報酬総額。
雇用者報酬は、発生主義基準で記録される。すなわち、雇用者が雇主から関連する期間中に働いた仕事に関連して受け取る権利を得た、現金または現物による報酬の価額によって測定される。それが仕事自体より前払いされるか、同時に支払われるか、あるいは遅れて支払われるかは、いずれでもよい。同一家計によって所有されている非法人企業において家計の構成員が行なった仕事の場合も含めて、自発的に行なわれた無給の仕事に関連する雇用者報酬は計上されない。雇用者報酬は、賃金および俸給に関して雇主によって支払われるいかなる税――たとえば給与税――も含まない。そのような税は、生産に用いられた建物、土地あるいはその他の資産に課される税と同様に、生産に課される税として取り扱われる。
7.22. 勤労者（worker）が雇用者（employee）であるか自営業者（self-employed）であるかということは常に自明であるわけではない。たとえば、出来高払いの勤労者のある者は雇用者であろうし、またある者は自営業者であろう。したがって、雇用者報酬とその他の受け取りとの間の境界を確定するために、雇用関係の性質を明らかにする必要がある。その境界はまた家計部門の内訳部門分類にも影響する。

＜雇用関係＞

7.23. 就業者（occupied）――すなわち雇用者であるか自営業者であるか――に分類されるためには、その人は「体系」の生産の境界の中に入る活動に従事していなければならない。非就業者（unoccupied　persons）は、失業者（unemploy

ed）および非労働力人口（persons not in the labour force）からなる。雇主と雇用者との関係は、１企業と１個人との間に、通常は双方によって自発的に結ばれた、それによって個人が現金または現物による報酬を得る代わりに企業のために働く、公式のまたは非公式の契約がある場合に存在する。その報酬は通常仕事のために費やした時間またはなされた仕事の量に関する何らかのその他の客観的指標に基づいている。

7.24. 他方、自営業者である勤労者（self-employed workers）は、準法人企業に分類される非法人企業を除いた、彼らがそこで働いている非法人企業の、単独の所有者または共同所有者である個人である。自営業者は、彼らが所有する企業が法律上の独立の実体でもなく、「体系」上の独立の制度単位としても識別されない場合に、彼ら自身のために働いている個人である。自営業者は混合所得を受け取り、雇用者報酬は受け取らない。雇用者であるか、自営業者であるか、あるいは非就業者であるかが常には明らかではない部類に属する人々について、その地位を明らかにすることは有益である。

(a)もっぱら自己の最終消費、または自己の資本形成のために、個人的にあるいは集団で、生産に従事している勤労者は自営業者である。労働を含む費用に基づいて自己勘定生産の産出の価額が帰属されるであろうが、そのような生産に従事した勤労者の賃金に対する帰属はない。集合的、または共同体で、人々がグループで一緒に働く事業の場合もそうである。産出の帰属価額が明示的に発生した貨幣的費用や生産に課される税額を超える分は、総混合所得として取り扱われる。

(b)無給の家族従業者は、全面的にあるいは部分的に市場生産に従事する非法人企業で働いている場合も含めて、やはり自営業者として取り扱う。

(c)ある法人企業業の持ち分のすべてが、１人の株主、または少数の株主のグループによって所有されている場合がある。これらの株主がその法人企業のために働いて、配当のほかに報酬の支払いを受け取っているときは、彼らはその法人企業の雇用者として取り扱われる。準法人企業の所有者も、彼らがその準法人企業で働いているときは雇用者として取り扱われる。

(d)アウトワーカーは、その正確な地位や環境によって雇用者であるかもしれないし、自営業者であるかもしれない。アウトワーカーの取り扱いは、より詳細に以下で指定される。

(e)教育または訓練サービスの消費者の立場にある学生は、雇用者ではない。しかしながら、もし学生が自分の労働のいくらかを企業の生産過程への投入として貢献することに、正規の責任を持っている場合、――たとえば、見習いまたは同種の訓練生、年季契約の事務員、看護学生、研究または教育助手、病院のインターン、等々――はその仕事に対して現金または現物による報酬を受け取る場合でも受け取らない場合でも、雇用者として取り扱われる。

雇主および自己勘定の就業者

7.25. 自営業者は、２つのグループに分けられる。すなわち、彼自身の有給の雇用者をもつ場合ともたない場合である。有給の雇用者をもつ自営業者は、雇主と呼ばれ、有給の雇用者をもたない自営業者は自己勘定の就業者と呼ばれる。その区別は、家計部門の内訳部門分割の際に用いられる。自己勘定の就業者は、ある特定の企業に対して、なんらかの公式・非公式の契約のもとに財貨またはサービスを提供するアウトワーカーと、市場生産ないし自己最終消費または自己資本形成に従事する、通常の自己勘定の就業者とにさらに区分されるであろう。

アウトワーカー

7.26. アウトワーカーは、ある特定の企業との事前の取り決めまたは契約によって、その企業のために働くか、またはその企業に対して一定量の財貨またはサービスを供給することを応諾しているが、その働く場所はその企業を構成するどの事業所でもない個人のことである。その企業は仕事の質の点検は行なうであろうが、そのアウトワーカーの仕事に用いる時間は管理しないし、その仕事が行なわれる条件に対して責任を負わない。大部分のアウトワーカーは自宅で働くが、自身の選択によって他の土地家屋を使うかもしれない。アウトワーカーのあるものは設備または原材料、あるいはその双方を企業に供給してもらうが、他のアウトワーカーは設備または原材料、あるいはその双方を自身で購入するであろう。いずれにせよ、アウトワーカーは生産費用のいくらかを支払わなければならない。たとえば、彼らが働いている建物の実際のまたは帰属された賃貸サービス料、光

熱および動力費、保管料または輸送費等々である。

7.27. アウトワーカーは雇用者の特徴のいくつかと自営業者の特徴のいくつかとを持っている。それらが分類される方法は、主として彼らが何によって報酬を受けているかということを基準にして決定される。以下に示すように、２つの場合を区分することができる。両者は、原理的に相互にまったく異なるものである。

(a)その人が、直接または間接に、その働いた量を基準にして――すなわち、生産された産出の価額または生産過程の収益性とは無関係に、何らかの生産過程への投入として貢献した労働量によって――報酬を受け取っている。この種の報酬は、そのアウトワーカーが雇用者であるということを意味している。

または

(b)その人が受け取った報酬が、投入された労働量の多寡にかかわらず、その人が責任を負う何らかの生産過程からの産出の価額の関数である。この種の報酬は労働者が自営業者であるということを意味している。

7.28.実際に、これらの基準を基礎にして雇用者と自営業者を区別するのは常に簡単であるとはいえないであろう。同種の仕事をするために他の者を雇って賃金を支払うアウトワーカーは、非法人企業の所有者である自営業者、すなわち雇主として扱わなければならない。したがって問題は、雇用者から自己勘定の就業者を区別することである。

7.29. 企業とアウトワーカーとの間に上の段落7.22に述べられているような雇用関係が存在している場合には、アウトワーカーは雇用者と考えられる。このことは、暗黙または明示的な契約または合意が存在しており、それによってアウトワーカーがそのした仕事を基準に報酬を受けるということに同意している、ということを意味している。逆に、そのような暗黙または明示的な契約または合意が存在しておらず、アウトワーカーが稼得する所得が企業に供給する財貨またはサービスの量に依存している場合には、アウトワーカーは自己勘定の就業者と考えられる。このことは、市場、経営規模および財務に関する意思決定がアウトワーカーの手中にあるであろうこと、また彼または彼女の働いている機械や機器を自分で所有しているかまたは借りているであろうことを示唆している。

7.30. アウトワーカーのステータスは、勘定に重要な影響を持っている。アウトワーカーが自己勘定の就業者であれば、企業からアウトワーカーへの支払いは中

間財貨またはサービスの購入となる。アウトワーカーが雇用者であれば、その支払いは雇用者報酬となり、したがって企業の付加価値から支払われる。このように、アウトワーカーのステータスは、企業間の付加価値の分布にも、雇用者報酬と純混合所得との間の所得の分布にも影響する。

＜雇用者報酬の構成要素＞

7.31. 雇用者報酬は２つの主要な構成要素を持っている、すなわち、
(a)現金または現物で支払われる賃金および俸給。
(b)雇主が支払う社会負担の金額。その雇用者への社会給付を保証するために、社会保障制度または民間基金による社会保険制度に対して雇主が支払う現実の社会負担または無基金で社会給付を行なう雇主による帰属社会負担。

＜賃金および俸給（D.11）＞

7.32. 賃金および俸給は、雇用者が支払う社会負担、所得税、等々の金額を含む。たとえ、それが行政上の都合またはその他の理由で雇主が天引きし、雇用者のために直接社会保険制度、税務当局、等々に支払った場合も含む。賃金および俸給は、様々な方法で支給される可能性があり、その中には、現金による報酬の代わりに、あるいはそれに加えて、現物による報酬の形で雇用者に支給される財貨およびサービスも含まれている。

現金による賃金および俸給

7.33. 現金による賃金および俸給は、以下に示す種類の報酬を含んでいる。
(a)週、月あるいはその他の周期で定期的に支払われる賃金および俸給。それは能率給や出来高払い給を含む。時間外、夜間、週末あるいはその他社交を犠牲にする時間の労働に対する割り増し支給や特別手当、出張勤務または不快な環境あるいは危険な環境下での勤務に対する手当、海外勤務に対する海外勤務手当、等々を含む。

(b)住宅手当または通勤費用を償うための手当のような、定期的に支払われる付加的手当。ただし、社会給付は除く（以下を参照）。

(c)たとえば、休暇または生産の一時停止によって短期間仕事から離れるときに、雇用者に対して支払われる賃金および俸給。ただし、病気、事故、等々による欠勤時に支払われる賃金・俸給は除く（以下を参照）。

(d)報奨制度下でなされる企業の全体的な成果と結び付いた特別ボーナスまたはその他の例外的支払い。

(e)雇用者が受け取った歩合、心付けおよびチップ。これらはその労働者を雇用している企業によってなされたサービスに対する支払いとして取り扱うべきであり、したがって第三者によって直接雇用者に支払われた場合にも、雇用している企業の産出および総付加価値に含めるべきである。

7.34.現金による賃金および俸給は、雇用者が職務に着任することまたは仕事を遂行することを可能にするために行なった支出への雇主による払い戻しを含まない。たとえば、以下のような払い戻しである。

(a)雇用者が新しい職務に着任するとき、または雇主によって国内の異なる地域または外国への転居を命ぜられたときに雇用者が行なった旅行、引っ越しまたは関連費用への払い戻し。

(b)もっぱら、あるいは主として、その仕事を遂行することを可能にするために必要とされる工具、機器、特別な衣類またはその他の品目に関する雇用者による支出に対する払い戻し。

その払い戻し額は、雇主による中間消費として取り扱われる。その雇用契約によって、工具、機器、特別な衣類、等々の購入が必要とされる雇用者が完全には払い戻されない場合、彼らが負担した残りの費用は彼らが受け取った賃金および俸給の中から差し引かねばならない。そうして雇主の中間消費はその額だけ増加する。もっぱら、あるいは主として、仕事のために必要とされる品目に対する支出は、それが払い戻されてもされなくても、家計の最終消費支出の一部とはならない。

7.35. また、現金による賃金および俸給は、無基金社会給付を含まない（第Ⅷ章、段落8.80参照）。それは雇主による以下の形態による支払いである。

(a)児童、配偶者、家族、教育またはその他の扶養に関する手当。

(b)病気、事故による傷害、出産休暇、等々による労働者の欠勤に対して支給される全額または減額された賃金および給の支給額。
(c)余剰労働の解雇、失格による解雇、事故死、等々によって職を失った労働者またはその遺族に対する解職手当。
実際問題として、病気、事故、等々による短期の欠勤期間中の賃金および俸給の支払いを、その他の賃金および俸給の支払いから分離するのは困難である可能性があり、そのような場合には、それらはその他の賃金および俸給の支払いと合算せざるを得ない。
7.36. 無基金雇用者社会給付は、報酬の一形態ではない。というのは、それはある事象が発生したとき、またはある状態が存在しているときに、個々の雇用者に選択的に支給されるものであり、それは雇用者がした仕事の量とは無関係だからである。しかしながら、以下で説明するように、必要が生じた場合に、彼自身の財源から、その雇用者に対してそのような給付を支給することを約束することによって、雇主に付加的な不確定債務が発生しており、その不確定債務の発生額と等しい額をその雇用者に集合的に支払った報酬の一形態として取り扱わなければならない。

現物による賃金および俸給

7.37. 雇主はその雇用者に対してさまざまな理由に基づいて現物で報酬を与える可能性がある。たとえば、以下のような事情が考えられる。
(a)現金での支給を避けることによって、雇主、雇用者、あるいはその双方にとって税務上有利になるかもしれない。
(b)雇主は周期的に超過供給になっている産出を処分しようと望んでいるかもしれない。
(c)仕事の性質によって、頻繁にまたは長期にわたって家を離れるために、雇用者に宿泊設備、旅行、等々を支給しなければならない。
7.38. 現物による所得は現金による所得よりも少ない満足しか与えない可能性がある。というのは雇用者は所得の使い道について自由に選択できないからである。雇主によって支給される財貨またはサービスは、雇用者がふつうなら買わない型

または質のものであるかもしれない。それにもかかわらず、それらは他の財貨およびサービスの場合と整合性をもって評価されなければならない。財貨またはサービスが雇主によって購入された場合、それらは購入者価格で評価されるべきである。それが雇主によって生産された場合、それらは生産者価格で評価されるべきである。それが無料で支給された場合、現物による賃金および俸給はその財貨およびサービスの総価額である。それが割引価格で支給された場合、現物による賃金俸給はその財貨およびサービスの総価額と雇用者が支払った金額との差額となる。

7.39. 雇用者がその仕事を遂行することを可能にするために、雇主が供給しなければならない財貨またはサービス、たとえば、特別の防護服は、雇主による中間消費として取り扱われる。そのような項目の一覧表は第VI章の段落6.155に示されている。他方、現物報酬は、仕事に必要ではなく、雇用者自身の時間に、彼自身の管理の下に、彼自身、あるいは彼の家計の他の構成員のニーズまたは欲求の満足のために、使うことができる財貨およびサービスからなっている。

7.40. ほとんどすべての種類の消費財・サービスが、現物報酬として支給される可能がある。以下の一覧表は、雇主によってその雇用者に無料で、または割引価格で支給される最も一般的なタイプの財貨・サービスのいくつかを含んでいる。

(a)食事および飲料。業務による旅行時に消費されるものを含む。

(b)雇用者が属している家計のすべての構成員が利用できるタイプの住宅サービスまたは宿泊施設。

(c)雇用者が仕事で着用するだけでなく、職場外で着用することも頻繁にあるような制服またはその他の形の特殊な衣類。

(d)雇用者の個人的使用のために支給される車またはその他の耐久財のサービス。

(e)鉄道会社または航空会社による雇用者のための無料の旅行、鉱夫のための無料の石炭のような、雇主自身の生産過程からの産出として生産される財貨およびサービス。

(f)雇用者およびその家族のためのスポーツ・レクリエーション・休暇用の施設の提供。

(g)仕事への行き帰りの輸送、駐車場。

(h)雇用者の子供のための保育所。

7.41. 仕事への行き帰りの輸送、駐車場および保育所のように、雇主によって支給されるいくつかのサービスは、中間消費としての性質を幾分か持っている。しかしながら、雇主は労働を誘引し、保持するためにこれらの便宜を支給することを余儀なくされているのであって、生産過程の性質や雇用者の労働の物理的条件によるものではない。結局のところ、中間消費よりは雇用者報酬のその他のものとよく似ている。多くの労働者は仕事への行き帰りの輸送、駐車場および保育所に対して彼ら自身の所得から支払わなければならず、関連する支出は最終消費支出として記録される。

7.42. 現物報酬は、住宅、家具およびその他の財貨またはサービスを購入する目的で雇用者に対して、利子を減額してあるいは利子率ゼロで貸付を提供した場合の、雇主による利子の減額分も含む。その額は、もし雇用者が抵当貸付または消費者ローンの平均的な利子率が適用されるのであれば支払わなければならなかった額と実際に支払った利子額との差として推計されるであろう。インフレーションによって名目利子率が非常に高い時期には、その額は大きなものとなるかもしれない、しかしそうでない場合には、その額は推計に値するというにはあまりにも少額で、かつ不確実であるかもしれない。

＜雇主の社会負担（D.12）＞

7.43. 雇主がその雇用者のための社会給付を得る目的で行なった社会負担の額と等しい金額を、雇用者報酬として記録する必要がある。雇主の社会負担は、現実の負担または帰属負担のどちらもありうる。それは病気、事故、解雇、退職等々のような、その雇用者の所得または福祉にマイナスに影響するであろうような一定の事象が発生したとき、または一定の状態が存在しているときに、雇用者に社会給付を受ける資格を確保することを意図したものである。社会給付については、第Ⅷ章と本マニュアルの巻末付録Ⅳで述べる。

雇主の現実社会負担（D.121）

7.44. 雇主がその雇用者のために、社会保障基金、保険企業またはその他、社会

保険制度の管理および運営について責任を負う制度単位に対して支払う社会負担である。雇主の現実社会負担は、雇主によって直接社会保障基金またはその他の制度に支払われるものであるが、その支払いは雇用者の便益のためになされる。したがって、雇用者は、支払われた社会負担の額と等しい金額を報酬として受け取ったものとして取り扱われるべきである。この帰属報酬は、雇用者報酬の一構成項目として所得の発生勘定に記録する。そのうえで、雇用者は、所得の第２次分配勘定において、社会保障基金、その他の制度、等々に対する経常移転として同額の社会負担を支払ったものとして記録する。

雇主の帰属社会負担（D.122）

7.45. 一部の雇主は、保険企業や自律的な年金基金をかかわらせることなく、またその目的のための特別な基金または他と切り離された準備金を設立することなく、その雇用者、退職者または扶養家族に対して直接に自身の源泉から社会給付を支給する。このような場合、それをカバーする支払いがなされているわけではないが、雇用者は、さまざまな指定されたニーズまたは状況に対して保護されていると考えることができるであろう。したがって、そのような雇用者について、彼らが蓄積している、社会給付に対する事実上の資格を保証するのに必要とされるであろう社会負担の価額と等しい金額を、報酬として帰属すべきである。その金額は、当期に支払われる給付の水準ばかりでなく、そうした制度に対する雇主の負債の将来の動向がその現在および過去の雇用者の人数、年齢分布、平均寿命の期待変動のような諸要因の結果としてどのようになりそうかといったことにも依存する。つまり、社会負担として帰属すべき額は、原則として保険企業が保険料の水準を設定する際に必要なものと同様な保険数理上の考慮に基づくべきである。

7.46. しかしながら、実際には、そのような帰属負担の大きさを決定するのは困難であるかもしれない。企業は、将来におけるその予想負債を算出するために、同種の基金制度に対して支払われる負担を基礎として自身で推計しているかもしれない。そのような推計が利用可能であるときには使えるかもしれない。そうでない場合、唯一の実用的な代替的方法は、同一会計期間の企業の支払無基金社会

給付を、帰属負担をカバーするのに必要な帰属報酬の推計値として用いることであろう。一方、必要な帰属負担額が、同一の期間において実際に支払われた無基金社会給付とは異なるということについては、明らかに多くの理由がある、それは、その企業の労働力の構成や年齢構造の変化などによるのであるが、それにもかかわらず、当期に実際に支払われた給付は、負担とそれに伴う帰属報酬についての利用可能な最も良い推計値であるといってよいであろう。

7.47. 含まれている２つの段階を以下のように要約できるであろう。

(a)雇主は、所得の発生勘定において、現存の雇用者にその報酬の構成要素として帰属社会負担と呼ばれるある額を支払ったものとして記録する。その額は、現存の雇用者が得た無基金社会給付の受給資格分を将来支給するのに必要な推計社会負担の額に等しい。

(b)雇用者は、所得の第２次分配勘定において、同額の帰属社会負担（すなわち、経常移転）をその雇主に払い戻したものとして、あたかも、雇用者がそれを別個の社会保険制度に支払ったかのように、記録する。

Ｃ．生産および輸入品に課される税（D.2）

１．序論

7.48. 税は、制度単位によって政府単位に対してなされる、現金または現物による、強制的な、反対給付のない支払いである。税が反対給付のないものといわれるのは、政府が支払いを行なった個別の単位に対する見返りとして何も供給しないからである。もっとも、個別的であるかあるいは集合的であるか、あるいは社会全体にたいしてかいずれにしても、他の単位に対する財貨・サービスの供給のために、税として徴収した資金を使うであろう。

7.49. 生産および輸入品に課される税は以下のものからなる。
財貨またはサービスがその生産者によって生産、引き渡し、販売、移転、その他の処分の時点で、財貨またはサービスに関して支払われる生産物に課される税。
財貨が国境を越えて経済領域に入ったとき、またはサービスが非居住単位から居住単位へ提供されたときに支払われる輸入品に課される税および関税を含む。産出が基本価格で評価されるとき、国内で生産された生産物に課される税は、「体系」の勘定においては、その生産者によって支払われるものとして記録されるわけではない。
さらに
生産に課されるその他の税が含まれる。主として、それは生産に使用される土地、建物もしくはその他の資産の所有ないし使用あるいは雇用労働ないし支払われた雇用者報酬に対して課される税である。
なお、家計による車両等の個人的使用に対して課される税は、所得、富等に課される経常税として記録される。
7.50. 個々の企業のレベルでは、生産に課される税はその付加価値から支払われるものとして記録される。同様に、企業会計においても、税またはその他の目的のために利益を計算する場合、インボイスされたＶＡＴを除く生産に課される税は、通常、販売またはその他の受け取りから支払われる生産費用と見なされている。これらは伝統的に理解された意味における「間接税」におおむね該当する。
間接税は、販売される財貨・サービスの価格に上乗せすることによって、その全部または一部を他の制度単位に推定上転嫁することができる税のことであるが、様々な種類の税の現実の帰着を決定することは、不可能ではないにしても非常に困難であるし、また経済学においても現在では「直接税」および「間接税」という用語を使用することは好まれないようになったので、「体系」でも「間接税」「直接税」の用語を使用しないことにした。

＜勘定における生産および輸入品に課される税の記
録＞

7.51. 生産および輸入品に課される税は、所得の発生勘定の使途側、および第１

次所得の配分勘定の源泉側に記録する。

7.52. 所得の発生勘定においては、輸入品に課される税は、国内生産者の付加価値から支払われたものではないから、一国経済の水準でのみ記録する。さらに、個々の制度単位または部門の水準で、生産物に課される税のうちで、その所得の発生勘定の使途側に記録する必要があるのは、これらの単位または部門の産出の価額からまだ差し引かれていない部分だけである。その部分は、産出が評価される方法に依存して変化する。産出が基本価格で評価されている場合、産出として生産された財貨・サービスに対するすべての支払税（受取補助金）は、生産者価格表示のその産出の価額から控除（に加算）されている。したがって、それらは関連する単位または部門の所得の発生勘定の使途側には表れず、輸入品に課される税と同様に一国経済の水準においてのみ記録される。産出が生産者価格で評価されている場合、産出に関する、生産物に対する税（補助金）のすべての支払（受取）は、関連する単位または部門の所得の発生勘定の使途側に記録されなければならない。ただし、インボイスされたＶＡＴは、決して産出の価額に含まれることがないので、ＶＡＴまたは同種の控除可能な税は例外である。控除不可能なＶＡＴは、やはり輸入品に課される税と同様に、一国経済の水準においてのみ使途側に記録される。

7.53. 生産に対するその他の税または補助金――すなわち、生産に使用される土地、資産、労働、等々に関して支払う税――は、産出の１単位当たりで支払われるような税ではない。それは、関連する個々の生産者または部門の付加価値から支払われるものとして記録される。

7.54. 第１次所得の配分勘定においては、生産および輸入品に課される税は、非居住者に支払うものは別として、一般政府部門および一国経済のみの源泉側に表われる。

＜税対手数料＞

7.55. 政府の規制機能の１つは、ある財貨の所有または使用、またはある種の活動の追求を、免許証またはその他の証明書の発行によって特別の許可が授与されていない限り、禁止することである。そのような証明書の発行には、料金が請求

されるが、もしそのような許可証の発行が、政府の側の業務をほとんどまたはまったく伴わず、許可証が、所要の金額の支払いによって自動的に授与されるのであれば、それは、たとえ政府がその見返りにある種の証明書を発行したり、または公認を与えたりしていたとしても、単に税収をあげるひとつの方策に過ぎないということになりそうである。しかしながら、もし政府が許可証の発行をなんらかの本来の規制機能を行使するために用いるならば、――たとえば、関連する個人の能力または資格の調査、問題の機器の効率および安全機能の試験、あるいはそのような機会でなければせざるを得ない状態にはならないその他の形態の統制の施行の場合、――もしその支払いがそのサービスを供給する費用と明らかに不釣り合いでない場合は、その支払いは税の支払いでなく政府からのサービスの購入として取り扱うべきである。しかしながら、税と提供されたサービスの料金の支払いとの境界線は、実際上常に明快というわけではない。

＜ＩＭＦおよびＯＥＣＤの租税分類との関連＞

7.56. ＳＮＡにおける税の範囲は、ＳＮＡが公式の複数為替レートから生じる暗黙の税または補助金を含むことと社会保障負担を税に含めていないということを除いて、国際通貨基金（ＩＭＦ）の『財政統計マニュアル1986』（ＧＦＳ）において「税収」（tax revenue）と定義されたもの、および経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）の年次刊行物『ＯＥＣＤ加盟諸国の歳入統計』において「税」と定義されたものと一致している。ＧＦＳの第Ⅳ章は、税の詳細な一覧表と税の性質に基づく税の分類をその内容としている。この分類はまた、『国民経済計算ハンドブック：公的部門勘定（国際連合、1988）』の付録Ⅳに再録されている。『歳入統計』の第Ⅱ部にもほとんど同じ分類が掲げられている。

7.57. 「体系」において識別されている税のカテゴリーは、次のような３つの要素の相互作用によって決まる。税の性質は、その要素の１つに過ぎない。すなわち、

(a)ＧＦＳ／ＯＥＣＤの分類において指定されている税の性質

(b)税を支払う制度単位のタイプ

(c)税が支払われる状況。

7.58. したがって、まったく同種の税が、ＳＮＡにおいて２つの異なった項目に記録される可能性がある。たとえば、内国消費税（excise duty、物品税）が輸入品に関して支払われたか、あるいは国産品に関して支払われたかということによって、「ＶＡＴおよび関税を除く輸入品に課される税」または「ＶＡＴ、輸入税および輸出税を除く生産物に課される税」のいずれかに現れる可能性がある。同様に、自動車に関する年間税が、企業によって支払われたか、あるいは家計によって支払われたかということによって、「生産に課される税」または「所得、富等に課される経常税」のいずれかに記録される。この理由から、単純にＩＭＦ／ＯＥＣＤの分類の再編成によってＳＮＡの分類カテゴリーに到達するということはできない。しかしながら、こうした詳細な分類の存在を利用するために、以下に示すそれぞれの税カテゴリーには、対応するＩＭＦおよびＯＥＣＤの分類の相互参照を入れている。

＜記録の完全発生主義基準(accrual basis of record-ing) ＞

7.59. 税が実際に支払われた時点で記録されることが必要なＧＦＳや類似のシステムとは対照的に、ＳＮＡにおいてはすべての税は（完全）発生主義基準で記録すべきである。すなわち、税を支払う責任を生じさせる活動、取引またはその他の事象が発生した時点で記録すべきである。しかしながら、ある種の経済活動、取引または事象は、税法上、関連単位に税を支払う義務を課すべきであるにもかかわらず、税務当局の注意から永久に免れてしまう場合がある。そのような活動、取引または事象が受取債権・支払債務のかたちの金融資産・負債を発生させると仮定するのは現実的ではないであろう。この理由から、「体系」に記録されるべき税額は、納税者の側に明白な支払い義務の形態で負債を生じさせる、販売送り状または関税申告書のような、税額の査定、申告またはその他の手段によって明示される場合にのみ支払うべきとされる金額によって決定される。それにもかかわらず、完全発生主義原則にしたがって、税が記録されるべき時点は、納税義務（事由）が発生した時点である。たとえば、産出の販売、移転または使用に課される税は、販売、移転または使用が行なわれた時点で記録されるべきであり、それは必ずしも税務当局に通告した時点や、税の請求書類が発行された時点、税を

支払うべきとされた時点または実際に支払いがなされた時点ではない。

7.60. 国によっては、またある種の税については、最終的に支払われる税額が、支払うべき金額とはかなり大きくまた系統的に相違しているかもしれない。そのため、支払うべき金額のすべてが、「体系」の中で了解されている意味の金融負債を構成するものとして有効に解釈することができるわけではない。このような場合には、分析的および政策的目的にとっては、支払われなかった納税義務を無視し、「体系」における税の測定を実際に支払われた額に限定するのが望ましいかもしれない。それにもかかわらず、実際に支払われた税に関しては、なお完全発生主義基準に基づいて、納税義務を発生させる事象が行なわれた時点で記録されるべきである。

＜利子、科料またはその他の罰金＞

7.61. 原則として、税の滞納に課される利子または科料または脱税に課される罰金は、税とは区別して税ではないものとして記録すべきである。しかしながら、利子、科料またはその他の罰金の支払いを、それが関連する税から分離することは可能ではないかもしれない。そこでこれらは実際上は税と一括されているのが通例である。

２．生産物に課される税（D.21）

7.62. 生産物に課される税は、ある財貨またはサービスの１単位当たりで支払われる税である。その税は、財貨・サービスの数量１単位当たりで貨幣額を特定して課されるものであったり（その数量単位は離散的な単位か、体積、重量、強度、距離、時間、等々の連続的な物理的変数で測定される）、あるいは取引される財貨またはサービスの単位当たりの価格または価額の特定の割合として従価で計算されるものであるかもしれない。生産物に課される税は通常、それが生産され、販売され、または輸入された時点で支払い義務が発生するが、財貨の輸出、リー

ス、移転、引き渡しの時点、または自身の消費や資本形成への利用の時点にも支払い義務が発生する場合がある。企業は生産物に課される税額を、その顧客に請求する送り状または請求書に別項目として記載するかもしれないし、あるいはしないかもしれない。

＜付加価値型税（D.211）＞

7.63. 付加価値型税（value added type taxes、ＶＡＴ）は企業によって段階的に徴収される財貨・サービスに課される税であるが、究極的にその全額が最終購入者によって負担される。付加価値型税については、第Ⅵ章、段落6.213－6.220に既に述べられている。それは「控除可能」な税といわれるが、それは、生産者は通常その顧客に対してインボイスする税の全額を政府に対して支払うことを要求されてはおらず、中間消費または固定資本形成に向けようとする財貨・サービスの彼ら自身の購入に関してインボイスされている税額を控除することを許されているからである。ＶＡＴは、通常、生産物に課されるその他の税をすべて含む財貨・サービスの価格についてそれに上乗せされるかたちで算定される。また、財貨やサービスの輸入に関しても、ＶＡＴは、輸入関税または輸入品に課されるその他の税に加算されるかたちで支払われる。

＜ＶＡＴを除く輸入品に課される税および関税（D.212）＞

7.64. 輸入品に課される税は、財貨が経済領域の国境または税関国境を越えた時点、あるいはサービスが非居住生産者によって居住者制度単位に提供された時点で支払い義務が生じる、財貨およびサービスに課される税によって構成される。
7.65. 経済領域に入る際に必要とされるすべての税を支払い済みの輸入品でも、その経済の中を流通するにつれて、さらにひとつまたはいくつかの税の課税対象となることがある。たとえば、内国消費税または売上税は、財貨が卸売りあるいは小売り流通経路を通過する際に、その財貨に関して支払うべきものとなるであろう。このような税は、その財貨が居住生産者によって生産されたものであっても、輸入されたものであっても、すべての財貨に同じ趣旨で課されるものである。

既に輸入されている財貨に、このような方法で課税される税は輸入品に課される税ではないので、ＶＡＴ、輸入税および輸出税を除く生産物に課される税という項目に記録される。

輸入関税（D.2121）

7.66. 輸入関税は、その財貨が経済領域に入ったときに、特定の種類の財貨に関して支払われる関税、またはその他の輸入課徴金からなる。関税は関税率表の下に明細に示されている。関税は歳入目的あるいは財貨の居住生産者を保護するために輸入意欲の阻害を目的として意図されるかもしれない（ＧＦＳ 6.1、ＯＥＣＤ 5123）。

ＶＡＴ、関税を除く輸入品に課される税（D.2122）

7.67. この税は、財貨が経済領域に入った場合、またはサービスが非居住者から居住者に提供された場合に支払われる、ＧＦＳ／ＯＥＣＤ分類で定義されている、ＶＡＴおよび輸入関税を除くすべての税から構成される。
(a)一般売上税：この税は、財貨が経済領域に入った場合、またはサービスが居住者に提供された場合に、財貨またはサービスの輸入に関して支払い義務が生じる一般売上税（ＶＡＴを除く）から構成される（ＧＦＳ5.1、ＯＥＣＤ5110-5113）。
(b)内国消費税：内国消費税は、典型的にはアルコール飲料、たばこおよび燃料のような特定種類の財貨に課される税である。これらの税は財貨が経済領域に入った場合に輸入関税に加えて支払い義務が生ずる（ＧＦＳ5.2、ＯＥＣＤ5121）。
(c)特定サービスに課される税：この税は、その経済領域の中で非居住者企業が居住者単位にサービスを提供した場合に支払い義務が生ずる（ＧＦＳ5.4、ＯＥＣＤ5126）。
(d)輸入独占の利益：ある種の財貨またはサービスの輸入に関して独占力を行使する輸入販売局、またはその他の公的企業の政府に対する利益の移転である。こういった利益を生産物に関する暗黙の税として扱うことの正当化は、財政独占について、以下の7.69段に示したものと同じである（ＧＦＳ6.3、ＯＥＣＤ5127）。

(e)複数為替レートから生じる税：中央銀行またはその他の公的機関による複数為替レートの運営による暗黙の税である。こうした暗黙の税の記録方法は、他の税とは異なる。（「体系」全体としての複数為替レートの取り扱いの説明に関しては、第ＸⅣ章および第ＸⅨ章参照）。

＜輸出税（D.213）＞

7.68. 輸出税は、財貨が経済領域を離れた場合、またはサービスが非居住者に提供された場合に支払い義務が生じる財貨またはサービスに課される税から構成される。以下の税を含む。
(a)輸出関税：輸出に関する一般的または特定の税または関税（ＧＦＳ6.3、ＯＥＣＤ5124）。
(b)輸出独占の利益：これはある種の財貨またはサービスの輸出に関して独占力を行使する輸出販売局、またはその他の公的企業の政府に対する利益の移転である。こういった利益を生産物に関する暗黙の税として扱うことの正当化は、財政独占について、以下の7.69段に示したものと同じである（ＧＦＳ6.3、ＯＥＣＤ5124）。
(c)複数為替レートから生じる税：これは公式複数為替レート制度の運営から生じる暗黙の税からなる（第ＸⅣ章および第ＸⅨ章参照）。

＜ＶＡＴ、輸入税、輸出税を除く生産物に課される税（D.214）＞

7.69. ＶＡＴ、輸入税、輸出税を除く生産物に課される税は、財貨またはサービスの生産、販売、移転、リースまたは引き渡しの結果として、または、自身の消費や資本形成に用いたことの結果として支払い義務が生ずる、財貨またはサービスに課される税からなる。これは以下の一般に存在する税を含んでいる。
(a)一般売上税または取引高税：これは製造業者の卸売りおよび小売り売上税、購入税、取引高税、等々であるが、ＶＡＴは除外される。（ＧＦＳ5.1、ＯＥＣＤ5110-5113）。
(b)内国消費税：内国消費税（excise duties）は、典型的にはアルコール飲料、たばこおよび燃料のような、特定種類の財貨に課される税である。（ＧＦＳ5.2、

ＯＥＣＤ5121）

(c)特定サービスに課される税：これは輸送、通信、保険、広告、ホテルおよび宿泊、レストラン、娯楽、賭博および富くじ、スポーツ試合、等々に課される税を含む。（ＧＦＳ5.4、ＯＥＣＤ5126）

(d)金融取引および資本取引に課される税：非金融資産および外国為替を含む金融資産の購入または販売に課される税である。土地ないしその他の資産の所有権の変更があった場合に支払われるが、資本移転（主として相続と贈与）の結果として支払われるものは除外する（ＧＦＳ4.4、ＯＥＣＤ4400）。仲介機関のサービスに課される税として取り扱われる。

(e)財政独占による利益：政府に移転される財政独占による利益である。財政独占とは、公共経済政策や社会政策を促進する目的でなく、歳入目的から、特定の財貨またはサービスの生産または流通に関して法定独占を許可されている公的法人企業、公的準法人企業、または政府所有の非法人企業のことである。こういった独占企業が生産に携わるのは、典型的には、他の国で重く課税されている財貨またはサービスである。たとえば、アルコール飲料、たばこ、マッチ、石油製品、塩、遊技用カード、等々である。独占力の行使は、そのような生産物の民間における生産に課税するというよりあからさまなやり方の代わりに、政府にとって歳入を上げるための一つの代替的な方法に過ぎない。このような場合、独占企業の販売価格は、販売された生産物に関する暗黙の税を含むものと考えられる。原則的には、ある概念上の「正常」利潤を超える独占利潤部分のみが税として取り扱われるべきであるが、その金額を推計することは困難であり、実際上は、税額は、財政独占から政府に対して実際に移転された利潤の金額と等しいものとすべきである（ＧＦＳ5.3、ＯＥＣＤ　5122）。財貨またはサービス、あるいは生産技術の特別な性質――たとえば公益企業、郵便および電気通信、鉄道、等々のような――のために、公的企業が意図的な経済政策または社会政策の問題として独占力を容認されている場合は、財政独占として取り扱うべきではない。一般法則としては、財政独占は消費財または燃料の生産に限定される傾向がある。財政独占の利益はその企業全体について計算されるので、当該企業が複数種類の財貨・サービスを産出として持っている場合には、異なった生産物に対する税率についての仮定を導入することなしに、販売された財貨またはサービス１単位当たりの平均税

額を推計することは不可能である。他にいい論拠がなければ、すべての生産物に同一の従価税率が適用されると仮定すべきである。その従価税率は、＜暗黙の税額＞を＜総販売額－暗黙の税額＞で除した比率によって与えられる。関連生産物の基本価格の計算を可能にするために、この率を算定する必要がある。

３．生産に課されるその他の税（D.29）

7.70. これは企業が生産に携わる結果として課税される、生産物に課される税を除くすべての税からなる。そのような税は、企業が受け取る利潤またはその他の所得に課されるいかなる税をも含まず、生産の収益性にかかわりなく課税されるいかなる税をも含まない。それは、生産過程またはある種の活動や取引に用いられる土地、固定資産または労働に課税されるであろう。生産に課されるその他の税は、以下の税が含まれる。

(a)給与支払いまたは労働力に課される税：これは支払い賃金および俸給のある割合として、あるいは雇用者当たりのある固定額として、企業に支払い義務が生じる税からなる。これらは雇主が支払う強制的な社会保障負担、あるいは雇用者が自らその賃金または俸給から支払ういかなる税をも含まない（ＧＦＳ3、ＯＥＣＤ3000）。

(b)土地、建物またはその他の構築物に課される定期的税：これは、企業によって生産に用いられる土地、建物またはその他の構築物の使用に関して、定期的に、通常毎年、支払い義務が生じる税からなる。それはその資産がその企業のものであっても、借りているものであっても課される（ＧＦＳ4.1、ＯＥＣＤ4100）。

(c)事業および専門的職業の免許：これは企業が特定の事業または特定の専門的職業を営むために免許を得る目的で支払う税からなる。しかしながら、もし政府が、企業の土地建物の適格性や安全性、使用される設備の信頼性や安全性、雇用されるスタッフの専門的能力あるいは生産される財貨またはサービスの品質や規格を、そのような免許を認可する条件としてチェックするなら、その免許に課される額が、政府によってなされるチェックの費用から大きくはずれている場合を除いて、その支払いは反対給付なないものとはされず、提供されたサービスに対する支払いとして取り扱うべきである（ＧＦＳ5.5.1、ＯＥＣＤ5120）。（家計が個人的使

用について得た免許の取り扱いについては、第Ⅷ章の8.54段(c)を見よ。）

(d)固定資産の使用またはその他の活動に課される税：これは企業が生産目的で使用した車両、船舶、航空機またはその他の機械や設備に課される税で、それらの資産が所有されているか賃借されているかにかかわらない。これらの税はしばしば免許と呼ばれ、通常実際の使用率にはよらない固定額とされる（ＧＦＳ5.5.2および5.5.3、ＯＥＣＤ5200）。

(e)印紙税：これは上記のどの取引項目にも該当しない印紙税である。たとえば、法律文書や小切手の印紙税である。それらは、事業サービスや金融サービスの生産に課される税として取り扱われる。しかしながら、アルコール飲料やタバコのような、特定の生産物の販売に課される印紙税は、生産物に課される税として取り扱われる。（ＧＦＳ7.2、ＯＥＣＤ6200）

(f)汚染に課される税：これは有害なガス、液体またはその他の有害物質の環境への漏出または排出に課される税からなる。これには公共機関による廃棄物または有害物質の収集や処分に対する支払いは含まない。後者は企業の中間消費の構成要素である（ＧＦＳ7.3、ＯＥＣＤ5200）。

(g)国際取引に課される税：海外旅行、海外送金または同種の取引に課される税である（ＧＦＳ6.5および6.6、ＯＥＣＤ5127）。

Ｄ．補助金（D.3）

7.71. 補助金は、非居住者政府単位を含む政府単位が、企業に対してその生産活動の水準、または企業の生産、販売、または輸入する財貨またはサービスの数量や価額を基礎に与える、反対給付のない経常支払いである。補助金は居住生産者

または居住輸入業者が受け取る。居住生産者の場合、補助金はその生産水準、その産出の販売価格、または生産に携わる制度単位の報酬に影響するように設計されるであろう。補助金は、営業余剰に対するその影響が、生産に課される税の影響と反対方向である限りにおいて、生産に課される負の税に相当する。

7.72. 補助金は最終消費者には支払われない。政府が消費者としての家計に対して直接に行なう経常支払いは、社会給付として取り扱われる。補助金はまた、企業の資本形成に資金を供給するため、または企業の固定資産に対する損害を補償するために政府が行なう交付金は含まない。そのような交付金は資本移転として取り扱われる。

１．生産物に対する補助金（D.31）

7.73. 生産物に対する補助金は、生産された財貨またはサービスの単位当たりに支払われる補助金である。そうした補助金は、財貨またはサービスの数量１単位当たりで金額を特定したものであるかもしれないし、あるいは単位当たりの価格の特定割合として従価方式で算出されるかもしれない。また、補助金は特定の目標価格と購入者が実際に支払う市場価格との差額として計算されるかもしれない。生産物に対する補助金は、通常の財貨またはサービスが生産され、販売され、あるいは輸入された場合に支払われるが、財貨が移転され、リースされ、引き渡され、あるいは自身の消費または自身の資本形成に使用されるといった、それ以外の場合にも支払われる可能性がある。

＜輸入補助金（D.311）＞

7.74. 輸入補助金は、財貨およびサービスに対する補助金のうち、財貨が経済領域の境界を越えたとき、またはサービスが居住制度単位に提供された場合に支払われるようになるものである。これには公式の複数為替レート制度の運営から生じる暗黙の補助金も含まれている（第ＸⅣ章および第ＸⅨ章参照）。また、非居住者から生産物を購入し、それを居住者に対してより低い価格で販売する機能を持った政府貿易機構による、意図的な政府の政策の結果として生じた損失を含ん

でいる（以下の輸出補助金の段落7.76参照）。

7.75. 生産物に課される税の場合と同様に、輸入財に対する補助金は、財貨が境界を越えてその国の経済領域内の自由な流通に入った後に支払われるかもしれないいかなる補助金をも含まない。

＜輸出補助金（D.312）＞

7.76. 輸出補助金は、財貨が経済領域を離れたとき、またはサービスが非居住者単位に提供されたときに支払われるようになる、財貨およびサービスに対するすべての補助金からなる。これは以下のものを含む。

(a)財貨が経済領域を離れたとき、またはサービスが非居住者に提供されたとき、居住生産者に直接支払われるようになる、輸出に対する直接補助金。

(b)政府貿易機構の損失：居住生産者から生産物を購入し、それを非居住者に対してより低い価格で販売する機能を持った政府貿易機構による、意図的な政府の政策の結果として生じた損失である。購入価格と販売価格の差額は輸出補助金である（以下の段落7.78(b)参照）。

(c)複数為替レートから生ずる補助金：公式複数為替レート制度の運営から生ずる暗黙の補助金も含む（第ＸⅣ章および第ＸⅨ章参照）。

輸出補助金からの例外

7.77. 輸出補助金は、財貨またはサービスが経済領域内にあるときにあらかじめ支払った生産物に課される税の、税関国境における還付を含めない。また、もしその財貨が輸出されずに経済領域内で販売されるかまたは用いられるなら当然支払わなければならないであろう税が輸出の際は免税となる場合も除外する。販売または購入税、ＶＡＴ、内国消費税その他の生産物に課される税のような、生産物に課される一般的な税は、通常、輸出品に関しては支払われない。

＜生産物に対するその他の補助金（D.319）＞

7.78. 生産物に対するその他の補助金は、居住者企業の産出として生産された財貨またはサービスに対する補助金のうち、財貨またはサービスの生産、販売、移転、リースまたは引き渡しの結果として、あるいは自身の消費または自身の資本形成の結果として支払い義務が生じるものである。もっとも一般的なタイプは以下の項目である。

(a)国内で使用される生産物に対する補助金：居住者企業の産出のうち、経済領域内で使用または消費されるものに関して居住者企業が支払いを受ける補助金からなる。

(b)政府貿易機構の損失：居住生産者の生産物を購入、販売する機能を持った政府貿易機構に生じた損失に対する補助金からなる。その財を購入する価格よりもより低い価格で販売することによって、その機関が意図的な政府の経済政策または社会政策の結果として損失を負担する場合は、購入価格と販売価格の差額は補助金として取り扱われるべきである。そのような機関の保有する在庫品の記帳は貿易機構によって支払われる購入者価格で評価され、補助金はその財貨が販売される時点で記録する。

(c)公的法人企業および公的準法人企業への補助金：公的法人企業および公的準法人企業に対して支払われた、持続的な損失――すなわち、負の営業余剰――に対して補償することを意図した定期的な移転からなる。その持続的な損失は、意図的な政府の経済政策および社会政策の問題として、その生産活動によって、その平均生産費用よりも低い価格づけを行なう結果として生じたものである。このような企業の産出の基本価格を計算するためには、その産出に対する暗黙の均一従価補助率を仮定し、その率を補助金の額が販売額に補助金の額を加えたものの中で占める割合によって決定するといった手続きが通常必要であろう。

２．生産に対するその他の補助金

7.79. これは、生産物に対する補助金を除き、居住者企業が生産に従事する結果として受け取る補助金からなる。そのような補助金の例として、以下の項目がある。

(a)給与支払いまたは労働力に対する補助金：これは賃金または俸給の支払い総額、

または労働力総数、または身体障害者や長期失業者のような、特定のタイプの人々の雇用に対する補助金からなる。この補助金はまた、企業によって組織され、あるいは、資金供給される訓練計画の費用の幾分かまたはすべてをカバーすることを意図したものかもしれない。
(b)汚染削減のための補助金：環境への汚染物質の放出の削減または除去行なうための追加的な処理の費用の幾分かまたはすべてをカバーすることを意図した補助金である。

E．営業余剰または混合所得（B.2/B.3）

7.80. 営業余剰と混合所得は、異なる企業類型に対して用いられる、同一のバランス項目についての２つの択一的な名前である。営業余剰または混合所得は、所得の発生勘定のバランス項目である。それは以下のように定義される。

付加価値
マイナス
（支払）雇用者報酬
マイナス
（支払）生産に課される税
プラス
（受取）補助金

既に述べたように、付加価値は純――すなわち、固定資本減耗控除後――で測定すべきである。しかし、固定資本減耗の測定の実際上の困難さがあるので、「体系」の勘定中、付加価値、したがって、付加価値に依存するすべてのバランス項

目が、固定資本減耗について総額で測定しても純額で測定してもよいという規定を置かざるを得ない。付加価値は、そうではないと述べられない限り、純額で測定することが仮定されるであろう。

7.81. 混合所得は、家計の構成員が、単独かあるいは他の者とパートナーシップを組んで所有しており、その所有者または所有者の家計の構成員が、いかなる賃金または俸給をも受け取ることなく働いている非法人企業の、所得の発生勘定のバランス項目のために準備された項目である。実際上、準法人企業ではない、家計に所有されているすべての非法人企業は、この項目に入るものと見なされる。ただし、自己最終消費のための住宅サービスの生産者である所有者－居住者、および剰余を生み出さない有給の家事使用人の雇主を除く。

7.82. 営業余剰／混合所得は、生産を遂行するのに必要な金融資産、土地またはその他の有形非生産資産に関して支払われる、いかなる明示的あるいは暗黙の利子、賃貸料またはその他の財産所得を控除する以前の、生産過程から発生する余剰の測度である。したがって、それは、

(a)生産に使用される土地またはその他の有形非生産資産がその企業によって所有されていてもあるいは賃借されていても

(b)その企業によって所有され、生産に用いられている在庫、固定資産、土地またはその他の有形非生産資産が、自己の資金（あるいは株式資本）から資金供給されていても、あるいは借入資金（あるいは貸付資本）から資金供給されていても、不変である。営業余剰／混合所得は、どの程度土地が所有されているかということ、あるいは、資産全般がどのように資金供給されているかということから不変であるけれども、土地や資産の生産における継続的使用を正当化するためには、営業余剰／混合所得は、明示的なあるいは暗黙の土地に対する賃貸料も、企業が所有しているすべての資産の価値に対する明示的なあるいは暗黙の利子費用も、両方ともにカバーするのに十分なものである必要がある。在庫、固定資産またはその他の資産を購入するために企業自身の資金を用いることの暗黙の利子費用は、現実の利子を稼得することができる金融資産を取得することができたのにそのかわりに、その資金をこの用途に用いることの機会費用なのである。賃借した土地および借り入れた資金に関して現実に支払われる賃貸料および利子の金額は、第１次所得の配分勘定および企業所得勘定に記録される。しかし企業によって所有

されている土地の暗黙の賃貸料、および企業自身の資金の使用に対する暗黙の利子費用は、「体系」の勘定には記録されない。

7.83. しかしながら、営業余剰／混合所得は、生産に用いられる固定資産が所有されているかあるいは賃借されているかということによって変わる。建物、その他の構築物、機械または設備がある企業によって借り入れられている場合、オペレーティング・リースまたは同種のリースに基づく賃貸サービス料（レンタル）の支払いは、サービスの購入として記録される。したがって、第Ⅵ章6.181－6.183段で説明したように、固定資産についての賃貸サービス料の支払いは、それが生産者が資産を所有する場合と比べて総付加価値を低く引き下げる傾向がある。しかしながら、純付加価値への影響は、固定資本減耗を所有者は負担するのに対して、借家人、または賃借人は負担しないという事実によって軽減される。とはいっても、通常、純付加価値さえも、固定資産が賃借されている場合、賃貸サービス料が貸主の営業費用や利子費用とともに固定資本減耗もカバーしなければならないので、やはり小さくはなるであろう。したがって、純営業余剰／混合所得は、固定資産が購入されるか賃借されるかという度合いによって変わる。しかしながら、一国経済の水準では、借家人または賃借人に発生するより低い余剰は、貸主によって稼得される営業余剰によって相殺される。

7.84. 企業は、特に不確実性があったり高利子率の時には、余剰資金を金融資産または土地にさえ投資するかもしれないということを述べておくべきである。かなりの財産所得がそのような投資から受け取られているであろう。法人企業による支払財産所得は、その営業余剰と同様に、受取財産所得の額によって影響されるであろう。したがって、ある企業が支払うすべての財産所得を、あたかもそれが営業余剰に対して請求するように記録するのは適当ではない。ある種の利子費用、特に暗黙の費用は、生産に用いられる資産以外の資産に帰しうるものである。この理由から、企業が支払う明示的および暗黙の利子費用は、その源泉が生産から発生する付加価値のみからなる所得の発生勘定には記録すべきでない。これらは、営業余剰とともに受取財産所得をも考慮した所得の配分勘定に記録する。

混合所得

7.85. 「混合所得」は、企業の部分集合、すなわち家計の構成員が、単独かあるいは他の者と共同で所有しており、その所有者または所有者の家計の構成員が、賃金または俸給を受け取ることなく働いている非法人企業の所得の発生勘定のバランス項目のことを呼ぶのに既に用いられた用語である。そのような企業の所有者は、自営業者（self-employed）である。自営業者のうち、有給の雇用者をもつものは雇主であり、一方有給の雇用者をもたない自営業者は自己勘定の就業者である。ごくまれに、混合所得の中に暗黙に含まれる賃金または俸給の要素を推計することが可能であるかもしれない。しかし、通常は、労働時間数または帰属すべき金額についての適切な報酬率の利用可能な情報は、システマティックに十分には得られない。したがって混合所得は、生産から発生した余剰とともに、企業の所有者、または同一家計の他の構成員によってなされた労働の報酬についてのの未知の要素を含んでいる。場合によっては、報酬要素が支配的であることもある。

7.86. 非法人企業について、さらに加わる困難は、金融資産および負債を含む資産について、非法人企業の資産と非法人企業の所有者が個人としての資格でもつ資産との間に明確な区別をすることが、多くの場合可能ではない、ということである。建物や車両のような多くの固定資産は、部分的には営業目的で、また部分的には家計の最終消費目的で用いられるかもしれない。さらに、表向きは中間消費のために購入された財が、実際は家計の構成員によって消費される可能性もある。企業の所有者は、最終消費に用いた耐久財または非耐久財を、税務当局に報告する利益を減らすために企業によって使用されたものとして記述する誘因を持っているかもしれない。たとえそのような誘因がなかったとしても、所有者は彼の個人的な支出または負債から、彼の企業の支出または負債を分離するについて真の困難があるかもしれない。したがって、混合所得は、法人企業または政府企業によって報告された営業余剰よりもその信頼性が低いかもしれない。そのため、この理由からも混合所得を営業余剰から分離することが有用でありうるのである。

Ｆ．財産所得（D.4）

１．序論

7.87. 財産所得は、金融資産および有形非生産資産――主として土地および地下資源――の所有者が受け取る。財産所得は、そのような資産の所有者がそれを他の制度単位の自由な利用に委ねるときに発生する。自由な利用に委ねるとは、たとえば、投資のための資金を持つ制度単位は、それを他の制度単位に貸すことである。その結果、金融資産が創造され、その所有者は、利子、配当、等々の形態の財産所得を受け取る資格を得る。土地および地下資源の所有者は、借地人、またはその資産の使用者がその所有者に賃貸料（rent）の形態の財産所得を支払うことを承知する契約または賃貸借権を取り決めることによって、それらの資産が他の単位の自由な利用に委ねるようにすることができる。地下資源の賃借人によってなされる定期的な支払いは、しばしばロイヤルティーと呼ばれるものであるが、「体系」中では賃貸料として取り扱われる。「賃貸料」という用語は本マニュアル中では土地および地下資源の賃貸料のために限定されて使い、オペレーティング・リースの下での支払いは「賃貸サービス料」（レンタル）と呼ぶことにする。

7.88. したがって、財産所得は以下のように定義されるであろう。

金融資産または有形非生産資産の所有者が、他の制度単位に資金を供給するか、あるいは有形非生産資産を他の制度単位の自由な利用に委ねることの見返りとして、受け取る所得である。

財産所得の支払いが適用される条件は、通常、資金が債権者から債務者へ移転されるときに創造される金融手段証書に明記されているか、あるいは土地を利用したり地下資源を採掘する権利が所有者から借地人または賃借人へ移転されるときに結ばれる契約または賃貸借契約において明記されている。典型的には、そのような約定は、期間が限定されており、その後には資金が返済されなければならないか、土地または地下資源の利用権をその所有者に返還する。そのような期間は

おそらく数か月から数年間であり、そのような約定はもちろん更新することができる。

7.89. 「体系」における財産所得の分類は、以下の通りである。

利子

法人企業からの分配所得

　配当

　準法人企業所得からの引き出し

海外直接投資の再投資収益

保険契約者に帰属する財産所得

賃貸料

以下、これらの項目のそれぞれについてより詳細に述べる。準法人企業からその所有者が引き出す所得は、株主に対して配当を支払うことによって法人企業から所得を引き出すのと類似している。そこで、準法人企業所得からの引き出しは、準法人企業の所有者に発生した財産所得として取り扱われる。

２．賃貸サービス料（レンタル）と区別される財産所　得

7.90. 財産所得と、オペレーティング・リースの下での受取（支払）賃貸サービス料との区別は、後者がサービスの販売または購入として取り扱われるので「体系」にとって基本的である。オペレーティング・リースの性質は、すでに第Ⅵ章で述べたから、ここでは、オペレーティング・リースと土地および地下資源の賃貸との差異を強調することで十分である。

(a)オペレーティング・リースの下で、リースされる項目は建物、船舶、航空機、車両、等々の固定資産からなる、これらはすべて生産資産である。

(b)生産資産の貸主は、典型的には、その顧客の便宜のために短時日の予告で、また様々な期間についてリース可能な固定資産の在庫を購入・維持することによって、賃借人にサービスを供給することで、生産過程に携わっている。

(c)貸主は、その資産を取得するために固定資本形成に携わり、彼らがリースしている資産に関して固定資本減耗を負担する。

7.91. したがって、賃借人から貸主に支払われる賃貸サービス料（レンタル）は、

貸主によって生産されたサービスの購入として取り扱われる。それらは企業の中間消費としてか、家計または政府の最終消費として記録されるであろう。他方、資金、土地または地下資源の所有者が単にその資産を他の単位の自由な利用に委ねるに過ぎない場合、彼ら自身は生産活動に携わっているとは考えられない。貸し付けられた、賃貸されたあるいはリースされた資産は生産資産ではなく、その使用に関して資本減耗は生じない。資金を借りるか、あるいは土地または地下資源を賃借している企業によって支払われる財産所得は、その企業の付加価値または営業余剰の計算に影響しない。

7.92. 住宅を含む建物の賃貸は、通常オペレーティング・リースとはいわない。しかし建物のリースを受けている借家人によって支払われるレンタルはその他の固定資産の賃借人によって支払われる賃貸サービス料（レンタル）と同様の方法で取り扱われる。借家人によって支払われる賃貸サービス料（レンタル）は、建物または住宅サービスの供給に対する支払いとして取り扱う。同様に、無形固定資産の使用を他の単位に許可することは、オペレーティング・リースと同様に取り扱う。特許によってカバーされた工程を使用するか、製品を生産した単位によってなされた支払いは、通常「ロイヤルティー」と呼ばれるものであるが、これらは、その特許の所有者によって生産されたサービスの購入として取り扱われる。

３．利子（D.41）

＜序論＞

7.93. 利子は、ある種の金融資産（以下）の所有者が受け取る財産所得の一形態である。

預金
株式以外の証券
貸付
その他の受取債権

これらの金融資産は、すべて債務者に対する債権者の請求権（claims）である。債権者は、債務者に資金を貸すことによって、上に記載された金融手段のどれかが創造されることになる。債権者に対する債務者の負債の金額は、いかなる時点においても、その未償還元本である。それは債務者が負債を償却するために返済しなければばならない金額であり、それによって債務者に対する債権者の請求権が消滅する金額である。

利子は以下のように定義されるであろう。

債権者と債務者との間で合意された金融手段の条件の下で、利子は、未償還元本の金額を減ずることなく、ある所与の期間に債務者が債権者に対して支払う義務がある金額である。

しかしながら、利子はある後の日付まで、そして時には貸付あるいはその他の金融手段が満期になるまで、必ずしも支払義務が生じるわけではない可能性がある。利子はあらかじめ決められた金額あるいは未償還元本のある割合であろうが、もし債務者に生じた利子の幾分かまたはすべてが当該期間中に支払われなかったら、それは未償還元本の金額に付け加えられるか、あるいは債務者が負う付加的な、別の負債となるであろう。第ＸＩ章で説明するように、多くの異なった種類の金融手段があり、新しい手段が引き続き開発されつつある。したがって利子はさまざまな異なった方法で支払われる可能性があり、常に明示的に利子と呼ばれるわけではない。

発生主義ベースの記録

7.94. 利子は発生主義ベースで記録される。すなわち、利子は未償還元本の金額について、債務者に対して継続的に経時的に発生するものとして記録される。発生利子は、債権者の受け取りとなり債務者の支払いとなる。それはある所与の期間に実際に支払われた利子の金額とも、その期間内に支払うべき義務のある金額とも異なっている可能性がある。ある金融手段は、利子の発生にあわせて、期間

ごとに、債務者が規則的な利子支払いの義務を負う方法で作成されている。しかし他の場合にはそのような要求はないかもしれない。

7.95. たとえば手形やゼロ・クーポン債のようなある種の金融手段では、債務者はその資産が満期になるまで債権者に対していかなる支払いを行なう義務もない、といったようなものである。要するに、債権者によって最初に供給された資金の金額と、その資産の全存続期間を通して蓄積された利子の金額をともに償う1回の支払いによって、債務者が負債を返済する時点である、その資産の存続期間の終わりまで、利子の支払い義務が生じないのである。しかしながら、「体系」においては、各会計期間に発生した利子は、それが実際に支払われたか、あるいは残存元本に加算されたかにかかわらず記録されなければならない。それが支払われなかったときは、元本の増加を金融勘定に記録する。すなわち、債権者によるその金融資産の追加取得および債務者による同額の負債の発行として記録しなければならない。

＜預金、貸付および受取債権・支払債務に関する利子＞

7.96. 預金、貸付および受取債権・支払債務の形態における金融資産および負債の本質については、第ＸＩ章で説明する。一般に、これらの金融資産および負債に関する支払利子および受取利子は、その会計期間中のそれぞれの時点における残存元本に対して適切な利子率を適用することによって単純に決定される。

＜証券に関する利子＞

手形および類似の金融手段に関する利子

7.97. 第ＸＩ章で説明するように、手形はその保有者（債権者）に対して指定された日付に約定の確定金額を受け取る無条件の権利を与える短期の証券である。

手形は、当期の短期市場利子率と満期までの時間に依存した割引価格で、組織的市場において発行され、取り引きされる。大部分の手形は、１か月から１年にわたる期間の後、満期となる。

7.98. 発行時点において手形に支払われる価格をＬとしよう。これは購入者（債権者）が発行者（債務者）に支払う資金量であり、発行者が負う初期の負債額を示したものでもある。手形の額面価値をＦとしよう。これは満期がきたときに手形の所有者（債権者）に支払われる金額を表わしている。Ｆ－Ｌの差、あるいは手形の割引額は、その手形の存続期間中の支払利子を示している。

7.99. 手形は短資市場においてその手形に発生する利子を反映して満期日が近づくにつれて徐々にその取引価格が上昇する。発生利子の蓄積による手形価格の上昇は保有利得を構成しない、というのはそれは未返済元本の増加によるものであり、資産価格の変化にもとづくものではないからである。

債券および社債の利子

7.100. 債券および社債はその所有者に以下の(a)－(c)に対する無条件の権利を与える長期の証券である。

(a)クーポン支払いのかたちを取る固定的な貨幣収入または契約で定められた可変的な貨幣収入。あるいは

(b)その証券が償還される指定された日付あるいは複数の日付における約定の固定金額。あるいは

(c)(a)および(b)の双方。大部分の債券はこの部類に入る。

会計期間中に支払いの義務が生じる固定または可変の貨幣収入あるいはクーポン支払いの金額は、債権者の受取利子および債務者の支払利子としてそれぞれ取り扱われる。さらに、債券が割引価格で発行された場合、額面、あるいは償還価格と発行価格との間の差額は、手形についての場合と同様にその債券の存続期間を通して発生した利子を構成する。しかしながら、勘定が作成される期間は、債券の存続期間よりも一般的にはずっと短い期間なので、利子は複数の会計期間に配分されなければならない。その方法を以下で説明する。

ゼロ・クーポン債

7.101. ゼロ・クーポン債は手形に似た長期の証券である。これはその所有者に対していかなる固定または可変の貨幣収入の権利をも与えないが、元本の償還として約定の固定金額を受け取ることおよび指定された日付あるいは複数の日付に利子を発生することのみを取り決めたものである。それが発行されるとき、通常満期に償還されるときの価格よりも大幅に低い価格で販売される。Ｌを発行価格、Ｆを償還価格、Ｆ―Ｌを債券の存続期間を通しての受取（支払）利子の額としよう。この利子はその満期までの年数について配分されなければならない。一つの可能な方法は、利子はその債券の存続期間を通してある一定の年率で毎年末に貸方記入されると仮定するというものである。この場合、その率は以下の式で与えられる。

ｒ＝（Ｆ／Ｌ）１／ｎ－１

ここでｎは発行時から満期までの年数である。第ｔ年中に発生する利子は以下で与えられる。

ｒＬ（１＋ｒ）ｔ－１

ここでｔ＝１は、第１年の終わりである。

7.102. 各年に発生する利子はその所有者によって事実上当該債券に再投資される。したがって、発生利子の金額に等しい見返り記入が、金融勘定に所有者による債券の追加取得として、さらに発行者または債務者による債券の追加発行として記録されなければならない。

ディープ・ディスカウント債を含むその他の債券

7.103. 大部分の債券は固定または可変の貨幣収入を支払い、また割引価格、ある

いは、ことによるとプレミアム付きで発行されるであろう。そのような場合、債券の所有者の受取利子は２つの構成要素からなる。

(a)各期のクーポン支払いからの受け取り貨幣収入の金額

(b)償還価格と発行価格との間の差額に帰属する各期の発生利子の金額。

第２の項目は前節で述べたゼロ・クーポン債と同様の方法で計算される。ディープ・ディスカウント債の場合は、各期に支払われる貨幣収入の金額は相対的に小さく、発生利子の大部分は償還価格と発行価格との間の差額に帰せられる。他方の極端な例としては、永久に収入の流れを提供し、元本の償還は行なわないようなものがある。

インデックス証券

7.104. インデックス証券(Index linked securities) は、クーポン支払い（利子）の金額および残存元本の両方または一方が、一般物価水準、特定価格指数または為替レート指数にリンクしている金融手段である。クーポン支払いが指数にリンクしている場合は、そのような支払いの額全体が受取利子および支払利子として取り扱われる。それは、契約上の合意に基づき可変収入を支払う他の証券に対する受取利子および支払利子と同様である。元本の金額が指数とリンクしている場合は、償還価格があらかじめ固定されている証券と同様に最終的な償還価格と発行価格との間の差額を資産の存続期間を通して発生した利子として取り扱う。実際には、関連する指数の変動によって生じる、ある特定の会計期間の初めと終わりの間の残存元本の金額の変化は、当該期間の支払利子に上乗せするかたちで、その期間に発生する利子として取り扱うことができる。インデクセイションの結果として発生した利子は、事実上当該証券に再投資されるので、この付加的投資を所有者および発行者の金融勘定に記録しなければならない。

＜金利スワップおよび金利先渡契約＞

7.105. スワップは、同額の負債に関する支払いの流れを経時的に交換することを合意する２制度単位間の契約的取り決めである。よく知られたスワップは金利ス

ワップと通貨スワップである。金利スワップは、異なった性質をもつ利子支払いの交換からなる。たとえば、

－　固定率の支払いを変動あるいは可変率の支払いと交換すること

－　ひとつの種類の変動率支払いを別の種類の変動率支払いと交換すること

－　ある通貨による固定率の支払いを別の通貨による変動率支払いと交換すること

等々である。スワップ取り決めから生じる利子支払いの流れは、スワップの２当事者間の支払いに関してネットで記録すべきである。どちらの当事者も他方に対してサービスを提供したものとしては取り扱わない。しかしスワップ取り決めのために専門的なブローカーのような第三者に対してなされた支払いは、サービスの購入として記録する。

7.106. 同じ原則が金利先渡契約(forward rate agree-ment、ＦＲＡ）の下での取引にも適用される。ＦＲＡは、双方の当事者が利子率の変動から彼ら自身を守るために、ある指定された決済日にある名目額の元本に対してある利子率を支払うことを合意する取り決めである。ただし、元本そのものは決して交換されない。行なわれる唯一の支払いは、約定ＦＲＡ利子率と決済日における実勢市場利子率との差に関連している。ＦＲＡの買い手は、もし実勢利子率がＦＲＡ利子率を上回る場合、売り手から支払いを受け取り、一方、売り手は後者が前者を上回る場合支払いを受け取る。これらの支払いは受取利子および支払利子として記録する。

＜ファイナンシャル・リースに関する利子＞

7.107. ファイナンシャル・リースは、所有に関わるすべてのリスクと報酬とが、固定資産の法律上の所有者、すなわち貸し手（レッサー）からその資産の利用者、すなわち借り手（レッシー）に事実上移転されているという事実によって、その他のリースと区別される。そのような取り決めの経済的現実を捉えるために、「体系」では、固定資産は貸し手によって購入されたものではなく、貸し手によって提供された資金を用いて借り手によって購入されたものと見做される。貸し手はその資産に対して支払われた購入者価格の金額と等しい貸付を借り手に対し

て行なったものとして取り扱う。そして、この貸付はそのリース期間を通して少しずつ完済される。したがって借り手によって各期支払われるレンタルは、二つの構成要素を持つものとして取り扱われる。その第１は元本の返済からなり、残りは利子の支払いとして取り扱われる。帰属貸付に関する利子率は、その資産の購入者価格に関連してリース期間を通して支払われるレンタルの総金額によって暗黙的に決定される。それは標準公式を用いることによって容易に計算できる。レンタルが各期一定であると仮定すれば、レンタル中の利子部分は、元本が返済されることによってそのリース期間を通して徐々に減少する。借り手による初期の借り入れと元本の返済は、ともに、貸し手ないし借り手の金融勘定に記録する。利子支払いはそれぞれの所得の第１次分配勘定に記録する。

＜金融仲介機関による支払利子および受取利子＞

7.108. 第Ⅵ章で説明したように、金融仲介機関による支払利子および受取利子の額は、その顧客――預金者および借り手の双方――に対して、明示的に料金を課すことなくある種のサービスを提供するためのコストを負担するためのマージンを含めて設定されている。金融仲介機関によって提供されるサービスの価額を種々の顧客の間で配分する場合、金融仲介機関の現実支払利子ないし金融仲介機関からの現実受取利子を金融仲介機関による暗黙の料金であるマージンを除いて調整する必要がある。借り手が金融仲介機関に支払う利子額については、支払料金の推計価額分だけ減額しておかなければならないし、一方、預金者が受け取る利子額も同様に今度は増額しておく必要がある。もちろん、そうした料金は、金融仲介機関によってなされたサービスに対する支払いであり、利子の支払いではない。それは、金融仲介機関の生産勘定にサービスの販売として記録し、顧客の勘定に使用として記録する。しかしながら、金融仲介機関の産出全体が慣行上、名目産業の中間消費として配分される場合には、利子支払いおよび利子受け取りに関するこのような調整は必要でなくなる。ただし、金融仲介機関および名目産業の所得の配分勘定に調整項目が必要である。

＜名目利子と実質利子＞

7.109. 債務者が借り入れた資金の貨幣価額に等しい元本の返済によってその債権者に対する負債を償還することが可能である場合は、それに関連する利子の支払いは「名目」利子と呼ばれる。インフレーションの結果として、返済資金の購買力が借り入れ資金のそれよりも少ない場合は、そのような利子支払いは債権者に対する「実質」返済とはならない。したがって、慢性的なインフレーションの状況下では、債権者が要求する名目利子支払いは、資金が最終的に償還されるときに予想される購買力の損失を補償するために一般的には上昇する。

7.110. インフレ的な状況下では、名目利子の現実支払いは二つの構成項目からなるものと見ることが可能である。

(a)その会計期間中の元本の貨幣価額に関する購買力の損失に等しい支払い。

(b)債権者に生じる実質利子を表わす残余分。

最初の構成項目は元本の価額を何らかの一般物価指数の変化で乗じることによって計算できるであろう。それは未償還元本に関する実質保有損失を債権者に対して補償するために、債務者によってなされる支払いとみることができるであろう。名目利子支払いの残りの部分は、プラスあるいはマイナスになり得るが、実質利子を構成する。

7.111. 実際には、第1次所得の配分勘定に記録される利子は、このように分解されるわけではない。そこに記録される利子は、常に受取名目利子ないし支払名目利子（明示的な料金が課されない金融仲介機関のサービスについての料金をプラスする場合やマイナスする場合はあるが）である。しかしながら、債権者の実質保有損失は再評価勘定で記録されるはずであるから、実質利子を計算するのに必要な情報は、全体としての「体系」によって供給されていることになる。インフレーション下の利子の取り扱いについて、一層の議論は、第XIX章で与えられる。第XIX章の付録Bでは、顕著なインフレーションのもとでの利子の代替的取り扱いを提案する。

4. 法人企業からの分配所得（D.42）

＜配当（D.421）＞

7.112. 法人企業は、その持ち分について株式を発行することによって資金を得る。その株式は、その保有者に、分配利益と法人企業が解散する場合の法人企業の資産の残余価値との、双方の配分を受ける権利を与えるものである。株主は法人企業を集団的に所有する所有者である。

7.113. 配当は、株主が資金を法人企業が自由に使用できるように投資した結果として権利を得た財産所得の一形態である。株式の発行を通して株式資本を調達することは、借り入れによって資金を調達することに対する１つの代替的な手段である。しかしながら、借り入れ資本と比較した場合、株式資本は貨幣単位で固定された負債をもたらさないし、法人企業の株主に対して固定されたあるいはあらかじめ定められた所得の権利を与えるものではない。

7.114. 法人企業が「体系」の中で、様々な名称――民間または公的法人企業、民間または公的会社、協同組合、有限責任のパートナーシップ、等々――で呼ばれる、生産に従事する制度単位をその範囲に含むものとして理解されているのと同様に、配当もまた、それがどのような名称で呼ばれていようとも、法人企業がその株主または所有者に対して行なうすべての利益分配をその範囲に含むものとして理解しなければならない。配当は時には株式発行の形態を取るかもしれないが、準備金の形態をとった自己資金および未分配利益の資本繰り入れを表わす賞与株（bo-nus shares）の発行は含まない。

＜準法人企業所得からの引き出し（D.422）＞

7.115. 準法人企業はそれが法人企業であるかのように取り扱われているけれども、その所有者に対して配当を支払うことによって所得を分配することができない。それにもかかわらず、準法人企業の所有者あるいは所有者たちは、その企業の企業所得の一部あるいは全部を引き出すことを選択するかもしれない。概念的には、そのような所得の引き出しは、配当を通しての法人企業所得の配分に相当するもので、それは一種の配当であるかのように取り扱われる。準法人企業所得からの

引き出しを識別する必要があるのは、準法人企業の所得をその所有者の所得と区別できるようにするためである。

7.116. 非法人企業を準法人企業として取り扱うためには、それ自身の勘定の完全なセットを持っていなければならない。したがって、準法人企業から引き出されるいかなる所得も、その勘定において明白に識別できるようになっているはずである。そこでは、準法人企業自身の活動に関連する勘定とは別のものとしての所有者の勘定への支払いあるいは移転として記録されていることであろう。

7.117. 準法人企業の所有者が引き出すことを選ぶ所得の金額は、その企業所得の大きさに大きく依存しているであろう。ここで、企業所得は、営業余剰にその企業によって所有されている資産に関するあらゆる受取財産所得を加算し、その負債、土地またはその他の非生産有形資産に関するあらゆる支払利子または支払賃貸料を控除したものである。厳密にどれだけ引き出すかを決定する場合、その所有者は、法人企業の取締役会が配当としてどれだけ支払うかを決定するのとほぼ同様の方法で、その企業所得の大きさを考慮しなければならない。概念的には、引き出される所得は、その企業に投資された資金に関して準法人企業の所有者に発生する財産所得の一形態である。

7.118. もちろん、準法人企業からの所得の引き出しは、その準法人企業の資産の売却または処分によって換金した資金の引き出しを含まない。たとえば、在庫、固定資産または土地あるいはその他の非生産資産の売却によるそれを含まない。そのような売却は、準法人企業の資本勘定における処分として記録されるであろう。その結果として生じる資金の移転は、その準法人企業およびその所有者（達）の金融勘定において準法人企業の持ち分からの引き出しとして記録されるであろう。同様に、準法人企業の多額の蓄積された保有貯蓄、または固定資本減耗引き当てを含むその他の準備金の現金化による引き出し資金は、持ち分からの引き出しとして取り扱われる。反対に、資産の取得あるいは負債の減少を目的として、準法人企業の所有者（達）によって供給されるいかなる資金も、その持ち分への追加として取り扱われるべきである。負の配当の形態による法人企業の企業所得からの負の分配ができないのと同様に、負の引き出しの形態による準法人企業の企業所得からの負の分配を行なうことは不可能である。しかしながら、もしその準法人企業が政府によって所有されているなら、しかも、もしそれが計画

的な政府の経済政策および社会政策の問題として持続的な営業赤字のもとで運営されているなら、その損失を補うために政府によってなされているその企業へのいかなる定期的な資金の移転も、段落7.78(c)で説明したように、補助金として取り扱うべきである。

５．海外直接投資に関する再投資収益（D.43）

7.119. 第ＸⅣ章で説明するように、海外直接投資企業は、海外の投資者が海外直接投資をしている法人企業または非法人企業である。海外直接投資企業は以下の(a)または(b)のいずれかである。

(a)非居住者法人企業あるいは非法人企業の（非法人の）支店。これは準法人企業として取り扱われる。

(b)少なくとも１人の海外の投資者（それは別の法人企業であるかもしれないし、ないかもしれない）が、その経営に効果的な発言力を持つのに十分な株式を所有している法人企業。

7.120. 現実に行なわれる分配は、海外直接投資企業の企業所得から、配当または準法人企業からの所得の引き出しの形態でなされるであろう。海外直接投資者に対するこういった方法でなされる支払いは、ＳＮＡの勘定およびＩＭＦの国際収支統計に財産所得の国際的フローとして記録される。しかしながら、両体系とも、海外直接投資企業の貯蓄または留保収益を、あたかもそれらが分配され、その企業の持ち分の所有権に応じて海外の直接投資者に送金され、そのうえで、再投資されるかのように取り扱うことを要求している。言い換えると、２つの付加的な記入がその企業およびその海外の所有者の勘定に必要となる。その１つは留保利益の帰属送金であり、もう１つはこれらの利益の帰属投資である。「体系」では、これら留保利益の帰属送金は、現実の配当の支払いまたは準法人企業からの所得の引き出しとは分離される、分配所得の付加的な一形態として分類される。

7.121. この取り扱いの論理的基礎は、海外直接投資企業は、定義によって、海外の直接投資者または投資者達による支配または影響下にあるので、その企業内におけるその収益の幾分かを保有する決定は、海外の直接投資者（達）の側の意識的な計画的投資決定を表わしているはずである、というものである。実際、海外

直接投資企業の大部分は、海外法人企業の子会社あるいは海外企業の非法人支店、すなわち準法人企業であり、それらはその親会社または所有者によって完全に支配されている。

7.122. 問題の留保利益は以下に等しい。

海外直接投資企業の営業余剰

プラス

あらゆる財産所得または経常移転の受け取り

マイナス

海外直接投資企業のあらゆる支払財産所得・経常移転。これには、海外直接投資者に対する現実の送金、および所得、富等に課される経常税の支払いが含まれる。

以上のように、留保利益は、海外直接投資企業の企業所得に所得、富等に課される経常税の支払いを含む、あらゆる受取経常移転または支払経常移転をプラスまたはマイナスしたものに等しい。もし、直接投資企業が単一の海外直接投資者によって完全に所有されている（たとえば、海外企業の支店）なら、留保利益の全額がその投資者に送金され、その後に再投資されるものと見做される。この場合には、その企業の貯蓄はゼロである。海外直接投資者が直接海外投資企業の持ち分の一部分のみを所有している場合は、海外投資者に対して送金され、再投資されると見做される金額は、所有持ち分のシェアに比例する。

６．保険契約者に帰属する財産所得（D.44）

7.123. 保険企業が保有する技術準備金は、生命保険契約に関する未解決の危険に対する保険数理上の準備と保険料の前払いと未払いの保険金からなる。最初にあげた保険数理上の準備には、利付き養老保険または同種の保険契約のような満期価値を増加させる利付き保険のための準備を含める。技術準備金は、保険企業によって保有され管理・運営されてはいるけれども、保険契約者の利益のため、あるいは、未払いの保険金に対する準備金の場合は受取人の利益のために委託されて保有されているものである。したがって、準備金は、保険契約者あるいは受取人の資産、保険企業の負債とみなされる。金融勘定では、生命・非生命保険の契約者が保険企業に対してもつ請求権は、生命保険準備金、年金基金、保険料の前

払い、未払い保険金に関する家計の純持分として説明される。

7.124. 保険技術準備金は、保険企業によって様々な方法で投資される。それは、金融資産、土地、または建物を購入するのに広く使われる。したがって、保険企業は、そうした金融資産および土地から財産所得を受け取り、住宅その他の建物を賃貸したりリースすることによって純営業余剰を得る。そのような保険技術準備金の投資から受け取る第１次所得は、すべて投資所得と呼ばれる。もちろん、保険企業自身の資産についての所得はそこに含めない。しかし、保険技術準備金は、保険契約者の資産であるから、保険企業の受取投資所得は、保険企業から保険契約者に支払われるものとして勘定中に示されなければならない。このように保険企業による保険契約者への支払所得は、保険契約保有者に帰属する財産所得と呼ばれる。しかし、実際には、この所得は保険企業により留保される。したがって、保険契約の条件に含まれる支払現実保険料に付加される追加保険料（premium supplement）として保険企業に払い戻されるものとして取り扱われる。社会保険制度のもとで行なわれる非生命・生命保険契約に関するこうした追加保険料は、現実の保険料とともに当該単位の所得の第２次分配勘定に記録される。社会保険制度のもとで契約されたものでない個別生命保険契約に関する追加保険料は、現実の保険料もそうであるが、経常移転ではなく、したがって、所得の第２次分配勘定には記録されない。それは、生命保険準備金に対する金融請求権を取得するのに直接使われ、当該単位の金融勘定に記録される生命保険準備金および年金基金に関する家計の純持分の変動の１要素となる。

7.125. 技術準備金の投資からの保険企業の所得の受け取りは、通常通り保険企業の所得の第１次分配勘定に記録される。建物を賃貸する活動により得られる純営業余剰は、所得の発生勘定に記録し、金融資産や土地から受け取る財産所得は、第１次所得の配分勘定に示す。次に、この投資所得の金額の合計と等しい額を保険契約者に支払われるものとして、すなわち、保険契約者に帰属する財産所得の支払いとして第１次所得の配分勘定の使途側に示す。したがって、保険企業の第１次所得バランスと可処分所得は、技術準備金の投資から受け取られる所得額による影響を受けない。

7.126. 保険企業の投資所得の合計額は、現実保険料の支払額に比例させて保険契約者に配分する。個々の保険契約者が保険契約者に帰属する財産所得として受け

取る額は、関連する制度単位および部門の第１次所得の配分勘定の源泉側に記録する。

7.127. 年金基金は、雇主および雇用者あるいはその一方によって設立された自律的基金によって保有される準備金からなる。その準備金とそれを金融資産や土地や建物に投資することにより受け取る所得は、社会保険制度として加入している生命保険に伴う投資所得と同様に取り扱う。年金基金は、現在ないし将来の期間に年金を受け取る権利を持つ家計の資産として取り扱われ、その基金を管理する制度単位の負債となる。したがって、年金基金が受け取る投資所得は、年金基金から権利を持つ家計に支払われるものとして、年金基金と家計の第１次所得の配分勘定において、保険契約者に帰属する財産所得の項目に記録する。そのうえで、家計は、所得の第２次分配勘定において、保険料ないし負担の追加として年金基金に同じ金額をまた払い戻すものとして取り扱う。

７．賃貸料（D.45）

＜土地の賃貸料（地代）＞

7.128. 土地所有者が借地人から受け取る賃貸料は財産所得の一形態である。賃貸料は完全発生基準で記録される。すなわち、賃貸料は土地所有者と借地人の間で同意した賃貸契約の期間を通して土地所有者に継続的に発生するものとして取り扱われる。したがって、ある特定の会計期間に記録される賃貸料は、その期間に支払期日の到来した賃貸料の金額、あるいは実際に支払われた賃貸料とは異なったものとして、その期間を通して上の意味での支払賃貸料の累積額である。

7.129. 賃貸料は現金または現物で支払われるであろう。分益小作（share-cropping）または同種の制度の下では、支払賃貸料の価額は前もって貨幣単位では固定されず、借地農と土地所有者との間の契約に従って借地農が土地所有者に対して提供することを義務づけられている収穫物の基本価格による価額で測定される。また、土地の賃貸料には、釣りを含むレクリェーションまたはその他の目的で内水面や河川を利用する権利に関してその所有者に対して支払われる賃貸料も含まれる。

7.130. 土地所有者は土地所有の結果として土地税を支払う義務があるであろうし、あるいは単独で幾分かの維持費を負担する。慣行上、そのような税あるいは費用は借地人によって支払われるものとして取り扱う。借地人はさもなければ土地所有者に対して支払わなければならなかった賃貸料からこれらを差し引くものと見做される。土地所有者が義務を負う税あるいはその他の費用をこのような方法で差し引いた賃貸料は、「純賃貸料」と呼ばれるものである。借地人が純賃貸料のみを支払うという慣行を採用することによって、税や諸費用は借地人の生産勘定または所得の発生勘定に記録されることになる。この取り扱いは、借地人の所得を変化させない。この慣行により、そのほかの生産活動に従事していない土地所有者について名目企業を作り出す必要が避けられる。

7.131. 既に述べたように、建物またはその他の構築物に関して支払われる賃貸サービス料（レンタル）は、サービスの購入として取り扱われる。しかしながら、実際上は、ある制度単位が土地およびうわものとしての建物を、２種類の支払いを相互に区別できない単一の契約またはリースの下で借りている場合は、単一の支払いが賃貸料と賃貸サービス料の双方を含んでいる可能性がある。たとえば、ある農家は、住居、農業用建物、および農地を、この３つをともに含む単一の支払いのみが請求される契約で借りているかもしれない。もし土地の賃貸料と建物の賃貸サービス料の支払いを分割する客観的な根拠がない場合は、土地の価額がその上の建物の価額を超えていると考えられる場合には、全額を賃貸料として取り扱い、それ以外の場合には、賃貸サービス料として取り扱うことが勧告される。

＜地下資源の賃貸料＞

7.132. 鉱物または化石燃料――石炭、石油または天然ガス――の埋蔵量の形態による地下資源の所有権は、法律によって財産権が定義される方法、また、公海の海底鉱床の場合には国際条約によって財産権が定義される方法にも依存している。ある場合には、その地下資源はその地下にその埋蔵量がある土地の所有者によって所有されるであろうが、他の場合には、地方または中央政府単位によって所有されているであろう。

7.133. 当該資源の所有者は、民間単位であっても政府単位であっても、賃貸料の

支払いの見返りとして、ある特定の期間そのような埋蔵量を採掘することを他の制度単位に許可する賃貸借契約を与えるかもしれない。このような支払いは、しばしばロイヤルティー（採掘権使用料）と呼ばれるが、これらは本質的に、その資源を特定の期間他の制度単位の自由な利用に委ねたことの見返りとして、その資源の所有者に発生した賃貸料なのであり、「体系」の中でそのように取り扱われる。賃貸料は、期間あたりの採掘量に関係なく固定金額の定期的な支払いの形態をとるかもしれないし、よりありそうなのは、採掘された地下資源の量または容積の関数であるかもしれない、ということである。鉱物探査に従事している企業は、試掘あるいは他の手段によって地下資源の存在および位置の調査を行なう権利と引換えに、地表の所有者に支払いをするかもしれない。そのような支払いは、たとえ採掘が行なわれなくても、これも賃貸料として取り扱われる。

第Ⅶ章　所得の第１次分配勘定

第Ⅷ章　所得の第２次分配勘定

Ａ．序論

8.1. 所得の第２次分配勘定（表8.1参照）は、制度単位または部門の第１次所得バランスが、現物社会移転を除く経常移転の受け取りおよび支払いによって、どのようにその単位ないし部門の可処分所得に変換されるかを示す。この再分配は、「体系」の諸勘定で示される所得分配の過程の第２段階を表わすものである。
8.2. 現物所得の再分配勘定（表8.2参照）は、さらに一段階先の所得再分配過程を捉える。それは家計、対家計非営利団体（ＮＰＩＳＨ）および政府単位の可処分所得が、現物社会移転の受け取りおよび支払いによって、どのようにその単位の調整可処分所得に変換されるかを示す。非金融法人企業および金融機関は、この過程には含まれない。

１．所得の第２次分配勘定

8.3. 所得の第１次分配勘定から繰り越されたバランス項目である、可処分所得および第１次所得バランスは別として、所得の第２次分配勘定のすべての記入項目は、経常移転からなる。移転は、ある制度単位が、他の制度単位からそれに対応する見返りとしていかなる財貨、サービスまたは資産を受け取ることなしに、その他の制度単位に財貨、サービスまたは資産を提供する取引である。資本移転は、ある資産の所有権が移転されるものか、または片方または双方の当事者にある資産を取得するか、あるいは処分することを義務づけるものである。その他の移転は経常移転である。移転の概念は、以下のＢにおいてより詳細に説明される。次に示す経常移転の３つの主要な種類がこの勘定の中で区別される。

- 所得、富等に課される経常税
- 社会負担および給付

- その他の経常移転

8.4. 制度単位または部門による移転支払いは、この勘定の左側に記録される。たとえば、表8.1において、家計部門の所得に課される税の支払いは、この項目の行と家計部門の使途の列との交点に記録される。制度単位または部門の移転の受け取りは、この勘定の右側に記録される。たとえば、家計部門の現金社会保障給付の受け取りは、この項目の行と家計部門の源泉の列との交点に記録される。「体系」の一般的な勘定規則に従って、バランス項目を除くこの勘定の記入項目は、支払債務発生額と受取債権発生額（amounts payable and receivable）である。この金額は、必ずしも同一会計期間の実際の支払金額や受取金額と一致するとは限らないであろう。また、経常移転は、居住制度単位間と同様に居住単位と非居住単位との間においても行なわれるかもしれない。

8.5. この章の大部分は、所得の第２次分配勘定と現物所得の再分配勘定における詳細な定義、記述および分類に関連している。その一般的な性質および目的は以下のいくつかの段落に要約されている。

＜所得、富等に課される経常税（D.5）＞

8.6. これらの税の大部分は、毎課税期間に定期的に支払われる家計の所得または法人企業の利潤に課される税、および富に関する税からなる（まれに課される資本税は除外する）。表8.1において、経常税の受け取りは一般政府部門の源泉として示され、一方、税の支払いは、家計および非金融法人企業部門および金融機関部門、また、場合によっては対家計非営利団体（ＮＰＩＳＨ）部門の使途として示される。

＜社会負担および社会給付（D.6）＞

8.7. 社会給付は、家計によって受け取られる経常移転の中で、たとえば、病気、失業、退職、住宅、教育あるいは家族の経済的境遇のような一定の出来事あるいは状況から生じるニーズに対する備えとなることを意図したもののことである。２種類の社会給付がある。社会保険給付と社会扶助給付とである。社会保険給付

と見なされるためには、移転は組織された社会保険制度の下で提供されるものでなければはならない。社会保険給付は、一般的な社会保障制度の下で、基金を有する民間の社会保険制度の下で、あるいは現職の雇用者もしくはかつての雇用者の利益のために第三者を介さず雇主自身が運営する無基金の制度によって提供されるかもしれない。個別に、個人のイニシアティブのもとで取り決められる保険証券のもとでなされる保険企業による支払いは、たとえ同様の危険および条件にかかわるものであっても除外する。社会扶助給付は、社会保険給付と同種のニーズに合致するように意図されているが、組織された社会保険制度の外側で支給され、しかも給付の支給に先立つ負担の支払いを条件としないものである。基金を有する民間の社会保険制度または無基金の制度によって支給される現物の社会保険給付は、現金で支払われたものとして取り扱われ、所得の第２次分配勘定に算入する。しかしながら、一般的な社会保障制度によって支給される現物社会保険給付、および現物社会扶助給付は、現物社会移転として取り扱われ、現物所得の再分配勘定に算入する。したがって、表8.1においては、現物社会移転を除く社会給付を家計部門の源泉に記録する。そして原理的には、どの部門の使途にも記録することになる可能性がある。実際、雇主としての資格では、どの制度単位でも帰属負担を受け取り、給付を支給する無基金の制度を運営している可能性があるからである。

8.8. 社会負担は、社会保険給付が支払われることに備えて、社会保険制度に対して行なう現実または帰属の支払いである。それは雇主によってその雇用者のためになされるかもしれないし、雇用者、自営業者または非就業者(employees, self-employed or non-employed) によって自分自身のためになされるかもしれない。原理的には、社会負担はあらゆる部門の源泉の下に記録される。しかしながら、大部分の社会負担は、おそらく社会保障基金を含む一般政府部門、および金融機関部門の保険会社および年金基金の源泉の下に記録されるであろう。社会負担は、居住・非居住の家計部門についてだけ、使途の下に記録される。

＜その他の経常移転（D.7）＞

8.9. この項に算入されるまったく異なった目的に貢献する数種の移転がある。た

とえば、１つの重要なグループは非生命保険の保険料と保険金である。保険会社の受取非生命純保険料（現実保険料プラス追加保険料マイナス関連するサービス料）は、内訳部門として保険会社部門の源泉の下に記録され、一方、純保険料支払いは、あらゆる部門の使途の下に記録される可能性がある。逆に、保険会社の支払保険金は、金融機関部門の使途として記録され、一方、受取保険金は、あらゆる部門の源泉の下に記録される可能性がある。

8.10. もうひとつのグループは、異なった種類の政府単位間における経常移転である。通常は異なったレベルの政府の間で行なわれる経常移転であるが、一般政府と外国政府間の場合もある。この項はまた異なった家計間における経常移転のようなその他の経常移転も含んでいる。

２．可処分所得（B.6）

8.11. 可処分所得は、所得の第２次分配勘定のバランス項目である。それは制度単位または部門の第１次所得バランスから以下によって求められる。

(a)加算：その単位または部門が受け取る現物社会移転を除くすべての経常移転

(b)控除：その単位または部門が支払う現物社会移転を除くすべての経常移転

8.12. 第１次所得バランスと同様に、可処分所得は、固定資本減耗を加えた総額または差し引いた純額で記録することができる。固定資本減耗は生産のコストであって所得の構成項目ではないが、固定資本減耗測定の困難さのために、総額で記録することが必要であるかもしれない。しかし、以下の議論は、純概念の可処分所得を対象としている。

8.13. 可処分所得は全額現金で利用可能であるわけではない。自己消費または物々交換、のための生産あるいは現物報酬に伴う非貨幣取引をこの勘定へ算入することは、一定の財貨・サービスに関して家計は選択の余地がない、ということを意味している。そして、可処分所得から対応する支出金額を帰属処理する。政府単位または非営利団体から家計への現物社会移転は、現物所得の再分配勘定に別項目として記録されるけれども、その他の現物移転は、現金移転とともに所得の第２次分配勘定に記録される。たとえば、自然災害または戦争に起因する飢餓あるいはその他の苦境の影響を救済するための食料、衣服、医薬品等々の国際的移

転を含んでいるかもしれない。現物社会移転以外の現物移転の受け取りは、慣行によって、問題の財貨・サービスについてなされた帰属消費支出が、あたかもその移転が現金で受け取られたかのように記録する。

8.14. 家計はまた、現金では利用可能でないいくつかの種類の財産所得を受け取る。それは、保険に加入していたり年金の権利をもっている家計に帰属する保険及び年金の準備金の投資から生じる所得を含んでいる。この所得は第１次所得の配分勘定において適当な家計によって受け取られたものとして記録するが、自動的に追加保険料として保険企業ないし年金基金に再び支払われたものとして記録するため、消費支出の目的では使用できない。もう一つの例は、ゼロ・クーポン債に発生する利子が自動的に債券に再投資されることである。

＜所得の経済理論的概念とのリンク＞

8.15. 「体系」において測定される可処分所得は、経済学において一般的に理解されている所得の概念と比較することができる。理論的な観点からは、所得はしばしば家計、あるいは他の単位が、その実質正味資産を減ずることなしに消費することができる最大額として定義される。しかしながら、ある単位の実質正味資産は、資本移転の受け取りまたは支払いの結果として、およびその資産または負債に関する実質保有利得または損失の結果として変化するかもしれない。それはまた資産の数量を変化させる自然災害のような出来事によって変化するかもしれない。資本移転、実質保有利得または損失および自然災害のような出来事の影響による資産量のその他の変動は、ここで測定される可処分所得からは明確に除外される。資本移転は「体系」の資本勘定に記録され、一方、その他の資産量変動および実質保有利得または損失は、その他の資産変動勘定に記録される。「体系」で使用される可処分所得の概念によれば、維持すべき正味資産は、会計期間の初めにおける正味資産で、会計期間中の受取資本移転および支払資本移転の金額に関して、その他の資産量変動に関して、また、実質保有利得または損失に関して調整されたものである。可処分所得は、家計またはその他の単位が、その会計期間中にその現金を減らすこと、その他の金融または非金融資産を処分すること、あるいはその負債を増やすことによってその支出の資金調達をする必要なし

に、消費財・サービスに費やすことのできる最大金額として、より狭い意味での方がより良く解釈される。この概念は、その期間の初めの正味資産が、資本移転、その他の資産量変動または実質保有利得または損失によって変化しない場合にのみ経済理論的概念と等しくなる。

＜国民可処分所得＞

8.16. 大部分の経常移転は、現金であっても現物であっても、居住者単位間で行なわれるばかりでなく、居住者である制度単位と非居住者である制度単位との間においても行なわれる可能性がある。しかしながら、非居住者に対してなされる、または非居住者から受け取るすべての社会移転は、あたかもそれが現金でなされたかのように取り扱われるということに注意すべきである。総または純の国民可処分所得は、総または純の国民所得から以下のように導けるであろう

(a)加算：居住者制度単位による非居住者単位からの現金または現物によるすべての受取経常移転

(b)控除：居住者制度単位から非居住者単位に対する現金または現物によるすべての支払経常移転

8.17. 居住者と非居住者との間で行なわれる経常移転のなかで、重要性の高いのは以下のようなものである。

経常国際協力：すなわち、戦争や干ばつ、洪水または地震のような自然災害の影響を受けた住民の消費水準の維持を意図した援助計画の下での移転のような、異なる政府間の経常移転

社会負担および／または給付

保険料および保険金

所得または富に関する経常税の支払い

居住者家計と非居住者家計の間の送金。

8.18. 一国の純可処分所得は、その消費可能性を分析する目的のためには国民純所得（ＮＮＩ）よりも良い尺度である。

３．現物所得の再分配勘定

8.19. バランス項目である可処分所得および調整可処分所得は除いて、現物所得の再分配勘定のすべての記入項目は現物社会移転である。現物社会移転には、現物社会給付が含まれるほか、社会保障基金を含む政府単位および対家計非営利団体によって居住者家計に対して供給される個別的非市場財・サービスの移転のみが含まれる。

8.20. 個別的非市場財およびサービスのもっとも一般的なタイプは、無料、または経済的には意味のない価格で、個別家計に対して政府単位または対家計非営利団体によって所有されている非市場生産者によって供給される教育および保健サービスである。こうした個別的非市場財・サービスについては、次章において述べる。現物社会移転は、政府単位、対家計非営利団体および家計の間のみで行なわれるので、現物所得の再分配勘定は、非金融法人企業および金融機関部門については必要ない。

8.21. 政府単位または対家計非営利団体による支払現物社会移転は、それぞれの現物所得の再分配勘定の左側に使途として記録される。たとえば、表8.2において、無料または経済的には意味のない価格で政府単位によって支給される個別的非市場財・サービスの金額は、この項目の行と一般政府部門の使途の列との交点に記録される。（こうした財貨・サービスは、その生産費用で評価する。）家計の受取社会移転は、家計の勘定の右側に源泉として記録される。たとえば、家計部門の受取現物社会保障給付の金額は、この項目の行と家計部門の源泉の列との交点に記録される。家計部門のみが現物社会移転を受け取るので、他の４つの部門の源泉の列は空欄である。

8.22. 現物社会移転の主な種類は、４つしかない。すなわち、

- 払い戻しによる社会保障給付
- その他の現物社会保障給付
- 現物社会扶助給付、
- 個別的非市場財およびサービスの移転。

これらの種類のそれぞれについては、以下でより詳細に述べる。

8.23. 対家計非営利団体によって生産される非市場サービスのあるものは集合的

サービスの性格を幾分もっているが、その大半は、その本質において個別的である。単純化のために、対家計非営利団体の非市場サービスのすべては個別的として取り扱われ、したがって、現物社会移転として記録される。

４．調整可処分所得（B.7）

8.24. 調整可処分所得は、現物所得の再分配勘定のバランス項目である。それはある制度単位または部門の可処分所得から以下のようにして導かれる。

(a)加算　その単位または部門の現物社会移転の受取り

および

(b)控除　その単位または部門の現物社会移転の支払い。

8.25. 調整可処分所得は、可処分所得と同様に、固定資本減耗について総額または純額で記録することができる。現物社会移転は、政府単位および対家計非営利団体のみによってなされるから、一般政府および非営利団体部門の調整可処分所得はその可処分所得より低くなる一方、家計部門の調整可処分所得はその可処分所得よりも現物社会移転の総額だけそれを上回るのである。一国経済についての調整可処分所得はその可処分所得に等しい。事実上、調整可処分所得の概念は主として政府単位および家計に関連するものであり、調整可処分所得と可処分所得の区別は一国経済の水準については不適切である。

8.26. 家計の調整可処分所得は、当期に、その目的のためにその現金を減らしたり、その他の資産を処分したり、あるいは負債を増やしたりすることなしに、消費することのできる――すなわち、その構成員のニーズまたは欲求の満足のために使用する――最終消費財・サービスの最大額を測定するものとして解釈できる。その消費可能性は、消費財・サービスに使うことができる最大金額（その可処分所得）ばかりでなく、政府単位または対家計非営利団体から現物社会移転として受け取る消費財・サービスによっても決定される。逆に、一般政府の調整可処分所得は、その目的のためにその現金を減らしたり、その他の資産を処分したり、あるいは負債を増やしたりすることなしに、その社会に対して供給することができる集合消費の最大金額を測定するものとして説明することができる。

Ｂ．移転

１．序論

8.27. 移転は、ある制度単位が、対応物としてその見返りにいかなる財貨、サービスまたは資産をも受け取ることなしに、財貨、サービスまたは資産を他の単位に対して供給する取引として定義される。現金移転は、ある単位が他の単位に対していかなる対応物もなしに行なう通貨または通貨性預金の支払いからなる。現物移転は、やはりいかなる対応物もなしに行なう、現金以外の財貨または資産の所有権の移転か、あるいはサービスの供給からなる。

8.28. 移転を行なう単位は、その同一取引の一部として記録することができる特定の定量可能な給付を受け取ることはない。それにもかかわらず、社会保険負担または非生命保険料の支払いは、支払いを行なった単位に何らかの不確定の将来便益に対する資格を与えている。たとえば、ある事象が発生するか、あるいはある状態が生じれば、家計は、何らかの社会給付を受け取る資格を与えられる。その代わりに、税を支払っている家計は、政府単位によって供給されるある集合サービスを消費することができるであろう。しかしながら、そのような給付は、通常不確実であるかまたは定量可能でないか、あるいはその双方である。さらに、個々の単位が結局受け取るであろう給付の金額は、先に支払った移転の金額と関係がない。不確定の給付または集合消費に対する資格は、あたかもそれがこの勘定において評価し記録することができるある種の資産であるかのように取り扱うことはできない。したがって、非生命保険料、社会保険負担および税は、この勘定において経常移転として取り扱われる。

8.29. しかしながら、家計の構成員によって社会保険制度の外側で彼ら自身の意思で加入した個別の生命保険契約の保険料の支払いは、移転ではない。同様に、

保険が満期になったときに受け取る給付金も移転ではない。そのような生命保険の契約者は、保険料がそこに払い込まれ、給付がそこから払い出される生命保険準備金を自分で所有しているのであり、保険企業は、それを管理しているのに過ぎない。したがって、保険料と追加保険料の支払い（サービス料を除く）と満期時に受け取る金額は、異なる制度単位間の移転ではない。それは、金融資産の取得と処分であり、そのようなものとして「体系」の金融勘定に生命保険および年金基金における家計の純持分の変動として記録される。

8.30. また、基金を有する年金制度に参加している家計は、年金準備金を所有している。したがって、原則として年金負担および年金給付も、生命保険料および給付と同様に取り扱われるべきである。しかしながら、年金負担と年金の受け取りの場合は、関連する家計その他からは広く移転であると認識されているのと、それを、社会保障制度のもとで受け取る国の年金とは別の取り扱いとなるのを避けるために所得の第２次分配勘定ではあたかも経常移転であるかのように記録する。その結果、「体系」の所得勘定と金融勘定との全体としての一貫性を保証するため、所得の使用勘定で調整項目を導入することが必要になる（第Ⅸ章の序論を参照）。

２．経常移転と資本移転の区別

8.31. 移転には、経常移転と資本移転とがある。両者を区別するためには、資本移転の特殊な性格に集中するのがよいであろう。第１に、現物移転は、在庫品以外の資産の所有権の移転からなる場合は資本移転である。第２に、現金移転は、その取引の一方または双方の関係者によって、（在庫以外の）資産の取得または処分とリンクされているか、あるいはそれが条件とされている場合、たとえば、投資交付金は、資本移転である。制度単位は、経常移転から資本移転を区別できなければならない。そして制度単位は、その会計期間中に移転された資本を、その期間を通して保有した資本と同じ方法で取り扱うものと推定しなければならない。たとえば、慎重な家計は、特定期間にたまたま受け取った資本移転を同一会計期間中に最終消費のために全部使ってよいようなものとは思わないであろう。反対に、資本移転（たとえば、相続税の支払い）を行なった家計は、その移転の

分の全額をその最終消費支出から減ずるような計画を立てたりはしないであろう。制度単位が経常移転から資本移転を区別でき、それに対して異なった反応をする場合以外は、理論的にも実際上も、所得を測定することは不可能となる。

8.32. 経常移転は、資本移転ではないすべての移転からなる。それらは可処分所得の水準に直接影響し、財貨またはサービスの消費に影響するはずである。実際には、経常移転は相対的に少額で、しばしば頻繁にまた定期的になされる傾向があるのに対し、資本移転は高額で、まれにまた不定期的になされる傾向がある。しかしながら、大きさ、頻度および規則性は、資本移転から経常移転を区別する手助けとはなるが、これらは、２種類の移転を定義するのに十分な基準を与えていない。たとえば、妊娠あるいは死亡給付のような社会保障給付は、たとえ事象自体は明らかにまれではあっても、本質的に出生または死亡によって引き起こされた増加消費支出を償うように設計された経常交付金である。

8.33. ある種の現金移転が、一方の当事者によってその取引が資本移転とみなされ、他方の当事者によって経常移転とみなされることはありうる。たとえば、相続税の支払いは、家計によって資本移転とみなされるであろうが、政府によっては経常移転とみなされる。同様に、多数の小国に定期的に投資援助を行なっている大国は、たとえそれらが個々には資産の取得のための資金供給を意図したものであるかもしれないとしても、その支出を経常移転とみなすかもしれない。しかしながら、ＳＮＡのような統合された勘定体系においては、「体系」の異なった部分において同一の取引を別々に分類することは適当ではない。したがって、もしその一方の当事者にとって明らかに資産の移転を含むならば、その移転は双方の当事者にとって資本移転として分類されるべきである。

３．移転の記録

8.34. 財貨、サービスまたは資産を見返りとして受け取らないものではあるが、それにもかかわらず、移転を記録するためには、勘定集合に４つの記入を行なわなければならない。現金移転、通常の現物移転および現物社会移転の記録方法は、以下のいくつかの段落に示される。

＜現金移転＞

8.35. 以下は、現金による経常移転、たとえば、現金による社会保障給付の支払いの例である。次の記入が必要である。

家計	社会保障基金
移転受け取り（所得の第２次分配勘定）	移転支払い（所得の第２次分配勘定）
現金通貨、通貨性預金、その他の債権の増加（金融勘定）	現金通貨、通貨性預金、または その他の債権の減少（金融勘定）

移転は家計の可処分所得を増加させ、社会保障基金のそれを減少させる。その結果将来起こりうる、家計による現金の使用は、別の取引としてその後に記録される。もしその移転が資本移転であるなら、所得の第２次分配勘定ではなく資本勘定に記録される。

＜現物社会移転を除く現物移転＞

8.36. その産出の一部を無料で慈善団体（対家計非営利団体）に提供する製薬企業の例を考察しよう。以下の記入が必要である。

対家計非営利団体	企業
移転受け取り（所得の第２次分配勘定）	移転支払い（所得の第２次分配勘定）

医薬品の帰属支出　　医薬品の産出
（帰属販売）
（可処分所得の使用勘定）　　（生産勘定）

この移転は現金移転でなく現物移転であるが、移転の記録が対家計非営利団体と企業の可処分所得に与える影響は、現金による移転の場合と同様である。対家計非営利団体による医薬品の取得は、現物報酬として受け取った財貨またはサービスの取得と同様の方法で、可処分所得からの帰属支出として可処分所得の使用勘定に記録されなければならない。

8.37. もし企業Ａが企業Ｂからその医薬品を購入して、それをある対家計非営利団体に贈ったという場合には、この種の移転のより複雑な変形が生ずる。Ａは実はその財貨をＢから購入するのであるけれども、それはＡの中間消費または資本形成の一部にはならない。また、Ａは企業であるので、それをＡによる最終消費として記録することもできない。この場合には、以下の記入が必要である。

対家計非営利団体	企業Ａ	企業Ｂ
移転受け取り（所得の第２次分配勘定の源泉側）	移転支払い（所得の第２次分配勘定の使途側）	
医薬品の帰属支出（可処分所得の使用勘定）		産出（販売）（生産勘定）
	現金通貨、通貨性預金またはその他の債	現金通貨、通貨性預金またはその

権の減少　　他の債権の
増加
（金融勘定）　　（金融勘定）

前の例と同様に、現物移転を受け取った対家計非営利団体の可処分所得は移転分だけ増加し、同額の帰属支出が可処分所得の使用勘定に記録される。

＜現物社会移転＞

8.38. 「体系」において、最終消費支出は一般政府、対家計非営利団体および家計のみに計上される。家計の消費支出の全額が、彼ら自身のために用いられる。他方、一般政府の消費支出は、社会全体の便益（集合消費）のためか、個々の家計の便益のためのものである。慣行によって、対家計非営利団体のすべての消費支出は個別家計の便益のためのものとして取り扱われる。この集合消費支出と個別消費支出との区別は、「体系」において無視できない重要なものであり、第IX章において詳細に論じられる。一般政府および対家計非営利団体が家計のための消費支出（その個別消費支出）を行なうのは、現物社会移転を実行する目的のためである。それには、家計に対して無料または経済的には意味のない価格で引き渡される一般政府および対家計非営利団体双方の非市場生産と、市場生産者から購入し家計に対して無料または経済的には意味のない価格で供給される財貨およびサービスを含まれている。現物社会移転は、その他の現物による移転とは別に記録される。

8.39. 以下は、政府単位によって所有されている非市場生産者によって家計に供給される教育サービスの例である。実は、サービスの供給は「体系」の勘定において２度記録される。第１に、それは政府による自己最終消費支出のための生産として、国民経済計算の伝統的な方法で記録される。これは政府内における内部取引として記録されるので、勘定記入は、４つではなく２つのみの、一般政府への記入となる。すなわち、

教育サービスへの　　教育サービスの
帰属消費支出　　非市場生産

（可処分所得の　　（生産勘定）
使用勘定）

この記録方法は、教育サービスが、経済の実物面では、実は政府によって支払われる現物移転として家計に供給されるという事実に注意を払わず、かつ不明瞭にしている。したがって、この事実を認知する第２の記録方法が「体系」において採用されることになる。この第２の方法では、以下の４つの記入が必要である。

家計　　政府

社会移転受け取り　　社会移転支払い
（現物による所得の再分　（現物による所得の再配勘定の源泉側）　　分配勘定の使途側

教育サービスの現実消費　　教育サービスの非市場生産
（調整可処分所得の使用　　（生産勘定）
勘定）

この場合教育サービスの消費は現実消費（すなわち、サービスの取得）として記録されなければならず、帰属消費支出として記録されてはならない。というのはこの消費は可処分所得の使用勘定において既に政府に属しているからである。家計、一般政府および対家計非営利団体についての現実消費と消費支出との区別は、第Ⅸ章においてより詳細に述べる。しかしながら、この区別は「体系」においてその他の現物による経常移転については認められておらず、その他の移転の場合は財貨またはサービスの取得は常に、移転の受け取りと受領者による帰属支出との両者を含むものとして取り扱う。その結果、家計または対家計非営利団体のようなその他の制度単位が受け取られる現物による経常移転は、社会移転を除いて、所得の第２次分配勘定に記録され、したがって可処分所得に影響する。

8.40. 最後に、政府単位または対家計非営利団体が、医薬品のような財貨または

サービスを市場生産者から購入し、それを無料で家計に対して供給するという２つの相互関連をもつ取引が含まれるより複雑な事例が示される。この場合が以下の６つの記入が必要である。

家計　　対家計非営利団体または政府　　市場生産者

社会移転受け取り（現物所得の再分配勘定の源泉側）　　社会移転支払い（現物所得の再分配勘定の使途側）

医薬品の現実消費（調整可処分所得勘定）　　産出（販売）（生産勘定）

預金　　現金通貨、通貨性預金またはその他の債権の減少（金融勘定）　　現金通貨、通貨性預金またはその他の債権の増加（金融勘定）

この例には、家計が医薬品を直接薬剤師から購入し、それから社会保障基金またはその他の政府単位もしくは対家計非営利団体から払い戻しを受ける場合も含まれている。この場合、家計はいかなる支出をも実際に負担したものとしては記録されず、その支出は最終的にその費用を負担した社会保障基金またはその他の単

位に属する。

４．現物移転の取扱い：要約

8.41. 「体系」には、現物社会移転の特別な記録を考慮するうえで、２つの別個の勘定が存在する。現物社会移転そのものは、現物所得の再分配勘定に、家計の源泉側、一般政府ないし対家計非営利団体の使途側に記録する。移転された財貨およびサービスの消費は調整可処分所得の使用勘定に記録される。
8.42. その他のすべての現物移転は、現金で行なわれた移転と共に所得の第２次分配勘定に記録される。移転された財貨およびサービスは、可処分所得の使用勘定に受領者の消費支出として記録される。

Ｃ．所得、富等に課される経常税（D.5）

１．序論

8.43. 税は、制度単位から政府単位に対してなされる現金または現物による強制的な反対給付のない支払いである。税は移転である。というのは、政府はその一般経済政策および社会政策によることではあるが財貨またはサービスを社会全体またはその他の個別単位、あるいは単位のグループに対して供給するけれども、政府は税を支払う個別の単位に対してその見返りとしては何も供給しないからである。所得、富等に課される経常税は、主として家計および法人企業の所得に課される税からなる。これらは所得に対する賦課金であり、所得の第２次分配勘定において家計および法人企業部門の使途側に記録される。税はまた非居住者によ

って、あるいはわずかではあるが政府単位または非営利団体によっても支払われるであろう。所得、富等に課される経常税は、従来「直接税」と呼ばれた者であるが、「直接」および「間接」という用語は、第Ⅶ章で説明したように「体系」の中ではもはや用いない。これらの税を単純に「所得および富に課される経常税」と呼ぶことはできない。というのはその中には、たとえば人頭税のような、家計やその構成員の所得に課されるわけでもなく、富に課されるわけでもない、家計に関するある種の定期的な税を含んでいるからである。

8.44. 税の一般的な性質および「体系」におけるその記録に関する勘定規則は、第Ⅶ章の段落7.56－7.62で述べたが、便宜上、これらのパラグラフを以下に繰り返す。

＜税対手数料＞

8.45. 政府の規制機能の１つは、ある財貨の所有または使用、またはある種の活動の追求を、免許証またはその他の証明書の発行によって特別の許可が授与されていない限り、禁止することである。そのような証明書の発行には、料金が請求されるが、もしそのような許可証の発行が、政府の側の業務をほとんどまたはまったく伴わず、許可証が、所要の金額の支払いによって自動的に授与されるのであれば、それは、たとえ政府がその見返りにある種の証明書を発行したり、または公認を与えたりしていたとしても、単に税収をあげるひとつの方策に過ぎないということになりそうである。しかしながら、もし政府が許可証の発行をなんらかの本来の規制機能を行使するために用いるならば、――たとえば、関連する個人の能力または資格の調査、問題の機器の効率および安全機能の試験、あるいはそのような機会でなければせざるを得ない状態にはならないその他の形態の統制の施行の場合、――もしその支払いがそのサービスを供給する費用と明らかに不釣り合いでない場合は、その支払いは税の支払いでなく政府からのサービスの購入として取り扱うべきである。しかしながら、税と提供されたサービスの料金の支払いとの境界線は、実際上常に明快というわけではない（家計の場合について、この点のより一層の説明が以下の8.54段(c)にある。参照）。

＜ＩＭＦおよびＯＥＣＤの租税分類とのリンク＞

8.46. ＳＮＡにおける税の範囲は、ＳＮＡが公式の複数為替レートから生じる暗黙の税または補助金を含むことと社会保障負担を税に含めていないということを除いて、国際通貨基金（ＩＭＦ）の『財政統計マニュアル1986』（ＧＦＳ）において「税収」（tax revenue）と定義されたもの、および経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）の年次刊行物『ＯＥＣＤ加盟諸国の歳入統計』において「税」と定義されたものと一致している。ＧＦＳの第Ⅳ章は、税の詳細な一覧表と税の性質に基づく税の分類をその内容としている。この分類はまた、『国民経済計算ハンドブック：公的部門勘定（国際連合、1988）』の付録Ⅳに再録されている。『歳入統計』の第Ⅱ部にもほとんど同じ分類が掲げられている。

8.47. 「体系」において識別されている税のカテゴリーは、次のような３つの要素の相互作用によって決まる。税の性質は、その要素の１つに過ぎない。すなわち、

(a)ＧＦＳ／ＯＥＣＤの分類において指定されている税の性質

(b)税を支払う制度単位のタイプ

(c)税が支払われる状況。

8.48. したがって、まったく同種の税が、ＳＮＡにおいて２つの異なった項目に記録される可能性がある。たとえば、内国消費税（excise duty、物品税）が輸入品に関して支払われたか、あるいは国産品に関して支払われたかということによって、「ＶＡＴ、関税を除く輸入品に課される税」または「ＶＡＴ、輸入税および輸出税を除く生産物に課される税」のいずれかに現れる可能性がある。同様に、自動車に関する年間税が、企業によって支払われたか、あるいは家計によって支払われたかということによって、「生産に課される税」または「所得、富等に課される経常税」のいずれかに記録される。この理由から、単純にＩＭＦ／ＯＥＣＤの分類の再編成によってＳＮＡの分類カテゴリーに到達するということはできない。しかしながら、こうした詳細な分類の存在を利用するために、以下に示すそれぞれの税カテゴリーには、対応するＩＭＦおよびＯＥＣＤの分類の相互参照を入れている。

＜記録の（完全）発生主義基準＞

8.49. 税が実際に支払われた時点で記録されることが必要なＧＦＳや類似のシステムとは対照的に、ＳＮＡにおいてはすべての税は（完全）発生主義基準で記録すべきである。すなわち、税を支払う責任を生じさせる活動、取引またはその他の事象が発生した時点で記録すべきである。しかしながら、ある種の経済活動、取引または事象は、税法上、関連単位に税を支払う義務を課すべきであるにもかかわらず、税務当局の注意から永久に免れてしまう場合がある。そのような活動、取引または事象が受取債権・支払債務のかたちの金融資産・負債を発生させると仮定するのは現実的ではないであろう。この理由から、「体系」に記録されるべき税額は、納税者の側に明白な支払い義務の形態で負債を生じさせる、販売送り状または関税申告書のような、税額の査定、申告またはその他の手段によって明示される場合にのみ支払うべきとされる金額によって決定される。それにもかかわらず、完全発生主義原則にしたがって、税が記録されるべき時点は、納税義務（事由）が発生した時点である。たとえば、産出の販売、移転または使用に課される税は、販売、移転または使用が行なわれた時点で記録されるべきであり、それは必ずしも税務当局に通告した時点や、税の請求書類が発行された時点、税を支払うべきとされた時点または実際に支払いがなされた時点ではない。しかしながら、源泉徴収の所得税の記録時点に関しては、いくぶんかの弾力的運用が許容される（以下の段落8.52.を参照）。

8.50. 国によっては、またある種の税については、最終的に支払われる税額が、支払うべき金額とはかなり大きくまた系統的に相違しているかもしれない。そのため、支払うべき金額のすべてが、「体系」の中で了解されている意味の金融負債を構成するものとして有効に解釈することができるわけではない。このような場合には、分析的および政策的目的にとっては、支払われなかった納税義務を無視し、「体系」における税の測定を実際に支払われた額に限定するのが望ましいかもしれない。それにもかかわらず、実際に支払われた税に関しては、なお完全発生主義基準に基づいて、納税義務を発生させる事象が行なわれた時点で記録されるべきである。

＜利子、利料またはその他の罰金＞

8.51. 原則として、税の滞納に課される利子または科料または脱税に課される罰金は、税とは区別して税ではないものとして記録すべきである。しかしながら、利子、科料またはその他の罰金の支払いを、それが関連する税から分離することは可能ではないかもしれない。そこでこれらは実際上は税と一括されているのが通例である。

２．所得に課される税（D.51）

8.52. これは所得、利益および資本利得に関する税からなる。これらは個人、家計、非営利団体または法人企業の実際のあるいは推定上の所得に課せられる。その保有がその所有者の所得の推計のための基礎として用いられる場合には、資産、土地または不動産の保有に課される諸税を含む。場合によっては、所得税の納税義務の決定が所得が発生する会計期間より後の期間になることがある。そこで、そのような税の記録時点に関して、若干の弾力性が必要となる。天引きの源泉徴収の所得税や所得税の通例の前納は、それが支払われた期間に記録し、納税義務が確定する期間に、所得に課される税の最終的な納税義務に関する記録を行ってもよい。所得に課される税は以下のタイプの諸税を含む。

(a)個人または家計の所得に課される税：これらの税は雇主によって控除される税（源泉所得賦課（ＰＡＹＥ）税）を含む個人所得税、および付加税からなる。そのような税は通常、当該個人のすべての源泉からの申告所得あるいは推定された所得の会計雇用者報酬、財産所得、年金等々から一定の所得控除を差し引いた後に課される。非法人企業の所有者の所得に課される税はここに含める（ＧＦＳ 1.1、ＯＥＣＤ，1110）。

(b)法人企業の所得に課される税：これらの税は法人所得税、法人利潤税、法人付加税、等々からなる。これらの諸税は、通常すべての源泉からの法人企業の合計所得に課され、単純に生産によって発生する利益に課されるわけではない（ＧＦＳ 1.2，ＯＥＣＤ，1210）。

(c)資本利得に課される税：これらの税は、その利得が発生した期間に関係なく、当会計期間中に支払いの義務が発生する個人または法人企業の資本利得（「体系」の用語法では保有利得と呼ばれる）に課される税からなる。これらは通常実質でなく名目の資本利得、未実現でなく実現した資本利得に関して支払われる（ＧＦＳ 1.1.2、ＯＥＣＤ，1120，1 220）。
(d)富くじまたは賭博の賞金に課される税：これらの税は賞金獲得者の受け取る金額に関して支払われる税であり、生産物に課される税として取り扱われる賭博あるいは富くじを企画する生産者の取引高に課される税とは別のものである（ＧＦＳ 1.3、ＯＥＣＤ，1130）。

３．その他の経常税(D.59)

＜資本に課される経常税＞

8.53. 資本に課される経常税は、定期的に、通常年１回、制度単位の財産または正味資産に関して支払われる税からなり、企業によって所有あるいは賃借されて生産のために使用される土地またはその他の資産に課される税は除外する。後者の諸税は生産に課されるその他の税として取り扱われる。また、まれに不規則な間隔、または例外的な事情（たとえば、相続税）のもとで財産または富に課される税は除外する。そのような税は資本税として取り扱われる。さらに所得税が、その所得を納得のゆくように推定することができないという理由で制度単位によって所有されている資産価額をベースに課される場合があり、それも除外する。そうした税は先の項、所得に課される税に記録される。資本に課される経常税は以下のものを含む。
(a)土地および建物に課される経常税：これらの税は定期的に、多くの場合毎年、所有者（住宅の所有居住者を含む）、借り手またはその双方による土地または建物の使用または所有に関して支払われる税からなり、企業が所有し企業によって生産に用いられている土地または建物に関する税は除外する（ＧＦＳ 4.1、ＯＥＣＤ，4100）。
(b)正味資産に課される経常税：これらの税は定期的に、多くの場合毎年、土地ま

たは固定資産の価額からこれらの資産に関する負債を差し引いたものに関して支払われる税からなり、企業が所有し、企業によって生産に用いられている資産に関する税は除外する（ＧＦＳ，4,2、ＯＥＣＤ，4200）。

(c)その他の資産に課される経常税：これらの税は定期的に、通常毎年、宝石類、あるいはその他の富の外的標識となる資産に関して支払われる税を含む（ＧＦＳ 4.6、ＯＥＣＤ，4600）。

＜他に分類されない経常税＞

8.54. 他に分類されない経常税は定期的に、通常年１回支払われるさまざまな異なった種類の税からなる。中でも、もっとも一般的なのは以下のようなものである：

(a)人頭税：これらの税は実際のまたは推定された所得または富とは独立に、成人１人当たり、または１家計当たりで特定の金額を課す税である。しかしながら、課される金額が個人または家計の状況にしたがって変わる可能性はある（ＧＦＳ，7.1、ＯＥＣＤ，6000）。

(b)支出税：これらの税はその所得の代わりに個人または家計の合計支出に関して支払われる税である。支出税は所得税の代替であり、個人所得税と同様の方法で支出合計の水準による累進課税が可能であるが、実際には一般的ではない（ＧＦＳ 7.3、ＯＥＣＤ，6000）。

(c)ある種の免許の取得に対する家計の支払い：個人または家計による車両、船舶または航空機の所有または使用についての免許のための、支払いおよび狩猟、射撃または魚釣りの免許のための支払いは経常税として取り扱われる。その他のすべての種類の免許（たとえば、運転または操縦免許、テレビまたはラジオの免許、小火器免許、等々）または政府に支払う料金（たとえば、旅券についての支払い、空港料金、裁判料、等々）は政府によって提供されるサービスの購入として取り扱われる。税とサービスの購入との境界は、大多数の諸国が自国の勘定で実際に従っている慣例に基づいている（ＧＦＳ，5.5.2および5.5.3、ＯＥＣＤ，5200）。

(d)国際取引に課される税：これらの税は海外旅行、海外送金、海外投資、等々に課される諸税からなり、生産者によるこれらの支払いは除外する（ＧＦＳ 6.5お

よび6.6、ＯＥＣＤ，5127）。

Ｄ．社会保険制度

１．序論

8.55. 社会保険制度は、雇用者またはその他の負担者、その扶養家族または遺族について、当期あるいは後の期に行われる社会保険給付の権利を獲得するために、雇用者またはその他の者によって、あるいはその雇用者に代わって雇主によって、社会負担が支払われる制度である。それは民間で組織されることもあるし、あるいは政府単位によって組織されることもある。社会保険給付は現金または現物で支給されるであろう。それは、その家計の資源に対する付加的な要求となるか、あるいはその所得を減ずることによって、関連する家計の福祉に不利な影響を及ぼすような一定の事象が発生した場合、あるいは一定の状況が存在している場合に支払われる。カバーされる偶発危険の範囲は制度によってかなり異なっている。しかしながら、ある受取を社会保険給付とみなすかどうかは、カバーされる偶発危険の範囲ばかりではなく、補償が提供される方法にもよっている。

２．社会保険制度でカバーされる状況

8.56. どのような場合に社会保険給付が支払われるかを示すために、６種の状況を考察する。

(a)受益者、またはその扶養家族が、疾病、傷害、妊娠、長期就労不能、老齢、等々の理由で、医学的、歯科的またはその他の治療、あるいは病院、回復期または長期の介護を必要とする場合。社会保険給付は通常、治療ないし介護の形で現物、

あるいは無料または経済的には意味のない価格で支給されるが、あるいは家計によってなされた支出の払い戻しの形で支給される。現金による社会保険給付はまた、ヘルスケアを必要とする受益者に対して支払われるであろう。

(b)受益者がさまざまな種類の扶養家族――配偶者、子供、年長の身内、病人、等々――を扶養しなければならない場合。社会保険給付は通常、定期の扶養家族手当または家族手当の形で、現金で支払われる。

(c)受益者が働くことができないか、またはフル・タイムで働くことができないという理由で所得の減少をこうむる場合。社会保険給付は通常その状態が継続する間定期的に現金で支払われる。場合によっては付加的にあるいは定期支払いの代わりに一時払い金が支給されるかもしれない。働くことができなくなる理由には、様々なものがある。とくに、以下の場合をあげておく。

(ⅰ)自発的または強制された退職。

(ⅱ)一時的なレイオフおよび短時間労働を含む非自発的失業。

(ⅲ)人々が働くこと、あるいはフル・タイムで働くことを妨げる疾病、事故によるけが、子供の出産、等々。

(d)受益者が主要な所得稼得者の死という理由で所得の減少をこうむる場合。社会保険給付は通常、定期的手当の形で、あるいはある場合には、一時金の形の現金で支払われる。

(e)受益者に無料あるいは経済的には意味のない価格で、あるいは家計によってなされた支払いの払い戻しといった形で住宅が支給される。

(f)受益者に彼ら自身のためあるいはその扶養家族のために負担した教育費用を償うための手当が支給される。時おり教育サービスは現物で支給される場合がある。

8.57. 上に示したのは社会保険給付が支払われる典型的な状況である。しかしながら、このリストは網羅的というよりも例証的である。たとえば、ある制度の下ではこれ以外の給付が支払われるかもしれない。反対に、決してすべての制度が上に示したすべての状況について給付を支給するわけではない。実際、社会保険制度の範囲は、国によって、あるいは同一国内でも制度によって、相当に異なっているのである。

３．社会保険制度の組織

8.58. 制度自体は、受益者が雇用者、雇主、自己勘定の就業者、あるいは一時的に雇用から離れた者のいずれであっても受益者およびその扶養家族を、その勤続期間中および通常は退職後も、適用範囲に含めることを意図している。社会保険給付をうける資格は、当会計期間または先立つ会計期間に、受益者またはその扶養家族が、あるいはそれに代わって、社会負担を支払っていることを必要とする。すでに述べたように、社会負担は加入者自身によってばかりでなく、その雇用者の代わりに雇主によって支払われるかもしれない。

8.59. 社会保険制度は労働者の諸集団について集団的に組織されているか、あるいは法律によってすべての労働者または指定された範囲の労働者によって利用可能になっていなければならない。これらの制度は単一の雇主に雇用された選ばれた労働者のグループに対して取り決められた民間の制度から、一国の全労働力を適用範囲に入れた社会保険制度にまで幅広く存在するであろう。そのような制度への加入は、関連する労働者の自由意志によるかもしれないが、より一般的には義務的なものである。たとえば、個々の雇主によって組織された制度への参加は、雇主とその雇用者との間で団体協約された雇用の諸条件の中に含まれているかもしれない。政府単位によって組織された一国全域にわたる社会保険制度への加入は、おそらくすでに民間の制度が適用されている人々を除いて、すべての労働力に対して法律によって強制されているであろう。

8.60. 多くの社会保険制度は、労働者の諸集団について集団的に組織されているから、加入者は個別に保険契約を各自の名義で結ぶ必要なはい。そのような場合、社会保険と私的な保険とを区別するのになんの困難もない。しかしながら、社会保険の中には加入者が各自の名義で保険契約を結ぶことを認めているものもあるし、そのように要求する場合さえある。そのような個別の契約を社会保険制度の一部分と見るためには、保険の対象となる事情や状況は、前出8.56.段で列挙されたようなものでなければならないうえに、以下の条件のうち１つないしそれ以上が満たされなければならない。

(a)制度への加入が、雇用されているか雇用されていないのかを問わず、労働者のカテゴリーについて法律によって、あるいは、雇用者ないし雇用者グループの雇用の諸条件のもとで義務づけられている。

(b)当該制度は、雇用されているか雇用されていないかを問わず、指定された労働者グループのために運用されている集団的なものであり、その加入は、当該グループの成員に限定されている。

(c)雇主は、雇用者のために当該制度に（現実のあるいは帰属された）負担を行うが、雇用者は負担を行う場合も行わない場合もある。社会保険制度として加入している個別保険契約のもとで行われる支払保険料および受取保険金は、社会負担および社会保険給付として記録される。

8.61. 上記から知られるように、社会保険制度は、本質的に労働者がその雇用主体や一般政府によって、自分やその扶養家族の福祉に悪影響を与える一定の事情や状況に対する保険に加入することを義務づけられたり、奨励されたりする制度である。個人が保険契約を自己の名義で自己のイニシアティブに基づき、その雇用主体や政府からは独立に結ぶときは、たとえ、その保険契約がカバーしている事情や状況が同種のものであっても、支払保険料および受取保険金は社会負担および社会保険給付としては取り扱わない。そのような個人保険契約における支払保険料と受取保険金は非生命保険の場合には、所得の第２次分配勘定の経常移転として、生命保険の場合には、金融勘定における金融資産の取得と処分として記録する。

8.62. 前段における個人保険契約の考察に見られるように、便益の性質はその取引の社会的性質の識別に対して決して十分ではない。たとえば、無料の医療サービスの受け取りは、常に社会給付を構成するわけではない。もし一家計が受け取った医療サービスが他の家計によって支払われたならば、これらは社会給付ではなく、家計間における現物による移転である。仕事中の雇用者に与えられる救急処置は社会給付ではなく、その費用は雇主の中間消費として記録される。一般に、社会給付は、家計によって所有されている非法人企業がその雇用者への給付のために無基金制度を運用しているという相対的にまれな例を除いて、一家計から他の家計へ支給されることはない。

8.63. ３つの主要タイプ型の社会保険制度が識別されるであろう。

(a)第一は社会全体、あるいは社会の大きな部分を適用範囲とし、政府単位によって賦課され、支配され、そして資金供給されている社会保障制度からなる。

(b)第２のタイプは、民間基金制度である。民間基金制度には、２つのカテゴリが

ある。第一のカテゴリーは、雇主からも雇用者からも独立の制度単位である保険企業または自律的年金基金に社会負担が払い込まれるかたちの制度である。その保険企業および自律的年金基金は、基金の管理・運営と社会給付の支払いに責任を負う。第２のカテゴリーは、雇主が、自身の他の準備とは切り離された特別な準備を維持するかたちの制度である。この場合、そのような基金は、雇主と別個の制度単位となるわけではないが、民間基金制度としての取り扱いとなり、非自律的年金基金と呼ばれる。「体系」では、その場合の準備は、受益者に属する資産として取り扱われ、雇主に属する資産としては取り扱われない。

(c)第３のタイプは、雇主が特別の準備を創設することなしに、その雇用者、退職者またはその扶養家族に雇主自身の源泉から社会保険給付を支払う無基金制度である。

政府単位によって、労働人口全体に対するものではなくそれ自体の雇用者のために組織された社会保険制度は、民間基金による制度あるいは無基金制度のいずれかに適切さを考慮しながら分類し、社会保障制度としては分類しない。

＜社会保障制度＞

8.64. 多くの国において、社会保障制度は社会保険制度の中でも群を抜いてもっとも重要なカテゴリーであり、その主要な特徴を要約することは有用である。社会保障制度は、全体としての社会の構成員、またはその社会の特定の部分の構成員に対して社会給付を支給するという目的のために政府単位によって（強制力を持って）設定され、支配されている制度である。この目的のために設立された社会保障基金は、その他の政府基金とは別に組織され、運営されている別個の制度単位である。その収入は主として個人およびその雇用者の代わりに雇主によってなされる負担からなるが、それはまた他の政府基金からの移転を含んでいるかもしれない。雇用者のような、ある特定の個人による、あるいは個人のための社会保障負担の支払いは、法律によって強制されたものであろう。しかしその他の個人の中には自発的な社会保障負担の支払いを行うことによって、社会保障給を受け取る資格を取得することを選択する者もいるかもしれない。個人、または家計に支払われる給付は、負担として先に支払われた金額によって決定される必要は

ない。一方、社会全体に対して支払われる給付の水準は、その政府の全体としての経済政策の要求に応じて変化するであろう。

＜民間基金による社会保険制度＞

8.65. 保険企業および自律的年金基金を通して雇主により民間基金による社会保険制度の場合、保険料にサービス料が含まれている。このサービス料は、家計の最終消費支出として記録される。しかしながら、非自律的年金基金の場合、雇用者が支払う負担額からサービス料を差し引くことはしない。実際、そのような基金は雇主とは別の制度単位を構成するわけではなく、基金を管理・運営する費用は、雇主の一般的な生産費用に吸収されてしまうからである。

４．社会負担および給付の種々のタイプ

8.66. 社会負担および社会給付はその分類に影響するさまざまな特徴を持っている。

(a)社会給付は、社会保険制度の下で社会保険給付として支払われるものと、そのような制度のいずれにも入らない社会扶助給付として支払われるものに区分されるであろう。

(b)社会保険制度は、その制度のタイプ――社会保障、民間基金または無基金――に従って分類されるであろう。

(c)社会負担は社会保障制度および民間基金制度の下で支払われる現実負担、および無基金制度に記録される帰属負担に区分されるであろう。

(d)社会負担は、雇主がその雇用者のために支払うものと、雇用者、自営業者または非就業者が自分自身のために支払うものに区分されるであろう。

(e)社会負担は法律によって強制されているものとそうでないものに区分されるであろう。

(f)社会給付は現金で支払われるものと現物で支給されるものに区分されるであろう。

これらのさまざまな特徴は、所得の第２次分配勘定および現物所得の再分配勘定

に用いる社会負担および給付の分類に組み込まれる。以下のＥ節とＦ節では、所得の第２次分配勘定におけるそれぞれの分類項目の下に含まれる社会負担または給付について述べる。この章の最後の節（Ｈ節参照）は、現物所得の再分配勘定におけるそれぞれの項目の下に含まれる社会給付について述べる。

Ｅ．社会負担(D.61)

１．雇主の現実社会負担（D.6111）

8.67. 社会保障基金、保険企業、またはその雇用者に対して社会給付を保証する社会保険制度を管理する自律的年金基金に対して、雇主が支払う社会負担である。雇主の現実社会負担はその雇用者の利益のためになされるのであるから、その金額は現金および現物による賃金および俸給と共に雇用者の報酬の構成要素の一つとして記録される。そのうえで、社会保障基金、保険企業または自律的年金基金に対する雇用者による経常移転の支払いとして社会負担を記録する。雇主がその雇用者に代わってその負担を支払うことは、行政上より効率的であるけれども、だからといってその基礎にある経済的現実を覆い隠すことは許されないであろう。雇主によってなされる社会保障基金、保険企業または自律的年金基金に対する支払いは、事実、雇主による経常移転ではない。その場合、移転は、雇用主が支給する報酬の中から雇用者と社会保障基金、保険企業または自律的年金基金との間で行なわれる。この状況は、雇用者の支払う所得税が雇主によってその賃金および俸給の中から差し引かれ、直接税務当局に支払われる場合と同様に考えられる。後者の場合、税が雇主が支払う経常移転ではないことは明白である。以上のことは慣習的に、勘定中で雇主の社会負担は、雇用者の所得の第１次および第２次分配勘定を経由させて迂回処理（リルーティング）されているという。しかしなが

ら、そういったさまざまな支払いおよび受け取りは、勘定中で正確に叙述されている。雇主による社会保障基金、保険者または税務当局に対する社会負担、または所得税の直接支払いは、行政上の便宜および効率という理由による単なる便法である。

8.68. 雇主の社会負担の金額に等しい額が、まず所得の発生勘定に雇用者報酬の一構成要素として記録され、ついで所得の第２次分配勘定に、社会保障基金、保険企業、または自律的・非自律的年金基金のうちそれぞれ該当するものに家計によって移転されたものとして示される。その取引は、負担の支払義務が発生する労働が行なわれた時点で、両勘定に同時に記録される。社会保障基金に支払う負担は、雇用者当たりの固定金額であるかもしれないし、あるいは支払われた賃金および報酬の水準によって変わるかもしれない。民間で組織された制度の下で支払われる金額は、雇主と雇用者との間で締結された協約に依存する。社会保障制度が存在している場合は、関係する雇主の社会保障負担は通常強制されたものであるが、必ずそうというわけではない。「体系」の分類において、雇主の現実社会負担が法律によって強制されたものか、そうではないかについて区別がなされている。

２．雇用者の社会負担（D.6112）

8.69. 社会保障基金、および民間基金による社会保険制度に対する、雇用者による社会負担の支払いである。これらの支払いは、負担の支払義務が発生する労働が行なわれた時点で記録される。雇用者の社会負担は、各期間の支払現実負担であるが、さらに民間基金制度の場合には、制度に加入している雇用者が受け取る保険契約者に帰属する財産所得から支払われる追加負担を加え、必要な場合サービス料を差し引いたものである。雇主および雇用者の過去の負担を積み立てた準備の投資に対して財産所得が発生するが、準備は雇用者だけに属し、雇主には属さない。したがって、準備の投資から得られる財産所得全体が加入雇用者に帰属することになるが、そのうえでその額を当該諸制度に負担の追加分として払い戻したものとして取り扱う。民間基金による制度への雇用者の社会負担支払は、サービス料の存在しない非自律的年金基金への負担の場合を除き、関連するサービ

ス料を控除した後で記録する。サービス料は全て雇用者の負担となり、雇主の負担とはならない。社会保障基金が存在している場合の負担は、自発的負担が時に雇用者によってなされるかもしれないけれども、通常強制的である。雇用者の現実社会負担が法律によって強制されたものか、そうではないかについて区別がなされている。

３．自営業者および非就業者による社会負担（D.6113）

8.70. 雇用されていない――すなわち、自営業者（雇主または自己勘定の就業者）、または非就業者――といった人々が彼ら自身の利益のために支払う社会負担である。これらは支払い債務が創造された時点で記録される。あるものは強制的な社会保障負担からなり、一方他のものは社会保障またはその他の社会保険制度への自発的負担である。加入者が受け取る保険契約者に帰属する財産所得から支払われる負担の追加額も、加入者個人のその他の負担とともに保険企業へ払い戻されるものとして記録する。民間保険企業に支払う負担は、合計支払保険料マイナスサービス料に等しい。また、この場合でもやはり、社会負担が法律によって強制されたものか、そうではないかについて区別がなされている。

４．帰属社会負担（D.612）

8.71. 雇主が無基金社会保険制度を運営している場合、雇主の支払帰属社会負担を所得の第２次分配勘定に記入する必要がある。読者の便宜のために、第Ⅶ章、段落7.45-7.47における対応する項目についての記述をここに再録する。

8.72. 一部の雇主は、保険企業や自律的な年金基金をかかわらせることなく、またその目的のための特別な基金または他と切り離された準備金を設立することなく、その雇用者、退職者または扶養家族に対して直接に自身の源泉から社会給付を支給する。このような場合、それをカバーする支払いがなされているわけではないが、雇用者は、さまざまな指定されたニーズまたは状況に対して保護されていると考えることができるであろう。したがって、そのような雇用者について、彼らが蓄積している、社会給付に対する事実上の資格を保証するのに必要とされ

るでろう社会負担の価額と等しい金額を、報酬として帰属すべきである。その金額は、当期に支払われる給付の水準ばかりでなく、そうした制度に対する雇主の負債の将来の動向がその現在および過去の雇用者の人数、年齢分布、平均寿命の期待変動のような諸要因の結果としてどのようになりそうかといったことにも依存する。つまり、社会負担として帰属すべき額は、原則として保険企業が保険料の水準を設定する際に必要なものと同様な保険数理上の考慮に基づくべきである。

8.73. しかしながら、実際には、そのような帰属負担の大きさを決定するのは困難であるかもしれない。企業は、将来におけるその予想負債を算出するために、同種の基金制度に対して支払われる負担を基礎として自身で推計しているかもしれない。そのような推計が利用可能であるときには使えるかもしれない。そうでない場合、唯一の実用的な代替的方法は、同一会計期間の企業の支払無基金社会給付を、帰属負担をカバーするのに必要な帰属報酬の推計値として用いることであろう。一方、必要な帰属負担額が、同一の期間において実際に支払われた無基金社会給付とは異なるということについては、明らかに多くの理由がある、それは、その企業の労働力の構成や年齢構造の変化などによるのであるが、それにもかかわらず、当期に実際に支払われた給付は、負担とそれに伴う帰属報酬についての利用可能な最も良い推計値であるといってよいであろう。

8.74. 含まれている２つの段階は以下のように要約できるであろう。

(a)雇主は、所得の発生勘定において、現存の雇用者にその報酬の構成要素として帰属社会負担と呼ばれるある額を支払ったものとして記録する。その額は、現存の雇用者が得た無基金社会給付の受給資格分を将来支給するのに必要な推計社会負担の額に等しい。

(b)雇用者は、所得の第２次分配勘定において、同額の帰属社会負担（すなわち、経常移転）をその雇主に払い戻したものとして、あたかも、雇用者がそれを別個の社会保険制度に支払ったかのように、記録する。

Ｆ．社会給付

１．序論

8.75. すでに述べたように、２種類の社会給付、すなわち社会保険給付と社会扶助給付がある。後者は政府単位または非営利団体による家計に対する社会保険給付の場合と同種のニーズに対応する移転からなるが、いかなる社会保険制度にも含まれないものである。社会保険給付を生じさせる事象または状況については、上の段落8.56において述べた。社会給付は現金または現物で支払われるであろう。たとえば、社会保険制度を運営する制度単位は、受益者またはその扶養家族の治療および介護のためにそれ自体の診療所、回復期保養所または退職者施設を維持するかもしれない。

8.76. 雇主がその雇用者に無基金社会給付を支給する場合、それを現金による賃金または俸給の支給と区別することは常に容易であるわけではない。たとえば、疾病、事故、妊娠、等々の理由で欠勤している雇用者に対して賃金および俸給を引き続き支払うことは、社会給付であるが、おそらく数カ月あるいはそれ以上に長引いた欠勤の場合を除いて、そのような支払いを通常の賃金および俸給と区別するのは困難であろう。しかしながら、帰属社会負担の額が同一期間におけるそうした給付の支払いと等しいものとして推定する場合、問題となっている労働者のグループの雇用者報酬の総額に影響しない。

２．現物社会移転以外の社会給付（D.62）

8.77. これは現物社会移転を除くすべての社会給付からなる。したがって、以下の(a)および(b)からなる。

(a)社会保障基金および対家計非営利団体を含む政府単位によって支給される現金によるすべての社会給付――社会保険および社会扶助給付の双方――

(b)現金であってもあるいは現物であっても、民間基金および無基金社会保険制度によって支給されるすべての社会保険給付

「体系」において用いられている分類では、政府単位および対家計非営利団体によって支給される現金による社会給付、上の(a)は、以下のように区分される。

- 現金による社会保障給付
- 現金による社会扶助給付

上の(b)の社会保険給付は、以下のように区分される。

- 民間基金による社会保険給付
- 無基金雇用者社会保険給付

一般政府および対家計非営利団体によって支給される現物による社会給付は、所得の第２次分配勘定には記録されない。これらは現物社会移転を形成しており、現物所得の再分配勘定に記録される。

＜現金による社会保障給付（D.621）＞

8.78. これらの給付は社会保障基金による家計に対する現金で支払われる社会保険給付である。これらは以下の形をとるであろう。

- 疾病および廃疾給付
- 妊娠手当
- 児童または家族手当、その他の扶養手当
- 失業給付
- 退職および遺族年金
- 死亡給付
- その他の手当または給付

この一覧表は単なる例示であることを意図したものである。実際、国によって社会保障制度の下で支給される給付の範囲と幅は異なるであろう。

＜民間基金による社会保険給付（D.622）＞

8.79. これらの給付は保険企業または民間基金による社会保険制度を管理しているその他の制度単位によって家計に対して支払われる社会給付である。支給され

る給付の種類は、社会保障基金について上に掲げたものと類似のものである。しかしながら、社会保障給付とは違って、民間基金による給付は現物社会移転ではありえないので、現金による給付と現物による給付との区別はなされない。両方のタイプの給付は所得の第２次分配勘定に記録される。

＜無基金雇用者社会保険給付（D.623）＞

8.80. 雇主が管理する無基金社会保険制度によってその雇用者、扶養家族または遺族に対して支払われる社会給付である。すべての無基金給付は、現金であっても現物であっても、所得の第２次分配勘定に記録される。典型的に含まれるのは以下の項目である。

(a)健康がすぐれないこと、事故、妊娠、等々の結果としての欠勤していた期間中に正規の、または減額された賃金を引き続き支払うこと。

(b)扶養家族に関する家族手当、教育手当、またはその他の手当の支払い。

(c)退職者またはその遺族に対する退職年金または遺族年金の支払い、および人員過剰による解雇、資格喪失、事故死、等々の場合の労働者またはその遺族への解職手当の支払い。

(d)雇用者の仕事とは関連しない一般的な医療サービス。

(e)回復期保養所または退職者施設。

＜現金による社会扶助給付（D.624）＞

8.81. 社会扶助給付は、社会保険給付と同種のニーズに応じるものであるが、社会負担と社会保険給付とを社会保険制度の下でなされるものでない、政府単位または対家計非営利団体によって家計に対して支払われる経常移転である。したがって、社会保障基金によるすべての給付を除外する。これらは現金および現物で支払われるであろう。現物による支払いは、現物所得の再分配勘定に記入される現物社会移転の一部分である。

8.82. 社会扶助給付は以下の状況において支払われるであろう。

(a)問題となる状況を対象範囲とする社会保険制度が存在しない場合。

(b)ある社会保険制度、あるいは複数の制度が存在しているであろうけれども、問題となる家計が加入していなくて、その社会保険給付に対して資格がない場合。
(c)社会保険給付は問題となるニーズを援助するには量的に不十分と考えられ、社会扶助給付が付加的に支払われる場合。

8.83. 社会扶助給付は、社会保険制度によって普通は対象範囲とはされない事象または状況に応じて支払われる経常移転を含まない。したがって、社会扶助給付は干ばつ、洪水または地震のような自然災害に応じてなされる現金または現物による移転は対象としない。そのような移転は別にその他の経常移転として記録される。

Ｇ．その他の経常移転（D.7）

１．序論

8.84. その他の経常移転は、この章の前節までに述べたものを除く居住者制度単位間、または居住者と非居住者との間のすべての経常移転からなる。すなわち、所得、富等に課される経常税、および社会負担および社会給付を除く。その他の経常移転は、まったく異なった目的に役立つ多数の異なった種類の移転を含む。もっとも重要なカテゴリーについて以下で述べる。

２．非生命純保険料（D.71）

8.85. この項目に含まれる非生命保険料は、企業ないし個別家計が加入した保険

契約のもとでの支払いのことである。個別家計が加入した保険契約は、その自発性に基づき、個別家計の利益のためにその雇主や政府とは独立に、社会保険制度の外側で取り結ばれるものである。

8.86. 既に述べたように、非生命保険料は、保険契約者により当該会計期間中の保険カバーを得るために支払われる実保険料（収入保険料）と保険契約者に帰属する財産所得から支払われる保険料追加との両者からなる。このような支払非生命保険料の合計額は、保険の手はずを整えること、保険自体の支払いを行うことについて保険企業に対するサービス料の支払いをカバーしていなければならない。サービス料の計算方法は、第Ⅵ章の段落6.138-6.140で説明した。サービス料を非生命保険料の合計額から差し引いた後の残余額は、非生命純保険料と呼ばれる。これは、財貨や財産の損害に帰結する様々な出来事や事故、また自然的・人間的原因の結果人々にもたらされる危害――火災、洪水、墜落、衝突、沈没、盗難、暴力、事故、疾病等――あるいは、疾病、失業事故などのような出来事からもたらされる金融的損失に対するカバーを提供するために利用可能な額である。非生命純保険料だけが経常移転であり、所得の第２次分配勘定に記録される。サービス料は、保険契約者によるサービスの購入であり、中間消費ないし最終消費のうち、適切なものに記録される。

３．非生命保険金（D.72）

8.87. 非生命保険金は、家計に対する社会給付の形態での支払いは含まない。これは当会計期間中に支払うべきものとなった保険金の決済で支払われる金額である。保険金は、保険企業が支払責任を引き受け有効な請求権を生じさせる事態が発生したちょうどその時点に支払うべきもの（become due、以下では＜支払事由の生じた＞と訳す）となる。非生命保険に対するサービス料は収入保険料と保険料追加の合計額から支払事由の生じた保険金を差し引くことで計算されるから、支払事由の生じた保険金は、保険企業にとって当該会計期間中の非生命純保険料の受取と等額となる。このことは、非生命保険の本質的機能が資源の再分配であ

るという事実を強調するものとなる。

8.88. 非生命保険金の決済は保険請求者に対する移転として取り扱われる。そのような支払いは、たとえ固定資産の偶発的な破壊あるいは個人に対する重大な身体的傷害の結果としての大きな金額が含まれているかもしれないとしても、常に経常移転として取り扱われる。保険請求者が受け取る金額は通常いかなる特定の目的に向けられることをあらかじめ定められたものではなく、損害を受けたあるいは破壊された財貨または資産は補修されたり置換されたりする必要はない。

8.89. ある種の保険金請求は、保険契約者が第三者の財産または個人に対して損害または傷害を生じさせることが原因で発生する。たとえば、保険をかけている運転者の車が他の車または個人に対して生じさせた損害または傷害である。こういった場合には、有効な保険金は保険企業から損害を受けた当事者に直接支払われたものとして記録され、間接に保険契約者を経由したとはされない。

４．一般政府内の経常移転（D.73）

8.90. 異なる政府単位間または異なる一般政府の内訳部門間の経常移転からなる。一般政府と州、または地方政府単位間の経常移転、政府単位と社会保障基金との間でしばしば行われるような経常移転を含めて、異なる水準の政府間の経常移転がこの項目に含まれている。ただし、総固定資本形成に資金を提供することに資金の移転は含まない。そのような移転は資本移転として取り扱われるからである。

8.91. 一つの政府単位はある第２の政府単位のために代理人として行動するかもしれない。たとえば、第２の単位のための税の徴収をその単位自身の税の徴収と同時に行なうような場合である。このような方法による第２の単位のための税の徴収は、第２の単位について直接に発生したとして記録すべきであり、第１の単位から第２の単位への経常移転として取り扱うべきではない。第１の政府から第２の政府に対する税の送金の遅れは、金融勘定における「その他の受取債権／支払い債務」の項目への記入を生じさせる。

５．経常国際協力（D.74）

8.92. 経常国際協力は異なる国の政府間、あるいは政府と国際機関との間における現金または現物による経常移転からなる。この項目は以下を含む。
(a)受取側政府によって経常支出を賄うために用いられる政府間の移転で、自然災害後における緊急援助を含む。これらは食料、衣料、毛布、医薬品、等々の形態での現物による移転を含む。
(b)加盟国政府が国際機関に対して支払う年払いまたはその他の定期的分担金（超国家機関に対して支払われる税を除く）。
(c)技術援助要員は、任務地の国の居住者とみなされることから、この項目に含まれることになる政府または国際機関が技術援助要員の俸給をまかなうために他の政府に対して行なう支払い。
経常国際協力は資本形成を目的として意図された移転は含まない。そのような移転は資本移転として取り扱われる。

６．他に分類されない経常移転（D.75）

8.93. この項目は、居住者制度単位間または居住者単位と非居住者単位との間で行なわれるさまざまな異なった種類の経常移転からなる。より重要なもののいくつかが以下に示される。

＜対家計非営利団体に対する経常移転＞

8.94. 対家計非営利団体に対する大部分の経常移転は、他の居住者または非居住者制度単位から、定期的になされるかあるいは臨時的になされる、会費、寄付金、自発的贈与、等々の形で受け取る現金移転からなる。そのような移転は、対家計非営利団体の非市場生産の費用を償うこと、あるいは居住者または非居住者家計に対して社会扶助給付の形でなされる経常移転がそこから行なわれる基金を供給することを意図したものである。この項目はまた、居住者または非居住者家計に分配するために慈善団体に対して食料、衣料、毛布、医薬品、等々の贈与の形態で行なう、現物移転を含む。しかしながら、商工会議所や同業者団体のような対企業市場非営利団体への会費、寄付金の支払いは、なされたサービスへの支払い

として取り扱われるので、移転ではない（第VI章、段落6.59参照）。

＜家計間の経常移転＞

8.95. 居住者家計による、他の居住者または非居住者家計に対する、現金または現物でなされた、すべての経常移転、また、居住者家計が他の居住者家計または非居住者家計から受け取った現金または現物の全ての経常移転からなる。これは同じ国の異なった地域または異なった国に居住している同一家族の構成員間における定期的送金を含む。典型例は、１年あるいはそれ以上の期間外国で働いている家族の構成員からの送金である。季節労働者の家族への送金は国際移転ではない。実際、季節労働者が１年未満の短期間海外で働く場合は、出身国の居住者、すなわち、元の家計の構成員にとどまっている。

＜科料および罰金＞

8.96. 裁判所または準司法機関によって制度単位に課された科料および罰金は、強制的経常移転として取り扱われる。しかしながら、脱税または税の延滞のために税務当局から課された科料および罰金は、通常その税自体から区別することができないので、実際上は税と一括し、この項目の下には記録しない。許可証を得るための料金の支払いも含めない。そのような支払いは税であるかまたは政府単位が供給するサービスへの支払いである（段落8.54参照）。

＜富くじおよび賭博＞

8.97. 富くじ券に対する支払い金額または賭に投資した金額は２つの要素からなる。すなわち、富くじや賭博を組織した単位に対するサービス料の支払いと、くじに当たったり賭に勝った者に支払われる残余の経常移転である。サービス料は相当大幅であろうし、賭博サービスの生産に課される税をカバーする額でなければならないであろう。この場合、「体系」においては富くじまたは賭博に参加した者の間で、すなわち家計間で直接移転が行なわれたものとみなされる。非居住

者家計が参加した場合は、家計部門と海外との間に相当な純移転があるかもしれない。

＜賠償の支払い＞

8.98. 制度単位が他の制度単位に支払う経常移転で前者によって引き起こされた対人傷害や財産に対する損害の賠償として支払われたものであるが、非生命保険金の支払いは除く。賠償の支払いは、裁判所によって裁定される強制的な支払いか、あるいは法廷外で合意した好意による支払いである。この項目は他の制度単位によって引き起こされた傷害または損害に対する賠償のみを含める趣旨であるが自然災害によって引き起こされた傷害または損害の償いとして、政府単位または対家計非営利団体によってなされる好意による支払いをも含める。

H. 現物社会移転（D.63）

１. 序論

8.99. 現物所得の再分配勘定に記録されるバランス項目以外の唯一の項目は、現物社会移転である。これは、政府単位（社会保障基金を含む）および対家計非営利団体が個々の家計に対して現物による社会移転として支給した財貨およびサービスであり、それは政府または対家計非営利団体が市場で購入したかあるいはその非市場産出として生産したものである。これは税収その他の政府所得あるいは社会保障負担から、あるいは対家計非営利団体の場合は贈与または財産所得によ

って賄われているかもしれない。もし社会保障基金の勘定を他の政府の内訳部門の勘定と分離することが不可能であるなら、社会給付を社会保障が支給するものとそれ以外が支給するものとに分割することが不可能であるかもしれない。現物社会保障給付は、受給者家計が自らその財貨またはサービスを購入し、あとで払い戻しされるタイプのものと、関連するサービスが直接その受給者に支給されるものとの２つのタイプに細分される。

8.100. 家計に対して政府単位が支給する現物社会移転の数およびタイプは、その一般経済政策および社会政策上の関心を反映している。経常現金移転の受給者は彼らが望むようにそれを処分するであろうが、現物による社会移転の受給者はほとんど選択の余地がないか、あるいはまったくないのである。政策立案者にとって現金移転より現物移転が選好される理由は、移転される諸資源が保健あるいは教育といった特定のニーズに合致するように目標をしぼることができるからであり、その支給者が意図した方法で消費されなければならないからである。

２．払い戻しによる社会保障給付（D.6311）

8.101. 家計によってなされた特定の財貨またはサービスに関する承認された支出に対する社会保障基金による払い戻しは、現物社会給付の一形態である。払い戻しされる支出の例は、医薬品、医科または歯科治療、入院費、検眼費、等々である。

8.102. ある家計が社会保障基金によってその一部または全部をその後払い戻しされる財貨またはサービスを購入する場合、その家計はその社会保障基金のために活動する代理人であるかのように見ることができる。事実上、その家計は社会保障基金に対して、その家計が払い戻しされるとすぐに精算される短期の融資をするのである。払い戻しされる支出の金額は、直接社会保障基金に発生したものとして家計がその購入を行なった時点で記録する、一方、家計について記録される唯一の支出は、もしあったとすれば、支払った購入者価格と払い戻しされた金額との間の差額である。したがって、払い戻しされた支出の金額は社会保障基金から家計に対する現金による経常移転としては取り扱われない。

３．その他の現物社会保障給付（D.6312）

8.103. 社会保障基金から家計に対してなされた、払い戻し型の社会保障給付を除く現物社会移転からなる。大部分は医科または歯科治療、手術、病院設備、眼鏡またはコンタクト・レンズ、医療器具または設備、およびヘルス・ケアの供給に伴う同種の財貨またはサービスからなりそうである。そのサービスは市場生産者あるいは非市場生産者によって供給されるであろう。評価方法もそれぞれの場合に応じて異なるものになる。その両方の場合において、家計自身によってなされたいかなる名目支払いも控除すべきである。この項目の移転は財貨が移転された時点で、あるいはサービスが支給された時点で記録すべきである。

４．現物社会扶助給付（D.6313）

8.104. 現物による社会扶助給付は、現物による社会保障給付にその性質が類似しているけれども、社会保険制度の関連においては支給されない、政府単位または対家計非営利団体によって家計に対して支給される現物による移転からなる。現金による社会扶助給付と同様に、以下の状況の下で支給されることが多いであろう。

(a)問題となる状況を対象範囲とする社会保険制度が存在しない場合。

(b)ある社会保険制度、あるいは複数の制度が存在しているであろうけれども、問題となる家計が加入していなくて、その社会給付に対して資格がない場合。

(c)社会保険給付は問題となるニーズを援助するには量的不十分と考えられ、社会扶助給付が付加的に支払われる場合。

５．個別的非市場財・サービスの移転（D.632）

8.105. この項目は個々の家計に対して、無料、または経済的には意味のない価格で、政府単位または対家計非営利団体に属する非市場生産者によって支給される

財貨またはサービスからなる。対家計非営利団体によって生産される非市場サービスのあるものは、集合的サービスの特徴を幾分か持っているけれども、対家計非営利団体によって生産される非市場サービスのすべては、単純化のためと慣行により、その性質が個別的であるものとして取り扱われる。非市場生産者についてはより詳細に第ＶＩ章において述べる。無料、または経済的には意味のない価格で家計に対して支給されるサービスは、全体としての社会、または社会の大きな部分に対して供給される集合サービスとは区別して、個別的サービスと呼ばれる。住宅サービス、文化およびレクリェーションサービスのようなその他の種類のサービスもまたしばしば支給されるけれども、個別的サービスは主として教育および保健サービスからなる。これらは市場生産者あるいは非市場生産者によって供給されるであろう。評価方法もそれぞれの場合に応じて異なるものになる。この項目の移転について第Ⅸ章でより詳細に説明を与える。

8.106. 家計に対して現物社会移転として支給されるサービスは、それが支給された時点で記録される。それはそれらが生産された時点である。非市場生産者によって家計に対して直接支給されたいかなる財貨も、所有権の変更が生じた時点で記録すべきである。

第Ⅷ章　所得の第２次分配勘定

第Ⅸ章　所得の使用勘定

Ａ．序論

9.1. 所得の使用勘定の目的は、家計、政府単位および対家計非営利団体（ＮＰＩＳＨ）がその可処分所得を最終消費と貯蓄にどのように配分するか、ということを示すことである。可処分所得および消費の２種類の概念に対応する２つのバージョンの所得の使用勘定がある。表9.1に示した第１のバージョンでは、可処分所得と、その所得の範囲内で満たすことができる消費財およびサービスの消費に注意を集中している。表9.2に示した第２のバージョンでは、制度単位、とくに家計が取得し使用した消費財およびサービスが、支出によって取得したものか、あるいは現物社会移転によって取得したものか、ということに注意を集中している。

9.2. 第１のバージョンの所得の使用勘定では、総または純可処分所得から最終消費支出が差し引かれて、バランス項目として、総または純貯蓄を得る。第２のバージョンの所得の使用勘定では、総または純調整可処分所得から現実最終消費が差し引かれて、同じバランス項目を得る。さらに、両方の勘定に、金融勘定に記録される家計の年金基金純持ち分の変化と貯蓄とを調整（reconcile）するのに必要とされる調整項目がある。

9.3. 第Ⅷ章で説明したように、家計の調整可処分所得は、その可処分所得に現物社会移転の受け取り金額を加算することによって求められる。一方、政府単位および対家計非営利団体の調整可処分所得は、現物社会移転の支払い金額を差し引くことによって求められる。同様に、家計の現実最終消費は、その最終消費支出に現物社会移転の受け取り金額を加算することによって求められる。一方、政府単位および対家計非営利団体の現実最終消費は、現物社会移転の支払い金額を差し引くことによって求められる。貯蓄は、それが可処分所得マイナス最終消費支出として定義されても、調整可処分所得マイナス現実最終消費として定義されても、同額である。可処分所得および調整可処分所得のように、貯蓄はその測定の

困難さという理由で、固定資本減耗を含む総額で記録されなければならないかもしれない。しかしながら、固定資本減耗は生産の費用であり、もし可能であれば除外すべきである。

9.4. 法人企業は最終消費支出を行なわない。法人企業は家計が最終消費のために用いるのと同種の財貨またはサービス――たとえば、電力または食料――を購入するかもしれない。しかし、そのような財貨またはサービスは中間消費として使用されるか、あるいは現物報酬として雇用者に支給される。「体系」では、法人企業は家計に対して消費財またはサービスの移転を行なわないと仮定している（市場指向経済へ移行中の諸国については、雇用者のための企業の支出の取扱いについて勧告がある。第XIX章参照）。法人企業は現物社会移転を行なわないし受け取らないので、その可処分所得とその調整可処分所得の意味のある区別を行なうことはできない。そこで、法人企業の可処分所得の使用勘定および調整可処分所得の使用勘定はともに最終消費支出または現実最終消費についての記入がない単なるダミー勘定となる。以下で言及する年金基金についての調整項目は別として、法人企業の総または純貯蓄は、その総または純額の、可処分所得または調整可処分所得と等しくならなければならない。他の文脈では、法人企業の貯蓄はしばしば「留保利益」あるいは「未分配所得」と呼ばれる。

１．可処分所得の使用勘定

9.5. バランス項目である貯蓄を別として、この勘定にはただ３つの記入項目しかない。所得の第２次分配勘定から繰り越されたバランス項目である可処分所得は、勘定の右側に、源泉として記録され、最終消費支出は左側に、使途として記録される。前段で示したように、この勘定は最終消費支出を行なう３つの主要部門、すなわち一般政府、対家計非営利団体、および家計の諸部門に関連するものであり、そしてもちろん、一国経済にも関連する。

9.6. この勘定のバランス項目は貯蓄である。しかしながら、バランスに行き着く前に、部門間である額の貯蓄を再配分するために、先に言及され、また以下9.14－9.16段でより詳細に説明される、調整項目が記入される。この項目、年金基金に関する家計の純持分の変動のための調整は、所得の第２次分配勘定で年金の負

担と給付が記録される方式のために必要となったものである。この調整は、家計の源泉として右側に、金融機関および基金のある非自律的な年金制度を有する雇用主体の使途として左側に示す。

9.7. 最終消費支出は、会計的相互関係を明らかにするために、以下で述べる個別的消費と集合的消費とを区別したことを除けば、表9.1においては、単一の数字として示されている。しかしながら、通常、目的別または財貨・サービス種類別の支出分類を用いて、最終消費支出を細分化することが望ましい。細分化した支出データは、さまざまな分析的あるいは政策的目的に役立つであろう。大部分の利用者は、少なくともある程度の細分が行なわれていることを期待するであろう。たとえば、財貨に関する支出とサービスに関する支出との間の、あるいは耐久財に関する支出と非耐久財に関する支出との間の分割が行なわれていることを期待するであろう。

9.8. この章の後出の各節で説明するように、たとえその制度単位がその財貨またはサービスが引き渡される単位ではなくても、支出はその費用を負担する制度単位に属するものとされる。したがって、現物社会移転として家計に対して支給する個別的財貨・サービスについて行なわれた政府単位または対家計非営利団体の支出は、政府単位または対家計非営利団体によってなされた最終支出として記録されなければならない。これらの単位は現物社会移転として支給する財貨・サービスを物理的に消費するわけではないが、政府単位または対家計非営利団体は、この財貨・サービスの代価を支払い、また支給すべき量についての決定を行なっている。したがって、そのような財貨・サービスについて、これらの単位の支出に関する情報は、「体系」の勘定中にその可処分所得とともに記録されなければならない。しかしながら、その財貨・サービスがその支出を管理（コントロール）し、資金を負担する単位とは異なった単位によって消費される場合には、単にその支出を記録するだけでは十分ではない。その消費によって便益を受ける単位を識別するために、その財貨・サービスが現実に家計に対して移転されたことを認識する必要がある。最終消費支出だけでなく、現実最終消費が記録されなければならない。

２．調整可処分所得の使用勘定

9.9. バランス項目である貯蓄は別として、この勘定はそれ以外にはただ２つの記入項目（および議論を単純にするためにこれ以降はのべない調整項目）のみからなる。現物所得の再分配勘定から繰り越されるバランス項目である調整可処分所得を源泉の下に記録する一方、現実最終消費を使途の下に記録する。この勘定は政府単位、対家計非営利団体および家計のみに関連する。

9.10. 既に述べたように、家計の現実最終消費は、その最終消費支出に現物社会移転の受け取り金額を加えることによって得られる。一方、政府単位および対家計非営利団体の現実最終消費は、その最終消費支出から現物社会移転の支払いを差し引くことによって得られる。現物社会移転は居住者単位間でのみ行なわれると仮定することによって、居住者家計の現物移転の受け取り総額は、政府単位および対家計非営利団体の支払い総額と等しくなければならない。それで、一国経済について、現実最終消費の金額は、最終消費支出の金額の合計と等しくなければならない。

9.11. 家計の現実最終消費は、購入したか、政府単位または対家計非営利団体からの移転によって取得したかにかかわらず、家計がその必要および欲求の充足のために使用した消費財の額を測定することを意図している。したがってそれはその最終支出のみによるよりもその生活水準のよりよい指標となっている。国によっては、その政府が追求している経済政策および社会政策の種類にも依存することであるが、現物社会移転として家計に支給される個別的な非市場財・サービスの額はかなり大きいかもしれない。それで家計の現実最終消費の額は、その支出の額を相当な幅で超えるであろう。こういった理由によって、家計の現実最終消費は、時にその「拡大」消費またはその「全」消費と呼ばれる。ただし、「体系」ではこらの用語は用いない。もちろん、一般政府部門の現実最終消費は、政府の最終消費支出よりもかなり小さい。

３．２種類の所得の使用勘定間の関係

9.12. ２種類の所得の使用勘定は、勘定系列中の連続する２勘定でもなく、階層的な関係のものでもない。これらは異なった分析目的または政策目的に役立つ並

列的な勘定である。現物社会移転に含まれる財貨・サービスの額は、「体系」の中で、いずれも政府単位または対家計非営利団体による資源の使用を表わす、以下の２つの異なった方法で記録される。

(a)政府単位または対家計非営利団体の支払う最終消費支出

(b)政府単位または対家計非営利団体の支払う現物経常移転

9.13.可処分所得と調整可処分所得との差は、現物社会移転によるものであるが、可処分所得はそれが現金で利用可能な所得の測定値であるかのように解釈すべきではない。自己消費のための生産や現物報酬に伴ういくつかの非現金要素については、所得の第２次分配勘定の第Ⅷ章の8.13段と8.14段で指摘した。

４．年金基金に関する家計純持分の変動のための調整（D.8）

9.14. 「体系」では、民間の基金を有する年金制度の準備金は、基金に対する債権として家計によって所有されているものとみなされる。したがって、基金に対する年金負担の支払いおよび年金受給者による年金の受け取りは、異なる制度単位間の移転ではない。これらは金融資産の取得および売却となる。しかしながら、この取り扱いは、関連する家計、特に年金受給者の家計の認識とは一致しない。後者は、受け取る年金を経常移転の形態による所得として見る傾向があるからである。さらに、社会保障制度の下で受け取る年金は、「体系」において実際に経常移転として取り扱われる。

9.15. 関連する家計の行動を分析するためにより有用であるであろう所得情報を提供するために、基金を有する民間の社会保険制度および無基金の民間社会保険制度の下での年金負担の支払いと、そのような制度の下での年金受給者の家計による年金の受け取りは、それぞれ社会負担および社会保険給付として所得の第２次分配勘定に記録する。そうすることによって、これらを家計の可処分所得の決定要素として記録するわけである。

9.16. しかしながら、この取扱いを、「体系」の金融勘定と貸借対照表で、基金を有する民間年金制度の準備金を、それが自律的なものであってもそうでなくても、家計が所有しているものとして取り扱っているという事実と調和させるために、年金負担額と年金受取額との差額（すなわち、「移転」支払が「移転」受取

を超過する部分）があっても、それが貯蓄に入り込まないようにするために、ある調整項目を導入することが必要である。そのため、所得の第２次分配勘定に記入される家計の可処分所得または（現物所得の再分配勘定の――訳者補）調整可処分所得に年金負担を足し戻し年金受取を差し引くことにより、年金負担と年金受取が所得の第２次分配勘定に経常移転として記録されていなかった場合と同じ貯蓄額に戻す。以上から、必要な調整項目は、

民間の基金を有する年金制度に対する　　現実社会負担支払の合計金額
プラス　保険契約者（または年金契約者）に帰　　属する財産所得のからの追加負担の合　　計金額
マイナス　関連サービス料の価額
マイナス　民間の基金を有する年金制度によって　　社会保険給付として支払わた年金の合　　計金額

この調整項目は、第ＸＩ章の11.93段－11.96段で述べる年金基金における家計の純持分の変動と等しい。この調整項目を家計の可処分所得ないし調整可処分所得に貯蓄を計算する前に加算して、家計の貯蓄額を「体系」の金融勘定に記録する生命保険準備金および年金基金における家計の純持分の変動と調和させる。もちろん、保険企業、自律的年金基金および非自律的な年金基金を維持する雇用主体については、逆の調整が必要となる。こうした調整は、家計である非居住制度単位および年金基金である非居住制度単位にも影響する。

５．貯蓄（B.8）

9.17. 貯蓄は、２種類の所得の使用勘定のバランス項目である。貯蓄の額は、それが可処分所得マイナス最終消費支出として求められたとしても、あるいは調整可処分所得マイナス現実最終消費として求められたとしても同一である。（どちらの場合でも、上述した年金基金についての調整項目を所得に加えた後のこととする。）

9.18. 既に述べたように、非金融法人企業および金融機関は最終消費支出または現実最終消費を行なわない。その純貯蓄は、その純可処分所得、または純調整可

処分所得に等しい（年金基金についての調整項目は別として）。

9.19. 貯蓄は、可処分所得のうち、最終消費財・サービスに費やされなかった部分を表わしている。それは可処分所得が最終消費支出を上回っているか、あるいはその逆であるかにより、正であるかもこともあるし、負であることもある。貯蓄が正であると仮定すれば、使われなかった所得は、資産の取得または負債の削減に用いられる。使われなかった所得が、様々な金融資産または非金融資産の意図的な取得のために、あるいは負債の意図的な削減のために用いられなかったときには、それ自体金融資産である現金の増加として実現することになる。もし貯蓄が負であったら、何らかの金融資産または非金融資産が現金化されるか、現金残高が減少するかあるいは何らかの負債が増加しなければならない。したがって、貯蓄は「体系」の経常勘定とその後に続く蓄積勘定とをつなげるものとなっている。

9.20. もし貯蓄がゼロ、すなわち、もし最終消費支出が可処分所得と等しかったら、その制度単位はいかなる資産をも現金化する必要もないし、あるいはいかなる負債をも変化させる必要がない。したがって、第Ⅷ章で既に示したように、可処分所得は、ある制度単位がその会計期間にその現金を減らしたり、その他の資産を現金化したりまたはその負債を増やしたりする必要なしに、最終消費財・サービスに費やすことのできる最大額として解釈することができる。

Ｂ．支出、取得および使用

9.21. 最終消費支出と現実最終消費との区別は、財貨・サービスに対する支出と財貨・サービスの取得との間の一般的な区別に依存している。この区別は、消費のほか生産および資本形成のような、他の型の活動に適用される区別でもある。この節の目的は、支出と取得との違いを説明することだけでなく、この両者と財

貨・サービスの現実の使用ないし物理的使用との違いをもまた説明することにある。その説明は、消費に関する区別を強調するが、他の型の活動にもあてはまる。

１．支出

9.22. 支出は、買い手または買い手が指定した他の制度単位に対して売り手が供給する財貨またはサービスとの交換において、買い手が売り手に対して支払う、あるいは支払うことを承諾する金額として定義される。支払い義務を負う買い手は、その財貨またはサービスを占有する単位と同一である必要はない。すでに述べたように、その売り手が家計に対して提供する財貨またはサービスに対して、政府単位または対家計非営利団体が支払いを行なうことはよくあることである。さらに、以下で説明するように、買い手が負う支払い義務は、必ずしも現金による支払いで決済しなければならないということはない。

＜支出の帰着＞

9.23. 「体系」において、支出は、売り手に対する支払いを行なう単位とは区別される、究極的にその費用を負担する単位によるものとされる。支払いを行なう単位は、また通常その費用を負担する単位である。しかし、このことは常に事実ではない。たとえば、ある単位は、その財貨の所有権が譲渡されている他の単位の代理人として行動して、売り手に支払うかもしれない。この場合、その代理人は、その代理人が払い戻しを受けたときに失効する短期の信用を買い手に与えたことになる。他の例は、家計が財貨またはサービスを購入し、その家計自身が使用のために確保するが、その後その費やした金額の一部あるいは全部について社会保障基金から払い戻しを受ける場合である。この場合には、払い戻しされる金額は、社会保障基金の支出として取り扱われる。

＜支出の時点＞

9.24. 財貨またはサービスに関する支出は、買い手が売り手に対する支払い義務

を負う時点で発生する。これらは通常以下の時点である。

(a)財貨の所有権が売り手から新しい所有者に移転された時点

または

(b)生産者によるサービスの引き渡しが消費者の満足のゆくように完了した時点

9.25.売り手が引き渡した財貨またはサービスに対して実際に支払いを行なった時点は、必ずしも支出が発生した時点ではない。第Ⅲ章で説明したように、支払いは販売された財貨またはサービスの実際の引き渡しの前になったり、あるいは遅れたりする。この理由によって、支出金額は、その支出が行なわれた時点の、受取債権および支払債務の額（the value of the amounts receivable and payable）で測定される。支払いが繰り上げられるか繰り延べられた場合は、所有権の移転が行なわれたかあるいはサービスの引き渡しが行なわれた時点で、関係する双方の単位の（現金以外の）金融資産または負債の変化がなければならない。

9.26. 財貨の所有権が移転した時点、あるいは、サービスの引き渡しが消費者の満足のゆくように完了した正確な時点は、実際問題として、場合によっては決定することが容易ではないかもしれない。それは関係する双方の当事者によって異なって認識されているかもしれないし、あるいは紛争すらあるかもしれない。

＜帰属支出＞

9.27. 買い手と売り手の間の相互の合意によって、買い手に発生した債務は、財貨、サービスまたは現金以外の資産をそれと引き替えに提供することによって支払われるかもしれない。たとえば、物々交換取引においては、財貨またはサービスが相互に交換されるかもしれないし、あるいは雇用者は現物報酬として受け取った財貨またはサービスと交換に労働を提供するかもしれない。

9.28. 買い手が現金で支払わないか、あるいは現金で支払わないと予想される場合は、当該支出に関する金額を、市場において同種の財貨またはサービスが現金で販売される価格を用いて、帰属計算しなければならない。たとえば、現物報酬を受け取る労働者は、受け取った財貨またはサービスの市場価額に等しい支出を行ない、その支出の費用は彼らが現物報酬として受け取った所得から支払われるものとして取り扱われる（その際、財貨・サービスの評価は、雇主によって生産

されたものであれば、生産者価格により、雇主によって購入されたものであれば、購入者価格による）。物々交換取引においては、取引における双方の当事者が支出を行なったものとして記録されなければならない。物々交換された財貨またはサービスの市場価額は等しくないかもしれないので、当該支出のために帰属計算される価額は交換される財貨またはサービスの推計価額の単純平均であるべきであり、そうすることにより、双方の当事者に同額の支出が記録される。

9.29. 制度単位が、自ら生産した財貨またはサービスを自らの消費または総固定資本形成のために確保している場合は、これらは明らかに自らの負担した費用となる。したがって、これらは支出を行なったものとして記録されるが、その価額は市場で販売される同種の財貨またはサービスの基本価格、あるいは適切な基本価格がない場合はその生産費用を用いて帰属計算しなければならない。

9.30. 簡潔さのために、その価額が帰属計算されなければならない支出は「帰属支出」と呼ばれる。しかしながら、厳密にいえば、帰属は、含まれる財貨またはサービスの価額の帰属であり、支出それ自身の帰属ではない。

＜負の支出としての既存の財貨の販売＞

9.31. 既存の財貨とは、当期かあるいは以前の期に、その生産単位あるいは輸入単位によって、使用者に対して既に処分されている財貨のことである。大部分の既存の財貨は、中古の構築物および設備または中古の耐久消費財（以下の段落9.38を参照）である。しかし、これらは幾分かの未使用の財貨を含んでいるかもしれない。ある既存の財貨が再販売された場合、その販売から受け取った額は売り手の側では負の支出として記録される。耐久財は再販売の結果として再分類されなければならないかもしれない。たとえば、以前にある企業によって営業目的のために使用されていた自動車の家計への販売は、負の総資本形成と正の家計最終消費支出として記録される。

２．取得

9.32. 財貨・サービスは、制度単位が財貨の新しい所有者となった時、あるいは

制度単位に対するサービスの引き渡しが完了した時、その制度単位によって取得される。ある制度単位または部門によって取得された財貨・サービスの価額は、その支出を通して取得した財貨・サービスの価額プラス現物移転を通して受け取った財貨・サービスの価額マイナス他の単位に対して移転した財貨・サービスの価額からなる。他の単位に対する現物移転は、負の取得として記録される。ただし、経常移転のいくつかの種類――すなわち、一般政府内の経常移転、経常国際協力、および他に分類されない経常移転――については、いくらかの現物移転を含んでいるかもしれないので、上の規定に関する述べ方を限定しておく必要がある。後者の現物移転は、あたかもそれが現金による移転であるかのように取り扱われる。したがって、実際には、受け取った財貨・サービスの価額は、それを取得した制度単位または部門による支出として記録される。

9.33. 上で述べたように、取得は、いかなる種類の財貨・サービスでも対象とすることができる。たとえば、生産者は、彼ら自身の支出（自己勘定資本形成のための帰属支出を含む）によって、また、現物資本移転によって、構築物および機械・設備を取得する。「体系」は、最終消費目的のための取得の重要性に対して特別の認知を与えている。すなわち、「体系」は、最終消費目的のために取得した財貨・サービスの合計価額を現実消費と定義する。

9.34. 財貨・サービスが取得される時点は、所有権の移転が行なわれた時、または、そのサービスの引き渡しが完了した時である。取得は、その支出を行なった単位が支払う価格で評価される。

３．使用

9.35. 財貨・サービスは、制度単位がそれを生産過程で、あるいは人間的ニーズまたは欲求の直接的充足のために用いた時に使用される。

9.36. 財貨の場合、取得と使用との間の区別は明瞭である。生産者は、財貨を取得し、生産過程においてそれを物理的に使い尽くす前に、さまざまな期間それを保有する可能性がある。家計は、そのニーズまたは欲求の充足のためにそれを用いる以前に消費財を保有するかもしれない。腐敗し易いためにすぐに使用しなければならない財貨はごく僅かである。たとえば、大部分の食料品は、それが取得

されてから後かなりの間食べてしまわなくてもよい。

9.37. しかしながら、サービスの場合、常識的には、取得と使用との間の区別は意味がない。サービスが引き渡される単位の状態は、それらのサービスに自動的に影響され、それから便益を得るためにそれ以上の行動を必要とはしないであろうからである。

＜耐久財対非耐久財＞

9.38. 財貨の場合、取得と使用との間の区別は、分析的に重要である。それは経済分析において広く用いられる耐久財と非耐久財との間の区別の基礎をなしている。事実、耐久財と非耐久財との間の区別は、物理的な耐久性だけに基づいているのではない。そうでなく、その区別は、その財貨が生産または消費目的のために一度だけ使用することができるのか、あるいは、反復的、または継続的に使用できるのか、ということに基づいている。たとえば、石炭は物理的な意味では高度な耐久財である。しかし、それはただ一度だけしか燃やすことができないのである。したがって、耐久財は、正常あるいは平均的な物理的使用を仮定して、1年超の期間にわたり、反復的または継続的に使用することができる財貨として定義される。耐久消費財は、1年またはそれ以上の期間、反復的または継続的に消費目的に使用することができる財貨である。

＜活動としての消費＞

9.39. 消費活動は、個別的または集合的な人間的ニーズまたは欲求の充足のための財貨・サービスの使用である。消費された財貨・サービスの量の関数として効用を表現する消費関数は、財貨・サービスの支出または取得ではなく、その使用を記述するものである。活動としての消費を測定するために、生産に使用される

財貨の購入と投入としてのその使用との間に明瞭な区別がなされている生産勘定で用いているのと同様の会計的手続きを適用することが必要であろう。

9.40. 実際には、「体系」は、家計消費を支出および取得によってのみ測定している。このことは、家計による耐久財の反復的使用を認識することができる唯一の方法は、耐久財は、その産出がサービスからなる仮説的生産過程で徐々に使い尽くされると仮定することによって生産境界を拡張することであろう、ということを意味する。そうすれば、こうしたサービスは、家計によって連続する期間にわたって取得されたものとして記録することができるであろう。しかしながら、耐久財は「体系」ではこの方法では取り扱われていない。

C. 消費財・サービス

9.41. 消費財・サービスは、家計、対家計非営利団体または政府単位によって、個別的ニーズまたは欲求の直接的充足、または社会の構成員の集合的ニーズの充足のために、（「体系」で定義される意味の生産によってそれ以上の変形なしに）用いられる財貨・サービスとして定義される。

9.42. 個別的消費財・サービスは、家計によって取得され、その家計の構成員のニーズおよび欲求を充足させるために使用されるものである。個別的財貨・サービスは、現物移転によって無料で、あるいは、経済的に意味のない価格で供給されることもありうるが、常に市場で売買することができる。実際、すべての財貨および大部分のサービスは個別的である。

9.43. 集合的消費サービスは、社会のすべての構成員、またはある特定の地域に居住するすべての家計のような、社会の特定の部分のすべての構成員に、同時に

提供されるサービスである。集合的サービスは、その社会のすべての構成員、または対象となる家計のグループによって、彼らの側からのいかなる行動もなしに、自動的に取得され、消費される。典型的な例は、国段階または地方段階の、行政および安全の提供である。集合的サービスは、経済理論における「公共財」である。その性質によって、集合的サービスは市場において個人に対して販売することができない。そこでそれらは政府単位によって税収またはその他の所得から賄われる。個別的消費財・サービスと集合的消費財貨・サービスとの間の相違は、以下、段落9.80－9.89においてさらに詳述される。

9.44. 対家計非営利団体によって、当該対家計非営利団体を所有している団体の構成員に対して提供されるサービスのあるものは、集合的サービスの性格のいくつかを持っている。たとえば、対家計非営利団体によって実施される研究は、社会の全構成員に便益をもたらすかもしれない。しかしながら、対家計非営利団体によって提供される大部分のサービスは、その性質が個別的であり、そこで単純化のために、非営利団体によって提供されるすべてのサービスは、慣行によって、個別的として取り扱われる。

Ｄ．家計の最終消費支出

１．序論

9.45. 家計の最終消費支出は、居住者家計による消費財・サービスの支出からなる。最終消費支出は、住宅のような固定資産への支出または貴重品への支出を除く。住宅はその所有者によって住宅サービスを生産するために使用される財貨である。したがって、家計による住宅に関する支出は総固定資本形成を構成する。その所有者によって住宅が賃貸された場合は、住宅賃貸料が所有者による住宅サ

ービスの産出として記録されるとともに借家人による最終消費支出として記録される。住宅がその所有者によって居住されている場合は、その住宅サービスの帰属価額がその所有者の産出と最終消費支出の双方に記入される。貴重品は、時の経過による品質劣化がなく、消費や生産に使い尽くされることがない、主として価値の貯蔵のために取得される、高価な耐久財であり、主として美術品、宝石および貴金属、およびそのような宝石や貴金属から作られた装身具からなる。貴重品は、その価格が他の財貨およびサービスに対する相対価格で見て、時間を通して上昇する傾向があるか、あるいは少なくとも下落しないであろうという期待によって保有される。貴重品の所有者は、その保有から満足を得るであろうけれども、それらは耐久消費財を含む家計消費財が、時間を通して使い尽くされるような仕方で使い尽くされることはない。

9.46. ある特定の状況における支出の取り扱いおよびある特定の種類の財貨およびサービスに対する支出の取り扱いは、以下の節で概説される。

２．非法人企業を所有している家計の支出

9.47. 家計が非法人企業を所有している１人またはそれ以上の個人を含んでいる場合、家計の最終消費支出には人間的ニーズおよび欲求の直接的充足のための支出のみが含まれているということを確実にする必要がある。すなわち、業務目的のためのすべての支出は、家計消費支出から除外される。このことは、同一の財貨またはサービス（たとえば、電気またはその他の燃料）が業務目的のためにも最終消費のためにも等しくよく用いられる場合には実際上簡単ではない。そのため、購入される財貨・サービスの種類をもとにして、業務目的の支出を識別することはできない。自給農業を含む、農業の場合には特別の注意をする必要がある、そこでは購入した財貨、あるいは自己勘定で生産した財貨が、家計の最終消費のために用いられるかもしれないし、中間消費のために用いられるかもしれない。たとえば、とうもろこしあるいは馬鈴薯はその家計の構成員によって消費されるかもしれないし、動物の飼料とされるかもしないし、あるいは将来の収穫のための種子とされるかもしれない。

9.48. また、家計企業によって業務目的のために購入されたときは総固定資本形

成として分類されるべきであるが、家計の構成員の個人的使用のために購入されたときは最終消費支出として分類されるべきである車両、家具、あるいは電気機器のような耐久消費財の購入にも注意が必要である。区別の趣旨は原理的には明らかであるといってよいが、実際上は、不明瞭さが残る場合が多い。特に企業の所有者が車両のような耐久財を一部は業務目的で、また一部は個人的便益のために使用する場合がそうである。このような場合には、その耐久財の購入に関する支出は、その業務目的および個人目的の使用に比例して、企業による総固定資本形成と家計の最終消費支出に分割すべきである。耐久財が完全にあるいは部分的に業務目的のために購入された場合は、業務によるその使用に帰せられるその価額の減価は、非法人企業の固定資本減耗の下に記録すべきである。

３．物々交換取引

9.49. 物々交換取引で取得した財貨またはサービスの価額は、帰属支出を構成する。物々交換取引で交換された財貨またはサービスについて帰属すべき価額は、その市場価額に等しいか、あるいは物々交換された財貨またはサービスの市場価額が等しくない場合は、その両者の平均市場価額に等しい。したがって、物々交換取引で入手した財貨またはサービスが家計消費のために使用された場合は、その帰属価額は家計の最終消費支出として記録されなければならない。また、物々交換で提供された財貨が既存の財貨であり、新たに生産された産出でない場合には、負の帰属支出がその財貨を提供した単位に記録されなければならない。このことは、既存の財貨の販売が負の支出として記録されるのと同様である。

４．現物所得として受け取った財貨・サービスに関する支出

9.50. 雇用者が受け取った現物所得は、雇主によってその仕事に対する報酬として雇用者に支給した財貨・サービスの価額によって測定される。雇用者は、この所得を受け取ると同時に当該財貨・サービスに支出する。したがって、その財貨・サービスの価額は、現物所得として記録されるとともに家計が行なった最終消費支出として記録されなければならない。

9.51. 現物報酬として雇用者に支給された財貨またはサービスと、その仕事に当たって必要とされるので支給された財貨またはサービスとの間には区別がなされなければならない。後者は企業による中間消費であるからである。原理的に、その区別は明瞭である。雇主が雇用者に対してその仕事を遂行することができるように支給しなければならない工具、設備、特別な衣服、等々のような財貨またはサービスは、中間消費である。他方、雇用者が彼ら自身の時間に彼らのニーズまたは欲求あるいはその家族のニーズまたは欲求の直接的充足のために、使用することができる財貨またはサービスは、現物報酬である。しかし、実際には、仕事に際して着用しなければならないが、雇用者によって仕事を離れても広範囲に着用される制服のような、境界問題の発生は避けがたい。現物による報酬に含まれる財貨およびサービスの詳細な一覧表は、第Ⅶ章の雇用者報酬の節に示されている。

５．自己勘定で生産した財貨およびサービスに関する支出

9.52. 家計の最終消費支出は、家計によって所有されている非法人企業の産出として生産され、その家計の構成員による消費のために確保した財貨またはサービスの帰属価額を含んでいる。同一家計内における自己消費のためのサービスの生産は、所有者－居住者によって生産される住宅サービス、および雇用された有給の家事スタッフによって生産されたサービスを除いて、「体系」の生産境界の外に落ちる。自身の消費のために生産した財貨またはサービスの費用は、その家計自身によって負担されるので、たとえその価額が帰属計算しなければならないとしても、それに関する支出も家計が負担することは明らかである。同一家計内で生産され、消費される財貨およびサービスの主要な類型は以下の通りである。

(a)自給農家を含む農家、あるいはその農業生産が副次的活動にすぎない者、あるいはレジャー活動にすぎない非農家によって、自身の最終消費のために生産される食料またはその他の農産物。

(b)家計によって所有されている非法人企業によって生産され、それが同一家計の構成員によって消費されるその他の種類の財貨。

(c)所有者――居住者によって自身の最終消費のために生産される住宅サービス

（さらに以下で論ずる）。

(d)家計によって、その目的のために有給スタッフ――家事使用人、料理人、庭師、運転手、等々――を雇用して、自身の最終消費のために生産される家事サービスまたはその他のサービス。

こうした財貨・サービスの価額は有給スタッフのサービスを除いて、市場で同種の財貨・サービスが販売されるときの当期基本価格の推計値によるか、あるいは適当な価格が利用可能でない場合は生産費用に基づいて、帰属計算される。有給スタッフのサービスは、慣行によって、現金または現物による支払雇用者報酬によって単純に評価される。

６．特定のタイプの財貨およびサービスに関する支出

＜金融仲介サービスへの支出＞

9.53. 原則として、金融仲介機関による明示的な料金が請求されないサービスの提供によって家計が負担する支出については、その価額が帰属計算されなければならない。金融仲介機関が料金を請求するサービスは、通常の方法で記録される。

保険および年金基金サービスを除く金融仲介サービス

9.54. 銀行業務に従事するすべての法人企業を含む、保険会社および年金基金を除く金融仲介機関は、家計（またはそのそれ以外の顧客）に対してそれらが提供するサービスのある部分について明示的に料金を請求しないかもしれない。その代わりに、前貸、当座貸越、抵当貸付またはその他の貸付に関してそれらの機関が家計に請求する名目利子率は、家計がそれらの機関に保有している預金に対してそれらが支払う利子よりも高い。請求したり支払ったりするさまざまな利子率の間の差は、サービス料金を関して顧客に請求する一種の間接的な方法となっている。第Ⅵ章においてすでにのべたように、これらのサービスの合計金額は、これらの金融仲介機関の受け取り財産所得（それら自身の資金による投資からの所得は除く）マイナス債権者への支払利子との間の差額として推計される。この合

計金額は、各国で採用されている手続に従って、家計およびその他の部門に配分されなかったりする。

9.55. 第VI章で提案した方法のいずれかを用いて、サービス価額の配分が実際に行われる場合、このサービスの帰属価額は家計の所得の使用勘定において金融仲介機関のサービスに関する支出として記録される。家計の所得の第1次分配勘定に金融仲介機関から受け取ったものとして記録される利子は、実際に受け取った金額プラス家計の貸出に関して支払われたサービス料の帰属価額に等しい。金融仲介機関に対して支払われたものとして記録される利子の金額は、実際に支払った金額マイナス家計の借り入れに関するサービス料の帰属価額に等しい。家計の貯蓄は、サービス料が配分されるかどうかということから影響を受けない。

保険および年金基金サービス

9.56. 「体系」で保険企業によって生産されるサービスの価額が計算される方法については、第VI章で説明したが、同じ方法が自律的な年金基金の産出を計算するのにも用いられる。

9.57. 異なる部門、内訳部門または制度単位によって消費される保険サービスの価額は、保険企業または自律的年金基金によって生産されたサービスの合計価額現実保険料または年金負担の支払額に比例して配分する。保険サービスや年金基金サービスに対して家計の支払った金額は、最終消費支出として記録される（家計が所有する非法人企業によって購入された保険サービスを除く）。

＜住宅サービス、修理および改良＞

持ち家住宅サービス

9.58. 自分が住んでいる住居を所有している個人は、その所有者が属する家計によって消費される住宅サービスを生産する非法人企業を所有しているものとして取り扱われる。生産された住宅サービスは、同じ大きさ、質および型の住宅設備に対して市場において支払われるであろう賃貸サービス料の価額と等しいものと

見なされる。住宅サービスの帰属価額は、その所有者の最終消費支出として記録される。

装飾、維持・修理

9.59. 第VI章ですでに示したように、その住居の装飾、維持および修理に関して所有者――居住者が負担する支出は、家計の最終消費支出としてではなく、住宅サービスの生産に要する中間消費として取り扱うべきである。これらの支出は、専門的な建築業者または装飾業者によって提供されるサービスへの支払い、あるいは“日曜大工仕事”による修理および装飾のための材料の購入からなるであろう。後者の場合、所有者や借家人が行なうある種の簡単で、ごく普通の修理および室内装飾は、生産境界の外に落ちるものとして取り扱ってもよい。その場合、そのような修理および装飾に用いる材料の購入は、最終消費支出として取り扱うべきである。

大規模改良

9.60. 住宅についての大規模改良――すなわち、改築、改造または増築――に関する支出は、修理および維持としては分類されない。これらは家計の消費支出から除外され、その住宅の所有者の側の総固定資本形成として取り扱われる。

＜耐久財の維持・修理＞

9.61. 車両を含む、耐久消費財の維持・修理に関する支出は、住宅についての簡単な修理と同様の方法で取り扱われる。これらはその修理および維持が専門的な生産者によって行なわれても、あるいはその家計の構成員による“日曜大工仕事”的な活動で行なわれても、最終消費支出を構成する。後者の場合、購入した材料の価額のみが家計の消費支出に含められるべきである。

＜免許と料金＞

9.62. 家計はさまざまな種類の免許、許可、証明書、旅券等々を得るために、政府単位に対して支払いをする。そうしてある場合には、政府単位が実際にその見返りとして試験または検査のようなサービスを提供するか否か、あるいはその支払いが事実上税であるか否かが明らかではない。第Ⅷ章の段落8.54.(c)で述べたように、いくつかの境界線上の論争的な問題の取扱いに関しては、過半数の国で適用されている取扱いを基礎として以下のような慣行によって、設定することが決められている。車両、船舶または航空機の所有または使用に関する免許、および狩猟、射撃または魚釣りに関する免許についての家計の支払いは税として取り扱うが、その他のすべての種類の免許、許可、証明書、旅券等々についての支払いはサービスの購入として取り扱われ、家計の消費支出に含まれる。

７．家計の最終消費支出の分類

9.63. 家計の最終消費支出は、広い範囲の財貨・サービスを含む典型的な巨大集計量である。したがって、通常その計数の内訳を示すのが望ましい。財貨・サービスの形態別分類のために、主要生産物分類を用いることができる。個別消費の目的別分類は、たとえば食料、保健および教育サービスのような、目的または機能による分類のために用いることができる。第ⅩⅧ章ではこの分類について簡単な説明を与えるとともに「体系」にそうした分類を含めることが、どのようにいくつかの種類の分析を容易にするかを簡潔に述べている。

８．家計の最終消費支出の時期と評価

＜時期＞

9.64. 「体系」で採用されている一般原則にしたがって、支出は支払債務が創造された時、すなわち、買い手が売り手に対して債務を負った時に記録すべきであ

る。このことは、財貨に関する支出はその所有権が変わった時点で記録されるべきであり、一方、サービスに関する支出はサービスの引き渡しが完全に行なわれた時に記録される、ということを意味している。

9.65. 分割払い方式または同種の信用契約による（およびファイナンシャル・リースによる）財貨に関する支出は、たとえその時点における法律上の所有権の移転がないとしても、その財貨が引き渡された時点で記録すべきである。事実上、買い手は分割払い契約、ファイナンシャル・リースまたは同種の金融方式の下でその財貨が引き渡された時点から、所有の権利および責任を行使する。したがって、所有権の移転を引き渡しの時点で帰属する。また買い手の金融勘定には分割払い会社または金融会社に対する負債の発行を示さなければならない。

＜評価＞

9.66. 家計の支出は、その購入の時点で支払う可能性のあるすべての生産に課される税を含む、家計の支払う購入者価格で記録する。第VI章6.216.段－6.218.段で定義したように、財貨の購入者価格は、その買い手が指定した時間と場所においてその財貨の引き渡しを受けることに対して支払われる価格である。財貨の購入者価格には売り手の仕切り価格（invoice price）には含まれていないが、買い手が負担するすべての輸送経費が含まれている。

9.67. 市場の不完全性のために、異なる家計は同一の生産物に対して異なる価格を支払うかもしれない。価格差が持続するのには、いくつかの理由が考えられる。まず、家計は、価格差の存在に気がついていないかもしれない。また、最も安い価格で販売している小売り店舗をサーチする費用が高すぎるため家計が不完全な情報をもっているかもしれない。価格差の存在に気がついていても、最も安い価格で販売している店舗に行くのが不便すぎたり、費用が高くつくのかもしれない。価格差持続のそのほかの理由は、多くのサービス生産者は同一のサービスについて異なる家計に対して異なる価格を請求することによって意図的に価格差別を実行している――たとえば、年金受給者または低所得の人々に対してより低い価格を請求する――といったことである。サービスは再取引できないので、価格差別はサービス生産者の間できわめて一般的であるばかりでなく、広く行なわれてい

る。それにもかかわらず、たとえこのことが財貨およびサービスが一律に評価されていない可能性があるということを意味するかもしれないとしても、家計の支出は実際に支払った価格で評価される。

9.68. 同一の財貨またはサービスの間の見かけ上の価格差は、しばしばその質またはその販売条件または付帯する諸条件の差に基づいている。たとえば、より低い価格はしばしば財貨の大量購入あるいはサービスの閑散時における購入に対して請求される。もちろん、そのような支出は、実際に支払った価格、すなわち、標準価格ないしカタログ価格・料金から大量または閑散時購入のための何らかの割引分を差し引いた価格で記録されなければならない。

信用による購入の評価

9.69. 購入者価格には、売り手が買い手に対して提供されるために信用を取り決める時に付加されるかもしれない、いかなる利子あるいはサービス料をも含めない。同様に、購入者価格はその購入がなされた時点で約定された期間内に支払われないときに課される割り増し料金も含まない。そのような料金は、事実上売り手によって提供された信用に関する利子支払いとされる。

居住者家計および非居住者家計による支出

9.70. 居住者家計は海外旅行中に支出を行なうし、非居住者家計は、一国の経済領域内で支出をするかもしれない。「体系」における家計の最終消費支出は、その支出がその経済領域内であっても海外であっても、居住者家計による支出を対象としている。

9.71. 家計の最終消費支出総額を算定するために、経済領域内における居住者・非居住者すべての家計の支出総額を算定し、その計数に居住者による海外での支出を加え、非居住者による経済領域内での支出を差し引くことで調整するのが便利であるかもしれない。居住者による海外での支出は輸入に含められ、一方、非居住者による支出は輸出である。しかしながら、経済領域内のすべての家計の支出総額は、このような計算のために利用される可能性はあるものではあるが、

「体系」で認知されている集計値ではない。

Ｅ．家計の現実最終消費(P.4)

9.72. 家計の現実最終消費は、支出によって、あるいは政府単位または対家計非営利団体すなわちＮＰＩＳＨから受け取る現物社会移転を通して、個々の家計が取得した消費財・サービスによって構成される。家計の現実最終消費の価額は、次の３つの構成要素の合計として得られるであろう。

(a)消費財・サービスに関する家計の支出の価額。経済的に意味のない価格で販売される非市場財・サービスへの支出を含む。

(b)現物社会移転として家計に対して支給される個別的消費財・サービスに関する政府単位による支出の価額。

(c)現物社会移転として家計に対して支給される個別的消費財・サービスに関する対家計非営利団体による支出の価額。

9.73. 政府単位または対家計非営利団体によるこの社会移転に関する支出の価額は、家計に対して供給される財貨またはサービスの帰属価額から、経済的には意味のない価格が請求された場合に家計によって負担された支出の金額を差し引いたものに等しい。

9.74. 「消費」という用語はそれ自身あいまいであり、また誤解を招きやすいものでありうる。それは、時には消費支出を、時には消費財・サービスの取得を、また時には人間的ニーズまたは欲求の直接的充足のための財貨・サービスの物理的使用をその対象としている。消費支出と現実最終消費とを区別することによって、そのようなあいまいさは避けることができる。消費が支出基準で記録されている場合は、その目的はその支出を負担し、それゆえそのような支出額を管理し

資金供給する単位を確認することにある。消費が取得基準で記録されている場合は、その目的はその財貨またはサービスを現実に取得し、直ちにあるいはその後、それを使用することによって便益を得る単位を確認することにある。しかしながら、最終消費の総額はどちらの基準によっても同額である。

Ｆ．一般政府および対家計非営利団体の行なう消費支出(P.3)

9.75. 一般政府および対家計非営利団体が行なう消費支出の取扱いは同じなので、両者を同時に取り上げるのが便利である。集合消費に関しても、特定の個別的財貨・サービスに関しても、広範囲の消費財・サービスに関する支出が一般政府によって、また対家計非営利団体によってなされる。これらの支出は、主として税収またはその他の政府収入によって、あるいは対家計非営利団体の場合には会費、負担金、寄付あるいは財産所得から賄われる。

9.76. 一般政府および対家計非営利団体の消費支出は、いくつかの方法で分類することができる。とりわけ、以下のような方法で分類できよう。

(a)その財貨またはサービスが市場生産者によって生産されたか、あるいは非市場生産者によって生産されたかによる分類。

(b)その支出が集合サービスであるか、あるいは個別的財貨・サービスであるかによる分類。

(c)政府の機能分類（ＣＯＦＯＧ）による、機能あるいは目的による分類

(d)ＣＰＣによる、財貨・サービスの形態的分類。

１．市場および非市場生産者の産出に関する支出

9.77. 無料または経済的に意味のない価格で個別家計や社会に提供される非市場

生産者の産出に関する支出が政府および対家計非営利団体の最終消費支出の大部分を占めているので、それを最初に取り上げるのが適切であろう。

＜非市場生産者の産出に関する支出＞

9.78. 非市場生産者の産出――すなわち、非市場生産者が実際に生産した財貨、個別的サービスまたは集合的サービス――に関して一般政府または対家計非営利団体が行なった支出と、これらの財貨またはサービスを生産する過程で一般政府または対家計非営利団体が所有する非市場生産者が負担した中間消費およびその他の費用とを区別することが重要である。非市場生産過程への投入と、それからの産出との区別を強調することが必要である、というのは、一般政府または対家計非営利団体の行なう最終消費支出は、その産出に対してなされなければならないからである。こうした支出の価額は、非市場産出の帰属価額マイナス販売からの受け取りの価額に等しい。後者の受け取りは、経済的に意味のない価格での財貨・サービスの販売、あるいは経済的に意味のある価格でのいくらかの財貨・サービスの販売（副次的市場産出の販売）から得られるものである。

＜市場生産者の生産する財貨またはサービスに関する支出＞

9.79. 政府単位および対家計非営利団体はまた、市場生産者が生産する消費財・サービスであり、かつ直接家計に対して提供されるものを購入する。政府単位または対家計非営利団体の役割は、その財貨またはサービスの支払いを行なうこと、およびそれが現物社会移転として家計に対して分配されることを保証することに限定される。政府単位または対家計非営利団体は、そのような財貨・サービスのそれ以上の加工には関係しない。また、その支出は、中間消費ではなく最終的なものとして取り扱われる。また、この方法で分配された財貨またはサービスの価額は、現物社会扶助給付を含めて現物社会給付として記録される。

２．個別的財貨・サービスおよび集合的財貨・サービスに関する支出(P.31/P.32)

9.80. 政府単位および対家計非営利団体による消費支出は、個々の家計の便益のために行なったものと、社会全体、または社会の大きな部分の便益のために行なったものとに区分されなければならない。

＜個別的財貨およびサービス＞

9.81. 個別的財貨・サービスは、本質的には「公共」財貨とは区別されるものとしての「私的」財である。個別的財貨・サービスは、以下の性質をもっている。
(a)ある個別家計またはその構成員によるその財貨またはサービスの取得およびそれが行なわれた時点が観察し、記録することが可能でなければならない。
(b)家計はその財貨またはサービスの供給について、事前に承諾していなければならないし、それを可能にするために必要な行動があれば、それ――たとえば、学校に通うあるいは診療所に行くといった――を行なわなければならない。
(c)その財貨またはサービスは、一家計または一個人による、あるいは個人の小さな限定されたグループによるその取得が、他の家計または個人によるその取得を妨げるようなものでなければならない。
個人の小さな限定されたグループに対する言及が必要なのは、ある種のサービスは人々の小さなグループに対して同時に提供されるからである。たとえば、数人の個人が同じバス、列車、船舶または飛行機で旅行するかもしれないし、あるいは同じクラス、講義に出席し、演奏会または劇場公演に行くかもしれない。しかしながら、もしこれらを消費することができる個人の数の制限があるなら、これらはなお本質的に個別的サービスである。その社会のその他の構成員は排除され、そこから便益を得ることができない。
9.82. 福祉の観点からは、個別的財貨・サービスの重要な特徴は、一家計、一個人あるいは個人のグループによるその取得が、その社会の残りの部分にまったく（あるいはごく僅かしか）便益をもたらさない、ということである。ある種の個別的保健または教育サービス（たとえば、予防接種または予防注射）はいくらかの外部便益をその社会の残りの部分にもたらすかもしれないが、一般的には、関係する個人が主要な便益を得る。したがって、政府単位または対家計非営利団体

が個別的財貨またはサービスの支給に関する支出を行なう場合は、合計としてどれだけ使うかということばかりでなく、その財貨またはサービスをその社会の個々の構成員の間にどのように配分するか、あるいは分配するか、ということを決定しなければならない。経済政策または社会政策の観点からは、それが分配される方法がその使う総額と同じように重要である。

＜集合的サービス＞

9.83. 大部分の財貨はここで用いる意味では私的に所有することができ、ここで用いられた意味において個別的である。他方、ある種のサービスは全体としての社会に集合的に提供することができる。そうした集合的サービスの特徴は以下のように要約できるであろう。

(a)集合的サービスは、その社会の全構成員またはある地方のある特定の地域の全構成員といったようなその社会の特定部分の全構成員に対して同時に交付することができる。

(b)そのようなサービスの使用は通常受動的であって、関係するすべての個人の明示的な合意あるいは能動的な参加を必要としない。

(c)一個人に対する集合的サービスの提供は、その同じ社会またはその社会の一部分の残りの者が利用可能な量を減少させない。その取得に競争はない。

9.84. 政府が提供する集合的サービスは、主として安全および防衛の提供、法と秩序の維持、立法と規制、公衆衛生の維持、環境の保全、研究・開発、等々からなる。その社会のすべての構成員がこれらのサービスから便益を得ることができる。集合的サービスの個人的使用は記録できないので、個人は彼らが得たその使用あるいはその便益にしたがって費用を請求されることがない。市場の失敗があるので、集合的サービスは税収またはその他の政府収入から資金供給されなければならない。

9.85. 対家計非営利団体は個別的財貨・サービスを第三者に提供することもありうるが、対家計非営利団体の提供するサービスは、その対象がしばしばそれを支配する団体の構成員に限定されている。多くの対家計非営利団体は、その構成員の利害あるいは福祉を擁護すること、または家計または個人が対家計非営利団体

の設立によることなしに自身で個別的に行動したのでは容易に得ることができないレクリェーション的、スポーツ的あるいは文化的な便益を提供することのみに関連している。対家計非営利団体は、グループとしてのその構成員全体にサービスをまとめて提供するかもしれないけれども、そのサービスは集合的であるよりも本質的に個別的である。一般に、その構成員以外の個人は除外され、提供されるそのサービスから便益を得ることができない。したがって、既に注意したように、対家計非営利団体によって提供されるすべてのサービスは慣行によって個別的として取り扱われる。

＜個別的サービスと集合的サービスの境界線＞

9.86. 保健および教育のような個別的サービスに関連して全国レベルで政府が行なう支出は、それが政府の政策の形成および管理、公共基準の設定および施行、生産者の規制、認可または監督、等々に関連している場合は集合的として取り扱うべきである。たとえば、厚生省あるいは文部省が全国レベルで行なう支出は、それが政策の全般的な事柄、標準および規制に関連している場合は集合消費支出に含めるべきである。他方、病院、学校、大学または同種の施設のグループの管理またはそれが機能することに関連するいかなる間接費用も、個別的支出に含めるべきである。たとえば、もし民間病院のグループが、購入、実験室、救急車、あるいはその他の施設のようなある種の共通サービスを提供する中央単位を持っていたら、これらの共通サービスの費用は患者に請求する価格に含められるであろう。その病院が非市場生産者であった場合も、同一の原理に従わなければならない。特定の個人に対するサービスの提供に伴うすべての費用は、共通サービスを提供するいかなる中央単位の分も含めて、個別的サービスに関する支出の価額に含めるべきである。

＜個別的および集合的政府支出の分類＞

9.87. 政府の機能分類は一般政府およびその内訳部門に適用するように設計された取引の分類である。第ＸⅧ章で簡潔に記述されたこの分類は、個別的サービス

に関する政府支出と集合的サービスに関する政府支出とを区別するうえで、役立てるために用いられる。慣行によって、以下の項目のもとにあるすべての政府最終消費支出は、個別的サービスに関する支出として取り扱うべきである。ただし、そのうち、一般行政、規制、研究などに関する支出を除く。

04　　教育
05　　保健
06　　社会保障および福祉
08.01　スポーツおよびレクリエーション
08.02　文化

さらに、以下の内訳項目の下の支出は、それが重要である場合は個別的として取り扱うべきである。

07.11　住宅提供の一部分
07.31　家庭ごみ収集の一部分
12.12　　輸送システム運用の一部分

＜企業に対する非市場サービス＞

9.88. 多くの政府支出は企業にも家計にも便益を与える。街路照明の提供を含む、公共の道路、橋梁、トンネル、等々の清掃、維持および補修に関する支出はその例である。それらは、その消費を監視することができる個別的サービスであり、だからこそしばしば道路使用に関する通行料金を請求することによって市場ベースで供給される。しかしながら、企業に対して無料で提供されたサービスから、家計に対して無料で提供されたサービスを分離することが困難であるであろうということがあり、慣行によって、こうした支出はすべて集合的最終支出として取り扱われる。
9.89. また、企業は非市場生産者が行なう研究・開発、警察、消防サービス、等々による安全の供給のような、多くの正真正銘の集合的サービスから便益を受け

る。個別企業によるそのような集合消費の使用は記録できないので、そのようなサービスに関する支出は政府最終支出として取り扱わざるを得ない。

G．一般政府の現実最終消費(P.4.)

9.90. 既に述べたように、対家計非営利団体の提供するすべてのサービスは、たとえその一部が本質上、集合的である側面をもつとしても、個別的として取り扱われる。したがって、対家計非営利団体の最終支出に含まれるすべての財貨およびサービスは、現物社会移転として個々の家計に支給されるものと仮定される。その結果対家計非営利団体は現実最終消費をしないものとされ、したがってその調整可処分所得はその貯蓄に等しい。

9.91. 政府単位の現実最終消費額は、集合的サービスに関してそれが行なう支出の価額に等しいものとされる。集合的サービスは政府ではなく全体としての社会、または社会のある部分に便益を与えるけれども、集合的サービスの現実最終消費は、個々の家計、さらに家計部門の内訳部門のような家計のグループに分配することができない。したがって、それは関連する支出を行なう同一の政府単位によるものとされる。政府最終消費支出は個別的であるか集合的であるかのいずれかであるから、一般政府の現実最終消費の額は、その最終消費支出合計から家計に対して現物社会移転として支給した個別的財貨またはサービスに関するその支出をさしひいたものに等しい。

9.92. 政府の現実最終消費の確認および測定は、２つの主要な分析的あるいは政策目的に貢献する：

(a)集合的サービスは、財政学および経済理論で定義する「公共財」と同一視することができる。ある種の集合的サービスの個々の消費者に対して、その使用や彼らが得た便益に応じて代金を請求することは技術的に可能であるかもしれないが、

そうすることの取引費用がとてつもなく高く、市場の失敗に帰着するであろう。このことは、そのようなサービスの提供は税収またはその他の政府収入から資金供給しなければならない理由となり、政府介入に、政治的というよりも経済理論的基礎を与える。

(b)集合的サービスは個別家計間に資源を再分配する機構を提供しない。再分配は政府の政策の主要な経済的目的の１つであるので、たとえ政府が支払うとしても究極的に個々の家計に向けられる個別的財貨およびサービスと、この目的に役立たない集合的サービスとを区別することが有用である。

H．最終消費支出と実際最終消費：要約

9.93. この節の目的は、最終消費を行なう３つの部門、すなわち家計部門、対家計非営利団体部門および一般政府部門について、主要な消費集計量の間の概念的相互関係を要約することである。実務的なレベルにおいて、それぞれの集計量は、消費支出に関連するものでも現実最終消費に関連するものでも、支出に関するデータから求めなければならない、ということは注意してよい。

１．支出集計量

9.94.

(a)家計の最終消費支出

これは、帰属支出を含む、個別的消費財・サービスに関する居住者家計が行なう支出からなる。経済的には意味のない価格で販売された個別的財貨・サービスに関する支出を含める。

(b)対家計非営利団体の最終消費支出

これは、帰属支出を含む、個別的消費財・サービスに関する居住者である対家計非営利団体が行なう支出からなる。

(C)政府の最終消費支出

これは、帰属支出を含む、個別的消費財・サービス、および集合的消費サービスの双方に関する一般政府が行なう支出からなる。この支出は以下のように区分することができる。

（ｉ）個別的消費財・サービスに関する政府支出

（ⅱ）集合的消費サービスに関する政府支出

２．現実最終消費

9.95. 上で説明したように、対家計非営利団体は現実最終消費を行わない。したがって、現実最終消費は家計および一般政府に限定される。

＜家計の現実最終消費＞(P.41)

9.96. これは、居住者家計が取得したすべての個別的消費財・サービスの価額によって測定される。家計の現実最終消費に入る３通りの財貨およびサービスがある。

(a)家計自身の支出を通して取得したもの。その価額は上の段落9. 94の項目(a)で与えられる。

(b)対家計非営利団体からの現物社会移転として取得したもの。その価額は上の段落9.94の項目(b)で与えられる。

(c)一般政府からの現物社会移転として取得したもの。その価額は上の段落9.94の項目(ｉ)で与えられる；

＜一般政府の現実最終消費＞(P.41/P.42)

9.97. これは一般政府によるその社会、またはその社会の大きな部分に対して提

供される集合消費の価額として測定される。上の段落9.94の項目(C)である。

３．当該経済の合計最終消費

9.98. その経済の合計最終消費は２つの角度から見ることができる。それは支出側から、居住者家計、居住者対家計非営利団体および一般政府単位が行なう個別的および集合的消費財・サービスに関するすべての支出の合計価額として定義されるであろう。あるいは、現実最終消費概念を使って定義することにすれば、居住者家計が取得したすべての個別的財貨・サービスの価額に一般政府がその社会、またはその社会の大きな部分に対して提供した集合サービスの価額を加えたものということになる。

9.99. 財貨およびサービスの範囲は最終消費支出概念をとる場合でも現実最終消費概念をとる場合でも同一である。２つの集計値の価額が同一であることを確実にするために、現物移転を通して居住者家計が取得する財貨およびサービスは、それらが支出集計値において評価されるのと同一の価格で常に評価されなければならない。また、現物移転によって取得した財貨およびサービスを記録する時点は、支出集計量における記録時点と同一でなければならない。

第Ⅸ章　所得の使用勘定

第Ｘ章　資本勘定

蓄積勘定および貸借対照表に関する一般的序論

１．序論

10.1. 貸借対照表および蓄積勘定は、制度単位あるいは部門により所有されている資産と負債の特定時点における価値、および時間を通じたその価値の変動に関係のある勘定群を形作っている。貸借対照表は、資産または負債のストックの価値を測定し、典型的には会計期間の期首および期末時点において作成される。ある制度単位または部門により所有されている資産の総価値マイナス負債の総価値は、制度単位または部門の正味資産と呼ばれる。蓄積勘定は、会計期間内に発生した資産、負債および正味資産の価値の変動を記録する。蓄積勘定はフロー勘定であり、そこに記入される項目は、一定期間内に行なわれた経済活動あるいはその他の活動の量とそれに関連した取引およびその他のフローに依存している。

２．資産

10.2. 「体系」の貸借対照表に記録される資産は経済資産である。経済資産は、次のような実体として定義される。すなわち、経済資産とは、
(a)それに対する所有権が、制度単位により、個別的あるいは集合的に行使されるものであり、
かつ、
(b)そこから、それを一定期間にわたり保有または使用することにより、所有者が経済的利益を引き出すことのできるようなものである。
10.3. すべての経済資産は、価値貯蔵機能を果たさなければならないが、価値の貯蔵庫(a store of

value）と言うとき、その価値は、それを保有または使用することにより所有者が引き出すことのできる経済的利益の大きさに依存する。しかしながら、この価値は、通常一定にとどまっているのではない。それは、残存している利益が、時間の経過に伴い、しばしば減少していくからである。様々な種類の利益が様々な種類の資産から引き出されるであろう。

(a)ある種の利益は、生産において建物または機械を使用することにより引き出される。

(b)ある種の利益は、財産所得、例えば、金融資産および土地の所有者が受け取る利子、配当、地代等から成る。

(c)最後に、資産は、それを処分または解約することにより実現されるであろう価値の貯蔵庫としての役目を果たす。ある種の資産は、そこから引き出される利益が枯渇してしまうまで保有されるのに対し、他の種の資産は、まだ残存している利益の資本還元価値を実現するために、その時点以前に処分されてしまうかもしれない。ある種の資産は、純粋に価値の貯蔵庫として保有され(貴金属や宝石等)、そこから他のいかなる利益も引き出されることはないであろう。

＜金融資産＞

10.4. 金融資産のほとんどは、金融債権（financial claim、金融請求権）である。金融債権および債務は、ある制度単位が他の制度単位に対し、資金を提供するときに結ばれる契約関係から発生する。

金融債権は、その所有者、すなわち債権者に対し、その他の単位、すなわち債務者から、両者間の契約に定められた一定の条件のもとで、一回の支払い、あるいは一連の支払いを受け取る権利を与えるような資産として定義される。

債権は、債務者が契約で合意したある金額を支払うことにより、債務が弁済されたときに消滅する。さらに、債権者は、一連の利子の支払い、すなわち、財産所得を受け取るかもしれない。金融債権は、金融仲介機関に対する、現金や預金の形態の債権だけでなく、貸付、前払い金およびその他の信用、さらに手形や債券のような証券をも含んでいる。

10.5. そこで、金融資産を、金融債権、貨幣用金（貨幣としての金）、国際通貨

基金（ＩＭＦ）により配分される特別引き出し権（ＳＤＲ）、法人企業の株式、それと、金融派生商品(derivatives)と呼ばれる金融手段の中のあるものの形をとる資産として定義することができる。貨幣用金およびＳＤＲは、それらの保有者が他の特定の単位に対して債権を持つ訳ではないが、金融資産として取り扱う。株式は、その保有者が、法人企業に対して固定的な、あるいは、あらかじめ定められた貨幣的債権を持つ訳ではないが、ある種の金融派生商品とともに、慣行として金融資産として取り扱う。文脈のうえで明示的に負債に言及する必要がある場合を除いて、便宜上、「金融資産」という用語を金融資産および負債の両者を指すのに用いることにする。

＜非金融資産＞

10.6. 異なる２種類の非金融資産を相互に区別する必要がある。すなわち、生産資産と非生産資産とである。それぞれ次のように定義される。
生産資産(produced assets)は、第Ⅵ章で定義した「体系」の生産境界内に含まれる過程から、産出として出現した非金融資産である。
非生産資産(non-produced assets)は、生産過程以外の方法により出現した非金融資産である。

生産資産

10.7. 生産資産には、３つの主要な形態、すなわち、固定資産、在庫品および貴重品がある。固定資産と在庫品の両者は、生産目的のために生産者だけが保有する資産である。固定資産の定義は、以下の通り。
固定資産(fixed assets)は、生産過程において１年を超えて、繰り返して、あるいは、継続して使用される生産資産である。
固定資産の顕著な特徴は、なんらかの物理的意味で耐久性を持つということではなくて、それが、長期間（１年超という意味で）にわたり、生産において繰り返しあるいは継続して使用されうるということにある。例えば石炭は、物理的にはきわめて耐久性が高い財貨であるが、一度だけしか使用できないから、固定資産

とはいえない。固定資産には、構築物、機械および設備ばかりでなく、樹木や動物のような育成資産のうち果実や酪農品のような、その資産とは別種の生産物を生産するために繰り返しあるいは継続して使用されるものも含まれている。また、固定資産には、生産に使用されるソフトウェアや芸術作品の原本のような無形資産も含まれている。

在庫品(inventories)は、次のものから構成される。

(a)さらに次の工程に進んだり、売却されたり、他の単位に引き渡されたり、あるいはその他の方法で使用されたりする前に、それを生産した単位によりまだ保有されている産出のストック

(b)中間消費のための使用あるいはさらに手を加えることなく再販売するための使用を予定して、他の単位から取得した生産物のストック

貴重品(valuables)は、生産あるいは消費の目的に使用することを主目的とせず、時間を通じて価値の貯蔵庫として保有されるようなかなり大きな価値を有する財貨として定義される。

貴重品がもたらす経済的利益は、その価値が一般物価水準と比べて下落しないと予想されていることである。それは、貴金属や宝石、装身具類、美術品等から成る。

非生産資産

10.8. 非生産資産は、生産のために必要とされるが、それ自身は生産されたものでない資産から成る。それは、土地やある種の非育成林、また、鉱物鉱床のような自然生成資産(naturally occurring assets) を含む。それはまた、特許実体のようなある種の無形資産をも含む。

10.9. 環境資産のすべてが、経済資産であるとは限らない。したがって、「体系」の資産境界内に入るような自然生成資産とそうではないものとの区別を述べておくことは有用である。

＜資産境界＞

10.10. 第一に、「体系」の勘定および貸借対照表は、制度単位あるいは単位のグループについて作成され、当該単位に所属する資産の価値をとりあげうるにすぎないということに注意しなければならない。したがって、それに対する所有権が確立され、実際に行使されているような自然生成資産だけが、経済資産として認定され、貸借対照表に記録されうるのである。それは、必ずしも個別単位により所有されるとは限らず、単位のグループによって所有されていたり、あるいは社会全体のために政府によって集合的に所有されているかもしれない。しかしながら、ある種の自然生成資産は、例えば、空気や海洋のように、それに対する所有権の確立が不可能であるかもしれない。さらに、特定の単位に現に所属していないために、経済資産として取り扱うことができないものもある。そうしたものの中には、その存在が未知であるものだけでなく、存在することは分かっているが、きわめて遠方であるか接近が不可能であるために、実際上、どの単位もそれを有効な支配下に置くことができないままになっているもの、例えば非育成林なども含まれている。

10.11. 第二に、経済資産の一般的定義に合致するためには、自然資産は、単に所有されているだけでなく、技術、科学知識、経済的インフラストラクチャー、利用可能な資源および貸借対照表の作成対象日ないし近い将来に予想される相対価格の組合せを所与として、その所有者に経済的利益をもたらすものでなければならない。つまり、予測可能な将来に商業的に採掘可能でない、既知の鉱物埋蔵量（鉱床）は、たとえ、重大で予期しない技術進歩や1970年代と1980年代のオイルショックの結果起こったような相対価格の重大な変化のために、のちに商業的に採掘可能になるかもしれないとしても、「体系」の貸借対照表には含まれない。

10.12. 生物相(biota)――木や草、動物、鳥、魚等――としての自然生成資産は、再生可能(renewable)である。木、作物、その他の草木の成長や、動物、鳥、魚等の飼育は、制度単位の直接的な支配、責任、管理の下に行なわれるかもしれない。その状況では、当該資産は育成されており、その活動は「体系」生産境界内に入るものとして取り扱われる。その資産は、明らかに「体系」の資産境界に入る生産資産である。しかしながら、生物相というかたちの再生可能な資産は、非生産資産の項目に分類される可能性もある。すなわち、森林とそこに棲息している野生動植物は、現に制度単位により所有されているが、その再生（renewal）は、そ

の制度単位の直接的な支配、責任、管理の下に置かれていない。野生の動物、鳥、魚等の成長や、森林の非育成の草木の成長は、経済的生産過程ではないので、その資産は生産資産ではない。それにもかかわらず、森林と動物、鳥、魚等とが、あるいは、そのいずれかが、現に制度単位により所有されており、その所有者に対する利益の源泉である場合、それは経済資産を構成する。最後に、野生の動物、鳥、魚等が、いかなる制度単位もそれに対する効果的な所有権を行使できないような場所、例えば、海洋やまったく接近不可能な地域に棲息しているとき、それは資産境界から除外される。同様に、そのような地域で成長している森林やその他の草木も経済資産とはみなされない。

＜評価＞

10.13. 蓄積勘定と貸借対照表との一貫性を確保するために、貸借対照表に記録される資産は、貸借対照表が関連づけられる日付において取得されたものとして評価されなければならない。例えば、固定資産が貸借対照表の日付で取得されたということにすると、所有権の移転にかかった費用を含めたその日付現在の購入者価格（current purchasers'price）によって、あるいは、自己勘定生産の場合は現在の基本価格によって記録されなければならない。貸借対照表の日付以前のある時点において取得した固定資産の評価は、より大きな問題になる。一般に、それらは、資産に対する固定資本減耗の累積額分だけ新資産の現在の購入者価格、もしくは、基本価格を切り下げることにより評価される。良好な情報と効率的市場を仮定すると、資産の償却後の切り下げられた評価額は、それから生じる残存する将来便益の現在価値ないし割引価値と、活発な中古品市場が存在している場合の市場価格の双方に等しいか、少なくとも近似になっているはずである。実際には、こうした評価額は、情報の欠如やその他の不完全性のために、互いに異なっているかもしれない。既に述べたように、資産評価の償却を行なうことは、固定資本減耗の計算が、活発な取引が行なわれている場合に観察される中古資産の評価を考慮すべきであるということに留意すると、一般に、既存の固定資産を評

価する最も実際的であり、なおかつ望ましい方法である。

10.14. 金融資産の多くは、金融債権(financial claim、金融請求権）からなる。金融債権は、通常、未決済元本（the principal outstanding）の金額によって、すなわち、債権を消滅させるために、債務者が債権者に支払わなければならない金額によって評価される。金融資産が市場で取引される場合、債務者あるいは証券の発行者は現在の市場価格で証券を買い戻すことにより債権を消滅させることができるので、この価値は、当該証券の市場価格と等しくなる。

３．貸借対照表および蓄積勘定系列

10.15. ある単一の資産類型に関して、期首および期末の貸借対照表価値を結びつける基本的会計恒等式は、以下のように要約できる。

(a)期首貸借対照表における特定タイプの資産ストックの価値

プラス

(b)会計期間中に行なわれた取引における当該資産の取得額の合計から処分額の合計を差し引いたもの。非金融資産の取引は資本勘定に記録し、金融資産の取引は金融勘定に記録する。

プラス

(c)当該資産の保有量の正または負のその他の変動(例えば、地下資源の発見によるものとか、戦争や自然災害による資産の破壊)の価値。こうした変動は、その他の資産量変動勘定に記録する。

プラス

(d)当該資産の価格の変動により会計期間中に資産に生じた正または負の名目保有利得の価値。再評価勘定に記録する。さらに、再評価勘定において、一般物価水準の変動を反映する中立保有利得と当該資産の相対価格の変動を反映する実質保有利得とに分解される。

以上の結果は、次と恒等になる。

(e)期末貸借対照表における当該資産のストックの価値。

10.16. この恒等式は、取引やその他の変動がそれが生じた時点で支配的な価格により評価されること、また貸借対照表の期首および期末において記録された資産のストックが貸借対照表の日付で支配的な価格により評価されることを要求する。同じ恒等式は、会計期間中に一時的に保有されるにすぎず、貸借対照表の期首にも期末にも表示されない資産の場合においてさえ妥当する。

10.17. 上記の恒等式に含まれる５つ要素の各々は、他の要素なしに直接に測定することができる。しかしながら、恒等式から、いずれか４つの要素が既知ならば、５番目の要素は残差として決定されることになる。それにもかかわらず、要素のうち残差として定義されているものはない。

10.18. 上記の恒等式は、貸借対照表に記録されている個別タイプの資産と負債の各々に適用されるので、会計期間の期首と期末の間における制度単位ないし部門の正味資産の変動を、取引による部分、保有資産量の変動による部分および保有利得ないし保有損失による部分に分解することが可能でなければならない。諸蓄積勘定は、正味資産変動のこうした各種の構成要素を記録する。さらに、名目保有利得は、中立的および実質保有利得に分解されるので、会計期間中の実質正味資産の変動を測定するだけでなく、その変動の構成要素を識別することも可能である。

10.19. 貸借対照表と蓄積勘定との会計上の接続は、第ⅩⅢ章で、より詳しく述べる。本章の以下の部分は、資本勘定の取引を取り扱う。

資本勘定

Ａ．序論

10.20. 資本勘定の目的は、表10.1に示されるように、取引に従事する居住者制度単位によって取得ないし処分された非金融資産の価値を記録し、貯蓄および資本移転による正味資産変動を示すことである。こうした取引は、居住者であることもあり非居住者であることもあるその他の制度単位との取引であるか、単位が自身で生産した資産を自己使用のために留保するという内部取引であるかもしれない。しかしながら、この勘定は、単位が保有する非金融資産の取引から生じたものではない数量の変動を含まず、それは、以下の第ⅩⅡ章で述べるその他の資産量変動勘定に記録する。

10.21. 蓄積勘定および貸借対照表への一般的序論において既に説明したように、資本勘定は、制度単位が保有する資産価値の変動を取り扱う４つの勘定の第一のものである。これら４つの勘定は、会計期間の期首と期末の間における制度単位ないし部門の正味資産の変動を、それらが取引によるか否かに関係なく、保有資産の価格と数量のすべての変動を記録することにより、その構成要素に分解することを可能にする。

10.22. 貸借対照表を作成する場合、資産を左側に、負債および正味資産を右側に記録するのが慣例である。蓄積勘定も、同様の慣例にしたがっており、資産の変動は左側に、その他の項目は右側に記録する。経常勘定と同様に、資本勘定のバランス項目、すなわち、貯蓄投資差額（純貸出または純借入）は、左側に記録する。固定資本減耗も、資本勘定の左側に記録する。

10.23. 資本勘定の右側は、資産の蓄積のために利用可能な源泉を記録する。それは、所得の使用勘定から繰り越されたバランス項目である純貯蓄および資本移転からなる。支払資本移転は、マイナス記号を付して記録する。

１．非金融資産の変動

10.24. 資本勘定の左側は、種々の取引において取得または処分した非金融資産の価値を記録する。こうした資産は、購入または売却したり、現物資本移転や物々交換あるいは自己使用のための生産の結果として、取得または処分したりするかもしれない。売買されたものでない資産についても、その価値が推定されなけれ

ばならない。

10.25. 資本勘定では、資産変動の次の５つのカテゴリーが区別される。

(a)総固定資本形成、

(b)固定資本減耗、

(c)在庫品増加、

(d)貴重品の取得マイナス処分、

(e)非生産非金融資産の取得マイナス処分。

資産変動のこれらのカテゴリーの各々に対してなされる取り扱いについては、以下のいくつかの節で述べる。第ⅩⅢ章の付録では、すべての資産の定義と記述が与えられる。

10.26. 制度単位ないし部門の総固定資本形成は、主として、新規または既存の固定資産の取得マイナス処分の価値により測定される。処分は、固定資本減耗を含まない。固定資産は、生産過程からの産出として出現し、それ自身、１年を超える期間にわたり他の生産過程で反復的ないし継続的に用いられる有形または無形の資産からなる。資産変動は、正でも負でもありうる。個別の制度単位ないし部門の総固定資本形成についても、もし既存の固定資産を他の単位や部門に大量に売却または移転していれば、負になる可能性がある。

10.27. 固定資本減耗も資本勘定の左側に資産の変動として記録する。これは、所得の使用勘定から繰り越され、勘定の右側に記録される貯蓄の数値が純貯蓄でなければならないことを意味する。固定資本減耗は、会計期間中に生産に使用された固定資産に生じた、物理的な劣化、通常の陳腐化、あるいは通常の偶発的損傷によって引き起こされる価値の減少を表わす。資本勘定では、純固定資本形成が、独立項目として示されてはいないが、総固定資本形成から固定資本減耗を控除することにより、純固定資本形成を得ることができる。データの欠如のために、固定資本減耗が測定できなければ、所得の使用勘定から繰り越された貯蓄の数値は総額でなければならないし、固定資本形成もまた総額でしか記録できない。もし、こうした理由から、固定資本減耗が勘定の両側で省略されなければならないとしても、勘定のバランス項目は、もちろん影響を受けない。すなわち、貯蓄投資差額は、固定資本減耗が推計されるかどうかにかかわらず、残差として求められる。しかしながら、固定資本減耗が推計されなければ、蓄積勘定は、２つの連続する

貸借対照表間のすべての変動を記録することにはならない。

10.28. 資本勘定の左側の残された項目は、在庫品、貴重品、および非生産非金融資産に関するものである。仕掛品を含む在庫品の変動は、在庫に受け入れられた価値額マイナス払い出された価値額および在庫品として保有されている財貨の何らかの経常損失（re-current losses）の価値額によって測定される。在庫に入りそして出て行く生産物は、暗黙的に、あたかも在庫に対して売却され、またはそこから購入されたものとして取り扱われ、同じ時点で実際に販売または購入がなされたときと同じ価格で評価される。制度単位ないし部門について在庫品増加の総額は、等しくプラスにもマイナスにもなりうる。他の２つの項目、貴重品と非生産非金融資産の変動の総額、すなわち取得マイナス処分もまた、もちろんプラスにもマイナスにもなりうる。

２．貯蓄および資本移転

10.29. 資本勘定の右側に記録される項目は、純貯蓄と受取・支払資本移転であり、支払資本移転は、マイナス記号を付して記録される。資本移転は、それにより資産（現金および在庫品を除く）の所有権がある制度単位から別の制度単位に移転されたり、受取制度単位が別の資産を取得できるように現金が移転されたり、あるいは別の資産の処分により現金化された資金が移転されたりする取引である。勘定の右側にある源泉の合計は、明示され、貯蓄および純資本移転による正味資産の変動として呼ばれる。これは、バランス項目ではない。これは、非金融資産および金融資産の取得のために単位ないし部門にとり利用可能なプラス、またはマイナスの金額を表わす。

３．貯蓄投資差額（純貸出または純借入）（B.9）

10.30. 資本勘定のバランス項目は、貯蓄投資差額（純貸出または純借入）、(net lending or borrowing)と呼ばれ、次のように定義される。

(a)純貯蓄プラス受取資本移転マイナス支払資本移転

マイナス

(b)非金融資産の取得マイナス処分の価値、マイナス固定資本減耗。
プラスの場合、純貯蓄は、財貨・サービスの消費に費やされず、したがって現金を含む、様々な種類の非金融資産や金融資産の取得や負債の返済のために使われなければならない可処分所得部分を表わす。マイナスの場合、純貯蓄は、最終消費支出が可処分所得を超過している金額を測定し、この超過分は、資産の処分や新規負債の発行によって賄われなければならない。（両方の場合とも、純貯蓄を計算する前に、年金基金に関する家計の純持分の変動のための調整項目を可処分所得に加えなければならない。年金負担と年金の受取とを金融資産の取得と処分として取り扱うためである。第Ⅸ章の序論を参照）同様に、受取資本移転は、現金によるか現物によるかに関係なく、受取単位に資産の取得や負債の返済を可能にすることを意図しており、他方支払資本移転は、資産が処分されることを意味している。それゆえ、資本勘定におけるバランス項目は、貯蓄および資本移転による正味資産の変動と非金融資産の純取得との差額であり、これは貸出目的のために残されている資源の金額または借入を必要とする資源の金額を示す。
10.31. 資本勘定のバランス項目と金融勘定のバランス項目の恒等関係は、一組の勘定全体の重要な特徴である。この特徴は、主として、貨幣取引は当事者である２単位の金融勘定への記入と、その経常勘定および資本勘定のどこかへの同時記入を要求するという事実に由来する。実際には、測定誤差の存在のために２つのバランス項目が大幅に乖離する可能性はあるものの、資本勘定・金融勘定のバランス項目の間の概念的恒等関係は、一組の勘定全体の数値的整合性をチェックする機会を提供するものとなっている。

Ｂ．総資本形成（P.5）

10.32. 総資本形成(gross capital formation)は、総固定資本形成、在庫品変動

および貴重品の取得マイナス処分の合計値によって測定される。

１．総固定資本形成（P.51）

10.33. 総固定資本形成（gross fixed capital forma-tion）は、生産者による会計期間中の固定資産の取得マイナス処分の合計額に制度単位の生産活動により実現した非生産資産の価値へのある種の追加を加えたものによって測定される。固定資産（fixed as-sets）は、生産過程からの産出として生産された有形または無形の資産であり、それ自身が１年を超えて他の生産過程において反復的ないし継続的に使用されるものである。

10.34. 起こりうる総固定資本形成の種類には、かなりの多様性がある。次の主要な種類が区別されるであろう。

(a)新規または既存の有形固定資産の取得マイナス処分。

資産の種類により次のように細分される。

(ｉ)住宅

(ⅱ)その他の建物および構築物

(ⅲ)機械および設備

(ⅳ)育成資産――樹木および家畜――果実、ゴム、牛乳等のような製品を生産するために繰り返し、ないし継続的に使用される。

(b)新規および既存の無形固定資産の取得マイナス処分。

資産の種類により次のように細分される。

(ｉ)鉱物探査

(ⅱ)コンピューター・ソフトウェア

(ⅲ)娯楽、文学または芸術作品の原本

(ⅳ)その他の無形固定資産。

(c)土地を含む有形非生産資産の大規模改良（major improvement）。

(d)非生産資産の所有権の移転費用。

10.35. 上記の(a)、(b)の項目に当てはまる固定資産の取得および処分の様々な構成要素を以下のように示すことができる。

(a)購入された固定資産の価値

(b)物々交換により取得された固定資産の価値

(c)現物資本移転として受け取られた固定資産の価値

(d)生産者により自己使用のために留保された固定資産の価値、それは自己生産されつつある未完成もしくは未熟成の固定資産の価値をすべて含む。

マイナス

(e)売却された既存固定資産の価値

(f)物々交換により引き渡された既存固定資産の価値

(g)現物資本移転として引き渡された既存固定資産の価値

生産者の固定資産の取得マイナス処分の価値は、(a)から(d)までの合計マイナス(e)から(g)までの合計により与えられる。取得の構成要素のそれぞれは、新規または既存固定資産に当てはまり、後者については次節の段落10.39で定義される。新規資産の取得は、完成資産のみならず、既存資産の生産能力を顕著に増加させたり、耐用年数を延長したりする、いかなる大修繕（renovations）、改造（reconstruction）あるいは拡張（enlargements）をも含む。新しく増加した能力や延長された耐用年数を認識して、こうした改良は、それが物理的には既存資産の一部として機能するにしても、新規資産の取得の一部として取り扱われる。（大規模改良の議論については、以下の段落10.45－10.54を参照。）以上の項目(e)、(f)および(g)には、その新しい所有者によって固定資産として使用されなくなった資産の処分が含まれている。例えば、営利企業から家計に個人的利用される車両を売却したり新所有者によってスクラップされたり取り壊されたりした資産のような例である。

10.36. 固定資産の取得マイナス処分の記録時点および評価に関する一般原則は、次のように要約される。総固定資本形成が記録される時点は、固定資産の所有権がそれを生産に使用しようとする制度単位へと移転されたときである。自己勘定生産された資産を除いて、この時点は、一般的に、固定資産が生産された時点と同じではない。それはまた、必ずしも他種の財貨またはサービスの生産に使用するために、固定資産が設置された時点でもない。

10.37. 購入により取得された新規固定資産は、購入者価格で評価される。すなわち、すべての輸送経費および据え付け経費のみならず、測量者、技師、建築設計士、弁護士、不動産業者等に支払われる報酬の形態を取る、所有権移転の際にか

かるすべての費用ならびに移転に対し支払うべきいかなる税をも含んだものである。物々交換や現物移転を通して取得した新規固定資産も、同様に、推定された基本価格に、税、輸送費用、据え付け費用およびその他の所有権移転費用をプラスして評価する。自己総固定資本形成のために生産された固定資産は、その推定された基本価格により、あるいはその基本価格の満足すべき推定値が得られない場合にはその生産費用を用いて評価する。既存固定資産の購入は、輸送費用、据え付け費用および購入者により負担されるその他の所有権移転費用のすべてを含めて評価されるのに対して、既存固定資産の売却は、販売者が負担するすべての所有権移転費用を控除した後で評価される。

10.38. 総固定資本形成のすべてが、固定資産の取得マイナス処分から成り立っているわけではない。それゆえ、固定資産タイプ別に総固定資本形成の説明を与える前に、総固定資本形成のその他の構成要素、すなわち、大規模改良および所有権の移転費用について記述する方が都合がよい。これらはすべての資産に関わるからである。また最初に、「既存資産」という用語を定義するとともに、ファイナンシャル・リースのもとにおける有形固定資産の取り扱いを説明しておくのが役に立つ。

＜既存資産＞

10.39. 資産は、住宅やその他の構築物について、50年かそれ以上に及ぶ耐用年数をもつものなので、資産の所有権は、それがついにはスクラップにされ、取り壊され、放棄されるまでに、何回か変わるかもしれない。財貨は、その所有権が最初の生産者または輸入業者から、それを使用する居住者単位または使用しようとする居住者単位に渡るやいなや、既存財となる。したがって、既存固定資産は、既に、少なくとも１人の使用者によって取得されたものか、自己生産されたものであり、それゆえその価値は、現在または数期前の会計期間より以前の時点で、少なくとも１人の使用者の総固定資本形成に既に含まれているものである。多くの国では、数多くの種類の既存固定資産、とりわけ、自動車、船舶、航空機、住宅およびその他の構築物の売買を盛んにするために、よく組織された市場が存在している。事実、一定期間中に売買される既存住宅の数は、新規住宅の数を大き

く上回ることもある。実際に、ほとんどの既存固定資産は、現在の所有者により生産で使用されたものであろうが、それが実際に使用される前に、その所有者により売却されてしまうかもしれない既存資本財もある。

10.40. 一般に、既存財の売却またはその他の処分は、固定資産であろうとなかろうと、負の支出ないしマイナスの取得として記録される。したがって、既存固定資産の所有権がある居住生産者から別の居住生産者へ移転した場合、売却され、物々交換され、または移転された資産の価値は、前者によりマイナスの総固定資本形成として、後者によりプラスの総固定資本形成として記録される。購入者に関し記録されたプラスの総固定資本形成の価値は、販売者に関し記録されたマイナスの総固定資本形成の価値を、両取引当事者により負担された所有権の移転費用の合計の分だけ、超過するであろう。所有権の移転費用の取り扱いは、後の節で詳細に説明する。

10.41. 販売が2居住生産者間で行なわれた場合、総固定資本形成に関し記録されたプラスとマイナスの価値は、経済全体としては、所有権の移転費用を除いて相殺されるであろう。同様に、建物のような既存の移動不可能な固定資産が非居住者に対して売却された場合、慣行により、後者は、概念的居住者単位の持分である金融資産を購入したものとして取り扱われ、その概念的居住者単位が当該資産を購入したとみなされるから、資産の販売と購入は、居住者間でおこったことになる。しかしながら、船舶や航空機のような既存の移動可能な固定資産が輸出された場合、販売者のマイナスの総固定資本形成を相殺するプラスの総固定資本形成は、経済のどこにも記録されない。

10.42. 車両のように、耐久財の中には、その所有者およびそれが使用される目的によって、固定資産に分類されたり耐久消費財として分類されたりするものもある。それゆえ、そのような財貨の所有権が企業から家計へと、最終消費として使用されるために移転された場合、マイナスの総固定資本形成が企業に関し記録され、プラスの消費支出が家計に関し記録される。家計により所有されていた車両が企業により取得される場合は、たとえそれが既存財であるとしても、新規固定資産の取得として記録されるであろう。同様の取り扱いは、居住生産者により固定資産として取得された中古資産の輸入に対しても、適用される。

10.43. したがって、単位の大きいグループ――内訳部門、部門または経済全体―

―については、総計としてマイナスの総固定資本形成ということはありえそうもないが、個別の制度単位の総固定資本形成が、既存固定資産の売却、または処分の結果として、マイナスになることは十分にありうるのである。

＜ファイナンシャル・リースの下にある有形固定資産＞

10.44. ファイナンシャル・リースは、それによって貸し手（レッサー）は財貨を購入し、借り手（レッシー）は、貸し手が契約期間全体をかけて金利を含む費用の全額または実質的に全額を回収できるような賃借料（レンタル）を支払うという、貸し手と借り手との間の契約である。ファイナンシャル・リースは、所有に伴うあらゆるリスクと報酬が、事実上、財貨の法律上の所有者である貸し手から財貨の使用者である借り手に移転されるという事実によって識別可能であろう。そのような取り決めの経済的現実を捉えるために、「体系」では、ファイナンシャル・リースの下にある財貨は、使用者により購入されたかのように、すなわち、所有権の変更が生じたかのように取り扱われる。有形固定資産の場合――実際にはそのほとんどが機械・設備であるが――その購入は、使用者および所有者の一方ないし両方の資本勘定に現れる。

＜既存資産の大規模改良＞

10.45. 総固定資本形成は、建物やコンピューター・ソフトウェアのような既存固定資産、あるいは土地のような有形非生産資産に対する改良という形態をとることがあり、この改良は、既存資産の生産能力を増加させたり、耐用年数を延長したり、または両者を実現するものである。定義により、そのような総固定資本形成は、個別に識別され、評価されうるような新規資産の創出をもたらすものではない。

固定資産の改良

10.46. 既存固定資産に対する通常の維持・修理と改良の区別は、明白ではない。

通常の維持・修理は、中間消費を構成する。

10.47. 第VI章の段落6.166－6.169で説明したように、通常の維持・修理は、２つの特色により特徴づけられる。

(a)通常の維持・修理は、予想耐用年数について固定資産を正常に稼働するようにしておくために定期的に実施しなければならない活動である。資産の所有者または使用者は、当該資産が生産において使用され続けるかぎり、通常の維持・修理を行なうかどうかについて選択の余地はない。

(b)通常の維持・修理は、固定資産の性能、能力、あるいは予想耐用年数を変化させない。それは、必要があれば、欠陥部品を同種の新しい部品で取り替えることにより、単に固定資産を正常に稼働するように維持しておくだけにすぎない。

10.48. 一方、総固定資本形成の一部となる、既存固定資産の改良は、通常の維持・修理の必要条件をはるかに超えたものでなければならない。それは、既存固定資産の性質のいくつかに重大な変化をもたらさなければならない。それは、以下の特色により特徴づけられる。

(a)固定資産を大修繕し、改造し、あるいは拡張するという決定は、たとえ当該財貨が正常な状態で稼働しており、修理の必要のないときでさえ、いつでも行ないうる意識的な投資決定である。船舶、建物またはその他の構築物の大規模な修理は、しばしば正常な耐用年数が終了するだいぶ以前に行なわれる。

(b)大規模な修繕、改造または拡張は、既存固定資産の性能や生産能力を増加させたり、以前に予想されていた耐用年数を大幅に延長し、あるいは両者を実現する。既存の建物や構築物の拡張ないし増築も、この意味において大規模な変化であるし、建物や船舶の内部の改装や改修、あるいは既存のソフトウェアシステムの大幅拡張や性能向上も同様である。

10.49. 改良を修理と区別できるようにする簡単な客観的基準を示すことは難しいが、それは、いかなる修理も、未修理の資産の性能をよくしたり、寿命を延ばしたりするといえるかもしれないからである。例えば、機械は、一つの小さい部品が欠けただけでまったく機能しなくなる可能性があり、とくに電気回路付の設備がそうである。しかしながら、そのような部品の取り替えは、総固定資本形成ではない。それゆえ、改良は、固定資産の性質の変化の大きさ、すなわち、その規模、形、性能、能力、または予想耐用年数の大きな変化によるか、あるいはまた、

改良は、通常の維持・修理計画の一環として、他の同種の固定資産において日常的に観察されるようなタイプの変化ではないという事実によって、識別されなければならない。

10.50. 既存固定資産の改良という形態の総固定資本形成は、同種の新規固定資産の取得として分類されるべきである。したがって、改良後、「体系」に関連があるのは改良された資産であり、その後は、固定資本減耗の推計が計算されるのも改良された資産である。しかしながら、いくつかの分析目的のためには、改良を別個に記録することもまた有用であるので、必要ならば、それを以下の節で考察されるような改良とともに一まとめにするのがよいかもしれない。

有形非生産資産の改良

10.51. 実際には、土地の改良である。土地の量、質または生産性の大規模改良をもたらしたり、その悪化を防止したりする取得は、総固定資本形成として取り扱われる。これらは、以下の種類の活動に関連した取得から成り立つ。

(a)この目的のための堤防、防潮堤または堰の建設による海からの土地の干拓。

(b)土地を最初に生産に使用することができるようにするための森林や岩石等の除去。

(c)堤防、排水溝、または用水路の建設による、湿地の排水や砂漠の灌漑。

(d)防波堤、防潮堤、防水柵の建設による、海や河川の洪水や浸食の防止。

10.52. これらの活動は、防潮堤、防水柵、堰等のようなかなりの新しい構築物の創出をもたらすであろうが、そうした構築物は、それ自体としては、ほとんどの構築物が生産に使用されるような方法で、他の財貨・サービスの生産に直接使用されるわけではない。その建設は、より多くのまたはより良質の土地を得るために行なわれ、生産のために必要とされるのはその土地、すなわち非生産資産なのである。例えば、発電のために建造されたダムは、海水を排除するために建造された堰（dam）とは、まったく異なる目的に役立っており、それらを別々に分類することが有用である。

10.53. 鉱物資源等の採掘に関連するトンネルおよびその他の構築物の取得は、土地改良ではなく、構築物の総固定資本形成として分類される。これらの活動は、

掘穿したり、掘削する土地とは別個に使用される資産の創出をもたらす。建設のための整地と用地の準備、すなわち、従来生産に使用されていた土地に関する整地もまた、土地改良としてではなく、建物またはその他の構築物における総固定資本形成の不可欠部分として取り扱われる。

10.54.土地自体の取得または処分は、非生産資産の購入または売却として記録され、総固定資本形成としては記録されない。したがって、土地改良は、総固定資本形成の分類に独立項目として示されなければならない。当該会計期間の期首と期末の間における土地改良の価値の減少は、慣行として、固定資本減耗として示される。この取り扱いは、上述したように、改良は別個に識別されかつ評価されうるような新規固定資産の創出をもたらさないが、この慣行は、すべての総固定資本形成を時間にわたり固定資本減耗分を減価させてゆく必要と整合的である。

＜所有権の移転費用＞

固定資産

10.55. 新規資産の取得は、その実際のあるいは推定された購入者価格に当該資産を取得する単位によって負担されるすべての所有権の移転費用を加えたものにより評価される。同様に、既存資産の取得は、従来の所有者に支払われた実際のあるいは推定された価格に当該資産を取得した単位により負担される所有権の移転に関連する費用を加えたものにより評価される。所有権の移転費用には、以下の項目が含まれる。

(a)新しい所有者により負担されたすべての専門職料金または手数料――弁護士、建築設計士、測量者、技師、鑑定人等に対し支払われた報酬および不動産業者、競売人等に対し支払われた手数料。

(b)資産の所有権移転に関して、新しい所有者により支払われるすべての税。

資産を取得する単位によって負担される所有権の移転費用は、当該単位の総固定資本形成の価値の不可欠部分として取り扱われる。したがって、その資産が新しい所有者の貸借対照表に記入される際の価値は、所有権の移転費用を含んだものとなる。

10.56.この評価方法との整合性を保つために、既存固定資産の処分は、その資産を取得した単位によってその資産を処分した単位に支払われる価格から後者によって負担された所有権移転に関わる費用を差し引いたもので評価される。そのような費用は、前掲の諸項目と同様であるが、例えば弁護士の報酬や、不動産業者の料金や手数料、競売人の手数料、税等である。しかしながら、所有権の移転に関わる税には、当該資産を処分した単位により支払われるいかなるキャピタル・ゲイン課税も含まない。

10.57. 固定資産が最初に生産され、販売されたとき、最初の所有者により負担された所有権の移転費用は、その時点で記録される総固定資本形成の価値の不可欠な一部として含まれる。したがって、それは、その耐用年数にわたって、資産の使用に対して計上する固定資本減耗の一部として徐々に償却する。しかしながら、資産が、その耐用年数の終了前に、売却された場合、この過程は中断され、２回目の所有権移転費用が第１および第２の両者により負担される。第２の所有者により記録される総固定資本形成の価値は、第２の所有者から第１の所有者に支払われた価格に第２の所有者が負担した移転費用を加えたものに等しい。他方、第１の所有者について記録される負の固定資本形成の価値は、第２の所有者によって支払われた価格から第１の所有者によって負担される移転費用を差し引いたものに等しい。したがって、第２の所有者によって行なわれた正の総固定資本形成は、両単位によって負担された所有権移転の費用の価値分だけ第２の所有者について記録される負の総固定資本形成を超えていなければならない。この額は、２つの単位をまとめて考察した場合に両者によって行なわれた総固定資本形成の合計額を測定している。

10.58. 所有権移転の費用の存在のため、第１の所有者について資産の処分が記録される際の価額は、期首貸借対照表の資産価額、あるいは、同一期間内にそれが取得された場合に貸借対照表に記録される価額よりも低い。この場合、処分される際の価額と貸借対照表に記載された価額との差に等しい名目保有損失を第１の所有者に記録する。既存資産の所有者が資産の最初の購入とその後の売却の双方について負担した所有権の移転費用を回収することができなかった場合には、保有損失が発生する。ただし、既存資産の価格がほかのいろいろな理由で変動している場合、上述のような保有損失をその他の保有利得または損失と区別すること

は困難かもしれない。本章末の付録では、所有権の移転費用について、より詳しく説明するが、そこで示されることの一つは、他の事情を一定とすれば、当該資産の最初の購入の際、第１の所有者によって負担された移転費用のうち、売却時までにまだ固定資本減耗として償却されていない部分とその後の売却で第１の所有者が負担した移転費用は、第１の所有者の保有損失となることである。

土地

10.59. 土地の購入および売却に対して負担される所有権の移転費用は、上述した固定資産に関する所有権の移転費用と同じように、記録される価値に影響を与える。しかしながら、土地は生産資産ではないので、土地自体の総固定資本形成を行なうことは不可能である。それゆえ、土地の購入および売却に関連する所有権の移転費用の価値は、購入および売却そのものとは切り離され、総固定資本形成の分類中の別項目に記録する。その場合、固定資本減耗は、適当な長さの耐用年数を用いて借方記入されることになろう。しかしながら、売却されてしまった土地は、売却者の貸借対照表には現われないことになるので、売却者がかつて負担した取得費用のうち、固定資本減耗としてまだ償却されていない部分は、（新たな）販売費用とともに、売却者の保有損失として計上する。

10.60. 当該経済領域内にあるすべての土地の所有者と購入者は、当該経済内に経済的利害の中心をもつとみなす。土地の所有者または購入者が、土地をもっているということ、土地を購入したということ以外の点では居住者単位としての資格を有しない場合、概念的な居住者単位をこの目的のために創出する。その概念的居住者単位が土地を購入する一方で、非居住者単位がこの概念的単位の持分を購入した、すなわち、非金融資産でなく金融資産を取得したとみなすのである。このことにより、すべての土地の購入と売却は、居住者単位間で行なわれることになる。ただし、経済領域の境界自体が購入または売却の結果として変更してしまう場合、例えば、外国政府や国際機関が大使館や事務所のある飛び地の土地を買い足したり売ったりした場合は例外である。さらに、居住者間の土地の購入と販売は、購入者と販売者双方の所有権の移転費用を除いて記録されるので、土地の購入と販売の合計値は、個別の部門や内訳部門の段階ではそうではないが、経済

全体としては互いに等しくなければならない。

その他の非生産資産

10.61. 例えば、生産に使用される鉱物鉱床を含む、その他の非生産資産の購入と売却で負担した所有権の移転費用は、土地と同様に取り扱われ、総固定資本形成の分類のうえでは同一項目に記録される。

＜有形固定資産の取得マイナス処分（P.511）＞

10.62. 有形固定資産の取得マイナス処分は、通常、少なくとも一国経済全体の水準では、総固定資本形成のとびぬけて大きい構成要素である。構築物、機械・設備、育成資産という一般的項目に含まれる有形固定資産については、第XⅢ章の付録において定義と説明が与えられるので、ここではそのような説明を繰り返す必要はない。有形固定資産の大規模改良が新規資産の取得とともここに分類されるという事実もまた、様々な固定資産の種類一つ一つについていちいち繰り返さない。本節の目的は、一般的な定義と説明を与えることではなく、あまり述べられることのない例について述べることである。その中には、育成資産、境界線上の例、あるいは例外の取り扱いについて述べることが含まれる。

総固定資本形成から除外される生産者耐久財

10.63. 第Ⅵ章で中間消費について説明した際に既に述べたように、生産者によって使用される耐久財の中で、総固定資本形成から除外されるものが２種類ある。すなわち、消耗工具（小型工具）とある種の軍事用設備がそれである。

消耗工具（小型工具）

10.64. 財貨の中には、繰り返しないし継続的に生産において多年にわたり使用されるにもかかわらず小型で、高価でなく、比較的単純な作業の遂行に用いられる

ものがある。鋸、鋤、ナイフ、斧、ハンマー、ねじ回し、スパナ、レンチのような手工具がその例である。そのような工具に対する支出がかなり一定の割合で行なわれ、かつその価値がより複雑な機械および設備に対する支出に比べて小さい場合、そうした工具を中間消費に使用される原材料または消耗品として取り扱うことが適切であるかもしれない。しかしながら、そのような道具の相対的重要性によって、ある程度の柔軟性が必要である。それらが、産業の耐久生産財の総ストックにおける価値の中の重要な部分を占める国においては、固定資産として取り扱われ、生産者によるそれらの取得および処分は、総固定資本形成のもとに記録されるかもしれない。

軍用設備

10.65. ミサイル、ロケット、爆弾等の破壊兵器は、実際に生産において繰り返しないし継続的に使われないので、固定資産として取り扱うことはできない。耐久性はあるが、それらは一回限り使用される財貨である。さらに、生命や財産を破壊するための戦闘におけるそのような兵器の実際の使用は、財貨やサービスの生産として解釈することはできない。これを拡大すると、軍艦、潜水艦、軍用機、戦車、ミサイル運搬車や発射装置等の輸送手段や設備も、その機能がそのような兵器を搭載し、発射することにあるから、固定資産として取り扱われるべきではないことになる。

10.66. 一方、飛行場、ドック、道路、病院のような軍隊によって使用される構築物のほとんどは、生産において継続的かつ繰り返し使用されるばかりでなく、民間（civilian、非軍事）の生産者によって利用されている類似の構築物とほぼ同じように使用される。そのような構築物は、しばしば軍事用から民間用に切り替えられたり、逆の場合もある。それらを固定資産として取り扱わないということの根拠はどこにもない。

10.67. このように、軍用病院のような構築物およびそこに含まれる設備は固定資産であるのに、兵器およびその支援システムは固定資産ではない。この２つの種類の財貨の間にどこに境界線を引くかを決定することは、しばしば困難であろうし、軍事支出の様々な項目を区別するのに必要なデータを得ることが常にできる

とは限らないということを認識することもまた必要である。したがって、慣行として、兵器およびそのような兵器を支援し発射するためにだけ用いられる設備、すなわち、軍艦、潜水艦、爆撃機、戦闘機、戦車、ミサイル運搬車等に対する支出を除いて、軍による耐久財への全支出は、総固定資本形成として取り扱われる。実際には、ほとんどすべての構築物が固定資産になるであろうし、代替的な非軍事的用途をもつある種の設備、例えば、輸送設備、コンピューター、通信設備、医療設備のような種類の設備もまた固定資産として取り扱われる。そのような設備への支出と兵器およびその支援システムへの支出とが分離不可能な場合には、デフォールトとして、軍用設備に対する全支出を中間消費として取り扱われなければならない。

10.68. 軽装備の兵器（light weapon）および装甲車もまた、国内の保安や警察活動に従事する非軍事的事業所によって使用される。政府支配による保安ないし警察部隊のほかに、商業的に種々の保安サービスを供給する企業が存在するから、その生産者は、市場生産者であることも、非市場生産者であることもあることになる。そのようなサービスや部隊によって使用されるすべての耐久生産者財は、固定資産として取り扱われ、固定資産に対する彼らの全支出は、もし軍隊に向けられた場合にはそのような支出は中間消費として取り扱われるかもしれないという事実にもかかわらず、総固定資本形成とみなされるのである。既述のように、数多くの種類の耐久財は、その物理的性質のみを基準にして自動的に固定資産として分類することはできない。

住宅およびその他の建物と構築物

10.69. 住宅を含む建物とその他の構築物の総固定資本形成は、生産者により取得された新規および既存の建物と構築物の価値、マイナス、既存の建物およびその他の構築物の処分の価値から成り立つ。経済領域の中にあるすべての建物およびその他の構築物は、慣行として、居住者によって所有されているものとみなされる。所有者または購入者が、建物等を所有しているという点以外では居住者単位としての資格を有しない場合には、概念的居住者単位がこの目的のために創設される。すなわち、その概念的居住者単位が建物やその他の構築物を購入し、そし

て非住居者が概念的単位の持分を購入した（すなわち、金融資産を取得した）とみなす。

10.70. 家計の主たる住居として使用されるヨット（ハウスボート）、バージ（はしけ）、移動住宅、トレーラーハウスを含むすべての住宅、および、ガレージのような付属構築物は、固定資産である。持ち家居住者は、自己の最終消費のために住宅サービスの生産に従事する企業の所有者として取り扱われ、そのため住宅は耐久消費財ではない。

10.71. 新しい歴史的記念物の建設は、総固定資本形成を構成し、同様に、既存の歴史的記念物の大規模改良もまた、総固定資本形成に含まれる。歴史的記念物は、歴史的、国民的、地域的、地方的、宗教的、または象徴的な、特定の重要性をもつことのために識別可能である。それらは、通常、一般公衆に公開されており、記念物やその周辺に入場するために料金をとられる場合も多い。その所有者は、政府単位、非営利団体（ＮＰＩ）、法人企業または家計と、様々であるが、典型的には、歴史的記念物を文化ないし娯楽タイプのサービスを生産するのに使用する。原則として、歴史的記念物の総固定資本形成は、住宅、非居住用建物もしくはその他の構築物のうち妥当なものに含めるべきであるが、実際には、その他の構築物に分類することが望ましいであろう。新しい記念物、もしくは既存記念物の大規模改良に対する固定資本減耗は、適切な長さの耐用年数を仮定して計算されるべきである。

建物とその他の構築物に対する固定資本減耗

10.72. すべての建物とその他の構築物は、適切に維持されているときでも、有限の耐用年数を持つと仮定されている。そのため、鉄道、道路、橋、トンネル、空港、港、パイプライン、ダム等を含む、そのようなすべての固定資産について固定資本減耗が計上される。耐用年数は、純粋に物理的耐久性によって決定されるわけではない。数多くの建物および構築物は、旧式化してしまうために結局は廃棄される。しかしながら、ある種の道路、橋、ダム等のように構築物の中には耐用年数がきわめて長く、１世紀かそれ以上になるものもある。

自己勘定建設以外の記録時点と評価

10.73. 多くの建設プロジェクトは、完成までに長い時間を要する。生産された産出の少なくとも一部の所有権がその構築物の最終的な使用者に移転されるまでは、総固定資本形成は、行なわれないものとされる。そのように移転されずに建築業者や建設会社に所属し続けている産出は、その建設が終了したかしないかにより、仕掛品か、あるいは製品の在庫品への追加として、記録されなければならない。

10.74. 当該建設活動が前もって合意された販売契約のもとに行なわれている場合、構築物の所有権は、工事の進捗段階に応じて、実際上移転される。そのような契約により各段階で移転された産出の価値は、購入者による総固定資本形成として記録される。

10.75. 前もって結ばれた販売契約がない場合、建設企業によって生産された産出は、建設が完了したかどうかによって、仕掛品として、あるいは生産者の製品在庫に対する追加として、記録されなければならない。例えば、おもわくで建設された完成住宅は、それらが販売されるか、さもなければ使用者によって取得されるまでは、生産者の製品在庫に対する追加のままとどまることになる。

10.76. 新しい建物および構築物の取得は、現実のあるいは推計された購入者価格に当該資産を取得した単位が負担した所有権の移転に関する費用をプラスして評価する。同様に、既存の建物および構築物の取得は、以前の所有者に支払われる現実のあるいは推計された価格に当該資産を取得した単位が負担した所有権の移転に関する費用をプラスして評価する。既存の建物および構築物の処分は、当該資産を取得した単位がそれを処分した単位に支払う価格から後者によって負担された所有権移転の費用を差し引いて評価する。未完成の状態で取得した建物および構築物については、その価額は、営業余剰のためのマークアップを含む現在までの費用に基づいて推定する。段階もしくは進捗払いは、通常、前もって合意された販売契約のもとで要求され、支払われた金額は、しばしば、各段階で購入者によって行なわれる総固定資本形成の価値を近似するのに用いることができるであろう（段階払いが、関連部分の工事の完了より早く、または遅れて行なわれた場合、短期信用が購入者により建設会社に対して事実上供与され、あるいは、その逆の場合もある。こうした信用は、総固定資本形成の価額を近似する際に調整

しなければならない）。建設のための用地のクリアリングおよび準備の経費は費用の一部であり、それゆえ、取得価額に含まれているということも注意されるべきである。

自己勘定建設の記録時点と評価

10.77. 建設が自己使用のために行なわれる場合、構築物の生産者と最終的な使用者は、定義により、一つかつ同一の制度単位である。所有権の公式な移転は起こらず、実際上、その単位が構築物の使用者としての資格で、建設が進行するのに伴いその所有権を取得する。したがって、ある会計期間における自己勘定建設の産出の全体は、たとえ構築物が完成していなくても、総固定資本形成として記録されるべきである。

10.78. 原則として、完成した構築物は、その推定基本価格により評価されるべきである。一会計期間中に構築物が完成しない場合、産出とそれに対応する総固定資本形成の価値は、推定当期基本価格に対して、当該期間中に負担された総生産費用の割合を適用することによって、推定されるべきである。完成した構築物の基本価格を推定することができない場合、それは営業余剰のためのマークアップを含めた総生産費用によって評価されなければならない。家計が共同で行なう建設活動の場合にありうるように、労働の一部ないしすべてが無料で提供されている場合は、その近辺や地域の同種の労働に対する賃金率を用いて、支払労働費用がどれくらいかについて推定値をもとめ、それを推定総生産費用に含めなければならない。そうしないと、完成構築物の価値は著しく過小推定されることになろう。

10.79. ある種の構築物は、家計のグループによって自分たちが共同で使用するために生産されることがある。例えば、建物、道路、橋等がそれである。完成後、そのような構築物の所有権は、その維持に責任を負う政府単位に移転される可能性がある。移転が行なわれた場合、当初家計グループに帰属していた自己勘定総固定資本形成は、彼らが政府単位に対して行なった現物資本移転の結果として、そのマイナスの総固定資本形成によって相殺される。最終的に残る総固定資本形成は、現物資本移転を通じた資産の取得によって生じる政府単位の総固定資本形成である。

機械・設備

10.80. 機械・設備の総固定資本形成は、生産者により取得された新規ならびに既存の機械および設備の価値マイナス既存の機械および設備の処分の価値からなる。機械・設備には、輸送機器および事務設備や家具等を含むその他の機械・設備が含まれる。上述したように、ファイナンシャル・リースの下にある機械および設備は、（賃貸人による取得としてでなく）使用者（賃借人）による取得として取り扱う。

10.81. 総固定資本形成は、固定資産の所有権が、それを生産に使用しようとする生産者へと移転されるときまで、記録されない。したがって、まだ販売されていない新規の機械および設備は、当該資産の生産者による製品在庫の一部を形成する。同様に、輸入された機械・設備は、それを使用しようとする生産者により取得されるまでは、総固定資本形成として記録されない。

10.82. 家計により最終消費の目的で取得された乗物、家具、台所設備、コンピューター、通信設備等のような機械・設備は、固定資産ではなく、その取得は総固定資本形成として取り扱われない。しかしながら、家計の主たる住居として使用されるヨット（ハウスボート）、バージ（はしけ）、移動住宅、およびトレーラーハウスは、住宅として取り扱われるので、家計によるそれらの取得は、総固定資本形成に含まれる。

育成資産

10.83. 育成資産は、その資産自体とは別の財貨やサービスを生産するために1年以上の期間にわたり、繰り返しないし継続的に使用される家畜や木から成る。それゆえ、年々生産に使用され続ける家畜は、固定資産である。例えば、それは、繁殖用の家畜、乳牛、羊毛用に飼育されている羊、牽引用の動物を含む。他方、屠殺のために飼育されている動物は、家禽類を含めて、固定資産ではない。同様に、年々生じる生産物のために農園で栽培されている木（潅木を含む）、例えば、果樹、葡萄の木、ゴムの木、ヤシの樹等は、固定資産である。他方、最後に伐採

されたときにのみ一度だけ最終生産物を生み出す木材として栽培されている木は、収穫されたときにただ一つの作物のみを生産する穀物や野菜が固定資産ではありえないのと同じように、固定資産ではない。

10.84. 一般に、固定資産の生産が完成するのに長期間を要する場合、会計期間の期末でまだその生産が完了していないような資産は、仕掛品として記録される。しかしながら、資産が自己勘定において生産される場合、それは、生産されると同時にその使用者により取得されつつあるものとして取り扱われ、それゆえ在庫品、すなわち仕掛品として記録されることはありえない。したがって、自己勘定において生産された未完成資産は、使用者により取得されたものとして、すなわち総固定資本形成として記録される。これらの一般原則は、成熟するまでに長時間を要する動物や木のような育成資産の生産にも適用されなければならない。２つの場合を相互に区別する必要がある。すなわち、飼育者や養樹園者のような専門的生産者による自然資産の生産と、その使用者による育成資産の自己勘定生産である。

10.85. 専門的生産者の場合、その生産がまだ完了しておらず、販売や引渡しの準備ができていない動物や木は、仕掛品として記録されなければならない。２歳の競争馬として販売するために飼育されている１歳馬や、売り物になるまでにさらに成長の必要のある若い果樹がその例である。そのような仕掛品は、育成資産に関わる生産以外の他の任意の種類の生産についての仕掛品とまったく同じ方法で記録され、評価される。

10.86. しかしながら、固定資産として使用する予定の動物や木が、農家やその他により自己勘定生産されている場合、生産に使用する準備ができていない未成熟の動物や木等の形態における未完成資産は、仕掛品としてではなく、最終的な使用者としてという立場での当該生産単位による総固定資本形成として取り扱われる。所与の期間中に生産され、取得された未完成資産の価値は、完成資産の実際の現在基本価格と推定現在基本価格にその期間中に発生した生産費用の割合を掛けることによって得られる。この方法で推定ができない場合、産出とそれに対応する総固定資本形成の価値は、その期間中に発生した実際の生産費用によって近似することが可能である。

家畜

10.87. 年々生じる生産物のために育成されている家畜（乳牛、役畜等）の総固定資本形成は、前段で述べた、自己勘定生産されている未成熟な家畜の取扱いを考慮に入れて、取得マイナス処分の価値によって測定する。したがって、それは、家畜の使用者が取得した成熟動物と自己勘定生産された未成熟動物全部の合計額マイナス処分額に等しい。処分は、屠殺のために売却されたものを含めて売却ないし処分された動物プラス所有者自身により屠殺された動物から成り立つ。疾病の大発生、汚染、旱魃、飢饉、その他の自然災害にもとづく動物の例外的な損失は、その他の資産量変動勘定に記録され、処分としては取り扱われない。自然的原因に由来する偶然の死亡にもとづく動物の偶発的な損失は、固定資本減耗の一部を形成する。個別の動物の固定資本減耗は、その動物の加齢による価値下落により測定される。

プランテーション、果樹園等

10.88. 農園、果樹園等の総固定資本形成は、自己勘定生産された幼木や幼潅木等の取得を含めた、成木や潅木等の取得マイナス処分の価値から構成される。上で説明したように、前者の価値は、必要ならばその期間中に生産において発生した費用の価値により近似することができる。例えば、木が成熟して製品の結実を始めるまでの土地の準備や植付け、支柱の設置、天候や疾病からの防御、剪定、整枝等の費用である。処分は、売却または他の単位へ移転された木や潅木等プラスその経済的利用が可能である期間が終了する前に切り倒されたものから構成される。なお、処分は、旱魃あるいは強風やハリケーンのような他の自然災害による樹木の例外的な損失を含まず、これらはその他の資産量変動勘定に記録される。

＜無形固定資産の取得マイナス処分（P.512）＞

10.89. まだ取り上げていない総固定資本形成の構成要素は、無形固定資産の取得マイナス処分であり、本段以降議論する。無形資産は、第ⅩⅢ章の付録で定義さ

れ、説明が与えられている。それは、生産過程からの産出として生産され、それが産出として生産された生産過程とは別の生産過程において、それ自身が繰り返しないし継続的に使用される、という性質を有形固定資産と共有している。例えば、無形固定資産は、コンピューター・ソフトウェアや芸術作品の原本であり、生産におけるその使用がそれに対する所有権を確立している単位やその単位によってライセンスを与えられた他の単位に限定されているようなものから構成される。こうした資産の大規模改良は、取得として取り扱う。例えば、既存のソフトウェア・システムの性能の向上や拡張である。

鉱物探査

10.90. 鉱物探査は、商業的に採掘される可能性のある鉱物や燃料の新しい鉱床を発見するために行なわれる。そのような探査は、鉱業や燃料の採掘に従事している企業により、自己勘定で行なわれるかもしれない。そうではなく、専門的企業が自己の目的のため、または料金を取って探査を行なう場合もありうる。探査から得られた情報は、何年間にもわたり、それを得た者の生産活動に影響を与える。したがって、所与の会計期間中に探査に対して負担された支出は、自己勘定かどうかに関係なく、無形固定資産の取得に対する支出として取り扱われ、その企業の総固定資本形成に含まれる。

10.91. 総固定資本形成に含まれる支出は、試験的な掘削や試錐にかかる実際の費用のみならず、そうした試掘の実施を可能にするためにかかる費用、例えば、航空測量その他の測量費用、輸送費用等をも含む。探査活動の結果として資産が計上されるが、その資産の価値は、探査により発見された新しい鉱床の価値ではなく、その会計期間中に探査に向け配分された資源の価値によって測定される。鉱物探査の結果として生じる、そのような資産の場合、固定資本減耗は、鉱業会社あるいは石油会社が自社の経理で用いているのと同様の平均耐用年数を使用して計算してよい。

コンピューター・ソフトウェア

10.92. 企業が1年を超えて生産に使用することを予定しているコンピューター・ソフトウェアは、無形固定資産として取り扱われる。そのようなソフトウェアは、市場で購入されたり、自己使用向けに生産されたりする。そのようなソフトウェアの取得を総固定資本形成として取り扱うわけである。市場で購入されたソフトウェアは、購入者価格によって評価する。社内（インハウス）で開発されたソフトウェアは、推定基本価格、もしくは基本価格の推定が不可能な場合は生産費用によって評価する。
10.93. また、ソフトウェアの総固定資本形成には、企業が1年超の期間にわたり生産に使用することを予定している大型データ・ベースの購入や開発も含む。こうしたデータ・ベースは、上述したようなソフトウェアの場合と同一の方法で評価する。

娯楽、文学または芸術作品の原本

10.94. 原本(originals)は、演劇公演、ラジオおよびテレビ番組、音楽演奏、スポーツ行事、文学および芸術作品等が記録ないし体化されているフィルム、音響録音物、原稿、テープ、モデル等から成る。
10.95. 原本の取得は、総固定資本形成を構成する。原本は、その生産者によって保存されていることが多いが、それが生産されたのちに、他の単位の利用に向けて売却される場合もまたありうる。売却された場合、総固定資本形成は、資産の取得のために購入者により支払われた価格により測定される。売却されない場合、その評価は、所有者がそこから得ようとする将来の便益に依存するため、困難であるかもしれない。それらの便益は、前もって推定することが大変難しいであろう。他の情報がない場合、自己総固定資本形成のために生産される数多くの他の種類の産出の場合と同様に、その生産費用によって原本を評価することが必要かもしれない。

２．在庫品増加（P.52）

10.96. 在庫品に関する取引は、他の資産の取引――非金融資産の取引、金融資産

の取引――とまったく同様に取り扱う。それゆえ、資本勘定に記録される在庫品増加の価値は、会計期間中に企業により取得された在庫品の価値マイナス処分された在庫品の価値に等しい。これらの取得や処分のうちあるものは、実際の購入または販売に帰せられるが、他のものは、企業内の取引を反映している。

10.97. このことに関連して、企業によって遂行される２つの機能を区別することが必要である。すなわち、財貨・サービスの生産者としての機能と、資産の所有者としての機能である。ある財貨が在庫に入るとき、それは、購入（または物々交換）によるか、生産者としての企業との内部取引かにより、所有者としての企業によって資産として取得される。逆に、在庫から出てゆく財貨は、販売その他の使用によるか、生産者として企業に対する内部移転によるか、またはことによると経常損失(recurrent losses、反復性あるいは再発性のある損失)すなわち、経常廃棄(recurrent wastage)、反復性のある偶然的損傷・盗難（recurrrent accidental damage or pilfering）の結果としてなされる、所有者としての企業による資産の処分を表わす。当該財貨の実際の購入や販売に帰せられない在庫品の移動は、その時点において財貨が購入または販売されたかのように評価される。したがって、在庫品の変動は、企業による取得・処分として記録され、他の資産の変動と同様な一般的方法で評価される。

10.98. 企業は、生産者としての資格で、中間投入としてすぐ使用するために市場で購入するか、または、所有者としての企業から、在庫品の内部移転によるかのいずれかによって、財貨やサービスを中間消費のために取得するかもしれない。中間消費に使用されるすべての財貨・サービスが、一貫して時価で評価されることを保証するために、在庫品から移転される財貨は、当期購入者価格で評価される。同様に、生産者としての企業によって生産された産出は、販売その他のかたちで処分されるか、完成品ないし仕掛品として在庫品に移転されるかのいずれかである。産出が一貫して評価されることを保証するために、在庫品へと移転された製品は、その時点において販売されたかのように評価される一方、仕掛品は、完成品の推定当期基本価格に比例して評価される。

＜原材料および消耗品＞

10.99. 原材料（materials）および消耗品（supplies、貯蔵品）は、生産に対する中間投入として使用する意図をもって企業がストックとして保有するすべての財貨からなる。しかしながら、物理的劣化、反復性のある偶発的損傷や盗難の結果として失われるものがあるので、すべての原材料および消耗品が必ずしもこのように使用される訳ではない。原材料および消耗品のそのような損失は、生産に使い尽くすために実際に引き出される原材料および消耗品と同一の方法で記録され、評価される。

10.100. 原材料および消耗品は、生産過程に投入された場合に完全に使い尽くされてしまうような種類の財貨から成り立つ。それゆえ、それらは、車両やマイクロ・コンピューターのような新規に取得された固定資産を含まないが、消耗工具（小型工具）が固定資産として取り扱われないときは、ここに含まれる。企業は、原材料および消耗品という項目のもとに多様な、相互にまったく異なる種類の財貨を保有しており、その最も一般的な類型としては、燃料、工業原料、農業原料、半製品、組立用部品、梱包材料、食料品、事務用消耗品等がある。あらゆる企業は、たとえ事務用消耗品の在庫だけであるとしても、原材料および消耗品のなんらかの在庫を保有しているものと考えられよう。政府単位により所有されている非市場生産者であっても例外ではない。

10.101. 原材料および消耗品は、企業が貴重品として取得した美術品や貴金属、宝石のストックを含まない。定義により、貴重品は、価値の貯蔵庫として保有される資産であり、生産に対する中間投入として使用されることを意図されていない。他方、金、ダイヤモンド等を他の財貨やサービスの生産に対する中間投入としてまさに使用する生産者も存在する。例えば、装身具の製造業者や歯科医師がそれである。このように工業用その他生産に向けられる金、ダイヤモンド等のストックは、もちろん、原材料および消耗品として記録する。

＜仕掛品＞

10.102. 仕掛品は、企業によって生産された未完成の、すなわち、他の制度単位に対して通常供給される状態にまで十分に加工されていない産出から成る。仕掛品は、すべての産業において発生するが、とりわけ、完成品１単位を生産するの

に時間を要するような産業、例えば、農業や、船舶、住宅、コンピューター、ソフトウェア、映画のような複雑な固定資産を生産する産業において重要である。このため、仕掛品は、生長しつつある農作物から、部分的に完成した映画作品やコンピューター・プログラムまでに及ぶ広範囲の多様な形態をとりうる。仕掛品は、通常他者へ供給される状態に到達していない産出であるが、それにもかかわらず、必要な場合、その所有権は移転可能である。例えば、それは企業の清算のような例外的状況においては売却されるかもしれない。

10.103. 第VI章で説明したように、仕掛品は、会計期間の期末において完了していないすべての生産過程に関して、記録されなければならない。会計期間が短くなるほど、仕掛品の完成品に対する相対的な重要性は、増していきそうである。特に、多くの農作物の生産が四半期では完了しないが1年なら完了するということだけから考えても、年次勘定よりも四半期勘定で仕掛品の重要性は高いものになると思われる。価格と費用が生産期間中に安定していると仮定すると、ある会計期間における仕掛品の追加の価値は、総生産費用のうちその期間中に発生した分の割合を計算し、それを完成品により実現される基本価格に乗じることによって得ることができる。このような取り扱いにより、完成品としての産出の価値は、それが生産されたいくつかの会計期間にわたり、各期に発生した費用に比例して配分されることになる。価格と費用の平均水準が期間ごとに変化する場合、まず産出を生産が完了した時点の価格と費用を用いて配分し、それから、このようにして計算された以前の期間についての仕掛品の価値を平均費用水準の期間ごとの変化に比例して再評価すべきである。

10.104. 生産過程が完了する前に勘定を作成しなければならず、そして、完成品の基本価格の満足すべき推定が行なえない場合、仕掛品の追加は、その期間に発生した生産費用の価値に、純営業余剰ないし純混合所得に対するマークアップを加えたものによって、暫定的に推定することができよう。この種の暫定推定値は、完成品の基本価格が判明したときに、必要ならば、その後訂正されることになろう。

10.105. 生産過程が完了したときに仕掛品の減少が起こる。その時点において、すべての仕掛品は、完成品に変換される。それゆえ、前の会計期間から繰り越された仕掛品の全ストックは、生産過程が完了したときに、ストックから引き出さ

れたものとして記録される。価格と費用が上昇している場合、前期から繰り越された仕掛品は、生産が完了した期間の価格と費用とを用いて、再評価しなければならない。物理的劣化や反復性のある偶発的損害、盗難等の結果から生じた仕掛品の経常損失は、同期において遂行された生産の結果として発生した仕掛品の追加から控除されるべきである。

育成資産の仕掛品

10.106. 植物、木、養殖魚を含む家畜の自然成長は、制度単位の直接の統御（コントロール）、責任、管理のもとで行なわれている場合、生産境界内に含まれる。この脈絡で、１回限り使用される植物、木および家畜、すなわち、１回だけ（植物や木が切り倒され、根こそぎにされたり、家畜が屠殺されるとき）産出を生産するものと、果実、ナッツ、ゴム、牛乳、羊毛、動力、輸送、娯楽のような産出を生産するために、1年より長く繰り返しないし継続的に使用される木（葡萄の木や潅木を含む）および家畜とを区別することが必要である。仕掛品は、このような２種類の作物・家畜の両方について記録する必要があるかもしれない。

10.107. １回限り使用される植物や家畜の場合、会計期間の期末において、まだ収穫または屠殺されていない、そのような作物や家畜は、すべて、仕掛品である。

(a)勘定が四半期で作成されている場合、一年生の作物の完成産出の価値、すなわち、実際に収穫した穀物やその他の作物の価値は、各四半期に発生した費用に比例して、生産が行なわれた全四半期に配分する。そのため、作物を収穫した四半期に生産された産出の価値は、収穫した作物の価値マイナス以前の各四半期に生産された仕掛品追加の価値に等しい。

(b)勘定が年次で作成されていて、作物年度(crop year)が会計年度(accounting year)の中に含まれている場合、おそらく高率のインフレーションの状況を除いて、仕掛品を計算する必要はないであろう。

(c)勘定が年次で作成されていて、会計年度が作物年度の中間で終了する場合、会計年度中の仕掛品の追加および減少の両方を計算することが必要になる。しかしながら、これは、ｔ年に作付けされた１年生作物が、ｔ年の年次勘定が作成され、公表される時点までに、収穫されてしまっていることもあるので、勘定でカバー

される最近年の仕掛品追加の価値を、収穫された作物の価値を知る以前に推定しなければならないということを意味するものではない。いずれにせよ、仕掛品追加の暫定推計値は、費用プラスマークアップを基準にしていつでも計算することができるし、収穫された作物の価値がわかったときに修正することができるのである。

10.108. 家禽類を含め、屠殺のために飼育されている家畜の仕掛品の変動は、会計期間の期首と期末間のそのような家畜の数の変動に、該当する動物や家禽類の平均価格を乗じることによって近似されるであろう。

10.109. 生産における、反復的ないし継続的な使用が意図されており、成熟したときに固定資産として取り扱われる木および家畜の場合、そのような資産の専門的生産者、例えば、競走馬やその他の特殊な動物の飼育者については、仕掛品を計上しなければならないであろう。しかしながら、それらが自己使用のために育成ないし飼育されている、すなわち、自己勘定生産されている場合、生産された産出は、総固定資本形成として分類される（上記の段落10.85および10.86を参照）。

その他の固定資産の仕掛品

10.110. 構築物および船舶のようなその他の固定資産のあるものの場合、典型的には、完成するのに長時間を要し、２つないしそれ以上の会計期間にわたることがしばしばある。しかしながら、各期間に生産された産出は、最終的な使用者ではなく、生産者が、当該産出の所有者である場合に限り、仕掛品として分類される。最終的な使用者によって自己勘定生産されている未完成の固定資産、あるいは、前もって合意された販売契約のもとに生産されている構築物は、その使用者によって取得されたものとして取り扱われ、それゆえ生産者の仕掛品として記録することはできない。

＜製品＞

10.111. 製品（finished goods、完成品）は、生産者が、他の制度単位に供給す

る前に、それ以上加工する意図のない産出として生産された財貨から成る。ある財貨は、それが他の生産過程に対する中間投入としてその後使用する場合はあっても、その生産者がそれに対する作業を完了したときに製品（あるいは完成品）となる。例えば、鉱山会社によって生産された石炭の在庫品は、製品在庫として分類されるが、発電所によって保有される石炭の在庫品は、原材料および消耗品として分類される。また、バッテリー製造業者によって生産されたバッテリーの在庫品は、製品であるが、乗り物や航空機の製造業者によって保有される同じバッテリーの在庫品は、原材料および消耗品として分類されることになる。

10.112. 製品の在庫品は、それを生産する企業によってのみ、保有される。在庫品に入ってゆく、ないしそこから出てくる製品は、その繰り入れや引き出しのあった時点における、その財貨の基本価格により評価される。物理的劣化や反復性のある偶発的損害、盗難等の結果生じた製品の経常損失は、引き出しと同様に取り扱われるべきである。

＜再販売品＞

10.113. 再販売品（goods for resale）は、卸売業者や小売業者のような企業が、その顧客に対してそれを再販売する目的で取得した財貨のことである。再販売品は、それを顧客に対して魅力的であるように再販売のために展示することを除いて、それを購入した企業によって、さらに加工されることはない。それゆえ、再販売品は、その所有者によって、輸送、保管、格付け、分類、洗浄、梱包等を施されるが、それ以外の変形がなされることはない。

10.114. そうした企業の在庫品に繰り入れられる再販売品は、その実際のないし推定された購入者価格によって評価される。その際、購入者価格は、財貨の供給者以外の企業に対して支払われた追加的な輸送料を含むが、引き渡しを受ける企業により自己勘定生産された輸送サービスの費用は含まない。物々交換によって取得された財貨は、取得時点における推定購入者価格で評価される。

10.115. 在庫品から引き出された再販売品は、それを取得したときに支払った購入者価格によって評価するのではなく、それとは区別されるものとしての、それが引き出された時点において財貨を再調達することが可能な購入者価格によって

評価される。在庫品の減少は、引き出された財貨が、利益ないし損失をもって販売されたり、物理的劣化や反復性のある偶発的損害、盗難のため、まったく販売されなかった場合も、この方法で評価される。

３．貴重品の取得マイナス処分（P.53）

10.116. 貴重品は、主として生産や消費に使用されるものでなく、通常の状況では、時間の経過によって価値が低下しない、主として価値の貯蔵庫として取得され保有される資産である。それは、時間が経過しても価格が他の財貨やサービスに対して相対的に下落せず、ことによると上昇するであろうという期待によって保有される。言い換えると、貴重品は、その実質価値が下落する期間があるいはあるかもしれないが、長期的にはその実質価値を保持することが予想されている。貴重品は、以下のものからなる。

(a)企業を含む任意の単位によって保有されているダイヤモンド、非貨幣用金、プラチナ、銀等のような宝石および貴金属、ただし、当該単位が生産過程への中間投入として使用することを意図していないものとする。

(b)美術作品や骨董品として認識された絵画、彫刻等、

(c)宝石や貴金属から作られた装身具および収蔵品のようなその他の貴重品。

10.117. 貴重品というかたちの既存資産および新規資産の取得および処分は、資本勘定に記録される。貴重品の取得は、それを取得した単位がそれを処分した単位に支払った現実の価格または推定価格に、専門の鑑定家、代理人、競売人等に対する手数料のような、それを取得した単位が負担した所有権移転に伴う費用を加えて評価される。ディーラーから購入した貴重品の価格には、当然、そのマージンが含まれる。貴重品の処分は、それを取得した単位がそれを処分した単位に支払った価格から、所有権移転に伴って後者が負担したいっさいの費用を控除したものである。したがって、集計すると、貴重品の取得マイナス処分は、当該取引が購入・販売、物々交換、あるいは現物資本移転のいずれの場合もあるが、ディーラー・マージンを含み、かつ、新規および既存の貴重品の所有権移転のための費用を含むものである。

Ｃ．固定資本減耗

10.118. 固定資本減耗は、生産のために使用された固定資産の価値のマイナスの変動の構成要素である。これは、有形固定資産と、鉱物探査費用およびソフトウェアのような無形固定資産との両者をカバーしている。固定資本減耗は、所与の価格の組合せ、すなわちその期間の平均価格を参照することによって測定されなければならない。そのうえで、固定資本減耗を、企業により所有されている固定資産が、会計期間の期首と期末の間における物理的劣化および正常の発生率で考慮した陳腐化と偶発的損害の結果として生じる、価値の低下として定義することができる。固定資産の価値は、その耐用年数の残存期間において、それを生産に使用することから期待される便益に依存する。この価値は、固定資産の所有者がその残存耐用年数にわたりそれを生産者に賃貸した場合に期待することのできる賃貸サービス料の流れの現在割引価値――期間の平均価格で計算された――によって与えられる。そのうえで、固定資本減耗を会計期間の期首と期末の間におけるこの価値の減少率によって測定する。

10.119. このように、固定資本減耗は、生産の目的にとっての固定資産の有用性の減少分を測定する。それは、その正常な耐用年数にわたる資産の潜在的生産性に依存する尺度である。任意時点における固定資産の価値は、必然的に、将来に関する期待を含んでいるが、このことは、金融資産および貴重品を含むほとんどすべての資産について当てはまる。資産の平均耐用年数と時間の経過による資産の生産効率の減少率に関する単純な仮定に基づいて、固定資本減耗の妥当な推計値を得ることが可能である。また、不確実性の要因はあるものの、固定資産の生産者と使用者は、実際問題として固定資産の価値に関するある見方をもっていなければならないことは事実であるし、さらに、新規および既存の固定資産が活発に取引されている市場も、固定資本減耗を計算する際に考慮されるべき情報を提

供している。非生産資産の改良および非生産資産に関わる所有権の移転費用についても固定資本減耗を計上しなければならない。実際、そうした項目は、そのような資産の価値を増加させるものであるし、総固定資本形成を構成する一要素でもあるからである。固定資本減耗の概念と測定については、既に、第VI章で説明されているから、ここでさらに詳細に立ち入る必要はない。

D．非生産非金融資産の取得マイナス処分（P.513）

10.120. 非生産非金融資産は、土地その他、財貨・サービスの生産に使用される有形資産、および無形資産から成り立つ。他の制度単位との取引の結果として制度単位によって所有されているこれらの資産の価値の変動は、資本勘定に記録される。これらの資産は、購入または売却、物々交換、現物資本移転によって取得され、また、処分される。資本勘定に記録された変動は、会計期間中に取得された資産の合計額マイナス処分された資産の合計額から成り立つ。

１．土地の取得マイナス処分

10.121. 土地は、本体系においては、地面そのものと定義されるが、以下を含み、
(a)地表を覆っている土壌、
(b)関連地表水
しかし、以下を除外する。
(a)道路、オフィス・ビル、トンネル等の、土地の上またはその中を通って建設された建物やその他の構築物、
(b)ぶどう園、果樹園、または樹木のプランテーションおよび成長中の作物等、
(c)地下資源、

(d)非育成生物資源、

(e)地下の水資源。

ここで、関連地表水は、それに対する所有権が行使可能であり、そのため、制度単位間の取引の対象となりうるような、貯水池、湖沼、河川等の内水面のすべてを含む。

10.122. 土地の全ストックは、固定していない。例えば、それは、海を埋め立てたり海による侵食によって、ほんのわずかだが増加したり、減少したりする。その質もまた、森林や岩石を除去したり、堤防、用水路、防風設備等を建設したりすることによって、改良される。同様に、その質は、不適当な農業的利用、汚染、自然災害等によって、損害を受ける。土地の量、質または生産性の大規模改良を導いたり、劣化を防止する活動は、総固定資本形成として取り扱われ、総固定資本形成の分類においても別個の項目として示される。こうした活動は、土地の価値を増す制度単位の生産活動を表わす。

10.123. 慣例により、経済領域内に所在する土地のすべての所有者ないし購入者は、居住者制度単位である。土地を所有する制度単位が領域内に経済的利害の中心をもたない場合、概念的な居住者制度単位をつくり、その単位が土地を所有するものとみなされ、非居住者単位がその概念的単位を所有するとみなす。この操作によって、土地が取得ないし処分されるすべての取引は、居住者単位間で行なわれることになる（例外は、経済領域の境界自体が土地の購入ないし売却によって変更される場合、例えば、外国政府による土地の購入が包領（enclave、飛び領土）の大きさを変更させるような場合である）。

10.124. 上記の段落10.59および10.60で既に説明したように、土地の取得または処分にかかわる所有権の移転費用は、土地の価値には含まれない。購入者によって不動産の測量や評価に携わる人あるいは不動産業者、弁護士等に支払われる報酬は、土地の移転にかかる税の支払いとともに、購入者による総固定資本形成に対する支出として取り扱われる。販売者による同様の報酬や税の支払いも、売り手による負の総固定資本形成の額を減少させる要素となるため、総固定資本形成にプラスに貢献する。その結果、土地の購入および売却が記録される価値は、購入者と販売者の双方にとり同一となる。土地の所有権が物々交換ないし現物資本移転によって移転された場合にも、該当する土地の種類に対する現在の市場価格

に基づいた同一価格が取引の両当事者に帰属されなければならない。取引の両当事者は居住者でなければならないので、一国経済全体では、土地の全購入の集計値は、全販売の集計値と等しくなければならない。ただし、このことは、個別部門や内訳部門のようなより低い集計水準では、一般的に当てはまるわけではない。このように、土地の取得マイナス処分の価値は、一国経済としては常にゼロである。（ただし、経済領域の境界そのものを変更するような取引は、例外である。）

10.125. 建物またはその他の構築物、さらに、農園（プランテーション）は、それが存在する土地と一緒に売買され、構築物と土地のそれぞれに別個の評価が下されないことが多い。既存の構築物の場合よくあることであるが、たとえ別々の評価が得られないとしても、土地ないし構築物のうちどちらが両者をあわせた価値のうち大きな部分を占めるかを決定し、それによって、その取引を土地または構築物の購入として分類することは可能かもしれない。土地と構築物のどちらがより価値が大きいかを決められない場合、慣行として、その取引は、構築物の購入として、すなわち総固定資本形成として分類されるべきである。同様の原則が、農園についても適用される。

２．その他の有形非生産資産の取得マイナス処分

10.126. 実際には、地下資源の取得マイナス処分である。地下資源は、石炭、石油、天然ガスやその他の燃料、また金属鉱物や非金属鉱物等の、既知の鉱床であり、地下または地表のもの、さらに海底の鉱床を含める。もちろん、資本勘定に記録される取引は、所有権が確立されている地下資源だけである。ほどんどの場合、地下資源は、その下にそれが存在する土地とは別個に所有されているが、法律上の規定として、地下資源の所有権が土地の所有権と分離不能に結び付けられている場合もあるかもしれない。

10.127. 資本勘定に記録される地下資源の取引は、購入や売却、物々交換、または現物資本移転による地下資源鉱床の取得ないし処分である。言い換えれば、それは、そのような資産の所有権がある制度単位から他の制度単位へと移転する取引から構成される。生産のために資源を採収した結果として、それが減耗したこ

とにより発生した地下資源の既知埋蔵量の価値の減少は、資本勘定には記録されない。しかしながら、期首および期末の貸借対照表において示される資源の評価を行なう際には、地下資源の減耗は考慮されるべきであり、それは、その他の資産量変動勘定に記録されることになる。

10.128. 地下資源の取得および処分は、土地取引の場合と同じように記録され、評価される。慣行により、すべての所有者は、居住者制度単位であり、そのため地下資源が取得ないし処分されるすべての取引は、居住者単位間で行なわれる。地下資源の取得および処分から、所有権移転に関係する費用を除外する。後者の費用は、土地に関する同様の費用と一括され、総固定資本形成に分類される。

10.129. 地下資源の所有者は、しばしば政府単位であるが、他の制度単位に対して、後者が一定の期間にわたりその資源を採収することを認める採掘権等の権利（concession）ないし賃貸借権（lease）を与えたりする場合がある。その場合、権利の譲与は、（通常ロイヤルティと呼ばれる）一連の支払いと引き替えに行なわれるが、このような取り決めは、土地の所有者が賃借人に、賃貸料（地代）の支払いと引き替えに土地を利用する権利を与えることと類似しているが、ただし、地下資源は枯渇性のものであるという点が異なる。そのような支払いは、財産所得であり、所得の第一次分配勘定に賃貸料として記録される。しかしながら、当該権利や賃貸借権の保有者が、所有者により、第三者に当該権利または賃貸借権を売却する権利を与えられたり、または、認められたりすることがある。そのような売却は、資本勘定に記録されるが、無形非生産資産の売却として記録されるので、勘定中の項目は別となる。土地や建物に対する賃貸借権の売却も、同様に取り扱われる。

３．無形非生産資産の取得マイナス処分

10.130. 無形非生産資産は、特許実体(patented enti-ties)、賃貸借権やその他の譲渡可能な契約(leases or other transferable contracts)、買入のれん（purchased goodwill）およびその他の無形非生産資産から構成される。ここで掲げる賃貸借権は、土地、地下資源、および居住用・非居住用の建物に対して設定されるものである。賃貸借権やその他の譲渡可能な契約について、その取得ないし

処分が資本勘定に記録される価値は、賃貸借権やその他の権利が他の制度単位へ売却または移転されたときに、原賃借人やその後の賃借人に対してなされる支払いからなる。無形非生産資産の価値は、購入者が負担した当該資産の所有権の移転に伴う費用を含めたものであるが、処分は、売却者が負担した所有権の移転費用を控除して評価する。所有権の移転に伴う費用は、総固定資本形成の要素となる。

Ｅ．資本移転（D.9）

１．序論

10.131. 受取および支払資本移転は、資本勘定の右側に記録される。移転は、ある制度単位が、他の単位に対し、財貨や資産、サービスという形態のいかなる対価も後者から引き替えに受け取ることなく、財貨、サービスまたは資産を提供する取引として定義される（第Ⅷ章を参照）。移転は、現金または現物によって行なわれる。

(a)現金移転は、ある単位による他者への対価なしの貨幣の支払いから成る。

(b)現物移転は、財貨や（現金以外の）資産の所有権の移転、負債の免除、あるいは対価なしのサービスの提供から成る。

10.132.現金および現物による移転は、ともに、経常移転と資本移転とに区分される。

(a)現物による資本移転は、引き替えに対価を受け取らない、（在庫品および現金を除く）資産の所有権の移転や、債権者による負債の免除からなる。

(b)現金による資本移転は、第１の当事者が（在庫品以外の）資産または諸資産を処分することによって調達した現金の移転、あるいは、第２の当事者が（在庫品

以外の）資産または諸資産の取得に用いることを予想されるか、または、要求される現金の移転からなる。受取人である第２の当事者は、移転が行なわれる条件として、その現金を資産または諸資産の取得に用いることを義務づけられることが多い。

このように、移転が現金によるか現物によるかに関係なく、資本移転は、取引の一方または双方の当事者の貸借対照表に示される、金融ないし非金融資産の同額の変動という結果をもたらすはずである。現金による資本移転は、第１の当事者の資産の減少または第２の当事者の資産の増加、あるいはその両方が導かれるという限りにおいて、資産の実際の移転に類似した役割を果たしている。資本移転は、大規模で、まれにしか行なわれない傾向があるという事実によっても経常移転から区別できるかもしれないが、資本移転を規模や頻度によって定義することはできない。資本移転の本質的特徴は、それが取引の一方または双方の当事者による、資産の処分あるいは取得を含んでいるということにある。

10.133. 経常移転は、第１の当事者の所得と消費可能性を減少させ、第２の当事者の所得と消費可能性を増加させる。そのため、経常移転は、取引の一方または双方の当事者による、有形固定資産の取得ないし処分とは結びつかないか、あるいは、有形固定資産の取得ないし処分を条件づけられているものでもない。しかし、移転の一方の当事者により資本移転とみなされるが、他方の当事者により経常移転とみなされる現金移転があるかもしれない。例えば、相続税の支払いは、納税者からは資本移転とみなされるであろうが、政府は、同種の移転を多数受け取るために、経常移転の受け取りであると考えるであろう。同様に、多数の小国に投資助成を行なっている大国は、それが資本資産の取得のための資金供給を特に意図している場合でも、その助成金を経常移転とみなすであろう。しかしながら、ＳＮＡのような統合勘定体系においては、同一取引を体系の異なる部分部分で別々に分類するということは不可能である。したがって、移転は、たとえそれが当事者の一方のみについて資産または諸資産の取得ないし処分に関わる場合も、双方の当事者について資本移転として分類されるべきである。

10.134. 現金移転を、利用可能な証拠に基づいて、経常移転か資本移転かのいずれかとして分類することが困難な場合があるかもしれない。重大な疑問がある場合は、その移転は、資本移転でなく経常移転に分類されるべきである。しかしな

がら、移転をどのように分類するかという決定は、部門間および内訳部門間の貯蓄の配分に対して、また、ことによると一国経済と海外との間の貯蓄の配分に対しても重大な影響があるということに注意すべきである。他の条件が一定ならば、経常移転は、受取側の単位の貯蓄を増加させ、供与側の単位の貯蓄を減少させるが、資本移転は、どちらの当事者単位の貯蓄にも影響を与えない。したがって、現金移転が経常移転と資本移転とに不正確に分類されると、関係する単位・内訳部門について記録される貯蓄行動が、経済分析や政策決定の目的にとって、誤解を生みやすいものになるかもしれない。

10.135. 現物による資本移転は、資産の所有権が移転されたとき、または債権者により負債が免除されたとき記録される。現金による資本移転は、支払いが行なわれるべきときに記録される。非金融資産の移転は、新規か中古かに関係なく、その資産を移転せず市場で売却するとした場合の推定価格に、供与側の単位により負担された輸送費や据えつけ費、さらにその他の所有権の移転費用を加え、受取側の単位により負担された、そのような料金を除くことによって評価される。金融資産の移転は、負債の免除を含め、金融資産または負債のその他の取得ないし処分の場合と同じ方法で評価される。

２．資本税（D.91）

10.136. 資本税は、不規則で非常にまれな間隔で、制度単位により所有されている資産や正味資産の価値に対して課される税、あるいは、遺産相続、生前(inter vivos)贈与、その他の移転の結果として制度単位間で移転された資産の価値に対して課される税から構成される。それらは以下の税金を含む。

(a)資本課税(capital levies)：制度単位により所有されている資産ないし正味資産の価値に、不規則かつ非常にまれな間隔で賦課される税。資本課税は、関係する単位と政府の双方によって、例外的なものとみなされる。それは、家計によっても企業によっても支払われうる。増価税（betterment levies）、すなわち、政府単位によって商業目的ないし居住目的の開発許可による農業用地の価値の増加分に対する税を含む（財政統計(ＧＦＳ)4.5）。

(b)資本移転課税(taxes on capital transfers)：制度単位間で移転された資産の

価値に対する税。主として、相続税（inheritance taxes or death duties）、および、同一家族内で相続税の支払いを避ける、または最小化するために行なわれる生前(inter vivos)贈与を含む贈与税から構成される。資本移転課税は、資産の売却に対する税を含まない。後者は、移転ではないからである（ＧＦＳ4.3）。

３．投資交付金（D.92）

10.137.投資交付金（investment grant）は、政府により他の居住者ないし非居住者制度単位に対して、固定資産の取得費用の全額または一部の資金を提供するために行なわれる、現金ないし現物による資本移転から構成される。受取単位は、現金で受け取った投資交付金を、総固定資本形成のために使用することを義務づけられ、またその交付金は、しばしば、巨大建設計画のような特定の投資計画と結びついている。投資計画が長期間にわたり続く場合、現金による投資交付金は、何回かに分けて支払われることもある。その場合、分割による支払いは、異なる会計期間にわたって記録されるが、それでも資本移転として分類され続ける。
10.138. 現物による投資交付金は、政府による他の居住者ないし非居住者単位に対する輸送機器、機械およびその他の設備の移転、ならびに、建物やその他の構築物の居住者ないし非居住者への直接的な提供から構成される。そうした建物やその他の構築物は、供与側の政府により所有されている企業、または、供与側の政府から直接支払いを受けるその他の企業によって建設される。投資交付金は、兵器やそうした兵器を発射することがその唯一の機能である設備のかたちでの軍事設備の移転を含まない。それらが固定資産として分類されないからである。

４．その他の資本移転（D.99）

10.139.その他の資本移転は、資本税と投資交付金を除くすべての資本移転から構成される。ここに含まれる項目のうち、顕著なものの一つは、債権者と債務者の双方の合意による負債の免除（cancellation）である。そのような免除は、債権者から債務者に対する免除時点における未払い負債の価値に等しい資本移転とし

て取り扱われる。それは、居住者に対する非居住者により所有されている負債の免除や、逆の場合を含む。

10.140. しかしながら、負債の抹消（writing off）は、制度単位間の取引ではないので、本体系の資本勘定にも金融勘定にも現れない。債権者がそのような抹消や不履行（default）を受容した場合、それは、債権者と債務者のその他の資産量変動勘定に記録されるべきである。不良債務に対する引当金は、企業の内部的な簿記記入項目として取り扱われ、「体系」には一切現れない。債務者による一方的な負債の支払拒否（repudiation）もまた取引ではないので、本体系では認定されない。

10.141. 資本移転は、他にも各種の形態をとりうる。そのうち、いくつかの例を以下に列挙する。

(a)保険契約によってカバーされない大規模な損害や重大な傷害に対する補償金の多額の支払い。その支払いは、裁判所で裁定されるか法廷外で解決される。それは、居住者ないし非居住者の単位に対してなされる。大爆発、石油の流出、薬の副作用等によって引き起こされた損害に対する補償金の支払いを含む。

(b)２年以上にわたり蓄積された多額の営業赤字を埋め合わせるための、政府単位が行なう公的ないし私的企業に対する移転。

(c)総固定資本形成の費用の一部ないし全額や、２年以上にわたり蓄積された多額の支出赤字を埋め合わせるための、中央政府から政府の下位レベル単位に対する移転。

(d)非営利団体に対するものを含め、遺産相続や多額の生前贈与。

(e)総固定資本形成の資金を提供するための、非営利団体に対する家計や企業によるきわめて多額の寄付。例えば、新しい学生寮、図書館、実験室等を建設するための費用を賄うための大学に対する寄付。

第X章付録

総固定資本形成と所有権移転費用

1．最初に、新しく生産された固定資産が居住生産者によって購入され、すぐに、所有権の移転費用を除いて、それが購入されたときと同一条件かつ同一価格で、別の居住生産者に売却されたという簡単な例を考えてみよう。価格と費用は以下の通りと仮定する。

最初の購入

第１所有者から資産の生産者に支払われた価格

＝1,000

第１所有者によって負担された所有権移転の費用

＝200

第１所有者の取得価値＝1,000＋200＝1,200

資産の再売却

第２所有者から第１所有者に支払われた価格

＝1,000

第１所有者（売り手）が負担した所有権移転費用

＝100

第１所有者の処分価値＝1,000－100＝900

第２所有者（買い手）が負担した所有権移転費用

＝150

第２所有者の取得価値＝1,000＋150＝1,150

期間全体で最初の所有者によって行なわれる総固定資本形成は、取得された資産の価値マイナス処分された(同一)資産の価値に等しい。すなわち、1,200－900＝300である。第２の所有者の総固定資本形成は、取得価値1,150に等しい。したがって、２つの単位を合わせた総固定資本形成の合計は、1,450となる。この額は、資産の価格(1,000)に両単位により、最初の購入時点（200）とその後の再売却時点（250）負担された所有権の移転費用の合計に等しい。

2．第２の所有者が会計期間の終了までその資産を保有し続け、かつ価格変化が生じなかったと仮定すると、第２の所有者の期末の貸借対照表に記録されるその資産の価値は、支払われた取得価額である1,150から、取得時点から会計期間の終了までの間に生じたあらゆる固定資本減耗を差し引いたものに等しい。実際、その資産の価値は、第１所有者の貸借対照表から、資産取得時のそれぞれの所有権移転費用の間にたまたま存在しうる差異を調整して、第２の所有者の貸借対照表に移転されるのである。

3．第１所有者は、会計期間中に300の総固定資本形成を行なうものとして記録されているが、第１所有者は、その期間の期末には資産を所有していない。会計期間中のこのプラスの総固定資本形成と期末の貸借対照表に記録されたゼロの資産の値とを調和させるために、再評価勘定に300の保有損失を記録する。この数値は、第１所有者がその資産を処分することによって得た額とその資産の取得に関して前に記録した値との差額に等しい。この保有損失は、第１所有者により負担された取得費用と売却費用の額を足しあわせたものに等しい。実際には、この総固定資本形成からは、経済的便益や収益はまったく受けられず、それは保有損失として償却されなければならない。

4．この例を終える前に、もし第２所有者が非居住単位であるとすれば、移動可能な資産の購入とそれに関連した所有権の移転費用は、当然、ともに輸出として記録され、総固定資本形成として記録されないことを注意しておく。

5．次に、居住生産者が既存固定資産を購入し、その後の会計期間において第２の居住生産者にそれを売却したという、一般的事例について考えてみよう。再び数値例により説明する。この例は、事実上、前の例に変更を加えたものであるが、最初の貸借対照表の資産の価値の４分の１が、資産が売却された時点までに、固定資本減耗として償却されたと仮定している。

第１所有者の貸借対照表における資産の償却済価値

900

そのうち：

第１所有者の取得費用の償却済価値　150

資産の再売却

第２所有者から第１所有者に支払われた価格　750

第１所有者（売り手）の所有権移転費用　　80

第１所有者の処分価値　　670

第２所有者（買い手）の所有権移転費用　　130

第２所有者の取得価値　　880

この例は、時間を通して価格と費用の水準が一定のままであり、第１所有者の貸借対照表に示される既存資産の価値は、売却可能価値に当初の取得費用の償却済価値に等しいと仮定している。

6. この例では、第１所有者の総固定資本形成は、処分価値の-670であり、一方、第２所有者の総固定資本形成は、取得価値である880である。したがって、新しい資産が生み出されたわけでもないし、改良が行なわれたわけでもないのに、２つの単位を合わせた総固定資本形成の合計値は、210になる。これは、資産の再売却に関して両単位により負担された所有権の移転費用の合計値である。その資産は、第２の所有者の貸借対照表に880の価値で記入される。実際、その資産の償却済価値は、第１所有者の貸借対照表から、第２所有者により負担された移転費用と第１所有者の以前の取得費用の償却済価値との間の差額を調整して、第２の所有者の貸借対照表へと移転されるのである。第１所有者の貸借対照表には資産が残っていないので、保有損失を計上することになる。

期首の貸借対照表　　900

総固定資本形成　　-670

保有損失　　-230

期末の貸借対照表　　0

保有損失の値は、第１所有者の初期の移転費用の値のうちまだ償却されていない部分、すなわち150に第１所有者の販売費用、すなわち80を足したものに等しい。前の例と同様に、これらの所有権の移転費用に帰される総固定資本形成は、いかなる経済的便益や収益をもたらさないので、再評価勘定に保有損失を計上する。実際問題として、このような保有損失を経時的な価格の変動によるその他の保有利得ないし損失と分離することは困難であろう。

第Ｘ章　資本勘定

第ＸＩ章　金融勘定

Ａ．序論

11.1. 金融勘定は、金融資産と負債に関係し、制度単位間および制度単位と海外部門の間で行なわれる取引を記録する1）。勘定（表11.1.勘定Ⅲ.2）の左側は、金融資産の取得マイナス処分を記録する一方、右側は負債の発行マイナス返済を記録する。負債の純発行マイナス金融資産の純取得は、符号を反対にすると、資本勘定のバランス項目である貯蓄投資差額（純貸出または純借入）と金額的に等しい。ＳＮＡでは、金融資産は以下の７つの主要項目に分類される。（表11.2でフル分類が与えられる。）

F.1　貨幣用金およびＳＤＲ

F.2　現金通貨および預金

F.3　株式以外の証券

F.4　貸付

F.5　株式およびその他の持分

F.6　保険技術準備金

F.7　その他の受取債権または支払債務

これらの項目は、当該単位あるいは部門の資産であるか負債であるかに依存して、金融勘定のいずれの側にも記録される。

11.2. 本章は、５つの事項すなわち、(a)ＳＮＡにおける金融勘定の役割、(b)金融取引の性質と特殊なケース、(c)金融取引の勘定原則、(d)金融取引の分類、(e)詳細資金循環表について記述する。

Ｂ．金融勘定の役割

11.3.金融勘定は、蓄積を取り扱う第２の勘定である。会計期間の期首から期末にかけて、金融資産・負債におけるすべての貸借対照表上の変動は、金融取引として（本章で記述される）、金融資産のその他の量的変動として、および＜第ＸⅡ章その他の資産変動勘定＞で取り扱う再評価として、記録されなければならない。金融勘定はまた、制度単位間の取引を記録する一連の全勘定における最終勘定でもある。金融勘定は、これまで論じてきたすべての勘定におけるような、他の勘定へと持ち越されるバランス項目を持たない。それよりむしろ、金融勘定のネット・バランスは、資本勘定のバランス項目と符号が逆で大きさが等しい。

11.4. 純貯蓄は所得の使用勘定のバランス項目であり、純貯蓄プラス受取・支払資本移転の純額は、非金融資産の蓄積に用いられる。それで使い尽くされなければ、その余剰は純貸出と呼ばれる。他方、貯蓄および資本移転が、非金融資産の純蓄積を賄うのに十分でなければ、その不足は純借入と呼ばれる。この余剰または不足、すなわち純貸出または純借入は、資本勘定から金融勘定へと持ち越されるバランス項目である。（訳注：我が国では、資本勘定では貯蓄投資差額、金融勘定では資金過不足と呼ばれている。）

11.5. ある部門または内訳部門は、純貸出者であり、他の部門または内訳部門は純借入者である。制度単位同士が互いに金融取引を行なうときには、ある部門の余剰源泉は、他の部門による利用が可能となるように当該単位が供与することができる。金融勘定は、資金不足部門あるいは純借入部門が、負債を発行するか資産を減らして、いかにして必要な資金源泉を獲得するか、また純貸出部門が、金融資産を取得するか負債を減らして、いかにしてその余剰を配分するか、を明らかにする。同勘定はまた、これらの取引に対する、各種金融資産項目の相対的寄与をも示している。

11.6. 純貸出または借入の導出は、表10.2勘定Ⅲ.1資本勘定で明らかにされている。この例では、一般政府、金融機関、非金融法人企業は資金不足ないし純借入の必要があり、家計、対家計非営利団体は資金余剰あるいは純貸出の能力を有し

ている。表11.1勘定Ⅲ.2金融勘定では、非金融法人企業は、純借入69の必要があることを示している。この必要額は、負債の発行140と金融資産の取得71により賄われ、両者の差が純借入に等しい。同様に、純貸出バランス148をもつ家計部門は、金融資産の取得181と負債の発行33により、こうした結果を得る。金融機関部門は純借入バランス5を必要とするが、それは負債の発行232と金融資産の取得237により賄われる。他部門に比較し、金融機関における純貸出または純借入の金額は、一般に小さいであろう。しかしながら、その金融資産・負債の取引は、負債を負い金融資産を取得することによる、他の借り手と貸し手の間の仲介という金融機関の基本的役割を反映して、相対的に大きいものになるであろう。純借入者は、直接、純貸出者と取引することもできる。例えば、政府は市場において証券を発行し、これらの証券は、家計や非金融法人企業および海外部門により購入されうる。その他多くの場合、金融仲介機関は、預金の受入れや証券の発行を通して負債を負うとともに、このようにして獲得した金融的資源を借入者に供給することにより、貸し手と借り手を間接的に結びつける金融市場を創出するという、特別な機能を有している。金融機関部門の内訳部門の金融取引を調べることは、連結された金融部門の金融取引を調べることと同様に、しばしば有用である。

11.7. 各制度部門について、金融勘定は、負債を負い金融資産を取得するためにその部門により使用された、金融資産の種類を示しているということにまず注意すべきである。しかしながら、金融勘定は、負債がどの部門に対して負っており、資産がどの部門に対する金融債権であるかを示すものではない。部門間の資金循環のより詳細かつ複雑な分析は、本章の最終節で論じられる。この分析は、金融資産の種類別に債務者・債権者関係を明らかにするものである。

11.8. 居住者制度単位が非居住者との取引を行なわない閉鎖経済の仮説例においては、各部門の純貸出合計と純借入合計とは等しくなければならないが、それは資金不足部門の純借入必要額は資金余剰部門の純貸出により満たされることによる。経済全体としては、純貸出あるいは純借入はゼロでなければならない。この等式は、後出11.59段で論じられる金融資産・負債の対称性を反映したものである。居住者が非居住者と取引を行なう場合には、一国経済を構成している各制度部門の純貸出と純借入の合計は、その経済の海外に対する純貸出、あるいは海外からの純借入に等しくなければならない。表11.1では、一国経済は、金融資産641を取

得し、負債603を発行している。したがって、一国経済全体として海外に対する純貸出は（海外に対する債権の純増）、38となる。

金融取引の対応項目

11.9. 金融勘定の記入項目のあるものは、ＳＮＡの他の勘定に対応項目をもっているが、金融勘定の中だけで発生する記入項目もある。ＳＮＡにおいては、財貨や非金融資産の所有権の移転、あるいはサービスや労働の供給を含む取引の多くは、金融勘定における対応項目を伴う。そのもっともありふれた例は、財貨や資産、サービスと、支払手段あるいは将来の支払手段に対する請求権との交換という形態をとる。ＳＮＡは、発生ベースで取引を記録するので、最終的には支払いに至ると期待されるいかなる取引も、金融資産であれ現物であれ、金融勘定における対応項目をもつことになる。物々交換販売や現物移転のような、現物取引でさえも、現物取引のすべての要素が同時に完結しない場合には、金融勘定に記入を行なうことになる。

11.10. 財貨、サービスあるいは資産の販売は、その対応項目として、現金通貨あるいは通貨性預金の取引をもつかもしれない。そうでなければ、対応項目は、売上債権・買入債務（企業間信用）やその他の受取債権・支払債務（other accounts receivable/pay- able）として金融勘定に反映されるであろう。場合によっては、固定資産に対する長期債務のように、他の種類の金融資産で対応項目をもつ取引があり、その負債は、貸付や証券により示されることになるであろう。このように、ＳＮＡの他勘定の取引の多くは、金融資産の変動に関わる対応項目が金融勘定に記録される。

11.11. しかしながら、ＳＮＡでは、数多くの取引が、金融勘定の中だけで完結して行なわれる。そのような金融勘定に限定される取引が行なわれるのは、ある金融資産が他の金融資産と交換される場合、あるいは負債が資産で返済される場合である。例えば、売上債権・買入債務は、支払手段との交換により消滅する。売上債権としてあらわされた債権は、債務者が債権者に支払手段を提供すれば、もはや存在しなくなる。その結果、次のような四重記入が、金融勘定に記録される。

(a)債権者は、売上債権の保有額を減らし、その支払手段（通貨または通貨性預

金）を増やす。(b)債務者は（買入債務という形態の）負債を減らし、同時に（支払手段という形態の）金融資産を減らす。

11.12. 既存金融資産が他の金融資産と交換される場合には、すべての記入が金融勘定で行なわれ、資産にのみ影響を与える。例えば、既存の債券がある制度単位から他の制度単位へ流通市場で売却されたとすると、その金融勘定では、売り手は証券の保有を減らし、支払手段の保有を同額だけ増やす。購入者は、その金融勘定で反対の記入を行なう。制度単位による負債の発行を通して新しい金融資産が創出された場合にも、すべての関連記入は、金融勘定で行なわれる。例えば、法人企業は、短期証券を支払手段と交換に発行するかもしれない。このような場合、法人企業部門の金融勘定は、証券という形態の負債の増加と支払手段という形態の金融資産の増加を示し、購入部門の金融勘定は、金融資産の再構成――支払手段の減少と証券の増加――を示す。完全に金融勘定の中だけで行なわれる取引とは、ある資産と他の資産との交換あるいは資産の増加と負債の減少とが同時におこる取引のことである。これらの取引は、金融資産・負債のポートフォリオの分布を変化させ、資産・負債双方の合計を変化させるかもしれないが、金融資産合計と負債合計の差額は変化させない。

Ｃ．金融取引

１．金融取引の性質と特殊なケース

11.13. 制度単位間および制度単位と海外部門の間のすべての金融取引は、金融勘定に記録される。制度単位間および制度単位と海外部門の間の金融取引は、金融資産の所有権の変更や金融債権の創出および清算を含むすべての取引を含んでいる。本章の前出Ｂ節で述べたように、金融資産の創出やその他の所有権の変更は、

ＳＮＡの他の勘定で対応項目をもつかもしれないし、あるいはまた、金融勘定の取引が、金融資産を他の金融資産と交換するか、新しい負債を発行して他の金融資産を取得することであるかもしれない。後者の金融取引の場合には、すべての対応項目は金融勘定の中に記録される。

11.14. 金融取引を識別、特定するためには、次のようないくつかの区別を行なう必要がある。

(a)金融資産と非金融資産との区別。（非金融資産については、第Ｘ章と第ＸⅡ章とで詳細に取り扱われる。）

(b)金融取引と、本章および第ＸⅡ章で取り扱われる金融資産の存在、量および価値に影響を与えるその他の変動との区別。

(c)金融資産の取引と、現実の金融資産ではない不確定の金融資産に関する金融操作(financial opera-tions) との区別。

本節の以下の段落では、金融資産に関する特殊ケースをいくつか取り上げるとともに、こうした区別を取り上げる。

11.15. また、金融革新の結果、満期、利回り、リスク回避やその他の要因に関する投資家のニーズを満たすため、新種の、しかも、多くの場合複雑な金融資産やその他の金融手段が開発され、急激に拡大してきたことが、金融取引の識別をさらに困難なものとしている。これらの手段のいくつかが（非金融の）商品の価格と結びついていることも、金融取引と非金融取引との区別をあいまいにしている。識別の問題を一段と複雑にしているのは、金融手段の特徴が各国で多様であること、各国の会計慣行や金融手段の分類にも多様性が存在することである。こうした要因の存在は、ＳＮＡ内のある種の取引の取り扱いに関する明確な勧告の範囲を狭めることになりがちである。したがって、各国のニーズを満たし、各国の実情を反映するのために適切な表章の弾力性の度合いは、かなり大きなものになる。

＜金融資産＞

11.16. 第Ｘ章で、蓄積勘定および貸借対照表に関する一般的序論において説明したように、経済資産とは、それに対して所有権が確立・行使される実体であり、その所有者がある期間、それを保有すること、あるいは使用することから利益を

得ることができるものである。最小限、すべての金融資産は、それらが価値の貯蔵物である限り、この定義を満たしている。中には、財産所得と保有利得の一方または両方の可能性をもつ金融資産もある。通貨および通貨性預金は、財貨・サービスあるいは他の資産を取得するのに、直接使用することができるから資産である。証券および株式は、財産所得や保有利得の形態で利益が得られるから資産である。大部分の貸出金は、財産所得を生み、また売上債権は、他の金融資産、すなわち通常は通貨性預金のような支払手段に対する債権をあらわしている。大部分の金融資産は、その他の制度単位の側に対応する負債が存在するという点において、ＳＮＡにおけるその他の資産とは異なる。すなわち、金融資産は他の制度単位に対する債権から成り立つ。しかしながら、金融資産には、また、貨幣用金（貨幣としての金）、ＩＭＦの特別引出権（ＳＤＲ）、法人企業の株式（その保有者は、金融債権とほぼ同様に取り扱う）およびある種の金融派生商品（デリバティブ）も含まれている。貨幣用金およびＳＤＲについては、負債残高が存在しない。株式とデリバティブについては、ＳＮＡの慣行上、負債を設定する。

＜金融債権および債務＞

11.17. 取引者間で結ばれる金融的取決めには、数多くのタイプのものがありうる。金融債権および債務は、制度単位間の契約関係から発生する。これらの多くは、２当事者間に、債権者／債務者関係をもたらすであろう。ほとんどの場合、債権者と債務者と間の関係は、当事者双方の側で無条件の関係であろう。預金、証券および貸付のような標準的な金融資産の場合、明らかに、債権者は、財産所得や元本の返済を受け取る無条件の法的契約を有し、債務者は、無条件の対称的な負債を有している。しかしながら、この無条件の関係は、株式やある種の派生手段（後出の段落11.34、35、85を参照）には当てはまらないが、こうした手段も、その他の点では金融資産と同様な振る舞いをするので、ＳＮＡでは、金融資産として取り扱う。このような場合、「債務者」が無条件の負債を有しないとしても、慣行上、負債が導入される。金融債権（financial claims、金融請求権）は、次のように定義される。

(a)債権者と債務者との間の契約に明記された状況のもとで、債権者に、債務者か

ら、１回あるいは数回の支払いを受け取る権利を与えるもの、
あるいは、
(b)２当事者間で、ある種の権利もしくは義務を特定したもので、しかも、そうした権利や義務の性質から、それらを金融的なものとして取り扱う必要のあるもの。
11.18. 債権者に対する将来の支払い義務を、債務者が引き受けたときに、債権は創出される。また、通常、負債を消滅させるために債務者が支払わなければならない金額およびその支払いが要求される状況も、債権が創出される時点で確定している。債権は、法律によっても創出されるが、とくに、税の支払いあるいはその他の強制的支払い義務は、税が発生したときに金融勘定に記入されることになろう。支払われるべき利子の金額を決定する基準も、契約の中に明記されなければならない。利子は財産所得であり、したがって、利子の支払いは、債権を消滅させるために債務者が支払わなければならない金額を減らす訳ではない。
11.19. 金融債権がとる様々な形態は、金融資産の多様性にあらわれている。債権者と債務者双方の多彩な要求を満たし、諸々の金融的状況に対応するために、様々な種類の金融資産が考案されている。こうした資産とその分類については、本章のＥ節で多少詳しく述べる。

＜金融資産・負債の量および価額のその他の変動＞

11.20. 金融資産の量および価額のその他の変動は、制度単位間の取引を伴うことなく、会計期間内に発生する。こうした、その他の変動は、すべて金融勘定から除外され、その他の資産量変動勘定もしくは再評価勘定に記録されなければならない。これらの変動のいくつかについては、以下に続く各節で、論じる機会がある。

貨幣用金およびＳＤＲ

11.21. 貨幣用金（monetary gold）の創造あるいは消滅（金の貨幣化あるいは非貨幣化と呼ばれる）は－－既に存在している貨幣用金の取引とはことなり－－その他の資産量変動勘定に記録される。同様に、ＳＤＲの取引は、金融勘定に現れ

るが、ＳＤＲが創造されたり消滅させられる過程（配分あるいは抹消と呼ばれる）は、その他の資産量変動勘定に記録される（本章の段落11.65と11.67、および第ＸⅡ章を参照）。

評価

11.22. 価格変動あるいは為替レート変動にもとづく金融資産の価額の変動は、再評価勘定に記録される。所有権の変動や、ある価格で取得された資産が別の価格で処分された場合には、取引は、その時々の価額で金融勘定に記録されるが、その処分価額は、実現した保有利得あるいは損失を含んだものである（第ＸⅡ章を参照）。

債務操作

11.23. 通常の負債の返済以外に、負債の減少あるいは抹消をもたらす状況がいくつかある。それらの状況は、ＳＮＡではさまざまに取り扱われる。債権者と債務者は、金融債権がもはや存在しないようにさせる双務的な契約（しばしば「債務免除」と呼ばれる）の当事者となるかもしれない。ＳＮＡでは、そのような契約は、受取資本移転・支払資本移転を記録する（債務免除が発生した時点で資本勘定に記録される）とともに、債権の同時消滅を（金融勘定に）記録する。デット・アサンプション（債務引受契約）やリスケジューリング（債務の返済繰り延べ）に伴う債権の変動についても、債務契約の条件（満期、利率等）に変更があった場合、あるいは債権者もしくは債務者たる制度部門に変動があった場合は、新しい契約の締結と考えられるため、金融勘定に反映されるべきである。しかしながら、債務の抹消や評価切り下げ(write-offs or wtite-down)に伴うその他すべての債権の変動は、金融勘定から除外される。とくに、債権者は、ある金融債権が破産あるいはその他の要因でもはや取り立て不能であり、その債権を彼の貸借対照表から除外してもよいと認めるかもしれない。この認定（債権者による）は、その他の資産量変動勘定に計上されるべきである(対応する負債もまた、経済全体における勘定バランスを維持するために、債務者の貸借対照表から除外され

なければならない)。債務者による金融債権の一方的な抹消(債務の支払い拒否、debt repudiation) は、ＳＮＡでは認知されない。金融資産の実際の市場価額を反映した評価切り下げは、再評価勘定に計上されるべきである。しかしながら、もっぱら規制あるいは監督の上の要件を満たすために強制され、その金融資産の実際の市場価額を反映していない評価切り下げや抹消は、ＳＮＡに記録すべきではない。

11.24. 多くの国で、一般的に認められた会計原則上容認されているものではああるが、ＳＮＡではどのように記録すべきかという問題を提起している、もうひとつの債務関係操作は、債務のディフィーザンス(debt defeasance、債務の薄外除去)である。ディフィーザンスとは、債務者（その債務は、一般的に株式以外の証券および貸付）に対して、ある負債を、その負債と等価値の資産と取り消し不能なかたちで組み合わせる（pairing irrevocably）ことにより、貸借対照表から除外することを許容するものである。ディフィーザンスの結果として、資産も負債も債務者の貸借対照表には含まれなくなるし、しばしば、それらは統計目的のために報告する必要もなくなる。ディフィーザンスの方法は、(a)一対の資産・負債を当該制度単位内の信託勘定に置くことにより、あるいは(b)それらが別の統計単位に移転されることにより、実行されるであろう。前者の場合、ＳＮＡは、ディフィーザンスに関していかなる取引も記録せず、資産も負債も当該単位の貸借対照表から除外されることはない。後者の場合、資産と負債が第２の統計単位に移される取引は、当該単位の金融勘定に記録され、その資産と負債を保有する単位の貸借対照表において報告される。したがって、ＳＮＡにおいては、ディフィーザンスそのものとしては、時として関連する債務を報告する制度単位の変更につながることがあるにしても、「体系」からその債務を除去してしまうという結果にはならない。

＜不確定資産＞

11.25. 制度単位間の契約的な金融上の取り決めに関する多くの形式は、支払いの実行、あるいはその他の価値対象物の提供のいずれかに対する無条件の要求を生じるものではない。そのような場合、取り決めそのものが譲渡可能な経済価値を

もたないことも多い。しばしば不確定資産（contingencies）と呼ばれる、こうした取り決めは、現実に存在する金融資産ではないので、ＳＮＡに記録すべきではない。不確定資産の主な特徴は、金融取引が発生する前に、１つあるいはそれ以上の条件が満たされなければならないということである。第三者による支払いの保証（guarantees)は、債務者本人の債務不履行の場合に支払いが要求されるにすぎないから不確定資産である。与信枠(lines of credit)は、資金の利用可能性に関する保証を与えるが、実際に資金が貸し出されるまでは金融資産は存在しない。信用状(letters of credit)は、契約で定められた所定の船積書類が提示された場合にのみ支払いを行なうという約束である。引き受けられたニフ(note issuance facilities、ＮＩＦ)は、潜在的債務者が自分の発行した短期証券（ノート）を売却することができるほか、便宜を供与した銀行または諸銀行は、市場で売れなかったいかなるノートも引き受けること、あるいは同額の貸出を提供することを保証するものである。ファシリティそのものは不確定であり、そのためファシリティの創造は金融勘定における記入とはならない。引き受けた機関が資金を利用可能にするよう要求された場合にのみ、その機関は実際の資産を取得し、それは金融勘定に記録される。

11.26. ＳＮＡの目的にとり、不確定資産の取扱いは明白である。不確定取決めの設定に関連するいかなる手数料の支払いも、サービスに対する支払いとして取り扱われる。実際の金融資産が創造されるか、その所有権を移転した場合にのみ、取引は金融勘定に記録される。しかしながら、将来の決定に影響を及ぼしうる権利や義務を授与することにより、不確定取決めは、関係当事者に対する経済的影響を明白に創り出す。集合的には、そのような不確定資産は、金融計画や金融政策、金融分析にとり重要でありうるのである。したがって、不確定ポジションが政策や分析にとり重要な場合、補完的情報を収集し、ＳＮＡの補完データとして表示することを勧告する。

11.27. いかなる手段が不確定とみなされるか、いかなる手段が貸借対照表に記録される現実の資産とみなされるかを決定するに当たり、各国の実情は様々である。その一例が、貿易金融において量的に重要な、銀行引受手形（banker's acceptances、ＢＡ）である。ＢＡは、金融機関による為替手形の引受けであり、一定金額を特定の時点で支払うことに対する無条件の約束のことである。ＢＡは、所有

者側では無条件の債権を意味し、引受け銀行側では無条件の負債を意味する。そして銀行の見合い資産は顧客に対する債権である。こうした理由から、ＳＮＡは、資金が交換されているわけではないが、ＢＡを現実の金融資産として取り扱うことを勧告する。これら各種手段における各国の実務や変化を考慮に入れるためには、この勧告の適用について弾力性が必要とされよう。

11.28. 金融取り決めに関して、契約は当事者の一方あるいは双方の側について条件付きであるが、取り決めそのものは、取引可能であるため価値をもつこと数多くある。そのような取り決めにおける取引が発生した場合には、その取引は金融勘定に記録されるべきである。この点については、後出の段落11.34-11.43でさらに論じられる。

２．一般原則への例外

11.29. ＳＮＡの慣行あるいは分析的要求は、本章でこれまで述べてきた一般原則に対する数多くの例外を生み出している。こうした例外について、以下のいくつかの節で論じる。

11.30. ＳＮＡで採用されている慣行は、いくつかの非金融資産の所有権を金融資産の所有権として解釈するという結果をもたらす。具体例としては、以下。

(a)土地および構築物のような不動産（immovable as- sets）は、それが所在している経済の居住者により所有されていると解釈される。ただし、それが外国政府実体により所有され、そのためその国の経済領域外に位置しているような場合を除く。したがって、そのような資産の所有者が非居住者である場合は、その非居住者単位は、当該資産の所有者と解釈される概念的居住者単位に対する金融債権を保有するものとみなされる。

(b)その所有者が居住している経済と異なった経済で活動している非法人企業は、準法人企業(quasi-corpo-ration)とみなされる。その実体は、所有者の経済の居住者ではなく、それが活動している経済の居住者である。その企業の所有者は、準法人企業に属するすべての金融ならび非金融資産と等しい価値の対外金融資産を所有しているものと考えられる。

11.31. 財貨をファイナンシャル・リース取決め（fi- nancial leasing arrange ment)のもとに取得した場合には、法律上は、リースされた財貨は、依然として貸し手（レッサー）の財産であるわけであるが、少なくともリース期間の終了までは、貸し手から借り手（レッシー）に財貨の所有権の移転があったものとみなす。なお、通常、リース期間の終了時点で法律上の所有権も借り手側に移動する。借り手は、貸し手に契約期間全体をかけて貸し手の費用の全部ないしほぼ全部を利子を含めリカバーするようなレンタルを支払う契約を結ぶ。ファイナンシャル・リースは、所有に関わるすべてのリスクと報酬とが事実上財貨の法律上の所有者である貸し手から財貨の利用者である借り手に移されているという事実によって識別可能である。この事実上の所有権の移転は、貸し手の資産であり借り手の負債である、ひとつの金融債権により、ファイナンスされたものとする。この所有権の移転が発生した時点で、財貨の市場価額が記録され、対応項目が、該当する制度単位の資産／負債として金融勘定に記録される。それ以後の期間においては、実際のレンタル支払いは、受取（支払）財産所得として記録される利子と、金融勘定に記録され、貸し手の資産および借り手の負債の価値を減少させる債務返済とに分割されなければならない。その金融資産は、貸付（段落11.82を参照）に分類されるべきである。

11.32. 現先取引(repurchase agreements)は、それにより、ある制度単位が証券を特定の価格で他の制度単位に売却する取り決めのことである。その売却は、同一または類似の証券を、特定の将来時点（通常はきわめて短期、例えばオーバーナイトや１日）あるいは購入者の裁量に委ねられる時点において、一定価格で買い戻すという約束のもとに行なわれる。そうした取り決めは２つの分離した金融取引を含むと思われる。しかしながら、現先取引の経済的性質は、担保付き貸付に類似している。実際、証券の購入者は、証券の売却者に対して、契約にある期間中、証券に裏付けられた貸出金を提供し、その買戻し条件契約が解消（revers e）されたときに、一定価格にもとづく報酬を受け取るという点で、現先取引は、担保付貸付の性質に類似している。たいていの場合、証券は持ち手を変えず、買い手はそれらを売却する権利をもたないので、所有権の移転が起きたかどうか法律的にさえはっきりしないのである。したがって、ＳＮＡでは、現先取引は、原証券とは関係のない新しく創造された金融資産として取り扱われる。現先取引は、

銀行債務を伴いそして当該国における広義の貨幣測度に分類されるのでなければ、貸付として分類されるべきである。もし前者の場合には、現先取引は、その他の預金として分類される（貨幣測度とＳＮＡとの関係との議論については、以下の段落11.56と11.57を参照）。

11.33. 外国為替および金スワップ（foreign exchange and goldswaps)――段落11.37で論じられる金利または通貨スワップと混同しないように――は、中央銀行同士あるいは国内の中央銀行と銀行の間でよく行なわれる現先取引の一形態である。中央銀行と中央銀行のスワップは、預金の交換、すなわち２当事者のそれぞれにとり、金融資産の取得(外国中央銀行への預金)と負債の発行（外国中央銀行による預金）とを意味する。中央銀行と中央銀行のスワップは、金融勘定における取引として記録されるべきである。中央銀行が、国内の銀行から中央銀行への預金と引換えに外国為替を取得し、後日にその取引を解消（ reverse）する約束がある場合には、この取引は新しい金融手段（中央銀行からの貸付）として取り扱われ、金融勘定にはそのように記録されるべきである。

３．金融派生商品（financial derivatives)

11.34. 最近創造された金融手段の多くは、特定の金融手段や金融指標(外国通貨、国債、株価指数、金利等)あるいは特殊な商品(金、コーヒー、砂糖等)にリンクしている。このため新しい手段はしばしば派生手段あるいは第２次手段（derivative or secondary instruments）と呼ばれる。リスク回避がこれらの手段の創造の動機であることが多いから、それらはまた、しばしばヘッジ手段（hedging instruments）とも呼ばれる。このうちいくつかは、不確定資産・負債（contingent assets and liabilities）を生じるものなので、貸借対照表や金融勘定取引には含まれない。他のものは、財産所得のフローを引き起こすが、金融資産の原取引がないため、金融勘定に記入される項目はない。第３の種類のデリバティブは、その他の不確定手段と類似の条件付権利を伴うが、市場価値をもち、市場取引が可能なものである。最後のタイプのデリバティブの取引は金融勘定の項目となる。ここで派生商品の網羅的取扱いをすることは不可能であり、また市場の革新はそのような取扱いを短期間のうちに不完全あるいは時代遅れのものにしてしまうで

あろう。そうではあっても、いくつかの一般的指針を既存のデリバティブにもとづいて与えたり、大雑把にクラス分けされた派生商品（デリバティブ）について、ＳＮＡにおける具体的取扱いを勧告することはできる。

11.35. ＳＮＡは、派生商品が金融資産として取り扱われるべきであること、派生商品の取引は、それらがヘッジとしてリンクしている原取引の価値の不可分な一部ではなくて、一般に、独立した（主として金融）取引として取り扱われるべきであることを勧告する。これは、ヘッジされている原取引の相手方とは異なる制度単位が、デリバティブ取引の相手方となることによる。さらに、デリバティブの両当事者は、取引に参加するのに異なった動機をもっているかもしれない。一方の当事者はヘッジを行なっているが、他方の当事者はデリバティブのディーリングを行なったりあるいはデリバティブを投資対象として取得しているかもしれない。たとえ、両方の当事者がヘッジしている場合でも、彼らは異なった金融資産に関係している取引やリスクをヘッジしているかもしれないし、あるいはＳＮＡの異なった勘定の取引をヘッジしていることさえあるかもしれない。したがって、もしデリバティブ取引がその他の取引の不可分な一部として取り扱われるならば、そのような取扱いは、勘定の異なる部分にある測定の非対称性あるいは制度部門間における測定の非対称性という結果を招くであろう。

11.36. オプション、先物、スワップおよびその他の派生商品の契約を相手方と結ぶために、それをアレンジしたブローカーやその他の仲介機関に対して支払ったあるいはブローカー等が受け取った明示的手数料が存在する場合、それはすべて適切な勘定においてサービス支払いとして取り扱われる。金利スワップの当事者間の差額支払い（adjustment payments）は、ＳＮＡでは利子の支払いとして取り扱われ、そのように分類される。大半の商品関連のデリバティブ契約は、満期前に決済（closed out）され、現金の支払いが両当事者間で行なわれる。この支払いは、サービスに対する支払いの要素を含まないため、金融勘定の中だけで記録されるべきである。現物引渡しへと進む商品関連契約については、引き続いて起こる取引は、通常の商品の購入・売却として記録されるべきである。デリバティブに関連するその他すべての取引は、ＳＮＡでは、金融勘定に記入される金融取引として取り扱われる。これらデリバティブの金融取引には、前章までにＳＮＡのその他の勘定に関連して規定のあるもののほか、証拠金預金勘定（margin dep

osit accounts）の変動、市場型オプションの購入と売却、ワラントおよびカバード・ワラント、店頭取引（ＯＴＣ、over-the-counter）オプションのプレミアム、市場型の先物およびオプションに関連する各種の証拠金の受け払い、派生手段投資に関連するその他すべての受け払いおよびデリバティブ契約の有効期間中に行なわれた受け払いを含むであろう。

11.37. スワップ(swaps)は、あらかじめ決められた規約に従って、同額の債務に関する支払いの時間にわたる流れを交換することに２当事者が合意するかたちの契約上の取決めである。そのもっとも広く行なわれている形態は、金利スワップと通貨スワップである。金利スワップ（interest rateswaps)は、固定レートと変動レート、２つの異なる変動レート、ある通貨による固定レートと別の通貨による変動レート等のような、性質の異なる金利支払いの交換を意味する。通貨スワップ（currency swaps)は、あらかじめ決められた規約に従う、特定された額の２つの異なる通貨の時間にわたる交換――金利・元金の双方を含む――を意味する。スワップ取決めにもとづく金利支払いの流れは財産所得として記録され、また元金の返済は金融勘定に記録されることになる。ＳＮＡでは、スワップの当事者はお互いにサービスを提供しているとはみなされない。しかし、スワップのアレンジのための第三者への支払いは、サービスへの支払いとして取り扱われるべきである。

11.38. オプション（options)は、オプションの購入者に、特定の金融手段あるいは商品をあらかじめ決められた価格（「権利行使」価格、″strike″price）で、一定期間内に（アメリカン・オプション）あるいは一定期日に（ユーロピアン・オプション）、買う権利（″call″option、コール・オプション）または売る権利（″put″option、プット・オプション）を――義務ではなく――与える契約のことである。多くのオプション契約は、実行された場合、契約が関係している原資産・商品の引き渡しでなく現金支払いにより決済される。

11.39. オプションには２つの基本的種類――市場型オプション（traded options)と店頭型オプション（OTC options)と――がある。オプションは、エクィティ、金利、外国通貨、商品および特定指数のような、数多くの種類の対象ベース（underlying bases）について、売り出されるか「設定(written)」される。オプションの買い手は、買い手の要求があれば一定量の原手段・商品を売る、または、買

うという、売り手の約束に対するプレミアム（オプション価格）を売り手に支払う。慣行上、そのような約束は、売り手の負債として取り扱われるが、それは、売り手にとり不確定負債を買い取るための経常費用をあらわしている。オプションの売り手に支払うプレミアムは、概念的にはサービス手数料を含むと考えられるが、実際上、サービス要素を区別することは通常不可能である。したがって、ＳＮＡでは、価格全体を買い手による金融資産の取得として、また売り手による負債の発行として記録することを勧告する。

11.40. オプションに対するプレミアム支払いの時点は、さまざまである。ある型のオプションでは、契約の開始時か、オプションの行使時またはオプションの終了時にプレミアムが支払われる。他の型のオプション、とくに市場型オプションでは、購入日にプレミアムの一部（購入価格）が支払われ、残りはオプションの市場価格が下落した場合に変動証拠金として支払われる。その後のオプションの売買も金融勘定に記録される。金融資産に関するオプションが行使されたり、商品に関するオプションが引渡しにまで進行した場合は、それらの取引は、取引の性質に応じてＳＮＡに記録される。当初証拠金の支払いおよび証拠金支払いの増加や減少が払戻し可能であるときにはいつでも、資産・負債の両面とも金融勘定に預金として記録される。変動証拠金勘定の残高の変動も、預金として記録されるべきである。これら勘定への払込みおよび引出しは、その変動証拠金勘定が関係している市場型オプションまたは先物契約の取引に反映されているであろう。そしてこれらの払込みおよび引出しは、株式以外の証券の取引として記録されているはずである。

11.41. ワラント(warrants)は、一定条件のもとで一定期間内にワラントの発行者（通常は法人企業）からある数量の株式または債券を購入する権利を、保有者に対して与える取引可能な手段である。ある通貨で別の通貨を購入するのに必要な額に基づいた通貨ワラントおよび第３の通貨と結びついたクロス通貨ワラントも存在する。このように、ワラントはオプションの一形態である。それらは、リンクしている原証券とは切り離された取引が可能であり、したがって市場価値をもっている。金融勘定では、ワラントの取扱いはオプションの取扱いと同様であり、したがって、ワラントの発行者は、慣行上、購入者の保有する資産の対応項目であり、発行者の不確定負債を買い取るための経常費用をあらわす負債を発行して

いるものとみなされるのである。

11.42. エクィティ、金利、外国通貨、商品等の取引に伴う、市場型金融先物（traded financial futures)に関する取引は、それらもまた取引価値をもつから、オプションと同様の方法で金融勘定に記録される。市場価値をもたない非市場型金融先物（non-traded financial futures)は、それらが不確定ポジションであるから、ＳＮＡには記録されない。

11.43. 金利先渡契約（forward rate agreements、ＦＲＡ)は、両当事者が金利変動から身を守るために、それ自体は決して交換されることのない想定元本（ notional amount）に関して、特定の決済日に支払われる金利について合意する取り決めである。行なわれる唯一の支払いは、合意したＦＲＡレートと決済時点で支配的な市場レートとの差額に関連したものである。ＦＲＡの買い手は、支配的レートが合意レートを上回っていれば、売り手から支払いを受け取り、他方支配的レートが合意レートより低ければ、売り手が支払いを受け取る。これらの支払いは、ＳＮＡに財産所得として記録されるが、原資産が現実には存在せず想定資産にすぎないので、金融勘定にはＦＲＡに関する記入は存在しない。

Ｄ．金融取引の勘定規則

１．評価

11.44. 金融資産取引は、資産が取得され、あるいは処分された価格で記録される。これらの価格は、サービス料金、手数料、仲介料その他の取引実行の際に提供されるサービスに対する同種の支払いを除外したものであり、これらはサービスへの支払いとして記録される。金融取引に課される税も、金融勘定に記録される価額から除外され、生産物に課される税の中のサービスに課される税として取り扱

われるべきである。これらの点に関しては、同一の記入が取引の両当事者について記録されるように注意しなければならない。金融取引が負債の新規発行を伴う場合、債権者と債務者の双方について、当該取引は発行された負債の金額で記録されるべきであり、いかなる手数料、仲介料等も除外されるほか、価格に含まれうるいかなる前払い金利も除外される。同様に、負債が減少または消滅する場合も、債権者と債務者双方の金融勘定における記入は、負債の減少に対応していなければならない。証券が割り引いて発行される場合は、額面価格ではなく、売り出し時の発行者の手取り金が金融勘定に記録される。発行価格と額面価格の差額は、当該手段の償還までの期間にわたり発生する金利として取り扱われる。

11.45. 準法人企業の蓄積に対する所有者の純追加に関する金融取引や保険企業および年金基金に対する家計の請求権の変化に関する金融取引は、評価に関する複雑な問題を引き起こすが、そうした評価問題については、それぞれのカテゴリーについての分類中の関連項目で取り扱われる（段落11.86および11.89～11.95をそれぞれ参照）。

11.46. 証券が、発行者により引受業者またはその他の仲介機関を通して売りさばかれ、それから最終投資家へより高い価格で売却された場合には、当該資産・負債は、投資家により払い込まれた価額で記録されるべきである。投資家により払い込まれた金額と発行者により受領された金額との差額は、発行者により引受業者に支払われたサービス料として取り扱われるべきである。

２．記録時点

11.47. 原則として、金融取引の両当事者は、取引を同一時点で記録すべきである。金融勘定における記入項目に対する対応項目が非金融項目である場合には、金融債権の記録時点は、ＳＮＡの他の勘定で、当該金融債権を生じさせた取引が記録される時点に合わせるべきである。例えば、財貨またはサービスの販売が売掛金を生じさせた場合、金融勘定における記入は、適当な非金融勘定に記入が行なわれたとき、すなわち財貨の所有権が移転されたとき、またはサービスが提供されたときに行なわれるべきである。同様に、受取債権・支払債務が税や雇用者報酬、あるいは、その他の分配取引に関係した取引から発生した場合、金融勘定の記入

は、適当な非金融勘定に記入が行なわれたときに実行されるべきである。

11.48. 1つの取引に関連するすべての記入が金融勘定だけに属している場合、それらは、資産の所有権が移転したときに記録されるべきである。既存金融資産の売却に関連する取引の場合、記録時点は、通常、明らかである。負債の発行または償還の取引の場合、両当事者について、負債が発行または償還されたときに取引を記録すべきである。ほとんどの場合、こうした状況は、貨幣または何らかのその他の金融資産が債権者から債務者に支払われたとき、あるいは債務者から債権者に返済されたときに発生する。

11.49. 実際には、金融取引の両当事者が認知するものとしての、取引の完了する時点が異なることがある。このことが、特に当てはまるのは、売上債権・買入債務やその他の支払債権・受取債務が最終的な支払いにより消滅するが、その支払いが行なわれる時点と受け取られる時点との間にラグ（フロート）がある場合である。債権者および債務者が取引を記録する段階がいくつか考えられる。債務者は、小切手またはその他の支払手段が債権者あてに発行されたときに、負債が消滅したものとして記録しうるであろう。債権者が支払手段を受け取り、その支払いを自己の勘定に記録するまでには、かなりの時間経過があるかもしれない。それから、小切手の銀行呈示、手形交換そして取引の最終決済の間にさらに時間のラグがあるかもしれない。したがって、債務者が自己の取引を「手形決済（checks cleared）ベース」というかなりまれな会計処理によって記録しない限り、この取引の記録時点について、不整合が現れる可能性が高い。支払いが決済され、債権者が資金の管理権をもつに至る時点まで金融債権は存在しており、これが取引を記録する最適時点ということになろう。実際上、フロートはかなり大きいものであろう。とくに、通貨性預金、売上債権・買入債務およびその他の受取債権・支払債務に影響を与える可能性がある。この結果は、とりわけ郵便制度や銀行の決済処理のシステムが弱体である国において顕著である。フロートが重要であり、報告上の不突合の大きな要因となっている場合には、勘定を調整するためにフロートの大きさの推計値を開発することが必要であろう。

３．記録のベース――純計処理と連結

11.50. 金融資産・負債取引が記録される純計処理（netting）（相殺）の度合いは、そのデータをどのような分析に使用するのかということにかなりの程度依存している。実際には、純計処理の度合いは、どのようにデータを報告することが可能かということに依存し、制度単位の種類が異なれば、報告も大幅に変わる可能性がある。金融取引に関する詳細な情報が維持され、報告されるならば総額表示が可能であるが、取引が貸借対照表データから推計されなければならないとすれば、一定水準の純計処理は避けられない。純計処理の度合いをいくつかに分類することができる。

(a)純計処理せず、すなわち完全な総額による報告（fully gross reporting）。この場合、資産の購入および売却、負債の発行および返済を別々に記録する。

(b)ある特定の資産についての純計処理。債券の取得から売却を差し引くことや、債券形態による負債の新規発行から債券の償還を控除することがそれに当たる。

(c)ある資産項目についての純計処理で、例えば、株式以外の証券の購入合計からその売却合計を差し引くことがそれである。

(d)同一資産項目について、資産取引と負債取引を純計処理すること。

(e)資産項目のグループについて、資産グループの取引とそれと同一の負債グループの取引を純計処理すること。

11.51. ＳＮＡでは、取引は、金融勘定に資産の純取得および負債の純発行として記録される。金融勘定は金融資産の主要項目に細分されているので、望ましい純計処理の度合いは前出段落11.50(c)の、すなわちある資産項目についての純計処理に相当する。しかしながら、データを可能なかぎりグロスベースで収集している場合には、特定用途のために必要ないかなる度合いの純計処理も可能であるが、データをネットベースで収集している場合には、ネットをグロスになおすことができないのは明らかである。一般に、前出段落11.50(c)で述べた水準を超える純計処理は、どのように経済がプラスの純貸出をもつ制度単位から資源を動員し、それを純借入主体に伝達するかを明らかにするという、金融勘定の有用性を妨げるものとなるであろう。詳細な資金循環分析のためには、総額表示または前出段落11.50(b)の水準による純計処理が望ましく、とくに証券の分析についてはそうである。しかし、前出段落11.50(c)の水準の純計処理も、金融フローに関する有用な情報を提供するであろう。

11.52. 金融勘定において、連結（consolidation）とは、所与の制度単位グループについての資産取引を、同一の制度単位グループについての対応する負債取引と相殺する過程のことをいう。連結は、一国経済、制度部門および内訳部門の水準で実施することができる。異なる連結の水準は、異なる分析のタイプに適合していよう。例えば、一国経済について金融勘定を連結することは、それによりすべての国内金融ポジションが純計処理されるため、当該経済の海外部門との金融ポジションを強調することになる。部門について連結を行なえば、プラスの純貸出部門と純借入部門との間の全体的な資金移動を追跡することができるし、金融仲介の識別も可能になる。また、金融機関の内訳部門水準にまで下りた連結は、仲介のより詳細な状況を提供すること、例えば、中央銀行によるその他の金融仲介機関とのオペレーションの識別を可能とするであろう。

Ｅ．金融取引の分類

１．分類基準

11.53. 金融資産・負債取引のＳＮＡ分類は、表11.2に示されている。同一の分類が金融資産・負債のストックに関して、貸借対照表でも用いられる。この分類スキームは、主として２種類の基準、すなわち資産の流動性および基本にある債権者・債務者関係の形態を表したものとしての法的性質に基づいている。流動性の概念は――譲渡可能性（negotiability）、振替可能性（transferability）、市場性（market- ability）あるいは転換可能性（convertibility）のような――別の、より具体的特性を包摂しており、そして、これらの性質は、体系だてて個別に識別されることはないが、項目の決定において重要な役割を演じる。この分類は、制度単位の取引の分析を容易ならしめるように設計され、金融の源泉と使途

および制度単位の流動性の程度を評価するための枠組みとなっている。

11.54. この分類は、１桁数字レベルによる資産項目の報告を要求しているが、保険技術準備金（F.6）およびその他の受取債権・支払債務（F.7）は例外であり、前者は、生命保険準備金および年金基金に関する家計の純持分（F.61）と保険料の前払いおよび未払い保険金に対する準備金（F.62）とに、後者は、売上債権および買入債務（F.71）とその他（F.72）とにそれぞれ分割されなければならない。現金通貨および預金の場合も、分析上細分割が有用であるときには、現金通貨、通貨性預金およびその他の預金に細分割することができる。株式以外の証券（F.3）および貸付（F.4）は、そのような満期区分が有用であるときには短期と長期とに細分割してもよい。

11.55. 分類がどのような詳細さで用いられるかということは、分析される制度部門に依存している。家計が取引する金融資産の種類は、その他の部門のものより限定されており、また情報源も一般的にその他の部門のものよりは制限されている。一方、金融機関は、金融手段の全範囲にわたって取引を行ない、またその活動に関する情報は、いかなる制度単位についても、しばしば最も詳細であり、かつ入手時期の遅れが最も少ない。したがって、金融機関については、詳細な分割を開発することができる。ＳＮＡの分類スキームは、金融資産・負債を分類するための枠組みとして一般的に適用可能なものであり、各国データの国際比較を行なう際の有用な基礎を提供していることに注意すべきである。しかしながら、個々の国についてのデータの表章は、それぞれの国の分析的要求を満たし、なおかつ、各国の制度的取り決めの違いや金融市場の広がりや特徴の差異、利用可能な金融資産の複雑さの度合いの違い、また、実施されている規制およびその他の金融上の統制の度合いの差のような、各国の実情を反映するように調整されていなければならない。すべての場合について、ＳＮＡは、資産項目１～５については１桁レベルにより、項目６と７については２桁レベルによりデータを作成し、表示することを勧告する（表11.2を参照）。したがって、分類スキームを各国の能力、資源および要求に合うようにするためには――とくに一層の細分割に関して――かなり大きな弾力性が必要となる。とりわけ、多くの国にとって、（証券のうち金融派生商品、貨幣測度に含まれる預金および短期証券のような）資産項目の一層の細分割が、項目内部で、重要な資産を区別するためには望ましい。

＜貨幣＞

11.56. ＳＮＡでは、金融資産分類の中には貨幣(money)の概念または測度が存在しない。貨幣は金融変数としてきわめて重要ではあるが、ことなる国々で貨幣の定義の仕方に広い幅のあることが、ＳＮＡ内で単純な定義を行なうことを妨げている。一般に現金通貨と通貨性預金を含む、狭義貨幣の測度でさえも、通貨性預金と非通貨性預金との間の境界が多くの国で安定していないために、定義することが難しい。例えば、ある金融機関が、以前は振替可能でなかった預金勘定に対して、部分的なまたは完全な小切手振出機能を提供したり、あるいはバンクカードまたはクレジットカードを発行したりすることを始めるかもしれない。金融革新、コンピューターおよび通信技術の進歩、さらに競争圧力の結果として、通貨性預金と非通貨性預金との間の区別、およびこれらの預金を受け入れる金融機関の間の区別は、あいまいかつ不安定になってきた。そのうえ、狭義に定義された通貨とその他の目標変数との間に安定した関係が存在することを見い出せる国はほとんどない。このような理由から、通貨性預金と非通貨性預金との間に明確な境界線を引こうとすることは困難であり、少なくともいくつかの国においては分析上それほど有用ではないかもしれない。したがって、ＳＮＡは、第１段階ではこの区別を分類の中に組み入れない。金融市場が明確な境界線を引きうる状況にある場合は、ＳＮＡは、その区別がなされること――ただし、第２段階の分類としてではあるが――を勧告する。

11.57. 広義の貨幣集計量の構成要素には、国によって一層大きな変動があるが、多くの種類の預金やある種の短期証券、特に譲渡性預金（ＮＣＤ）がそれに該当する。さらに、多くの国は、より範囲の広い流動性測度とともに、非金融部門の短期負債を含む一連の通貨測度を作成している。一国内においてさえ、革新や規制緩和あるいは技術進歩により、狭義または広義の通貨の定義が、金融手段および貨幣市場の組織の変化に対応して時間とともにシフトする。こうしたことから、ＳＮＡには、インプリシットな貨幣供給の単一概念はありえないということが導かれる。しかしながら、このことは、各国が第１次分類スキームまたは補完スキームとして、１つまたは複数の特定の通貨測度にもとづいて、その国の金融分類

および金融勘定を形成することを妨げるものではない。そのような接近法は、国民勘定と貨幣分析を統合するうえできわめて有用であろう。

＜満期＞

11.58. この分類では、基本的分類基準としての満期を低位においている。金融市場の革新および資産・負債管理に対するより積極的な接近法――短期手段のコロガシ（rollovers）、ＮＩＦのような長期ファシリティにもとづく短期手段による借入れ、長期資産に関して、それらを実質的に一連の短期取決めに変換する調整可能レートおよび繰上償還可能な負債 (callable liabilities)の早期償還――は、単純な短期・長期区分の有用性を減じてしまった。ただし、利子率および資産利回りの分析のように、満期分析が重要である場合は、満期期間の分割が必要となるかもしれない。このような理由から、関係作成機関および各国の作成機関が満期分割の必要性を決定しなければならないときには、満期区分を第２次的分類基準として認める。分類上、短期は１年以下、ただし各国の実情に合わせて最長２年以下と定義され、他方、長期は１年超過、または各国の実情に合わせて２年超過と定義される。

＜資産／負債の対称性＞

11.59. すべての金融債権およびそれに関係する負債は、金融資産と負債を構成する。しかしながら、対応する負債がない金融資産の場合、正確には、他の明示された制度単位に対する債権（claim、ないし請求権）として記述されえないある種の資産を含んでいる。それには４種類の資産がある。

(a)貨幣用金。すなわち通貨当局により所有される金および当局の有効な統制のもとにおかれる他の単位の所有する金で、金融資産として、かつ、対外準備の構成要素として保有されているもの。

(b)ＳＤＲ。ＩＭＦにより発行される準備資産。ＩＭＦの負債とはみなされない。（ＳＤＲが配分されたＩＭＦ加盟国は、そのＳＤＲ配分額を返済する現実の、すなわち無条件の負債をもつ訳ではない。）

(c)株式、その他の法人持分証券および資本参加証券。（株式は、投資家の観点からはその他の金融資産の密接な代替物である。ＳＮＡは株式を便宜上負債として取り扱う。しかしながら、この場合の負債は、その他多くの資産の場合のように固定した償還金額を表わすのではなく、法人企業の正味資産に対する請求権を表わしている）。
(d)ある種の金融派生商品。慣行上、発行者の負債になる。

＜機能分類項目＞

11.60. この分類には、国際収支資本勘定の基本分類基準である、直接投資、ポートフォリオ投資および国際準備のような、機能分類項目が含まれていない。これらの取引の重要性に照らし、この分類では、対外直接投資に関連する金融勘定取引について、とくにメモ項目を設けている。この話題については、巻末の付録Ⅱでより詳細に取り上げる。

＜準備資産＞

11.61. 準備資産は、国際収支の不均衡に対して直接的な資金供給を行なうこと、当該国通貨の為替レートに影響を与えるための外国為替市場への介入を通じてそのような不均衡の規模を間接的に規制すること、およびその他の目的のために、直ちに利用可能であり、かつ一国の当局により管理されている対外資産で構成される。準備資産は、貨幣用金、ＳＤＲ、ＩＭＦリザーブ・ポジション、外国為替資産（現金通貨、預金および証券から成る）、および中央銀行間または政府間の取り決めから生じる非市場性債権のようなその他の債権から成り立っている。準備資産は、非居住者に対する債権でなければならないが、債権者の通貨建てである場合も債務者の通貨建てである場合もともにありうる。準備資産を保有することができるのは、中央銀行および中央政府だけである。しかしながら、当局により保有されている非居住者に対するすべての金融債権が準備になる訳ではない。それは、準備資産は直ちに利用可能、すなわち非常に流動的でなければならないからである。

２．金融資産・負債取引の概要

11.62. ＳＮＡでは、金融資産の７つの主要項目が区別され、表11.2に列挙されている。各項目の内容は、以下の節で詳細に説明される。

＜貨幣用金およびＳＤＲ（F.1）＞

11.63. 貨幣用金（monetary gold）およびＩＭＦにより発行されるＳＤＲは、それに対する未払いの金融負債が存在しない資産である。

11.64. 貨幣用金の取引は、通貨当局間における金の売却と購入から成り立つ。貨幣用金を所有するのは、通貨当局または通貨当局の実効統制のもとにある他の単位である2)。金融資産でありかつ外貨準備の構成要素として保有されている金だけが貨幣用金に分類される。したがって、限られたいくつかの制度上の状況を例外として、金は、中央銀行または中央政府についてのみ金融資産となりうる。貨幣用金の購入（売却）は、国内の通貨当局の金融勘定において、資産の増加（減少）として記録され、その対応項目は海外の資産の減少（増加）として記録される。その他の部門の金取引（当局により保有される非準備用金および中央銀行以外の金融機関により保有されるすべての金を含む）は、貴重品の取得マイナス処分（唯一の目的が富の貯蔵手段の提供である場合）として取り扱われるか、（そうでない場合には）最終消費ないし中間消費または場合によっては在庫品増加としてあるいは在庫品増加としても取り扱われる。しかしながら、金建ての預金、貸付および証券は、金融資産として（金としてではない）取り扱われ、外貨建ての類似の資産とともにそれぞれ適当な項目に分類される。

11.65. 通貨当局が商品としての金、すなわち新規採掘された金または民間市場に売り出された既存の金を取得することにより貨幣用金の保有を増加した場合、あるいは非貨幣目的、すなわち民間の保有者または使用者に売却するために、当局保有の貨幣用金を放出した場合、通貨当局は、それぞれ金を貨幣化した（monetized）、または金を非貨幣化した（de-
monetized)とみなされる。当局が金を取得したとき、その取引は、資本勘定に貴

重品の取得マイナス処分または在庫品増加の項目にプラスの記入として記録され、対応項目は金を供給した制度単位または海外の勘定に記録される。非貨幣用金を海外から取得したときは、輸入の項目に記録される。貨幣化や非貨幣化それ自体は、金融勘定に記入されるわけではなく、その他の資産量変動勘定における再分類、すなわち在庫品の中の金または貴重品としての金から貨幣用金への再分類として記入することにより、貸借対照表上のポジションの変化が引き起こされる。非貨幣化も対照的に記録される。貨幣用金に当局が質権を設定したり、その他のかたちで担保物件として使用されるとしても、取引は発生したとみなされないし、金は単なる質権設定により非貨幣化されたとはいえない。しかしながら、質権設定が準備資産としての金の有用性に影響を与える可能性があるので、不確定債務に関するものと同様な補完的情報が収集されるべきである。金スワップの取扱いに関しては、各国の実務が異なる。ある国はそれを実際の所有権の移転として取り扱おうとするであろうし、他の国はそのようなスワップを、その他の現先取引に勧告されたように、新しい金融資産の創造として扱おうとするであろう。ＳＮＡでは、金スワップは、新しい金融資産として取り扱われるべきであり、貸付に分類されるべきである。

11.66. 貨幣用金は、通常、最低995/1,000の純度をもつ、金貨、金塊または延棒の形態をとる。それは、ふつう、整備された市場または中央銀行間の相互取決めを通じて取引される。したがって、取引の評価は、通常、問題にならない。

11.67. ＳＤＲはＩＭＦにより創出された国際準備資産であり、既存の準備資産を補完するためにその加盟国に配分される。ＳＤＲ取引は、通貨当局および海外のそれぞれの金融勘定に記録される。それはＩＭＦの負債とはみなされないし、ＳＤＲが配分されたＩＭＦ加盟国は、そのＳＤＲ配分額を返済する、実際の（無条件の）負債をもつ訳ではない。ＳＤＲは公式保有者――通常は、中央銀行――により独占的に保有され、ＩＭＦのＳＤＲ部門への参加者およびＩＭＦにより指定されたその他の保有者（中央銀行およびその他いくつかの国際機関）の間で取引可能である。ＳＤＲは、その保有者に、その他の準備資産とくに外国為替を取得するための、無条件の権利の保証である。ＳＤＲの価値は、通貨バスケットにもとづいて毎日決定される。バスケットおよびウェイトは随時改定される。ＳＤＲは毎日決定される交換レートにより公式取引だけで使用されるため、ＳＤＲ取引

の評価には、何ら困難はない。
11.68. ＳＤＲの創造（ＳＤＲの配分といわれる）または消滅（ＳＤＲの抹消である）の仕組みは、ＳＮＡにおける取引ではなく、その他の資産量変動勘定の記入項目として取り扱われる。

＜現金通貨および預金（F.2）＞

11.69. 現金通貨、通貨性預金およびその他の預金の合計値は、常に計算されるべきである。国によっては、それぞれに区分されたデータが有益であるとみなされ、そのような場合、各構成要素別に作成されるべきである。

現金通貨（F.21）

11.70. 現金通貨は、支払いをするために一般に使用される流通中の銀行券と硬貨から成っている（実際に流通していない記念硬貨は除外されるべきである）。自国通貨と外国通貨、すなわち中央銀行、その他の銀行および中央政府のような居住者単位の負債である通貨と、外国中央銀行、その他の外国銀行および外国中央政府のような非居住者単位の負債である通貨との間に区別を設けるべきである。すべての部門は、通貨を資産として保有する可能性があるが、金融機関と政府だけが現金通貨を発行するであろう。

通貨性預金（F.22）

11.71. 通貨性預金は、次のようなすべての預金から成っている。
(a)ペナルティーあるいは制限なしに、要求次第、額面で交換可能であり、
(b)小切手あるいは銀行振替により自由に振替可能であるか、
(c)その他の方法で、支払いを行なうために一般に使用されている預金。
通貨性預金は、(a)それが自国通貨建てであるか、あるいは、外国通貨建てであるか、(b)それが居住者機関の負債であるか、あるいは、海外の負債であるかに従ってクロス分類されるべきである。

その他の預金（F.29）

11.72. その他の預金は、中央銀行、その他の預金取扱機関、政府単位、また場合によってはその他の制度単位に対する、預金証書によって表される、通貨性預金以外のすべての債権を含んでいる。この分類のもとに含まれるべき典型的な預金形態は、振替不可能な貯蓄預金、定期預金、および振替不可能な外国通貨建ての預金である。また、この項目には、貯蓄貸付組合、住宅金融組合、信用組合その他類似の機関によって発行される出資証書あるいは同種の預金証書も含まれている。これらの出資証書あるいは預金は、法律上もしくは事実上、要求次第あるいは比較的短期の通知で償還可能である。国際準備資産の構成要素であり、貸付によらない対ＩＭＦ債権は、その他の預金に記録されるべきである（貸付に根拠をおくＩＭＦ債権は、貸付（F.4）に含まれるべきである）。オプションや先物契約に関連した証拠金支払いは、オーバーナイトおよびごく短期の現先取引と同じように、それらが各国の広義の貨幣の定義の一部と考えられるならば、その他の預金に含まれるべきである。それ以外の現先取引は、貸付に分類されるべきである。その他の預金の項目を、(a)預金が自国通貨建てか外国通貨建てか、また(b)それが居住者機関の負債であるのか海外の負債であるのか、によってクロス分類することはしばしば有益であろう。

11.73. 通貨性預金およびその他の預金は、すべての制度部門により保有される可能性がある。預金は金融機関および一般政府の負債であるのが最も一般的であるが、国によっては、制度上の取り決めは、非金融法人企業や家計が預金を受け入れることを認めるものとなっている。

＜株式以外の証券（F.3）＞

11.74. 株式以外の証券の項目は、手形、債券、預金証書、コマーシャル・ペーパー、社債、市場性のある金融派生商品、その他、金融市場で通常取引される同種の手段を含む。手形は、ある一定日付に、明記された固定額を受け取る無条件の権利を保有者に与える証券として定義され、それは、組織された市場で、利子率

と満期までの（残余）期間を考慮して、割り引いて発行され、取り引きされる。短期証券の例としては、財務省証券、譲渡性預金（ＮＣＤ）、銀行引受手形（ＢＡ）およびコマーシャル・ペーパーがある。債券と社債は、その保有者に固定した貨幣所得あるいは契約上定められた可変的な貨幣所得に対する無条件の権利を与える証券である。すなわち、利子の支払いは、債務者の収入に依存しない。永久債を例外として、債券と社債は、また、特定日ないし複数日に元本償還として固定金額に対する無条件の権利を保有者に与える。

11.75. 貸付、モーゲージ、クレジットカード債務またはその他の資産(受取債権を含む)のような既存資産によって裏付けられた新規の譲渡可能な証券がしばしば発行される。この資産の再編成(repackaging)は、しばしば証券化（securitization）と呼ばれる。新規資産の創出は金融勘定の記入を伴い、新規資産は株式以外の証券として分類されるべきである。上記の既存資産は、それらを保有している制度単位の貸借対照表に記録され続けるであろう。事実上、譲渡可能となった貸付も、株式以外の証券のもとに分類されるべきである。固定所得を支払うが、解散時に法人企業の残余価値の分配への参加をもたらさない優先株も含まれる。株式に転換可能な債券もこの項目に分類されるべきである。転換オプションは、原証券とは別の資産としてみられ、取引可能な派生商品と考えられる。取引金額を債券とオプション価格とに分離することは、オプションなしで取引される同種の債券を参考にして行なうことができる。モーゲージは債券として分類されず、貸付に含まれる。

11.76. ゼロ・クーポン債（およびその他のディープ・ディスカウント債）とインデックス証券に関する疑問が起きるかもしれない。

11.77. ゼロ・クーポン債（zero-coupon bonds)は、債券の存続期間の間、定期的な利子支払いを伴わない長期証券であり、その代わり、それは額面価格から割り引いて売り出され、そして満期時に全収益が支払われる。ディープ・ディスカウント債は、その手段の存続期間の間いくらか利子を支払うが、その額は市場金利を大幅に下回る。この２つの資産ともに、割引発行価格と満期価格との差額が大きい。ＳＮＡでは、この差額を利子として取り扱い、利子支払い義務発生時に支払われるのでなく債券の存続期間全体にわたり発生したものとして記録される。この取扱いは、発行価格と満期価格の差額が、利子（財産所得）として記録され

る一連の支払い（四半期または年間）に転換されることを要求する。この利子フローの対応項目は、株式以外の証券として金融勘定に記入される。趣旨は、利子が再投資されるということである。この取扱いは、資本の供給費用を資本が供給されている期間と釣り合うようにする。

11.78. インデックス証券（index-linked securities)は、そのクーポン支払い（利子）または元本のいずれかが価格指数、商品価格あるいは為替レート指数にリンクしている手段であり、その目的は、利子所得を得るのに加えて、インフレーション期間に購買力または富を維持することにある。クーポン支払いはインデックスにリンクしている場合でも、可変利子付金融資産の場合と同様に、全額が利子所得として取り扱われる。元本価値がインデックス化されている場合、証券の発行価格が元本として記録され、定期的にまた満期時に支払われるインデックス支払いは利子として取り扱われる。インデクセーションに起因する支払いは、証券の存続期間全体にわたり、利子（財産所得）として記録されるべきであり、対応項目は、金融勘定に株式以外の証券として記録されるべきである。

11.79. 株式以外の証券について、満期により短期と長期とに選択的な内訳分類を実行する際には、以下の基準にもとづくべきである。

短期（F.31）

11.80. 株式以外の短期証券は、１年もしくはそれ以下の当初満期（original maturity）をもつ証券であるが、各国の実務上の多様性に合わせるために、短期を、２年もしくはそれ以下の当初満期をもつ証券と定義してもよい。１年もしくはそれ以下の満期をもつ証券は、たとえそれがＮＩＦのような長期ファシリティーのもとで発行されるとしても、短期に分類されるべきである。

長期（F.32）

11.81. 株式以外の長期証券は、１年超の当初満期をもつ証券であるが、各国間の実務上の多様性に合わせるために、長期を、２年超の当初満期をもつ証券と定義してもよい。最低１年超の選択的満期日をもつ債権および不確定満期をもつ債権

は、長期に分類されるべきである。

11.82. 分析的・政策的見地から、金融派生商品の重要度が高い場合、株式以外の証券について、付加的な選択的内訳分割を用いることができる。すなわち、「株式以外の証券」を「金融派生商品を除く株式以外の証券」と「金融派生商品」とに内訳分割してよい。

＜貸付（F.4）＞

11.83. 貸付は、

(a)債権者が債務者に直接資金を貸出し、

(b)それが譲渡不可能な証書によって証明されるとき、あるいは

(c)貸し手がその取引を証明する証券を受け取らないときに、

創造されるすべての金融資産を含む。この項目は、企業、政府、家計等に対し、銀行、金融会社およびその他によってなされるすべての貸付と前貸し（ただし、売上債権／買入債務に関する受取項目・支払項目を除く、F.71を参照）を含む。その項目は、割賦返済貸付、割賦払い購入の信用、および企業間信用をファイナンスするための貸付を含む。貸付にもとづく対ＩＭＦ債権はこの項目に含まれるべきである。ファイナンシャル・リースおよび同様の取決めとともに、各国の広義の貨幣の定義に含まれない現先取引も、貸付に分類されるべきである。債権者と債務者のそれぞれについて、居住者諸部門と海外別に貸付項目を細分することは有益である。すべての制度部門は、貸付の形態で資産を取得し、負債を発行する可能性がある。

短期（F.41）

11.84. 短期貸付は、通常、１年またはそれ以下の当初満期をもつ貸付であるが、各国の実務面の多様性にあわせるために、短期は２年またはそれ以下の当初満期をもつものと定義してもよい。要求しだい返済されるすべての貸付は、１年を超えて未払いのままであると見込まれるときでも短期に分類されるべきである。

長期（F.42）

11.85. 長期貸付は、通常、１年超の当初満期をもつ貸付であるが、例外として、各国の実務面のデータの多様性に適合させるために、長期は、２年超の当初満期を要求するように定義してもよい。モーゲージ担保付の貸付を、その他の長期貸付と区別することも有益であるかもしれない。

＜株式およびその他の持分（F.5）＞

11.86. 株式およびその他の持分は、すべての債権者の債権が満たされたのちに、法人企業の残余価値に対する債権を承認するすべての手段および記録を含む。持分証券は、前もって決められた所得に対する権利を提供するものではないし、法人企業の解散の際、固定額に対する権利を与えるものではない。持分の所有権は、通常、株式、出資証書、参加権証書または同種の証書によって証明される。法人企業の解散時における残余価値の分配への参加権をも与える優先株も含まれる。取引所に上場されている株式と上場されていない株式についてデータを別々に作成することは、しばしば有用である。

11.87. 株式およびその他の持分には、法人企業の株式およびその他の持分ばかりでなく、準法人企業の所有者の純持分も含まれる。ＳＮＡでは、法人企業は、所有者の持分のほかに、独自の正味資産をもちうる。準法人企業については、正味資産は、すべて、所有者によって保有される。準法人企業の持分への所有者の純追加は、そうした企業の所有者がこれらの企業の資金およびその他の資源に対して行なう純追加である。所有者は、準法人企業の資本投資目的でこうした追加を行なう。この項目は「株式およびその他の持分」に含まれ、他と区別されることはない。所有者の純追加に含まれるのは、準法人企業の資本への現実の追加とそこからの引出しのネットの結果である。ここでいう資本は、企業により固定資産を購入したり、在庫を蓄積したり、金融資産を取得したり、あるいは負債を償還したりするのに使用される資金から成る。所有者による準法人企業への固定資産およびその他の資産の移転も含まれる。引き出しは、固定資産またはその他の資産の売却からの収入、固定資産およびその他の資産の準法人企業から所有者への

移転および蓄積された留保貯蓄や固定資本減耗のための引当金からの取崩し資金という形態をとるかもしれない。この項目は、準法人企業所得からの引出しやそれへの寄与を除外する。

11.88. 非居住者によって所有されている不動産および非法人企業に関連する金融取引（前出の段落11.30を参照）は、株式およびその他の持分に分類される。非居住者によって全面的に所有されている直接投資企業（典型的には、法人企業あるいは非法人企業の外国支店）である準法人企業の場合には、準法人企業の内部留保の全額が１つまたは複数の親企業に送金され、それからそれが準法人企業の純持分への追加として再投資されると仮定されている。内部留保の額以上に直接投資企業の持分に追加投資を行なうか、それとも資本を引き出すかは、もちろん所有者の意向次第による。非居住者によって部分的に所有されている直接投資準法人企業については、内部留保のうち、所有権の割合に比例する部分だけが支払われ、再投資されるものと帰属される。法人企業についても、同じ仮定が置かれる。すなわち、留保利益は、外国人により所有されている持分割合分が送金されると仮定し、その再投資がこの項目に記録される。

＜保険技術準備金（F.6）＞

11.89. 保険技術準備金は、生命保険準備金および年金基金に関する家計の純持分（F.61）と保険料の前払いおよび未払い保険金に対する準備金（F.62）とに細分される。前者の項目は、未解決リスクに対する準備金と利付き保険のための準備金および年金基金とから成り、生命保険準備金に対する家計の純持分（F.611）と年金基金に対する家計の純持分（F.612）とに細分される。F.62は、保険料の前払いと保険企業（自動車、健康、定期生命、事故・傷害、所得補償、およびその他の形態の非生命保険を含む）によって保有されている、保険金に対する準備金から成る。未解決リスクに対する準備金、利付き保険のための準備金および保険料の前払いは保険契約者の資産であると考えられるが、未払い保険金に対する準備金は保険受取人の資産である。保険技術準備金は、生命あるいは非生命保険企業（相互組織であっても法人組織であっても）の負債であるだけでなく、保険企業の内訳部門に含まれる自律的年金基金の負債でもあるかもしれないし、また、非

自律的年金基金の負債である可能性もある。なお、非自律的年金基金の場合、基金を運営する制度部門に含まれる。

生命保険準備金および年金基金に関する家計の純持分（F.61）

この項目は、生命保険準備金に関する家計の請求権と年金に関する家計の請求権とに区分される。

生命保険準備金に関する家計の純持分（F.611）

11.90. 生命保険準備金は、未払いリスクに対する準備金と、利付き養老保険または同種の保険証券の満期時の価値を増大させる利付き保険のための準備金から成る。生命保険準備金は、保険企業によって保有され運用されるけれども、それは、被保険者または家計の資産であり、保険企業の正味資産の一部とはみなされない。生命保険準備金は、集合的に、生命保険準備金に対する家計の純持分として説明されるものである。ＳＮＡの金融勘定は、生命保険準備金に対する家計の純持分の変動を記録する。保険企業あるいは家計が行なう取引から生じる、そのような変動は、追加マイナス減少からなる。

11.91. 生命保険基金に対する家計の持分への追加は、次のものから成る。

(a)当該会計期間についての既経過保険料の合計額。

(b)追加保険料の合計額（準備金の投資から得られる保険契約者家計に帰属する所得に等しい）。

(c)＜マイナス＞生命保険に関するサービス料。

11.92. 生命保険基金に対する家計の持分の減少は、次のものから成る。

(a)養老保険および同種の保険の契約者に対し、保険が満期になったとき支払われる金額で、そのような保険契約にもたらされる配当金や収益金を含む。

(b)被保険者の死亡によって保険受取人に支払われる金額で、配当金や収益金を含む。

(c)満期前に解約された保険契約に対して支払われるべき金額。

会計期間の期首と期末の間に発生し、保険企業によって投資された準備金につい

ての名目保有利得または損失から生じる家計の純持分の変動は、再評価勘定に記録される。

年金基金に関する家計の純持分(F.612)

11.93. 年金基金は、退職後に雇用者に年金を支給するために、雇主および雇用者ないしその一方によって設立された基金により保有されている準備金から成る。これらの準備金は、生命保険に対する準備金と同様に、家計の資産であるとみなされ――それを管理している制度単位の資産とはみなされない。したがって、これらの準備金は、年金基金に対する家計の純持分と呼ばれる。ＳＮＡの金融勘定は、年金基金に対する家計の純持分の変動を記録する。基金あるいは家計が関係する取引から生じる、そうした準備金の変動は、追加マイナス減少からなる。

11.94. 年金基金の持分への追加は、次のものからなる。

(a)年金基金に対する請求権をもつ個人や家計の利益のために、雇用者、雇主またはその他の制度単位から年金基金へ払い込まれる現実負担合計額。

(b)追加負担合計額（年金基金の準備金の投資から得られる加入家計に帰属する所得）。

(c)＜マイナス＞基金の管理に必要とされるサービス料。

11.95. 年金基金の持分の減少は、次のものからなる。

(a)週、月、あるいはその他の期間毎の定期的な支払金の形で、退職者またはその扶養家族に対して支払われる金額の合計額。

(b)退職のときに、個人に対して支払われる一時金の合計額。

11.96. 年金基金が投資した準備金について、会計期間の期首と期末の間に発生した、名目保有利得または損失から生じる家計の純持分の変動は、再評価勘定に記録され、金融勘定には含まれない。

保険料の前払いおよび未払い保険金に対する準備金（F.62）

11.97. 保険料の前払いは、一般に保険料が前もって支払われているという事実から生じる。保険料は保険によってカバーされる期間の始まりに支払われることに

なっており、そしてこの期間は通常会計期間そのものとは一致しない。そこで、貸借対照表が作成される会計期間の期末では、会計期間の間に支払われる保険料の一部はそれ以後の期間のリスクをカバーするためのものとなる。これらの保険料の前払いは保険契約者の資産であり、保険技術準備金の一部を形成する。保険契約者と保険企業の間の取引として勘定に記録される保険料の金額は、既経過保険料――当期または前期までに支払われ、当期間の未解決のリスクをカバーすることを意図した保険料の部分なのである。

11.98. 未払い保険金に対する準備金は、保険企業が、まだ決済されていない保険金または係争になるかもしれない保険金に関して支払うことが予想される金額をカバーするために保有している準備金である。保険企業によって認定された有効な保険金は、保険金の支払事由となる事件や事故が発生したときに支払い義務が生じたものと考えられ、それは係争中の保険金が決着するのにいかに長期間かかろうとも同じである。したがって、未払い保険金に対する準備金は、保険金受取人の資産であり、保険企業の負債であると考えられる。

11.99. ＳＮＡの金融勘定は、保険契約者と家計との間の取引の結果として生じる、保険金の前払いおよび未払い保険金に対する準備金の変動を、保険技術準備金の変動という一般的見出しのもとに記録する。保有利得あるいは損失から生じるこれら準備金の変動は再評価勘定に記録され、金融勘定には含まれない。

＜その他の受取債権または支払債務（F.7）＞

売上債権・買入債務（F.71）

11.100. この項目は次のものから成る。

(a)法人企業、政府、非営利団体、家計および海外に直接与えられた、財貨・サービスに関する売掛金等（trade credit）。

および

(b)進行中の仕事（在庫中の仕掛品に分類されているようなもの）あるいは請け負うことになっている仕事に対する前貸し金（advances）。

売上債権・買入債務（trade credit and advances）には、企業間信用をファイナ

ンスするための貸付を含まず、後者は表11.2の項目４に分類する。その他の短期と長期の金融資産を区別するのに用いられたのと同じ基準を採用することにより、短期の売上債権・買入債務と長期の売上債権・買入債務とを区別することもまた有益であろう。

その他（F.79）

11.101. この項目は、上述したもの以外の受取債権・支払債務（例えば、税、配当、証券の購入と売却、賃貸料、賃金・俸給、および社会負担に関するもの)を含む。金融資産について発生する利子は、分類中のさまざまな項目に記録されるであろう。一般に、株式以外の証券について発生する利子は、証券の価値を増加させるものとして記録されるべきである。預金や貸付について発生する利子に関しては、利子の記録は、その利子がもとになる資産に資本化されているかどうかに関する各国の実情に従わざるをえないかもしれない。そのような利子が資本化されていなければ、この項目に分類されるかもしれない。任意の金融資産について支払う義務があるのに、発生した利子が支払われない場合、延滞利子(interest arrears）が生じる。そのような延滞利子は、適当な資産項目ないしこの項目に既に記録されているから、延滞利子そのものについて別項目を立てる必要はない。ただし、延滞利子が重要であるときには、それらをすべてもとめ、その返済とともにメモ項目をつくるのが有益であるかもしれない。なお、この項目は、統計上の不突合を含まない。

＜メモ項目：海外直接投資＞

11.102. 海外直接投資の供与、あるいは受入れから生じる金融資産・負債の取引は、既に表11.2に表示されている適当な項目、すなわち株式およびその他の持分（項目５）、貸付（項目４）、およびその他の受取債権または支払債務（項目７）のもとに記録されることになる。しかしながら、これらの項目のそれぞれの中に含まれる海外直接投資の金額もまた、メモ項目として別個に記録されるべきである。

Ｆ．詳細資金循環勘定

11.103. 金融勘定は、表11.2に示されているように、金融資産の純取得と負債の純発行を、すべての制度部門について金融資産の種類別に記録する。各部門について金融勘定は、金融的資源を動員するために当該部門が発行する金融負債および当該部門が取得する金融資産を示している。このように、金融勘定は金融取引の２次元的見方――取引に含まれる金融資産または負債と、その取引は資産であるのか負債であるのか――を提示している。この情報は、純借入部門がその資金不足をファイナンスするために用いる金融資産と、純貸出部門がその資金余剰を配分するために用いる資産を識別するのにきわめて有益である。金融フローの移動に対しては、このレベルの記録で対応付けられるにしても、誰が誰に資金融通するのかという質問には答えられない。表11.1では、非金融法人企業が主として貸付(71)および株式およびその他の持分(69)の形で140の負債を発行したことが明示されている。金融機関は、金融手段の全範囲を用いることによって232の純負債を発行した。負債が発行されている手段はこの勘定に明示されているものの、資金を提供している部門を識別することはできない。同様に、金融資産の純取得を追跡することができる。家計は一連の資産に広くわたって、純額で181を取得したのに対し、金融機関はほとんど貸付と証券の形で、237の純金融資産を取得した。しかしながら、どの部門に対し資金融通が提供されているのかということは、このレベルの記録からは確かめられない。

11.104. 金融フローおよびそれらが経済で果たす役割の完全な理解のためには、部門間のより詳細な金融的つながりおよびそうしたつながりを担う金融資産を知ることが重要である場合が多い。例えば、政府がその赤字をファイナンスするためにいかなる種類の負債を用いているかということばかりでなく、どの部門（あるいは海外）が資金融通を供給しているかを知ることが重要である場合が多い。

金融機関（そしてその監督機関）にとっては、それが取得している金融資産（貸付および証券）の構成ばかりでなく、それらがどの部門に対する債権であるのかを知ることが重要である。さらに、一部門の中の内訳部門間の金融フロー（中央政府の地方政府との金融取引や、中央銀行の預金取扱機関との金融取引）および部門境界にまたがる金融フロー（預金取扱機関の公的非金融法人企業に対する債権の変動）を分析することがしばしば必要となる。そのような詳細な情報は、ファイナンスが実行され、それが時間とともにどのように変化していくかを理解するために必要なことである。

11.105. このより詳細な接近法は、金融仲介機関が金融取引において果たす役割を説明するのにとくに重要である。先に注意したように、金融機関は、その金融資産・負債双方の取引規模に比較して、非常に小さい純貸出または純借入をもつにすぎない。このことは、一定の金融取引を通して金融的資源を動員し、そして、そうした金融的資源を満期／資産変換を通してその他の部門にその部門に適した形態で利用できるようにするという、金融仲介機関の基本的役割を反映しているのである。このようにして、金融機関は、純貸出部門から純借入部門へ資金融通のフローを方向付けすることにおいて決定的な役割を果たし、そして貸し手がその資産手段を選択し、借り手がその債務の形態を選択できるようにしているのである。

11.106. ここで述べたより詳細な金融分析を促進するために、ＳＮＡには、２つの表、すなわち表11.3aと11.3bとがある。表11.3aは、資産の種類と債務者部門によりクロス分類された資産取引を記録する。資産取引を行なう部門は、表頭部に水平方向に示され、他方、資産の種類は、債務者部門により細分されて垂直方向に並べられている。表11.3bは、負債の種類と債権者部門によりクロス分類された負債取引を記録する。貨幣用金およびＳＤＲ以外の金融資産には、資産／負債の対称性があるので、ひとつの表にすべての債務者／債権者関係を表章することも概念的には不可能ではない。しかし、そうしようとすると、きわめて多数のセルをもつ表が必要となり、しかも、その多くのセルは空白となってしまう。ここで提示された表は、各国が開発の意欲をもちうるような詳細さの類型の例にすぎない。表は家計、対家計非営利団体、一般政府および非金融法人企業については、全体としてひとつの部門で示している。金融機関については、金融機関である単

位が金融取引で果たす特別な役割を強調するために、内訳部門が示されている。特定の分析目的あるいは政策目的のために、その他の部門についても内訳部門に分割することが有用であるかもしれない。多くの場合に、例えば、中央政府や非金融公的法人企業の金融取引を識別することが必要であろう。各々の類型の金融資産について与えられている部門分割は、規定を示したものというよりも示唆的なものである。証券と貸付については、債務者部門を以下(表11.3a)のように、すなわち、非金融法人企業、金融機関、中央政府、州および地方政府、その他の居住者部門、および海外部門に識別することが示唆されている。その他の種類の資産についても、代替的な分割が例示されている。

11.107. こうした、より詳細な資金循環表は、経済政策に関連する少なくとも３つの重要な分野で用いることができる。まず、そうした資金循環表データは、最近の時期の活動や動向の経済分析と記述に用いられる。また、それは、経済計画の作成に関する予測の手助けとして、あるいは、経済の先行きに対する現在の経済政策またはその変更の効果を評価するために用いることができる。さらに、経済政策の策定の手助けとして経済の振る舞いを研究するために経済モデルの作成をめざすプロジェクトにも用いることができる。もちろん、そのような研究は、ＳＮＡのその他の勘定から得られるデータに関する同様の作業と補完的なものとなるであろう。とくに、資金循環勘定を用いて、経済における金融システムの働きを円滑にすること、金融取引を非金融経済の動向と関連づけることが有益である。資本勘定と金融勘定とは、「実体」経済と金融活動との間のこうした結びつきを提供するものである。同様に、資金循環勘定は、貯蓄が各種の金融機関および金融資産を経由して、究極の借入れに到達する経路を追跡することにより、貯蓄・投資過程の研究を容易にする。

11.108. 政策分野では、ほんの少数の例によって、こうした表の有用性を説明することができよう。実際、多くの国で直面する共通の政策課題の中には、次のような問題が含まれている。それは、外貨準備高は十分であろうか。中央政府の赤字はどのようにファイナンスされるのであろうか。主要な非金融公的法人企業はどのように、誰によって資金供給されるのであろうか。このような問題のそれぞれについて、解答を与えるためには、様々な部門および取引形態に対するインパクト（効果）分析が必要である。勘定の接合性が資金循環表内に確保されること

により、分析を促進し、解答を評価するための枠組みが提供される。

11.109. 金融プロジェクトの分野では、資金循環表の関連部分から得られる時系列データを利用することにより、経済計画の各パーツのインプリケーションを検討することができる。それには、数多くのばらばらに作成された部門予測あるいは市場予測の整合性の検証が含まれる。また、将来の事象(例えば、金利、為替レート、成長率、部門別資金過不足)に関する特定の仮定の組合わせが将来の金融取引に対してもつインプリケーションを検討することも可能になる。

11.110. こうした見通しや研究が役に立ちうるその他の政策分野としては、経済における金融市場および金融機関の長期的発展を考察すること、また、貯蓄者ないし投資家の側の、信頼に足る流動資産を保有したいという潜在的需要を満たすために開発されるべき、新しい種類の資産に対するニーズを評価するということがある。

11.111. 表11.3aと表11.3bは一般的モデルとして解釈されるべきであり、各国特有の事情に配慮して、十分な弾力性が容認されるべきである。多くの国々では、表の次元は、データの利用可能性によって厳しく制限されるであろう。また、これらの表が基本的な金融勘定の拡張であること、分析に対する第３次元の追加は、この水準の詳しさが有用であるような特定の資産や部門（または内訳部門）関係を限定して、選択的に行なうことができるという点にも注意すべきである。

注

1) 内容の明示が必要な場合を除いて、「金融資産」という用語は、負債を含むものと解釈される。「金融資産」と「負債」という用語は、金融勘定にそれに対する取引が存在する金融手段を示す言葉として使われている。ここで、金融手段とは、「金融資産」より範囲が広く、不確定資産のような現実の資産ではない、その他の様々な金融契約やその他の金融的取り決めを含む用語である。

2)貨幣用金は、通常、中央銀行および中央政府が実際に所有権を保有している金から成り立つであろう。ある状況のもとでは、金融機関のような他の制度単位が、金に対する所有権、しかも、通貨当局の特別承諾を得たときのみその金を売却しうるにすぎないような権利を保有しているかもしれない。そのような限られたケースについては、実効統制（effective control）の概念がその他の単位の金保有

に対しても適用することができる。同じ実効統制の基準は、準備資産のその他の構成要素に対しても適用することができる。

第ＸＩ章　金融勘定

第ＸⅡ章　その他の資産変動勘定

12.1. 本章は、その他のフロー、すなわち取引以外のフローから生じる期首・期末貸借対照表間の資産、負債および正味資産の変動を記録することに関するものである。期首・期末貸借対照表間の資産、負債および正味資産の変動にかかわる取引は、「体系」の資本勘定や金融勘定において記録されている。

12.2. その他の資産変動勘定の記入事項は、取引の結果でないものを記録するという点で性格を共有しているが、記入事項は、資産、負債および正味資産の変化の、非常に多様な種類にわたっている。第１の種類は、地下資源の発見や減耗、戦争またはその他の政治事件による破壊、または自然災害による破壊のような要因による変化といった、そのすべてが現実に資産の量を変化させるようなものからなり、第２の種類は、価格の水準と構造の変化による、資産、負債および正味資産の価値額の変化といった、保有利得および損失に反映されるようなものからなる。したがって、その他の資産変動勘定は、その他の資産量変動勘定および再評価勘定に細分される。

12.3. 本章は、２つの勘定を別々に論じるが、それぞれの場合についてはじめに勘定の構成を説明する序論を付している。

Ａ. その他の資産量変動勘定

１. 序論

12.4. その他の資産量変動勘定は、期首・期末貸借対照表間の資産、負債および正味資産の変化の中で、資本および金融勘定に記録される制度単位間の取引によるものでなく、保有利得および損失によるものでもないものを記録する。その他の資産量変動勘定の構造は、表12.1に示されているが、その他の蓄積勘定の構造と類似している。資産変動の記入項目は左側にある。そこでは、生産および非生産非金融資産、および金融資産は、すべて別々に示されている。負債の変動の記入項目および資産量のその他の変化による正味資産の変化を表わすバランス項目は、右側にある。この勘定のバランス項目は、この勘定で記録される種々のカテゴリーの変化に関する記入項目の合計である。

＜その他の資産量変動勘定の機能＞

12.5. 資本勘定において、生産資産は、固定資産の取得マイナス処分と固定資本減耗を通じて「体系」を出入りし、また、在庫は、追加、引出しおよび経常損失を通じて「体系」を出入りする。金融勘定において、金融資産のほとんど――他の制度単位に対する請求権であるような金融資産――は、債務者が何か価値をもつものを取得し、債権者への１回ないし複数回の支払いの義務を認容するとき「体系」に入り、そして債務者が契約条件に規定された義務を果たすときに消滅する。資本勘定および金融勘定はともに、既存資産の制度部門間取引を記録する。しかし、資産の所有権移転に関わる費用を別とすれば、既存資産の取得と処分は、居住者と海外との間の取引の場合を除き、経済全体についての合計を変えることなく、単に資産の所有権を変化させるだけである。

12.6. したがって、その他の資産量変動勘定の主要機能のひとつは、ある種の資産について、その通常の事態のなりゆきにおける「体系」への出入りを考慮することである。そうした出入りは、地下資源のような自然発生資産に関連するものであるかもしれない。地下資源の場合、資産の「体系」への出入りは、制度単位と自然との間の相互作用として生起するので、典型的に制度単位間の相互の同意による取引の結果として生起する出入りとは対照的である。また、貴重品や買入のれんのような、あるいは、金融資産のうち現実にも名目的にも負債の存在しな

いものなど、人間活動によって創造される資産に関連する出入りもありうる。

12.7. この勘定の２番目の機能は、資産（および対応する負債）から得られる経済的便益に影響を与える、例外的、あるいは予想外の事象の結果を記録することである。こうした事象の中には、資産の所有者の同意なしに、ある制度単位が、実質的にその資産を取りあげることが含まれる。この行為は、相互の同意の要素を欠くという理由で取引とは認められない。また、自然災害や戦争のような、資産を破壊するようなことがらもこの勘定に記録すべき事象である。そのような事象とは対照的に、固定資本減耗や在庫変動のような取引は、通常の損失率や破壊率を考慮する。

12.8. この勘定の３番目の機能は、制度単位と資産の分類の変更および制度単位の構成の変動を記録することである。

12.9. その他の資産量変動勘定が、新登場の環境サテライト勘定へのリンクを与えているということは、注目されてよいであろう。有形非生産資産のすべては、自然資産であり、その経済的出現と消滅の記録は、ここで行なわれる。さらに、この勘定は、固定資本減耗において考慮されない固定資産の環境的劣化（environment degradation）を記録する場所を提供する。こうした、環境勘定の出発点としての利用のための「体系」の諸特徴については、第ＸＸＩ章で論じる。

＜資産／負債およびその評価の変動についてのカテゴリー＞

12.10. その他の資産量変動勘定は、資産／負債の変動を９つのカテゴリーについて示す。

K.3　非生産資産の経済的出現

K.4　生産資産の経済的出現

K.5　非育成生物資源の自然成長

K.6　非生産資産の経済的消滅

K.7　災害等による壊滅的損失

K.8　補償されない没収

K.9　非金融資産の他に分類されないその他の量的　変動

K.10　金融資産および負債の他に分類されないそ　　の他の量的変動

K.12　分類および構成の変更

12.11.これらの記入項目の多くは、表12.1が示すように、生産資産に特有のものであったり、非生産資産に、あるいは、金融資産／負債に特有のものであったりする。（便宜上、「金融資産」という用語は、文脈上負債であることを陽表的に言及することが必要な場合を除いて、金融資産と負債の両方を意味するものとして用いることにする。）その他の３つ、すなわち、災害等による壊滅的損失、補償されない没収および分類および構成の変動は、原則的には、どの資産にも適用されうるものである。第ＸⅢ章付録を参照することにより、資産・負債分類の詳細な水準で、「体系」によって与えられる、可能な記入項目を一覧することができよう。

12.12. その他の資産量変動勘定における記入項目は、その他の蓄積勘定の記入項目と密接なつながりがある。記入項目の幾つかは、資本勘定における取引と関連がある。例えば、経済的出現のあるものは、取引によってその発生が証明される。また、固定資産が本来よりも早く除却される場合のように、貸借対照表上に既にある資産の変動を反映することもある。取引に適用される評価の一般原則――市場で観察される価格表示によるというもの――の適用は、第Ｘ章のいくつかの節で議論されている。また、ストックに適用される評価の一般原則――貸借対照表を作成する対象とされる日付で市場で取得したかのように評価すること――については、第ＸⅢ章、13.25-13.35段で論じられている。第ＸⅢ章では、観察される市場価格、期待される将来収益の現在価値または割引価値、および当期償却済価額の使用を論じている。本勘定のフローの諸カテゴリーに、こうした評価原則を適用する妥当性について、若干の一般化を以下に示す。

(a)経済的出現――すなわち、何かが資産境界の内側に移動してきたとみなされて、その結果、貸借対照表上に出現したとき――は、場合によっては、市場取引と関連しており、そうした取引は、価値額を推定するのに用いられることができる。例えば、こうした状況は、買入のれん、貴重品および歴史的記念物について該当する。その他の多くの場合、おそらくその出現は、貸借対照表における当該資産がそうであろうと思われるように、その資産から期待される将来収益の流列の現在価値または割引価値で、評価されねばならないであろう。この接近法は、例えば、地下資源および買入のれん以外の無形非生産非金融資産の経済的出現に対し

て、用いられねばならない。

(b)非生産資産の経済的消滅、災害等による壊滅的損失および補償されない没収は、既に資産境界内にある資産への例外的な、予期されない事象の影響についての項目である。したがって、その他の資産量変動勘定における記入項目の評価は、消滅が全面的である場合には、前期末貸借対照表において当該資産について記録された額（価格変動に対して当期価格に修正された）であり、全面的でない場合には、その何パーセントかの額であろう。

12.13. この勘定に含まれる全項目について、以下で説明する。数値例は、表12.1のものである。本文に含まれる小見出しは便宜上のものでしかない。すなわち、それらは、分類中の小項目ではない。資産および負債の定義は、量的変動を議論するのに必要な範囲でのみ与えられている。というのは、分類の詳細な水準における定義に関しては、第ⅩⅢ章付録を参照することができるからである。評価については、カテゴリーに特有の指針が必要な際にのみ、言及されている。カテゴリーの評価が、取引や貸借対照表の記入項目に明瞭な結びつきのあるときには、他の章における適切な節が参照されるべきである。

２．非生産資産の経済的出現（K.3）

12.14.定義により、非金融非生産資産は、生産過程によって創造されるものではない。したがって、資本勘定に記録される総資本形成に起因する資産ではない。これら資産のあるものは自然界に生起し、また他のものは、生産過程を通して存在するようになったもの以外の、社会によって案出された構成物とでも呼びうるものである。以下に掲げるケースは、資産量のこのような種類の付加をあらわすものである。「出現」という用語は、「体系」において定義されたものとしての、生産過程の結果としての付加と対比するために用いられている。表12.1、勘定Ⅲ.3.1は、非金融資産の経済的出現のための記入項目を非金融法人企業の勘定の左側に、有形非生産資産のストックに対する24の付加として示している。このような経済的出現の例の中には、地下資源の確認埋蔵量の変動と自然資産を制度単位の直接的制御、責任および管理のもとに置くことが含まれている。

＜採掘可能な地下資源の水準への粗付加＞

12.15. 「体系」において、地下資源は、石炭、石油および天然ガス、金属鉱物または非金属鉱物の、現行技術と相対価格のもとで経済的に採掘可能な地下確認埋蔵量として定義される。資本勘定では、こうした条件のもとで存在する埋蔵量の部門間の取得と処分を記録するが、それと対照的に、その他の資産量変動勘定では、経済全体についての合計量を変化させる増減を記録する。

12.16. 資源が増加する1つの方法は、体系的な科学的探査や実地調査や好運の結果として、新しい採掘可能な鉱床を発見することによる。上に述べた地下資源の定義は、経済的出現が起こる、別の筋道――定義中にある条件の変化――を示唆している。すなわち、以前においては、その採掘が経済的でなかったが、技術進歩または相対価格変化の結果として、その採掘が経済的になった鉱床を含めることによって、埋蔵量は増加するであろう。

＜経済活動へのその他の自然資産の移転＞

12.17. 前述の地下資源の定義は、「体系」における経済資産の識別に関する指針の適用から導かれるものである。第X章における蓄積勘定と貸借対照表に関する一般的序論で説明したように、経済資産とは、制度単位により所有権が確立・行使され、またその所有者により経済的利益が引き出される実体である。自然発生実体のうち経済資産として認められるものは、制度単位の直接的制御、責任および管理のもとにあるものである（特に段落10.10－10.12参照）。経済的出現はこの状態への移行である。

12.18. 1国の地理的な地表領域に含まれるすべての土地が、必ずしも「体系」の資産境界内にあるとは限らない。したがって、未開地ないし荒れ地の状態から所有権が確立される状態に移行し、土地が経済的利用に供されるようになるとき、土地は「体系」に現れる。それに加えて、土地のストックは、第X章に述べたように、堤防の建設により海から土地を干拓することによって、限界的に増加するであろう。この種の土地ストックの増加は、その他の資産量変動勘定において記録される。

12.19. その他の自然資産に関しては、市場への最初の主要な出現がこの勘定における記録の参照点である。そうした出現は、一般的に商業的採取が関わっている。原生林に関して、薪を集めることは商業的採取ではないが、材木を得るために原生林を大規模に伐採することは、その森林を資産境界内へと引き入れることになる。同様に、自然の泉から水を汲むことは、この帯水層（aquifer）を「体系」の資産境界内へ引き入れることではないが、地下水の重大な分水は、その帯水層を資産境界内に引き入れることになる。

＜経済的用途の変化による非生産資産の質的変化＞

12.20. 一般に、「体系」は質的差異を量的差異として取り扱う。第XVI章において財貨とサービスに関して説明したように、異なった質は異なった使用価値（そして財貨とサービスにおいては、異なった資源費用）を反映する。したがって、異なる質は、経済的には、相互に異なるカテゴリーである。これと同じ原則が、資産にも適用される。ここで記録される質的変化は、以下に論じられるように、例えば耕地から建物の敷地への変化におけるような分類の変更として示される経済的用途の変化の対応項目としてあらわれる。この場合、資産は既に資産境界内にあり、それは資産の付加額の出現と見なされる経済的用途の変化による資産の質の変化である。

＜無形非生産資産の出現＞

12.21. 非金融無形非生産資産は、法的または会計上の行為によって証拠立てられるような、社会によって案出される構成物（コンストラクト）である。それが「体系」に出現するのは、実体について特許が得られ、譲渡可能な契約が結ばれ、また、企業が当該企業の正味資産を超えた価格で売却されるときなどである。ここで、特許の付与は、実体が法律または判決により法的保護が与えられることである。また、譲渡可能な契約が結ばれるのは、なんらかの経済的便益を提供する拘束力のある取り決めで、しかも、便益の提供者とは独立に第三者に対して譲渡可能なものが、法的効力をもつようになることである。

12.22. 企業がその正味資産額よりも高い価格で売却されるとき、その購入価格が正味資産を超過する額は、「買入のれん」という資産である。売却／購入によって証拠だてられないのれんは、経済資産とは見なされない。のれんが「体系」に入る唯一の方法は、そのような購入が行なわれることである。２つの場合を区別しなければならない。まず、準法人企業として取り扱われない非法人企業の売却／購入については、買入のれんは、この企業の購入価格がその正味資産（それぞれ独立に評価された資産と負債から導出されたもの）を超過する額である。概念的には、記入項目は以下のようになる。売却に先立って、企業の購入価格が当該企業の正味資産を超過する額が、非生産資産の経済的出現として、売却者の貸借対照表に、その他の資産量変動勘定を通して記入され、この記入により、当該企業がその購入価格で売却されたものとして取り扱うことが可能となる。そのうえで、この超過額は、売却者が、資本勘定の「無形非生産資産の処分」の項目で処分し、購入者が、資本勘定の「無形非生産資産の取得」の項目で取得する。このような処理を施したうえで、買入のれんが、購入者の期末貸借対照表に記録されることになる。次に、法人企業ないし準法人企業の売却／購入については、買入のれんは、その株式およびその他の持分の購入価格がその売却／購入の直前の価額を超過する額となるであろう。この超過額は、株式およびその他の持分の売却者の貸借対照表に、売却に先立ち、金融資産の再評価として記入され、その記入により、その株式およびその他の持分がその購入価格で売却されたものとして取り扱うことが可能となる。同時に、買入のれんは、その他の資産量変動勘定に無形非生産資産の出現としてあらわれ、そのようなものとしてこの法人・準法人企業の期末貸借対照表に記録される。なお、この株式およびその他の持分の売却／購入は、売却者と購入者の金融勘定に記録される。

３．生産資産の経済的出現（K.4）

12.23. その他の資産量変動勘定にその出現が記録される生産資産は、貴重品と歴史的記念物であり、後者は資産分類における住宅に含まれるものとその他の建物および構築物に含まれるものとがある。第Ｘ章において述べたように、それは、その重要性から見た価値、または、特別な価値のある、対象物、構築物ないし遺

跡である。資本勘定では、貴重品や歴史的記念物の取得を、新たに生産された財貨または輸入品として記録し、また貴重品や歴史的記念物として既に分類されている既存の財貨の取引を記録する。貸借対照表においてまだ記録されていない財貨の場合において、その他の資産量変動勘定に記録されるべき経済的出現と考えられるのは、その重要性から生じる価値または特別な価値を認めることである。それは、取引によって証明されるものでも、所有者の手元に残される財貨の公式の評価であってもよい。ここで記録される貴重品や歴史的記念物は、種々の理由からまだ貸借対照表に記録されていなかったものである。それは、例えば、その貴重品・歴史的記念物が勘定が作成される以前から存在したものであるとか、消費財として当初記録されていたものであるとか、または構築物の場合には、既に償却済みである場合などである。表12.1では、一般政府の勘定の左側に生産資産の経済的出現のための記入項目がある。それは、記念物の歴史的重要性の認識の反映として、政府の固定資産ストックが３だけ増加した場合についての記入である。

12.24. 宝石、骨董およびその他の美術品のような貴重品に関しては、貸借対照表にまだ記録されていない対象物の高い価値または芸術的重要性が最初に認識されるとき、それは経済的出現として分類される。それまで、その対象物はほとんど価値を持たず、資産と見なされていなかったものかもしれない。例えば、装身具は、もしそれが貴金属または宝石で作られているという理由から貴重品であると見なされて出現するのでないならば、その購入が家計の最終消費支出に含まれる通常の財と考えられる。そのような出現は、その他の資産量変動勘定に貴重品として記録されるであろう。ただし、それは、即座に資本勘定において記録される取引の対象となる。

12.25. 歴史的記念物に関して、貸借対照表にこれまで記録されていない構築物または遺跡の特別な考古学的、歴史的、または文化的重要性が最初に認識されるとき、それは経済的出現として分類され、その他の資産量変動勘定に記録される。例えば、そのような認識は、完全に償却済みであり、したがって貸借対照表にはもう記録されていない既存の構造物または遺跡の場合になされる。そのような認識はまた、それらが新しいか部分的にしか償却されていないという理由で、既に資産境界内にある構築物および遺跡の質的変化の場合にもあるであろう。しかし

ながら、資産分類の詳細な水準における分類の変更に対応する記入項目は、観察可能ではないかもしれない。なお、そうした構築物または遺跡は、直ちに資本勘定において記録される取引の対象となる。

４．非育成生物資源の自然成長（K.5）

12.26. 非育成生物資源の自然成長――天然林、漁業資源等――は、種々な形態をとるであろう。自然の立木はより高く成長し、河口の魚類はさらに多くなるであろう。このような資源は、経済資産ではあるが、この種の成長は、制度単位の直接的な統御、責任および管理の下にないので、それは生産ではない。したがって、資産の増加は、経済的出現としてみなされなければならず、その他の資産量変動勘定に記録されることになる。表12.1では、一般政府の勘定の左側に非育成生物資源の自然成長のための記入項目、例えば、政府所有の天然林の成長４を示している。

12.27. 原則として、自然成長は総（グロス）概念で記録されるべきであり、これらの資源の減耗は、以下に述べる経済的消滅として記録されるべきである。この記録方式を取ることにより、例えば資本勘定における、取得と処分とを独立に記録する方式と一貫性をもつことになるであろう。しかしながら、実際は、記録に必要な唯一の基礎である物理的計測値は純概念の計測値である場合が多いようであり、多くの国は自然成長を純概念で記録するであろう。記録すべき量的変動の値を推計するために、当該資産１単位の市場価格とともにこうした測定値が使用されるであろう。

５．非生産資産の経済的消滅（K.6）

12.28. 資本および金融勘定は、資産が「体系」を離れることができる３つ方法を提供する。すなわち、固定資本減耗、在庫の引出し・経常損失、金融債権を創出した契約上の同意のもとで行なわれるその消滅の３つを通じてである。これらのどれも、非金融非生産資産には適用できない。資産が「体系」から離れるもうひとつの方法が、その他の資産量変動勘定に記録される＜経済的消滅＞である。経

済的消滅の一つのかたちは、減耗である。表12.1には、自然経済資産の減耗のための記入項目が非金融法人企業と一般政府の勘定の左側に置かれる。この項目は、鉱物資源その他の自然資源の減耗を、非金融法人企業（-1）と一般政府（-2）とについて示すものである。経済的消滅は、他のかたちを取ることもある。例えば、技術変化や相対価格の変動を反映する確認埋蔵量水準の減少、土地や不適切な農業実践に起因する野生動植物の劣化などである。表12.1では、非生産資産のその他の経済的出現として、非金融法人企業の勘定の左側に-1を記入している。これは、確認埋蔵量の推計の改訂のような事象を反映したものである。

＜自然経済資産の減耗（K.61）＞

12.29. 自然埋蔵資源の減耗（depletion）は、当該資産の物理的除去や使用の結果としての、地下資源埋蔵量の価値額の減少である。
12.30. 原則として、木材等を得るため、あるいは、開墾のための森林伐採またはその他の使用に起因する、資産境界内に含まれる天然林、海洋魚類資源およびその他の非育成生物資源の減耗は、地下の水資源の減耗とともに、ここに含まれる。

＜非生産資産のその他の経済的消滅（K.62）＞

採掘可能な地下資源の水準におけるその他の減少

12.31. ここで記録される変化は、技術または相対価格の変化による採掘可能性の再評価から帰結する、採掘可能な地下資源の水準への粗付加のマイナスの対応物である。実際には、純付加データのみが入手可能であり、それを非生産資産の経済的出現のもとに記録することになることもあろう。

経済的用途の変化による非生産資産の質的変化

12.32. ここで記録される変化は、例えば、以下で述べる分類の変更として記録される、耕地から共同利用の牧草地への土地利用の変化の対応部分であるような、

土地の価値の減少である。これは、前に述べた非生産資産の経済的出現のもとに記録される質的変化と対称的なものである。

経済活動による非生産資産の劣化

12.33. 経済活動による土地、地下の水資源およびその他の自然資産のすべての劣化は、その他の資産量変動勘定に記録される。ここでいう劣化は、経済活動による通常の、繰り返し起こる、それ故予測可能な劣化であるかもしれないし、森林伐採や不適切な農業実践を原因とする、より予測し難い土地の侵食やその他の被害、また、酸性雨や表土流出による栄養過剰が魚類資源へ及ぼす有害な影響であるかもしれない。

買入のれんや譲渡可能な契約等の償却と抹消、特許保護の消耗

12.34. 無形非生産資産の出現がその他の資産量変動勘定に記録されるのと同様に、無形非生産資産の償却、期限切れ、または消耗（write-off,termination or exhaustion）もこの勘定に記録される。買入のれんに関する償却（amortization）は、企業の購入後一定期間にわたり、各国の会計基準に従って記録されるべきである。特許保護の消耗は、特許の有効期間にわたって記録される。

６．災害等による壊滅的損失（K.7）

12.35. 資本勘定に記録される固定資本減耗には、育成資産を含む固定資産の種々なカテゴリーに対する通常の偶発的損害が含まれることが意図されている。在庫品の変動には、在庫品として保有されている財貨に関する経常損失が含まれている。その他の資産量変動勘定のほかの箇所には、非生産自然資産の減耗として、正常率の採掘、森林伐採等が含まれ、非生産資産の劣化として、経済活動による損害が含まれている。しかし、ここで、すなわち、その他の資産量変動勘定の＜災害等による壊滅的損失＞（ca-
tastrophic losses）として記録される量的変動には、資産を破壊する、大規模な、

１回限りの性格の、かつ認識可能な事象の結果が含まれている。資産項目としては、どの項目にも発生する可能性がある。表12.1では、一般政府と非金融法人企業の勘定の左側に、例えば、大地震による損害を反映する＜災害等による壊滅的損失＞のための項目が置かれている。すなわち、非金融法人企業が保有する生産資産――固定資産（-4）および在庫（-1）であり合計-5――について、一般政府が保有する固定生産資産（-1）、天然林のような有形非生産資産（-2）についての項目である。

12.36. 一般的に、そのような事象を特定化することは容易であろう。実際、大地震、火山の噴火、津波、例外的に強いハリケーン、干ばつおよびその他の自然災害、戦争行為、暴動およびその他の政治的事件、および主要な中毒性物質の流出または空中への放射性粒子の放出のような技術的事故がそうした事象に含まれる。

12.37. ここに含まれる主要な損失は、異常な洪水または風害により生じた土地の質的悪化、干ばつまたは病害の発生による育成資産の破壊、森林火災または地震による建物、設備または貴重品の破壊、および壊滅的な自然災害または政治的事件を原因とする、通貨または持参人払いの証券の偶発的な破壊などである。

７．補償されない没収（K.8）

12.38. 政府またはその他の制度単位は、税、罰金または同様な賦課の支払い以外の理由で、非居住者単位を含むその他の制度単位の資産を、完全な補償をすることなしに入手することがある。政府またはその他の制度単位による資産の没収は、国内または国際法に違反するものかもしれない。そのような没収は、資本勘定において記録される資本移転ではない。

12.39. もし、補償が、貸借対照表に示される資産の市場価値または関連価値より大幅に低い場合、没収を行なう制度単位の資産の増加および資産を喪失する制度単位の資産の減少として、差額は、資産の補償されない没収として記入する。表12.1は、政府が法人企業から没収を行なったという場合を例示している。一般政府の勘定の左側に生産固定資産(1)、有形非生産資産(4)、株式以外の証券(3)のそれぞれの保有増加が記録されている。非金融法人企業の勘定の左側に、生産固定

資産（-1）、有形非生産資産（-4）のそれぞれの保有減少、金融機関の勘定の左側に、株式以外の証券（-3）の保有減少が記録されている。

12.40. 質流れあるいは割賦販売などの契約上の条件として債権者が行なう財の（再）取得は、補償されない没収としては取り扱わないことに注意すべきである。それらは、取引――債務者による処分および債権者による取得――である。なぜなら、陽表的であるか一般的了解としてであるかはともかくとして、債務者と債権者との間に合意があり、それが、この償還請求手段を提供しているからである。

８．非金融資産の他に分類されないその他の量的変動（K.9）

12.41. また、その他の資産量変動勘定は、予期されない事象が資産から引き出しうる経済的便益へ及ぼす影響を組織的に記録する。特に、固定資本減耗のための引当額――物理的劣化、陳腐化および偶発的損害を正常率で反映したものである――あるいは、損失による在庫の目減り（shrinkage）の正常率を設定する際に予見されていなかった事象の影響を記録する。そうした事象の中には、予見できない陳腐化、脆弱性等のための固定資産の早過ぎる除却および在庫品の例外的損失が含まれる。実際には、以下に示すような諸カテゴリーの区別を行なうことは困難であろう。

12.42. ここに記録されるべき項目について、上に挙げた例のほとんどは、資産の減少であるが、表12.1で与えられた＜他に分類されない非金融資産のその他の量的変動＞の例示は、非金融法人企業の勘定の左側に１の記入があり、固定資産の保有量の増加をあらわしている。例えば、そのような増加が発生しうるのは、固定資本減耗の計上によって完全に償却済の資産を、まだ生産的であるという理由で「体系」に復帰させるような場合である。この例についてのより詳細な説明は、以下の12.48段にある。

＜予見されない陳腐化＞

12.43. 固定資本減耗は、予見されない固定資産の陳腐化を含まない。また、通常予想される陳腐化として含まれる額は、現実の陳腐化より少ない可能性がある。

したがって、改良された技術の導入による、固定資産額の低下については、その他の資産量変動勘定に、その償却についての記入項目――全額の償却あるいは部分償却のいずれにせよ――を置かなければならない。この場合、技術改良は、資産モデルの改良のかたちをとることも、新しい生産過程の出現によりその資産を最早必要としないようになることもある。

＜通常の損害に対して固定資本減耗に含まれる引当額と現実の損失との差額＞

12.44. 固定資本減耗は、予見されない固定資産の損害を含まない。また、通常予想される損害として含まれる額は、現実の損害より少ない（または多い）可能性がある。一国経済全体として、この差額は、通常は、小さいはずである。しかし、個々の単位にとっては、この差額は、通常かなり大きく、符号の変動もありうる。したがって、そのような事象による固定資産額の低下（または増加）については、その他の資産量変動勘定において修正がなされなければならない。これらの損失は、通常よりも大きいものであるが、壊滅的と見なすほど大きな規模のものではない。

＜固定資本減耗において考慮されない固定資産の劣化＞

12.45. 固定資本減耗は、固定資産の予見されない環境要因による劣化を含まない。したがって、例えば、空気中の酸や酸性雨が建物の表面または自動車の車体に影響を及ぼすことによる固定資産の価値額の低下に関して、その他の資産量変動勘定に記入がなされるべきである。

＜完成以前または経済的使用開始以前の生産施設の廃棄＞

12.46. 長期の建設期間を要する生産施設は、完成する前に、あるいは、使用開始以前に、経済的根拠を失う場合がある。たとえば、原子力発電所や工業用地の中には――旧中央計画経済または発展途上国の場合に特に――まったく利用されることのないものがある。廃棄の決定がなされるとき、貸借対照表に記録されてい

る固定資産額（またある場合には、第Ｘ章において説明したように、仕掛品在庫）は、その他の資産量変動勘定において抹消されるべきである。

＜在庫品の例外的損失＞

12.47. 火災による被害、盗難、穀物倉庫の虫害等による例外的損失は、ここに記録する。この意味で、例外的損失は、第Ｘ章における在庫変動の説明で言及した経常損失（recurrent losses）よりも不規則的であり、額も大きなものとなる傾向がある。

＜非金融資産の他に分類されないその他の量的変動＞

12.48. 資本勘定の取引でもなく、保有利得または損失によるものでもなく、また上に掲げた項目のいずれでもない、非金融資産の変動をここに記録する。例えば、資産は、経済的に、あるいは、物理的に予想されるよりも、長期間耐用する可能性がある。そうした場合、その他の資産量変動勘定における記入項目を置くことにより、例えば、予期された取り替えが実行されなかったとか予期したよりも耐用度が高かったという理由で、完全に償却されたがなお生産能力を持っている資産の「体系」への復帰を可能にする。また、住宅の商業利用への転換（あるいは、その逆）による価値額の増加（減少）も分類の変更の見合い項目としてここに記録する。

９．金融資産および負債の他に分類されないその他の量的変動（K.10）

12.49. 金融資産のほとんどのもの――その他の制度単位に対する債権であるような金融資産――は、将来債権者に対して支払をするという責務を債務者が受け入れるときに創造される。また、同意された条件のもとに債務者がその責務を履行したときに、それは消滅する。しかしながら、概念的負債さえも存在しない金融

資産は、このようなかたちでは創造も消滅もしない。それ故、それらはその他の資産量変動勘定を通じて「体系」を出入りする。また、金融債権の条件が設定されるときに予期されていなかった事象の結果も、ここに記録される。

＜ＳＤＲの配分と抹消＞

12.50. 特別引出権（ＳＤＲ）は、国際通貨基金（ＩＭＦ）により創造された国際的準備資産であり、既存の準備資産を補うためにその加盟国に配分される。第ＸＩ章、段落11.67において説明したように、ＳＤＲの取引は、通貨当局と海外の金融勘定に記録される。しかしながら、ＩＭＦによるＳＤＲの新たな配分は、その他の資産量変動勘定に記録される。ＩＭＦによるＳＤＲの抹消の場合でも同様である。前者は通貨当局の資産を増加させ、後者はその資産を減少させる。こうした資産に対して、ＩＭＦの負債はない。フローの評価は、ＩＭＦが複数の通貨のバスケットに基づいて、日々決定されるＳＤＲの価値を参照して行なう。表12.1では、金融機関の勘定の左側に＜金融資産・負債の他に分類されないその他の量的変動＞の項目の記入を行ない、貨幣用金およびＳＤＲの保有額を５だけ増加させる。ただし、対応する負債の変動はない。

＜債権者による不良債務の抹消＞

12.51. 破産またはその他の要因により、金融債権が最早徴収できないという債権者による認識とそのあとに行なわれる債権者の貸借対照表からの当該債権の除去は、債務者側の債務の除去とともに、ここに含める。表12.1は、このタイプの＜金融資産・負債の他に分類されないその他の量的変動＞を例示している。金融機関の勘定の左側に貸付（資産）の記入項目-4があり、非金融法人企業の勘定の右側に、貸付（負債）-4の対応記入がある。

12.52. 債務者・債権者間の相互の同意による負債の抹消は、ここには含まれない。第ＸＩ章11.23段において説明したように、それは、資本勘定における債権者から債務者への資本移転として取り扱うとともに、金融勘定において債権の同時消滅を記入する。

＜確定給付型年金基金に関する「その他の受取債権／支払債務」の対応項目＞

12.53. 確定給付型年金計画は、加入雇用者への年金給付水準が保証されているものである。給付は、加入者の勤続年数と俸給にある算式で関連づけられており、基金の資産額に全面的に依存しているものではない。確定給付計画に関して、給付構造の変更により生じる、その他の資産量変動勘定における記入項目がある。それは、保険数理的に決定される負債の変動を捕捉するものであり、受給者プールの年齢と勤務年数の構成の変化とは別のものである。給付構造の変動の例としては、算式の変更、年金支給年齢の引き下げまたは将来の年金またはすべての年金の支払いを年々（通常、一定年率ｘ％で）増加させるための資金の積み増しなどがある。表12.1では、そのような変動は、金融機関の勘定の右側と家計の勘定の左側に、＜金融資産・負債の他に分類されないその他の量的変動＞として記入されている。金融機関については、保険技術準備金の負債の増加２、家計については、やはり保険技術準備金の資産の増加２である。

＜金融資産の他に分類されないその他の量的変動＞

12.54. 金融勘定における取引でもなく、保有利得および損失にはよるものでもなく、分類の変更でもなく、また上に掲げた項目のいずれでもない、金融資産および負債の変動は、ここに記録されるべきである。

10. 分類および構成の変化（K.12）

12.55. その他の資産量変動勘定は、制度単位の部門分類および制度単位の構造の変化、および資産および負債の分類の変化にほかならない資産および負債の変化を記録する。

＜部門分類および構成の変更（K.12.1）＞

12.56. ある部門から他の部門へ、制度単位を再分類すると、その貸借対照表全体を移転させることになる。例えば、もしある非法人企業が、その所有者から金融的とはっきりと区別できるようになり、準法人企業の性格を帯びるようになると、その企業とその貸借対照表は、家計部門から非金融法人部門へと移動する。また、もしある金融機関が新たに預金の受入れを認可されると、それは「その他の金融仲介機関」から「その他の預金取扱機関」へと分類替えされるであろう。

12.57. 表12.1は、そうした部門分類の一例を与えている。例えば、非法人の政府企業が公的非金融準法人企業になると、一般政府から非金融法人企業へと移動することになるが、そのための部門分類と構成の変更のための例示的記入が行なわれている。すなわち、一般政府の勘定の左側に、生産固定資産（-3）、有形非生産資産の減少（-1）および株式およびその他の持分（-2）のそれぞれの保有の減少が記入され、一般政府の勘定の右側に、貸付の負債の減少（-1）が記入される。対応する記入項目が非金融法人企業の勘定の左側に示される。すなわち、生産固定資産（3）、有形非生産資産（2）および株式およびその他の持分（2）のそれぞれの保有の増加と、非金融法人企業の勘定の右側に貸付の負債の増加（1）である。

12.58. 構成の変化もここに記録される。金融勘定は、法人企業のリストラクチュアリングから生じる、ある種の金融資産および負債の出現または消滅をカバーするものではない。ある法人企業が他の法人企業（複数でもよい）により吸収されることにより、法人企業が、独立の法的実体でなくなり、したがって、「体系」における制度単位としては消滅するとき、その法人企業とそれを吸収する企業との間に存在する、株式およびその他の持分を含むすべての債権／負債は、削除される。これらの金融手段の消滅は、部門分類と構成の変更のもとに記録する。

12.59. 対称的に、法人企業が法的に２つまたはそれ以上の制度単位に分割されるとき、株式およびその他の持分を含む新たな債権および負債が、新しい制度単位間に現れるであろう。これらの金融手段の出現も、このカテゴリーに記録する。

＜資産および負債の分類の変更（K.12.2）＞

12.60. 資本勘定および金融勘定に記録される取引により、ある資産が期首貸借対照表にあるカテゴリーとは異なって分類される可能性がある。例えば、非貨幣金が貨幣用金になり、牧草地が建物の敷地になるような場合に、資産の利用目的が変化するときがこの場合である。分類の変更は、両者の記入項目に対して同額、すなわち、その用途が変更する以前の資産価値でここに記録される。もし、非生産非金融資産の用途の変更がその価値の変動をもたらすような場合、この価値の変動は質の変化、すなわち、量的変化として取り扱われ、そして上に述べた、非生産資産の経済的出現または経済的消滅の項目に記録される。

金の貨幣化または非貨幣化（K.12.21）

12.61. 第ＸＩ章の段落11.65において説明したように、金の貨幣化および非貨幣化は、資本勘定における記入項目の対応部分として、通貨当局によって保有される金の分類の変更のための記入項目を置くことにより完結する。資本勘定において、通貨当局は、制度単位または海外により所有される在庫品または貴重品から、金を購入する。通貨当局が金を生産資産から準備資産に再分類するとき、貨幣化が起こる。同様に、通貨当局が金を準備資産から在庫品または貴重品に移転させ、そして、制度単位または海外に売却すると非貨幣化が起こる。後者の取引は、資本勘定に記録される。通常、こうしたフローは、組織された市場における価格または中央銀行を通じた二者間の取り決めにおける価格を参照して、評価される。表12.1は、金融機関の勘定の左側に金の貨幣化を例示している。実際、表では、金融機関の貴重品所有の減少（-2）と貨幣としての金およびＳＤＲの所有増加（2）が記録されている。

金の貨幣化または非貨幣化以外の資産または負債の分類の変更（K.12.22）

12.62. 特定の区画の土地の用途の変更は、ここに記録される。旧カテゴリーに負の記入、新カテゴリーに正の記入を行なう。両者の絶対値は等しい。この用途変更に起因する土地価額の変動――対応するフロー――は、前述のように量の変動

と考えられるが、非生産資産の経済的出現および消滅として記録する。質の向上を経済的出現として、質の低下を経済的消滅として記録する。ここに記録されるその他の変更としては、住宅を商業的用途へ、または、その逆への転換である。

Ｂ．再評価勘定

１．序論

12.63. 表12.2に示される再評価勘定は、金融・非金融資産および負債の所有者に対して、当該会計期間中に生じる正または負の保有利得を記録する。正であろうと負であろうと、資産への保有利得は勘定の左側に、そして負債へのそれは右側に記録される。再評価勘定は、資産および負債について生じる名目保有利得を示す。２つの内訳勘定で示されるように、名目保有利得は、さらに中立保有利得と実質保有利得とに分割される。一定量の資産に対する名目保有利得は、その価格の経時的変化または、より一般的には、その貨幣的価値の経時的変化の結果として、当該資産の所有者に生じる利益額として定義される。負債に対する保有利得の価値は、符号は逆であるが、その負債の価格または貨幣的価値の変化に等しい。所与の資産の価値増加によるにせよ、または所与の負債の価値減少によるにせよ、正の保有利得は当該単位の正味資産を増加させる。逆に、所与の資産の価値の減少によるにせよ、または所与の負債の価値の増加によるにせよ、負の保有利得――すなわち、保有損失――は、当該単位の正味資産を減少させる。

12.64. 中立保有利得は、もし当該資産の価格が一般物価水準と同じ割合で変化するとするならば、すなわち、一般インフレ率またはデフレ率と同じペースで当該資産の価格が変化するだけならば得られたであろう保有利得の価値として定義される。それは、経時的に当該資産の実質価値を不変に保つために必要な保有利得

の価値である。実質保有利得は、当該経済の財貨・サービス一般の価格に対して相対的に見た当該資産価格の上昇の結果として生じた、実質資源への付加的支配の価値として定義される。名目、中立および実質保有利得、およびそれらの間の相互関係は、以下の各節でより十分に説明される。

12.65. 再評価勘定におけるバランス項目は、名目保有利得／損失による正味資産の変動と呼ばれる。それは、制度単位のすべての資産および負債に関する正または負の名目保有利得の算術的な合計として定義される。再評価勘定は、中立保有利得についての勘定実質保有利得についての勘定との２つの別々な勘定に、それぞれ分割されるので、そのバランス項目も同様に、さらにそれぞれ中立保有利得／損失による正味資産の変動と実質保有利得による正味資産の変動との２つのバランス項目に分割されるであろう。後者は、制度単位の実質正味資産の変動がどの程度実質保有利得によるものであるかを示すものであり、分析的にもかなり興味深い項目である。

12.66. 用語と説明の単純化のために、保有損失については、通常文脈上必要でない限り言及しない。「保有利得」という用語は、保有利得が正とも負ともなり得るということを明確に理解したうえで保有利得および損失の双方を含むものとして用いられる。同様に、「資産」という用語は、資産および負債の双方を含むものとして、特に文脈上負債についての言及が要求される場合を除いて、包括的に用いられる。

12.67. 保有利得は、ときに「資本利得」（キャピタル・ゲイン）と呼ばれる。「保有利得」という用語は、企業会計において広範に用いられ、如何なる方法でも資産を変形することなしにある期間にわたって資産を保有することの結果として、純粋にそれだけの結果として保有利得が生じるという事実を強調したいという理由からここでも用いることにする。保有利得は、固定資産、土地および金融資産のような「資本」に関わる利得だけではなくて、しばしば、「ストック・アプリシエイション」と呼ばれる、仕掛品を含む生産者により所有されるすべての種類の財の在庫に対する利得をも含む。

＜名目保有利得（K.11）＞

12.68. 名目保有利得は、期間にわたる資産および負債の価格の変化または、より一般的には、貨幣価値の変化によるものである。制度単位間の取引で交換される資産については、該当する価格ないし価値は、「体系」の蓄積勘定に記録されているものである。蓄積勘定との整合性を保つため、期首および期末の貸借対照表では、資産は、貸借対照表が作成される時点の取得価値で評価される。すなわち、非金融資産の場合には、購入者によって負担された所有権の移転費用を含めた価値で評価される。その価値は、資産がその所有者の貸借対照表に記入される価値でもある。貸付のように、譲渡性をもたない金融資産・負債の場合、その貨幣価値は未返済残高である。しかしながら、すべての資産や負債が「価格」という用語の通常の意味での市場価格を持つものではない。特に、現金や預金のように、純粋に貨幣単位で表わされる資産や負債は、価格と結びつけられる物理的単位が無い。そのような場合、妥当な「数量」単位は、事実上1ドルというような通貨単位そのものなので、単位当り価格は常に1である。したがって定義により、そのような資産とそれに対応する負債の市場価格は、経時的に変化しえない。一方、手形、債券または株式のような資産の妥当な数量単位は、その市場価格が経時的に変化する証券そのものである。したがって、「価格」という用語は、伝統的な市場価格はいうまでもなく、現金、預金、貸付等の資産およびそれに対応する負債の単位価格を広く含むように用いる必要がある。

12.69. 名目保有利得は、会計期間における任意の長さの期間に関して保有される資産に対して発生しうるものであって、単に期首または期末貸借対照表に現れる資産に対してのみ発生するものではない。名目保有利得は、どのような期間に対してもあり、そのようなものとして定義されねばならない。特定の資産、または所与の数量の特別の類型の資産の所有者に帰着する名目保有利得は、以下のように定義される。

後の時点の資産の貨幣価値マイナス前の時点の資産の貨幣価値。

ただし、資産そのものは、その間質的にもまたは量的にも、変化しないと仮定する。時点ｏとｔの間で、資産の所与の数量qに対して発生する名目保有利得Gは、以下のように簡単に表わすことができる。

G=(ｐｔ-ｐｏ) ｑ　　(1)

ここでｐｏとｐｔは、それぞれ時点ｏとｔにおける資産価格である。ｐｏとｐｔがともに定義により１である貨幣資産および負債に関しては、名目保有利得は常にゼロである。しかしながら、一般物価水準が変動している場合、貨幣資産および負債に関する中立保有利得は、ゼロではなく、その場合、実質保有利得もまたゼロではない。

12.70. 名目保有利得が計測されるのは、それ自体としてはその計測期間中、質的にもまた量的にも不変に留まる、資産または負債についてである。したがって、改良にせよ劣化にせよ、ある期間にわたってなんらかの物理的または経済的変形に帰せられるような資産価値の変化があった場合は、保有利得とは考えられない。特に、その物理的劣化または正常の発生率で考慮された陳腐化や偶然的損害によって生産者により所有される固定資産価値の低下がもたらされた場合は、固定資本減耗として記録されるのであって、負の保有利得としてではない。同様に、第VI章段落6.64および6.65において説明されているように、その供給または需要が季節的影響を受ける財貨の貯蔵が、本質的に生産過程の拡張であると考えられる場合、それによって財貨の価値の増加があっても、名目保有利得とはみなされない。

12.71. 金融資産および負債の特徴は、時間的に変化するものであり、特に固定償還期日が近い場合にそうである。例えば、償還期日が近づくにつれ、割り引かれて発行された手形または債券の市場価値の変化の大部分または全部は、その保有者に発生した未払利子の累積に帰せられるであろう。このような発生利子の累積による手形または債券の市場価値の増加は、資産そのものの成長であり、価格上昇をあらわすものではない。したがって、それは保有利得を発生させない。

12.72. 再評価勘定において記録される名目保有利得は、実現されるかどうかは別にして、資産または負債に対して発生するものである。保有利得は、当該資産が売却、償還、使用、あるいはその他のかたちで処分されるか、または負債が返済されるときに、実現すると言う。したがって、未実現利得は、まだ所有している資産、または、会計期間の期末に、まだ残高として残っている負債に対して、発

生するものである。実現利得は、会計期間に一致するかどうかは別にして、資産が所有され、または負債が残高として残る全期間にわたり、実現された利得として通常は理解される。しかしながら、「体系」において、保有利得は発生主義基準で記録されるので、実現された利得および実現されない利得の区別は必要なく、目的によっては、有用であるかもしれないが、「体系」ではあまり重要ではないので、その分類および勘定に現れない。

12.73. 名目保有利得を計算するという目的からは、「体系」全体の整合性を保証するために資産の取得と処分は、資本勘定および金融勘定におけるものと同一の評価方法によって評価されなければならない。したがって、固定資産の場合、取得価額は、買い手が生産者または売り手に支払った金額に買い手が負担した所有権の移転に伴う費用を加えた金額であり、既存の固定資産の処分は売り手が買い手から受け取った金額から、売り手が負担した所有権移転に関わる費用をマイナスした金額で記録される。名目利得を生じる４つの異なる状況を区別しそれぞれの場合について採用されるべき評価方法のちがいを認識することは有益である。

(a)会計期間全体にわたって保有した資産。会計期間中に発生した名目保有利得は、期末の貸借対照表に示された価額から期首の貸借対照表に示された価額を差し引いたものに等しい。期首・期末の価額は、貸借対照表が作成された時点で当該資産が取得されると仮定したときの推計額である。名目利得は未実現である。

(b)会計期間の当初には保有しているが、当該期間中に売却した資産。発生した名目保有利得は、現実の、あるいは推計された処分価額から期首貸借対照表に示された価額を差し引いたものに等しい。

(C)会計期間中に取得し、期末時点でまだ保有している資産。発生した名目保有利得は、当該資産の期末貸借対照表上の価額から現実の、あるいは推計された取得価額を差し引いたものに等しい。

(d)会計期間中に取得し、かつ処分した資産。発生した名目保有利得は、当該資産の現実の、あるいは推計された処分価額から、現実の、あるいは推計された取得価額を差し引いたものに等しい。名目保有利得は実現している。

既に第Ｘ章で注意したように、もし非金融資産が所有権移転に関わる費用を除き、購入後同一価格で売却された場合、当初の購入とその後の再販売の双方で負担した所有権移転の費用に等しい名目保有損失が当該単位に発生している。

＜中立保有利得（K.11.1）＞

12.74. 名目保有利得は、中立保有利得と実質保有利得に分割される。中立保有利得は、実質保有利得の導出を可能にするために設定された、分析上の構成物であると見なされ得る。中立保有利得は、当該資産価格が一般物価水準と同じ比率で、経時的に変化すると仮りにした場合に、生じるであろう保有利得の価値として定義される。もし、当該資産価格が平均的に、その他の価格と同じ比率で変化するならば、その実質価値、すなわち、それと交換可能な他の財貨・サービスの量は、一般インフレ率がどのようなものであろうとも、増加も、減少もしない。換言すれば、中立保有利得は、資産の実質価値を不変に保持するために必要な、名目保有利得の価値である。

12.75. 資産に対する中立保有利得を計算するために、出来る限り広範な財貨、サービスおよび資産を包含する、包括的な価格指数を選択することが望ましいであろう。データの入手可能性によってはその他の包括的な指数を用いることができるかも知れないが、実際には、最終支出に対する価格指数は、多くの国にとって受容可能な選択であろう。しかしながら、この種の包括的指数は、１年に１度限りしか入手可能ではないであろう。または良くて４半期であり、またかなりの時間が経過して後である。短期間のみ保有される資産に対しても保有利得が生じうるので、月次の価格変化を計測し、余り遅くならないで入手可能である指数を使用することもまた必要である。消費者物価指数（ＣＰＩ）は、通常これらの要請に合致しており、中立保有利得を計算するために、受容される手続きとしては、よりベースの広い指数の動向を内挿および外挿するために、ＣＰＩを使用するということになるであろう。

12.76. ｒで一般物価指数をあらわそう。ある資産の所与の量ｑに対する時点ｏとｔの間の中立保有利得NGは、次の式で与えられる。

$$NG=p_o q(r_t/r_o-1) \qquad (2)$$

ここで(ｐｏｑ)は、時点ｏにおける資産の貨幣価値である。同じ因子ｒｔ/ｒｏが、す

べての資産および負債に適用される。したがって、中立保有利得の動向を比率で見た場合、金融および非金融資産および負債のすべてに対して同一である。

＜実質保有利得（K.11.2）＞

12.77. ある財貨に対する実質保有利得は、その資産に対する名目保有利得と中立保有利得との間の差としてあらわされる。上の(１)式から(２)式を控除することによって、時点oとtの間の、ある資産の所与の量qに対する実質保有利得RGは、

RG=G-NG

=(ｐｔ/ｐｏ-ｒｔ/ｒｏ)ｐｏｑ　　(3)

したがって、資産に対する実質保有利得の価値額は、一般物価水準によって測られた、その他の価格の平均的な動向に対して相対的に考慮された、当該期間中の当該資産価格の動向に依存する。資産の相対価格の上昇は、正の実質保有利得へと導き、またｒで測られる、一般物価水準が、上昇、下降または不変であろうとも、資産の相対価格の下落は、負の実質保有利得へと導く。

12.78. 資産の相対価格が、所与の期間にわたって上昇するとき、当該資産は，期首におけるよりも期末において一般物価指数のカバレッジに含まれる財貨、サービスおよび資産のより大きな量と交換される。実質保有利得が、「実質」と呼ばれるのは、期首でなく期末に処分することによって、資産の所有者により取得される付加的な（正または負の）財貨、サービスおよび資産の価値を計測するからである。

12.79. 既に述べたように、貨幣タームで一定の価値額をもつ金融資産および負債に対する名目保有利得は、常にゼロである。インフレの間、そのような資産および負債に対する中立利得は、正でなければならない。また、実質保有利得は負で、中立保有利得と絶対値において等しくなければならない。換言すれば、固定された貨幣価値の資産／負債の実質価値は、インフレの結果として、債権者および債務者に対して減少する。もちろん、債務者の視点からすれば、負債の実質価値の減少は、実質正味資産の増加を表わす。実際、債権者から債務者への実質購買力

のインプリシットな移転があり、それは当該資産／負債に対する負の実質保有利得と、価値において等しい。債権者によってそのような移転が予想されるときには、予想される移転に対して補償するために、より高い名目利子率が、貸付に対して要求されるかもしれないし、また貨幣価値が固定された貸付は、インデックス連動型の貸付に置き換えられるかもしれない。

12.80. 相対価格の変化が正または負であるとき、資産の所有者の中には、実質保有利得から利益を得るものもあり、その一方で実質保有損失を経験する資産所有者もいる。そのような実質利得および損失が相殺するということを想定することはできない。たとえ閉鎖経済においても、資産を保有しない単位の犠牲において、資産所有者が利益を得るということは可能であり、その逆もありうる。相殺されるかどうかは別として、明らかなことは、実質保有利得が制度単位や、部門さらには各国間で、重大な実質正味資産の再分配へと導くであろうということである。その規模は、生起する相対価格変化の変動量に依存する。一般的なインフレがないときでも、そのような変動は起こるであろうが、一般物価水準が上昇しているとき、貨幣資産および負債の実質価値額の低下の結果として、一般インフレ率と関連する組織的な影響がある。

12.81. 実質保有利得が、資産の所有者の購買力を増加させたり、減少させたりするとき、それは彼らの経済行動に対して影響を与えるに違いない。実質保有利得は、それ自身重要な経済変数であり、消費または資本形成を分析するうえで、所得とともにそれに加えて、注目される必要がある。より包括的な所得の測度を得るために、実質保有利得を「体系」において定義される所得に吸収させるべきであると議論することができる。しかし、この点に対してのコンセンサスはない。実質保有利得および損失を推計する実際上の困難性を別にしても、経済行動へのそのインパクトは、現金または現物で受け取られる所得と同じではない。そうではあっても、実質保有利得に対する情報を、国民経済計算統計の利用者に、あるいは、経済分析や政策立案に携わる人々に、利用可能にすることが必要である。

２．保有利得の計測

12.82. 日々保有される資産量が変化するような期間にわたって、保有利得の詳細

な、正確な定義を得るために、指数を定義するために用いられるものと同様な、価格および数量を含む代数式を用いることが必要である。本文の記述を簡潔にするために、名目、中立および実質保有利得を定義する代数式の導出は、本章の付録で与えることにする。付録の主要な結論は、本節で要約される。

＜名目保有利得＞

12.83. 既に説明したように、所与の期間にわたる資産の特定なカテゴリーに対して生じる名目保有利得の合計値には、期首または期末貸借対照表に現れる資産に対して生じるものだけでなく、会計期間中に取得または処分された資産に対して生じるものをも含まれている。特別な場合またはある仮定を置いた場合を除いて、貸借対照表データだけから、保有利得の合計を計算することは不可能である。直接、保有利得の合計を計算するためには、期首・期末において保有される資産の価格および数量はいうにおよばず、会計期間中に取得され、処分されたすべての資産の記録、および取得または処分の際の価格の記録を保持することが必要である。しかしながら、実際には、必要なデータが利用できる可能性は乏しい。もっとも、管理目的や会計目的で、マイクロ・コンピューターが事業で使用されることが増しているため、付録で与えられた数式を用いることにより、名目保有利得合計を直接計算することが可能となってくるかもしれない。

12.84. しかしながら、もしすべての取引および資産量のその他の変動の価値額の記録が保持されているが、それらの取引または変動が生じる時点の価格が、必ずしも記録されていない場合、付録で示される通り、名目保有利得合計は、期末および期首貸借対照表において記録される資産の価値額間の差から、すべての取引およびその他の量的変動の合計額を控除することによって、残余として導出される。名目保有利得合計を計算するためのこの間接的方法は、貸借対照表だけでなく、取引およびその他の変動に対しても適切な評価方法が用いられるときにのみ妥当する。期首および期末に保有される資産量は、貸借対照表が関係する期日において、それらを取得しようとする場合に支払われるべき価格で、期首・期末貸借対照表において評価されねばならない。また、すべての現実取引または帰属取引あるいはその他の変化は、それらが生起する時点における価格で、評価されね

ばならない。

12.85. 貸借対照表、取引、その他の量的変動および名目保有利得をリンクする基本恒等式は、次のように表わされる。

期首貸借対照表における資産ストックの　　価値、
プラス　取引において、取得または処分される資　　産量の価値、
プラス　資産のその他の量的変動の価値、
プラス　資産に対する名目保有利得の価値
イコール　期末貸借対照表における資産価値

この恒等式は、関係する種々の項目が定義され、評価される方法によって、その成立が保証されている。恒等式を構成する５つのそれぞれの要素は、直接に、そして他の４つの要素から独立に、計算することができる。したがって、それぞれの要素は、同じ地位を持つ。それらのどれもが、バランス項目として、残余として定義されるものではない。この点で、この恒等式は、ある財貨またはサービスの供給合計と使用合計の価値間の恒等式と類似した性質のものである。

12.86. しかしながら、もし５つの要素の内のどれか４つが直接計算されると、５番目は残余的に推計され得る。この理由で、この恒等式は他の４つの要素から名目保有利得を推計するために用いることができるが、名目保有利得が「体系」のバランス項目であることを意味しているわけではない。

12.87. ある種の資産については入手可能な唯一の情報が、期首・期末貸借対照表における、それらの価値額であるような場合もあるであろう。このことは、例えば、ある種の金融資産、または在庫の場合に起こる。上の恒等式から知られることは、会計期間内に起こる取引およびその他の量的変動の合計額か、または保有利得の合計額をそれぞれ個々に、貸借対照表データだけから推測することは不可能であるということである。ただし、両者をさらに合計したものは別であり、貸借対照表データだけから推測できる。しかしながら、ある特別な場合には、両者を分離することは可能であろう。例えば、もし資産価格が、会計期間中不変であるならば、期首・期末貸借対照表価値額の差は、取引およびその他の量的変動に、そのすべてを帰着させなければならない。この条件は、例えば、貨幣資産に対しては満たされるが、その市場価格が会計期間中に変化する、手形または債券のような金融資産に関しては満たされない。同様に、期間を通じて当該財貨の価格が、

たまたま不変に留まらない限り、貸借対照表データだけから在庫変動額を推測することは困難である。一般に、在庫を出入りする財貨は、それらが市場で実際に購入または売却されたかのように、変動が起きる時点の支配的な価格で評価されねばならない。

12.88. 名目保有利得は、会計期間中に資産の取引またはその他の変動が起こるならば、期首・期末貸借対照表のいずれにも現れない資産に対しても生じるであろう。株式のような金融資産が、投機的に購入され、同じ会計期間中に売却されると考えよう。もし、売却価格が購入価格に等しくないならば、取引合計額も名目保有利得もゼロにはなり得ない。事実、名目保有利得は、取引合計額（売却から購入を控除）に等しくなければならない。ただし、符号は逆である。名目保有利得を記録しない限り、取引の価値額は、貸借対照表におけるゼロの価値額と調和しえない。もう１つの例は、単一会計期間において、在庫を積み増し、再びそれを取り崩すというプロセスを完結して行なう生産者によって提供される。在庫として保有される間に、もしその財の価格が上昇するならば、在庫の引出しの価値額は、積み増しの価値額を超えるであろう。したがって、在庫変動の合計額は負になる。名目保有利得の値は、在庫変動の値に等しいが、符号は逆である。

＜中立保有利得＞

12.89. 中立保有利得は、実質保有利得を得るために名目保有利得から控除されなければならない額である。既に説明したように、所与の期間にわたる資産に対する中立保有利得は、期首の資産価値額に一般物価水準の変化を計測するために選択された、包括的な価格指数の変化率を乗じたものに等しい。したがって、中立保有利得は、期首・期末貸借対照表の双方に現れ、会計期間を通じて保有される資産に対しては、簡単に計算することができる。しかしながら、会計期間中に取得または処分される資産に対する、中立保有利得を追跡することはより困難である。実際、そのためには取得および処分が行なわれる様々な時点を知る必要があるが、実際問題としてそのような情報の入手可能性は少ない。この理由のため、中立保有利得、したがって実質保有利得の正確な推計値を得ることは、通常困難であり、場合によっては不可能である。

12.90. 本章の付録において示される一つの可能な推計方法は、名目保有利得を計算するときに用いたものと同様な情報と方法論を用いることであろう。中立保有利得推計の方法は3段階ある。

(a)期末貸借対照表価値を再評価し、もし資産価格が、経時的に一般物価指数と同じ率で変化したならばそうなったであろう価値に修正する。

(b)取引およびその他の量的変動の合計値は、期間中の資産の相対価格の変化の影響を除去するように再評価する。

(C)取引およびその他の量的変動の合計値に対する修正値を、修正された期末貸借対照表価値と期首貸借対照表価値の差から控除する。

12.91. 名目、中立、または実質であれ、保有利得が正にも負にもなり得るということを前提とすると、名目保有利得の絶対値を、中立および実質保有利得へ分割するのに用いられるような、あらゆる場合に通用する簡単な方法はないことに注目する価値がある。例えば、貨幣資産に対する名目保有利得はゼロであるが、一般的インフレ率によっては、大きな正の中立保有利得および負の実質保有利得があり得る。

＜実質保有利得＞

12.92. 実質保有利得は、名目保有利得から中立保有利得を控除することによって、残余として得られるので、実質保有利得の計算の実行可能性は、中立および名目保有利得の計算の実行可能性に依存する。その推計に関する限り、これ以上加えるものは何もない。

３．貸借対照表データからの保有利得の推計値

12.93. 既に述べたように、ある種の資産について、唯一の利用可能な情報が貸借対照表データのみである場合があるであろう。この状況は、例えば、在庫の場合または金融資産のあるタイプの場合には極めて一般的である。しかし、生産勘定の作成を可能とするためには、したがってまた「体系」の他の勘定の作成を可能とするためには、在庫の場合、取引および名目保有利得の両者の推計を行われな

ければならない。

12.94. 信頼性が高く、正確な取引および保有利得の推計値を、貸借対照表データだけから得ることは不可能であるが、もし会計期間の期首と期末の間において、資産の価格および数量の両者のたどる時間的経路について仮定をすることができるならば、取引およびその他の変動の価値額および名目保有利得を推測することは可能である。

12.95. 最も簡単な、そして最も便利な仮定は、資産の価格および数量の両方が、会計期間の期首と期末の間で一定の、1次の率で変化するというものである。すなわち、期首と期末の水準をリンクする価格および数量の系列は、単純な算術的数列であると仮定する。この仮定が与えられると、次のことを示すことは容易である。

$$\text{取引およびその他の量的変動の値} = p(q_n - q_o) \qquad (4)$$

$$\text{名目保有利得の値} = q(p_n - p_o) \qquad (5)$$

ここで、$p = 1/2(p_o + p_n)$

および$q = 1/2(q_o + q_n)$

12.96. (4)と(5)式を加えると恒等的に、期末および期首貸借対照表において記録された価値額の間の差額（$p_n q_n - p_o q_o$）に等しくなることを、証明することもまた容易である。もし$q_n/q_o > p_n/p_o$ならば、(4)式で与えられる取引額は、(5)式で与えられる保有利得の値を超える。もし2つの比率が等しいならば、期末および期首ストックの価値額間の差は、取引および保有利得間に等しく分割される。それは金融資産を含む他の資産にも適用可能であるが、(4)式は、在庫の変動の値を推計するために、用いられることが多い。

12.97. 当該会計期間全体にわたる、一般物価指数の変化についての付加的情報が与えられると、(5)式で与えられる名目保有利得は、さらに中立および実質保有利

得に分解される。ｒｏ=1を基礎として、ｒｎをｎ日における一般物価指数の計数に等しいとしよう。以下のことが容易に示される。

$$\text{中立保有利得の値} = (r_n - 1)\bar{p}_o q \qquad (6)$$

$$\text{実質保有利得の値} = (p_n/p_o - r_n)\bar{p}_o q \qquad (7)$$

実質保有利得は、資産の価格の変化ｐｎ/ｐｏが、一般物価指数の変化ｒｎに等しいならば、もちろん、ゼロである。

12.98. (4)および(5)式で与えられる近似的測度の質は、価格および数量の動向について前提された仮定の現実性に依存する。資産価格が会計期間中に一定率で上昇するという仮定は、非合理的ではないが、資産量が一定率で変化するという仮定は、多くの場合疑問であろう。特に、保有される資産の数量に変動があるならば、(4)から(7)式に基礎をおく推定値は、真の計数から大きく乖離するであろう。在庫の変動がおこりそうなのは、生産物に対する供給または需要が強く季節変動に影響される産業においてである。(4)から(7)式の使用は、そのような状況においては劣悪な推定値を与えるであろう。

12.99. ｐとｑが入れ替わっているということだけ異なるが、(4)および(5)式は、取引および資産のその他の変動の価値額とそれらの資産に対する名目保有利得間の双対性を、明瞭に示す。この種の近似推定値は、また、取引およびその他の変動と期末および期首貸借対照表価額間の差額のデータから残余として導出される名目保有利得の値に対して、有用なチェックとして働く。多くの場合、(5)式で与えられる名目保有利得額の近似測度が、真の測度から大きく乖離することを予想するような理由はなにもないであろう。そのような場合、取引および貸借対照表データから、残余として得られる名目保有利得の測度と、近似測度との間の重大な乖離があると、取引データを含む、全データセットの信頼性および整合性にの疑問、および改訂の必要性のシグナルとなるものであろう。

4. 資産タイプ別保有利得

12.100. 本節は、様々なタイプの資産に対して、保有利得を計測する方法を検討する。

＜非金融資産＞

固定資産

12.101. 固定資産に対する名目保有利得は、固定資本減耗を含む、取引およびその他の量的変動の合計額を、期末および期首貸借対照表に記録される資産価値額の差から控除することによって、得ることができる。この目的に関して、貸借対照表に記録される資産ストックは、固定資本減耗累積額を控除して計測されなければならないし、また貸借対照表が関係づけられる日付において支配的な購入者価格で評価されなければならない。

12.102. この脈絡で、「体系」の勘定において、陽表的に示される集計値ではないが、純固定資本形成の概念を用いることが便利である。純固定資本形成は、次のように定義される。

総固定資本形成＜マイナス＞固定資本減耗

取引、その他の量的変動、名目保有利得および期首・期末の貸借対照表価値額をリンクする基本的恒等式は、固定資産に関しては次のように表わされる。

(a)期首における純固定資産ストックの価値額

＜プラス＞ (b)資産の純資本形成の価値額（すなわち、全取引の純価値額）

＜プラス＞ (c)資産のその他の量的変動の価値額

＜プラス＞ (d)資産に対する名目保有利得の価値額

＜イコール＞ (e)期末における純固定資産ストックの価値額

その他の量的変動がない場合においても、期間中に資産の価格が不変に留まらない限り、当期価格で評価される期首および期末の純（または総）価値額間の差は、当期価格で評価される純（または総）資本形成に等しくないことに注意する。その他の量的変動を別にして、それぞれ期首および期末価格で評価された固定資産

の期首および期末ストックの純価値額間の差は、純固定資本形成のみでなく名目保有利得をも含まなければならない。そのような利得は、資産の価格が、その期間中強力に上昇しているときには、相対的に大きくなり得るであろう。実際、その期間に行なわれる取引は、その期間の平均価格で評価されるから、それは期首および期末価格の中間にあると期待される。この理由のために、第VI章で勧告したことであるが固定資本減耗の計算を、期首価格や期末価格に基づいて行なうのではなくその期間の平均価格に基づいて行なうことは重要である。

12.103. 名目保有利得は、一般的インフレのため、または資産の相対価格が経時的に変化するために、既存の固定資産に対しても生じるであろう。期首および期末貸借対照表における既存資産の評価は、同種類の資産がなお生産され、市場で販売されている場合、新規生産資産の経常購入者価格から、やはり、貸借対照表が作成される対象となる日付の支配的の支配的な価格を基礎に計算された、その時点までの固定資本減耗累積額を控除したもので評価されなければならない。したがって、会計期間の期首および期末間の新しい資産の価格の変化は、同じタイプの既存の資産に対して、名目保有利得を導出する。同じタイプの新規資産が最早生産されなくなっているとき、既存資産の評価は困難な概念的および実際的問題に遭遇する。広くとらえれば類似性をもつ資産が、なお生産されている場合であれば、たとえそれらの特性が既存の資産のそれと著しく違っていたとしても（例えば、自動車または航空機の新しいモデル）、もし既存資産がなお生産されるならば、それらの価格が、新規資産の価格と同様に、変動したであろうと仮定することは、合理的であろう。しかしながら、そのような仮定は、新しい資産の特性が技術進歩により大きく改善されるときには疑問となる。

在庫

12.104. 在庫品に対する名目保有利得の推計は、在庫品における取引またはその他の量的変動のデータの不足のために困難であろう。第VI章において説明したように、在庫取引は、内部取引であるため、適切に記録されていない可能性がある。在庫に組み入れられる財貨は、企業の所有者によって生産者としてのその企業自身から取得されると見なされる。一方、在庫から引き出される財貨は、生産にお

ける使用または売却のために、生産者としての企業に対して企業の所有者によって処分されると見なされる。こうした内部取引は、その他の種類の資産における取引と同様に、それがなされる時に支配的な価格によって評価されるべきである。取引が、このように、適切に評価されるとき、在庫品に対する名目保有利得は、次のように与えられる。

(ａ)期末価格による期末在庫の価値額

＜マイナス＞　(ｂ)期首価格による期首在庫の価値額

＜マイナス＞　(ｃ)在庫組入の価値額＜マイナス＞引

出および経常損失の価値額(それぞれ、

組み入れおよび引き出しが行なわれる

時点の支配的な価格で評価する)

＜マイナス＞　(ｄ)その他の量的変動の価値額

その他の量的変動は、自然災害（洪水、地震等）または大火災のような例外的事象の結果として、損壊した財貨の在庫によって構成されることになるであろう。在庫からの財貨の経常損失、例えば、規則性のある廃棄または盗難は引き出しにグループ分けされる。在庫に対する例外的損失も経常的当期の損失も、明らかに在庫に対する名目保有利得の額を減少させる。

12.105. 在庫に組み込まれる財貨および引き出される財貨の数量、およびそれぞれの時点における価格が記録として残されない限り、在庫変動の価値額を直接計測することは不可能である。そのような記録は入手可能ではないかもしれないので、期首および期末資産ストックの価値額の差を、取引と名目保有利得とに分割することを試みる上記(4)および(5)式において、例示されたような方法を用いて、在庫変動の価値額を、期首・期末の在庫の価値額と数量とから推定することを試みることが必要になる。そのような方法のもつ妥当性は、それが基礎をおく仮定の妥当性を超えるものではない。また、在庫変動の価値額を貸借対照表のみから推定する困難性は、インフレ率が上昇するにしたがって明らかに増大する。投入および産出についての在庫の変動の価値額は、中間消費、産出および付加価値の計測に必要でありしたがって「体系」におけるすべてのバランス項目を計測するために必要であるので、貸借対照表データのみから在庫変動の価値額を推計することの困難性は、蓄積勘定としてのみ問題であるということではないことに注目

しなければならない。

12.106. 仕掛品は、他の制度単位に売却、使用または移転できるような形態にまだなっていない産出ストックである。仕掛品への付加は、それが生起した時に記録し、付加が行なわれた時点の価格で評価する。その価格は、全生産費用中、その付加を生産する際に生じる部分の割合を、その付加が行なわれる時点における、製品の現実または推定基本価格を乗じることによって、推定される。前期間から持ち越される在庫は、貸借対照表が関係づけられる日付の製品の価格を用いることによって、期首貸借対照表において評価される。同様に、期末貸借対照表に記録される仕掛品の合計額は、期末における製品価格を用いることによって評価される。仕掛品からの引出しは、生産が完了するときに行なわれ、そのときに全生産過程において完成される総仕掛品は、製品へと形を変える。仕掛品に対する名目保有利得は、期首および期末貸借対照表価値額間の差から、その期間中の仕掛品への付加マイナス引出しの価値額を控除することによって、残余として得られるであろう。生産過程の中には、完成に何年も掛かるものもあるので、そのような生産過程からの所与の期間中の産出の全体が、仕掛品への付加として在庫に組み入れられる場合もある。緩やかなインフレしかないときでさえも、仕掛品に関して大きな名目保有利得がある可能性がある。

＜金融資産＞

固定貨幣価値額をもつ資産および負債

12.107. 資産および負債の貨幣価値額が、例えば、現金、預金、貸付、前貸し金、クレジット等の場合のように、経時的に一定に留まることがある。既に述べたように、そのような財貨の「価格」は、常に１であり、一方、数量は、それが表示される通貨の単位数によって与えられる。そのような資産に対する名目保有利得は、常にゼロである。この理由の故に、そのような資産の期首・期末ストックの価値額間の差は、当該資産の取引の価値額によって完全に説明される。このケースは、貸借対照表計数から後者を導出することが可能なひとつの場合となっている。

12.108. しかしながら、固定貨幣価値額をもつ資産に対する中立および実質保有利得を計算するためには、期首・期末貸借対照表価値額ばかりでなく、取引時点および取引価値額に対するデータが必要である。原則として、本章の付録において与えられる、中立保有利得の正確な式が用いられるべきである。例えば、会計期間内において、貸付がなされ、それが返済されたと考えよう。一方、一般物価水準は上昇していると仮定しよう。貸付に対する中立利得は正であり、実質利得は負である。その額は、貸付の期間とインフレ率に依存する。会計期間内に実行され、返済された貸付の価値額およびその実行と返済の時期についてのデータがなければ、そのような実質損失を記録することは不可能である。一般に、もし正および負の取引の絶対額の合計が、期首および期末貸借対照表水準に比べて相対的に大きいならば、貸借対照表データからのみ導出される貨幣資産および負債に対する、中立および実質利子率の近似的推定値は、それほど満足のゆくものではないであろう。グロス（総）ベースで、金融取引の価値を記録することさえ、すなわち、貸付マイナス返済の合計額でなく実行された貸付と返済とを別々に記録することさえ、貸付の時期についての情報なしには充分なものではないであろう。

債券

12.109. 債券は、特定の期間にわたって一定の貨幣所得または、契約に規定される可変貨幣所得に対する無条件の権利を与え、また、永久債券の場合を除いて、特定された期日に、元金の返済として、一定の額に対する権利を所有者に与える証券である。債券は、通常市場で取引きされ、債券の所有者は、債券の償還前に何回となく変わるであろう。したがって、そのような債券の発行者は、その償還期日以前に、それを買い戻すことによって、いつでも元金残高を返済することができる。

12.110. 第Ⅶ章において説明したように、ディープ・ディスカウント債およびゼロ・クーポン債を含む債券が、割り引かれて発行されるとき、発行価格とその額面または満期償還価額との差額は、その債券の発行者が償還までの期間にわたって、支払うことを義務づけられている利子である。そのような利子は、債券の償還期間までの特定の間隔で、発行者によって実際に支払われるクーポン利子に加

えて、債券の発行者による支払財産所得、債券の所有者の受取財産所得として記録される。原則として、発生する利子は、同時に、債券の所有者によって債券に再投資されるものとして、取り扱われる。したがって、それは金融勘定において資産の取得として記入され、既存の資産に増加となる。したがって、発生し、再投資された利子の累積に帰せられる債券の市場価格の緩やかな上昇は、元金残高の増大を反映する。すなわち、それは、資産の規模の増大である。それは、本質的に数量の増加であって、価格の上昇ではない。それは、債券の所有者に対して、いかなる保有利得をも生み出さないし、また債券の発行者に対しても保有損失を生み出さないであろう。この状況は、ワインのような、貯蔵されている間に成熟する財の状況と同様である。質の改善に起因するワインの価格の上昇は、実は、量的増加を表わすものであって、価格の上昇ではない。債券は、経時的に償還期限に近付く過程で、質的に変化する。そして、発生した利子の累積のために、そうした価値額の増加は、価格変化ではなく、したがって保有利得を生み出すものではないということを、認識することは重要である。

12.111. しかしながら、市場利子率が変化するときにも、市場性をもつ債券の価格は、（利子率の変動とは逆方向に）変化する。所与の利子率変化の個々の債券の価格に対するインパクトは、債券がその償還期限の近くにあればある程、小さくなる。市場利子率の変化に起因する債券価格の変化は、価格の変化であって、数量の変化ではない。したがって、それは、債券の発行者および所有者に対して、名目保有利得または損失を発生させる。利子率の上昇は、債券の発行者に対して名目保有利得を生み、また等額の名目保有損失を債券の所有者に対して生む。そして、利子率の低下の場合においては逆である。

12.112. 名目保有利得または損失は、債券の場合と同じように、手形の場合でも起こる。しかしながら、手形は償還までの期間がより短い短期証券であるので、利子率変化によって引き起こされる保有利得は、同じ額面価格の債券に比較して、一般にはるかに小さい。

５．海外資産

12.113. 海外資産は、主として非居住者制度単位への金融債権から構成される。

一経済領域内の土地および建物のようなすべての不動産(immovable assets)は、「体系」において、法律上は外国人によってに所有されているものをも含め、居住者単位によって所有されるものとして取り扱われる。外国人が土地または建物を所有するとき、彼らの所有権は、概念上の居住者に委任されるものとして扱い、そのうえで、そのような概念上の単位の持分は、外国単位によって所有されるものとみなす。

12.114. 海外資産の価値額は、外国通貨表示の経常価値額を為替レートで所有者の居住国の通貨に転換した額によって計測される。名目保有利得は、したがって、各国通貨表示の資産価格が変化するからだけではなく、為替レートの変化によっても発生する。その期間にわたって発生する名目保有利得の合計値は、取引額を期首・期末貸借対照表価値額間の差から控除する、通常の方法によって計算される。この目的のために、海外資産の取引は、取引が起こる時点の為替レートを用いて、自国通貨表示に変換されなければならず、一方、期首および期末貸借対照表価値額は、貸借対照表が関係づけられる日付において支配的な為替レートを用いて転換されなければならない。そのことは、外国通貨表示の取引の合計額――取得マイナス処分――が、異なった日付に行なわれる取引の価値額から、ウェイトが与えられる加重平均為替レートによって、事実上転換されるということを意味する。

12.115. 中立保有利得は、もし自国通貨で表示された資産価格が、一般物価水準と同様に変動するならば起こったであろう、保有利得がどうであったかを計算することによって、他のタイプの資産に対するのと同様な方法で計算される。やはり自国通貨で表示された実質保有利得は、中立利得を名目利得から控除することによって残余として導出される。一国における債権者の実質保有利得（損失）は、債務者が別の国にいる場合、両国の一般的インフレ率が同じでないときには、同じ資産に対するその債務者の実質保有損失（利得）と同じである必然性はない。

第ＸⅡ章付録

保有利得の定義と計測

Ａ．名目保有利得の計測

1.名目保有利得は、会計期間を通して保有される資産についてだけでなく、その期間内に取得された資産または処分された資産についても、計算されなければならない。さもなければ、以下に説明するように、期首・期末貸借対照表の計数を資産の取引またはその他の変動のデータと、調和させることは不可能である。したがって、第１の要請は、会計期間中のいかなる時でも保有資産の数量や価格が変動するということを前提として、ある資産ストックに対する名目保有利得合計の測度を得ることである。その資産は、金融資産、固定資産または生産者によって保有される原材料、仕掛品または製品のストックを含め、任意の種類のものでありうる。
2.会計期間は、例えば、「日」という、多数ｎの短期の小期間に、分けられなければならない。資産価格は日々変化し、取引またはその他の変動が日毎に起こるであろう。

q_t =t日の終わりに保有される資産の数量、

p_t =t日中の資産の単位価格、

および

$d_t = q_t - q_{t-1}$

$t=0, 1, 2, \ldots, n$

としよう。

ある日から次の日への資産の数量の変化、ｄｔ、は、２つの性質の異なる要素を持つ。１つは、他の制度単位との取引における資産の意図的な取得または処分によるものであり、もう１つは、自然災害による物理的資産の破壊のような、その他の量的変動によるものである。したがって、ｐｔｄｔはｔ日において起こる、資産の取引またはその他の変動の総合された価値を表わす。貸借対照表はo日とn日の終わりに作成され、両者の間での日では作成されない。定義によって、

$$q_n - q_o = \sum_{1}^{n} dt \qquad (1)$$

であることに注意する。そしてΣｐｔｄｔは会計期間中に起こり、そして「体系」における資本勘定、金融勘定およびその他の資産量変動勘定に記録される、すべての取引または資産のその他の変動の価値をあらわす。

3.初めに、資産の期首ストックが、会計期間中を通じて保有されると仮定しよう。そのストックに対する名目保有利得は、$(p_n - p_o)q$であろう。

4.次に、購入・売却またはその他の要素の結果として、数量の１回限りの変化が、t日に起こると仮定しよう。その期間全体にわたる、Gで表示される名目保有利得合計は、次のように与えられる。

$$G=(p_n - p_o)q_o + (p_n - p_t)dt \qquad (2)$$

もしｄｔが正であるならば、(2)式の第２項は、それが取得されるt日と会計期間の期末との間の、資産の付加的数量に対する保有利得を計測する。もしｄｔが負であるならば、第２項は、t日において処分された数量の故に、$(p_n - p_o)q_o$から控除される必要がある数量を計測する。(2)式は、以下に示すように会計期間中における任意回数の変化をカバーするように一般化することもできる。

$$\sum_{1}^{n}$$

$$G=(p_n-p_o)q_o \quad +\Sigma(p_n-p_t)dt \qquad (3)$$

1

この式は、当該期間全体にわたり資産保有者に対して生じた、名目保有利得の合計を与えるものであり、保有資産の数量変動の回数がどれほど多いかによらない。この式は、q_oおよびq_nのいずれか、または両方がゼロであるような場合をカバーする、すべての状況において妥当する。

5.(3)式は、所与の期間中の資産に対する名目保有利得合計の価値額の直接的定義を与えるとともに、「体系」のその他の勘定と独立に計算されることを示している。したがって、同様に、中立および実質保有利得も、直接的に、かつ「体系」のその他の部分と独立に、計算できるということが分かる。保有利得の価値額は、価格の変化に数量を乗じることによって得られるが、取引およびその他の数量変動の価値額は、数量の変動に価格を乗じることによって得られるという意味で、保有利得と取引およびその他の数量変動の価値額と双対の関係にある。

6.しかしながら、実際、特別な場合または以下に説明するような特別な仮定を置かないかぎり、企業会計の記録方式は、保有利得を直接計算することを可能にするようなものではないのが一般的である。保有利得を直接計算するためには、すべての資産が取得され、後に売却、使用または移転によって処分されるときの、時点および価格が記録されることが必要であろう。そのような情報は、実際には、容易に入手可能なものではない。

7.しかしながら、取引またはその他の量的変動と保有利得との間に存在する双対性のために、保有利得の価値を貸借対照表データと取引およびその他の変動の価値から間接的に導出することは可能である。上の(1)式から、

$$p_n(q_n-q_o)=p_n\sum_{1}^{n}dt \qquad (4)$$

であり、(3)式の$p_n\Sigma dt$に代入して整理することにより、われわれは次の恒等式を得る。

$G=(p_n q_n - p_o q_o) - \Sigma p_t d_t$ (5)

この恒等式において、$p_o q_o$および$p_n q_n$は、それぞれ期首および期末の貸借対照表価値額であり、一方、$\Sigma p_t d_t$は、会計期間中において起こる取引およびその他の変動の合計額である。

8.(5)式は、貸借対照表を含む、勘定の全「体系」を閉じるための、基礎的恒等式の１つの形である。また、この式は、名目保有利得を計算するひとつの実行上の方法を与えるものでもある。すなわち、名目保有利得は、期首・期末の貸借対照表に記録される資産ストックの価値額の差から、すべての取引またはその他の変動の合計額を差し引いて得ることができる。この恒等式が成立するためには、当然のことではあるが、「体系」の一般的評価規則が守られなければならない。すなわち、すべての取引またはその他の変動は、それが生起する時点で支配的な価格によって記録され、貸借対照表において記録される資産は、貸借対照表に関係する日付において支配的な価格によって、評価されなければならない。例えば、在庫を出入りする財貨は、当初財貨が取得されたときの価格とは別のものとしての入庫または出庫の時点で支配的な価格によって評価されるべきである。

9.(5)式で与えられる基礎的恒等式は、言葉では以下にように表わすことができる。

(a)付与の資産類型のストックについての期末および期首貸借対照表価値額の差

(b)＝会計期間中において生じる、すべての取引およびその他の資産量変動の合計額

(c)＋会計期間中において「発生する」名目保有利得の合計額

この恒等式の成立は、関連する種々の要素が定義され、評価され、記録される方法によっている。この恒等式の成立を前提とすると、３つの要素のすべてを直接推計することは不必要であることがわかる。すなわち、どれか１つの値は、他の２つの要素から残余として推定することができる。

10.このように名目保有利得は、取引および資産のその他の量的変動の価値額を、期首および期末貸借対照表価値額間の差から控除することによって、残余として推計されるが、残余として定義されるものではないということに注目することが重要である。名目保有利得は、付加価値、営業余剰等のようなバランス項目ではない。既に述べたように、名目保有利得は、また、直接に勘定におけるその他の

すべての項目から、独立に計測することができる。原則的に、前出の恒等式における３つの要素のうち名目保有利得以外の２つの要素のどちらでも、残りの２つの要素に関する情報から残余として同様に、導出することができるのである。例えば、期首および期末貸借対照表価値額間の差（それらの絶対水準ではなくて）は、取引、資産のその他の変動および名目保有利得の完全な情報から、推計することが可能である。

Ｂ．中立および実質保有利得の計測

１．中立保有利得

11.中立保有利得は、当該資産の価格がある特定された一般物価指数とまったく同様な動きを経時的に示す場合に、生じるであろう保有利得として定義される。したがって、それを計算するためには、期首時点の当該資産価格に期首を基準時点とする一般物価指数を乗じることにより、会計期間内の任意時点の保有資産の数量を評価することが必要である。ｒｔをゼロ日を基準時点とする選択された一般物価指数としよう。そうすると、ｒｏ=1である。もし資産価格がこの指数と比例的に動くならば、会計期間の期末に保有される資産ストックの価値は、n日においてｐｎｑｎではなくて、ｒｎｐｏｑｎであろう。その場合、期間中の取引またはその他の変動の価値は、

$$\int_{1}^{n} r_t p_o dt$$

であろう。したがって、中立的保有利得の価値、NG、は、次のように与えられる。

NG=(ｒｎｐｏｑｎ-ｐｏｑｏ)-Σｒｔｐｏｄｔ　　(6)

この式は,(5)式において与えられる名目保有利得に関するものに相当する。
12.ｒｎｐｏｑｎを計算することは可能であるが、会計期間全体に対する単なる集計値ではなくて、毎日の取引の価値額に対するデータを必要とするので、　　Σｒｔｐｏｄｔを計算することは不可能なように思われる。したがって、実際、既知の値であるΣｐｔｄｔ、すなわちすべての取引およびその他の量的変動を調整することによって、Σｒｔｐｏｄｔの値を推計する必要があろう。この目的のために、当該機関全体にわたる一般物価指数の変動と当該資産価格の変動の比率を用いることは便利である。
次のように定義しよう。

$$k=\frac{rn/ro}{pn/po}=\frac{rnpo}{pn} \qquad (7)$$

ここで、ｒｏ=1である。kは当該期間全体についての、資産の相対価格変動の測度である。もし、中立および実質保有利得を計算する可能性が本来あるのならば、既知でなければならないものである。期央において、それに対応する比率は、k1/2として推計できる。そしてこの因子をΣｐｔｄｔに乗じることにより、資産価格が一般物価指数と同じ比率で、期間全体にわたって上昇すると仮定した場合に、取引およびその他の変動の合計値がどの様になるのかということの推定値を得ることができる。Σｒｔｐｏｄｔを
k1/2Σｐｔｄｔに、ｒｎｐｏｑｎをkpｎｑｎで置き換えると、中立保有利得の次のような推定値が得られる。

NG=(kpｎｑｎ-ｐｏｑｏ)-k1/2Σｐｔｄｔ　　(8)

この式は計算可能である。計算に必要なのは、名目保有利得を計算するために用いたものと同じ情報に加えて、期間全体にわたる資産の相対価格の変動に対する

情報である。

2. 実質保有利得

13.実質保有利得は、名目保有利得から中立保有利得の価値額を控除することによって得られる。(5)式から中立保有利得に関する正確な式である、(6)式を控除することによって、

$$RG=(1-k)p_n q_n-\Sigma(p_t-r_t p_o)d_t \qquad (9)$$

を得る。一方、(5)式から(8)式を控除することによって、中立保有利得の推定値

$$RG=(1-k)p_n q_n-(1-k1/2)\Sigma p_t q_t \qquad (10)$$

をわれわれは得る。

14.(10)式を計算する実行可能性は、もちろん、(8)式を計算する実行可能性によって決定される。いったん中立保有利得の価値額が計算されると、実質保有利得は、それに対応する名目利得から中立利得を控除することによって、単純に得られる。(10)式から、もしk=1であるならば、推定実質保有利得がゼロでなければならないということが分かる。すなわち、もし、資産の相対価格が期間全体にわたって、不変であるならば、ということである。また、もし取引またはその他の量的変動が会計期間内において起こらないならば、(9)および(10)式は、次のような式となる。

$$(1-k)p_n q_n=(p_n/p_o-r_n)p_o q_o \qquad (11)$$

これは、所与の量の資産に対する実質保有利得を定義するのに用いられた、本文におけるもとの(3)式と同じである。

第ＸⅡ章　その他の資産変動勘定

第ＸⅢ章　貸借対照表

Ａ．序論

13.1. 貸借対照表は、特定時点について作成された、所有資産の価値額と当該資産の所有者に対する金融債権（金融請求権）――負債――の価値額とを記載した表である。貸借対照表は、制度単位または部門または一国経済に対して作成される。

13.2. 制度単位または部門に関して、貸借対照表は、経済状態の一つの指標を提供する。すなわち、当該単位・部門の自由な処分権のもとにある金融的および非金融的資源であり、バランス項目としての正味資産に要約されているものである。経済全体に関して、貸借対照表は、非金融資産と海外への純請求権の合計であり、しばしば国富と呼ばれるものを示している。

13.3. 「体系」の貸借対照表は、一連の勘定を完結させ、生産、所得の分配と使用、および蓄積の諸勘定における記入項目の最終結果を示すことになる。第Ｘ章における蓄積勘定と貸借対照表への一般的導入において説明したように、会計期間中に生じた資産、負債および正味資産の価値額の変動を、蓄積勘定は記録する。次の基本的会計恒等式が、所与の資産に関して、期首貸借対照表および期末貸借対照表をリンクする。

(a)期首貸借対照表における特定タイプの資産のストックの価値額

プラス

(b)会計期間中に行なわれた取引における当該資産の取得額の合計から処分額の合計をさしひいたもの。非金融資産の取引は資本勘定に記録し、金融資産の取引は金融勘定に記録する。

プラス

(c)当該資産の保有量の正または負のその他の変動の価値額。たとえば、地下資源の発見や（戦争や自然災害の結果としての）資産の破壊。こうした変動は、その

他の資産量変動勘定に記録する。

プラス

(d)当該資産の価格の変化により期間中に生じる、正または負の名目保有利得の価値額、（再評価勘定に記録するとともに、一般物価水準の変化を反映する中立保有利得および当該資産の相対価格の変化を反映する実質保有利得へとさらに分解される。）

以上の結果は次と恒等になる。

(e)期末貸借対照表における当該資産のストックの価値額

13.4. フロー勘定と統合された一組の貸借対照表の存在は、経済・金融の状態やふるまいをモニタリングし、また評価することに、より広い範囲から取り組もうとするような分析を促進する。また、貸借対照表は、種々の課題を分析するのに必要な情報を提供する。たとえば、家計行動を決定する諸要因の研究において、消費および貯蓄関数は、法人企業証券の価格変動または耐久消費財のストックの劣化および陳腐化のような要因が、家計の購入パターンへ与える影響をとらえるため、富変数を含むことが多い。さらに、家計の貸借対照表は、富と流動性の分配を評価するのに必要である。

13.5. 法人企業に関しては、貸借対照表は、項目の水準に関するデータを用いることによって、広く用いられる諸比率を計算することを可能にする。たとえば、銀行およびその他の金融機関は、特定の準備比率を遵守する。非金融法人企業もまた、ある種の諸比率に注目する。たとえば、流動負債に対する流動資産の関係および修正された簿価に対する法人企業株式の市場価値の関係などである。法人企業によって所有される固定資産のストックに関するデータは、その他の制度単位によって所有される固定資産ストックのデータと同様に、その投資行動および資金調達の必要度の研究において有用である。

13.6. 当該経済の制度単位が所有する鉱物埋蔵量、土地および同様の天然資源に関する貸借対照表データは、こうした資源の入手可能性および採掘をモニタリングするためにも、また環境政策の形成においても有用である。有形および金融資産の水準と構成に関する貸借対照表データは、一国の経済資源の指標として、また一国の対外債務・債権のポジションの評価にとって非常に有用である。

13.7. 固定資産のストックに関する情報は、生産および生産性の分析において用

いられる。しかしながら、この目的のためには、制度部門に関するものよりもむしろ産業に関するデータが必要とされる。「体系」では、第ＸＶ章において述べるように、使用表の一部として産業別の固定資本ストックと在庫のデータが提供されている。

１．勘定の構造

13.8. 蓄積勘定と同様に、貸借対照表は、資産を左側に、負債および正味資産を右側に記録する。蓄積勘定では、こうした項目の変動について同様の取り扱いを行なっていた。表13.1勘定IVにおいて、非金融資産の２つのカテゴリーが区別される。すなわち、生産過程から産出として現れる生産資産、および自然に生起するかまたは生産境界外から人によってもたらされる非生産資産である。本章の付録において与えられる最も詳細な（フル・ディテールの）資産分類を用いることによって、より詳細な貸借対照表を導出することが可能である。

13.9. 非金融資産に加えて、貸借対照表はまた、金融資産および負債を含む。ほとんどの金融資産は、負債に対応する。すなわち、それは他の制度単位に対する請求権（債権）を確立することによって、存在するようになる。しかしながら、金融資産はまた貨幣用金（貨幣としての金）、国際通貨基金（ＩＭＦ）の特別引出権（ＳＤＲ）、法人企業の株式（その所有者は、金融請求権とだいたい同じように取り扱う）およびある種の金融派生商品を含む。貨幣用金およびＳＤＲに関しては、対応する未決済の負債残高は存在しない。一方、「体系」は、慣行として、株式および金融派生商品を負債として取り扱う。

13.10. 貸借対照表におけるバランス項目は、正味資産であり、それは、制度単位や制度単位が所有するすべての資産の価値額から、すべての未決済負債の価値額を差し引いたものとして、定義される。正味資産の変化は、したがって、貸借対照表を構成するその他のすべての項目の変化を、検討することによってのみ説明される。

13.11. 貸借対照表は、ある特定時点における資産および負債の価値額に関連する。「体系」は、会計期間の期首（前期の期末でもある）および期末において貸借対照表を作成すべきことを規定している。「体系」は、その上で会計期間の期首お

よび期末の間、すなわち、「体系」のフロー諸勘定が関係するものと同じ期間について様々な貸借対照表項目の価値額の変化の完全な記録を規定している。貸借対照表勘定項目のこうした変化を記録することについては、以下のＣ節において検討される。

２．資産の主要カテゴリー：範囲と特徴

13.12. 蓄積勘定および貸借対照表に関する一般的序論である第Ｘ章の10.2段落において述べたように、経済資産は価値の貯蔵所としての機能を持つ実体である。すなわち、
(a)その上に、個別的または集合的に、制度単位によって所有権が確立される、
(b)ある期間にわたって、それを保有するか、または使用することにより、その所有者がそこから経済的利益を引き出すことができる。
経済的利益とは、当該資産を使用することから引き出される第１次所得と当該資産の価値である。後者は、その資産を処分したり、解約したりすることにより実現可能な保有利得または損失の可能性が含まれている。
13.13. それぞれの資産カテゴリーのカバレッジは、本章の付録において示される。ここで、以下に続く検討は、貸借対照表における資産および負債のカテゴリーの内容を略述することにとどめる。

＜非金融生産資産（AN.1）＞

13.14. 生産資産は、生産過程から産出として出現した非金融資産である。
13.15. 生産資産の分類は、生産におけるその役割を基礎として、資産間の区別を行なうことを意図したものである。それは、固定資産、在庫品および貴重品からなる。固定資産――建物およびその他の構築物、機械・設備、育成資産およびある種の無形資産――は、生産において繰り返しまたは継続的に用いられる。在庫品は、中間消費として生産過程において使い尽くされるか、売却されるか、あるいはその他の方法で処分される。貴重品は、生産または消費を主要目的としては使用されないが、そのかわり、価値の貯蔵を主目的として保有される。

13.16. 第Ｘ章において説明したように、生産者によって使用される２種類の耐久財、すなわち、消耗（小型）工具およびある種の軍用設備は、総固定資本形成から除外される。したがって、それに対応する固定資産はない。さらに、家計により最終消費のために取得される輸送機器およびその他の機械・設備は、貸借対照表に耐久消費財としてメモ項目に含めてはいるが、固定資産とはみなされない。

＜非金融非生産資産（AN.2）＞

13.17. 定義によって、非生産資産は生産過程を経ることなしに出現する。分類は、その出現方法に基づいて、資産を区別するという方針で作られている。非金融非生産資産のあるものは、自然界に発生する。また、他のものは社会によって案出された構造物とでも呼びうるもので、法律上または会計上の行為によって出現する。

13.18. 有形非生産資産は、土地、地下資源、非育成生物資源および地下の水資源からなる自然資産であり、それらに及ぶ所有権が、確立されまた移転されるであろう。「体系」における自然資産境界は、経済資産の一般的な定義にしたがって、その資産が実効的所有権に服しているかどうか、また既存の技術、知識、経済的機会、入手可能な資源、および相対価格を所与として、その所有者に経済的利益をもたらすかどうかによって決定される。海洋や大気のように、所有権が確立されていないか、または確立できない環境資産は、除外される。

13.19. 無形非生産資産は、特許実体、譲渡可能な契約、買入のれん等を含む。特許を与えるとか、または第三者に対してある経済的利益を譲渡するとかいうような、法律上または会計上の行為によって裏付けられない実体物は除かれる。

＜金融資産および負債（AF.）＞

13.20. 金融資産は、経済資産に関する一般的な基準を満たす実体である。すなわち、それに対する所有権が、個別的または集合的に、制度単位によって行使され、そして、所有者がそれをある期間保有するかまたは用いることによって、経済的利益を引き出すことができるような実体である。金融資産は、貨幣用金およびＳ

ＤＲを除いて、別の制度単位の側に、対応する負債があるという点において「体系」における他の資産と異なる。

13.21. 金融資産および負債の分類は、手段の流動性と基礎となる債権者／債務者関係の形態を示す手段の法的性格に応じて手段の各形態を区別するように、設計されている。そうした基礎のもとに、それは、貨幣用金およびＳＤＲ、現金通貨および預金、株式以外の証券、貸付、株式およびその他の持分、保険技術準備金およびその他の受取債権・支払債務を区別する。非居住者に対する負債または債権のように、債務者または債権者の分類についての情報が分析上特に重要であって、しかも、それを収集することが可能である場合、より詳細な水準の分類が勧告される。。

13.22. ２つの重要な除外項目が存在することに注意する。第１に、不確定資産または負債は、その債権または負債が両者にとって無条件であるか、その取り決めが取引可能であるために観察可能な価値を持つ場合あるいはその両者が満たされる場合に限り、金融資産または負債として取り扱われる。そうでない場合には、第ＸＩ章において論じたように、不確定資産または負債は、「体系」において金融資産または負債としては取り扱われない。第２に、一般に確定したものであれ不確定のものであれ、取引者の将来の負債または支出に備えるための企業会計における引当金は、「体系」においては、認知されない（「体系」において認知されている唯一の「積立金」は、固定資本減耗の累積額である）。他の当事者あるいは複数の当事者に対する現実の流動負債のみが、明示的に含まれる。たとえば、租税留置権のように、予測される負債が現実となるとき、それは含められることになる。

３．ファイナンシャル・リース

13.23. ファイナンシャル・リースは、貸し手（レッサー）と借り手（レッシー）との間の契約であり、それによって、貸し手は財貨を購入し、それを借り手の利用に委ねる。借り手が貸借料（レンタル）を支払うことによって、全契約期間にわたって、貸し手が利子を含むすべての費用あるいは実質上すべての費用をカバーすることが可能になる。ファイナンシャル・リースは、所有によってもたらさ

れるすべてのリスクと報酬とが、事実上財貨の法律上の所有者（貸し手）から財貨の利用者（借り手）へ移転されるという点で他から区別されよう。「体系」のファイナンシャル・リースの取扱いは、そのような取り決めの経済的現実を捉えるために、法律上の取り決めから距離をおき、利用者が、その財貨を購入したかのように取り扱うことを意図したものである。関連する取引についての説明は、第Ｘ章段落10.44および第ＸＩ章段落11.31と11.82にある。

13.24. 「体系」において、ファイナンシャル・リースの対象となっている財貨は、実際問題として、ほとんど機械・設備であるが、あたかも使用者によって購入され、そして所有されているかのように取り扱われる。借り手による固定資産の取得は、貸付に分類される金融請求権によってファイナンスされたものとして取り扱われる。例えば、もし銀行が車両を鉄道にリースするとすると、そのとき鉄道はその車両の所有権を取得したとみなされ、その車両の市場価値は、資産として鉄道の貸借対照表に記録され、貸付は負債として記録される。貸付は、銀行の貸借対照表において資産として現れる。それ以後の貸借対照表は、固定資本減耗累計額を控除した車両の価値および貸付の分割返済と考えられる賃貸料累積部分を貸付から控除した額を反映することになる。

４．評価の一般的原則

13.25. 「体系」の蓄積勘定と貸借対照表に整合性をもたせるために、貸借対照表における個別項目は、あたかも貸借対照表が関係する日に取得されたかのように、また、非金融資産の場合、所有権の移転に伴うすべての費用をそれに含めて評価されるべきである。このことは、資産および負債（したがって、正味資産）が、貸借対照表が関係する日の時価で、各資産に対応する１組の価格を用いて評価されるべきであることを意味する。

13.26. 理想的には、こうした価格は、問題としている資産および負債に関してそのような価格が入手可能なときはいつでも、観察可能な市場価格であるべきである。市場で資産が購入されたり売却されたりする価格は、投資者、生産者、消費者およびその他の経済主体による意思決定の基礎となる。例えば、金融資産（証券のような）および有形資産（土地のような）に関する投資者は、市場における

それらの価値に照らして、これらの資産の取得および処分を決定する。生産者は、ある特定の商品をどれだけ生産するか、およびその産出物をどこで売るかということを市場価格を参照して決定する。所与の資産に関して、価格は、購入者および販売者にとって、また金融資産の場合には、債権者と債務者にとって同一である。

13.27. 問題としている項目が、近い過去に市場で購入されたり／販売されたりしていないために観察可能な市場価格がないときには、貸借対照表が関係する日に市場で取得された資産であるとして価格を推計する試みがなされるべきである。貸借対照表評価に関して、経常市場価格を推計する場合、もし問題としている項目が、規則的に、活発にそして自由に取引が行なわれる市場であるならば、市場におけるすべての取引にわたって平均された価格を用いることができる。

13.28. 市場において観察されるかまたは観察された価格から推計された価格に加えて、経常価格は、貸借対照表の評価に関して別の２つの方法で近似されよう。ある場合には、市場価格は、その財貨の耐用年数にわたって、問題としている資産の取得から処分を控除したものを累積し、再評価することによって近似されるであろう。これは、一般に、固定資産に関して最も実際的であり、望ましい方法でもあるが、その他の資産に関しても同様に適用が可能である。別の場合には、市場価格は、所与の資産から期待される将来の経済便益の現在価値または割引価値によって近似される。これは、多くの金融資産、自然資産および無形資産に関して妥当する方法である。良質な情報および効率的な市場のもとでは、取引の累積および再評価によって得られる資産の価値額は、それから導出される残余の将来便益の現在または割引価値、および活発な中古市場が存在するときの市場価値額に等しいかまたは少なくとも近似になっているであろう。以上の３つの価格基礎について、一般的な形で以下に論じる。

＜市場において観察される価値＞

13.29. 貸借対照表項目の評価に関する価格観察の理想的な出所は、証券取引所のような市場である。そこでは、取り引きされるそれぞれの資産が完全に同質的であり、しばしば大量に取り引きされ、また規則正しい間隔で記録された市場価格

がある。このような市場で得られた価格データは、数量指標をかけあわせて制度部門が保有する資産や負債の市場価値の総額を様々な資産負債クラス別に計算するために使われる。こうした市場価格は、新たに生産された固定資産および在庫だけでなく、ほぼすべての金融請求権、既存の不動産（すなわち、敷地を含めた既存の建物およびその他の構築物）、既存の輸送機器、作物、および家畜に関して入手可能である。

13.30. 例えば、証券取引所に上場している証券に関して、個々の資産の価格および広い範囲の資産の価格を収集することは可能であり、さらに、所与のタイプのすべての既存証券の全体的な評価を行なうこともできる。国によっては、有用な価格情報を提供するのに充分な回数の資産の取引が行なわれる市場のもう１つの例は、中古住宅の市場である。

13.31. そのような市場からの情報は、そこで現実に取り引きされる資産の価格に対する直接的観察を提供するのに加えて、取引の無い同様の資産の評価にもまた用いられるであろう。例えば、証券取引所の情報は、未上場の証券の価格推計にも利用可能である。その場合、未上場証券の劣った市場性に対する若干の考慮をすることにより、上場の同様の資産を用いた類推による。同様に、保険またはその他の目的のための有形資産の評価は、まったく同じではないにしろ密接な代替物の項目に関して観察された価格に一般に基礎を置いており、その接近法は貸借対照表の評価に関しても用いることができる。直接投資企業に関連する特殊な評価問題の議論が、第ⅩⅣ章段落14.49と14.159にある。参照されたい。

＜取引の蓄積および再評価により得られる価値＞

13.32. ある資産に関しては、（適切に再評価された）当初の取得費用について、その資産の予想耐用年数にわたって評価切り下げを行う。あるいは、償却する。この方法に関して、資産の減耗のパターンが選択されなければならず、そして、租税法、会計上の習慣等が参照されるであろう。耐用期間における所与の時点での、そのような資産の価値は、その経常取得価格から償却累積額を控除したものとして与えられる。この評価は、買入のれんおよび特許実体のような非生産無形資産に関して、典型的に用いられる。

13.33. さらに、多くの固定資産は、貸借対照表において固定資本減耗累積額を償却済みの経常購入者価格または基本価格から控除した償却後価値で記録される。この評価は、しばしば「償却後再調達費用」として言及される。固定資産が、このように評価されるとき、貸借対照表価値額は、「体系」の他の箇所の、固定資本減耗の計測法と整合的である。

＜将来収益の現在価値＞

13.34. 収益が（立木におけるように）遅れるか（地下資源におけるように）長期間にわたるような資産の場合には、その資産が生みだす最終的な産出を評価するためには一般的な価格が用いられるが、将来の期待収益の現在価値を計算するのには、それに加えて、割引率も用いなければならない。その際、市場に関する情報から資本化因子を導出することが必要となる。ここで、資本化因子とは、将来の期待収益の現在価値から当該資産の価値を得る際に用いられる因子である。割引率および資本化因子は、国債利回りから導出されるような一般的な利子率を用いるのではなく、例えば森林地・鉱山や砕石場のような考察の対象となっている特定のタイプの資産の取引に基づく情報から導出されなければならない。

＜外国通貨建ての資産＞

13.35. 外国通貨建ての資産および負債は、貸借対照表の作成日の市場為替レートによってその国の通貨に換算されるべきである。そのレートは、通貨取引に関する買いと売りのスポットレート間の中間点の値でなければならない。複数為替レート制度が存在する時の評価については、第XIV章およびXIX章で議論する。

B．貸借対照表における記入項目

13.36. 最も詳細な水準の資産分類に基づき貸借対照表にあらわれる資産の定義を与えたものが、本章の付録にある。本節においては、特定資産に対する評価およびその他の特別な話題に関する情報に脈絡を与えるのに必要な範囲内においてのみ定義を繰り返す。

１．生産資産（AN.1）

＜固定資産（AN.11）＞

有形固定資産（AN.111）

13.37. 有形固定資産には、建物およびその他の構築物（歴史的記念物を含む）、輸送機器およびその他の機械・設備、さらに家畜および繰り返し生産物を生み出す樹木のプランテーション、果樹園、ぶどう園等の形での育成資産が含まれる。

13.38. 一般に有形固定資産は、償却後の時価、すなわち、累積固定資本減耗分だけ償却された新規資産の経常購入者価格（または自己勘定生産の場合においては基本価格）で記録されなければならない。有形固定資産に関する所有権移転にかかる購入者による経費は、適切に償却されて貸借対照表の価値額に含まれている（第Ｘ章の数値例を参照）。こうした推計を行なう一般的な方法は、恒久棚卸法（ＰＩＭ）である。恒久棚卸法については、第Ⅵ章で述べたが、ＰＩＭが用いられるとき、所与の時点の固定資産ストックの価値は、固定資本形成の推計値を、資産形態別、取得年別に分類し、当該ストック項目に含まれるすべての固定資産の取得時点をカバーするような十分長い期間にわたって、（固定資本減耗の累積額を控除したうえで）積み上げ、再評価することによって得られる。特定の既存資産に関する活発な市場が存在する場合、固定資本減耗のＰＩＭ計算は、それが活発に取引されるときに当該資産市場で観察される価格を考慮に入れなければな

らない（第Ｘ章を参照）。

13.39. 住宅は、通常の手続きで取り引きされるので、不動産市場において観察される価格は、償却後再調達費用による評価を補完するのに用いられるであろう。既存の自動車、航空機およびその他の輸送機器に関する市場は、償却後再調達費用での評価を補完するための有用な市場価格観察値を与えるという目的にとって十分代表性をもつものであろう。市場で価格が存在するような資産に関しては、そうした価格による評価は、経常償却後価額に加えてその価格の記録を保存するためにメモ項目として示されるべきである。

13.40. しかしながら、既存の工場施設および設備の場合においては、市場で観察された価格は、貸借対照表で使用される価値額を決定するのには適当ではないだろう。実際、取引の多くに何らかの理由で典型的でない資産が含まれているからである。すなわち、資産の特性が特殊化しすぎているとか、古くさくなっているとか、金融的逼迫のもとで処分されることになったとか、様々な事情が介在する可能性がある。

13.41. 歴史的記念物は、売却ないし公式の鑑定によって証明される場合のように、その重要性が所有者以外のものによって認識されるときにのみ貸借対照表に含まれる。歴史的記念物は直近の売却価格で評価されるべきである。ただし、必要であれば、一般物価指数で更新する。

13.42. 貸借対照表の目的に関して、毎年生産に用い続けられる家畜（魚類を含む）は、動物の年齢別に経常購入者価格（あるいは、自己勘定の場合、基本価格）に基づいて評価されるべきである。しかし、そのような情報は、毎年生産物をもたらすような育成樹木（潅木を含む）に関しては、入手可能性が低いであろうから、それらは累積資本形成の経常償却後の価値で記録されるべきである。

無形固定資産（AN.112）

13.43. 鉱物探査は、その目的のためにその他の制度単位に与えられた契約のもとで支払われた金額に基づいて評価するか、または自己勘定において行なわれた探査に対して生じた費用に基づいて評価されるべきである。過去において行われた探査のうち完全に償却されていない部分は、経常の価格または費用によって再評

価されるべきである。

13.44. コンピューターソフトウェアは、そのソフトウェアに対して支払われた購入者価格に基づくか、社内生産でそのような価格が存在しない場合は、生産費用に基づいて評価されるべきである。過去に取得されそしてまだ十分償却されていないソフトウェアは、経常の価格または費用で再評価されるべきである（それは、当初価格または費用よりは、小さいであろう）。

13.45. 娯楽、文学および芸術作品の原本（オリジナル）およびその他の無形の固定資産は、こうした無形資産が実際に市場で取引されるときの購入者価格によって評価されるべきである。自己勘定で生産される無形資産の場合、適切に経常価格で再評価され、また償却された、生産費に基づいて評価される必要がある。さもなくば、そのような資産の所有者によって受け取られる、期待将来収益の現在価値の推定値を用いる必要がある。

＜在庫品（AN.12）＞

13.46. 在庫品は、販売目的またはその後の期間に生産またはその他の用途に使用することを意図した、生産者によって保有される財貨およびサービスのストックである。

13.47. 記録時点に関して、産出として生産された在庫品または生産において中間消費として使用することを予定して保有される在庫品は、それらが在庫に組み入れられるときに生産物が評価される価格ではなく、貸借対照表の作成対象日の価格で評価されるべきである、ということは強調されるべきである。貸借対照表において、在庫品の計数は、第VI章において述べたように、企業会計における在庫品の簿価の計数を調整することによって、推計されなければならないことが多い。

13.48. 「体系」における他の場合にそうであるように、原材料および消耗品の在庫は購入者価格で評価され、製品および仕掛品在庫は基本価格で評価される。卸売業者・小売業者がさらに加工することなく再売却することを予定して保有する財貨の在庫は、卸売業者や小売業者が負担した運賃を除き、そうした財貨について支払った価格で評価される。仕掛品在庫の期末貸借対照表価額は、貸借対照表が関係する日に実現された製品の基本価格に総費用に対する当該期末までに掛か

った割合を適用することにより計算される。もし、製品の基本価格が入手可能でないならば、第X章の段落10.102-10.109において説明されたように、期待純営業余剰や推計された純混合所得に関するマークアップを含めた生産費用の価値から推計することができる。この接近法は、長期の生産期間をもつケースで例えば部分的に完成した建築物、機械・設備、ソフトウェアや建築設計・デザインサービスに対して適用することが可能である。そして、予定された使用者に対する所有権の移転が行なわれたとみなされないかぎり、それは仕掛品在庫に含まれる（固定資産の自己勘定生産および事前に同意された売却／購入契約のもとで生産された建物および構築物は、総固定資本形成として取り扱われる。なぜならば、予定された使用者への所有権の移転が行なわれていると見なすからである）。

13.49. 人間活動によって育成された一回限り使用される農作物（立木を含む）および屠殺を目的として飼育された家畜の成長も、仕掛品在庫とみなされる。立木の評価の伝統的な方法は、当年価格で木材の売却から得られる将来収益を立木を成長させ伐採するに必要な費用を控除したうえで、割引くことである。大部分の場合、他の農作物および家畜は、そのような生産物の市場における価格を参照して、評価することできる。

＜貴重品（AN.13）＞

13.50. 貴重品は、生産または消費のために第一義的に用いられるものではない。それは、大きな価値を持ち、実質価値で見て将来評価が上がるか、または少なくとも低下することはないと期待され、通常の条件の下では長期にわたって劣化することがなく、そして第一義的には価値の貯蔵庫として取得、保有される項目である。

13.51. その第一義的な役割を考えると、美術作品、骨董品、装身具、宝石および貴金属を経常価格で評価することは、特に重要である。これらの項目に関して、よく組織された市場が存在している限り、仮に市場で購入するとした場合にそれらに対して支払われるであろう実際のまたは推定された、購入者価格で、それらは評価されるべきである。なお、その評価は、貸借対照表作成対象日について行ない、斡旋手数料または取次手数料を含む。

13.52. 組織された市場が存在しない場合の一つの接近法は、情報が入手可能な範囲で、火災、盗難等に対して掛けられる保険額のデータを用いて、これらの項目を評価することである。

２．非生産資産（AN.2）

＜有形非生産資産（AN.21）＞

13.53. 有形非生産資産は、自然界において生起し、その上に所有権が確立されている財貨である。公海や大気のように所有権が確立していないかまたは確立できない環境資産は、経済資産としての適格性がない。

土地（AN.211）

13.54. 「体系」における土地は、所有権が確立されている地面そのものに表土（うわつち）および付属の地表水を含めたものとして定義される。控除されるものは、その土地の上またはその土地を貫いて建てられている建物、またはその他の人工構築物である。また、農作物、樹木および動物、地下資源、非育成生物資源および地下の水資源も控除する。

13.55. 土地の価値は、土地そのものから物理的に分離できない主要な土地改良のストック価値を含む。したがって、土地改良に関する支出は、「体系」において総固定資本形成として取り扱われるが、それは土地そのものとは別に分離して貸借対照表に示すことができる有形資産ではない。土地は、償却済みの所有権移転費用を含め、新規所有者によって支払われる経常価格によって評価される。

13.56. 土地の経常市場価値は、その所在地およびその適した用途あるいは規制上認可される用途にしたがって大きく変動するので、所定の土地の所在地と用途を識別しそれにしたがって評価することが重要である。多くの場合、土地の価値を土地に建てられた建物と区別することは、不可能でないにしても難しい。なぜならば、取引の会計記録においても不動産市場においても、建物とその敷地としての土地の間の区別がなされないことが多いからである。

13.57. 建物の敷地となる土地に関して、場合によっては、土地の価値に関するデータを市場から直接得られることもあるだろう。しかしながら、より典型的なケースとしては、そのようなデータは得られず、より通常見られる方法は、鑑定価値から敷地の価値と構築物の価値との比率を計算することであり、建物の再調達価格や土地と建物を組み合わせたものの市場評価額から土地の価値を導き出すことである。建物、構築物またはプランテーション、ぶどう園等から、土地の価値を分離できないときには、混合資産は、その価値のより大きな部分を代表するカテゴリーに分類されるべきである。

13.58. 土地と建物との分離を行なうことは、通常、一国経済における方が、個々の部門または内訳部門の場合よりも容易である。土地と建物を分離した計数は、国富および環境問題の研究に関して必要である。幸い、土地・建物の未分離の計数は、制度単位および部門の行動分析の目的にはしばしば適切である。

地下資源（AN.212）

13.59. 地下資源は、現在の技術および相対価格のもとで経済的に採掘可能な、地表または地下に位置している鉱物資源の確認埋蔵量である。鉱山の竪坑、油井およびその他の採掘現場は、地下資源でなく構築物に含まれる。

13.60. 埋蔵量の評価には、不確実性がつきまとい見直しを必要とすることも多いが、その価値は、通常そうした資産の商業的採掘から得られる期待純収益の現在価値によって決定される。地下資源の所有権は、市場においてそうしばしば変動するものではないので、評価の目的で使用可能な、適切な価格を得ることは困難であろう。そこで実際には、自己の勘定において、資産の所有者が当該地下資源に与える評価を用いることが必要になろう。

その他の自然資産（AN.213およびAN.214）

13.61. 非育成生物資源および地下の水資源は、関連する土地の価格に含まれない経済価値を持つと認められる範囲内で、貸借対照表に含まれる。観察された価格は、入手できそうにないので、通常、期待将来収益の現在価値によって、評価す

る。

＜無形非生産資産（AN.22）＞

13.62. 無形非生産資産は、その所有者に、ある特定の活動に携わるかまたはある特定の財貨・サービスを生産する権限を与え、かつ、その所有者の許可なしに他の制度単位がそうしたことをすることから排除する権限を与える。無形非生産資産の所有者は、当該資産の使用を彼ら自身にのみ制限することによって、独占的利益を得ることが可能であろう。特許実体、賃貸借権およびその他の譲渡可能な契約、および買入のれんがここに含まれる。

13.63. 無形資産は、市場で実際に取り引きされるときの経常価格で、可能な限り評価されるべきである。さもなくば、そのような資産の所有者によって受け取られる期待将来収益の現在価値の推計を用いることが必要となるだろう。買入のれんに関しては、累積償却額を控除した取得費用による評価が妥当である（ただし、適当に再評価する）。

３．金融資産／負債（AF.）

13.64. これまでに説明された一般的評価規則に従うと、金融資産および負債は、組織された金融市場で定期的に取引されるときはいつでも、経常価格で評価されるべきであり、貸借対照表に、資産として現れるときでも負債として現れるときでも同じ価値が割り当てられるべきである。その価格は、サービス料、料金、手数料など取引を行なうに当たって提供されるサービスに対する類似の支払を除外するべきである。組織された金融市場で取引されない金融債権（請求権）は、その債権を消滅させるために債務者が債権者に対して支払わなければならない額によって評価されるべきである。

＜貨幣用金およびＳＤＲ（AF.1）＞

13.65. 貨幣用金は、組織された市場、または中央銀行間の取り決めで定められた

価格によって評価されるべきである。ＳＤＲの価値は、諸通貨のバスケットを基礎としてＩＭＦによって毎日決定され、各国通貨に対するレートは、外国為替市場の相場から算出可能である。バスケットとウェイトの双方とも、時々改訂される。

＜現金通貨および預金（AF.2）＞

13.66. 現金通貨の、評価は、その名目価値または額面価値による。預金に関しては、債権者および債務者の双方の貸借対照表に記録されるべき価値額は、預金の契約条件のもとで、預金を換金するときに、債務者が債権者に対して契約上支払い義務のある元金の額である。オプションまたは先物契約に関係したマージン支払は、その他の預金に含まれる。

＜株式以外の証券（AF.3）＞

13.67. 原則的に、短期証券、およびそれに対応する負債は、その経常市場価値によって評価される。そのような評価は、インフレーションが高率であったり、名目利子率が高いという条件のもとでは、特に重要である。市場価値が利用可能でない場合、額面で発行された短期債券は、額面価値に経過利子をつけ加えて評価するが、その場合、経過利子は実際に支払われたものではなく、また、支払義務の生じたものでもない。割引債は、発行価格プラス経過利子で評価されるべきである。しかしながら、割り引かれて発行された証券の当初の満期が長ければ長いほど、その額面（パー）価値で、そのような債権を評価するということは、受け入れ難いものになる。したがって、額面価値の使用は、その当初の満期が３カ月を越えないで、割り引かれて発行された手形および確定した利子率をもち、額面で発行される短期手形・債券のみに限られるべきであると勧告されている。

13.68. 一般的原則として、長期債券、およびそれに対応する負債は、それらが定期的に取引されるときは、金融市場における当該債券の経常価格で評価される。

13.69. 長期証券は、定期的な利子支払がなされる債券であれ、ほとんど、またはまったく利子が支払われないディープ・ディスカウント債またはゼロ・クーポン

債であれ、常にその市場における時価で評価されるべきである。長期証券の発行者の名目負債は、貨幣額では固定されているかもしれないが、固定利付き証券が取引される際の市場価格は、一般的市場利子率の変動に対応して、かなり変動するだろう。長期証券の発行者は、通常市場においてその証券を買い戻すことによって、債務をリファイナンスする機会があるので、市場価格による評価は、一般に長期証券の発行者および所有者の両方にとって妥当である。また、とくにその資産や負債を活発に運用している金融取引業者にとって、このような評価の妥当性は高い。ディープ・ディスカウント債およびゼロ・クーポン債は、経常市場価値で、貸借対照表において常に評価されるべきである。一般市場利子率が変動するとき、そのような債券の市場価値は、その額面（パー）価値から当該債券に関する現実利子支払および帰属利子支払のいずれかまたは双方のうち、支払時期がまだ到来していない分を差し引くことによって、市場価値を用いずに評価額を得た場合と比べて、著しく乖離するであろう。

13.70. 金融派生商品（derivatives）の取扱いは、第ＸＩ章において議論される。市場型の金融オプション、市場型の金融先物およびワラントは、市場価値で貸借対照表に含められるべきである。マージン・システムがどのように操作されるかによるが、利益（損失）が、所有者によって日々受け取られ（支払われ）るような場合に、オプションの価値に関して、ゼロを記入することが妥当であろう。これらの資産項目の対応項目は、負債として記入される。

13.71. その他の金融オプションは、もし、それが入手可能であるならば、オプションの経常価値か、または支払われるプレミアムの額によって、貸借対照表において、評価されるべきである。負債は、慣習上、オプション所有者の権利または保有利得を買い取るために必要な経常価値をあらわすために、オプション・ライターの部門に記入されるべきである。

＜貸付（AF.4）＞

13.72. 債権者および債務者双方の貸借対照表に記録されるべき価値額は、債務者が契約上、その貸付が満期になるときに債権者に対して返済する義務のある、元本の価値額である。

＜株式およびその他の持分（AF.5）＞

13.73. 株式およびその他の持分は、株式取引所またはその他の組織された金融市場において定期的に取引されるとき、経常市場価格で貸借対照表において評価されるべきである。株式取引所に上場されていないか、または規則的に取引されない企業における株式の価値は、非上場株式の劣悪な市場性または流動性を考慮するために、必要ならば下方に修正して、収益および配当の過去の動向と将来の予想に関して、比較可能な上場株式の価格を用いて推計されるべきである。準法人企業における持分は、準法人企業の資産の価値からその負債の価値を差し引いた額で評価される。

13.74. 以下の段落13.83で正味資産について議論する際に注意するが、株式およびその他の持分は、法人企業の負債であり、法人企業はその株主によって集合的に全面的に所有されているわけではあるけれども、株式保有者の持分の価値に加えて正味資産を持つものと見ることが出来る。慣行により、直接投資企業の再投資収益は、財産所得に分配され、その後再投資されるものと考えられる。非居住者企業の支店であるような居住者直接投資企業は、「体系」において準法人企業として取り扱われるが、その正味資産はゼロである。直接投資企業は、資本移転を受取り、または支払い、保有利得／損失等を招来する。したがって、正味資産の現実の変化は、金融勘定に記録される株式およびその他の持分の変化と同じではない。

＜保険技術準備金（AF.6）＞

13.75. 保険技術準備金は、生命保険準備金、年金基金、保険料の前払いおよび未払い保険金に対する準備金に関する家計の純持分から成り立つ。こうした準備金は、土地、建物、金融資産、貴重品等のようなその他の種々の資産に投資される。準備金を構成する資産は、貸借対照表においてはその現実または経常市場価格で評価される。

13.76. 生命保険における家計の純持分の場合、保険加入者は、死亡時に保険金の

最高額が将来支払われることに関して請求権を持ち、元本または所得の支払いに対して保険数理的に決定される当該加入者がもつ請求権についてその現在価値をつきとめることが可能である。この価値額は、未解決のリスクに対する準備金と利付きの養老保険や類似の保険契約の満期価値を増加させる利付き保険のための準備金についての生命保険企業の負債であり、その額は、同額の資産によってバランスする。利付き保険の場合、準備金は、繰り延べ利益として、被保険者に対して分配される、種々のタイプの利得を含む。相互保険会社――すなわち、保険契約者が所有者である――の通常の会計慣行は、種々の利益が大きくなり、恒常的であると考えられるときには、保険契約者の準備金に対して実現利得を移転したり、あるいは未実現利得もおそらく移転することである。

13.77. 年金基金に対する家計の純持分の場合、加入者は、特定された年齢に到達するか年金でカバーされている期間に到達するとき、または、その両方の条件が満たされるときに支払われる将来の所得に対して、請求権を持つ。この基金の負債――および家計の資産――の性格は、年金計画の種類に依存する。

13.78. 確定給付型年金計画は、加入雇用者に対して約束された年金給付水準が保証されているものである。給付は、加入者の勤務年数および俸給に対して、ある方式によって関係づけられており、基金の資産に全面的に依存するものではない。もし基金の資産が、保証された給付に対してもつ基金の負債よりも多い場合あるいは少ない場合に、確定給付型年金計画は、正または負の正味資産を持つことができると考えるべき理由がある。一方、基金の資産が、保証された給付に対して基金がもつ負債を超過、すなわち当該計画がオーバー・ファンドするにせよ、または基金の負債より過小、すなわち当該計画がアンダー・ファンドするにせよ、典型的には掛金を調整することによって、そのような状況が一時的であるという予想ができる。さらに、特にオーバー・ファンディングについて、雇主または家計のどちらに、余剰または不足が分配されるかという問題に関して、各国の法律は異なる。そこで、「体系」は確定給付型年金計画が正味資産を持つことを認める。確定給付型年金計画の負債は、約束された給付の現在価値に等しい。

13.79. マネー・パーチェス・プランは、基金への負担水準が保証されているものであるが、給付は基金の資産に直接に依存する。マネー・パーチェス・プランの負債は、基金の資産の経常市場価値である。

13.80. 保険技術準備金の前払い保険料の部分の価値は、契約上残された時間に関して含まれる、リスクの割合を時間比率で考慮したものに基づいて決定される。換言すると、金融勘定において取引として記録される、支払保険料から既経過保険料を控除したもの。未払保険金に対する準備金は、係争中のものを含め、保険金請求権の決済における支払予想額の現在価値である。

＜その他の受取債権／支払債務（AF.7）＞

13.81. 売上債権・買入債務（trade credit and ad- vances）その他受け取る予定になっていたり支払うことが決まっている項目（税、配当金、賃貸料、賃金および俸給、および社会負担）は、当該債務を抹消しようとする際に債務者が債権者に対して支払う契約上の義務を負う元金の額で、債務者と債権者双方に対して評価されるべきである。株式以外の証券に発生した利子は、原資産の価値額を増加させるように記録するが、預金および貸付に発生した利子の取り扱いは、各国の実務に従うことになるであろう。その場合、原資産に資本化されない場合、ここに分類する。延滞利子については、第ＸＩ章の段落11.102で述べたように、この項目を含め適当な資産項目に記録されるはずであるから、延滞利子について別項目をつくる必要はない。

４．正味資産（B.90）

13.82. 正味資産は、ある特定時点におけるすべての資産――生産資産、非生産資産、および金融資産――とすべての負債との間の差額である。この計算のためには、それぞれの資産およびそれぞれの負債は、別々に識別され、評価されなければならない。正味資産はバランス項目として、制度単位および部門に関して、および一国経済に関して、計算される。

13.83. 株式およびその他の持分は、法人企業の負債であり、それを経常の市場価格で評価することにより、他のすべての制度単位と同様に、その全資産価値から、持分を含む全負債価値を差し引くことにより法人企業の正味資産を求めることができる。したがって、法人企業はその株主集団によって全面的に所有されている

としても株主の持分の価値に加えて（正ないし負の）正味資産をもつものであることがわかる。準法人企業の場合、所有者の持分の価値は、その資産から負債を差し引いたものと仮定するから、正味資産はゼロである。法人金融機関の場合、年金基金の正味資産は、確定給付型年金基金の資産が保証された給付について基金がもつ負債を上回れば、あるいは下回れば、すなわち、当該計画がオーバーファンドないしアンダーファンドであれば、それぞれ正または負の正味資産をもつことになる。ある種の確定給付型年金基金（非独立型の基金）は、自律性をもった法人金融機関ではなく、その場合、当該計画がオーバーファンドあるいはアンダーファンドであることにより増加ないし減少するのは、雇主の正味資産である。

５．メモ項目

13.84. 「体系」は、中枢体系では資産として別個に識別されていない項目ではあるが特定の制度部門に関するより特殊な分析上の興味がある場合に、そうした項目を示す目的で、貸借対照表に２つのメモ項目を用意している。すなわち耐久消費財と海外直接投資がその２つであるが、場合によってメモ項目として含めることが有益でありうるさらに２つの項目とともに以下で議論する。

＜耐久消費財（AN.m）＞

13.85. 耐久消費財、すなわち家計によって最終消費として用いられる耐久財であるが、メモ項目としてのみ貸借対照表に含まれる。第Ⅸ章において説明されているように、仮に「体系」が、その産出がサービスから構成される生産過程において耐久財が徐々に減耗すると仮定しているならば、それらを貸借対照表に含むことは妥当であろう。「体系」は、耐久消費財をこのように取り扱わない。家計によって保有される耐久消費財ストック――輸送機器およびその他の機械・設備――は、固定資本減耗にあたる額を累積したものについてそれを含むものと除くものの両方による当年価格で評価可能であるが、貸借対照表におけるメモ項目として示される計数は、累積資本減耗相当額を控除した純額であるべきである。

13.86. 非法人企業の所有者によって所有される耐久財は、生産のために企業によ

って一部分用いられるが、一部分は最終消費のために家計の構成員によって使用されるであろう。この場合、当該企業の貸借対照表において示される価値額は、企業に帰属する使用部分を反映すべきであるが、実際にその価値額が知られるとは限らない。

＜海外直接投資（AF.m）＞

13.87. 直接投資を構成する金融資産および負債は、資産分類における適当なカテゴリーのもとに記録される。すなわち、株式およびその他の持分、貸付、およびその他の受取債権および支払債務である。しかしながら、これらのカテゴリーのそれぞれに含まれる直接投資額は、メモ項目として別に記録されるべきである。

＜無基金年金制度における家計の純持分＞

13.88. 社会保障基金に分類されるものを含む無基金職業年金基金は、定義により、確定給付型制度である。しかしながら、給付をそれから払うべき蓄積資産のプールはない。これらの制度により約束された将来の年金給付支払いの現在価値は、家計の資産として貸借対照表のメモ項目として示すことを勧告する。同額の負債をその給付を支払うべき雇主部門のメモ項目として示すことができる。

＜長期負債および法人企業持分に関する代替的評価＞

13.89. 経常市場価額を用いた長期債券および法人持分証券の評価額に対する代替的評価額を法人企業に関する貸借対照表におけるメモ項目として示すことができる。代替的評価の例は、長期債券の名目（額面）価値を用いるもの、法人企業持分に関する払い込み額やそれに相当する額を再評価したものを用いるものなどである。これらの評価額は、証券のそれぞれの発行と同じ日付のものである。また、それは、負債および金融資産の両者の分析において、意味があるであろう。

Ｃ．貸借対照表間の変動勘定

13.90. 期首および期末貸借対照表の両者において、資産および負債は、前に説明したように、貸借対照表の記録する日付で行き渡っている価格によって評価される。資産と負債の差である正味資産が、バランス項目である。それは、制度単位または部門が所有する経済的請求権のストックの現在価値に等しい。貸借対照表のより詳細な表章においては、資産および負債の詳細な分類を用いて、様々なタイプの資産および負債が示される。

13.91. 資産および負債のそれぞれの要素またはグループに関しては、期首と期末の貸借対照表の間の変化は、資産および負債の分類の変化を含めて、蓄積勘定に記録されている記入項目からもたらされる。正味資産の変化は、資産の変化から負債の変化を控除したものである。表13.1に示される貸借対照表間の変動勘定は、資産および負債の主要なグループ別に、また、蓄積勘定のそれぞれにおける要約的要素別にこうした記入項目を要約したものである。

13.92. 期首および期末貸借対照表の間の個々の項目の価値の変化は、次のような要因に分解される。

(a)当該項目の取引による変化。すなわち、非金融資産の取得または処分、固定資本減耗、金融請求権の創造、移転または消滅等。

(b)資産の発見またはそれらの価値の認知、資産の予期されない破壊または消滅、分類の変化等取引によらない資産量の変化。

(C)価格変化による資産の名目保有利得／損失で、次のように分けられる。

(ⅰ)「中立的」保有利得／損失。一般物価水準の変化によるもの

(ⅱ)「実質的」保有利得／損失。その他の財貨、サービス、または資産の価格に対して相対的な、その資産の価格変化によるもの。

13.93. 貸借対照表間の変動勘定は、主要グループ別資産および負債総額の総変動とを要約し、また、正味資産の変動を貯蓄および資本移転によるもの、その他の

資産量変動によるものおよび名目保有利得／損失（中立および実質保有利得／損失に細分割される）によるものに分けて要約する。貯蓄、資本移転、その他の資産量変動、および実質保有利得／損失は、実質正味資産の変動に貢献する。

13.94. 貸借対照表間変動勘定は、「体系」における貯蓄（純）と正味資産の変動との間の関係を示す。貯蓄は実質正味資産の変動の源泉であるので、貯蓄はすべての経常取引の最終的なバランス項目であり、実質正味資産を正（源泉）または負（使途）のどちらかに変化させることになる。貯蓄（純）は正味資産の変動から、受取純資本移転、その他の資産量変動、名目保有利得／損失を控除したものに等しい。実質正味資産の変動のみを考えると、貯蓄（純）は実質正味資産の変化から受取純資本移転、その他の資産量変化、および実質保有利得／損失を控除したものに等しい。

13.95. 一連の蓄積勘定を通じた期首および期末の貸借対照表の間の会計上のリンクは、個々の資産または負債の水準でも成り立つし、高い集計水準でも成り立つ。このリンクは、表13.2において図式的に示されている。

13.96. 表13.2のそれぞれの行は、「体系」において用いられている資産および負債の分類にしたがって、個々の資産または資産のグループについてのものとなっている。もっとも詳細な分類は、本章の付録で与えられるが、そこでは、種々の資産または負債の性格がより詳細に述べられている（付録における分類の基礎は、資産のタイプであるが、蓄積勘定において用いられる分類の基礎は、取引、量的変動または保有利得／損失のタイプである）。表13.2の最後の行は、正味資産または正味資産の変動の構成要素を示す。

13.97. 表13.2の列は、それぞれ特定の貸借対照表または勘定を示すものであるが、前に述べた基本的会計恒等式にしたがって配列されている。

13.98. 表13.2の種々のセルに記録されているコードは、特定種類の取引またはその他の記入項目を識別するために、「体系」で用いられる標準分類コードである。したがって、それらは、種々の資産および負債に対して、各勘定においてどの種類の取引またはその他の記入項目が現われるかを示すものである。

13.99. 例えば、住宅に関する行を考察しよう。資本勘定に関する列の記入項目は、総固定資本形成から固定資本減耗を控除した住宅の価値を記録するものである。その他の資本勘定項目は、このタイプの資産には関連しない。住宅に関する行と

金融勘定に対する列の交点におけるセルは、空白でなければならない。その他の資産量変動勘定に関する列との交点におけるセルもまた、空白かもしれないが、地震またはその他の自然災害のようなある種の偶然の出来事の結果を記録することも十分ありうる。再評価勘定に関する列との交点における記入項目は、会計期間中における価格変化による住宅に関する中立保有利得／損失および実質保有利得／損失の価値を記録するものである。

13.100. 地下資源は、余り馴染みのない例である。資本勘定に関する列の記入項目は、取得および処分の価値を記録する。地下資源の取得や処分は、こうした資産の所有権を部門間に再分配するが、一国経済ではバランスする。金融勘定に関するセルは、やはり空白である。その他の資産量変動勘定に関するセルでは、中でも地下資源の減耗および確認埋蔵量の新しい発見を記録するが、他の項目が記録される可能性もある。再評価勘定に関するセルには、資産価格の変動による保有利得／損失の価値を記録される。

13.101. 期首および期末の貸借対照表の間のその他の非生産資産の価値の変動に関する勘定については、詳細に述べておくことにする。例えば、土地に関して、次のような要素が含まれるであろう。すなわち、

(a)土地改良と所有権の移転費用というかたちを取った総固定資本形成。土地改良および所有権の移転費用に関する固定資本減耗。土地の取得と処分。最後のものは、国内居住者の間で土地を移転するとともに、非居住者との取引が飛び領土の大きさに影響を及ぼす場合、経済領域の境界を変更することもある。こうした項目はすべて、資本勘定に記録される。

(b)土地の経済的出現（例えば、海からの干拓）、経済的消滅（経済活動から結果する、劣化およびその他の負の質的変化）、災害等による壊滅的損失、補償されない没収、他に分類されない非金融資産の量的変動および分類と構成の変化。これらはすべて、その他の資産量変動勘定に記録される。

(C)再評価勘定に記録される、中立保有利得／損失および実質保有利得／損失。

特許実体のような無形非生産資産に関しては、次のような要素が含まれるであろう。

(a)特許実体の取得から処分を控除したもので、こうした資産の部門間移転や海外との移転を行う。資本勘定に記録する。

(b)特許実体の創造（経済的出現）、経済的消滅、すなわち、特許保護の喪失、災害等による損失、補償されない没収、他に分類されない非金融資産の量的変動ならびに分類および構造の変化。これらは、すべてその他の資産量変動勘定に記録される。
(C)中立保有利得／損失および実質保有利得／損失。再評価勘定に記録される。

D．金融資産および負債ストックの債務者・債権者部門別分析

13.102. 表13.1に示されるように、貸借対照表は、金融手段のタイプ別に、すべての制度部門に関して金融資産および負債を記録する。それぞれの部門に関して、貸借対照表は、金融資源を獲得するためにその部門が発行した金融負債を示すとともに当該部門の取得した金融資産を示す。それ故、金融勘定と同様に、貸借対照表は、部門の金融手段に関する２次元的見方を提供するとともにその部門が債権者であるか債務者であるかを提示する。この情報は、純借入部門がその負債をファイナンスするために用いる金融資産を、また純貸出部門がその余剰を配分するために用いる金融資産を識別するのに大変価値があるが、誰が誰にファイナスするかという問題は答えられない。
13.103. 完全な理解のためには、部門間の金融関係とその関係が生み出される媒介となった金融資産について、更に詳細なことがらを知ることは、しばしば重要である。例えば、政府にとって、赤字をファイナンスする際にどんなタイプの負債を用いたかということを知るだけではなく、どの部門（または海外）がそのファイナンスを提供したかということを知ることも、しばしば重要である。金融機関（およびそれを監督するもの）にとって、それが取得する金融資産の構成（貸付および証券）だけでなく、どの部門に対してこれらの債権を持っているか、ということを知ることもまた重要である。さらに、１部門内における内訳部門間の

債権者／債務者関係（中央政府の地方政府との金融取引または中央銀行の預金取扱機関との金融取引）を分析すること、また部門境界を越えた分析（預金取扱機関の公的非金融法人企業に対する債権の変動）を行なうことは、しばしば必要である。そのような詳細な情報は、ファイナンシングがどの様になされ、また時間的にどのように変化してきたかを、理解する上で必要である。

13.104. このより詳細な接近法は、ある種の金融取引を通じて金融資源を動員する際、そして満期／資産変形を通じて他の部門にその部門に適した形でこうした金融資源を入手可能にする際に、金融仲介機関が演ずる役割を記述することは特に重要である。実際、金融機関は債権者が金融資産手段を選択し、債務者が負債の形式を選択する可能性を与えながら、純貸出部門から純借入部門へと金融フローを振り向けるうえで決定的に重要な役割を演ずる。

13.105. このような詳細な金融分析を可能にするために、「体系」には２つの表、表13.3aと表13.3bが含まれている。これらは、表11.3aと表11.3bの貸借対照表版、またはストック版である。表13.3aは、資産タイプ別および債務者別に、クロス分類された資産を記録する。資産を保有する部門は表の一番上に水平に示され、債務者部門別に細分された資産のタイプは垂直に並べられる。表13.3bは、負債タイプ別および債権者部門別に、クロス分類された負債を記録する。これらの表は、家計、対家計非営利団体、一般政府、および非金融法人については、おのおの１つの部門として表章するが、金融機関については、そうした制度単位が演ずる特別な役割を強調するために、内訳部門を示す。特定な分析または政策目的のためには、金融機関以外の部門も同様に内訳部門に分割すること、例えば、中央政府や非金融公的法人企業の金融ポジションを示すことも有用であろう。金融資産のタイプ別にこれらの部門分割を行なうことは、規定というよりもむしろ提案である。証券および貸付に関しては、債務者部門を次のように特定化することが提案される。すなわち、非金融法人企業、金融機関、中央政府、州および地方政府、その他の居住者部門、および海外である。別の分割は、その他のタイプの資産に関しては、別の分割方法が例示されている。

13.106. これらの表は、第ＸＩ章における対応するフロー表の用途に対応して、経済政策に関連した少なくとも３つの重要な分野において用いられる。すなわち、経済計画に関連して行なわれる予測作業の補助として経常の活動体制に対する経

済分析や記述を実行することにおいて、また、経済の将来方向に対する経済政策の効果を評価するため、さらには、経済政策の策定を助けるものとして経済のふるまいを研究するための経済のモデル化を行なうプロジェクトにおいて用いられる。もちろん、そのような研究は、「体系」におけるその他の勘定から得られるデータによる同様な作業と補完的であろう。

13.107. 第ＸＩ章における対応する表と同様に、表13.3aおよび13.3bは一般的なモデルとして解釈されるべきであり、各国特有の状況において十分な柔軟性が許容されなければならない。多くの国において、表の次元は、データの入手可能性に厳しく制約されるであろう。これらの表が基本的貸借対照表勘定の拡張であり、第三の次元を分析に追加することは、この水準の詳細さが有用であると考えられる特定の資産または部門（または内訳部門）の関係をとくに限って選択的に実行することができるという点にも注意すべきである。

第ＸⅢ章　貸借対照表

資産分類[a]	定義
非金融資産(AN)	その上に、個別的または集合的に、制度単位によって所有権が確立・行使され、ある期間にわたって、それを所有するかまたは使用することにより、所有者が経済的利益をそこから引き出すことのできる実体。生産および非生産の有形資産と対応する負債が記録されないほとんどの無形資産。
生産資産(AN.1)	生産過程からの産出として出現する非金融資産。生産資産は、以下に定義する固定資産、在庫品および貴重品から構成される。
固定資産(AN.11)	１年を超えて生産過程において繰り返しまたは継続的に使用される生産資産。固定資産は、以下に定義する有形および無形固定資産から構成される。
有形固定資産(AN.111)	住宅、その他の建物および構築物、機械・設備および育成資産からなる固定資産。それぞれについては以下に定義する。
住宅(AN.1111)	車庫のような付属構築物を含めた住宅としてその全部あるいはその主要部分が使用される建物、住宅に習慣的に据え付けられる恒久的定着物を含む。主たる住宅として使用されているヨット（ハウスボート）、バージ（はしけ）、移動住宅およびトレーラー・ハウスも含まれるほか、主として住宅である歴史的記念物も含まれる。整地および用地準備に関わる経費も含まれる。 例として、１戸建て住宅ないし２つの住宅を含む建物および短期滞在者用でないその他の居住用建物のような、主要生産物分類(CPC)[a]細分類5211、居住用建物およびCPC小分類387、プレハブ建物。未完成住宅は、建設が自己勘定によるものであるか売却／購入契約の存在により所有権が証明されるかの理由によって、最終的な使用者が所有権を持つと見なされる限りにおいて含まれる。軍人用に取得された住宅は、非軍事単位により取得された住宅と同様に住宅サービスの生産のために使用されるので、ここに含まれる。
その他の建物および建築物(AN.1112)	居住用以外の建物およびその他の構築物。それぞれ、以下に定義する。未完成の建物および構築物は、建設が自己使用向けのものであるか売却／購入契約の存在により所有権が証明されるかの理由によって、最終的な使用者が所有権を持つと見なされる限りにおいて含まれる。軍事用に取得された建物および構築物は、それらが生産目的で取得された非軍事用建物と類似している限りにおいて含まれる。
非居住用建物(AN.11121)	住宅以外の建物。構築物の不可欠部分である定着物、施設および設備、また、整地および用地準備に関わる費用を含む。第一義的に非居住用建物として識別される歴史的記念物を含む。 例として、倉庫および工業用建物、商業用建物、公共娯楽用建物、ホテル、レストラン、教育用建物、健康用建物等のような、CPC細分類5212、非居住用建物に含まれる生産物がある。
その他の構築物(AN.11122)	建物以外の構築物。街路、下水溝および整地と用地の準備に関わる費用を含む。ただし、居住・非居住用建物についてのそうした費用に含まれるものは除く。居住・非居住用建物と

	しての識別が不可能な歴史的記念物および鉱業地下資源に関連した竪坑、トンネルおよびその他の構築物もまた含まれる。（洪水管理のためのダムおよび堤防のような大規模な土地改良は、土地の価値に含まれる。） 例として、高速道路、街路、道路、鉄道および滑走路；橋梁、高架高速道路、トンネルおよび地下鉄；水路、港湾、ダムおよびその他の給水設備；長距離パイプライン、通信線および送電線；地域に限定されるパイプラインおよびケーブル、付属土木工事；鉱工業用建造物；およびスポーツおよびレクリエーション用建造物のようなCPC小分類522、非軍事土木事業に含まれる生産物がある。
機械・設備(AN.1113)	最終消費目的で家計により取得されるもの以外の輸送機器およびその他の機械・設備。それぞれの定義は以下に与える。手工具のような相対的に高価でなく、相対的に安定して購入される工具類は除外される。住宅および非居住用建物に含まれる建物と一体の機械・設備もまた除外される。 未完成機械・設備は、生産が自己勘定によるものである場合を除き、除外する。なぜならば、最終的な使用者は、当該資産の引き渡しを受けるときにはじめて所有権を取得するとみなされるからである。軍事用として取得される機械・設備は、生産用として非軍事単位により取得された財貨と類似していてまた軍の使用方法が非軍事単位と同様である限りにおいて含まれる。 最終消費のために家計により取得された機械・設備は、資産として取り扱われない。それは、家計の貸借対照表にメモ項目「耐久消費財」として含まれる。主要な住宅として家計により使用される、ヨット、バージ、移動住宅およびトレーラー・ハウスは、住宅に含まれる。
輸送機器(AN.11131)	人および物の移動のための設備。例としては、自動車、トレーラーおよびセミ・トレイラー；船舶；鉄道および路面軌道の機関車および車両；航空機およびスペースクラフト；およびオートバイ、自転車等のような、CPC中分類49、輸送機器に含まれる、部品以外の生産物を含む。
その他の機械・設備(AN.11132)	他に分類されない機械・設備。例としては、CPC中分類43、一般機械；44、特殊機械；45、事務、会計および計算設備；46、電気機械・器具；47、ラジオ、テレヴィジョンおよび通信設備および機器；および48、医療機器、精密および光学機器、時計に含まれる部品以外の生産物を含む。その他の例としては、CPC小分類337、原子炉用核燃料要素(カートリッジ)；381、家具；383、楽器；384、スポーツ用具；および423、セントラル・ヒーティング・ボイラー以外の蒸気発生装置がある。ただし、それぞれ、部品を除く。
育成資産(AN.1114)	制度単位の直接の制御、責任および管理のもとに、繰り返し生産物を産出する、繁殖、搾乳、牽引などのための家畜およびぶどう園、果樹園およびその他の樹木のプランテーションであり、それぞれの定義は以下に与えられる。未成熟育成資産は、生産が自己勘定によるものでない限り除外する。
繁殖、搾乳、牽引などのための家畜 (AN.11141)	年々それが提供する生産物のために飼育される家畜。繁殖用家畜（魚類および家禽を含む）、乳牛、牽引用の動物、羊またはその他のウール生産用の動物および運搬用、競走用または娯楽用の動物を含む。
ぶどう園、果樹園ならびに繰り返し生産物を生じるその他の樹木のプランテーション (AN.11142)	果実およびナッツ、樹液および樹脂、および樹皮および葉のために栽培されるものを含む、年々産出する生産物のために栽培される（ぶどうの樹および灌木を含む）樹。

無形固定資産(AN.112)	鉱物探査、コンピューター・ソフトウェア、娯楽、文学または芸術作品およびその他の無形固定資産から構成される１年より長く使用することを意図した固定資産。それぞれの項目については、以下で定義する。
鉱物探査(AN.1121)	石油および天然ガスおよび非石油鉱床の探査に対する支出金額。該当する支出には、実際の試験的掘削（ドリリング）と試錐（ボーリング）費用のほか、そうした活動を実行することを可能にするために生じる、航空測量およびその他の測量の費用および輸送費用等とともに、プレライセンス費用、ライセンスおよび取得費用、評価費用が含まれる。
コンピューター・ソフトウェア(AN.1122)	システムおよびアプリケーション・ソフトウェア双方についてコンピューター・プログラム、プログラム説明書および補助材料。購入ソフトおよび自己勘定で開発されたソフトの双方が、支出が多額の場合、含まれる。 市場に向けられるものであるかどうかに関わらず、１年より長く使用すると考えられるコンピューター・データベースの購入、開発または拡張に対する多額の支出もまた含まれる。
娯楽、文学または芸術作品の原本(AN.1123)	演劇公演、ラジオおよびテレビ番組、音楽演奏、スポーツ行事、文学および芸術作品などが記録ないし体化されているオリジナル・フィルム、音響録音物、原稿、テープ、モデル等である。自己勘定で生産された作品を含む。映画フィルムのように、場合によっては、複数の原本がある。
その他の無形固定資産(AN.1129)	他に分類されない新しい情報、専門知識等で、その生産における使用が、それに対する所有権を確立している制度単位、またはその制度単位によりライセンスを付与されたその他の制度単位にのみ限定されるもの。
在庫品(AN.12)	生産資産であり、当期または以前の期間に存在するようになった財貨・サービスで、後日の販売、生産あるいはその他の使用のために保有されているもの。原材料および消耗品、仕掛品、製品および再販売品から構成される。それぞれの項目についての定義は、以下で与える。政府により保有されるすべての在庫が含まれる。その中には、戦略的物質、穀物その他その国にとって特別な重要性を持つその他の商品の在庫が含まれるが、それだけに限定されるものではない。
原材料および消耗品(AN.121)	所有者が、再販売することではなくて、自己の生産過程において中間投入として使用することを予定している財。
仕掛品(AN.A22)	部分的に完成しているが一層の加工なしにはその他の単位に引き渡されないか、または、未成熟でありその生産過程が同じ生産者により次の期間も継続されるような、財貨およびサービス。生産が自己勘定によるものであるか売却／購入契約が存在することにより所有権の所在が明示されているかのいずれかの理由によって、最終的な使用者が所有権を持つと見なされる、部分的に完成された財貨およびサービスが含まれる。それは育成資産に関する仕掛品およびその他の仕掛品から構成されるが、それぞれについては、以下に定義する。
育成資産の仕掛品(AN.1221)	屠殺によってのみ産出される生産物のために飼育される家畜。たとえば、商業的に飼育される家禽類および魚類。破壊により１回限りの生産物を産出する樹木およびその他の草木類および繰り返し生産物を産出する未成熟の育成資産。
その他の仕掛品(AN.1222)	生産者により部分的に加工、製作、または組立てがなされて

	いるが、通常一層の加工なしには、他の単位へ売却、発送、または引き渡しされることのない、育成資産以外の財。
製品(AN.123)	生産者により直ちに売却または発送が可能な財。
再販売品(AN.124)	卸売業者や小売業者のような企業により取得される財貨で一層の加工をすることなしに再販売することを目的としたもの（すなわち、顧客に対して魅力的であるように、それらを展示すること以外に、変形されることはない）。
貴重品(AN.13)	その主要な使用目的が生産または消費ではない生産資産で、実質価値が上昇すること、あるいは、少なくとも下落しないことが期待され、経時的に劣化せず、主として価値貯蔵媒体として取得、保有されているもの。貴重品は、貴金属および宝石、骨董品およびその他の美術品、およびその他の貴重品から構成される。それぞれの定義は以下で与える。
貴金属および宝石(AN.131)	生産過程への投入として使用することを目的として、企業により保有されるもの以外の貴金属および宝石。
骨董品およびその他の美術品(AN.132)	美術作品および骨董品と認められる絵画、彫刻等。
その他の貴重品(AN.139)	他に分類されない貴重品。収集品、貴金属や宝石からつくられた大きな価値を持つ装身具類など。
非生産資産(AN.2)	生産過程によって出現するもの以外の非金融資産。非生産資産には、有形資産と無形資産がある。非生産資産の所有権移転および大規模改良の費用を含む。
有形非生産資産(AN.21)	自然界で生起し、所有権の確立・行使、および移転が可能な非生産資産。公海および大気のように、所有権が確立されない、またはされ得ない環境資産は除外される。 有形非生産資産は、土地、地下資源、非育成生物資源および地下の水資源から構成される。それぞれの定義は以下で与える。
土地(AN.211)	所有権が確立・行使されている、地表土壌および関連地表水を含む地面。土地そのものと物理的に分離不可能な、大規模改良が行なわれている場合、それも含まれる。その上にあるか、またはそれを突き通して建造された建物またはその他の構築物；育成された農作物、樹木および動物；地下資源；非育成生物資源および地下の水資源は除外される。土地は、建物および構築物の敷地、耕地、レクリエーション用土地および関連地表水およびその他の土地および関連地表水から構成される。それぞれの項目については、以下に定義する。
建物および構築物の敷地(AN.2111)	住居、非居住用建物および構築物がその上に建設され、また、基礎が埋設される土地。農家・非農家とも住宅の一部とみなされる庭（裏庭なども含む）と農場への通路を含む。
耕地(AN.2112)	商業目的または自給目的で、農業および園芸生産が行なわれる土地。原則としては、プランテーション、果樹園、ぶどう園の土地を含む。
レクリエーション用土地および関連地表水(AN.2113)	民間所有のアメニティー・ランド、公園、遊園地、公的所有の公園やレクリエーション用地として使用される土地で、関連地表水を含む。
その他の土地および関連地表水(AN.2119)	他に分類されない土地で、個人の庭園、自給目的または商業目的で耕作されるものではない土地、共同牧草地、農家・非

	農家の住宅の一部とみなされる庭（裏庭なども含む）の範囲を超えて住宅の周囲に存在する土地およびそれらの関連地表水を含む。
地下資源(AN.212)	現在の技術と相対価格を所与として、経済的に採掘可能な地表あるいは地下に位置する鉱物資源の確認埋蔵量。地下資源の所有権は、通常土地そのものと分離可能である。地下資源は、石炭、石油および天然ガス資源、金属鉱物資源および非金属鉱物資源から構成される。それぞれの項目については、以下に定義する。
石炭、石油および天然ガス資源(AN.2121)	無煙炭、瀝青炭および褐色炭鉱床；石油および天然ガス埋蔵量および油田。
金属鉱物資源(AN.2122)	鉄、非鉄および貴金属鉱石床。
非金属鉱物資源(AN.2123)	採石場、粘土・砂の採取場；化学および肥料用鉱物資源；岩塩鉱床；石英、石膏、宝石の原石、天然アスファルトおよび瀝青、石炭および石油以外の泥炭その他の非金属鉱物の鉱床。
非育成生物資源(AN.213)	所有権が確立・行使されるが、その自然成長あるいは世代交代またはその両方が、制度単位の直接の統御、責任および管理のもとにない、動物および植物。１回限り生産物を産出するものと繰り返し生産物を産出するものの双方を含む。例として、その国の経済領域内にある処女林や漁場があげられる。現在、または近い将来に経済目的のために利用可能になりそうな資産のみが含まれる。
地下の水資源(AN.214)	帯水層およびその他の地下水源のうち、稀少価値をもつため、所有権あるいは利用権またはその両方が確立・行使されるようになるか市場評価をもつようになり、なんらかの経済的支配の手段のもとに入るようになったもの。
無形非生産資産(AN.22)	社会の概念上の構成物(constructs of society)であるさまざまな非生産資産。それらは、特許の授与または第三者に対する経済的便益の譲渡のような法的または会計上の行為により証明される。あるものは、その所有者に対して、ある特定の活動に従事する権利を与えるか、所有者の許可なしにそうすることからその他の制度単位を排除する権利を与える。無形非生産資産は、特許実体(patented entities)、賃貸借権およびその他の譲渡可能な契約(leases and other transferable contracts)、買入のれん(purchased goodwill)およびその他の無形非生産資産から構成される。
特許実体(AN.221)	法律または判決により、特許保護が付与され得る技術的新規性のカテゴリーにおける発明。例として、物質、過程、メカニズム、電気・電子回路および装置、薬品処方の構成および生物新種の考案などを含む。
賃貸借権およびその他の譲渡可能な契約(AN.222)	賃借者が賃貸者から独立に第三者に賃借権を譲渡する権利を持つ賃貸借権または契約。例として、土地および建物およびその他の構築物の賃貸借権、鉱物鉱床の採掘または漁場の利用に関する独占的権利、陸上競技の選手および著作家との譲渡可能な契約およびまだ生産されていない有形資産を購入するオプションを含む。機械のレンタルに対する賃貸借権は、非金融無形資産から除外される。
買入のれん(AN.223)	ゴーイング・コンサーンとしての企業に支払われた価値と、個別に識別され評価された資産合計からやはり個別に識別され評価された負債合計を控除したものとの差。したがって、

	のれんの価値は、資産として個別に識別することはできないものの、事業に長期的利益をもたらすすべてのものを含むとともに、ひとまとまりの資産がいっしょに使われた場合、それは、個々にばらばらにされた資産の単なる集まりではないという事実の価値を含むものである。
その他の無形非生産資産(AN.229)	他に分類されない無形非生産資産。
金融資産(AF)	制度単位により、個別的または集合的に所有権が確立・行使され、その所有者が、一定期間保有・使用することから経済的利益が導出される実体であるが、「体系」における他の制度単位の側に対応する負債があるという点で異なる。ただし、貨幣用金（貨幣としての金）および特別引出権は例外である。 文脈上必要な場合を除いて、「金融資産」は負債を含むものとして解釈されるべきである。
貨幣用金およびＳＤＲ(AF.1)	対応する金融負債のない金融資産。貨幣用金および国際通貨基金により発行される特別引出権が該当する。それぞれの定義は以下で与える。 貨幣用金：通貨当局または通貨当局の有効な統制にしたがう他の単位により金融資産として保有されなおかつ外貨準備の一部でもある金。それ以外の金は、所有主体が何であっても商品－在庫品あるいは貴重品－として取り扱われる（通貨当局により保有されるノンリザーブゴールドや中央銀行以外の金融機関により保有されるすべての金も同様である）。 特別引出権：国際通貨基金により創造され、既存の準備資産を補うために加盟国に対して配分される国際準備資産。それらは、公式保有者－通常は、中央銀行－により独占的に保有される。
現金通貨および預金(AF.2)	支払いのために使用され、広義の貨幣に含まれる金融資産である。通貨、通貨性預金およびその他の預金から構成される。以下に、各項目の定義を与える。なお、現金通貨および預金に関して、それが自国通貨建てであるか、外国通貨建てであるかによって、また、預金に関しては、それが居住者制度単位の負債であるか、海外の負債であるかによって、区別がなされる。
現金通貨(AF.21)	支払いのために一般に使用される、流通中の紙幣および硬貨。（実際に流通していない記念硬貨は除外される。）
通貨性預金(AF.22)	(A)違約金なしに、または制限なしに、額面で要求次第交換可能であり、(B)小切手または銀行振替により自由に振替可能であり、(C)かつ、その他のかたちで支払い目的で一般に使用されている預金。
その他の預金(AF.29)	中央銀行、その他の預金取扱機関、政府単位および、ある場合にはその他の制度単位に対するものも含め、預金証明により示される、通貨性預金以外の債権。例として、通貨性をもたない（振替可能でない）貯蓄預金、定期預金および外貨建ての通貨性をもたない（振替可能でない）預金を含む。さらに、以下のような項目が含まれる。貯蓄貸付組合、住宅金融組合、信用組合および類似の団体により発行された出資金ないし類似の預金証明；貸付により証明されるもの以外の国際準備の構成要素である国際通貨基金に対する債権。オプションまたは先物契約に関係する証拠金支払いおよびその国の広義の貨幣の定義の１部分と見なされる場合、オーバーナイト

および超短期の現先取引。

株式以外の証券(AF.3)

通常は金融市場において取引され、（手形のように）特定日に、明記された固定金額に対する無条件の権利を付与したり、（債券や社債のように）固定貨幣所得または契約上決定される変動貨幣所得を受け取る無条件の権利を保有者に付与する金融資産。永久債券を除き、債券および社債は、保有者に、特定日または複数の特定日に元金の返済として、固定金額に対する無条件の権利を付与する。例として、手形、債券、社債、取引可能な金融派生商品、譲渡性預金証書、銀行引受手形、コマーシャル・ペーパー、貸付またはその他の資産により裏付けされた譲渡性をもつ証券、固定所得を支払うが、残余収益または企業価値への参加権を規定しない優先株および株式に転換可能な債券。以下に定義されるように、株式以外の証券は、短期および長期に細分される。

短期(AF.31)

１年以下の当初満期をもつ株式以外の証券。しかし、各国間の実務上の差異を考慮し、最長２年以下の当初満期をもつ株式以外の証券として定義することもできる。１年以下の満期をもつ証券は、たとえそれがニフ（note issuance facilities）のような長期にわたる便宜提供のもとで発行されたとしても、短期に分類されるべきである。

長期(AF.32)

１年超の当初満期をもつ株式以外の証券。しかしながら、各国間の実務上の差異を考慮し、長期を２年を超える当初満期を含むように定義してもよい。選択的満期をもつ債権のうち、その最終満期が１年を越えているものおよび満期の定めがない債権は、長期として分類されるべきである。

貸付(AF.4)

債権者が債務者に直接資金を貸し付けるときに創造され、譲渡不能文書により証明されるか、賃貸者が取引を証明する証券を受取らない金融資産。割賦販売貸付、賃貸借売買（ハイア・パーチェス）信用、企業間信用をファイナンスするための貸付、貸付により証明された国際通貨基金に対する請求権、その国の広義貨幣の定義に含まれない現先取引およびファイナンシャル・リースならびに同様な取り決めはここに含まれる。以下に定義するように、貸付は、短期と長期に分けられる。

短期(AF.41)

通常は１年以下の当初満期をもつ貸付であるが、各国間の実務上の差異を考慮し、最長２年以下の当初満期をもつ貸付として定義してもよい。要求次第返済しなければならないすべての貸付は、１年超の期間未返済であることが予想されても、短期として分類されるべきである。

長期(AF.42)

通常は１年超の当初満期をもつ貸付であるが、各国の実務の差異を考慮し、例外として長期を２年超の当初満期を要求するようにしてもよい。抵当により保証される貸付をその他の長期貸付と区別することも有益であろう。

株式およびその他の持分(AF.5)

すべての債権者の請求権が満たされた後に法人企業に残される、法人企業の残余価値に対する請求権を認知する証書および記録である金融資産。持分証券は、あらかじめ決まった額の所得に対する権利を与えるものではないし、法人企業の解散に際して固定金額に対する権利を提供するものでもない。持分の所有権は、通常、株式、参加権、または同様な文書により証明される。優先株であっても、法人企業の解散の際に、残余価値の分配への参加権を規定するものは含まれる。
準法人企業に対する所有者の純持分は、分類中別個のカテゴリーとして区別されるものではないが、株式およびその他の

	持分の構成要素の１つである。
保険技術準備金(AF.6)	未解決のリスクに対する準備金、利益付き保険のための準備金、保険料の前払いおよび未払い保険金に対する準備金である金融資産。保険技術準備金は、生命保険企業または非生命保険企業（相互組織のもの法人組織のもの）だけでなく、保険企業の内訳部門に含まれる自律的年金基金や基金を運営する制度部門に含まれる非自律的な年金基金の負債。保険技術準備金は、生命保険準備金および年金基金に関する家計の純持分および保険料の前払いおよび未払い保険金のための準備金とに細分割される。それぞれの定義は以下の通りである。
生命保険準備金および年金基金に関する家計の純持分(AF.61)	相互組織であるか法人組織であるかにかかわらず、保険企業によって、または年金基金によって生命保険契約および年金契約に対して保有される準備金。こうした準備金は、保険契約者の資産であって、それを運営する制度単位のものではないと考えられる。 生命保険および年金基金の準備金は、未解決リスクに対する準備金および利付きの養老保険または類似の保険証券の満期価値を増加させるような利付き保険のための準備金から構成される。
保険料の前払いおよび未払い保険金に対する準備金(AF.62)	保険料の前払いとしての準備金は、一般に、保険料が前払いされるという事実に由来する。そのような準備金は、保険契約者の資産である。 未払い保険金に対する準備金は、未支払いの保険金請求または係争中の保険金請求に関して、彼らが支払うことが予想される金額をカバーするように、保険会社が保有する準備金である。未払い保険金に対する準備金は、保険金の受取人の資産であると考えられる。
その他の受取債権および支払債務(AF.7)	以下にそれぞれ定義される売上債権および買入債務とその他の受取予定項目・支払予定項目から構成される金融資産。
売上債権および買入債務(AF.71)	直接、法人企業、政府、非営利団体、家計および海外へ供与される、財貨・サービスに関連する売掛金など、また、進行中または着工予定の事業に関する前貸（進行中の工事については、在庫に分類されるものに限定する）。
その他(AF.79)	前項までにあらわれたものを除く、（たとえば、税、配当、証券の購入および売却、賃貸料、賃金・俸給および社会負担に関する）受取債権および支払債務。基礎資産に資本化されない、発生利子で未払いのものを含めてよい。
メモ項目	「体系」では、中枢体系では別個に識別されない資産のうち、特定領域の分析的関心の対象であるものを示すメモ項目がいくつか設定されている。
耐久消費財(AN.m)	最終消費のために家計により取得される耐久財。（すなわち、価値保蔵目的で家計により使用されるものでもないし、生産目的で家計により所有される非法人企業により、使用されるものでもない。）
海外直接投資(AF.m)	海外直接投資の実行または受入れから生ずる金融資産および負債は、上掲のカテゴリーのうち適切なもの、すなわち株式およびその他の持分、貸付およびその他の受取債権および支払債務といったカテゴリーのもとに記録されているはずである。しかしながら、こうしたカテゴリーのそれぞれに含まれる海外直接投資の額は、メモ項目としても別個に記録される

ページ

(注a)『暫定主要生産物分類 (Provisional Central Product Classification)』 (United Nations publication, Sales No. E,91,ⅩⅦ.7)

第ＸⅣ章　海外勘定（対外取引勘定）

Ａ．序論

14.1. 「体系」において、居住者たる諸制度部門の勘定は、経済活動の様々な側面、すなわち、生産、所得の発生や分配および再分配、消費そして蓄積を描写する。関連する諸勘定は、一国経済の居住者たる諸制度部門間で発生する取引と海外を構成する非居住者単位との取引との両方をとらえるものとなっている。同様に、「体系」の貸借対照表は、居住者たる制度部門の他の各部門に対する資産・負債残高とともに、海外に対するそれを含んだものである。

14.2. 「体系」は、あらゆる取引の両端が記録されているという意味で、閉じている。すなわち、各々の取引は、「使途」すなわち「体系」のある部分からの支出として、かつ「源泉」すなわち「体系」の別の部分への収入として示される。こうした取引の結果として、また別種のフロー、すなわち補償されない没収または災害等による資産の壊滅的損失のようなその他の資産量変動の結果として、さらに、保有利得ないし損失の結果としても会計期間中の資産残高は変化する。

14.3. 「体系」の取引者と資産・負債の保有者は、所与の経済の居住者たる制度単位である。「体系」が閉じられるためには、２つの居住者単位の「使途」または「源泉」に反映されるのではなく、１つの居住者単位だけに反映されるフローをとらえる部分が与えられなければならない。その部分は、「体系」では、「海外」として知られている。海外勘定は、わずかな変化はあるものの一般的な会計構造に従い、一国経済と海外との間で生ずる取引の全範囲をとらえるために必要ないくつかの勘定カテゴリーから成り立つ（表14.１を参照）。それは、具体的に次のものである。

(a)財貨・サービスの対外勘定、

(b)第１次所得および経常移転の対外勘定、

(c)対外蓄積勘定。これは以下の勘定から成る。

(ⅰ)資本勘定。これは、資本移転および非生産非金融資産の取得マイナス処分に関する取引を取り扱う。
(ⅱ)金融勘定。金融資産・負債の取引を取り扱う。
(ⅲ)の他の資産量変動勘定。補償されない没収等を取り扱う。そして
(ⅳ)再評価勘定。名目保有利得と損失を取り扱う（勘定(ⅲ)と(ⅳ)は、取引に基づかない対外資産・負債の変動（フロー）を反映する）。
(d)対外資産・負債勘定。これは期首と期末の貸借対照表および期首と期末の貸借対照表の間の資産・負債の価値変動を表わす。
14.4. 上記の各勘定に表示される全項目をフルにカバーした説明が、関連するバランス項目の説明とともに本章の次節以降に現れる。ここで、海外勘定は海外の立場で表示されており、そのため海外の源泉は一国経済の使途であり、その逆の場合は逆であるということが注意されるべきである。もしバランス項目がプラスであるなら、それは海外の黒字と一国経済の赤字を意味し、もしバランス項目がマイナスであるなら逆のことになる。
14.5. ある意味において、海外勘定には固有の性質がある。実際、それは、生産、消費、資本形成等のようなどんな特定タイプの経済活動とも結びついていない。その代わりに、居住者制度単位と非居住者単位間の経済活動の全種類にかかわるあらゆる取引が、海外勘定という包括的な見出しのもとにとらえられる。
14.6. 居住者たる制度部門の所得の第1次分配勘定中の財産所得に関するフローは、海外からの（への）受取（支払）財産所得という要素を含み、この要素は、第1次所得および経常移転の対外勘定に反映される。居住者制度部門の所得発生勘定のなかで、項目「雇用者報酬」は非居住者たる雇用者に対して支払われるべき所得を含むが、それは第1次所得および経常移転の対外勘定の源泉側にも記録される。同様にして、居住者制度部門の金融勘定内の取引は、対外蓄積勘定の金融勘定部分の中に対応項目を見いだす非居住者に対する金融手段の取引を含む。このような見方からみると、海外勘定の様々な構成部分は、実際には、居住者たる制度部門に関する勘定系列の補完物である。

Ｂ．居住

14.7. ある経済の部門および内訳部門は、その経済の居住者たる２つの主要な制度単位――(a)家計を構成する諸個人を含む家計と、(b)法人企業および準法人企業（たとえば、外国の直接投資主体の支店）、非営利団体（ＮＰＩ）そしてその経済の政府のような、法的・社会的実体から成り立つ。居住は、とりわけ居住者と非居住者との取引を記録する海外勘定においては、制度単位の重要な属性である。生産者の居住属性が、国内生産の範囲を決定し、そして国内総生産（ＧＤＰ）と「体系」内の多くの重要なフローの測定に影響を与える。なお本マニュアルの居住の概念と範囲は、国際通貨基金（ＩＭＦ）の『国際収支マニュアル』におけるものと同一である。

14.8. ここで用いられている居住の概念は、国籍あるいは法律上の基準に基づくものではない（もっとも、それは多くの国で為替管理、課税あるいはその他の目的のために用いられている居住の概念に類似しているかもしれない）。さらにまた、政治的な目的のために認識されうる一国の境界は、必ずしも経済的な目的に対して適切であるとは限らない。そこで、居住の概念が適用される適切な地理的範囲として、一国の「経済領域」の概念を導入することが必要である。そのうえで、制度単位が、問題の国の経済領域に経済的利害の中心を持つときに、その制度単位を居住者単位であるという。以下で、「経済領域」および「経済的利害の中心」により意味されていることを説明する。

１．一国の経済領域

14.9. 一国の経済領域は、その内部で人、財貨および資本が自由に動き回り、一国の政府により統治されている地理的領域から成り立つ。それは、臨海国の場合、本土と全く同じ財政・通貨当局の統治下にあり、財貨と人がなんらの関税または入国の手続きなしに島から本土へ、また本土から島へと自由に移動することがで

きる、その国に属する島嶼を含む。一国の経済領域は次のものを含む。(a)領空、領海、そして国が占有権を持つかまたは漁業権もしくは海底下の燃料や鉱物の開発権について支配力を持つ、あるいは持つと主張する公海下の大陸棚、(b)海外にある飛び領土（他国に位置しており、外交、軍事、科学またはその他の目的――大使館、領事館、軍事基地、科学観測所、情報局または移民局、援助機関等――のために、それらが物理的に所在している国の政府との正式な政治的協定により、それらを所有または賃借する政府によって使用されている明確に区画された土地の区域。財、あるいは人は、母国とその海外の飛び領土との間を自由に移動できるが、もしその飛び領土の外に移動するのであれば、彼らが所在する国の政府の管理に従うことになる。）、(c)免税地域、保税倉庫、税関の監督下にあるオフショア企業によって操業される工場（これらは、それらが物理的に所在する国の経済領域の一部を形成する）。

14.10. 国際機関（第Ⅳ章を参照）の経済領域は、それが管轄権を持つ飛び領土または複数の飛び領土から成る。すなわち、これらは国際機関が所有または賃借し、それが物理的に所在している国または国々との正式な協定により、その機関が創設された目的のために使用する、土地または構築物の明確に区画された区域から成り立つ。

14.11. 以上から一国の経済領域は、その国の地理的境界内に物理的に所在する外国政府または国際機関により使用されている飛び領土を含まないことになる。

２．経済的利害の中心

14.12. 無期限にまたは限定されながらも長期間にわたり、そこでまたはそこから制度単位がかなりの規模で経済活動と取引に従事し、かつ従事の継続を意図する場所――住居、生産の場所、あるいはその他の土地・建物――が一国の経済領域内に存在するとき、その制度単位はその国内に経済的利害の中心を持つといわれる。その場所は、経済領域内にあるかぎり、固定される必要はない。

14.13. 制度単位が１年もしくはそれより長期にわたり国内でかなりの規模での経済活動または取引にすでに従事しているか、そうすることを意図しているのであれば、その国内に経済的利害の中心を持つと仮定することは、多くの場合、合理

的である。通常、１年という期間にわたる経済活動と取引の遂行は利害の中心の存在を意味する。しかし特定の期間の長さの選択は幾分恣意的であり、１年を融通のきかない原則としてではなく、単に指針として提案しているということが強調されねばならない。

14.14. 一国の経済領域内の土地および構築物の所有権は、所有者がその国に経済的利害の中心を持つために、それだけで十分であると考えられる。土地と建物は明らかに、それらが所在している国の中で生産の目的に使用されるしかなく、それらの所有者は所有者としての資格でその国の法律と規制に従う。しかしながら、所有者が外国の居住者であり、彼が所有する土地と建物が所在している国に対して、その土地と建物以外にはいかなる経済的利害を持たない、ということがあるかもしれない。そのような場合、その所有者は、あたかも彼が所有権をその国に実際に居住している概念上の制度単位に移転したかのように取り扱われる。概念上の単位そのものは、準法人企業が所有者によって所有され支配されるのとほぼ同様に、非居住者である実際の所有者によって完全に所有され支配されているかのように取り扱われる。このようにして、土地および建物の賃借人によって支払われる地代および賃借料は、概念上の居住者単位に支払われ、そして、その概念上の単位が非居住者である実際の所有者に財産所得の移転を行うものと考えられる。

３．家計および個人の居住

14.15. 家計は、家計の構成員が主要な住居として取り扱いかつ使用する、当該国内のひとつの住居を維持するか、あるいはいくつかの住居を転々とする場合でも、同一国内に住居をもち続ける場合に、当該国に経済的利害の中心を有する。同じ家計に属するすべての個人は、同一国の居住者でなければならない。もし、現存する家計の構成員が、もはやその家計が居住している国の居住者ではないと考えられるならば、その個人はその家計の構成員ではないことになろう。

14.16. 経済領域を離れて限定された期間（すなわち１年未満）の後に同じ家計に復帰する居住者家計の構成員は、たとえその個人が経済領域の外に頻繁に旅行するとしても、居住者であり続ける。その個人の経済的利害の中心は、家計が居住

している経済の中に存続する。そのような個人についての以下にあげるカテゴリーは、居住者として取り扱われる。

(a)旅行者または渡航者。すなわち、レクリエーション、ビジネス、保健、教育（以下の段落14.20を参照）、宗教あるいはその他の目的で、1年未満の期間で経済領域を離れる個人。

(b)個人の属する家計が居住している経済領域と異なる経済領域で、その期間の一部または全部にわたって労働する個人。

(ⅰ)季節的に変動する労働需要に対応する場合など、他国で1年の一部の期間労働し、その後に家計に復帰する労働者。

(ⅱ)隣国で労働するために、毎日あるいは幾分非定期的に（たとえば毎週）、国境を越える越境労働者。

(ⅲ)国際機関の飛び領土内で働く、それら機関の職員。

(ⅳ)外国の大使館、領事館、軍事基地等の現地採用職員。

(ⅴ)船舶、飛行機など、経済領域の外部で部分的にあるいは全面的に操業している可動設備の乗組員。

14.17. 個人が居住者でなくなる可能性の高い状況は、その個人が外国で1年もしくはそれより長期間、継続して居住または労働する時である。もしその個人が、彼もしくは彼女の出身家計に短期の滞在で非常に少ない回数でしか復帰せず、さらに労働している国に新しい家計を構えるか、またはある家計に加わるならば、その個人はもはや出身家計の構成員として取り扱うことはできない。個人消費のほとんどは、彼が生活しまたは労働している国で生じ、個人は明らかにそこに経済的利害の中心を有する。

14.18. 個人が彼の母国の居住者である企業により法律的には雇用され報酬が支払われる状態が続いていても、その個人は、もし1年ないしそれ以上の期間その国で継続的に労働するならば、滞在国の居住者として取り扱われるべきである。以下で説明するように、このような状況では、その個人は母国企業によって所有されかつ労働が行なわれる国の居住者である準法人企業により雇用されているか、さもなければ外国の主体により雇用されているか、のいずれかとして取り扱われなければならない。後者の場合として、1年もしくはそれより長期の契約ないし派遣により外国で作業する技術援助スタッフを含むことが意図されている。長期

間派遣される技術援助スタッフは、彼らが作業をする国の居住者として取り扱われなければならず、そして彼らの作業に実際に資金供給している政府または国際機関の代わりに、彼らの受け入れ国政府によって雇用されているとみなされなければならない。その場合、彼らの俸給や手当ての費用を賄うために、彼らを実際に雇用している政府または国際機関から受け入れ国政府へと、資金の移転が帰属されなければならない。

14.19. 政府が海外の自国の飛び領土で雇用している軍人および外交官を含む文官についての状況は異なっている。これらの飛び領土――軍事基地、大使館等――は、雇用している政府の経済領域の一部を形成し、そして職員はしばしば飛び領土で労働すると同時に生活している。それゆえ、政府がそのような飛び領土に労働のために派遣する雇用者は、どれほど長期間にわたり飛び領土で労働しようとも、その母国に経済的利害の中心を持ち続ける。彼らはたとえ飛び領土の外に居住するとしても、母国における居住者であり続ける。

14.20. 最後に、学生は母国の家計の一部を形成し続けるならば、どれほど長期間にわたり留学していようとも、母国の居住者として取り扱われるべきである。このような状況では、彼らの経済的利害の中心は、留学している国よりもむしろ母国に存続する。海外で医療を受ける患者もまた、彼らが母国の家計の一部を形成し続けるならば、たとえ彼らの滞在が１年またはそれより長期であっても、母国の居住者として取り扱われる。

14.21. いくつかの国に住居をもつ個人の取扱いについて、（たとえば、４ヶ国に３ヶ月ずつというように）そうした住居に１年のうち短期間ずつ滞在する個人の場合、経済的利害の中心は、「国際的」であり、特定の国にあるわけではないことが多い。課税上の地位、市民権（二重でありうる）等の要素を考慮すべきであるが、「体系」は特定の取り扱いを勧告しない。後者は、当該経済の裁量に委ねる。できれば、国際的な比較可能性を促進することとの調和が計られるべきである。

４．法人企業および準法人企業の居住

14.22. 法人企業および準法人企業は、そこで財貨ないしサービスのかなりの量の生産に従事しているか、あるいはそこに所在する土地または建物を所有しているとき、その国（経済領域）に経済的利害の中心を持ち、その国の居住者単位であるといわれる。それらは、段落14.23で取り扱われるその他の条件と併せて、無期限にまたは長期間――１年もしくはそれより長期という指針が示されるが、柔軟に適用される――にわたり操業することを計画する、少なくとも一つの生産事業所をそこに維持しなければならない（法人企業、準法人企業およびその他の制度単位の詳細な記述については、第Ⅳ章を参照）。

〈生産の帰属〉

14.23. 経済領域の外部で居住者単位の人員（および工場、機械設備）によりなされた生産は、受け入れ国の生産の一部として取り扱われるべきであり、その単位は、もしそれが上で言及した条件（段落14.22を参照）を満足するならば、当該国の居住者単位（支店ないし子会社）として取り扱われるべきである。そのような単位は、通常、その活動についての完全かつ独立した勘定のセット（すなわち、所得計算書、貸借対照表、親企業との取引の記録）を維持し、受け入れ国に所得税を支払い、かなり大きな物理的な存在となっており、自己の勘定で事業資金を受け取る、等々である。上の考察は、居住者たる生産者によって海外で遂行される建設活動という特定の場合にも適用される。もしそうした条件が存在しないならば、その活動は居住者たる企業によるサービス輸出として分類されるべきである。生産は、それが（たとえ物理的な過程が経済領域の外部で生じようとも、居住者によって遂行される）国内生産として分類される場合にのみ、そのような輸出を生じることになる。完成までにしばしば数年を要し、そしてある経済における非法人の現場事務所を通して非居住者単位によって遂行され管理される大型の特別プロジェクト――橋梁、ダム、発電所等――にかかわる建設については、当然特別な言及を必要とする。ほとんどの場合そのような現場事務所は、その生産を居住者単位として取り扱うために要求される基準を満たすであろう。したがって、その生産は、受け入れ国経済へのサービス輸出ではなく、（支店もしくは関係会社の生産がそうであるように）受け入れ国経済の生産の一部として取り扱わ

れることになるであろう（さらに進んだ議論と据え付けプロジェクトの取り扱いについては、以下の段落14.101-14.103を参照）。

14.24. 製造工程（他の場所で製造された構成部品の組み立てを含む）に従事する「オフショア」単位は、それが所在する経済の居住者である。このことは、関税やその他の規制あるいは許可の取得が免除される特別「区」内にそれが所在するかどうかにかかわらず適用され、また、いわゆる特殊目的単位を含む、非製造業活動（すなわち貿易企業や金融機関）にも適用される。

〈可動設備を操業する単位〉

14.25. 居住者の決定に関する原則は、船舶、航空機、掘削装置とそのプラットフォーム、鉄道車両等のような可動設備を使用し、それを居住者として属する経済領域の外部――(a)公海ないし公空(inter-national water or airspace)または(b)他国の経済――で操業する単位にも、同様に適用される。第１のケース(a)では、これらの活動は操業者が居住する経済に帰属されるべきである（同じ原則は、１年未満を除く期間の間活動が１つ以上の経済で行なわれる場合にも、適用される）。第２のケース(b)では、その単位は活動（生産）が行なわれる経済の居住者である。ただし、以下の条件が満たされていることとする。すなわち、その活動が操業者によって会計的に分離され、現地の課税当局および許認可当局にもそのように認識されていることを条件とする。さもなければ、その活動は原操業者の居住国に帰属されるであろう。操業が１単位によって、規則的かつ継続的に２つないしはそれ以上の国々で一鉄道網の操業のように――行なわれる場合、その単位は経済的利害の中心をその各々の国に持つと考えられ、それゆえ上記(b)の制限条件を満たすので、各国の居住者単位に分割することとする。ある単位に可動設備を別の単位が長期または無期限にリースする場合は、賃借者である単位が操業者であるとみなされ、活動は賃借者である単位が居住する国に帰属される。

14.26. 便宜置籍船の場合、所有権にかかわる複雑な取決め、船舶の操業と用船の形態、そしてほとんどの場合船籍国が操業者（または所有者）の居住国と異なるという事実のために、操業単位の居住地を決めることは困難であることが多い。

それにもかかわらず、原則として海運活動は、操業単位の居住国に帰属されるべきである。その単位が納税上の目的または他の考慮から操業を管理するために外国に支店を設置（直接投資）する場合は、操業はその国の居住者（支店）に帰属されるべきである。

14.27. 協同で活動する２つまたはそれ以上の政府の特別立法により設立され、かつ関係各国に登録された法人から成り立つために、可動設備を操業する単位の居住地を決定することが困難でありうるある例外的なケースがある。そのような単位の取り扱いには２つの方法がある。第一は、すべての取引を、彼らが出資した金融資本の額に応じてまたは法人の持分に対する彼らの割合に応じて、関係各国に配分することである。第二の可能性は、その法人企業を本社所在国の居住者として取り扱うとともに、その法人企業が他国内にもつ建物や土地をその所在国の居住者たる海外支店（直接投資企業、以下の段落14.152を参照）として取り扱うことであろう。すべてを考慮すると、第一の方法が望ましいが、そのような法人を取り扱ういずれの方法も、本体系および『国際収支マニュアル』双方の一般原則と整合しており、その間の選択は協同国による整合的な取り扱いを考慮して統計上の便宜に基づいて行なってよい。

14.28. 代理店については、取引は、本人である単位の経済に帰属されるべきであり、当該単位を代理しているまたはその単位の利益のためにそれに代わって行動する代理店の経済に帰属されるべきではない。しかしながら、代理店により本人である単位に提供されるサービスは、代理店が居住者となっている経済に帰属されるべきである。

５．非営利団体の居住

14.29. 非営利団体は、それが経済的利害の中心を持つ国または経済領域に居住するが、ほとんどの場合その経済領域は、その法律と規制のもとで非営利団体が創設され、かつその存在が法的・社会的実体として公的に認定され記録されている国に一致する。実際には、大多数の非営利団体の居住地を曖昧さなしに決定することができる。しかしながら、非営利団体が国際的な規模で慈善または救援活動に従事するとき、救援活動を行なっている個々の国で支部を維持する可能性があ

り、そうした支部の居住地を特定する必要がある。非営利団体が特定国に１年またはそれより長期にわたって支部または単位を維持する場合、その支部または単位は、大部分あるいは完全に海外からの移転で資金が賄われようとも、その国の居住者たる非営利団体とみなされるべきである。

６．一般政府

14.30. ある経済の居住者たる一般政府諸機関には、領土内に所在する中央、州、および地方政府のすべての省庁、施設および諸組織と、他国に所在する大使館、領事館、軍用施設そして一般政府のその他の機関が含まれる（一般政府に関する詳細な記述は、第Ⅳ章の段落14.113-14.130を参照）。

14.31. 外国の一般政府の大使館、領事館、軍用施設およびその他の機関は、それらが物理的に所在している経済からは治外法権区域であるとみなされるものである。飛び領土が所在する経済の居住者たる生産者によって大使館、構築物およびその他の建造物が治外法権区域である飛び領土に建設される場合、それは、その経済の生産および輸出の一部となる。外国の外交、軍事およびその他の施設の現地採用職員に対して支払われる賃金および俸給は、その職員が所属する家計が所在する経済の居住者に対する支払いである。

14.32. 国際機関（第Ⅳ章の段落4.163および4.164を参照）は、それが所在し、あるいはその業務を遂行する経済を含むいかなる国の経済の居住者ともみなされない。それは、当該経済により治外法権下にあるものとして取り扱われる（しかしながら、これらの機関により運営されている年金基金は、その機関が所在している経済の居住者として取り扱われる）。これらの機関の雇用者は、それにもかかわらず、いずれかの国の経済の居住者であり、とりわけ彼らが１年またはそれより長期にわたり住居を定めると考えられる経済の居住者である。ほとんどの場合、その経済は所与の国際単位が所在しているか、雇用者が国際機関のために技術援助またはその他の活動に従事している経済であろう。この結果、国際機関によりその雇用者に支払われる賃金および俸給は、これらの雇用者が１年またはそれより長期にわたり配属される経済の居住者に対する支払いであるということになる（技術援助スタッフについての詳細は、前出の段落14.18を参照）。

14.33. 対照的に、２つあるいはそれより多くの政府により共有されている法人または準法人企業は国際機関として取り扱われるのではなく、他の法人企業と同様に、その領域で当該単位が活動している経済の居住者とみなされる。

７．地域的中央銀行

14.34. 地域的中央銀行は、加盟国グループに対する共通の中央銀行として行動する国際金融機関である。このような銀行は、ある国に本部を持ち、加盟国のそれぞれに各国の事務所を設置している。各国の事務所は、その国に対する中央銀行として行動し、その機関の本部とは別個の制度単位として取り扱わなければならない。各国の事務所は、それが所在する国の居住者単位である。地域的中央銀行の金融資産・負債は、その資産全体に対して各国事務所が有する請求権に応じて各国事務所に配分されるべきである。

Ｃ．一般的勘定規則

１．評価

14.35. 市場の当期価格は、財貨およびサービス（のフロー）、所得分配と再分配、金融資産・負債の取引と資産・負債残高の双方に関する海外勘定における評価の基準である（第Ⅲ章の段落3.70-3.72を参照）。それゆえ、取引は取引者間で合意された現実の価格で評価されるべきであるが、資産・負債残高は、バランスシートが関係する時点での時価により評価されるべきである（原則を適用するのが困難である事例については、以下を参照）。

〈財貨〉

14.36. 財貨の輸出と輸入は、一様評価地点(the point of uniform valuation)（財貨が輸出される経済の税関国境）の市場価額で記録されるべきである。すなわち、財貨はその国境でのf.o.b.（本船渡し）で評価される。その評価は、財貨の評価と、必要な場合には、以後の輸送のために輸送機器に積載する費用を含めその地点に至るまでの関連流通サービスの評価を含んだものである。

14.37. 概念上、f.o.b.価格は、財貨が輸入者自身の輸送機器または他の輸送機器に積載された後に、輸出税の支払いまたは税金払い戻しの受取りのあとで輸出者の国境において、財貨を引き取る輸入者により支払われるであろう購入者価格と考えられる。この評価法は暗黙的に、本体系および国際収支統計における財貨の輸出とサービスの輸出との間の境界線を定める。輸出される財貨を国境まで輸送する費用は、その他の生産費用と同様に取り扱われ、それゆえ要求された場所に財貨を届ける費用の不可欠な一部である。一般的に財貨の購入者価格は、輸送費用をその他の生産費用と異ならないように取り扱うという内容をもつ特定の場所における財貨の評価の包括的尺度である。それゆえ、国境までの輸送が生産者または製造業者以外の居住者によって実際に行なわれるならば、輸送費用は、生産者による受取り価格に加算されなければならず、輸出される財貨の評価に含まれなければならない。原則として輸送は、輸出される財貨が要求された場所に届けられる時に終結する全生産過程に対する中間投入として取り扱われるべきである。たとえ輸出国の国境までの輸送が実際には輸入者または他の非居住者によって行なわれるとしても、それにもかかわらずやはりその費用は輸出される財貨の評価に含まれるべきである。輸入者が自己の財貨を輸送し、それゆえこの活動に関して外国人との取引を行なわないかもしれないが、輸出者による輸送サービスの購入を帰属計算し、したがって輸出者によって実際に受け取られる価格を増加することにより輸送費用を認定することが必要である。このようにすれば、財貨について記録された帰属f.o.b.価格マイナス輸送サービスの帰属輸入は、輸出者により受け取られる実際の価格に等しくなるであろうし、その結果財貨およびサービスの輸出と輸入の差額は、帰属計算をしてもしなくても同一となる。しかしながら一般的に、f.o.b.価格は、輸出国の国境までの輸送が編成される方式または対

価を支払われる方式によって影響されるべきでないことが望ましい。

14.38. 財貨の輸出と同様に輸入も、本体系ではf.o.b.で評価されるべきである。換言すると、輸入品もまた輸出国の税関国境で評価されることになる。輸出品と輸入品を同様に評価することは、貿易フローの記録における世界的レベルでの整合性の促進に寄与し、財貨の貿易収支が正確に記録されることを可能にする。輸入品についてf.o.b.評価を用いることは、財貨が輸出国の国境を離れた後にその輸送が非居住者である運送業者により提供されている時には、輸入財貨の輸送費用がサービスの輸入として取り扱われなければならないことを意味する。その財貨が居住者である運送業者により国境から輸送されるときには、非居住者との取引が存在しないので、サービスの輸入も存在しない。

14.39. 実際上輸入業者は、「体系」の勘定において輸出と輸入を記録するために輸入品が評価される地点といつも一致するとは限らないであろう任意の便宜的な場所で、彼らが輸入する財貨を受け取るかもしれない。輸入業者は国境で受け取る必要はない。彼らは自国内で、あるいはおそらく輸出国内や第三国のなかでさえ受け取るかもしれない。さらに、財貨の移動そのものばかりでなく保管、積載および保険の費用と併せて、輸送費用を輸出業者が当初いったん全額あるいは一部負担したり、輸入業者あるいは第三者が全額または一部を負担するかもしれない。このように、財貨の国際貿易が営まれる多くの異なる方式があり、そのため居住者と非居住者の間で実際に生ずる取引を、本体系により要求される形式にあわせるために、時には再整理や操作が必要となるかもしれない。

14.40. ほとんどの輸出品の場合、国境で提出される通関文書またはその他の行政当局に提出される類似の文書に記録されている価格もしくは価額から、適当な正確さでf.o.b.価格を導き出すことが可能であろう。しかしながら輸入品の場合、通関文書またはその他の行政上の記録は、しばしばf.o.b.価格よりもむしろc.i.f.（保険料運賃込値段）価格に関する情報を提供する。概念的には、c.i.f.価格は、輸入税または国境で課されるその他の税金を支払う前に、輸入業者自身の国境で財貨を受け取る輸入業者によって支払われるであろう購入者価格として考えられる。c.i.f.価格とf.o.b.価格の差額は、保険料と併せて、輸出国の税関国境と輸入国のそれとの間の輸送費用を表わす。この差額は、輸出品の原産国に応じて異なり、輸出国と輸入国との間の距離がある程度あるとき、比較的大きなもの

となる可能性がある。実際上、個々の輸入品もしくは輸入品カテゴリーについて記録されたc.i.f.価格から推計f.o.b.価格に転換することは通常困難であり、そのため広範囲の輸入品グループについて、ことによると輸入品全体について、包括的に調節がなされうるにすぎないことも多い。輸出国と輸入国の国境の間の輸送および保険費用（以下のサービスを参照）の推計値は、広範囲の輸入品グループについての平均的な輸送料、保険料率、平均的な輸送距離等の知識から推訂することができる。貿易上の送り状の標本調査もまた、輸入品のc.i.f.評価額に対して必要とされる全体的調整値を推計するために用いられるc.i.f./f.o.b.比率に関する情報を提供する（『国際収支表作成手引（ＩＭＦ）』を参照）。

14.41. このように、財貨の輸入総額は本体系においてf.o.b.で評価されるべきであるが、f.o.b.で評価された輸入品をどの程度財貨の種類別または原産国別に区分することが実行可能かは、実際上はっきりしない。それは、ある国々にとって他の国々よりもはるかに容易であるかもしれないが、多くの国にとっては、不可能ではないにせよf.o.b.で評価された輸入品の詳細な数値を提供することは困難に思われるかもしれない。このような理由から、「体系」の目的にとっては、サービスに含まれる関連の輸送費用の評価とともに、f.o.b.評価の輸入総額を記録することで十分である。

14.42. 詳細なレベルでの財貨・サービスの供給と使用を表示する表を含む本体系の投入産出表では、c.i.f.評価の輸入品に関する詳細な数値を示すことが実行可能であるにすぎないかもしれない。しかしながら、そのような表には、輸入品をc.i.f.で評価することから派生する分析上の利点があるかもしれない。投入産出表や供給・使用表は、また、c.i.f.で評価された詳細な輸入財貨の総額からf.o.b.で評価された財貨の輸入総額に転換するために必要とされる輸送および保険費用に関する情報を含んでいる。輸入品に関する総体的なc.i.f./f.o.b. 調整は、これらの表において行なわれる。

14.43. 財貨の物々交換、（しばしば「移転価格操作」を伴う）関係会社間の取引、あるいは所有権の法律的変更が実際には生じないファイナンシャル・リース契約のもとで移転される財貨のように、財貨の適切な市場価格が容易に決定されないかもしれない状況がある。そのような状況のもとでは、市場価格に対する代理値または代替的な尺度を開発する必要があるかもしれない。たとえば、２当事者間

の商品の物々交換は、かりにそれらが販売されたならば付けられたであろう基本価格で評価されるべきである。しかしながら、そのような接近法は、それが容易に適用可能であるような取引に限定されなければならない。同様に、関係会社間の財貨取引の場合に、実際の移転価額を帰属された市場価額または概念上の市場価額で代替することは、概念的および実際的な困難をともなうために、原則というよりもむしろ例外であるべきである。いずれにせよ、ある移転価格が、類似した取引の価格と非常に乖離しているために測定を著しくゆがめることが確定しているのであれば、それらは、可能ならば相当する市場価格で置き換えられるべきであり、また不可能ならば分析目的のために別個に識別されるべきである（『国際収支マニュアル』を参照）。

〈サービス〉

14.44. サービスの輸出入は、上記の制約に従う合意された現実価格で評価されるべきである。２つの特定のサービス要素が、評価に関する特別な言及を必要とする。それは、保険サービスと金融サービスである。国際的な保険サービスは、保険料総額それ自体によってではなく、サービス料の額によって評価される。また、データ上の制約から慣行上、財貨・サービスの対外勘定における保険サービス料の推計値は、技術準備金に対する投資所得を無視する。国際的な金融サービスについては、明示的な手数料や料金に加えて、「間接的に計測された金融仲介サービス」が存在する。それは、貸付や債務証券からの受取財産所得と預金に対して支払われる利子との差額から導き出され、かつそれに従って評価されるものである（下記の財貨およびサービスの輸出と輸入を参照）。

〈第１次所得〉

14.45. 第１次所得の支払いと受取りは市場の当期価格で評価される。投資所得に関して、保有利得と損失は、投資に対する所得の一部と考えるのではなく、むしろその他の資産変動勘定における再評価に含まれる投資価値の一部と考えられるので除外される。雇用者所得に含まれるいかなる現物所得も、当該の財貨および

サービスが雇主によって購入されるときは購入者価格で評価され、また雇主によって生産されるときは基本価格で評価される。

〈移転〉

14.46. 定義により非商業的でありそのために市場価格を持たない取引の一つのタイプは、移転としての経済的な価値の提供である。一経済の政府、非営利団体あるいは個人によって非居住者に対価なしに移転される資源については、同一の価額が受け手と出し手双方の対外取引勘定に表示されなければならない。そのような資源は、もしそれが販売されたならば付けられたであろう基本価格で評価されるべきである。そのような帰属は、出し手にとって考えられるこれらの取引の評価が受け手が帰属するであろう評価とまったく異なっていることがしばしばあるので、常に望ましい評価基準に近いとは限らないだろう。このため、経験的な方法として、出し手によって割当てられた評価額が記録上の基準として用いられることが提案される。

〈金融品目〉（第ＸＩ章も参照）

14.47. 金融資産の変動は、資産が取得され、または処分される時の価格で、対外金融勘定に記録されるべきである。売り手と買い手が代理者を通して相互に取引する組織的な市場で売買される金融品目について、市場で確立された価格――いずれにせよ、おそらく統計に記録されているものであろう――は、海外勘定の目的のために適切なものであろう。しかしながら、市場で売買されない金融品目については、適切な価格が何かはそれほど明白でないかもしれない。実際、現金品目すなわち現金通貨と要求に応じて額面価額で払い出しうる通貨性預金の場合は、どのような目的をとっても、単一の価値しか持たず、そのためこの価値が現実の市場価格と考えられよう。主として種々の形態の貸付など、市場で取引されない金融品目に帰属されるべき価格は、それらの額面価額である。しかしながら、そのような品目について第２次市場が創出され、それらが市場で取引可能になるならば――しばしば、過大な債務を負う国に対する貸付が、額面価額から大幅に割

引きされた価格で取引されるような場合――その市場価格がそのような貸付取引について記録されるべきである。対外金融勘定における金融品目の評価はサービス料、料金、手数料または所得を除くべきであり、それらは財貨・サービスの対外勘定の適当な項目に記録されるべきである。

〈資産・負債残高〉（第XⅢ章および本章のG.2節も参照）

14.48. 原則として、一国の対外貸借対照表または国際的投資ポジションを構成するすべての対外資産・負債残高は、関係する時点、すなわち当該期間の期首と期末におけるその時々の市場価額で測定されるべきである。この概念は、そのような残高が連続的（定期的）に時価で――たとえば、株式や債券のような金融資産の現実の市場価格を参照することにより、あるいは直接投資の場合には企業の貸借対照表を参照することにより、再評価されることを想定している。

14.49. 直接投資カテゴリー（『国際収支マニュアル』段落151-153を参照）に含まれるそれらの金融品目（たとえば株式および株式以外のその他の持分等）については、実際には、直接投資企業（または直接投資者）の貸借対照表から得られる簿価が、一般的に直接投資残高の評価額を決定するために用いられる。これらの貸借対照表評価額が、当期市場価格に基づいているならば、原則と一致するであろう。もし取得原価または暫定的な時価でない再評価に基づいているならば、それらは原則と一致しないであろうし、そのため市場価格が推計もしくは近似されなければならないであろう（後出の段落14.158を参照）。しかしながら、企業の貸借対照表評価は、ほとんどの国で唯一の利用可能な評価の基礎であることも多く、『国際収支マニュアル』は、個々の経済の立場でも国際比較の観点からも直接投資残高の評価を決定するためにそれらが利用されてよいこと、そしてそのようなデータが当期市場評価基準で収集されかつ利用可能になることが望ましいことを勧告する。直接投資企業の株式が上場されている場合、そうした企業の株式の市場価額の推計に、上場株式の価額を用いるべきである。

14.50. その他の持分証券、債務証券、および金融派生商品への投資は、適当な参照時点におけるその時々の市場価額で評価されるべきである（詳細については、第XⅢ章を参照）。

14.51. 取引者間で容易に譲渡可能でない金融品目――たとえば貸付、預金、種々の受取債権・支払債務――は、（通貨がそうであるように）額面価額で記録されるべきである。近年、過大な債務を負っている多数の国々に対する貸付は、そのような債務を取引するために出現した第２次市場で値付けされ、大幅な割引き価格で取引されることが多く、このような貸付の評価に問題を生じている。第２次市場の相場は、取引評価と資産・負債残高の評価との双方の基礎になるべきである。しかしながら、債務者側の資産・負債残高の評価基準は、額面価額、すなわち、債務者が債務者に契約上満期時に返済しなければならない元本額であり、市場価格原則からの逸脱といえる状況になっている。この場合に限定して言えば、問題の逸脱は、そのような貸付に通常適用される契約上の制約に関連したものである。すなわち、債務者に貸付を第２次市場で買い戻すことが禁じられていることである（そうした制限は、通常、債券その他の証券には適用されない）。ただし、制約の適用が、見送られている場合は例外である。このように、債権者側で市場価額を利用し、債務者側で額面価額を利用することの結果、債務者ポジションと債権者ポジションの非対称性が生じることになり、そうした非対称性に対処するために、できれば、債権者側には、割引かれた貸付の額面価額に関する補足データを、債務者側には、市場価額に関する以下のような補足データを提供すべきである。

(a)そのような貸付と持分との交換（すなわち貸付／持分スワップ）。このような場合には２つの取引すなわち、１つは貸付、もう１つは株式およびその他の持分の取引が、金融勘定に記録される。その際、評価は、取得された持分証券の（より小さい）価額を使って行い、貸付の額面価額と取得された持分証券の（より小さい）価額との差額を保有利得／損失として取り扱う。

(b)貸付の免除。この場合、資本移転が債務者の負債の減少を相殺し、負債側のポジションが減少する。

(c)貸付のリスケジューリング。その結果、新規の取り決めが旧貸付を事実上代替し、新規貸付の額面価額が評価の基礎となり、新規の額面価額が旧価額よりも少ないならば保有利得／損失が記録される。

(d)債権者による貸付の一方的な取り消し。その他の資産量変動勘定に記録される。

14.52. 貨幣用金およびＩＭＦにより創出される特別引出権（ＳＤＲ）は、未払い

の金融負債がない金融資産である。貨幣用金は、市場で一般的となっている価格で評価されるべきであり、そしてＳＤＲはＩＭＦにより計算される市場レートで評価されるべきである。

２．記録時点

14.53. 本体系（海外を含む）において取引の記録時点を定めている一般原則は、発生主義会計のそれ、すなわち経済価値が創出、変換、交換、移転あるいは消滅する時点である。請求権および負債は、所有権の移転があるときに発生するとみなす。それは、法律上の所有権の移転であっても、たとえば、ファイナンシャル・リース取り決めおよび親会社と支店または関係会社の間のある種の取引のもとで輸送される財貨のように支配または占有の変更（物理的または経済的変更）のいずれでもありうる。所有権の移転を伴う資源の交換については、海外勘定の両側に取引を記録する必要がある。複式記入原理に従い、原則として勘定の両面への記録が同時に行われるべきである。具体的には、まず最初に資源の受領者に対する金融債権の取得を伴う資源の提供の記録があり、次に別の資源の提供によるその債権の消滅がある。

14.54. 所有権の移転時点は、取引過程の様々な段階――すなわち、契約または約束がなされる時点（契約日）、財貨ないしサービスが提供され、その支払いに対する債権を取得する時点（移転日付）、またはその債権が清算される時点（支払い日）とは一致しないかもしれない。実際には、所有権の移転が明白でないとき、それは取引当事者がそれを自己の帳簿または勘定に記録する時点で生じると考えられる（あるいはその時点で代用される）。しかしながら、勘定の両面への記帳は、異なる出所や会計記録から独立に導き出される可能性があり、また、取引当事者について記録時点に関する慣習が異なることがありうるので（以下を参照）、取引の勘定両面への同時記録は達成できないかもしれない。

〈財貨〉

14.55. 本体系で採用された一般原則に従って、財貨の輸出と輸入は、当該財貨の

所有権が居住者から非居住者に、またはその逆に移る時点で記録されるべきである。この原則は財貨の国際貿易の範囲を決定するのに十分であるが、しかし実際には、少なくとも所有権が厳密に法的な意味で解釈されるときに、以下で特定して議論するように、一定の例外がその原則に対して生まれる。いずれにせよ、居住者単位と非居住者単位間の財貨の国際貿易の範囲が、各国間の財貨の実際の移動という意味における国際貿易とどのように関連しているかを示すことは有益である。財貨の所有権が居住者と非居住者との間で交換されるときに、財貨は所有権の移転が生ずる直前または直後に関係国の国境を越えるであろうという強い仮定があるが、すべての輸出品と輸入品がそうであるとは限らない。逆に、多くの財貨は所有権の移転が生ずることなしに国境を越えており、その結果それらは輸出品または輸入品として計算されていない。それゆえいくらか詳細にカバーされるフローの範囲がどう異なるかということを述べることが有用である。

14.56. ほとんどの国の財貨の国際貿易統計は、財貨が国境で税関を通過する時点で提出される通関書類に大いに依存している。このことが、本体系で定義されるような輸出入の範囲と財貨の各国間の実際の物理的移動の間の差異を明らかにするもう１つの理由を構成する。しかしながら、自由貿易圏、関税同盟あるいは共同市場に属している諸国の場合、ほとんどの財貨は国境でなんらの通関許可手続きないし通関書類なしに加盟国間の国境を越えることができるから、輸出入について従来とは、まったく異なる記録方法が必要とされることに注意すべきである。ある種の書類は関税目的のためにも、また、付加価値税システムが実施されているときにはとくに、一般の税目的のためにも依然必要であろうが、それは国境で手続きを済ます代わりに、国内の中央官庁に提出されよう。また、そのようなデータがない場合、あるいは、そのようなデータがある場合でもそれに加えて、輸出業者や輸入業者に対する直接の調査が行なわれるかもしれないし、あるいは外国為替取引の記録が利用されるかもしれない。それゆえ、国境で提出される書類が、輸出または輸入についての主要なデータ源を常に構成していると想定すべきではない。

所有権移転原則に対する例外

14.57. 勘定に記録される輸出入と財貨の国境を越える物理的な移動との差異を示す前に、所有権移転原則が厳密に法的な意味で解釈されるときに、「体系」自体がその原則に対して生じさせる例外を特定することが必要である。４つの主要なタイプの例外がある。

14.58. 第一の例外はファイナンシャル・リースの対象となる財貨に関係する。「体系」は、ファイナンシャル・リース取り決めがなされるときに、たとえ法律上はリースされた財貨が貸し手（レッサー）の所有物であるとしても、少なくともリースの終了時までは、貸し手から借り手（レッシー）への所有権の移転を帰属する。実際、リースの終了時には、財貨の所有権は、借り手に移転されるのがふつうである。所有権の移転を帰属する理論的根拠は、実際には借り手が所有に関するすべての権利、リスクおよび責任を引き受け、その結果経済的観点から借り手が事実上の所有者とみなされうるということである。ファイナンシャル・リースは本質的には、借り手による財貨の帰属された購入について、この目的のために貸出をうける代わりに用いられる資金調達手段なのである。それゆえ体系は、リースの開始時点から所有権の移転を帰属する。また、この取り扱いは「体系」全体を通して採用され、単に国際的リースだけのものではない。財貨がファイナンシャル・リースのもとで輸出（輸入）されるとき、輸出または輸入として記録される額は、貸し手により財貨に対して支払われた購入者価格に基づくべきであり、賃借料支払いの累積額に基づくべきではない。また、取引は、借り手が財貨の占有を始めたとき（リースの開始時点）に記録されるべきである。ただし、必要ならば、財貨が国境を越える時点で代用されてもよい。この取り扱いは、貸し手から借り手への貸付もまた金融勘定において帰属されるべきであることを要求する。

14.59. 所有権の移転に対する第二の例外は、企業が外国に所有する支店または子会社に対して、あるいは輸出者たる企業と同一グループに属する海外関係会社に対して企業により輸送される財貨に主として関係する。法律上そのような条件のもとでは、財貨の所有権は変わらない可能性があるが、財貨が関係企業の間で輸送されるときはいつでも、事実上輸出企業と外国の支店または子会社との間に所有権の移転が帰属される。このような取り扱いの理論的根拠は、ファイナンシャル・リースの場合と類似している。すなわち経済的観点からは所有の権利と責任

が事実上財貨を受け取る企業によって行使されているということである。記録時点は、当該企業の帳簿または勘定に記帳がなされるときである。

14.60. 第三の例外は、所有権の移転は生ずるかもしれないが、勘定では無視される場合である。この例外は、非居住者から商品またはその他の財貨を買い入れ、その後それらを実際に自らの居住する経済に持ち込まずに、同一会計期間内に非居住者に再販売する貿易商または商品ディーラーに関係する。そのようなディーラーの受取額と販売額との差額は、彼らが供給するサービスの価値を測定するものとして取り扱われ、サービスの輸出または輸入の項目に記録される。しかしながら、財貨が同一会計期間内に再販売されないならば、その購入は在庫として一時的に保有される財貨の輸入として記録されなければならず、その後の期間にそれが海外に販売されるときに、マイナスの輸入として取り扱われるべきである。

14.61. 所有権の移転原則に対する第四のそして最後の例外は、海外での加工のために発送される財貨に関係する。一般に「体系」で採用される原則は、居住者単位と非居住者単位の間で所有権の移転なしに一時的に海外に発送される財貨は、輸出品または輸入品として計算されるべきではないということである。一時的に海外に発送される財貨は、おそらく、それに対してなされたなんらかの維持、保守あるいは定例補修を別として、国を離れた時とだいたい同一の状態で戻る財貨として理解されよう。しかしながら、こうした条件は、ある企業が海外でその財貨に対する一定の製造工程を施すことを他の企業と約束または契約するときには、満たされない。この場合、企業は原材料または半製品を海外に発送するかもしれないが、それらは外国の製造業者の生産工程に対する投入となり、その後遂行された生産に対する料金を製造業者に支払って、これらの工程から産出を取り戻す。このような状況では、最初に海外に発送された財貨は、別の財貨に変換されるか組み入れられるかして、その同一性を喪失する。同様に、返送された財貨は、本質的に海外で生産された新しい財貨である。返送された財貨は、税関当局により、また国際貿易統計の中で、発送された財貨とはまったく異なるように分類されて当然である。このような状況では、たとえ海外に発送された財貨が非居住者に対して販売されることがなくても、「体系」はその財貨が輸出として記録されることを要求する一方、たとえ返送された財貨が非居住者から購入されていないとしても、その財貨が輸入として記録されることを要求する。

14.62. 加工の取り扱いは本質的に２つの問題を含む――一定のフローをグロスベースまたはネットベースのいずれで記録するかということ、そのフローを財貨またはサービスのいずれに分類するかということである。所有権の移転がなかったという理由により、その財貨を輸出および輸入から除外するならば、企業が海外の生産者にその加工の付加価値に対して行う支払いをサービスの輸入として認定し、別個に記録することが必要になる。他方で、「体系」が要求するようにフローがグロスで記録されるならば、輸入品の価値と輸出品の価値との差額は、外国の加工業者によって供給されたサービスに対してなされた支払いに等しいはずである。財貨・サービスの輸出総額と輸入総額との収支は、それが財貨の純輸入として現れるかそれともサービスの純輸入として現れるかという違いはあるものの、いずれの場合も同一である。

14.63. 財貨が、所有権の移転なしに、一時的に海外に発送され、国を離れたときと同一形態で戻るとき、それらが経済を離れることは国内経済に対して影響を与えず、したがって勘定では無視されうる。しかしながら、戻ってくる財貨が国を離れたときと異なる形態であるとき、加工のために財貨を海外に発送した経済の内部における財貨または資源の供給と処分は変化をうけており、こうした理由から関係財貨の輸出と輸入は無視しえない。この点と関連して、もう一つの考慮すべき点は、加工のために発送された財貨と加工後に返送された財貨を、国際貿易フローの記録の中で財貨のその他の移動から分離することは困難であることが多く、そのため実際には、「体系」で要求されているグロスの取り扱いは、通常、より実行しやすいということである。しかしながら、貿易統計の中で海外での加工が予定され、しかも、加工後に返送される財貨を他から識別することが実際に実行可能であるとき、それらを「体系」の財貨・サービスの対外勘定の中で輸出品と輸入品の双方について別個に示すべきことが勧告される。一会計期間内に加工のために海外に発送された財貨がそれ以後の会計期間までに再輸入されないとき、関係諸国の金融勘定の中に対応する金融債権（負債）を記帳する必要が生じる。

14.64. 財貨が、貯蔵または包装のように海外でほんのわずかな加工の後に返送されるとき、加工は重要でなくそのための海外のわずかな付加価値をサービス輸入として記録するのが望ましいという理由から、ネットの取り扱いが採用されるべ

きであるという議論がありうる。しかしながら、その他の加工から一定種類の加工を区別することを可能にするような意味のある加工の量を規定することに対して客観的な基準を与えることは困難である。それゆえ、海外から返送された財貨が、その加工のために海外に発送された財貨と、主要生産物分類（ＣＰＣ）において異なるグループ（３桁レベル）に分類されなければならないとき、財貨は加工されたものとして取り扱われることが提案される。他方、返送された財貨が海外に発送された財貨とＣＰＣの同一グループに入るとき、それらは財貨の輸出と輸入に含まれるべきではなく、加工はサービス活動として取り扱われるべきである。

財貨の物理的移動に関連する時点

14.65. 様々な理由から、所与の会計期間内に一国に出入りする財貨のフローは、勘定内で記録されなければならない輸出入と一致しない。両者が異なるであろう一つの理由は単に、居住者から非居住者へまたはその逆に財貨の所有権が変わる、または変わると思われる時点がしばしば、財貨が一国から他国へ輸送される時点と同じではないということである。輸送は、所有権の移転に先行したり遅れたりするかもしれないし、その先行や遅行の時間のずれも様々であろう。さらに財貨が一国を離れ他国に到着する間に時間が経過するので、所有権の移転が出発時点と到着時点の双方に一致することは不可能である。財貨が国境を越える時点が所有権が変わる時点の代理として用いられるならば、輸出入の価額と生産者により報告される販売、購入、在庫変動のような国民勘定内のその他の項目との間に不突合が生じそうである。このような不突合は、財貨の国境を越える物理的な移動に基づく統計が輸出入額を推計するための主要なデータ源であるならば避けられない。時点の差異に基づくこの種の不突合は、会計期間が短くなるほど相対的に重要になる傾向があり、とりわけ国内生産に対して外国貿易が大きい諸国については、四半期勘定における誤差の大きな源泉であるかもしれない。輸出入額の推計値が生産者に対する直接調査に基づくとき、そのような不突合の発生率はより小さいかもしれない。

14.66. さらに進んだ問題は、財貨の輸出業者と輸入業者が所有権の移転を同一時点で生ずるものとして認識していないかもしれないということである。確定した販売契約がある場合、輸出業者は所有権の移転を財貨が発送されるときに生じるものとして自己の勘定に記録するかもしれないが、輸入業者は関連の輸入書類に署名し受領するまでは（一般的には輸入業者が財貨を受納する時点まで）所有権の移転を認めないかもしれない。そのような差異は、関係する各国の勘定中の様々な項目の記録の間には不突合を持ち込まないかもしれないが、国内的にはともかく世界的規模での国際貿易フローの記録に非対称性を持ち込む可能性がある。

14.67. 貿易統計に対する時点調整の考えられる必要性は、統計そのものがあらゆる場合において物理的移動を正しく反映できていないという欠点から生じる。ただし、その種の体系的な欠点は、貿易額が期間毎に激しく変動しなければ顕著な誤差を生み出さないであろう。そのような必要は、たとえば貿易統計の作成者が、すべての税関申告書が計表化される前に各月の統計を切り捨て、残余を次月に繰り越してしまうときに生じる。この種の慣習が歪みをもたらすとき、その金額が推計されかつ時点の調整が適用されるべきである。

14.68. 長期の航海が輸入または輸出過程の一部を構成するとき、貿易統計におけるこれら財貨の記録とは非常に異なった時点で財貨の所有権の移転が生じうる。貿易量または単価が報告期間の期首と期末とで大幅に変化するならば、一方における財貨の船積みまたは受領と他方における所有権の移転との間に生じうる１か月ないし２か月のずれは、所与の国について報告における誤差の源泉となり、また当事国間の非対称性の源泉となりうる。所有権が通常航海の開始時または終了時のいずれかで変わるということを仮定することについて経験的な根拠は確立されていない。特定の慣習を確認するためにはおそらく標本に基づく調査が必要であるが、原則としては、貿易統計で記録される時点以外の時点で所有権を移転することが判明した財貨カテゴリーについて、貿易統計を修正するために時点調整が適用されるべきである。

14.69. 委託販売の財貨、すなわち越境時点では実際に販売されていないが販売が予定されている財貨は、原則として所有権が変わる時点でのみ輸出入に含められるべきであるが、そうしないで、そのような財貨について所有権の移転が生じたという仮定の上でまたは移転が間もなく生ずるであろうと期待して、しばしば財

貨が越境する時点で記録される。そのような取り扱いがなされる場合でも、所有権の移転が存在しないならば、その財貨は後に輸出品および輸入品からの控除として再び記録されなければならないであろう。

〈サービス〉

14.70. サービスの輸出または輸入が記録されるべき時点はそれが提供される（引き渡されるまたは受け取られる）時点であり、それはたいていサービスが生産される時点と一致する。ある場合には（たとえば、輸送と保険、港湾サービス等）、財貨貿易の場合のように、そのようなサービスへの前払いや後払いがあるであろう。その場合、後出の段落14.75で説明されるように適当な勘定への記帳が行われなければならない。財貨から除外される加工と修理については、実行された時点でその付加価値がサービスとして記録されるべきである。

〈第１次所得〉

14.71. 利子形態の所得は、発生主義すなわち未返済の元本に関して、時間的に連続して発生するものとして記録されるべきである（第Ⅶ章、段落7.94－7.104参照）。利子が実際には支払われていないならば、支払いの未実行に関する債権について金融勘定内の相殺的記帳すなわち負債の増加と併せて、第１次所得・経常移転の対外勘定においても記帳が必要である。

14.72. 配当は、それを支払うべき時点で記録されるべきである。対外直接投資の再投資収益は、それらが稼得された期間に記録されるべきである。支店およびその他の非法人企業から分配（送金）される収益、すなわち準法人企業所得からの引き出しはそれが移転される時点で記録されるべきである。正式に分配される収益とその他の収益との間の記録時点におけるこのような差異の説明については、再投資収益は所与の期間中に発生する純所得を表わしていることに注意すべきである。対照的に支店から送金される収益は、――純損失を被っている期間でさえ――いかなる時点でもなされうる自由裁量的な分配であり、それゆえ、特定期間の収益に帰属されえない。そうした再投資収益が稼得されたり、またはその他の

投資所得の支払義務が発生した期間を決定するために、直接投資者または直接投資企業の貸借対照表、年次報告書類似の書類を参照することは役に立つであろう。

〈移転〉

14.73. 一当事者により他の当事者に課せられる様々な税、罰金等およびその他の移転の構成要素は、支払うべき負債を生ずる原取引またはその他のフローが発生する時点で記録されるべきである。場合によっては、所得に課される税は、後続の期間に記録される可能性がある。その他の移転は、その移転が相殺項目となる資源（たとえば財貨、サービス、金融品目）が所有権を変える時点で記録されるべきである。

〈金融取引〉

14.74. 金融項目の対外取引が行われたと考えられる時点は、債権者および債務者の双方が債権と負債をそれぞれ帳簿に記入するときである（第ＸＩ章を参照）。実際には、一つの日付（「評価日付」）が両当事者の帳簿における記録時点が一致することを保証するというまさにその目的のために、特定される正確な日付が確定されないならば、債権者が支払い（すなわち、他のなんらかの金融債権）を受領する日付が決め手となる。貸付は、実際の支払いがなされるときに勘定に記録されるべきであり、貸付の返済は支払期限の到来した時に記録されるべきである。支払期限の過ぎた返済の場合、記帳は次のように行なわれるべきである。
(a)関連する契約上の債務の（期限の過ぎた）返済については、あたかもそれが行なわれたかのように記録したうえで、（期限の過ぎた返済が即時払いされるのであれば）新規の短期負債によりもとの債務が置き換えられたかのように記録する。あるいは(b)国際収支上の困難に伴うリスケジューリングまたはその他の特別な金融協定の場合ならば、新規の貸付に置き換えられたものとして記録する。
14.75. 所有権の移転を基準にして財貨の貿易およびその他の経常対外取引を記録することは、財貨、サービスおよび所得のフローと対応する支払いのフローとの間の時点の差異が、対応する債権と負債を生じさせるべきであることを要求する。

すなわち、所有権の移転に先行して行なわれる支払い（前払いまたは進捗払い）は被支払い人への債権を表わし、また所有権の移転の後に行なわれる支払い（後払い）は、所有権の移転時点で発生していた負債の償却を表わす。換言すれば金融取引に対応する項目が非金融取引であるとき、金融債権の記録時点は、ＳＮＡの他の勘定において、当該金融債権を生じさせる取引を記録する時点と整合性をもたせるべきである。たとえば、財貨またはサービスの輸出が貿易信用を生じるとき、金融勘定における記録は、財貨・サービスの対外勘定の適当な項目に記録がなされる時点で行なわれるべきである。

14.76. 対外金融資産・負債残高（国際投資ポジション）の記録時点は、勘定が関係している時点であり、典型的には会計期間の期首または期末である。

３．換算および計算単位

14.77. 海外勘定の作成は、資源と金融品目の取引の価値および対外金融資産・負債残高の構成要素の価値が、当初多様な通貨で、あるいはＳＤＲや欧州通貨単位（ＥＣＵ）のようなその他の価値基準で表示されているかもしれないという事実によって複雑になっている。こうした評価額を基準となる計算単位（すなわち、勘定統計作成国の通貨）に換算することは、首尾一貫しかつ分析上有益な報告書を各国当局作成するための必要条件である。

14.78. 本体系と『国際収支マニュアル』の双方における記録時点および評価に関する原則に従って、取引通貨から勘定の計算単位に換算するために使用されるべき適当な為替レートは、取引日に支配的なレートであるか、または、それが利用できないならば適用可能な最短期間における平均レートである。買レートと売レートの中間値が、用いられるべきであり、そうすることにより、サービス料――中間値とこれらのレート間の開き――を排除すべきである。

14.79. 対外金融資産・負債残高に関するデータの換算のためには、貸借対照表が関係する日付で支配的な市場為替レート、すなわち買い直物レートと売り直物レートの中間値が用いられるべきである。

〈公式複数為替レート〉

14.80. 公定複数為替レート制度のもとでは、すなわち二つ以上の為替レートが、異なる取引カテゴリーに対しあるものには有利に、他のものには不利に適用されているときには、これらのレートは、税または補助金と類似の要素を含んでいる。したがって、複数レートは各国通貨で表示されている取引の遂行と評価に影響を与えるので、こうした取引の結果として当局に暗黙的に発生する純収益は、「体系」における暗黙的な税および補助金として計算されるべきである。暗黙的な税または補助金の額は、適用される実際の為替レートによる取引の評価額と、対外取引に使用されるすべての公定レートの加重平均として計算される「統一レート（unitary rate、想定単一レート）」により換算された取引の評価額との差額としてそれぞれの取引について計算することができる。「体系」は、個別の取引に適用される実際のレートを用いて対外取引を記録する。しかしながら、暗黙的な税または補助金については、海外勘定において包括的調整項目をおくとともに中央銀行または政府の勘定に経常移転および資本移転として対応項目の記入を行うこととする（複数為替レートの詳細な説明については、「体系」におけるその完全な会計的取り扱いを含め、第ＸⅨ章付録Ａ参照）。

14,81. 「統一レート」は、複数レートがないならば存在するであろう単一の公定レートに近い。しかしながら、この単一計算レートは、いかなる種類の均衡レートまたは市場レートを近似するものではないので、計算された暗黙的な税または補助金は複数レート制の影響を十分に反映しないかもしれない。

14.82. 公定複数レート制のもとにおける対外金融資産・負債残高の換算については、個別の資産または負債に適用可能な実際の為替レートが用いられるべきである。

＜闇市場レートまたは並行市場レート＞

14.83. 本節の複数為替レート制の議論においては、これまで、（非公式の）並行または闇市場レートについては言及されていなかった。後者のレートは複数レート制の関連において無視され得ないので、異なる方法で取り扱う。たとえば、１つの公定レートと並行市場レートが存在する場合、その２つは、別個に取り扱わ

れるべきであり、取引の換算も各々の為替レートで行うべきである。並行レートとともに複数の公定レートがあるならば、その２つは、統一レートの計算において異なる市場として取り扱われるべきである。すなわち、複数の公定レート――暗黙的な公的税および補助金を含む――が、各種公定レートの税もしくは補助金の要素を推計する基礎として役立ちうる加重平均レートを計算するために用いられるべきである。並行レートの下で行なわれる取引は、通常、そのレートにより別個に換算されるべきである。並行市場では、それが公式為替レート体制の一部でない場合、暗黙的な税または補助金は含まれていない。しかしながら、場合によっては、並行市場が公式の為替レート体制に実質的に統合されたものとみなしてよいこともある。並行市場におけるすべてのあるいは、ほとんどの取引が当局の承認を受けているかまたは、当局が積極的に市場に介入して、並行レートに影響を与えようとしているとき、あるいはここに述べた２つの条件がともに満たされるときがそれである。そうした場合、統一レートの計算に、公式レートと並行市場レートの双方を含める。もし、並行市場の取引の中の限られた部分だけが当局の承認を受けて行なわれているにすぎないときには、統一レートの計算に並行レートを含めるべきではない。

14.84. 並行市場における買レートと売レートとの中間値が、換算のために（公定レートとは別個に）計算されるべきである。この勧告は公定レートについてのものと同じであり、中間値を用いることにより、サービス料が除外されることになる（公定市場と並行市場との間で通貨を取引することから得られる収益は、保有利得として取り扱われるべきである）。ただし、承認された並行市場と公式市場との間で行われるそのような取引の結果として通貨当局に収入が発生する場合を除く（第ＸⅨ章付録Ａ段落35参照）。

Ｄ．財貨・サービスおよび第１次所得・経常移転の対外勘定

14.85. 財貨・サービスに関する対外勘定は、源泉側に「財貨の輸入」および「サービスの輸入」を有するが、これは一国経済により取得された財貨・サービスをまとめて表わし、逆に使途側に一国経済により供給される財貨・サービス（「財貨の輸出」および「サービスの輸出」というフローで表わされている）を有している。これらのフローはまた財貨・サービス勘定の中に対応項目を持つ。財貨・サービスの対外勘定は、「財貨・サービスの対外収支」と呼ばれるバランス項目を持つ。バランスがプラスであれば、それは財貨・サービス取引について海外の黒字そして逆に一国経済の赤字を表わし、バランスがマイナスであれば逆のことを表わす。

14.86. 第１次所得および経常移転の対外勘定は、源泉側に海外により受け取られる額（一国経済により支払われる額）として、そして使途側に海外により支払われる額（一国経済により受け取られる額）として、次の項目を含む。(ａ)雇用者報酬、(ｂ)財産所得（海外直接投資に対する再投資収益を含む）、(ｃ)生産および輸入品に対する税マイナス補助金、(ｄ)所得、富等に対する経常税、(ｅ)社会負担および給付、(ｆ)その他の経常移転。一国経済の勘定にも、制度部門の勘定についても(ａ)から(ｃ)までの項目は所得の第１次分配勘定の中に反映され、(ｄ)から(ｆ)までの項目は所得の第２次分配勘定の中に反映される。

14.87. 財貨・サービスの対外収支とともに、(ａ)から(ｆ)までの項目における取引は、バランス項目「経常対外収支」をもたらす。この収支がプラスであるとき、それは一国経済との経常取引について海外の黒字（一国経済の赤字）を意味する一方、マイナスの収支は経常取引について海外の赤字（一国経済の黒字）を意味する。(ａ)から(ｆ)までの項目は各種制度部門と一国経済全体の所得の第１次および第２次分配勘定における重要な役割を演じるものなので、それらはそれぞれ第１次所得や国民所得および制度部門と国民の可処分所得や貯蓄の結果的に導かれる測度値に影響を与える。

１．財貨・サービスの対外勘定

14.88. 財貨・サービスの輸出は、居住者から非居住者への財貨・サービスの販売

または物を交換ないし贈与から成り立ち、輸入は居住者による非居住者からの財貨・サービスの購入また物々交換ないし贈与の受取りから成り立つ。「体系」における輸出と輸入の取り扱いは、一般的には『国際収支マニュアル』に述べられている国際収支勘定のそれと一致するが、ここで取り上げた問題点に関する一層の詳細についてはそれが参照されるとよい。

14.89. サービスの国際取引は、財貨のそれと多くの点で異なっている。第VI章で説明したように、サービスの生産と提供は通常、生産者と消費者との相互契約により遂行される単一の活動であるが、それは彼らの間である種の事前の接触を必要とする。その結果、サービスの国際貿易の編成は財貨の貿易の場合とはまったく異なる。財貨は、典型的には販売契約の前に生産され、原産地からかなりの距離を輸送され、生産後かなり経ってから販売されるかもしれないが、サービスは典型的には生産されたときに生産者から使用者に直接提供される。それゆえ、サービスの国際貿易は、財貨の貿易と性質が異なるだけでなく、経済分析や政策立案に対して異なる含意を持つであろう。こうした理由により、またサービスの国際貿易の重要性が増大しているために、財貨とサービスの輸出入は互いに別々に考慮され分類される。

14.90. しかしながら、時として単一の取引が両方の要素を含んでいる可能性があり、実際にはそれらの間の境界線が常に明瞭であるとは限らない。たとえば、投入産出表のような他の状況では、財貨が生産者の事業所を離れるので、輸送および保険費用は財貨の生産者価格または基本価格と切り離して示すことができるが、体系の財貨・サービスの対外勘定では、財貨の輸出入はf.o.b.――すなわち輸出国国境までの輸送および保険費用を含む――で評価される。逆に、外国人旅行者による国内市場での支出のような、財貨・サービスの混合物を含むその他の取引は、すべて海外勘定のサービスの項目に記録されるべきであろう。

＜財貨＞

14.91. 前述のように越境する財貨の物理的な移動が所有権の変更が生じる時点と一致しないかもしれないという事実に基づく不突合とは別に、「体系」で記録される財貨の輸出入と越境する財貨のフローとの間にも範囲の違いがある。

国境を越えずに、輸出品として販売され、または輸入品として購入される財貨の例

(a)一定の場所に固定されず、それゆえ居住者により非居住者に（から）販売（購入）される結果として、輸出国または輸入国の国境を必ずしも越える必要のない、輸送用機器またはその他の可動設備、
(b)公海で操業する居住者単位により生産される財貨――石油、天然ガス、海産物、海洋でのサルベージ等――これらは外国で非居住者に直接販売される、
(c)外国で非居住者から購入されて、居住者の所有するオフショア設備、公海上または公空上で運行する船舶ないし航空機内で消費される財貨、
(d)所有権の移転後、輸出国ないし輸入国の国境を越える前に紛失または破壊された財貨。

国境を越えるが、輸出品または輸入品から除外される財貨の例

(a)一国を通過中の財貨、
(b)所有権の移転なしに、一国を一時的に離れるかまたは入国する輸送用機器およびその他の可動設備、たとえば海外での設置または建設のために使用される建設用機器、
(c)小規模な加工、営繕、保守または修理のために外国に送られる機器およびその他の財貨（加工されて別の財貨に変換される財貨は輸出品または輸入品に含まれる（段落14.61-14.64を参照）。また、大規模な修理、改造または改装のために海外に送られる船舶のような固定資産については、修理の価値が輸出入に含まれる)。 、
(d)一時的に一国を離れるかまたは入国するその他の財貨。一般に、所有権の移転なしに原状のまま返還されるようなものである。様々な例があげられよう。展示の目的だけで海外に送られる財貨、海外公演中のオーケストラや演劇興行等のための器材、予想した販売が実現しないために返還される委託販売品、オペレーティング・リースのもとに発送される財貨、競走、みせもの、その他の娯楽または

繁殖目的のために海外に送られる動物、
(e)地理的に他国の国境内に位置する一国自身の大使館、軍事基地ないしその他の飛び領土へ、またはそこから輸送される財貨、
(f)国境を越えた後で所有権の移転が生ずる前に紛失または破壊された委託販売品。
14.92. 時には、ある種の物理的な品目の財貨としての分類が問題にされることがあるが、それは最も多くの場合、そうした品目が税関の規定また貿易申告書において例外的な取り扱いを与えられるからである。以下の例が、財貨に含まれるべきこの種の品目としてあげられる。商品としての金（すなわち非貨幣用金）、銀塊、ダイヤモンドおよびその他の貴金属と宝石。現在流通していない紙幣と硬貨および未発行の証券、これらはすべて額面価格ではなく商品として評価されるべきである。電気、ガス、および水道。国境を越えて駆られてゆく家畜。小包郵便。譲与および貸付により賄われた財貨を含む政府の輸出品および輸入品（政府自身の機関および職員に対する、またはそれらからのものを除く）。緩衝在庫機関(buffer stock organisation)の所有権下に入る、またはそれから移転される財貨。移住者の手回り品。税関により発見されるか発見されないにせよ密輸品。贈答品および規定された最低限の価額に満たないもののような、その他の記録されない輸送貨物。
14.93. 金融品目と考えられ、財貨に含められるべきでない一定の物質的な品目があるが、それらには以下の例がある。

(a)金融債権の証拠物件は、たとえ物質的な形態をとり移動可能であるとしても、金融品目として取り扱われる。そのような財貨の例は、現在流通している紙幣と硬貨および発行済みの証券である。
(b)貨幣用金は金融資産として取り扱われ、そのため異なる国々の当局間の貨幣用金の移転は金融勘定のなかに反映される。
(c)土地、構築物、設備および在庫品を含む企業に所属する非金融資産は、企業の所有者が企業が活動している経済の居住者でないとき、当該企業の所有者の金融資産とみなされる。したがって、既存企業の取得から生じるこれら資産の所有権の移転は金融取引として取り扱われ、そのような所有権の移転が実際に財貨の物理的な移動を伴う範囲を除いて、財貨には含まれない。

＜サービス＞

14.94. サービスの輸出入は、生産が実際に行なわれる時点で居住者たる生産者と非居住者たる消費者との間でなんらかの種類の接触を必要とする。輸送の場合、生産者と消費者の間の接触は輸送機器それ自体の可動性により可能となる。情報サービスを含むその他の種類のサービスについては、なんらかの電気通信的結合によって接触が確立されていよう。しかしながら、生産者サービスにしても消費者サービスにしても、ほとんどのサービスの生産は、生産者と消費者がなんらかの方法で都合のよい場所に一緒にいることを要求する。このことは、ほとんどのビジネスおよび金融サービス、保健、教育、レクリエーション、娯楽等のような広範囲のサービスについて当てはまる。国際的レベルでは生産者は消費者がいる国へおもむかなければならないであろうし、またその逆かもしれない。サービス生産者の可動性は、高速かつ頻繁な航空機の便により非常に増大してきている一方、電気通信的結合は、海外スタッフが本社スタッフの専門的技術という資源をどこからでも利用することを可能ならしめている。

14.95. たとえば、コンサルタントまたはその他のアドバイス・サービスのようなビジネス・サービスの生産者が、非居住者と協定した特定の契約から生ずる任務について海外で作業するためにスタッフ・チームを派遣することはよくあることである。すでに段落14.22と段落14.23とで説明したように、海外で操業するそのような生産単位は、関係する国に経済的利害の中心を持たないと合理的にみなされなくなるほど海外で遂行する生産量が大きくならず、かつ生産が行なわれる期間が長くならないのであれば、それが所属する親会社の不可欠の構成要素をなしていると考えられる。海外で操業する生産単位が、長期間（指針としては１年ないしそれより長期であるが、弾力的に適用される）の生産に従事する意向をもって、事業用の土地や建物の購入または賃借、資本設備の取得、現地スタッフの採用等を行うことにより外国に実質的な物理的存在を確保しているとき、問題の生産単位は海外支店として、――すなわちそれが操業している国の居住者たる準法人企業として取り扱われなければならない。このような状況では、支店の産出は、それが所在する国のＧＤＰの一部とみなされ、その支店を所有し支配する親会社

からのサービスの輸出として取り扱うことはできない。

14.96. いま概略を述べた居住の基準は、本章の初め段落14.23で詳細に述べたものであるが、すべての法人企業に同等に適用され、それが財貨もしくはサービスの生産のいずれに従事しているかによらない。しかしながら、とりわけサービス生産者に問題がある。なぜなら、外国の居住者に直接サービスを提供する海外支店（または子会社）を設立することは、サービス生産に従事する単位が非居住者に対する販売を拡張することができる唯一の手段であるかもしれないからである。このような目的で海外支店を創設する法人企業は、たとえその支店が無期限または恒久ベースで開設されるときでも、生産者自身の認知の上ではみずからを依然としてサービスを「輸出」しているものとみなすかもしれない。しかしながら、「体系」ではそのような支店を、それが操業する国の居住者たる準法人企業として分類するため、サービスの輸出入が「体系」で――および国際収支表で――記録される方式と、法人企業自身がそれを認識するであろう方式との間に、重大な差異があるかもしれない。法人企業は、生産がそれを上回ると親会社が所在する国のＧＤＰに寄与するのではなく、支店が所在する国のＧＤＰに寄与するものとして分類されることになるいかなる限界も認識していないかもしれない。

14.97. 国民経済計算の観点からは、主要な問題は輸出品または輸入品の厳密な定義または範囲というより、むしろＧＤＰそれ自体の定義と範囲である。支店の事務所が、一国内で永続ベースでサービスを生産しているとき、付加価値はその国のＧＤＰの一部であると考えられなければならず、親会社が所在している国のものではない。

14.98. サービスの輸出入に属するサービスは、生産過程からの産出として生産されたものでなければならない。それは、時として生産過程においてなされる「サービス」への支払いと呼ばれる所得を含まない。居住者から非居住者への、またはその逆の雇用者報酬の支払いは、第１次所得の国際的なフローである。そのような支払いは、たとえば、彼らの居住国と異なる国で働く季節労働者または越境労働者の場合に発生する。同様に、居住者・非居住者間の利子および配当のような財産所得のフローはサービスの国際貿易からは除外される。

14.99. サービスの輸出入の範囲は、ＣＰＣの大分類６～９に記述されているサービスの種類とほぼ対応する。しかしながら、ＣＰＣがすべての修理と加工をサー

ビス活動として取り扱うのに対し、既に述べたように、「体系」はそうではない。ＣＰＣは国際貿易の対象となる可能性のあるその他の種類のサービスの包括的なリストを提供しているし、また『国際収支マニュアル』が、そのようなサービスの標準的な構成要素のリストを示しているので、ここでそのような詳細をすべて示す必要はない。それにもかかわらず、重要性の高いサービス貿易のいくつかが、体系でどのように取り扱われるかを示すことは有益である。

建設

14.100. 国際的な建設の取り扱いはビジネス・コンサルタントやその他のサービスに関して段落14.95-14.98で議論したのと同じ問題を引き起こす。橋梁、発電所またはダムのような大型プロジェクトの建設に関する契約はしばしば非居住者たる法人企業によって請け負われる。Ａ国の建設会社がＢ国の契約を請け負うとき、その法人企業は、サービスを輸出する法人企業が海外に支店事務所を開設しなければならないのとほぼ同じように、そこから工事を管理し遂行する現場事務所をＢ国に開設せざるをえない。その現場事務所は別個の法的実体ではないにもかかわらず、この目的のためには準法人企業として取り扱われるだろう。この取り扱いに反対する主な議論は、現場事務所は特定プロジェクトの存続期間の間設置され、プロジェクトが終了するとき解体されるということである。それゆえ、それは、法人企業によるＢ国への持続的な経済的利害の証拠として解釈することができないということである。

14.101. 現場事務所が準法人企業として取り扱われないならば、建設現場は、Ａ国によって維持されている大使館または軍事基地の場合と同様に、Ｂ国内にあるＡ国の飛び領土として取り扱われなければならないという結論になる。その場合、飛び領土内の付加価値はＡ国のＧＤＰの一部として取り扱われ、生産された最終的な産出の価値すなわちダムや橋梁それ自体は、Ａ国からＢ国への輸出として取り扱われる。建設の産出の測度に適用される一般原則に合わせて、ダムまたは橋梁は完成されるに連れて段階毎に依頼人に引き渡されるものとして取り扱われる。このような解決にはいくらかの長所があるが、幾年か継続するであろうダムまたは橋梁の建設のような大規模建設プロジェクトによって創出される付加価値が、

その活動が実際に行なわれている国に帰属しないという重大な不都合がある。こうしたことは、プロジェクトで調達される労働と原材料のほとんどが現地で供給される傾向があり、他方プロジェクトそれ自体も現地の所得と支出に重大な影響を与える傾向があるときに、ことさら変則的であるように思われる。このような理由から、「体系」は、たとえ建設単位によるその国への持続的な経済的利害が存在しないとしても、（段落14.23に示された考察に従って）１年またはそれより長期にわたり継続する大規模建設プロジェクトについては準法人企業が創出されるべきであることを勧告する。

14.102. 上記の例で、Ｂ国で請け負われた建設プロジェクトにかかわる準法人単位を創出することにより、Ａ国からＢ国への記録される唯一の輸出は、最終的な構築物に組み込まれるＡ国から供給される財貨とサービスであるという結果になる。たとえば、Ａ国で用意された測量技師の図面、あるいはＢ国のダムに設置されるＡ国で製造されたタービンまたはその他の水力発電設備がそれである。Ａ国の親会社たる建設会社がＢ国に所在する自社の建設現場に器材を発送するときには法律上の所有権の移転がないにもかかわらず、体系は、海外の支店または子会社に対する返却されない財貨の発送について所有権の移転を帰属する。そのプロジェクトもまた、利潤および金融フローと同じく雇用者報酬を含む、所得の重要な国際的フローを生むであろうが、これらは財貨およびサービスの輸出入ではない。

据え付け

14.103. 設備の据え付けは、建設と多くの共通点を持つ活動である。しかしながら、海外での特定の設備の据え付けは明らかに、それが行なわれる国への永続的な経済的利害をそれ自体で特徴づけるものではない限定された期間のプロジェクトであるから、たとえそれが完成するのにたまたま１年以上かかっても、その活動に関して準法人企業を創設することは適切ではない。それゆえ海外での設備の据え付けは、「体系」および『国際収支マニュアル』では常にサービスの輸出として取り扱われる。実際には、据え付け費用の価値は、輸送費用と同じく、輸出される設備の価値総額に含まれているならば、常に別個に記録されるとは限らな

い。

輸送

14.104. 輸送サービスは、関連する補助的・付加的なサービスと併せて、財貨の移動（貨物輸送）または旅客の輸送にかかわるすべての輸送方式――海路、空路、および陸路、内水路、宇宙空間そしてパイプラインを含むその他の経路――により、一経済の居住者によって他国の居住者に対して実行されるものを含む。ほとんどの輸送サービスはしばしば、法人企業が運搬手段および類似の機器を操作することを通して提供される。そのような単位または操業者の居住地について問題が生じる。なぜなら、運搬手段は、法人企業が居住する経済領域の外部で、すなわち公海、公空かまたは1ないしそれより多くのその他の経済において操業するからである（法人の居住については、B.4節で議論されており、そこでは特に段落14.25-14.27がこの文脈に関係する）。

財貨輸送

14.105. すでに述べたように、輸出品と輸入品をいずれも輸出国の国境でf.o.b.で評価することにより、「体系」における財貨の貿易とサービスの貿易の間の境界線は暗黙的に確定している（前出の段落14.36-14.40を参照）。この評価方法はまた、財貨輸送の取り扱いをも決定する。国境までの、すなわち財貨がf.o.b.で評価される地点までの輸出国国内での輸送と、その地点から先の輸送とを区別することが必要であるが、後者は輸出国の国境と輸入国の国境との間の輸送と財貨の最終的な目的地に向けての輸入国国内の輸送の両方を含む。

14.106. 輸出国の税関国境までの輸送費用は、その地点での財貨のf.o.b.価格の中に含まれるべきである。しかしながら、輸送サービスは二重計算されてはならず、そのため、輸送サービスが輸出業者または輸出国のその他の居住者によって供給されるとき、それをサービスの輸出として記録すべきではない。しかしながら、輸入業者（または輸入業者の国のその他の居住者）が外国の生産者の工場から輸出国の国境までの財貨の輸送に責任を負うとき、f.o.b.価格を計算するため

には、こうした輸送費用は外国の生産者によって受け取られる価格に加算されなければならない。この手続きは、外国の生産者が輸入業者または輸入業者の国のその他の居住者からこのサービスを購入したとみなされる相殺的な帰属が行なわれることを必要とする。さもなければ、輸出業者の海外収益は過大評価されるであろう。

14.107. 輸出国の税関国境を越えての輸送は、輸入国の国外であれ国内であれ、輸送が輸入国の居住者ではない輸送業者によって供給されるとき、サービスの輸入として記録されるべきである。財貨の輸入が当初f.o.b.でなくc.i.f.で記録されているとき、f.o.b.価格を計算するためには、まず輸出国と輸入国の税関国境間の輸送費用をc.i.f.価格から控除しなければならない。その場合、先に述べたように非居住者によってその輸送サービスが提供されるときにサービスの輸入が記録されるべきである。

14.108. 居住者たる輸送業者の国に輸入品として入らずに非居住者により所有されている財貨について、居住者たる輸送業者による輸送はサービスの輸出として記録される。逆に、居住者の国を輸出品として出ずに居住者により所有されている財貨について、非居住者たる輸送業者による一国内での輸送はサービスの輸入として記録される。

旅客輸送

14.109. 輸出は居住者たる輸送業者による非居住者の国際的な輸送を含む一方、輸入は非居住者たる輸送業者による居住者の国際的な輸送を含む。こうしたサービスはまた、非居住者たる輸送業者による居住者の自国内での輸送をも含む。居住者たる輸送業者によって彼らの国内で非居住者に対して提供されるサービスは輸送サービスのもとに記録されるのではなく、供給・使用表の中で調整項目として「非居住者による国内市場での直接購入」および「居住者による海外での直接購入」という包括的項目のもとに示される。旅客運賃が追加的料金なしに旅行中の旅客に提供される食料品、飲料ないしその他の財貨の費用を含むとき、旅客輸送はこれらの項目を含む。旅客と一緒に同じ列車、船舶、航空機等で輸送される超過手荷物や自動車またはその他の旅客の所有物、の輸送のような旅客に提供さ

れる追加的サービスもまた、旅客輸送のもとに含まれる。

旅行1)

14.110. 項目「旅行」（tourism）はそれ自体では特定種類のサービスを指さず、そしてこの理由からＣＰＣでは識別されていない。旅行の輸出（受取り）は、１年未満の期間でビジネスまたは個人の目的のためにある経済を訪問する非居住者によってなされるすべての種類の財貨・サービスの購入を含む。１年ルールに対する１つの例外は、たとえ１年より長期間滞在していても非居住者として取り扱われる学生および医療患者に適用されるものである。保健および教育への支出額は、実行可能な場合は、別個に記録されるべきである。旅行の輸入（支払い）はビジネスまたは個人の目的のための海外旅行中に居住者によってなされるすべての財貨・サービスの購入を含む（供給・使用表における調整に対する段落14.109の言及を参照）。

14.111. 旅行そしてまた旅客サービスに対する支出は、ビジネス旅行者によってなされる支出すなわち雇主に代わって支払われるかまたは払い戻されるものと、家計によってなされる支出とを区別するために、細分されなければならない。ビジネス旅行者による支出は生産者の中間消費の一部であるが、他方その他の旅行者による私的な旅行での支出は家計最終消費支出の一部である。国内市場において居住者および非居住者のすべての家計によってなされる支出から居住者家計の最終消費支出総額を計算するためには、居住者による海外での直接購入を加え、非居住者による国内市場での直接購入を差し引くことが必要である（第ＸＶ章を参照）。

保険

14.112. 保険サービスの輸出は、居住者たる保険企業による非居住者への保険の提供を含むが、他方輸入は非居住者たる保険企業による居住者への保険の提供を

含む。輸出および輸入の途上にある財貨に対する保険費用の取り扱いは財貨の輸出入について採用された評価原則と整合的なものでなければならないし、このような状況下にある財貨輸送に関するものと同じ慣行に従わなければならない。慣行は次のように要約されよう。国際的に貿易される財貨に対する輸出業者の工場または倉庫から輸出業者の国境までの保険は、輸出される財貨のf.o.b.価格に含まれるべきである。この保険が、輸入業者の国に居住する企業を利用する輸入業者によって支払われるならば、輸出業者はその保険を購入し、そして同時にその費用を勘定に記録されたf.o.b.価格の中から埋め合わせるものとみなされる。輸出国の国境を通過した後の財貨への保険サービスは、保険が輸入国の非居住者によって供給されるときは、輸入業者による保険サービスの輸入として記録される。その保険が輸入業者の国の居住者たる企業により供給される場合、輸出品と同様に輸入品もc.i.f.ではなくf.o.b.で記録されることに留意して、当該保険サービスを財貨・サービスの対外勘定に記録すべきではない。

14.113. 国際保険サービスは、収入保険料総額に含まれているサービス料によって推計、評価されるべきであり、保険料総額自体によって推計、評価されるべきではない。原則として、国際保険サービスの取引の測定は、居住者部門についての保険サービスの測定と整合的である。しかしながら、実際には、「体系」においても、また『国際収支マニュアル』においても、とくに輸入品に関する保険について推計上の問題が存在することから、技術準備金による投資所得に関連する居住者／非居住者フローを無視することが許されている。したがって、財貨については、保険サービスを非居住者に提供する居住者である保険業者に対する保険サービス料（輸出）は、収入保険料と輸送中に失われたり毀損したりした財貨に関する支払保険金との差額である。また、サービス居住者に提供する非居住者である保険業者に対する保険サービス料（輸入）は、保険サービスの輸出についての推計サービス料と総保険料との比率を非居住者である保険業者に対して支払われた総保険料に適用することによって推計することができる。その場合、問題の比率は、中期・長期ベースのものであるべきである。その他のタイプの直接保険についても、居住者にサービスを提供する非居住者である保険業者に対するサービス料は、居住者である保険業者に関する推計サービス料と総保険料との比率を適用することによって推計可能である。この場合にも、問題の比率は中・長期ベ

ースのものであるべきである。非生命保険に関して、総保険料マイナス推計サービス料と支払保険金とは、経常移転の項目に記録されるべきであり、生命保険に関しては、保険料マイナスサービス料と支払保険金とは、金融勘定の保険技術準備金の項目に記録されることになる。再保険については、原則として、サービスの輸出は、居住者である再保険業者と非居住者である保険業者との間に発生するすべてのフローのバランスとして推計され、輸入は、原則として、居住者である保険業者と非居住者である再保険業者との間に発生するすべてのフローのバランスとして推計される。

特許権使用料

14.114.特許権使用料は、特許権、著作権、登録商標、産業工程、販売権等のような無形非生産非金融資産および所有権の認可された使用、並びに原稿、フィルム等のような生産された原本または原型のライセンス契約を通しての使用に関連した、居住者と非居住者の受取り（輸出）と支払い（輸入）を含む。

金融サービス

14.115. 金融サービスは、居住者と非居住者との間で行われる金融仲介および補助サービス（保険会社および年金基金のそれを除く）である。以下のものが含まれる。信用状、銀行引受手形、与信限度、ファイナンシャル・リース、外国為替取引等のような仲介サービスに対する手数料。証券取引――仲買、起債、引受、償還、スワップ、オプションおよびその他のヘッジ手段の取り決め等に関連する手数料およびその他の料金。商品先物取引業者の手数料。資産管理、株式取引所およびその他の金融市場取引所等の運営。ＩＭＦリソースの購入に対するサービス料は、ＩＭＦとの借り入れ予約または延期協定にもとづく未引き出し残高に関連した手数料（約定料金に類似する）と同様に、一経済の金融サービス支払いに含まれる。上記の明示的な手数料と料金のほかに、間接的に計測される金融仲介サービス（ＦＩＳＩＭ）があるが、それは、明示的に請求されずに、その価額は借り入れ資金の投資から金融仲介機関が受け取る財産所得と金融仲介機関がそう

した資金に対して支払う利子との差額から推計される（第Ⅵ章を見よ）。ＦＩＳＩＭは、各国の慣行により、居住者とともに非居住者も含め、そうしたサービスの利用者に配分してもよいし、配分しなくてもよい。実際にＦＩＳＩＭが様々な利用者に配分される場合にＦＩＳＩＭの輸出入を勘定中で取り扱う方法については、本マニュアル巻末の付録Ⅲで説明する。

２．第１次所得および経常移転の対外勘定

14.116. 前出の段落14.86で示したように、この勘定は、源泉側に海外により受け取られる額（一国経済により支払われる額）として、そして使途側に海外により支払われる額（一国経済により受け取られる額）として、以下の項目を含む。(a)雇用者報酬、(b)財産所得（海外直接投資に対する再投資収益を含む）、(c)生産および輸入品に課される税マイナス補助金、(d)所得・富等に課される経常税、(e)社会負担および給付、(f)その他の経常移転。(a)から(c)までの項目は所得の第１次分配勘定の対外要素を構成し、一方(d)から(f)までの項目は（すべて経常移転である）は所得の第２次分配勘定の対外要素を構成する。第１次所得から除外されるのは、有形および無形資産の賃貸から生ずる受取りであり、これらはレンタルとしてサービス項目に分類される。ファイナンシャル・リース取り決めは所有権の事実上の移転が行なわれたことの証拠であり、リース料支払いの一部は金融資産への利子として解釈される。

＜雇用者報酬＞

14.117. 雇用者報酬についての完全な議論は第Ⅶ章にある。第１次所得および経常移転の対外勘定において、雇用者報酬は、個人が居住している経済以外のある経済において、その経済の居住者のために遂行される（そしてその居住者により支払われる）労働に対してその個人により稼得される現金または現物による賃金、俸給、およびその他の報酬から成り立つ。それに含まれるのは、雇用者への給付を保証するために社会保障制度または民間保険ないし年金基金に対して雇用者の代わりに雇主により支払われる負担――無基金年金制度に対する帰属負担を含む

――である。ここで雇用者とは、季節労働者またはその他の短期（１年未満）労働者と越境労働者（彼ら自身の経済に経済的利害の中心を持つ）を含む。大使館、領事館および軍事基地等の（駐在国での）現地採用職員の場合、それらはそれが所在する経済にとり治外法権をもつ飛び領土とみなされるので、現地採用職員によって受け取られる報酬は非居住者から居住者への報酬である。

14.118. 国際機関（再び治外法権をもつ飛び領土として取り扱われる）から雇用者に支払われる報酬は、(a)雇用者が所在地経済の居住者であるならば、または(b)雇用者が他の経済から来ていても１年またはそれより長期に雇用されており、それゆえ所在地経済の居住者として取り扱われるならば、非居住者から居住者への支払いである。１年未満で雇用されるその他の経済から来ている雇用者の場合は、居住者に関わる支払いは存在しない（１年またはそれより長期の任務につく技術援助スタッフの取り扱いについては、前出の段落14.18を参照）。

14.119. 据え付けプロジェクトに従事するものを含む非居住者たる労働者がその雇用されている経済内で行なった個人的支出は、非居住者による国内市場での直接購入のもとに記録されるべきであり、その経済内での税の支払い、年金基金への負担等は、経常移転の支払いとして記録されるべきである。報酬および支出の総概念の記録が勧告されるが、実際には、つねに実行可能であるとは限らないかもしれない。

14.120. 所得が「雇用者報酬」に分類されることになる個人（労働している経済の居住者ではない個人）と移住者（１年またはそれより長期間そこに住むと予想されるという理由でその経済の居住者となった個人）とを区別することは、実際にはしばしば困難である。１個人の活動の結果として、勘定統計作成国経済と海外との取引が発生することになるが、それは、その個人が居住者としてみなされるか非居住者としてみなされるかによらずバランスするであろう。それにもかかわらず、可能であれば外国人労働者と移住者の間の区別を観察する努力が行なわれるべきである。なぜなら、関係する２つの統計作成国経済による同一個人の統計的取り扱いの統一性の欠除が、これらの経済に関する対外取引勘定または国際収支表間の比較可能性について問題を生ぜしめうるからである。

＜生産および輸入品に対する税マイナス補助金＞

14.121. 生産および輸入品に対する税と補助金の様々な種類についての議論が、ＩＭＦと経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）の税分類のリンク、そして複数為替レートに起因する金と補助金に対する言及を含めて、第Ⅶ章でなされている（後者についてのより詳細な議論は、換算についての指針とともに、本章のＣ.3節にみられる）。

＜財産所得＞

14.122. 財産所得は、居住者たる実体の対外金融資産の所有から生ずる所得を含む。そのような所得のもっとも普通の種類は利子と配当である（財産所得は第Ⅶ章で十分に議論されている）。利子は、利子の代わりの割引額を含めて、貸付および債務証券、すなわち銀行預金、手形、債券、ノート、貿易前払い金のような金融債権、に生じる所得から成り立つ。利子率スワップから生じる純利子フローもまた含まれる。株式配当を含む配当は、公的法人企業および民間法人企業への株式その他の持分参加形式に関する所得の分配である。

14.123. その他の種類の財産所得の中には、支店およびその他の海外直接投資非法人企業の収益があり（段落14.152-14.154を参照）、さらに形式的には分配されない海外直接投資法人企業の収益に対する直接投資者の取り分すなわち配当または準法人企業所得からの引き出し以外の所得がある。この再投資収益の直接投資者に帰属する部分は、企業の持分に対する彼の参加権に比例する。その他の財産所得の分類に、第Ⅶ章段落7.126と7.127で述べた、保険加入者に帰属する財産所得がある。

＜経常移転＞

14.124. 所得第２次分配勘定におけるのと同様に、３つの主要な種類の経常移転が、第１次所得および経常移転の対外勘定において区別される。(a)所得・富等に課される経常税。(b)社会負担および給付。(c)その他の経常移転（これらの移転に関する十分な議論は、第Ⅷ章の中にある）。ここでは、上記(a)に含まれる税金

の多くは（不定期に課される資本税とは異なり）課税期間ごとに定期的に支払われるものであるが、そのほかに外国為替の購入または売却、旅行等のような国際取引に対する税を含むということ、(b)は社会保険制度の下で、政府単位（社会保障制度）によるかまたは公的のあるいは民間の雇用主体によって組織される制度への負担金の形態をとる経常移転と、給付の形態をとる現金移転、たとえば年金から成り立つこと、そして(c)は一般政府と外国政府等の間のその他の様々な経常移転から成り立つことを示せば十分である。対外経常収支を計算する前に年金基金における家計の純持分の変動のための調整項目が記録されなければならない（第Ⅸ章、段落9.14-9.16を参照）。この調整は、居住者である家計が非居住者である年金基金に対してもつ純持分（海外の負債）の変動――使途側――と非居住者である家計が居住者である年金基金に対してもつ純持分（海外の金融資産）の変動――源泉側――との両方のネットの結果を反映したものである。

Ｅ．対外蓄積勘定

14.125. 対外蓄積勘定には２組ある。まず第１は資本勘定と金融勘定であり、これらはまとめて『国際収支マニュアル』で説明されているような国際収支表の「資本および金融勘定」となる。第２は、その他の資産変動勘定（その他の資産変動勘定は、第ⅩⅡ章において体系全体についての観点から詳細に取り扱われている）であり、先に述べた資本勘定と金融勘定に記録されている取引を反映するものでない、期首および期末の貸借対照表間の資産・負債および正味資産の２種類の変動を含む。第一の種類は、その他の資産量変動勘定の中で表わされ、居住者により海外で保有される資産の量を変化させる要因、たとえば無補償の押収、非居住者に対する貸出が回収不能であることの債権者による認知などから生ずる変化を含む。第二の種類は、再評価勘定の中で表わされ、価格変動および為替レ

ートの変動による海外の金融資産に関する保有利得と損失を含む。

１．資本勘定

14.126. 資本勘定は、負債の変動側に買取資本移転と支払資本移転を含み、資産の変動側には非生産資産、非金融資産の取得マイナス処分を含む。ただし、それぞれ、非居住者（海外）と居住者（一国経済）との間で行なわれたものである。機械や設備のような生産者耐久財の取得および処分は、それが新しいものであっても中古のものであっても、財貨の輸出入として記録される。したがって、居住者単位や居住者部門の資本勘定に記録される固定資産の取得および処分に対応する、対外資本勘定項目は存在しない。資本移転については、第Ｘ章で、十分に議論されているから、ここでは、そのような移転は現物形態または現金形態をとりうることに注意すれば十分である。前者は、有形または無形固定資産の所有権の移転、あるいは債権者と債務者との間の相互の含意による金融債権の取り消し（債務免除）から成り立つ。後者は、移転の受領者がある資産または複数資産の取得のために移転された現金を使用することを要求（または予想）する。このように、資本移転の本質的な性質は、取引当事者の一方または双方による資産の処分あるいは取得に関係するということであり、また、当事者の一方または双方の正味資産の変動を引き起こすということである。「体系」においては移転は、たとえそれが当事者の一方のみによるある資産または複数資産の取得もしくは処分に関係するとしても、両当事者による資本移転として分類されるべきである（資本移転の記録時点と評価面は、資本税、投資交付金、債務免除等のような特定例の記述とともに、第Ｘ章の中にある）。

14.127. 非生産資産、非金融資産の取得マイナス処分は、非居住者の居住者との取引から生ずるこれらの資産の価額変動を記録しており、勘定の資産変動の側に現れる。資本勘定に記録される取得マイナス処分は、会計期間中に海外によって取得されたそのような資産の総額マイナス処分されたそのような資産の総額を含む。対外資本勘定では、この項目は所与の経済領域内の土地を含まない。なぜなら、慣行により、土地のすべての所有者または購入者は居住者たる制度単位でなければならないからである。非居住者が土地を所有または購入するならば、概念

上の居住者単位が創設されてその土地を所有するものとみなされ、非居住者は概念上の居住者単位に対する金融債権を取得したものとみなされる。それゆえ、所与の経済領域内のすべての土地取引は、居住者単位間で生ずるとみなされる。しかしながら、土地がある経済領域から別の経済領域に移るというまれな場合、たとえば外国大使館による土地の購入があるかもしれない。その場合、その土地はその大使館の国の経済領域内に所在しており、もはや所在国の経済領域の一部ではない。同様のことが、外国大使館が土地を売却する場合にも当てはまる。こうした状況では、居住者と非居住者間の土地取引が記録されるべきである。そのほか、無形非金融資産の取得マイナス処分は、特許権、賃貸借権またはその他の譲渡可能な契約、および買い入れのれんを含めて、ここに記録される（議論と定義に関しては、第Ｘ章を参照）。

２．正味資産の変動と純貸出または純借入

14.128. 資本勘定の右側の合計は対外経常収支および資本移転による（海外）の正味資産変動を反映する。それは、当該経済に対して海外により行なわれる資産の蓄積のために利用可能なプラスまたはマイナスの源泉を表わす。左側の非生産非金融資産の取得マイナス処分と結びつけると、その結果は海外の純貸出（余剰ならば）または純借入（不足ならば）と呼ばれるバランス項目となる。

３．金融勘定

14.129. 金融勘定は、勘定構造の中で資本勘定に続く対外蓄積勘定の第２の勘定である。それは、海外と居住者単位との間のすべての金融資産取引を記録する。勘定の資産側には、非居住者による居住者からの金融資産の取得マイナス処分が記録され、負債側には、非居住者の居住者に対する負債の発行マイナス返済が記録される。金融勘定のバランス項目である純貸出または純借入、すなわち金融資産の純取得マイナス負債の純発行は資本勘定のバランス項目に等しい（体系における金融勘定の十分な議論については、第ＸＩ章を参照）。

14.130. 現物移転を例外としてすべての対外取引は、それらが経常勘定取引であ

れ、金融資産の交換または資産の創出および負債の相殺だけに関連したものであれ、金融勘定における記帳を伴う。すべての取引は所有権の法律上または実際上の移転を伴う。

＜金融資産＞

14.131. 金融資産についての広範な議論が第ＸＩ章にあり、対外金融勘定に対して十分適用されうるにもかかわらず、対外勘定にとりとくに重要な項目はここで詳しく検討しよう。とりわけ、貨幣用金とＩＭＦのＳＤＲは対外金融資産に含まれてはいるが、それらはその他の単位に対する債権を表わさないため対応する負債をもたないことに注意するのが適切である。法人の持分株式についても、負債は固定した償還価値を表わさない。そのほか、オプションのようなある種の金融派生商品については、負債は慣行により発行者に帰属する。

14.132. どの金融資産が非居住者に対する債権または負債を構成するかの決定においては、債権者と債務者（または取引者）は異なる経済の居住者でなければならない。その債権または負債が表示されている単位は――名目通貨、外国通貨またはＳＤＲに類似した単位のいずれであれ――、関係がない。さらに、資産は法律上存在する実際の債権を表わさなければならない。未利用与信限度の認可、約束ないし拡大、あるいは不確定債務の負担はそのような債権を創出せず、また資産の担保差入れあるいは（減債基金のように）資金積立ては債権を設定するものではないし、資産の所有権も移転しない。不確定資産・負債は上述のように金融品目から除外されるが、オプションおよび関連派生商品は、それらが取引可能で現在の市場価格を持つとき、金融資産および取引の中に含まれる（第ＸＩ章を参照）。

14.133. 慣行により、いくつかの非金融資産の所有権は金融資産すなわち債権の所有権として解釈される。３つの具体例が注意されよう。

(a)土地および構築物のような移動不可能な資産は、（その土地と構築物が外国政府主体により所有されているために経済領域の一部でないときを除いて）常にそれらが所在している経済領域の居住者によって所有されているとして解釈される。それゆえ、そのような資産の所有者が非居住者であるとき、その主体は所有者と

して解釈される居住者主体に対する金融債権を持つと考えられる。
(b)所有者が居住する経済とは異なる経済で操業する非法人企業は、独立した主体であると考えられる。すなわち、その主体は、所有者の属する経済ではなくそれが操業する経済の居住者である。そのような企業に帰属する金融資産はもちろん非金融資産を含むすべての資産は、企業の所有者に対する対外金融資産とみなされるべきである。
(c)ファイナンシャル・リース契約のもとに移転される任意の財貨については、所有権の移転の存在を仮定する。この所有権の移転は、金融請求権の創出によってまかなわれたものである。すなわち、貸し手の資産と借り手の負債によってまかなわれたものである。なお、その金融資産は貸付として分類する。

＜選択された金融資産取引＞

14.134. 居住者・非居住者間の貨幣用金の取引、すなわち当局と相手国経済側の当局間のまたは当局と国際金融機関との取引は、金融勘定の左側（資産変動）に記録される。海外による購入はプラスの記入として記録し、海外による売却はマイナスの記入として記録すべきである（居住者・非居住者間の非貨幣用金の取引は財貨の輸出入として記録する）。貨幣用金は、ＳＤＲ（次の段落14.135を参照）と同様に、対応する金融負債の存在しない資産である。
14.135. 公的保有者のその他の準備資産を補完するためにＩＭＦにより創出された国際的準備資産であるＳＤＲの取引もまた、金融勘定の左側（資産変動）に記録される。当局のＳＤＲ保有の変動は、(a)ＩＭＦ、ＩＭＦのＳＤＲ部門へのその他の参加者あるいはその他のＩＭＦ指定保有者に対するＳＤＲの支払いまたはそれらからの受取りに関する取引、または(b)配分ないし抹消を通して発生する。(a)のもとに列挙される取引は金融勘定に含まれるが、配分または抹消は含まれない。後者は、その他の資産量変動勘定の項目である。
14.136. 売上債権・買入債務は「その他の受取債権または支払債務」の内訳項目であり、直接に供与される財貨・サービスのための企業間信用（企業間信用に資金供給するための貸付ではない。後者は「貸付」に分類される）と進行中の工事に対する前貸金を反映する。与信者からのそのような信用は、所有権の移転日付

現在で記録される、信用供与の背景にある財貨・サービスの記帳と、その取引に関連する同じ日付における支払いの記帳との差額により測定されるであろう。

14.137. ＩＭＦ信用の使用とＩＭＦからの貸付は「貸付」の構成要素であり、勘定統計作成国の基金からの引き出しである（ただし、「リザーブ・トランシュ」すなわち基金への準備預金からのものを除く）。それに含まれるのは、信託基金の貸付とともに、借入予約、広範囲の各種構造調整協定のもとにおける購入と借入である。その国の基金割当マイナスそのリザーブ・トランシュ・ポジションを超過して、基金が保有する勘定作成国通貨の減少は、基金信用の利用の返済を反映したものである。ＩＭＦに対する債権のうち、国際準備の構成要素であって、しかも貸付としての証拠をもたないものは「その他の預金」として記録される。

14.138. 海外直接投資に関連する、金融資産・負債取引は、うち向きのものも外向きのものも適当な分類のもとに記録されるべきである。すなわち払込資本は「株式およびその他の持分」のもとに、貸付などの企業間取引は「その他の受取債権・支払債務」のもとに記録されるべきである。そのような記録を行なうとともに上記の取引はまた、参照項目として別個に記録されるべきである。

14.139. 完全にまたは部分的に准居住者によって所有されている海外直接投資企業（非法人の支店、子会社そして定義によって関連会社）の再投資収益（海外直接投資の定義については以下の段落14.152を参照）は、第１次所得および経常移転の対外勘定に親会社または直接投資者へ支払われる財産所得として、また金融勘定ではその企業に再投資されるものとして記録され、それゆえその企業の純持分を増加させる。

４．その他の資産変動勘定

14.140. この一対の勘定については、前出の段落14.125で述べた。以下の段落では、含まれる２つの個々の勘定について言及する。

＜その他の資産量変動勘定＞

14.141. 勘定の左側は海外の資産の変動を記録し、右側は負債の変動を記録する。

資産の変動側も負債の変動側もこれまでに説明した対外勘定中に記録される、居住者・非居住者間の取引によるものでない資産・負債の変動を記録する。左側への記帳の１つの種類は非金融資産に関連するものである。すなわち補償されない没収という例があり、たとえば無形非金融資産については、非居住者により所有されている特許権、ソフトウェアまたはその他の原本の押収があろう。有形資産については、領土併合に伴う補償されない押収があるかもしれない。金融資産については、様々な補償されない没収や、他に分類されない金融資産および負債のその他の量的変動（たとえば不良債務の帳消し）、さらに分類および構成の変更に関する記帳があるであろう。後者に関してありうる例は、居住者が株式を所有しかつ債権（貸付）を持つところの非居住者たる法人企業とそれとは別の非居住者たる法人企業の合併から生ずる変化であろう。すなわち、その居住者は、元の法人企業の株式プラス元の法人企業への貸付に等しい、新法人企業の株式を受け取る。勘定の右側（負債の変動）には、補償されない没収、他に分類されない金融資産および負債のその他の量的変動（たとえば、勘定の左側に置かれる債権者による不良債務の帳消しに対する対応項目）、および分類と構成の変更に関する記帳がある（上述の例を参照）。

14.142. 勘定の左側（海外の資産変動）と右側（海外の負債変動）に示される、上述した種類の資産量の変動は、「その他の資産量変動にもとづく正味資産の変動」というバランス項目を生ずる。

＜再評価勘定＞

14.143. 全体としての「体系」に関する再評価勘定については、第ＸⅡ章で説明されている。ここでは、再評価勘定のとくに対外金融資産・負債に関係する局面を要約すれば十分である。「体系」の再評価勘定は、関係する会計期間中に金融および非金融資産と負債の所有者に生ずる保有利得ないし保有損失を記録するが、他方、対外再評価勘定は金融資産と負債にのみ適用されるにすぎない。

14.144. この勘定はまず最初に、名目保有利得ないし保有損失を示し、引き続いて２つの成分――中立的保有利得ないし損失と実質保有利得ないし損失とにそれを分割する（保有利得（holding gain）ではなくむしろ「資本利得」（capital

gain）という用語が用いられる場合もあるが、「体系」では前者を用いる）。名目保有利得ないし損失は、非居住者たる債権者と債務者の資産ないし負債の貨幣価値が、会計期間の期首から期末までそれらが保有される期間に変動した結果として、彼らに生ずる価値である。資産の貨幣価値の変動は、その価格（自国通貨表示の）の変動および、または関連する為替レートの変動を反映するであろう。後者に関して、ある期間から生ずる名目保有利得の価値は、期首および期末の貸借対照表価値の差額マイナス期間中の取引価値ないしその他の量変動により計算されるであろう。この計算のために、対外資産取引は取引時点で一般的な為替レート、すなわち買レートと売レートの中間値を用いて自国の成分通貨表示に換算されるべきであり、他方、期首および期末の貸借対照表価値は、貸借対照表が作成される各々の日付で一般的な為替レートを用いて換算されるべきである。

14.145. 中立保有利得の成分は、関連する期間を通して資産の――自国通貨で表わされた――購買力を維持するのに必要とされるであろう保有利得の価値、すなわち一般的物価水準の全体的な変化と歩調を合わせるために必要とされる保有利得の価値として定義される。実質保有利得ないし損失の成分は、名目利得ないし損失と中立利得ないし損失との差額から生ずる資産の――自国通貨で表示された――価値である。もし２つの経済の一般物価水準の変化率が異なるならば、一経済の債権者の実質保有利得（損失）は、他の経済の債務者の同一資産についての実質保有損失（利得）とは等しくないであろう。

14.146. 対外再評価勘定のバランス項目は「名目保有利得ないし損失にもとづく正味資産の変動」であり、非居住者により保有されている金融資産に対する保有利得ないし損失の合計と彼らの負債に対する保有利得ないし損失の合計との差額を表わす（保有利得（損失）は資産のプラス（マイナス）の再評価または負債のマイナス（プラス）の再評価を表わすであろう）。このバランス項目は２つの成分、すなわち一般物価水準の変化にもとづく正味資産の変動を反映する中立保有利得ないし損失と、（各国通貨への換算に対する為替レート変動の影響を含む）相対価格の変化にもとづく実質保有利得ないし損失とに細分割される。

Ｆ．対外経常取引勘定および蓄積勘定と国際収支勘定との関係

14.147. 巻末の付録Ⅲにおいて『国際収支マニュアル』に表わされている国際収支勘定と「体系」の対外取引勘定および蓄積勘定との詳細な調整が示されているが、ここで両者の関係を簡潔に要約しておくことは適切である。最初に、国際収支勘定の「体系」との統合は、ほとんどすべての国において国際収支表データが最初に作成され引き続いて国民勘定に組み込まれるという事実によって強化されていることに注意すべきである。居住の定義、取引の評価および記録時点、通貨の換算手順、財貨・サービス・第１次所得・経常移転の国際取引の範囲、資本移転の範囲および対外金融資産・負債取引の範囲に関して、『国際収支マニュアル』で記述されている国際収支の諸概念と「体系」の海外勘定におけるそれらとの間には、事実上完全な一致がある。

14.148. 国際収支勘定では、経常勘定は、「体系」の財貨・サービス対外勘定プラス第１次所得および経常移転の対外勘定に反映されるフローを含む。国際収支表の資本勘定は「体系」の対外蓄積勘定内の資本勘定に一致し、また両体系の金融勘定は本質的に同一の対象範囲を持つ（前出の段落14.126-14.133を参照）。両者の相違点は、詳細さの度合いの違い（巻末付録Ⅲにある）、１つの特定項目の取り扱いの差と金融項目の分類の差異があるにすぎない。

14.149. 上述の特定項目に関して、間接的に計測される金融仲介サービス（ＦＩＳＩＭ）は明示的に料金が課されないサービスを表わしており財貨・サービスの対外勘定に含まれるが、国際収支勘定のサービスの輸出入には含まれない。しかしながら、それは、国際収支勘定では「投資所得、利子」のもとに他と区別できない形で含まれている。

14.150. 金融項目の分類について、本体系では７つの主要項目に示されているように金融資産分類の第１次基準が手段の種類別であるのに対して、国際収支勘定では分類の第１次基準が機能別、すなわち（海外）直接投資、ポートフォリオ投資、その他の資本および準備資産となっている。これらの機能区分の中に分類の

次の段階として手段の種類別の分類があり、その分類は本体系で分類される金融資産・負債取引の７つの主要項目を含む。しかしながら、本体系の“株式以外の証券”は国際収支勘定では債券および手形、金融市場手段ならびに金融派生商品に細分される。本体系の保険技術準備金の２つの成分――生命保険準備金および年金基金に対する家計の純持分と保険料の前払いおよび未払い保険金に対する準備金――もまた、国際収支勘定ではそれぞれ「その他の投資」、その他の資産として、他と区別できない形で含まれている。

14.151. 「海外直接投資」は、第ＸＩ章の金融資産・負債取引の分類の中で、参照項目として現れる。しかしながら上述のように、直接投資は「ポートフォリオ投資」と同じように国際収支勘定の主要な機能別項目である。直接投資に関する『国際収支マニュアル』の概念（ＯＥＣＤの『海外直接投資に関する基準定義明細』第２版の概念と同一である）は、（直接投資）企業の経営における有効な発言権の存在により示される重要な影響力と併わせて、他の経済にある企業への永続的な利害をもつようになった居住者制度単位（直接投資者）の目的を反映したものとなっている。

14.152. 直接投資企業は、他の経済の居住者たる一投資者が普通株あるいは議決権の10パーセント以上（法人企業の場合）を所有し、またはそれと同等なもの（非法人企業の場合）を所有するところの法人または非法人企業として定義される。直接投資企業は、その投資者により直接的または間接的に所有されている子会社（投資者が50パーセント超を所有する）、関連会社（投資者が50パーセント以下を所有する）および支店（完全にまたは共同所有される非法人企業）として識別される実体を含む。「体系」における外国支配企業は、直接投資された子会社および支店を含むが、関連会社は外国支配に対する個々の国の質的評価に従って外国支配企業に含まれるかもしれないし除かれるかもしれない（ほとんどの直接投資企業は、実際上、非居住者によって完全にまたは大部分が所有されるか、あるいは議決権株の絶対多数が単一の直接投資者またはグループによって保有されている支店または子会社である）。ある場合には、公的企業が直接投資企業であるかもしれないが、外国支配企業ではないということに注意することが正しい。

14.153. 直接投資者が経営における発言権から得ることを期待する利益は、企業の営業に対する重要な影響力を持たないポートフォリオ投資者により期待される

利益とは異なる。直接投資者の観点からは、企業はしばしば多数国で営業する諸単位を表わすが、その全体的な収益性は、投資者に利用可能な種々の資源を異なる経済に所在する諸単位に配置することによって得られるであろう利益に依存する。それゆえ直接投資者は、彼らが投資する資本に対して発生するであろう財産所得に加えて、たとえば経営報酬またはその他の種類の所得を稼得する機会のような利益を得られる立場にある。そのような特別の利益は、投資者がかなりの期間にわたり企業に参加することから得られるであろう。対照的に、ポートフォリオ投資者は主として資本の安全性、資本価値の増価の可能性そして資本が生み出す利益に関心がある。彼らは、投資対象である各々の独立単位について見通しを別々に評価し、しばしばこうした見通しの変化とともに資本を移動するかもしれないが、それは金融市場の短期的動向に影響されるであろう。

14.154. 本体系における外国支配の居住者たる法人企業の概念は、国際収支表の海外直接投資企業の概念に、前者が後者の構成要素であるという点で関連している（定義については段落14.152を参照）。国際収支表において直接投資を識別する主要な特徴は経営における重要な影響力または有効な発言権であるのに対し、本体系における外国支配企業の特徴は支配である。

14.155. 国際収支勘定の機能項目「準備資産」は、本体系において対応する概念が直接には存在しないが、『国際収支マニュアル』で言及しているように、国際収支勘定体系の重要な分析的要素である。準備資産は国際収支の不均衡に直接資金供給を行なうために、またそのような不均衡の規模を種々の手段（たとえば為替市場への介入）を通して間接的に規制するために当局にすぐに利用されかつそれにより管理される対外資産から成り立つ。準備資産の構成要素――貨幣用金、ＳＤＲ、ＩＭＦリザーブ・ポジション、外国為替資産（通貨、預金および証券）ならびにその他の債権――の取引は、本体系では、それらの金融資産取引のもとに区別されずに含まれている。

Ｇ．対外資産・負債勘定

14.156. この勘定は対外勘定の系列を完結させ、対外取引勘定と蓄積勘定から生ずる当該経済の対外金融資産・負債残高の水準と構成を表わす。非金融資産を含む居住者である制度単位の貸借対照表とは対照的に、対外資産・負債勘定はもっぱら金融資産と負債から成り立つ。期首および期末貸借対照表は『国際収支マニュアル』で詳細に述べられているような、それぞれの日付での国際投資ポジションに相当する2)が、貸借対照表の変動は、ポジションの変動に相当する。対外資産・負債勘定は、資産側に貨幣用金（の売却または購入）およびＳＤＲのすべての取引のネットの累積結果を含むべきであるということに注意するのは正しい。なおかつ、累積的取引の収支が海外による純売却を表わすならば、（海外の立場からみて）資産側のネット結果または数字はマイナスであろうということが注意されるべきである。一経済の海外に対する純債権または純国際投資ポジションは、その経済の非金融資産残高と合計されるとき一国経済の正味資産を構成する。

１．勘定の構造

14.157. 勘定に含まれる金融資産・負債は金融勘定におけるそれと同一である。貸借対照表における金融資産・負債の評価は特定時点に関するものである。「体系」は貸借対照表が会計期間の期首と期末の両方で作成されること要求するが、会計期間は通常１年であり、期首と期末の貸借対照表間の金融資産・負債の価値変動の完全な会計的説明を要求する。その価値変動は、取引、資産量の変動および、または先に議論されたような名目保有利得と損失によるものでありうる。価値変動のネット結果は正味資産の変動すなわち資産の変動マイナス負債の変動であり、そしてそれは期末貸借対照表における正味資産のバランス項目に反映される。

２．評価

14.158. 原則として、すべての金融資産・負債は貸借対照表が関係する時点における現在の市場価額で評価されるべきである。市場価額は、ある場合には、市場価額が推計されるか近似されなければならない3)。貸借対照表における金融資産・負債の評価基準は、本章のＣ．１節の前出の段落14.48-14.52および第ＸⅢ章で詳細に取り扱われている。外国通貨建ての資産および負債は、買い直物レートと売り直物レートの中間値を使用して、貸借対照表が作成される日付において一般的な市場為替レートで自国通貨表示に換算されるべきであるということをここで繰り返すのは正当である。複数レート制度のもとでの換算は、本章のＣ.3節で論じられている。

３．海外直接投資

14.159. 海外直接投資――内向きと外向きの両方――に関連する金融資産・負債は、分類中に一覧表示されている適当な金融資産、すなわち株式およびその他の持分（再投資収益を含む）、貸付およびその他の受取債権・支払債務のもとに記録されるべきである。また、こうした直接投資に関連する記入項目を、参照項目として別に記録すべきである。

４．対外債務および貸借対照表

14.160. 一経済の海外に対する純金融債権、すなわち対外金融資産マイナス対外負債は、しばしば一経済を「純債権者」または「純債務者」として特徴づけるための基準となる。そのような呼び名はその経済の純対外ポジションの記述としては正確ではない。それよりむしろ、対外貸借対照表の非持分要素のみを債務として、すなわち株式およびその他の持分以外のすべての記録された負債を債務とみることがより適切である。このような見方は、ＩＭＦ，世界銀行、ＯＥＣＤおよびＢＩＳの共同研究である『対外債務：定義、統計上の範囲および方法論』（1988年）における対外債務の「コア」の定義4)に全般的に一致する。

14.161. とりわけ、対外債務問題を経験している諸国にとっては、海外に対する

債務者部門と債権者部門およびそれに対応する国内部門を識別することは分析上重要である。本体系内で提示される３次元表は、債務者部門と海外の資金供給源等のような債権者部門とのつながりを示し、債務の再編成、利子の延滞および割賦償却等のような項目を識別するために補足され、再配列されうる。この点については『国際収支マニュアル』が国際勘定における上記のものやその他の「例外的ファイナンス」の項目に関する具体的な記録手続きを取り扱っている。

注：

1)この項目は、『国際収支マニュアル』では〝travel〟である。

2)（国際収支勘定と同様に）国際投資ポジションは一国経済（居住者）の立場から表わされているが、一方本体系における対外資産・負債勘定は海外（非居住者）の立場から表わされている。その結果、投資ポジションにおける貸し方と借り方の記帳は、対外資産・負債勘定では逆になる。

3)たとえば、直接投資された支店のような準法人企業については、所有者の純持分の価値は、企業の資産の市場価値から第三者への任意の負債（ポートフォリオ投資者によって保有される株式の価値を含む）と株式保有者の非持分負債を差し引いたものとして近似されうる。

4)「対外総債務は、所与の時点において、非居住者に対し一国の居住者が利子付きまたは利子なしで元金を返済すべき、あるいは元金付きまたは元金なしで利子を支払うべき、既払いおよび未払いの契約上の負債の総額である。」

第ⅩⅣ章　海外勘定（対外取引勘定）

第ＸＶ章　供給・使用表と投入‐産出

Ａ．「体系」における投入‐産出

１．序論

15.1. 「体系」には、統合された供給・使用表セットあるいは供給・使用行列セットとともに対称的投入‐産出表あるいは投入‐産出行列が含まれている。それらは財貨・サービス（生産物）の生産過程と使用およびその生産において発生する所得についての詳細な分析を可能にする。ＳＮＡの投入‐産出表における概念と定義は「体系」の他の部分におけるものと同じである。

15.2. 全体的な国民経済計算体系に「投入‐産出」が統合されていることは、ＳＮＡの重要な特徴の１つである。「体系」におけるその役割は、主として財貨・サービス勘定および産業についての短縮勘定系列と関係がある。制度部門については、完全勘定系列があり、「体系」のすべての種類の勘定がカバーされているが、それを補完するものとして、供給・使用表と次に続く対称表がある。これらは、「体系」における生産勘定、所得の発生勘定、さらには財貨・サービス勘定の、対称的投入‐産出表に到るような分割を通じて、「体系」における産業と生産物の分析のためのより詳細な基礎を与えるという目的を果たす。「対称的」とは、行と列との双方に同一の分類ないし単位（すなわち、同一の生産物グループ）が使われるということである。供給・使用表において、生産物の行の数と産業の数とがたまたま等しいときがあるが、そのときは、正方（対称的ではなく）供給・使用表と呼ぶ。しかしながら、供給・使用表は、長方形（生産物の方が産業の数より多い）であることが最も多い。

15.3. 投入‐産出表および供給・使用表、とりわけ後者は、統計上および分析上の２つの目的に寄与する。それらは、まったく異なる種類の統計ソース――工業調査、家計支出調査、投資調査、外国貿易統計等――から得られる財貨・サービ

スのフローについての諸統計の整合性をチェックするためのフレームワークを与える。「体系」および投入‐産出表とりわけ後者は、使用される定義と分類の整合性を確保するために概念的な面から、そして、異なる出所から得られるデータの数値的整合性を確保するための会計的フレームワークとしての面からも、経済統計の調整フレームワーク（coordinating framework）としての働きをする。投入‐産出フレームワークは、国民経済計算に含まれる経済データの多くを計算し、その弱点を見出すためにも適している。このことは統合された価格・数量測度のセットを計算するために財貨・サービスのフローの価額を価格と数量に分解する場合に特に重要である。分析的手段としては、投入‐産出データは、最終需要と産業産出水準との関係を分析するためのマクロ経済モデルにうまく統合される。投入‐産出分析は、その他の多くの分析目的や用途にも役立つ。

15.4. この章は３つの主要部分あるいは主要段階からなる。

(a)財貨・サービス勘定

(b)供給・使用表

(c)分析用の投入‐産出表

15.5. 財貨・サービス勘定は「体系」において基本的でかつ極めて重要な役割を果たす。すなわち、それは供給・使用バランスを作成するための基礎となる。それは、経済全体および生産物のグループについて、源泉総額を産出および輸入として、財貨・サービスの使用を中間消費、最終消費、総資本形成および輸出として示す。そして、「体系」の生産勘定および所得の発生勘定をも取り入れ、統合された供給・使用表を作成することによって生産領域を描くための全体的な会計的フレームワークを得ることができる。

15.6. 対称的投入‐産出表も「体系」の一部とみなされており、それは生産に関する様々な分析目的役立つ確固とした分析用具となっている。多くの分析のためには供給・使用表の調整が必要であり、特に、評価、輸入品の扱い、行と列の共通分類についての調整が必要である。

15.7. 供給・使用表は、本質的にデータ志向的であるが、対称的投入‐産出表は、つねに、一定の分析的な仮定を置くことによって、通常は既存の供給・使用表から作成される。「体系」では、統計的供給・使用表が分析的投入‐産出表を作成するための基礎となるべきである、ということを勧告する。このことは、この章

で供給・使用表の説明を行なうことの重要性を明らかにするものであるが、対称的投入－産出表を作成するためのより技術的な説明は、主として、国際連合事務局の統計部によって作成中の『国民経済計算ハンドブック：投入－産出表』において行なう予定である。

２．投入－産出の背景

15.8. 国民経済計算と経済分析においては、次の２種類の投入－産出表（あるいは投入－産出行列）が取り上げられる。

(a)供給・使用表

(b)対称的投入－産出表

15.9. 供給・使用表は、しばしば、矩形投入－産出表、生産および使用表(make and use tables)、商品の供給と需要(supply and disposition of commodities)表等のように呼ばれる。「体系」においては、供給・使用表という用語が用いられる。対称的投入－産出表も、しばしば、正方（投入－産出）表あるいは行列、レオンティエフ型投入－産出表（行列）等と呼ばれることがある。正方対称表は、生産物－生産物であるか産業－産業（生産者－生産者）であるかのいずれかである。この章では、行列よりも表と呼ぶことにし、また、生産物×生産物表および産業×産業表と呼ぶことにする。

15.10. 供給・使用表における概念および定義は「体系」の他の箇所におけるものと同じである。このことは多くの章において定義された取引カテゴリーに特に該当する。第Ⅵ章の内容のほとんどはこの章と直接的な関連性がある。同じことは付加価値の構成項目についての所得の発生勘定（第Ⅶ章）、最終消費支出と現実最終消費を記述する第Ⅸ章、総資本形成についての第Ⅹ章、さらに、輸出および輸入フローについての第ⅩⅣ章についてもいえる。

15.11. 供給・使用表および投入－産出表も「体系」の勘定規則を採用している。すなわち、取引と取引者の扱い方の一般的な規則は、「体系」の一部としての投入－産出フレームワークにも適用される。第Ⅲ章は、特に評価のように、投入－産出フレームワークにおいて重要となり、したがって、さらに詳述を必要とする多くの問題を含んでいる。

15.12. 同じように他の章において扱われている、投入‐産出フレームワークにとって極めて重要なその他の問題には、特に次のようなものが含まれる。
(a)統計単位（第Ⅴ章）。産業にグルーピングされる事業所は生産勘定と供給・使用表のための共通の基礎となるが、制度単位は、投入‐産出の作成のためには用いないことを勧告する。
(b)主活動、副次的活動および付随的活動（第Ⅴ章）。この区別は、対称表の作成においてキーとなる役割を果たす。
(c)不変価格推計（第ⅩⅥ章）。「体系」において定義される価格・数量測度の全体的なセットは、バランス項目（付加価値、国内総生産（ＧＤＰ））に対する価格・数量測度を含め、供給・使用表をフレームワークとして用いることによって作成される。
(d)第ＸＸ章。ここでは、供給・使用表はＳＡＭの１つの構成部分とみなされる。
(e)雇用の測度（第ⅩⅦ章）。生産性の研究にとって重要な測定値である。

３．投入‐産出のための統計単位

15.13. 制度単位はいくつかの異なる種類の生産活動に同時に携わることがある。したがって、生産の詳細な分析のためには、「体系」は、制度単位をその各々が単一の場所でただ一つの種類の生産活動に携わっている別々の事業所に分割するべきである、と勧告する。そのうえで、産業を同じ種類の生産活動に携わっている事業所のグループとして定義する。理想的には、「体系」における産業は同質的生産単位であるような事業所から構成される。
15.14. 同質的生産単位とはただ一つの（付随的でない）生産活動が行なわれている生産者単位と定義される。しかし、同質的生産単位は、通常の場合には観測可能ではなく、対称的（生産物×生産物）投入‐産出表の基礎にあるより抽象的あるいは概念的な単位である。
15.15. 統計的に操作可能なものであるためには、事業所単位は、生産単位として十分に明確なものであり、意味のある情報を提供できるものである必要がある。供給・使用表の作成のために、「体系」は、観測可能で、データを収集することができるような単位を必要とする。さらに、単位の選択は基礎統計からもたらさ

れる単位によっても左右されるであろう。

15.16. ある所与の活動分類からみて事業所が２種類以上の活動に携わっている場合、一方における主活動と副次的活動および他方における付随的活動の間の基本的な区別を述べておく必要がある。

(a)事業所の主活動はその総付加価値が同じ単位の中で行なわれているその他のどの活動をも上まわっているような活動である。

(b)副次的活動は一つの事業所内で主活動のほかに行なわれている活動である。

(c)付随的活動は企業の活動が行なわれる条件を作り出すために行なわれる補助的活動（supporting activities、支持的活動）である。

15.17. 産業の勘定列のために使用される事業所単位は、その中に主活動とともに副次的活動を含むことがあるが、副次的活動は、実行上可能な限り分離されるべきである。対称的投入－産出表の作成において対処すべき主要な問題の一つは、副次的生産に関してさらにどのような取り扱いを付け加えるべきか、ということである。

15.18. 付随的活動は、一般に、ほとんどすべての種類の生産活動への投入として使用されるサービスの産出を生産するものであるが、その価額はその企業の主活動および副次的活動のそれと比べると小さい場合が多いであろう。結果として、付随的活動は、それを伴なう主活動や副次的活動の不可欠部分として扱われる。生産勘定と投入－産出の脈絡では、付随的活動の取り扱いは以下の通りである。

(a)付随的活動の産出は「体系」においては明示的に認知されず、また、記録されない。

(b)付随的活動への投入はその活動が支持する主活動および副次的活動への投入として扱われる。

(c)付随的活動の付加価値は、主活動および副次的活動の付加価値といっしょになってしまっているので、それが単独に明らかにされることはない。しかし、生産単位の内部でいくつかの付随的活動とその産出を明らかにするためにサテライト分析を実行することは可能であろう。

15.19. 加えて、二つ以上の生産物が単一の生産活動によって「結合生産物」として同時に生産されている場合（たとえば、砂糖の生産と結合した糖蜜、原油と結合した天然ガス）、産業の産出は複数の生産物を含みうる。結合生産物は（最大

の割合をもつものとしての）主生産物と副産物（一つあるいは複数）に区別される。実際には、副産物は投入‐産出フレームワークにおいては副次的生産物と同じように扱われる。

Ｂ．財貨・サービス勘定の細分

１．財貨・サービス勘定

15.20. 財貨・サービス勘定は、生産物のグループについて、しかも一国経済について、利用可能な生産物の総額（供給）が使用される総額にどのようにして等しくなるかを示す。評価のために必要な追加的項目を導入する前においては、この基本方程式（バランス）の主要項目は次の通りである。

産出＋輸入（＝源泉総額）
＝中間消費＋輸出＋最終消費
＋総資本形成（＝使途総額）

15.21. 財貨・サービスは、その当初の生産者（居住生産者あるいは外国生産者）からその使用者（居住使用者あるいは外国での使用者）へと、経済全体についてその流れが示される。

15.22. 詳細なフローを作成する方法は伝統的にコモディティ・フロー法と呼ばれており、財貨・サービス（生産物）についての基礎統計と適当な評価を行なうために必要な追加的な項目を用いて行なわれる。コモディティ・フロー法の能力は、使途項目の各々について独立の推計を行なうことができる場合に、すなわち、使途項目のそれぞれに固有の情報が生産物供給の各種の使用への配分のための基礎

を与える場合に、全面的に発揮される。いずれにせよ、方程式の供給側と使用側の一致を図る必要がある。場合によって、コモディティ・フロー法の精緻さを落とさざるをえなくなることがある。たとえば、使途項目の中の一つ（たとえば、在庫変動、総固定資本形成、あるいは、場合によっては最終消費）が残差として求められなければならない場合や、使用者への配分が――全面的あるいは部分的に――使用者についての、あるいは使用者からの十分な直接的情報を用いずに一定比率で行なわれなければならないような場合である。

15.23. 生産物グループは、細分化された供給・使用表の行を構成する。財貨・サービスについてのデータを分類するために勧告されている生産物の分類方法は、主要生産物分類（Central Product Classifica-tion、ＣＰＣ）である。それは詳細な水準で適用されるべきである。より詳細になるほど、観測結果はより純粋になる（そして、プロダクトミックスは少なくなる）。ＣＰＣはその５桁水準において1,800以上の生産物を含む。コモディティ・フロー・アプローチの恩恵を十分に得ていない国にとって、国民経済計算における適用のための一つの可能性として考えられることは、約300の生産物が含まれる、ＣＰＣの中間的な３桁水準を用いることである。さらに、投入‐産出の作業のためには、生産物をそれが関連する活動にグループ分けすることが必要であろう。

15.24. ＳＮＡに提示される諸表を扱い易い形で示すために、供給・使用表に現われる生産物グループの分割は主として１桁ＣＰＣ分類を用いている。もちろん、このような集計された生産物グループは例示的なものにすぎない。

２．評価および税とマージンの適切な取扱い

＜評価の概念とその相互関係＞

15.25. 供給・使用表の形式に進む前に、「体系」の基本的な評価概念とそれらの相互関係を明らかにすることが必要である。

15.26. 「体系」において認められている、生産物の購入者によって支払われる価格の構成要素は次の通りである。

産出としての生産物の基本価格

生産物に課される税

（控除）生産物に対する補助金

生産物を購入者に引き渡す際の商業・運輸マージン

15.27. この４つの構成要素のいくつかをさらに分割することもできる。たとえば、マージンを卸売部分と小売部分に分割することを含めて、商業・運輸マージンをより分割した形で取り扱ったり、ＶＡＴ（付加価値税）を別個の構成要素として示したりすることもできるであろう。しかしながら、「体系」の投入‐産出フレームワークで必要とされる最小限のものが上の４項目なのである。つぎの２点の明確化を行なっておく。

(a)商業・運輸マージンも商業・運輸マージンに結びついた生産物に課される税マイナス補助金を負担する。

(b)商業・運輸マージンも基本価格をもつサービスである。

15.28. 「体系」の３つの主要な価格概念――購入者価格、生産者価格および基本価格――は、第Ⅵ章において定義済みであるが、この章の進行の便宜のためにもう一度繰り返す。

(a)購入者価格は、購入者が要求する時間と場所において財貨・サービス１単位の引き渡しを受けるために購入者が支払う金額であるが、控除可能なＶＡＴないし同種の控除可能な税を含めない。また、財貨の購入者価格には、要求された時間と場所で財貨の引き渡しを受けるために購入者が別個に支払う輸送経費が含まれている。

(b)生産者価格は、産出として生産された財貨・サービス１単位について、購入者から受け取る金額から、購入者に対してインボイスしたＶＡＴないし同種の控除可能な税を除いたものである。ただし、生産者によって別個にインボイスされた輸送経費を含まない。

(c)基本価格は、産出として生産された財貨・サービス１単位について、生産者が購入者から受け取る金額から、その生産ないし販売の結果として当該財貨・サービス単位について支払われる税を除き、受け取られる補助金を除いた価格である。それは生産者によって別にインボイスされた輸送経費をを含まない。

15.29. 投入‐産出フレームワークにおいて主要な役割を果たすこのような３つの価格概念の間には、次のような定義的な関係がある。

(a)購入者価格（控除不可能なＶＡＴを含む）

－商業・運輸マージン（卸売業者および小売　　業者によって支払われる/受け取られる、生　　産物に対するインボイスされたＶＡＴ以外　　の税マイナス補助金を含む）

－控除不可能なＶＡＴ型税

＝生産者価格（控除不可能なＶＡＴ型税を除　　く）

(b)生産者価格

－生産者によって支払われる/受け取られる、　　生産物に対する（ＶＡＴ以外の）税マイナ　　ス補助金

＝基本価格

15.30. 財貨の貯蔵後の価格の上昇は、貯蔵中の産出の数量（例えば、質の改善）または保有利得に帰せられるものであろう。（さらに進んだ議論については、第Ⅵ章参照。）

15.31. サービスは生産者から使用者へ直接供給されるので、生産者価格と購入者価格はサービスの生産については一般に――控除不可能なＶＡＴを除き――一致しなければならない。事実、（旅行業における旅行代理店のように）小売業者がサービスの分野に存在している場合でも、「体系」は慣行によってこのような小売業者を商業サービス以外のサービスを生産するものとして扱うので、この価格の一致はなお成立する。財貨がその原生産者から直接購入される場合にも、多くの場合にこの２つの価格は一致する傾向があるであろうが、運輸マージンが存在する可能性もある。いずれにせよ、購入者価格と生産者価格の区別は、主として、卸売業と小売業の流通連鎖を経由する財貨に関連するものである。

＜生産物フローの評価＞

15.32. 第Ⅵ章は産出の評価と測定についての包括的な記述を含んでおり、したがって、ここでは、投入‐産出フレームワークにおいて非常に重要な要点に触れるだけで十分である。「体系」は産出について次の２種類の価格を認知しており、ともに販売された産出についてインボイスされたＶＡＴあるいは類似の控除可能な税を除いて定義されている。

- 基本価格

- 生産者価格

15.33. 望ましい評価方法は基本価格表示である。基本価格による評価が可能でない場合には、生産者価格を用いてもよい。生産者価格よりも基本価格が望ましい理由はいくつかの要因によるものであり、なかでも以下の点が重視されている。

(a)基本価格は行について最も同質的な評価を与える。

(b)ＶＡＴあるいは類似の控除可能な税制度が実施されている場合には、基本価格が最も有用であることが知られる。

(c)基本価格は生産者にとって利用可能な金額を記録する。

15.34. 財貨・サービスの使用は――中間消費および最終使用ともに――購入者価格によって（すなわち、マージンおよび控除可能な税を除く生産物に課される税マイナス補助金を含めて）記録される。

15.35. 輸出および輸入についても、「体系」は類似の価格概念を採用している。すなわち、輸出と輸入総額については積込み渡し（f.o.b.）価格、詳細な輸入については保険料・運賃込み（c.i.f.）価格である。f.o.b.価格とc.i.f.価格との差は輸出国の国境と輸入国の国境との間の輸送および保険コストを表わしている。c.i.f.価格の定義は次のようである。

c.i.f.価格とは、輸入関税あるいは輸入品に対するその他の税や輸入国内における商業・運輸マージンが支払われる前の、輸入国の国境において引き渡される財貨の価格、あるいは、居住者に提供されるサービスの価格である。

15.36. f.o.b.価格は輸出フローに適用される特殊な購入者価格であると考えられる。第Ⅳ章で説明したように、f.o.b.価格は、輸出国の国境で、輸送手段への積み込み後、輸出税の支払いおよび税の払い戻し後に財貨の引き渡しを受ける輸入業者が支払う購入者価格である。c.i.f.価格は、居住生産者によって生産される財貨やサービスの基本価格に相当する、輸入フローに適用される基本価格であると考えられる。居住生産者により生産される財貨・サービスの生産者価格に相当する、輸入財貨・サービスの評価額は、c.i.f.価格に、国境で輸入品に対して支払われる輸入関税および内国消費税ないし特別税とを合計したものである（しばしば、通関価格とよばれる）。この相当関係は、インボイスされたＶＡＴを除く生産者価格とc.i.f.価格にＶＡＴを除く輸入品に対する税・関税を加えたものと

の間にも同じように成り立つ。

15.37. 付加価値のインプリシットな評価は、そこから付加価値が導出される２つのフロー、すなわち、産出および中間消費の評価に依存する。中間消費は（控除可能なＶＡＴを除いて、全体として）常に購入者価格で評価されるが、産出に２つの代替的評価が用いられることから、総付加価値にも２つの代替的測度が存在することになる。

(a)基本価格で評価された産出マイナス購入者価格で評価された中間消費として定義される基本価格表示の総付加価値。

(b)生産者価格で評価された産出マイナス購入者価格で評価された中間消費として定義される生産者価格表示の総付加価値。

15.38. 「体系」全体を通して勧告され、供給・使用表にも反映されている測度は、基本価格表示の総付加価値である。市場価格表示のＧＤＰを得るためには、基本価格表示の総付加価値総額に生産物に対する――産業別に配分されない――税マイナス補助金が加算されなければならない。産出、したがって、付加価値が生産者価格表示であるならば、市場価格表示のＧＤＰを得るためには、配分されないＶＡＴおよび輸入品に課される税マイナス補助金が加算されなければならない。（第Ⅵ章、段落6.235および6.236参照。）

15.39. 要素費用表示の総付加価値は「体系」において明示的に使用される概念ではない。しかし、それは基本価格表示の総付加価値から生産に対するその他の税マイナス補助金を控除することによって求めることができる。しかし、この項目は、「体系」における付加価値の測度として勧告されるものではない。この場合に、産出マイナス中間消費が直接的に付加価値に等しくなるような観察可能な価格が存在しないからである。事実、生産に対するその他の税マイナス補助金は、定義により、産出と投入の価格から除き得ない税あるいは補助金である。したがって、要素費用表示の総付加価値は、本質的には産出ではなくて所得の測度である。このことは、投入‐産出フレームワークにおいては、供給表における産出の項目も使用表における付加価値も要素費用表示では示されない、ということを意味する。

＜商業・運輸マージン＞

15.40. 第Ⅵ章の6.110および6.111で説明したように、卸売業および小売業の産出は、彼らが販売した財貨によって実現された商業マージンにより測定される。再販売される財貨は、卸売業および小売業の投入にも産出にも含まれない。商業・運輸マージンは、商業マージンに購入者が引き渡しを必要とされる時間と場所で受けるために別に支払った輸送経費を加えたものである。

15.41. 第Ⅵ章で指摘したことであるが、投入‐産出分析――およびコモディティ・フロー法――においては、卸売業および小売業という流通径路を経由した後の財貨の最終購入者が支払った価格とその当初の生産者が受け取った価格とを比較することが便利であることがわかるであろう。各々の価格概念の間の相違は、15.25－15.31で説明されている。商業マージンは、基本価格でも、生産者価格でも定義でき、それぞれ、次の（ａ）もしくは（ａ）および（ｂ）の構成要素を含む。

(a)生産物に関する基本商業マージン。すなわち、税が加算され、補助金が差し引かれる前の、累積的卸売および小売マージン。

(b)卸売業者および小売業者によって支払われる生産物に対する（インボイスされたＶＡＴ以外の）税マイナス補助金。

15.42. 財貨が製造された場所から購入者がその引き渡しを受ける場所まで、財貨を輸送する費用全体は、いくつかの項目の中に含まれている可能性がある。もし生産者が財貨を輸送するか、購入者に追加的費用を課すことなしに財貨の輸送を手配する場合には、そうした輸送費用は、基本価格に含まれる。生産者自身が財貨を輸送していれば、付随的活動であり、そのための様々な個別費用は基本価格に含まれるが、輸送費用として識別されることはない。生産者が第三者に支払いを行なって財貨を輸送してもらう場合、輸送は、生産者の中間費用項目となる。同様に、卸売業者や小売業者が財貨の引き渡しを受けた場所から別の購入者が引き渡しを受ける場所までの輸送を手配することがある。この場合も生産者の場合と同様に、こうした費用は、もし輸送について別料金が購入者に課されない限り、商業マージンに含まれる。また、やはり生産者の場合と同様であるが、こうした費用は、卸売業者・小売業者の付随的活動となるか、中間サービスの購入となる。したがって商業マージンに含まれる。最後に、購入者が輸送費の支払いを行なわなければならないようなかたちで輸送の手配が行なわれた場合は、その輸送を行

なったのが、生産者や卸売業者・小売業者であっても、運輸マージンとして別個に識別する。商業・運輸マージン中の運輸サービスの全要素――運輸マージンそのものと商業マージンに含まれている運輸サービス――をより分析的なバージョンの供給・使用表で別に分析してもよい。

15.43. 投入‐産出のフレームワークにあてはめるためには、マージン・データは、表15.2におけるような生産物×使用の形式で示されるべきである。このようなデータは、卸売および小売業について何らかの産業レベルで作成されているであろうが、それから適当な形式への転換が行なわれなければならない。そうした補助表の生産物の行の種々の使用カテゴリーを足しあわせてゆくことによって、生産物別の商業マージンが得られる。

15.44. 供給表においては、財貨の産出は基本価格表示であり、関連する商業サービスと運輸サービスは、その各々の列と行に基本価格によって示される。このことは、卸売業者・小売業者によって支払われる、生産物に課される税（インボイスされたＶＡＴを除く）が他の生産物に課される税（インボイスされたＶＡＴを除く）および控除不能なＶＡＴとプールされて供給表の生産物に課される税についての追加的な列に示されることを意味している。それに対応して、生産物に対する補助金の列も同様なかたちで示される。商業および運輸マージンは、供給表における追加された商業および運輸マージンの列において生産物別に追加的に配分される。その列においては、その列和をゼロにするために、商業および運輸サービスの行にはマイナスの記入が行なわれる。購入者価格では、商業サービスの供給総額は、商業マージンを含まず、運輸サービスの供給総額も運輸マージンを含まない。この両者はそれらが関係する財貨にすでに配分されている。

＜生産物に対する税および補助金＞

15.45. 投入‐産出フレームワークにおける異なる評価概念は、その大部分が、税と補助金の扱い方の結果である。すでに上で見たように、生産物に課される税マイナス補助金は、購入者価格と基本価格との差の一部を構成する。

15.46. 投入‐産出フレームワークにあらわれる税はすべて生産と輸入品に課される税である。これらの税は、生産に携わる結果として賦課される税に加えて、財

貨やサービスが生産、販売あるいは輸入される際に、さらに場合によってはその他の機会において財貨およびサービスに課せられる税である。生産と輸入品に課される税を大きく２つのグループに分類する。（第Ⅶ章、段落7.49を参照。）

(a)生産物に課される税。

(b)生産に課されるその他の税。

15.47. 生産物に課される税と生産に課されるその他の税とを分離することは生産物フローの代替的評価を行なう際に非常に重要である。生産物に課される税は（以下の４つの小構成カテゴリーとともに）次のように定義される。

生産物に課される税は、取引される財貨あるいはサービスの物量１単位当りのある特定の金額として、あるいは、財貨あるいはサービスの単位当り価格あるいは価額のある特定のパーセンテイジとして、財貨あるいはサービス１単位当りに支払われる税である。

(a)付加価値型税は、企業によって段階別に徴収される、財貨あるいはサービスに課される税である。

(b)ＶＡＴを除く、輸入品に課される税および関税は、財貨が、ある経済領域の国境或いは税関国境を通過する際に、あるいは、サービスが非居住生産者によって居住制度単位に提供される際に、支払われる財貨やサービスに課される税からなる。

(c)輸出税は、財貨が経済領域を離れる際に、あるいは、サービスが非居住者に提供される際に支払われる財貨およびサービスに課される税からなる。

(d)ＶＡＴ、輸入税、輸出税以外の生産物に課される税は、財貨およびサービスの生産、販売、移転、リースあるいは引き渡しの結果として、あるいは、自己消費あるいは自己資本形成のためのその使用の結果として支払われる、財貨やサービスに課される税からなる。

15.48. 「体系」における付加価値型税は、本来のＶＡＴおよび、ＶＡＴと同じように控除可能であり、ＶＡＴと同じように扱われる税を含む。それらは次のように定義され、記述される（第Ⅵ章も参照）。

ＶＡＴは、企業によって段階別に徴収される生産物に課される税である。一部の国では、ＶＡＴよりも範囲は狭いが、生産者によって控除可能な税が存在する。そのような税も「体系」ではＶＡＴと同じように扱われる。生産者は彼らが販売

する財貨やサービスにあるパーセンテイジのＶＡＴ率を課すことを求められる。購入者が自分の支払った税額を知ることができるように、販売者のインボイス（送り状）には、ＶＡＴは別個に示される。しかし、生産者はその顧客にインボイスしたＶＡＴの全額を政府に支払う必要はない。彼らは、一般に、彼ら自身の中間消費あるいは総固定資本形成のために購入した財貨やサービスに対して彼ら自身が支払ったＶＡＴを控除することが認められているからである。生産者が支払わなければならないのは、彼らの販売に対するＶＡＴと中間消費あるいは資本形成のための彼らの購入に対するＶＡＴの差額のみである。このことから、付加価値税という表現が用いられる。ＶＡＴは一般に非居住者への販売――すなわち、輸出――には課せられない。ＶＡＴの税率は、財貨・サービスの個々のカテゴリー別にも、さらには、購入者のタイプによっても、異なっている可能性がある。

15.49. 「体系」は、いわゆるＶＡＴの純記録方式の使用を勧告している。この純処理方法においては、生産者価格表示の産出も生産者によってインボイスされるＶＡＴを除いて評価される。輸入もインボイスされたＶＡＴを除いて評価される。中間および最終使用については、財貨とサービスの購入は控除不能なＶＡＴのみを含めて記録される。

15.50. ＶＡＴは、控除可能であるか、控除可能でないか、まったく適用されないかのいずれかである。

控除可能なＶＡＴ

- 中間消費のほとんど
- 総固定資本形成のほとんど
- 在庫変動の一部

控除可能でないＶＡＴ

- 最終消費支出
- 総固定資本形成の一部
- 在庫変動の一部
- 中間消費の一部

ＶＡＴが適用されないもの

- 輸出
- その用途にかかわりなくゼロ税率のＶＡＴを適用される財貨やサービス

- ＶＡＴ登録から免除される生産者（小企業等）

15.51. 各国の租税制度に応じて、供給表の税の列の内容は、次のようになるであろう。

ＶＡＴがない場合

産出が基本価格表示である場合、税の列は生産物に課されるすべての税（すなわち、輸入品に課される税および関税、輸出税、輸入税および輸出税を除く生産物に課される税）。

産出が生産者価格表示である場合、税の列は、輸入品に課される税および関税のみを含む。

ＶＡＴがある場合（純処理）

産出が基本価格表示である場合、税の列は生産物に課されるすべての控除不能ＶＡＴ、ＶＡＴを除く輸入品に課される税および関税、輸出税、ＶＡＴ・輸入税・輸出税を除く生産物に課される税を含む。

産出が生産者価格表示である場合、税の列は（ＶＡＴを除く）輸入品に課される税および関税に加えて、このような生産物に対する控除可能でないＶＡＴ総額を含む。

15.52. 補助金は生産物に対する負の税あるいは生産に対する負の税であるかのように扱われる。「体系」においては、補助金とは、企業の生産活動の水準あるいは企業が生産、販売あるいは輸入する財貨・サービスの物量あるいは価額に基づいて、政府単位が企業に対して行なう反対給付のない経常的支払いである。補助金は、税と同じように分類される。

(a)生産物に対する補助金。

(b)生産に対するその他の補助金。

15.53. 生産物に対する補助金と生産に対するその他の補助金を区別することは、税の場合と同じように、生産物フローの評価にとって基本的に重要である。生産物に対する補助金は次のように定義される。

生産物に対する補助金は、財貨やサービスの物量１単位当り特定金額として、あるいは、単位当り価格の特定のパーセンテイジとして、生産された財貨やサービス１単位当りに支払われる補助金である。それは指定された目標価格と購入者によって実際に支払われた市場価格との差としても計算できる。

Ｃ．供給・使用表

１．供給・使用表の形式

15.54. 「体系」において勧告される供給・使用表は、表15.1に示されている。供給・使用表については、先に第Ⅱ章で言及しているが、その際には、供給・使用表の全体的構造を紹介する目的で縮約形式の表を用いている。それは、「体系」において勧告される供給・使用表の簡略版ともいえないものであった。

15.55. すでに強調したように、供給・使用表と投入－産出表の行と列は適当な水準の詳細さに細分されるべきであるが、この章で示される表はすべて、極めて集計度の高いものとなっている。が、それは、扱い易さを考慮した結果にすぎない。このことは、生産物、産業、最終使用の分類にも付加価値構成項目の分類にもいえる。この意味で、この章の諸表は勧告される表でもあり、また、例示のための表でもある。

15.56. 供給・使用表は次のような情報を示す。

(a)表15.1Ｓは、生産物の供給を示す。

(b)表15.1Ｕは、以下のものを示す。

（ｉ）行においては生産物の使用

および

（ⅱ）列においては産業の生産および所得の発生勘定

15.57. 供給表の主要部分は基本価格表示であるが、購入者価格表示である使用表とのバランスをとるために、購入者価格表示の供給総額が得られるようにいくつかの列がつけ加えられている。一般に、供給・使用表を作成し、その両サイドの間の適当なバランスをとる際には、以下のような２つの反対方向への統計データ

の調整方法のいずれを重視するかという選択が常に存在する。

(a)購入者価格表示の使用にバランスを合わせるように基本価格表示の各生産物の供給を購入者価格評価へ調整する。

(b)基本価格表示の供給に合わせるために購入者価格表示の使用の各々を基本価格評価へ調整する。

15.58. 実際上は、供給・使用表を作成する過程ではこの２つのタイプのバランスの取り方の両方が必要とされるであろう。この２つの代替的調整方法は同じような種類の修正、すなわち、生産物に対する税マイナス補助金および生産物別の商業および運輸マージンについての修正を行なう、あるいは必要とするものである。事実、第一の方法は第二の方法なしには可能ではない。実際、個々の生産物の使用への配分が表15.2から知られていないならば、供給表における生産物別に分割された生産物に課される税、生産物に対する補助金および商業および運輸マージンの列を知ることは一般に可能ではない。

15.59. したがって、生産物の供給と使用との間のバランスをとる際には、以下の３つの表が関係してくる。

(a)表15.1供給・使用表

購入者価格表示による生産物別の供給総額と使用総額とのバランスの最終結果を示す表である。

(b)表15.2使用表の中間使用および最終使用象限と同じ形式の補助表。

(c)表15.3基本価格表示によるもう一つの使用表。

当初の使用表の要素から上記の補助表の要素を控除し、再構成した表である（Ｄ.２節に表示する）。

２. 供給表

＜序論＞

15.60. 「体系」の供給表（表15.1Ｓ）は財貨とサービスの源泉についての情報を与える。教育的な理由のために、その設計は使用表（15.1Ｕ）と同じように、すなわち、行に生産物を、列に産業を示すように配置されている。行においては、

各種のタイプの生産物がＣＰＣ分類グループに従って示されている。２つの調整項目のための追加的な行が評価のために必要となる。その１つは輸入に対するc.i.f/f.o.b.調整のためのものであり、もう一つは居住者による外国での直接購入のためのものである。供給表の列においては、次のような３つの異なる情報のセットが明らかにされる。

(a)国際標準産業分類（ＩＳＩＣ）改訂第３版における活動分類に沿った産出の産業別分類に、市場産出、自己最終使用のための産出およびその他の非市場産出の区分を導入したもの、ＣＰＣ大分類別に産業産出の生産物分類を示すとともに、各々の産業の生産物トータルを前と同じに３通りに分類したもの。

(b)輸入、財貨とサービスとにそれぞれ区分したもの。

(c)調整項目、すなわち、商業・運輸マージンについての列の追加が１つ、生産物に対する税と補助金について各々１列の追加、さらに、c.i.f./f.o.b.調整のためのもう１列の追加。

15.61. 表15.2は、表15.1Ｓより先に作成されていなければならないので、供給表を表15.2と独立に作成することができない。商業・運輸マージンおよび生産物に対する税と補助金についての列を追加する前には、供給表の供給総額は基本価格で示されている。追加列――表15.2に示されるような使用の形式から計算されなければならない――を含めると、供給総額は購入者価格によって示されことになる。

＜市場、自己勘定およびその他の非市場生産者の産出＞

15.62. 供給表の形式は、生産物×産業であり、一般に（必ずしもそうであるわけではなく、正方形であることもあるが）矩形であり、列（産業）よりも多くの行（生産物）をもっている。

15.63. 産業分類の水準も適当な詳細さで細分されるべきである。それにはＩＳＩＣ改訂第３版の使用が勧告されるが、産業分類の詳細さの程度の決定は各国に委ねられる。１つの可能な分類は、ＩＳＩＣ改訂第３版の中間レベルの分類（たとえば、２桁水準）であろう。

15.64. 「体系」においては、市場産出、自己最終使用のための産出とその他の非

市場産出の区別が行なわれており、それが供給・使用表にも持ち込まれている。

15.65. 自己勘定生産者およびその他の非市場生産者の産出は、市場生産者の産出と同じように生産物別に分割され、それによって、「体系」における生産物データの統合された表示が可能になる。たとえば、市場および非市場生産者の両者からの保健サービスや教育サービスの産出を合計し、このようなサービス・グループの産出総額を得ることが可能となる。

15.66. 政府および対家計非営利団体の非市場産出は、価格ないし経済的に意味のある価格をもたないので、その他の非市場財・サービスの評価は特殊である。慣行によって、政府単位や対家計非営利団体の非市場生産の産出に帰せられる価額は、その産出を生産する際に生じる以下のようなコストの総額に等しい。

- 中間消費
- 雇用者報酬
- 固定資本減耗
- 生産に対するその他の税マイナス補助金

15.67. 自己最終消費あるいは自己総固定資本形成のために生産される非市場産出については、コスト総額による評価は原理的には適用されるべきではないが、それは実際には次善の方法ではあろう。財貨・サービスが自己最終使用のために生産される場合、その財貨やサービスは、それを市場で販売向けに提供する際の基本価格によって評価されるべきであり、産出を生産コストの総額に等しいものと評価する方法が適用されるのは、信頼し得る市場価格が得られない場合のみである。持家住宅のサービスも市場で販売される同種のサービスの価格を用いて評価されるべきである。他方、自己勘定建設の産出の評価は、コストに基づいて行なわれなければならないことがきわめて多い。有給の家事使用人を雇用することによって生産されるサービスについては、産出は支払われた雇用者報酬に等しいとして評価する慣行がある。

＜c.i.f.およびf.o.b.による輸入の記録＞

15.68. 「体系」においては、輸入総額はf.o.b.で評価される。しかし、外国貿易統計から得られる輸入フローの詳細についてのデータはほとんど一般にc.i.f.価

格で評価されている。輸入総額の評価と生産物項目別の輸入に用いられる評価との相違を調整するために、輸入に対する包括的なc.i.f./f.o.b.調整の項目が付け加えられる。

15.69. 輸入およびc.i.f./f.o.b.調整項目の供給表における記録は次のようになる。

(a)生産物別の詳細な財貨の輸入はc.i.f.によって評価される。

(b)生産物別の輸入のc.i.f.価額に含まれる、居住および非居住生産者の両者によって提供された輸入品に対する運輸および保険サービスは全体として控除される（財貨輸入の列および輸入に対するc.i.f./f.o.b.調整についての行を参照）。この調整により、「体系」における財貨の輸入総額は常にこの表ではf.o.b.で記録されることになる。

(c)輸入品に対して非居住生産者によって提供される運輸および保険サービスはサービスの輸入（サービスの輸入の列と運輸サービスおよび事業サービスの各行の交わる部分）に記録される。

(d)居住生産者によって提供される輸入品に対する運輸および保険サービスは、関連産業に対する運輸および保険サービスの産出（各産業の産出列と運輸サービスおよび事業サービスの各行とが交わる部分）に含まれる。

(e)輸入品に対する運輸および保険サービスの居住生産者による供給と輸入による供給――すなわち、上記の（c）および（d）――は運輸および保険サービスとして使用者に提供されるものではない。輸入品に対するこのようなサービスは財貨およびサービスの輸入のc.i.f.価額にすでに含まれており、したがって、運輸および保険サービスの供給総額に含まれるべきではないからである。したがって、居住および非居住生産者によって提供される輸入品に対する運輸および保険サービスは（運輸サービスおよび事業サービスの各行と輸入に対するc.i.f./f.o.b.調整列とが交わる項目において）供給表における供給総額から控除されなければならない。

(f)これらのサービスは、調整項目の行和と列和がゼロになるように、c.i.f./f.o.b.調整行に記録されねばならない。

15.70. 生産者価格に対する代替的な処理方法はc.i.f.価格にＶＡＴを除いた輸入品に課される税および関税を加えたものによって輸入の詳細を記録することであ

ろう。このような価格――通関価格と呼ばれる――は、ある種の分析にとっては有益であるかもしれない。しかし、「体系」では、たとえ国内産出フローが生産者価格で記録されるような状況においても、通関価格によるこのような代替的処理方法は勧告されない。

３．使用表

＜序論＞

15.71. 「体系」の使用表（表15.1U）は、財貨およびサービスの使用についての情報と、さらにまた、産業のコスト構成についての情報をも与える。使用表がもつ３つの象限（この表示の第Ⅳ「象限」は空白である）について、別々に触れる方が便利である。

(a)中間使用象限（Ⅰ）

(b)最終使用象限（Ⅱ）

(c)付加価値構成項目象限（Ⅲ）

15.72. 中間使用象限は、列に産業別そして行に生産物別の購入者価格表示の中間消費を示す。その総額を示す行は、産業別の購入者価格表示の中間消費を示す。購入者価格によって評価されているため、この象限においては、商業および運輸マージン、生産物に対する税あるいは補助金に関する別項目の記入は、それらが中間消費の評価に既に含まれているので、必要ではない。他の箇所で説明したように、購入者価格は控除可能なＶＡＴを含まないが、一部の控除可能でないＶＡＴを含んでいる。すなわち、控除可能でないＶＡＴは、中間使用象限の各々の要素に（該当する場合について）含まれている。中間使用象限の形式（産業および生産物の数）については、供給・使用表におけるその他の部分の形式と同じである。

- 生産物および産業については供給表の産出部分の形式と同じである。
- 生産物については象限Ⅱの生産物の形式と同じである。
- 産業については象限Ⅲの産業の形式と同じである。

15.73. 最終使用象限は、行において生産物別にそれぞれ分類された購入者価格表

示の輸出、最終消費支出および総資本形成――各列はさらに最終使用項目を細かく分類している――を示す。総額を示す行は、使用カテゴリー別に、控除可能でないＶＡＴを含む購入者価格表示の最終使用を示す。控除可能でないＶＡＴは、最終使用象限の各々の要素に（該当する場合について）含まれている。購入者価格は、最終使用象限項目については、観測可能な市場価格となっている。輸出についてのf.o.b.は購入者価格に相当するものとみなされる。

15.74. 付加価値構成項目（付加価値使途項目）象限は、第Ｉ象限に示される中間消費以外の生産者の生産コストを示す。主たる付加価値構成項目は、次のようである。

(a)雇用者報酬

(b)生産物に課される税、生産物に対する補助金および生産に対するその他の税マイナス補助金の別に分割された、生産および輸入品に対する税マイナス補助金。

(c)固定資本減耗。

(d)純混合所得および純営業余剰。

15.75. 産業に対する勘定系列を容易に確認することができる。各産業について、その産出は（生産物別に）供給表に現われる。そして、（生産物別の）中間消費、および、最後に、総付加価値および付加価値構成項目は使用表に見ることができる。一国経済についての列は、その集計水準における対応する情報を記録する。この列においては、生産物に対する税および補助金の行との交点で、生産物に対する税および補助金の各列から産業に配分されない部分をも集計している。したがって、一国経済の列の総付加価値総額／ＧＤＰの行の項目として、使用表において直接に、ＧＤＰを見出すことができる。

15.76. 固定資本減耗は産業別に計算することは困難であるかもしれない。したがって、付加価値象限は、その場合には、総営業余剰と総混合所得を示してもよい。

15.77. 付加価値構成項目象限の下部に付け加えられた――その象限の一部ではなくてむしろ便宜的に配置されたものとみることができる――３つの行は産業の投入についての次のような追加的な情報を与える。

- 総固定資本形成
- 固定資産ストック
- 労働投入（通常、労働時間）

＜使用の分類＞

15.78. 中間消費は、産出の場合と同じ産業別に分類される（先の段落15.60を参照）。

15.79. 最終使用象限においては、主たる項目の若干の分類は既に示されている（もちろん、必要があれば、それ以上の分割を行なうことは容易である）。

(a)輸出についての（輸入についても同様の）２つの小グループ―財貨・サービス。

(b)政府最終消費支出の２つの小グループ：集合消費支出と個別消費支出。

(c)総資本形成の３つの小グループ：総固定資本形成、在庫品増加および貴重品の取得マイナス処分。

15.80. 輸出（および輸入）については、各国は（列に）適宜詳細な小分類を設けることができる。供給表の場合と同じように、海外直接購入については、最終使用象限における生産物分類に以下のような調整行が追加される（データが利用可能であるならば、生産物別の分割を示すこともできる）。

(a)家計による最終消費支出の列に総額で加算される居住者による海外での直接購入。

(b)財貨の輸出とサービスの輸出に加算され、家計による最終消費支出から控除される非居住者による国内市場における直接購入。

15.81. 最終消費支出は、まず、その費用を負担する部門、すなわち、家計、対家計非営利団体、政府に帰属させる。政府最終消費支出は、さらに、個別消費財・サービスおよび集合消費サービスに対してそれぞれ一般政府が行なう支出に細分する。

15.82. 現実最終消費は、支出ではなくて取得によって定義される、「体系」におけるもう一つの基本的な消費概念である。一般政府の現実政府消費は、単にその集合消費支出に等しい。家計の現実消費支出は、最終使用象限には明示的に示されないが、その象限にある、以下に示す３つの列を合計することによって簡単に求めることができる。

(a)家計の最終消費支出（政府と対家計非営利団体から、経済的意味のない価格で供給される財貨・サービスに対する家計による部分的な支出を含む）。

(b)対家計非営利団体によって行なわれる最終消費支出（すべて、個別とみなされる）。

(c)政府の個別消費支出。

15.83. 一般政府と対家計非営利団体による最終消費支出は、（コストによって評価され、販売からの収入額を控除した）政府と対家計非営利団体の非市場産出だけでなく、加工されることなく住民に配分されるために、中間消費を経由しないような政府および対家計非営利団体による財貨およびサービスの直接購入をも含んでいる。

15.84. 「体系」および投入 - 産出フレームワークには、大きく分けて３種類の総資本形成がある。

- 総固定資本形成
- 在庫品増加
- 貴重品の取得マイナス処分

15.85. このような項目についての本格的な説明は、第Ｘ章において行なっている。投入 - 産出フレームワークにおいては、このような項目は個々の列において生産物別に分類されて現われる個別の使用カテゴリーである。総固定資本形成の列に含まれるのは、有形固定資産、無形固定資産（鉱物探査、コンピューター・ソフトウエアや原本）の取得マイナス処分および非生産資産への改良（たとえば、土地改良）である。在庫品増加の列に含まれるのは、原材料・消耗品、製品、再販売のための財貨、仕掛品などの在庫の変動である。第三のカテゴリーである貴重品は、生産や消費のためではなくて「価値の貯蔵庫」として取得される、宝石および貴金属（金、ダイヤモンド等）、宝石や貴金属から作られる装身具、芸術品として認められた絵画や彫刻等からなる。

15.86. 総資本形成の３つのカテゴリーはすべて取得マイナス処分として測定される。

- 総固定資本形成は新規あるいは既存の固定資産の取得マイナス処分による。
- 在庫品増加は会計期間中における在庫への追加額マイナス在庫からの引き出し額（さらに、マイナス在庫として保有される財貨の経常損失の価額）による。
- 貴重品については取得マイナス処分。

15.87. 固定資産――３つのカテゴリーのうち最も重要なもの――は、産出として

生産され、少なくとも１年間を超える長期間にわたって、他の生産過程で繰り返しあるいは継続的に使用される有形あるいは無形の資産からなる。総固定資本形成が記録される時点は、その固定資産の所有権がそれを生産に使用しようとする単位に移転される時点である。その時点は、それが生産された時点よりも一般に遅く、そして、必ずしもそれが使用され始める時点とは限らない。

15.88. 固定資産が分割払いおよびファイナンシャル・リースによって購入される場合、法律上の所有権は、その財貨を実際に生産に使用しはじめてからもしばらくの間は変化しないことがある。しかし、「体系」においては、固定資産の使用者は、財貨を物理的な意味で手に入れた時点において所有権を取得したとみなされ、その時点において総固定資本形成を記録する。この取り扱いは、投入‐産出フレームワークにおける固定資本の使用と付加価値の配分に関する、より同質的な記録をもたらす。

15.89. 既存の固定資産は売却されることがあり、その所有権はその当初の所有者から他の者へ移る。既存の固定資産の価額は、少なくとも、過去の１時点において１人の使用者の総固定資本形成に――あるいはある場合には最終消費支出に――既に含まれている。既存の固定資産の所有権が移転される場合、それは新しい所有者の正の取得として、そして、以前の所有者の負の取得（処分）として記録される。以下のような２つの移動が供給・使用表において区別されるべきである。

(a)最終使用象限におけるこのタイプの資本資産（生産物）の行に沿っての移動。

（ｉ）ある生産者の総固定資本形成から他の生産者の総固定資本形成への移動。この２つの取引は相殺される。

（ⅱ）ある生産者の総固定資本形成からある消費者の最終消費への移動。

（ⅲ）居住生産者の総固定資本形成から非居住生産者への移動。輸出である。

（ⅳ）ある消費者の最終消費からある生産者の総固定資本形成への移動（あまりありそうにないが、たとえば、自動車）。

(b)付加価値構成項目象限の下にある所有者（産業）別総固定資本形成の行に沿っての移動（上の段落15.77を参照）。

（ｉ）ある生産者から他の生産者への総固定資本形成。すなわち、前者による負の総固定資本形成および後者による正の総固定資本形成として記録されるようなもの

15.90. 固定資産の取得および処分に関連して、移転費用が発生することが多い。移転費用については、第X章付録で十分な説明を行なっている。供給・使用表では、移転費用ぬきの資産の価額が、当該資産に該当する生産物の行に総固定資本形成として示され、移転費用が事業サービスの行に総固定資本形成として示される。

＜付加価値構成項目＞

15.91. 供給・使用表は、生産勘定のバランス項目（総付加価値／ＧＤＰ）の産業別分類および所得の発生勘定における諸項目（付加価値構成項目）の産業別分類を含む象限を生産物の供給・使用のバランスに付け加えている。標準的取引カテゴリーをなんらかのかたちで細分したほうが有益かもしれない。

15.92. 雇用者報酬は、次のように細分することもできる。

- 賃金および俸給。
- 雇主の社会保障負担。現実負担と帰属負担とに分割する。

15.93. 税マイナス補助金は、さらに、付加価値型税、（ＶＡＴを除く）輸入品に課される税および関税と輸入補助金、輸出税および輸出補助金、ＶＡＴ・輸出税・輸入税を除く生産物に課される税および生産物に対するその他の補助金とに細分してもよいだろう。産出が基本価格で評価される場合には、生産物に対する税マイナス補助金は非配分項目であり、産業別分類は、生産に対するその他の税マイナス補助金についてのみ必要とされる。この後者の項目は、税の部分と補助金の部分とに分割することもできる。

15.94. 固定資本減耗は総固定資本形成についてと同じように固定資産のタイプ別に分類することもできるであろう。

15.95. しかし、混合所得および営業余剰はそれ以上分割を必要としないバランス項目である。混合所得は、住宅サービスの生産者としての持家居住者以外の家計部門（非法人企業）による生産について所得の発生勘定のバランス項目として設けられた項目である。

＜総固定資本形成、固定資産ストックおよび労働投入の産業別分類＞

15.96. 生産勘定、所得の発生勘定および供給・使用表は、産出から混合所得／純営業余剰に至る産業についての勘定系列を含んでいる。加えて、総固定資本形成、固定資産ストックおよび労働投入の産業別分割も極めて重要である。すなわち、このようなデータは産業レベルでの生産性の研究やその他の種類の分析の基礎を与えるからである。

15.97. 投入 - 産出フレームワークにおいては、総固定資本形成については２組の記入が行なわれる。

(a)使用表の最終使用象限における総固定資本形成の列（固定資産のタイプ別に総固定資本形成合計を分割する場合には、複数の列）に、生産物別に分割された記入を行なう。

(b)付加価値構成項目象限の付属部分における所有産業別に分類された総固定資本形成の行への記入を行なう。

15.98. この後者の産業別分類の形式の選択については、２つの明確化がなされるべきである。

(a)産業別総固定資本形成についての付属行（およびその他の２行）は、使用表の付加価値構成項目象限を構成するものではない。それは、追加表であり、産業別分類を与える供給・使用表のその他の行に――便宜上の問題として――併置されているものである。

(b)あるいは――供給・使用表の脚注に述べられているように――生産物別の総固定資本形成の列を産業別（あるいは制度部門別にも）分割することができるであろう。

15.99. 産業別総固定資本形成の行の下には、産業別固定資産ストックを示す、使用表のもう一つの行がある。

15.100. 含まれるべき固定資産カテゴリーは次の通りである。

(a)有形固定資産：住宅、その他の建物および構築物、機械および設備、および、育成固定資産（繁殖、酪農、牽引等のための家畜、および、葡萄園、果樹園および繰返し生産物を生じる樹木のその他のプランテーション）。

(b)無形固定資産：鉱物探査、コンピューター・ソフトウエア、娯楽、文学あるいは芸術作品の原本およびその他の無形固定資産。

15.101. いわゆる「恒久棚卸法（パーペチュアル・インベントリー法）」は、生産および生産性成長の分析ならびに貸借対照表のために必要とされる総ストックおよび純ストックの経常価額の推計値を得るために、一般的に使用されている方法である。国民経済計算の中枢体系においては、ストックデータは、それらが生産目的のために取得された時点以後に生じた当期の再調達コスト評価による固定資本減耗の累積額だけこのような資産の経常市場価格を減額することによって評価されるべきである。純ベース（すなわち、純固定資産ストック）の方が、制度部門別貸借対照表に使用される概念と整合的であろう。しかし、生産性の測定値を得るためには――同様の労働投入データと対応させるために――産業別総固定資産ストックのデータも十分有用である。

15.102. 第ⅩⅦ章は、労働投入データを取り上げるが、それは生産性を分析するために必要とされる。いくつかの雇用の概念、特に、次のような３つの測定値が提示されている。

(a)仕事数（jobs）。ここで、仕事とは、定められた期間あるいは次の通告まで報酬（あるいは混合所得）の見返りとして労働を行なうというある個人とある制度単位の間の（明示的なあるいは暗黙の）契約である。

(b)総労働時間（total hours worked）。雇用者あるいは自営業者の仕事においてその期間中に実際に働いた時間の総数である。

(c)フルタイム換算仕事数（full-time equivalent jobs）。フルタイムの仕事における平均年間労働時間数によって総労働時間を除したもの。

15.103. 投入-産出フレームワークのための労働概念の選択は生産性測定のための労働投入を最もよく表わすようなものであるべきである。したがって、総労働時間が「体系」における労働投入の望ましい測定値である。フルタイム換算仕事数の概念は、パートタイム労働を不適切に扱っている。

15.104. 国民経済計算の脈絡で総労働時間数の概念を実施できない国もある。この点を考慮し、次のような勧告がなされる。

(a)総労働時間についてのデータを提示している国については、雇用者としての仕事と自営業者としての仕事とを区別しながら、総労働時間数を産業別に分類した行を追加する。

(b)総労働時間についてのデータを提示していない国については、雇用者としての仕事と自営業者としての仕事とを区別しながら、仕事数を産業別に分類した行を追加する。

15.105. (b)を提示することも不可能である場合、当該期間中にできる限り多数回カウントをしたうえでの、平均就業者数が次善の代理変数（プロクシー）と考えられる。この場合も、雇用者数と自営業者数とを区分する。

＜付加価値構成項目の制度部門別・産業別クロス分類＞

15.106. 生産勘定および所得の発生勘定は、「体系」においてはともに制度部門別および産業別で提示される。集計値の定義と評価は同じである。

15.107. 事業所は常にある制度単位に属しているので、産業と部門の生産活動を結びつけることが可能である。ある制度単位の産出はその制度単位を構成する個々の事業所の産出の合計に等しく、したがって、制度単位内の事業所間の受渡し（すなわち、事業所間フロー）を含んでいる。産業と部門との関係と内容とを明らかにするために、「体系」は、付加価値とその構成項目（可能ならば、産出と中間消費も）の産業別と部門別とのクロス分類を要求している。

15.108. 産業別および部門別にクロス分類された付加価値とその構成項目の表は、実際には、使用表の付加価値構成項目象限を３次元表になるように制度部門別にも分割したものである。

15.109. 表15.3で例示された数字は、３次元エントリーの中で、一般にあるいは主として、ともに現われることの多い項目は、どれであるかを示している。この章では既に、付加価値構成要素と産業の間の、さらに、いくつかの構成項目については関連する制度部門との間の相互関係を扱っている。しかし、ここで最も興味ある相互関係は部門と産業の間のものである。

(a)非金融法人企業：市場産業（ほとんどのＩＳＩＣ部門）。

(b)金融機関：保険、年金基金および金融仲介補助活動を含む市場金融仲介業。

(c)一般政府：公務および防衛、強制的社会保障、教育、医療および社会事業、不動産活動、その他の公共（コミュニティー）および社会サービス活動等のような非市場産業。市場産業もあり得る。

(d)対家計非営利団体：教育、医療および社会事業、その他の公共および社会サービス活動のような非市場産業。

(e)家計：市場産業（各種のＩＳＩＣ部門）および自己使用産業（家事雇用者を有する家計、持家住宅サービス、自給農業生産等）。

15.110. このような３次元表を作成するためには、よい統計記録能力をもつことは極めて有利なことであろう。さらに、産出と中間消費についても同じようなクロス分類を行なうことが必要かもしれない。特に、一般に生産アプローチによってＧＤＰを推計している国については、その必要性が高い。

４．供給・使用表の例示

15.111. 投入‐産出フレームワークの諸表は、すべて、それらの内容の理解を容易にするための数値例によって示されている。この小節は、例示のために、供給・使用表の行と列の数字を直接参照したい読者への指針となることを意図している。

15.112. 使用される記号は次の通りである。

X.i.j　　＝第ｉ行第ｊ列への記入項目

R.i.(j1++jN)　　＝第ｉ行の１列からＮ列までの　　合計

C.(i1++iM).j　　＝第ｊ列の１行からＭ行までの　　合計

15.113. たとえば、基本価格表示の産出総額は、供給表において次のように定義される。

X.13.22＝R.13.(14+18+21)＝C.(1++10).22＝3604

これは、第13行と第22列の交点が3604という基本価格表示の産出総額を示し、あるいは、それは第13行における第14、18、21列を合計することによっても得られ、さらには、第22列における第1行から第10行までの合計としても得られるということを意味している。

15.114. 供給表15.1 Sの内容を例示するために、その構成要素を加算することによって、この表から次のような集計値を定義することができる。

産出合計、市場産業　　＝

X.13.14＝R.13.(6++13)

＝ C.(1++10).14

＝ 3077

産出合計、自己使用産業 ＝

X.13.18＝R.13.(15++17)

＝ C.(1++10).18

＝ 147

産出合計、その他の非市場産業＝

X.13.21＝R.13.(19+20)

＝ C.(1++10).21

＝ 380

基本価格表示の産出合計 ＝

X.13.22＝R.13.(14+18+21)

＝ C.(1++10).22

＝ 3604

財貨およびサービスの輸入合計 ＝

R.13.(25+26) ＝ 499

基本価格表示の供給合計 ＝

X.13.5 ＝R.13.(22+25+26)

＝ C.(1++12).5

＝ 4103

購入者価格表示の供給合計 ＝

X.13.1 ＝R.13.(3+4+5)

＝ C.(1++12).1

＝ 4236

15.115. 同じように、使用表15.1 Uの内容を例示するために、以下のように、この表から次のような集計値を定義することができることを見る。

中間消費合計、市場産業 ＝

X.13.14＝R.13.(6++13)

＝C.(1++10).14

＝ 1594

中間消費合計、自己使用産業　＝

X.13.18＝R.13.(15++17)

＝C.(1++10).18

＝　50

中間消費合計、非市場産業　＝

X.13.21＝R.13.(19+20)

＝C.(1++10).21

＝　239

中間消費合計、全産業　＝

X.13.22＝R.13.(14+18+21)

＝C.(1++10).22

＝ 1883

財貨およびサービスの輸出合計　＝

R.13.(24+25)＝　540

最終消費支出合計、一国経済　＝

X.13.26＝R.13.(27+28+29)

＝C.(1++12).26

＝ 1399

総資本形成合計、一国経済　＝

X.13.32＝R.13.(33+34+35)

＝C.(1++10).32

＝ 414

国民最終使用合計、一国経済　＝

R.13.(26+32)＝ 1813

最終使用合計、一国経済　＝

R.13.(24+25+26+32)　＝ 2353

使用合計　＝

X.13.1 ＝R.13.(22+24+25+26+32)

＝C.(1++12).1

＝ 4236

15.116. 産業フローの例示には、供給表15.1 Sと使用表15.1 Uの両者が関係する。産出と中間消費についての集計値は既に例示されているので、ここでは、産業フローを例示するために、付加価値とＧＤＰおよび付加価値構成項目を特に取り上げる（２つの表が引用される場合、Ｓは供給表を示し、Ｕは使用表を示す）。

総付加価値合計、市場産業　　＝

X.17.14＝R.17.(6++13)

＝C.(S13-U13).14

＝ 1483

総付加価値合計、自己使用産業＝

X.17.18＝R.17.(15++17)

＝C.(S13-U13).18

＝　97

総付加価値合計、その他の非市場産業＝

X.17.21＝R.17.(19+20)

＝C.(S13-U13).21

＝　141

基本価格表示の産業の総付加価値合計＝

X.17.22＝R.17.(14+18+21)

＝C.(S13-U13).22

＝ 1721

国内総生産（ＧＤＰ）（生産アプローチ）＝

X.17.23＝R.S13.(3+4+22)－R.U13.22

＝ 1854

国内総生産（ＧＤＰ）（所得アプローチ）＝

X.17.23＝C.(18+19+23+24+25).23

＝ 1854

15.117. ＧＤＰについては、生産アプローチと所得アプローチについての上記の２つの例示に加えて、支出アプローチを用いるＧＤＰも表の各項目から例示することができる。

国内総生産（ＧＤＰ）（支出アプローチ）＝

X.17.23＝R.U13.(24+25+26+32)－R.S13.(25　　+26)

＝ 1854

15.118. 各生産物および一国経済について、供給合計は使用合計に等しいという制約がある。この制約は、表15.1 （SおよびU）に購入者価格によって示されている。

供給合計、一国経済　　＝

R.13.(3+4+22+25+26)＝141-8+3613+392+107

＝ 4236

使用合計、一国経済　　＝

R.13.(22+24+25+26+32)

＝1902+462+78+1391+412

＝ 4236

15.119. 以下は、財貨およびサービス勘定に示される国民経済計算集計値の基本方程式（あるいはバランス）を明示するものである。

産出(3604)

＋　財貨およびサービスの輸入(392+107)

＋　生産物に対する税マイナス補助金(141-8)

＝　中間消費(1883)

＋　財貨およびサービスの輸出(462+78)

＋　最終消費支出／現実最終消費(1399)

＋　総資本形成(414)

D. 分析用投入-産出表の導出

1. 序論

15.120. この章の以下の部分は、分析のためにさらにより有益な投入‐産出データの作成に関するものである。中には、多くの場合に、供給・使用表が統計的目的とともに分析的目的のためにも役立つことを見出す利用者もいるであろうが、利用者の必要に答えるという観点からは、従来通りの、より分析的な表の作成が求められるであろう。

15.121. 供給・使用表は、確かに、経済分析のために必要な経済モデルの作成を含めて、投入‐産出分析のためのフレームワークを提供し得るものである。事実、対称的投入‐産出表によって分析を行なうよりも、矩形の投入‐産出表から直接出発することに利点があることを多くの分析者が見出すようになってきている（第ＸＸ章におけるフレームワークの議論も参照）。

15.122. 供給・使用表――時として統計的供給・使用表と呼ばれる――は、事実、基礎統計と対称表との中間段階を表わすものであることに注意すべきである。供給・使用表は、データ観測や各種の基礎統計と強いつながりをもつが、実際には、一連の帰属計算や調整およびその他の国民経済計算上の要請のために、供給・使用表を完成し表のバランスを達成するためには、基礎データに関して、一般にかなり多くのしかも多様な推計作業を伴うことも事実である。

15.123. 供給・使用表から出発して、有益な分析用投入‐産出表を得るためには、次のようなことが考慮されなければならない。

(a)各使用項目の購入者価格を基本価格、税、補助金、商業および運輸マージンに分解し、このような項目を個別に分析する。

(b)居住生産者の生産物の使用と輸入生産物の使用とを区別する。

(c)行と列とを同じ分類で、すなわち、間接的な連関（生産物対産業）ではなくて直接的な連関（生産物対生産物あるいは産業対産業）で表わす。

15.124. このような要請に応えるために、「体系」は基本的供給・使用表（表15.1）と商業および運輸マージンおよび生産物に対する税および補助金についてのその補助表（表15.2）とを補完するために次のような投入‐産出表のセットを勧告する。

表15.4a

表15.4b

表15.5

表15.6

表15.7

15.125. 静学的な投入‐産出分析の基礎には２つの重要な仮定がある。すなわち、

‐各生産物に対するただ一つの生産技術

‐線型の固定係数生産関数

という概念である。

15.126. 何百万もの生産物と技術をもつ現代の経済においては、様々な生産技術を適切に代表させるような集計的な技術を見出すことはあまりできそうにないことであるので、第一の仮定は極めて抽象的なものであるように思われる。

15.127. 多くの分析のためには、生産者と使用者の間の取引はできる限り同質的に評価されていることが必要である。したがって、「体系」は投入‐産出分析のための投入および産出の両者の評価に基本価格を用いることを勧告する。また、基本価格で最終使用を評価することは基本価格で評価された産出に対する各種の使用のインパクトを推計することができるということを意味する。たとえば、そうすることによって、各クラスの購入者の間での税率の相違を回避することもできる。

15.128. 原使用表は様々な評価要素を含んでいる。すなわち、基本価格表示によるもう一つの使用表は原使用表（表15.1 U）と商業および運輸マージンならびに生産物に対する税および補助金についての補助表（表15.2）――中間使用および最終使用象限の購入者価格に含まれているマージンならびに生産物に対する税および補助金を示す表――とを組み合わせることによって作成される。

２．基本価格表示の使用表

15.129. 基本価格表示の使用表は、もう一つの統計的使用表であると同時に、分析用の投入‐産出表への転換の一つの段階でもある。第一の解釈に対しては、基本価格で計算された中間および最終使用は、基礎統計からさらに一段階進んだものであるということが注意されてよい。

15.130. 表15.4aは、基本価格表示の使用表を表わす。基本価格表示の供給・使用

表においては、供給表（表15.1 S）の一部として存在した生産物に課される税と生産物に対する補助金についての列と商業・運輸マージンについての列が必要でなくなる。しかし、使用合計は依然として購入者価格で評価されるので、（控除可能でない）生産物に対する税マイナス補助金は、中間使用および最終使用についての第Ⅰおよび第Ⅱ象限のそれぞれにおける追加行を構成する。

３．居住生産者の生産物の使用と輸入生産物の使用の区別

15.131. これまでに示してきた供給・使用表においては、輸入は供給表では生産物別に示されているが、使用表においては使用別に区別されていない。この記録方法においては、各需要部門別に使用される生産物の出所（国内あるいは外国）についての情報は必要ではない。この単純な方法の主たる欠点は、多くの分析においては、ある最終需要水準の居住生産者の生産と輸入へのインパクトは、別々に評価する必要がある、ということである。

15.132. 投入‐産出フレームワークにおける輸入の扱い方にはいくつかの方法がある。

(a)購入者別に分類する。

(b)補完的輸入と競争的輸入に分類する。

(c)輸入生産物について別の投入‐産出表を作成する。

15.133. 最も包括的な方法は輸入生産物と居住生産者の生産物について別々の投入‐産出表を作成することである。統計的には多くのものを必要とするが、その結果は輸入の扱い方に大きな伸縮性をもたらすことを可能にし、居住生産者の供給と外国からの供給に対する需要のインパクトの極めて明解な分析を可能にする。それがその国の分析目的や経済政策目的にとって有用であるならば、たとえ分析用の対称的投入‐産出表が作成されないとしても、そのような輸入表は作成してよい。

15.134. 「体系」においては、分析用投入‐産出表に、輸入生産物について別の投入‐産出表を作成することを勧告する。表15.5はこの方法を例示している。この表は、特にそれが産業よりも生産物志向的であるために、以下に示される対称的生産物×生産物表と同じ形式で示されている。この方法をモデルの作成に適用

する場合、技術係数を国内要素と輸入要素とに分離することが可能になるということもつけ加えておこう。

15.135. 表15.5の列和は、購入者別に輸入を分類し、生産物別の輸入の分類を行なっていない。ここでは、輸入は各需要部門について、一つの行として示される。この方法の欠点は、輸入が投入‐産出フレームワークの周辺の部分としてのみ明示的に示され、輸入の性質を隠してしまう、ということである。この方法がそれが実際に明らかにする以上の統計的情報を必要とすることは極めてあり得ることである。

15.136. 輸入を購入者別にのみ分類することを、輸入を補完的輸入と競争的輸入の２つのカテゴリーに分割することによって精緻化することができる。この場合には、居住生産者による生産と輸入への影響をより正確に評価することができる。しかしながら、この補完的輸入と競争的輸入の分類の決定は、場合により恣意的なものとなり、居住生産者による生産が停止されたり開始されたりする場合、経時的に改訂してゆく必要がある。実際には、その作成は、この２つのカテゴリーの定義（以下）が示唆するよりも一般により複雑である。

(a)補完的生産物は、居住（国内）産業が存在しない、すなわち、輸入によってのみ入手可能な生産物である。

(b)競争的生産物は、居住（国内）産業があり、したがって、居住生産者により生産されることも輸入されることもあるような生産物である。

４．供給・使用表の対称表への転換

＜供給・使用表に対する修正＞

15.137. 供給・使用表を対称表に転換する際には形式の転換が行なわれる。以下の記述は、生産物×生産物表についてのものであり、したがって、表の各列はあるＣＰＣグループの生産への投入を表わす。この転換あるいは変形過程は供給・使用表に対する３つの段階ないし修正に分けることができる。

(a)供給表におけるすべての生産物の、それらが主生産物として（特徴的生産物として）生産されている生産活動への配分。

(b)産業への投入から同質的活動への投入に替えるための、使用表の列の再配列（行の集計はまだ行なわない）。

(c)新しい使用表の詳細な生産物（行）を列において識別されている同質的活動への集計（必要なら行なう）。

15.138. 段階(a)は、実際には、供給表における副次的生産物の形での産出の移転を伴なう。副次的生産物は、供給表における（「非対角」）要素としてあらわれるので、この種の移転を行なう（単に一連の生産物を再配列し、対角に「移す」）ことは比較的簡単な問題である。このような副次的生産物は、それが生産される活動から取り除かれ、それが主生産物である活動への追加として扱われる。

15.139. 段階(b)は、投入についての基礎データが産業に関するものであり、そのような産業において生産される特定の生産物についてのものでないことから、より複雑なものとなる。ここでなされなければならない転換は、副次的産出が実際に生産された産業から、それが主生産物として（代表的生産物として）属する活動へ、その副次的産出に伴なう投入の移転を行なうことである。この移転を行なう際には、２つのアプローチをとることができる。

- 補完的統計情報による。
- 機械的方法による。

15.140. 副次的生産物に関する投入を分離するために、補完的統計情報、すなわち、一定の産出を生産するために必要な投入についての具体的情報は、可能な限り大いに、活用されるべきである。しかし、この種の情報は一般に不完全である。結局のところ、この移転を行なうためには単純な数学的手段に頼ることが必要になるであろう。そうした数学的方法については、次節において簡単に述べるが、「投入－産出表ハンドブック」においてより詳細に説明する予定である。

15.141. 段階(c)では、新しい使用表の生産物を、段階（a）によりそれを生成するとされた活動への集計を行なう。そうすることにより、生産物×生産物の次元をもつ対称的投入－産出表が得られる。このような修正は事業所単位に基づくデータから出発するが、結果として得られる項目の記入は均質的生産単位に合致するようになっている。

15.142. 副次的生産物の移転には副産物の移転も含まれる。副産物として生産される生産物が他の活動の主生産物である場合、それは、その副産物の生産に帰さ

れると仮定される投入とともに、その活動に移転される。このように副産物の生産の分割を行なうことは困難であるだけでなく、それが実際に生産される生産過程から技術的に分割し得ないならば、かなり人為的なものとなるであろう。

15.143. 要約的に述べると、この転換は統計を収集し、組織し、照合するためのフレームワークの提供を主として意図した会計的手段から主として経済分析を意図した分析的手段への移行とみることができる。しかし、この２種類の手段は互いにそれほど異なっているわけではない。供給・使用表はそれ自身各種の分析的目的のためにも使用しうるものであるし、それは既に多くの調整や分析的作業を伴なっているものでもある。一方、対称表は、各々の生産物について投入‐産出表の同一の分類による行和と列和とが同額でなければならないので、データにさらに強い会計的制約を課すものである。

＜基礎データに分析的仮定をつけ加える＞

15.144. 産出とそれに伴う投入を移転する場合に使用される数学的方法は２つのタイプの技術仮定に依存している。

(a)産業（生産者）技術仮定。ある産業によって生産されるすべての生産物は同じ投入構造によって生産されると仮定する。

(b)生産物（商品）技術仮定。生産物は、それがどのような産業において生産されようとも、同じ投入構造をもつと仮定する、

15.145. このような仮定が果たす役割の重要性は、副次的生産の広がりに依存している。副次的生産がどの程度あらわれるかということは、その経済において生産がどのように組織されているかということばかりではなく、各表の統計単位や産業分類にも依存している。事業所よりも制度単位による方がより多くの副次的生産があらわれ、より詳細な表においては不可避的により多くの副次的生産が見出されるであろう。

15.146. 国際連合事務局により作成中の「国民経済計算ハンドブック：投入‐産出表」においてより詳しく説明する予定であるが、理論的見地からすると、望ましい特性についてのある種の公理を参照することによって、このような２つの技術仮定の間の選択という問題に、いく分よりよく接近することができるであろう。

そうした基礎のもとに、次のように産業技術仮定はかなり劣った結果を示すことが知られる。

(a)極めて尤らしくない。

(b)価格不変的ではない。すなわち、当期価格表示の価額が影響を受ける。

(c)その固定マーケットシェア特性のために規模不変的でない。このことは、得られる係数が技術の変化がなくても変化し得るということを意味する。

(d)金融的バランスが維持されない。つまり、各商品について収入がコストプラス付加価値に等しいという公理が満たされない。

(e)しかし、レオンティエフの物的バランス（産出合計＝投入‐産出係数×産出合計＋最終需要）は満たされる。

15.147. 同じ理論的見地からすると、生産物（商品）技術モデルは、ほとんどの望ましい特性、すなわち、物的バランス、金融的バランス、規模不変性および価格不変性の公理を満たすように思われる。また、それは常識にも訴えるものがあり、産業技術仮定よりも先験的により尤らしいことがわかる。このように、生産物技術仮定は理論的および常識的見地から支持されるが、実際にはある種の調整を必要とするであろう。この方法の自動的な適用は、投入‐産出係数が時に極めて尤らしくないかあるいはあり得ないものになるという点において、容認し得ない結果をしばしば示してきた。この方法が経済的観点からは明らかに無意味である負の係数をもたらすという多くの例もある。あり得ないような係数の一部は測定誤差によるものであり、一部は移転される生産物が主生産物である産業における不均質性（hetero-
geneity、プロダクトミックス）によるものである。そうした不均質性は、代表的生産物でない生産物の高い発生をもたらす集計データを用いることから生じる。このことは補完的情報に基づく修正を行なうことによって克服するか、広い情報に基づく判断をできる限り広汎に活用する必要がある。

15.148. 投入‐産出表の一層の改善は次のようにして行なうことができる。

(a)基本データに対して適切な調整を行ない、良質の供給・使用表を得る。このことは、対称表の質の向上にとって、技術仮定の選択よりもより多くの意味をもつ。

(b)基本的投入‐産出モデルの修正が行なわれるべき場合には、実施がいかに複雑であっても、混合技術モデルのようなその他の技術仮定を導入する。

15.149. 最後に、いっておく必要があるのは、技術仮定の問題は、投入‐産出フレームワークでどのような集計データが扱われるかということを背景に考察されるべきものである、ということである。投入‐産出表に含まれているのは、高度に集計されたマクロデータのみであるから、それを一定の生産技術のミクロ的仮定に関係づけることは、実際問題としては困難なことなのである。

５．対称的投入‐産出表

＜勧告される表の形式＞

15.150. 対称的とは、生産物×生産物あるいは産業×産業のいずれについても、同じ次元をもつということを意味する。生産物×生産物表はどの生産物が他のどの生産物の生産に使用されているかを示す。産業×産業表はどの産業が他のどの産業の産出を使用しているかを示す。そのうち、生産物×生産物表は、しばしばより有用であることが示されるので、実際には、この表のみが本マニュアルにおいては、詳細に記述される。それは２つの表形式で示される。

(a)生産物×生産物投入‐産出表、すなわち、表15.6。

(b)生産物フローの居住生産者による部分を輸入から分離した生産物×生産物投入‐産出表、すなわち、表15.7。

15.151. 生産物×生産物表の形式は３つの象限からなる周知のものである。

(a)左上部、中間使用についての第Ⅰ象限は、生産物×生産物（すなわち、行は当初より生産物であるが、列は実際には同質的活動とよばれるものに変化している）の形で示されているので、この表の名称を与えるものとなっている。

(b)右上部、最終使用についての第Ⅱ象限は、輸入を除いて対応する使用表に近い形式をもっている（以下を参照）。

(c)左下部、付加価値構成項目についての第Ⅲ象限も使用表のそれに近い形式――行は同じであるが、列は同質的活動をあらわしているという点で――をもっている。ただし、使用表の追加された付属行は除かれている。

15.152. 対称表15.6および15.7は、その第Ⅰおよび第Ⅱ象限の行において、供給・使用表15.1と同じ項目、すなわち、先に示された１０グループの例示的生産物

分類プラス３つの調整行をやはり含んでいる。この表の性質によって、同じ１０の生産物グループはここでは第Ｉ象限の列としても現われる。しかし、市場生産物とそれ以外の生産物の中間使用を分割することはしない。使用表と生産物×生産物表の輸出、最終消費支出および総資本形成の列はすべてだいたい同じ形式をもっている。付加価値構成項目の行は使用表とほとんど同じである。生産物に対する税および補助金は（列においては）生産物の付加価値構成要素とはみなされず、市場価格表示のＧＤＰを得るために単一の項目として導入されている。

15.153. ＧＤＰは次のように求めることができる。

(a)生産接近法によるＧＤＰ＝生産物（同質的活動）別の基本価格表示の総付加価値合計＋生産物に対する税マイナス補助金の単一項目。すべて総付加価値の行のもの。

(b)支出接近法によるＧＤＰ＝（輸入を負で計上した）購入者価格表示の最終使用カテゴリーの合計。すべて使用合計の行のもの。

(c)所得接近法によるＧＤＰ＝一国経済の列における総付加価値構成項目の合計。

15.154. その第一の表形式（表15.6）においては、輸入は（c.i.f.価格によって、そして、f.o.b.輸入を得るためのc.i.f./f.o.b.調整項目とともに）生産物別に負の要素として最終使用象限において控除される。生産物の産出は各行および列についての総合計である。

15.155. 第二の表形式（表15.7）においては、輸入表（表15.5）は表15.6の中間使用および最終使用象限から控除され、したがって、それらは（生産物別に）国内産出の使用のみを示すことになる。輸入された部分は表のその部分の下部に別の行として示される。このことは国内生産と輸入に対する経済的出来事のインパクトを個別に研究することを可能にする。事実、輸入表15.5は、輸入を各々の活動と最終使用カテゴリーについて包括的に一つの別個の行によって扱うのではなく、第Ｉおよび第Ⅱ象限におけるすべての項目を国内産出および輸入生産物の別に区分して示すことを可能にする。

＜生産物×生産物表の例示＞

15.156. 生産物×生産物表の内容を例示するために、この章で先に供給・使用表

について使用したものと同じ例示方法を使用する。ここでの場合には、２つの表の各々について、個々の生産物フローの例としての製造業生産物およびいくつかの集計値の２種類の項目が、例示される。

15.157. 表15.6の例示は次の通りである。

生産物産出合計、基本価格表示　＝

X.28.11 ＝R.28.(1++10)＝C.(16+17).11

＝ 3604

製造業生産物産出額、基本価格表示＝

X.4.27 ＝X.28.4＝ 1714

輸入合計　＝

-R.14.(24+25) ＝ 499

製造業生産物輸入額　＝

-X.4.24 ＝ 283

源泉合計、基本価格表示　＝

R.14.(-24-25+27) ＝ 4103

製造業生産物の供給　＝

R.4.(-24-25+27) ＝ 1997

源泉合計、購入者価格表示　＝

R.16.(-24-25+27) ＝ 4236

中間消費合計、基本価格表示　＝

X.14.11＝R.14.(1++10) ＝ 1837

中間消費向け製造業生産物、基本価格表示＝

R.4.11 ＝ 925

中間消費合計、購入者価格表示　＝

X.16.11 ＝R.16.(1++10)＝C.(14+15).11

＝ 1883

製造業中間消費、購入者価格表示 ＝

X.16.4 ＝ 1043

総付加価値合計、基本価格表示　＝

X.17.11 ＝R.17.(1++10)＝C.(18++25).11

＝ 1721

製造業総付加価値 ＝

X.17.4 ＝ 671

国内総生産 ＝

X.17.29 ＝R.17.(11+28)＝C.(18++25).29

＝ 1854

国民最終使用合計、基本価格表示 ＝

R.14.(12+18) ＝ 1737

最終使用合計、基本価格表示 ＝

R.14.(12+18+22+23)＝ 2266

最終使用向け製造業生産物、基本価格表示＝

R.4.(12+18+22) ＝ 1072

使用合計、基本価格表示 ＝

R.14.(11+12+18+22+23) ＝ 4103

製造業生産物使用合計、基本価格表示＝

R.4.(11+12+18+22) ＝ 1997

国民最終使用合計、購入者価格表示 ＝

R.16.(12+18) ＝ 1813

最終使用合計、購入者価格表示 ＝

R.16.(12+18+22+23)＝ 2353

使用合計、購入者価格表示 ＝

R.16.(11+12+18+22+23) ＝ 4236

15.158. 表15.7の例示は以下の通りである（２つの表で同じように例示される項目は繰返さない）。

源泉合計、基本価格表示 ＝

X.13.27 ＝C.(1++12).27 ＝ 4103

源泉合計、購入者価格表示 ＝

X.15.27 ＝C.(13+14).27＝ 4236

中間消費向け製造業生産物国内産出、基本価格表示＝

R.4.11＝ 825

最終使用向け製造業生産物国内産出＝

R.4.(12+18+22)＝　889

使用合計、基本価格表示　　＝

X.13.27 ＝R.13.(11+12+18+22+23)

＝ 4103

製造業生産物国内産出使用合計　　＝

R.4.(11+12+18+22)＝ 1714

使用合計、購入者価格表示　　＝

X.15.27 ＝R.15.(11+12+18+22+23)

＝ 4236

Ｅ．投入‐産出作成の諸側面

１．投入‐産出への戦略

15.159. 供給・使用表は基礎統計のためのフレームワークであるとともに、分析的投入‐産出表を作成するための基礎でもある。このことは次のような要素を含む野心的な目標があることを意味する。

(a)可能ならば年次ベースで、少なくとも時々、非常に詳細な作業ベースとして、供給・使用表を作成すること。

(b)年次ベースで国民経済計算と完全に整合的な「コモディティ・フロー」データ（生産物別財貨・サービス勘定）を少なくとも作成すること。これは、国民経済計算の計算と検証のための強力な手段を提供するものになる。

(c)分析面での要求、集計への対応、より詳細な分類およびフローの各種の再編成に対する適応能力（フレクシビリティー）の実現。

15.160. このような理想的アプローチが可能でない場合には、ベンチマーク年次の推計値を中間年次の部分的データとリンクさせて、少なくとも集計値においては年次系列を維持するために数学的手法を用いることができる。

２．不変価格推計

15.161. 第ＸⅥ章は、財貨・サービスフローの価格と数量への分解について、包括的な記述を含んだものである。実際、供給・使用表は、不変価格推計のための最も完全な整合的フレームワークである。供給・使用表は、以下のものを提供する。

(a)価格と数量の相互依存的測度。

(b)不変価格表示価額と当期価格表示価額、価額指数と数量指数およびデフレーターの相互連結とそのような測度の全体的なセットの数値的整合性と信頼性に対する重要なチェック。

15.162. 総付加価値の不変価格測度は、ダブルデフレーション法を用いることによって、次の二者の差として投入－産出フレームワークの中で可能となる。

(a)産出価格指数によってデフレートされた産出価額。

(b)中間投入価格指数によってデフレートされた中間消費価額。

15.163. ほとんどの場合において、数量あるいは数量指数は間接的に求められるが、ある種の尤らしさのチェックが行なわれないわけではない。価格要素は、対応する物量比率よりも傾向として可変性あるいは変動性の少ない価格指数（デフレーター）を用いることによって、一般に（インフレーションが昂進している時を除いて）、数量要素よりも高い信頼性をもって推計することができる。

15.164. デフレーション過程は供給・使用表のフレームワーク内において行なうのが最もよいであろう。一つの可能なアプローチは、各々の生産物の国内産出、輸入および輸出については直接的デフレーターを用いることである。この場合、各々の生産物の「居住者の使用」のデフレーターは残差的に求められる。

15.165. 消費者物価指数（ＣＰＩ）は購入者価格表示の家計消費支出について得られたフローのチェックの役割を果たすこともできる。また、そうすることにより、国民経済計算の家計消費支出デフレーターとＣＰＩとの間に密接なつながり

が生まれる。

15.166. 不変価格推計値は、基準年次の変更や連鎖指数の使用のような、投入‐産出（供給・使用）との関連において特に重要となるその他の一般的な問題にも関係する。そうした問題については、第XVI章で取り扱う。状況に応じて、また各種の目的にとってどのデータが最も適切と思われるかということにもよるが、各国は次の２つの戦略のどちらを選ぶかを決めなければならない。

(a)固定基準ラスパイレス型数量測定値。

(b)より頻繁な基準改訂、特に年次連鎖法。それはその経済において昂進するインフレーションや「構造変化」を経験している国に特に関心を呼ぶものであろう。

15.167. 対称的投入‐産出表は不変価格でも作成されるべきであろう。実際、それは、広い用途をもつものであるし、さらに、伝統的な投入‐産出仮定のほとんどが不変価格表に関係がある。不変価格表示の対称的投入‐産出表は、当期価格表示の投入‐産出表と同じように、すなわち、不変価格表示の供給・使用表から作成される。

Ｆ．投入‐産出データの目的と用途

１．フレームワークとしての投入‐産出

15.168. 分析目的のためのその用途に加えて、投入‐産出表と投入‐産出の概念は、次のような様々な統計上の要求に答える。

(a)基礎データ作成のためのフレームワーク。

(b)指数のウエイトづけと作成のためのフレームワーク。

(c)統計の質および完全性の評価のためのフレームワーク。

(d)相互関係をもつ価格および数量測度を作成するためのフレームワーク。

(e)統計の整合性をチェックするためのフレームワーク。

15.169. 基礎データ作成のためのフレームワークとしての投入‐産出は収集されるべき基礎データにおける欠陥や矛盾を明らかにするという観点から重要である。国民経済計算の他の部分と投入‐産出との統合も同じように重要である。投入‐産出表の作成は、経済統計および国民経済計算一般と強い結びつきをもつべきである。

15.170. 指数のウエイトづけと作成のためのフレームワークとしての投入‐産出は、国民経済計算フレームワークの生産勘定および財貨・サービス勘定において、投入‐産出がもっている重要な役割から考察されなければならない。結果として、それは以下のような各種の目的のための貴重なフレームとなる。

(a)指数体系における基準年次・当年次のウエイトの決定。

(b)物量、価格および価額指数の統合された系列を収集するための相互関係をもつサンプルの選択。

(c)各種のタイプの調査におけるサンプルとウエイトの選択。

(d)価格、数量および価額指数のリンクされた整合的な系列の作成。

15.171. 質と完全性の評価のためのフレームワークとしての投入‐産出の重要性は、その作成が供給・使用表に基づいて行なわれる場合、国民経済計算の推計作業においてとくに高まる。新しい統計を収集したり、既存の基礎統計の設計を変更したりする場合には、国民経済計算からの必要性が重視されるべきである。基礎統計の改善は必然的に国民経済計算データの信頼性の改善をもたらすであろう。

15.172. 価格および数量測度のためのフレームワークとしての投入‐産出は、正確な不変価格計算のための最も完全な環境であると考えられる。不変価格表示の投入‐産出表は価格および数量指数の統計体系全体の重要な部分を形成する。

15.173. 整合性をチェックするためのフレームワークとしての投入‐産出については、この章を通じてしばしば強調されており、不変価格推計に対してもこのことは同様にあてはまる。価格および数量への分解を行なう場合、それは尤らしさ等についてのさらに多くのチェックを与える。この会計的フレームワークにおける各々の生産物フローに、利用可能な価格統計を適切に適用するべきである。このことは、生産物バランスを確保する際に、価格デフレーターや外挿のための係数（エクストラポレーター）をより精緻に使用することを意味するであろう。

２．分析のための投入‐産出

15.174. 投入‐産出表は、強力な分析手段である。供給・使用表から対称的投入‐産出表、さらに逆行列表（以下を参照）にいたるまで、投入‐産出表は、様々な種類の経済分析に使用される。投入‐産出フレームワークが分析目的に使用される最も重要な分野のいくつかを以下に掲げ、簡単に説明する。

- 生産の分析
- 需要構造、輸出比率等の分析
- 雇用の分析
- 価格と費用の分析
- 必要輸入量の分析
- 投資と資本の分析
- 輸出の分析
- エネルギーの分析
- 環境の分析
- 感度分析

15.175. このような点を簡単に記す際には、逆行列表と直接および間接必要量の概念がまず説明されなければならない。投入‐産出表の列における投入構造は、対応する産出を生産するために中間およびその他の投入として必要とされるものを示す。ある生産物の産出の増加は、新しい投入を必要とし、新しい投入はまたそれ自身の投入をも必要とするので、長い生産の連鎖がスタートすることになる。レオンティエフ投入‐産出モデルは、他の生産者によって使用される額と最終使用に販売される額とによって各生産物の産出を定義する。この定義により、投入‐産出表あるいは投入‐産出行列の各要素によって投入‐産出関係を表わす構造方程式のセットが定義される。係数によってこのような関係を表わすことは分析にとって極めて有用である。係数表は様々な生産物の産出１単位当りに投入として使用される各々の生産物の大きさを記録する。この基本方程式を解くことによって、産出に対するある所与の需要が他のすべての生産者に対してもつ全インパクトを示す、いわゆるレオンティエフ逆行列表が得られる。すなわち、逆行列表

の列は産出１単位によって生じる、直接および間接両者の、全投入必要量を示す。

15.176. 応用にもどると、投入‐産出分析の基本的な役割は、最終需要と産業別産出水準の関係を分析することである。逆行列表はある最終需要水準の生産システムに対する影響を評価するために用いることができる。この点において、雇用に対する意味あいも同じように重要である。また、投入‐産出表はコストの変化あるいは税や補助金の変化から生じる価格の変化を分析するために用いることもできる。輸入水準の決定もしばしば投入‐産出の利用の極めて重要な一部であり、国際収支がその経済政策に対して制約を課しているような経済においては特に重要である。輸入への直接需要と、そして、第二に、直接および間接に関係するすべての産業からの輸入品の投入への間接需要という２つの問題がある。投入‐産出フレームワークは、投資表を産出と関連させることによって、固定資産への需要をもカバーするように拡大することができる。輸出と輸入されるものも含めた、直接的および間接的に必要な投入との間の分析も標準的な投入‐産出の応用の一つである。

15.177. より構造的な分析への投入‐産出の使用も増加している。取り上げられるべき２つの顕著な分野はエネルギーと環境である。中間および最終需要における個々の生産物のエネルギー含有量（energy content）を計算し、それによって直接および間接のエネルギー必要量をエネルギーマトリックスから、物量的あるいは金額的に、計算することが可能となる。物理的な排出データを投入‐産出表とリンクすることによって直接および間接の汚染発生を決定することが可能であるので、投入‐産出アプローチは環境の分析にも使用される。すなわち、最終需要の「汚染」含有量を計算することができる。環境関連の拡張を伴った投入‐産出表は、環境のサテライト勘定のための基本的フレームワークの主要な構成要素である。

15.178. 最後に、投入‐産出は各種の感度分析に使用することもできる。感度分析は、産出モデルにおけるいくつかの変数が変化した場合の影響を明らかにする。動学的投入‐産出モデルもますます注目を集めている。動学モデルの本質的な特徴はそれが基準年次から目標年次への経済の経路を明らかにする、ということであり、動学モデルを適用することによって、ある最終的産出による必要量を、当該年だけでなく直接および間接の資本必要量を通じて、すべての先行する年につ

いて計算することが可能となる。動学モデルは経済の将来の成長経路を年ごとに見るものであり、データと計算上の制約が今のところその実際上の適用を妨げているが、将来においては、このことはそれはど問題ではなくなるであろう。

第ＸＶ章　供給・使用表と投入-産出

第ＸⅥ章　価格測度と数量測度

Ａ．序論

16.1. 本「体系」は概念的に整合的であり、そして、分析的に有用であるような価格測度と数量測度の統合されたセットを作成するための枠組を提供する。その主たる目的は単に「体系」の主要な集計値について価格と数量の変化の包括的な測度を提供するだけでなく、インフレーションおよび経済の成長と変動の体系的で詳細な分析を行なうことを可能ならしめるような相互依存的な測度のセットを集成することである。

16.2. 財貨・サービスのフローの価額の時間的な変化はその財貨・サービスの価格の変化と数量の変化を表わす２つの構成要素に直接的に分解することができる。同様に、多くの種類の資産ストックの価額も一般にそれ自身の（固有の）価格要素と数量要素とに分解することができる。しかし、現金移転のような、「体系」における多くのフローはそれ自身の（固有の）価格や物量の次元を持っておらず、したがって、このような分解を行なうことはできない。このようなフローは、不変価格で測定することはできないが、ニュメレールとなる財貨・サービスのある特定のバスケットに対するその購買力を測定するために価格指数によってその価額をデフレートすることによって、「実質表示で（in real terms）」測定することはできる。しかしながら、それを行なうための方法は一つではないであろう。購買力を測定するためのニュメレールを選択する明確な方法はないので、同じ移転を受け払いする単位の種類が異なる場合―たとえば、政府単位と家計―には、このような単位について異なるニュメレールを選択する方が適切であろう。さらに、賃金や俸給のようなフローは２つのまったく異なる方法で扱うことができる。生産と生産性を分析するためには、賃金や棒給が生産のコストであることから、労働投入を不変投入価格によって―すなわち、不変賃金・俸給率によって測定することが必要であり、一方、賃金や俸給が「所得の第１次分配勘定」に受取とし

て記録される場合には、家計最終消費の財貨・サービスのあるバスケットに対するその購買力によって測定される必要がある。

16.3. 価格変化のインパクトは同じ取引に対する２つの当事者について別々に扱われる必要があるので、すべてのタイプの経済分析にとって有益であるようなすべての勘定項目を包括する整合的かつ多目的の実質表示の勘定のセットを作成するようなことは可能ではない。他方、たとえば、供給・使用表に記録されるような、すべての財貨・サービスのフローをカバーする価格測度と数量測度の整合的で統合されたセットを作成することは可能であり、この章は主としてこの目的のために用いられる方法論に関するものである。しかし、この章の最後の節では、実質生産物とは別のものとしての実質所得の測定を検討する。

16.4. 供給・使用表によって与えられるような勘定の枠組の中で価格・数量測度を作成することの大きな利点の一つは、全体としての測定値のセットの数値的整合性と信頼性についてのチェックが行なわれるということである。その評価が不変価格のみならず当期価格でも困難であるような非市場財・サービスを含めて、経済における財貨・サービスのすべてのフローをカヴァーしなければならない場合には、このことは特に重要である。消費者物価指数や工業生産指数のような独自の指数は、その範囲がずっと限られたものであるので、問題はより少なくなる。

16.5. 勘定の枠組の中で価格・数量測度を作成することのもう一つの利点は、ある種の重要なバランス項目について価格・数量測度を求めることができるということである。特に、総付加価値は、不変価格表示の産出から不変価格表示の中間消費を差し引くことによって、すなわち、いわゆる「ダブルデフレーション」法によって、不変価格表示で求めることができる。ダブルデフレーションは個別企業、産業あるいは部門のような水準においても、さらには、不変価格表示の最終支出合計から不変価格表示の輸入を差し引くような形で、一国経済についても使用することができる。

16.6. ほとんどの価格指数や数量指数は価格や数量の時間的な変化を測定するために開発されたものであるが、それらは同じ期間における異なる地域や国の間での価格や数量の水準の比較を行なうことに適用することもできる。このような比較は異なる国における生活水準、経済発展の水準あるいは生産性の水準の比較を行なうために、さらには、価格が為替レートによって換算される場合に異なる国

における価格水準を比較するためにも必要とされる。このような比較は経済分析のためにも、また、政策決定のためにも、ともに重要である。国際比較によって生ずる付加的な方法論上の問題は以下でとくに節を設けて取り上げる。

16.7. この章の内容は次のように要約されよう。

(a)この章のはじめのいくつかの節は、時間的な意味における価格指数と数量指数、すなわち、国民経済計算の脈絡における財貨・サービスのフローについて時間的な意味での価格・数量測度を作成するための適切な方法論の選択に関するものである。後の段階ではこのようにして得られた価格指数を用いて実質所得の測度を作成することになっているが、「体系」における財貨・サービスのフローについて適切な価格・数量指数のセットを作成することは不可欠の第一段階である。

(b)また、一つの節で、同じ期間について異なる国における生活水準や生産性水準を比較するための国際的な意味における価格・数量測度を作成するための方法論を検討する。

(c)別の節では価格差異や価格差別の結果、すなわち、同じ期間に同じ市場において異なる価格で異なる購入者に販売される財貨・サービスの処理の方法を扱う。このような差異は質の相違に帰せしめ得る価格の相違とははっきりと区別される必要がある。

(d)さらに別の節は、新製品の出現および古い製品の消滅を含む、時間的な質の変化の処理、および、異なる国に見られる生産物の質の相違の問題を取り上げている。これは極めて困難な問題であり、時間的および国際的の両方の意味における価格・数量指数の作成において直面する最も重大な実務上の問題かもしれない。この節は、時間的な質の変化や各国間の質の相違の修正、特にハイテクノロジー製品や固定資産についての質の修正のためのヘドニック仮説の使用についての簡単な記述を含む。

(e)最後の節では、実質生産物と実質所得の差について一国経済レベルで検討する。このような差は、他の国々との交易条件の大きな変化を経験する開放経済国にとっては、ある期間において極めて大きなものとなることがある。

Ｂ．価額、価格および物量

16.8. 個々のタイプの財貨やサービスのそれぞれについて、その財貨やサービスを測定することができる適当な物量単位を特定することが必要である。財貨やサービスが供給される単位は離散型であることも連続型であることもある。

(a)自動車、航空機、マイクロコンピューター、理髪、虫垂炎切除等は「自動車」のような属名によって記述される離散型或いは整数型の単位で提供される財貨やサービスの例である。このような財貨やサービスの物量は単に単位の数を数えることによって求められる。

(b)石油、電力、砂糖、輸送等は重量、体積、力、継続時間、距離等のような特性の点で連続的に変化する単位でもって提供される財貨やサービスの例である。したがって、物理的単位の選択は便宜の問題である。たとえば、それは１ポンド、１キロ或いは１トン、１ガロン或いは１リットル、１分或いは１時間等である。このような財貨やサービスの価格は選ばれた特定の物理的単位にしたがって付けられる。そのため、その絶対的な値は極めて恣意的である。たとえば、価格がトン当りで付けられるならば、それはキロ当りで付けられる場合の1000倍である。

16.9. 単一で同質的な財貨或いはサービスのレベルで価格（ｖ）は物量１単位当り価格（ｐ）に物量単位の数（ｑ）を乗じたものに等しい。

$$v = pq$$

価格と対照的に、価額は物量単位の選択とは独立である。価額は価格とはまったく異なる次元をもち、「価額」と「価格」という用語は相互に交換的に用いることはできない。物量（quantity）、価格（
price)および価額(value）のいくつかの重要な特性を簡単に記す。

(a)物量は単一の同質的な生産物についてのみ加算可能である。異なる生産物の物量は同一単位で測定可能（commen-surate）ではなく、同じ種類の物理的単位で測

定されている場合でも加算可能ではない。たとえば、20トンの砂糖に10トンの石炭を加算することは、それらを加算した30トンという重量がそれを船積みにする際や車積みにする際のようなその他の目的のためには適切な情報を与えるにしても、経済的には意味がない。これほど明白ではないが、ある型の10台の自動車と他の型の20台の自動車を加算することにも経済的に意味がない（以下を参照）。

(b)財貨やサービスの価格はその財貨やサービスの１単位の価額として定義される。したがって、それは選ばれた物量単位の大きさと連動して変化する。そのため、多くの場合、測定単位をたとえばキロからトンに変更するといったような操作によって価格を恣意的に変化させることができる。物量と同様に、価格も異なる財貨やサービスの間で加算可能ではない。異なる財貨やサービスの価格の平均は経済的に意味をもたず、時間的な価格変化を測定するために用いることはできない。

(c)価額は共通の通貨単位によって表わされ、異なる生産物の間で同一単位で測定可能であり、加算可能である。すでに記したように、価額は物量単位の選択にたいして不変である。

16.10. 異なる財貨やサービスの価額を集計することは、市場システムにおいては、異なる財貨やサービスの相対価格は、その購入者がそれを生産或いは消費のいずれに使用しようとも、購入者に対するその相対生産コストと相対効用をともに反映するはずである、という事実によって正当化される。相対コストと相対効用は売り手と買い手が市場において財貨やサービスを交換しようとする際の交換比率に影響を与える。

数量

16.11. 数量指数（volume index）は２つの期間における財貨或いはサービスの特定のセットの物量の比率として表現された変化の平均である。比較される物量は同質的なものでなければならないが、異なる財貨・サービスの変化はどちらかの期間或いは２つの期間におけるそれらの価額によって測定されるような経済的重要性によって加重されなければならない。数量指数の概念は単純な例によって例示することができる。２つの異なるモデルの自動車を生産し、１つのモデルを他のモデルの２倍の価格で販売しているようなある産業を考える。同じ属名「自動

車」として記述されていても、経済的観点からすれば、これらはまったく異なる２つの生産物である。２つの期間の間で次のような想定を行なう。

(a)各モデルの価格は一定に留まる。

(b)生産された自動車の総台数も一定に留まる。

(c)より高価なモデルの生産比率が50％から80％に増加する。

高価なモデルの割合の増加のために、生産された産出総額は20％増加することになる。これは20％の数量の増加となる。高価な自動車１台は低価格の自動車１台の２倍の産出を構成するので、低価格モデルから高価格モデルへの切り替えは、自動車の総生産台数が不変に留まったとしても、産出数量を増加させる。価額の増加が全面的に数量の増加に帰せしめられるという事実は、どちらのモデルにも価格変化がない、という事実からも来ている。価格指数はこのような状況においては一定に留まらなければならない。

16.12. 「物量増加」（quantity increase）という用語ではなく「数量増加」（volume increase）という用語が用いられる理由は、「物量増加」という用語の使用には曖昧さが伴なう可能性があるということである。先の例で示した状況は（自動車の総台数が不変に留まるので）物量は不変に留まっているが、生産された自動車の平均的な質は（より高価なモデルの割合の増加のために）向上しているような状況である、としばしばいわれることがある。しかし、そのような解釈は、経済的観点からみれば実際にはまったく異なっている２つの生産物に「自動車」という同じ属名が用いられている、という事実による意味論上の混乱に基づいている。それらが同じ物理的単位で測定されているとしても、互いに同じでない物量を足し合せることは正しいことではない。まったく異なるモデルの「自動車」を加算することはまったく異なる種類の「食料」のトン数を加算すること―たとえば、リンゴや牛肉のトン数に米のトン数を加えること―以上の意味はない。一般に、数量変化を物量変化と平均的な質の変化に分解することは可能ではない。いわゆる「物量指数」は、それが同一単位で測定可能でない物量の加算を伴っているならば、経済的観点からは意味を持たない。しかし、航空機、船舶、車両への荷積みのようなまったく異なる目的のためには、物量を加算することも有益な情報を与える。同じように、交通規制や汚染防止のためには、その価格にかかわりなく、生産或いは輸入された総車両台数の増加を知ることは有益であろう。し

かし、そのような測定値は経済的な意味では数量測度ではない。

＜物量指数と単価指数＞

16.13. 残念ながら、情報の欠如のために、価格指数や数量指数を計算しなければならないデータがその目的にとって適切でないということがしばしばあり、特に外国貿易統計の分野においてそのようなことが多い。たとえば、利用可能な基本的情報が、たとえば、靴の足数やある種の設備の総重量のように、輸入或いは輸出されるある生産物グループの総単位数或いはそれらの総重量に限られていることがある。この種の情報から作成される指数は、その総数や総重量が異なる価格で販売される異なる品目を含んだものである場合には、数量指数とはいえない。これらはこの理由のためにしばしば「物量指数」とよばれる。このような指数に伴う「価格」指数は、通常、平均価額指数或いは「単価指数」と呼ばれるが、それは、このような指数が同質的ではなく、したがって、価格変化とともに品目の構成の変化によっても影響を受けるような諸単位の平均価額の変化を測定するものであるからである。したがって、単価指数は時間的な平均的価格変化のよい測定値を与えると考えることはできない。

Ｃ．時間的価格指数と時間的数量指数

１．序論

16.14. 価格指数は２つの期間の間における財貨・サービスのある特定のセットの価格の比率的変化の平均である。同様に、数量指数は財貨・サービスのある特定のセットの物量の比率的変化の平均である。すでに強調したように、価格や物量

の変化とは、類似の生産物のグループとは区別された、個々の財貨やサービスについていわれるものである。同じ種類の生産物の質の相違は、この文脈においては、個別の財貨やサービスとして扱われなければならない。

16.15. 一般的な慣行によると、参照時点とされる期間は0期として表わされ、それと比較される期間はｔ期として表わされる。この２つの期間は連続していることもあり、或いは、中間に数期間をおいて離れていることもある。0期におけるある特定の生産物の価格或いは物量に対するｔ期における同じ生産物の価格或いは物量の比率は価格比率或いは物量比率とよばれる。すなわち、ｐｔ／ｐ0或いはｑｔ／ｑ0である。価格比率および物量比率は物量が測定されたり、価格付けが行なわれたりする単位とは独立のまったく純粋な数字である。殆んどの指数はこのような価格比率や物量比率の加重平均として表わされたり、それから求められたりするが、各種の指数算式は、主として、個々の価格比率や物量比率に付されるウェイトおよび使用される特定の平均の形式―算術、幾何、調和等―において相互に異なっている。

２．ラスパイレス指数とパーシェ指数

16.16. 最も一般的に使用される２つの指数はラスパイレス指数とパーシェ指数である。この両者は価格比率或いは物量比率の加重平均として定義され、そのウェイトは比較される２つの期間のいずれかにおける個々の財貨やサービスの価額である。

ｖij＝ｐijｑij　：　ｊ期におけるｉ番目の生産　　物の価額

としよう。ラスパイレス価格指数（Ｌｐ）はより以前の期間である0期の価額をウェイトとして使用した価格比率の加重算術平均として定義される。すなわち、

$$Lp = \sum_i \frac{v_{i0} \cdot p_{it} / p_{i0}}{\sum v_{i0}} \qquad (1)$$

i

ここで、合計操作は財貨およびサービスについて行なわれている。ラスパイレス数量指数（Ｌｑ）は以下のように物量比率の同じような加重平均である。すなわち、

$$L_q = \sum_i \frac{v_{i0} \cdot q_{it} / q_{i0}}{\sum_i v_{i0}} \qquad (2)$$

指数のウェイトを与える期間を「基準」時と呼ぶ。それは通常（しかし常にそうであるとは限らないが）比較が関係する参照期間と一致する。合計操作は常に同じ財貨・サービスのセットについて行なわれるので、（1）および（2）のような式における添字ｉを省略することが可能である。ｖjは定義によって ｐjｑjに等しいので、（1）および（2）におけるｖjに代入して以下を得ることも可能である。

$$L_p = \frac{\sum p_t q_0}{\sum p_0 q_0} \qquad (3)$$

および

$$L_q = \frac{\sum p_0 q_t}{\sum p_0 q_0} \qquad (4)$$

（1）式と（3）式は代数的に相互に同じものであり、（2）と（4）についても同様である。

16.17. パーシェ価格指数およびパーシェ数量指数は、ラスパイレス指数とは逆に、

ウェイトとしてより後の期間であるｔ期の価額を用い、さらに算術平均の代わりに価格比率ないし物量比率の調和平均を用いることによって定義される。パーシェ指数（Ｐｐ或いはＰｑ）は次のように定義される。

$$Pp = \frac{\Sigma v_t}{\Sigma v_t \cdot p_0 / p_t} = \frac{\Sigma p_t q_t}{\Sigma p_0 q_t} \quad (5)$$

および

$$Pq = \frac{\Sigma v_t}{\Sigma v_t \cdot q_0 / q_t} = \frac{\Sigma p_t q_t}{\Sigma p_t q_0} \quad (6)$$

したがって、パーシェ指数の時系列が作成される場合には、ウェイトは各期ごとに変化する。

16.18. パーシェ指数は「後向き」ラスパイレス指数の逆数、すなわち、ｔ期を基準時として用いる0期の「ラスパイレス」指数の逆数と解することもできる。ラスパイレス指数とパーシェ指数との間のこのような相互関係のために、これらの指数の間には重要な対称性がある。特に、ラスパイレス価格（数量）指数と対応するパーシェ数量（価格）指数の積は当該財貨・サービスフローの価額総額の比率的変化に一致する。すなわち、

$$Lp \cdot Pq = \frac{\Sigma p_t q_0}{\Sigma p_0 q_0} \cdot \frac{\Sigma p_t q_t}{\Sigma p_t q_0}$$

$$= \frac{\Sigma v_t}{\Sigma v_0} \quad (7)$$

および

$$\frac{\Sigma p_0 q_t}{} \quad \frac{\Sigma p_t q_t}{}$$

$$L_q \cdot P_p = \frac{\Sigma p_0 q_0}{\Sigma p_0 q_0} \cdot \frac{\Sigma p_0 q_t}{\Sigma p_0 q_t}$$

$$= \frac{\Sigma v_t}{\Sigma v_0} \qquad (8)$$

２つの期間の価額総額がわかっている場合には、この関係を利用することができる。Σｖｔおよびσｖ0がともに既知である場合、ラスパイレス指数とパーシェ指数の補完的な組合せからいずれか一方を間接的に求めることができる。たとえば、

$$L_q = \frac{\Sigma v_t / \Sigma v_0}{P_p} \qquad (9)$$

および

$$P_q = \frac{\Sigma v_t / \Sigma v_0}{L_p} \qquad (10)$$

したがって、ラスパイレス数量指数は価額の比率的変化をパーシェ価格指数によって除することによって、すなわち、価格デフレーションといわれる方法によって、間接的に求めることができる。直接的数量指数よりも直接的価格指数を計算する方が一般に容易であり、コストもかからないので、一般に、国民経済計算や経済統計においては、数量測度を間接的に求めることが普通である。

＜不変価格表示価額＞

16.19. ラスパイレス数量指数の時系列を考えよう。すなわち、

$$\frac{\Sigma p_0 q_0}{\Sigma p_0 q_0}, \frac{\Sigma p_0 q_1}{\Sigma p_0 q_0} \cdots \frac{\Sigma p_0 q_t}{\Sigma p_0 q_0} \qquad (11)$$

この系列に共通の分母Σｐ０ｑ０を乗ずると、不変価格系列が得られる。

$$\Sigma p_0 q_0, \Sigma p_0 q_1 \cdots \Sigma p_0 q_t \qquad (12)$$

この系列の各期ごとの相対的な動きは（11）に示される対応するラスパイレス数量指数の動きと同じであり、この２つの系列はあるスカラーによってのみ異なっている。（12）によって例示されるような種類の不変価格系列は理解が容易であり、国民経済計算において広く使用されている。数量「測度」という用語は不変価格表示の金額の時系列とそれに対応する数量指数系列の両者を含むものとして使用される。

３．ラスパイレス指数とパーシェ指数の関係

16.20. その他の可能な指数算式を検討する前に、ラスパイレス指数とパーシェ指数の相互の動きを明らかにしておくことが必要である。一般に、ラスパイレス指数はパーシェ指数よりも時間的により大きな上昇を記録する傾向がある。
すなわち、一般に

$$L_p > P_p \quad \text{および} \quad L_q > P_q \qquad (13)$$

（13）の関係は、（それぞれ価額によって加重された）価格比率と物量比率が負の相関を示す場合には、常に成り立つということを示すことができる。このような負の相関は相対的に安価になった財貨やサービスを相対的に高価になった財貨やサービスと代替することによって相対価格の変化に対応するようなプライステイカーについて予想されるものである。指数がカバーする殆んどの状況において、

価格比率と物量比率は負に相関することは明らかであり、したがって、ラスパイレス指数は系統的にパーシェ指数よりも大きな上昇を記録する傾向があり、両者のギャップは時間の経過とともに拡大する傾向を持つ。

＜指数に対する経済理論的アプローチ＞

16.21. 経済理論的観点からすると、観測された物量は、何らかの効用関数或いは生産関数によって特定されるような、価格の関数であると仮定し得る。消費者の支出がその基礎にある効用関数に関係づけられると仮定すると、生計費指数は2つの価格セットの下で消費者に同じ効用水準を達成することを可能ならしめるために必要とされる最小の支出の比率として定義されるであろう。それは消費者を価格変化が生ずる前と同じ豊かさに留めるために消費者の貨幣所得が変化しなければならない大きさに等しい。その大きさは消費者の選好や無差別曲線図のみならず、消費者の当初の所得や消費支出の水準にも依存する。この理論指数の値は異なる選好の組合せをもつ異なる消費者については同じではなく、また、異なる所得水準から出発する同じ消費者についても同じではない。

16.22. ラスパイレス、パーシェおよび潜在的な理論生計費指数の間の関係については次のような結論が得られる。

(a)ラスパイレス指数は理論指数の上限を与える。消費者の所得がラスパイレス指数と同じ比率だけ増加したとしよう。消費者は基準時と同じ物量を購入できるはずであり、したがって、少なくとも以前と同じほど豊かでなければならないことになる。しかし、相対的に安価になった生産物と相対的に高価になった生産物とを代替することによって、消費者はより高い効用水準を達成することができるであろう。この代替が価格比率と物量比率との間に負の相関を生じることになるのである。消費者はそれによってより高い効用水準を達成することができるので、ラスパイレス価格指数は理論指数を上回らなければならない。

(b)同じように、パーシェ指数はより後の期間を基準とする理論指数の下限を与えるということを示すことができる。これについての論証は先にラスパイレス指数

について用いたものと同じ線に沿って与えることができる。

16.23. このような結論は、ラスパイレス指数とパーシェ指数がそれらに対応する理論指数の上限と下限を与える、ということを示すが、ここには１つではなくて２つの理論指数が係わっているということに注意しなければならない。理論指数はその基準時の状況および２つの期間における同じでない所得水準に依存する。しかし、消費者の選好が相似拡大的(homo thetic)であると仮定し得るならば―すなわち、各々の無差別曲線がそれぞれを相互に一様に拡大或いは縮小したものになっている状態ならば―この２つの理論指数は一致する。この場合には、ラスパイレス指数とパーシェ指数は同じ潜在理論指数の上限と下限を与える。このことは後者を特定化するにはなお十分ではない。これを行なうためには、さらに一段進んで無差別曲線の正確な関数型を特定化することが必要になる。すでに1925年において、効用関数が２次同次関数（これは相似拡大的である）によって表わされるならば、フィッシャーの理想指数は潜在理論指数に等しくなるということが証明されている。特殊なケースではあるが、この結果は指数への対応に大きな影響を与えた。

16.24. フィッシャーの理想指数（Ｆ）はラスパイレス指数とパーシェ指数の幾何平均として定義される。

$$Fp = [Lp \cdot Pp]^{1/2} \qquad (14)$$

および

$$Fq = [Lq \cdot Pq]^{1/2} \qquad (15)$$

フィッシャーがこの指数を「理想」指数と呼んだのは、それが“時点逆転”テストや“要素逆転”テストのような彼が重要とみなす各種のテストを満たすためである。時点逆転テストは、0期基準のｔ期の指数がｔ期基準の0期の指数の逆数でなければならない、とするテストである。要素逆転テストは、価格指数と数量指数の積が当期価額の比率的変化、$\Sigma v t / \Sigma v 0$、に等しくならなければならない、とするテストである。ラスパイレス指数とパーシェ指数はそれら自身ではこのようなテストのどちらにも合格しない。逆に、（13）に示される関係が成り立つとすると、（7）、（8）および（13）より、以下のようになることがわかる。

$$Lp \cdot Lq > \Sigma v_t / \Sigma v_0 \qquad (16)$$

また一方

$$Pp \cdot Pq < \Sigma v_t / \Sigma v_0 \qquad (17)$$

したがって、どちらの指数も要素逆転テストに合格しない。

16.25. したがって、フィッシャー指数は、経済統計一般において現在広く用いられていることにつながったような多くの魅力をもっている。しかし、フィッシャー指数にはいくつかの欠点もあることを記しておくことは重要である。そうした欠点の一部は実務的なものであり、また一部は概念的なものである。

(a)ラスパイレス指数とパーシェ指数の両者を計算しなければならないので、フィッシャー指数は多くのデータを必要とし、そのためにコストが増加するだけでなく、恐らく計算と公表を遅らせることになるであろう。

(b)特定の財貨・サービスのバスケットの価額の変化を測定するものとして単純に解釈することができるラスパイレス指数やパーシェ指数と同じようには、フィッシャー指数は簡単には理解し得ない。

(c)フィッシャー指数が潜在理論指数の厳密な測度となるための特定の選好関数は特殊なケースにすぎない。

(d)フィッシャー指数は加法的に整合的ではない。以下で説明するように、加法的な「不変価格」データのセットを作成するためにそれを用いることはできない。

16.26. 潜在理論指数が未知であるとしても、フィッシャー指数はラスパイレス指数やパーシェ指数を単独で用いた場合と比べて、そのどちらよりも理論指数により近い近似を与える可能性があるように思われる。しかし、フィッシャー指数はこの点について唯一のものではない。ラスパイレス指数とパーシェ指数のどのような対称的平均値も理論指数を結構よく近似する傾向があり、フィッシャー指数はそのような対称的平均値の一つの例にすぎない、ということが明らかにされている。

16.27. 対称性という概念は比較される２つの状態に等しいウェイト或いは重要性

を付した指数を指すように拡張することができる。対称的指数のもう一つの重要な例はトルンクヴィスト指数或いはトランスログ指数（Ｔ）であり、その数量指数は次のように定義される。

Ｔｐ＝　Π｛（ｑｔ／ｑ0）1/2(ｓ0+ｓｔ)｝　（18）

ここで、ｓ0およびｓｔは２つの期間において各々の生産物が価額総額に占めるシェア（ｖ／Σｖ）を表わす。トルンクヴィスト指数は２つの期間の価額シェアの算術平均をウェイトとして使用する物量比率の加重幾何平均である。トルンクヴィスト価格指数は（18）における物量比率（ｑｔ／ｑ０）を価格比率（ｐｔ／ｐ０）に置き換えることによって求めることができる。

16.28. トルンクヴィスト指数は、生産性測定において数量変化を測定するためによく使用される。分析されるべき生産可能性が同次的トランスログ生産関数によって表わされる場合、トルンクヴィスト指数は潜在理論数量指数の正確な測度（exact measure）を与えるということを示すことができる。したがって、フィッシャー指数と同様に、トルンクヴィスト指数もある非常に特定された状況の下で理論指数の正確な測度を与えることができる。どちらの指数も「最良指数」（superlative index）、すなわち、ある「フレクシブル」な潜在関数型について正確な測度を与える指数の例であり、２次同次関数や同次のトランスログ関数はそのようなフレクシブルな関数型の具体例である。

16.29. トルンクヴィスト指数は、フィッシャー指数と同様に、２つの期間の価額の情報をウェイト付けのために使用しており、２つの期間の価額に等しいウェイトを付している。このために、その値は、フィッシャー指数と同様に、ラスパイレス指数とパーシェ指数の平均値に近いと考えられ、特にこの２つの指数の間の開差があまり大きくない場合にはそうであると思われる。トルンクヴィスト指数とフィッシャー指数の数値の差は、そのいずれかとラスパイレス或いはパーシェ指数との差よりも小さいであろう。

16.30. したがって経済理論は、一般に、単独で用いる場合のラスパイレス指数或いはパーシェ指数のいずれよりも、比較される２つの状態に等しいウェイトを与える対称的指数が選択されるべきである、ということを示唆している。少なくともラスパイレス指数とパーシェ指数の間の開差があまり大きくない場合には、す

べての対称的指数は相互に近似的となり、また、潜在理論指数にもかなり近くなるので、対称的指数の具体的な選択――フィッシャー、トルンクヴィスト或いはその他の指数のいずれを選ぶかということ――には二次的な重要性しかない。

Ｄ．連鎖指数

１．指数の基準改訂と接続

16.31. 固定基準時によるラスパイレス数量指数とそれに伴う不変価格表示価額の時系列の例をまず検討することが便利である。時間の経過とともに、基準時における相対価格のパターンは後の期間の経済状態にとって次第に不適切なものとなり、ついには、それを毎期毎期の数量測度の測定のために使用し続けることは容認し得なくなる。したがって、基準時を更新し、古い系列を新しい基準時による系列に接続することが必要になる。

16.32. 個々の単一の指数については、接続は単純な算術的操作である。しかし、会計的フレームワークの中で、集計値とその構成要素との間の会計的関係を維持する一方で、同時に、集計値とその構成要素を個別に接続することは可能ではない。このことに伴う困難は、表16.1の数値例をみることによってうまく説明することができる。

16.33. この表の第Ｉ部分では２つの生産物ＡおよびＢの価格、物量、価額の基礎データおよびその集計値（Ａ＋Ｂ）が示される。不変価格系列は0期の価格を用いて0期から10期まで計算され、10期に基準年次の変更が行なわれる、と仮定されている。10期以降の不変価格データは10期の価格によって計算される。このようにして求められる不変価格データおよびその集計値についてのラスパイレス数量指数は第Ⅱ部分に示されている。取り組まれるべき問題はこのような２組のデータ

を全体として接続する最もよい方法は何かということである。

16.34. 0期から15期までの「不変価格」データの連続系列を示す必要があったとすると、そうしたデータを作成するためにはいくつかの方法がある。１つの可能性はΣｐ０ｑ10／Σｐ10ｑ10に等しい定数を一貫して乗ずることによって（10期の価格によって計算された）10期から15期までの不変価格データを0期における一般価格水準へと一律に減額する（スケール・ダウンする）ことである。この方法は、ウェイトが0期の価格から10期の価格に切り替えられる際に集計値の連続性の破綻がない、ということを確保する。それは、10期以降については、一般価格水準は0期のものであるが、相対価格は10期のもので表わされているようなデータのセットをもたらす。この解決方法はこの表の第Ⅲ部分に示されている。

16.35. この解決方法の難点は表から明らかである。接続が行なわれる10期においては、２つの異なる相対価格のセットが用いられなければならない。結果として、ある相対価格のセットから他のセットへの切り替えが行われる時点において、ＡとＢの「不変価格」系列に不連続性が導入される。このために、接続されたＡとＢの測定値はその基礎にある数量の動きを反映していない。たとえば、15期におけるＡの「不変価格」計数の0期におけるそれと対応する値に対する比率、すなわち、71.9／30＝2.40、はＡの物量の実際の変化、すなわち、15／5＝3、とは大きく異なっている。

16.36. 接続以前の系列を10期の一般価格水準へ一律に増額する（スケール・アップする）場合にも同じ困難が生ずるであろう。表16.1の第Ⅳ部分で例示するように、0期の価格で評価された不変価格データを定数、Σｐ10ｑ10/Σｐ０ｑ10、を乗じることによって10期の価格に一律増額することができる。ある相対価格のセットから別の相対価格のセットへの切り替えが行われる時点において、ＡとＢについて再び不連続性が生ずる。15期におけるＡの「不変価格値」に対する0期のそれの比率は135/ 56.4= 2.39であり、これは再び実際のＡの物量変化、3、とは大きく異なっている。

16.37. 各々の集計水準における数量の動きを維持するためには、集計値を接続するとともにその構成要素も接続しなければならない。この手順は表16.1の第Ｖ部分および第Ⅵ部分において採られている。第Ｖ部分においては、接続された価額は0期の不変価格表示であるが、第Ⅵ部分においては、それらは10期の不変価格表

示である。ＡとＢについての接続された数量の動きはその基礎にある物量変化を反映しているが、集計値Ａ＋Ｂについての接続された数量の動きには10期におけるウェイトの変化が考慮されている。この方法について問題となるのは、各系列を接続した後で、各構成要素の不変価格表示価額の合計が集計値の不変価格表示価額に等しくならない、ということである。このことは第Ⅴ部分における0期価格表示の15期の接続計数および第Ⅵ部分における10期価格表示の0期の接続計数について見ることができる。換言すれば、各々の集計水準における系列がすべて個別に接続される場合、接続が行なわれた後では、このようにして求められる不変価格データは加法的に整合的ではない。

16.38. 第Ⅴ部分の最後の列および第Ⅵ部分の第１列におけるように、データが加法的に整合的でない場合、各々の集計水準において、その構成要素の合計とそれに対応する集計値との間に不一致が生ずる。この不一致を取り除く一つの方法はそれを各構成要素に比例配分することであろう。たとえば、第1列の45と80という計数を41.9と74.6に一律に減額すると、その合計は要求される総額である116.5となる。しかし、このことはＡとＢの両者の0期における数量の10期や15期との比較を自動的に歪めるであろう。或いは、（Ａ＋Ｂ）の総額が各構成要素の合計、すなわち、116.5ではなくて125に等しくなるように調整することもできる。しかし、この方法も、集計値の水準での数量比較を歪めることによって、ここでの課題の主たる目的に反することになるであろう。

16.39. 表に例示された２つの異なる方法の選択が行なわれなければならない。表の第Ⅲ部分および第Ⅳ部分に例示されるようなスカラー修正を用いる第一のアプローチは詳細な水準における接続系列の比較を歪めるという犠牲によって加法的整合性を維持する。第ⅤおよびⅥ部分に例示される第二のアプローチは加法的整合性を損なうという犠牲によって各集計水準における接続系列の比較の妥当性を維持する。全体的な集計値の数量的な動きはどちらの場合でも同じである。全体的にみて、主たる目的が価格と数量の良好な測度を得ることであるならば、第二の方法の方が望ましいように思われる。

16.40. 国民経済計算における不変価格系列の基準年次が更新される場合、問題となるのは新しい基準年次以前の年次についてのデータの提示の方法である。実務的には、新しい基準年次以前の年次については加法性を損ねることを犠牲にして、

各集計水準における数量の動きの完全性を維持するという、表の第VI部分に例示した方法が一般にとられている。その結果生ずる不突合の取り扱いに関する問題は以下でさらに検討する。

２．基準改訂と各期間の接続

＜序論＞

16.41. その目的が毎期毎期の価格と数量の実際の動きを測定することであるならば、指数は時間的に連続する期間の間でのみ作成されるべきである。そうしたうえで、時間的に離れている期間の間の価格と数量の変化は短期的な動きを累積することによって、すなわち、連続する期間の指数を接続して「連鎖指数」（chain index）を作成することによって求められる。このような連鎖指数は理論的にも、また、実務的にも多くの長所をもつ。たとえば、新しい生産物や新しい質によって入れ換えられるために生産物が市場から絶えず消滅していることを前提すると、遠く離れている期間よりも連続する期間の方が生産物の間のよりよい対応（マッチ）を得ることが可能である。連鎖指数は、分析目的のためにも経済学者やその他の人々によってますます必要とされており、また、そのウェイト構造が可能な限り新しくそして適切なものであるような指数を得るために、消費者物価指数のような、特定目的の指数のためにもますます使用されるようになっている。

＜連鎖ラスパイレス指数と連鎖パーシェ指数＞

16.42. 連鎖指数一般の特性と振る舞いを理解するためには、まず、固定基準指数と比べて連鎖ラスパイレスおよび連鎖パーシェ指数がどのような振る舞いをするかを明らかにすることが必要である。0期とｎ期をつなぐ連鎖ラスパイレス数量指数は次のような形の指数となる。

$$L_c = \frac{\Sigma p_0 q_1}{\Sigma p_0 q_0} \cdot \frac{\Sigma p_1 q_2}{\Sigma p_1 q_1} \cdot \cdots \cdot \frac{\Sigma p_{t-1} q_t}{\Sigma p_{t-1} q_{t-1}}$$

$$q \quad \Sigma p_0 q_0 \quad \Sigma p_1 q_1 \qquad \Sigma p_{t-1} q_{t-1}$$

$$\cdots\cdots\frac{\Sigma p_{n-1} q_n}{\Sigma p_{n-1} q_{n-1}} \qquad (19)$$

$$c$$

連鎖パーシェ数量指数Ｐｑは（19）における価格の添え字の各々に1を加えることによって求められる。連鎖ラスパイレスおよび連鎖パーシェ価格指数は数量指数の算式においてｐとｑとを入れ替えることによって求められる。

16.43. 一般に、ラスパイレス指数は、数量であっても価格であっても、パーシェ指数よりも大きく上昇する（或いはより小さく低下する）傾向があるが、固定基準指数を連鎖指数と置き換えると、ラスパイレス指数とパーシェ指数の間の指数の開差は大幅に減少するであろう。しかし、固定基準指数とそれに対応する連鎖指数との関係は常に同じとは限らない。すなわち、後者は個々の価格や物量がたどる時間的径路に依存することになるからである。

16.44. 個々の価格や物量が時間的に単調に増加或いは減少する傾向があるならば、連鎖ラスパイレスは固定ウェイトラスパイレスよりも小さく上昇する傾向があるが、連鎖パーシェは固定パーシェよりも大きく上昇する傾向があるということを示すことができる。したがって、このような状況においては、連鎖法は指数の開差を減少させ、恐らく殆んどそれを除去するであろう。

16.45. 他方、個々の価格や数量の変動の結果としてより以前の期間に生じた相対価格や相対物量の変化が後の期間において逆転するような場合には、連鎖ラスパイレスは固定基準ラスパイレスよりも急速に上昇し、連鎖パーシェは固定パーシェよりも小さく上昇するということを示すことができる。この場合には、指数の開差は連鎖を行なうことによって拡大し、そのために算式の選択という問題をいっそう悪化させてしまう。このような結果の簡単な論証は以下のように示すことができる。

16.46. 基準時0期とある中間期間ｔ期との間に生じた価格と物量の変化がその後

において逆転し、最終期間ｎ期に達した時にはすべての個々の価格と物量が0期におけるそれらの当初の水準に戻ってしまった、としよう。ｎ期における価格と物量は0期におけるものと同じであるので、0期基準のｎ期の価格指数や数量指数は1であるとすることは妥当なことであると思われる。0期基準のｎ期の直接ラスパイレスおよび直接パーシェ指数はこのような状況の下では明らかにともに1であるであろう。しかし、中間期間ｔ期をリンクとして用いた連鎖ラスパイレス（或いは連鎖パーシェ）は1ではないであろう。連鎖ラスパイレス数量指数は次の式によって与えられる。

$$\frac{\Sigma p_0 q_t}{\Sigma p_0 q_0} \cdot \frac{\Sigma p_t q_n}{\Sigma p_t q_t}$$

仮定によってすべての生産物についてｑｎ＝ｑ0とすると、この連鎖指数は次のように書ける。

$$\frac{\Sigma p_0 q_t}{\Sigma p_0 q_0} \cdot \frac{\Sigma p_t q_0}{\Sigma p_t q_t} = L_q / P_q$$

ここで、ＬｑおよびＰｑは0期基準のｔ期のラスパイレス数量およびパーシェ数量指数である。ＬｑはＰｑよりも大きいと予想されるので、この連鎖ラスパイレスは1よりも大きい（したがって､0期基準のｎ期の直接ラスパイレスよりも大きい）ということになる。このことは、ラスパイレス指数はフィッシャーの「時点逆転」テストを満たさない、という事実を反映するものである。ｔ期における価格と物量が0期とｎ期におけるそれらからより大きく乖離するほど（すなわち、価格と物量がより大きく変動するほど）、ＬｑとＰｑとの差はより大きくなり、したがって、この例では、連鎖ラスパイレス数量指数は1をより大きく上回る。

16.47. このような過程が全体として何度も繰返されるならば、連続する繰返し過程をリンクした連鎖ラスパイレス数量指数は、価格と物量が仮定によってその初

期値に戻り続けるとしても、1をますます上まわるであろう。このような乖離は、このような状況が連鎖指数にとって適切ではない、ということを表わしている。２つの期間の相対価格および相対物量のセットが相互に類似したものである場合、それらは直接比較されるべきであり、その相対価格と相対物量が大きく異なっている別の期間を経由して間接的に比較されるべきではない。連鎖法が経済的な回り道を伴う場合、すなわち、その相対価格および相対物量のセットが、最初の期間と最後の期間の相違以上に、この双方の期間のどちらとも異なっているような期間或いはいくつかの期間を経由してリンクを行なうことにつながる場合、連鎖ラスパイレス或いは連鎖パーシェ指数は使用されるべきではない。

16.48. 逆に、最初と最後の期間の相対価格が相互に大きく異なっており、相対価格および相対物量が最初と最後の期間のそれらの中間的なものであるような中間期間を通じたリンクを伴うような連鎖が行なわれる場合には、連鎖指数が使われるべきである。中間的なものとは、そのような相対価格および相対物量が最初と最後の期間の相対価格および相対数量の何らかの平均によって近似される場合をいう。このようなことは、当初の価格と物量が同じ方向性をもつ連続的な変化の漸進的累積によって最終期間の価格と物量に変化していく場合に、生ずるであろう。このような場合には、相互にきわめて類似した状況の間の比較を行なうから、連鎖における個々のリンクは強くなる。

16.49. 全体的にみると、時間的な連鎖ラスパイレスおよびパーシェ指数の使用に適した状況は不適切な状況よりも多いように思われる。技術進歩や所得の増加のような、相対価格や相対物量の観測された長期的変化の原因である基礎的な経済的要因が逆行するようなことはしばしばあるわけではない。しかし、データが年１回よりもより頻繁に収集される場合には、個々の財貨やサービスの供給や需要に影響を与える季節要因の結果として、ある種の月次或いは四半期データには規則的な変動が生ずることがある。上記の結論を適用すると、ある月或いは四半期と翌年の同じ月或いは四半期との間の価格や数量の変化を測定したい場合には、その変化は、中間のすべての月や四半期のデータをリンクした連鎖指数によってではなくて、直接的に測定されるべきである、ということになる。すでに記したように、ある特定の月或いは四半期の価格や物量が前年と同じであったとしても、連鎖ラスパイレス数量指数がもとの水準に戻ることを期待することはできない。

季節変動について調整されていない季節データの連鎖を行なうことは望ましいことではなく、固定ウェイト指数のほうが望ましい。このことは対応する年次データの年々の変化を測定するために連鎖指数を用いることを妨げるものではない。

＜連鎖フィッシャーまたは連鎖トルンクヴィスト指数＞

16.50. 前節で説明したように、相対価格および相対物量の累積的変化が長期的に相当大きく、したがって、直接的ラスパイレスと直接的パーシェの間に大きな開差を生ずるとしても、価格と物量が時間的にスムーズに動く場合には、ラスパイレス指数とパーシェ指数の間の指数の開差は連鎖によって大幅に縮小するであろう。事実、極限では、価格と物量の時間的経路が安定的な指数関数的増加率或いは減少率に収束するにつれて、連鎖ラスパイレスと連鎖パーシェは一つの連鎖指数に収束する。

16.51. 連鎖を行なうことによって指数の開差を縮小させることができるのであれば、関連するすべての指数はラスパイレス指数とパーシェ指数の上限と下限の間にあるので、指数算式の選択はあまり重要ではない。それにもかかわらず、比較されている２つの期間を対称的に扱うフィッシャーやトルンクヴィストのような指数を選択することによって得られるいくつかの利点がなお存在し得る。

16.52. 連鎖を行なうことが対応するラスパイレス指数やパーシェ指数に対するそのような指数の利点の程度をこの点において減ずることがあるとしても、そのような指数は基礎的効用関数或いは生産関数に基づく理論指数をよりよく近似するであろう。フィッシャーやトルンクヴィストのような対称的連鎖指数は、価格や数量に変動がある場合にも、よりよい振る舞いをするように思われる。前節で示した例では、0期とｔ期の間で生じたすべての価格と物量の変化がその後にｔ期とｎ期の間で逆転する場合には、ｔ期を経由して0期とｎ期をリンクする連鎖ラスパイレスは１に戻らない、ということを示した。換言すれば、ラスパイレス指数はフィッシャーの時点逆転テストを満たさない。しかし、フィッシャー指数はこのテストを満たし、仮定された状況においても１に戻る。一般に、連鎖フィッシャー指数は、変動が存在する場合でもより容認し得る結果をもたらすものと推測される。連鎖指数を作成する場合には経済的な回り道（すなわち、大きく異なる経

済構造をもつ期間を通じてリンクを行なうこと）を避けることは依然として望ましいが、連鎖フィッシャー指数は連鎖ラスパイレス指数や連鎖パーシェ指数に比べてそのような回り道に対してそれほど敏感ではないように思われる。

＜連鎖法とデータの利用範囲＞

16.53. 指数の作成における主要な実際上の問題の一つは、技術進歩、新発見、嗜好や流行の変化、なんらかの種類の大変動等の結果として、生産物が新しい生産物によって置き換えられることによって絶えず市場から消滅していることである。したがって、いずれかの期間において利用可能なすべての生産物についての価格比率や物量比率を作成することはできない。このような状況において為し得る最善のことは、できる限り多くの生産物の価格比率や物量比率を作成し、そして、２つの期間の一方においてしか利用できない生産物を含め残りの生産物については、価格変化或いは数量変化のいずれかを価格或いは物量比率を計算することができる何らかの類似の生産物や生産物グループの変化と同じであると仮定することである。一般に、いくつかの物量がどちらかの期間においてゼロであるとすると、数量変化よりも価格変化を等しいと仮定するほうがより妥当であろう。

16.54. 時系列について考える場合、２つの期間において利用可能な生産物の重複は、（季節変動に従う年次以下の小期間のデータの場合を除いて）殆んどの場合、連続する期間において最大になるはずである。したがって、価格指数や数量指数の作成のために直接利用できる価格や物量の情報量は隣接する期間をリンクする連鎖指数を作成することによって最大になるであろう。逆に、２つの期間が遠く離れているほど、その２つの期間において利用可能な生産物の範囲の重複は小さくなり、仮定に基づく間接的な価格比較法に依存することがよりいっそう必要になってくる。したがって、期間が遠く離れることによって生ずる直接的ラスパイレス指数と直接的パーシェ指数との開差の拡大という問題は、２つの期間で利用可能な生産物のセットの重複が小さくなることによって生ずる実務上の困難と重なり合うことになる。

＜加法性と連鎖法＞

16.55. 加法性とは定義により或いは会計的制約によって関係づけられる相互依存的な指数のセットに関する特性である。集計値はその構成要素双方の合計として定義される。加法性とは、ある参照期間における集計値とその構成要素の価額をある数量指数のセットを用いてともに時間的に外挿する場合に、この恒等関係が維持されなければならないということである。指数がこの性質をもつことは、会計的な観点からは望ましいものではあるが、実際には、加法性は非常に制約的な特性である。すでに記したように、基準時価額をラスパイレス数量指数によって外挿することは同じ基準時の価格セットによって後の期間の物量を再評価することと同じであるので、ラスパイレス数量指数は加法的である。また、加法性は、各集計水準において、集計値の数量指数がその構成要素の基準時価額をウェイトとして用いた各構成要素の数量指数の加重算術平均の形をとる、ということを意味するが、この要件は事実上ラスパイレス指数の定義である。したがって、一般に用いられるラスパイレス指数以外の数量指数は加法的ではない。

16.56. すでに示したように、ラスパイレス数量指数のような加法性をもった指数が互いに接続される場合でも、価額によって表わされる接続されたデータの加法性はただ一回の接続でまったく損なわれてしまう。したがって、連鎖数量指数を用いて基準時の価額を外挿することによってそのような指数を価額の時系列に変換したとしても、後の期間については、構成要素の合計値は集計値に等しくはならない。このような理由のために、指数の形でのみデータを公表することが一般的である。しかし、このようなやり方は、加法性の崩壊とその結果を知らない利用者に対して問題を隠しているにすぎないので、一般に勧められるものではない。利用者がその非加法性に気づいているとしても、データが指数の形でしか公表されていない場合には、利用者は彼らが行なうような分析に対して加法的の欠如がもつ重大性を評価することができない。集計値の指数が明らかにその構成要素の指数の加重算術平均でない場合には、利用者は混乱し、データに誤りがあるに違いないと誤って結論するかもしれない。

16.57. 歪んだ形の非加法性の例としては、集計値の連鎖指数の値がその構成要素の連鎖指数の値がとる範囲の外に来る場合があり、このような結果は多くの利用者によって直感的に容認し得ないものとみなされるであろう。このようなケース

もあまり起り得ないこととして無視することはできない。事実、このようなことは構成要素の値のとる範囲が非常に狭い場合に容易に起り得ることであり、様々な場合に観察されてきた。いずれにせよ、指数の形でのみデータを公表し、価額として公表しないことは不変価格表示の勘定を作成しようとする試みを放棄することを意味する。

16.58. 基準年次価額を連鎖数量指数によって外挿する場合、結果として生ずる非加法性を処理するには、実際上、３つの方法がある。第一の方法は、単に何の修正もせずに、ありのままの非加法的「不変価格」データを公表することである。この方法は率直であり、利用者にその問題の程度を明らかにする。利用者が利用者自身の分析目的のためにどのような方法を選ぶことを最も適切と考えるかに応じて、不一致を除去するかもしれないし、しないかもしれない。いくつかの国ではこのような理由のために未調整の非加法的データを公表している。二つめの可能性は各集計水準においてこの不一致をその構成要素に配分することである。これは表の方法ⅤおよびⅥと同じである。すでに説明したように、構成要素の数量の動きは結果的に歪められることになるので、この方法も犠牲がないわけではない。分析のタイプによっては、このような歪みは重大な不都合となる。結局のところ、特定の構成要素の数量変化に主として関心をもつ使用者が不利にならないように、このような不一致を除去するかどうかは利用者に決定させることが望ましいように思われる。第三の可能性は、各集計水準における集計値の価額をその構成要素の価額の合計として作成することによって不一致を除去することであろう。この方法は一般的には推奨し得ない。それは集計値の数量的な動きを歪めるだけでなく、集計値についての結果を勘定の中で行なわれている項目や部門の分割の程度にまったく恣意的に依存させてしまうことになるであろう。集計値についての数量的な動きを歪めることによって、この方法は連鎖法によってある集計水準の数量測度をしようとする目的自体にも反しているように思われる。

16.59. 固定基準ラスパイレス数量指数の時系列およびそれらに伴う不変価格系列の基準改訂をしなければならない場合にも同様なことが考慮されなければならない。すでに記したように、基準改訂が遡って行なわれないとすると、新しい基準年次以前の系列についての接続データは加法的ではない。先に示した理由のために、最も率直な方法は単に未調整の非加法的なデータを公表し、結果として生ず

る不一致をどのように処理するかの決定は利用者に委ねることである。このことは、データの全体的な信頼性を改善するために不一致を除去することが望ましいと作成者が判断するような場合がある、という可能性を排除するものではない。

E．総付加価値およびＧＤＰについての数量測度

16.60．事業所、企業、産業或いは部門の総付加価値はその事業所、企業、産業或いは部門によって生産された産出価額が消費された中間投入価額を上まわる価額によって測定される。ただし、生産および消費される財貨・サービスは、同じ価格ベクトルを用いて評価する。すなわち、

$$\Sigma p Q - \Sigma p q$$

ここで
Ｑは産出、ｑは中間投入を表わす。ｔ年における当期価格表示の付加価値は次のように表わされる。

$$\Sigma p_t Q_t - \Sigma p_t q_t$$

一方、ｔ年における基準年次価格表示の付加価値は次のように表わされる。

$$\Sigma p_0 Q_t - \Sigma p_0 q_t$$

この付加価値の測度は、当期価額の産出を適当な（パーシェ型の）価格指数によってデフレートし、さらに、当期価額の中間消費を同じようにデフレートするこ

とによって求められるので、「ダブルデフレーション」によって求められたものと一般に表現されている。

16.61. Ｕ表や投入－産出表における財貨・サービスのフローについてのもののような、統合された価格・数量測度のセットの中においては、総付加価値はダブルデフレーション法によって測定されなければならない。さもなくば、使途と源泉を恒等的にバランスさせることはできないであろう。しかし、ある基準年次の価格によってｔ年の総付加価値を測定することは、いくつかの潜在的な指数問題を浮び上らせることになる。価格と物量のベクトルは相互に独立ではない。実際には、生産或いは消費される相対物量はその時の相対価格の関数である。相対価格が変化すれば、相対物量もそれに応じて調整される。ある価格セットの下で効率的な生産過程は別の相対価格セットの下ではそれほど効率的でないかもしれない。その別の価格セットが大きく異なったものであるならば、その生産過程の非効率性は非常に著しい形で、すなわち、負の総付加価値として現れるであろう。再評価された総付加価値が実際に負でないとしても、総営業余剰が正から負に変化することがあり、これもこの生産過程はそのような価格の下では使用されないであろうということを示すものとなる。

16.62. したがって、その生産過程が使用されている時点に存在しているものとは大きく異なる価格ベクトルを用いた付加価値の測定を行なうことは分析目的にとって積極的には容認し得ない結果をもたらすことがある。時系列についていうと、このことは、基準年次の相対価格が当年の相対価格とあまりかけ離れているべきでなく、したがって、基準年次を頻繁に更新して、なんらかの形の連鎖法が用いられねばならない、ということを意味する。付加価値の連鎖指数については次の節で検討する。

１．付加価値およびＧＤＰの連鎖指数

16.63. 総付加価値のようなバランス項目を残差として求めるためには、関連する各種の要素は加法的でなければならない。以下のような例を考えよう。以下のように記号を定める。

Ｏ０＝0期の産出価額

Ｉ０＝0期の中間消費価額

Ｃｔ＝ｔ期の産出の連鎖数量指数

Ｂｔ＝ｔ期の中間消費の連鎖数量指数

一つの可能な方法は、次のように、産出および中間投入双方の基準時価額を関連する連鎖指数によってともに外挿することによって0期とｔ期の間の付加価値数量の変化を測定すること

であろう。

$$\frac{O0\ Ct - I0\ Bt}{O0 - I0} \qquad (20)$$

しかし、（20）のような指数は、連鎖指数ＣｔおよびＢｔが加法的ではないので、はっきりした意味をもたない。加えて、その動きは不規則で、予測できないものとなることがあり、ＯＯとＩＯとの差がそれらの絶対水準と比べて小さい場合には特にその可能性がある。この方法は概念的および実際的見地の両者から棄却されなければならない。

16.64. 産出と中間消費について連鎖指数を使用する場合、付加価値それ自身について追加的な連鎖指数を作成しなければならない。ラスパイレス型の連鎖数量指数が産出と中間消費について計算されているとしよう。この場合には、さらに、付加価値についてのラスパイレス型連鎖数量指数が計算され、その連鎖における各リンクは次のように定義される。

$$L_q = \frac{VA}{\Sigma p_{t-1} Q_t - \Sigma p_{t-1} q_t} \qquad (21)$$

$$\Sigma p_{t-1} Q_{t-1} - \Sigma p_{t-1} q_{t-1}$$

ここで、大文字のQは産出を表わし、小文字のｑは中間投入を表わす。（21）の分母はｔ－1期における付加価値であり、分子はｔ期における産出と投入をｔ－1期の価格によって評価し直すことによって求められる。（21）式はｔ－1期の価格によってｔ－1期とｔ期との間の付加価値の変化を測定したものと解釈することができる。不変価格が用いられているので、このようにして得られる測定値は加法的に整合的である。

16.65. 付加価値の連鎖数量指数は連鎖における各リンクについてラスパイレス型数量指数を用いてこのように作成することができる。しかし、すべての連鎖指数と同じように、このような３つの指数―産出指数、投入指数および付加価値指数―はそれら自身の間で加法的に整合的ではないということに注意しなければならない。このことは長期においては直感に反する容認し得ない結果をもたらすことがある。たとえば、連鎖における個々のリンクの各々について、産出指数の値は中間消費指数と付加価値指数の間になければならない。しかし、連鎖指数は加法的に整合的ではないので、長期的には、産出連鎖指数が他の２つの連鎖指数が画する範囲の外へ出てしまうということもあり得る。このようなケースは実際に観察され、報告されている。

16.66. もちろん、パーシェ型数量指数を用いて連続する期間をリンクすることによって、付加価値の連鎖数量指数を作成することも同じように可能であり、各々のリンクは次にように定義される。

$$P_q^{VA} = \frac{\Sigma p_t Q_t - \Sigma p_t q_t}{\Sigma p_t Q_{t-1} - \Sigma p_t q_{t-1}} \qquad (22)$$

２つの期間の産出と中間消費をｔ期の価格を用いて評価することによって、各々のリンクは付加価値の数量変化の経済的に意味のある測度を与えている。

16.67. 三番めに可能な方法は各リンクにフィッシャー数量指数―すなわち、（21）と（22）によって与えられるラスパイレス指数とパーシェ指数の幾何平均―を用いる付加価値の連鎖数量指数を作成することである。このような指数は理論的にみて付加価値の最もよい数量測度を与えるであろう。しかし、フィッシャー指

数を計算することが非常に困難であったり或いは時間がかかり過ぎるような場合には、連鎖ラスパイレス指数が連鎖フィッシャー指数の非常によい近似を与えるであろう。

２．シングルインディケーター法

16.68. 不変価格表示の付加価値は不変価格表示の産出と不変価格表示の中間消費の差額に等しいので、それはこの２つの系列の測定誤差の影響をうける。このような誤差の少なくとも一部分がランダムであるとすると、誤差は累積する傾向をもち、付加価値は誤差に極めて敏感になる。付加価値が産出総額の相対的に小さな割合しか占めないような産業や部門においては特にそうである。ある場合には、誤差をもつような２つの系列の差額として付加価値を測定するという方法を放棄して、ただ一つの時系列を用いて付加価値の数量的な動きを直接的に推計する方が―すなわち、ダブルデフレーションではなくて「シングルインディケーター」を用いる方が―よい場合があるであろう。シングルインディケーターはバイアスをもっているかもしれないが、誤差に対しては敏感さの度合いがずっと低い。短期については、シングルインディケーター法を用いることに伴う潜在的なバイアスはダブルデフレーション推計値における潜在的誤差と比べて無視し得るほどのものであろう。

16.69. 当期価格表示の総付加価値のよいデータがあるならば、ダブルデフレーションに代わる一つの方法は当期価格の付加価値を産出額の価格指数によって直接デフレートすることである。この方法はシングルデフレーションと呼ぶことができる。これは、少なくとも短期においては、不変価格表示の付加価値の変化に対するよい近似をもたらすものと思われる。もう一つの可能な方法は、基準年次の付加価値を産出数量指数によって外挿することである。この方法は第一の方法と類似した結果をもたらすものと思われ、当期価格表示の付加価値のデータが利用可能でない場合に用いることができる。基準年次の付加価値を外挿するために用いる数量指数そのものは物量データから直接計算するか或いは当期価額の産出を適当な価格指数によってデフレートすることによって計算することができる。当期価格表示の産出のデータが包括的で信頼し得るものであるならば、後者の方法

の方がよりよい推計値をもたらすであろう。

16.70. 産出価格指数による当期価額の付加価値のデフレート或いは産出数量指数による基準年次の付加価値の外挿によって不変価格表示の付加価値の変化を推計する方法は、利用可能なデータがダブルデフレーションを使用し得るほどには十分に信頼し得ず、また、頑健でもない場合には、容認し得る次善の解決方法である。しかし、残念ながら、産出の価格や数量の変化の十分な推計値を得ることさえも―たとえば、金融、事業サービス、教育、防衛のようなある種の市場および非市場サービス産業の場合のように―可能ではないことが多い。このような場合には、そのような産業への投入の数量変化の推計に基づいて不変価格表示の付加価値の動きを推計するというサード・ベストの方法に頼らざるを得ないであろう。この場合、投入は投入総額、労働投入のみ、或いは、中間投入のみのこともあるであろう。たとえば、市場および非市場サービス産業の両者において、不変賃金率表示の雇用者報酬の変化によって、或いは、単に雇用者数の変化のみによって不変価格表示の付加価値の動きが推計されていることを見出すことも珍しいことではない。労働生産性が短期或いは長期において不変に留まると仮定する十分な理由がない場合でも、データの作成者はそのような便法を採用せざるを得ないことがあるであろう。時には、中間投入の数量変化が使用されることもある。たとえば、建設業の不変価格表示の付加価値の短期的な動向が建設資材―セメント、煉瓦、木材等―の消費量の変化から推計されることもある。この種の指標を用いることしか産出或いは付加価値の短期的な動きを推計する方法がないこともあるであろうが、それらは長期的な動きについては用いられるべきものではない。

３．ＧＤＰ数量

16.71. ＧＤＰの数量の動きは、つねに前年ないしなんらかの固定基準年の不変価格でＧＤＰの様々な構成要素の価値を再計算することによって計算される。そうしたことから、ＧＤＰの数量測度は「不変価格表示のＧＤＰ」と呼ばれることは多い。固定基準ラスパイレス数量指数を基準年の価額に乗じることによって時系列を作成する場合、得られた系列を基準年の不変価格表示の価額と呼ぶことは適切である。しかしながら、基準年の価額に年次連鎖数量指数を乗じることによっ

て外挿した場合には、このように呼ぶことはもはや正しくない。これは、得られたデータの非加法性のためである。そうではあるが、問題の価額系列は、基準年の一般物価水準で表現されたものであり、それをやはり「不変価格表示」と呼ぶことは便利なことではある。また、「実質ＧＤＰ」という用語は、ＧＤＰを必ずしもＧＤＰ自体のそれではない、なんらかの一般物価でＧＤＰをデフレーションすることを連想させるので、その使用を避けるのが望ましい。

16.72. 一国経済についてのＧＤＰ数量の変化は、最終支出と輸入のデータによって支出サイドから計算することができる。産業や部門の水準で総付加価値を測定するために用いられるダブルデフレーション法は、産出と中間消費を最終支出と輸入に置き換えて、一国経済の水準においても適用することができる。

16.73. 産業或いは部門別実質付加価値の測定について上で得られた結論は一国経済の水準についても等しくあてはまり、次のように要約される。

(a)ＧＤＰ数量の年々の動きの望ましい測度はフィッシャー数量指数であり、より長期的な変化は連鎖法によって、すなわち、年次別の動きを累積することによって求められる。

(b)したがって、ＧＤＰについての年々のインフレーションの望ましい測度はフィッシャー価格指数であり、長期的な価格変化は価格の年次別の動きの連鎖によって求められる。インフレーションの測定には数量の動きの測定と同じ優先度が与えられる。

(c)ＧＤＰ数量の年々の動きの測定にラスパイレス数量指数を用い、年々のインフレーションの測定にパーシェ価格指数を用いるような連鎖指数はフィッシャー指数に対する容認し得る代替的方法である。

(d)最終支出総額、輸入およびＧＤＰについての連鎖指数はどのような算式が用いられても加法的に整合的ではあり得ないが、このことは適当な連鎖指数を用いて基準年次価額を外挿することによって価額の時系列を作成することを妨げるものではない。

(e)連鎖指数は年次別の動きを測定するためにのみ使用されるべきであり、四半期別の動きには用いられるべきではない。

16.74. ＧＤＰについて連鎖指数を用いることについて、さらに２つの利点を上げることができる。まず、インフレーションの測度の質はある参照期間に基づいて

計算されるインプリシットパーシェ型デフレーターの年次別の動きと比べて大いに改善される。第二の利点は、基準年次を変更する結果としてそれまでの成長やインフレーション見かけ上変わってしまうことを連鎖法によって回避することができる、ということである。固定ウェイトラスパイレス型数量指数の時系列の基準年次が更新される場合、以前の基準があまりに古くなっていたとすると、基本的な趨勢的成長率は低下するように見えるであろう。このような低下の理由を利用者に説明することは困難であり、その測定値の信頼性を疑わしくするであろう。

４．代替的な数量系列と価格系列の公表

16.75. ＧＤＰの実質成長とそのインフレーションについての望ましい測定値は連鎖フィッシャー指数、或いは、それに代わるものとしては連鎖ラスパイレス或いは連鎖パーシェ指数であるが、経済における各種のフローの間の相互関係を主たる関心の的とするような多くのタイプの分析にとって加法的整合性の欠如は重大な欠点となり得ることは、認識されなければならない。殆んどのマクロ計量経済モデルはこのカテゴリーに当てはまる。したがって、主要集計値についての連鎖指数に加えて、内訳別の不変価格データを作成して公表することが勧告される。相互に矛盾するようにみえる２組のデータを公表することの必要性はマクロ計量経済モデルの作成や予測に携わっている分析者によって異議なく認められるであろう。実質成長とインフレーションについての少数の経済全体に関わる測定値だけにその関心が限られるような利用者に対しては、より詳細な不変価格推計値を無視して連鎖指数を使用することを勧めておく。

16.76. しかし、不変価格系列は時間の経過とともに基準改訂されなければならない。一般に、不変価格系列は基準改訂なしに５年以上或いは長くても10年以上続けられるべきではない。したがって、約５年ごとに基準年次を変更しながら、「体系」のできる限り多くの財貨・サービスのフローについて、内訳別の不変価格データを公表することを勧告する。なお、基準年次が変更される場合、基準改訂を遡及させるよりも、古い基準によるデータを新しい基準によるデータに接続する方が通例である。

16.77. 要するに、基本的な問題は連鎖を行なうかどうかではなくて、どれだけ頻

繁に基準改訂を行なうかということである。基準年次の価格は次第に不適切なものとなるのだから、遅かれ早かれ、固定ウェイトラスパイレス数量指数とそれに伴う不変価格系列の基準年次は更新されなければならない。基準年次が更新されると、古い基準による系列は新しい基準による系列に接続されなければならない。したがって、（基準改訂が遡及して行われないとすると）遅かれ早かれ、接続の結果として加法性は失われる。したがって、長期的間にわたるデータ系列には殆んど不可避的に何らかの形の連鎖指数が入り込んでいる。年次連鎖は基準改訂が５年或いは10年ごとにではなくて毎年行なわれるという極限ケースであると考えればよい。

Ｆ．国際的価格および数量指数

16.78. 一つの国の中における時間的比較と同じ一般的方法論を用いて、様々な国の間で価格と数量の比較を行なうことが可能である。異なる国における生産性の水準や生活水準を比較するためには国際的数量指数が必要であり、また、異なる通貨間の購買力平価を測定するためには価格の国際比較が用いられる。

16.79. しかし、時系列について展開された指数理論を単に期間ということばを国ということばに置き換えただけで国際比較に機械的に適用することはできない。国際比較はいくつかの点で異なっている。

(a)時系列においては、年のような、同じ継続期間をもつ２つの期間を比較することが普通である。しかし、国際比較においては、等しい大きさの地域や地方を比較することは一般的ではない。逆に、大きさの程度がまったく異なる経済の間で比較が行なわれ、恐らく、一方が他方の10倍であったり、100倍であったりするであろう。それはまる10年間と１年間との間で数量比較が行われているようなものである。それらが同じ潜在的生産関数上の異なる点であるかのように、そのよう

なデータを解釈することは困難である。また、非常に大きさが異なる２つの経済が対称的に扱われるべきであるかどうかもあまり明らかではない。

(b)国は修正可能な単位でもある。それらは地方のようなより小さな単位に細分したり、自由貿易圏や経済共同体のようなより大きなブロックに集計したりすることもできる。価格・数量測度は個々の国にとって必要であるとともにブロックについても必要とである。このような状況の下では、ある国の経済活動に付されるウェイトは、その国がいくつかの地方の集合とみなされるか、それ自身一つの単位とみなされるか、或いは、より大きな国際的ブロックの一部とみなされるかにかかわりなく、不変であるべきである。

(c)時系列においては、価格と物量が時間を通じて動くので、連続する期間における価格と物量の間には連続性がある。異なる国における価格と物量の間にはこのような連続性はない。このために、連鎖指数を作成するために個別の国を順序づける明瞭で客観的な方法はない。時間的な脈絡における価格と数量の測定において果たした役割と同じ役割を国際比較においても果たすことを連鎖指数に期待することはできない。

１．２国間比較

16.80. 時間的な変化を測定するために用いたものと同じ種類の指数を用いて、1対の国の間の価格および数量指数を作成することができる。Ａ国基準のＢ国のラスパイレス型数量指数は次のように定義される。

$$ {}_{a}L_{b} = \frac{\Sigma v_a \cdot q_b / q_a}{\Sigma v_a} = \frac{\Sigma p_a q_b}{\Sigma p_a q_a} \qquad (23) $$

Ａ国の価格と価額のみが使用されるので、２つの国の価格が異なる通貨単位で表示されているという事実は問題にはならない。２国間の為替レートも無関係であり、この比較では何らの役割も果たさない。（23）のような数量指数はどのよう

な財貨やサービスのフローについても計算し得るが、実際には、それらは主として国内最終支出総額とその構成要素―家計最終消費支出、政府最終消費支出および総固定資本形成―について計算されてきた。もちろん、以下のように、Ｂ国の価格と価額をウェイトとして用いて、Ａ国基準のＢ国のパーシェ型数量指数を定義することも同じように可能である。

$$ {}_{a}L_{b}^{q} = \frac{\Sigma v_b}{\Sigma v_b \cdot q_a / q_b} = \frac{\Sigma p_b q_b}{\Sigma p_b q_a} \qquad (24) $$

16.81. 先に記したラスパイレスおよびパーシェの価格指数と数量指数の間の補完的関係によると、それぞれの国の通貨で表わされたＢ国とＡ国の価額の比率をＡ国基準のＢ国のパーシェ価格指数によってデフレートすることによって、Ａ国基準のＢ国のラスパイレス数量指数を間接的に求めることができることになる。このパーシェ価格指数は次のように定義される。

$$ {}_{a}P_{b}^{p} = \frac{\Sigma v_b}{\Sigma v_b \cdot p_a / p_b} = \frac{\Sigma p_b q_b}{\Sigma p_a q_b} \qquad (25) $$

(25)の計算に用いられる個々の価格比率、ｐａ／ｐｂ、は２つの国における同じ生産物の価格の比率である。異なる国において同じ生産物の価格が見出せることを保証することは同じ国において異なる時点における同じ生産物の価格を収集することよりもずっと困難なことである。しかし、生産物の明細と仕様の慎重な検討によって、個々の国における価格調査おいて収集された情報から価格比率を直接計算することも可能であるが、信頼し得る時間的価格比率よりも信頼し得る国際的価格比率を作成することの方がずっと困難であることには殆んど疑いがない。

＜購買力平価＞

16.82. （25）のような国際指数においては、各国の価格は、その国の通貨単位で表わされている。したがって、個々の価格比率ｐb／ｐaはＡ国の通貨１単位がＡ国において購入し得る個々の財貨やサービスの物量と同じ物量をＢ国において購入するために必要とされるＢ国の通貨単位数を測定するものと解釈される。この比率は当該財貨・サービスについての２通貨間購買力平価（ＰＰＰ）と一般に呼ばれている。したがって、（25）のような個々のＰＰＰの加重調和平均は価格指数でなくパーシェ型ＰＰＰ指数とよぶ方がよい。もちろん、Ａ国における支出をウエイトとして用いてＡ国基準のＢ国のラスパイレス型ＰＰＰ指数を計算することも同じように可能である。

16.83. 実際には、ＰＰＰ指数は、主として、各国通貨による価額比率をそれを用いてデフレートすることによって国際的数量指数を求めるために使用される。しかし、ＰＰＰ指数はそれ自身でもかなりの固有の重要性をもっている。それは為替レートと同じ次元をもっており、為替レートと直接比較することができる。対応する為替レートでＰＰＰ指数を除すると、時間的価格指数と類似した価格指数が得られる。この指数は、その期の為替レートによってＡ国の通貨に換算された場合、Ｂ国における財貨やサービスの価格がＡ国における同じ財貨やサービスの価格を平均して何パーセント程度上まわっているか或いは下まわっているかを示すものである。このような情報は２つの国の間を移動したり或いは２つの国で経済活動を行なったりしている個人や制度単位にとって有用である。ＰＰＰは一般には国内最終支出について作成されるので、それらは財貨やサービスの国際的フローの分析を意図したものではないが、それでも外国貿易の分析にとってもかなり重要なものである。

16.84. 国内価格水準が１人当りＧＤＰ数量と正の相関があるという系統的な傾向があることが多くの実証研究において観測されている。価格水準は各国間でかなり異なるので、為替レートを用いた共通通貨による１人当りＧＤＰの比較は数量の相違のみを測定しているものと解釈されてはならない。このような１人当りＧＤＰの相違は数量の相違とともに国内価格水準の相違をも反映している可能性がある。したがって、為替レートに基づく１人当りＧＤＰの相違は１人当りＧＤＰ数量の相違を上まわる傾向があり、特に、大きく異なる生活水準をもつ先進国と開発途上国の間で比較が行なわれる場合にはその傾向が著しい。

＜ラスパイレス指数とパーシェ指数の開差＞

16.85. 時間的な価格や数量の比較は隣接する期間或いはあまり遠く離れていない期間に限られる傾向がある。したがって、同じ国の２つの異なる期間における相対価格および相対物量のパターンの間の相違は、異なる国の間、特に異なる生活水準、文化および気候をもつ国の間にみられる相違と比べると相対的に小さくなる傾向がある。また、国際的な価格比率と物量比率も負の相関を示す傾向がある。実際、ある国の各制度単位は他の国に比べてその国において相対的に安価な財貨やサービスを相対的により多く購入する傾向がある。このような負の相関は、相対価格のパターンの大きな相違と組合わされると、価格および数量の両者について、ラスパイレス指数とパーシェ指数の間の大きな開差を生ずる可能性がある。たとえば、Ａ国の価格を用いるＡ国基準のＢ国のラスパイレス数量指数がＢ国の価格を用いる対応するパーシェ指数よりも２倍以上大きくなることが観測されたことがある。相互に殆んど共通するところのない経済的状態間の直接的数量比較は、意味のある比較の基礎となる十分な共通のデータを見出すことがむずかしいという点からだけでなく、概念的および理論的観点からも本来的に困難である。事実、そのような比較を行なおうとすることが無用になるような場合が生じうるが、それでも、一部の分析者や政策作成者はそうした比較を行なおうとするかもしれない。

16.86. ラスパイレス指数とパーシェ指数の間にこのように大きな指数の開差が存在することを前提すると、フィッシャー指数のような、２つの指数の何らかの平均が国際比較のために広く使用されるべきであることは不可避の結論である。フィッシャー指数は、国際機関或いは超国家機関のような、２つの国のどちらかかの価格或いは支出パターンを優先視しない第三者組織に特に魅力を感じさせるものである。

２．多国間比較

16.87. 多国間国際比較（multilateral international comparisons）の必要性は

様々な理由から生ずる。たとえば、国際機関がそのすべての加盟国のＧＤＰの相対的規模を知る必要がある場合、或いは、いくつかの国のブロックについての集計値が必要な場合である。このような集計値は個々の加盟国の状態を評価するための基準としても役立つ。このような場合には、ブロックはそれ自身でそれ自身の特性をもつ実体を構成する。ブロック内におけるすべての国のＧＤＰ或いは一人当りＧＤＰの数量のユニークで客観的な順位付けを行なうためには多国間測度が必要となる。

＜推移性＞

16.88. Ａ，Ｂ，Ｃ，Ｄ等のｎヶ国のグループを考える。数量および価格の２国間比較(binary comparisons) はある一対の国の間で行われるので、可能な２国間比較の総数は、ｎ（ｎ－1）／2に等しくなる。ｉ国基準のｊ国の価格或いは数量指数をｉＩｊと書くことにする。ある指数のセットにおける指数のすべての組合せについて次の条件が成り立つ場合、その指数のセットは推移的であるといわれる。

ｉＩｊ・ ｊＩｋ ＝ ｉＩｋ　　(26)

この条件は、ｉ国基準によるｋ国の直接（２国間）指数がｉ国基準のｊ国の直接（２国間）指数にｊ国基準のｋ国の直接（２国間）指数を乗ずることによって求められる間接指数に等しい、ということを意味する。実際には、この間接指数はｊ国をリンク国として用いてｋ国とｉ国を接続する連鎖指数である。指数の全体的なセットが推移的であるならば、２国間指数を接続した間接指数は常に対応する直接指数に等しい。実際には、一般に使用される―ラスパイレス、パーシェ或いはフィッシャーのような―標準的な指数のいずれもが推移的ではない。

16.89. 期間は順序列を形成するので、推移性は時系列の場合には重要ではない。この理由のために、期間のあり得べき組合せのすべての直接比較に関心がもたれるということは殆んどない。直接比較は特定の基準時、たとえば、その期間列の最初の期間との比較（固定基準ラスパイレス或いはパーシェ指数となる）、或いは、連続する期間の間の比較（連鎖指数となる）のいずれかに限られる傾向があ

る。その他の期間のあり得べき組合せの間の比較は一般に必要でないか或いは行なわれない。

16.90. しかし、ある国のグループの中のどの国も時系列における最初の期間と同じ資格をもってはいない。基準国の役割を果たすためになぜある特定の国が選ばれるべきなのかということについてよい経済的理由は一般には存在しない。さらに、相対価格および相対物量のパターンは同じ国における連続する期間の間よりも各国間における方がより大きく異なっている可能性があるので、国際比較においては基準の選択はずっと重大となる。一般に、基準となる国の主観的選択に結果が非常に敏感である場合には、ただ一つの国を基準国として使用することは利用者に受け入れられそうにない。

16.91. 目的は、価格および数量測度の推移的なセットをもたらし、同時に、すべての国に対して或いはすべての経済活動に対してそれがどこで行なわれようとも等しいウエイトを与えるような多国間法を見出すことである。２つのまったく異なるアプローチが利用可能である。第一のものはブロック内の平均価格を用いて多国間数量指数を計算することによって推移性を達成する。第二のものはすべてのあり得べき国の組合せの間の２国間比較から出発し、推移性を課すようにそれを変形する。

＜ブロックアプローチ＞

16.92. ブロックアプローチはブロック全体の経済的特性を優先させる。このカテゴリーにおいて最も広く使用されている方法はブロックにおけるすべての国の物量をブロックの平均価格を用いて再評価するという方法である。この方法は、自動的に推移性を保証する。たとえば、Ａ国に対するＢ国の数量指数を次のように定義することにする。

$$aGKb = \frac{\bar{\Sigma}\, p\, q\, b}{\bar{\Sigma}\, p\, q\, a} \qquad (27)$$

ここで、各々の個別の財貨やサービスの平均価格ｐは、通常の方法で定義されている。すなわち、ある共通の通貨で表現されたブロックにおける当該財貨・サービスの価額総額をその全物量によって除したものである。

$$\bar{p} = \frac{\Sigma_j c_j p_j q_j}{\Sigma_j q_j} \qquad (28)$$

ここで、総和操作はブロックにおける個々の国に関して行われている。（28）式におけるｃj項は各々のｐjｑjを共通通貨に換算する働きをする通貨コンバーターである。通貨コンバーターは、市場為替レートでもＰＰＰでもよい。いずれにせよ、ｐｊｑｊを共通通貨に換算するのに利用される。極限として考えられるのが世界のすべての国からなるブロックである。平均世界価格を使用することは、経済的、統計的、どちらの観点からも魅力的な性質を持っている。それは、たとえば、単純さや明快さであるが、同時に、世界価格の使用は、数量比較が、ブロックの定義に影響を受けず国を特定のブロックにつけ加えたり、除いたり、階層的にグルーピングして地域ブロックを形成する方式に依存していないということも保証している。さらに、それは、地域ブロックを構成する様々な国のデータの集計とそのようなブロックについての集計データの比較を容易にする。

16.93. もっとも一般的なブロック法は、ギアリー＝カーミス（ＧＫ）法である。ＧＫ法では、（28）の通貨コンバーターは、（27）で定義される数量指数から間接的に導かれるＰＰＰである。この方法では、平均価格とＰＰＰは、相互依存的であり、基礎にあるひとつの連立方程式によって定義されている。実際には、それらは、繰り返し手法によって求めることができる。まず、第一段階として為替レートを通貨コンバーターとして使い、最初の平均価格のセットを計算する。次に、得られた数量指数を用いて、ＰＰＰのセットを間接的に求める。さらに、後者を用いて平均価格、数量指数およびＰＰＰの２番目のセットが計算される、等

々である。この繰返し過程は急速に収束する。別の方法としては、ＰＰＰと平均価格は基礎にある連立方程式を解くことによっても求められる。

16.94. (28) によって定義される平均価格は、基準時の不変価格が固定基準ラスパイレス数量指数の時系列において果す役割と同じ役割を国際比較において果している。不変価格の使用は、すべての国の対の間で得られる数量指数の推移性を自動的に確保する。どのような平均価格が用いられようとも次の関係が成立つことは明らかである。

$$\frac{\bar{p}}{\Sigma p q k} = \frac{\bar{p}}{\Sigma p q j} \cdot \frac{\bar{p}}{\Sigma p q k} \qquad (29)$$

$$\Sigma p q i \qquad \Sigma p q i \qquad \Sigma p q j$$

16.95. ＧＫ法のようなブロック法は次のような利点をもつ。

(a)ある国々のブロックがブロック内の数量測定のために使用されるそれ自身の相対価格ベクトルをもつ実体そのものとして認められる。

(b)ただ一つの価格ベクトルを用いることによって、結果として得られる数量測度およびそれに伴なうインプリシットＰＰＰがすべて推移的であることが確保される。

(c)数量測度は加法的に整合的であり、共通通貨で表わされたブロックの平均価格を用いた価額によって使用者にわかり易い形で表わされる。

(d)すべての国について同じ価格ベクトルが用いられるので、総固定資本形成或いは医療、教育、研究・開発などへの支出に向けられるＧＤＰのシェアのような、異なる国において異なる目的に配分されている相対的資源量を比較することが可能となる。

16.96. 他方、個々の集計値についての数量比較はすべてが最適というわけではないということができる。この難点は、一部の国の相対価格および物量がブロック全体の平均から他の国以上に乖離することがある、ということである。Ａ国の相対価格はブロックの平均に近いが、Ｂ国の価格はＢ国が典型的でないために平均

から離れているとしよう。たとえば、Ｂ国はブロック内の他の国に比べて相対的に豊かであるか或いは相対的に貧困であるかもしれない。ブロックの平均価格が使用される場合、Ａ国に対するＢ国の数量指数はＡ国基準のラスパイレス指数に近くなり、したがって、フィッシャー指数のような対称的２国間指数よりも大きくなるであろう。このことは２つの国だけを取り出して検討するためには不都合であると考えられるが、対称的な２国間測度が多国間比較という点からみて最適であると考えることはできない。対称的２国間測度が推移的でないという事実は、それらがブロック全体の観点からすると相互に整合的ではない、ということを示している。

＜２国間アプローチ＞

16.97. 多国間数量測度とＰＰＰのセットを計算するためのもう一つのアプローチは各国のｎ（ｎ－1）／2対のすべての可能な組合せの間の２国間比較から出発するものである。各々の２国間比較を個別に検討する場合には、望ましい測度はフィッシャーであるように思われる。

16.98. フィッシャー指数は推移的ではないが、この目的のために伝統的な最小二乗基準を用いて、原フィッシャー指数からそれらにできるだけよく類似しているようなｎ－1個の推移的指数のセットを求めることが可能である。原フィッシャー指数と望ましい推移的指数との偏差を最小化するという方法はエルテーテ、ケーヴェスおよびスズルクによって独立に提案されたいわゆるＥＫＳ算式をもたらす。

16.99. ＥＫＳ指数はｉ国とｋ国をリンクするすべての間接指数をそれらの間の直接指数とともに使用する。ｊ国経由のｉ国とｋ国の間の間接数量指数は、リンク国としてｊ国を使用する連鎖指数である。すなわち、ｉＦｊをｉ国とｊ国の間のフィッシャー数量指数であるとすると、ｊ国をリンクとして用いるｉ国とｋ国の間の間接指数は指数ｉＦｊ･ｊＦｋである。ｉ国とｋ国の間のＥＫＳ指数はｉ国とｋ国の間の直接指数とｉ国とｋ国を結びつけるすべての可能な間接指数の幾何平均であり、そこでは、直接指数は各間接指数の２倍のウエイトを与えられる。推移性はある国の対についてのＥＫＳ指数にブロックにおける他のすべての国を係わらせることによって達成される。

16.100. ＥＫＳ指数は加法的に整合的ではない。そのことのもたらす結果は時系列の場合における連鎖指数についての結果と類似している。ある集計値およびその構成要素についてのＥＫＳ数量指数を、集計値の構成要素の価額の合計がその集計値の価額になるような形で、共通の通貨で表わされた価額のセットに換算することはできない。したがって、ＧＫ法とちがって、国を列にとり、各種の最終支出項目を行にとって、その価額を行についても列についても加算できるような表の形で、国のグループについてその結果を示すことはできない。

16.101. 時系列の場合と同じように、集計値の価額とその構成要素の合計との不一致は、この不一致を各種の構成要素に配分するか、或いは、集計値をその構成要素の合計と定義することによって、機械的に除去することはできる。しかし、すでに説明したように、どの方法が採用されようとも、構成要素或いは集計値のいずれかについて各々の国の対の間での比較を歪めることになる。

＜代替的な数量測度および価格測度の公表＞

16.102. ＧＫ法およびＥＫＳ法は時系列の場合における固定価格数量指数および連鎖数量指数と同じ種類の利点と欠点をそれぞれもっている。連鎖フィッシャー指数が単一の集計値の時間的な動きの可能な最良の測度を与えるのと同じように、ＥＫＳ指数はある国の対の間での単一の集計値についての可能な最良の推移的測定値を与える。しかし、ある会計的フレーワークの中においていくつかの国について相互に関係し合う集計値を比較する場合には、加法的整合性の欠如は欠点である。たとえば、それは、異なる国において特定の目的にあてられる資源の相対的シェアについての情報を必要とする分析や相対価格の相違に関係がある分析、などの場合である。ＧＫ法はこの種の構造分析により適している。ＧＫ法においては、個々のタイプの支出をすべての国について合計し、個々の国が単に一つの国の中の個々の地方であるかのように厳密にブロックについての集計値を得ることが可能である。ＧＫ法はブロックを実体そのものとして認め、ブロック内の測定のためにその特性を利用する。他方、ＥＫＳ法は原子論的アプローチを採用して、国それ自身を独立の実体として扱かい、各国を他の各国と比較することによってまずその相対的規模を決定し、そして、このような測定値を、できる限り攪

乱しないようにしながら、推移的な測定値のセットに変換しようとする。

16.103. 一般に、統計を作成するために使用する方法はそれを使用する目的によって左右される。したがって、国民経済計算の時系列の場合と同様に、２組のデータを作成し、公表することが提案される。

(a)ＥＫＳ指数はＧＤＰおよび主たる支出集計値―家計最終消費支出、政府最終消費支出および総資本形成―について作成されるべきである。しかも、数量指数およびＰＰＰ指数の両者を作成すべきである。ＥＫＳ指数は、ＧＤＰや家計の総消費のような個々の集計値を、個別にとり上げて比較する時、最も有用である。

(b)ＧＫ法の結果もアメリカ・ドルのような何らかの共通通貨で表わされたブロックの平均価格表示による価額の形で公表されるべきである。このデータは加法的に整合的であるから、構成要素と集計値の間の相互関係に関心をもつ利用者の便宜のために十分に詳細に公表することができる。このようなデータは比率やシェアを伴なう構造分析のために必要とされる。

16.104. このような結論は時間的比較について得られたものと似ている。いずれの場合においても、ＧＤＰのような、個別に取り上げられたものとしての個々の集計値についての最良の測度は加法的でない指数――時系列の場合には連鎖指数であり国際比較においてはＥＫＳ指数である――によって与えられる。モデルの作成や分析的研究のためには加法的なデータのセットも必要とされるので、不変価格表示による―ある基準時の価格による、或いは、国々のブロックの平均価格による―価額の形でデータを提供することも必要である。

Ｇ．質の相違と変化の処理

１．質の相違、価格差異および価格差別

16.105. 一般に、馬鈴薯のような単純な食料品であろうと、コンピューターのようなハイテクノロジー製品であろうと、殆んどのタイプの財貨やサービスはその物理的特性を相互に異にする多くの異なる質（をもったもの）として市場において利用可能である。たとえば、馬鈴薯については古いか新鮮、赤か白、洗浄或いは未洗浄、無包装或いは包装、選別或いは無選別等々である。未洗浄、無包装、古く赤い馬鈴薯は洗われ、包装された新しくて白い馬鈴薯とは明らかに異なる質の馬鈴薯である。消費者はその相違を認めて評価し、異なる価格を支払おうとする。

16.106. 「異なる質」という表現は、その特性が経済的観点からみて相互に区別し得るほど十分に異なっているが、馬鈴薯、コンピューター或いは輸送のような同じ属名によって表わされるほどには十分に相互に類似しているような財貨やサービスのセットを包括するために使われる。属的に相互に異なり、異なる名称によってよばれる財貨やサービスに異なる価格が課せられるのと同じように、同じ種類の財貨やサービスの異なる質についても異なる価格が課せられる。異なる質は異なる種類の財貨やサービスとまったく同じように扱われなければならない。

16.107. 当該財貨或いはサービスの物理的特性の相違に帰せしめ得る質の相違は容易に確認し得るが、すべての質の相違がこのような種類のものとは限らない。その他の要因によっても質の相違は生じ得る。たとえば、異なる場所或いは異なる時間において引き渡される財貨やサービスは、それらがその他の点では物理的に同じであっても、質の異なるものとして扱われなければならない。このような質の相違は、ある場所に所在する購入者或いは消費者にとって特定の種類の財貨やサービスの限界効用は他の場所における購入者にとってのそれとはまったく別のものであり、また、異なる場所における財貨やサービスの引き渡しコストも異なっている、という事実に基づいている。より大きな需要のある地域への財貨の輸送は、それ自身、財貨がより高い質の財貨に変形される生産過程である。

16.108. 同じように、１日のうちでも異なる時間或いは１年の中でも異なる時期において提供される財貨やサービスは、それらが他の点において同じであるとしても、異なる質をもつものとして扱われなければならない。たとえば、ピーク時に提供される電力や輸送は、オフピーク時に提供される同じ量の電力や輸送よりも高い質をもつものとして扱われなければならない。ピークが存在するという事実は購入者或いは使用者がこのような時間におけるサービスにより大きな効用を感じているということを示すが、生産の限界費用も一般にピーク時においてはより高くなる。ピーク時とオフピーク時に課される異なる価格や料金はこのような質の相違の測度を与える。同じように、季節はずれに供給される果物や野菜はより安価に生産されて消費者が飽食している季節における同じ果物や野菜よりもより高い質をもつものとして扱われなければならない。

16.109. 場所や時間の相違以外にも、質の相違に寄与するその他の要因がある。たとえば、販売条件や財貨やサービスが供給或いは引き渡される状況や環境も質の相違に重要な寄与をすることがある。より豪華であったり、あるいは快適であったりする環境において行き届いたサービスによって提供されるレストランの食事はあまり快適でない環境においてより少ないサービスによって提供されるまったく同じ食事や飲物よりも高い質の食事である。保証付き或いは無料のアフターセールスサービス付きで販売される耐久財は、保証やサービスなしで販売される同じ財貨よりも質が高い。したがって、地方店、専門店、百貨店或いはスーパーマーケットのような異なる種類の小売業者によって販売される同じ財貨やサービスもこのような理由のために異なる質をもつものとして扱われるべきであろう。或いは、財貨とは様々な量や種類の小売サービスを含む様々な合成生産物の一部分であるとも考えられる。大きなスーパーマーケットにおける購入者は自分自身の買物を見つけ、選択し、支払いカウンターまで運んでゆかなければならないが、より大きな選択の便宜やまとめ買いをすることによる買物時間の節約の機会をも提供される。このようなすべての種類の要因は質的な相違をもたらす。

16.110. したがって、一般に、一見してこのような要因のすべてが供給される財貨やサービスに質的相違をもたらすと予想されるので、財貨やサービスが供給される状況や条件の違いには注意を払う必要がある。経済理論においては、物理的に同じにみえる２つの財貨やサービスの間に価格の差が見られる場合には、場所、

時間、販売条件等のような何か他の要因がなければならず、それらが質の相違をもたらしている、と一般に考えられている。そうでないならば、合理的な購入者は常により低い価格の品目を購入し、より高い価格での販売は行われなくなるであろうから、そのような価格差は持続し得ない、ということができる。したがって、殆んどの場合において、同じ時点における価格の相違は、当該財貨或いはサービスが同じ一般的な種類の財貨或いはサービスの異なる質を表わしているということの一応の証拠とみなされなければならない。この章の最初の節で説明したように、このことは、より高い価格の――すなわち、より高い質の――財貨やサービスへの切替えがある場合には、それは価格の上昇ではなくて数量の増加として記録される、ということを意味する。

16.111. それにもかかわらず、観測された価格の相違の存在が常に対応する質の相違を意味するかどうかということは問題とされなければならない。このような立て前論の基礎には２つの暗黙の仮定がある。そうした前提が明示されることはほとんどなく、実際には、満たされないことも多いであろう。たとえば、購入者が十分な情報をもっており、そして、彼らは異なる価格で提供される財貨・サービスを自由に選択することができる、というような前提である。

16.112. 第一に、購入者は存在する価格差についての情報を十分に与えられておらず、したがって、うっかりとより高い価格で買物をしてしまうことがあるかもしれない。彼らは最も低い価格を捜し出そうとするであろうが、その過程においてはコストが生ずる。不確実性と情報の欠除のために、同じ財貨やサービスがより低い価格で販売されているという可能性があるにすぎない販路を調査することによって生ずる潜在的コストは、支出の潜在的節約額よりも大きいかもしれず、したがって、合理的な購入者は彼或いは彼女が最も低い価格で購入していないかもしれないという危険をやむをえないものとして受け入れようとするであろう。個々の購入者や販売者が価格について交渉や駆引きを行なうような状況は、購入者が他で見出されるよりも高い価格でうかつに購入してしまうかもしれないもう一つの例を提供する。他方、個々の購入者が価格について交渉を行なう市場やバザールにおいて購入される財貨の平均価格と、百貨店のような別のタイプの小売販路において販売される同じ財貨の価格との相違は、一般には、財貨が販売される条件の相違に帰せしめ得るような質の相違を反映するものとして扱われるべき

である。

16.113. 第二に、販売者はまったくおなじ状況において販売される同一の財貨やサービスについて異なるカテゴリーの購入者に対して異なる価格を課する―換言すれば、価格差別を行なう―ことができる可能性があるので、購入者は彼らが購入する価格を自由に選択することができないかもしれない。経済理論は、そのことが販売者の収入と利潤を増加せしめるので、販売者は価格差別を行なうインセンティヴをもつということを示している。しかし、購入者が彼ら自身の間で再取引することができる場合、すなわち、最も低い価格で購入する購入者が他の購入者にその財貨を再販売できる場合には、価格差別を行なうことは困難である。殆んどの財貨は再取引することができるが、サービスを再取引することは一般に可能ではなく、この理由のために、価格差別は殆んどの国において輸送、金融、事業サービス、保健、教育等のような産業において広く実施されている。より低い価格は、たとえば、年金生活者や学生のような低所得或いは低い平均所得をもつ購入者に課されるのが典型的である。政府が価格差別を実施或いは促進する場合には、それは一般に福祉的見地から正当化されるが、市場生産者においても、そのことが利潤を増加させることになるので、低所得家計に有利な差別を行なう理由をもつことがある。したがって、異なる価格が異なる消費者に課される場合、より低い価格が実際には何らかの質の差を伴なうものでないかどうかを明らかにすることが必要である。たとえば、老人、学生、生徒などが、飛行機、汽車、バスなどに乗りたい時にはいつでもより低い料金を支払えばよいのであれば、それは純粋の価格差別として扱わなければならない。しかし、そのような人々が一定の時間帯にのみ、典型的には、オフピーク時に乗るという条件の下でのみ低い料金を払えばよいということであれば、彼らはより低い質の輸送を提供されていることになる。

16.114. 第三に、購入者は、その価格で入手可能な十分な供給がないために、より低い価格で欲しいだけのものを購入することができないかもしれない。このような状況は、たとえば、２つの並行市場が存在する場合に生ずる。販売される物量やそれらが販売される価格が政府或いは公的な管理の下にあるような第一次市場或いは公的市場があり、他方においてその存在が公式に認められているか或いは認められていないかもしれないような第二次市場―自由市場或いは非公式市場

―があることがある。公式市場において設定される価格で入手可能な物量が限られたものである場合には、超過需要が発生し、供給は割当て或いは何らかの形の行列待ちによって配分されなければならない。結果として、第二次或いは非公式市場における価格はより高いものとなる傾向があるであろう。恐らくそのような市場においては生産物に課される税に関して脱税があり得るであろうから、第二次或いは非公式市場の価格がより低くなるという可能性もあるが、その可能性は小さいであろう。

16.115. 上記の３つの理由、すなわち、情報の欠如、価格差別或いは並行市場の存在のために、同一の財貨やサービスがしばしば異なる購入者に対して異なる価格で販売されることがある。したがって、異なる価格の存在が販売される財貨やサービスの質の相違を常に反映しているとは限らない。

16.116. 同じ質の財貨やサービスに価格差異がある場合、指数の計算のために用いられる価格比率は２つの期間におけるその財貨やサービスの加重平均価格の比率として定義されるべきであり、そのウェイトは各々の価格で販売される相対物量である。たとえば、ある特定の財貨やサービスのある物量が、提供される財貨やサービスの性質、販売の場所、時間或いは条件、さらにはその他の要素にまったく相違がないのに、特定のカテゴリーの購入者に、より低い価格で販売されているとしよう。その後、より低い価格で販売される割合が低下したとすると、仮定によって、その質が同じで不変である財貨或いはサービスの物量にたいして購入者が支払う平均価格は上昇する。そのことは、質の変化がないのに、販売者が受取る平均価格をも上昇させる。これは数量の増加ではなくて価格の上昇として記録されなければならない。

16.117. 異なる価格が質の相違を反映しているという場合と真の価格差別とを区別することは困難であろう。それにもかかわらず、大生産者―特に、輸送、教育、医療のような分野におけるサービスの大生産者―がこの区別を行ない、それに必要な情報を提供できるような場合がある。その価格の相違が価格差別を構成しているかどうかについて疑問がある場合には、過去においてはいつもそのように仮定されてきたように、価格の相違が質の相違を反映していると仮定するほうがよいように思われる。

２．時間的な質の変化

16.118. 財貨やサービス、そして、それらが市場で取引される条件は時間とともに絶えず変化しており、ある財貨やサービスは市場から消滅し、新しい質或いは新しい財貨やサービスがそれらに取って替わる。原理的には、時間的価格指数の計算に用いられる個々の価格比率は同一の財貨やサービスの価格を異なる期間について比較することによって純粋の価格変化を測定するものであるべきである。比較される財貨やサービスの質が同じでない場合、実際上、４つの選択肢がある。

(a)質の変化を無視し、質の相違がないかのように価格比率を作成する。

(b)問題の品目を除去し、そうした品目についての価格比率を作成しない。

(c)新しい質について観測された価格を生じた質の変化について修正する。

(d)２つの質を別個の財貨であるかのように扱い、それらが販売されていない期間における価格をそれぞれ推計する。

16.119. 第一の方法は避けられるべきである。質の変化を無視することは、測定された価格指数や数量指数に未知の大きさの或いは未知の方向への重大なバイアスを生じさせる可能性がある。第二の方法も推奨し得ない。それもまたバイアスを生じるであろう。カヴァレッジにおいて包括的であろうとしている価格指数の計算からある財貨やサービスが除かれるならば、それらを除くことはそれらの価格変化率が指数がカヴァーしている品目の平均と同じであると仮定することになる。しかし、質の変化を受け易い品目は非典型的であり代表性の欠けたものである傾向があり、したがって、そのようなものの価格がその特性に変化のない財貨やサービスと同じ率で変化すると仮定することはきわめて疑問である。

16.120. 第三および第四の方法は明らかに望ましいものであるが、実際実行上は、つねに容易であるとはかぎらない。そこで、使用することができそうないくつかの方法を以下の段落で説明する。

16.121. ２つの質が市場で同時に販売されている期間が少なくとも１期はある場合には、市場における２つの質の相対価格に基づいて質の変化の修正を行なうことができる。たとえば、ある質が別の質によって次のように置き換えられるとしよう。

期間	古い質	新しい質
0	p 0	
t	p t	p t*
n		p n*

0期においては、古い質のみが入手可能であり、n期においては新しい質のみが入手可能である。中間期間t期において両者が同時に入手可能であるとすると、t期におけるそれらの相対価格の比率、すなわち、p t／p t*は古い質と新しい質との相対数量の測定値として用いることができる。したがって、その質の相違を修正した後には、n期における新しい質を0期における古い質に接続した価格比率は次のようになる。

p n*（p t／p t*）／p 0

このことは、接続期間としてt期を用いて、新しい質の価格変化を古い質の価格変化に重ね継ぎする（ splice）ことによってp n*とp 0を接続する価格比率を作成することと同じである。すなわち、

（p n*／p t*）（p t／p 0）

16.122. この方法は新しい質と古い質がかなりの期間において市場で重複して存在しているような場合であれば質の変化を扱うために使用することができる。２つの質の相対価格がこの期間において一定に留まっていない場合には、そのような相対価格の何らかの種類の平均を用いてそれらの相対的な質を推計することができる。

16.123. ２つの質が同時に市場で生産および販売されていない場合には、古い質と新しい質との間の質の変化の間接的な定量方法に依存することが必要となる。自動車のような、多くの種類の耐久財の生産者は、新しいモデルが市場に導入されると、古いモデルの生産を故意に中止する。このような生産者は、一般に、その生産物の一般的な性質や使用目的を変えずに需要を刺激するためにその生産物

の特性―規模、性能、スタイル等―を変化させる。このような場合、もしそれらが同時に市場で生産され販売されていたとするならば、古いモデルと新しいモデル或いは古い質と新しい質の相対価格がどのようなものになったかを推計し、推計された相対価格を相対的な質の測定値として用いることが必要となる。

16.124. 推計された相対的生産コストをそれらの相対価格、したがって、それらの相対的な質の推計値として用いることは１つの可能な方法である。生産者がそのような推計値を提供できることも多いであろう。そうした場合、古い質と新しい質との間で観測された価格の変化を次のように修正する。新しい質或いはモデルの価格は古い質の価格よりもｘ％高いが、新しい質は古い質よりも生産にｙ％多くのコストを要すると推計されたとしよう。この場合、それらの質の変化を修正した、古い質と新しい質とを接続する価格比率は

$$\frac{100+x}{100+y}$$

に等しくなる。

16.125. 建物やその他の構築物の特性は非常に可変的であるので、連続する期間において同一の建物や構築物が生産されていることを見出すことは殆んど不可能である。このような状況の下では、ある期における実際の建物や構築物の価格を他の期における恐らくはそれほど似てはいないその他の建物や構築物の価格と比較しようとするよりも、少数の仮設的で相対的に単純な標準的な建物や構築物を特定化しておき、それらの価格が各期においてどのようになるかを推計する方がよいであろう。このような標準的な建物或いは構築物の明細（スペック）は建設専門家の助言によって選択され、また同じ専門家にそれらの価格が各期においてどのようになるか見積もりを作ってもらうこともできる。或いは、２つの期間における建設コストの見積もりを専門家に求め、価格比率は建設コスト比率に等しいと仮定することもできる。建設専門家はしばしば実際にそのような見積もりを行なうことを求められている。この方法は建物や構築物の時間的な価格変化の推計とともにそれらの価格の国際比較を行なうためにもよく使われてきた。

＜ヘドニック仮説の使用＞

16.126. 質の変化を扱うためのより一般的で強力な方法はいわゆる「ヘドニック」仮説を利用して、特定の期間において市場で入手可能ではないが価格比率を作成するうえで当該期間のその価格が必要とされるような質ないしモデルの価格を推計することである。ヘドニック仮説は、同時に市場で販売されている様々なモデルの価格は規模、重量、馬力、速度等のようなある種の測定可能な特性の関数であると仮定する。十分な観測値があるならば—すなわち、十分な異なるモデルが同時に販売されているならば—回帰手法を用いて各々の特性に関して価格がどのように変化するかを推定することができる。このようにして得られた回帰係数を用いて当該期間において実際には販売されていない諸特性の様々な組合せに対応するモデルの価格を予測することができる。

16.127. 説明のために、モデルの価格は規模のようなただ一つの特性の関数であるとしよう。さらに、次のような規模が２つの異なる期間において販売されているとしよう。

0期	t期
s 1	
s 2	
	s 3
s 4	
	s 5
	s 6

各期における規模に対する価格の回帰式を計算することによって、0期におけるS3 およびｔ期における S4の価格の信頼し得る推定値を得ることができ、したがって、0期とｔ期を接続するために少なくとも２つの価格比率を計算することが可能となる。さらに、各期において観測値が及ぶ範囲外の推計値を求めることが妥当であると考えられるならば、0期における規模S5およびS6の価格およびｔ期における規模S1 およびS2 の価格を推定することが可能であり、それによって６つのすべての規模について価格比率を計算することが可能となる。観測値の範囲外につ

いての推計を行なうことの妥当性は事前に決めることはできない。それはデータの性質や関係式の形に依存する。基本的な関数型が２つの期間において同じであるならば、２組の観測値をプールし、ある期の観測値を他の期の観測値と区別するためにダミー変数を用いて、価格の係数の改善された推定値を得ることができるであろう。同じように、関数型―線型、対数線型、両対数型―の選択も、ケースバイケースで、実証的に決定されなければならない。一般に、適切な統計的手法の選択は各々のケースにおけるデータセットの性質に依存せざるを得ない。

16.128. ヘドニック仮説はコンピューターの質の時間的変化を扱かうためにかなりうまく使用されている。コンピューターの質は主として２つの基本的な特性、すなわち、その容量とその処理速度に依存する。この２つの特性に対して価格を回帰させることによって実際に販売されていない期間におけるモデルの価格を推定することが可能になった。たとえば、以前の期間に利用可能であったものよりもはるかに大きな容量と速度をもつ新しいモデルが次々と生産されている。しかし、回帰手法を用いることによって、それが以前の期間に生産されていたとすればその価格がどのようなものであったかを推定することが可能になり、そうすることによって異なる期間における同一種類のモデルについて価格比率を推計することが可能となった。そのような方法を用いることによって、不変の質の―すなわち、ある所与の容量と速度をもつ―コンピューターの価格は、１９７０年代と１９８０年代の間で傾向的に大幅に低下した、ということが示された。

16.129. ヘドニック仮説は、その価格が主として少数の基本的特性に依存し、それについて十分な数の異なるモデル或いは質が同時に市場で販売されているような財貨やサービスについて用いることができる。ヘドニック仮説は、コンピューター以外に、その特性が測定可能であり、かつ、経済的に大きく変化しているようなその他のハイテクノロジー製品にも使用することができるであろう。また、住宅価格（或いは家賃）を床面積、部屋数、所在地等のような特性に回帰させることによって、住宅にも適用されている。この方法は時間的な価格の測定のみならず国際比較においても用いられている。

H．価格と数量の直接的測定と間接的測定の選択

16.130．独立の、信頼し得る、包括的な当期価額データが利用可能であるならば、価格測度と数量測度の両方を計算する必要はない。これは、先に説明したように、一方から他方を間接的に求めることができるからである。殆んどの場合、価格指数を直接的に計算し、数量指数を間接的に求める方がよい。

16.131．これについては２つの理由がある。第一に、通常の場合、選ばれた特定の財貨やサービス或いは財貨やサービスのサンプルから平均価格或いは平均数量の変化を推計しなければならないが、価格比率は対応する物量比率よりも小さい分散をもつ傾向がある。したがって、価格指数の標本誤差は数量指数の標本誤差よりも小さくなる傾向がある。第二に、新製品や消滅した生産物に伴なう数量変化は、当期価額を価格指数によってデフレートする方が適切に反映される。たとえば、後の期間には販売されているが基準時には販売されていなかったいくつかの新製品があるとしよう。その物量は両方の期間において知られている（基準時においてはゼロである）が、その価格は１つの期間、すなわち、後の期間についてしか知られていない。この物量情報は当期価額系列に含まれており、当期価額系列をデフレートすることによって数量系列が求められる場合にはそれらにも自動的に含まれている。このことは単純な数値例によって例示することができる。財貨２は０期には市場に存在しない新しい財貨である。財貨１についての価格および物量比率はそれぞれ１５０および１２０であるが、財貨２については価格比率は未知であり、その物量比率はプラス無限大である。この情報は利用されなければならない。２つの財貨について価格指数をつくる場合その最良の推計値は財貨

財貨	Ｐ０	Ｑ０	Ｐｔ	Ｑｔ
１	４	１０	６	１２
２	-	-	５	２

当期価額　　４０　　８２

１のみによる150である。これが２つの財貨をカバーする価額指数をデフレートするために用いられるならば、求められる数量指数は、

$$\frac{82/40}{1.5} = 1.367$$

である。この数量指数は財貨１のみの物量比率を上まわるが、その理由は当期価額系列に含まれている財貨２の物量の増加が考慮されているからである。

16.132. 上記の議論は当期価格表示の価額が価格および物量データとは異なる出所から得られ、信頼できかつ包括的なものであるという暗黙の仮定に依存している。しかし、当期価格表示の系列の動きが推計された価格と数量の動きを掛け合わせることによって推計されていることもある。或いは、当期価額の推計値―たとえば、農業産出の価額―が、生産された財貨の価額についての別個の情報を収集することによってではなくて、物量の推計値にそれらの価格の推計値を乗ずることによって作成されることもある。このような場合、当期価額のデフレーションを行なっても単に当初の物量推計値に戻ってしまうだけである。

Ｉ．非市場財・サービス

16.133. 政府単位或いは非営利団体によって生産される非市場財・サービスの産出価額は、第Ⅵ章で説明したように、その生産において生じた費用の総額に基づいて推計される。この産出は現物社会移転として家計に交付される個別財・サービス或いは社会全体に提供される集合的サービスからなる。そのような産出がそれを生産するために必要とされる投入の価額に基づいて評価されているという事

実は、そのような産出がそれを生産するために用いられた投入と物理的に区別し得ない、ということを意味しない。また、そのような産出の経済的な変動が投入の変動と区別し得ないということも意味しない。生産性の変化は、非市場サービスの生産を含めて、すべての分野の生産において生じる可能性がある。

16.134. 原理的には、産出として生産された様々な財貨やサービスの物量比率とその価額をウエイトとして用いて、加重平均を計算することによって、数量指数を常に直接的に作成することができる。産出価額がその生産コストに基づいて推計されている場合にも、厳密に同じ方法を適用することができる。

16.135. もちろん、多くの種類の非市場サービス、特に集合的サービス、の産出の物量比率の計算には問題がある。しかし、個々の家計へ社会移転として提供される保健・医療や教育サービスの場合には、一般行政や防衛のような集合的サービスに比べると、概念的にも実務面でも、問題はずっと少ない。その目的は実際に家計に交付されるサービスの物量を測定することである。そうした物量はこのようなサービスから得られる便益や効用と混同されるべきではない。たとえば、個々の保健・医療サービスは、患者に提供される各種の診察や治療からなり、これらはかなり詳細に記述し、文書の形で記録・保存することもできる。このようなサービスの詳細な記録が行政目的のために存在することも多い。

16.136. 保健・医療サービスの産出は、社会の健康とは明らかに区別される必要がある。事実、保健・医療サービスの産出を測定しようとする一つの理由は社会の健康に対する医療サービス数量の増加の効果をみることである。このことは、明らかに、健康それ自身とは異なる保健・医療サービスの数量の測定値を必要とする。社会の健康に対するその総合的インパクトが保健・医療サービスの提供のインパクトよりもはるかに大きいような、公衆衛生、住宅、栄養、教育、たばこやアルコールや麻薬の消費、公害等のような、多くの要因があることはよく知られている。

16.137. 同様に、教育サービスの産出は社会の構成員が保有する知識や技能の水準とはまったく別のものである。教育サービスは、主として、教育サービスの生産者―学校、カレッジ、総合大学―によってそのようなサービスを消費する生徒や学生に提供される授業からなる。社会における知識や技能の水準は、さらに、教育サービスの消費者によって行なわれる勉学や努力の程度や彼らの態度や動機

づけのようなその他の要因にも依存する。その他のタイプの産出の場合と同じように、教育サービスの産出の指標を作成する場合、各種のサービスの相対コストや質にはかなりの相違があるので、できる限り多くの異なる種類の教育サービスを区別することが重要である。さらに、提供される教育サービスの質は他の財貨やサービスと同じように時間的に変化する。教育サービスの質は生徒或いは学生１人当りに提供される資源の大きさに依存するように思われる。たとえば、それは教員数や実験室、図書館、コンピューター等の形の資本設備の大きさなどである。

16.138. 金融サービスや事業サービス或いは有形固定資産のようなその他のタイプの産出の数量変化に比べて、その数量変化の測定をより困難にするような神秘性が非市場医療サービスや教育サービスにあるわけではない。さらに、そうした非市場サービスの数量の変化は、家計の現実消費の数量変化を測定するためにも必要と実際、消費の測定にも生産と同じ原理を適用することができる。

16.139. しかし、集合的サービスの数量の変化を測定することは明らかにより困難である。その理由は、そのようなサービスの交付を観測し、記録することが可能ではないからである。多くの集合的サービスはその性質において予防的（preventive）である。戦争行為を含む暴力行為から家計やその他の制度単位を守ること、或いは、交通事故、公害、火災、盗難、避けることができる疾病のようなその他の危険からそれらを守ること、等である。予防的サービスの産出を測定することは困難であり、これはさらに研究を必要とする分野である。農業や建設業のようなある種の市場産業における産出の変化の代理として投入の変化を使用することが必要となることが時折あるのと同じように、実際には、産出数量の変化の代理としてそのようなサービスへの投入数量の変化を用いざるを得ないかもしれない。

16.140. 産出測度の代理として投入測度を用いざるを得ない場合には、投入測度は包括的なものであるべきであり、労働投入に限定されたものでないことが望ましい。以下で説明するように、労働投入の数量は、前年或いはある固定基準年次の賃金および俸給率で評価された雇用者報酬によって測定することが可能であり、各々の個別のタイプの労働者の報酬は適当な率で再評価することができる。すべての投入をカバーした包括的な数量測度を求めるためには、前年の価格ないし率

或いは固定基準年次の価格ないし率によって測定された中間消費、固定資本減耗および生産に課されるすべての税が数量をさらに加算するべきである。もちろん、このような数量測度は適当に加重された賃金率指数や価格指数や税率指数羽によって当期価額をデフレートすることによって求めることもできる。

16.141. 投入側の測度が産出の代理として使われる場合のもう一つのあり得べき方法は労働のみの数量測度を労働生産性の変化についての明示的な仮定とともに用いることである。たとえば、当該非市場サービスの生産においては労働生産性が年当り１％で上昇していると仮定する、等である。実際には、生産性上昇ゼロの仮定が最も一般的に行なわれている。いく分恣意的になることは避けがたいにしてもそれがより中立的であるように感じられるからである。労働生産性の上昇率について行なわれている仮定に対しては常に利用者の注意を向けるようにすべきであり、たとえそれがゼロであっても、明示的に述べられるべきである。

Ｊ．「体系」における価格測度および数量測度の範囲

16.142. ここまでに検討されてきた価格測度と数量測度は主として生産過程から産出として生産される財貨・サービスのフローに関するものである。しかし、その他の若干のフローも直接的にそれ自身の（固有の）価格要素と数量要素とに分解することが可能であり、そのうちの最も重要なものは雇用者報酬である。

１．雇用者報酬

16.143. 雇用者報酬の物量単位は、所与の技能タイプと技能水準の労働の時間であると考えられる。財貨やサービスの場合と同様に、異なる質の労働を認知し、各々の個別のタイプの労働について物量比率が計算されなければならない。各タ

イプの労働に伴なう価格は、時間当りの支払い報酬額であり、それはもちろんタイプを異にする労働の間でかなり異なっている。行なわれた労働の数量測度は、前年或いは固定基準年次の雇用者報酬額によって加重された様々な種類の労働の物量比率の加重平均として計算される。或いは、再び雇用者報酬をウェイトとして用いて、異なるタイプの労働の時間当り報酬率の比率的変化の加重平均を計算することによって、労働についても“価格”指数を計算することができる。時間当り報酬率の平均変化の指数によって当期価額表示の雇用者報酬の変化をデフレートすることによってラスパイレス型数量指数を間接的に計算する場合には、報酬率変化指数はパーシェ型指数であることになる。

２．固定資本減耗

16.144. もう一つの生産コストであり、総付加価値費目であるもの、すなわち、固定資本減耗も前年或いはある固定基準年次の価格によって測定することができる。実際、総および純資本ストックの推計値がパーペチュアルインベントリー法を用いて作成されているならば、何らかの基準年次による不変価格表示の固定資本減耗の推計値はすでにそのような計算に含まれている。

３．生産物に課される税および補助金

16.145. 生産物に課される税や生産物に対する補助金をそれら自身の（固有の）価格要素と数量要素とに分割することが可能である。そのような税や補助金が支払われる基礎となる物量単位を「税価格」を定義するための物量単位としても使用できるからである。税価格は、その税が物量単位当りで支払われる従量税であるか、或いは、従価税として支払われるかにかかわりなく、財貨或いはサービス１単位当りに支払われる税額である。税価格は租税価格比率を作成するために使用され、それらはさらに支払われた税額をウェイトとして加重平均されて、「税価格指数」が求められる。「税数量指数」は支払われた税額の変化を適当な形の税価格指数によってデフレートすることによって間接的に求められたものである。税数量指数は、事実上、財貨・サービスの相対的重要性をそれらの相対市場価格

ではなくて、生産物１単位当りに支払われた相対税額によって測定した財貨・サービスのフローの数量指数である。それは、生産物に課される税からの収入が課税対象となる財貨・サービスの数量の変化に応じて純粋にどれだけ変化するかを示すものである。税収を価格要素と数量要素へ分解することは財政分析のために有用であり、また、投入‐産出表の脈絡でも有用である。

４．純営業余剰

16.146. 純営業余剰はそれ自身の（固有の）物量および価格の次元をもたない会計的残差である。もちろん、それは負であることもある。そのため、純営業余剰をそれ自身の価格要素と数量要素とに分割することは不可能である。したがって、所得発生勘定に示される総付加価値のすべての用途の平均的数量変化を計算することも不可能となる。

16.147. 上述のことから、「体系」の会計的フレームワーク内における統合価格・数量測度のセットに対する限界が事実上純営業余剰のところにあることがわかる。経常移転を含む「体系」の所得勘定におけるすべてのフローは、それ自身の（固有の）価格要素と数量要素に分割することは概念的に不可能である。もちろん、どのような所得フローも財貨・サービスのあるニュメレールセットの価格指数によってデフレートすることによってそのニュメレールに対する購買力の増減を測定することはできるが、この章のはじめで説明したように、そのことはフローをそれ自身の（固有の）価格要素と数量要素へ分割することとはまったく別のことがらである。

Ｋ．一国経済についての実質所得の測定

１．序論

16.148. 勘定内の任意の所得フローを価格指数によってデフレートすることによって、ある指定された財貨・サービスのニュメレールセットに対する当該所得項目の購買力を測定することが可能であり、貯蓄のような残差項目についても同様である。デフレートされた所得額を基準年次における現実所得額と比較することによって、その所得の実質購買力がどれだけ増加或いは減少したかを決定することが可能になる。このようにしてデフレートされた所得は一般に「実質所得」と呼ばれる。

16.149. 実質所得を解釈する際には、次の２つの点を銘記する必要がある。

(a)実質所得は、ある選ばれた参照年次の価格水準と関連づけることによって測定される。実質値は独立しては存在し得ない。それらは参照年次の選択に応じて変化する。

(b)実質所得はある選ばれたニュメレールに対する購買力の変化を測定する。かくして、それらはニュメレールの選択にも依存する。

16.150. 明確な或いは議論の余地のないニュメレールの選択方法がないことが多いので、ニュメレールの選択は統計の作成者ではなくて利用者に委ねられるべきであるという考え方があり、そうした見地から、国民経済計算において実質所得を示すことには常に何がしかの抵抗があった。しかし、大きな価格変化が生じた場合には、統計の作成者は少なくとも実質所得の何らかの測定値を示す義務がある、ということもできる。国民経済計算の利用者のすべてが彼らの要求に最も適した実質所得を計算する機会、意欲或いは専門的知識をもっているわけではない。さらに、少なくとも経済全体の水準においては、実質所得の多目的測度に対する多くの利用者からの需要がある。この節の目的は、そうした測度をどのように作成するかを示すことである。

２．交易条件の変化による交易利得・損失

16.151. 一国経済について定義される各種の異なる実質所得集計量を検討する前に、不変価格表示の国内総生産と実質国内総所得或いは実質ＧＤＩとの基本的相

違を説明することが必要である。不変価格表示のＧＤＰは本質的に産出数量測度である。一国経済の水準において、不変価格表示のＧＤＰは、前年或いはある固定基準年次の基本価格で評価された輸入を前年或いは固定基準年次の購入者価格で評価された最終支出の合計から控除するという一種のダブルデフレーションによって計算される。たとえそれに輸入品に課される税と生産物に課される税のうち居住生産者の総付加価値から除外されている部分があれば、その部分も含まれているとしても、このような測度は本質的に国内生産からの産出の数量測度である。

16.152. しかし、居住者が国内生産から獲得する実質所得総額は、輸出が外国からの輸入に対して交換される比率にも依存する。ある国の輸出品の価格がその輸入品の価格よりも急速に上昇する（或いはより緩やかに低下する）ならば―すなわち、その交易条件が改善されるならば―、ある所与の輸入量を賄うために必要な輸出量にはより少なくて済むことになるので、国内生産水準を所与とすると輸出から消費や資本形成に財貨やサービスを再配分することができるようになる。したがって、交易条件の改善はある所与の国内生産水準において生じる所得から居住者が購入し得る財貨やサービスの数量を増加させることができることになる。実質ＧＤＩは国内生産によって生じる所得総額の購買力を測定するので、交易条件が変化する場合、不変価格表示のＧＤＰと実質ＧＤＩの動きの間に大きな乖離が生じる可能性がある。不変価格表示のＧＤＰと実質ＧＤＩの動きの間の差は一般に「交易利得」(trading gain)（或いは損失(loss)）と呼ばれている。不変価格表示のＧＤＰと実質ＧＤＩの動きの相違はいつも小さいというわけではない。輸入と輸出がＧＤＰに比べて大きい場合、そして、輸入と輸出を構成する財貨・サービスの商品構成が大きく異なっている場合、潜在的な交易利得および損失の範囲は大きいであろう。たとえば、このようなことは、ある国の輸出が主としてココア、砂糖、石油のような少数の一次産品から構成されており、その輸入が主として工業製品から構成されているような場合に生じ得る。交易利得或いは損失、Ｔ、が次のような式によって測定されることは容易に示すことができる。

(30)

ここで、

Ｘ＝当期価格表示の輸出

Ｍ＝当期価格表示の輸入

Ｐｘ＝輸出価格指数

Ｐｍ＝輸入価格指数

Ｐ＝ある特定のニュメレールに基づく価格指数

Ｐｘ、ＰｍおよびＰは基準年次においてはすべて１に等しい。かっこ内の項は参照年次の輸出および輸入価格表示による貿易収支を測定し、最初の項は現実の実際の貿易収支をニュメレール価格指数によってデフレートしたものを測定している、ということがわかる。両者が異なる符号をもつということは完全にあり得ることである。

16.153. 交易利得或いは損失の測定においては１つの重要な選択が行なわれなければならない。すなわち、当期の貿易収支をデフレートするための価格指数Ｐの選択である。この話題については厖大な、しかし、結論に達するには到らない文献があるが、一般的な合意がある一つの点は、Ｐの選択が時として結果に大きな相違をもたらす、ということである。すなわち、実質ＧＤＩの測定はＰの選択に対して時として敏感である可能性があり、このことがこの問題についての合意が得られることを妨げてきた。

16.154. あるデフレーターが別のあるデフレーターよりも優れているという様々な議論のすべてをここで要約しようとする必要はないが、Ｐについて提唱されてきた主たる代替案がどのようなものであるかを示しておくことは有益である。それらは次のように３つのクラスに分類することができる。

(a)１つの可能な方法は当期の収支、Ｘ－Ｍ、を輸入価格指数（これは強く支持されてきた）或いは輸出価格指数のいずれかによってデフレートすることであり、一部の権威者は、ＰｍとＰｘの選択は当期の貿易収支が負であるか正であるかによるべきである、と主張している。

(b)第二の可能な方法は当期の収支をＰｍとＰｘの平均によってデフレートすることである。様々な種類の平均―単純な算術平均や調和平均、或いは、より複雑な貿易額による加重平均―が提案されている。

(c)第三の可能な方法は当期の収支を外国貿易から求められるものでない何らかの一般的な価格指数によってデフレートすることである。たとえば、それは国内総最終支出の価格指数或いは消費者物価指数等である。

16.155. ただ一つのデフレーターの選択に関して合意が得られないということは、どのデフレーターもあらゆる状況において最善とはいえない、という事実を反映するものである。デフレーターの選択は、当期の貿易収支が黒字であるか赤字であるか、ＧＤＰに対する輸入と輸出の規模等のような要因に依存するであろう。他方、交易条件の変化から生ずる交易利得および損失を計算することが極めて望ましく、そして、一部の国にとっては極めて重要であるということには一般的な合意がある。このような行き詰りを解決するために、次のように勧告する。

(a)上記の方程式（30）に定義されるような、交易利得或いは損失は「体系」の不可欠の部分として扱われるべきである。

(b)当期の貿易収支のための適切なデフレーターの選択は、その国の特定の状況を考慮して、その国の統計当局に委ねられるべきである。

(c)ある国の統計当局が使用すべき最も適切な一般的デフレーターＰの決定に関して確信がない場合には、輸入価格指数と輸出価格指数の何らかの平均を使用すべきであり、最も単純でわかり易い平均は輸入価格指数と輸出価格指数の非加重算術平均である。（この方法は、この問題についての専門文献においてはギアリー法と呼ばれている。）

16.156. このような提案は、共通のデフレーターについての合意が得られないことが集計的実質所得測定値の計算を妨げないことを保証しようとするものである。同じタイプのデフレーターがすべての国によって採用されないとしても、何らかの交易利得の測定値が常に計算されるべきである。デフレーターの選択についての確信がもてないような状況においては、輸入価格指数と輸出価格指数の平均が適切なデフレーターとなることが多いであろう。

３．実質所得集計値の間の相互関係

16.157. 交易利得或いは損失の測定値が利用可能であると仮定すると、様々な異なる実質所得集計値を「体系」内において提示することができる。それらの間の

相互関係を以下にリスト・アップして示す。

(a)不変価格表示の国内総生産：すなわち、固定ウエイト指数或いは連鎖指数によるＧＤＰ数量指数を用いて基準年次ＧＤＰ価額を外挿する（すなわち、ＧＤＰ数量指数を基準年次ＧＤＰ価額に乗じる）ことによって得られる基準年次価格或いは価格水準によって評価された当該年次のＧＤＰ

プラス

交易条件の変化から生じる交易利得或いは損失

(b)イコール：実質国内総所得

プラス

外国からの実質第１次所得の受取

マイナス

外国への実質第１次所得の支払

(c)イコール：実質国民総所得

プラス

外国からの実質経常移転の受取

マイナス

外国への実質経常移転の支払

(d)イコール：実質国民総可処分所得

マイナス

不変価格表示の固定資本減耗

(e)イコール：実質国民純可処分所得

16.158. 上記の会計構造においては、各々の集計値は不変価格表示の国内総生産、すなわち、ＧＤＰ数量の測定値から出発して順次求められている。上記の(a)から(b)、への移行については前節において説明した。上記の(b)から(d)への移行のために必要な段階は居住制度単位と非居住制度単位の間におけるフロー、すなわち、外国との間で受け払いされる第１次所得と経常移転のデフレーションを伴う。価格デフレーターの必然的な選択方法はないが、このようなフローの購買力は広い基礎をもつニュメレールによって、すなわち、国内総最終支出を構成する財貨・サービスのセットによって表示されることが勧告される。換言すれば、第１次所

得と経常移転はともに国内総最終支出の価格指数によってデフレートされるべきである。もちろん、この価格指数はＧＤＰの数量および価格指数と整合的に定義されるべきである。

16.159. 検討されるべきもう一つの可能な方法は次のような会計的フレームワークを用いることである。

(a)不変価格表示の国内総生産：すなわち、上記のように定義される実質ＧＤＰ

プラス

不変価格表示の輸入

マイナス

不変価格表示の輸出

(b)イコール：不変価格表示の国内総最終支出：すなわち、不変価格表示の最終消費支出と実質総資本形成

マイナス

不変価格表示の固定資本減耗

(c)イコール：不変価格表示の国内純最終支出

プラス

外国からの実質タームの純経常受取（すなわち、国内純最終支出の価格指数でデフレートしたもの）：

（ｉ）当期貿易収支（輸出マイナス輸入）をデフレートした値

プラス

（ii）第１次所得の受取マイナス第１次所得の支払をデフレートした値

プラス

（iii）経常移転の受取マイナス経常移転の支払をデフレートした値

(d)イコール：実質国民純可処分所得

16.160. このフレームワークにおいては、外国とのすべての経常フローの受払いはただ一つのデフレーター、すなわち、項目(c)国内純最終支出のデフレーターによってデフレートされる。結果として、この指数は項目(c)以降のすべての項目の一般的価格デフレーターとして用いられる。不変価格表示の固定資本減耗の適切な推計値が利用可能でないためにすべての支出測定値を総のままにしなければな

らない場合には、代わりに国内総最終支出の価格指数を用いることができるであろう。

16.161. このもう一つのフレームワークは、各種の実質所得項目がすべてただ一つのニュメレール、すなわち、国内純最終支出を構成する財貨のセットを参照して測定されているという利点をもっている。したがって、そのデフレーターがエクスプリシットであるので、実質国民純可処分所得の意味を把握することがより容易となる。この第二のフレームワークは国内純最終支出デフレーターを一般的デフレーターPとして用いることによって交易利得或いは損失を測定しているが、一方、Pは常に外国貿易に向けられるフローに基づくものであるべきであるという議論もあり得る。たとえば、交易条件に正の変化があった場合にインプリシットな交易利得が負になる、或いは、逆に、交易条件に負の変化があった場合に交易利得が正になる、という可能性があり、これは重大な欠点であると考えられる。したがって、結局のところ、最初に掲げたフレームワークが選ばれるべきである。しかし、「体系」が定めるガイドラインは実質所得の測定の部分においては他の箇所におけるよりもいく分より柔軟或いは寛容であることが必要であり、その統計的或いは経済的理由づけが正当とみなされるならば、様々な代替的なデフレーターの使用は、「体系」の基礎にある基本的原理に矛盾するものではない。「体系」は、他の一定の分野においても（たとえば、家計部門の内訳部門分割）、硬直的でなく柔軟に運用する必要があることが想起されるべきである。

第XVI章　価格測度と数量測度

第ＸⅦ章　人口と労働投入

Ａ．序論

17.1. ＳＮＡは、国内総生産と消費集計量を１人当たりで表示するため、人口の定義を必要とする。また、生産性を検討する目的から、労働投入変数も必要となる。

17.2. 国境の存在が、ここで述べる概念に多くの複雑さをもたらしている。解説を分かり易くするため、そのことの考慮は本章Ｃ節にまわし、国境を越える人の移動、企業の所有権の国境を越える広がりはないとして、こうした問題に触れることなく、考察を始める。

Ｂ．国境がない場合の人口と労働概念

17.3. 図17.1は、本章の最初の部分の要約である。ＳＮＡの一部をなす概念は、太線の箱の中に示した。こうした概念の正式な定義は、本章Ｃ節で述べられる。

１．人口と就業

17.4. 原則として、人口は、それぞれが１時点に関連づけられるかたちで、人間の存在数を頻繁に調査した結果としての数の年平均である。（センサスは、通常、ある特定の夜間の人間の存在数を調査している。）このように、人口は、人間の

存在数の年平均である。ほとんどの労働力調査では対象外であるが、ここでは施設人口を含んでいる。

17.5. １時点の人間の存在数の調査数値は、その数値が関連づけられる時点で終わる調査期間（通常１週間）中の生産活動（または、生産活動をしていないこと）によって、「就業者」（employed)「失業者」（unemployed）「非労働力」（not in the labour force）という３つの型に分類される。就業の定義は、国際労働機関（ＩＬＯ）によるもので、第13回国際労働統計家会議で採択された「経済活動人口、就業、失業と不完全就業の統計に関する決議」の中にある。定義をここで与える必要はないが、図17.1に示されているように、就業（employment）の定義と仕事(job）の定義とが１対１に対応することを前提すると、仕事の年平均数は、第２、第３等々の仕事の年平均数の分だけ、就業者の年平均数を越えてしまう。実際、ある人の第２、第３の仕事が、そのどちらもが調査期間中に、継続しているかもしれないし、昼間の仕事と夜間の仕事を持っている場合にも、同じ事が起きることに注意しなければならない。

17.6. 調査期間中に複数の仕事に従事している就業者は、なんらかの本質的には恣意的な慣行の適用によってのみ、最重要とされる仕事の産業及び就業上の地位によって分類することができる。現実には、家計側からの調査は、就業と仕事のいずれかまたは両方についてデータを提供し、事業所側からの調査は、仕事についてのデータのみを提供している。したがって、仕事に関するデータの方が、就業に関するデータより豊富に存在する傾向がある。

17.7. 「体系」には、就業(employment)は入らないが、仕事(job）は入る。仕事は、取引の類似物であるが、就業者はそうではない。

２．仕事

17.8. 日常用語としての仕事（job）は、２つの意味で使われている。第一は、制度単位において占めている地位、たとえば、「ＢはＸＹＺ社のトラック運転手としての仕事に就いている」、といった意味で、第二には、活動の業務や性格という意味で、たとえば、「Ｂの仕事は、ＸＹＺトラックを運転することである」といった具合いに使われる。ここでは、第一の意味で使う。実際、仕事は、定めら

れた期間あるいはさらに通知されるまで、報酬の見返りとして働くという、個人と制度単位との明示的あるいは暗黙の契約として定義される。（当該個人と）当該制度単位が（ともに）非法人企業の所有者でもよく、この場合、その個人は自営業者（self-employed、または、自己雇用者）とされ、混合所得を得ていることになる。

17.9. ここで、いくつかの点について展開する。

(a)仕事には、雇用者（employee）としての仕事と自営業者（自身）としての仕事の両方が含まれている。雇用・雇用者報酬と自営・混合所得との区別は、第Ⅶ章で示してある。図17.2は、こうした議論の要約である。

(b)労働（work）は、第Ⅵ章において定義された生産境界の中での財貨・サービスの生産に貢献するなんらかの活動を意味している。労働の適法性や作業者の年齢は、原則的には、関係ない。

(c)混合所得と雇用者報酬とは、第Ⅶ章で定義されている。第11回国際労働統計家会議で採択された国際労働機関（ＩＬＯ）「労働費用に関する決議」にあるように雇用者報酬と労働費用とは異なる。両者のちがいは、雇用者報酬には、無基金の社会保険制度への帰属雇主負担が含まれるが、訓練・福利・募集・作業着の提供といった費用や、労働費用と見なされる税は含まれないということだけである。

(d)明示的あるいは暗黙の契約とは、財貨・サービスの産出の提供ではなく、労働投入の提供に関わるものである。その契約の表現が、一定期間あるいはさらに通知されるまでという期間についてのものになるのは、そうした理由による。時間あるいは出来高で支払われる煉瓦積み職人の仕事は雇用者の仕事であるが、一定の支払で煉瓦を積む契約は仕事ではない。この場合、仕事といえるのは、煉瓦積み職人の名目的な自己雇用契約である。同様に、自営の窓掃除の業者自身の仕事は、窓掃除という作業のために自分自身を雇う暗黙の契約と見なされる。これとは完全に別に、その人は窓掃除というサービスを提供するための顧客との契約を結ぶのである。

(e)ここで定義した仕事と、すでに述べた第13回国際労働統計家会議で採択された国際労働機関（ＩＬＯ）決議で就業者として扱われている「仕事を持っているが休業中」（with a job but not at work）すなわち休業者のカテゴリーとは、一点若干異なるところがある。国際労働機関（ＩＬＯ）の定義では、就業者には、

支払を受けてはいないが、「仕事への復帰の保証・・・あるいは、復帰期日の協定」という形での「仕事への形式的結びつき」を有している人々を含めている。雇主とレイオフあるいは訓練で職場を離れている人とのこのような了解を、「体系」では仕事とは見なさない。

17.10. 仕事は、雇用者と自営業者という分類のしかただけでなく、標準経済活動分類によっても、分類されるであろう。

３．総労働時間

17.11. 仕事(job) 当り産出は、生産性のとりわけ粗雑な測度であるから、「体系」で望ましいとされる労働投入の測度は、総労働時間である。第11回国際労働統計家会議で採択された国際労働機関（ＩＬＯ）「労働時間統計に関する決議」では、次のように労働時間が定義されている。

労働時間の統計には、次のものが含まれる。

(a)所定時間内の実労働時間。

(b)所定時間外の追加的労働時間であり、割り増し支払を受けるのが一般的である時間（超過勤務）。

(c)仕事場で、仕事場の準備、道具の修理・維持・準備・掃除、作業表・工程表・報告書の準備などに要した時間。

(d)仕事場で、材料不足、機械の故障、事故などの理由で作業待ちとなった時間または、仕事はなかったが雇用契約に従い支払がなされた時間。

(e)仕事場での、ティー・コーヒーブレイクを含む休憩時間。

実労働時間の統計から、以下のものは除外すべきである。

(a)年次有給休暇、有給公休日、有給の病休など、支払を受けているが働いていない時間。

(b)食事休憩。

(c)通勤時間。

17.12. 総労働時間は、雇用者としての仕事と自営業者としての仕事の年間実労働時間の総計である。

17.13. 雇用者の仕事の場合、労働時間は、支払を受けた時間から支払を受けたが働いていない時間を引き、支払を受けず働いた時間を加えたものに等しいということは、自明の理であるが有用である。実際、多くの事業所調査では労働した時間ではなく支払われた時間が記録されていることから、労働時間はそれぞれ仕事グループごとに、有給休暇等の利用可能なあらゆる情報を用いて推定しなければならない。

４．フルタイム換算

17.14. 労働投入を総労働時間タームで表現することに消極的に代わるものとして、年間フルタイム換算タームで労働投入を測定する方法がある。フルタイム換算就業とは、総労働時間をフルタイム就業者の年平均労働時間で割って定義されるところの、フルタイムに換算された仕事数である。

17.15. この定義は、必ずしも概念がいかに推計されるかを述べてはいない。時には、単純にすべてのパートタイムはフルタイムの半分に勘定するといった方法が、考えられ得る最も粗雑な方法となることもある。フルタイムの仕事の（週時間の）長さは、時期によって変化し、産業間で異なりもすることから、各々の仕事グループごとに、フルウィーク・フルタイム未満の仕事の平均比率と平均時間を推計するような、より洗練された方法が好ましい。

17.16. たとえ総労働時間の推計を行なえるデータが十分にある場合でも、フルタイム換算雇用も国民経済計算に表示されるべきである。そのひとつの理由は、フルタイム換算雇用の推計しかできない国との国際比較が容易になるという点にある。他の理由として、仕事グループごとのフルタイム年間時間は、時期によって異なることから、総労働時間とフルタイム換算雇用との２つの概念がそれぞれ異なった情報を与えることになるということである。たとえば、病気あるいは年次休暇が増えると、フルタイム年間平均時間が短縮され、他の事情が変わらなければ、総労働時間も減少するが、フルタイム換算雇用はほとんど変化しない。その一方で、総労働時間が減少しているのである。もし、生産性の変化を計算する際

の分母として後者（総労働時間）ではなく前者（フルタイム換算雇用）を用いるとするなら、生産性の上昇の幅が小さくなるか、より大きく落ち込むであろう。同様の事は、国際比較でも当てはまる。しかし、フルタイム年間時間に有給の病休を含め、総労働時間では除外しているとすると、病休が増えれば、年次休暇が同じだけ増える場合よりも、フルタイム換算雇用は、より多く増えるかより少なく低下し、生産性の上昇がより低くなるか、大きく落ち込むことになる。これは、病気は生産にとって望ましくない障害となるが、年次休暇は生産に代わるものとして、望ましいものという評価を意味しているかもしれない。しかし、病気による欠勤情報が、フルタイム年間時間の推計に利用できない場合には、総労働時間の推計にも利用できないということになろう。

17.17. 実際には、総労働時間とフルタイム年間平均時間とを推計しなければならないかもしれない。多くの国では、とくに月給形態の有給雇用者としての仕事については、標準または通常の労働時間、有給の超過勤務時間、年次休暇・休日の資格といった項目のみがわかるだけで、総労働時間あるいはフルタイム年間時間から、平均病休を除いて推計することは不可能であろう。もし、パートタイム仕事の病休比率がフルタイムの仕事と同じであるとすれば、フルタイム換算雇用に誤差は生じないから、誤差の発生が不可避だとしても、それほど問題にはならないであろう。

17.18. データ源となる統計調査の調査週間が十分に代表性を持たないとき、年間変動に関する最も有効な情報を用いて、通年データの推計を行なうべきである。

５．不変報酬表示の雇用者労働投入

17.19. 総労働時間とフルタイム換算雇用とは、いずれも労働投入の物理的測度である。産出もまた、普通トンや立方メートルといった物理的タームで測られるが、これは国民経済計算では用いられない。というのは、トン当りあるいは立方メートル当りといった基準量は生産物間で異なり、こうした物理的測度は一般的な経済的意義に欠けるからである。しかし、労働の時間当り報酬や年間フルタイム当り報酬もまた実に様々であろうから、労働投入の物理的測度もまた一般的な経済的意義に欠ける。そこで、こうした測度の有効性は様々な種類の労働の混合物は

国や時期が違ってもだいたい同じであるという仮定に基づいたそれであるか、社会的あるいは政治的関わりにおいて、生産や所得の発生という経済的側面よりむしろ個人の福利に関心の中心があるというようなケースでの適用における有効性ということになる。

17.20. 産出の場合には、名目価格と不変価格の両方で測られているが、中間投入についてそうするように、労働投入についても同じ事をするのは自然なことである。しかし、混合所得は、自己雇用（自営業者）の報酬であり、明確に労働の報酬と資本・企業家活動の報酬と区別することはできない。こうしたことから、雇用者労働投入（自己雇用労働投入ではない）の価額のみ、「体系」の一部とする。名目価格および不変価格で雇用者労働投入を測定することは、産出の測定と対称をなすものであることに注意すべきである。

(a)市場価格と市場報酬は、様々な財貨・サービス・仕事の相対的な経済的重要性の尺度であると仮定する。この仮定の長所と短所は、産出についても投入についても同様である。

(b)不変価格概念と不変報酬概念とは、数量を基準期間の価格あるいは報酬の水準で再評価したものとして定義されるが、実際には、各々のグループごとに、名目価格あるいは名目報酬水準の価額を、適切な指数で割り、それを合計することにより推計できる。

(c)その際使用されるグループ指数は、仕事あるいは財貨・サービスの代表サンプルについて、（品目）選定され銘柄指定された仕事、財貨・サービスによって代表される内訳グループの各々の相対的重要性を反映したウェイトを用いて計算した推定値である。換言すれば、報酬指数は、物価指数と同じように作成される。

17.21. すでに述べたように、不変報酬表示の雇用者労働投入は、名目価額をデフレートして推計できるが、データによっては、仕事グループごとの当期の仕事数にその仕事グループの基準期間の年間平均報酬を掛けて直接求めることもできるかもしれない。

Ｃ．国境

17.22. 本節では、国境の存在から生じる問題を検討する。（同様の問題が、地域勘定においては地域の境界から生じる。）概念を明確化するということは、一国内の人や企業といった日常的な概念を、経済領域内の居住者としての制度単位という正確な概念によって置き換えるということである。居住者及び経済領域については、第ＸⅣ章において、国内総生産の概念と適合するように、詳しく議論し定義されている。

17.23. こうした定義をそのまま再録することは避け、要点をいくつか強調しておく。

(a)その国の海外にある軍事基地および大使館・領事館は、その国の経済領域である。

(b)制度単位の居住者としての属性は、「経済的利害の中心」となる場所、すなわち、企業であれば長期間生産を行なっている事業所の場所、家計では主要な居住地によって決定される。

(c)このことは、１年以上他の経済領域で生産を行なっている企業は、そこに経済的利害の中心を有しているものとして扱われることを意味している。この場合、準法人企業が、他の経済領域に存在し、そこの居住者となっているとみなす。

(d)同様に、他の経済領域に１年以上住み働いている人は、そこの居住者として扱われるということを意味している。

１．人口

17.24. 人口は、一国の経済活動領域内の人々の年平均数である。ここでの定義によっても、他の定義によっても、慣習上、経済領域は、海外にある大使館、軍事基地、船舶、航空機を含むという事実を忘れてはいけない。

２．仕事

17.25. 仕事もまた、雇用者または自営業者の居住者特性によって、見ていくことができる。しかし、労働投入の測定のためには、居住者である生産者のみが国内総生産に寄与するのであるから、雇用（する側の）制度単位または自己雇用制度単位の居住者特性のみが関係する。このようにして、C国に住み、D国で働く人の所得は、D国の付加価値の一部であるが、C国の所得の一部となる。

17.26. 仕事の場所をこのように決定する原則は、総労働時間、雇用者報酬と混合所得、フルタイム換算雇用、不変報酬表示の雇用者労働投入価額における領域範囲に、同じように適用される。それらの原則は、人口の領域範囲を決定する原則とは異なることから、フルタイム換算雇用と人口は、比較できないことを記憶すべきである。経済領域内に居住する人の仕事は、人口と関連させて見ることが可能ではあるが、国内生産に対する労働投入に対応する仕事としての、その国の経済領域内の雇主のもとでの仕事とは、まったく同じということではない。以下の点に、特に注意すべきである。

(a)一国の経済領域内で行なわれる仕事で算入されない仕事は、取引に従事しているのが1年に満たないため他国の居住者となる制度単位のために行われる仕事である。したがって、外国の短期のコンサルタントおよび修理工は算入されない。

(b)国内制度単位のために行なわれたものであるが、全体あるいは一部が他国の経済領域でなされた仕事は、国内カウントされる。ただし、そこでのその雇用制度単位の経済活動の性格および期間が、概念的に他国に所在する準法人企業を所有しているものとして扱う正当な理由がない場合にかぎる。

(c)国際機関のスタッフおよび外国大使館の現地スタッフとしての仕事は、その場合の雇用単位が居住者ではないことから、除外する。したがって、彼らの所得は国内総生産にはならないが、国民所得の一部ではある。

X国の経済領域内の仕事Aとは、ある個人（X経済領域外の居住者であってもよい）とX国の経済領域の居住者である制度単位（自営業者として活動していてもよい）との間で、一定期間あるいはさらに通知されるまで報酬（あるいは混合所得の獲得）の見返りとして労働に従事する明示的あるいは暗黙の契約のことである。

３．総労働時間

17.27. Ｘ国の総労働時間は、経済領域内の雇用者としての仕事と自営業者としての仕事について、期間中の実労働時間を総計したものであり、さらに、当該経済領域外の労働であるが、その労働がなされる国には経済的利害の中心を持たない国内雇用制度単位のためになされた労働を含め、Ｘ国の経済領域に経済的利害の中心を持たない外国雇用制度単位のための労働を除外する。実労働時間は、上述の国際労働機関（ＩＬＯ）の定義にあるように解釈されるべきである。

４．フルタイム換算雇用

17.28. Ｘ国のフルタイム換算雇用は、フルタイム換算仕事数に等しいものであり、総労働時間を経済領域内のフルタイムの仕事の年平均労働時間で割ったものである。年平均時間は、労働時間と同じように定義される。

５．不変報酬表示の雇用者労働投入

17.29. Ｘ国の不変報酬表示の雇用者労働投入は、ある特定の基準期間の報酬水準を用いて計算したとしたら、雇用者の当年年間報酬はいくらになったであろうかというものである。不変報酬表示の雇用者労働投入で雇用者報酬を割り算すると、国民経済計算のインプリシット支出デフレーターと対比されるインプリシット報酬デフレーターが得られる。

Ｄ．分類

17.30. 労働投入は、付加価値や雇用者報酬と同じ方式で分類されるべきである。これらの変数について、「体系」の基本分類は、国際標準産業分類（ＩＳＩＣ）である。実際、ＩＳＩＣは、雇用や労働生産性の研究に広く使われている。したがって、労働投入は、ＩＳＩＣに沿って分類する。しかし、「体系」は、特定のタイプの分析に対しては有用でありうる、その他の分類方式も提供している。

17.31. 第ＸＸ章の図20.1は、以下のような分類を提案している。

田園部

自営

農業

小農場主

中農場主

大農場主

非農業

非公式、自己勘定

非公式、雇主

公式、自己勘定

公式、雇主

雇用者

農業

非農業

未熟練

熟練

高度な熟練

都市部

自営

非公式

公式

雇用者

未熟練

熟練

高度な熟練

目的によっては、雇用者を、彼らを雇用している部門・内訳部門――家計および対家計非営利団体、公的法人企業および政府、自国民間法人企業、外国支配法人企業といったような――によって分類することも有用かもしれない。

17.32. 第ＸＸ章の図20.6は、雇用者について、もうひとつの分類を提供している。それは、性別と４つの職業グループ――農業、肉体労働者、事務・販売・サービス職、専門・管理職等――による分類である。

第ＸⅦ章　人口と労働投入

第ＸⅧ章　機能分類

Ａ．序論

18.1. 「機能分類」は、生産者と３つの制度部門、すなわち、家計、一般政府および対家計非営利団体のいくつかの取引を分類するために「体系」で提案されている分類である。これらのグループの取引者が取引に携わる「機能」を「目的」あるいは「目標」の意味で識別することから、それらは「機能」分類と呼ばれる。関連する分類は、以下の通りである。

個別消費の目的分類（ＣＯＩＣＯＰ）

政府の機能分類（ＣＯＦＯＧ）

対家計非営利団体の目的分類（ＣＯＰＮＩ）

生産者支出の目的分類（ＣＯＰＰ）

18.2. 機能分類は、３つの目的に役立つ。第一の目的は、ＣＯＦＯＧの場合に限定される。すなわち、第Ⅸ章で述べたように、政府の機能分類は、政府によって提供される集合的サービスと個別の消費財・サービスとを区別するために使用される。個別の財貨・サービスは、現物社会移転として取り扱われ、それらを政府の消費支出の合計から控除することによって、政府の現実集合消費を得る。また、それらを家計の個別消費支出に加えることによって、家計の現実個別消費を得る。政府の機能分類のコード番号ｂによって識別される現物社会移転を表18.1に示した。

18.3. 第二の目的は、さまざまな種類の分析的利用に向けて、一般に関心があることが経験によりわかっている統計を提供することである。たとえば、個別消費の目的分類は、食料、保健および教育サービスにかかる家計支出を提示するが、それらはすべてが国民福祉の重要な指標である。政府の機能分類は、国防および刑務所サービスのような「マイナスの財」（bads）と同様に、保健及び教育サービスのような「価値財」（merit goods）への政府支出を示す。生産者支出の目的

分類は、事業サービスの「外部化」、すなわち、生産者が、以前は企業内で付随的な活動として行なわれてきた食事サービス、清掃、輸送、監査およびその他のサービスを買い入れる傾向が高まっていることについて情報を提供するだろう。

18.4. これらの機能分類の第三の目的は、特定種類の分析のために、「体系」のキーとなる集計量を再構成する手段を使用者に提供することであり、それらの一部分については、第ＸＸＩ章で述べる。たとえば、

(a)いくつかの分析目的のためには、ＳＮＡの総固定資本形成の定義はあまりにも狭いという議論がありうる。労働生産性の研究において、研究者が、通常、過去の教育支出についての情報から得られる「人的資本」の尺度を必要とすることはよくある。それゆえ、４つの機能分類は、家計、政府、対家計非営利団体および生産者によって負担されている教育支出を識別する。

(b)経済成長の過程を研究する際、研究者が、一部または全部の研究・開発（Ｒ＆Ｄ）支出を消費支出としてよりも資本形成とみなす方を選択することがある。生産者支出の目的分類と対家計非営利団体の目的分類の両方ともＲ＆Ｄを別個の項目として記録する。政府の機能分類は、今のところ、政府によって行なわれているすべてのＲ＆Ｄを識別してはいないが、この分類の改訂版をつくりそうすることは可能であろう。

(c)家計の支出および貯蓄の研究で、一部の研究者は、耐久消費財への支出を経常的経費としてよりも資本的経費と考える方がより有益であることを認めている。この理由から、個別消費の目的分類は、耐久財への支出を別個の項目として識別している。

(d)経済成長の環境への影響についての研究で、研究者は、環境被害の修復あるいは防止のためになされる支出に関する情報を必要とすることがよくある。「汚染の除去および抑制への支出」は、生産者支出の目的分類の大項目であり、また、政府の機能分類は、「汚染の除去および抑制を含む、衛生業務およびサービス」を識別している。しかしながら、汚染の抑制及び除去についての支出であっても、特定産業に向けられたある種の政府支出は、別個の項目として現れることはなく、政府の機能分類のどこか他のところに含まれていることは注意されねばならない。

18.5. 表18.1～4は、４つの分類の大項目を示す。個別消費の目的分類（ＣＯＩＣＯＰ）と生産者支出の目的分類（ＣＯＰＰ）とは暫定的であり、特に生産者支出

の目的分類は、公表可能なものとなるまでに大幅に改訂される可能性がある。対家計非営利団体の目的分類（ＣＯＰＮＩ）は、1968年版のＳＮＡから変わっていない。政府の機能分類（ＣＯＦＯＧ）は、国際連合統計局の刊行物（Series M,No.70,New York 1980）により与えられたものである。現物社会移転をより正確に識別するためと、貧困の救済、予防的ヘルスケアおよび環境損害の修復と防止のような政策的重要性の増大している機能をより完全に識別するために、政府の機能分類は修正を必要とする。

Ｂ．分類の適用

18.6. 原則として、これら４つの分類に関する分類の単位は、取引または取引のグループである。分類されているのは、特定の機能と関連して、あるいは特定の目的を実現するために、なされる現実の支出または帰属された支出である。実際には、このような詳細なレベルで実施することが常に可能であるわけではない。
18.7. 個別消費の目的分類は、個別消費支出と現実個別消費の両方を分類するために使用される。後者は、表18.1に示されるような現物社会移転を加えることによって前者から得られる。
18.8. 国によっては、個別消費の目的分類で使用されるような機能グループにしたがってしばしばデータを集める家計調査に個別消費支出の推定の基礎を置いていることがある。その場合、目的別個別消費支出の推計値が直接得られることになる。ただし、家計調査からのデータは、種々の系統的な誤差と脱漏に関して調整される必要が通常ある。しかし、多くの場合、消費支出の推計は、小売売上に関する統計によるか、あるいは国内生産と輸入による財貨・サービスが中間及び最終使用に配分される「コモディティ・フロー」法によるか、どちらかによって作成される。この場合、個別消費の目的分類を適用するための出発点は、生産物

タイプ別に、または生産物タイプ別への近似として活動種類別に家計の消費向けの財貨・サービスを分解することである。いくつかの財貨とサービスは多目的である。たとえば、織物は衣服または家具・インテリアのために使用されるだろうし、ディーゼル燃料は旅客車両あるいは住宅暖房のために使用されることが可能で、保険サービスは住宅、輸送または健康に関する危険のために利用されるであろう。多少の近似が生産物分類から個別消費の目的分類への変換時に必然的に含まれ、または、活動種類別分類から個別消費の目的分類への変換時にはなお一層不可避的に含まれる。

18.9. 政府の機能分類は、一般政府とその内訳部門による経常取引（たとえば、消費支出、補助金および経常移転）、資本支出（資本形成および資本移転）および金融資産の取得を分類するために設計されている。取引の完全なリストを表18.2に示した。

18.10. 経常移転・資本移転に関して、また、ある種の金融資産の純取得に関しては、それらに直接政府の機能分類のコードを割り当てることによって取引を分類することが通常実行可能となろう。その他のほとんどの支出に関して、取引を分類することはできないかもしれない。その場合、近似として、分類の単位を政府の各省内の庁、所、局またはプロジェクト・ユニット(agencies, offices, bureaus or roject units within government departments) にしなければならないであろう。特定の分類単位によるすべての支出が、政府の機能分類のコードひとつに割り当てられよう。もちろん、識別できる最も小さな単位がまだ二つないしそれ以上のＣＯＦＯＧ機能を実行することは起こるであろう。このような場合、最も大きいと判断されるものにその単位の支出すべてを配分するよりも、実行される異なった機能間にその単位の支出の近似的配分を行なうことが通常ベストであろう。

18.11. 政府によって支払われる財産所得は、ほとんどすべて公債の利子である。表18.2には、機能分類される項目として財産所得を示してはいるが、通常、利子支払を当初債務を負った際の機能あるいは目的と結びつけることはできない。おそらくすべての、あるいはほとんどの財産所得は機能14「主要グループに分類されない支出」に配分しなければならないであろう。

18.12. 対家計非営利団体の目的分類は、政府の目的分類と同様の取引の範囲、す

なわち経常取引、資本支出および一定の金融資産の取得をカバーする。ほとんどの国では、対家計非営利団体の活動に関する詳細な情報を集めることは難しいであろう。そこで、一般に、団体全体を８項目の一つに配分しなければならないであろう。もちろん、もし１団体が多目的であること――たとえば、宗教サービスとともに教育サービスを提供する宗教団体――がわかっているならば、異なった目的間にその支出を分割する試みが、たとえそれがまったくの近似にすぎないとしても、行なわれるべきである。分類は表18.3に示される。

18.13. 生産者支出の目的分類は、生産者による一定の支出――つまり、中間消費、雇用者報酬、生産に課されるその他の税マイナス補助金、固定資本減耗および総固定資本形成――を分類するために使用される。分類は表18.4に示される。

18.14. 生産者支出の目的分類は、原則として、市場生産者であろうと非市場生産者であろうと、すべての生産者に当てはまる。ただし、区分のすべてが両方のタイプの生産者に対して必ずしも同等の関心があるわけでない。たとえば、「販売促進費」は、非市場生産者には通常適用されないであろう。おそらく、実際には生産者支出の目的分類は主として市場生産者の取引の分類に対して役立つに相違ない。現在、この種類の分類に関しては、ほとんど経験がない。なお、分類の単位は取引であるべきであるが、実際上、「費用センター」あるいは、たとえば、販売促進、経理、研修のような、主に特定の目的にサービスを行なうその他の単位を分類単位にせざるをえないことも多いであろうと思われる。

第ⅩⅧ章　機能分類

第ＸⅨ章　様々な状況と必要に対する統合フレームワークの適用

Ａ．序論

19.1. ＳＮＡの中枢体系は、少なくとも二つの目的を追求している。第一に、各国の国民経済計算専門家に対してガイダンスを提供し、各々の国の国民経済計算体系の開発を援助することによって、他国において既に試みられたアプローチを再び研究したり実験したりする無駄を避けることである。第二に、世界規模の経済の経済・社会分析を促進するため、各国の国民経済計算の国際比較を容易にすることを目的としている。ＳＮＡは、このような目的を持った一組の統合された国際標準である。

19.2. これら二つの目的は、各国の間に存在する発展段階、経済・社会構造、法制度、経済・社会政策等の差異に応じて、矛盾を含むように見えるかもしれない。とりわけ、非常に異なる状況にある国々を見る場合には、この矛盾はある程度実際に存在する。しかし、ＳＮＡの勘定構造は十分一般的であり、ほとんどの場合に十分適用可能であるということを前提としている。もちろん、すべての国の特殊性がＳＮＡの標準に反映されているわけではない。そのようなことは不可能であろう。強調したいことは、特に取引や取引者の分類や関連する諸定義を与える場合には、各国の特徴が「体系」が提供する柔軟性（フレクシビリテイ）の枠に収まるということである。「体系」のもっとも詳細な水準の分類ですら一般的な性格のものに留まっており、いかなる経済にとってもアプリオリに適切であるというものではない。もちろん、付加価値税や輸入補助金のように国によっては存在せず、結果としてその国の統計分類に現れないものもあろう。他方、所与水準の分類をより詳細にしたり別の分類水準を追加することが有意義である場合もあろう。どの国の国民経済計算専門家もこうした試みを行なうことを奨励されるが、その場合も国際比較という目的を念頭においてほしい。

19.3. 各国がその国独自の要請と矛盾なくＳＮＡの統合フレームワークを実施で

きるようにするということが、ＳＮＡの背後の意図としてある。逆に、各国は主要国際標準から逸脱することなく独自の国民経済計算を展開することも可能である。

19.4. 一般に、分析上の要請とデータの入手可能性に対応して、統合体系の枠組みの範囲内でも、どの側面を強調するかは様々であろう。このことは、体系の制度部門、産業、生産物、取引、勘定等の分類を様々な水準で用いたり、追加的な分類を行なうことによっても、また、代替的評価方法を用いたり、勘定体系の様々な部分に異なった優先度や公表頻度を設定することや、公表の際に結果の配列を変更することなどによっても可能である。これまでも、取引やその他のフローの補完的分類の諸要素は、とりわけ、付加的な表示や分析を目的としたものであった。階層的分類の第一水準でもさらに第二水準でも示されていない支配の基準に、より大きな重要性を与えるために、内訳制度部門を再編成することも可能である。さらに、ＳＮＡの基本分類には含まれていないが、「体系」の論理と矛盾しない付加的基準を導入することを認めている。たとえば、企業の雇用規模や家計の所得規模、田園部と都市部の区分の導入などが考えられる。

19.5. すでに述べたようなＳＮＡの柔軟性をとりわけ強調したい。というのは、過去においてＳＮＡは経済の相互連関のすべてを表示するわけではなく、また様々な国の様々な条件への適用に対して、柔軟性を欠いた限界を持った一連の勘定であるという狭い認識がつくられてきたからである。このような欠点の解決は、相互関連の表示、家計部門の分割、所得発生と消費とのリンクの表示などを含む社会会計行列（ＳＡＭ）の構築を通じて追求された。さらに、しばしばＳＡＭは、ＳＮＡの一つの代替物であるという誤った印象を与えてもきた。ＳＡＭはＳＮＡの代替物ではない。ＳＡＭが行列形式をとり、詳細さの度合いに強い関心が払われていようとも、それはＳＮＡである（行列表示とＳＡＭに関して、より詳しくは、第ＸＸ章を参照）。現在までのところ、ＳＡＭの開発者達は、正規の国民経済計算の作成者以上に特定の興味や関心に焦点を与えるためにその柔軟性を利用してきた。ＳＡＭの力は、ＳＮＡも同様であるが、特定の関心事の研究に対して、それにふさわしいタイプの細分方式を選択できることに由来している。表章の形式がフルセットの勘定であろうがあるいは同じ意味を持つ行列であろうが、勘定のいくつかあるいはすべてを作成する作業の正規部分で、このような弾力性を発

揮することの利点を示すことが、「体系」の一つのねらいである。

19.6. 本章の目的は、各国がＳＮＡにしたがって自らの体系を設定する方法について詳細に議論することではなく、ＳＮＡを柔軟に使用することによって、各国がその中枢体系を特殊な状況や分析に適合させて使用することが可能であることを示すことである。このために、本章では多くの事例を提供している。誤解を避けるため付言すると、本章で提示される事例は中枢体系から外れたものではなく、各国の状況及び必要に合わせて独自の特徴を付け加えた中枢体系を構築する方法と手段である。

Ｂ．家計部門の詳細な分析

19.7. 住民の詳細な経済・社会分析を行なうにあたって、家計部門の分析は非常に重要である。ＳＮＡでは、他の部門の勘定同様、家計部門の勘定に重要性が付されている。家計部門は複雑な存在である。実際、まず第一に、それは家計による家事に関わる取引(domestic transactions)、すなわち最終消費者としての家計の役割に関連した取引を含んでいる。第二に、家計が行なう生産活動、法人・準法人企業ベースで組織されない生産活動に伴う取引を含んでいる。生産活動に携わる家計においては、制度単位としての家計は、両方の種類の取引に関わり、当該家計に属する資産を保有し、家計として負債を負う。この単位の貯蓄も正味資産もひとつの数字しかない。事実、企業所得が計算された後、この所得のうちどれだけが消費者としての家計に分配され、どれだけが企業に留保されるかについて、このような分配が実際には行なわれないのであるから、観察する方法はない。資産や負債の中で、企業型、あるいは家計型といえる場合もあろうが、言えない場合もある。いずれの場合も、家計こそがすべての資産の所有者であり、負債に対して責任を負っている。

19.8. 多くの場合、家計は性別や年齢のような身体的特徴を異にするだけでなく、就業しているかどうか、就業している場合にはどのような生産活動に従事しているかを異にする諸個人を含んでいる。したがって、ある家計の経済的特徴は雑多なものから成っているといえるかもしれない。しかし、家計に社会－経済的位置づけを与えることは、個人の集まりとして家計の特質を記述するうえで有意義な方法である。なぜなら、家計の構成員がともに生活を行ない、家族関係あるいは類似の関係によって結び付き、社会的に見ても経済的に見ても多くの共通点を分かち合っているからである。

１．家計部門の内訳分割

19.9. 家計部門全体は、経済的にも社会的にもきわめて雑多なものであるから、この部門をより均質なグループに分割することは、是非とも必要なことである。「体系」は家計の内訳部門の分類を包摂している。家計は、主要な所得源泉にしたがって分類される（第Ⅳ章を参照）。国によっては、より詳細な分類やレファレンス・パーソン（多くの場合、所得の主要な提供者である）の社会－経済的特質に基づくもののような別の方法を導入しようとしたり、あるいは二つ以上の内訳部門分割の方法を同時に導入しようとするかもしれない。様々な基準がありえよう。

19.10. 雇主と自己勘定の就業者においては、農業、鉱業、製造業、建設業、サービス業といった従事している経済活動の種類による分類は、明らかに意味がある。しかし、こうした大別された経済活動内においても、事業の種類と規模、したがって所得と富にはかなりの相違があろう。それゆえ、経済活動の種類によって異なるかもしれないが、家計が所有者となっている企業の規模と類型とに関して、付加的な基準を導入しようとする国があるかもしれない。農業、商業を除いて一般的に、規模は雇用者数と家族従業者数との合計によって定義することができる。また、農業では、面積、家畜数などが考慮されなければならないし、商業では販売額がより重要である。企業の類型は、その組織・運営の形態をさしているが、法的地位が存在するかどうか、会計帳簿が存在するかどうか、その経済活動が安

定しているかどうか等を考慮したものである。このような基準による区別として、公式活動と非公式活動とのそれは、よく言及されるものである。ある程度の非公式活動は、先進国でも見られるが、この区分は、発展途上国において特に意味がある。途上国の多くでは、非公式活動に関わる人々（街頭商人、靴磨き等）の数は多く、重要な意味を持っている。彼らは、一般的には、自己勘定の就業者であるが、雇主である場合もある。そうする意義がある場合、「体系」は公式活動／企業と非公式活動／企業の区別を勧告する。この区別は、雇主と自己勘定の就業者についての内訳部門をさらに細分するために利用されるであろう。

19.11. 雇用者については、熟練度の様々なレベルが区別されるであろう。また、就業している企業の経済活動や類型の大別のような、他の基準も利用されよう。

19.12. 都市部と田園部の区別は、状況によっては基本的なものとなる。勘定構造全体に対してこうした区別を導入するためには、家計調査データを基礎とし、生産調査や行政データを考慮しながらそれを調整することが唯一の方法である。また、人種間の区別も意味をもつ国もあろう。

19.13. 表19.1，こうした代替的方法の要約を与える。

２．内訳部門への勘定系列の適用

19.14. 勘定の完全系列はすべての内訳部門にとって有効であるが、生産勘定および所得の発生勘定は、とりわけ雇主1)と自己勘定の就業者の内訳部門について重要である。こうした勘定をたとえ概略的にでも構築することが、多くの場合、こうした家計部門に発生する混合所得の近似を得るための唯一の方法である。その他の内訳部門の場合、生産勘定と所得の発生勘定には、持家住宅サービス、有給の家事使用人を雇うことによって生産されるサービス、偶発的、付随的に行われる生産活動、および副次的な所得源泉のみを構成するその他の非法人企業が含まれている。

19.15. 「体系」の勘定構造は、次の３つの所得分配・再分配の主要段階を描写するために設計されている。

(a)第１次所得（家計部門の場合には、営業余剰、混合所得、雇用者報酬、受取純財産所得からなる）

(b)可処分所得。所得や富等に課される経常税、および現物社会移転を除くその他の経常移転を控除した後の所得。

そして、

(c)調整可処分所得。現物社会移転後の所得。

この３つの所得概念は、家計部門全体のレベルでも、それぞれ大きさが大きく異なる可能性がある。家計の類型によっては、概念間の差異はさらに大きくなる場合があり、そこで、所得再分配の正確な姿を伝えるためには、原則として３つの勘定すべてが必要となる。さらに、３つの概念を区別することは、現実最終消費と貯蓄の測定へ道を開く。現実最終消費は、家計の様々なグループが取得した消費財・サービス総量の最良の近似値であり、生活水準の評価に必要なものである。他方、少なくとも大きな自然災害や政治的事件による資産の破壊、インフレーションによる保有利得・損失がさほど重要でないときには、将来利用可能な資産の変化を近似するものである。

19.16. 上の段落19.15では、移転の徹底的な研究を含め、所得再分配の過程の完全な描写の重要性について指摘した（以下の段落19.25を参照）。逆に、購入者の行動の短期分析により密接に関連する他の目的では、家計が実際に意思決定し得る所得部分に関わる所得概念が要求されるかもしれない。このような概念を裁量所得と名付けられよう。この概念は、可処分所得と後者に含まれている現物要素の分だけ異なる。第Ⅷ章段落8.13および8.14を参照。可処分所得に含まれる現物要素が提示されている。

19.17. 所得規模による所得分配の研究は、よく行なわれている。こうした研究では、データソースや対象となる所得の性格によって、家計、個人、課税上の単位など様々な統計単位が利用されている。雇用者報酬あるいはより狭く賃金・俸給を分析する場合には、個人が賃金を得ることから、個人単位が利用される。この場合、所得の類型から考えてもデータソースという点から考えても同じ統計単位が選択される。営業余剰と混合所得では、企業または家計が統計単位として望ましい。なぜなら、多くの場合、家計の２人以上がこの生産単位で働いているからである。総合的な所得概念（第１次所得、裁量所得、可処分所得、調整可処分所得）については、家計が適切な単位である。行政上のデータが課税上の単位によっており、それが唯一の所得データであり、特に唯一の定期的なものである場合

には、そうした課税上の単位を使用せざるを得ないかもしれない。家計調査は、統計単位としての家計概念に最もよく近似するように設計されているかもしれないが、完全な姿にするためには他のデータによる補完が必要である。もちろん、個人でない統計単位が使用される場合、誤った解釈を避けるためには、一人当り（あるいは消費単位のような統計基準による）所得の計算も必要である。

19.18. 国民経済計算の家計部門を所得階層に細分し、所得階層別に完全な勘定系列を提供することも考えられる。この方法は、社会－経済グループ別分類に対する代替方法、あるいは、このようなグループまたは、内訳グループの補完的細分類と考えることもできる。この接近方法は、（最適な所得概念の選択を除き）概念的な問題はないが、利用可能なデータからして実行できそうにない。しかし、所得規模基準は、一定の項目、たとえば裁量所得や可処分所得そのもの、少なくともそれらの主要構成要素を分析するために利用されよう。

19.19. 資本勘定は別にして、他の蓄積勘定や貸借対照表は、データ上の問題からして、家計を細分することはきわめて困難であろう。しかし、富の不平等の研究は、経済・社会分析の不可欠な部分である。また、主に貯蓄・富の調査、資本課税の記録、建物、金融資産・負債のストックデータなど様々な統計用具を利用することは、考えうる方法である。国民経済計算の枠組みにそうした分野を統合することを長期目標とする国でも、様々な状況や必要に応じて、部分的な分析が、経常勘定や資本勘定から得られる指標を補完するために実行可能であり、かつ極めて有効であるかもしれない。たとえば、貨幣資産・負債の実質保有利得・損失の推計は、家計へのインフレーションの影響を知るうえで重要である。洪水、地震、戦争が家計資産の重要な部分を破壊したような国については、おおよそでもそうした破壊の推定値があることがきわめて望ましい。

３．取引項目およびバランス項目の補完的詳細情報の導入

19.20. これまで、一連の勘定、再分配、蓄積過程について注釈を加えながら、統合経済勘定の列によって、家計部門の細分化を扱ってきた。統合経済勘定の行、すなわち取引項目およびバランス項目に目を移してみよう。「体系」の分類や関連する補完要素が導入されている。ここでは、それらを、勘定系列や取引分類の

順に検討していく。

19.21. 家計部門の列の内訳分割であっても行の取引項目とバランス項目の細分化であっても、同じような目的を追求することができる。第一の方法が実行できないとき、行の方で雇用者報酬や混合所得などいくつかの重要な項目だけを分析するという接近方法もあろう。たとえば、前節で述べた都市部・田園部の区別は、十分ではないにせよ、少なくともある種の所得概念にとっては、有効な場合もありうる。もちろん、必要なデータが利用可能あるいは妥当な近似値が得られる場合には、両方法を結合して最も豊かな分析を行なうことができる。

19.22. 産出は、販売されるもの、物々交換、自己勘定最終消費や自己勘定資本形成のような自己勘定使用に向けられるもの、在庫に追加されるもの（純在庫変動は、正であることも負であることもある）とに区別される。

19.23. 雇用者報酬データ（および対応する雇用指標）は、労働の種類（たとえば、教育水準、職業分類に基づく熟練度、性別）、雇用している産業、地域（都市部・田園部の区別のような）別の分析を行うことができる。雇用者報酬を現金・現物に分けてもよい。すでに述べたように、雇用者報酬の所得階層分布、これが不可能な場合には、賃金・俸給の所得階層別分布は、経済・社会分析の重要な要素である。

19.24. 混合所得と企業所得は、様々な方法に細分される（家計の場合、営業余剰は持家住宅サービスによるものだけである）。ここでもまた、様々な基準がありうる。産業源泉別、経済の公式・非公式別、地域別といった基準についてはすでに言及した。さらに、近代的生産活動と伝統的生産活動の区別（公式・非公式活動の区別と同義ではない2)）、あるいは、その近似として資本集約的活動と労働集約的活動との区別の導入も考えられる。自給経済が一国経済の中で大きなシェアを占める場合には、その部分を他の非公式な伝統的活動とは別にすべきである。

19.25. 移転の分析は、所得再分配の研究の重要な一部分である。移転に関するデータは、家計調査や行政上の記録から得られる。「体系」には、様々な水準の分類があるが、これを様々なかたちで補完してもよい。たとえば、社会給付は、保障対象（失業、疾病、老齢等）別分類が考えられる。あるいは、所得の再分配がいまだ家族の責任によってなされている国では、居住者家計間の移転と海外に住む家族からの送金を雑経常移転の項目を細分して分離する一方、他の雑経常移転

の項目は集計度を高くしてよい。

19.26. 最終消費支出には、すでに産出を考察した際に言及した項目が含まれる。少なくとも、自己消費は、他の消費要素と区別すべきである。物々交換が重要な意味を持つ国や地域では、それも分離すべきである。貨幣要素と現物要素を系統的に区別するということも考えられる。後者には、現物雇用者報酬に対応する消費要素と海外および法人企業からの現物移転に対応する消費要素とが（もしあれば）含まれるであろう。さらに、様々な非貨幣消費取引要素も区別してよい。

19.27. 消費支出から現実消費への転換には、政府および対家計非営利団体（ＮＰＩＳＨ）の現物移転を考慮しなければならない。これらは、もちろん定義から非貨幣である。

19.28. 貨幣取引と非貨幣取引とを分離する必要から、資本勘定では、自己勘定資本形成を分離する。

19.29. 表19.2は、家計部門の勘定系列を示している。表中の取引およびバランス項目の分類は、付加的な細分類によって補足されたものである。多くの細目は補完的分類の要素である。

Ｃ．過渡期にある経済における雇用者のための企業支出

19.30. 制度単位を部門分割する理由の一つは、単位のもつ基本的目的に関連している（第Ⅳ章を参照）。非金融法人企業や金融法人企業は、コストを上回る価格で販売し、利潤を得る目的で、財貨・サービスを市場で販売する意図をもって生産している。政府単位と非営利団体は、個々の家計またはコミュニティ全体に対し、無料または経済的に意味のない価格で提供するために、財貨・サービスの生産あるいは購入を行なっている。提供される個別的財貨・サービスは、主に医療と教育である。市場経済でも、雇用者向けに学校や病院をもつ企業もある。たとえば、

僻地にある鉱山会社では、そうするかもしれない。しかし、こうしたサービスの提供は、ひたすら、あるいは主として、社会政策に関わったものというより、むしろ市場の需要に基づいている。もし、鉱山の近くに学校や病院がなければ、そこで働こうとする者はいない。こうした状況では、教育サービスや医療サービスは、雇用者に提供される報酬の一部とさえいえ、「体系」ではこのようなサービスの価値を現物賃金・俸給として扱っている。

19.31. 計画経済のもとでは、企業は、保健・教育・レクリエーションサービスを雇用者（ときには一般住民）に対してしばしば提供してきたが、それは主に雇用者を誘引するためではなく、これらのサービスを計画経済の隅々にまで提供する政府の政策の延長としてである。企業は、国家管理下にあったから、国家は特定地域や特定の労働者集団にサービスを保証するための「代理人」として、企業を利用することができた。サービスの費用は、企業から政府への移転（税）あるいは政府から企業への移転（補助金）を計算する場合には、少なくとも暗黙的に考慮に入れられていたことになる。「国民経済統計バランス体系」では、こうした支出は、住民の総消費（ＳＮＡの現実家計最終消費に等しい）の一部として記録されていた。

19.32. 計画経済から市場経済へ、物的生産物バランス体系（ＭＰＳ）からＳＮＡへ移行した国では、企業の雇用者のためのこうした支出を、いかに記録すべきかという問題がある。すでに述べたように、ＳＮＡは、企業概念を、市場による需給の一致の考察をベースに設定しているので、企業の最終消費支出の概念を認めない立場をとっている。

19.33. ひとつの可能性は、上述した鉱山会社の例のように、問題の支出を現物賃金・俸給として扱うことである。「体系」における現物賃金・俸給の取扱いでは、企業による保健その他の社会的サービスの産出と同じ額が、雇用者の現物賃金・俸給によって購入されたものとして記録される。そうすることによって需給を一致させ、当該家計のサービス消費の水準を正確に示すことになる。しかし、それは、家計最終消費支出の一部として現れるが、現物社会移転としては現れない。「体系」が消費支出と現実消費との区別を導入した理由は、まさに、消費の資金提供者と受益者とを区別できるようにするということにある。出現しつつある市場行動様式の観察がきわめて重要であるとき、これらの支出を現物社会移転とし

て記録しないということは、負担者と消費者の分析を大いに歪めかねない。

19.34. 移行期の問題の解決のため、移行期にある国では、雇用者のためにかなりの社会支出を行なう企業を２つの制度単位として扱うべきであるということを提案する。市場販売向け財貨・サービスの生産に関わる活動部分は、金融機関・非金融法人企業のいずれかとして適切に扱い、雇用者への社会サービスの提供に関わる活動部分は、こうした活動だけに限定した、貸借対照表を含む完全な一組の勘定をもたない場合でも、対家計非営利団体として扱うべきである。移行中の国での簿記の実態からして、多くの場合、完全な会計帳簿が利用可能であり、対家計非営利団体に結び付けた扱いは、実際、ＳＮＡの原則の単なる直接的実行にすぎないと考えられる。不完全な記録しかない場合、あらゆる利用可能な情報を利用して、対家計「準」非営利団体を創設すべきである。これは、生産勘定しかもたず、産出は準非営利団体によって生産されたものとされる。生産コストを分離できない場合の別途として、社会サービス生産を金融機関ないし非金融法人企業の全生産に含ませ、その社会サービスが対家計準非営利団体に販売されたとすることもできる。

19.35. ３つの場合とも、個別消費支出は、親企業からの移転によって資金提供された対家計非営利団体または対家計準非営利団体に記録され、これらは現物社会移転の一部を形成し、家計最終消費支出ではなく現実家計最終消費に入る。その重要性から、これらすべての対家計非営利団体は企業の対家計非営利団体と呼ばれる対家計非営利団体の特別な内訳部門に一括され、それによって移行期間中に変化する対家計非営利団体の役割を観察することができる。この企業の対家計非営利団体がもはや重要でなくなった場合には、企業のこうしたタイプの支出が残ろうとも、現物賃金・俸給として扱うべきであり、問題の準単位は親企業に吸収される。

Ｄ．公的部門、自国民間部門、外国支配部門

19.36. 制度部門の分類には、法人企業について公的なそれ、自国民間のそれ、外国支配のそれの系統だった区別が含まれている。この区別は、非金融法人企業については、第２水準で現れるが、金融機関の場合には、第３または第４水準でのみ現れる。こうした区別を行なうのは、必要や状況に応じて、分析目的に合わせて部門分割の編成替えを行なうことを可能にするためである。

１．公的部門

19.37. 「体系」の主要分類では、公的部門を構成する要素がばらばらになっており、公的部門全体をまとめて表示するためには、部門編成の変更が必要である。そのためには、一般政府の全内訳部門、非金融法人企業および金融機関の公的内訳部門をまとめればよい。公的部門の勘定では、財貨・サービスを経済に供給するうえで公的機関の果たす役割が示されるとともに、生産のための諸資源にたいする公的機関の需要が示される。また、生産・消費・資本形成をファイナンスするために公的部門によって利用された手段、公的部門のインフレ・デフレ圧力、対外黒字・赤字および対外債務への影響も明らかにする。所得の再分配における公的部門の役割については、既に一般政府勘定で扱われている。

19.38. 勘定の完全系列は、公的部門の分析に役立つ（通常、公的部門を構成する全単位についてそのためのデータが存在するが、場合によっては、そうしたデータの収集に困難があるかもしれない）。公的非金融法人企業部門によって行なわれる主要な活動を明らかにするためは、最小限、生産勘定と所得の発生勘定が必要である。さらに、可能な限り公的非金融法人企業部門のフルセットの勘定を主要な経済活動別に作成することが好ましい。

19.39. 公的部門の勘定は、統合経済勘定と類似した枠組みで提示されるが、公的部門の様々な内訳部門についての列がはじめに示され、次にそれ以外の部門（民間部門）についての列が示される。分析上、公的部門全体とその他の部門との関係に関心があるので、連結勘定が必要である。しかし、「体系」の一貫した理解のためには、公的部門の勘定をまず連結せずに表示し、次に連結した状態で表示

するのが望ましい。（既に、第Ⅱ章の段落2.82で述べたように、バランス項目を変化させることがないように、異なる勘定で現れる取引は、決して連結されることはない。）

19.40. こうした部門の編成替えは、統合経済勘定と類似の表章形式で示すことができる。それは、表19.3で「公的部門」と表示してある５つの列に示されている。3)

19.41. 国際収支問題に直面する国において、実行可能ならば、公的部門の海外取引を別に表示することは、非常に有用であろう（その際、実行可能性に関する主要な問題は、輸出入に関連したものであり、それは、特別な分析を必要とする）。そのことによって、財貨・サービスの対外収支、経常対外収支、海外に対する債権の純増について、公的部門と海外の関係、民間部門と海外の関係が別々に測定できる。必要となる海外部門の分割は、表19.3に示している。

19.42. ある種の分析において、資本勘定と金融勘定とを扱う場合、狭義の公的部門概念が有効である。これは、非金融公的部門（すなわち、一般政府プラス公的非金融法人企業）と非貨幣公的部門（すなわち、非金融公的部門プラス中央銀行およびその他の預金取扱機関を除く公的金融機関）である。こうした代替的定義に基づく連結資本・金融勘定を勧告する。

２．自国民間部門と外国支配部門

19.43. 公的部門勘定は、民間部門勘定と表裏一体のものである。後者は、民間法人企業と家計、対家計非営利団体とを含む。しかし、民間法人企業は外国支配の法人企業と自国民間支配の法人企業とを含んでいる。外国支配非金融法人企業・金融機関とを一括するのは、自国民間部門（民間非金融法人企業・金融機関、家計、対家計非営利団体を含む4)）とは別個に、その取引を表示するためである。外国支配単位と自国民間単位との間を連結する明瞭な必要性はない。

19.44. 表19.3は、民間部門が外国支配部門と自国民間部門とを加えたものであるということを示す再整理を与えている。もちろん、必要であれば、外国支配部門（非金融法人企業および金融機関）と自国民間部門（非金融法人企業および金融機関、家計、対家計非営利団体）の構成要素を表示してよい。

19.45. 公的部門、自国民間部門、外国支配部門の分析、また、民営化や国有財産の売却による部門変更の分析が、多くの国で重要な問題となっている。とりわけ、市場経済への移行期にある国では、特別な関心事であり、そうした国の国民経済計算に大いに関わりがある。

19.46. 場合によっては、できれば、外国支配部門と自国民間部門の海外取引を別個に示すと分析上有用であろう。

３．目的の再述

19.47. 上のいくつかの段落で述べたことがらの意図は、そこで示された内訳部門表示と、階層的分類を直接適用した標準的内訳部門表示（たとえば、第Ⅱ章の統合経済勘定に組み込まれたもの）との間での二者択一にあるのではではない。どちらのタイプの分析・表示とも、中枢体系の一部であるし、適切であれば両方を用いてもよい。

19.48. 公的部門、外国支配部門、自国民間部門の勘定は、各々の付加価値シェアや、種々の所得概念や貯蓄に関する各部門のシェアといった重要な構造的情報を提供している。また、各部門の雇用データもきわめて有用である。とりわけ、このような勘定は、こうした部門の経済行動とその成果を整合的に分析することを可能とする。

Ｅ．キー部門勘定とその他特殊部門勘定

19.49. 「体系」は、各制度部門内部における経済活動の統合された分析を可能とする。たとえば、非金融法人企業の内訳部門についての勘定を法人企業をいくつかのグループにまとめて作成することも、あるいはより一層の意義が認められる

場合には、主要経済活動別に細かく括られた法人企業について勘定を作成することも可能である。そのような分析は、生産から蓄積までの全経済過程をカバーするものとなろう。おそらく、国際標準産業分類（ＩＳＩＣ）のかなり集計度の高い水準になってしまうだろうが、所与水準でこうした分析を体系的に行なうことができるであろう。あるいは、当該国の関心によっては、いくつかの特定産業について、こうした分析を行なうことができる。さらに、家計生産活動についても、少なくとも企業所得を計算するところまでは、同様の分析が可能である。

19.50. 場合によっては、当該経済の対外取引と均衡について一般に決定的役割を果たしているキー活動を強調することが、経済分析上きわめて有用である。このようなキー活動には、石油部門、鉱業活動、特定作物（たとえば、コーヒー）が含まれ、輸出、外国為替資産の重要な役割を占めており、政府の財源としても大きな役割を占めていることも多い。場合によっては、銀行活動がキー活動であったりする。「体系」では、キー部門やキー活動に対して、特別な、正確な基準を提供しようとする試みは行なわれない。それは、経済分析や経済・社会政策上の要請に基づいた当該国の判断の問題である。たとえば、未成熟な段階にある小さな産業でも、キー活動としての取扱いに値する場合もあろう。

19.51. 第一に、こうしたキー活動や生産物が定義されなければならない。このため、ＩＳＩＣの分類や国内分類の中で異なる場所に示されているいくつかの項目をまとめる必要があるかもしれない。たとえば、石油・天然ガスについては、原油・天然ガス採掘（ISIC中分類11）、石油生産物の精製・製造（ISIC細分類2320）、パイプラインによる輸送（ISIC細分類6030）、固体・液体・気体燃料と関連生産物の卸売（ISIC細分類5141）、自動車燃料の小売（ISIC細分類5050）を含む勘定となろう。状況次第でキー部門の拡張が行われる。たとえば、石油部門には石油化学を含めてもよい。

19.52. キー生産物の財貨・サービス勘定は、その源泉・使途を示すように作成される。キー産業について、生産勘定と所得の発生勘定とが作成される。当該分野の経済過程とその評価手順を十分に理解するために、その経済活動と生産物について、詳細な分類を用いなければならない。そういった分野では、一般的に、市場価格と管理価格が混在し、税と補助金等の複雑なシステムが存在している。

19.53. キー生産物とキー産業に関する勘定は、供給・使用表（表19.4）の枠組み

で分析されよう。キー産業は列に詳細に示され、他の産業は集計してもよい。行では、キー生産物が同様に詳細に示され、他の生産物は集計されてよい。もちろん、表の目的に応じて、他のいくつかあるいはすべての産業や生産物を詳細に示すこともできる。供給・使用表の最下部には、労働投入、総固定資本形成、固定資産ストックの行が示され、これらの行と産業の列の交点に、キー産業の関連指標が現われる。表の使用の部分では、総固定資本形成と在庫変動の列を、キー部門またはキー産業と他の部門または他の産業とに分割してもよい。小農と法人企業所有・経営の大プランテーションといったように、キー活動が相互にきわめて異質なタイプの２つの生産者グループによって営まれている国では、その費用構造と行動は全面的に異なるのであるから、生産者を２つのグループに分割してもよい。

19.54. 次に、できる限り完全に、キー部門の勘定群を作成するが、キー部門の範囲を明確にする必要がある。石油や鉱業の場合、キー部門は一般に限られた大法人企業からなる。大法人企業が副次的活動を営み副次的生産物がある場合にも、それらを含む全取引が取り上げられる。こうした副次的生産物の性格を知ることは有益ではあるが、その使途は必要でない。もちろん、公的、外国支配、民間の区別は、キー部門を扱う場合、基本的なものである。大法人企業各々に対する企業会計データの注意深い検討が、単純でも容易でもないにしても、統合された分析のためには、必要であろう。鉱業活動の一部では、小法人あるいは時には非法人企業によって営まれている場合がある。統計調査や行政データから得られる部分的情報に依存しなければならない場合でも、こうした単位をキー部門に含めるべきである。

19.55. コーヒーのようにキー活動が農業である場合、事情は複雑である。ほとんどの生産者は、おそらく準法人企業でもない非法人企業である。理想的には、キー部門勘定は、こうした生産活動を営む家計について完全な勘定群を含むべきではあろう。こうした方法は実際には困難であろうから、キー活動に最も密接した勘定と取引のみに限定する必要があるかもしれない。こうした勘定は、一面では生産・所得の発生・企業所得勘定を含み、他面では資本・金融勘定の主要取引を含んでいる。

19.56. 多くの場合、政府は、課税や財産所得の受取、あるいは規制活動により、

さらにまた補助金によって、キー活動に重要な役割を果たしている。したがって、キー部門と一般政府との取引を詳細に検討することは、きわめて重要である。関連する生産物に課される税を含め、キー活動に関連したフローを別個に提示するために、取引分類の拡張が必要である。こうしたフローは、一般予算以外の財源として、特定目的の省庁、大学、基金、特別会計等の様々な政府機関によって受け取られている。同様に、こうした財源が政府によってどのような使途に向けられているかを分析することは、とくに石油の場合のように一般予算に含められていない場合には、非常に有用である。政府支出のこうした部分について特別な目的別分析が必要となる。

19.57. キー活動が地下資源のように再生不可能な自然資源によっている場合、キー部門勘定において、その他の資産量変動勘定に資源の変化（新発見と減耗）を、再評価勘定に資産の保有利得および損失を、注意深く記録すべきである。これらのデータは、その経済の経済状態を正確に評価する上で欠かすことができない。さらに広げて、キー部門を環境勘定の方向に拡張してもよい（第ＸＸＩ章を参照）。

19.58. キー部門勘定を統合経済勘定の枠組みで示してもよい。表19.5は、その一例である。ひとつの列あるいは１グループの列をキー部門にあて、他の列は「その他非金融法人企業」あるいは「その他家計」といった適切な名称を付しておく。そうすることによって、取引およびバランス項目に対するキー部門とその他部門の相対的シェアがすぐに分かる。もちろん、こうした表の形式を具体的にどうするかは、各国の事情にもよるし、作成目的にもよる。表19.5の例では、キー部門は、外国支配・公的・自国民間といった制度単位を含むものと想定されている。

19.59. 付加的な表でキー部門と他の部門または海外との「誰から誰へ」の関係を示すことが、次のステップとして考えられる。いずれにせよ、キー部門の対外取引は経済分析にとって基本的なものであり、表19.5に示されるように、海外の列を細分した統合経済勘定で表示してもよい。

19.60. 特殊部門としての旅行は、旅行が必ずしも活動や生産物あるいは生産単位の集合として一括できるものでないため、特殊な問題を提起している。したがって、旅行勘定はサテライト勘定で扱われる。もちろん、明らかに旅行という性格を備えた特定の産業に主に従事する制度単位からなるものとしてキー部門を狭く

定義することは可能であり、また、中枢体系の中で直接扱うことも可能である。旅行サービスが、主に非居住者に対して、しかも特定事業所でなされている国では、特に実行可能でもあり、意味があろう。

19.61. キー部門勘定のモデルでは、既出の段落19.50の意味でキー部門でないが、経済・社会政策上の視点から特別な配慮が要請される他の特殊部門について、同様の勘定を設定してもよい。先進国において、農業は、生産過剰であったり、相当の補助金を必要とするといったことから、そのよい例となる。

Ｆ．海外勘定の問題

19.62. 海外勘定は、一国の対外取引の概観を提供するものである。この概観は、供給・使用表では、輸出や輸入について生産物別分類を行なうことによって、また３次元表では、対外資産・負債および金融取引について債権者部門・債務者部門の関係を示すことによって、さらに詳細なものとなる。

19.63. 対外均衡の困難に直面している国では、より詳細な分析の基礎を与えるため、国民経済計算にさらに詳細な情報を組み込みたいと思うかもしれない。すでに言及した公的・民間部門、キー部門および外国支配部門の対外取引の測定と分析は、きわめて重要である。

19.64. 他方、対外関係に照らして各国を様々なグループに分けて、海外勘定を細分することも可能である。こうしたグループを、たとえばヨーロッパ経済共同体やアンデス条約のような地域条約の加盟国、あるいはＯＰＥＣ諸国や主要輸出先進経済のように類似した経済条件のもとにある国、等々で区別してもよい。ＳＮＡは、この点については特に勧告しない。どのような分割が望ましいかは、各国自身あるいは地域の合意に依るからである。

19.65. 輸入品の生産物別分析や国内総生産（ＧＤＰ）の成長率あるいは外国為替

レートの変動に対する輸入弾力性の分析は、中間消費、最終消費、資本形成の輸入成分の研究によって有効に補完されるかもしれない。財貨・サービスの様々な使途について、輸入生産物と国内で生産された財貨・サービスとを区別して、供給・使用表のひとつのバリアントを使用することが考えられる。（第ＸＶ章を参照。）

19.66. 「体系」は、複数為替レートに含まれている暗黙の税および補助金もしくは、他の移転についての包括的調整額を計算することを勧告する。（本章の章末付録Ａを参照。）そうした手続きにより、自国通貨表示と外国通貨表示の海外勘定のより優れた、整合性を持った分析が可能となる。しかし、「体系」は、外国通貨表示の値を自国通貨表示に換算する場合のレートとしては、経済主体の行動に影響を与えている現実レートからはずれないよう、様々な取引で用いられている現実レートを使用する。さらに、おのおの取引を平均為替レートを用いて自国通貨表示の計算を行なうことが、分析上有益な国もある。各々の取引について、後者の値と現実為替レートを用いた値との差が、当該取引に含まれている税および補助金もしくは他の移転である。こうした数値は、複数為替レートシステムによる歪みを分析する際役立つ。人為的に決められた単一為替レートを持つ国でも、同様な作業を行なうことは有益であろう。この場合、為替レートの参考基準を為替レートの加重平均として計算することはできないから、これをどう決定するかという問題が付加的に生じる。

19.67. 対外債務問題が重要なときは、債務のストックと取引に重点が置かれなければならない。本節の冒頭で再述したように、「体系」は金融手段の取引と金融資産／負債のストックが、債権者部門・債務者部門に記録される３次元表を提供している。このような表を完全に作成できない国でも、少なくとも海外部門および海外部門と交渉のある諸部門では、そうする価値がある。支払いの遅延や債務の再編成を表示するためこうした表を補完したり、組み替えたりしてもよい。対外債務の返済(Servicing)は、海外勘定に直接表示される利子部分と元本の返済部分の双方が含まれる。その国の負債の純増だけが含まれる海外金融勘定には後者の部分が明示されていない。このような場合、新しい負債の発行と既存の負債の返済を別個に記録することが必要である。

Ｇ．高インフレーション

19.68. 高インフレーション下にある国で意味ある国民経済計算を作成することは、国民経済計算統計にとって大きな課題である。それは、こうした状態では、まったく新しい国民経済計算上の問題が生じるからではない。実際、概念的には、クリーピング・インフレーションの場合のように一般物価水準の変化率が低いごく一般的な状況でも、同じ問題があるからである。しかし、インフレ率が高い場合には、その問題が大きくなる。程度の差はあれ通常の状態では、一応満足できる近似値を求めることができる測定方法が、高インフレ下ではもはやそうでなくなる。

19.69. 基本的には、高インフレ状態では、通貨の３つの古典的機能が危機にさらされる。支払い手段としての機能の混乱は、僅かである。高インフレ下でも、時として合法的に、多くの場合非合法に外国通貨が用いられる場合もあるが、多くの取引は自国通貨で決済され続ける。主要な困難は、通貨の持つ価値の保蔵機能に関するものである。この側面は、よく知られている。たとえば、年率500％ のインフレがおきている場合、貯蓄を貨幣資産の形態で保有することは、インデクセーションという明示的方法によるか、高い市場利子率によって暗黙になされるかはともかく、インフレによる価値減価が補償されない限り、賢明なことではない。おそらく、計算単位としての機能の危機は、短期間の場合でも、より分かりにくいであろう。もちろん、この側面は、既出の価格保蔵機能の問題と関連する。１年という期間を考えても、高インフレ下では、通貨価値（すなわち、購買力）は大きく減少するから、結果として１年の間の様々な時点での取引価値の合計は解釈しにくいものとなってしまう。もし、１年間のすべての取引が時間的に一様に分布し、インフレ率も一定であれば、計算単位は年央の通貨価値であるといえる。しかし、この条件は実際には満たされない。このことは、高インフレ下では、

フローの通常の測定値では、経済構造の歪んだ像を与えるということを意味している。

19.70. ある面では、ＳＮＡは、厳密に適用できれば、正しい測度を提供できる規定を設けている。たとえば、取引は双方の取引者について該当する様々な勘定で同一時点で記録されなければならないといった、取引の記録時点に関する規定は基本的なものである。もちろん、インフレが激しい場合、取引者による記録時点の差は、そうでない場合と比べてずっと重大な歪曲効果をもたらす。

19.71. フロー間の差額として測定される取引項目、バランス項目について、この問題は特に重要である。たとえば、販売される財の売上高と仕入価額との差額（実際によく行なわれている方法：売上－仕入＋在庫変動）として測定される商業マージンの場合がそうである。任意時点での商業マージンの正しい測定方法においては、販売された財の仕入価額は、販売時点の価格であって、実際に仕入が行なわれた時点でのものではない。言い換えれば、在庫変動は、繰入れと引出しが行なわれたそれぞれの時点の価格で評価された在庫への繰入れとそこからの引出しの差額を適切に反映したものでなければならない。（第Ⅵ章を参照。）

19.72. 生産過程が長期（高インフレ下では、「長期」ということの意味が、インフレ率が低い場合と比べ、通常はるかに短い）にわたり、また中間消費の時点と産出が記録される時点に大きなラグ（農業では、収穫が異なる暦年にまたがることも珍しくない）を持つ場合、付加価値の測定は重要な問題となる。原則として「体系」は、正確な測定の解決方法を与えている。それは、仕掛品を注意深く記録することである。実際、たとえば、高インフレ下で中間消費が主として１年の前半に行なわれ、産出（収穫あるいは産出の測度としての引渡し）が１年の後半にほとんど記録されているとすれば、付加価値は過大評価となる。雇用者報酬は発生時点または支払い時点で記録されているから、営業余剰の数字は大きく歪められる。もちろん、農業において収穫が主に１年の前半に行なわれ、中間消費が後半に行なわれる場合、逆の歪みが生じる。

19.73. こうした場合の原則的解決は、仕掛品として産出を漸次記録することである。そのうえで、生産完了時には、前に記録された仕掛品を再評価して在庫からの引出しとしたうえで、完成品の産出をその時点での価格で評価して在庫に組み入れる。この解決方法は、基本的に、産出と在庫を記録する適切な方法が、仕掛

品の記録に注意を払ったペーパチュアル・インベントリー法であることを示している。このことは、企業会計でも国民経済計算でも変わらない。インフレが高率である場合、この理想的な取扱から乖離することは、大きなバイアスの原因となる。実際、この解決方法は、特に企業会計から適切なデータが得られない場合には、適用しがたい。しかし、歪みを最小にするために、できる限りの近似を行なうべきである。

19.74. 前段で示された「体系」の解決方法を適用することは、可能な限り正確な測度を求めようとするものである。しかし、そうした解決方法は高インフレ下での計算単位としての意味の喪失に関わる困難を解決するものではない。厳密には、１年のはじめの通貨単位は、同年の最後の月の通貨単位と加算可能ではない。厳密に言えば、インフレが低い場合でも、通貨の購買力が変化するあらゆる時に言えることである。しかし、通常の状態（低インフレ）では、短期（１年）については、計算単位としての通貨の意味の喪失はほとんどないと想定されている。期間が長くなると、この仮定を受け入れることはできず、（財貨・サービスの）不変価格または実質ターム（通貨の不変購買力）で比較がなされる。ハイパー・インフレでは、短期でも低インフレの長期と同様の測定上の問題が生じる。

19.75. すでに述べたように、１年を通じ、取引が一様に分布していないこと、インフレが一定ではないことから、年央通貨をインプリシットな計算単位として仮定することはできない。その結果、経済関係の描写は歪められる。１年の前半に主に生起した現象は過小評価され、逆に後半で生起した現象は過大評価されるからである。

19.76. このような歪みを除くために、ある時点あるいは短い期間（たとえば１カ月）における通貨を計算単位として使うことも可能である。一般物価水準の変化の指標を当期価額に当てはめ、すべての取引を、ある時点ないし期間の（不変購買力）通貨で再評価することになろう。そうした手続きを系統的に適用することは、もちろん厄介なことではあるが、特定のフローや集計量に限定して、おそらく計算方法を簡略化して実行することは適切といえる。

19.77. 当期価額の国民経済計算の解釈が困難であることから、当期価格勘定の作成は無益であるという結論を引き出すことも可能ではある。しかし、貨幣変数、金融変数と結合して使う場合、それらは依然必要である。さらに、こうした状況

では、より短期をカバーする勘定を一層強調しなければならない。月次勘定は、特定項目を除き明らかに実行不可能であるから、ＧＤＰとその使用だけをカバーするのでなく、より範囲の広い四半期勘定が分析上有効であろう。四半期ベースで通貨単位を計算単位として用いることは、原理的には同じ批判がありうるが、少なくともハイパー・インフレの場合を除外すれば、年次データより解釈しやすい結果をもたらす。さらに、四半期勘定は、その四半期の通貨の平均価値を計算単位として使うため、年次勘定を作成する上でひとつの簡易法を提供するものとなりうる。

19.78. 不変価格の推定値は、一般的に国民経済計算で重要な役割を果たすものであるが、インフレが高率である場合は、財貨・サービスのフローおよび生産勘定に対して一層重要性が高まる。おそらく、当期価格データをデフレートするより、できる限り数量の増加を直接推定するほうが適切であろう。実際、価格変化の測定における近似の程度は、数量変化の大きさと同程度であってもおかしくない。価格上昇に際して、勘定で用いられる基準期間が非常に古い場合、危険性は高まる。

19.79. 一般に、相対価格の変化が大きいとき、不変価格表示の国民経済計算の基準期間を頻繁に変更することが賢明である。基準期間の選択は、常にデリケートな問題であり、高インフレの場合は、価格調整に要する時間が不規則なため、特に複雑である。高インフレの期間においては、そうでない期間と比べ、短期的・中期的・長期的に相対価格がどのように変化するかを研究することは、特に重要性が高い。

19.80. インフレの影響を評価するためには、「体系」の経常勘定、資本勘定および金融勘定のフローを測定するだけでは十分でない。なぜなら、インフレは富を再分配し、インフレに基づく実質的な富の変動はフローに見られる変化を増大したり縮小したりするからである。制度部門と海外について、保有する資産と負債の類型別に実質保有利得・損失を示している「体系」の再評価勘定は、この脈絡では特に重要である。

19.81. もちろん、このような利得・損失の計算は、その国で既に部門別貸借対照表が作成されていることが前提である。金融資産・負債について、部門別貸借対照表の作成がきわめて重要なのは、インフレが高率であるとき通貨の購買力が大

きく変化し、その価値保蔵手段としての役割が損なわれるからである。そうした場合、貨幣資産の額面価値に現される当該資産の実質価値は、徐々に減少する。利子を生む貨幣資産・負債（高インフレの状態では、当座の支払いのために必要最低な水準以上に、利子を生まない貨幣資産が存在することは考えにくい）については、その実質価値の低下は、明示的なインデクセーションによるか、利子の中にインフレを補償する部分が含まれるかして、少なくとも一部に関して一般に補償されている。このことは、こうした場合、名目利子が金融負債／資産の元本の実質的価値の必要弁償分／弁済分とみられる要素を含んでいることを意味している。インフレ率が高くなるほど、この弁償／弁済の過程は速くなる。

19.82. この補償要素を貸し手による資本収益と見なしたり、借り手による経常費用と見なすべきではない、「体系」は、こうした明示的あるいは暗黙のインデクセーションの要素を経常勘定の受取利子あるいは支払利子として扱っている。インフレ率が低い場合、このことはそれほど問題ではない。しかし、インフレ率が高い場合、政府の可処分所得や貯蓄（あるいは赤字）および債権者部門についての対応する数字などを正しく解釈しようとすれば、こうした要素の測定は不可欠なものである。このため、「体系」は、経常勘定のメモ項目として、貨幣資産に関する実質保有利得・損失を表示することを勧告している。高インフレ国では、上述の方法に加え、再評価勘定における保有利得・損失に多大の注意を払うことから、大いに得るものがあろう。

19.83. さらに進んで、顕著なインフレーションを経験している国では、利子の代替的取扱方法（parallel treatment）によって、そうした状況の一層意味ある経済像を得ることを望むかもしれない。このような方法として考えられるものが、この章の付録Ｂで示されている。

Ｈ．四半期勘定

19.84. 短期分析のために「体系」を使う場合、年次勘定は一般に様々な短期変動を、必要とされる程度に詳しく表現できないから、それだけでは十分ではない。他方、短期の諸指標の分析のみに依存することは、様々な理由から、それだけで十分な代替手段というわけでもない。こうした指標は、範囲の点で不完全なものが非常に多く、経済の相互関係を容易に理解できるとは限らない。さらに、年次の国民経済計算の数値の変化と、それに対応する統計指標の変化とが異なることがある。国民経済計算は網羅的であることをめざして作成されるものであり、十分整合的でない基礎データ間の取捨選択や調整の過程から導かれる。結果的に、四半期勘定は、最新の統計や主観的な企業調査のような短期指標とともに広範に利用される傾向がある。先進国だけでなく、途上国でも次第に四半期勘定が作成されるようになっている。

19.85. もちろん、毎四半期について、貸借対照表を含む完全な体系を作成している国はない。四半期勘定のカバレッジは、国によって大きく異なる。おおざっぱな経済カテゴリー別の付加価値推計を使って、ＧＤＰだけあるいは、ＧＤＰとその使途のバランスを計算している国が多い。その対極として、経常勘定、資本・金融勘定のほとんどを含めようとする国もある。すでに述べたように、高インフレ国では、できるだけ完全な四半期勘定を作成することは、年次勘定の解釈の困難性の克服に役立つ。一般政府についての四半期勘定は、財政年度が暦年と異なる国で、年度データを暦年データに変換するのに便利である。

19.86. 四半期勘定は、短期の統計指標の徹底的な利用に基礎を置いている。年次の勘定に用いられるデータのあるもの、たとえば企業会計データなどは、より頻度の高い利用はできない。たとえ利用可能でも、早期推計には間に合わないかもしれない。しかし、短期指標の利用には注意を払う必要がある。短期の指標をつなげても、対応する年次の国民経済計算の数値と同じにならないかもしれない。たとえば、月次あるいは四半期の統計調査によって作成された産業別産出の年変化は、一般に事業所や生産物のカバレッジがより広い年次の統計調査の結果とは異なることがある。また、国民経済計算では欠損項目の推定のために付加的なデータを利用したり、勘定全体の整合性の点検が行なわれるのに対し、月次や四半期の統計調査でも年次の統計調査でもそうした手段を欠くため、それら両者とも

国民経済計算とは異なることがある。四半期勘定の作成に短期統計を用いるためには調整が必要であることから、四半期勘定作成の国民経済計算への貢献で、最も具体的に特定できるものは、一般に計量的手法を用いて、年次勘定の数値とそれに対応する短期の指標との関係が研究されていることである。5)

19.87. 「体系」のどの部分を、どの程度の詳細さで使うかということを別として、四半期勘定は一般的に概念の枠組の修正を必要としない。しかし、四半期の産出の正確な定義と測定のためには、一般に在庫品増加、特に仕掛品在庫に対する分析に注意を払う必要がある。後者（仕掛品在庫）は、年別の場合（年別の場合でも無視はできない）以上に四半期別の場合には、その配分が重大な影響をもつ。このことは、生産工程が長期間にわたる産業では、とりわけ重要である。多くの場合、財貨・サービスが完成・完了した場合のみ記録するのでは、正確な近似には不十分である。もちろん、農業はこのよい例である。この点は、高インフレの問題に関してすでに触れたので、段落19.72および19.73を参照。

Ⅰ. 地域勘定

19.88. 地域勘定が特別な重要性を持つのは、一国の様々な地域の経済・社会発展の程度に重大なギャップが存在する場合である。

19.89. 地域レベルでの完全な勘定体系は、各地域を異なる経済実体として扱うことを意味している。ここでは、他の地域との取引は、一種の外部取引となる。もちろん、外部取引に関して、一国の他地域との取引と海外との取引は区別されなければならない。

19.90. 地域勘定では、３つの制度単位が考えられる。第一は地域内単位（regional units）であり、その利害の中心は一地域にあり、その活動の大部分もその地域で行なわれている。地域内単位には、家計、その全事業所が当該地域に所在す

る法人企業、地方・州政府、さらに、少なくとも一部の社会保障と多くの対家計非営利団体が含まれる。第二に、多地域単位（multi-regional units）であり、それは複数の地域に利害の中心があるが、国全体に広がっているわけではない。多くの法人企業と若干の対家計非営利団体が該当する。最後に、小数の全国単位（national units）があるが、それは、多地域単位の意味でもその利害の中心が地理的に所在するわけではない。それは、中央政府がそうであり、国有鉄道や国有電力企業のように一般に独占または準独占的地位にある小数の法人企業（おそらく公的法人企業）が当てはまるかもしれない。

19.91. 地域内制度単位の取引場所を確定することに、概念的問題はない。その単位は、明らかに当該地域の居住者単位である。多地域単位の取引を地域別に配分することは、大いに困難である。産出の場合のように、この取引場所を物理的に決めることが可能であっても、異なる地域に所在する事業所間の社内フロー額を実際に評価することが必要となる。「体系」では、事業所間の引渡しを産出に含めることとしているが、これは地域勘定では特に重要である。さらに、多地域単位の取引の一部は、厳密にいって概念的に地域化可能(regionalizable)でないことに配慮しなければならない。財産所得と金融手段の取引のほとんどがそうである。したがって、多地域単位のバランス項目は、付加価値とおそらく営業余剰を除き、地域レベルでは曖昧さなしに定義できないであろう。このことは、定義上、多地域制度単位は、いくつかの地域制度単位に分解できないということを意味している。

19.92. 多国籍の法人企業にも、この多地域企業と非常に似た問題があるとの議論があるかもしれない。こうした２種類の企業に類似点があることは明らかであるが、多国籍の法人企業の場合、一般に各国の法令にしたがって、また、いろいろな配慮により、国毎に異なる法的実体をつくることになる。この法的実体は、独立性を十分に備えたのではなく、同一多国籍法人企業内の取引が真の市場価値に依らなくても、「体系」の制度単位として扱われるのに必要な条件を満たしている。別個の法的実体ではない海外支店だけは、多地域法人企業に属する事業所と多少とも同様な事情にある。しかし、一国全体の勘定では、数が少なく、限界的な役割しかなく、測定上の慣行をどうするかという問題は、国民経済計算に結果として現れる数字に重大な影響を与えるものではない。逆に、地域勘定では、こ

うした単位はきわめて一般的である。

19.93. 全国制度単位の所在を確定することは、一層複雑な問題である。この場合、すべての地域にまたがる利害の中心を分割することは、概念的に疑わしい。こうした単位は、適切に地域化できないように思われる。もちろん、電力の販売や鉄道サービス、中央政府により支払われる雇用者報酬のように、そうした単位によって実行される多くの取引が地域に属していないということではない。しかし、そうした単位の勘定全体を地域化することは、概念的に可能でない。たとえば、中央政府によって支払われる公債利子は、地理的にその場所を確定できないかもしれない（他の単位による受取項目としては、場所を確定できるにしても）。同じことが、全国法人企業によって支払われる負債の利子についても言える。おそらく、各地域の他に、地域に配分されないあるいは追加的な地域となる全国部門のようなものを導入することを考慮すべきであろう。この全国部門は、各地域に属する事業所からなる。

19.94. 多地域単位のすべての取引あるいは多地域にまたがる全国単位の取引でさえ、おおよそのルールによって地域に配分することを考えることができよう。しかし、そのことを実際上の近似と考えるべきでない。それは、「体系」の改変である。中枢体系に、事業所／産業についての勘定の完全系列を含めることはできないのと同じ理由から、すべての制度単位とその勘定を地域に完全に配分することは原則的にできない。そのことは、原則的に事業所についてフルセットの勘定を作成することを意味しているからである。

19.95. すべての地域について完全な「体系」を構成している国がないことの理由の一部は、こうした概念上の困難さにある。ほとんどの場合、地域勘定は、産業別の生産活動（運輸、通信のように、地域の確定には概念上の問題があるものもある）と家計と地方・州政府のような地域内単位によって構成される制度部門についてのより完全な勘定の記録に限定されている。財貨・サービス勘定と産業連関表を地域別に作成することに、解決できない問題があるわけではない。もちろん、この場合、他地域との受渡しは移出および移入として扱われる。しかし、輸送に関する整った統計がない場合、実際上の重要な問題がある。

19.96. すでに述べたような限界があるにも関わらず、地域勘定は経済政策にとって非常に有用な手段である。労働力人口、失業、貧困等の地域別統計指標に、部

分的な地域勘定を挿入してもよい。一国内の地域間の格差が大きいほど、おおまかな経済カテゴリー別の一人当りＧＤＰ、一人当り家計可処分所得・家計消費を含む、地域指標の体系の有効性は高まる。各国の抱える事情、データ・システム、この作業に当てることのできる資源を考慮しながら、独自の地域勘定、地域指標を作成していくことは、各国の裁量に委ねられる。

注）

1)そのレファレンス・パーソンが準法人企業の所有者である家計は、雇主についての内訳部門に分類されることに注意せよ。しかし、この企業の生産勘定と所得の発生勘定は、家計部門ではなく、非金融法人企業部門に記録される。その所有者は、「準法人企業の所得から引き出し」と呼ばれる所得を受け取る。
2)たとえば、農業の公式活動は、同一国内でも、集約的養禽あるいは粗放的牧畜かといったことによって、近代的あるいは伝統的とされるかもしれない。
3)一般政府の内訳部門は、別に示されている。
4)国によっては、外国支配対家計非営利団体の取引が重要であることがあり、そうした場合、自国民間部門から除き海外支配部門に含めるべきである。
5)しかし、年次勘定の暫定推計にとっても、とくに不完全なデータしか利用できない場合には、この四半期勘定の方法論が便利に違いない。

第ＸⅨ章　様々な状況と必要に対する統合フレームワークの適用

ＸⅨ章付録Ａ　公式複数為替レート制度の取扱い

Ａ．序論

1．世界の多数の国が、ひとつ以上の為替レートが存在するという状況を経験したことがあるか、今現在そうした状態にある。こうした状態は、常に通貨当局による公式為替レート体制の導入に関係して出現している。ある公式為替レート体制は、外国通貨の購入に対してある種の割当を課す、外国為替取引の制限を伴う単一為替レートからなるものかもしれない。もし、この割当が尊重されるか、あるいは実際に実施されるとすれば――もちろん、ほとんどの場合、非常に疑わしい前提ではあるが――、並行市場は存在せず、為替レートは唯一のものとなる。この唯一の為替レートは、おそらく、偶然の一致を除いて、均衡レートと一致しない。しかしながら、「体系」では、外国通貨から自国通貨へ対外フローもしくはストックを換算する際に、現実の公式単一レートを使う。

2．ふつう、公式為替レート体制は、２つかそれ以上の為替レートを導入し、ある種の取引を促進し、ある種の取引を抑制するようなかたちで、異なる取引カテゴリーに異なるレートを適用する。そうしたレートは税や補助金に類似した要素を含んでいる。このことは、公式複数為替レートの体系が、単一公式為替レート体制に、外国通貨の売買の異なるカテゴリーに対する一連の税や補助金を結合させたものと等価である、ということを意味している。この等価の単一レートを「想定単一レート」（unitary rate）と呼び、対外取引に用いられるすべての公式レートの加重平均として算出される。異なった公式レートに含まれる暗黙の税もしくは補助金の額は、それぞれの取引に対して適用される現実の為替レートで自国通貨に換算された額と、この取引を「想定単一レート」で換算したときの額との差として、計算できる。たとえば、米ドルと自国通貨の「想定単一レート」が10であるとしよう。そこで、輸入意欲を減退させ、ある一定の輸入品を抑制するために適用する公式レートは11であるとする。このタイプの財を１ドル輸入するご

とに１単位の自国通貨の暗黙の税が徴収される。一方、輸出意欲を鼓舞し、輸出を促進する場合も考えてみよう。一定の輸出品目に適用する公式レートは10．5であるとする。このタイプの財を１ドル輸出するごとに0.5単位の自国通貨の暗黙の補助金が輸出業者に与えられることになる。

3．公式複数為替レート体制が存在するとき、「体系」は、特定の取引に適用される現実のレートを用いた対外取引を記録する。これは、「体系」が、いかなる為替レート体制であっても、常に現実に適用される為替レートを用いているということを意味している。このようなことをする理由は、経済主体の行動が、自分の取引の、自国通貨建ての価値を決するような、そうした取引に適用される現実のレートに影響されるからである。しかしながら、輸入や輸出、あるいは、ある種の輸入や輸出、または、その他の取引が、異なる為替レートを用いて自国通貨に換算されるとき、外国通貨建てのフローと自国通貨で表したときの同じフローとの関係は異なってくる。財貨・サービスのフローに関する限り、このことは次のことを意味する。すなわち、フローの背景にある物理的な数量は同一として、一定の輸出・輸入の相対価格、それと、もしくは、輸出・輸入全体の相対価格が、外貨通貨建てで評価されたときと自国通貨建てで評価されたときとで同じでないということである。換言すれば、より厳しい競争の結果としての国際貿易の価格は、ふつう、より真実の市場価格であるとみなされるから、自国通貨で表されたフローに基づく価格関係は、そのような状況のもとにおいては、歪められているとみなされる。

Ｂ．単純な例

4．上の段落で言及した歪みは、海外勘定（対外取引勘定）のバランス項目に影響を及ぼす。バランス項目の大きさは、背景にある対外取引との関係によって変化

する。そのようなバランス項目の正負の符号も異なってくるかもしれない。この可能性を単純な例で説明してみよう。ある国の対外取引が、輸入と輸出と配当とそれにみあった外貨のフローのみであると仮定してみよう。外貨建ての数字は、輸出1,000、輸入950、海外の受取配当は、50である。すべてのフローは同一の期間に発生している。海外勘定は、海外の視点から表章されることに想起すると、財貨・サービスの対外収支は、-50であり、当該国から見れば、黒字である。経常対外収支は、そのときゼロとなり、外国通貨表示の純貸出／純借入もゼロ、通貨および預金の項目に現れる負債（海外）の純変化／資産（一国経済）の純変化もゼロである。さて、公式複数為替レート制度が当該国の中央銀行により運営されているとしよう。中央銀行は、全外貨を輸出業者から10のレート（1単位の外貨に10単位の自国通貨）で購入し、11のレートで輸入業者へ、そして非居住者に配当金を支払っている会社には12のレートで外貨を売る。この付録では、言及されるすべての為替レートが取引日のレートで、サービス料は含まない、ということに留意しよう。それぞれの対外取引を各々に適用される為替レートを用いて自国通貨表示に換算してみる。輸出は10,000(1,000×10)、輸入は10,450(950×11)、そして配当は600(50×12)となる。財貨・サービスの対外勘定は、海外の視点からみて+450となる。対外収支の符号が変わっている。実際、外国貨建ての輸入は輸出よりも少ないにもかかわらず、自国通貨表示では、輸入は輸出より大きくなるからである。その結果として、黒字国が赤字国になったわけである。ここで経常対外収支をみてみよう。+450+600すなわち1,050で、外国貨建てでは収支が均衡していたにもかかわらず、海外についてプラスの収支となっている。これらの変化は、公式複数為替レート制度によって導入された、外国貨表示のフローと自国通貨表示のフローとの間の歪みによるものである。このような状況のもとでは、いろいろなタイプの取引に、現実に適用される特定の為替レートを用いて自国通貨に換算されたフローに基づき、分析が行なわれると、対外関連の構造上の関係にバイアスがかかる。

5. もし、対外取引を個々に適用される特定の為替レートを用いて換算することと、自国通貨表示の対外関連の構造パターンの歪みを避けることとの両方を追求するならば、どうすればよいだろうか。公式複数為替レート制度に含まれる、暗黙の税／補助金ないしその他のタイプの移転に対応する包括的調整項目を中枢体系に

記録することが、「体系」の勧告である。こうした暗黙の税／補助金ないし移転は、上記の段落２で示したように算出される。同様の単純な例を続けよう。想定単一為替レートは、この場合、10.525で、これは10,000+10,450+600の合計(21,050)を2,000で割ったものである。中央銀行が外国通貨を「想定単一レート」よりも低いレート(10)で買い、「想定単一レート」よりも高いレート(11と12)で売るとし、暗黙の税だけを考慮する。暗黙の税は、輸出においては525(1,000×10.525で10,525、引くことの1,000×10で-10,000)、輸入については451.25(950×11で10,450､引くことの950×10.525で9,978.75)、そして配当金については78.75(50×12で600､引くことの50×10.525で-526.25)となる。このことより、

財貨・サービスの対外収支＝［財貨・サービスの輸入(10,450)－輸入に伴う暗黙の税(451.25)］－［財貨・サービスの輸出(10,000)＋輸出に伴う暗黙の税(525)］＝-526.25

経常対外収支＝財貨・サービスの対外収支(-526.25)＋配当金(600)－配当に伴う暗黙の税(73.75)＝0

財貨・サービスの対外収支の符号は、自国通貨表示でも外国通貨表示でも同じとなった(-526.25,-50)。この収支は、「想定単一レート」を用いることによって、暗黙のうちに換算されていることがわかる(-526.25=-50×10.525)ａ）。経常対外収支は、外国通貨表示の場合と同様ゼロである。暗黙の税を記録する前の経常対外収支(1,050)が暗黙の税そのものの合計(525+451.25+73.75)に等しいということにも注意する。それはまた、設例の構成のしかたから、中央銀行による、外国通貨の販売合計(10,450＋600で11,050)と、外国通貨購入の合計(10,000)の差額にも等しい。

Ｃ．フルスケールの場合と「体系」における完全な会計処理

6．公式複数為替レートの取扱いについて「体系」が採用した原理は、この付録のＢ節の単純なケースの分析の基礎に関連して説明がなされたものである。調整項目は、それぞれのタイプの取に適用される特定の為替レートを用いて自国通貨に換算したものと関係する。この調整項目は、一つのフローを、現実に適用される為替レートで換算した価額と、すべてのフローに適用される単一の加重為替レート（想定単一レート）で換算したときの価額との差から生じる暗黙移転（税か補助金もしくはその他の移転）を計測する。実際に適用可能な為替レートで表示したそれぞれのフローと関連する暗黙移転との、両方を記録することは、すべてのフローを想定単一レートで記録することと等価である。自国通貨表示と外国通貨表示とで同一の解釈をもつ海外勘定のバランス項目を得るために、暗黙移転は、対応する取引が記録されるのと同じ勘定に記入されなければならない。海外勘定のバランス項目は、当該経済の主要集計量の計測にインプリケーションをもつから、暗黙移転を正しく記録することは、そうした集計量の計測にも影響がある。さらに、公式複数為替レート体制の運営は、システムを運営している通貨当局の黒字や赤字の発生にもつながる。したがって、中央銀行と一般政府の勘定が影響を受ける方法を考慮に入れるべきである。

7．本節は、公式複数為替レート制度の完全な記録の提示に充てる。ここでは、このような制度が充分に尊重されるという点で、すなわち、政府により課された制約に全面的に従うという点で、並行為替市場は存在しない。本節末では（下記段落27を参照）、公的為替政策に事実上統合されているものとみなされうる、並行為替市場が導入される。後出のＤ節において、その他の並行市場の存在を考慮に入れる。以下、ＳＮＡで採用されている取扱いをフルスケールの数値例を用いた方法で説明する。そうすることにより、勘定全体へのインプリケーションを明らかにすることができる。「体系」では常にそうであるように、為替レートはサービス料をすべて除外したものである。以下の例では単純化のために、為替レートは検討中の期間には変化しないということも仮定する。したがって、保有利得／損失も考慮に入れる必要はない。

8．当該経済の対外関係に関する外国通貨表示のデータは、次のとおりである。すなわち、財貨とサービスの輸入が950、財貨・サービスの輸出が1,000、海外の受取利子200、受取配当金50、海外の支払雑経常移転（海外に居住する労働者からの

送金）75、支払資本移転25、海外から非金融法人企業へ付与された新規の貸付400、非金融法人企業のこれまでになされた借入金の返済400、海外が取得した株式およびその他の持分100、外国通貨および外国通貨建て預金の負債（海外）／資産（当該経済）0である。したがって、外国通貨表示では、財貨・サービスの対外収支は、海外から見れば、-50であり、経常対外収支は125、そして純貸出は、100である。

9. 中央銀行はふつうそうであるように、公式複数為替レート制度を運営する。中央銀行による外国通貨の購入は次の通りである。

輸出	100	レート12で	1,200
	900	レート9.3で	8,370
雑経常移転	75	レート11で	825
資本移転	25	レート11で	275
株式およびその他の持分			
	100	レート11で	1,100
新規の借入金	400	レート10で	4,000

すなわち、自国通貨総額15,770につき、トータルで1,600となる。中央銀行による外国通貨の販売は、次の通りである

輸入	400	レート8で	3,200
	550	レート12で	6,600
利子	200	レート10で	2,000
配当	50	レート9で	450
借入金返済	400	レート10で	4,000

すなわち、自国通貨総額16,250につきトータルで1,600である。便宜上、想定単一レートは、およそ10とする。この制度の運営は、480の黒字を残す、すなわち、16,250-15770である。この仮定的な状況の解釈は、たとえば、一定の輸出行為を促進するとともに、海外からの移転や、外国の投資家による株式の取得や外国の投資家への配当の支払いも奨励されている。また、ある種の輸入は奨励されるが、他の輸入は抑制されている。対外債務に結びついたフローに適用するレートは、中立的である。ほとんどの輸出者は、想定単一レートよりも低いレートを適用されるが、これは、輸出意欲を減退させるためというより、その他のレートに関す

る弾力性のはばをもたせるためである。

10. 輸入に伴う暗黙の税は、1,100であり（6,600-5,500）、輸出には、630（9,000-8,370）である。暗黙の補助金もしくはその他の移転は、輸入については800（4,000-3,200）、輸出については200（1,200-1,000）、雑経常移転には、75（825-750）、資本移転には25（275-250）、株式およびその他の持分に100(1,100-1,000)、そして配当に50（500-450）である。暗黙の税は全体で1,730で、暗黙の補助金もしくはその他の移転は1,250であり、黒字額は当然480となる。

11. 自国通貨表示の海外勘定を作ってみよう（表19.6、19.7、19.8、19.9を参照）。単純化のために、取引は上記の設例中のものだけが示されている。

12. 若干の説明を行なっておく。財貨・サービスの対外勘定において、輸入に伴う暗黙の税や暗黙の補助金は、輸入と同じ側に記録される。暗黙の税は負の符号で示される。そのような税が存在しないとき、自国通貨表示の財貨・サービスの輸入額は、事実上、より少なくなるだろうということである。また、暗黙の補助金は正の符号で示される。同様に、そのような補助金が存在しないときには、自国通貨表示の財貨・サービスの輸入額は、より多くなるだろう。したがって、この勘定の右側は、想定単一レートを用いて換算したとき、輸入全体の価額がいくらになるかを示す（9,800-1,100+800=950×10）。この勘定の左側には、輸出に伴う暗黙の税が、正の符号で示され、暗黙の補助金が負の符号で示される。そのような税（補助金）が存在しない場合、自国通貨表示の輸出額はより多くなる（低くなる）。再び、はじめの３行を足し合わせると、想定単一レートを用いて換算したときの輸出の価額を示している（9,570+630-200=1,000×10）。暗黙の税／補助金が記録されない場合、外国通貨表示では、それが-50のとき、財貨・サービスの対外収支は+230で、海外の黒字（自国の赤字）であることが容易にこの勘定から見てとれる。暗黙の税／補助金を記録することは、より整合性の高い数字（-500,つまり-50×10）をもたらしている。

13. 第１次所得と経常移転の対外勘定に記入される調整項目は、少し複雑である。第１次所得を構成する取引に関する、暗黙の税／補助金もしくはその他の移転（雇用者報酬、生産および輸入品、もしくは財産所得に課される税マイナス補助金）は、経常移転（所得、富等に課される経常税、社会負担および社会給付、その他の経常移転）に課される暗黙の税／補助金とは分けて記録されなければなら

ない。その理由は、前者が国内生産物から国民所得へ移行する際に国民所得の計測に影響するのに対して、後者は、国民所得から国民可処分所得へ移行する際の、国民可処分所得の計測に影響するからである（下記の17項と26項を参照）。複数為替レートから生じる第１次所得に課せられる暗黙の税／補助金は、生産に課されるその他の税もしくは生産に関するその他の補助金の内訳項目として記入される。単純化のために、これらは、勘定の左側にのみ、暗黙の税はプラスで、暗黙の補助金はマイナスで記録される。数値例では、海外への配当の支払に関連した暗黙の補助金のみ存在する（そのような補助金がない場合、海外の配当の受取は、自国通貨表示で500に相当する、すなわち、50×10か、450+50である）。より一般的には、想定単一レートよりも高い特定のレートで、海外の第１次所得の受取が換算されるときか、あるいは、想定単一レートよりも低い特定のレートで海外による第１次所得の支払いが換算されるとき、暗黙の税が存在する。対照的に、想定単一レートよりも低い特定のレートで海外の第１次所得の受取が換算されるときか、あるいは、想定単一レートよりも高い特定のレートで海外の第１次所得の支払が換算されるとき、暗黙の補助金が存在する。経常移転のフローに関連する暗黙の税／補助金についても同様であり、経常移転に伴う暗黙の税は、その他の経常税の下の内訳項目に含められる。暗黙の税／補助金もしくはその他の移転が記録されなければ、経常対外収支は、125×10すなわち1,250でなく、1,855(+230+2,000+450-825)となったはずである。

14. 資本勘定に記録される取引に関連する暗黙の資本税／補助金は、正味資産に影響するので、資本勘定の右側に記入される。複数為替レートから生じる暗黙の資本税は、資本税の内訳項目である。その他の暗黙の資本移転は、その他の資本移転の内訳項目である。もし、暗黙の税／補助金もしくはその他の移転が記録されなかったとしたら、海外の純貸出は、資本勘定で1,580（1,855-275）となると思われる。また、資本勘定で計測された純貸出（貯蓄投資差額、1,580）と、金融勘定から計測された純貸出（資金過不足、1,100）との間には、公式複数為替レート制度の運営から得られる通貨当局の黒字（480）の分だけの食い違いができてしまったであろう。暗黙の税／補助金もしくはその他の移転を記録することにより、資本勘定と金融勘定の双方の純貸出の数字に食い違いがなくなっている（1,000, すなわち外国通貨で100×10）。

15．金融取引に伴う暗黙の資本税／移転は、金融勘定に記録され、その勘定の右側に正味資産に影響をおよぼすものとして記録する。それは、純貸出／純借入（資金過不足）の下に示す。これを金融取引と解釈すべきではない。つまりこれは調整項目なのである。現実に適用されるレートを用いた、株式およびその他の持ち分の取引価額と暗黙の資本税／移転とを足しあわせた数字は、想定単一レートで換算した場合の株式およびその他の持ち分の取引価額（1,100-100=100×10）になる。

16．財貨・サービスの対外勘定に暗黙の税／補助金を記録することは、当該経済の財貨・サービス勘定にとって、パラレルなインプリケーションをもつ。数値例は、その他の財貨やサービスの取引について仮設的数字を作成することによって完成したものである（表19.10を見よ）。

17．生産物に課される税の総額（17,710）には、輸出入に伴う暗黙の税が含まれる。同様に、生産物に対する補助金の総額（3,210）には、輸出入に伴う暗黙の補助金が含まれている。生産側面から計測した国内総生産は、産出（89,000）マイナス中間消費（-45,000）プラス生産物に課される税（17,710）マイナス生産物に対する補助金（-3,210）で、これは58,500となる。暗黙の税／補助金を記録しない場合、生産側面から計測したＧＤＰは、57,770（89,000-45,000+[17,710-1,730]-[3,210-1,000]）となる。支出側面から計測したＧＤＰは、最終消費（40,000）プラス総資本形成（18,000）プラス財貨・サービスの輸出（9,570）プラス、輸出に伴う暗黙の税から補助金を差し引いたもの（630-200）マイナス財貨・サービスの輸入（-9,800）プラス輸入に伴う暗黙の税から補助金を差し引いたもの（+1,100-800）、以上で58,500となる。言い替えれば、支出側面から見たＧＤＰは、あたかも輸出入が、同一の単一レートで換算されたように計算される。暗黙の税／補助金を記録しないと、支出の側面から計測したＧＤＰは、57,770（40,000+18,000+9,570-9,800）となったであろう。この２つのＧＤＰ測度の差（730）は、輸出入に伴う暗黙の税（1,100+630）から、暗黙の補助金（-800-200）を差し引いたものと等しくなっている。

18．暗黙の税／補助金は、財貨・サービス勘定との関係から、供給・使用表における包括的調整としても示される。供給側の輸入の列のそばに１列付け加える。それは、「複数為替レートから生じる輸入に伴う暗黙の税／補助金」である。ま

た、暗黙の税と暗黙の補助金について、２つの行を追加する。使用側では、１つの列が輸出の列のそばに付け加えられる。それは、「複数為替レートから生じる輸出に伴う暗黙の税／補助金」である。さらに、暗黙の税と暗黙の補助金について２つの行を追加する。こうした行や列の追加については、表19.11と19.12に示されている。

19. 制度部門勘定に関して、暗黙の税／補助金もしくはその他の移転の影響を「体系」が記録するのは、複数為替レート制度を運営する、一般政府および中央銀行あるいはその他の通貨当局の勘定だけである。その他の制度部門の勘定は、影響を受けない。それらの部門と海外との取引は、一般的なルールに従い、現実に適用される為替レートで換算される。海外勘定に挿入された、暗黙の税／補助金もしくはその他の移転に関連した包括的調整は、すべて、一般政府の勘定内に直接あるいは財貨・サービス勘定を経由して間接に、対応項目をもつ。この対応項目が中央銀行の勘定に直接記録されることはない。なぜなら、居住者部門の中で、一般政府のみが「体系」において、税を受け取ることを認められているからである。

20. 本節で使用した数値例に従い、一般政府の受取は、以下の通りである。

 1,730　生産物に課される税
-1,000　生産物に対する補助金
   -50　生産に対するその他の補助金
   -75　雑経常移転
  -125　その他の資本移転

すなわち、合計で480を受け取る。

21. 本節の仮定では、公式複数為替レート制度を運営しているのは、中央銀行であるから、暗黙の経常税マイナス補助金もしくはその他の経常移転（605）は、雑経常移転の項目の下に、一般政府が中央銀行に移転する。また、その他の資本移転の項目で、一般政府が中央銀行に移転した額（-125）は、その一部が（-25）資本勘定に、一部が（-100）金融勘定に記入される。

22. 複数為替レートに関する一般政府勘定の記載は、表19.13に見られる。輸出入や第１次所得に課される暗黙の税／補助金は、第１次所得の配分勘定に記録される。一般政府（現実には中央政府）の第１次所得バランスは、結果として、暗黙

の税と暗黙の補助金の差だけ、変化する（数値例では+680）。複数為替レートから生じる、暗黙のその他の経常税と、暗黙のその他の経常移転は、所得の第２次分配勘定に記録される。その上で、すべての経常税と補助金もしくはその他の経常移転のバランスに対応する額（680-75で605）は、「複数為替レートに関連する通貨当局間の暗黙の経常移転」の項目の下で、中央銀行へ移転される。ゆえに、一般政府の可処分所得は変わらないし、調整可処分所得にも貯蓄にも変更はない。資本勘定に記録される取引に関する、暗黙の資本移転（税もしくはその他の移転）は、資本勘定に記入される（数値例では-25）。次に、暗黙の資本移転の受取と支払との差額（-25）は、「複数為替レートに関連する通貨当局間の暗黙の資本移転」の項目の下で、中央銀行に移転される、つまり-（-25）。したがって、一般政府の純貸出／借入（貯蓄投資差額）は、影響を受けない。

23. 複数為替レートに関する、金融機関（実際には、中央銀行）勘定への記入項目は、表19.14に見られる。所得の第２次分配勘定は、「複数為替レートに関関連する通貨当局間の暗黙の経常移転」項目にある、一般政府からの暗黙の経常移転を記録する（605）。したがって、金融機関の可処分所得も、貯蓄も、同じ額だけ、影響を受ける。次に、資本勘定で政府から受け取る、暗黙の資本移転は、+（-25）である。したがって、金融機関の純貸出は、580の影響を受ける。金融勘定において、再び、一般政府から資本移転を受ける+（-100）。公式複数為替レートの運営から生じる黒字は、この付録の段落9で既に計算したように、480[580+(-100)]である。左側に、外国通貨建ての通貨および預金の資産を想定単一レートで記録する（+16,000-16,000）。

24. この付録段落22および23で提示した勘定に従うと、複数為替レート制度の存在と中央銀行によるその運営は、一般政府の第１次所得バランスを変更するが、さしあたって、可処分所得、貯蓄と純貸出／純借入を変更していない。逆に、金融機関の可処分所得、貯蓄と純貸出が、さしあたって、変更されている。実際には、政府と中央銀行との間の制度上の取り決めに依存して、複数為替レートによってもたらされる黒字（赤字）は、中央銀行から政府へのさまざまな形をとって行なわれる移転を増加（減少）させるであろう。ＳＮＡでは、現実の移転は、中央銀行と政府との間に生じる、現実の取引の性質に応じて記録される。たぶんこれには、複数為替レートで生じた、すべての、あるいは、一部の黒字もしくは赤

字が含まれているであろう。したがって、結局のところ、一般政府の可処分所得、貯蓄と純貸出／純借入は、複数為替レート制度により、間接的に変更されることになる可能性がある。それゆえ、金融機関の対応するバランス項目への影響は、減少するかもしれない。

25. 公式複数為替レート制度が、統合経済勘定にどの程度影響を及ぼすかという問題が残っている。表章上の変化は、統合経済勘定の上部の、財貨・サービスの対外勘定と財貨・サービス勘定とを示すところに、２つの行が追加されることと、金融勘定の純貸出／純借入（資金過不足）の下に、必要ならば、３つの行が追加されることのみである。初めの２つの行は、P.6 財貨・サービスの輸出の行の下に入れ、それぞれ複数為替レートから生じる、暗黙の税と、暗黙の補助金をカバーするものとなる。表19.15に示す。

26. 次に、暗黙の税／補助金もしくはその他の移転および一般政府と中央銀行間の移転は、ほとんどの場合、生産物に課される税マイナス補助金、生産に課されるその他の税マイナス補助金、所得、富等に課される経常税、その他の経常移転等、関連する取引の内訳項目として含まれる。必要に応じ、金融勘定の右側の、純貸出／純借入（資金過不足）の下に「複数為替レートから生じるその他の暗黙の資本移転」、「複数為替レートから生じる暗黙の資本税」そして、「複数為替レートに関連する通貨当局間の資本移転」の３行が加えられる。数値例に則したＧＤＰは、計算済みであり（この付録の段落17を参照）、58,500である。国民総所得（ＧＮＩ）は、ＧＤＰ（58,500）マイナス利子（-2,000）マイナス配当（-450）プラス複数為替レートから生じる第１次所得に課される暗黙の税（0）マイナス暗黙の補助金（-50）と等しくなる。ＧＮＩは、したがって、56,000である。暗黙の税／補助金を記録することがなければ、ＧＮＩは、55,320と計算される（57,770-2,000-450）。国民総可処分所得（ＧＮＤＩ）は、ＧＮＩ（56,000）プラス海外に居住する家族からの送金（825）プラス複数為替レートから生じるその他の暗黙の経常税（0）マイナスその他の暗黙の経常移転（-75）と等しくなる。したがって、ＧＮＤＩは56,750である。暗黙の税／補助金もしくはその他の移転を記録することがなければ、ＧＮＤＩは、56,145と算出される（55,320+825）。貯蓄も同程度（+605）影響を受ける。海外の純貸出（その経済の純借入）の数字は、既に上で言及した（この付録の段落14を参照）。

27．これまで、通貨当局が直接操作する、純粋な公式複数為替レート制度のみが論じられてきた。しかしながら、ある状況下では、いくつかの並行為替市場が事実上、公式為替レート政策に統合されているように考えられるかもしれない。その並行市場が明らかに、公式為替レート政策の一環であるとき、本節で説明された取扱いは、公式体制と並行市場との全体に適用され、その全体に対して、ひとつの想定単一レートが算出される。並行市場が公式為替レート体制に事実上統合されているかどうかの、正確な基準をつくることは困難である。しかし、通常、ほとんど、もしくは、すべての並行市場取引が、当局により承認されるか、あるいは、当局が並行レートに影響を及ぼすように、外国為替を売買することによって、市場に積極的に介入するとき、そのように判断する。非居住者の旅行者の取引のように、並行市場の限られた取引のみが、当局によって承認されているときには、想定単一レートを計算する際、これらの取引も、並行市場全体も、考慮に入れるべきではない。もちろん、たとえ、公認された並行市場の為替レートが毎日一般によく知られていても、そのような場合には、実際上の困難が増す。なぜなら、並行市場関係の交換された外国通貨量と、それに関連する対外取引の類型の推計は、より困難なためである。それにもかかわらず、こうした状況にある経済の対外関係と主要な集計量を正確に評価するために、このようなフローの推計の必要性を強調すべきである。

28．最後に、暗黙の税／補助金もしくはその他の移転は「体系」内に包括的調整として記録されるということを、再び強調すべきである。それらは、生産物別にも、産業／制度部門別（政府勘定と中央銀行勘定に及ぼす影響は除く）によっても、配分されない。複数為替レート制度の影響を評価するためには、より詳細な分析を行なうことが有効であるかもしれない。しかし、それをＳＮＡの中枢体系で行なうことはなく、補完的な作業として行なうことが求められる。

Ｄ．公式為替政策の一部ではない並行為替市場の存在を考慮する

29．公認されない並行為替市場（闇市場）は、しばしば、公式為替政策によるコントロールを超えたものとして発展する傾向がある。闇市場に関するデータは、為替レート自体についてのめやす程度のものを別としては、非常に少ない。しかしながら、闇市場の取引が重要であるときには、中枢体系外の補完的分析として追加的な推計を行なうべきであることが勧告される。

30．概念的には、公式の複数レートあるいは公認された並行複数為替レートのほかに闇市場が存在することは、外国通貨で計測された対外フローの自国通貨への換算に関して、上で分析した状況と類似した意味あいをもつ。構造的な関係およびバランス項目の計測に関する影響も似ている。実際、もし、公式のものも、公認されたものも、違法なものも、すべての対外フローが、外国通貨建ての価額として知られ、また、対応する現実の為替レートも知られているなら、加重一般想定単一レートを計算でき、拡大された暗黙の移転を推計することができる。この拡大された暗黙の移転は、現実に適用された為替レートで自国通貨に換算された取引価額と、一般化された想定単一レートで換算された取引価額との差として、各取引ごとに計算される。この拡大された暗黙の移転から、付録中の上のＣ節で述べた取扱いに従って計算される、税と補助金／もしくはその他の移転を差し引くことで、本段落で言及した状況に伴う包括的「民間」暗黙移転を推計できる。拡大された暗黙の移転の説明は、簡単である。一般想定単一レートよりも高い、闇市場のレートで外国通貨を販売する経済単位と、一般想定単一レートよりも低い、公式制度か公認された並行市場のレートで通貨を購入する経済単位は、プラスの暗黙の移転から、利益を得る。対照的に、公式制度か公認された並行市場で、外国通貨を一般想定単一レートよりも低いレートで販売する経済単位と、闇市場で外国通貨を一般想定単一レートよりも高いレートで購入する経済単位は、マイナスの暗黙の移転を負う。

31．公式為替政策を通して実現された為替取引について、暗黙の「民間」移転は、拡大された暗黙の移転のうち、公式為替政策から直接生じる、税／補助金もしくはその他の移転によって説明されない部分である。それぞれの取引について、暗黙の「民間」移転は、外国通貨表示のそれぞれのフローの価額に、一般化された

想定単一レートと公式為替政策に対応する想定単一レートとの差を乗じたものであることが簡単にわかる。暗黙の「民間」移転は、外国通貨の買い手にとってはプラスに、外国通貨の売り手にとってはマイナスになる（闇市場レートは「公式」想定単一レートよりも高いから、一般化された想定単一レートは常に、「公式」想定単一レートよりも高い、という仮定のもとで）。闇市場を通して実現された為替取引について、「民間の暗黙移転」は、「拡大された暗黙の移転」と同じである。それぞれの取引について、これらの移転は、外国通貨表示の対応するフローの価額に現実の為替レートと一般化された想定単一レートとの差を乗じたものと等しい。これらは、外国通貨の売り手にとってはプラスに、買い手にとってはマイナスになる。

32. 上で定義したような「民間の」暗黙移転は、闇市場で外国通貨の取引を行なう者の間には生じない、ということに注意しなければならない。実際、そうした闇市場の様々なタイプの取引者間または、取引間には、価格差はない。「民間の」暗黙移転は、公式あるいは公認された為替システムと闇市場の共存に由来する。これは、公式もしくは公認の為替システムにおける外国通貨の取引者と、闇市場における外国通貨の取引者との間の移転である。

33. 「民間の」暗黙移転は、それが計上されるときはつねに、海外勘定と財貨・サービス勘定の包括的調整項目として記録される。単純化のために、それらの項目の対応項目は、さしあたって、一国経済の一部をなすダミー部門に記録される。すでに指摘したように（この付録の段落28を参照）、より詳細な分析では、複数為替レートの影響をより完璧に評価するために、これを生産物別、産業／制度部門別に配分しようと試みてもよい。

34. この付録で言及した想定単一為替レートは、現実の為替レートの加重平均でしかない。均衡レートというわけではない。この付録で勧告する取扱いの目的は、これらの経験的な想定単一レートと、おそらく理論的モデルを用いて推定したなんらかの均衡レートとの差から生じる隠れた移転を計算することではない。

35. 経済単位の中には、一定の目的のために有利な公式レートで購入した外国通貨を、その目的は履行せずに並行市場で違法に取引するものがあるかもしれない。そのような取引から得られる利益は、保有利得として取り扱われるべきである。しかしながら、通貨当局が、公式システムで購入した通貨を公認された並行市場

で売却するとき、その取引の結果、当局に生ずる利益は、公式為替政策によって生じる暗黙の税の一部であるということに注意せよ（この付録の段落27を参照）。

注）

a）現実の為替レートで換算した輸入と輸入に課される暗黙の税とを足しあわせることは、「想定単一レート」で輸入を記録することと等価である。同様に、現実の為替レートで換算した輸出と輸出に課される暗黙の税とを足しあわせることは、「想定単一レート」で輸出を記録することと等価である。したがって、財貨・サービスの対外収支も「想定単一レート」で記録されることは、驚くにあたらない。

第ⅩⅨ章　様々な状況と必要に対する統合フレームワークの適用

ⅩⅨ章付録Ｂ　高インフレーション下での利子の代替的取扱方法

Ａ．イントロダクション：高インフレーションに関わる名目利子調整の２つの方法

1．高インフレーションを経験している国では、様々な制度部門について、また、おそらく一国経済全体について、第１次所得、可処分所得および貯蓄の測定のより意味のある測度を得るため、名目利子を調整しようとするかもしれない。次のような２つの接近方法があろう。

(a)名目利子（保険会社と年金基金を除く金融仲介機関によって支払／受取される利子の場合は、手数料に当たるものをここから除く）から、資本（資本とは、利子の源泉である金融資産／負債の元本のことである）の購買力維持のための必要額、正確には、実際に補償したかどうかはともかくとして、そのために必要であった額を控除する。

あるいは、

(b)名目利子から、資産元本をインフレから保護するため名目利子に実際に含まれている部分を控除する。

2．第一の接近方法は、普通「実質利子」の計算とされている。実質利子は、貨幣資産の名目利子の内、インフレに対する十分な債権者保護に必要な額を超える部分である。後者の、インフレから債権者を保護するための必要額は、通貨の一般購買力の変化を示す指標を使って計算される。名目利子が資本維持のために必要な額より高いとき、実質利子は正であり、低いときは負である。

3．実質利子は、名目利子から資産／負債の実質保有利得／損失を考慮して導出される。しかし、このことから、実質利子がＳＮＡの中枢体系に導入できないことがわかる。実際、保有利得・損失は中枢体系の経常勘定に記録されるのではなく、再評価勘定のみに記録されるというのが、「体系」の基本原則である。このこと

は、あらゆる型の資産／負債の名目保有利得・損失（したがって、なおさら実質保有利得／損失）についていえる。このように、実質利子は、実質保有利得／損失による経常所得の他の調整と同様、サテライト構築物でのみ導入することができる。（たとえば、第ＸＸＩ章の段落21.19～21.28を参照。）

4. 第二の接近方法においては、名目利子から、資産元本をインフレから保護するために、名目利子に実際に含まれている部分が控除される。明らかに、この要素は、定義上、名目利子自身より大きいことはありえず、名目利子（手数料問題を別として）より低いか等しいかである。一面では、実質利子との混同、他面では中枢体系において定義された利子との混同を避けるため、名目利子のうち、資産元本をインフレから保護するために名目利子に実際に含まれている部分を超える部分を「プライム利子（intertest prime)」と呼ぶことにしよう。定義上、「プライム利子」は、正またはゼロであるが、決して、負になることはない。

5. 実質利子とプライム利子とは、異なった目的を有している。プライム利子は、名目利子から、資産元本をインフレから保護するために名目利子に実際に含まれている部分を控除することによって、名目利子へのインフレの実際の影響を勘案したものである。実質利子は、資産の購買力維持のための必要額あるいは必要であった額を名目利子から控除することによって、資産の購買力へのインフレの影響を勘案したものである。

6. 各々の異なった目的を反映して、実質利子とプライム利子とでは、ＳＮＡにおける役割も位置も異なっている。実質利子は非常に有効な分析手段であり、すでに段落3で述べたように、サテライト構築物として計算することを、「体系」は、強く勧告する。プライム利子は、実質利子ほど進んだ取扱いではないが、顕著なインフレとの関わりでＳＮＡ中枢体系の中で取り扱うことが可能な名目利子の調整方法として認められている。実際、配当のような他の財産所得の場合には、裏付けとなっている資産の価額のインフレからの保護は、再評価勘定に記録される株式のような資産の市場価格の変化を通じて、追求されている。この要素は、経常タームでの配当には含まれない。このように、「プライム利子」は、その経済的意味において、配当との類似性がある。「プライム利子」も配当も、実質利子や実質配当（実質タームでの利子、配当と混同しないよう）を得るため、中枢体系外で、実質保有利得／損失に関して調整されるかもしれない。また、経済的意

味からは、配当と株の保有利得／損失の合計が、名目利子にあたるものと解釈できる。以上のことは、「プライム利子」が、実際に、名目利子よりも、他の財産所得の定義や測度により近い定義をもつ概念であることを示している。

7．実質利子とプライム利子とが一致するのは、インフレからの保護のために名目利子に実際に含まれる部分が、厳密に債権者をインフレから保護するのに十分な額に等しいときに限られる。そうでないときには、債権者・債務者が実質保有利得ないし損失を経験している。こうした実質保有利得・損失は、実質利子を得るために、中枢体系から離れて、プライム利子と結合されるかもしれない。

Ｂ．高インフレーションの下での利子の中枢体系内における代替的取扱方法

8．以下、本付録では、高インフレの下での利子のもうひとつの取扱方法を示す。それは、中枢体系におけるプライム利子の記録をその内容とする。

9．ＳＮＡ中枢体系では、保有利得／損失は経常勘定に記載されることがないことから、資産による所得と実質保有利得・損失が同時に存在する可能性がある。このことは、取引者間の契約において、２つの異なった契約があると解釈されるかもしれない。第一の契約は、経常所得に関するもので、ある制度単位が資産の利用を他の単位に委ねるときの要求額についての合意であり、第二の契約は資産そのものの価額に適用される価格調整方法についての合意である。価格調整の方法が明示されている場合も多い。それは、当該資産（株式、土地）に市場が存在する場合、その市場価格であり、外国通貨建て金融資産／負債の場合は為替レートであり、他の資産、財貨・サービスの価格または、インデックスとして用いられる一般あるいは特定の価格指数であるかもしれない。他方、名目利子のみがあり、金融資産／負債の元本に連動すべきインデックスがない場合、価格調整の方法は暗黙のものとなり、もちろん状況を複雑にする。明示的な場合も暗黙の場合も、

資産／負債の元本の価格調整方法は、名目利子に実際に含まれているインフレに対する保護部分を決定する。

10. 利子の手数料部分の問題は、最後に簡単に触れるが、この付録の対象外にある。もちろん、実際にはこれを考慮しなければならない。

11. 外国通貨建ての金融手段の場合は単純である。中枢体系で行なわれている取扱いは、この付録で適用されている方法と整合的である。当該資産／負債の価額に適用される価格調整の方法は、関連する為替レートの変化である。したがって、プライム利子は、単に海外部門勘定で利子と呼ばれているものと一致している。ついでに、このことは、外国との関係での利子は、自国通貨建て資産に記録される名目利子とはその性質が異なることを示している。

12. 自国通貨建ての貨幣資産の元本をインフレから保護する部分を識別すること、また、プライム利子を識別することは、インデックス連動型(index-linked)の金融手段の場合は簡単である。実際、この場合、２つの要素は、実際に明示的に区別されている（後で、これらはＳＮＡ中枢体系で名目利子として結合される）。連動インデックスによるメカニズムが明示されている当該金融資産／負債の元本の再評価額は、債権者をインフレから保護するために実際に存在する要素である。こうした状況では、それ故、プライム利子は通常、そのような取り決めにおいて利子と呼ばれているものに等しい。なお、利子のインデックス連動を元本のインデックス連動と区別しなければならない。前者のメカニズムの場合、利子には、利子自体のインデックス連動に対応する額が含まれている。

13. 名目利子のこうした２つの要素を識別することは、当該金融資産／負債の元本に適用される価格調整メカニズムが明示されていない場合、単純にはいかない。こうした場合、名目利子のみが観測可能であり、それはインフレに対する保護部分とプライム利子との両方の要素が含まれている。こうした２つの要素の分解は、近似的なものとならざるをえない。主に２つのタイプの状況があろう。

(a)第一の状況においては、非インデックス連動型金融手段がインデックス連動型金融手段と共存する。この場合、非インデックス連動型金融手段に、インデックス連動型金融手段に対するプライム利子と同率、あるいはそれと同じインデックスによる同じ価格調整メカニズム、あるいは２つの構成要素間の同じ割合を適用する。

(b)第二の状況においては、非インデックス連動型金融手段のみがある。この場合、最も単純な方法は、暗黙の価格調整メカニズムへの接近として事後的インフレ率を用いること、そうして、資産元本をインフレから保護するために名目利子に実際に含まれる部分を導出することに思える。このとき、プライム利子は名目利子からこの部分を差し引いて決定される。ただし、その部分が名目利子額より大きければ、プライム利子はゼロとする。（この付録の前出段落４を参照。）

14．前段落の２つの場合に不明瞭さの余地があることに、ことさら気に懸けることはない。インフレが顕著であるとき、この不明瞭さの余地は、経常勘定に名目利子を記録するときに生じる誤差に比べれば取るに足らない。

Ｃ．勘定処理の詳論

15．いま、プライム利子が分かっているか、推計されているとして、完全な勘定処理を説明する。まず、勘定項目そのものの説明を行ない、次に、数値例を示す。

16．所得の第１次分配勘定に、名目利子に代えて、プライム利子を記録する。

17．再評価勘定では、明示的な価格調整メカニズムあるいは暗黙的なそれを通じた、当該金融資産／負債の元本の再評価に対応する額は、名目保有利得／損失として記録される。すなわち、元本がインデックスに連動していれば明示的なメカニズムが、連動しない名目利子の場合は、その近似値が、当該金融手段の個別価格変化に相当する。名目保有利得／損失として計上される額は、既述の金融手段の３つのタイプの区別にしたがって、以下のようになる。

(a)外国通貨建て金融手段では、為替レートの変動によって生じる資産・負債のストック額の変化である。

(b)自国通貨建てのインデックス連動型金融手段では、インデックスに連動するメカニズムの適用によってもたらされる額そのものである。

(c)インデックス非連動型金融手段（自国通貨建て）では、名目利子額と推計され

て所得の第１次分配勘定に記録されるプライム利子の額との差である。

18．次に、貸借対照表に、金融資産／負債を、こうした名目保有利得・損失を含めた額で（原則的に、ペーパチュアル・インベントリー法によって）記録する。

19．金融勘定は、所与の期間中に返済された資産／負債の元本部分を、再評価部分を含めて、債権者と債務者の資産変化と負債変化として、それぞれ記録する。再評価メカニズムから生じる要素の返済を正確に解釈することは重要である。２つの場合が考えられる。

(a)第一の場合、所与の期間に返済される再評価要素は、この期間中に支払われるべき元本の名目価額部分の累積再評価額に対応する。したがって、返済全体（初期の名目要素と再評価要素）は、元本の初期の購買力の近似値に等しいものを表している。

(b)第二の場合、所与の期間に返済される再評価要素は、当該期間に生じる再評価額全体に対応する。実際にその額の支払義務が生じる。この手続きは、当該金融資産／負債元本の初期購買力の一部の加速返済として分析されるべきであろう。この場合は、契約上の取り決めにより、自国通貨建てインデックス連動型金融手段のあるものと名目利子のみを負担するインデックス非連動型金融手段（自国通貨建て）のすべてに対応する。

20．金融勘定に記録される資産・負債の変化は、貸借対照表の金融資産／負債のストック価額の同額の減少とバランスさせる。

21．再評価勘定では、名目保有利得・損失から中立保有利得／損失を控除して、実質保有利得・損失の計算を行なう（本付録段落17を見よ）。再び、すでに区別されている金融手段の様々なタイプを別々に考慮する。

(a)外国通貨建ての金融手段では、為替レート（外貨１単位当り自国通貨の単位数）が一般物価水準を超えて上昇した場合は、実質保有利得がその国の債権者に生じ、為替レートが一般物価水準以下の上昇であれば、債務者に生じる。反対に、為替レートが一般物価水準以下の上昇であれば、実質保有損失が債権者に生じ、為替レートが一般物価水準以上の上昇であれば、債務者に生じる。

(b)自国通貨建てインデックス連動型金融手段では、連動インデックスが一般物価水準以下の上昇であれば、債権者の実質保有損失と債務者の実質保有利得が生じる。逆に、連動インデックスが一般物価水準以上の上昇であれば、債権者の実質

保有利得と債務者の実質保有損失が生じる。

(c)（自国通貨建て）インデックス非連動型金融手段では、段落13で導入された２つの状況を再び区別しなければならない。第一の状況（並存するインデックス連動型手段を参照にして処理される）では、分析は、上記（ｂ）と同様である。第二の状況（インデックス非連動型手段しかない）では、債務者の実質保有利得／債権者の実質保有損失が、事後的なインフレ率が名目利子率より高いときに生じる。

22．上で説明したことを数値例を用いて示す。

(a)外国通貨建ての金融手段

非金融法人企業が、外国銀行より１月１日に、外国通貨100単位の借り入れを行なう。為替レートは10、利子率12％。利子は年末に支払い、元本も、その時点で返済する。一般物価指数が（年初100に対して）年末300であり、為替レートは27とする。自国通貨表示の勘定項目は、以下の通り。

所得の第１次分配勘定の記録は、次の通り。

324ａ）（12×27）　非金融法人企業による海外への支払利子

金融勘定の記録は、次の通り。

＋1,000（100×10）　貸付項目における非金融法人企業の負債の変化（海外の資産の変化）

-2,700（100×27）　貸付項目における非金融法人企業の負債の変化（海外の資産の変化）

現金通貨・預金の対応項目は、支払が同時になされたとして、次の通り。

+1,000-2,700-324　非金融法人企業の資産変化

+1,000-2,700-324　海外の負債変化

再評価勘定は、以下の記録を行なう。

1,700（2,700-1,000）　非金融法人企業の名目保有損失（負債の再評価）として、また、海外の名目保有利得（資産の再評価）として

1,700　海外の名目保有損失（現金通貨・預金項目に、期首に存在する負債の増加に関する再評価）。

この1,700の再評価は、この年の間、外国通貨を100単位保有した他の居住者単位（もちろん、話はもう少し複雑になろうが）の保有利得と一致する。

貸借対照表は、対応する変化を記録する。非金融法人企業には、

+1,000-2,700-324ｂ）　金融資産

+1,000+1,700-2,700　負債

海外には、

+1,000+17,00-2,700・金融資産

+1,000+1,700-2,700-324　負債

その他居住者単位には、

+1,700　金融資産

実質保有利得・損失は、名目保有利得・損失（1,700）から、中立保有利得／損失である2,000（1000×2）を控除して得られる。それは、負債に+300（利得）、資産に-300（損失）となる。

(b)自国通貨建てインデックス連動型金融手段

非金融法人企業が、居住者銀行から２年間、利子率15％で、１月１日に、2,000を借入れる。利子は、年末に支払われ、元本は初年の期末に半分を、残り半分を２年目の期末に返済する。元本は、国内卸売物価指数に連動しており、初年の指数は、期首100に対して、期末300であった。初年期間中の項目のみ、ここでは述べる。

所得の第１次分配勘定の記録は、次のようになる。

300　利子の支払／受取

金融勘定の記録は、次のようになる。

+2,000　貸付項目における法人企業の負債変化、銀行の資産変化

-3,000（1,000+2,000）　法人企業の負債変化、銀行の資産変化

現金通貨・預金の対応項目は、支払いが法人企業の同じ銀行に置かれた勘定を通じて同時になされたとして、次のようになる。

+2,000-3,000-300　非金融法人企業の資産変化

+2,000-3,000-300　銀行の負債変化

再評価勘定には、以下の記録を行なう。

4,000（2,000×2）　非金融法人企業の名目保有損失（負債の再評価）として、また、銀行の名目保有利得（資産の再評価）として

名目保有利得・損失のうち2,000は、貸付のうち、初年の期末に返済される部分に対応しており、残りの2,000は、貸付の残りによるものであることに注意しなければならない。

貸借対照表は、対応する変化を記録する。非金融法人企業には、

+2,000-3,000-300ｃ）・金融資産

+2,000-3,000+4,000・負債

銀行には、

+2,000-3,000+4,000・金融資産

+2,000-3,000-300　負債

実質保有利得／損失は、次の通り。

一般物価水準の変化300が、連動インデックスに用いられている卸売物価指数と同じであれば、中立保有利得／損失が名目保有利得／損失と同じとなることから、実質保有利得／損失は、存在ない。一般物価水準の変化が、たとえば310と、より高い場合、債務者の実質保有利得は、200となり、債権者は200の実質保有損失を被る（中立保有利得／損失は、4,200となる）。一般物価水準の変化が、たとえばより低く、295であるとすると、債務者は100の実質保有損失を被り、債権者は100の実質保有利得を得る（この場合、中立保有利得／損失は、3,900である）。

注記

(i)初年の期末に返済される額は、借入／貸出された額の当初購買力のおよそ半分である。3,000（1,000+2,000）は、実質タームでの1,000の当初価額にほぼ対応している（段落19(a)を見よ）。

(ⅱ)初年の期末の貸借対照表における貸付の残高も、3,000（1,000+2,000）であり、これも貸付の当初購買力の半分に近似的に対応している。

(ⅲ)みかけの利子率（15%）に対応して、実際上の利子率は、はるかに低い。上述の仮定の下で、それは、５％である（(300-200)/2,000）。というのは、期末に支払われた300は、借入／貸出された額である（2,000）と比較すれば、通貨の当初購買力タームでは、100にしかならないからである。元本の再評価が利子率として扱われ、経常勘定に記録される場合には、みかけの利子率は、15%ではなく、215%（（300+4,000)／2,000）であり、通貨の当初購買力タームの、対応するよ

り低い利子率は、71.6%である。

(c)自国通貨建てのインデックス連動型金融手段で、再評価発生の際は、当該期間中に元本の再評価額全額が支払れる場合（前出、段落19(b)を見よ）
上記の点を除き、段落22(b)と同様の仮定が置かれるとき、初年期間中の項目は次のようになる。

所得の第1次分配勘定は、次の記録を行なう。
300　利子の支払／受取
金融勘定の記録は、以下の通り。
+2,000　貸付項目における、法人企業の負債の変化、銀行の資産変化
-5,000（1,000+4,000）　法人企業の負債の変化、銀行の資産変化（貸付）
+2,000-5,000-300　非金融法人企業の資産変化
+2,000-5,000-300　銀行の負債変化
再評価勘定は、以下の記録を行なう。
4,000　非金融法人企業の名目保有損失／銀行の名目保有利得として
貸借対照表の変化は、次の通り。
非金融法人企業には
+2,000-5,000-300　金融資産
+2,000+4,000-5,000　負債
銀行には、
+2,000+4,000-5,000　金融資産
+2,000-5,000-300　負債
実質保有利得／損失は、(b)と変わりない。

注記
(ｉ)初年末の返済額（5,000）は、初年末に返済される元本の半額、すなわち、3,000（1,000+2,000）プラス元本の残り半分の再評価による2,000を加えたものである。この2,000の支払は、初年末の貸借対照表に留まる元本部分の当初購買力のうち、おおよそ2/3の加速返済である。

(ⅱ)初年末の貸借対照表に留まる貸付の名目価額は、1,000（(b)の場合とは異なることに注意）である。これが、当初購買力のおおよそ1/3であることは、容易に確かめられる。

(d)非連動型金融手段（自国通貨建て）

名目利子が、215%であることを除き、前と同様の例を使う。プライム利子は、事後的なインフレの指数を用いて計算され、その指数を300（年初100として）としよう。したがって、名目利子（4,300）は、再評価部分（4,000）とプライム利子部分（300）に分解される。記入項目は、前出の(c)の場合と同じであり、コメントも一般にあてはまる。この例の仮定のもとでは、実質保有利得・損失はない。さらに、一般物価水準が、300ではなく325であったとすれば、プライム利子はゼロとなり、名目保有利得／損失は4,300（この場合、名目利子の全額に対応する）であり、中立保有利得／損失が、4,500（2,000×2.25）となることから、200の実質保有利得／損失が記録されることになる。

Ｄ．金融仲介機関の産出の計算との結合

23．プライム利子が計算されるとき、通常、間接的に計測される金融仲介サービス（ＦＩＳＩＭ）の計算にそれを用いるべきである。しかしながら、上記の最後の例が示すように、プライム利子はゼロでありうる。そうしたことが起こるのは、その国で、金融手段の元本が明示的にインデックスに連動していないときに限られるが、まれなケースというわけでもない。このような場合、間接的に計測される金融仲介機関の産出額は、名目利子を用いた「包括利子差額(global interest margin)」（自己資金に関するものを除いた受取財産所得マイナス支払利子）によって、通常通り計算される。（中央銀行の場合、その負債のうちかなりの部分

について利子支払いが存在しないので、固有の分析が必要となる。）金融仲介機関の生産費用のファイナンシング分と営業余剰とに対応するのは、この「包括利子差額」である。このことは、仲介機関への債務者が負う名目利子は、まず優先的にインプリシットなサービス料をカバーするものであり、同様に、仲介機関の債権者に支払われる、名目利子に含まれない、利子部分の中に、債権者が支払義務を負っているとみなされるインプリシットなサービス料が明らかにカバーされているという仮定から導かれる。この場合、金融仲介機関に対する債権者が受け取るプライム利子は、受取名目利子から、請求権の元本の暗黙的な再評価（名目利子自身を越えることはない）を除き、債権者によって支払われるべきサービス料を加えることによって計算される。それは、現物の受取プライム利子と見てもよい。金融仲介機関への債務者の支払うプライム利子は、支払われる名目利子から、名目利子に含まれるサービス料を引き、負債の元本に対する暗黙的な再評価（前述の差額を越えることはない）を引いて、計算される。

注）

a)通例の為替レートの調整を仮定すると、事後利子率は、17.5%であることに注意する。

b)これらの項目は、外国からの貸付に直接結び付いた取引のみを表示している。これに加えて、当該非金融法人企業は、年初に借りた1,000を使って国内資産を取得しているかもしれない。その場合、名目保有利得がそうした資産に記録されるべきであるし、営業余剰の増加があるかもしれない。等々。

c)注記（ⅲ）を参照。

第 X IX 章 様々な状況と必要に対する統合フレームワークの適用

第ＸＸ章　社会会計行列

Ａ．序論

20.1. 制度部門の諸勘定に焦点をあてたこれまでの諸章では、表示の基本的方法として、Ｔ字型勘定の系列を採用してきた。同時に、「体系」の概念と定義は、他の方法によって表示することが可能であるということも明らかにされている。そうした表示法は、洞察をさらに加え、種々のタイプの分析を行なうことを可能にする。

20.2. 国民経済計算の行列表示は、長い歴史と卓越した伝統をもっている。1968年ＳＮＡの勘定構造は、フル・システムをカバーする例示的行列（1968年の刊行物の表2.1）を基礎に説明されていたし、さらに、投入‐産出分析の基礎としての「体系」が大いに強調されていた。現在までに、投入‐産出表は、ひとつの行列フレームワークとして、財貨・サービスフローと生産コストの構造に関する、詳細かつ整合的に配列された情報を供給するために、広範に使用されるようになっている。また、この行列は、財貨・サービス、生産および所得の発生に関して、Ｔ字型勘定より多くの情報をもっている。たとえば、最終消費支出は、生産物別、発生産業別に示され、中間消費は、生産者または発生産業別、生産物別、使途産業別に示される。これらの勘定間の、細分化された結びつきは、各財貨・サービスカテゴリーの産出を産業別に特定することにより、ＳＮＡの供給・使用表――第Ⅱ章付録の表2.5および第ＸＶ章の表15.1を参照――によってさらに展開されている。しかしながら、こうした行列は、付加価値と最終支出との間の相互関係を組み込んでいるものではない。メゾレベルでの所得の全体的な循環フローを示すために、供給・使用表、あるいは、投入‐産出表を拡張することによって、社会会計行列（social accounting matrix、ＳＡＭ）の本質的特徴を把握することができる。

20.3. 第Ⅱ章は、制度部門について完全勘定系列とバランス項目が行列形式によ

っても表示可能であるということを明らかにした――第Ⅱ章付録を参照。その際に示された表では、すべての取引が制度部門に関して提示されているため、財貨・サービスカテゴリーと産業別とのクロス分類を使用する供給・使用表は組み込まれていなかった。実際、供給・使用表は、そこで考察される経済プロセス、すなわち生産物の生産と使用の全プロセス、を記述するのに最も適切な行と列の分類を選択している。この柔軟な分類の原則(principle of flexible classification)を、より広い範囲の勘定集合についての行列表示にも適用したものが、ＳＡＭである。

20.4. ここでは、ＳＡＭを次のように定義する。すなわち、それは、ＳＮＡ勘定の行列表示であり、かつ、供給・使用表と制度部門勘定との間の結びつき（リンケージ）を詳細に示したものである。従来、多くの場合、ＳＡＭは、経済の構造的特徴と、家計集団間の所得・支出分布との、相互関係の分析に適用されてきた。明らかに、ＳＡＭは、国民経済計算との密接な結びつきがある。しかも、この場合の国民経済計算は、経済における人々の役割に焦点を合わせるというＳＡＭの典型的特徴が、とりわけ、家計部門の追加分類と労働市場の詳細な提示（すなわち、就業者の種々のカテゴリーを識別すること）に反映されているものでなければならない。他方、ＳＡＭは、通常、それほど詳細でない供給・使用表ないし投入‐産出表を含んでいる。ＳＡＭの設計・構成法は、標準化されていないので、この章での提示も、例示的な性格のものである。

20.5. 以下では、いくつかのあり得るＳＡＭの概略的説明の試みがなされるはずであるが、その前に、会計行列とその性質の基本的説明を行なっておくことが適切であろう。そのために、この章のＢ節では、第Ⅱ章の縮約形式行列を基に議論を進め、投入‐産出と部門勘定との双方を含んだ行列表示を使用することの利点を強調する。Ｃ節は、ＳＡＭが、いくつかの（非貨幣的）サテライト表で補完されることによって、社会,経済分析のための、柔軟でありなおかつ整合性を保ったフレームワークを提供できることを説明する。そのうえで、Ｄ節は、例示的ＳＡＭの構造を導入し、説明する。Ｅ節は、分類の設計に対していくつかのガイドラインを提供する。そうしたガイドラインは、標準分類に基づいているということは共通であるが、各国の状況や必要を反映するために、一層の展開がみられる。このことを例示するために、Ｅ節ではまた、やや精緻化されたＳＡＭと、完全な

付加価値小行列が取り上げられている。Ｆ節は、いくつかのヴァリアントをリスト・アップし、バランスシートを含んだＳＡＭの概略を述べる。最後に、Ｇ節は、統計的統合の手段として、またモデル化と政策分析のフレームワークとしての、ＳＡＭの利用を論じる。

Ｂ．ＳＮＡ勘定の行列表示

20.6. 本節では、会計行列がどのような一般的目的に役立つかということについて詳細に述べる。ここでは、会計行列とは、ＳＮＡ勘定の行列による表示と定義しておく。そのような行列は、個別的な状況と必要に応じて、拡大あるいは圧縮する幅広い可能性をもっているということが最重要な特徴である。

１．一国経済に関するいくつかの勘定の行列表示

20.7. 表20.1は、一国経済について集計されたかたちで、「体系」のいくつかの重要な取引を表示している。財貨・サービスの供給と使用、生産、所得の分配、所得の使用、資本取引という、５つのタイプの（連結）勘定が識別されている。それと、海外とのこれらすべての取引は、最後の勘定で結合表示されている。各勘定の見出しの右と下にあるコード番号は、この章のすべての表の関連性を明らかにするのに役立つ。この表は、第Ⅱ章付録の行列の連結版である（勘定番号を比較せよ）。ただし、生産者の付加価値を、所得の発生勘定に記録されるような種々の付加価値カテゴリーに分割することは、この取引行列には組み込まれていない。その主要な理由は、ＳＡＭ型の分析では、所得の発生勘定において典型的に使用されるのは、異なるタイプの単位とその分類であるからである（後出のＤ．２節を参照）。

20.8. この章の表に示されている数字は、本マニュアルの他の章の数値例と正確に対応している。また、すべての行列において、バランス項目を含むセルは、2本線で囲まれている。

20.9. 既に、第Ⅱ章で述べたように、行列表示は、単一の記入によって各取引を表示し、取引の性質をその位置から推論させる。各勘定は、行と列の対（ペア）により表示され、収入は行に、支出は列に示すという慣行が採用されている。たとえば、国内純生産（ＮＤＰ）（1632）は、その経済の生産者によって支払われ、所得分配勘定において受け取られる。表20.1は、このことを（3･4･5、2）のセルで示している。この表は、海外との取引を別の勘定で区別して示しているので、行列の対角成分、すなわち（3･4･5、3･4･5）（7、7）は、国内の制度部門間の取引だけを含んでいる。

20.10. 行合計と列合計とには、項目名を付していない。実際、これらの合計のいくつかは経済的に意味のないものである。行列会計におけるそれらの主要な機能は、収入の合計額（行和）と支出の合計額（列和）が等しいという意味で、完全なバランスを保証することであり、また、ひとつながりの勘定を関連付ける有意義なバランス項目を導出可能なのは、この条件が満たされるときだけである。

20.11. 表20.1を拡大し、縮約形式の行列（第Ⅱ章付録の行列を見よ）に到達することができる。これは次のことを意味している。

(a)所得分配勘定を、所得の第1次分配勘定と所得の第2次分配勘定とに分割する。

(b)所得の第1次分配勘定の対角成分に、所得の発生勘定で識別される付加価値カテゴリーを組み込む。

(c)金融勘定、その他の資産変動勘定、貸借対照表間の変動勘定、正味資産勘定および期首、期末の貸借対照表をつけ加える。

(d)経常および資本の海外勘定を、対外貿易のための勘定、その他の経常対外取引のための勘定および海外の資本勘定とに分割する。

(e)海外に関して、金融勘定、その他の資産変動勘定、貸借対照表間の変動勘定、正味資産勘定および期首、期末の貸借対照表を付加する。

本章の次節で、拡大された行列に、各取引クラスを（再）配置する方法が簡単に議論され、例示されるだろう（表20.2参照）。

20.12. この縮約形式行列を、詳細な取引主体と取引カテゴリーを含む完全勘定系

列を示すように細分して、ＳＮＡ行列を提示する拡大表に到達することもできる。もちろん、制度部門分類と取引カテゴリー分類の双方を、表20.1のような、より連結された勘定行列の中で示すことも可能である。制度部門別、取引カテゴリー別の双方の勘定を示す簡潔な例が、この章の次節で提示される（以下の表20.3参照）。

２．会計行列を拡大あるいは縮小する可能性

20.13. 表20.1のような集計行列の各記入項目は、ある小行列の総計と考えられる。その小行列というのは、考慮中の取引集合について、その両端に関わる取引主体カテゴリーが提示されるようなタイプのものである。勘定の行列表示を行なう場合、ひとつの有益な選択可能な方法は、それぞれの勘定で別々のタイプの取引主体とそのグループ分けを採用することが、勘定体系全体の整合性と統合性を放棄することなく行なえるということである。このことが意味することは、各勘定で考慮中の経済フローの集合にとり、もっともふさわしい単位と単位の分類を採用することによって、「多重単位使用と多重部門分割」（multiple actoring and multiple sectoring）を適用することが可能であるということである。以下で構成する例示的ＳＡＭには、４つのタイプの単位が含まれている。すなわち、生産物、事業所、本源的投入（就業者、農地栽培面積等）および制度単位である。異なるタイプの単位をひとつの表に適用すること（「多重単位使用」）により、異なるタイプの分類を使用することになる（「多重部門分割」）のが自然である。さらに、時には、ひとつの表で同一単位の複数の分類を利用することが望ましいこともある。たとえば、一部の勘定にだけ詳細な分類を実行することが適当である場合、また、一部の勘定について集計的な情報しか利用可能でない場合である。

20.14. 原則的に、各々の勘定をかなり異なった二つの方法で分割することができる。

(a)一国経済全体を単位のグループ別に分割する。

(b)種々の小勘定を設定し、勘定に示される各取引カテゴリーに割り当てる。

次に、表20.1の集計勘定を、供給・使用表と部門勘定を含む「体系」の中枢フレ

ームワークの行列表示へと展開する際、この二つの選択枝がどのように適用されるかを議論する。

20.15. まず第一に、各々の勘定における一国経済の再分割は、以下のように行なうことができるだろう。

(a)財貨・サービス勘定の生産物を主要生産物分類（Central Product Classification、ＣＰＣ）のカテゴリー別に分類する。

(b)生産勘定の事業所を国際標準産業分類

（International Standard Industrial Classifi-cation、ＩＳＩＣ）のカテゴリー別に分類する（第ＸＶ章を参照せよ）。

(c)所得の分配勘定の制度単位を制度部門別に分類する。非金融法人企業、一般政府および家計については、内訳部門別にも分類を行なう。

(d)所得の使用勘定の制度単位を制度部門別に分類する。一般政府と家計については、内訳部門別にも分類を行なう。

(e)資本勘定の制度単位を制度部門別に分類する。非金融法人企業、金融機関および家計については、内訳部門別にも分類を行なう。

(f)もし望まれるならば、海外勘定の地理的分割を導入する。

20.16. これらの小分割は、二つの重要な意義をもっている。第一に、表20.1の単一のセルに分類されているすべての取引カテゴリーに関して、どの支払単位のグループが、どの受取単位グループと、何を交換したかが明らかになる。第二に、種々の経済フロー間の相互関係が、詳細な、一つの分類から他の分類への写像（マッピング）であるクロス分類を通じて明らかにされる。たとえば、上の例では、所得の簡単な循環フローが、メゾレベルでは、以下の写像を通じて提示される。

(a)小行列（3･4･5、2）は、どの内訳制度部門が、純付加価値構成要素の合計をどの産業から受け取るかを示す。

(b)小行列（6、3･4･5）は、純可処分所得の、所得の分配勘定の内訳制度部門から所得の使用勘定の内訳制度部門への配分を示す。（もちろん、もし同一の分類が、所得の分配勘定と所得の使用勘定とで適用されるならば、これは対角小行列によって示される、１対１対応である）。

(c)小行列（1、6）は、財貨・サービスのどのカテゴリーがどの内訳制度部門によ

り消費されるのかを示す。

(d)小行列（2、1）は、財貨・サービスのどのカテゴリーが、どの産業によって生産されるのかを示す。

以上では、小行列は、表20.1のその位置（それぞれの行、列の数字）によって識別されている。すべての勘定番号は、列とまったく同じ回数だけ行にも現われるから、上の系列は、閉回路（クローズド・ループ）となっている。このことは、上記のフローの循環性を示すものである。

20.17. 表20.1を拡大する第二の選択枝は、小勘定の設定に関連する。たとえば、表20.2は、所得の分配勘定の所得の第１次分配勘定と所得の第２次分配勘定への分割を提示している。これは、表20.1の対角成分（セル3･4･5、3･4･5）は、一方では財産所得フロー（セル3･4、3･4）と、他方では所得、富等に課される経常税およびすべての経常移転（セル5、5）のフローとに分割されることを意味する。同様に、海外からの（への）雇用者報酬、財産所得、生産および輸入品に課される税は、海外からの（への）所得、富等に課される経常税、経常移転から区別される。結果として、新しいバランス項目である、国民純所得（ＮＮＩ）が、第１勘定（所得の第１次分配）を閉じるために導入される。最後の小勘定（所得の第２次分配）のバランス項目は、一般的には集計勘定（所得の分配勘定）のバランス項目と同一である。

20.18. 言うまでもないが、勘定は、必ずしも分割されるとは限らず、一層の連結を行なうことも可能である。たとえば、表20.1の所得の分配勘定および所得の使用勘定は、結合しようと思えばできたものである。もし、そうしたとすれば、バランス項目である純可処分所得は、消滅していたことになる。

20.19. 単位のカテゴリーの小分割（あるいは集計）のプロセスと、勘定の連結（分割）のプロセスとは、密接な結びつきがある。実際、１つあるいは若干数の取引カテゴリーのために小勘定が挿入されるのは、そのカテゴリーのために別分類が必要とされるためか、あるいは、そうしたカテゴリーの取引に関して、受取・支払単位の種々のグループが別々に提示されるべきであるためである。別個の勘定を維持すること、あるいは新たに導入することに関する重要な基準は、その勘定が適切なバランス項目を提供するということでもあるのは、きわめて自然である。

20.20. そのような行列を作成する際、想定されている応用目的にふさわしい会計構造を設計することから始めることが便利である。続いて、各勘定において、最も適切な単位と、単位の分類が選択される。しかしながら、実際、その作業は相互作用的プロセスであろう。たとえば、取引者の受取合計と支払合計（小行列の行和と列和）のみが既知で、誰が誰に支払ったかということ（小行列の内部構造）はわからない取引カテゴリーがあると仮定しよう。同じ問題が多くの取引カテゴリーあるいはすべての取引カテゴリーについてあてはまる場合は別であるが（後出の20.23段(e)参照）、この問題は、少数の分割されていないダミー勘定を挿入することにより解決することができる。

20.21. このことを例示するために、雑（他に分類されない）経常移転フローを除いた、経常税と経常移転フローの両端に位置する取引者グループについて詳細なデータが入手可能であると仮定して、表20.2を詳細にした形式の中で、所得の第２次分配勘定を完成することを試みる。この場合、雑経常移転フローに関する、単一の、一括した勘定が挿入されるべきである。これは、表20.3で示される。追加的勘定の行は、各制度部門によって支払われる雑移転フロー全体（所得の第２次分配勘定の支払）と海外によって支払われるそれを含み、また列は、各制度部門によって受け取られる雑移転フロー（所得の第２次分配勘定の所得）と海外によるそれを含んでいる。明らかに、小行列（5A、5A）の項目は、もはや、国内の制度部門間の雑移転フローを含まない。それに伴い、雑移転フローは、ベクトル（5A、10･11）（10･11、5A）から除かれる。このことを除けば、会計行列の変化はないし、バランス項目の意味にもまったく影響はない。

20.22. このような操作によって求められた行列は、雑経常移転の分野で存在するデータの制約を考慮に入れながら、経済状況の、詳細で、十分に統合された描像（ピクチャー）を提示する。言い換えると、すべての取引カテゴリーについて詳細な情報が必ずしも入手可能でないとしても、この問題は、追加的に勘定を導入することにより解決可能である。逆に、ある取引カテゴリーにおいて、十分な情報が入手可能で、かつ行列の目的にとって適切であると考えられるならば、詳細さを少なくするのではなく、より十分な詳細さを示すために、このカテゴリーに関する別個の勘定を導入することができる（以下のＦ．１参照）。最後に、もし、たとえば、資本勘定が３つの主要な制度部門に関してしか作成できないとしても、

これは、他の勘定もまたその数に限られなければならないということを意味するものではない。そうではなくて、一つの行列の中で、適切で実行可能と考えられる、どのような分類の組合せでも提示することが可能である。

３．会計行列の性質

20.23. この段階で、勘定の行列表示のいくつかの一般的性質を提示することができる。

(a)集計行列（表20.2のような）は、全体としての経済の鳥瞰図を提供することができる。国内および国民バランス項目の集まりを導く主要な取引カテゴリー間の相互関係を示すのに１ページで十分である。支払・受取単位別に取引を細分した勘定の集合について、行列による表章は、他の表章方式よりも簡潔である。各々の取引に関わりをもつ、ひとつの単位の支払と別の単位による受取は、単一の記入項目で表示される。

(b)行列において、多重単位使用と多重部門分割を適用することが可能である（前出の段落20.13を参照）ということから見て、詳細な行列表示は、非常に一般的である。このことは、詳細な供給・使用表と（制度）部門データを統合するときに、特に有益である。しかしながら、それは、すべてのケースにおいて、情報は、行列形式で最も効果的に提示される、ということを意味するものではない（以下の(e)参照）。

(c)詳細な行列表示は、行列代数を用いた数学的処理に向いている。このことは、分析的な応用に際して、また、勘定をバランスさせるときにも、有益である。

(d)詳細な行列は、相互に関連のある取引の、支払・受取単位別の同時的分類を提示する。そのため、行列は、メゾレベルで、経済フロー間の相互関係を明らかにするのに適切な形式である。それには、２つの異なったタイプの単位が関わるフローが含まれる（たとえば、いくつかの家計内訳制度部門別の、種々のカテゴリーの財貨・サービス最終消費支出）。

(e)もし、一方で、同一の単位と単位グループが各勘定（たとえば、生産勘定を含む）で使用され、他方で、取引は、支払・受取単位別に分類されていないならば（たとえば、第Ⅱ章の章末付録にある表2.6参照）、行列は、勘定の集合を表示す

るための、最も効率的な形式であるとは限らない。さらに、制度部門に関して、誰が誰と何を交換したかを特定して述べること無しに、最も詳細な取引分類を表章したいのであれば、行列形式は、最適とはいえない。

(f)詳細な行列は、非隣接勘定におけるいろいろな取引表示の実験を行なうのに十分適している。原則的に、システムの平易性を損なうことなく、取引を１つの勘定から支払い、他の任意の勘定で受け取ることができる。しかしながら、このような入れ替えは、一般に異なったバランス項目を生み出す（以下の段落20.130参照）。

20.24. 一国経済の集計行列は、後でより詳細な表を見る際にも、レファレンス表として役立ちうる。その場合、読者がシステムの部分部分について詳細な表示（供給・使用表、部門勘定など）を見るとただちに、詳細な小行列と集計行列との関係が、コード・システムを通じて読者に明らかになる。システムのすべての勘定において、同等に詳細な分類を示すことが不可能、あるいは好ましくない場合、行列形式は特に有利である。1968年ＳＮＡは、このことを次のように述べている。「簡潔で経済的な表示法を用いること、数学者であれば良い記号を用いることといったであろうが、そうすることにより、森を見、同時に木を確保しておくことができる」（段落1.24より）。

20.25. 行列表示は、システムの柔軟性を探求するための適切な用具である。たとえば、あるＳＡＭに到達するために、システムの社会的側面と経済的側面との間の相互関係がさらに詳しく詰められるかも知れない。本章の次節で、ＳＡＭアプローチについて述べ、例示する。

Ｃ．ＳＡＭアプローチ

１．社会会計

20.26. ＳＡＭは、いろいろな経済フローに関する個別的な詳細さを組み込むために、行列形式の性質を利用する。伝統的に、ＳＡＭは、家計グループ間の不平等の様々な側面の原因と結果とに焦点を当てながら、種々の特定のタイプの分析に適用されてきた。その目的のためには、供給・使用表と制度部門勘定との間に存在する詳細なつながりを示すことは決定的に重要である。

20.27. ＳＡＭは、たとえば、産業、就業者カテゴリー、種々の社会経済的家計グループを含む内訳制度部門等の、詳細な単位分類（actor classification）をもった全経済規模のモデルに対して、枠組みを提供するとともに、それと整合的な（基準年）データを提供する。ＳＡＭをモデル構築に対して適用することについては、本章の最後の節で詳しく展開する。

20.28. ひとつの重要な社会的関心事項は、雇用（失業）の水準とその構成である。ＳＡＭは、しばしば、この問題に関する追加的情報を提供する。それは、雇用者報酬を、就業者のタイプ別に細分類することによってである。この小分類は、供給・使用表に示されるような、産業別労働の使用と、家計の第１次所得の配分勘定に示されるような社会－経済内訳グループ別労働供給の双方に適用される。このことは、行列が、種々の生産物の供給と使用だけでなく、種々のカテゴリーの労働サービスの供給と使用をも表示するということを示すものである。

20.29. 多くの場合において、ＳＡＭの数字と、あらゆる種類の分散した資料から入手可能な関連データを調整することが都合がよい。それは、以下のようなことを示すサテライト表の統合された集合を導く。

(a)（潜在的労働力を含めた）家計グループ別の人口の大きさと構成、産業別生産能力、内訳部門別資産（たとえば、農地、耐久消費財、金融資産）と負債（たとえば、外債）の所有など、ＳＡＭフローの基礎となっている種々のストック。

(b)価値額（の変動分）の数量と価格（の変動分）への分割。これは、生産物だけでなく、種々のカテゴリーの労働サービス、産業別固定資本形成にも関連するものである（以下の20.63段参照）。

(c)関連のある非貨幣的社会経済指標。平均余命、幼児死亡率、文盲率、栄養摂取量、（公共の）保健・医療および教育施設へのアクセス、家計グループ別住宅状況（国連刊行物『社会人口統計体系を目指して』（Towards a System of Social

and Demographic Statistics 参照）。

(d)いくつかの迂回処理（たとえば、政府および対家計非営利団体によって支払われる、家計グループ別最終消費）。

そのような拡大された表の集まり（すなわち、「コア」のＳＡＭと、その種々のサテライト表）は、経済社会会計行列と拡張の体系（System of Economic and Social Acounting Matrices and Extensions、ＳＥＳＡＭＥ）と呼ばれる。

20.30. 特に、(a)ＳＡＭに示される、すべての就業者の労働所得、(b)そうした労働所得の、フルタイム換算雇用と平均賃金率への分割、(c)個人・家計グループのタイプ別潜在的労働力（フルタイム換算で示される）、の三者を比較検討することにより、失業の構成に関する詳細な情報と、概念的、数値的に他のマクロ経済指標と整合性をもつ失業の集計指標（「フルタイム換算失業」）がもたらされる。すなわち、こうした情報は、ＳＡＭのフレームワークからも導出可能なのである。さらに、就業者の部分集合ごとの人数と、このデータ集合の潜在的労働力とを並置することにより、慣習的に定義される失業と一致する指標が得られる（以下の段落、20.50、20.53、20.77、20.89および20.102を参照）。

20.31. システムズ・アプローチを放棄することなく、人的開発の状態に対する、より一般的な洞察を得ようとするならば、上で概説されたＳＥＳＡＭＥは、ますます重要性を帯びてくる。分散した貨幣的情報と非貨幣的情報をＳＥＳＡＭＥに集中することによって、次の可能性が開けてくる。

(a)ミクロ経済学的洞察に基づいた厳密な理論化。

(b)非貨幣的変数から貨幣的変数へのフィードバックを含んだ、正式なモデル化。

(c)政府政策あるいは外部作用の、非貨幣的変数に及ぼす影響の監視と予測。

20.32. ＳＥＳＡＭＥの主要な特徴は、統合と多重分類、言い換えると、種々の測定単位で表現されるすべての種類の関連性のある貨幣的、非貨幣的事象の、概念的、数値的な結合（リンケージ）である。もし、たとえば、就業者が、非識字者と考えられるグループ（たとえば、初等学校を３年未満終了）を含むかたちで、受けた教育により分類されるならば、そして同じことが、雇用されていない潜在的労働力に関して、社会的経済的小グループ別に行なわれるならば、関連する人口、雇用行列を伴うＳＡＭは、たとえば、次のことを明らかにするであろう。

－　社会経済小グループ別、成人識字率。

－　社会経済小グループ別、非識字・識字市民の、労働力率。
－　就業者の社会経済的背景と受けた教育によって分類した、雇用、平均賃金率、労働所得。ただし、非識字者を独立したカテゴリーとする。
－　受けた教育によって（非識字者を小グループのうちの一つとして含む）分類するとともに、就業者が従事している産業別に分類した、雇用、平均賃金率、労働所得。
－　より詳細なデータと整合性をもつ、これらの変数に関する国民集計値。
そのようなデータシステムがあれば、識字率の簡単な計算以上のものができるであろう。すなわち、そのシステムは、当該現象の原因と結果の分析、そして状況の改善をめざす政策のマクロ経済学的トレードオフの分析を可能ならしめるであろう。

20.33. ＳＥＳＡＭＥは、すべての変数に関して、一国全体の集計値と、その社会経済的家計グループ間への分布や雇用者個人カテゴリー間等への分布を同時に記録する。次の段階として、一まとまりの様々な要約的指標をそのようなデータセットから導くことができるが、その中には、分布的側面をカバーする一つあるいは複数の指標が含まれる。どのような集計値の集合が選択されようと、それらはすべて次の重要な特徴を共有している。すなわち、すべての指標は、同一の、十分に整合的な統計システムから計算されるということである。適切性と信頼性の観点からの利点は、自明である。環境問題を取り扱うときにも、同様なアプローチを取ることは十分可能である。（第ＸＸＩ章、環境会計のための統合サテライト勘定におけるＳＡＭの議論を参照）。

２．ＳＮＡの柔軟性の例示としてのＳＡＭ

20.34. 一般に、ＳＮＡフレームワークの構成要素は、柔軟な方法で利用可能である。ＳＡＭの場合、概念、会計構造、分類が、対象となる経済、ＳＡＭが構築される際の個別の目的、データの入手可能性、統計家の熟練度、コンピューターの能力等に合わせて調整されることがかえって望ましいことも多い。しかしながら、このことは、原則上の選択ではなくて、実際上の選択を反映するものである、ということが強調されなければならない。すなわち、ＳＡＭを構築しながら、シス

テムの中枢体系で展開される全概念を遵守するということは十分あり得ることである。

20.35. 標準的なＳＡＭのいくつかの特徴はまた、本マニュアルの別の箇所にも組み込まれている。ＳＡＭ固有の目的は、種々の単位あるいは単位グループの関与する、取引の交差分類を通じて、メゾレベルで存在する相互連結性（インターリンケージ）の完全な説明を与えることである。１つの例によって、この点を説明してみよう。政府が、その支出を削減するための２つの異なったシナリオの影響を分析したいという場合を仮定しよう。ひとつは、連邦政府の行政事務を削減するシナリオであり、もうひとつは、地方の社会基盤への種々の投資計画が棚上げされるシナリオであるとしよう。長期的な影響のひろがりを除けば、その２つの政策行動の直接的負担は、まったく異なる住民グループによって担われるように思われる。第２の選択において、多くの地方の建設労働者がレイオフされることを考えよう。さらに、彼らの家計の消費パターンと、都会の公務員のそれは、一致しないかも知れない。それぞれの消費支出における輸入品の割合が異なる場合には、海外勘定にも、異なった影響があるかも知れない。ＳＡＭがあれば、これらの関連性は、事後的に追跡可能である。さらに、ＳＡＭに基づいたモデルを用いれば、その影響を事前的にシミュレートすることができる。その場合、用いられるモデルの複雑さについては、種々の選択枝が存在する。

20.36. システムの中枢体系の柔軟な適用として許される範囲を超えて、ＳＡＭの中に、個別の分析目的に役立てるための調整を組み込んだものがあってもよい。たとえば、政府への生産物に課される税の支払いを、第１次所得の配分勘定ではなくて、財貨・サービス勘定に記録することである。なお、その際、ＮＤＰは、生産物税マイナス補助金を除外したものとなる。あるいは、中枢体系と若干異なり、家計の行動の記述に対する適合度を高めて設定された概念（たとえば、生命保険の利子や、年金基金保険料と保険金の記録、非市場産出の評価等について）の使用に関するものである。ＳＮＡの用語では、そのような場合、サテライト勘定の領域に入ることになるが、そうした場合でも、ＳＡＭが、一つの整合的な、統合会計構造でなければならないことは明らかである。また、ＳＡＭが中枢体系から乖離する場合、勘定全体において一貫して、そのような乖離要素が組み込まれているべきである。しかしながら、ＳＡＭの多くの実際的応用において、採用

される概念は、一般に中枢体系の概念と同一のものである。

20.37. この段階で、１つの例示的ＳＡＭを作ってみることは、おそらく有益であろう。以下でこのことを行なう。

Ｄ．社会会計行列の図式表示

20.38. 表20.4では、「体系」において区別されるすべての取引（「資産のその他の変化」を除くすべてのフロー）を記録するＳＡＭの構想が例示されている。それは、分析上の有用性とデータの一般的な入手可能性の間のトレードオフから生じる枠組みとみなすことができる。前章までの展開との密接な結びつきを維持するために、ここで適用される概念は一般的には中枢体系のものと同じである。最も重要な違いは、所得の発生勘定に付与される別の意味に関係している。これは詳細な労働市場分析と国民経済計算とのつながりを促すためである。以下で、この点とその他のいくつかの新機軸について詳述する。

20.39. この表は、表20.2を拡張し幾分再整理したものである。所得の発生勘定、固定資本形成勘定そして金融勘定がつけ加えられ、海外については、経常勘定と資本勘定とが区別されている。先に論じたように、勘定の追加は、いくつかのフローが他の勘定に記録されることを意味する。この行列における勘定の番号付けは、本章でこれまでに示した表の番号に正確に対応する。

20.40. ここで示されている集計ＳＡＭは要約表であり、この表に続けてより詳細な表が存在することが想定される。各勘定で考えられうる分類のタイプが行と列の見出し項目の下のカッコ内に示されている。

20.41. この表の勘定系列は、完全勘定系列とバランス項目に関する縮約形式行列表示におけるものと同じである（第Ⅱ章付録の行列を参照）。その行列をここで示されている集計ＳＡＭに変えるために、次のことが行なわれている。

(a)一国経済と海外に関して資産のその他の変動勘定、期首貸借対照表、貸借対照表間の変動勘定、期末貸借対照表そして正味資産勘定を削除すること。
(b)資本勘定の連結性を解き、固定資本勘定を別にすること。
(c)対外取引勘定とその他の経常対外取引勘定を結合すること。
(d)特定のＳＡＭタイプの分析を可能にするために、幾分異なる方法で２，３の取引カテゴリーを記録すること。

20.42. 一つの例によってこのリストの最後の項目を例示しよう。このＳＡＭでは、生産物に対する税マイナス補助金は、財貨・サービス勘定から第１次所得の配分勘定に直接送られている（この表のセル（4、1））。したがって、セル（3、2）では、市場価格表示のＮＤＰに代えて基本価格表示の純付加価値という用語が使われている。生産物に課される税は、産業あるいは部門にではなく財貨・サービスに関連しているので、ここでそれを記録する方法は、メゾレベルにおける経済フロー間の相互関係分析に適切なものである。これは特に輸入税と付加価値税（ＶＡＴ）にあてはまる。当然、基本価格表示の純付加価値の合計（ＳＮＡの数値例1,499）と生産物に対する税マイナス補助金の合計（133）は、市場価格表示のＮＤＰ（1,632）に等しい。表20.2のセル（3、2）を見よ。この取り扱いは、中枢体系における勘定系列と整合的である。

20.43. もう一つの例は固定資本減耗に関連するものである。固定資本減耗は、生産費用と見なすことができるから（第Ⅵ章、段落6.5参照）、所得ではないことになり、生産勘定からの＜出＞、固定資本形成勘定への＜入＞セル（8、2）として記帳する。したがって、この表ではすべてのバランス項目は減価償却を控除して記録されている。これは、統合経済勘定（表2.6）の表章と類似したものである。ただし、統合経済勘定では、資本勘定の＜入＞として示されている。

１．ＳＡＭのビルディング・ブロックとしての供給・使用表

20.44. 表20.4の最初の二つの行と列には、集計されたバージョンの供給・使用表が含まれており、ここでは明示的に「体系」のその他の勘定とのつながりがわかるようになっている。なお、メイク行列の行と列が転置されていることに注意する。

20.45. １列は、財貨・サービスの供給を表わしている。商業・運輸マージンは、集計レベルの産出に付加する必要はないけれども、この表の上左隅に記録されている。これは、より詳細なＳＡＭ（たとえば、以下の表20.5）ではゼロでないためであり、クロス照合を容易にするために集計行列とより詳細な表の構造が同一であるべきだからである。基本価格表示の産出（3,604）が２行に示されている。先に説明したように、生産物に対する税マイナス補助金（133）は、産出額には含まれずに政府の第１次所得の配分勘定（４行）に、直接記入されている。輸入（499）は海外の経常勘定（10行）から生じる。

20.46. １列の要素は合計すると購入者価格表示の財貨サービスの供給合計（4,236）になる。１行は、購入者価格表示の財貨・サービスの使用を表わしている（もちろん、合計は4,236である）。すなわち、それは、２列の中間消費（1,883）、６列の最終消費支出（1,399）、７列の在庫品の増加（38）、８列の総固定資本形成（376）そして10列の本船積み込み渡し（f.o.b.）の輸出（540）である。

20.47. ２行は基本価格表示の産出を表わす。この評価のために、２行の合計（3,604）とそれに対応する２列の合計から生産に対する税マイナス補助金が除かれている。また、その額は、純付加価値の合計（1,499）にも含まれていないことになる。セル（3、2）を参照。固定資本減耗（222）は、固定資本形成勘定（８行２列）に直接記入されている。

２．所得の発生の強調

20.48. ３番目の勘定は所得の発生を記録し、重要な役割を果たす。そこでは、（純）本源的投入のカテゴリー別の分類が行なわれる。すなわち、（a）雇用者報酬、（b）純混合所得、（c）純営業余剰そして（e）生産に対するその他の税および補助金である。

20.49. 中枢体系では、これは中間的勘定であり、おもにバランス項目である営業余剰／混合所得を導出する役にたつ（たとえば、第Ⅱ章の表2.1あるいは第Ⅶ章の表7.1を参照）。非居住者への雇用者報酬の支払いは別として、所得の発生勘定では、取引の両端は記録されない。その代わりに、そこでは生産者の支払付加価値が生産者の支払付加価値の様々なカテゴリーに分解される（第Ⅶ章、段落7.3を参

照）。分類は、前段で言及された本源的投入カテゴリーと同様である。家計およびその他の制度単位は、次の勘定（第１次所得の配分に関する）ではじめてこれらの所得を受け取る。

20.50. ここで、二つの異なるタイプの単位間の取引を適合させるために、この勘定の意味が少し変更される。特に、雇用者報酬は、制度単位（雇主）と個人（雇用者）との間の取引（報酬の見返りとしての仕事）として記録するが、このＳＡＭでは、雇用者または自営業者としての個人は独立した経済単位とみなされる。彼らは、所得の発生勘定で雇用者報酬を受け取り、この所得を第１次所得の配分勘定で家計に分配する。これらの単位は、以下では、雇用者または自営業者((self位置を下げる)employed persons、以下の段落20.52、20.76、20.77を参照）の（複数の）グループに分類し、そのうえで、それらのグループを、この勘定で区別されている本源的投入カテゴリーの部分集合とする。このような表章は、労働市場分析（就業者のカテゴリーを識別する）と国民経済計算（産業と制度部門を識別する）を統合するのに役立つ。

20.51. システムの中枢体系では、就業者は、独立した実体（すなわち、独立した単位）として識別されない。この意味で、ここで論じられるＳＡＭは「サテライト勘定」の分野にはいる。しかし、就業者が属する家計と彼ら自身とを区別することは、事業所が属する制度単位（企業）と事業所とを分離することとは基本的に異なる操作である。双方の場合とも、単位が小さくなるほど同質的になり、それが関係している経済プロセス（所得の発生ならびに生産）に関してかなり自律的となる。したがって、こうした単位により、特定の経済プロセスのより正確な説明を得ることに役立つ。一単位としての就業者は、二つ以上の仕事（第ＸⅦ章も参照）から報酬を得ることができることも注意しておく。

20.52. （残余の）混合所得と営業余剰は、生産する単位のもとにとどまるが、そうした生産単位の分類は、生産勘定のそれと同じである必要はない。実際、内訳制度部門別分類のあるものは、特に営業余剰と混合所得に関係したものである。このことは、（第ＸＶ章の同様な表の内容に類似した、）ＳＡＭにおける産業別・内訳制度部門別に付加価値成分をクロス分類することを意味する。

20.53. バランス項目として国内純付加価値をセル（3、2）に記録したい場合、本源的投入カテゴリーには居住企業の就業者全部が含まれていなければならない。

３列では、居住企業で雇用されている非居住者の報酬が海外に渡される。このことは、非居住企業に雇用されている居住者の報酬が加えられていることが条件となるが、意味のある国民概念のバランス項目が勘定３でだけ得られることを意味する。その条件をみたすための操作は、３行で行なわれ、この目的のために、非居住企業に雇用されている居住個人という別のカテゴリーが作られる。このカテゴリーを挿入することによって、慣習的に定義されている雇用の推計（たとえば、以下の段落20.77）を容易にするという利点が新たに得られる。

20.54. 海外からの雇用者報酬と同様に、海外に受払いされるその他の付加価値は、この表のセル（3、10）と（10、3）にそれぞれ記録されねばならない。たとえば、隣国で一週間に一日露店を開く居住者である市場商人の混合所得の場合である。しかし、次のことに注意しなければならない。セル（3、10）には、居住制度単位が海外で生成する付加価値が含まれているだけである。このことは、長期あるいは無期限に別の国で顕著な規模で行なわれる生産活動で創造される付加価値は除かれることを意味する。なぜなら、そうした活動は、その国で（準法人）単位を創造することにつながるからである（第Ⅳ章を参照）。居住単位と非居住単位との間の境界線が幾分変更できるのは、サテライト分析においてであり、そうした分析においてのみ、たとえば海外からの直接投資所得を所得の発生勘定に記録し、海外からのその他の投資所得は第１次所得の配分勘定に残すといったような取り扱いが可能となる。

20.55. これらすべてのことがらの結果として、所得の発生勘定は、純付加価値合計とＮＮＩとの間に位置する、新しいバランス項目（1,503）が置かれて閉じられることになる。基本価格表示の純発生所得合計と呼ばれるこのバランス項目によって、生産に携わる結果として居住制度単位が受け取る所得の合計が得られる。

３．所得の分配と使用の勘定

20.56. 詳細なＳＡＭの第１次所得の配分勘定では、家計の労働所得は、一人あるいは二人以上の雇用者または自営業者である家計のメンバーによる寄与として示される。とりわけ、このことにより各家計グループが複数の労働所得源泉にどの程度依存するかが示されるであろう。これを別にすると、ＳＡＭの所得の分配お

よび使用の勘定で示される取引カテゴリーは、概して中枢体系のものとほぼ同一である。

20.57. 第１次所得の配分勘定（勘定４）の行では、純発生所得が生産物に対する税マイナス補助金と海外からの財産所得（63）によって増大している。後者の項目は、セル（4、10）に記録され、それには海外で徴収されて自国政府に引き渡される生産および輸入品に対する税マイナス補助金が含まれている。一国内の、部門間財産所得フロー（353）は対角成分（４行４列）に記録される。これは、それが国民所得の総計ではなく分配だけを変化させるからである。ＮＮＩを得るためには、４列の合計額から、対角項目の財産所得と海外に支払われる財産所得と海外に支払われる生産および輸入品に対する税マイナス補助金（38）を控除しなければならない。ここで、４列の合計は、４行の合計と同じであることから得られているものである。

20.58. ＮＮＩ（1,661）は、所得の第２次分配勘定（勘定５）の貸方側に現れる。所得、富等に課される経常税と海外からのすべての経常移転（10）もここで示される。一国内でなされる部門間の、所得、富等に課される経常税、社会負担・給付およびその他の経常移転（1,096）が対角成分に記録される（５行５列）。海外に対する経常移転等（39）は、バランス項目の純可処分所得（1,632）がある借方側に記録される。純可処分所得は所得の使用勘定に送られる。

20.59. 表20.4の所得の使用勘定（勘定６）では、純可処分所得の支出が記録される。すなわち、財貨・サービスへの最終消費支出と純貯蓄（223）であり、後者は資本勘定に送られる。このＳＡＭには、現物所得の再分配勘定は含まれていない。したがって、勘定６では、可処分所得の使用は記録されるが、調整可処分所得の使用は記録されない（以下の段落20.106を参照）。

４．資本フローと金融フロー

20.60. このＳＡＭの設計には、資本勘定と金融勘定に、制度部門別ではなく金融資産のタイプ別に分類された金融勘定が織り込まれている。その結果、このＳＡＭの集計度を低めることによって、内訳制度部門別に、さまざまな金融資産の取得マイナス処分――セル（9、7）を参照――とさまざまな負債の発行マイナス返

済――セル（7、9）を参照――の双方が示されよう。ここで、海外については、これら二つの取引カテゴリーは結合されている。これは、集計バランス項目である純貸出を表20.4に加える役目をしている。ただし、一国経済の観点からみた場合、符号が逆となる。セル（9、11）を参照。

20.61. 7行では、一国経済にとっての資金の利用可能性が示される。すなわち、純貯蓄、借入（603）、海外からの受取資本移転（1）、海外による非生産資産の取得マイナス処分（0）そして対角成分である国内部門間の受取資本移転（61）プラス土地とその他の非生産資産の部門間販売（7）である。もしこれら非生産資産の純購入のみが既知であるなら、追加のダミー行でこのことは示されよう。このダミー行は、合計するとゼロになるので、新たな列は必要とされない。7列では、これらの資金がどのように配分されるのかが記録される。すなわち、在庫の増加、国内部門間支払資本移転、純固定資本形成（154）、貸出（641）そして海外に対する支払資本移転（4）である。バランス項目である当該国の純貸出（38）がこの勘定から得られることは明らかである。すなわち、貸出（641）から借入（603）を控除することによって得られる。

20.62. おそらく正味資産の量的変動合計の主要部分は、固定資産の増加から成り立っている。もし経済の動学面に特に関心があるならば、どの産業の生産能力が拡大したのかを示すことは重要である。このＳＡＭで挿入された固定資本形成勘定（勘定８）の目的は、まさにこの点にある。より詳細な表で次のことが示される。

(a)この勘定の行で、誰がどこで投資したか――セル（8、7）

(b)列で、どこで何に投資したか――セル（1、8）

この場合、＜誰が＞は、内訳制度部門、＜どこで＞は、産業、＜何に＞は、生産物カテゴリーのことである。資本勘定で示される、制度部門別の固定資本形成と供給・使用表に含まれている財貨・サービスのカテゴリー別固定資本形成との間に存在するメゾレベルでのつながり（リンケージ）が、この固定資本形成勘定によって、このＳＡＭで示される。

20.63. 総固定資本形成の推計値と固定資本減耗の推計値とのそれぞれが、８列と８行で既に入手可能である。その結果、８行７列に示されている残余の純資本形成がわかるはずである。補足表では、産業別純資本形成を「数量効果」、すなわ

ち産業の最大産出量で示される産業の能力の増加、そして「価格効果」、すなわち資本形成１数量単位あたりの価格、とに分解することもできよう。そうすれば、投資の能力への影響は、概念上国民経済計算フレームワークに統合されることになろう。しかしながら、実際に生産能力の数値を見いだすことはむずかしいかもしれない。

20.64. 金融勘定（勘定９）では、貸出は行に借入は列に示される。バランス項目は、９行に与えられており９列にではない。なぜなら、それは同時に海外の資本勘定のバランス項目だからであり、海外の純貸出（-38）と等しい。

５．対外取引

20.65. 海外の経常および資本勘定（勘定10および11）における要素は、11行10列に示された経常対外収支（-41）を除けば、すべて先に説明した通りである。もし、このバランスを一国経済の観点から見たいのならば、10行11列に記入し、その符号を反対にすべきであろう。

Ｅ．さらに詳細なＳＡＭ

１．分類の基準

20.66. 典型的には、様々な国のＳＡＭでは、各勘定に共通のタイプの分類が選ばれているが、実際の（詳細な）分類が国ごとの条件に依拠するのは当然のことである。そうした分類法を決めるということは、ＳＡＭ構築のきわめて重要な一面である。なぜなら、ＳＡＭの用途は、どのようなカテゴリーが区別されるかということに大きく依存するからである。

20.67. 分類の設計という点に関して、次の２種類のＳＡＭを区別することができよう。もっとも、おおよその区別ということでしかないし、おそらく、やや不自然な区別ではあろう。

(a)主として監視（モニタリング）目的で利用されるＳＡＭ

(b)主として分析目的で利用されるＳＡＭ。

第一のタイプのＳＡＭについての分類の考え方は、何をモニターしたいのかということによって、あるいは、比較対象（たとえば、過去のある期間のＳＡＭあるいは他の経済のＳＡＭ）の分類法によって決まってくるものであろう。一般的論点として、そのほかに言えることはあまりない。そこで、この節の残りの部分では、分析的ＳＡＭの分類に注意を集中する。

20.68. ＳＡＭにおける取引は、一つの（小）勘定の収入と他の（小）勘定の支出として同時に示されるので、それは通常クロス分類される。したがって、そのようなクロス分類の有用性と実行可能性とが、各勘定について分類法を設定する際に考慮されるべきことがらとなる。「分析的」ＳＡＭでは、これは、バランスのとれたカテゴリー数が各（「内生」）勘定で区分されていることを意味する。たとえば、200の生産物、50の産業、２つの労働カテゴリーそして３つの家計グループに基づく所得の循環フローに関する分析では、ボトルネックが第１次所得フローと最終支出フローとの間にあらわれる。換言すれば、そのような分析では、労働と家計カテゴリーの数は生産物と産業の数よりも余り少なすぎない必要がある。

20.69. 以下の考察が、分類を設定する場合の指針として役立つであろう。

(a)考慮中の勘定に記録する取引に関して、区別されるカテゴリーの同質性。一つのカテゴリー内の全単位が、供給（投入）と使用（産出）側の双方につき、同一市場で活動することが理想的である。

(b)小グループの認知可能性と経済分析目的、政策策定目的あるいはモニタリング目的に対するその関連性（たとえば、キーとなる産業、地域的な側面そして確認可能な政策のターゲットとなるグループなどが含まれる）。

(c)分類の基礎となる特性の安定性と測定可能性そして分類を確定するために必要となる調査票の質問数の僅少性。

(d)クロス分類が既存のデータソース（を結合すること）から導出できるその度合。

20.70. ＳＡＭの多くの目的にとって、家計の分類は特に重要である。不平等（の

変化）、またおそらく、貧困に関する結論でさえ、小グループの平均によらざるを得ない。したがって、それは、全住民がどのように細分割されるかに大きく依存する。一方で、家計グループの数を実行可能な範囲に抑えようとすると、たとえば、百万人以上の人々を含むようなカテゴリーを生じるかもしれない。このことは、平均値がグループ内部の差異をかなり隠してしまうことを意味するはずである。他方、分配統計をＳＡＭに統合することは、それらの適合性と同様に信頼性をも大いに高める。要約的に述べておくと、適切な分類が選択されるならば、すなわち、基礎となる小グループ内の分布の状態が相当似かよったものであるか、その差が主に偶発的な違い、あるいは関連性の乏しい違い（たとえば、ライフサイクルの効果）であるならば、この不均質性は問題とならないはずである。

20.71. 前の二つのパラグラフの考察を考慮すると、「分析的」ＳＡＭで家計を分類する場合には、主要な所得源による分類の方が所得の額による分類よりも、より適切な基準であるように思われる。このことは、標準的ＳＮＡの内訳部門を決定する場合の基準に加えて、家計の所在地（都市部／田園部あるいはいくつかの地域を区別すること）、資産の所有（たとえば、農地）そして家計のサイズと家族構成（子供の有／無）が適当と考えられることを意味する。さらに、家計の主な経済活動、雇用の主要な内訳部門、レファレンス・パーソンの職業・学歴などに基づく分類を上の分類に加えて行なうことも出来る。「モニタリング」ＳＡＭでは、家計を所得額別あるいは支出階層別に分類することも排除できない。ただし、そのような分類基準を用いると、所得と支出が容易に測定できるものではなく、また、安定的なものでもないという問題点が残り、また、必要な調査票上の質問事項も多くなるため、たとえば、そうした質問事項をもたない家計調査や人口調査の情報をそのようなＳＡＭにリンクさせることはできない。

20.72. 明らかに、実際問題として、同時に適用できる分類基準は数少ない。そこで、実行可能性という点から見て最も有望な＜逆ツリー構造＞から始めることにする。図20.1で、この連続する細分割のプロセスが示されている。

これより、全体で43の小グループが生じる（田園部に23、都市部に19そして施設家計に関する小グループが別にひとつ）。この分類法は、第Ⅳ章Ｇ．３節で提唱されている内訳部門に家計をフレクシブルに割り当てる一例と見なせよう。ここで区別されている下位グループを集計することによってすべての標準ＳＮＡ内訳部

門を得たいのなら、（三つの）農家のカテゴリーを自己勘定の就業者と雇主とにさらに細分割することが必要であろう。なお、この例は、特定タイプの国を想定して構成されたものであり、そのことからだけでも、説明目的のものにすぎないことは明らかである。他のタイプの国では、異なる分類ツリーが必要とされよう。調査を（再）加工するためにこの分類を使用する場合には、「未分類」小グループを、いわばセイフティー・ネットとしてつけ加えておくことが賢明である。

20.73. 家計の分類は、各勘定タイプで同じである必要はない。たとえば、その他の移転所得の受領者のカテゴリーに関する分類は第１次所得の配分勘定よりも所得の第２次分配勘定での方がより有用であろう。さらに、いくつかの場合には、年金基金運営サービスの最終消費支出のような２，３の取引カテゴリーについて、「集合的家計内訳部門」を定義する必要があるかもしれない。

20.74. その他の制度単位の分類は、一般論として言えば、中枢体系のものに類似している（本マニュアル巻末の付録Ⅴを参照）。ここでも再び、ＳＡＭ本体の各々の勘定に特有の分類あるいは特定レベルの詳細さを導入することができる。たとえば、所得の第２次分配勘定よりも資本勘定で金融機関のより詳細な分類法を示すことは当然である。あるいは、機能別（第ⅩⅦ章を参照）に政府単位を分類することは所得の使用勘定では適切であるが他の勘定ではそれほど適切なものではないかもしれない。逆に、特定の取引カテゴリーについてかなり集計的なデータしか入手できない場合、いくつかの勘定では限定的な分類を使用することが必要となるかもしれないが、すべての勘定についてではない。

20.75. 海外の勘定の一部あるいは全部を地理的に細分割することができる。特に、ＳＡＭで記述する経済（国あるいは地域）が特別な（貿易）規制が適用される、より大きな共同体に属する場合、あるいはその機能が海外の特定地域と密接なつながりをもっている場合には（たとえば、他の通貨と固定的に結びつけられている場合）、そのような細分割の有効性が高まる。

20.76. 雇用者または自営業者の分類は、一方で性、就学、年齢、民族、居住地、他方では職業、仕事の契約の種類（フルタイム／パートタイム、恒常的／一時的）そして雇用地と雇用内訳部門のような、個人のもっている背景および（主な）仕事の特徴の組み合わせに基づく。分類法に関する別の考察によれば、相対的賃金率変化のグループ内変動をグループ間変動よりも小さくするべきであり、

そのような分類を行なうことが考えられる。家計の分類法と同様に、逆ツリー構造も設定されよう。雇用産業別分類の適切性は劣る。既に、付加価値のクロス分類を行なったＳＡＭにおいて、この点は示されている。また、たとえば、もし法人企業に属する事業所の雇用者が非法人企業で働く人たちから分離され、産業がＩＳＩＣ細分類別に表章されているなら、付加価値小行列では大農園の労働所得が果物、ナッツ、飲物あるいは香辛料を栽培する小自作地のものとは別に示されることになる。

20.77. 段落20.53で説明したように、非居住企業における居住就業者は別グループを構成するはずである。もし、就業者の人数を計算して就業の推計値を得たいのなら、居住企業で働く非居住者個人と海外で一時的に働く就業者は分離すべきであろう。この場合、就業者のグループには、このＳＡＭにおいて、その労働投入について帰属報酬が純混合所得から分離されるべき自営業者が含まれていることは明らかである（以下の段落20.102を参照）。

20.78. 理想的には、残余の純混合所得と純営業余剰が本源的投入の具体的なカテゴリーにさらに分類される。たとえば、それは、様々なタイプの土地や地下資源を使用することから得られるサービスなどである。しかし、そのような分類は、各資産タイプの自己勘定投入に関する十分なデータが入手可能であり、その価格についての妥当な帰属処理を見つけだすことが可能である場合に実行できるにすぎない。たとえば、様々な質の農地の賃貸料について十分に発達した市場が存在するならば、そしてこのタイプの土地の（自己勘定）投入が定期的に統計調査の対象となっているならば、農業の混合所得と営業余剰の一部は、事実、土地の利用から得られるサービスに割り当てることができよう。同様の方法がいくつかの地下資源や特許権のような研究開発資産についても行なうことができる。このように、いくつかの支払財産所得カテゴリーならびに自己稼得財産所得は産業の混合所得と営業余剰の内訳成分として区別されることになろう。このことは、(a)ある産業の産出をどの（本源的）投入が生産したのか、(b)どの内訳部門がそうした本源的投入を供給したのかをさらに理解することに役に立つ。もっとも、すべての本源的投入カテゴリーについてそうであるという意図はない。実際、生産組織あるいは外部環境のようなある種の資産の利用に対する報酬は通常分離できない。その場合、「思いがけない」付加価値が各産業の事業所が属する内訳部門に分類

されることになる（段落20.52および20.76参照）。

20.79. 付加価値カテゴリーの「生産に課されるその他の税」は、酸素要求物質の地表水への排出に対する課税のように、投入の使用のための支払いと考えることができるような税を選び出すために細分割することができる。この場合、価格を決定するのは、予算メカニズムであって市場メカニズムではない。

20.80. ＣＰＣを特定の状況と必要に適合させ、生産物をタイプ別に区別するとともに、これらのカテゴリーのいくつかを国産品と輸入品（第ＸＶ章参照）に細分割することができる。ときには、非常に似た生産物に見えても、一つのカテゴリーに分類すべきでないことがある。なぜなら、それらがまったく異なる市場においてまったく異なる価格で売買される可能性があるからである。一般論として、生産物分類法に関する重要な考察は、相対価格変化のグループ内変動が、グループ間のそれよりも小さくなるように分類が設定されるべきであるということである。

20.81. 産業について、時には事業所が属する企業の内訳制度部門別分類によって、ＩＳＩＣの地域版を補足することが有益である。たとえば、非公式の家計企業と外国支配法人企業が衣料品のような同様の製品を生産する場合があるかもしれない。しかし、これらの事業所は、産出の市場についても投入の市場について、同一の市場で活動しているわけではない。同様に、家計による自己消費のための生産が、この意味で一つまたはそれ以上の別々の「産業」で示されるかもしれない。さらに、キー産業を分離することもあり得る。固定資本形成勘定では、産業について異なった（より集計化された）分類法が適用できる。

２．より詳細なＳＡＭの構造

20.82. 表20.5は、より詳しいＳＡＭから、どのような種類の情報を得ることができるかを説明するのに役立つ。この表で特に主な方針としたことは、次のようなことを示すことである。

(a)所得の循環的フローならびに２、３の雇用者個人カテゴリー別労働所得の細分割。これによって、産業の付加価値と家計小グループの第１次所得との間のつながりをさらに詳しく分析することが可能になる。

(b)所得分配と生産構造との相互依存関係。とりわけ、様々な家計グループの需要パターンの多様性に関係する。

(c)貯蓄の内訳部門配分ならびに固定資本形成の投資産業別細分割。これにより、内訳部門の固定資本形成と財貨・サービスのカテゴリー別固定資本形成との間のつながりをより詳しく分析することが出来る。

表章目的のために、各勘定のグループ数が最小限に保たれる。完全バージョンのＳＡＭでは、各勘定で、より多くのカテゴリーが区別されなければならないことは、明らかである。

20.83. 表20.5では、各々の小勘定は、まず集計ＳＡＭ（表20.4）におけるその位置に応じて記号を付され、次にこの表に固有の記号を付されている。（非常に）詳細な数字を経済の全体的活動状態に結び付けることが容易に出来るように、このような記号法が全部の表に限なく適用される。

20.84. 表20.5に関する議論では、表20.4でもワンセットとしての供給・使用表プラス中枢体系の制度部門勘定でも詳しく説明されていない要素が重点的に取り扱われる。また、この表の数字は、これらのデータセットの関連する数字と同一であるか、あるいは補足の細部が加えられている場合、それを合計すると結局同じになる。

20.85. 上左隅の小行列には、商業・運輸マージンの明細が含まれる。（商業・運輸）サービスの行では、農産物と製造業製品に関連するマージンが示され、（商業・運輸）サービスの列では、これらの合計がマイナスの記入項目として記録される。このブロックの数字は、行について合計するとゼロになる。したがって、行1a－1cの使用側記入項目の評価（購入者価格表示）は影響されない。他方、この記録方法は、列1a－1cの合計（供給合計）もまた購入者価格で評価されることを保証する。ある種の目的のためには、これは商業・運輸マージンを記録する理想的な方法ではないかもしれない。そこで、別の記録方法を以下の段落20.105で略述している。

20.86. 使用表と所得の使用勘定（行1a－1cと列6a－6b）の重複のために、ＳＡＭでは社会経済的小グループ間の需要パターンの相違が明らかにされる。一般的に、この情報は、国民経済計算との調整を行なっていない家計予算調査から得られるものよりも信頼性が高い。

20.87. 行1a－1cと列7a－7dで在庫変動が示され、列8a－8cでは、どの産業がどういう種類の生産資産に投資するのかが記録される。中間投入（列2a－2c）、政府の消費支出（列6d）そして輸出（列10）は、供給・使用表のものと同一である。列1a－1cでは、また、このことは、（転置された）メイク行列（行2a－2c）、政府に第１次所得として生じる生産物に対する税マイナス補助金（行4d）、そして輸入（行10）についてもあてはまる。

20.88. 列2a－2cには、様々な種類の投入が産業別に示される。これらの列と行3a－3gが交差する所には、基本価格表示の純付加価値合計が本源的投入カテゴリー別と産業別とに分けて示される。この小行列では、雇用者報酬が居住者と非居住者別に示される。さらに、前者は性別に分割される。このことにより、いくつかの産業では女性の労働所得が十分に代表されていないことが明らかになるかもしれない。固定資本減耗を含むブロック（行8a－8c）は対角行列である。

20.89. 3d行10列では、非居住企業で働く居住者の所得が示されている。就業者単位（たとえば、参照年において働いた月数を12で割ったもの）を慎重に選べば、一国の賃金稼得者数は勘定3a、3bそして3dの単位の合計数に等しくなる。先に述べたように、この勘定における自営業者である個人の様々なカテゴリーに関して追加的区別を行なうことは、特に、ＳＡＭに基づく一国の総雇用（失業）の分析に適切である。次に、これらのカテゴリーは、帰属労働所得を受け取り、それに伴って純混合所得の減少を生じる。

20.90. 列3a－3gでは、発生所得が制度部門（行4a－4d）と海外（行10）に配分される。この例の部門は、次の通りである。すなわち、二つの家計グループ（雇用者家計およびその他の家計）、対家計非営利団体と２つの法人部門とをまとめた部門ならびに社会保障基金を含む一般政府である。

20.91. 行4aと4bのデータは、家計の両カテゴリーがどの程度女性の労働所得に依存しているかを示すものである。家計が受け取るほとんどの財産所得は、法人企業（非金融法人企業および金融機関）から生じている（行4a－4bと列4a－4dならびに列10を参照）。その他の家計から直接受け取る賃貸料等（列4a－4b）と、たとえば、外国の銀行勘定で稼得される利子（10列）がわずかだがある。

20.92. このような表では、全内訳部門が財産所得を誰から受け取り誰に財産所得を支払うのかが示される。この例では、政府が財産所得を法人企業部門とそれよ

り少ないが海外に支払うことが示されている（行4a－4d、10行と列4dを参照）。

20.93. 行5a－5dと列4a－4dとが交差する対角小行列では、部門別の第１次所得の純額が示されている。次のブロック（5a－5d行・列）では、誰から誰に所得、富等に課される経常税、社会負担・社会給付、そしてその他の経常移転が支払われたのかが明らかにされる。このＳＡＭにおけるこれらの額は、帰属社会負担が含まれ現物社会移転は除かれたものである。海外との経常移転の受払い（5a－5d行10列ならびに10行5a－5d列のそれぞれ）は、移住者の送金（家計内訳部門の受払い）、非生命保険料・保険金（ここでは、非金融法人企業と金融機関のそれぞれによる海外との受払い）そして税と国際協力に関係した経常移転（政府のやりとり）から成っている。

20.94. 6a－6d行と5a－5d列の交差する対角小行列では、内訳部門別に純可処分所得が与えられ、6a－6d列では、それが最終消費支出と純貯蓄に使用される。

20.95. 行7a－7dでは、貯蓄（6a－6d列）、受取資本移転そして土地およびその他の非生産資産の純売却（7a－7dと11列）による内訳部門の資金の取得が、そして様々なタイプの負債の増加（9a－9c列）が示される。

20.96. これらの資金の配分が、7a－7d列で詳しく示される。純固定資本形成の産業への配分における部門別の相違に特別な関心が払われるはずである（行8a－8cを参照）。投資の産業分布（内訳部門別）が経済が進んでいる方向を示すものであることは明らかである。

20.97. 8a－11行・列の成分は、既出のものか、あるいはシステムの中枢体系でも示されるものである。

20.98. 現実の、もっと詳細なＳＡＭを、通常、１ページで示すことはできない。たとえ、このことが技術的に実行できるとしても、非常に大きな１枚の紙にかなりの空白スペースができてしまい、読者が情報を吸収できないであろう。その代わりに、先に説明した分類体系は、その時に、空白のないブロック（あるいは２，３の小さな、隣接したブロック）を示すために利用できる。この考えが次節で例証される。

３．詳細な付加価値小行列

20.99. 表20.6は、完全なＳＡＭに含まれている情報の一部を明らかにする。それは、拡大鏡を通じて、純付加価値の合計額、則ち集計的な表20.4のセル（3、2）を見るものである。供給・使用表との相互参照に便利なように、産業は、ＩＳＩＣカテゴリーのみで分類されている。男性と女性の労働所得は、職業カテゴリーと就業者の居住地別に分類される。純混合所得は、家計によって所有される企業の所在地にしたがって示され、純営業余剰は、事業所が所属する企業の（内訳）部門にしたがって示される。この例では、混合所得はなお自営業者の労働に対する帰属報酬を含む。明らかに、（様式化された数値例を示すものとしての）この表の数字は、合計すると表20.4と20.5で示された対応する合計額になる。たとえば、純付加価値の合計額は、右下のすみに現われる。

20.100. そのような表から得られる追加的考察は、以下のとおりである。

－　産業・地域別の、女性労働所得の比率。

－　産業・地域別の、ある職業カテゴリーにおける女性労働所得の集中度。

－　男性と女性に関する、各産業と地域における職業別労働所得の構成。

－　産業別混合所得の地域的分割。

－　各産業の営業余剰における、公的企業と外国支配法人企業の占める比率。

表20.6では、雇用者報酬に関する詳細な情報は、労働統計から得られるものである。その国民経済計算への統合は、労働統計、国民経済計算双方の信頼性（reliability）のみならず、適切性（relevance）を改善するであろう。

20.101. この表で提示されている労働所得は、労働タイプ、産業別に数量と価格成分、すなわちフルタイムに換算した雇用と、（加重、フルタイム換算の）賃金率に分割されるべきである。それとは別に、フル・バージョンのＳＥＳＡＭＥはまた、これらの労働所得の配分と、それに伴う家計グループの雇用を示す表を含んでいる（前出の段落20.29参照）。類似の取引は、自営業者の帰属労働所得に関しても、示されるかも知れない。

20.102. 全労働所得の数量・価格成分への分割とともに、自営業者個人単位の帰属労働所得の推計値を含むデータセットは、あらゆる種類の分析になかなか役立つとともに、すべての重要なマクロ経済集計量に直接結びついた、詳細な労働データをもたらす。そうした労働データは就業（すなわち、就業者の合計数）とフルタイム換算の就業（すなわち、労働投入合計量）を含むものである。その目的

のために、表20.6の混合所得を、同一家計に所属する無報酬の協力者を含む、自営業者によって行なわれた仕事に対する帰属報酬と、その他の企業の営業余剰との共通性の方が高い、残りの部分に分割することは有益であろう。自営業者個人単位あたりの帰属報酬は、労働時間と、同一産業における類似の背景と仕事の特性をもった雇用者の時間あたり賃金の積として推計可能であろう。そのようなＳＥＳＡＭＥに基づいて、「慣習的な」雇用と、フルタイム換算の雇用を、労働カテゴリーにしたがって具体的に示し、またフルタイム換算の雇用に関しては、産業および家計グループにしたがって示すことができる。その際、（労働カテゴリー別）「慣習的な」雇用の家計グループに関する分布を別のサテライト表で示すことができる。

Ｆ．種々の社会会計フレームワーク

１．種々の会計構造

20.103. 上で示されたＳＡＭは、中枢体系のフロー勘定の系列とかなり密接な関係をもっている。ほとんどの既存のＳＡＭは、所得の発生勘定からはじまる。他方、財貨・サービス勘定と生産勘定は、より右下におかれる。

20.104. 以下の勘定は、時として連結されることがある。

－　財貨・サービス勘定と生産勘定、

－　所得の第１次分配、第２次分配勘定と所得の使用勘定、

－　資本勘定と固定資本形成勘定、

－　資本勘定と金融勘定。

20.105. ＳＡＭの目的とデータの入手可能性に応じて、次のような取引カテゴリー勘定を別に挿入してもよい。

－　生産および輸入品に関する税と補助金（タイプ別に分類する。そうすることにより、特定の使用カテゴリーのみに適用される税あるいは補助金の記録を促進する）。

－　商業・運輸マージン（おそらく分割され、流通生産物のタイプ別に分類する。この別勘定の存在のために、商業・運輸マージンは、すべての使用の価額と財貨の供給合計から控除される）。

－　家計最終消費支出（目的別に分類する）。

－　政府最終消費支出（機能別に分類する）。

たとえば、目的別家計最終消費支出の場合には、付加されるのは、本当は「勘定」（account ）ではない。そうではなくて、そのような追加の行、列は「写像」（mapping）すなわち同一情報の異なった観点からの交差分類とみなされるべきである。本当の勘定は、単位間の実際の取引を示すものであり、すなわち少なくとも２つのセルを、マクロ行列の行か列のいずれかにもっている（表20.4参照）。一般に、勘定はバランス項目で終わるが、写像はそうではない。

20.106. 現物所得の再分配勘定と調整可処分所得の使用勘定について、中枢体系におけるその記録に関して、２つの選択が考えられるだろう。まず第１に、「監視」（monitoring）ＳＡＭでは、それらの勘定は、所得分配勘定、所得の使用勘定にそれぞれ連結されるかも知れない。そうすると、バランス項目である可処分所得がなくなり、調整可処分所得のみが示されることになる。第２に、「分析的」(analyti-cal) ＳＡＭでは、これらの勘定は、サテライト表の集合に格下げさせられるかも知れない。それらをＳＡＭ本体に組み込むならば、平均支出性向と限界支出性向の推計を複雑なものにしてしまう10)。

20.107. サテライト表はまた、ＳＡＭに示されているいくつかの取引の分類を、第３の基準にしたがって提示することができる。そのような３次元表の例は、以下のとおりである。

(a)財産所得を支払・受取内訳部門別に示すだけでなく、タイプ別（賃貸料、配当、利子等）にも示すこと、(b)金融資産のタイプ別、債権者・債務者部門別の金融取引、(c)支払産業別、受取内訳部門別に示された全本源投入カテゴリー。いろいろなケースが考えられるが、第３の側面を（部分的に）一方あるいは双方の分類に挿入することにより、ＳＡＭプロパーで表示することも可能である。表20.6は、

営業余剰のケースに関して、それを受取内訳部門別に分類することによってこのことを例示している。

20.108. 概念的に、ＳＡＭに、資産のタイプ別あるいはその他の変動のタイプ別に分類されたその他の資産変動勘定と、内訳部門別あるいは資産のタイプ別に分類された貸借対照表間の変動勘定を、組み込むことは困難ではない。そのようなフレームワークでは、資本勘定を分割し、一方の小勘定が純貸出をバランス項目とし、他方の小勘定が貯蓄と純資本移転による正味資産の変動をバランス項目とすることが望ましい。第一の小勘定（正味資産生成勘定と名付けられる）は、その時、所得の使用勘定から純貯蓄を受け取り、資本移転の受払いを処理して貯蓄と純資本移転による正味資産の変動を導出し、このバランス項目を貸借対照表間の変動勘定に送る。ついで、第二の資本小勘定（その他の資本勘定と名付けられる）は、貸借対照表間の変動勘定からこのバランス項目を受け取り、土地とその他の非生産資産の購入マイナス売却を付加して純貸出を導出し、それを金融勘定に送る。択一的に、金融資産の取引は、純額の代わりに総額で表示することが可能である。同時に、正または負の、その他の資産変動は、その他の資産変動勘定とこの（その他の資本勘定）とが交差する箇所に挿入することができる。この資本小勘定は、その時、その他の資産変動による正味資産の変動をバランス項目として生み出す。このバランス項目は、貸借対照表間の変動勘定に送られ、それが正味資産の変動の合計額の一部になる。最後に、貸借対照表間の変動勘定の列では、その他の資産変動による正味資産の変動分は、その他の資産変動勘定に振り替えられる。

20.109. Ｔ勘定と同様に、ＳＡＭは、たとえば環境問題、家計内部の自己消費のための無報酬の家事・個人サービスあるいはより広い資本概念のような、ＳＮＡの中枢体系にはない経済の諸側面を含むように拡張可能である。これらの情報システムでは、非貨幣的データは、演ずべき重要な役割をもっている（上述のＣ．1節のＳＥＳＡＭＥのアウトライン参照）。このような拡張は付加的な単位の導入を伴うから、行列フォーマットの利用はきわめて有効である。もう一つの拡張は、ＳＡＭ本体内部への貸借対照表の組み込みに関するものである。明らかに、多くのケースでは、そのような拡張のために必要とされるデータは入手可能ではない。しかしながら、完全を期すために、そのようなＳＡＭのありうる設計の概略が次

節で説明される。

２．貸借対照表を含むＳＡＭの例

20.110. 表20.7は、経済ストックとフローとの間の相互関係の分析をめざしたＳＡＭの１つの例を提供する。この例では、その他の資産変動勘定、貸借対照表間の変動勘定、貸借対照表が含まれている。その他の資産変動勘定は、海外についての勘定を別として、内訳制度部門別に分類される。貸借対照表間の変動勘定は、資産のタイプ別に分類され、貸借対照表は、（海外を加えた）内訳制度部門別と、資産タイプ別に分類される。このことは別にして、表20.4は、以下のような変更が加えられている。

(a)所得の第１次分配、第２次分配勘定と所得の使用勘定は結合されている。

(b)海外の経常勘定と資本勘定が結合されている。

(c)表20.4で分離されている固定資本形成勘定が連結されている。

(d)土地とその他の非生産資産の購入マイナス売却が、その他の資産変動勘定で示され、資本勘定では示されない。

(e)金融勘定が、内訳制度部門別に小分割され、海外についての勘定がつけ加えられる。

(f)内訳制度部門と海外に関して、金融資産、非金融資産、非生産資産の取引のバランスを吸収するために、ダミー勘定が挿入されている。ダミー勘定の列には何も記入されていないので、それは削除されている。

このリストの最初の２つの変更分は、選択的である。表20.7の大きさを制限するために、ここで行なわれたものにすぎなかい。このダミー勘定は、システムの資本勘定の２つのバランス項目、すなわち(a)純貸出と(b)貯蓄と純資本移転による正味資産の変動をＳＡＭに、組み込むという問題に対する一つのありうる解答である。

20.111. 他の点では、経常勘定（1-6のラベル）とこの表のすべての勘定コードは、表20.4のコードと同様である。この行列は、資本勘定（勘定７）は、純貯蓄と資本移転を記録する。バランス項目は、貯蓄と純資本移転（14行と7列）による正味資産の変動である。

20.112.金融勘定は、行、すなわちセル（9､18）に、金融資産と対応する負債の同時的創造または消滅および既存金融資産と（マイナスの）負債の取得マイナス処分を記録する。その差額は、一国の純貸出であるがそれを、金融資産、非金融資産、非生産資産の取引のバランスのためのダミー勘定のセル（12､9）に置く。同様の手続きは、海外の金融勘定（勘定１９）でも採用されている。この場合、バランス項目は、海外の純貸出である。セル（12､19）を参照。

20.113. 金融資産、非金融資産、非生産資産の取引バランスのためのダミー勘定（勘定12）の行は、合計するとゼロになる一国の純貸出（セル（12､9））と海外の純貸出（セル（12､19））と、内訳制度部門および海外別の非金融非生産資産の取得マイナス処分（セル（12､20））を記録するが、これらの取引の和は定義によりゼロである。以上のことから、この勘定については、列を挿入する必要はない。

20.114. その他の資産変動勘定（勘定13）の行は、次のものを示す。

(a)セル（13､17）における土地とその他の非生産資産の購入マイナス売却

(b)セル（13､16）における生産資産の数量と価格のその他の変動分

(c)セル（13､17）における非金融非生産資産の数量と価格のその他の変動分

(d)セル（13､18）における金融資産と（マイナス）負債の数量と価格のその他の変動分

既存の生産資産の購入マイナス売却は、総資本形成の一部として記録されるのでこのリストには含まれない（第Ｘ章参照）。

20.115. その他の資産変動勘定の列では、上のリストの第１項目は、金融資産および非金融非生産資産の取引バランスのためのダミー勘定に置かれる。セル（12､13）を参照。その他の資産変動のバランスおよび、その他の資産変動による正味資産の変動は、セル（14､13）における貸借対照表間の変動勘定に配分される。海外についても同様なその他の資産変動勘定が作成される（勘定20）。このケースだけは、段落20.114のリストの項目(b)と(c)が定義により除外され、他方、項目(a)については、土地に関するものを除く。

20.116. 貸借対照表間の変動勘定（勘定14）は、行では数種類の正味資産の変動をたしあわせ、それを列で国内部門と海外の貸借対照表にふりわける。明らかに、セル（14､7）（14､13）は、合計すると国内部門によって所有されている富の変動の合計額になる――セル（15､14）を参照。他方、セル（14､10・11）および（14､

20）は、合計すると海外によって所有されている富の変動の合計額になる――セル（21,14）を参照。もし、この勘定が、資産のタイプ別に小分割され、生産資産のカテゴリーが産業別に分類されるならば、セル（14､7）に基づいた小行列は、とりわけ、発生制度部門別、仕向先産業別にクロス分類された純資本形成を示すであろう。

20.117. 貸借対照表は、まず国内部門に関して提示される（勘定15）。行に関して、一国の正味資産の変動合計額は、（純）期首ストックに付加されている。このことにより、純期末ストックが得られ、そのストックは、資産タイプ別貸借対照表に振り替えられる（勘定16-18）。この集計的な表では、一国の期首の正味資産は、セル（15､16）（15､17）（15､18）の合計として見いだされ、他方、一国の期末正味資産は、15列（行）の合計に一致する。

20.118. 資産タイプ別貸借対照表（勘定16､17､18）は、行に固定資本減耗と純期末ストックを含み、列に、金融資産および非金融非生産資産の純取引、他の資産変動、さらに期首ストックを含んでいる。

20.119. 海外に関する経常勘定と資本勘定が結合された勘定（勘定10､11）は、経常対外収支と純資本移転（行14と列10・11）による正味資産の変動で終わる。最後に、海外の貸借対照表（勘定21）は、それが金融資産・負債に限られている点を除けば、国内制度部門の貸借対照表に類似している。

20.120. この表に続けて、この行列の一部を細分して、たとえば、合計すると表20.7のセル（9､18）となるように、内訳制度部門別、金融資産タイプ別に金融取引を示すような表がありうる。一般に、そのような詳細化された表の集合は、期首、期末ストック、ストックの種々の変動に関する、内訳制度部門、資産タイプ別の交差分類を含むものとなるであろう。いずれにしろ、ダミー勘定（勘定12）は小分割されない

Ｇ．ＳＡＭの応用

１．入手可能な基本データのより高い統合性

20.121. 第ＸＶ章　供給・使用表と投入‐産出では、行列フレームワークによって財貨・サービス勘定、産業の生産勘定そして所得の発生勘定を中枢体系内部で作成することの適切性について略述した。ＳＡＭは、メゾレベルで、所得・支出フローと、供給・使用表を統合するものなので、それはより広範囲の勘定の集合の推計のための形式として役立つかも知れない。たとえば、生産および国際取引に関する詳細な情報と、たとえば労働力調査、家計予算調査、産業を対象とした投資調査の基本データとを調整したい場合、ＳＡＭのアプローチは特に有益である。さらに、勘定をＳＡＭのフレームワークに配列することは、行列代数が勘定をバランスさせるために適用できるということを意味する。もし、ＳＡＭが主として、他の経済との比較を含む監視(モニタリング)目的のために使われるのならば、こうしたＳＡＭの国際的統一性の程度の高さが重要である。したがって、こうしたＳＡＭの場合、一般に、ＳＮＡの中枢体系の概念を利用することになるであろう。それは、供給・使用表と制度部門勘定の統一的表章とみなすことができる。

20.122. ほとんどのＳＡＭに含まれる豊富なデータのために、ＳＡＭは、豊かな統計情報をもった国でのみ構築可能であるという印象が与えられるかも知れない。しかし、実際は、発展途上国が、ＳＡＭ作成にあたって率先的な役割を果たしてきた。入手可能なデータはどんなデータでも、可能な限り利用することがますます重要になるのは、ほかならぬ基本情報と他の統計資源が（非常に）不足している状況においてである。費用のかかるセンサスや統計調査の結果を、すべて動員して、整合的な、全体的フレームワークに統合することにより、そうした基本データの適切性と信頼性が改善されるかもしれない。このことは、特に家計調査と人口センサスにあてはまる。一般に、メゾレベルで注意深く達成された整合性により、マクロレベルでのより高い程度の精度が得られる。もちろん、もし基本データに余りに多くの穴があるならば、ＳＡＭの（いろいろな部分の）信頼性は、あいまいなままとなる。このように、ＳＡＭの構築はまた、入手可能なデータセ

ットに存在するギャップと、調査に使用される諸概念の不一致を的確に指摘することになるであろう。したがって、このことは、経済および社会基本統計に対して、有効なフィードバック効果をもつであろう。

20.123. センサスや調査を加工することはたいへん時間を要し、詳細なＳＡＭの構築もまた多くの人的資源の投入を必要とするので、最近までは、ＳＡＭが利用可能となるまで、一般に数年のラグがあった。事実、主要な調査あるいはセンサスが行なわれる年に限り、フル・バージョンのＳＡＭを構築することから始めることは、非常に実際的である。そのＳＡＭが、ベンチマーク・データセットとして役立てられ、適当な指標により、毎年あるいは四半期ごとに更新される。その結果、信頼性の面からそんなに多くを失うことなしに、必要とされる時宜性を得ることができる。行列フレームワークは、行列代数を用いた種々の更新と調整のアルゴリズムの利用可能性を考慮すると、この点に関して特に向いている。Ｔ勘定については、他のタイプのアルゴリズムが利用可能である。明らかに、ＳＡＭの構築プロセスのコンピューター化は、その更新の場合にもまた非常に有益であることがわかるであろう。

20.124. より多くの基本的なデータの統合は、より多くの政策問題を相互関連的に、監視・分析する可能性を伴うことになる。とりわけ、雇用や所得分配の側面の、ＮＤＰ成長、国際収支の均衡、安定的価格水準など、よりマクロ志向の目標物との関連性はＳＡＭの適用範囲内にある。

20.125. 家計調査は、所得の合計または支出の合計のみならず、家計間の不平等もまた過小評価する傾向があるので、ＳＡＭの中で、これらの資料と、人口統計、投入‐産出表、賃金調査、損益計算書、政府勘定、金融データ等の調整が行なわれるならば、家計グループ間の不平等に関するより信頼性の高い記述が導かれるであろう。

20.126. ＳＡＭのような、国民経済計算フレームワークの、貧困の測定への応用は、それほど明らかというわけではない。この場合、家計は、あらかじめ定められたある貧困レベル以下の所得グループをひとつの階級として含んだ、所得規模階級別に分類されるかも知れない。実際、貧困者を含む全国的な家計調査の特性上の制約が、問題となるかもしれない。そのうえ、そのような調査における所得と支出の過小評価は、所得と支出の全範囲にわたって必ずしも一様に分布してい

るわけではない。相対的に大きな誤差が、分布の終わりの方のすそで生じる。事実、ＳＡＭの小グループ内部の不均一性の一部は、疑似孤立値(false outliers)によって引き起こされる。それでもやはり、家計が社会経済的特性にしたがって分類されるならば、誤差は、特定の小グループに集中しないということがより安全に仮定され、その結果、もとの小グループの（一人あたり）平均値の適当な尺度変更プラス調整の手続きを行なっても、小グループ間の不平等を歪めることはないであろう。要約すると、一方では、国民経済計算を基礎に貧困者を数えることは危険であるが、他方、家計の精緻な分類を含むＳＡＭは、「構造的」貧困の信頼できる要約を提供することができる。すなわち、ＳＡＭは、家計が典型的に貧困である小グループを確認するであろう。また、ＳＡＭは、そうした小グループで適切に満たされ得ないのはどのような必要(ニーズ)であるかを、そしてとりわけそれは、こうした状況の原因と結果に関する分析を可能にする。

20.127. 上述の議論のいくつかは、ミクロ・マクロリンク一般に適用される。ＳＡＭは、すべての家計グループにわたる「構造上の」（structual）あるいは平均的な状況を明らかにすることができる。ビヘイビアの点でかなり同質的なカテゴリーを生み出す適切な分類を実行することは、ここでも基本的である。さらに、ミクロ・マクロリンクは、ＳＡＭに適用される概念を、ミクロレベルの認識(パーセプション)と合わせて設定することにより、かなり促進される。

20.128. ＳＡＭのもうひとつの応用は、地域会計あるいは超国家会計に関するものである。このような応用では、多くの例において、完全な地域ＳＡＭまたは投入‐産出表を構築することは必要でも、実行可能でもない。しかしながら、多重部門分割のＳＡＭ的な特徴が意味することは、それが適切と考えられ、データ入手可能性が許すところでは、分類に地域的次元を導入することができるということである。たとえば、地域的側面を、就業者と家計の分類に導入することは可能である。

20.129. 商品価格指数と数量指数の組合せを加えた一連の系列としてのＳＡＭのおもしろい応用は、とりわけ、(a)産業別交易条件や産業別生産性の変化と、所得分配との関係を追跡すること、(b)全体の消費者物価指数（ＣＰＩ）と整合的なかたちで各々の家計グループ固有のＣＰＩの加重バスケットを定めること、である。

２．モデル作成と政策分析のための道具としてのＳＡＭ

20.130. 各々のＳＡＭの構造は、一国経済規模のモデルで表示される関係を既に反映している。このモデルを特定の状況や必要に合うように構成することは、ＳＡＭデータの編成に対する影響がある。概して、そのような「分析的」ＳＡＭの各列の支出と、付随する行の受取合計とは直接関連付けらたものであるべきである。このことは、たとえば、税および社会負担について、それぞれの帰着に応じて、財貨・サービス勘定から生産物税、生産勘定からその他の生産に課される税、所得の発生勘定から賃金関連の社会負担、第１次所得の配分勘定からの第１次所得に課される税、その他の資産変動勘定から資本利得税、貸借対照表から富に課される税というような項目を政府の所得の第２次分配勘定に移してもよいことを意味する。別の例は、その他の資産変動に関連するもので、たとえば、資本利得のような、その他の資産変動のあるものが、直接的にかつ大きく、最終消費支出に反映されると考えられるならば、資本利得などを、所得の（第２次）分配勘定の収入側に記入してよいであろう。明らかに、そのようなＳＡＭでは、力点は、経済構造の表示におかれる。ただし、このことに伴っていわばコインの裏側として起こることは、いくつかの慣習的なバランス項目が、集計されたＳＡＭの単一のセルから導出することができなくなるということである（前出の段落20.23に掲げられている行列会計の性質(f)参照）。

20.131. 投入‐産出表と同じように、ＳＡＭは、行列の内生的な部分の逆行列に基づいた簡単な、線形モデルのためのフレームワークを提供する。この場合、少なくとも、第１次所得と最終支出とのリンケージに関する限り、乗数モデルは閉じている。固定投入係数の投入‐産出モデルと比較したとき、ＳＡＭに基づいた逆行列は、雇用乗数や、政府支出、外国貿易等の外生的変動の影響の分析をより完璧に行なうことができる。さらに、所得分配効果も研究することができる。乗数分析に用いられるＳＡＭでは、いくつかまたはすべての政府部門勘定のような、外生的と考えられる勘定は抜き出され、終わりの方に示される。さらに、そのうえで、ＳＡＭの構造を、最も現実的な比例性の仮定を達成する方向で構築することが目指される。平均支出性向ではなくて、限界支出性向を得るために、関連弾力性の集合を一貫性をもったものとして推計することによって、モデルの現実性

はさらに向上するかも知れない。いずれにせよ、ど（クロス）分類をのようなＳＡＭで選択するかということが、分析結果に対して圧倒的に大きな影響をもつだろう。若干の目的にとって、乗数分析の相対的単純さは、興味をそそる。しかしながら、他の応用目的を考えた場合、乗数モデルにおける供給制約の欠如と、内生価格の欠如は、深刻な限界となることも多い。

20.132. これらの欠点は、ＳＡＭのもう一つの重要な応用、いわゆる応用一般均衡モデル（applied gene-ral equilibrium model, ＡＧＥモデル）におけるその利用において克服されるかも知れない。ＡＧＥモデルは、一国経済規模のモデルにメゾレベルでのミクロ経済学的洞察を適用するものであり、貿易自由化措置から税率変更、構造調整パッケージまで一連の政策の、成長と所得分配への影響をシミュレートするのに役立つ。ＡＧＥモデルのために最小限必要とされるデータは、(a)基準年のＳＡＭ、(b)各財貨・サービスのカテゴリー（種々のタイプの労働サービスと資産サービスを含むのが望ましい）について、ＳＡＭの数値を、適当な価格成分と数量成分に分解すること、(c)人口、生産能力のような種々のストックに関するデータ、そして可能ならば(d)より現実的な関連弾性値の導出のために必要とされる追加的データ、である。これらのデータは、いくつかのパラメーターを計量経済学的に推計することによって補完されるかも知れない。この推計は、基準年の数値が、対応するＳＡＭの数値と一致するように縮尺調整されている時系列データに基づいたものとなるであろう。そのようなＳＡＭに基づいたモデル化の実践の結果は、モデルの有効性を確認する基準年ＳＡＭの再生産と、将来の期間の一連のＳＡＭとして示されるのが、一般的である。

20.133. ＳＡＭに基づいたモデル(ＳＡＭ-based model) すべての際だった特徴は、多部門レベルで各制度部門の所得と支出、そして通常、労働サービスを含めた、財貨・サービスの供給と使用、の完全なバランスへの依存である。理想的には、供給と使用のバランスが、金額と数量のそれぞれについて別々に維持され、またいくつかの資産に関しても同様に供給と使用のバランスが維持されることが望ましい。もう一つの特徴は、モデルの構造とＳＡＭの構造は、密接に連結されているということである。程度は落ちるが、これはまたパラメーターの値にもあてはまる。このことは、かなりの長さの時系列間の共変動しだいで決まるモデル・スペシフィケーションからの離脱を意味する。さらに、それは、ＳＡＭに基づいた

モデルがそうしたアプローチのもつ以下のような不利益から相対的に免れていることを意味している。(a)種々の取引カテゴリーに関して、そうしたアプローチにおける代理変数の使用と、独立に推計されたデフレーターの使用は、一貫性を保証しない。(b)多くの場合、メゾレベルでは入手可能ではない、より長期の時系列への依存が見られる。(c)より長い期間にわたる関係の一定性に対する依存は、種々の構造的な外部衝撃（エネルギー危機）や、継続的制度改革（貿易障壁の解除、大規模な民営化等）を考慮すると、しばしば問題となる。

20.134. 上述の例は、ＳＡＭに基づいたモデルが、経済の構造的特徴が重要な役割を演じている政策分析に対して顕著な有効性を示すものである。たとえば、構造的調整の状況では、価格自由化措置、あるいは逆にある種の環境税の提案がもつ、マクロ経済的や分配面へのインプリーションをシミュレートするためのモデルが使用されるかも知れない。比較的短い時間的視野をもった分析では、多くの構造的特徴は、固定係数により示されうると仮定しても安全であろう。長期モデルでは、メゾレベルへのフィードバックが、より注意深く取り込まれる必要がある。２つのケースのどちらにおいても、そのような場合、ＳＡＭあるいは前出Ｃ．１節で概略を示した拡大ＳＥＳＡＭＥが（より好ましいが）、当期価格、不変価格双方において一貫性を保証するフレームワークとして役立つ。しかしながら、金融勘定と十分接合されたより速報性をもつＳＡＭが利用可能になるまでは、ＳＡＭモデルが、短期的な、金融安定化政策に対してもつ適合性は、限られたものにすぎない。

20.135. ＳＡＭが、経済プロセス間の相互関係に関する、簡潔で都合良く配列された記述を提供すること、貨幣的集計指標および非貨幣的集計指標を同時に導出するための体系的データベース機能をもつこと、種々の程度の複雑さをもった柔軟な一国経済規模のモデルと密接な関係をもつものであること、等の点を考慮にいれると、ＳＡＭは、マクロ経済学教育コースでの使用に適しているということを最後に述べておく。

注）

10）現物再分配所得は、定義により、すべて、ある財貨・サービスに支出されているので、その大きさは、貯蓄にも、他の生産物の最終消費にも影響を及ぼさな

い。しかしながら、同じことが、相当する市場価格で自己の最終消費のための産出（自給生産、持家住宅サービス等）を評価する結果としての帰属所得と、現物賃金にもあてはまることに注意しよう。

第ＸＸ章　社会会計行列

第ＸＸＩ章　サテライト分析とサテライト勘定

Ａ．序論

21.1. ＳＮＡの中枢体系は多くの特徴を示しているが、そうした特徴は中枢体系に統合勘定構造の利点を与えるものになっている。それは、カバーする経済活動境界の範囲内では、網羅的でありかつ整合的である。すなわち、おのおのの単位、取引、生産物、および目的が、「体系」の分類や勘定の中で、一つの、しかもただ一つの場所を与えられている。さらに、「体系」に含まれる概念のセットは完全に首尾一貫している。

21.2. こうした利点がある一方で、中枢体系で直接的に融通調整できることには一定の限界がある。もちろん中枢体系は、第ＸⅨ章で説明したように、公共部門、家計、あるいは高率のインフレーションといった経済生活の特定の局面に強調の度合いの差をつけながら、弾力的に利用することが可能である。しかしながら、中枢概念体系の許容する弾力性のぎりぎりのところでも、互いに対立するアプローチを同時にカバーするというようなことはできない。

21.3. これまでのいくつかの章に既に示されているように、ＳＮＡは、そこに含まれるカテゴリーや概念がすべての場合に唯一の正当なものであるとは主張していない。追加的な要求や異なった要求が生ずれば、補完的または代替的なカテゴリーや概念の開発が必要になってくる。

21.4. ふつうサテライト勘定あるいはサテライト・システムが強調することは、社会的関心をひく特定の分野について、中枢システムに過大な負担を負わせたり、これを混乱させたりせずに、国民経済計算の分析能力を弾力的に拡張することが必要になっているということである。本章全体にわたって展開される予定のサテライト勘定、サテライト・システムの特徴について、ここでごく簡単に見ておくことは有益であろう。サテライト勘定において典型的に考慮されることがらは次のようなものである。

(a) 機能的な性格を持つ、あるいは部門の境界を越える性格を持つ、特別な社会的関心をひく事柄についての追加的な情報を提供すること。

(b) 国民経済計算の概念フレームワークに追加的な次元を導入するために、必要ならば、補完的または代替的な概念を使用すること。これは補完的・代替的な分類方式と勘定フレームワークの使用も含んでいる。

(c) 人間活動の費用・便益のカバーする範囲を拡大すること。

(d) 適切な指標と集計値を使った、より進んだデータ解析。

(e) 物量表示のデータ・ソース（physical data sources）および分析を金額表示の勘定システム(mo-netary accounting system)と結びつけること。

21.5. これらの特徴は、要約の形ではあっても、サテライト分析とサテライト勘定の重要な役割を指し示している。一方においてサテライト勘定は（本章のいくつかの箇所で指摘されるように）国民経済計算の中枢体系と結びついており、それを通じて統合された経済統計の主要部分と結びついている。他方、サテライト勘定は所与の領域またはトピックにより特化したものなので、その領域またはトピックに固有の情報システムとも結びついている。また、金額データと物量データとのよりよい統合を要求する。サテライト勘定が中枢体系諸勘定との密接な関係を失っていないということから、マクロ経済勘定、マクロ経済分析の文脈における特定分野の分析を容易にする。さらに、様々な分野におけるサテライト勘定は、そうした分野のいくつかにおける分析を結びつけてゆくことを助ける。このようにサテライト勘定は、分析用具でありまた統計的調整（statistical coordination）のための用具であるという二重の役割を一般的に果たすことができる。

21.6. 本章の目標は三重になっている。第一は、B節において述べることであるが、自由度の追加をする場合に、どのような変化型が一般的に考えられるか、あるいはその可能性があるかを示すことである。言及されているアプローチは様々なタイプの解に導かれる可能性がある。それは、追加的な数字をいくつか導入するだけというものから、中枢体系のすべての主要概念を再設計するというものまでにわたるであろう。第二は、C節で与えられることであるが、機能指向サテライト勘定(functionally oriented satellite accounts)の枠組を示すことである。これが目指すところは、上に述べ

た両極端の解の中間のどこかにある。第三は、D節に示すように、ＳＮＡサテライト勘定の枠組による環境会計(environmen- tal accounting)を提示することである。環境会計は、きわめて重要であり、当然特別な配慮をしなければならないものであるが、ここでは、一般化され拡張された形の環境経済勘定体系（System of Environ- mental Economic Accounts）を拠り所として説明されている。

Ｂ．サテライト分析

21.7. 本節では、段階的アプローチを取りながら、分析を拡大する様々な方法を、例を用いて説明する。生産と生産物、第１次所得と移転、財貨・サービスの使用、資産と負債、目的ならびに集計値が順に考察される。

１．生産と生産物

21.8. ＳＮＡ中枢体系の生産境界内の生産者単位は、事業所（establishments）あるいはより精細な分析においては、同質的生産単位（homogeneous units of production）であり、どちらの単位も、国際標準産業分類（ＩＳＩＣ）にしたがって分類される。

21.9. 事業所（establishments）、したがって産業（industries）が、国際標準産業分類のある水準において同質的でない場合、それは、主活動（principal activity)と一つまたはそれ以上の副次的活動(sec-ondary activities）に同時に携わっていることになる。こうした副次的活動の産出は、生産物分類にしたがってその性質に応じて識別されるが、副次的活動の投入は、主活動の投入と区別されない。いっぽう、付随的活動（ancillary activities）は、それ自身の性質に応じて分析されたり分類されたりすることはなく、その付随的活動を役立ててい

る事業所の活動の一部として分析あるいは分類される。この意味するところは、付随的活動が、明確に分離された（distinct）生産単位によって遂行されることはなく、その活動に結びついた生産物は、自律的生産物（autonomous products）としてあらわれることはない、ということである。

21.10. ある種の活動や生産物を検討する場合、検討対象の活動に対応する投入物（中間投入と要素投入）を完全に捉えるためには、副次的活動を主活動から区別して示す方がよいことがある。この側面は、投入‐産出分析ではよく知られている。さらに、生産者単位内でいくつかの付随的活動とその産出を特定することが必要なことがある。

21.11. 輸送の例を取り上げてみよう。中枢体系における輸送活動の産出は、第三者に提供される輸送サービスのみをカバーしている。自家輸送（own account transportation、自己勘定輸送）は、付随的活動として扱われ、その投入は当該サービスを利用する生産単位の費用の一部ではあるが、それを特に識別して表示することはない。しかし、より広範囲にわたる輸送活動の全体像を描きたいのであれば、生産単位の自家輸送を識別し測定せざるをえない。保健・医療活動の場合でも、雇主が雇用者に現場（オンサイトで）支給する医療上の便宜のように、そのいくつかはやはり付随的活動として扱われている。実際、多くの活動の費用が、非表示の保健・医療成分を含んでいる。

21.12. より一般的にいうと、生産者単位の投入は、主産出および副次的産出をつくるための直接費用と、程度の違いはあれ総費用の間接成分である種々の内部機能（internal functions）の費用とをともにカバーしている。後者の費用としては、前段までに述べたもののほか、職員訓練、電子的データ処理、会計事務、仕入れや販売費用、などをあげることができよう。

21.13. このように、中枢体系の生産境界の中で、ある種の活動と生産物を完全にカバーするためには、取り上げなければならない要素がいくつかある。

（a）その主活動または単一活動にわれわれが関心をもつ、事業所あるいは同質的生産単位。（これら二つのタイプの単位のどちらを選ぶかは、追求すべき目標と経済の構造によって決まる。）

（b）事業所を選ぶ場合、他の事業所の副次的産出のうち、分析の関心との関連性をもつものおよび事業所内の受け渡し。

（c）分析の関心との関連性をもつ付随的活動とその産出。一般にその費用によって測定することが想定される。

21.14. 多くの場合、特定されるべき活動や生産物がその通りの形で中枢体系の分類の中に現れるため、この手続きは、簡単明瞭である。ただし、もちろん、前段(c)に関しては追加的なデータが必要となる。当然のことながら、(c)の相対的規模は、活動によって異なる。たとえば、輸送やデータ処理については、教育の場合よりも(c)の活動と産出のもつ意味あいは大である。

21.15. しかしながら、旅行（tourism）や環境保護活動のような、いくつかの重要なケースにおいては、対象識別の手続き（process of identification）は、はるかに複雑である。というのは、それに関わる活動や生産物は、中枢体系の分類においては少ししか出てこないからである。

21.16. 通常は、それがどのように使われるかということとは関係なく、観察可能な生産物のリストに従って産出を識別する。このことは、旅行の一部分については可能である。旅行代理店やホテルが提供するサービスは、典型的な旅行生産物である。しかしながら、より一般的には、旅行活動は、その生産する財貨・サービスが旅行者、すなわち、目的は何であれ少なくとも一晩家を離れてすごす人に引き渡されるという事実によって定義される。ゆえに長距離輸送は、明らかに旅行活動である。短距離輸送は、それを誰が利用するかによって、旅行活動であったりなかったりする。同じことが観光地の店舗についても言える。ある活動は性質上明らかに旅行活動であるが、国民経済計算データが存在しないような極めて細かい分類水準においてのみ識別されるか、まったく識別されないかである。したがって旅行活動の範囲を画定することは多くの困難をともなう。旅行活動へのアプローチのしかたは、ほとんどの場合、生産物別に旅行支出の構造を分析することから始まって、どのような活動によってそうした財貨・サービスが引き渡されているか、を見るというような、間接的なものになる。

21.17. 環境保護活動・生産物の場合はさらに複雑である。事業所によっては、他の単位に引き渡すべき環境保護サービス（たとえば、廃棄物処理、汚水処理）あるいは環境保護に利用される財（たとえば、濾過材）の生産に専門化しているものもある。別の事業所は、活動の一部分だけを第三者にこうした財貨・サービスを引き渡すことに充てている。さらに、環境保護活動の重要な部分は、事業所の

内部的な活動である。そうした活動は、中枢体系では付随的活動になっているものなので、もし環境保護活動をより広範に測定しようと望むならば、そうした活動を外部化する必要がある。ここでもまた、支出の目的を、遂行される活動の性質や利用される財貨・サービスとの関連で考慮しなければならない。

21.18. これまで述べてきた再分析（re-analysis）は、中枢体系の生産境界内で行なわれている。しかし、ある種の目的のためには、生産境界そのものを変更することが許容される。たとえば、個人が他の家計構成員に提供するサービスや自発的労働のどちらかまたは両方を含めるというように、かなり包括的に行なうことができる。それはまた、ある与えられた活動のきわめて広範な見取り図を得ようとするときに行なうこともできる。たとえば、経済における輸送機能の包括的推計を行なうためには、家計が自家用車を使って生み出す輸送サービスをカバーしたり、輸送施設を利用する場合に費やされる時間を評価しようとすることは有用なことであろう。一般的にいって、非市場活動の範囲は著しく拡張されるであろう。

２．所得

＜第１次所得＞

21.19. 上に示唆したように、生産境界が拡張されるとき、生産境界内に組み入れられた追加的活動に対して所得が帰属されるので、第１次所得の大きさは増す。

21.20. 追加的分析も可能になる。たとえば、家計部門の混合所得あるいは企業所得を労働報酬要素と資本収益要素とに分解しようとすることである。

21.21. インフレーションの場合、名目利子は、貸し出された資金の収益の尺度として都合のよいものではないという判断がなされるかもしれない。名目利子は、貨幣的資産・負債の実質価値にインフレーションがもたらす変化に対する補償としての暗黙的成分または明示的な成分（インデクセーションの場合）を、含んでいるからである。この成分を財産所得の一要素としてではなく、借り手にとっての保有利得、貸し手にとっての保有損失として分析することができる（顕著なインフレーションを経験しつつある国々に適した方法として、この取り扱いのほか

に有り得べき利子の扱いについては、第ⅩⅨ章を参照されたい）。

＜移転と可処分所得＞

21.22. 中枢体系における移転に加えて、いくつかの種類の移転を、それが意味をもつということであれば、取り出して示すことができる。

21.23. 第一に、付随的活動が外部化され、とくにその産出が最終消費者に配分されるという場合には、付随的活動と関連して移転があらわれる可能性がある。また、政府の生産機能と資金供給機能とを区別することが有用であれば、単位内部の移転があらわれ、政府の生産する非市場サービスの生産費用の対応項目をカバーする可能性がある。

21.24. 第二に、暗黙的移転が陽表的なものに変えられる可能性がある。暗黙的移転は、中枢体系で帰属移転として扱われるフローなしに、単位間の状況を変化させる。一例として、租税便益（tax benefits）があるが、それは、税法上、経済単位にもたらされる利益・不利益を、ある種の平均的状況を参照することによって考慮したものである。もう一つの、より簡単な例は、市場生産者に対して政府単位が無料で提供する非市場サービスである。中枢体系では、そのようなサービスは、政府の集合として取り扱われている。もし、より進んだ分析によってそれらを市場生産者の中間消費への追加として処理するということになれば、その対応項目が導入されるべきである。その望ましい形は、生産に対する補助金というようなものであろう。政府とたとえば農業のような特定部門との間のすべての型の移転を測定するために、このようなアプローチを系統的に採用してもよい。その場合、租税優遇措置（tax concessions）、持分参加（equity participation）、ソフトローン、差別的為替レート（differential exchange rates）、差別的国内価格（differential domestic prices）、等からもたらされる暗黙的便益を、中枢体系データに既に含まれている補助金、その他の経常移転、または資本移転に付加することができる。

21.25. 経済諸単位間の貨幣的取引の価額の中に計上されていない利益・不利益、あるいは、貨幣的取引が存在しなくても経済諸単位の活動からもたらされる利益

・不利益を、記述し評価しようとする場合、外部性が広範な暗黙的移転を生じることを考慮することができる。環境はもちろん多くの外部効果を生む（D節参照）。たとえば、生産者が生み出す汚染その他の公害は、最終消費者に負の外部効果をもたらす。こうした負の外部効果の推計は、もちろんなかなか容易ではないが、生産者から家計へのマイナスの移転として評価し、記録することができるであろう。このマイナスの移転とバランスさせるために、外部性の生産という概念を導入することが、一つの可能性として考えられる。その場合、負の（場合によっては正の）サービスの産出とこれに対応する最終消費が生じるであろう。

21.26. 第三に、中枢体系のその他の資産量変動勘定と再評価勘定のフローは、移転と可処分所得の拡大概念に組み入れられるものの候補である。それらすべてを拡大された経常移転として扱うことも可能である。その場合、その他の資産量変動勘定のバランス項目、すなわち「その他の資産量変動による正味資産変動」と、再評価勘定の「実質保有利得／損失による正味資産の変動」というバランス項目は、特別（可処分）所得（extraordinary （disposable） in-come）として現われ、それがさらに特別貯蓄(extra-ordinary saving) としても現れることになる。この仮説では、その結果現れる拡大可処分所得は、事後的ヒックス型所得概念（ex post Hicksian income concept）により近いものとなろう。その結果、拡大貯蓄は、実質正味資産の変動から資本移転の純受取を差し引いたものに等しくなる。

21.27. しかしながら、この方向にほんの数歩だけ進むことを考えてもよい。たとえば、交戦中の国は、戦争による破壊を考慮した可処分所得概念を追加的に推計するのが有用と考えるかもしれない。金融資産・負債の保有利得／損失が目立つ諸国では、金融資産・負債の実質保有利得／損失を可処分所得に加えて、より広い所得測度を導き出すこともできる。

21.28. 前に述べたような第１次所得の変更を行なう場合、可処分所得の数値を調整することになるのは当然である。この文脈における一つの可能性は、名目利子の中のインフレを補償する成分についてのみ可処分所得を調整するか、名目利子と実質利子の差額についてそれを調整するかである。

３．財貨・サービスの使用

21.29. 中間消費、最終消費、または資本形成のいずれについても、財貨・サービスの使用のカバレッジが生産概念の拡大の結果として変化するのは明らかである。たとえば、同一家計のメンバーによって互いに提供されるサービスが生産に含められるとすれば、そのサービスは最終消費である。

21.30. 中間消費、最終消費および資本形成のあいだの境界線もさまざまな形で修正されるであろう。二つの典型的なケースとして、人的資本についてのものと耐久消費財についてのものがある。教育と保健・医療における最終消費の少なくとも一部を固定資本形成として扱うのであれば、中枢体系の取引の該当部分を消費（主として最終消費、部分的には中間消費）から固定資本形成へと分類替えすることになり、さらに、人的資本資産（human capital assets）を設定することにもつながる。もう少し穏やかなとらえ方は、教育に対する実際の支出のみを（場合によっては保健・医療支出の一部も）無形資産として資本化し、無形資産の範囲を拡大することである。ただちにあらわれる影響は、固定資本減耗の概念が拡張されることであろう。

21.31. 乗用車や家具といった耐久消費財への支出を家計最終消費に含めることに代わる処理は、それらを固定資本形成として扱うことである。その場合、拡大された固定資産の固定資本減耗分のみが最終消費に入ることになる。厳密にいえば、この手続きは、家計サービスを含めるように生産概念を拡張することを意味する。

21.32. この概念変更の結果として、貯蓄の概念が拡張される。

４．資産と負債

21.33. 資産――有形資産あるいは無形資産――の範囲は、生産概念の拡張あるいは消費と資本形成の境界線の変更の結果として修正される。この点は、既に示したとおりである。

21.34. さらに、金融資産・負債の範囲を、不確定資産・負債（contingent assets and liabilities）を金融手段の分類に含めることにより、広げることができる。この修正は実際のところ、たとえば純危険負担の現在価値を推計し、その他の資産量変動として記録しないならば、ごく形式的なものにすぎなくなるであろ

う。というのは、おそらく、現行の企業慣行によれば、関係各部門の資産・負債とも、相当する金額は既に含んでいると考えられるからである。

21.35. 貸借対照表に記録される非生産資産の範囲は、その他の自然発生資産にまで拡張できる。中枢体系では、自然資産は所有の対象となり、所有者に対して経済的利益をもたらし得る限りにおいてのみ、貸借対照表に含まれる。もちろん、自然資産のいくつかを貸借対照表に追加する場合、そのような資産が供給するサービスを拡大生産概念に含めることになるから、上の基準は、そうした自然資産にも当てはまることになる。さらに、自然資産一般を考慮に入れるために、自然資産をより広くカバーしようとする試みを行なってもよいであろう。しかしながら、ほとんどの場合、そうした測定は非貨幣的タームでのみ可能であると考えられる。

５．目的

21.36. 中枢体系における目的別分析は、一般政府と対家計非営利団体の大部分の取引、家計の最終消費とその他のいくつかの取引、さらに生産者のある種の取引に適用されている。（その際に用いられる分類については、第ⅩⅧ章に述べられている。）このアプローチを拡張し、より広い範囲の取引と取引主体をカバーしたものにすることができる。さらに一段階進め、こうした機能的アプローチを、中枢体系におけるものよりも、より弾力的なものにすることができる。

21.37. 中枢体系で用いられる目的別分類では、所与のレベルの見出し項目は相互に排他的である。教育に分類される取引を、たとえば保健・医療にも分類するということはない。場合によっては、ある所与の目的に焦点をあてた場合には落とされていた支出部分が、重要であり、したがって問題になるということがある。さらに、場合によっては、当面の関心の対象となる諸目的が、既存の一般的分類にほとんど現れない可能性がある。このようなことがおこるのは、歴史的な事情あるいはその他の理由により他の目的の分析が優先されるたためであるが、たとえば旅行は、家計の財貨・サービスの目的別分類において、それ自体が主要なカテゴリーとしては出てこないという事実は別にしても、必要な断片を寄せ集めてまとめるということさえ、断片のすべてが分類に示されているわけではないため

に、不可能なのである。環境の場合にも、様々な分類に関連して同様の問題がある。

21.38. その結果、ある特定の目的に力点が置かれるときに、一群の取引の再分類（reclassification）が必要になることが多い。たとえば、環境保護に関係するすべてのプログラムあるいは取引をこのように特定しグループ分けして、特定目的のための分類がつくられる。こうした特定分類は、様々な関係単位を整合的にカバーするように設計されなければならない。もちろん、いったんこのように再組織されると目的別に分類された取引はもはや互いに加え合わせることはできなくなる。というのは取引のいくつかは、教育と保健・医療、防衛と保健・医療、環境と農業またはエネルギー問題、輸送と旅行、等というような名目で同時に二つの項目に現われるからである。

６．集計量

＜中枢体系で表示される主要集計量の変更＞

21.39. 上で言及した一連の補完的分析または代替的分析は、中枢体系で示される主要集計量を直接、間接に修正するものとなる可能性がある。直接的修正の例としては、家計の内部サービスが生産境界内に含まれるとした場合の、産出、付加価値および最終消費の増大、人的資本が経済的資産であるとみなされた場合の固定資本形成の増大がある。その他の集計量も間接的に修正される。後者の場合の貯蓄、前者の場合の可処分所得がそれである。

21.40. 地下鉱物鉱床のような自然資源の利用とその変動の勘定をつくる場合も補完的または代替的な集計量の測定につながる可能性がある（Ｄ節参照）。実際、こうしたケースあるいは類似のケースにおいては、ある意味では新しい中枢体系に代替的集計量が導入されるため、明示的にか暗黙のうちにかはともかくとして、新しい国民経済計算体系が構築されていることになる。

＜目的別集計量の導入＞

21.41. 分析のタイプによっては、教育や旅行といったある特定の関心領域に焦点を合わせることが目標となる。中枢体系のいくつかの概念と集計量の変更が導入されるであろうが、それは主たる意図ではなく、また、経済プロセス全体の異なる見取り図を与えようと意図するものでもない。

21.42. このアプローチにおいては、その関心領域に経済が充当している資源の量を一望のもとにとらえる、一つまたは複数の集計量を定義し測定しようと望む向きがあるかもしれない。場合によっては、中枢体系に含まれる機能分析が、求められる集計量にきわめて近い数値を直接に提供する。たとえば防衛については、一般政府勘定における防衛目的対応の集合消費と資本形成の和は、われわれが知りたいものを普通は与える。これは防衛に関する国民支出が国民支出の一部として直接に得られる事を意味する。ここでは問題の解決は容易である。なぜなら、ただ一つの制度部門が関与しており、関係する目的は政府機能の分類の中の特定項目として現われるからである。もちろん、このような単純なケースにおいても、防衛支出の完全な描写図を得るためには、招集兵、志願兵の機会費用、国内治安関連のある種の支出、防衛以外の項目中に含まれる軍事目的の研究等の他の要因を含める事が必要であるという主張もありうる。

21.43. しかしながら、ほとんどの場合、二つ以上の部門が関係しており、分類中に関心対象項目がそのまま含まれているわけではない。それに加えて、求められる集計量は必ずしも最終消費と資本形成のみからなるわけではない。したがって、対象分野における国民支出の全側面をカバーするためには、より広い概念がその目的のために特別に定義される必要がある。これはC節でさらに展開される。

7. その他の諸側面

21.44. 本節は、国民経済計算の作業を拡張する様々な手段と方法を例示した。与えられた例は、系統的にすべての種類の補完的または代替的な解決策をカバーしようとするものではない。たとえば、経済フローや資産・負債を評価するために様々な方法が利用される可能性がある。こうした方法のいくつかは、中枢体系に含まれている。そのほかの評価方法としては、機会費用によるものや純現在価値を用いるものがあるが、このような評価方法は、サテライト分析においてより広

汎に考察することができる。財貨・サービス・フローの労働成分も研究されてよい課題である。また、ある種の取り決め、たとえば新聞やテレビ番組を主として支えている企業の宣伝費といったものの根底にある経済的意味が検討されるかもしれない。

８．分析から勘定へ

21.45. 大雑把に言って、ＳＮＡ中枢体系との関係において二つの型のサテライト分析が区別されるであろう。一つの型は、中枢体系構築の基礎となっている諸概念から大幅に逸脱することなしに、中枢分類（central classifications）のなんらかの組み替え（rearrangement)や中枢概念体系と異なる補完的要素の導入（付随的活動の産出の特定など）を含んでいる。こうした構築物は、補完的ベースでなんらかの代替概念を利用するときでも、その代替概念を基礎とするものではないし、それを強調するものでもない。この第一の型の分析は、教育、旅行および環境保護支出といったある一定分野に特有の勘定をカバーする場合がほとんどである。それらの内容を中枢体系に導入することは、中枢体系に過重な負担をかけ、しかもそれが完全にできるわけでもない。そうした分析を特定のサテライト勘定の枠組みで行なうことにより、許容されるフレクシビリティーの幅を増すことになる。

21.46. 第二の型のサテライト分析は、ＳＮＡの概念とは代替的なそれに主として基づくものである。異なる生産境界あるいは拡大された消費および資本形成の概念が導入されたり、資産の範囲が拡張されたりし、中枢体系が扱う経済現象と自然現象の境界線が変更され、所得と富の結び付きが、自然資産を含むより広い富の概念の文脈の中におかれる、等である。しばしば、一連の代替的な諸概念が同時に使用される。この第二の型の分析は、第一の型の分析と同様に、定義や分類の変更を含みうるが、第二の型においては主に強調されるのは代替概念のほうである。そうした代替概念を用いることにより、中枢システムの補完を目的とする部分的補完集計量（partial complementary aggregates）が構想されるが、このような部分的補完集計量のいくつかあるいはすべてを代替的な国民経済計算体系に含めるために、様々な努力

が行なわれている。

21.47. 第二の型の研究作業は明らかに第一のものより問題が多いが、重要である。それは、ＳＮＡの中枢システムに現在含まれているもの、あるいはことによると含まれる可能性のあるものの範囲を超えて、国民経済業務を拡張させる契機となる。また、それは経済分析にとって有用な成果を提供する。さらに、それは現行の国民経済計算の作業よりもずっと広汎な自由度をもって、新しい概念と方法論を実験するものであり、その研究作業は、中枢国民経済計算自体の発展にも影響を与える可能性をもっている。「体系」は、このようなタイプの作業について標準化された勧告を行なおうとするものではない。このような作業は、その定義上、標準化になじまない、オープンなものであり続けなければならない。環境勘定（environmental accounting）がこの意味あいでＤ節において考察される。このＤ節は説明のために環境経済勘定体系(System of Environmental Eco-nomic Accounts)と呼ばれる勘定フレームワークの一つのヴァージョンを使用している。環境経済勘定システムは、いわば仕掛品であり、環境勘定の開発を行なううえのひとつの可能な枠組と考えられるべきである。

21.48. 他方、機能指向サテライト勘定で既に行なわれた作業――前出の段落21.45で言及されたような研究作業――は、サテライト勘定の一つのグループとなっているが、このグループのサテライト勘定については、そうした勘定の構築をめざす人々がレファレンスとして利用できる勘定フレームワークを提唱することができる。

Ｃ．機能指向サテライト勘定のフレームワーク

21.49. 前節で述べたことにより、サテライト分析が国民経済計算の様々な側面に適用でき、それによって様々な目標を追求することを可能とするものであるとい

うことが明らかになった。一つのアプローチは、一つの分野に焦点を合わせて、体系的に、かつ、中枢体系との接合性を保ちながら、その分野特有の勘定フレームワークを設定することにより、当該分野の完全な描写図を与えようとするものである。

21.50. 中枢体系との関係について言及されるべき点は、そのようなサテライト勘定フレームワークは全経済生活をカバーすることをねらったものではないということである。それは部分領域における自己整合的な枠組みである。さらに、サテライト・フレームワークあるいは勘定は、制度的な性格が強い中枢体系の制約のいくつかを免れているために、仮説から、中枢体系に比べて機能的である。

21.51. 機能的観点をより強調するために、そうしたサテライト勘定は、活動種類・生産物分析の拡張と目的アプローチの一般化とを結合する。そうすることにより、広範なケースをカバーする勘定フレームワークの設計の試みが可能となる。そうした勘定フレームワークがカバーしている領域は、すべて、機能指向サテライト勘定と呼ばれるグループに属するものであり、そのような勘定は、文化、教育、保健・医療、社会的保護(social protection)、旅行、環境保護、研究開発（Ｒ＆Ｄ）、開発援助、輸送、データ処理、住宅、および通信というような多くの分野に適合性をもつ。

21.52. 上で言及した分野の大部分はサービスに関係している。それらは、一般的に一群の活動にまたがっており、きわめて多くの場合、社会的関心事項に対応している。初めに留意しておかなければならないのは、異なる機能指向サテライト勘定の対象分野が重なりあっている可能性があり、たとえば、その対象分野の国民支出が国内総生産（ＧＤＰ）に占めるシェアは、厳密な加法性をもたないということである。したがって、重複部分をもつ諸分野のシェアを計算せざるを得ない場合、ふつう分母を修正しなければならない。

１．機能指向サテライト勘定の範囲

21.53. ある特定分野を深く分析し、同時に、国民支出というような何らかの意味ある集計量を計測できるようにするためには、出発点は使用（uses）の分析となる。これは、「どれだけの資源が（教育、輸送、旅行、環境保護、データ処理、

等に）充当されているか」とか、同じことであるが、「どれほどの金額が（教育、輸送、等に）費やされているか」という問に対応するものである。これらの問いに答えるためには、次のようなことがらを決めておかなければならない。

（a）この分野に特有のものとわれわれが考える財貨・サービス。国民支出には、そのような特定生産物（specific products）の（経常的または資本的な）使用が含まれる。

（b）資本形成を記録する活動。

（c）この分野に特有のものとわれわれが考える移転。そのような移転は、特定生産物の使用の価額にまだ含まれていない場合に限り、国民支出を構成する別成分となる、ということを認識する。（そうでない場合は、そのような移転は、資金調達との関係でのみ分析される。）

21.54. 分野によって、サテライト勘定を設計する場合の力点が異なる。

（a）特定財貨・サービスの生産および使用の詳細な分析（たとえば、研究・開発、あるいは輸送）。

（b）移転の詳細な分析（たとえば、社会的保護）。

（c）生産／使用および移転の両方を同等に（たとえば、教育、保健・医療）。

（d）使用をそのまま（たとえば、旅行、環境保護）。

21.55. 現実の消費者または投資者としての利用者（users)である単位と、経費を最終的に負担する単位とが一致する場合、利用者に関する数値は、誰が結局支出を負担するかということをわれわれに教えてくれる。このことはデータ処理については普通にあてはまるし、輸送あるいは旅行については大部分がそうである。他方で、教育や保健・医療のような場合、最終利用者と経費の最終負担者が異なることはよくあることである。このようなケースにおいては、使用の資金調達様式の分析がきわめて重要となる。その分野で移転が国民支出のすべて、あるいは主要部分を占めている場合には、この分析はさらに決定的である。

21.56. すなわち、誰が利用者であるか、すなわち、消費者、投資者、あるいは移転受得者であるかということを詳細に分析することは、サテライト勘定でやれることの重要な部分となる。研究中の集計量が国民支出と呼ばれるとしても、この文脈における利用者とは、（現実最終消費、中間消費または資本形成のために）

当該財貨・サービスを現実に取得したり、当該財貨・サービス取得への資金供給のためではない特定移転を受け取る単位のことである。

21.57. 最後に、われわれは一つの分野に注意を集中するので、非金額数値(non-monetary figures)を金額数値に結び付けることは有用である。非金額数値は、生産単位と生産要素（労働、種々の資産）および利用者／受益者に関係する。

21.58. 一言でいえば、所与分野のサテライト勘定でカバーされる分析対象は、国民支出中の使用あるいはそこから得られる便益、生産および生産要素、その使用を賄う移転その他の方法であり、さらに、それらの分析は、金額タームおよびそれがふさわしいときは物量タームの両方で行なわれる。

２．使用／国民支出

21.59. 所与のサテライト勘定分野は、基本的には、この分野に適合する特定集計量に含まれるべき様々な型の使用の内容を定義することによって、範囲が定まる。

21.60. 表21.1は、国民支出の成分項目を示している。はじめに、居住者単位の使用を定義し測定するのが都合がよい。しかしながら居住者単位の使用は、部分的には非居住者単位によって賄われている可能性がある。所与の分野で、一国が、みずからの資源から行なっている努力に対応する合計値を得るためには、この部分は差し引かなければならない。

３．使用／国民支出の成分項目

21.61. 第一段階は、この分野に特有のものと考えられる財貨・サービスを定義することである。この意味合いにおいて二つの型の特定財貨・サービス(speci-fic goods and services)を区別しておくと都合がよい。すなわち、特徴的財貨・サービス(characteris-tic goods and services)と関連財貨･サービス(con-nected goods and services)である。第一のカテゴリーは、対象となっている分野に典型的な生産物をカバーする。われわれは、特徴的財貨・サービスについて、それが生産される方法、どのような生産者が関与しているかということ、そうした生産者がどのような労働と固定資本を使用しているかということ、さらに、生産過

程の、したがって資源配分の効率性を研究することに関心がある。たとえば、保健・医療については、保健・医療サービス、保健・医療に関する公務サービス(public administration services)、教育および研究開発サービスが特徴的生産物である。

21.62. 第二のカテゴリー、すなわち関連財貨・サービスは、与えられた分野の支出概念によって明確にカバーされ、したがって、われわれがその使用に関心を持つ生産物であるが、その性質上典型的なものでないか、あるいはより広い生産物カテゴリーに分類されるために典型的でない生産物である。たとえば、保健・医療においては、患者の輸送は関連サービスとみなされるであろう。また医薬品やその他の医療用財貨たとえば眼鏡もしばしば関連財貨・サービスとして扱われる。われわれは、所与の分野を研究する際、こうした関連財貨・サービスの生産条件には基本的に関心はない。もし、生産条件に関心を持つとすれば、その生産物は特徴的財貨・サービスとして扱われなければならないであろう。たとえば、医薬品は、国内産業発展の第一段階にある国の保健・医療勘定においては、特徴的生産物とみなされることもあろう。特徴的生産物と関連生産物との間の厳密なボーダーラインは、その国の経済機構とサテライト勘定の目的によって定まる。

21.63. 以下で説明するように、上記の二つの型の特定生産物を供給する経済活動は、サテライト勘定において、異なる取り扱いを受ける。

21.64. 一般的に特定財貨・サービスは、中枢体系で使用される生産物分類の様々な項目に現れる。また、様々な水準に現れることもある。問題になっている項目は再類別され、与えられたサテライト勘定に特有の分類を作り上げるために、追加的細部が導入される。しかしながら、統計の調整の要請とぶつかり合わないように、この特定分類(specific classifi-cation)は基準となる中心分類との厳密な連係が維持される。

21.65. サービスのあるものは、二つあるいはそれ以上のサテライト勘定の特定分類に表われることがある。たとえば高等教育機関における保健・医療サービスの研究は、研究開発（Ｒ＆Ｄ）と教育および保健・医療との両方の特定生産物である。

21.66. 使用／国民支出表21.1の項目１と２は、特定財貨・サービスの使用に関するものである。この表および表21.5を除く以下の表では、特徴的生産物と関連生

産物は、別々の項目としては示されていない。これは、各表の提示を単純にするためにすぎない。実際のサテライト勘定では、分析目的のうえから特徴的財貨・サービスと関連財貨・サービスとを別々に示すことが必要である。項目１は、特定財貨・サービスの消費である。これは現実最終消費（中枢体系で定義されるものと同じ）と中間消費とをカバーする。市場生産物と非市場生産物とが区別されており、後者についてはさらに個別消費と集合消費とが区別されている。単純化のために、本章では、自己最終使用のための生産物とその他の非市場生産物とを別に示すことはしていない。両者とも、非市場生産物として示されている。同様に、自己最終使用のための生産者と非市場生産者とはともに非市場生産者のもとにカバーされている。項目１の額は、（たとえば、教育および保健・医療にボランティアによる活動を含めることによる）生産境界の変更が行なわれたり、異なる評価方法が採用されたり（消費補助金について以下の段落21.75参照）するのでないかぎり、中枢体系と同じである。関連する付随的活動の産出が特定されるため（事業所内の引き渡しが記録されなければならないので）、一般的に中間消費は中枢体系よりも広い範囲をカバーしている。その結果、中間消費は、中枢体系で定義されている（現実)中間消費と、内部中間消費(internal interme-diate consumption)とをカバーすることになる。ある場合には、輸送サービスのように、後者の成分が大きな規模になる。ときには、付随的教育および保健・医療サービスの使用におけるように、この内部中間消費が最終消費として扱われ、現実最終消費に付加されて、家計の現実最終消費の範囲を拡大することが考慮されることもあり得る。また、ある種のサービスの使用が、中枢体系では中間消費ないし最終消費であるのに、サテライト勘定で、固定資本形成として取り扱われる場合、消費の概念は狭くなる（以下の段落21.67を参照）。

21.67. 項目２は特定財貨・サービスによる資本形成である。たとえば、住宅の勘定においてはこの項目は、住宅建設という形の固定資本形成をカバーする。研究開発、教育および保健・医療においては、該当するサービスがすべて中枢体系と同様に消費に含まれるのであれば、項目２は空である。もちろんこれらのサービスのすべてまたは一部が、あるサテライト勘定で資本形成として扱われるならば、これに対応する使用は項目２に現れることになろう。

21.68. 固定資本形成に加えて、項目２は在庫変動を含むこともある。特定財貨の

場合がそうである。特定サービスの場合、在庫変動は仕掛品に関連したものとなろう。たとえば、ソフトウェア開発や、ある種の旅行サービスの場合が該当するが、後者の場合、まだ販売されていない旅行の準備のために既に発生した投入コストのようなものである。

21.69. 文化の勘定においては、絵画のような貴重品の取得マイナス処分が大きな部分を占めることがありうる。その場合、それも項目２の成分となる。

21.70. 項目３の非特定生産物による特徴的活動の固定資本形成と、特徴的活動の行なう非生産非金融資産の取得マイナス処分の定義は少しばかり複雑である。

（a）項目３はこうした活動の固定資本形成合計をすべてカバーするものではない。なぜなら特定生産物からなる部分はすでに項目２に含まれているからである。

（b）その産出が特徴的財貨・サービスから成る活動の固定資本形成のみが項目３に含まれる。（その産出が関連財貨・サービスである活動の資本形成を除外することが重大な問題である場合は、その生産物と活動は特徴的であると再定義せざるを得ないかもしれない。）

（c）事業所に基づいた分析が行なわれる場合、項目３は、通常の場合よりも範囲が広くなる可能性がある。というのは、事業所は若干の副次的活動を含み得るからである。

（d）項目３は非生産非金融資産の取得マイナス処分を含むが、これは主として土地である。土地の取得は教育、保健・医療、旅行、住宅というようなケースにおいては重要である。

21.71. もちろん項目３の固定資本形成は、それぞれのサテライト勘定に合わせた分類法を用いて検討対象とすることができる。たとえば、教育あるいは保健・医療を考察するのであれば、学校または病院における固定資本形成は、様々の教育施設、医療設備機材の種類別に分類することが可能である。

21.72. 表21.1の項目１から３までの内容を定義するにあたってこれまで従ってきたアプローチは、サテライト勘定がカバーするほとんどの分野についてあてはまる。しかしながら、環境保護に対してはより細心なアプローチが必要である。既に述べたように、この分野では、若干の財貨・サービス、および活動だけが特徴的とみなされ、生産物、活動、および目的のあいだの関係がこれまでに言及した他の分野よりもずっと曖昧である。環境保護支出の定義は、一般的に、たとえば

廃棄物処分、大気清浄度維持、その他の自然媒体(natural media)の保護、環境業務に関する公務等に関わる活動またはプログラムを通じて追求される目標を目安にして行なわれる。しかしながら、環境保護活動のために現在提案されている分類には、ＳＮＡとＩＳＩＣの意味における経済活動と機能との双方がカバーされている。この脈絡で、特徴的活動と項目１－３の定義は、とくに分析を要する。

21.73. 項目４、特定経常移転（項目１に対応しないもの）と、項目５、特定資本移転（項目２または３に対応しないもの）は、社会的保護あるいは開発援助というようなケースにおいては、国民支出の最も重要な成分である。いま述べた例では、項目１と２は、社会的保護あるいは国際援助を管理している機関の、運営費用――経常的および資本的――だけを指している。支出の中核部分は移転から成るのである。

21.74. 教育や保健・医療のような他の分野においては、移転の主要部分（大部分は現物による）は、項目１から３までに含まれる財貨・サービスを利用者が取得するための資金供給の手段である。支出中に、こうした移転を二重計算してはならない。しかしながら、ある種の移転または移転の一部分は、項目１から３までに含まれる生産物の取得とちょうどバランスさせるために使用されるわけではない。たとえば、学生奨学金は、授業料や教科書だけでなく様々な支出を賄うために役立てられる。学生奨学金のこのような追加的成分は、項目４に含まれるのである。

21.75. 状況によっては、食料、輸送サービス、住宅サービスというようなある種の財貨・サービスに対して、最終消費者が支払う価格を削減することをめざす補助金が存在する。それは、ふつう消費補助金と呼ばれている。中枢体系においては、これらの財貨・サービスが市場生産物であると考えられるときは、それは、購入者価格表示の最終消費に含まれる。サテライト勘定においては、二つのオプションがある。消費（項目１）が消費補助金の価額を含むように中枢体系と異なる評価を行なうか、あるいは消費は中枢体系と同様に評価し、特定経常移転（項目４）に消費補助金を含めるか、のどちらかである。また、項目４に含まれる補助金は中間消費の価格の削減に充てられるものもある。なお、項目４には、生産に対するその他の補助金も含まれている。

21.76. 各分野において特定移転の分類が確定されなければならない。使用と資金

調達の双方の分析にも利用されるので、この分類は、移転が項目１から３に対応するか否かに関係なく、すべての特定移転を含むものである。

21.77. 居住者単位の使用合計は、上述の五つの成分項目の合計である。居住者単位の使用から移転ないし貸出によって海外から資金供給される部分を控除することによって得られる経常的および資本的国民支出の計算を後で行なうのに便利なように、海外によって資金供給される、経常的および資本的使用とを区別するのが都合がよい。このように国民支出は、居住者単位が資金を賄う、居住者単位の使用の合計に等しい。居住者単位の使用合計または国民支出は、ほとんどの場合、総額または純額あるいはその両方で計算される。

21.78. 上に定義した国民支出は、金融手段の取引を含まない。しかしながら、開発援助のようなある種の型の分析については、特恵条件で与えられあるいは受領された借款を考慮しなければならない。いずれにせよ、利子率が市場利子率よりも低いことから生じるような便益は、明らかに暗黙的移転(implicit transfers)である。

21.79. 使用／国民支出は、生産物および移転のタイプ別に示してもよいし、目的（プログラム）タイプ別に示してもよい。主要な力点はこれら二つの択一的方法のどちらかに置かれるかもしれないし、あるいは二つの方法が一緒に使用されるかもしれないが、それは対象となる分野や追求される分析目的による。プログラム別接近法は、環境保護または社会的保護の場合に特に適合する。

21.80. 表21.2は、様々の分野における国民支出の通常の範囲（カバレッジ）を示したものである。既に説明したように、すべての項目があらゆるケースにおいて取り上げられるわけではない。居住者単位の経常的使用は、成分項目１と４を含み、資本的使用は、成分項目２、３と５を含む。経常的国民支出は、項目１と４の合計から項目６を控除したものに等しい。資本的国民支出は、項目２、３と５の合計から項目７を差し引いたものに等しい。

21.81. 少しばかり表の説明が必要である。社会的保護と開発援助の集合消費は、これらの分野の管理運営機関の経常費用を表わしている。旅行、輸送、住宅について、そしてことによると教育、保健・医療や文化についても、特定経常移転は、関連生産物に対する補助金を含んでいる。ただし、項目１にそれが含まれる場合を除く。多くの分野でこの移転はまた国際機関への移転も表わしている。海外に

よる資金供給は、特定の条件に依存するので、表21.2にはＸ印は記入されていない。研究開発（Ｒ＆Ｄ）について、サテライト勘定では、支出を消費または資本形成のどちらか、あるいはその両方として扱うことができる。一定の場合には、国民支出や居住者単位の使用合計以外の集計値の方が妥当性が高く、そうした集計値の計算が行なわれるべきである。たとえば、旅行の場合、国内市場における旅行者の支出を、その旅行者が居住者であるか非居住者であるかということに関わらずに合計したものは、意味のある集計値である。項目１から出発して、居住者である旅行者の海外における支出（輸入）を控除し、非居住者である旅行者の国内市場における支出（輸出）を加算することによって得られる。

４．利用者／受益者

21.82. 利用者または受益者の用語の定義は、サテライト勘定ごとに異なる可能性がある。「利用者」という言葉は、たとえば、旅行や住宅の場合により適しているし、「受益者」という用語は、社会的保護、開発援助、などにふさわしい。その両方の場合において用語は、誰が財貨・サービスを使用しているか、あるいは誰がそこに含まれる移転の恩恵を蒙っているかということを表わしている。

21.83. 最も集計の進んだレベルでは、利用者／受益者の分類は、中枢体系の制度部門・生産者タイプ分類の組み換えにほかならないが、そこでは生産機能と消費機能が分離される。

(a) 市場生産者

(b) 非市場生産者（自己最終使用のための生産者およびその他の非市場生産者）

(c) 集合消費者としての政府

(d) 消費者としての家計

(e) 海　外

21.84. 上の各々の主要グループの内訳として、産業別あるいは内訳制度部門別のいずれかまたは両方で、生産者の様々な内訳カテゴリーを区別して表示してもよい。それは、分析目的のためだけでなく、中枢体系との詳細な結びつきを明確に示すためでもある。現実消費については、一般政府は、社会（コミュニティー）全体のために自らが生産した集合的サービスの最終消費者であると想定されてい

る。

21.85. 多くのサテライト勘定において、消費者としての家計、さらに個人は、最も重要なタイプの利用者／受益者である。社会分析・社会政策にとってより有用なものとするためには、家計のより細かい分割が必要である。第一に、この分類は、中枢体系で用いられるもの同様の内訳部門分類に従うか、より詳細なまたは特別に調整された社会経済分類を利用するかして行なわれるであろう。それに加えて、様々な目的に対応して、所得規模、年齢、性別、所在地、等というような種々の基準が用いられる。分析と政策の諸目的にとって、たとえば考察対象分野の平均的な消費や移転、あるいはその分野の国民支出からごく僅かしかまたは全然恩恵を受けない人々の数、等々を計算するために、各カテゴリーの人数の知識が欠かせない。

21.86. 国民支出の成分項目と利用者／受益者のタイプをクロス分類すると、表21.3になる。X印は、与えられた分野に関係する場合に、埋められるべき区画を示す。

５．資金供給・調達

21.87. 利用者はすべての場合にみずから経費を負担するわけではないので、資金供給単位、すなわち最終的に経費を負担する単位の分析が必要である。この目的のために、次のような、中枢体系の制度部門分類から導き出された分類が使用される。

(a) 市場生産者

(b) 対家計非営利団体

(c) 一般政府

(d) 消費者としての家計

(e) 金融企業

(f) 海外

21.88. 上の一覧表から非市場生産者は決して最終的な資金供給単位とはみなされ

ないことが分かる。副次的販売とありうる移転をすべて控除した非市場生産者の費用は、その母胎となる制度単位によって、あるいは資金の借入によってカバーされている。市場生産者とは、市場向けの生産者としての能力・立場における、すべての制度部門を指す。この点は、利用者／受益者の分類と同様である。これとは別個のカテゴリーが金融企業について導入され、金融法人機関と、もし存在するならば非金融法人企業とを、カバーする。このカテゴリーは、金融仲介を通じて得た資金を、他の単位に提供するという機能だけを扱うものである。

21.89. 表21.4は、国民支出の成分項目と資金供給単位をクロス分類する。

21.90. 支出の最終負担者の特定は常に簡単明瞭というわけではない。支出の最終負担者の原則は、中枢体系において消費支出を制度部門に割り当てるときに用いられるので、同じ方法をここでも適用するのは簡単なことと思われるかもしれない。しかし、実際は、もっと複雑な問題である。第一に、消費だけでなく資本形成と移転の資金調達を分析しなければならない。第二に、資本移転および借入による資金調達を考慮しなければならない。第三に、可処分所得から行なわれる支出についても、何らかの改善が必要である。表21.4においては、次のような処理が行なわれている。

（a）市場生産者は、その販売を通じて中間消費を賄う。準法人企業に分類されない市場非法人企業の資本形成の自己資金供給は、所有者自身が貯蓄ないし資産の売却によって資金調達を行なったものと考える。列２、３および４の適当なところにそれぞれ記録する。

（b）対家計非営利団体（ＮＰＩＳＨ）は、最終的資金供給単位として扱う。非営利団体に負担を支払う家計は、最終資金供給者ではない。

（c）一般に、一般政府は、最終的資金供給単位として扱われる。政府に税を支払う単位は最終資金供給者ではない。しかしながら、ある場合には、環境保護のような特別な関心事項に関係づけられる特定の税ないし税として扱われる料金が政府によって課されることがあり、そうした場合、よりよい分析のために、政府でなく、こうした税を支払う単位を最終的な資金供給単位であると考える必要がある。社会負担は家計による資金供給の手段である。

（d）家計は、その所得から行なわれるすべての支出の資金供給単位であると考えられる。ただし、海外および非政府／対家計非営利団体部門から受け取る現物移

転は例外である。したがって、雇用者報酬および企業所得の現物成分は、家計自身によって賄われる。雇用者報酬の一部としての社会負担は、家計による資金供給の手段である。上述（段落21.88および21.90(a)を参照）のように、家計は、非市場非法人企業のすべての経常費用から受取を差し引いたもの、さらに、家計の市場・非市場非法人企業の資本形成のうち、家計の貯蓄ないし資産の売却によって資金供給される部分について、資金供給単位となる。

（e）負債の発行は、支出の資金調達の源泉として扱われる。この負債発行の反対側に金融企業以外の制度単位による資産の直接取得がある場合には、対応する資金供給は、関連の列１から４あるいは列６に記録される。金融企業による仲介機能を通じての金融資産の取得は、これらの金融企業による資金供給とみなされる。たとえば、預金を保有する単位の資金供給ではない。

（f）海外およびおそらくは非政府／対家計非営利団体部門から受け取る現物移転は、海外（または非政府／対家計非営利団体部門）による資金供給の手段として扱われる。

21.91. 表において、つねに家計の使途にある、市場生産物の現実最終消費は、一般政府と対家計非営利団体によって資金が賄われる場合もあるし（現物移転）、場合によっては、海外や市場生産者（現物移転）、金融企業（貸付）、あるいは結局家計自身、によって賄われることもある。非市場生産物の個別消費は、一般政府、対家計非営利団体あるいは家計によって資金供給される。集合消費は、例外的には家計によって資金が賄われる（あとの段落21.94を参照）。

21.92. 資本形成の資金調達は複雑である。まず市場生産者を取り上げよう。――非法人企業によるホテルの建設というようなケースである。政府が旅行活動を奨励しようとしているのであれば、投資者の受取資本移転があるとか、海外からの資本移転が存在するということがあるであろう。第二の部分は、たとえば銀行の貸付によって賄われるかもしれない。残余部分は、非法人企業の所有者による貯蓄または資産売却による自己資金調達である。これら三つの構成部分は、第３行と第３列（あるいは第６列も）、５列、４列にそれぞれ現れることになろう。与えられた分野の市場生産者が、この分野の特徴的活動を基本的にその経済活動とする制度単位の組に、極めてぴったりと対応しているならば問題は簡単である。しかし、多くの相異なる活動に携わる大企業の場合、問題は難しくなる。極端な

場合、借入と自己資金調達を一括して1グループとし、その合計が、市場生産者によって、現在または将来の借入金返済の際に、賄われるものとして現れるようにしなければならないかもしれない。借入金の返済については一般的な問題がある。ほとんどの場合、所与の分野の資金調達に結びついた純借入金（すなわち、新規借入金から借入金返済を差し引いたもの）だけを金融企業の提供する資金供給とみなすのが妥当であるように思われる。その結果、自己資金調達は、本来の自己資金と借入金の返済の和をカバーすることになる。

21.93. 政府単位の資本形成の場合、資金調達のプロセスはさらに複雑になることがある。政府は、たとえば特定の計画に資金供給することを目的としない国債の発行によって、全体的な赤字を埋め合わせることもあるからである。しかしながら、特に発展途上国では、海外から与えられる借款は、ある決まった投資計画に特定して充当される場合が多い。

21.94. 表21.4においては、家計は、項目4すなわち特定経常移転では資金供給単位として現れる。これは家計が雇用者報酬の中から政府や他の部門に支払う社会負担をカバーしている。社会給付の受給者としての家計と社会負担を通じて社会的保護へ資金供給をする主体としての家計の詳細な分析によって、社会的保護の諸方式の再分配効果の分析が可能になる。社会負担の一部は、社会的保護機関の経常費用と、ことによると資本支出をカバーする。それは行1.1.2.2と3にあらわれる。もし租税便益が推計され＜社会的保護勘定＞の項目4に含められるとすれば、様々のタイプの家計相互間の再分配が含まれるために、家計は、受給者であり同時に資金供給単位でもあることになる。

21.95. 表21.4において資金供給単位というのは経費の最終的負担者のことである。より詳細な分析においては、関係する管理運営機関（社会的保護勘定の場合には社会的保護機構）の完全な勘定体系を作り上げるためには、資金の第一供給単位、（もし存在すれば）資金中間供給単位、および資金最終供給単位が示されなければならない。

21.96. 表はまず、居住者単位の使用がどのように資金調達されるかを示す。場合によっては海外が（移転や純貸出による）資金供給源であることもある。そうした資金供給は、対応する行と海外の列にあらわれる。国民支出への資金供給を調べるためには、海外からの資金供給に対応する金額を行6と7において差し引か

なければならない。

21.97. 以上のように国民支出は、対象分野における、居住者たる資金供給単位の支出合計に等しい。これは居住者単位が賄う居住者単位の使用合計と同等である。さらに、居住者単位の使用合計を利用者／受益者別（表21.3）、資金供給単位別（表21.4）にクロス分類することが有用かもしれない。

６．生産と生産物

21.98. サテライト勘定においては、生産を見る場合の主たる力点は、特徴的活動と特徴的生産者の分析に置かれる。前に説明したように、特徴的財貨・サービスは、対象分野に典型的なものである。特徴的財貨・サービスが生み出される活動は、特徴的活動と呼ばれ、特徴的活動を遂行する生産者は特徴的生産者と言われる。

21.99. サテライト勘定において生産単位を分析する方式は、Ｂ節で扱ったのでここでは繰り返さない。与えられた分野において、特徴的活動の一覧表が確定されなければならない。この一覧表は他の分野の特徴的活動でもあるとみなされる活動を含むことがあるであろう。特徴的生産者は、様々に定義される。理想的には、特徴的生産者は、その主たる活動が特徴的活動である事業所に属する同質的生産単位か、または特徴的活動を副次的活動として遂行する事業所に属する同質的生産単位か、あるいは付随的活動に属する同質的生産単位かのいずれかである。また特徴的生産者の定義が生産境界の拡大に関係づけられる場合もある。便宜上、その主たる活動が特徴的活動である事業所は、非特徴的な副次的活動を含めて事業所全体としてカバーしてもよい。市場生産者と非市場生産者とは区別して示される。

21.100. 特徴的生産者の生産活動は詳細に研究される。そこでカバーされるのは、生産勘定と所得の発生勘定、産出の生産物種類別・生産単位数別分析、この産出の行き先（消費、資本形成、輸出）および使用される労働と固定資産である。労働については、雇用者報酬が多様な基準（熟練度、性別など）にしたがって細分されるとともに、就業者数もやはり多様な基準にしたがって詳細に示される。もちろん、固定資本形成もカバーされている。金額表示か物量表示のどちらかまた

は両方による固定資産ストック（病院のベッド数、小学校数、等）は必要不可欠である。

21.101. それが適当であるときには、特定財貨・サービスの供給と使用の分析が投入-産出のフレームワークに組み入れられる。その場合、特徴的生産者、特徴的生産物、および関連財貨・サービスの分類は、さらに詳細なものとなるが、その他の生産者および生産物の分類は簡略化される。

21.102. 一応の試みとして、表21.5は、中枢体系の供給・使用表を組み替えたものであるが、そうしたサテライト分析がどのように投入-産出表に組み入れられるかを示唆するものである。原則として、特徴的活動については、同質的生産単位が考慮されている。特徴的生産者とその他の生産者は区別されている。特徴的生産者のなかで、市場生産者としてカバーされているのは、主たる生産者（その主たる活動が特徴的活動である事業所）、副次的生産者（その主たる活動が特徴的活動でない事業所）および付随的活動（その産出と投入は外部化して表示されなければならない）に所属する同質的生産単位であり、それぞれ別々に表示する。同じ区別は非市場生産者についても行なわれる。非市場生産者の場合、それに加えて、「その他」の列で、生産境界のあり得べき拡張を表わしている。その他の生産者は、考察対象分野の特徴的活動である副次的活動と付随的活動を除外して、（特徴的生産者への中間投入または固定資本の主要な供給者、あるいは、一定の関連財貨・サービスの供給者を別々に示すことが有用でない限り）一緒にまとめられる。

21.103. 上に示したように、便宜上、主たる活動が特徴的活動である事業所は、その事業所全体を含めてもよい。その場合、主たる生産者の列は、事業所をカバーすることになる。副次的生産者の列、そしてもちろん付随的活動の列は、特徴的生産者グループの異質要素の混在の度合いを制限するために、ひきつづき同質的生産単位をカバーする。特徴的生産物の副次的産出や付随的産出のどちらかまたは両方が、それほどの大きさでない場合、その他の生産者の副次的産出として処理することができる。

21.104. 特徴的生産物と関連生産物の供給は行に表示されている。源泉は輸入と国内産出である。事業所内の引き渡しに対応する産出も含められなければならない。もし副次的生産者の中で特徴的生産者の対応する列に含まれないものがある

ならば、その産出は、その他の生産者の列に示される。そこには関連財貨・サービスの産出も示される。その他の生産物は全部一緒にまとめられる（やはり、ある程度詳細に示すことが有用でない限り）。

21.105. 表の下の部分には、生産勘定の使途部分と生産者の所得の発生勘定が示されている。一番下に三つの行があって、総固定資本形成、固定資産ストックおよび労働投入を表示している。また、ある種のサテライト勘定では、貴重品の取得マイナス処分のための行を示さなければならないであろう（段落21.69参照）。最終使用は、対応する列に表章上の修正をなんら加えずに示されている。これに代わるやり方として、列を配列しなおして現実最終消費を最初に表示することもできる。

７．特徴的生産者の完全勘定群

21.106. サテライト勘定で、ある所与の分野を分析するときに、特徴的生産者に対する完全な勘定群を設定することは一般的には意味がある。しかしながら、完全な勘定群は制度単位についてのみ設定されるものである。この見かけ上の行き詰まりは打開できる。なぜなら所与の分野において、主たる生産活動がその分野の特徴的活動である制度単位に、多くの同質的生産単位または事業所が所属しているからである。分析を拡大するためには、これらの制度単位のすべてを再度グループ分けして、特徴的生産者部門を作ることができる。その勘定群は、以下の例に示されているような単純化表示を用いて示すことができる（貸借対照表は含まれることもあるし、含まれないこともある）。

＜生産および所得の発生勘定＞

中間消費

－　特徴的活動

－　その他の活動

雇用者報酬

－　特徴的活動

－　その他の活動

生産および輸入品に課される税

補助金（控除）

固定資本減耗

営業余剰（純額）

－　特徴的活動

－　その他の活動

混合所得（純額）

－　特徴的活動

－　その他の活動

産出

－　特徴的生産物

－　その他の産出

＜その他の経常勘定＞

財産所得

所得・富等に課される
　経常税
社会負担および給付

その他の経常移転
年金基金における家計の純持分
　の変動のための調整
集合的消費
貯蓄（純額）
営業余剰
混合所得
財産所得

社会負担および給付
その他の経常移転

＜蓄積勘定＞

総固定資本形成

－　特徴的活動

－　その他の活動

固定資本減耗（控除）

在庫品変動

貴重品の取得－処分

非金融非生産資産の取得－処分

金融資産の純取得

その他の蓄積項目

貯蓄（純額）

資本移転受取

資本移転支払（控除）

負債の純発行

－　特徴的活動の資金調達

－　その他

その他の蓄積項目

その他の正味資産変動

21.107. サテライト勘定は機能指向であるから、特徴的生産者部門がカバーするものとしては、主たる活動が考察対象分野のものでない制度単位に所属する単位で、考察対象分野の特徴的生産者であるものもある。勘定をバランスさせるために、こうした生産単位の営業余剰、また、もしあれば混合所得は、親会社の制度単位に対して財産所得として移転される。蓄積勘定においては、そうした生産単位の資本蓄積は、親会社である制度単位からの同額の資本移転によってバランスする。

21.108. 社会的保護のように、移転を分配することが主たる経済機能で、サービスの生産は些末な役割しか演じていないような分野においては、分配・再分配プロセスを司る単位の分析が圧倒的に重要である。その場合、経常勘定をすべてひとまとめにして、経常勘定の生産部分は、管理費用を使途として直接示し、副次的販売がもし存在するならばそれを源泉として示すことによって単純化したほうが、より簡単になる。もし社会的保護機関が保健・医療サービスまたは福祉サービスの生産者として活動し、かつサテライト勘定が生産機能と再分配機能の両方をカバーするものであっても、上記の勘定表現は依然として妥当なものである。いずれの場合でも、移転とその資金調達の分析は、大きな重要性を持つ。

21.109. 移転はその性質（現金、現物、種々に細分）と危険のタイプ（疾病、失業、等）に対応して分析される。社会的保護の運営制度の詳細な分類も利用される（たとえば、基本制度、補完的または付加的制度、さらに全国的、一般的、特別または自発的制度に細分）。

８．非金額データ

21.110. サテライト勘定では、物量データを金額表示の勘定システムに結びつけることが考慮されている。中枢体系ではこのようなリンクは一般的には暗黙的なものにとどまるが、人口と労働投入についてのみ行なわれている。そうした場合、

所得や消費の１人あたり指標や生産性の指標といった一連の数値を計算するために必要だからである。そのような物量データは、機能指向サテライト勘定のフレームワークを検討するときに言及されたわけではあるが、ここで、この種のリンクについて再検討しておく。

21.111. 中枢体系に詳細な供給・使用表／投入-産出表が存在する場合でも、産出は、中枢体系よりもずっと詳しく研究されるので、生産された単位数、あるいは使用された単位数について有意義なデータを示すことが一般に可能である。たとえば、医師職種別の医師問診数、ホテルのタイプ別の宿泊数、教育段階別の学生×年数、などである。労働力は詳細に表示できる。熟練度、性別の職業カテゴリー別就業者人数、労働時間数または換算人×年数、訓練人数、などである。物量表示の既存資産データは、教育、文化、保健・医療あるいは住宅といった分野においてはとくに興味深い。労働力データと組み合わせると、既存資産データは、住民１万人あたりの教員数、病院ベッド数、あるいは医師数といった周知の社会指標(social indicator)を形成する。

21.112. 非金額データのもう一つの重要な側面は、考察中の財貨・サービスの利用者／受益者と移転の受領者に関わるものである。これらのデータは教育、保健・医療および社会的保護のような社会的関心分野でとくに意味がある。これらの分野は、上述の労働力や資産に関するデータよりも一般に開発度が低い情報を必要とする。しかしそれでもそれらは住民の様々な部分の生活水準を評価し、再分配政策を究明するために不可欠である。

21.113. 物量データはサテライト勘定の副次的部分と考えられてはならない。物量データは、そのままで重要な情報になるという点からも、金額データを十分意味あるものにするためにも、不可欠な要因なのである。

９．中枢体系とのリンク

21.114. 本節で示される試行的フレームワークは中枢体系の標準からほとんど乖離していない。しかし、たとえば、サテライト勘定が中枢体系の諸勘定と独立に設定される場合のように、様々の項目に対応する数値が中枢体系の同じフローに付される数値と異なっていたら、この類似性は、見かけだけで実際はそうでもな

いことになってしまうであろう。通常は、同じ項目は中枢体系でも機能指向サテライト勘定でも、同じ数値で表わされることが前提とされている。

21.115. サテライト勘定で示される多くの要素は、中枢体系諸勘定では見えないものである。それらは、中枢体系勘定の作成に際して、明示的に推計されているが、より集計度の高い数字を出すために他の数値と混合されてしまうか、包括的に推計される取引の内在的な成分にすぎないか、のどちらかである。段落21.51で言及したどの分野についても中枢体系の勘定にはごく少数の数値しか現われない。それは、中枢体系の勘定がきわめて詳細なものであっても変わらない。したがって、機能指向サテライト勘定の第一の役割は中枢体系の内在的数値を明示的なものにすることである。

21.116. しかしながら、上に示したような中枢体系に近いサテライト勘定体系においても、ある程度の自由度は含まれている。多くのケースにおいて、経済活動、生産物および目的の分類法は、考察対象分野に合わせて調整されなければならない。これは大部分は表章上の問題である。与えられた分野の包含する範囲は、中心分類においてそれに対応した集計項目の範囲を超えているとか（たとえば、教育と保健・医療、保健・医療と研究開発）、広範に分散しているとか（たとえば、旅行あるいは環境保護）いうことが時々あるので、所与の分野の分類を行なうときには、中心分類項目のある種の並べ換えが必要である。一般論として言えば、中心分類との結びつきのすべてがはっきりしていなければならない。前に説明したように、利用者／受益者および資金供給単位について提案されている分類法は、このルールに従っている。

21.117. そのほかにも自由度の拡大が、サテライト・フレームワークにおいては行なわれている。たとえば、関係する付随的活動の産出と投入は外部化されるが、これは中枢体系とは異なる点である。この要素は、使用の成分項目のリスト（項目1.2.2の内部中間消費を参照）やサテライト供給・使用表の表21.5では、つねに明らかである。国民支出の概念は中枢体系におけるよりも広くもあるし（中間消費と移転を含む）、狭くもある（海外による資金供給は除外される）。

21.118. そのほかサテライト勘定のフレームワークは、中枢体系ではそのままの形では含まれないが、それと矛盾するものではない一連の要素を導入する。とりわけ、これは、特徴的財貨・サービスと関連財貨・サービスとを指す。すなわち、

両者を合わせたものが特定財貨・サービスとなる概念の導入のことを指している。特徴的生産者の概念も導入される。また総固定資本形成と固定資本減耗は、特定生産物と非特定生産物とを区別して表示される。最後が物量データの導入である。

21.119. サテライト勘定は中枢体系に相当するものがない要素を使用することがある。そうした要素は、サテライト勘定のフレームワークを説明するときには示されなかった。というのはそれらの要素は、分野の特定の要求に対応して変動するからである。そのような要素の例は、疾病の分類（保健・医療サービスと関連生産物の消費に関して）と科学研究分野の分類（Ｒ＆Ｄ支出に関して）である。

21.120. この節で考察されるような種類のサテライト勘定であっても、前に言及したような代替的概念を用いることがある。生産境界は家事やボランティア活動が含まれるように変更することもできるが（供給・使用表の「その他」の列を参照）、このことはたとえば教育、保健・医療および社会的保護に影響するであろう。研究開発（Ｒ＆Ｄ）支出の全部または一部を経常支出ではなく総固定資本形成として扱うこともできる。一般的な方向付けを与えるものとして本節で示されたサテライト勘定のフレームワークは、サテライト勘定のいくつかを、この段落で言及した方向に拡張することを妨げるものではない。むしろ、こうした追加的な次元の導入は、国民経済計算アプローチの分析力の貴重な肥沃化をもたらすものなのである。

10. サテライト勘定フレームワークの見通し

21.121. 本節で示されたフレームワークは、段落21.51の例示一覧表でも既に見たように、相当数の分野をカバーできる。機能分析のためのこのフレームワークは、中枢的国民経済計算との関連で研究が求められるであろう話題のすべてに適合するわけではない。しかしながら、この一般的アプローチは、他の型の勘定に対する貴重な導入となる。この機能指向サテライト勘定フレームワークの特定の部分が、他のケースにも、中枢体系それ自体の範囲内でも、当てはまることがあるのである。たとえば、キーとなる活動と生産物に対して、サテライト供給・使用表を、用語の調整を行なったうえで利用する場合がそうである。

Ｄ．環境・経済統合勘定のサテライトシステム

１．環境会計の範囲

21.122. 前節において環境分析は、機能指向サテライト勘定において追求可能ないくつかのトピックの一つとして取り上げた。本節の環境分析は、経済分析に環境基準を組み入れようとする関心の増大に応えて、いくつかのＳＮＡ概念の修正を含む拡張されたフレームワークの脈絡において取り扱われる。

21.123. 本節は環境・経済統合サテライト勘定の全般的方向付け、設計、概念および分類を取り扱う。こうした勘定においては、ＳＮＡの集計量は修正され、自然資源を財貨・サービスの生産における資本として扱い、そうした資源を使用する費用――つまり、減耗・劣化――を記録し、関連する帰属費用と資本項目に説明を与えるために必要な暗黙的な移転を記録するようになっている。説明の大部分は『環境・経済統合勘定』１）のハンドブックに示されている環境経済勘定体系（ＳＥＥＡ）をもとにしている。以下の説明は、経済・環境統合勘定の現状を述べたものであり、議論の進展によって時間がたてば変わってくる可能性があるものとみなされるべきである。

21.124. 本節がここに含められたのは、政策の策定や分析の場で、環境的に健全でしかも持続可能な、経済成長と発展を強調する、最近の思潮に有効に対応し、国民経済計算担当者が国民経済計算を出発点とする環境サテライト勘定の研究を進めるのを助けるためである。本節は、勘定を修正すれば、経済的な配慮と環境的な配慮とを両者が両立できるかたちで処理し、そのことによって、持続可能な成長と発展の概念を操作可能なものにすることができることを示す。サテライト勘定の研究はしばしば言われる伝統的国民経済計算の二つの大きな欠陥、すなわ

ち経済の生産性の維持を脅やかす自然資源の新たな稀少性の無視と、環境の質の低下およびそれに伴う人間の健康と福祉に対する影響の無視、に有効に対応できるはずである。

21.125. 意見の一致が見られている範囲で、ＳＮＡ中枢体系の関連部分は、環境会計の諸側面を考慮に入れている。特に、自然資源会計の多くの費用項目と資本項目は、資産ストックとその他の資産量変動を扱う分類と勘定において、別個の項目となっている。こうしたＳＮＡの側面が、「体系」を環境勘定の出発点として利用し易くするのである。しかしながら、ＳＮＡのいくつかの要素、とくにその他の量的変動勘定における要素は、より細かく分割し、再分類される必要があるであろうし、環境会計固有の目的のために、別の要素が追加されなければならないであろう。

21.126. ＳＮＡにおいては、在庫品を含む生産資産のみが純付加価値の計算にあたって明示的に考慮される。その使用の費用は、中間消費と固定資本減耗に反映されている。非生産自然資産――土地、鉱物資源および森林など――も、それが制度単位の有効な統制のもとにある限りは、ＳＮＡの資産境界内に含まれるが、その使用の費用は、生産費用の中で明示的に考慮されていない。このことは、生産物の価格がそうした費用を反映していないか、あるいは、反映しているとしても――一部の減耗費用の場合のように――その費用が別々に特定されるのでなく他の非特定要素と一緒にまとめられて、営業余剰という残差の導出に入れられてしまうかのどちらかであることを意味する。

２．環境勘定への代替的アプローチ

21.127. 現在検討中の大部分の環境勘定システムは、ＳＮＡの費用、資本形成と資本ストックの概念を、環境費用と生産における自然資産の使用をそこに包摂するために、物量表示の付加的データで補うことによって、あるいは、そうした影響を金額表示で組み込むことによって、拡大したものである。しかしながら、このような一般的な方向付けの中でも、適用される方法論と環境への関心事項の点で、様々な既存のアプローチの間にかなりの差異がある。ＳＥＥＡは、そうした様々なアプローチをできるだけ総合し、それらを一つの包括的アプローチに統合

する。

21.128. 現在、環境会計には三つの主要なアプローチがあって、それらは互いに補完し合い、重なり合う部分がある。第一のそれは一般に自然資源勘定と言われるもので、物量表示の勘定に焦点を合わせている。第二のアプローチは、国民経済計算体系にリンクしており、金額表示であり、一般に金額表示のサテライト勘定と呼ばれている。これは、環境保護に対する現実の支出を特定し、純生産物の計算に際して、生産活動によって自然資産とその他資産への環境費用の処理を取り扱う。金額表示のサテライト勘定は、一般に環境への関心の包含範囲の点で物量表示の資源勘定よりも限定されたものになっている。第三のアプローチは福祉指向のそれである。個人により負担される環境への影響と、影響を引き起こした生産者以外の生産者によって負担される環境への影響とを取り扱う。後者の影響は、発生する費用よりもしばしばずっと大きい可能性があり、純生産物ではなくむしろ環境サービスの移転を通じて、純所得に影響する。

21.129. 三つのアプローチのうちで、物量表示の資源勘定は、現実の実施の面では、最も進んでいる。金額表示のサテライト勘定の実施経験は、ごく最近になってからのものであり、このアプローチについては、特に評価方法をめぐって、依然として多くの議論が闘わされている。意見の一致の最も少ないのが環境会計への福祉指向アプローチである。

＜物量表示の自然資源勘定＞

21.130. 自然資源勘定は、物質、エネルギーおよび自然資源の物量表示の資産バランス――すなわち、期首、期末のストックとその間の変動――に焦点をあてたものである。自然資源勘定は、（選ばれた汚染物質に対して）適用可能な場合には、環境（の質の）指数(environmental (quality) indices)による自然資産の環境の質の変動もカバーすることになろう。現在、いくつかの例が、個々の国によって開発されたもの、国際機関の支援を受けたものとして存在する。また、国連の開発した、『環境統計開発のための枠組み』の多目的フレームワークは、環境統計の要素を含んでおり、それを用いて、物量表示の資産バランスを作成することができる。ただしフレームワークはバランスそのものを含んでいない。物量表

示の勘定と金額表示の勘定の結びつきを示すＳＥＥＡは、モジュールとして自然資源勘定を含んでいる。

＜金額表示の環境勘定＞

21.131. 限定された意味で捉えられた金額表示の環境勘定は、国民経済計算の枠内で環境保護に対する実際の支出を別個に識別し表示することだけを行なうものである。いくつかの例においては、こうした支出は、付随的環境保護活動を別個の事業所として扱うことにより外部化される。この限定的な意味における金額表示の環境勘定には、前節で取り上げたような機能的アプローチを環境勘定に適用することも含まれることになるであろう。

21.132. 金額表示の環境勘定に対するより広い解釈には、いくつかの資源指向発展途上国で行なわれたプロジェクトにおいて開発されたような、環境調整（environmental adjustments）が含まれる。そうした研究では、石油の減耗、森林伐採、魚類資源の減耗の費用、また、土壌侵食の費用を含んだ、（網羅的でなく）選別的な環境費用を考慮して、ＧＤＰに調整が加えられている。そうした研究では、様々な種類の立木や魚類の区別、また、地理的位置と農業用途に基づいた種々のタイプの土壌の区別が行なわれており、物量表示による詳細な分析に基づいたものではあるが、最終的な焦点はＧＤＰの調整にある。このような研究では、環境調整をＧＤＰの活動および支出の様々な成分に明示的に配分するという問題は取り扱っていない。

21.133. 国民経済計算集計量の調整を包括的に（全勘定ベースで）行なうというアプローチが採られたケースとしては、二つの発展途上国で行なわれた環境経済勘定体系（ＳＥＥＡ）に基づく事例研究があり、また、ひとつの先進国について作成されたＳＡＭを用いたもうひとつのアプローチもその事例といえる。包括的勘定アプローチは、ＳＮＡを出発点とし、そうすることによって、経済分析の分析上の方向付けにきわめて近いところにいる。それと同時に、包括的勘定アプローチは、金額表示の環境経済分析を支える物量フローとストックを記録する重要性を強調する。ＳＥＥＡは、減耗（depletion）と劣化（de- gradation）とを区別せず、むしろ、自然資産の量的使用（quantitative use）と質的使用（qualit

ative use）とを区別する。そこでは、自然資産の量的使用とは、環境財の使用を指し、自然資産の質的使用とは、環境サービスの使用を指したものである。ＳＮＡで使用される概念と用語法になるべく近づけるために、本節では、減耗は、自然資産の量的使用に対応し、劣化は、その質的使用に対応することを前提としている。このように減耗と劣化とを区別するが、経済活動は減耗と劣化とを同時にもたらすこともあることを理解すべきである。

21.134. 包括的勘定アプローチは、減耗と劣化の環境への影響を、そうした影響の原因である種々の経済活動にそれぞれ配分し、また、自然資産の量的変動や質的変化に該当する、減耗と劣化の環境への直接的影響を反映するような支出成分にも、そうした影響を配分する。ＳＥＥＡで、また、各種の事例研究で主として考慮されているのは、生産分析への影響である。それは、様々な経済活動によって生じる減耗と劣化の環境コストを特定すること、自然資産とその他の資産への該当する影響を示すことを中心として行なわれている。さらにＳＥＥＡは、拡大された資本蓄積概念を導入する。これは減耗と劣化の影響を組み入れるだけでなく、自然資源の経済的用途への移転も反映するものである。前述のＳＡＭをベースとした環境研究は、上記に加えて、環境調整済国民所得の概念において現在および過去の劣化の負担の影響を考慮している。

＜福祉アプローチおよび類似のアプローチ＞

21.135. 一つの福祉アプローチ（welfare approach）は、生産活動によって生じた費用と、生産に用いられた資本に対する生産活動の影響を問題にする代わりに、負担される費用の環境への影響、あるいはより広い意味で、福祉への影響に焦点をあてる。このアプローチは、自然が生産者と消費者とに提供する無償の環境サービスと、それに加えて、生産者、消費者が負担する損害を考慮する。無償で提供される環境サービスと損害の負担は、自然からの移転および自然への移転として暗黙的に考えられている。これらはそれぞれ、環境調整済国民所得を増大させたり減少させたりする。

21.136. もう一つのアプローチは、環境的持続可能性基準（environmental sustainability standards）の概念と、この基準を満たすために必要な回避費用と回

復費用を推計することを基礎としたものである。このアプローチは、生産が当期会計期間中に環境に及ぼす目前の影響は問題にせず、むしろ不特定の長さの時間にわたって生じる影響の方を扱う。このアプローチは、そうした回避・回復の費用が、生産物価格を所与として、そうした費用を吸収できるような産業に対して課せられるべきである、ということを示唆している。その産業は、必ずしも第一に劣化を引き起こした産業というわけではない。

３．環境勘定の一般的フレームワークとＳＮＡ

21.137. 表21.6は、ＳＮＡの諸概念を環境勘定で用いられる代替的な概念と併せて示したものである。説明上、ＳＥＥＡの一般化されかつ簡略化された版を用いて、環境勘定が表示されている。環境勘定とそのＳＮＡとの関係を表示するためにＳＥＥＡのフレームワークを使用することは、ＳＥＥＡが、他のどの環境勘定システムよりもその概念と分類においてＳＮＡのそれにより密接に連係したものになるように、ＳＮＡと極く近い関係を持たせて開発されただけに、都合のよいことである。にもかかわらず、ＳＥＥＡの様式、概念および分類は暫定的なものとみなされるべきである。ＳＥＥＡの構成要素の多くは、国民経済計算や環境会計の専門家の間でなお議論が継続中であるからである。

21.138. 以下のＳＥＥＡのフレームワークの説明の中で示されることであるが、含まれる環境費用と環境資本の要素は、物量表示のものとして解釈することもできるし、金額表示のものとして解釈することもできる。しかしながら、環境費用・資本の評価をめぐる論争上の諸問題の存在という点から考察する場合、金額表示で環境費用・資本の要素を使用すること、さらに対応する環境調整済集計量を導出することについては、十分な注意が払われるべきである。しかしながら、このことは、環境勘定の有効性を減じるものではない。上に述べたような環境勘定への様々なアプローチが示していることは、物量表示の分析が金額表示の環境勘定と同程度に有効であるということだからである。ただし、そうした分析がうまく設定されたサテライト勘定のフレームワークの中で行なわれることが前提となる。

＜ＳＮＡのフレームワーク＞

21.139. ＳＮＡのフローとストックの項目は、表21.6のシェードを付した部分に示される。表の列でフローに関係するものは次の通りである。生産に関する列（1）は、産出（Ｐ）、中間消費（Ｃｉ）、固定資本減耗（ＣＦＣ）および国内純生産（ＮＤＰ）をカバーする。海外に関する列（2）では、輸出（Ｘ）、（控除）輸入（Ｍ）がカバーされている。そして、列（3）が最終消費（Ｃ）についてのものである。表の行でＳＮＡのフローに関わるものは、産出と輸入を含む供給に関する行（ii）、中間消費、輸出、最終消費および総資本形成（Ｉｇ）の要素を含む、経済的使用の行（iii）、固定資本減耗（ＣＦＣ）の行（iv）、そしてＮＤＰと支出項目との間の国民勘定恒等関係を定める諸要素を示す、ＮＤＰの行（v）である。生産資産の資産バランスを示すためのＳＮＡ列（4）は、生産資産の期首、期末ストック（Ｋ0p.ec、Ｋ1p.ec）、およびこれら二つのストックの間の変化を説明する要素、すなわち純資本形成（Ｉ=Ｉｇ-ＣＦＣ)、生産資産の保有利得／損失(Revp.ec)、その他の生産資産量変動（Ｖolp.ec）を含む。

21.140. ＳＮＡ領域の資産バランスは、すべての経済資産をカバーしており、したがって非生産自然資産に関して（5）列がカバーする資産を含む。しかしこの列の要素は、国内純生産（ＮＤＰ）の数値に入らない。というのは、期首資産ストック（Ｋ0np.ec）と期末資産ストック（Ｋ1np.ec）の間の非生産自然資産の変動はすべてＳＮＡにおいては、保有利得／損失（Ｒevnp.ec）あるいはその他の資産量変動(Ｖolnp.ec)として「説明されている」からである。

＜ＳＮＡフレームワークの環境勘定への拡張＞

21.141. 表21.6のシェードを付していない領域は、環境費用に関する物量表示のデータによってＳＮＡ概念を補うため、あるいは、そうした物量データを評価しその価値額を環境的に調整された費用・資本の概念に組み込んでゆくことによってＳＮＡ概念を修正するために必要な付加的要素を含んでいる。付加的要素には、２つのタイプがある。第一のグループは、ＳＮＡでは経済資産に含まれていない大気、水、処女林といった非生産自然資産に対する経済活動の影響を記録する、

列（6）に含まれている。第二のグループの要素は、減耗および劣化による非生産自然資産の使用と、非生産自然資産のその他の蓄積についての要素を含む二つの付加的な行(vi)、(vii)に含まれる。ここで、非生産自然資産のその他の蓄積は、経済的用途への、および経済的使途相互間の、自然資産の移転を含む。追加された列（6）と行（vi）、（vii）にあるＳＥＥＡ要素は、物量表示、金額表示の、どちらでも解釈することができる。環境調整済国内純生産(ＥＤＰ、environmentally adjusted net domestic product）を導出するためにもう一つの行（viii）が加えられている。この行に意味があるのは、金額表示の、すなわち、付加的なＳＥＥＡ要素が金額表示されているような環境勘定の場合に限られる。

21.142. 非生産自然資産の使用に対応する行(vi)では、追加的な要素（Ｕsenp）が生産の列に加えられている。これは生産における非生産自然資産の使用を反映するものであり、同じ行の列（5）と（6）の、ＳＮＡ概念の経済資産である非生産自然資産の使用（-Ｕsenp.ec）と、経済資産でないその他の自然資産の劣化（-Ｕsenp.env）を表わす要素の和である。非生産経済資産の使用（-Ｕsenp.ec）は鉱物の減耗、経済資産である森林からの立木の伐採、および土壌侵食、酸性雨等がそうした経済資産である森林や農地に及ぼす影響を含んでいる。大気汚染の建物や構築物に対する劣等化効果（deteriorating effects）、土壌侵食の道路への影響、および生産資産に対するその他の劣化効果は、固定資本減耗（ＣＦＣ）の中に含まれることが想定されているのでここには入らない。経済資産でない自然資産の使用（-Ｕsenp.env）は、海洋および河川からの魚類資源の持続不能な捕獲、熱帯林その他の処女林からの薪および材木の採取、あるいは野生動物の狩猟、また大気、水、魚類資源、原生林の質に対する残留物の放出（emission of residuals)の影響、および生態系と種の生息域に対するその他の経済活動（レクリエーション、農業、交通、等）の影響をカバーしている。

21.143. 行(vii)のその他の蓄積は、自然資産の経済的用途への移転で、非生産経済資産ストックの変動（Ｉnp.ec）という形を取るものを、物量表示または金額表示で記録する。この経済資産増加に対応するのは、非経済資産である自然資産の減少（-Ｉnp.env）である。Ｉnp.ecは、土地の経済的用途への移行、鉱物の確認埋蔵量の純増加、原生林の用材林あるいは農地への転換、魚類資源の経済的統御対象への変換を含む。もし、自然資産が経済資産に組み入れられるのと同時に資

産の劣等化が生じるのであれば、その劣等化は、その他の蓄積の行（vii）には記録されず、自然資源の使用の一部に含まれる。この劣等化が移転の前に生じるのであれば、それは環境資産の使用（-Usenp.env）として記録され、またもし劣等化が移転の後に生じるのならば、経済資産である自然資源の使用（-Usenp.ec）として記録される。

21.144. 非生産自然資産の使用（すなわち、減耗または劣等化）のための行（vi）の要素、また、その他の蓄積についての行（vii）の要素は、ＳＮＡではその他の量的変動に含まれるものであるから、ＳＥＥＡにおけるその他の量的変動の内容は、ＳＮＡと比べて少なくなっている。

21.145. ＳＥＥＡの追加的要素が金額で評価される場合、非生産自然資産の使用（Usenp）を生産の列に追加的費用として含めることは、行(viii)に示される環境調整済国内純生産（ＥＤＰ）をもたらすが、これはＮＤＰよりも小さい。その他の蓄積のための行(vii)の要素は、ＥＤＰに影響を与えない。ＳＥＥＡの追加的要素が物量表示されている場合、行（viii）は意味がない。その場合、行（vi）と行（vii）に示される追加的情報は、経済活動によって生じる環境費用についての情報によってＮＤＰを補うためにだけ利用される。

21.146. ＳＥＥＡの追加的要素が金額評価されることに対応して、支出側では、純蓄積と呼ばれるＳＥＥＡの新概念がＳＮＡにおける純資本形成に代わって導入される。この純蓄積は、行(viii)において、生産資産（Ａp.ec）、非生産経済資産（Ａnp.ec）およびその他の自然資産（-Ａnp.env）のそれぞれについて示されている。生産資産については、それは純資本形成と同じである（すなわち、Ａp.ec=Ｉ）。非生産経済資産については、純蓄積は、マイナスの減耗・劣化と経済的用途に移転される自然資産のプラスの追加との純効果を反映するものである（すなわち、Ａnp.ec=-Ｕsenp.ec+Ｉnp.ec）。経済資産以外の自然資産については、純蓄積は、経済活動の環境への影響を経済的に評価したものと考えられる、マイナスの減耗・劣化（-Usenp.env）と、自然資産の経済資産への組み入れのマイナスの効果との和（すなわち、-Ａnp.env=-Ｕsenp.env-Ｉnp.env）となる。金額評価を行なわない場合、追加的要素(すなわち、-Usenp.ec、Ｉnp.ec、-Usenp.envおよびＩnp.env）は、生産資産の投資に関するＳＮＡの情報（I）を、投資とともに経済活動の発生を支える自然非生産資産の変動に関する物量表示の情報で補うも

のとなる。

21.147. 純資本形成が純蓄積によって置き換えられ、また、ＳＥＥＡの追加的要素が金額で評価されている場合、ＮＤＰ（国内純生産）と最終支出とのあいだの国民勘定恒等式が変化する。ＳＮＡにおいてはこの恒等式は、表21.6の行（v）に明示されているように、

ＮＤＰ=Ｃ+Ｉ+（Ｘ-Ｍ）

である。もし、純資本形成（I）が経済資産の純資本蓄積（Ａp.ec+Ａnp.ec）によって置き換えられる場合、恒等式は行（viii）に明示されるように、

ＥＤＰ=Ｃ+(Ａp.ec+Ａnp.ec)-Ａnp.env+(Ｘ-Ｍ)

となる。恒等関係を保つためには、経済資産以外の自然資産変動に経済的に対応するマイナス成分（-Ａnp.env）が付加される。このことは、支出と、特に経済資産の純資本蓄積とが、ＥＤＰに反映されている経済活動の純生産物からは、部分的にしか導き出されないということを意味する。支出の相当部分が、環境資産とそのサービスのどちらかまたは両方の経済活動への移転を表している可能性がある。このことは、上のＥＤＰ恒等式の項を、次のように組み替えることによって、より明快に示される。

ＥＤＰ+Ａnp.env=Ｃ+(Ａp.ec+Ａnp.ec)+(Ｘ-Ｍ)

４．ＳＮＡの枠組み、概念および分類に対する環境視点からの修正の詳細

21.148. 上記の環境勘定フレームワークの展望や表21.6の表示において、いくつかの新概念が導入された。本節はこれらの概念をより正確に規定し、なぜそれが導入されたかを説明し、ＳＥＥＡその他の環境会計アプローチにおいて用いられる代替概念を示す。必要な場合には、表21.6の行と列を参照する。

＜環境勘定の代替的フレームワーク＞

21.149. 前に説明した代替的な会計アプローチは、ＳＥＥＡのいろいろなヴァージョンに反映されている。たとえば、資源勘定は、表21.6の列（5）と（6）に含まれる、非生産自然資産のバランス関係に反映されている情報の記録に主として

焦点を合わせており、列（1）に含まれる対応する費用計算に明示的に立ち入ることはない。一方で、上に言及した金額表示の勘定へのアプローチの一つは、主として減耗の問題を考慮しながら、列（1）に記録されるＥＤＰの計算に焦点を合わせている。その他のアプローチはすべて、形式は異なるもののＳＥＥＡと同じ基盤をもったものである。ＳＡＭに基づくアプローチは、表21.6の供給・使用および資産バランスのようなＳＥＥＡフレームワークを、行列で表示したものである。福祉アプローチは、無償の環境サービスの現物移転の受取と環境損害の負担（移転の支払）とを反映する、環境調整済国民所得を扱うため、ＳＥＥＡのフレームワークの枠外に来る。

＜資産境界と資産分類＞

21.150. ＳＮＡと比べて、環境勘定に導入された最も重要な修正は、資産境界の拡張である。ＳＮＡにおいては、自然資産は、それが所有者に経済的利益をもたらす場合に限り、体系に含まれる。これは、制度単位による支配を通じて現われてくる特性である。これは、しばしば、明確な所有権の存在――自然林の場合は政府の立法措置に従う――を意味するか、市場価格の存在を意味するかのいずれか、あるいはその両方である。こうした資産はＳＮＡで経済資産と呼ばれているものである。ＳＥＥＡで定義される資産境界はずっと広い。原則として、それは、すべての自然資産を含んだものである。自然資産のあるものは直接に生産活動に関わる可能性がある一方で、他の自然資産は経済活動の環境効果に影響される可能性がある。（ＳＥＥＡは人的資本は含まない。）ＳＮＡの資産境界は、表21.6の列（4）と（5）で扱われるような経済資産を含むだけである。ＳＥＥＡの資産境界は、経済資産である自然資産で、表の列（4）と（5）でカバーされる自然資産、そして列（6）で表示されるその他の自然資産を含む、すべての自然資産を包含する。しかしながら、ＳＥＥＡは、経済資産である自然資産とそうでない自然資産とを区別しない。それは、所有と支配の特定の制度的取り決めには関係なく、環境効果に焦点を合わせている。

21.151. 表21.7に、ＳＮＡとＳＥＥＡの自然資産分類の主要な項目を、相互の関連を示しながら与えている。二つの分類方式は、互いに密接に連係させながら開

発されたものであるから、両者間に矛盾はなく相互に整合性をもったものである。しかしながら、ＳＮＡが含む自然資産の数の方が少ないので、二つの体系の細部や構造は異なる。にもかかわらず、ＳＮＡの自然資産分類は、ＳＥＥＡにおける自然資産の拡大された把握と分類に向かう出発点として利用することができる。

21.152. 表21.7に示されるように、ＳＮＡとＳＥＥＡとで、いくつかの資産カテゴリーは同一であり、他のいくつかは、密接に関連してはいるがカバーする範囲が異なり、また、さらにＳＮＡには含まれないがＳＥＥＡには含まれるカテゴリーもある。同一のカバレッジをもつ資産カテゴリーとしては、果樹園やプランテーションのような育成資産があるが、これらは固定資産として扱われ、また同様の資産カテゴリーとして、農作物や家畜を含む、育成資産の仕掛品があり、これは両体系において在庫品として扱われている。そのほか地下資源カテゴリーも、ＳＮＡ、ＳＥＥＡの両方の分類において同一である。そのカバレッジは、確認埋蔵量の定義に基づいている。すなわち、「既知の鉱床から将来の経済的条件と操業条件のもとで取り出すことができることを、地質工学的データの分析により妥当な確実性をもって示される、特定日付における推定埋蔵量」である。この定義の意味する地下資源のカバレッジは、ＳＮＡにおける経済資産の定義が意味するものと同じである。もう一方の極端において、ＳＥＥＡには、空気が含まれているが、それは空気が経済活動によって影響を受けるからであり、他方でＳＮＡにはまったく含まれていないのは、それがＳＮＡの経済資産基準を満足しないからである。

21.153. この二つの極端の間に、そのほかの非生産自然資産のすべてのカテゴリーが存在するのであるが、それらは、ＳＮＡとＳＥＥＡの二つの体系の間で類似してはいるものの、カバーする範囲が異なる。ＳＮＡにおける土地は、一般的にはレクリエーション用土地に付随する、湖や川のような関連地表水、また、ときには地下水を含むものである。ＳＥＥＡでは、河川や湖の水質と利用可能な地下水の水量と水質に対する経済活動の影響を扱うので、これらのカテゴリーを土地から除外し、水のカテゴリーにおけるサブ・カテゴリーに含める。その結果、ＳＥＥＡにおける水のカテゴリーは、ＳＮＡのAN.214＜地下の水資源＞のカテゴリーよりもずっと広い。ＳＥＥＡのカテゴリーは、（表には示されていないが）地下水、湖水、河川等、沿岸海域および海洋水についてのサブ・カテゴリーを含ん

でいる。水に関するＳＮＡのカテゴリーは、主として人間の活動によって統御されている帯水層に限定されている。他方、ＳＥＥＡの土地には、ＳＮＡ分析においては経済資産に明示的には含まれない、生態系が含まれている。生態系は、土地のもつ諸側面のうちで、土壌侵食のような影響や酸性雨の森林や土地一般に対する影響を扱う環境分析にとって、きわめて重要なものである。ＳＮＡにおける非育成生物資源（non-cultivated biological resources）とＳＥＥＡの野生生物相（wild biota）のカバレッジもまた異なっている。ＳＮＡの非育成生物資源は、人間の活動によって統御されている、森林、魚類資源、および野生動物群を一般には含むことであろう。ＳＥＥＡの野生生物相は、原則として、（処女林を含む）すべての森林、すべての魚類資源、およびすべての動物群を、それが人間活動によって統御されているいないに関わらず、含んでいる。実際、それらすべてが人間活動によって影響される可能性があるからである。

21.154. 表21.7に示される、ＳＥＥＡのそれのような自然資産分類は、環境勘定において、減耗・劣化およびその他の蓄積――すなわち自然資産の経済活動への移転――を十分にカバーするために必要とされる。そうした自然資産分類は、環境勘定の開発に物量単位が利用される場合でも、金額が用いられる場合でも、いずれの場合にも適用可能である。特定の自然資産だけに影響する環境効果に分析が限定されるのであれば、もっと限定的なカバレッジが選ばれてもよい。たとえば、石油採掘、森林伐採、魚類資源の減耗、および土地侵食のみを扱うような研究もある。他方、前に言及したＳＥＥＡに基づく事例分析では、より広い範囲の自然資産がカバーされているし、地下水の減耗や大気・水質汚染を含め、そうした自然資産へのあらゆる環境効果が取り上げられている。もちろん、より選別的な環境勘定であれば、経済資産である自然資産だけに焦点を合わせることもあり得る。その場合、自然資産の境界は、ＳＮＡのそれと同じになるであろう。市場評価アプローチをとるＳＥＥＡの一つのヴァージョンは、このケースを明示的に扱ったものである。

＜環境費用＞

21.155. ＳＥＥＡにおいては、二つの型の環境費用を判別することができる。第一のタイプは劣化(degra-dation) と減耗（depletion）に対する帰属費用(im-puted cost) である。第二のタイプは、環境保護支出の形で負担される現実の費用（actual cost）である。以下で、両方についてその内容と分類とを取り上げる。

非生産自然資産の使用

21.156. 非生産自然資産の使用は、ＳＮＡを環境勘定へと拡張するときに、ＳＥＥＡにおける追加的な費用概念として導入される。この追加的費用の要素は、表21.6の行(vi)に、自然資源の使用として示されている。それは、物量表示の減耗・劣化――たとえば、採掘された鉱物の量、木材の伐採量、発生した廃棄物（固体、液体、気体）の量――をあらわすものであるか、または、それに代わる減耗・劣化のための引き当て金額である。

21.157. 減耗と劣化の扱いを論じる前に認識しておくべきことは、物量表示の環境会計と比べて、金額表示の環境会計へのアプローチには意見の一致が少ないという点である。これは、評価の困難さがあるためである。しかし、金額表示アプローチの内部でも、減耗・劣化についてのＳＮＡ概念の修正という点に関しては、より大きな意見の一致がある。この主な理由は、減耗の引当は、商業会計の慣行の中に既に見られるものであり、そのために減耗資産の市場価格に暗黙的に反映されているからである。しかし、外部性に関しては、一般的に言えば、商業会計の慣行面の開発が進んでおらず、したがって環境勘定において、ＳＮＡをこの方向でさらに修正することについての意見の一致はより少ない。また、金額表示の環境勘定において、環境的に持続可能な成長の分析で資本形成概念に取って代わるべき資本蓄積の概念がカバーする範囲に関しては、やはり意見の一致が少ない。

21.158. ＳＮＡにおいては、経済資産の減耗・劣化は、金額表示でその他の蓄積項目として記録されている。それを、表21.8の上部に示す。すなわち、ＳＮＡ項目、K.3＜非生産資産の経済的出現＞、K.62＜非生産資産のその他の経済的消滅＞の一部（それぞれがＳＥＥＡの別個のビルディング・ブロックとなる）、また減耗に関しては、ＳＮＡ項目K.61＜自然資産の減耗＞の全体である。自然経済資産のこうした使用――特に項目K.3とK.62に含まれる劣化と質的効果――がＳＮＡに

おいて記録される範囲は、そうした資産の市場価格がこうした使用を同定しているかどうか、またそれがそのような資産のその他の価格変動から分離できるかどうかによって決まる。経済資産でない自然資産の使用は、ＳＮＡでは記録されていない。表21.6の行（vi）に含まれている減耗・劣化の要素が、物量表示のものである場合、上に述べた、その他の量的変動に関するＳＮＡ要素に含まれている価値額を環境勘定からは除外し、行（vi）で減耗・劣化が表現される物理的単位に置き換えるべきである。

21.159. 表21.6の行（vi）に含まれる自然資産の減耗は、主として経済資産の減耗をカバーするものである。その理由は、ある資産が相当な規模で減耗する場合、既に述べた資産境界に関するＳＮＡ基準――すなわち、ほぼ確実に市場価格が現れてくること、所有権が行使されるようになること、その結果、当該資産が人間の活動によって統御されるものと見なされるであろうこと――の一つまたはそれ以上を満たす可能性が、極めて大きいからである。

21.160. しかしながら、減耗は、経済資産のみに限定されるものではない。ここでいう減耗には、一部の国々で見られる薪の収集のための統御されていない森林の減耗も含まれる。収集しても、薪は販売されないことがしばしばあり、森林の所有権も確立されていないことも多い。同じことが魚類資源の統御されていない減耗にもあてはまる。農地または都市定住地獲得のための統御されていない整地と関連して行われる材木の採取もまた、整地実施時点において経済資産でない非生産資産の減耗につながるであろう。こうした事例のすべてにおいて、資産の利用（ exploitation）が統御されていないものであるために、そうした資産は、ＳＮＡの意味における経済資産とは見なされていないものであろう。資産の利用がたとえ大規模に行なわれたとしても、これらの資産はいぜんとしてその他の自然資産として扱われるであろう。野生生物相のケースで、減耗が自然成長の範囲内にあって、減耗した資産が（人間の活動によらずに）自然の力で置き換えられる場合を除き、これらの事例について、ＳＥＥＡでは、減耗引当を計上する。

21.161. 減耗引当が金額表示で表示される場合、それは、経済資産としてあるいは経済資産の境界外にある自然資産としてストックされている、（鉱物のような）非生産資産の採取に対する支払いであると、見なすことができるであろう。したがって、非生産自然資産の減耗は、ＳＥＥＡにおいては費用と考えられ、同

時に在庫品のマイナスの変動として扱われる。これと代替的に、それを費用でもなく、産出でもないものとして処理してもよい。後者の扱いによると、採取産業の産出額は、採取される鉱物の価額を含まず、採取活動の価額だけを含むものとなるので、この処理の方が適切であると考えるものもいる。

21.162. 人間の統御のもとにある、埋蔵鉱物や用材林地のような経済資産のストックの変動が金額で評価される場合、在庫品変動に関するＳＮＡの規則が適用される。会計期間中の採取鉱物価値のいかなる変動も、生産資産の保有利得・損失と同様に、非生産資産の在庫品変動に反映される。他方、ストックの変動が、海洋中の魚類のストックとか原生林の立木のような、経済資産以外の自然資産に生じるのであれば、何の価格変動もＳＮＡにおける在庫品変動に反映されない。なぜなら、経済資産以外の自然資産はＳＮＡでは価額評価されないからである。

21.163. 鉱物のような非生産経済資産の減耗が生じるとき、鉱物鉱床がまず経済的用途に移転され（表21.6の行(vii)）、それから非生産自然資産の使用が記録される。川、湖、海洋からの魚の捕獲あるいは処女林からの薪の採取のように、経済資産でない自然資産が減耗するときは、経済的用途への移転と減耗とは同時に起こるものと仮定されている。資産は、採取または収穫の時点での減耗および劣化に相当する量だけ、経済資産として組み入れられる。

21.164. 物量表示ないし金額表示の劣化効果は、物量表示ないし金額表示の付加的な費用要素としてカバーされる。それは、劣化効果の影響が耕作中の土地や統御された森林のような経済資産である自然資産に及ぶ場合でも、処女林、水、空気、および耕作地以外の土地といったその他の自然資産に対して及ぶ場合でも同様である。劣化の影響は、自然資産を残留物「シンク」として利用することの結果として、あるいはレクリエーション目的の利用のようなその他の劣化をもたらす活動の結果としておこる、自然資産の劣等化(deterioration)を含んでいる。劣化（degradation)による生産資産の劣化等は、既にＳＮＡの勘定中にあらわれている固定資本減耗（ＣＦＣ）に反映されていることが前提される。

21.165. 表21.6では、劣化効果は、列（1）の項目Ｕsenpの中に物量表示または金額表示の生産費用として、既にそのすべてが含まれている。環境の処分サービス（the disposal services of the environment）を生産費用として取り扱う根拠は、ＳＥＥＡで採用されている、いくつかの個別の取り扱いに基づいている。

21.166. ＳＥＥＡの一つの慣行は、最終需要に関係する環境の劣化に関するものである。家計による化石燃料使用、塵芥の発生を通じて生じる、またレクリエーション活動の結果として生じる、土地、水および空気の環境劣化は、ＳＥＥＡにおいては家計の内部生産活動のコストとして扱われる。ＳＥＥＡの目的の上では、家計の、このような内部生産活動は、拡大生産境界の一部として処理されている。その有効経済寿命の終わりに環境中に放棄された固定資産によって引き起こされる環境の劣化は、当該固定資産を保有する生産者に対して、劣化費用として配分する。金額表示の環境勘定においては、どちらの調整作業も国内純生産にくらべて環境調整済国内純生産の値を小さくする。

21.167. もう一つのＳＥＥＡの慣行は、近隣諸国「から輸入される」かまたはそちら「へ向けて輸出される」環境劣化に関わるものである。ＳＥＥＡでは、この両者のフローから生じ、その国に発生する、対外的環境劣化の純効果は、追加的環境費用要素として処理される。これに代わる処理法で、たとえば前に述べたＳＡＭに基づく環境研究で見られるのは、この対外的環境効果の純額を、海外への無償の環境の処分サービスの提供として扱うという方法で、これを環境調整済（国民）純所得集計値の導出についてのみ差し引く、というものである。このアプローチにおいては、環境の処分サービスの純輸出は、ＳＮＡ中枢体系における労働サービスの純輸入の処理に類似したやり方で処理されている。すなわち、中枢体系では労働サービスの純輸入は、国内純生産の導出においては控除されるのではなく、国民所得の導出にあたって考慮される。

環境保護支出

21.168. 劣化のケースにおいて、“無償”で環境によって提供される処分サービスに加えて、環境劣化を避けあるいは劣化が生じた後ではその影響を除くために、現実の支出が発生する。次第に多くの企業が商業ベースでそのようなサービスを明示的に生産するようになってはいる。しかしながら、多くの場合、そのようなサービスは付随的活動として生産されている。

21.169. 環境保護サービスの範囲は、表21.9で画定されている。この表は、環境保護サービスに関係するＩＳＩＣカテゴリーを具体的に特定したものである。し

かしながら、ＩＳＩＣは、環境保護の分析にとって十分な細目を含んでいないので、より進んだ試行的細分割がＳＥＥＡにおいて提案されている。追加的なカテゴリーが表には含まれており、アステリスク（*）で示されている。より包括的な環境保護支出の分類が複数の国際機関によって開発中であり、そうした作業のなかから、表21.9の細分をさらに修正したものがあらわれてくるかもしれない。

21.170. ＳＥＥＡの一つのバージョンでは、生産者が実行する付随的活動の範囲で行なわれる環境保護支出は、Ｃ節で説明した機能志向サテライト勘定アプローチと同じ方式で外部化されている。付随的活動は、識別可能な産出と中間費用を持つ別個の事業所として扱われる。付随的環境活動の外部化は、環境劣化やそれがもたらす影響と闘うために実際になされた努力を、より包括的に測定し評価するために行なわれる。表21.6によって言えば、これは、列（1）における生産活動をさらに分割して、環境保護サービスを特定し、環境保護生産物の産出とその使用を、供給（ⅱ）と経済的使用（ⅲ）の行にそれぞれ記録するということに反映されるであろう。その結果、環境保護活動を付随的活動として実行する生産者の産出の合計と中間消費とは、ＳＮＡと比較して上方に修正される。しかしながらＮＤＰは、このような処理の影響を受けない。

21.171. 一般に、ＳＥＥＡは、生産によって引き起こされる影響に対して直接的に対応する環境保護経費だけを考慮する。直接的でない、環境の影響に対応する環境保護支出は除外する。そうした支出を考慮するのは、福祉アプローチに限定されるが、ＳＥＥＡでは、福祉アプローチについて、さらに展開されることはない。これが、家計による環境保護支出が考慮されない理由である。それらの支出は、家計が蒙った環境効果に応えるものである。それらはＳＥＥＡにおいてもＳＮＡにおけるのと同様に扱われる。

21.172. 政府の付随的活動として生産される環境保護サービスは、ＳＮＡでは非市場産出の一部に含まれるが、そうした環境保護サービスに対しては例外が設けられる。そのような付随的活動は、ＳＥＥＡにおいては別個の事業所として特定される。その産出は、もし政府がそれ自身の環境汚染の影響を浄化するのであれば、政府消費に供給されるが、その代わりに、もしそのような活動が、生産者を助けて彼らの引き起こした劣化の影響を取り除くようにさせていると解釈されるならば、資本形成に供給される。このような処理は、河川・湖沼の浄化や産業に

よる汚染、鉱山事業の影響、軍事活動の影響を受けた土地の回復、というような政府の環境保護活動に対して、それが、他の主体の引き起こした劣化の影響を取り除くことを目指しているのか、それとも政府自身の引き起こしたそれの除去を目指しているのかに関係なく、適用することができる。

＜純資本蓄積＞

21.173. 金額表示の環境勘定では、ＳＥＥＡはＳＮＡにおける資本形成に対する代替概念として資本蓄積の概念を導入する。ＳＮＡの資本形成は、経済的意思決定によって生じる、生産に使用される生産資産ストックの変動を含む。ＳＥＥＡにおける資本蓄積には、資本形成だけでなく、生産に明示的に使用される非生産自然資産の変動も含まれる。後者の変動も、生産に明示的に使用される資産の変動であるから、経済的意思決定に関連づけられる変動でもある。そのような変動は、表21.8の一番上の段に示される減耗と劣化の結果としての資本ストックの減少を含むと同時に、自然資産の経済資産への組み入れと、生産活動に関連して行なわれる経済的意思決定の結果としての自然資産の経済的諸用途間の移転を含む。
21.174. 表21.8の中央に追加的な項目がみられる。すなわち地下資源水準への追加マイナス減少（K.3の一部マイナスK.62の一部）、森林のようなその他の自然資産の経済活動への移転（やはりK.3の一部）および経済的意思決定による分類の変更（K.12の一部）である。最後の項目は、土地の利用に際して起こるような変更をカバーする（たとえば、農業用地と都市部・田園部の居住用地の間の移転）。
21.175. ＳＥＥＡの資本蓄積概念に含まれないその他の蓄積項目は、表21.8の下方の段に含まれている。戦争や自然災害などの事件による壊滅的損失は、それが生産活動との関連で引き起こされるのでなければ、純資本蓄積の概念に含まれない。そうした損失は、経済的意思決定と結びついていないので、他の蓄積項目とともに表の下の部分にとどまる。また非育成生物資源の自然成長も純資本蓄積に含まれない。

＜評価＞

21.176. 金額表示の環境勘定のうえでは、表21.6の列（6）と行（vi）、（vii）にある追加的ＳＥＥＡ要素を評価することが必要となる。同表の行（viii）の環境調整済みの要素が意味があるのは、このケースだけである。

21.177. 環境費用と環境資本の評価が依然として論議の多い問題であることは認識しながらも、ＳＥＥＡは、評価原則について若干詳細に取り上げている。三つの代替的な評価原則がある。市場価格、維持費用、および擬制的市場評価（contingent valuation）である。市場の価格は、ＳＥＥＡにおいても中心的な評価法であり、市場評価原則は、ＳＮＡにおけるものと同様である。市場価格は、ＳＮＡにおける経済資産である非生産自然資産のストックや、自然資産の使用の結果としてのその変化、そしてまた海洋からの魚の捕獲や処女林からの薪の収集のような経済資産でない自然資産の減耗にも適用される。

21.178. 市場評価は、ＳＮＡにおいてもＳＥＥＡにおいても同じものであるが、自然資産に関しては、ＳＥＥＡにおける方がより広範な工夫がなされている。環境勘定を作成するためのＳＮＡの修正を議論する場合、市場評価のいくつかの特定側面に焦点を合わせるのがよいであろう。

21.179. 市場価額は、ＳＮＡとＳＥＥＡにおいて非生産自然経済資産のストックを評価するために使用される。ＳＮＡにおける経済資産である自然資産の減耗と劣化に関する、市場価格を用いた評価は、ＳＮＡ、ＳＥＥＡの両方の体系において、対応する非生産（自然）経済資産ストックの評価と整合的である。ＳＮＡとＳＥＥＡとの間の唯一の違いは、非生産自然経済資産の使用がＳＮＡにおいてはその他の量的変動として記録されるのに対し、ＳＥＥＡでは、減耗と劣化の費用は、資本蓄積に反映され、ＥＤＰを導出する際に差し引かれる、という点である。

21.180. ＳＮＡにおける経済資産でない、その他の非生産自然資産の期首ストックと期末ストックは、どちらの体系においても金額で評価されることはない。そうした資産は、ＳＥＥＡで記録はされるが、物量で記録されるだけである。また、空気や水の劣化も、どちらの体系でも金額評価されない。というのは、これらは経済資産でない非生産自然資産の使用だからである。しかしながら、ＳＮＡでは除外されているが、ＳＥＥＡでは、経済資産でない自然資産のすべての使用がその市場評価でカバーされている。たとえば、魚と薪は市場価額をもっているので、海洋の魚類ストックの減耗あるいは処女林からの薪の採取は、ＳＥＥＡではカバ

ーされている。これは、金額表示バージョンのＳＥＥＡで表21.6の列（6）における－Ｕsenp.envが限られたカバレッジしか持たない、ということを意味する。実際、それがカバーするのは、経済資産ではない自然資産の減耗だけであり、劣化はカバーされていない。

21.181. 非生産資産ストックの変動を金額で評価する場合に、二つの評価法が、主として減耗の問題において、実際に利用されている。一つはいわゆる純地代アプローチ（net rent approach）である。それは、産出と、減耗の結果として発生する全費用――労働費用と標準的利潤マージンを含む――との差額を基礎にして、採取した単位を価額評価する。もう一つは、いわゆる使用者費用アプローチ（user cost ap-proach）で、採取した単位を純地代の一部、すなわち、もし再投資されれば、減耗による所得生成能力の損失に等しい恒久的な所得の流れを生成するような部分を基礎にして評価する。

21.182. 劣化の費用よりも減耗の費用の方が、価格に反映されることが多いので、ＳＮＡと市場評価型のＳＥＥＡは、劣化よりも減耗費用の方をより十分に組み入れたものとなっている。汚染された土地のような劣化した自然資産に対して種々異なる価格を特定する場合に、市場が劣化費用を認識している限り、劣化費用はＳＮＡにおいてはその他の量的変動として扱われる。劣化による資産の質におけるこうした変化を価格変動と区別することは、実際上は困難であろうから、ＳＮＡにおける会計処理では、そのような区別を行なおうとしないかもしれない。しかし、ＳＥＥＡは――その分析上の焦点が異なることから――こうした資産の質的変化を別個に識別し、原則として、それを発生付加価値と資本蓄積から差し引く。

21.183. ＳＥＥＡで用いられるあと二つの代替的な評価法、すなわち維持費用評価と擬制的市場評価とは、非生産自然資源の使用に対してのみ適用され、そのストックに対しては適用されない。このような評価を行なう使用項目の中には、空気と水の汚染や海洋魚類ストックの減耗といったその他の自然資源の使用だけでなく、ＳＮＡの意味における経済資産である自然資源の使用が含まれている。こうした例において行なわれる維持費用評価は、減耗または劣化の前の水準に自然資産を維持するとしたら必要となったであろう費用をもとにしたものである。擬制的市場評価法は、支払容認価格原理（the willingness-

to-pay principle）に基づいたものである。ＳＥＥＡにおいては、擬制的市場評価法は、家計の負担する環境費用を評価するために用いられ、その値はＥＤＰの択一的概念のひとつを導出するために控除される。この方法は、他のいくつかのアプローチとは異なる。後者では、ＥＤＰ（環境調整済国内純生産）でなく環境調整済国民所得を導出するために、表21.6のフレームワークの外側でこの費用を差し引いているからである。

21.184. ＳＥＥＡにおける市場評価以外の評価法の使用は、ＳＥＥＡ内に一連の非整合性を生み出す。ある程度、それは、環境費用を認識しない価格の利用からもたらされる潜在的不均衡を反映するものである。こうした非整合性の一つがＳＥＥＡにおいてこれまで明示的に特定されてきた。それは、ＳＮＡの意味で経済資産である非生産自然資産の期首・期末ストックの市場評価額と、これらの資産および経済資産でないその他の自然資産の使用に関する、維持費用および擬制的市場費用による非市場評価を含む、期首・期末ストックに対応したフローの評価額との間の非整合性からくる不突合である。この評価上の不突合は、経済資産の市場評価において考慮されていないすべての自然資産の質的変化と解釈することもできよう。この不突合は、劣化に起因する資産の質的変化が、土地およびその他の非生産経済資産の劣化のマイナスの効果を回復活動によるプラスの効果とともにカバーするK.62の内訳項目によりよく取り入れられているほど、小さくなる（表21.8を参照）。

21.185. もう一つの非整合性は、市場コストに基づく産出価額評価と、経済的使用だけでなく、産出評価で考慮されていない環境的使用も含む投入価額評価との間の、相互適合性に関するものである。この非適合性が重要であるか否かは、ＳＥＥＡでの処理に暗黙的に含まれるいくつかの仮定が現実的であるかどうかにかかっている。第一の仮定は、帰属される追加的環境費用は、もしそうした費用が購入者に課される価格において明示的に考慮されたとしても、当該生産物の産出価格に影響を与えるものではない、というものである。劣化のケースにおいては追加的な仮定がある。それは、もし回復活動が実際に行なわれたとしても、必要な資源は十分に供給され、他の財貨・サービスの生産のための資源と競合することはない、というものである。したがって、こうした仮定のもとに、減耗と劣化の費用を考慮するための帰属追加支出は、付加価値とＥＤＰを、産出と中間投入

の価格変動から生じる影響を考慮しない範囲では十分に下落させるものとなる。

21.186. この二つの仮定は、おそらく、劣化に対してよりも減耗に対して、現実的なものである度合いが高いであろう。鉱物その他の枯渇性生産物の生産者が、彼らの利潤、および継続的将来所得の確保のために留保すべき部分とを計算する場合に、既に減耗のための引き当てを考慮に入れているかも知れない。そうした場合、減耗引当を環境勘定に組み入れたとしても、当該生産プロセスの純付加価値をより現実的なレベルにまで調整したことになるだけであろう。しかしながら、汚染を引き起こしている場合であっても、多くの法人企業は、環境汚染に対するあり得べき支払責任についてだけ、費用に計上している可能性もある。

注）

１） ここで行なわれる議論は、United Nations,″In- tegrated environmental and economic Accounting (an interim report)″, (New York, 1992)に基づいている。この報告書は、その後、国際連合の出版物としてSales No.E.93.XⅦ.12として刊行されている。この出版物は、１名のコンサルタントの助力を得て、ＳＮＡとの密接な調整（コーディネーション）を行ないながら、国連統計部によって作成されたものである。

第ＸＸＩ章　サテライト分析とサテライト勘定

付録Ｉ　1968年国民経済計算体系からの変更

Ａ．序論

1. 「1993年国民経済計算体系 System of National Accounts 1993」（1993年ＳＮＡ）は、その先行者である「国民経済計算体系 A System of National Ac-counts」（1968年ＳＮＡ）の基本的な理論的枠組みを維持している。しかし、1993年ＳＮＡは、国際連合統計委員会の指示に沿って、提示された概念の明確化および正当化を含み、他の関連統計システムとの調和を図るとともに様々な国および国際機関の新たな分析・政策上の関心事を反映するいくつかの特徴を取り入れている。

2. 中枢体系の分類および概念は、内部的には、1968年ＳＮＡ以上に、体系内部相互の結びつきが密接であり、外部的には、関連統計システムの諸基準との調和が1968年ＳＮＡ以上に完全なものとなった。1993年ＳＮＡは、生産、所得、資本および金融のそれぞれの勘定ならびに貸借対照表をそれまで以上に完全に統合している。その際、貸借対照表および調整勘定に関する国連マニュアル（ＭシリーズのNo.60 ）、有形資産に関する国連マニュアル（ＭシリーズのNo.68 ）、所得分配に関する国連マニュアル（ＭシリーズのNo.61 ）ならびに不変価格に関する国連マニュアル（ＭシリーズのNo.64 ）において、別個に与えられたガイドラインによっている。さらに、新「体系」は、ＳＮＡと国際通貨基金（ＩＭＦ）によって作成される国際収支表に関する関連統計システムとのリンクを詳述する。財貨・サービスの自己勘定生産の範囲に関して、生産の境界を画定することに特別な注意が払われてきたが、そうした成果が1993年ＳＮＡに織り込まれている。また、近年の金融規制緩和によるこの分野における数多くの革新を考慮し、金融部門の詳しい定義とその範囲の画定ならびに金融手段の認定と分類のために、より的確な基準を設定している。中枢体系は、投入-産出表（input-out put tables、産業連関表）を「体系」の不可欠部分として、とくに、供給と需

要とをバランスさせるための基礎となるものとして、従来通り維持している。また、中枢体系は、家計部門の詳細な内訳部門分割を含んだものであり、ＳＮＡと社会会計行列（ＳＡＭ）とのリンクを促進するためのすべての勘定が含まれている。「体系」は、人口・雇用データについても取り上げ、そうしたデータを「体系」内に組み込んでいる。最後に、「体系」は、市場経済に移行中の諸国におけるいくつかの構造上の特質がもつ概念的インプリケーションに特別な注意を払っている。

3. 「体系」には、フレクシビリティーに関する２つの重要な要素が組み込まれている。第一は、分類の弾力的使用に関するものである。「体系」の取引者、取引および資産の分類は、階層的構造に基づいたものであり、データの細目をデータのアベイラビリティーや各国固有の状況に適応させるように変更することが可能である。この分類の弾力的使用は、ひとつの章で詳細に展開された点であるが、中枢体系の諸概念を変更するものではない。フレクシビリティーに関する第２の要素は、中枢体系の概念とは代替的な生産物と所得の概念を使用する、いわゆるサテライト勘定へと体系を拡張するものであり、第XXI章で述べた点である。環境に関するサテライト勘定の記述は、この種のフレクシビリティーについての顕著な例を提供している。

4. 「体系」の一般的特徴に関する、こうした変更は、1993年ＳＮＡに見られる1968年ＳＮＡからの個別の変更点に追加されるもので、後者は、以下の９節（B.1－B.9）にグループ分けされている。そこでの記述は、２つの体系間の相違にだけ焦点を当てたものであり、定義の徹底的比較を行なうことは差し控えた。すべての変更点についての議論には、関連する章および表に関するクロス・レファレンスを付した。

Ｂ．ＳＮＡ改訂

１．勘定構造の改訂ならびに新しいバランス項目

＜勘定および貸借対照表の分割とより一層の統合ならびに新たなバランス項目の創設＞
＜参照：第Ⅱ章、段落2.97－2.151＞

5. 1993年ＳＮＡにおいては、制度単位および制度部門の勘定の全系列は、経常勘定、蓄積勘定および貸借対照表に分けられることになった。したがって、「体系」の勘定構造は、貸借対照表を追加的なグループとして、統合したものとなっている。こうした貸借対照表は、1968年ＳＮＡでは、詳細に提示されていなかった。貸借対照表は、後に別個の出版物（United Nations,M/60）で展開されている。
6. 1993年ＳＮＡは、1968年ＳＮＡの生産勘定を２つの勘定に分割している。すなわち、「付加価値」（B.1）をバランス項目とする生産勘定ならびに「営業余剰／混合所得」（B.2/B.3）をバランス項目とする所得の発生勘定である。所得の発生勘定は次の勘定グループへ展開する。すなわち、所得の分配と使用に関する勘定である。
7. 1993年ＳＮＡの所得の分配と使用に関する勘定グループには、1968年ＳＮＡの所得・支出勘定が、従来、生産勘定の一部に含まれていた所得の発生勘定とともに含まれる。この２番目の勘定グループは、次の諸勘定に分割される。
(a)所得の発生勘定、バランス項目は、「営業余剰／混合所得」（B.2/B.3）
(b)第１次所得の配分勘定、バランス項目は、「第１次所得バランス」（B.5）
(c)所得の第２次分配勘定、バランス項目は、「可処分所得」（B.6）

(d)現物所得の再分配勘定、バランス項目は、「調整可処分所得」（B.7）
(e)所得の使用勘定、バランス項目は、「貯蓄」（B.8）
8．1993年ＳＮＡは、1968年ＳＮＡの資本調達勘定を分割し、非金融資産の取得を金融資産の取得ならびに負債の発行から分離する。その結果、次の２つの勘定が設けられる。
(a)資本勘定、バランス項目は、「貯蓄投資差額（純貸出／純借入）」（B.9）
(b)金融勘定、バランス項目は、「資金過不足（純貸出／純借入）」（B.9）
「貯蓄および資本移転による正味資産の変動」（B.10.1）と呼ばれる追加項目が、資本勘定の右側に置かれる。
9．1993年ＳＮＡにおいては、1968年ＳＮＡの調整勘定が、新しい一組の蓄積勘定に統合されている。後者は、継続する２つの貸借対照表間のすべての変動をカバーするものである。新たな２つの勘定が導入される。
(a)その他の資産量変動勘定、バランス項目は、「その他の資産量変動による正味資産の変動」（B.10.2）
(b)再評価勘定、バランス項目は、「名目保有利得または損失による正味資産の変動」（B.10.3）
後者の勘定は、金融資産・非金融資産または負債の両者について、実質保有利得／損失を、単に一般物価水準の変動に比例的な中立保有利得／損失から分離するために、さらに２つの小勘定に分割される。その結果、1993年ＳＮＡは、新たなバランス項目である「正味資産の変動」（B.10）を織り込んでいる。これは３つの内訳要素を包含する。すなわち、(a)貯蓄および資本移転による正味資産の変動（B.10.1）、(b)その他の資産量変動による正味資産の変動（B.10.2）、ならびに(c)名目保有利得または損失による正味資産の変動（B.10.3）である。

＜すべての部門について生産勘定を導入することならびに付加価値の活動・制度部門別クロス分類＞
＜参照：第Ⅱ章、段落2.210、第Ⅵ章、段落6.1－6.3、第ＸＶ章、段落15.105－15.109＞

10．1993年ＳＮＡには、1968年ＳＮＡの事業所に基づく産業の生産勘定のほか、

すべての制度部門に関して生産勘定がある。これら２つのタイプの生産勘定をリンクするため、1993年ＳＮＡは、産出、中間消費および総付加価値とその構成項目に関して、部門と産業のタイプ別にクロス分類することを勧告する。1968年ＳＮＡに関連して時として使用される「２重部門分割」という用語は、1993年ＳＮＡでは使用しない。

＜非法人企業のための「混合所得」と呼ばれる新たな概念の導入＞
＜参照：第Ⅶ章、段落7.81－7.87＞

11．1993年ＳＮＡは、家計に所有されているある種の非法人企業の営業余剰と他の企業の営業余剰との間に、1968年ＳＮＡには存在しない区別を導入する。この目的のために、1993年ＳＮＡは、家計に所有されている非法人企業の生産活動から生じる純営業余剰（持ち家の住宅サービスの生産から生じる余剰を除く）のために新たな名称を導入している。この新しいカテゴリーを混合所得（B.3）と呼ぶが、それは、通常、企業者機能（entrepreneurship）に対する報酬であるとともに企業の所有者によってなされた労働への報酬でもあるからである。

＜第１次所得バランスならびに国民総所得（ＧＮＩ）概念の導入＞
＜参照：第Ⅱ章、段落2.116－2.181、第Ⅶ章、段落7.1、7.2、7.13－7.16＞

12．1993年ＳＮＡは、第１次所得バランス（B.5）と呼ばれる新たな概念を導入する。これは部門の国民所得に相当するものであり、第１次所得の配分勘定のバランス項目である。第１次所得バランスは、付加価値を労働（雇用者報酬）、資本（財産所得）、政府（生産および輸入品に課される税、マイナス補助金）および営業余剰と混合所得へ分配する結果として生じる。各部門の第１次所得バランスの総計がＧＮＩ（B.5＊）である。これは1953ＳＮＡにおいて国民総生産（ＧＮＰ）と呼ばれたものに代わる新たな用語である。

２．統計単位のより一層の明確化、部門分割の改訂、ならびに多重内訳部門分割の導入

＜制度単位および事業所の定義＞

＜参照：第Ⅱ章、段落2.19－2.21、2.43－2.45、第Ⅳ章、段落4.1－4.5、第Ⅴ章、段落5.21－5.24、第Ⅶ章、段落7.118－7.121、第ＸＶ章、段落15.13－15.19＞

13．1993年ＳＮＡは、制度単位を、自己の権利において資産を所有し、負債を負い、そして経済活動ならびに他の単位との取引に従事することができる経済的実体として定義する。親会社に付随的サービスを提供する法人企業は、親会社とともに１つの単一制度単位に併合される。準法人企業――家計、政府または非居住者単位によって所有される非法人企業で、法人企業と同様に振る舞い、法人企業の場合における配当金の支払いに類似する企業所得の引き出しに関する情報も含む、完全な勘定集合をもつもの――は、別個の制度単位として法人企業部門に含められる。1993年ＳＮＡにおいては、企業の族は統計単位としては使用されない。1968年ＳＮＡには、制度単位の明示的な定義が存在しない。が、１つの判断基準――完全な勘定の利用可能性――については言及していた。また、企業所得の引き出しに関する情報が利用可能でなければならないとの条件について、1968年ＳＮＡに言及はない。

14．1993年ＳＮＡは、供給・使用表と投入-産出表における生産勘定において、分析上の単位と観察可能単位との区別を導入している。1968年ＳＮＡの場合と同様に、事業所は、１つの活動ならびに１つの場所を参照することによって定義される。しかし、実際的な理由によって、また、国際標準産業分類（ＩＳＩＣ）改訂第３版との調和を図るため、1993年ＳＮＡは、観察可能単位としての事業所を認める。これは、主活動のほか、ひとつないし複数の副次的活動をもつ可能性のある単位である。投入-産出表には、分析上の単位（同質的生産単位）が使用される。

＜農業における統計単位および産出額に関する明示的な定義＞

＜参照：第Ⅵ章、段落6.103－6.107＞

15．1993年ＳＮＡは、農業における統計単位および産出の定義がその他の市場生産者のためのものと同一であるべきことを勧告する。農業活動における事業所は

個々の農場（agricultural holdings）のことを言う。その他の活動の場合と同様に、産出には個々の農場間の取引は含まれるが、同一農場内の中間消費のための生産物は除かれる。（農業における統計情報はこのような形態で利用できないことが多い。そこで、同一農場内において中間消費のために使用される生産物を含む、産出の「総－総」測度(“gross-gross″ measurement）、あるいは、同一農場または他の農場のどちらに使用される農業生産物をも完全に省く「一国農場」の概念（the conceptof the “national farm″）のいずれかを使用することが必要となろう。）1968年ＳＮＡでは、農業における統計単位および産出額の定義について、明示的な取り扱いはない。

＜非金融法人企業および金融機関のための３つの内訳部門、すなわち、公的、自国民間および外国支配の内訳部門を導入する＞
＜参照：第Ⅵ章、段落4.71－4.76および4.84＞

16．1993年ＳＮＡは、非金融企業部門および金融機関部門のために次のような内訳部門の識別を勧告する。すなわち、公的法人企業部門、自国民間法人企業部門および外国支配法人企業部門である。
17．公的法人企業とは、政府によって支配されている法人企業のことである。政府は、持ち分の50％より多くを保有することによって、あるいは、たとえ政府が50％以下の持ち分しか保有していない場合でも、特別な立法や命令のような別の手段によって、法人企業を支配下に置くことができる。また、ある企業が他の公的法人企業による支配下にある場合、その企業も、公的法人企業とみなされる。
18．外国支配企業は、非居住者による支配の下にある企業として定義される。非居住者による投資が50％未満の外国企業については、外国支配の質的評価に応じて個々の国の判断で含められたり含められなかったりする。外国支配企業には、ＩＭＦの『国際収支マニュアル（ＢＰＭ）第５版』の草案ならびに経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）の『海外直接投資に関する基準定義明細』において定義されている、直接投資企業（子会社および支店）が含まれている。
19．1968年ＳＮＡの「法人企業」（corporate enterprises）および「準法人企業」（quasi-corporate enterprises）という用語は、

1993年ＳＮＡにおいては単に「法人」（corporations）および「準法人」（quasi-corporations）と簡略化された。（訳注：本翻訳では、「法人企業」「準法人企業」という訳語をそのまま踏襲している。）非金融法人・準法人企業および金融機関（法人・準法人）の各部門の内訳部門分割に際し、1968年ＳＮＡでは、公的企業と民間企業とを識別したが、外国支配のもとにある居住者企業とそうでない居住者企業との識別は行なっていなかった。

＜金融補助機関を含め、主として非金融子会社の管理に従事する持株会社を除外するように金融部門の新たな定義を行なう＞
＜参照：第Ⅳ章、段落4.79－81 、4.96および4.100＞

20．1993年ＳＮＡは、1968年ＳＮＡの金融部門の範囲を拡張し、自己勘定で金融負債を負うとともに金融資産を取得する法人金融機関のほか、自己リスクを負うことなく金融仲介の促進あるいは金融サービスの提供に主として従事する補助機関を含めている。
21．1993年ＳＮＡは、持株会社を子会社グループの主要活動が集中する制度部門に割り当てるべきであることを勧告する。したがって、持株会社は主として金融的役割を果たすことが多いけれども、それが支配する法人企業のグループの優勢な活動が金融活動である場合に限り、金融機関として分類されるべきである。

＜金融機関、金融市場および金融手段における新たな進展を反映するため、金融機関部門の内訳部門分割を改訂する＞
＜参照：第Ⅳ章、段落4.83－4.98、第ＸＩ章、段落11.56－11.57＞

22．1993年ＳＮＡは、金融機関の内訳部門分割を次のように行なう。すなわち、(a)中央銀行（S.121）、(b)その他の預金取扱機関（S.122）、(c)保険会社および年金基金を除くその他の金融仲介機関（S.123）、(d)金融補助機関（S.124）、ならびに(e)保険会社および年金基金（S.125）である。しかし、1993年ＳＮＡは、通貨（貨幣、マネー・サプライ）の定義に各国間でかなりの差異があることに配慮し通貨の定義をもたず、代わりに、各国の通貨の定義と整合性のある金融機関

・金融手段に関する分類を提供している。したがって、一内訳部門である「その他の預金取扱機関」は、金融仲介を主活動とし、預金の形態あるいは預金の密接な代替手段であり、かつ広義の通貨測度の定義に含まれるその他の金融手段の形態で負債をもつ、中央銀行を除くすべての金融機関を含めるように設定されている。狭義および広義の通貨概念の区別が重要である場合には、この内訳部門を、預金（狭義の通貨）の形態で何らかの負債をもつ「預金通貨機関（S.1221）」と、十分な振替可能性をもたない預金の形態あるいは預金と密接な代替手段で広義の通貨測度の定義に含まれる金融手段（短期の預金証書のような）の形態で負債をもつ「（預金通貨機関を除く）その他の預金取扱機関（S.1222）」とに細分割することが各国に奨励される。

1968年ＳＮＡでは、金融内訳部門の分類原理として狭義の通貨概念を使用し、そのため広義の通貨手段の形態で負債を負う多くの金融機関は「その他の金融機関」に含められていた。

23. 国によっては、「銀行」という言葉が「体系」における新しい解釈と異なる特別な法的含意をもつため、1993年ＳＮＡは、1968年ＳＮＡに関連する２つの用語を次のように変更した。すなわち、「銀行」の代わりに「預金取扱機関」が使用され、また「銀行サービス」の代わりに「金融仲介サービス」が使用される。

＜非法人金融企業を準法人金融企業とは別個に識別する＞

＜参照：第Ⅳ章、段落4.82＞

24. 1993年ＳＮＡは、すべての非法人金融企業を準法人企業として取り扱った1968年ＳＮＡの慣行を排除した。1993年ＳＮＡにおいては、金融仲介あるいは金融仲介の補助サービスに従事する個人の場合のように、家計により所有される非法人金融企業は、家計部門に分類する。

25. 上述した取り扱いに沿って、1993年ＳＮＡでは、資金を得るために負債を負う金貸し(money lender)を家計部門に含まれる金融仲介機関として取り扱い、その産出を他の金融仲介機関の産出と同一の原則にしたがって計測する。自己資金によって貸し付けを行なう金貸しも、そのサービスが計測可能な場合は金融サービス生産者と見なされる。1968年ＳＮＡにおいては、金貸しについての明示的な

言及はない。

＜政府雇用者年金機構を金融部門に分類する＞
＜参照：第Ⅳ章、段落4.98＞

26. 1993年ＳＮＡは、1968年ＳＮＡと同様に、全額が雇主への投資に向けられる年金基金を金融機関部門の保険会社や年金基金と見なさず、雇主の所属する部門の一部として分類する。しかし、独立の制度単位である政府雇用者年金基金については、１つの例外が設けられた。政府雇用者年金基金は、たとえその基金の大部分が、法的要請によるものであれ選択によるものであれ慎重さの理由から政府証券に投資されている場合でも、金融機関部門に分類される。この理論的根拠は、政府雇用者年金基金の投資が雇主に向けられていても、民間の雇用者年金基金の投資が雇主に向けられたものである場合と比べ、雇主の支配の度合いを示すのと異なり雇主としての管理の度合いを示すものではないということにある。

＜一般政府の内訳部門分割の代替的方法＞
＜参照：第Ⅳ章、段落4.131＞

27. 1993年ＳＮＡは、一般政府の内訳部門分割のために同一の優先度で２つの方法を勧告する。すなわち、社会保障基金を、それが事業を営んでいるそれぞれの政府レベルの一部（中央政府社会保障基金（S.13212）、州政府社会保障基金（S.13222）および地方政府社会保障基金（S.13232）として包含させる方法、あるいは政府のすべてのレベルの事業から分離した一内訳部門（S.1314）として独立させる方法である。1968年ＳＮＡは後者の分類だけを勧告した。すなわち、社会保障基金は１つの独立した内訳部門として表章された。

＜州政府のための内訳部門を追加して含める＞
＜参照：第Ⅳ章、段落4.123－4.127＞

28. 1993年ＳＮＡは、中央政府（S.1311）と地方政府（S.1313）の間に付加的な

政府レベルとして州政府（S.1312）を導入する。この分類は、それが意味のある国だけに適用される。

＜補足表による公的部門連結勘定の表章＞
＜参照：第ⅩⅨ章、段落19.37－19.42＞

29. 1993年ＳＮＡは、補足的分析のために財政統計マニュアル（ＧＦＳ）と整合的な方法によって、一般政府および非金融公的法人企業を包含する公的部門の連結表章を勧告する。

＜所得形態に基づく家計の内訳部門分割の改訂、ならびに公式・非公式生産活動の区別の導入＞
＜参照：第Ⅳ章、段落4.153－4.162、第Ⅳ章付録、第ⅩⅨ章、段落19.9－19.13＞

30. 1993年ＳＮＡは、家計の最大の所得源泉の特性（雇主の混合所得、自己勘定の就業者の混合所得、雇用者報酬、財産・移転所得）に基づく家計部門の内訳部門分割を勧告する。したがって、家計は、たとえ全家計所得の半分より多くを占めるカテゴリーがない場合でも、４つの所得カテゴリーの中でその家計全体として最大のカテゴリーにしたがって内訳部門に振り分けられる。この結果、次の内訳部門が区別される。すなわち、(a)雇主（S.141）、(b)自己勘定の就業者（S.142）、(c)雇用者（S.143）、ならびに(d)財産所得および移転所得の受領者（S.144）である。また、1993年ＳＮＡは、経済的特性ないし経済的・社会的特性または地理的特性に基づく家計の内訳部門分割を提案する。1993年ＳＮＡは家計部門およびその内訳部門に（生産勘定を含めて）完全な勘定集合を導入するため、所得の発生および分配に関する分配上の結果を分析することが可能となる点に注意すべきである。1968年ＳＮＡでも、家計部門に関する類似の社会・経済的分類が勧告されていたが、すべての勘定および表を通してそれを保持していなかった。
31. 1993年ＳＮＡは、1968年ＳＮＡとは異なり、当該経済における公式部門と非公式部門の区別が多くの開発途上国にとって特に重要であることを認識する。国際労働統計家会議は、家計部門の生産単位で「非公式自己勘定企業」ないし「非

公式雇主企業」としての非公式部門を構成するものを識別するための基準を開発した。しかしながら、各国の状況にもよるが、家計部門のある種の生産単位は公式部門・非公式部門のこのような区別と重ならない場合（すなわち、農業活動にもっぱら携わる単位、自己最終使用に向けた財貨の生産、または、有給の家事労働者を雇用することにより自己最終消費に向けたサービスの生産）もあることを認識されている。

３．取引の範囲のより一層の明確化（生産の境界を含む）

＜家計の生産活動に関する生産の境界のより一層の明確化＞
＜参照：第Ⅵ章、段落6.14－6.29、第ＸＸＩ章、段落21.19および21.40＞

32．1993年ＳＮＡにおける生産の境界は、1968年ＳＮＡとわずかながら相違する。生産の境界の定義において、1993年ＳＮＡは、財貨とサービスとの間の区別を利用している。1993年ＳＮＡは、すべての財貨の生産を生産の境界内に含めるが、サービスについては、家計内で自己最終消費に向けて生産される個人・家事サービスを除外する。（ただし、持家住宅のサービスと有給の家事スタッフを雇用することによって生産されるサービスは、生産の境界内に含める。）
33．家計による財貨の自己勘定生産に関しては、1968年ＳＮＡでは、第１次生産物から作られたものでない財貨の生産、第１次生産物を生産しない家計による第１次生産物の加工、ならびに家計によって市場でそのいかなる部分も販売されないその他の財貨の生産を排除していたが、1993年ＳＮＡは、この制限を取り払った。
34．自己勘定生産の範囲が明確化された。家計が生産した農産物の貯蔵は、財貨の生産過程の拡張として生産の境界内に含める。水の供給（水運び）についても同様である。
35．1993年ＳＮＡは、1968年ＳＮＡと同様に、家計による自己最終消費のためのサービスの生産を生産の境界から排除する。しかし、持家住宅サービスの生産ならびに有給家事スタッフを雇用することによる自己最終消費のためのサービスの生産は、生産の境界内に置く。家計内で生産される無給の家事サービスあるい個

人サービスに関して、中枢体系で価値が記録されないことについて、1993年ＳＮＡの与えている説明は、家計内のそれらサービスの生産が当該経済のその他の部分への影響が限られた完全に自己充足的活動であること、また、そうしたサービスを評価するために満足に使用することのできる価格が典型的には存在しないこと、そして推定価値が分析上の目的また政策上の目的から見て貨幣価値と同等にならないであろうというものである。しかし、1993年ＳＮＡは、拡張された生産の境界に基づく国内総生産（ＧＤＰ）の代替的概念をサテライト勘定において構成し、家計による自己使用目的のサービス生産の推計値を含めることを提案する。

＜自発的労働の投入は実際に支払われた報酬に基づいて評価する＞
＜参照：第Ⅶ章、段落7.21および7.24＞

36. 一般に、1993年ＳＮＡおよび1968年ＳＮＡのいずれも、自発的労働の投入(voluntary labour inputs)に関する価値の推計を行なわない。労働投入はたとえ報酬が少額であろうが、ほとんど無報酬であろうが、実際に支払われた報酬によって評価される。しかし、コミュニティーの家計活動の結果として、自己使用向けの有形固定資産が生産された場合、その労働投入の価値の推計は、当該資産の全コストを計算するために――市場価格が利用できない場合――必要である。こうした取り扱いの結果として、混合所得がその生産から発生することになる。

＜間接的に計測される金融仲介サービス（ＦＩＳＩＭ）の配分＞
＜参照：第Ⅵ章、生産勘定、段落6.128－6.140＞

37. 1993年ＳＮＡは、間接的に計測される金融仲介サービス（ＦＩＳＩＭ）の産出を1968年ＳＮＡと同様な方法、すなわち、受取財産所得と支払利子との差額として計算する。（1968年ＳＮＡで使用した＜銀行サービス料＞という用語をこの＜間接的に計測される金融仲介サービス＞という用語に置き換える。段落23を参照のこと。）ただし、受取財産所得から、自己資金による投資から生じる受け取り部分は除外するべきである。しかし、1968ＳＮＡとは対照的に、1993年ＳＮＡは、当該サービス消費を利用者に配分することを勧告する。その場合、利用者は、

借り手である可能性も貸し手である可能性もあり、その配分額も、企業による中間消費としても最終消費としても輸出としても取り扱われる可能性がある。異なる使用への配分に関しては、金融仲介機関の支払利子ないし受取利子とインターバンクの貸出レートや中央銀行の貸付レートのような、金融仲介サービスの価値を含まない「参照利子率」との差をもとにして、あるいはその他の適当な方法に基づいて行なうことができるというのが1993年ＳＮＡの提案である。繰り返しになるが、配分を異なる基準や方法を用いて行なうことが適当であるときには、そうしてもよい。

38．上の段落の記述にもかかわらず、1993年ＳＮＡは、実際上、間接的に計測された金融仲介サービスを異なる利用者に配分する方法を発見することが難しく、1968年ＳＮＡで提案された慣行を引き続き用い、当該サービス全体を名目産業の中間消費に配分することの方を望む国があってもよいことを認める。しかし、そうした国でも、中間消費と最終需要の主要カテゴリーにそれを配分するための補足的データを――それが近似的なものに過ぎなくても、またごく集計的なものであっても――提供することを勧告している。そうすることによって、ＦＩＳＩＭの配分がＧＤＰ、ＧＮＩおよびその他の関連集計量に及ぼす影響をある程度見積もることができるからである。また、1993年ＳＮＡは、ＦＩＳＩＭの配分を行なう国がその配分を別個に示すことを要請している。

39．1993年ＳＮＡは、1968年ＳＮＡの「銀行サービスの帰属産出」という用語に代えて、「間接的に計測される金融仲介サービスの産出」という新たな用語を使用する。

＜原則として、すべての非合法生産およびその他の非合法取引を含める＞

＜参照：第Ⅵ章、段落6.30－6.36＞

40．1993年ＳＮＡは、生産活動や取引が非合法だからと言って、それらを「体系」から排除する理由にはならないことを明確にした。原理的に言えば、非合法活動を包括的にカバーすることは、勘定に誤差や不突合を入り込ませないためにはぜひとも必要なことである。たとえば、家計による非合法生産物への支出を記録しないことは、家計の貯蓄を過大推計することにつながり、金融勘定に不整合

を生じさせることにもなる。1968ＳＮＡでは、非合法活動の範囲に関する明確な指針を与えていない。

＜非貨幣的フローおよび取引の迂回処理のその他の取引からの識別＞
＜参照：第Ⅲ章、段落3.34－3.49、第ⅩⅨ章、段落19.20－19.29＞

41. 1993年ＳＮＡは、非貨幣的フローや取引の迂回処理を可能な限り別個に示すべきであることを勧告する。とくに、それが大規模かつ重要である場合にはそうすべきである。そうすることによって、当該経済の貨幣的取引だけを識別することに興味を抱く分析者にとってそれが可能になる。1968年ＳＮＡは、そのような勧告を行なっていない。

４．評価の変更および生産物税の取り扱いの変更

＜産出および投入の評価における基本価格、生産者価格および購入者価格の区別＞
＜参照：第Ⅵ章、段落6.210－6.238＞

42. 1993年ＳＮＡは、生産物の評価に使用される用語の明確化を図っている。「体系」は、生産者が受け取る産出価格――これは基本価格か、あるいはその実施が困難な場合は、生産者価格のいずれかであろう――、ならびに中間使用および最終使用に適用される購入者価格について言及している。基本価格では、生産物に課されるすべての税マイナス補助金（D.21マイナスD.31）が除かれるが、生産者価格では、インボイスされた付加価値税（ＶＡＴ）（D.211）だけを除外する。中間使用者または最終使用者が支払う購入者価格には、商業・運輸マージンが含まれる。
43. 産出の評価に基本価格を使用し、中間消費の評価に購入者価格を使用する場合、付加価値には、いかなる生産物に課される税マイナス補助金も含まれないことになる。そうした税は、使用に課される税マイナス補助金として、生産物の購入者によって支払われるべき税として取り扱われる。他方、産出の評価に生産者

価格が使用される場合、生産物に課される税の一部が付加価値に含まれる。ＶＡＴならびに輸入品に課される税および関税は、当該生産物の購入者によって支払われるべき、使用に課される税として取り扱われ、したがって付加価値には含まれない。

44. 上述した取り扱いの結果、経済の全企業の付加価値の合計とＧＤＰとは一致しない。基本価格による産出評価の場合には、ＧＤＰを導出するためには、輸入税を含め生産物に課されるすべての税マイナス補助金を問題の付加価値合計に加算することが必要となる。生産者価格による産出評価の場合には、ＶＡＴおよび輸入税のみを加算することが必要である。

45. 1993年ＳＮＡは、「真の価格」が観察不能な仮設的概念であるとの理由から1968年ＳＮＡの真の基本価格と近似的基本価格の区別を削除した。1968年ＳＮＡは産出および投入の主要な評価方法として生産者価格を使用している。基本価格および商品税は、生産者価格をさらに細分したものとして取り扱われ、そしてそれが投入・産出分析目的のために産出および中間投入の双方に適用された。

＜税の分類および用語の改訂、ＶＡＴの明示的な取り扱い＞

＜参照：第Ⅶ章、段落7.49－7.51、第Ⅷ章、段落8.41＞

46. 1993年ＳＮＡは、1968年ＳＮＡの「間接税」の用語を「生産および輸入品に課される税」（D.2）によって置き換える。また「商品税」と「その他の間接税ならびに輸入税」との区別を「生産物に課される税」（D.21）と「生産に課されるその他の税」（D.29）によって置き換える。生産物に課される税は、さらに、(a)ＶＡＴ型税（D.211）、(b)ＶＡＴ型税を除く輸入品に課される税（D.212）、(c)輸出税（D.213）、ならびに(d)ＶＡＴ、輸入税、輸出税を除く生産物に課される税（D.214）に細分割される。1968年ＳＮＡはＶＡＴに関しては簡単な言及しか行なわず、勘定におけるＶＡＴの取り扱いのために特別な勧告を与えていない。

47. 1993年ＳＮＡは、1968年ＳＮＡの「直接税」の用語も「所得、富等に課される経常税」によって置き換える。また遺産税、贈与税および非再発型（non-recurrent）の財産税を含む従来の政府への資本移転カテゴリーを資本税として取り扱う。

＜ＳＮＡとＧＦＳ／ＯＥＣＤの税のカバレッジの調整＞
＜参照：第Ⅷ章、段落8.44－8.45＞

48．1993年ＳＮＡは、税の主要なカテゴリー分類を超えて行なわれる分類については、ＧＦＳおよびＯＥＣＤの歳入統計における税分類に拠るべきであることを勧告する。税総計（total taxes）の計算は1993年ＳＮＡの勘定内では要求されないが、ＧＦＳおよびＯＥＣＤの歳入統計で使用される税総計の概念を得るためには、強制的社会負担を税に合算する必要がある。その目的のため、1993年ＳＮＡでは、強制的負担を別個に識別可能とし、ＧＦＳ／ＯＥＣＤの税総計の概念にあわせてそれを税に加算できるように、社会保障負担の分類が提供されている。

５．市場生産とその他の種類の生産の区別ならびに消費と可処分所得に関する代替的概念の導入

＜市場生産、自己勘定生産およびその他の非市場生産の明示的な識別、評価および取り扱い＞
＜参照：第Ⅵ章、段落6.44－6.56および6.88－6.101＞

49．1993年ＳＮＡは、３つのタイプの産出を識別する。すなわち、市場産出（P.11）、自己最終使用のための産出（P.12）およびその他の非市場産出（P.13）である。市場産出は、経済的に意味のある価格で販売される産出である。農産物の自給産出や資本財の自己勘定生産のような自己最終使用のための産出は、市場で販売されるものではないが、市場で取引される類似生産物の平均価格で評価される。政府と対家計非営利団体によって生産され、無料ないし経済的に意味のない価格で個別家計や社会に提供される財貨・サービスを含むその他の非市場産出は、費用で評価される。
50．1968年ＳＮＡにおける「産業」と「その他の生産者」との区別は、市場生産者、自己最終使用のための生産者およびその他の非市場生産者の区別に置き換わる。1968年ＳＮＡで「産業」に含まれていた自己最終使用のための生産者は、19

93年ＳＮＡにおいては別個のカテゴリーとなっている。

51．生産物および生産者の３分割は、ＩＳＩＣおよび主要生産物分類（ＣＰＣ）における分類を補足するものである。すなわち、ＩＳＩＣおよびＣＰＣの分類は、原則として生産者および生産物の３つのカテゴリーすべてに適用される。

52．市場産出とその他の産出とを区別する1993年ＳＮＡの基準は、多額の補助金を受けているすべての公的企業について、その価格が費用および需要の観点から経済的に意味があると見なされる場合に、そうした公的企業を市場生産者として分類することを可能にする。1968年ＳＮＡは、いわゆる「営利事業所」（民間の市場生産者）によってよく生産されるようなタイプの財貨・サービスを販売する政府生産単位と、政府の通常の社会的・地域社会的活動に従事する政府部局とを区別した。この区別を行なうために1968年ＳＮＡにおいて要求された基準は単に価格の存在であった。他方、1993年ＳＮＡにおける市場産出と非市場産出の区別は、価格が費用および需要の観点から経済的に意味をもつかどうかに依存する。社会的・地域社会的な活動に従事する1968年ＳＮＡの政府部局は、1993年ＳＮＡの意味において意味のある価格を課すことはきわめて稀であるから、一般にそうした政府部局は1993年ＳＮＡにおいても同様に取り扱われる。

53．1993年ＳＮＡにおける市場産出、自己最終使用のために生産される産出およびその他の非市場産出の区別によって評価原則が簡素化された。市場生産者の生産物は、常に市場の販売価格に基づいて評価される。自己最終使用のために生産される産出は、市場生産者によって作られた類似生産物がある場合には、そうした生産物の価格に基づいて評価される。その他の非市場産出は、コストの積み上げによって評価される。

54．1993年ＳＮＡは、1968年ＳＮＡと同様に政府から生産者へのすべての経常移転を補助金として取り扱う。その経常移転が特定の住民グループあるいはすべての家計に対して便益を及ぼすものであるとしてもである。しかしながら、国によってはそうした「消費」補助金が重要性をもつことを認め、1993年ＳＮＡでは、「消費」補助金が識別できるように補助金を目的別に補足表章することを勧告している。そうすることにより、消費補助金の価額を含めた代替的評価に基づく現実最終消費を「体系」外で表章することが可能になる。

＜消費支出および可処分所得の概念を補足するため、「現実消費」および「調整可処分所得」と呼ばれる新たな概念を導入する＞
＜参照：第Ⅸ章、段落9.93－9.98＞

55. 1993年ＳＮＡは、1968年ＳＮＡの最終消費支出概念（現在のP.3）を補足するため、家計および政府の現実消費概念（P.4）を導入する。家計の現実最終消費は当該費用の最終負担者が政府、対家計非営利団体あるいは家計自身であるかに関係なく家計に現実に供給される財貨・サービスをカバーする。現実消費概念は、政府の最終消費支出を個別消費（個別家計への便益）と集合消費（社会全体への便益）とに区別することを利用したものである。家計について、現実最終消費概念は、家計最終消費支出に政府および対家計非営利団体の消費支出の中で個別消費項目として識別できるものを加算した総計に等しい。政府について、現実消費は、集合消費のみから構成される。慣行上、対家計非営利団体には現実消費は存在しない。対家計非営利団体の最終消費支出はすべて個別消費として類別され、したがって家計の現実消費に含まれる。
56. 1993年ＳＮＡの勘定において、家計の最終消費支出（P.3）と現実最終消費（P.4）との差は、政府および対家計非営利団体から家計に供与された（経常）現物社会移転（D.63）として取り扱われる。家計にとっては、この帰属移転が調整可処分所得の概念（B.6）を導出するために可処分所得（B.6）に加算される。政府および対家計非営利団体にとっては、その分が控除される。
57. 1968年ＳＮＡは、最終消費および可処分所得に関する異なる概念を識別しなかった。1968年ＳＮＡは、１つの最終消費支出概念ならびに１つの対応する可処分所得概念を包含したにすぎなかった。他方、
1968年ＳＮＡは、1993年ＳＮＡよりも広義の家計最終消費支出概念を持っていた。というのは、1968年ＳＮＡでは、家計が実際に支払ったものだけでなく、政府によって支払いあるいは払い戻しが行なわれる保健およびその他の支出についても、家計が選択したりしなかったりする自由があるサービスは、家計最終消費支出概念に含まれていたからである。

＜年金その他の社会保険の負担・給付を経常移転として取り扱うこと、家計の可

処分所得への影響＞

＜参照：第Ⅷ章、段落8.7－8.14、第Ⅸ章、段落9.6および9.14－9.16、付録Ⅳ＞

58. 1993年ＳＮＡは、ある種の保険と年金基金を社会保険制度に含めている。そのため、そうした制度、とくに年金に関わる負担と給付の記録に影響がある。1993年ＳＮＡは、年金の負担・給付を所得の第２次分配勘定において経常移転として取り扱うが、このことは家計の可処分所得の水準に影響を及ぼす。家計の貯蓄額を変化させないために、また、金融勘定にある「生命保険準備金および年金基金に関する家計の純持分（の変動）」（F.61）と呼ばれる項目との整合性を1968年ＳＮＡの取り扱いに沿ったかたちで維持するために、1993年ＳＮＡは、所得の使用勘定に「年金基金における家計純持分の変動のための調整」（D.8）と呼ばれる調整項目を導入する。そしてそれを家計部門の「源泉」として、ならびに金融機関部門（S.12）の「使途」として、あるいは基金をもつ年金機構が雇主から分離された別個の制度単位でない場合にはその他の部門の「使途」として記録する。なお、1968年ＳＮＡは、金融機関部門に属する年金基金の場合について金融勘定に記入項目を置き、年金負担と年金給付との差を年金基金における家計の純持分の変動の一部として記録していただけであった。

＜社会保険の概念を広め、保険企業との取り決めと奨学金を含める＞

＜参照：第Ⅷ章、段落8.7および8.8、8.53－8.80＞

59. 1993年ＳＮＡにおける社会負担および社会給付（D.6）は、1968年ＳＮＡにおけるように政府および雇主との取引に限定されない。それは「社会的」（social）という定義を満たす、保険制度との取り決めをも含む。「体系」における社会給付は、家計が受け取る経常移転の中で、病気、失業、退職、住宅、教育あるいは家族の経済的境遇のような一定の出来事あるいは状況から生じるニーズに対する備えとなることを意図したもののことである。社会保険給付と見なされるためには、その移転は、組織された社会保険制度の下で提供されるものでなければはならない。社会保険給付は、一般的な社会保障制度の下で、民間の社会保険制度の下で、あるいは現職の雇用者もしくは退職雇用者の利益のために他の制度単位

の介在なしに雇主自身が管理する無基金の制度によって提供されるかもしれない。1968ＳＮＡで社会扶助金として取り扱われた奨学金は、1993年ＳＮＡにおいては社会給付として取り扱われる。

＜市場経済への移行期にある諸国のための暫定的な取り扱いとして、企業による家計への現物社会移転を「準非営利団体」を経由させて記録する＞
＜参照：第ⅩⅨ章、段落19.30－19.35＞

60. 1993年ＳＮＡは、市場経済への移行期にある諸国において国家支配企業が行なう雇用者への現物社会移転（D.63）に関する例外的かつ暫定的な取り扱いを勧告する。すなわち、そうした社会移転を保健サービス、教育サービスおよびレクリエーションサービスを住民に提供する政府の政策の延長として取り扱う。そのため、移行措置として、「準非営利団体」を設け、親企業からそこへ移転を受け取り、それを現物所得の再分配勘定に含まれるべき現物社会移転としてそこから家計に移すことを勧告する。この取り扱いの結果、こうした支出は家計の現実最終消費（P.4）のみに計上され、家計の最終消費支出（P.3）には計上されない。この取扱いにより、調整可処分所得（B.7）には影響があるが可処分所得（B.6）には影響がないことになる。なお、1968年ＳＮＡの場合、こうした支出を現物報酬として取り扱い、家計の消費支出および可処分所得として計上したであろう。

６．資産、資本形成および固定資本減耗の概念の拡張とより一層の明確化

＜資産および資産境界の明示的な定義、資産分類の改訂＞
＜参照：第Ⅹ章、段落10.2－10.12、第ⅩⅢ章付録＞

61. 1993年ＳＮＡにおいて、「体系」の貸借対照表に記録される資産は、経済資産である。経済資産は、所有権が制度単位によって個別的あるいは集合的に行使される実体であり、なおかつ、ある期間にわたりその所有または使用によって所有者がそこから経済的利益を引き出すことのできる実体として定義される。資産分類に関しては、1993年ＳＮＡは、分類の第一段階において非金融資産（AN）と

金融資産／負債（AF）とを区別する。非金融資産は、さらに生産資産と非生産資産とに分けられ、また、それぞれが、有形資産と無形資産とに分類される。

62. 1993年ＳＮＡにおける生産資産（AN.1）には、有形固定資産（AN.111）だけでなく、鉱物探査（AN.1121）、コンピュータ・ソフトウェア（AN.1122）および娯楽、文学または芸術作品の原本（AN.1123）のような無形固定資産（AN.112）も含まれる。

63. 1993年ＳＮＡにおける非生産資産（AN.2）にも、有形非生産資産（AN.21）と無形非生産資産（AN.22）とがある。有形非生産資産には、土地（AN.211）、地下資源（AN.212）、非育成生物資源（AN.213）および地下の水資源（AN.214）が含まれる。無形非生産資産には、特許実体（AN.221）、賃貸借権およびその他の譲渡可能な契約（AN.222）、買入のれん（AN.223）ならびにその他の無形非生産資産（AN.229）が含まれる。

64. 鉱物埋蔵量、森林、果樹園、プランテーションなどのような自然資産に関して1993年ＳＮＡの経済資産の範囲を決める場合、経済的利益の基準は、制度単位による支配の形態に現れると考えられる。1993年ＳＮＡには、ＳＮＡの意味における経済資産である自然資産に関する指針がとくにあり、そこでは、２つの形態が識別されている。すなわち、その成長が人間の育成（cultivation）の結果であり、生産資産（AN.1）として取り扱われる資産、ならびに土地（AN.211）、地下資源（AN.212）、非育成生物資源（AN.213）および地下の水資源（AN.214）を含み、育成されていないが制度単位の管理下にあって非生産資産（AN.2）として取り扱われる、その他のすべての自然資産である。生産資産（AN.1）として取り扱われる育成自然資産は、さらに２つのグループに分類される。すなわち、(a) 繁殖・搾乳・牽引等のための家畜(AN.11141) ならびにぶどう園、果樹園ならびに繰り返し生産物を生じるその他の樹木のプランテーション（AN.11142）をカバーし、有形固定資産（AN.111）の分類中の育成資産（AN.1114）ならびに(b) 屠殺用家畜、立木、農作物ならびに果樹園、プランテーションの生産物である果実のような、生産物の成長をカバーし、育成資産の仕掛品（AN.1221）として在庫品（AN.12）の分類中に含まれる自然成長生産物の仕掛品である。

65. 1968年ＳＮＡは、体系の貸借対照表に関して多くを指示せず、その結果、資産のカバレッジについての情報をほとんど提供していない。しかし、原則として、

1968年ＳＮＡは、生産有形資産、非生産有形資産および非生産無形資産をその資産境界に含め、生産無形資産をそれに含めないことを規定している。自然資産に関して、1968年ＳＮＡは、1993年ＳＮＡと比べると体系的である度合いはずっと低いが、原則としては自然資産であっても資産境界内に含めていたとはいえる。家畜の成長だけは、生産資産への追加として記録されていた（段落71を参照）が、農作物および果樹園・プランテーションの果実は、収穫時に記録されていたにとどまる。したがって、その成長は、生産資産への追加とはならなかった。

＜生産資産および総固定資本形成の拡張、鉱物探査、コンピューター・ソフトウェアおよび娯楽、文学または芸術作品の原本に関する支出を含めること＞
＜参照：第Ｘ章、段落10.33および10.90－10.95、第ＸＸＩ章、段落21.68＞

66. 1993年ＳＮＡは、鉱物探査に関する支出を総固定資本形成として取り扱う。その結果、生産資産の分類の中にひとつの無形固定資産項目、鉱物探査(AN.1121)を置くことになった。探査の成否に関わらず、該当するすべての支出を含める。鉱山会社あるいは石油会社において自己資産に使用されているものと類似の平均耐用年数を償却期間として用いることが適切な指針として提案されている。なお、1968年ＳＮＡでは鉱物探査費は中間消費である。
67. 1993年ＳＮＡは、コンピューター・ソフトウェアが市場において――別個にあるいはハードウェアとともに――購入されたものであるか、あるいは自社（in-house）で開発されたものであるかを問わず、生産者が１年を超えて生産において使用することを予想するコンピューターのシステム・ソフトウェアおよび標準的アプリケーション・ソフトウェアを無形固定資産（AN.1122 コンピューター・ソフトウェア）として取り扱う。それには企業が１年を超えて使用することを予想するデータベースも含まれる。

1968年ＳＮＡは、主ハードウェアの購入と不可分なものとして購入されたソフトウェアの費用を総固定資本形成として取り扱っているものと解釈することができる。しかし、別個に購入したソフトウェアあるいは自社開発したソフトウェアは中間消費であった。
68. 1993年ＳＮＡは、販売目的で生産される文学あるいは芸術作品（すなわち、

著作、作曲など）をその作品が雇用者によって生産されたものか、あるいは自営の就業者によって生産されたものかを問わず産出に含める。さらに、1993年ＳＮＡは、こうした産出がその後の期間の生産に寄与することを認め、こうした産出に関する支出を総固定資本形成として取り扱うこととした。そのため、ひとつの無形固定資産項目（AN.1123 娯楽、文学または芸術作品の原本）をつくる。その結果、他の単位に対して作品の使用を許可することから生じる手数料、コミッション、ロイヤルティーなどはサービスの供与に対する支払いとして取り扱われる。したがって、著作権は、1968年ＳＮＡにおけるような財産所得を生じる非金融非生産無形資産としてはもはや現れない。

69. 1968年ＳＮＡと同様に、1993年ＳＮＡは研究・開発に関する支出を総固定資本形成ではなく中間消費としてひきつづき取り扱う。しかし、研究・開発のサテライト勘定の開発を容易にするため、こうした支出を中間消費の中で別個に示すことを勧告する。そのため、勘定中には、特許に関する法的権利と関連づけることができる生産固定資産は存在しない。この結果、特許権の購入または販売を1968年ＳＮＡと同様に無形非生産資産の純購入としてひきつづき取り扱う。その際、「特許実体」（AN.221）として記録されるべき資産は、研究・開発活動の結果として特許登録された発明、発見あるいは製法であって法的権利そのものではない。しかし、1993年ＳＮＡは、慣行上、特許のライセンシングに関連するサービスを産出に含めており、したがって特許のライセンシングに関するロイヤルティーおよび類似の支払いをサービスに対する支払いと見なし、1968年ＳＮＡにおけるように財産所得とは見なさないことに注意すべきである。その他の無形非生産資産に関しても、商標権およびフランチャイズ権のサービスに対して同様な取り扱いを適用する。

＜政府固定資本形成の拡張、兵器を除く構築物および設備に関する軍の支出を含める＞

＜参照：第Ｘ章、段落10.65－10.68＞

70. 1993年ＳＮＡは、民間の使用者でも生産目的で取得可能で、かつ軍の使用形

態が民間と同様であるような固定資産に対する軍の支出を総固定資本形成として取り扱う。この中には、空港、ドック、道路、病院およびその他の建物ないし構築物が含まれる。他方、軍事用兵器ならびにそうした兵器を搭載、発射することを唯一の目的とする輸送手段および設備は、総固定資本形成ではなく中間消費として取り扱われる。1968年ＳＮＡは、軍隊成員用の家族住宅の建築あるいは改築に関するものを除き、ほとんどすべての軍事支出を総固定資本形成から排除していた。

＜育成自然成長を産出として取り扱う＞
＜参照：第Ｘ章、段落10.83－10.88および10.106－10.109＞

71. 1993年ＳＮＡは、プランテーション等の生産物である農作物および果実の成長だけでなく、家畜、魚類、ぶどう園、果樹園、プランテーションおよび森林（timber tracts）の成長を含む育成資産の成長を産出に含める。生産物の収穫や使用に先立ち、農作物、屠殺用の家畜、立木などの成長は、仕掛品（在庫品変動の一部）として記録する。育成成長は、生物資源の成長とは区別されるべきである。生物資源は、育成されてはいないが人間の支配下にある（木材の伐採に使われる森林（forests）のようなもの）。そのような生物資源の成長は、1993年ＳＮＡにおいてはその他の資産量変動として取り扱う。支配されているが育成されていない成長に基づく産出、さらには支配されていない自然資産に基づく産出（たとえば、燃料用木材の採取、果実の収穫、狩猟など）は、引き続き生産物の収穫時に記録する。1968年ＳＮＡでは、家畜および魚類の自然成長のみを産出（そして、総固定資本形成）に含めていた。農産物、果樹園および森林の産出は収穫時点でのみ記録されていた。

＜生産が長期にわたる資産を所有者が所有権を得たとみなされる時点まで在庫品（仕掛品）増加として取り扱うこと＞
＜参照：第Ｘ章、段落10.73－10.77および10.81＞

72. 1993年ＳＮＡは、生産に長期間を要する固定資産を、生産された産出の所有

権が当該資産の最終的使用者に移転した時点において、総固定資本形成として記録すべきであることを明確にした。移転されずに建築業者あるいは生産企業に留まる産出は、当該資産が完成品か否かに応じて、仕掛品あるいは製品在庫への追加として記録されなければならない。しかしながら、建物その他の構築物の所有権をその完成以前に使用者が取得するものとみなされる２つの状況がある。すなわち、前もって販売／購入の契約が結ばれている場合ならびに自己勘定建設の下においてである。大型設備財の場合、使用者が財貨の引き渡しを受けるまで、所有権の変更がおこることはない。1968年ＳＮＡでは、生産に長期間を要する固定資産を、購入者が当該資産を法的に所有した時点において固定資本形成として記録することを勧告している。

＜サービス産出の仕掛品としての取り扱い＞
＜参照：第Ⅵ章、段落6.77、第Ⅹ章、段落10.102＞

73. 1993年ＳＮＡは、ある種のサービスを生産するために長期間を要するものがあることを認める。たとえば、建築物の設計、ソフトウェア開発、開発プロジェクト、著作などがこれに該当する。したがって、サービス産業の仕掛品をそのようなサービスの生産者による在庫品増加として記録しなければならない。1968年ＳＮＡには、サービスの仕掛品は存在しない。

＜政府在庫を拡張し、在庫品として保有されるすべての財貨を含める＞
＜参照：第Ⅵ章、段落6.100、第ⅩⅢ章付録＞

74. 1993年ＳＮＡは政府によって保有されるすべての財貨を在庫品に含める。この新しい取り扱いは、市場生産者によって貯蔵される財貨の取り扱いと政府在庫の取り扱いを対称的なものにした。1968年ＳＮＡは、戦略物資、穀物ならびに当該国にとって特別な重要性を持ったその他の商品を在庫として取り扱った。一般に、その他の商品の備蓄は在庫には含まれなかった。

＜耐久消費財の購入を最終消費支出として引き続き取り扱うが、耐久消費財のス

トックをメモ項目として貸借対照表に含める＞
＜参照：第Ｘ Ⅲ 章、段落13.85および13.86、第Ｘ Ⅲ 章付録＞

75．1993年ＳＮＡは1968年ＳＮＡと同様に家計による耐久財への支出（家計が所有する非法人企業の支出を除く）を最終消費として取り扱う。しかし、1993年ＳＮＡは、耐久消費財（家計によって価値の貯蔵庫としての目的以外の目的に使用される財貨、あるいは家計が所有する非法人企業によって生産以外の目的で使用される財貨として定義される）のストックに関する耐久財の形態別細目を伴った情報がかなり興味深いものであり、したがって、耐久消費財のストックを貸借対照表へのメモ項目として表章すべきであることを認める。

＜識別可能な別個の生産資産に帰着しない総固定資本形成は、それを体化した生産資産あるいは非生産資産の価値の増大として反映される＞
＜参照：第Ｘ章、段落10.45－10.55＞

76．1993年ＳＮＡにおいては、すべての総固定資本形成が識別可能な別個の資産として貸借対照表に反映される訳ではない。ある場合においては、形態別の総固定資本形成取引と形態別固定資産との間に一対一の対応関係が存在しない。そのような総固定資本形成の項目の例としては、所有権の移転費用、ならびに建物またはコンピューター・ソフトウェアのような既存固定資産あるいは土地のような有形非生産資産を対象とする生産能力の向上や耐用年数の延長または両方の効果を持つ大規模改良が含まれる。1968年ＳＮＡにおいては、資産変動の分類と資産の分類との関連は明示的に取り扱われなかった。
77．こうした資本形成要素に対応する固定資本減耗は、こうした支出が適用される生産資産の固定資本減耗の不可欠部分として取り扱われる。それはその他の固定資本減耗の場合と同様に、当該支出が関係する資産の耐用年数にわたって計算される。慣行上、固定資本減耗には、非生産資産の価値を増大させる総固定資本形成要素の償却（writing off）も含まれる。

＜資本形成を拡張し、貴重品に関する支出を含める＞

＜参照：第Ｘ章、段落10.7、10.116および10.117、第ＸⅡ章、段落12.22－23、第ＸⅢ章付録＞

78. 1993年ＳＮＡは、主として生産または消費のために使用されるのではなく、価値の貯蔵を目的として取得され、また、保有される生産資産に関する支出をカバーする「貴重品の取得マイナス処分」（P.53）と呼ばれる第３の資本形成カテゴリーを含む。貴重品の例は貴金属（価値の貯蔵庫として使用される場合の非貨幣用金）ならびに宝石、骨董品およびその他の美術品である。従来、いずれの部門の貸借対照表にも含まれていなかった貴重品が1993年ＳＮＡの意味において経済資産（前出の61－65を参照）になる場合、その他の資産量変動勘定（生産資産の経済的出現）の記載を通して該当部門の貸借対照表に導入されることになる。1968年ＳＮＡは、貴重品の取得マイナス処分を様々な方法で取り扱っている。家計に関して言えば、それは、最終消費支出であった。

＜歴史的記念物を生産資産として取り扱う＞
＜参照：第Ｘ章、段落10.71、第ＸⅡ章、段落12.22－12.24、第ＸⅢ章、段落13.37＞

79. 歴史的記念物――新たな歴史的記念物だけでなく既存のものも含めて――は、1993年ＳＮＡにおいて生産資産として取り扱われる。別個の分類項目があるわけではなく、住宅（AN.1111）およびその他の（非居住用）建物および構築物（AN.1112）に該当する生産資産カテゴリーの一部に含める。歴史的記念物の売却および購入は、購入部門のプラスの総固定資本形成として、また当該資産を売却する部門のマイナスの資本形成として取り扱われる。従来、いずれの部門の貸借対照表にも含まれていなかった歴史的記念物が1993年ＳＮＡの意味における経済資産（前出の61－65を参照）になる場合、その他の資産量変動勘定（生産資産の経済的出現）の記載を通して該当部門の貸借対照表に導入されることになる。1968年ＳＮＡは、歴史的記念物の取り扱いを明確には規定しなかった。

＜コミュニティ活動から生じる固定資産を家計の生産活動の産出として取り扱う

とともに、それら資産の維持に責任を持つ部門の総固定資本形成として取り扱う＞

＜参照：第Ｘ章、段落10.79＞

80．1993年ＳＮＡは、ボランティア・グループによって集合的に行なわれた建設活動を家計が行なった生産として取り扱う。このように生産された固定資産は、最初に家計の総固定資本形成として記録し、次にそうした資産の維持に責任を持つ部門（対家計非営利団体あるいは政府）の貸借対照表に配分する。この配分は家計のマイナスの総固定資本形成ならびに対家計非営利団体部門または一般政府部門のプラスの総固定資本形成を記録するとともに資本移転を計上することによって達成される。1968ＳＮＡも当該産出を総固定資本形成として取り扱ったが、このような資本形成が配分されるべき部門に関する明示的な指針を与えていない。

＜道路、ダムおよび防波堤のような資産への固定資本減耗の拡張＞

＜参照：第Ｘ章、段落10.72＞

81．1968年ＳＮＡは道路、ダムおよび防波堤のような資産については、これらの資産に対して行なわれる維持・補修によって当該資産が無限の耐用年数をもつことが保証されるという仮定を置いていたために、固定資本減耗の計算が不必要であることを示した。実際にはこの種の資産の大部分は、たとえ適切な補修・維持によって耐用期間が延びるにしてもその耐用年数は有限である。この理由から1993年ＳＮＡは道路、ダムおよび防波堤のような資産についても固定資本減耗を計上すべきであることを勧告する。

７．金融手段および金融資産の取り扱いおよび定義のより一層の改善

＜広範な金融資産の記述ならびに実際の資産と不確定資産の区別＞

＜参照：第ＸＩ章、段落11.16－11.19および11.25－11.28＞

82．1993年ＳＮＡは、広範な金融資産についてのより正確かつ入念な記述を行な

うとともに、金融資産と非金融資産との区別を与え、また、金融資産と金融上の「不確定ポジション」との区別を示した。金融負債と不確定債務の区別は取引者間の関係の条件性を基礎としたものである。債務者、債権者の両方の側とも無条件の関係が存在する場合、実際に金融資産・負債が存在する。この結果、銀行引受手形は、現実の資産として分類されるが、信用状はそうではない。1968年ＳＮＡでは金融資産についての記述が限られており、そのため不確定ポジションを取り扱っていない。

＜貨幣用金と非貨幣用金との区別＞
＜参照：第ＸＩ章、段落11.63－11.66＞

83. 1968年ＳＮＡは２種類の金の存在を認めていた。すなわち、(a)金融資産としての金――通貨当局によって所有されるが独立した項目としては示されない金を含む――ならびに(b)産業目的に使用されるその他の金である。1993年ＳＮＡには、３類型の金がある。すなわち、(a)外貨準備の構成項目として通貨当局によって所有される貨幣用金（貨幣としての金）、(b)価値の貯蔵庫として保有される金、ならびに(c)産業目的に使用されるその他の金である。後の２つの形態の金は、どのような制度単位ないし部門に所有されても差し支えない。家計の購入した比較的少額の金装身具類は資産として扱わず、家計の消費支出になる。前出の段落78で注意したように、価値の貯蔵庫として購入される金は、貴重品として取り扱われ総資本形成に含まれる。

＜預金形態の区別の重要性の低下＞
＜参照：第ＸＩ章、段落11.69－11.73＞

84. 1968年ＳＮＡでは、「現金通貨および通貨性預金」と「その他の預金」とを区別していた。しかし、1993年ＳＮＡは狭義の貨幣に対置するものとしての広義の貨幣に重点を置く視点から、「現金通貨および預金」（AF.2）の合計だけを含め、分析上有用である場合にだけ内訳項目として作成すべきであることを提案する。

＜貸付およびその他の金融資産に関して短期・長期を区別する重要性の低下＞
＜参照：第ＸＩ章、段落11.72－11.84＞

85. 1968年ＳＮＡにおける短期／長期の満期の区別を行なう重要性が低下している。金融市場において短期金融資産をリファイナンスするために利用可能な便宜が改善されたためである。したがって、1993年ＳＮＡは、この区別を維持してはいるが、それは２次的な分類基準に留まる。

＜保険の取り扱いの変更＞
＜参照：第Ⅵ章、段落6.135－6.141、第Ⅷ章8.69、8.70および8.85－8.89、第ＸＩ章、段落11.89－11.99、付録Ⅳ＞

86. 1993年ＳＮＡは、1968年ＳＮＡの用語である「損害保険」を「非生命保険」に変更した。
87. 保険の産出を測定する基準が変更されている。保険契約者に提供されるサービスの価値を測定する際に、保険技術準備金を投資することから得られる所得が考慮されている。そうした所得は、保険契約者に財産所得フロー「保険契約者に帰属する財産所得」（D.44）として分配され、保険会社に保険料の追加分（premium supplement）として再び支払われる。この取り扱いは、生命保険・非生命保険共通である。
88. 1968年ＳＮＡでは、非生命保険料と同保険金を支払い発生の時点（when payable）で記録していたが、1993年ＳＮＡでは、非生命保険料は、既経過保険料ベース（アーンド・ベース）で、非生命保険金は、請求権発生ベース（claims due basis、支払事由発生ベース）で記録する。支払い発生ベースの保険料と既経過保険料との差ならびに支払い発生ベースの保険金と請求権発生ベースの保険金との差は、新しい金融資産である「保険料の前払いならびに未払い保険金に対する準備金」（AF.62）に含まれている。

＜ファイナンシャル・リースとオペレーティング・リースの区別＞

＜参照：第Ⅵ章、段落6.123－6.127、第Ⅶ章、段落7.109、第Ｘ章、段落10.44、第ＸＩ章、段落11.31、第ＸⅢ章、段落13.23－13.24＞

89. 1993年ＳＮＡは、ファイナンシャル・リースを金融手段として認める。ファイナンシャル・リースはオペレーティング・リースと区別され、前者は所有権に付帯するすべてのリスクと報酬を当該資産の使用者に移転することを意図したリースである。ファイナンシャル・リース契約の下で取得された資産は賃借人の資産として取り扱われるべきである。他方、賃貸人は貸付に相当する同額の金融資産を保有することになる。ファイナンシャル・リースの下におけるリースの支払いは、経常取引として計上される利子の支払い部分と金融勘定に計上される貸付の返済部分とに分割されなければならない。1968年ＳＮＡはファイナンシャル・リースを認めず、その結果、それらをオペレーティング・リースと同様に取り扱った。

＜新たな金融手段の識別――現先取引、派生商品・第２次手段、ディープ・ディスカウント債――＞
＜参照：第ＸＩ章、段落11.32－11.43＞

90. 1993年ＳＮＡは、1968年ＳＮＡで明示的に取り扱われなかったいくつかの新しい金融手段を識別、記述している。その中には、現先取引、金融派生商品・第２次手段およびディープ・ディスカウント債が含まれる。
91. 現先取引（repurchase agreement）は、一定期間後に同一の有価証券を買い戻す条件で有価証券を同時に売買するものを含む。それは有価証券によって保証された貸付と類似した金融手段と見なされる。
92. 1993年ＳＮＡは、ゼロ・クーポン債およびその他のディープ・ディスカウント債の発行価格と満期償還価格の差を利子として取り扱うべきであること、ならびにこの利子を当該手段の償還期限まで年次あるいは四半期の支払いの系列に変換すべきであることを勧告する。ディープ・ディスカウント債は1968年ＳＮＡでは明示的に取り扱われていない。

８．1993年ＳＮＡと『国際収支マニュアル』第５版との概念および分類の調和

＜実体の居住あるいは非居住を決める基本的基準としての経済的利害の中心ならびに実務上の指針としての１年ルール＞
＜参照：第ⅩⅣ章、段落14.12－14.34＞

93．1993年ＳＮＡおよび国際収支マニュアル（ＢＰＭ）第５版は、実体（entity）が勘定作成国の居住者であるか否かを決定する基本的基準として「経済的利害の中心」の基準を使用する。同時に、1993年ＳＮＡは、もし制度単位が１年以上当該国で経済活動および経済取引に既に従事しているか、あるいは１年以上従事しようという意思を持っている場合には、通常、当該制度単位は経済的利害の中心を持っているとみなされることを規定している。しかしながら、1993年ＳＮＡは、１年という基準があくまで指針にすぎず非弾力的な規則でないことを強調する。

94．個人の居住に関しては、1993年ＳＮＡはＢＰＭ第５版と同様に学生の海外留学がいかに長期間であろうとも、彼らが母国との経済的つながりを維持しているならば、母国の居住者として取り扱われるべきであることを勧告する。この点は、1968年ＳＮＡからの変更になるが、その背景にある根拠は、留学生は、また勉学の終了とともに母国に帰国するということである。長期契約に基づき海外で仕事に従事する個人ならびに技術援助スタッフについては、原則として1968年ＳＮＡからの変更は勧告されていないが、1993年ＳＮＡでいくつかの明確化が行なわれている。とくに、２国間の合意に基づいた技術援助の要員を、滞在が１年を超える場合、技術援助活動を行なっている国の居住者と見なすことを明記する。この取り扱いは商業部門において業務に従事する個人ならびに国際機関を通じて職務に従事する個人の取り扱いと整合する。技術援助スタッフに関しては、ＢＰＭ第５版における取り扱いも、第４版を変更し、1993年ＳＮＡと同じものとなっている。

95．企業の居住に関して、1993年ＳＮＡの勧告は、据え付けサービスの取り扱いならびに建設活動に従事する企業の取り扱いを除き、1968年ＳＮＡのものからほとんど変更がない。この両ケースについて、

1993年ＳＮＡは、指針としての１年ルールの弾力的な運用を勧告する。海外で設備の据え付けに携わる企業は、たとえ据え付け作業の完了までに１年を上回る期間を要しようとも、その母国の居住者と見なされる。建設に従事する企業（あるいは現地事務所）に関しては、１年ルールのほかにいくつかの基準が導入され、当該単位の居住の決定を支援する。それには、別個の勘定体系の維持、税の支払い、大きな物理的存在などのような要因が含まれる。ＢＰＭ第５版の取り扱いも同様である。

＜加工処理の目的で輸出または輸入され、その後に再輸入または再輸出される財貨は、グロスで記録される＞
＜参照：第ＸⅣ章、段落14.61－14.64＞

96．1993年ＳＮＡにおいてもＢＰＭ第５版においても、加工処理のために海外に輸出されその後再輸入される財貨に関して、財貨に実質的な物理的変化をもたらすような加工処理が施される場合には、加工処理のために財貨を輸出する経済と同様、加工処理を行なう経済においてもグロスで記録されるべきであることが勧告されている。加工前と加工後の財貨の価額は、財貨の取引の一部として表章されるべきである。この勧告は、1968年ＳＮＡから1993年ＳＮＡへの変更ではなく、ＢＰＭの第４版から第５版への変更である。しかし、ＢＰＭは、概念的にはＳＮＡの取り扱いを承認しながらも実際上の理由からすべての加工処理取引をグロス・ベースで財貨として記録すべきであるという勧告を行なっている。

＜修理目的で輸出または輸入される投資財の取り扱いに関する区別＞
＜参照：第ＸⅣ章、段落14.91＞

97．ＢＰＭ第５版においても1993年ＳＮＡにおいても、投資財の修理とその他の財貨の修理を区別する。投資財の修理の価額は財貨の取引の一部として表章され、その他の財貨の修理はサービス項目として表章されるべきである。1968年ＳＮＡはこのような区別を行なっていない。しかし、ＢＰＭは実際上の理由からすべての修理価額を財貨の取引に含めている。

＜サービス、所得フロー、移転を別々に識別するためにサービスの国際取引分類を改善する＞
＜参照：第ＸⅣ章、段落14.94－14.124＞

98. ＢＰＭ第５版は、金融サービスおよび通信サービスを含め、サービスの国際取引に関する分類を拡張した。このＢＰＭのサービス分類は、サービスと所得・移転フローとのＳＮＡの区別と整合的である。また、拡張された分類細目は、ＳＮＡにおいて使用される生産物分類であるＣＰＣと概ね整合的である。このことはＳＮＡの変更を意味するものではないが、ＢＰＭの第４版から第５版への変更となる。

＜f.o.b.価額による輸入総計の評価ならびにc.i.f.価額による生産物グループ別輸入の評価＞
＜参照：第ＸⅣ章、段落14.36－14.43＞

99. 1993年ＳＮＡは、ＢＰＭ第５版にならって、財貨の輸入の総計をf.o.b.ベース、すなわち、財貨が輸出国の国境を離れてからあとの保険・輸送のコストを除外して評価する。したがって、1993年ＳＮＡでは、財貨が輸出国国境を離れたあとで非居住者によって提供された輸送・保険サービスはサービスの輸入となる。しかし、概して、供給・使用表および投入-産出表における輸入の詳細な分析のために輸入品カテゴリー別のf.o.b.価額を入手することは困難であるため、供給と処分の推計においては、c.i.f.価額の輸入総計をf.o.b.評価へ転換するための包括調整がなされなければならない。1968年ＳＮＡでは、輸入をつねにc.i.f.価額、すなわち、居住者または非居住者によって提供された保険・輸送サービスのコストを含めて評価している。したがって、1968年ＳＮＡでは、非居住者によって提供された輸入品に係わる輸送・保険サービスをサービスの輸入として記録することはしない一方、居住者によって提供された輸入品に係わる輸送・保険サービスに対応するサービスの輸出について帰属を行なっていたことになる。これら２つの歪みは1993年ＳＮＡではなくなる。

＜最終消費（支出）に関する国民概念のみの使用＞

＜参照：第Ⅸ章、段落9.70および9.71＞

100．1993年ＳＮＡでは、最終消費に関する国内ベースと国民ベースの区別をもはや行なわない。その結果、原則として、1968年ＳＮＡで行なわれたように非居住者家計による国内市場での直接購入（財貨・サービスの輸出である）ならびに居住者家計による海外での支出（財貨・サービスの輸入である）をサービスの国際取引分類中の独立の項目として示すことはなくなる。しかし、こうした直接購入は、特定の形態の財貨・サービスとして識別することが困難であるため、供給・使用表や投入-産出表では、こうした直接購入をＢＰＭにおいて「旅行」として一括されるような様々な形態の財貨・サービスで構成される別個の調整項目として取り扱うことを存続する。

1968年ＳＮＡにおける民間最終消費支出の表章は、まず国内市場における家計最終消費を示し、それから非居住者家計による国内市場での直接購入を控除し、かつ居住者家計による海外での支出を加算することによって国民概念ベースへ調整したものである。

＜海外直接投資を別表示ならびに海外直接投資に係わる再投資収益の記録＞

＜参照：第Ⅶ章、段落7.122－7.125、第ＸＩ章、段落11.101、第ＸⅢ章、段落13.87、第ＸⅣ章、段落14.123および14.151－14.154＞

101．1993年ＳＮＡは、金融勘定と貸借対照表において、直接投資の合計およびその主要構成項目を、該当する金融手段のメモ項目として表章することを勧告する。

102．1993年ＳＮＡは、『国際収支マニュアル』第５版にならい、直接投資主体に帰属する再投資収益の国際的フロー（D.43）を財産所得フロー（D.4）の一部として海外勘定ならびに対応する国内部門勘定に含める。これと同額で符号が逆の反対記入項目を金融勘定において「株式およびその他の持分」（AF.5）と呼ばれる項目に含める。直接投資は、『国際収支マニュアル』第５版ならびにＯＥＣＤの『海外直接投資に関する基準定義明細』におけるものと同様に定義される。

＜不良債権の償却ならびに財産の無補償没収をその他の資産量変動として取り扱う＞

＜参照：第ＸⅡ章、段落12.37－12.39および12.50＞

103．1993年ＳＮＡはＢＰＭ第５版にならって、不良債権の償却ならびに財産の無補償没収を「その他の資産量変動」として取り扱う。この取り扱いは貸借対照表における未払い債務に影響があるが、資本勘定および金融勘定に含まれるべき取引ではなくなる。これとは対照的に、債務の償却が両者間の自発的かつ契約的な取り決め（債務免除）に基づいて行なわれる場合、それは、金融取引とみなされ、債務の減少のための相殺項目は、資本移転として取り扱われるべきである。1968年ＳＮＡでは、不良債権の償却などを資本調達勘定の下段に記録し、相殺項目として経常移転が置かれた。

＜商品としての金と貨幣用金の分類替えならびにＳＤＲの配分または抹消をその他の資産量変動として記録する＞

＜参照：第ＸＩ章、段落11.63－11.68、第ＸⅡ章、段落12.59＞

104．1993年ＳＮＡは、金の貨幣化または非貨幣化をＢＰＭ第５版と同様に、すなわち、その他の資産量変動勘定における記入項目として取り扱う。1968年ＳＮＡはこれらの取引を財貨貿易勘定における輸出入として取り扱っていた。また当時、ＳＤＲが存在しなかったためＳＤＲの取り扱いを規定していない。ＢＰＭ第５版は、国際収支取引の中に金の貨幣化または非貨幣化ならびにＳＤＲの配分および抹消を含める第４版とは対照的に1993年ＳＮＡと同様の取り扱いを導入している。

＜為替レート換算のための明示的なガイドラインの導入＞

＜参照：第ＸⅣ章、14.77－14.84＞

105．1993年ＳＮＡおよび『国際収支マニュアル』第５版によれば、一つの通貨から別の通貨への換算に使用される為替レートは、取引日の実勢レートである。も

しこのレートが使用できない場合には、適用しうる直近の平均レートである。買いレートと売りレートの仲値が使用されるべきである。またこの仲値と買いまたは売りレートとの差額は、金融補助サービス料として分類されなければならない。公定為替レート政策による複数為替レートの場合には、こうした複数レートを含む取引の結果として当局に生じる純収益は、暗黙の税または補助金として取り扱われなければならない。こうした税または補助金は、実際の為替レートによる取引価額と海外勘定におけるすべての取引の加重平均として計算される「統一レート」（unitary rate、想定単一レート）の差額として個々の取引について計算される。暗黙の税は、海外勘定における包括的な調整項目としてあらわれ、中央銀行または政府の勘定に対応項目が置かれる。1968年ＳＮＡでは、取引の換算」についても、外貨の買いレートと売りレートのスプレッドから生じる収益についても、また複数為替レートの場合についても明示的な指針を何ら規定していない。

９．価格測度および数量測度、実質所得測度の導入

＜新しい概念である実質国民可処分所得の「体系」への導入＞
＜参照：第ＸⅥ章、段落16.151－16.161＞

106．1993年ＳＮＡは、交易条件の変動による交易利得・損失の計算を「体系」の不可欠部分として組み込んでいる。不変価格表示のＧＤＰに交易利得・損失を加えると、実質ＧＤＩが得られる。また、1993年ＳＮＡは、交易条件の変動による利得・損失の計算において、経常貿易収支をデフレートするためのニュメレール指数の選択について確信がない場合には、輸出価格指数と輸入価格指数の算術平均を使用すべきであることを提案する。
107．1993年ＳＮＡには、実質タームの国民純可処分所得の概念が含められている。それは、２つの代替的方法によって不変価格表示のＧＤＰから順次導出する。勧告されている方法は、まず初めに上述した実質ＧＤＩを計算し、そのうえで、海外からの純第１次所得および純経常移転を実質タームに変換するため、国民総最終支出（最終消費支出プラス総資本形成）の価格デフレーターを使用して実質国民純可処分所得を計算する。しかしながら、「体系」は実質タームの所得集計量

を定義する一義的方法が存在しないことを認め、そのため、輸出マイナス輸入、第１次所得および経常移転を含むすべての海外からの純経常受取を単一のデフレーター、すなわち、国民純最終支出のインプリシット・デフレーターによってデフレートするという代替的デフレーション方法を提案する。

＜ＳＮＡ概念としての名目利子の維持＞
＜参照：第Ⅶ章、段落7.109－7.111、第ＸⅡ章、段落
12.77－12.81＞

108. 1993年ＳＮＡは、1968年ＳＮＡでそうであったように、利子フローを名目タームで「体系」の第１次所得の配分勘定に計上する。しかし、再評価勘定が貨幣タームで表示されるすべての資産および負債に関する保有利得または保有損失を表章し、名目、中立および実質の保有利得または保有損失を区別するため、利用者は名目利子フローを調整して実質利子フローを得ることが可能である。（第ⅩⅨ章の付録のひとつでは、顕著なインフレーションの下における利子の代替的な取り扱いについて論じている。）

＜価格測度および数量測度＞
＜参照：第ⅩⅥ章、段落16.14－16.59＞

109. 1993年ＳＮＡは、ＧＤＰおよびその他の集計量の価格測度と数量測度（price and volume measures)を算出するための指数の選択に関してより弾力的である。ＧＤＰ数量の変動を計測する最良の指数をひとつ選ぶ場合、ＧＤＰについての年次数量連鎖指数であると考えられる。この指数は、基準年のＧＤＰを外挿して価額系列を作成するのにも使用することができる。しかしながら、連鎖指数は、加法整合性を満たすかたちで相互に関連づけられた集計量の系列を生み出すものではない。したがって、固定基準年のラスパイレス数量指数も算出することを勧告する。そうすることによって基準年の不変価格で表示された加法的な価額系列も示すことができるようになる。しかし、そのようなラスパイレス数量指数について、ほぼ５年毎に、そして少なくとも１０年毎には基準改訂を行なわなければ

ならない。1968年ＳＮＡは、連鎖指数の使用を勧告していない。

＜価格および数量の国際比較＞
＜参照：第ＸⅥ章、段落16.82－16.84＞

110．1993年ＳＮＡは、各国間のＧＤＰ数量あるいは一人当たりＧＤＰ数量の比較が異時点間の価格・数量測度と同様な方法論を使用する国際数量指数に基づいて行なわれるべきであることを勧告する。そのために、通貨を購買力平価（ＰＰＰ）によって換算しなければならない。しかし、各国間の信頼できる価格比較を行なうことは、同一国における異時点間の価格比較を行なうことより一層困難であること、ならびに１つのグループの国について一組の推移的多国間数量指数を作成することについても、さらに問題を生じる。1968年ＳＮＡは国際比較を行なうためにＰＰＰを使用することについて考慮していない。

＜質の差の取り扱い＞
＜参照：第ＸⅥ章、段落16.105－16.117＞

111．1993年ＳＮＡは、価格指数を作成する際に、異なる価格で販売されている財貨またはサービスのほとんどを異なる生産物として取り扱うこと、あるいは、少なくとも同一生産物でも異なる品質をもったものとして取り扱うことを勧告する。しかし、配給制、情報不足または価格差別によって購入者に選択の自由がない場合には、異なる価格で販売されている同一種類の生産物を同質のものとみなさなければならない。その場合、価格指数を計算する際、単一の価格比率を得るために、その平均価格をつくらなければならない。

＜一度しかつくられない生産物（unique products）の価格指数を作成する場合における代表的構築物の使用＞
＜参照：第ＸⅥ章、段落16.125＞

112．1993年ＳＮＡは、一度しかつくられない構築物の価格指数を作成する場合に

は、選定し慎重に定義した少数の代表的構築物に基づくべきであることを勧告する。そのうえで当該分野の専門家に、これらの財貨を構築するのに要する費用を経年的に推計するように要請する。1968年ＳＮＡには、一度しかつくられない生産物の価格指数の計算に関する指針はない。

＜非市場サービスの実質産出の計測は、可能な限り産出指標に基づいて行なわれるべきである＞
＜参照：第ＸⅥ章、段落16.133－16.141＞

113. 1993年ＳＮＡは非市場生産者の産出をコストの積み上げとして評価することが、その産出がそれを生産するのに使用された投入から区別できないということを意味するものではないことを強調する。だからこそ、非市場産出の量的変動は、可能な限り産出指標に基づくべきであって投入指標に基づくべきではない。また、質の変化についての調整も行なわれなければならない。1968年ＳＮＡはこうした非市場サービスの実質産出の計測に関する指針をきわめてわずかしか与えていない。

付録Ⅰ　1968年国民経済計算体系からの変更

付録Ⅱ　海外勘定と国際収支勘定・国際投資ポジションとの関係

１．序論

1．国際収支勘定と国際投資ポジション（対外金融資産と負債のストック）に関連するデータは、「国民経済計算体系」全体と密接なつながりがある。このつながりは、ほとんどの国で、まず国際収支表と国際投資ポジションのデータが作成され、ついで「体系」における海外勘定の、関連する対外勘定構成要素に組み込まれる、という事実によって、さらに強められている。居住者単位（生産者としても消費者としても）の定義、取引の評価、対外資産および負債のストックの評価、取引の記録時点、換算手続き、財貨・サービスの国際取引の範囲、所得フロー、経常移転、資本移転、外国金融資産および負債、国際投資ポジションの範囲といった事柄に関して、ＳＮＡと『国際収支マニュアル』（以下、「マニュアル」）には、ほとんど完全な一致がある。しかしながら、海外勘定と「マニュアル」の間には、分類の差や詳細さの水準の違いがある。これらは、とりわけ、分析上の要請の差とＳＮＡでは経済の全部門について同一の分類体系を用いる必要性があることを反映したものである。本付録の議論の大部分は、海外勘定における集計値およびその詳細と「マニュアル」におけるその対応項目との関係に焦点をあてたものになるであろう。

２．居住者単位

2．ＳＮＡと「マニュアル」は、居住者である生産者と居住者である消費者とを同一の方式で識別する。「マニュアル」の居住に関する第Ⅳ章は、ＳＮＡの第ＸⅣ章と完全に整合的である。どちらのシステムも、経済的利害の中心の概念と経済領域の定義によって、居住者単位の識別が行なわれる。（こうした概念の定義については、既にいくつかの章で詳細に取り扱っている。）

３．評価

3．ＳＮＡと「マニュアル」は、主要な評価ベースとして、市場価格を使用している。取引勘定では、市場価格評価は、取引者間で合意された現実の価格（すなわち、その交換が独立した当事者間のものであり、かつ、営利目的の考慮以外のものは入り込んでいないとき、買う意志のあるものが、売る意志のあるものから何かを取得するために支払う金額）のことをさす。「マニュアル」の第Ｖ章では、文字どおりの意味の市場価格が決められないような状況（たとえば、関係会社間の資源の移転において、計測を大きくゆがめる移転価格や物々交換取引、現物譲渡など）にあるときに、市場価格の代用物ないし相当物を適用する必要性があることに注意している。対外債権・債務に影響する貸借対照表勘定では、両システムは、期末の市場価格（その時点の価格）か、それに代わるものを使用することを提唱している。

４．記録時点

4．ＳＮＡと国際収支表における取引の「記録時点」は、発生主義会計のそれと同じである（すなわち、経済的価値が創造されたり、変換されたり、交換されたり、移転されたり、消滅したりしたときである）。債権や債務は、所有権の変更があったときに生じるとみなされる。個別のカテゴリーの取引の場合でも、両システムとも発生主義を同一に適用する。したがって、たとえば、財貨の輸出入は、原則として、所有権移転ベース（a change of ownership basis）で記録される。ただし、両システムとも、個別ケースにおける例外が、ファイナンシャル・リースのもとにある財貨、関係会社間で輸送された財貨、加工に向けた財貨、ディーリング取引の対象になっている財貨について示されている。サービスは、現実にそれが提供された時に記録する――それは、しばしば、サービスが生み出された時と一致する。利子は発生主義で記録される。配当は、その支払義務が生じた日付で記録される。直接投資に関する再投資収益は、その収益が生じた期間に記録される。移転のうち、一方の当事者からもう一方の当事者に課されるタイプのもの――税、罰金など――は、支払うべき負債を生じさせる取引の発生した日付で記

録される。その他の移転は、それが相殺項目となっている資源に所有権の移動が生じた時点で記録される。金融債権と負債の取引は、所有権移転ベースで記録される。（つまり、債権者と債務者の双方が、その帳簿上にそれぞれ、債権と負債を記入したときである。）「マニュアル」のⅥ章では、国際収支勘定の背景にある、発生主義への適用について、十分な議論がなされている。

５．換算の手続き

5．両システムとも、様々な通貨建てや計算単位で行なわれている取引を、国際収支表や国民経済計算の作成に使われる一つの計算単位に（通常は自国通貨に）換算するために、首尾一貫した手続きが採用されている。単一為替レート制度のもとでは、ＳＮＡと「マニュアル」は、その取引が生じた時点で支配的な市場為替レートを用いることを提案している。このレートは、取引に適用される、売りレートと買いレートの中間値、もしくはその代用として、適用される最短期の平均レートとして定義される。並行市場が存在するとき、適切な換算レートは、それぞれの並行市場で購入／販売された外国通貨に適用されるレート（すなわち、中間スポットレート）である。

6．複数公式為替レート制度は、暗黙の税と補助金を生じさせる。ＳＮＡは、適用された現実（複数）レートで取引を換算することを勧告するが、同時に、包括的調整――暗黙的税もしくは補助金の額に反映する――を海外勘定に示すことと、そして資本移転項目として対応項目を置くことを勧告する。税と補助金は、個々の特定の取引に適用される現実の複数為替レートで計算された取引価額と、対外取引に用いられるすべての公式レートの加重平均として計算される、想定単一レート（unitary rate）で表示した価額との間の差額として算出される。「マニュアル」は、複数レートが存在するとき、想定単一レートないし対外取引の最大部分に適用される現実（複数）為替レートである、主要レートのいずれかを用いることを提案している。

7．貸借対照表項目（対外資産・負債残高）の換算に関して、両システムとも、当該貸借対照表が関係づけられる日付で、特定の資産と負債に適用される現実の市場為替レートの利用を提案している。

６．分類とリンケージ

8．主要集計量の範囲という点では、両システム間の調和が達成されているにもかかわらず、詳細なレベルで違いがあるのは、分析上の要求の差、国際取引に含まれるいくつかの項目の数量的重要性の意味付けの相対的な差、それぞれのシステムの内部構造から来る制約の差を反映したものである。それにもかかわらず、国際収支勘定および国際投資ポジションから、関係する国民経済計算上のフロー・ストックを導き出すための橋渡しを構築することができる。

9．取引について、ＳＮＡでは、海外勘定（対外取引勘定）に関連して、以下の諸勘定が区別されている。すなわち、

Ｖ.1　財貨・サービスの対外勘定

Ｖ.2　第１次所得および経常移転の対外勘定

Ｖ.3.1　資本勘定

Ｖ.3.2　金融勘定

あとのふたつは、Ｖ.3 対外蓄積勘定の構成要素である。「マニュアル」では、勘定Ｖ.1とＶ.2に反映されている取引は、国際収支勘定の経常勘定要素に含まれているが、勘定Ｖ.3.1に反映されている取引は、国際収支表の資本および金融勘定の、資本勘定要素に含まれている。Ｖ.3.2に反映されているフローは、資本および金融勘定の金融勘定要素に見られる。勘定Ｖ.3.3.1 その他の資産量変動勘定と、Ｖ.3.3.2 再評価勘定は、「マニュアル」では、国際投資ポジション表の別個の内訳として含まれる。実際、勘定Ｖ.3.3.1は、国際投資ポジションのその他の調整の列に対応し、勘定Ｖ.3.3.2は、国際投資ポジションの評価変動（すなわち、価格変動と為替レート変動）の列に対応する。ＳＮＡの勘定Ｖ.4 対外資産および負債勘定は、「マニュアル」の国際投資ポジションに相当する。すなわち、国際投資ポジションは、国富のうち対外金融資産および負債のストックを表す部分である。この付録の、表Ａ.2.1からＡ.2.6までは、ＳＮＡの関連する対外勘定の項目と、国際収支勘定および国際投資ポジションの対応する項目との調整にあてられている。また、この付録の、表Ａ.2.7－Ａ.2.9は、「マニュアル」に反映されている、国際収支勘定と国際投資ポジションの分類体系を示したものである。アス

テリスク（*）のついた項目は、国際収支勘定と国際投資ポジションのデータから、関連する国民経済計算フローを導出するのに必要な追加的詳細事項である。

10．表Ａ.Ⅱ.1で示されているように、財貨の輸出入や、サービスの輸出入に関するＳＮＡの範囲は、国際収支表の対応項目の範囲と同一であるが、「間接的に計測される金融仲介料」項目が例外となっている。「マニュアル」では、このサービス料は、利子所得中の他から区別できない部分として投資所得に含まれている。また、「マニュアル」では、サービスの輸出入について相当詳細な内訳を示すことによって、そのようなデータに対する分析的・政策的必要――特に、関税と貿易に関する一般協定（ＧＡＴＴ）のサービスの国際貿易に関する国際交渉に関連して――に対応しようとしている。なお、国際収支表で識別されているサービスカテゴリーは、主要生産物分類（ＣＰＣ）から、ＣＰＣには相当するものがない旅行および他で示されない政府取引を除外したものと一致する。

11．第１次所得ならびに経常移転に関する対外勘定については、関連する取引は、国際収支表のカテゴリー１．Ｂ（所得）と１．Ｃ（経常移転）のもとに示される。勘定Ⅴ.2における雇用者報酬と財産所得の範囲を「マニュアル」の１．Ｂ項目と比べると、後者が「間接的に計測される金融仲介料」を他と区別できないかたちで投資所得（利子）に含ませているという点を除いて、両者はほぼ一致する。「マニュアル」のこの取扱いは、帰属金融仲介サービス料の推計値を得る上で必要な、複数の「参照」利子率を計算し、また、部門、手段、通貨、期間構成別の適切な資産／負債ポジションを推計することに固有の実際上の困難が根拠となっている。

12．対外蓄積勘定（勘定Ⅴ.3.1）の、ＳＮＡの資本勘定の主要要素は、国際収支表の資本および金融勘定の資本勘定構成要素と同一のものである。しかしながら、ＳＮＡの資本勘定のバランス項目である貯蓄投資差額（純貸出／純借入）が、国際収支表では明示的に示されていない。にもかかわらず、「マニュアル」の経常勘定収支と資本勘定に反映されている取引の収支を加えることによってそれを引き出すことができる。

13．ＳＮＡの金融勘定（勘定Ⅴ.3.2）の範囲は、詳細さの水準で違いはあるが、国際収支表の資本および金融勘定の金融勘定の範囲と同一である（本付録の表Ａ.2.4）。ＳＮＡでは、金融資産は、主として、手段の類型によって分類されるが、

「マニュアル」では、金融品目は、主として、その機能によって分類される（すなわち、直接投資、ポートフォリオ投資、その他の投資――貸付を含む――そして、準備資産）。また、「マニュアル」は、金融手段の類型を示すばかりでなく（保険技術準備金は除外される）、その他の経済・金融統計（たとえば、貨幣と銀行業、財政、国際銀行業、対外債務）とのリンクを提供するために、簡単な部門内訳を含む（すなわち、通貨当局、一般政府、銀行、その他の部門）。さらに、ＳＮＡに適合させるために、「マニュアル」は、国際収支表の金融勘定の項目を原則として、ネットベース（すなわち、資産もしくは負債の増加から減少を引いたもの）で記録することを述べている。しかしながら、追加的情報としてグロスの記録も追加の資料として提供する（たとえば、長期貸付の取得と返済のケース）。

付録Ⅱ　海外勘定と国際収支勘定・国際投資ポジションとの関係

付録Ⅲ　間接的に計測される金融仲介サービス（ＦＩＳＩＭ）

1．「体系」は、金融仲介機関によって供給される、明示的に料金を課されることのないサービスの価額を推計する単独の方法を勧告する。そのサービスは、間接的に計測される金融仲介サービス（ＦＩＳＩＭ）として知られているものである。しかしながら、ＦＩＳＩＭの利用者への配分に関しては、２つの代替的な方法が「体系」内で許容されている。すなわち、ＦＩＳＩＭは、一国経済の産業および部門に配分してもよいし、一括して名目産業・部門に配分してもよい。この付録の目的は、本マニュアルの他の表に含まれる情報によりながら手を入れた例によって、ＦＩＳＩＭの配分に関する代替的方法について述べ、勘定表章へのその帰結を示すことである。

１．ＦＩＳＩＭの価値

2．利子が、居住者である金融仲介機関に対して、あるいは海外に対して借り手によって支払われ、居住者である金融仲介機関から、あるいは海外から貸し手に対して支払われると考える。この付録の表Ａ.Ⅲ.1の最初の部分で与えられたデータは、関連するフローの設例である。ＦＩＳＩＭの価値は、金融仲介機関の受取財産所得から金融仲介機関の支払利子を差し引いた額として計算される。この設例においては、利子以外のすべての財産所得は、その自己資金から稼得され、すべての利子はそれ自身の資金によって得られたものではないということを前提する。したがって、金融機関のＦＩＳＩＭの価値は、受取利子（125）マイナス支払利子（77）すなわち48となる。

3．この例では、居住者単位によるすべての金融仲介が法人金融機関によって実行されるということを仮定する。理論的には、非法人企業が金融仲介を行なうことも可能であるが、この産出の量は、法人金融機関によって行なわれるものと比べて相対的に小さいものと思われるからである。

4．もしＦＩＳＩＭを当該経済の産業と部門とに配分するのであれば、配分はまた非居住の貸し手と借り手にもなされるべきである。その配分額は、同時に海外勘定におけるＦＩＳＩＭの輸出としてあらわれる。同様に、ＦＩＳＩＭ要素を居住者である貸し手と借り手による非居住の金融機関への支払いとして示すべきである。同時に、これらの要素は海外勘定にＦＩＳＩＭの輸入としてあらわれるはずである。非居住金融仲介機関との間で行なわれる利子支払いおよび受け取りと関連したＦＩＳＩＭの価値は、非居住者からの借り入れと非居住者への貸し出しとを含む非居住仲介機関によるすべての利子取引を総体として捉える情報が利用可能でないことから、直接に計算できるものではない。もし制度単位別にＦＩＳＩＭの配分を行なうのなら、輸入ＦＩＳＩＭの推計を別個に行なうべきである。ＦＩＳＩＭを名目部門だけに配分するのであれば、輸入ＦＩＳＩＭを推計することは不必要となる。

２．ＦＩＳＩＭの制度部門への配分

5．仮にＦＩＳＩＭの料金が明示的に請求されるとすれば必要とされる額よりも高い利子を支払う借り手によって、ＦＩＳＩＭが暗黙のうちに支払われていること、ＦＩＳＩＭの料金が明示的に請求されるとすれば必要とされる額よりも低い利子を受け取る貸し手によって、ＦＩＳＩＭが暗黙のうちに支払われていることを仮定する。部門別に、産業別にＦＩＳＩＭを配分することの目的は、このサービスの購入を明示的に確認することと、それを支出を負担する部門にしたがって中間消費か最終消費支出か輸出かに分類することである。

6．ＦＩＳＩＭの部門別配分の第一のステップは、居住仲介機関による収入ＦＩＳＩＭの額のうち、借り手の支払い額と貸し手の支払い額とを決定することである。この設例では、借り手が19、貸し手が29（合計48）支払うということを仮定する。この額は居住金融仲介機関からの借り入れとそれへの貸し出しをするすべての制度単位に配分されなければならない。この例においては、たとえば家計部門との取引が一般政府との類似の取引よりもコストが高くつくということを仮定するため、様々なカテゴリーの借り手と貸し手に適用される利子率が異なることを前提とする。海外への支払利子（20）と海外からの受取利子（３）とに関連して獲得

したＦＩＳＩＭの価値は２になり、借り手にのみ関連するものとみなす。表Ａ.Ⅲ.1の第２の部分は借り手部門と貸し手部門の双方へのＦＩＳＩＭの配分を示す。

7. 表Ａ.Ⅲ.1の第３の部分は、支払利子および受取利子を、借り手により現実に支払われる利子からＦＩＳＩＭを差し引き、貸し手によって現実に受け取られる利子にＦＩＳＩＭを加えたものとして示している。居住金融仲介機関の受取利子の額は、（金融仲介の）定義によってその支払利子の額と等しい。第１次所得の配分勘定の「利子」項目にあらわれるのは、このような受取利子と支払利子である。

8. 居住金融仲介機関によって生産されるＦＩＳＩＭの価額は、産出（価額 48）であり、海外からもたらされたもの（価額 ２）が輸入としてある。したがって、ＦＩＳＩＭの全供給は、50である。

9. 非居住の借り手（価額 ３）と貸し手（価額 １）によって居住金融仲介機関に支払ったＦＩＳＩＭは、輸出（合計値 ４）である。非金融法人企業（価額 18）、対家計非営利団体（価額 ３）と一般政府（価額 ６）による支払いは、中間消費である。この設例では、ＦＩＳＩＭが金融仲介機関自身によって消費されることはないが、銀行間の貸し出しは金融機関へゼロでないＦＩＳＩＭの配分をもたらす可能性がある。さらに、家計によって支払われる利子は、その生産活動に関して支払われるものではなく、そのＦＩＳＩＭの消費（価額 19）は最終消費支出として取り扱われることを仮定する。

10. ここまでは、50のＦＩＳＩＭへの需要合計は供給と釣り合っている。しかし、その計算は完全ではない。非金融法人企業（18）と金融機関（０）と家計（０）の中間消費は、計算されるべき付加価値の額から控除する。しかしながら、一般政府と対家計非営利団体は非市場生産者であり、その産出は費用で評価するのだから、その中間消費はその産出額を増加させ、またその最終消費支出額を同じ額（対家計非営利団体の３と一般政府の６）だけ増加させる。表Ａ.Ⅲ.1の第４の最終の部分は、ＦＩＳＩＭの配分から生じる支出の帰属を示す。以下に改めて示す。

ＦＩＳＩＭの配分

非市場生産者への影響

合計

ＦＩＳＩＭの産出

一般政府の産出

対家計非営利団体の産出

輸入

供給合計

48

2

50

6

3

9

48

6

3

2

59

中間消費

非金融法人企業

金融機関

一般政府

家計

対家計非営利団体

18

0

6

0

3

18

0

6

0

3

最終消費支出

一般政府

家計

対家計非営利団体

輸出

需要合計

19

4

50

6

3

9

6

19

3

4

59

ＧＤＰへの影響は以下の通りである。

ＦＩＳＩＭの産出

一般政府の産出

対家計非営利団体の産出

（控除）

中間消費

48

6

3

最終消費支出

一般政府

家計

対家計非営利団体

輸出

6

19

4

4

非金融法人企業

18

（控除）

金融機関	0	輸入
	2	
一般政府	6	
家計	0	
対家計非営利団体	3	
ＧＤＰ	30	ＧＤＰ
	30	

11．表Ａ.Ⅲ.2は、統合経済勘定の形式でこれらの記入項目を示したものである。項目D41〈利子〉への記入は、第Ⅶ章の表7.1に示されたものと正確に一致する。表2におけるその他の記入は、このマニュアル中の他の表の対応項目の一部だけを示しており、他の箇所で明示的に現れるものではない。

３．ＦＩＳＩＭの産業への配分

12．ＦＩＳＩＭの部門への配分の基礎にある原則は、たとえば、供給・使用表のように、生産勘定が産業別に作成されている場合に、産業への配分にも直接一般化することができる。市場産出か市場価格で評価された自己使用のための産出をもつ産業の場合、その産業にＦＩＳＩＭを配分すると、中間消費が増加し、付加価値が減少する。非市場産出をもつ産業にＦＩＳＩＭを配分すると、中間消費と産出の双方が増加するが、付加価値は変化しない。

４．ＦＩＳＩＭの名目的部門への配分

13．ＦＩＳＩＭの使用部門への配分が適切でない場合が、時として、あるかもしれない。そのような場合、ＦＩＳＩＭの産出額全体を、名目的部門の中間消費とみなす。この名目的部門の産出はゼロ、付加価値は中間消費と同じ大きさで逆の符号をもつ。ＦＩＳＩＭによって生み出された付加価値は名目的部門の中間消費によって正確に相殺され、ＧＤＰは、ＦＩＳＩＭの推計値に対して不変となる。しかしながら、この方法によっても、金融機関部門の産出と付加価値、したがって、金融機関部門の生産勘定と所得の発生勘定を正確に測定することができる。

14．（ＦＩＳＩＭを名目的部門に配分する場合）第１次所得の配分勘定の利子記入は、現実の支払利子と受取利子である。前節まで中間消費、最終消費支出あるいは輸出とされていたＦＩＳＩＭの価額は、この方法では、利子中に含まれている。さらに、第１次所得の配分勘定においては、名目的部門の負の付加価値（負の営業余剰）は、金融機関の付加価値（営業余剰）と連結されて示されるから、受取利子と支払利子の差額は、金融機関部門の第１次所得バランスに一度だけ記入されることになる。すべての部門について、バランス項目としての第１次所得

バランスの変化は、可処分所得と貯蓄に持ち越されてゆくから、ＦＩＳＩＭが部門別に配分されるかどうかによらず、各部門の貯蓄の額は、同一である。

15. 表Ａ.Ⅲ.3は、統合経済勘定の形式によって、ＦＩＳＩＭが名目的部門に配分される際の記入項目を示したものである。供給・使用表またはその他の産業別生産勘定の分析においては、名目的部門の場合と同様の取り扱いによって名目的産業が示されることになる。

付録Ⅲ　間接的に計測される金融仲介サービス（ＦＩＳＩＭ）

付録Ⅳ　保険、社会保険、年金の取り扱い

序論

1．２つのタイプの保険がある。すなわち、生命保険と非生命保険である（図Ａ．Ⅳ.1を参照）。生命保険は、保険契約者が定期的な支払いを保険者に対して行なう見返りとして、保険者が、あらかじめ合意した額か年金を、所定の期日か、もし、契約者がその日付より前に死亡した場合にはそれより早く支払うことを確約するという内容の活動である。その額は、固定しているかもしれないし、その契約が有効な期間中、保険料を投資することにより得る収益を反映して変動するかもしれない。そのような場合には、「利付き」生命保険、もしくは養老保険という用語が一般に用いられる。期日や額は変動しうるものであるにもかかわらず、生命保険契約については、保険金が常に支払われる。非生命保険はそれ以外のすべてのリスクを、すなわち、事故、疾病、火災などを網羅している。所与の期間内の死亡の場合以外には給付を行なわない保険契約は、ふつう定期保険と呼ばれるが、これは、その他の非生命保険と同様、保険金が特定の偶然の出来事が発生した場合にのみ支払われるという理由で、非生命保険とみなされる。実際には、保険会社の勘定記録の方法のために、定期保険を、その他の生命保険と分離することは、常に可能とは限らない。このような状況においては、純粋に実務的理由から、定期保険を生命保険と同じ様に取り扱わざるをえないであろう。

2．２つのタイプの保険の共通点は、ともにリスクの分散を含んでいるということである。保険者は、保険契約者から、多数の（比較的）少額の保険料の定期的支払いを受け取り、契約がカバーする偶然の出来事が発生したときには、ずっと多額の支払いを保険金請求者に対して行なう。非生命保険については、保険契約を結んだすべての人数に、リスクは分散する。たとえば、保険会社は、その年に支払われることが予想される自動車保険の保険金総額と結びつけることによって、その年の自動車保険の請求保険料を決定する。概して、保険金請求者の数は保険契約者数よりも、ずいぶん少ない。個々の保険契約者にとって、支払った保険料

と受け取った保険金との間には、長期においてさえも、なんら関係がないが、保険会社は、そのような関係を、非生命保険の種類ごとに年ベースで確立している。生命保険にとっては、保険料と保険金との経時的関係は、保険契約者にとっても、保険会社にとっても、重要である。生命保険をかけている人にとっては、少なくとも、払い込んだ保険料と同額の給付（保険金）を受け取ることが期待され、それは、貯蓄の一形態のように見ることができる。保険会社が保険料のレベルと給付のレベルとの関係を決定するとき、保険会社は、単一種類の保険証券について、保険のもつこのような側面と、平均余命と死亡事故のリスクに関連した保険加入人口についての保険数理上の計算とを結びつけるに違いない。さらに、保険料の受取と保険金の支払との間の期間に、保険会社は、受け取った保険料の額について投資所得を得る。この投資所得も、保険会社が設定する保険料や給付のレベルに影響する。

3. 「体系」の諸勘定に、現実の保険料と支払われた保険金とを単純に記録するだけでは、保険料と保険金との結びつきを反映するものとはならないであろうであろう。そうではなく、背後にあって現実に起こっている経済過程を明らかにするために、現実のいくつかの取引を分解する一方で、いくかの取引を帰属する。この付録は、勘定内の保険に関係する項目を、すべてまとめて示し、その相互関連を説明しようとするものである。

4. 生命保険と非生命保険は、類似しているにもかかわらず、両者間には重要な違いがあるため、「体系」の勘定内の記入項目のタイプも異なっている。さらに、「体系」内では、社会保険制度とその他の保険制度との間に、生命保険、非生命保険の両方に影響を及ぼす、重要な区別が設けられている。「体系」では、社会保険制度への支払いは、保険料ではなく、負担と呼び、その制度によって支払われる、年金を含む保険金は、給付と呼ぶ。

5. 社会保険制度は、保険契約者が、第三者の介入で、偶然の出来事に対処すべく保険をかけることを、契約者に義務を負わせるか、奨励するものである。たとえば、政府は、すべての雇用者に社会保険制度に加入することを義務づけるだろう。また、雇主は、雇用者が雇主により特定された保険制度に加入することを、雇用のための条件とするかもしれない。さらに、雇主は、雇用者のために制度への負担を肩代わりすることによって、雇用者の加入を奨励するかもしれない。あるい

は、労働組合によっては、その組合員だけが加入可能な条件の有利な保険を手配するかもしれない。ふつう社会保険の負担は、雇用者によって支払われるか、あるいは、雇用者のために支払われるものであるが、一定の条件のもとで、非就業者もしくは自営業者も保険によってカバーされる可能性がある。「体系」で、ある保険制度が社会保険制度と指定されるのは、

(a) 受け取る給付が、その制度に加入することを条件とするものであり、なおかつ、以下の諸段落に述べるような内容のものであり、さらに、

(b) 少なくとも、以下の３つの条件のうちの１つに合致する場合である。その３つの条件とは、

(ⅰ) 法によってであれ、雇用条件によるものであれ、その制度への加入が強制的なものであること。

(ⅱ) ひとつのグループのために運営され、かつ、そのグループの構成員に限定された制度であること。

(ⅲ) 雇主は、雇用者のために、その制度に負担を行なうこと。

6. すべての社会給付が社会保険制度によって提供されるものではないが、それがどのように提供されるとしても、すべての社会給付の特徴は、以下のように一般的に述べることができる。社会給付は、現金もしくは現物で提供される。社会給付が支払われるのは、ある特定の出来事が起きるか、ある状態が存在し、家計の資源への追加的要求となったり、所得を減少させることによって、当該家計の福祉に負の影響を及ぼしうるときである。社会給付が支払われる６つの状況がある。すなわち、

(a) 受給者あるいはその扶養家族が、疾病、傷害、妊娠・出産、慢性疾患、老齢等の結果として、医科・歯科あるいはその他の治療、または、病院におけるケア、回復期のケアあるいは長期の介護を必要とする場合。社会給付は、ふつう、無料か、経済的に意味のない価格で、治療か介護という形で現物で提供されるか、あるいは、家計が行なった支出を払い戻すことによって提供される。また、現金社会給付が、ヘルス・ケアを必要とする受給者に支払われることもある。

(b) 受給者が多種多様な扶養者――配偶者、子供、高齢の縁者、病人など――を養う必要がある場合。この場合、ふつう、社会給付は、定期的な扶養手当もしくは家族手当のかたちで現金で支払われる。

(c) 受給者が働けなくなったか、フルタイムで働けなくなった結果、収入の減少にみまわれる場合。社会給付は、その状態が続く間、定期的に、通常現金で支払われる。場合によっては、付加的に、もしくは、定期的な支払の代わりに、一括金が支給される。人々が働けなくなる理由は、様々である。特に、

(i) 自発的または強制的な退職。

(ii) 一時的なレイオフや労働時間短縮を含む、非自発的失業。

(iii) 病気、事故によるけが、子供の誕生など、人が働くこと、あるいはフルタイムで働くことができなくなること。

(iv) 受給者が、一家の大黒柱（主たる働き手）の死亡によって、収入の減少を被る場合。

(v) 受給者が無料か経済的に意味のない価格で、あるいは、家計による支出を払い戻すことによる、住宅を提供される場合。これは、現物社会給付である。

(vi) 受給者が、自身のためにあるいは扶養家族のために、受給者が負担すべき教育費をカバーするための手当を支給される場合。時として、教育サービスは、現物で支給されることもある。

7. 上記のものは、社会給付が支払われる典型的な状況を示すものである。しかしながら、そのリストは、網羅的なものではなく、例示的なものである。たとえば、社会保険制度のもとで、その他の給付が支払われるということもある。逆にすべての制度が、上に列挙したすべての状況において、給付を行なうわけでは、けっしてない。実際、社会保険の範囲は、国によって、または、同じ国内でも、制度によって、大きく異なるものになりがちである。

8. この付録では、便宜上、社会保険以外の保険をその他の生命・非生命保険と呼ぶ。

１．関連する単位

9. その他の保険に関連する制度単位としては、断然、保険会社である。原則として、別のタイプの企業が、主活動としてでなく、保険を取り扱うことは可能ではある。が、ふつう、保険行為をとりまく法的規制により、保険活動の全側面を網羅する独立の勘定群の維持を義務づけられている。そのため、「体系」では、そ

うしたタイプの保険活動を別個の制度単位として識別し、保険会社および年金基金の内訳部門に分類することができる。ときおり、政府が、他の保険活動を行なうこともあるだろう。が、その場合も、独立した単位を識別できるといえそうである。その他の部門が例外的にその他の保険を取り扱う可能性があることに留意したうえで、以下では、その他の保険は、居住または非居住の保険会社によって提供されることを仮定する。

10. 社会保険制度は、いくつかの方法で運営されうる。人口全体を対象として政府が組織する場合（社会保障制度）、雇用者とその扶養家族のために雇主が組織する場合、その他、たとえば、特定の集団のために労働組合が組織する場合などがある（あとの二つの場合はどちらも、民間社会保険制度と呼ばれる）。

11. 民間社会保険制度は、ひとつの団体保険契約ないし一連の保険契約として保険会社によって設定されるか、あるいは手数料をとって保険会社によって運営されるだろう。そうでなければ、雇主が、直接、自身のためにこうした制度を運営することもあるだろう。保険会社を用いる制度は、常に基金をもつ。雇主自身で運営する制度は、基金を持つものも、持たないものもある。基金を持たない（無基金の）制度とは、給付の支払いに充てられる識別可能な準備金がないものである。無基金制度の場合には、給付は、負担の受取から黒字もしくは赤字を伴いながら支払われ、黒字の場合は、その制度の運営者のその他の源泉に向けられるし、赤字の場合は、そこから引き出しを行なうことになる。

12. 年金のため以外の保険カバーは、保険制度を用いて提供されるか、無基金の制度によって提供されるだろう。もし、ある雇主が非年金保険カバーに関して、自身の制度を運営するとしたら、年金の場合のように準備金をつくらなくてよいので、無基金制度として取り扱われる。その一方で、雇主は、しばしば自身の年金制度を運営する。これは、基金を持つものもあるし、基金を持たないものもある。基金をもつ制度（基金制度）は、自律的なもの、すなわち、それ自身のために運営される独立した制度単位を構成するもの（保険会社および年金基金の内訳部門に分類される）と、それ以外の雇主自身の資金からは切り離されてはいるが自律的でないものとに分類される。後者は、その雇主と同一の制度部門内に、引き続き分類される。両方の場合ともに、「体系」では、その基金は、雇主の財産ではなく、制度の受給者の財産とみなされる。年金のための準備が雇主自身の資

金から切り離されてすらいない制度は、無基金年金制度とみなされる。この場合、受給者が請求権をもつ、独立したものとして分別された基金は、存在しない。無基金の年金制度の場合、雇用者の自己負担とならないものが多いが、常にそうであるわけではない。

13. 社会保障制度は基金を持つものも、持たないものもあるだろう。独立した基金が存在する場合でも、ひきつづき、政府の財産であり、その制度の受給者のものではない。政府により、政府自身の雇用者だけについて設定された制度は、社会保障制度ではなく、他の雇主の社会保険制度と同様に取り扱われる。

２．保険会社の産出の計測

14. 保険会社の産出は、社会保険制度に含まれ、保険会社により運営されている、生命・非生命保険契約とともに、その他の生命・非生命保険契約の運営をもカバーするものである。その産出は、保険会社が保険料や負担を受け取ることとひきかえに、保険金や給付を支払う手配をする際になされるサービスの価額である。

15. 生命、非生命保険の両方とも、支払われた保険金の合計額は、しばしば、受取保険料を超える。これは、ありうることである。なぜなら、その保険契約がカバーしている偶然の出来事がその保険料が支払われたのと同じ期におこるとは限らないからである。全人口を網羅するような保険の場合でも同様である。また、通常、保険料は、定期的に、しばしば保険期間のはじめに支払われ、保険金が支払われるのは後のこと、生命保険の場合、何年も後のことである。保険料の支払いがなされ、保険金が支払われるまでの間、保険会社はその金額を自由に使って、投資し、そこから所得を得ることができる。そのようにして得た所得は、それがなかった場合よりも保険料を安くすることを可能にする。提供されたサービスの適切な測度を得るためには、保険料と保険金との相対的な大きさと共に、この所得の大きさを考慮に入れる必要がある。

16. その場合の所得は、保険契約者の資産である、保険会社の技術準備金の投資によってもたらされた所得であり、保険会社自身の資金を投資することによって得た所得は含まない。保険会社の技術準備金は、保険料の前払い（未経過保険料――訳補）、未払いの保険金に対する準備金（支払備金にあたる――訳補）、生

命保険の保険数理上の準備金と、利付き保険のための準備金からなる。非生命保険の場合、保険料が保険によりカバーされる期間（保険期間――訳補）のはじめに支払われることはよくあるが、保険料は、時間の経過につれて、継続的ベースでしか収入されない。保険期間の終了する時点のまえの任意の時点において、契約者は、将来提供されるはずのサービスに関する額を支払わねばならないことになるであろう。これは、保険会社に対して保険契約者によりなされた信用供与の一形態であり、保険料の前払いと呼ばれる。同様に、保険契約で特定されている偶然の出来事が発生し、保険会社により保険金が支払われることになっているにもかかわらず、保険金額の交渉のためであることが多いが、一定の時間が経つまで保険金が実際には支払われないことがある。これは、信用供与のもう一つの類似の形態であり、未払いの保険金に対する準備金と呼ばれるものである。その場合の保険金は、生命保険の保険金であることもあるし、非生命保険の保険金であることもある。その他の二つの保険技術準備金の要素である、生命保険の保険数理上の準備金と、利付き保険のための準備金は、生命保険のみに関係している。それらは、保険料および負担の現時点までの受取額以上の保険金および給付を将来支払うために積み立てておく金額を意味する。

17. 通常、保険技術準備金は、金融資産に投資され、その所得は、財産所得（利子と配当）の形態をとる。しかしながら、時として、保険技術準備金は、独立した事業所の、あるいは、副次的活動の純営業余剰を生み出すために用いられることがある。そのもっとも一般的な例は、不動産からのものである。

18. 生命保険技術準備金の投資からの所得の一部は、保険会社によって、契約者に明示的に帰属させられている。「体系」では、生命、非生命保険双方について、保険技術準備金の投資から得る所得は、すべて、別に計算され、契約者に帰属する財産所得として示される。そのうえで、再び、生命・非生命保険料もしくは負担の帰属追加分として、契約者から、保険者に対し支払われる。保険契約者に提供されるサービスを表わす、保険活動の産出は、生命、非生命保険それぞれについて以下のように計算される。すなわち、

(a) 現実既経過保険料（負担）合計

(b) プラス追加保険料（追加負担）合計

(c) マイナス支払い事由が生じた保険金（給付）

(d) マイナス保険数理上の準備金および利付き保険のための準備金の増加（減少であれば、プラス）

各々の項目は、保有利得および損失を除外して計測される。利用可能なデータ・ソースがこうした保有利得および損失を除いたものでない場合、産出の価額を計算する際に、適当な調整がなされなければならない。

３．年金基金の産出

19. 自律的な年金基金の産出は、生命保険のそれと類似のやり方で計算される。基金は、その準備金を投資することにより、契約者に帰属する所得を生みだす。契約者は、同様の額を基金に帰属年金負担追加として払い戻すことになる。基金の産出は、受給者に対するサービス料であり、それは、

(a) 現実既経過負担合計

(b) プラス帰属追加負担合計

(c) マイナス年金給付

(d) マイナス年金準備金の増加（減少であればプラス）

として計算される。保険会社の産出の場合と同様、年金基金の産出は、保有利得ないし損失を除外したものでなければならない。

20. 非自律的年金基金では、基金を運営するコストが、企業の生産勘定に、その他のコスト要素とともに、付随的活動と同じように含められている。したがって、この場合に適用されるサービス料はなく、よってこのような基金の産出はない。「体系」で受給者に帰属する財産所得は、その基金に記録された財産所得と同じであり、これは、帰属負担の大きさでもある。

21. 明らかに、無基金の年金制度に関しては産出は存在しない。

４．契約者／受給者に帰属する財産所得

22. 契約者または受給者が支払う、保険料や負担の追加の価額は、総額で、保険会社ないし年金基金が、保険技術準備金や年金準備金を投資して獲得した所得全額に等しい。保険会社が獲得する所得の中には、財産所得ではないものもあるか

もしれないが、契約者に帰属するさいに、その全額が、財産所得とみなされ、「契約者に帰属する財産所得」項目に示される。

23．その他の生命保険契約とすべての社会保険について、受給者は、つねに家計である。ただし、その一部は、非居住家計、すなわち、海外かもしれない。その他の非生命保険では、財産所得はすべての契約者に分配されるべきである。原則として、その分配は、保険の種類別に、あるいは、契約者の異なるカテゴリーに帰属する準備金の割合に応じてなされるべきであるが、実際に、ふつう行なわれる方法は、現実支払保険料に比例して財産所得を分配する、というものである。

５．純保険料／純負担と保険サービスの消費

24．現実支払保険料（負担）と追加保険料（負担）とは、「体系」では２つのタイプの取引に分けて示される。第一は、保険サービスの消費もしくは輸出であり、その合計は、保険の産出（プラス、もし適当ならば、輸入された保険サービスの価額）に等しくなる。第二は、既経過純保険料（負担）である。サービス産出の価額の定義方法のために、非生命保険の純保険料は、合計で保険金に等しくなる。生命保険の純保険料と保険金との関係は、以下で議論する。

25．保険サービスは、現実保険料（負担）・帰属保険料（負担）を支払う部門（と海外）によって消費される。部門別の消費価額の推計は、当該サービスの合計額を現実支払保険料（負担）に比例させて配分することによって行なわれる。そのうえで、純保険料・負担の推計は、現実支払保険料・負担に帰属追加保険料・負担の価額の合計から、サービスの消費を差し引くことによって、求められる。

６．海外から供給された保険サービス、海外へ供給した保険サービス

26．居住者である保険会社が海外の家計と企業に保険カバーを提供することも多い。また、居住者である家計と企業が海外の保険会社の保険を購入することもあるだろう。原則として、居住保険会社によって保険契約者に帰属させられる財産所得は、海外の契約者に対する配分額を含むべきである。そのうえで、非居住保険契約者も、居住保険会社に追加保険料を支払う。原則として、この二つのフロ

一は、ともに海外勘定に現れるが、反対方向で、同じ大きさであるために、経常対外収支にネットの効果をもたらさない。同様のことが、非居住の保険業者と契約を結んだ、居住者企業・家計の取り扱いにもあてはまる。そうした居住者企業・家計は、海外から帰属財産所得を受け取り、海外に保険料と保険料の追加分を支払う。これらのフローの大きさを推計することは、とりわけ困難であるが、これらの項目は、経常対外収支を計算する際には相殺される。

７．再保険

27. 保険会社は、二つの異なった方法で保険を引き受ける。このうちの第一は、保険会社と年金基金の内訳部門以外の制度単位に対する元受保険である。第二は、保険会社と年金基金として分類された制度単位のみに関係する保険の形態を取る再保険である。ただし、取引の一方の当事者は、非居住者であるかもしれない。この習慣は、保険会社と年金基金の内訳部門の取引を記録することを多少複雑にする。

28. 居住者である保険会社間の再保険取引――すなわち、非生命元受保険を非生命再保険会社と、生命元受保険を生命再保険会社と――は、連結表示されるべきである。その結果、「体系」は、契約者・保険金受取人と、居住者である生命・非生命保険産業との取引を、当該産業内の元受保険と再保険との間の区別を考慮することなしに、記録する。

29. 居住元受保険者と非居住再保険者、もしくは、非居住元受保険者と居住再保険者との間に、再保険が行なわれるとき、完全な連結を行なうのは、適当ではない。しかしながら、保険料、保険金、手数料などの、元受保険者と再保険者との間の、すべてのフローを示すのでなく、再保険者が元受保険者に対して、あるサービスを提供し、そのサービスが、再保険者と元受保険者の間のすべてのフローの収支（バランス）として計測される、と考えるほうが、より単純でわかりやすい。原則として、再保険サービスの輸入は、居住元受保険者と非居住再保険者との間の、すべてのフローの収支として推計される。そうしたフローには、引き渡された保険料、保険技術準備金からの投資所得の支払い、手数料の受け取り、保険金の取得、保険技術準備金への追加中の再保険者の分が、それぞれ必要に応じ

て含まれる。再保険サービスの輸出は、居住再保険者と非居住元受保険者との間の、すべてのフローの収支として同様に推計される。これら二つのフローを除けば、海外勘定のすべての保険取引は、元受取引のみについてのものである。

30. 輸入された再保険サービスは、居住保険者の中間消費としてあらわれる。

８．「体系」における保険取引の記録

31. 上で説明したとおり、保険契約者によって支払われる、現実保険料（負担）と保険料の追加分の合計は、二つの要素に分解され、それは、保険会社によって提供されるサービスの消費に対応する部分と、純保険料とである。したがって、「体系」の勘定では、保険の項目は、二つのタイプの取引からなる。第一のタイプの取引は、保険サービスの生産および消費に対応する。第二のものは、純保険料（負担）と保険金（給付）の支払いに対応する。その他の生命保険を除いて、「体系」では、二つのタイプの保険のそれぞれについて、純保険料の合計と保険金の合計との間には、均等関係が成立する。したがって、これらの取引は本質的に再分配取引であり、主として所得の第２次分配勘定に移転として記録される。

32. 取引の二つの組の相互作用が、複雑に見える可能性があり、そのため、各種の保険制度に関連する、「体系」における記入項目を、以下順次説明するが、後のものほど複雑さが増す。はじめの二つのケースは、政府の社会保障制度と雇主の無基金制度である。この２者では、別個に記録される保険サービスが存在しない。次に考察するのは、最もありふれた保険としてその他の非生命保険であり、事故、火災、自動車等の保険が含まれる。その次に示すケースは、その他の生命保険である。最後に、民間基金制度の下にある社会保険の二つのケースについて述べる。これらについては、負担と給付の入念な記録が要求される。

33. 各々の場合において、取引のタイプと関係する部門が特定される。唯一の例外は、輸入された保険サービスの場合である。説明が過度に複雑になるのを避けるために、以下では、非居住保険会社との取引の可能性は、明示的には考慮されない。しかしながら、原則として、可能性としては、保険会社とのすべての取引は、居住制度単位でなく非居住制度単位との取引であってもおかしくない。その場合、保険会社および年金基金の内訳部門でなく、海外との取引として記録され

ることになる。

＜政府の社会保障制度＞

34. ほとんどの政府は、社会保障制度を運営している。それは、雇用者、自営業者、時として非就業者が負担を支払うようなかたちのものである。しかしながら、年金とその他の給付は、負担を行なった人だけでなく、それ以外の人々、たとえば、働き手に先立たれた配偶者や非就業者など、当該制度に対して負担を行なわなかった人にも提供される。社会保障制度に対する負担は、直接、雇用者、自営業者、非就業者によって、あるいは、雇用者のために雇主によって、納められる。後者の支払額は、「体系」では、雇用者報酬の一部として取り扱われる。すなわち、雇主が、雇用者に支払い、それから、雇用者が政府に対し、雇用者自身のためにする負担に追加するかたちで、支払われる。

35. 「体系」におけるフローの記録は、次の通り。

(a) 雇主の社会保障負担は、雇主の部門が支払い、家計が受け取るものとして示される。雇主の部門は、非金融法人企業、金融機関、一般政府（雇主としての）、雇主の家計、対家計非営利団体、もしくは、海外（居住労働者が非居住制度単位で働くとき）のいずれでもありうる。居住者である雇主については、支払い項目は、所得の発生勘定に示され、非居住者である雇主の支払いは、第１次所得および経常移転の対外勘定に示される。また、居住者である家計の受取項目は、第１次所得の配分勘定に示され、非居住者である家計のそれは、第１次所得および経常移転の対外勘定に示される。

(b) 所得の第２次分配勘定において、雇主の社会保障負担と、雇用者、自営業者、非就業者による社会保障負担は、家計の支払項目、そして政府の受取項目として示される。居住者である雇用者が、外国政府に対して支払いを行なう場合、その支払いは、第１次所得および経常移転の対外勘定に記録される。さらに、家計に支払われる、現金による社会保障給付は、政府（あるいは、外国政府からのものならば、海外）の支払項目と、家計の受取項目として示される。非居住家計が含

まれる場合、受取は、第１次所得および経常移転の対外勘定に記録される。形式的には「体系」で定義される社会保険の一部分ではないが、現金による社会扶助給付も、同じ勘定に社会保障給付と同様に記録する。

こうしたフローの例を表Ａ.Ⅳ.1に示す。

＜雇主により運営される無基金制度＞

36. 雇主により運営される無基金制度の場合も、関連するフローは、上記の政府により運営される社会保障給付の場合と同様であるが、すべてのフローが家計と雇主との間のものであることが異なる。記録すべき項目は、含まれる給付が、年金であれ、その他の社会給付であれ、同じである。

37. 「体系」では、基金を持たない制度を運営している雇主は、その制度に対する帰属社会負担を、雇用者のために行なうものとみなされる。この負担の大きさは、雇主の労働力の構成と、将来の給付提供の義務に関する約束のしかたを考慮して決められるべきである。しかしながら、実際には、当該期間内に支払われる給付の額と等しくなるように、負担の額を決めることになるであろう。この帰属負担額は、雇用者報酬の一部をなし、雇用者が支払う現実の支払いがあればそれとともに、制度に対する雇用者の支払項目として、もう一度示される。しかしながら、基金を持たない制度が、雇用者による負担を求めないものであることは、めずらしくない。その場合、雇用者の制度に対する支払いは、雇主が雇用者に支払う帰属負担とちょうど一致する。すなわち、

(a) 基金をもたない社会保険制度に対する雇主の帰属負担は、雇主が所属する部門の所得の発生勘定の支払項目として、家計の第１次所得の配分勘定の受取項目として示される

(b) 所得の第２次分配勘定では、雇主の帰属負担と雇用者の現実負担は、家計の支払項目、雇主の受取項目として示される。さらに、雇主が家計に支払う年金その他の給付は、雇主の支払項目、家計の受取項目である。

表Ａ.Ⅳ.2に、これらのフローの例を示す。

＜その他の非生命保険＞

38．その他の非生命保険について、全部で６組の取引を記録する必要がある。すなわち、保険サービスの生産と消費の計測に関連して２組、再分配に関連して３組、そして金融勘定に関連して１組である。非生命保険の活動の産出価額、契約者に帰属する財産所得およびサービス料の価額の計算については、前出の通りであり、それをその他の非生命保険のために特定して用いればよい。

39．生産と消費の取引は、次のとおり、すなわち、

(a) 居住制度単位による非生命保険の活動がすべて保険会社によって行なわれるため、その産出は、保険会社および年金基金の内訳部門の生産勘定に記録する。

(b) そのサービスは、経済の任意の部門もしくは海外によって消費される。そのサービスの価額は、保険会社と年金基金の内訳部門に支払われる。非金融法人企業、金融機関、一般政府もしくは非営利団体による支払いは、それぞれの生産勘定に中間消費として記録する。また、明らかに非法人企業の生産活動と関連している保険も、家計の生産勘定の中間消費として示す。家計によるその他の保険支払いは、最終消費支出の一部であり、所得の使用勘定に記録する。海外による支払いは、財貨・サービスの対外勘定に輸出として記録する。

40．再分配取引は、その他の非生命保険に関する契約者に帰属する財産所得、純非生命保険料および保険金をカバーする。すなわち、

(a) その他の非生命保険に関して、保険契約者に帰属する財産所得は、保険会社と年金基金の支払いとして記録する。これは、すべての部門と海外の受取として記録する。受取、支払ともに、第１次所得の配分勘定か、第１次所得および経常移転の対外勘定に記録されることになる。

(b) 純非生命保険料は、既経過保険料（premium earned）に保険料の追加分（保険契約者に帰属する財産所得と等しい）を加え、消費されたサービス価額を控除して算出する。純保険料は、すべての経済部門か海外の支払項目、保険会社および年金基金の内訳部門の受取項目である。

(c) 保険金支払は、保険会社および年金基金内訳部門の支払項目、経済の全部門および海外の受取項目である。純保険料と保険金は、ともに、所得の第２次分配勘定、あるいは、第１次所得および経常移転の対外勘定に記録する。

41．純非生命保険料は、その会計期間についての保険カバーを調達するための金

額で（アーンド・ベースで――訳補）記録されるべきであり、当該期間に支払われることになっている金額で記録されるのではない。保険金は、保険でカバーされている出来事がおこった日付で、支払うことがが予想される金額で記録されるべきである。支払(発生)保険料(premiums payable）と既経過保険料（premiums earned）との差額、支払事由発生保険金額（claims due）と支払（発生）保険金額（claims payable）との差額がある場合、金融勘定にそのための項目を記録する。

(a) 慣行上、保険料の前払いと未払い保険金に対する準備金は、保険会社と年金基金内訳部門の負債の変動（必要なら、マイナスの符号を付して）として記録し、全部門および海外の資産の変動として記録する。

表Ａ.Ⅳ.３に、これらのフローの例を示す。

＜その他の生命保険＞

42. その他の生命保険取引は、（居住者・非居住者の）保険会社と（居住者・非居住者の）家計との間でのみ行なわれる。保険サービスの生産は、家計によって最終消費支出の一部として消費したサービスの価額および輸出と一致する。保険契約者に帰属する財産所得は、追加保険料として取り扱われる。しかし、その他の生命保険の場合には、保険料と保険金とは、別々には示されずに、金融勘定において記録されるネットの取引の構成要素となる。その金融資産は、生命保険準備金に関する家計の純持分である。

43. 勘定には４つの取引が記録される。すなわち、保険サービスの生産と消費それぞれに関連するものと、保険契約者への財産所得の帰属を示すもの、そして、生命保険準備金における家計の純持分の変動を示すためのものである。すなわち、

(a) 生命保険活動の産出は、保険会社および年金基金の内訳部門の生産勘定に記録する。

(b) 消費されたサービスの価額は、可処分所得の使用勘定における家計の支払項目である最終消費支出としてか、あるいは、海外の支払項目（非居住家計への輸出）として記録する。

(c) その他の生命保険に関して、保険契約者に帰属する財産所得は、第１次所得

の配分勘定に記録する。これは、保険会社および年金基金の支払項目、居住家計か海外の非居住家計の受取項目である。

(d) 金融勘定では、生命保険準備金に関する家計の純持分の項目が、家計と海外の資産の変動として、また、保険会社の負債の変動として示される。これは、現実保険料プラス追加保険料（契約者に帰属する財産所得に等しい）マイナス消費されたサービス価額マイナス保険金支払い、に等しい。

表Ａ.Ⅳ.４に、これらのフローの例を示す。

＜年金以外の民間基金による社会保険＞

44. 上で説明したとおり、年金以外の給付をカバーする、基金付きの民間社会保険(private funded social insurance) は、すべて、保険会社によって運営される。このアクティビティの産出は、その他の非生命保険の産出と同じ方法で計測されるが、それに見合うサービスの消費を支払うのは、受給者家計のみである。受給者家計は、居住生産者が非居住者を雇う場合を除き、居住家計であろう。同様に、当該社会保険制度の受給者に帰属する財産所得は、同じ家計の受取項目となる。

45. 当該制度に対する負担は、雇用者の支払項目である。それは、所得の発生勘定において雇主が雇用者に支払う雇用者報酬の一部として、雇主が支払う部分を含むものであるとともに、また、雇用者が直接支払い、賃金・俸給のなかから積み立てられる負担も含んでいる。さらに、雇用者は、この両方の負担に関連して、契約者に帰属する財産所得を受け取る。この財産所得は、両者あわせて、負担の追加分として取り扱われる。所得の第２次分配勘定にあらわれる、２つの負担項目は、第一が、雇主の現実社会負担で、所得の発生勘定において、家計が雇主から受け取る額と、ちょうど等しくなる。第二の項目は、雇用者の社会負担と呼ばれ、雇用者が直接支払うものに負担の追加分を加え、社会保険制度に支払うサービス料を差し引いたものである。

46. ７つのタイプの取引が記録されなければならい。保険サービスの生産と消費それぞれに関連するもの、また、負担と給付に関連するものが３つ、契約者に帰属する財産所得に対するものと、そして金融勘定内の調整である。すなわち、

(a) 居住単位によるそのようなアクティビティは、すべて保険会社によって行なわれているため、その産出は、保険会社および年金基金の内訳部門の生産勘定に記録する。
(b) 民間の基金をもつ社会保険制度に対する雇主の現実社会負担は、雇主が所属する部門が所得の発生勘定で支払い、第１次所得の配分勘定で家計が受け取る。
(c) それらの制度に関して、契約者（受給者）に帰属する財産所得は、保険会社ないし年金基金が支払い、雇用者家計が受け取る。支払額も受取額も、第１次所得の配分勘定に記録する。
(d) 所得の第２次分配勘定において、雇主による現実社会負担と、雇用者による、負担の追加分を含み消費されたサービスを除く、雇用者社会負担は、家計が支払い、保険会社および年金基金内訳部門が受け取るものとして示す。
(e) 年金以外の民間基金による社会給付も、所得の第２次分配勘定に示され、保険会社および年金基金内訳部門の支払項目、家計の受取項目である。
(f) サービス価額は、家計が最終消費支出の一部として支払い、所得の使用勘定に記録するが、非居住の雇用者のものは例外であり、海外の支払項目である。
(g) 金融勘定の記入項目である、保険料の前払いならびに未払い保険金に対する準備金は、支払負担と既経過負担との、請求権発生給付と支払給付との間のいかなる差をも記録する。慣行として、この項目は、保険会社および年金基金内訳部門の負債の変動として（必要ならば、マイナス符号を付し）、また、雇用者家計の資産の変動として、示される。

表Ａ.Ⅳ.５に、これらのフローの例を示す。

＜民間基金による年金＞

47. その他の民間基金による給付と比較してみると、民間基金による年金の提供に関する取引の記録には、複雑化の要素が２つ含まれている。第一は、非自律的な年金基金の取扱いに関するものである。上で説明したように、非自律的年金基金には、別個の産出が記録されないが、純負担は、基金に対する支払項目であり、年金は、基金の支払項目である。任意の部門の雇主が非自律的な年金基金を運営する可能性があるため、このことは、原則として、あらゆる部門が純負担の受取

側となりうるし、年金の支払側となる、ということを意味する。ところが実際には、ほとんどの民間基金による年金制度は、保険会社あるいは自律的年金基金によって運営されているため、圧倒的に大きな項目は、やはり保険会社および年金基金内訳部門であろう。

48．年金には影響するがその他の民間基金による社会給付には影響しない第二の特徴は、年金の提供のみが、家計に属する持ち分である準備金の形成をもたらす、ということである。この準備金は、家計による現実負担と負担の追加分（支払サービスコストを除く）の支払いのために増加し、家計に対する年金の支払いのために減少する。これらの取引は、いずれも所得の第２次分配勘定に記録する。そのため、家計によりなされる準備金へのネットの追加は、すべてその年金基金を運営している部門の可処分所得に現れることになる。もし、いかなる調整もなされないとしたら、この可処分所得の要素は、（家計でなく――訳補）当該部門の貯蓄にも入って来ることになるであろう。しかしながら、その他の生命保険の取扱いとの調和を考慮し、この貯蓄要素は、家計の貯蓄の一部であり、準備金の形成は、金融勘定における家計資産の変動、具体的には、年金基金準備金に関する家計の純持分として、金融資産の取得とみなされる。このように取引が記録されることを保証するため、一つの調整項目が可処分所得の使用勘定（および調整可処分所得の使用勘定）に置かれる。この調整項目は、保険会社および年金基金から家計への、この貯蓄部分の帰属変更を表わしている。非自律的年金基金についてもこの調整が行なわれるから、この調整は、すべての部門に影響がある。

49．８つのタイプの取引が記録されねばならない。保険サービスの生産と消費に関するものが、それぞれ１つづつ、負担と給付に関するもの３つ、契約者に帰属する財産所得について１つ、所得の使用勘定の調整項目に対するものが１つ、もう一つは、金融勘定の調整に対するものである。すなわち、

(a) 上で説明したように、居住単位の産出は、保険会社および年金基金内訳部門の生産勘定にのみ、記録される。

(b) 雇主による民間基金による社会保険制度に対する現実社会負担は、所得の発生勘定で、雇主が属する部門が支払うものとして、そして、第１次所得の配分勘定で家計が受け取るものとして、示される。

(c) 自律的年金基金に関して、保険契約者に帰属する財産所得は、保険会社と年

金基金が支払い、雇用者家計が受け取る。非自律的年金基金の場合にも、保険契約者に帰属する財産所得は、その制度を運営している雇主が支払い、雇用者家計が受け取る。支払いも、受取もともに、第１次所得の配分勘定に記録する。

(d) 所得の第２次分配勘定では、雇主の現実社会負担と、雇用者の社会負担は、家計が支払い、保険会社および年金基金内訳部門と、非自律的年金基金を運営する部門のどちらかが受け取る。雇主の現実の負担は、家計がその雇主から所得の発生勘定で受け取る額と金額がちょうど一致する。雇用者の社会負担は、雇用者が直接支払った分に負担の追加分を加え、社会保険制度に対して支払うすべてのサービス料を減じた額である。保険会社に対する負担と自律的年金基金に対する負担とには、この勘定に記録される額から除かれるべき、関連サービスコストが存在する。非自律的基金に対する負担については、関連サービスコストは存在しない。

(e) また、民間基金による年金は、所得の第２次分配勘定において、民間基金による社会給付として、その年金基金を運営している部門が支払い、家計が受け取るものとして示す。

(f) 保険サービス価額は、最終消費支出の一部として、家計が支払い、所得の使用勘定に記録するが、非居住雇用者家計についてのものは、海外が支払って、サービスの輸出として記録される。

(g) 年金基金に関する家計の純持分の変動のための調整は、可処分所得の使用勘定（もしくは、調整可処分所得の使用勘定）における、家計の受取項目、年金基金を運営する部門の支払項目である。その項目は、純負担（所得の第２次分配勘定の、年金にのみ記録される）マイナス支払年金と、正確に等しい。

(h) 上の項目と、符号は反対であるが、ちょうど対応する項目が金融勘定に示される。年金基金の準備金に関する家計の純持分である。この項目は、家計と海外の資産の変動として、また、年金基金を運営している部門の負債の変動として、現れる。

表Ａ.Ⅳ.６に、これらのフローの例を示す。

付録Ⅳ　保険、社会保険、年金の取り扱い

付録Ｖ　分類と勘定

第１部　分類

Ａ．制度部門の分類(S)

S.1　一国経済

S.11　非金融法人企業

S.11001 公的非金融法人企業

S.11002 自国民間非金融法人企業

S.11003 外国支配非金融法人企業

S.12　金融機関

S.121　中央銀行

S.122　その他の預金取扱機関

S.1221　預金通貨機関

S.12211 公的

S.12212 自国民間

S.12213 外国支配

S.1222　預金通貨機関を除くその他の預金　取扱機関

S.12221 公的

S.12222 自国民間

S.12223 外国支配

S.123　保険会社および年金基金を除くその他の金融　仲介機関

S.12301 公的

S.12302 自国民間

S.12303 外国支配

S.124　金融補助機関

S.12401 公的

S.12402 自国民間

S.12403 外国支配

S.125　保険会社および年金基金

S.12501 公的

S.12502 自国民間

S.12503 外国支配

S.13　一般政府

S.131　一般政府代替分類（１）

S.1311　中央政府

S.1312　州政府

S.1313　地方政府

S.1314　社会保障基金

S.13141 中央政府社会保障基金

S.13142 州政府社会保障基金

S.13143 地方政府社会保障基金

S.132　一般政府代替分類（２）

S.1321　中央政府ａ）

S.13211 中央政府

S.13212 中央政府社会保障基金

S.1322　州政府ａ）

S.13221 州政府

S.13222 州政府社会保障基金

S.1323　地方政府ａ）

S.13231 地方政府

S.13232 地方政府社会保障基金

S.14　家計

S.141　雇主

S.142　自己勘定の就業者

S.143　雇用者

S.144　財産所得および移転所得の受領者

S.1441　財産所得の受領者

S.1442　年金の受領者

S.1443　その他の移転の受領者

S.15　対家計非営利団体

S.2　海外

Ｂ．取引およびその他のフローの分類

１．財貨・サービス（生産物）の取引（Ｐ）

P.1　産出

P.11　市場産出

P.12　自己最終使用のための産出

P.13　その他の非市場産出

P.2　中間消費

P.3　最終消費支出

P.31　個別消費支出

P.32　集合消費支出

P.4　現実最終消費

P.41　現実個別消費

P.42　現実集合消費

P.5　総資本形成

P.51　総固定資本形成

P.511　有形固定資産の取得マイナス処分

P.5111　新規有形固定資産の取得

P.5112　既存有形固定資産の取得

P.5113　既存有形固定資産の処分

P.512　無形固定資産の取得マイナス処分

P.5121　新規無形固定資産の取得

P.5122　既存無形固定資産の取得

P.5123　既存無形固定資産の処分

P.513　非生産非金融資産の価値への追加

P.5131　非生産非金融資産の大規模改良

P.5132　非生産非金融資産に関する所有権　　の移転費用

P.52　在庫品増加

P.53　貴重品の取得マイナス処分

P.6　財貨・サービスの輸出

P.61　財貨の輸出

P.62　サービスの輸出

P.7　財貨・サービスの輸入

P.71　財貨の輸入

P.72　サービスの輸入

２．分配取引（Ｄ）

D.1　雇用者報酬

D.11　賃金・俸給

D.12　雇主の社会負担

D.121　雇主の現実社会負担

D.122　雇主の帰属社会負担

D.2　生産および輸入品に課される税

D.21　生産物に課される税

D.211　付加価値型税（ＶＡＴ）

D.212　ＶＡＴを除く輸入品に課される税　　および関税

D.2121　輸入関税

D.2122　ＶＡＴ、関税を除く輸入品に課される税

D.213　輸出税

D.214　ＶＡＴ、輸入税、輸出税を除く生産物に課される税

D.29　生産に課されるその他の税

D.3　補助金

D.31　生産物に対する補助金

D.311　輸入補助金

D.312　輸出補助金

D.313　生産物に対するその他の補助金

D.39　生産に対するその他の補助金

D.4　財産所得

D.41　利子

D.42　法人企業の分配所得

D.421　配当

D.422　準法人企業所得からの引き出し

D.43　海外直接投資に関する再投資収益

D.44　保険契約者に帰属する財産所得

D.45　賃貸料

D.5　所得、富等に課される経常税

D.51　所得に課される税

D.52　その他の経常税

D.6　社会負担および社会給付

D.61　社会負担

D.611　現実社会負担

D.6111　雇主の現実社会負担

D.61111　雇主の強制的現実社会負担

D.61112　雇主の自発的現実社会負担

D.6112　雇用者の社会負担

D.61121　雇用者の強制的社会負担

D.61122 雇用者の自発的社会負担

D.6113 自営業者および非就業者による社会負担

D.61131 自営業者および非就業者による強制的社会負担

D.61132 自営業者および非就業者による自発的社会負担

D.612 帰属社会負担

D.62 現物社会移転以外の社会給付

D.621 現金による社会保障給付

D.622 民間基金による社会給付

D.623 無基金雇用者社会給付

D.624 現金による社会扶助給付

D.63 現物社会移転

D.631 現物社会給付

D.6311 払い戻しによる社会保障給付

D.6312 その他の現物社会保障給付

D.6313 現物社会扶助給付

D.632 個別的非市場財・サービスの移転

D.7 その他の経常移転

D.71 非生命保険純保険料

D.72 非生命保険保険金

D.73 一般政府内の経常移転

D.74 経常国際協力

D.75 他に分類されない経常移転

D.8 年金基金に関する家計純持分の変動のための調整

D.9 資本移転

D.91 資本税

D.92 投資交付金

D.93 その他の資本移転

３．金融手段の取引（Ｆ）

（金融資産の純取得／負債の純発行）

F.1　貨幣用金およびＳＤＲ

F.2　通貨および預金ｂ）ｃ）

F.21　通貨

F.22　通貨性預金

F.29　その他の預金

F.3　株式以外の証券ｃ）

F.31　短期

F.32　長期

F.4　貸付ｃ）ｄ）

F.41　短期

F.42　長期

F.5　株式およびその他の持分ｄ）

F.6　保険技術準備金

F.61　生命保険準備金および年金基金に関する家計　の純持分

F.611　生命保険準備金に関する家計の純　持分

F.612　年金基金に関する家計の純持分

F.62　保険料の前払いならびに未払い保険金に対す　る準備金

F.7　その他の受取債権または支払債務ｄ）

F.71　売上債権・買入債務

F.79　その他

４．その他の蓄積項目（Ｋ）

K.1　固定資本減耗

K.2　非生産非金融資産の取得マイナス処分

K.21　土地およびその他の有形非生産資産の取得マ　イナス処分

K.211　土地およびその他の有形非生産資　産の取得

K.212　土地およびその他の有形非生産資　産の処分

K.22　無形非生産資産の取得マイナス処分

K.221　無形非生産資産の取得

K.222　無形非生産資産の処分

K.3　非生産資産の経済的出現

K.4　生産資産の経済的出現

K.5　非育成生物資源の自然成長

K.6　非生産資産の経済的消滅

K.61　自然資産の減耗

K.62　非生産資産のその他の経済的消滅

K.7　災害等による壊滅的損失

K.8　補償されない没収

K.9　非金融資産の他に分類されないその他の　量的変動

K.10　金融資産および負債の他に分類されない　その他の量的変動

K.11　名目保有利得または損失

K.11.1　中立保有利得または損失

K.11.2　実質保有利得または損失

K.12　分類および構造の変更

K.12.1　部門分類および構成の変更

K.12.2　資産および負債の分類変更

K.12.21 金の貨幣化または非貨幣化

K.12.22 金の貨幣化または非貨幣化以外の　資産または負債の分類変更

Ｃ．バランス項目の分類ｅ）（Ｂ）

B.1　付加価値／B.1＊国内生産

B.2　営業余剰

B.3　混合所得

B.4　企業所得

B.5　第１次所得バランス／B.5＊国民所得

B.6　可処分所得

B.7　調整可処分所得

B.8　貯蓄

B.9　純貸出／純借入

貯蓄投資差額（資本勘定において）

資金過不足（金融勘定において）

B.10　正味資産の変動

B.10.1　貯蓄および資本移転による正味資産

の変動ｆ）ｇ）

B.10.2　その他の資産量変動による正味資産の変動

B.10.3　名目保有利得または損失による正味資産の変動

B.10.31 中立保有利得または損失による正味資産の変動

B.10.32 実質保有利得または損失による正味資産の変動

B.11　財貨・サービスの対外収支

B.12　経常対外収支

B.90　正味資産

Ｄ．資産の分類

１．非金融資産（ＡＮ）

AN.1　生産資産

AN.11　固定資産ｈ）

AN.111　有形固定資産

AN.1111 住宅

AN.1112 その他の建物および構築物

AN.11121　非居住用建物

AN.11122　その他の構築物

AN.1113 機械・設備

AN.11131　輸送機器

AN.11132　その他の機械・設備

AN.1114 育成資産

AN.11141　繁殖・搾乳・牽引等のための家畜

AN.11142　ぶどう園、果樹園ならびに繰り返　し生産物を生じるその他の樹木の　プランテーション

AN.112　無形固定資産

AN.1121 鉱物探査

AN.1122 コンピューター・ソフトウェア

AN.1123 娯楽、文学または芸術作品の原本

AN.1129 その他の無形固定資産

AN.12　在庫品

AN.121　原材料および消耗品

AN.122　仕掛品

AN.1221 育成資産の仕掛品

AN.1222 その他の仕掛品

AN.123　製品

AN.124　再販売品

AN.13　貴重品

AN.131　貴金属および宝石

AN.132　骨董品およびその他の美術品

AN.139　その他の貴重品

AN.2　非生産資産

AN.21　有形非生産資産

AN.211　土地

AN.2111 建物および構築物の敷地

AN.2112 耕地

AN.2113 レクリエーション用土地および関連地表水

AN.2119 その他の土地および関連地表水

AN.212　地下資源

AN.2121 石炭、石油および天然ガス資源

AN.2122 金属鉱物資源

AN.2123 非金属鉱物資源

AN.213　非育成生物資源

AN.214　地下の水資源

AN.22　無形非生産資産

AN.221　特許実体

AN.222　賃貸借権およびその他の譲渡可能な契約

AN.223　買入のれん

AN.229　その他の無形非生産資産

２．金融資産（ＡＦ）

AF.1　貨幣用金およびＳＤＲ

AF.2　現金通貨および預金ｉ）ｊ）

AF.21　通貨性預金

AF.22　その他の預金

AF.3　株式以外の証券ｊ）

AF.31　短期

AF.32　長期

AF.4　貸付ｊ）ｋ）

AF.41　短期

AF.42　長期

AF.5　株式およびその他の持分ｋ）

AF.6　保険技術準備金

AF.61　生命保険準備金および年金基金に対する家計の純持分

AF.62　保険料の前払いならびに未払い保険金に対する準備金

AF.7　その他の受取債権または支払債務ｋ）

AF.71　売上債権・買入債務

AF.79　売上債権・買入債務を除くその他受取債権または支払債務

注）

a)この水準の政府の社会保障基金を含む。

b)次のメモ項目がカテゴリーF.2「通貨および預金」の諸要素に関連している。

m11　自国通貨建て

m12　外国通貨建て

m21　居住者機関の負債

m22　海外の負債

c)提案されている分類は、選択的なものである。

d)次のメモ項目がある。

F.m　海外直接投資

e)バランス項目は、すべて、固定資本減耗に関して、総（gross、粗）表示することも純（net）表示することもできる。総（粗）表示のバランス項目には、当該項目のコードに“ｇ”を付す。同様に、純表示のバランス項目には、“ｎ”を付す。

f)「貯蓄および資本移転による正味資産の変動」は、「体系」の構造の上からは、バランス項目ではない。むしろ、資本勘定の右側の合計である。しかし、正味資産の変動の重要な要素であるから、正味資産の変動に含まれる他の項目とともに

コーディングしている。

g)海外について、「貯蓄および資本移転による正味資産の変動」は、経常対外収支と資本移転による正味資産の変動のことである。

h)次のメモ項目がある。

AN.m　　耐久消費財

i)次のメモ項目がカテゴリーAF.2「現金通貨および預金」の項目に関連している。

m11　　自国通貨建て

m12　　外国通貨建て

m21　　居住者機関の負債

m22　　海外の負債

j)提案されている分類は、選択的なものである。

k)次のメモ項目がある。

AN.m　　海外直接投資

l)統合経済勘定でも使用される。

E．取引およびその他のフローの補完的分類の要素

補完的分類の要素は、以下のような様々な要請に答えることを意図したものである。

（a）「体系」の分類では分離されていない、ある種のフローの構成要素の推計を示す。たとえば、「体系」の分類では、海外直接投資に関する収益の再投資や帰属社会負担は分離されているものの、持家住宅サービスや物々交換取引のような、その価額が直接観察されないフローの多くは、分離されていない。補完的分類の要素としては、こうしたフローを分離して示す。

（b）より一般的に、貨幣的・非貨幣的な構成要素の両者を一貫して、一定の取

引の様々な構成要素を示す。たとえば、「市場産出、商取引の対象であるものを除く」という項目では、売却、物々交換取引、現物支払い等を別個に示している。また、「家計最終消費支出」では、購入、物々交換による消費財・サービス、自己最終消費およびその様々な構成要素、ある種の現物移転等が区別されている。

（ｃ）時には、「体系」の分類の細部の追加を行なうだけということもある。ある場合には、系統的に細部の導入が行なわれ、当該項目がより詳細な項目に網羅的に分解されるが、そうでない場合には、とくに重要な細部だけが提案されている。後者の場合、「そのうち」という表現が使われる。

（ｄ）商業および運輸マージンや居住者による海外直接購入のような、供給・使用表で用いられる、いくつかの取引、調整項目およびその他の要素を含んでいる。ある意味では、こうした項目は、直接的に「体系」の分類の一部であるが、補助的役割りを演じているといえる。

（ｅ）補完的分類のある部分は、複数為替レートの取扱いに関連して必要となる追加的な取引を示している。

場合によっては、ある取引に含まれる、様々な貨幣的・非貨幣的構成要素を別々に示してゆくことにより、こうしたフローの定義そのもの、あるいは、そのひとつの定義を与えることになる。「商取引の対象である市場産出」や「原材料在庫の変動」のような場合がその例である。

こうした補完的分類の要素は、勘定中に直接示すか、補完的な表の中で示すかは別として、各国が、一定の細部を示そうとするときに役立てるためのものである。実際には、多くの場合、変更の余地がある。また、名前の通り、こうした要素は、網羅的であることを意図したものでない。もし、意味があり、有用かつ実行可能なものであるならば、ここに示したもの以外の補完的分類を導入してもよい。

１．取引およびその他のフロー、財貨・サービスに関するその他の要素

産出

主産出

副次的産出

生産物

主生産物

副次的生産物

市場産出、商取引の対象であるものを除く

売却（再販売のために購入された財貨の販売を除く）

物々交換取引

現物支払い

　そのうち：現物雇用者報酬

同一の市場企業に属する事業所間の引き渡しで中間消費向けのもの

製品在庫の変動と仕掛品在庫の変動で上記のいずれかに向けられる予定のもの

保険サービスの産出

　非生命保険サービスの産出

　生命保険サービスの産出

年金基金の産出

間接的に計測される金融仲介サービスの産出

市場産出、商取引の対象であるもの

再販売のために購入された財の販売

（＋）再販売のために購入された財貨のその他の使用

　そのうち：現物雇用者報酬

（－）再販売のための財貨の購入

（＋）再販売のための財貨の在庫の変動

非市場産出

自己最終消費

　そのうち：持家住宅サービス

自己総固定資本形成

無料ないし経済的に意味のない価格で他の制度単位に供給された財貨・サービス

非市場事業所から他の非市場事業所に供給された財貨・サービス
製品在庫の変動と仕掛品在庫の変動で上記のいずれかに向けられる予定のもの

中間消費
原材料の購入
（＋）原材料のその他の取得
　そのうち：同一の市場企業に属する事業所間の引き渡しで中間消費向けのもの
（－）原材料在庫の変動

家計最終消費支出
消費財・サービスの購入
（－）既存消費財・サービスの販売
（＋）物々交換による消費財・サービス（純）
（＋）自己最終消費
　自給経済におけるもの
　持家住宅サービス
　有給の家事使用人を雇用することにより生産される　家事サービス
　その他
（＋）現物雇用者報酬
（＋）現物移転（政府ないし非営利団体からのものを　　除く）
（＋）保険サービス
（＋）年金基金サービス
（＋）間接的に計測される金融仲介サービス

家計現実最終消費
家計最終消費支出
現物社会移転

総固定資本形成
有形固定資産の取得マイナス処分

新規有形固定資産の取得

購入

物々交換取引

自己総固定資本形成

現物資本移転

既存有形固定資産の取得

購入

物々交換取引

現物資本移転

既存有形固定資産の処分

売却

物々交換取引

現物資本移転

無形固定資産の取得マイナス処分

新規無形固定資産の取得

購入

物々交換取引

自己総固定資本形成

現物資本移転

既存無形固定資産の取得

購入

物々交換取引

現物資本移転

既存無形固定資産の処分

売却

物々交換取引

現物資本移転

非生産非金融資産の価値への追加

非生産非金融資産の大規模改良

購入

物々交換取引

自己総固定資本形成

現物資本移転

非生産非金融資産に関する所有権の移転費用

自己総固定資本形成

新規有形固定資産

新規無形固定資産

非生産非金融資産の大規模改良

総固定資本形成

固定資本減耗

純固定資本形成

固定資産ストックへの純追加

純固定資本形成

固定資産のその他の量的変動

災害等による壊滅的損失

補償されない没収

非金融資産の他に分類されないその他の量的変動

在庫変動

在庫への追加

（－）在庫からの引き出し

（－）在庫の経常損失

製品在庫と仕掛品在庫の変動

製品在庫と仕掛品在庫の追加

（－）製品在庫と仕掛品在庫からの引き出し

（－）製品在庫と仕掛品在庫の経常損失

再販売品の在庫変動

再販売品の在庫の追加

（－）再販売品の在庫の引き出し

（－）再販売品の在庫の経常損失

原材料在庫の変動

原材料在庫の追加

（－）原材料在庫からの引き出し

（－）原材料在庫の経常損失

在庫変動

期末在庫

（－）期首在庫

（－）在庫に関する保有利得マイナス保有損失

（＋）在庫の例外的損失

（非金融）純蓄積

総資本形成

（－）固定資本減耗

（＋）その他の非金融資産の量的変動

財貨の輸出

そのうち：

加工目的の財貨の輸出

加工目的で輸入された財貨を変換した財貨の輸出

固定資産の修理のための輸出

ファイナンシャル・リースのもとで行なわれる財貨　の輸出

非貨幣用金の輸出

貴重品としての利用に向けられるもの

その他の利用に向けられるもの

海外への現物移転

経常

資本

非居住者の国内市場における直接購入

財貨の輸出

そのうち：

物々交換取引

会社内フロー

サービスの輸出

そのうち：

海外への現物移転

保険サービスの輸出

間接的に計測される金融仲介サービスの輸出

居住者により居住者へ提供され、輸入の価額（f.o.　b.）に含まれる運輸・保険サービスの対応項目

非居住者の国内市場における直接購入

財貨の輸入（財貨の輸入、f.o.b.）

財貨の輸入（c.i.f.）

（－）輸入に対するc.i.f.／f.o.b.調整

財貨の輸入

そのうち：

加工目的の財貨の輸入

加工目的で海外に輸出された財貨を変換した財貨の輸入

固定資産の修理のための輸入

ファイナンシャル・リースのもとで行なわれる財貨の輸入

非貨幣用金の輸入

貴重品としての利用向け

その他の利用

海外からの現物移転

経常

資本

居住者の海外における直接購入

財貨の輸入

そのうち：

物々交換取引

会社内フロー

サービスの輸入

そのうち：

海外からの現物移転

保険サービスの輸入

間接的に計測される金融仲介サービスの輸入

非居住者により非居住者へ提供され、輸出の価額（f.　o.b.）に含まれる運輸・保険サービスの対応項目

居住者の海外における直接購入

供給・使用表で使用される取引、調整およびその他の要素

商業・運輸マージン

商業マージン

運輸マージン

輸入に対するc.i.f.／f.o.b.調整

居住者により提供される輸入品に対する運輸サービス

非居住者により提供される輸入品に対する運輸サービス

居住者により提供される輸入品に対する保険サービス
非居住者により提供される輸入品に対する保険サービス

居住者の海外直接購入

非居住者の国内市場における直接購入

労働投入

固定資産のストック、純

２．分配取引

賃金・俸給
賃金・俸給、現金
賃金・俸給、現物

利子
名目利子
（＋）預金者に提供される間接的に計測される金融仲介サービス
（－）借り手に提供される間接的に計測される金融仲介サービス

賃貸料
土地に対するもの
　現金
　現物
地下資源に対するもの
　現金
　現物

保険サービス

非生命保険サービス（合計）

既経過非生命保険料

（－）非生命保険金

生命保険サービス（合計）

既経過生命保険料

（＋）全保険（生命・非生命）技術準備金の投資から　　の純所得

（－）（生命）保険金、支払事由発生額

（－）（生命）保険数理上の準備の変動および利付き　　保険の準備の変動マイナス（生命）保険契約　　者に配分される保有利得／損失

非生命保険料マイナスサービス料

既経過非生命保険料

（－）非生命保険サービス

経常国際協力

　現金

　現物

雑経常移転

そのうち：

　非営利団体への移転

　居住者家計間の移転

　　現金

　　現物

　海外に居住する家族からの送金

　　現金

　　現物

科料・罰金

宝くじ・賭博

補償金の支払い

資本移転

資本税

投資交付金

現金

現物

その他の資本移転

現金

現物

そのうち：債務の抹消

３．複数為替レートの取り扱いに関連する補完要素

生産物および輸入品に課される税

…

…

…

ＶＡＴ、関税を除く輸入品に課される税

複数為替レートから生じる暗黙の輸入税

その他

輸出税

複数為替レートから生じる暗黙の輸出税

その他

…

生産に課されるその他の税

第１次所得に課される、複数為替レートから生じる　暗黙の税

補助金

…

輸入補助金

複数為替レートから生じる暗黙の輸入補助金

その他

輸出補助金

複数為替レートから生じる暗黙の輸出補助金

その他

…

生産に課されるその他の補助金

第１次所得に課される、複数為替レートから生じる暗黙の補助金

その他

所得、富等に課される経常税

…

その他の経常税

複数為替レートから生じるその他の暗黙の経常税

その他

その他の経常移転

…

雑経常移転

そのうち：

…

…

複数為替レートから生じるその他の暗黙の経常移転

複数為替レートに関連する通貨当局間の暗黙の経常　移転

資本移転

資本税

　複数為替レートから生じる暗黙の資本税

　その他

…

その他の資本移転

　複数為替レートから生じるその他の暗黙の資本移転

　複数為替レートに関連する通貨当局間の暗黙の資本　移転

　その他

供給・使用表で用いられる取引、調整およびその他の要素

複数為替レートから生じる暗黙の輸入税／輸入補助金

複数為替レートから生じる暗黙の輸出税／輸出補助金

複数為替レートから生じる暗黙の税１）

複数為替レートから生じる暗黙の補助金１）

付録Ｖ　分類と勘定

Ｇ．主要生産物分類（ＣＰＣ）

大分類　中分類

０　農林水産物

　　０１　農業、園芸および市場園芸の生産物

　　０２　生き物および動物製品

　　０３　林産品および伐採・搬出

　　０４　魚およびその他の漁業生産物

１　鉱石および鉱物、電気・ガス・水道

　　１１　石炭・亜炭、泥炭

　　１２　原油および天然ガス

　　１３　ウラン・トリウム鉱石

　　１４　金属鉱石

　　１５　石、砂および粘土

　　１６　その他の鉱物

　　１７　電力、都市ガス、蒸気および熱水

　　１８　水

２　食品・飲料・たばこ、テキスタイル・アパレル・皮革製品

　　２１　肉、魚肉、果実、野菜および油脂

　　２２　酪農製品

　　２３　穀物製粉製品、澱粉・澱粉製品およびその他の食料品

　　２４　飲料

　　２５　たばこ製品

　　２６　糸類、織物生地（ウォーブンおよびタフテド）

　　２７　アパレル以外の繊維製品

　　２８　ニット・クロシェ生地、アパレル衣服

　　２９　皮革および皮革製品、履物

３　金属製品、機械・設備を除くその他の可動財

３１　木材製品、コルク、ストローその　他の編み組み材料

３２　パルプ、紙および紙製品、印刷物　および関連製品

３３　コークス炉製品、石油精製品、核　燃料

３４　基礎化学製品

３５　その他の化学製品、人造繊維

３６　ゴムおよびプラスティック製品

３７　ガラスおよびガラス製品、その他　の非金属製品n.e.c.

３８　家具、その他の移動可能財n.e.c.

３９　ウェイストおよびスクラップ

４　金属製品、機械・設備

４１　基礎金属

４２　機械・設備を除く金属製品

４３　一般機械

４４　特殊機械

４５　事務用・経理用・計算用の機械

４６　電気機械・器具

４７　ラジオ、テレビおよび通信設備・　機器

４８　医療用機器、精密機器、光学機器、　時計

４９　輸送機器

５　建設工事および建造物、土地

５１　建設工事

５２　建造物

５３　土地

６　商業サービス、ホテル・レストランのサービス

６１　自動車およびオートバイの販売・　維持・修理サービス

６２　自動車およびオートバイについて　のものを除く、仲買人および卸売　サービス

６３　小売サービス、個人用・家庭用の財の修理サービス

６４　ホテルおよびレストランサービス

７　輸送、倉庫、通信サービス

７１　陸上輸送サービス

７２　水上輸送サービス

７３　航空輸送サービス

７４　補助的・付随的輸送サービス

７５　郵便および遠距離通信サービス

８　事業サービス、農業・鉱業・製造業関連サービス

８１　金融仲介サービスとその補助サービス

８２　不動産サービス

８３　オペレーターなしのリース・レンタルサービス

８４　コンピューターおよび関連サービス

８５　研究・開発サービス

８６　法律、会計、監査および簿記サービス、税務サービス、市場調査および世論調査サービス、管理およびコンサルティングサービス、建築設計、エンジニアリングその他の技術サービス

８７　事業サービスn.e.c.

８８　農業・鉱業・製造業関連サービス

８９　無形資産

９　公共的（コミュニティー）・社会的・個人的サービス

９１　公務およびコミュニティー全体に対するその他のサービス、強制的社会保障

９２　教育サービス

９３　保健・社会サービス

９４　下水、ごみ処理、衛生およびその他の環境保護サービス

９５　会員組織のサービス

９６　レクリエーション・文化・スポーツサービス

９７　その他のサービス

９８　家事雇用者を有する家計

９９　治外法権組織・機関により提供さ　れるサービス

Ｈ．個別消費の目的分類（ＣＯＩＣＯＰ）（１桁および２桁水準）

１．食料・飲料・たばこ

1.1　食料

1.2　飲料

1.3　たばこ

２．被服および履物

2.1　被服

2.2　履物

３．住宅、水道、電気、ガスおよびその他の燃料

3.1　粗家賃

3.2　住居の定期的な維持管理および修理

3.3　住居に関するその他のサービス

3.4　電気、ガスおよびその他の燃料

４．家具類、家庭用機器、家屋の日常的な維持管　理

4.1　家具、備品・室内装飾品および絨毯その他の　フロア・カバリング、同修理

4.2　家庭用布製品

4.3　暖房装置・台所機器、冷蔵庫、洗濯機、類似　　の大型家庭用機器、取付と修理を含む

4.4　ガラス器、食器および家庭用品

4.5　家屋・庭の手入れのための道具・器具

4.6　家庭の日常的維持管理のための財貨・サービ　　ス

５．保健

5.1　医療用品・薬品および治療機器

5.2　病院外の医療・準医療サービス

5.3　病院サービス

5.4　疾病保険サービスおよび傷害保険サービス

６．輸送

6.1　車両の購入

6.2　個人輸送機器の運営

6.3　輸送サービス

７．レジャー、娯楽および文化

7.1　機器および付属品、修理を含む

7.2　レクリエーションおよび文化サービス

7.3　新聞、書籍および文房具

８．教育

8.1　教育サービス

8.2　教材

8.3　補助的教育サービス

９．ホテル、喫茶店およびレストラン

9.1　食事等

9.2　宿泊

10. その他の財貨・サービス

10.1　パーソナル・ケア

10.2　身の回り用品 n.e.c.

10.3　通信

10.4　社会サービス

10.5　金融サービス n.e.c.

10.6　その他のサービスn.e.c.

Ⅰ. 政府の機能分類（ＣＯＦＯＧ）

01　一般公共サービス

01.1　行政・立法組織、財務・財政業務、海外援　　助を除く対外業務

01.2　海外経済援助

01.3　基礎研究業務および同サービス

01.4　一般サービス

01.5　一般公共サービスn.e.c.

02　防衛業務と同サービス

02.1　軍および民間防衛の管理と運営

02.2　対外軍事援助

02.3　防衛関連の応用研究および試験開発

02.4　防衛業務 n.e.c.

03　公共の秩序および治安業務

03.1　警察および消防

03.2　裁判所

03.3　刑務所の管理・運営

03.4　公共の秩序および治安業務n.e.c.

04　教育業務および同サービス

04.1　前初等教育および初等教育業務および同サービス（ＩＳＣＥＤ水準０と１）

04.2　中等教育業務および同サービス（ＩＳＣＥＤ水準２と３）

04.3　高等教育業務および同サービス（ＩＳＣＥＤ水準５、６および７）

04.4　水準によって規定できない教育サービス（ＩＳＣＥＤ水準９）

04.5　教育補助サービス

04.6　教育業務および同サービスn.e.c.

05　保健業務および同サービス

05.1　病院業務および同サービス

05.2　診療所および医科・歯科・準医療実務

05.3　公衆衛生業務および同サービス

05.4　薬剤、補綴、医療設備・器具、その他処方にもとづく保健医療関連生産物

05.5　保健・医療システムに関連する応用研究と試験開発

05.6　保健業務および同サービス

06　社会保障・福祉業務および同サービス

06.1　社会保障業務および同サービス

06.2　福祉業務および同サービス

06.3　社会保障・福祉業務および同サービスn.e.c.

07　住宅と地域のアメニティー業務および同サー　　ビス

07.1　住宅と地域開発

07.2　水道業務および同サービス

07.3　衛生業務および同サービス、汚染の軽減と　　コントロールを含む

07.4　街灯業務および同サービス

07.5　住宅と地域のアメニティー業務および同サ　　ービスn.e.c.

08　レクリエーション、文化、宗教業務および同サービス

08.0　レクリエーション、文化、宗教業務および　　同サービス

09　燃料・エネルギー業務および同サービス

09.1　燃料業務および同サービス

09.2　電力およびその他のエネルギー資源

09.3　燃料・エネルギー業務および同サービス n.　　e.c.

10　農業・林業・漁業・狩猟業業務および同サー　　ビス

10.1　農業業務および同サービス

10.2　林業業務および同サービス

10.3　漁業・狩猟業業務および同サービス

10.4　農業研究および試験開発 n.e.c.

10.5　農業・林業・漁業・狩猟業業務および同サ　　ービスn.e.c.

11　燃料以外の鉱業・鉱物資源業務および同サー　　ビス、製造業業務および同サービス、建設業　　業務および同サービス

11.1　燃料以外の鉱業・鉱物資源業務および同サ　　ービス

11.2　製造業業務および同サービス

11.3　建設業業務および同サービス

11.4　鉱業・鉱物資源業務および同サービスn.e.　　c.、製造業業務お

よび同サービスn.e.c.、建　　設業業務および同サービスn.e.c.

12　輸送・通信業務および同サービス

12.1　道路輸送業務および同サービス

12.2　水上輸送業務および同サービス

12.3　鉄道業務および同サービス

12.4　航空輸送業務および同サービス

12.5　パイプライン輸送と他の輸送システム

12.6　他に分類されない輸送システム業務と同サ　　ービス

12.7　通信業務と同サービス

12.8　他に分類されない輸送・通信業務と同サー　　ビス

13　その他の経済業務および同サービス

13.1　流通商業業務と同サービス、貯蔵および倉　　庫を含む。ホテルおよびレストラン業務およ　　びサービス

13.2　旅行業務および同サービス

13.3　多目的開発プロジェクト業務

13.4　一般労働業務を除く一般経済・商業業務

13.5　一般労働業務

13.6　その他の経済業務および同サービス

14　主要グループに分類されない支出

14.0　主要グループに分類されない支出

Ｊ．対家計非営利団体の目的分類（ＣＯＮＰＩ）

１．研究および科学サービス

２．教育サービス

３．保健サービス

４．福祉サービス

５．レクリエーション、文化および関連サービス

６．宗教サービス

７．同業者団体、労働団体および市民団体のサービス

８．他に分類されないその他のサービス

Ｋ．生産者支出の目的分類（ＣＯＰＰ）（１桁および２桁水準）

１．当期生産計画に関する支出

２．修理および維持に関する支出

2.1　故障箇所を修復し、固定資産を良好な作動状態に保つための支出

2.2　清掃および一般管理（ジェネラル・ハウスキーピング）に関する支出

３．エンジニアリングおよび関連する技術的業務に関する支出

3.1　エンジニアリングおよび技術的業務に関する支出

3.2　ファッション・デザインその他の芸術的なデザインに関する支出

４．研究・開発に関する支出

4.1　基礎研究に関する支出

4.2　応用研究に関する支出

4.3　実験的な開発に関する支出

５．汚染除去および抑制に関する支出

６．販売促進に関する支出

6.1　直接販売努力に関する支出

6.2　広告に関する支出

6.3　他に分類されない販売促進に関する支出

７．外部輸送に関する支出

８．雇用者の研修、福祉および勤労意欲の向上に　　関する支出

９．一般管理に関する支出

付録Ｖ　分類と勘定

付録Ⅵ　国民経済計算体系の改訂に関する専門家グループ会合のリスト

１．ＳＮＡの構造　　1986年６月23日～６月27日　　ジュネーブ

２．価格・数量比較　　1986年11月10日～11月14日　　ルクセンブルク

３．海外部門　　1987年３月23日～４月２日　　ワシントン

４．家計部門　　1987年８月30日～９月４日　　フィレンツェ

５．公的部門　　1988年１月25日～１月29日　　ワシントン

６．生産勘定と投入-産出表　　1988年３月21日～３月30日　　ウィーン

７．金融フロー・金融バランス　　1988年９月６日～９月15日　　ワシントン

８．ＳＮＡ調整　　1989年１月23日～１月27日　　ルクセンブルク

９．ＳＮＡ調整　　1989年７月12日～７月21日　　ニューヨーク

10．ＳＮＡ調整　　1989年９月13日～９月22日　　ニューヨーク

11．ＳＮＡとＭＰＳとの調整　　1989年12月４日～12月９日　　モスクワ

12．ＳＮＡ調整　　1990年12月３日～12月７日　　ワシントン

13．ＳＮＡ調整　　1991年４月８日～４月17日　　ハラレ、ジンバブエ

14．ＳＮＡ調整　　1992年10月１、２、10日　　アグアスカリエン

テス、メキシコ

付録 VI　国民経済計算体系の改訂に関する
グループ会合のリスト

図2.1.　中枢体系の概観

統合経済勘定
制度部門および海外
×
勘定
×
取引およびその他のフロー
×
資産／負債

供給・使用表
経済活動別産業勘定
…
生産物形態別財貨・サービス取引勘定
…

三次元分析
金融取引
制度部門
×
制度部門
×
金融資産・負債形態別取引
金融資産・負債のストック
制度部門
×
制度部門
×
金融資産・負債の形態

機能分析
制度部門
×
目的
×
取引

人口および雇用表

注：「×」は、クロス分類をあらわす。

図2.2.　統合経済勘定（簡略表示）

財貨・サービス	海外	一国経済	制度部門	**取引、バランス項目、資産および負債**	制度部門	一国経済	海外	財貨・サービス
経常勘定 使途					源泉			
蓄積勘定 資産の変動					負債および正味資産の変動			
貸借対照表 資産					負債および正味資産			

図2.3.　勘定、バランス項目、および主要集計値の一覧表示

勘定	制度部門の完全勘定系列				バランス項目	主要集計値[1]
経常勘定	Ⅰ．生産勘定 Ⅱ．所得の分配・使用勘定	Ⅰ．生産勘定[2] Ⅱ.1.所得の第１次分配勘定 Ⅱ.2.所得の第２次分配勘定 Ⅱ.3.現物所得の再分配勘定 Ⅱ.4.所得の使用勘定 Ⅱ.4.1.可処分所得の使用勘定 Ⅱ.4.2.調整可処分所得の使用勘定	Ⅱ.1.1.所得の発生勘定[2] Ⅱ.1.2.第１次所得の配分勘定	Ⅱ.1.2.1.企業所得勘定 Ⅱ.1.2.2.その他の第１次所得の配分勘定	B.1　付加価値 B.2　営業余剰 B.3　混合所得 B.4　企業所得 B.5　第１次所得バランス B.6　可処分所得 B.7　調整可処分所得 B.8　貯蓄	国内生産物（ＧＤＰ／ＮＤＰ） 国民所得（ＧＮＩ、ＮＮＩ） 国民可処分所得 国民貯蓄
蓄積勘定	Ⅲ.蓄積勘定	Ⅲ.1.資本勘定 Ⅲ.2.金融勘定 Ⅲ.3.その他の資産変動勘定	Ⅲ.3.1.その他の資産量変動勘定 Ⅲ.3.2.再評価勘定	Ⅲ.3.2.1.中立保有利得または損失 Ⅲ.3.2.2.実質保有利得または損失	B.10.1　貯蓄および資本移転による正味資産の変動[3] B.9　貯蓄投資差額 B.9　資金過不足 B.10.2　その他の資産量変動による正味資産の変動 B.10.3　名目保有利得または損失による正味資産の変動 B.10.31 中立保有利得または損失による正味資産の変動 B.10.32 実質保有利得または損失による正味資産の変動	

貸借対照表	Ⅳ. 貸借対照表	Ⅳ. 1. 期首貸借対照表 Ⅳ. 2. 貸借対照表における変動 Ⅳ. 3. 期末貸借対照表			B. 90　正味資産 B. 10　正味資産変動 B. 90　正味資産	国富 国富変動 国富
0. 財貨・サービス勘定	取引勘定					
	0. 財貨・サービス勘定					国民支出
	海外勘定（対外取引勘定）					
経常勘定	Ⅴ. 海外勘定	Ⅴ．1. 財貨・サービスの対外勘定 Ⅴ．2. 第１次所得および経常移転の対外勘定			B. 11　財貨・サービスの対外収支 B. 12　経常対外収支 B. 10. 1　貯蓄および資本移転による正味資産の変動(3)	財貨・サービスの対外バランス 経常対外収支
蓄積勘定		Ⅴ．3. 対外蓄積勘定	Ⅴ．3. 1. 資本勘定 Ⅴ．3. 2. 金融勘定 Ⅴ．3. 3. その他の資産変動勘定	Ⅴ．3. 3. 1. その他の資産量変動勘定 Ⅴ．3. 3. 2. 再評価勘定	B. 9　貯蓄投資差額 B. 9　資金過不足 B. 10. 2　その他の資産量変動による正味資産の変動 B. 10. 3　名目保有利得または損失による正味資産の変動 中立保有利得または損失 実質保有利得または損失	海外に対する債権の純増
貸借対照表		Ⅴ．4. 対外資産・負債勘定	Ⅴ．4. 1. 期首貸借対照表 Ⅴ．4. 2. 貸借対照表における変動 Ⅴ．4. 3. 期末貸借対照表		B. 90　正味資産 B. 10　正味資産の変動 B. 90　正味資産	国民純対外資産ポジション 国民純対外資産ポジション

(1)ほとんどのバランス項目と集計値は、総（粗）表示、純表示の双方による計算が可能である。
(2)産業にも適用する。
(3)バランス項目ではないが、類似の役割りを果たす。

図2.4.　一国経済の統合経済勘定の図式表示

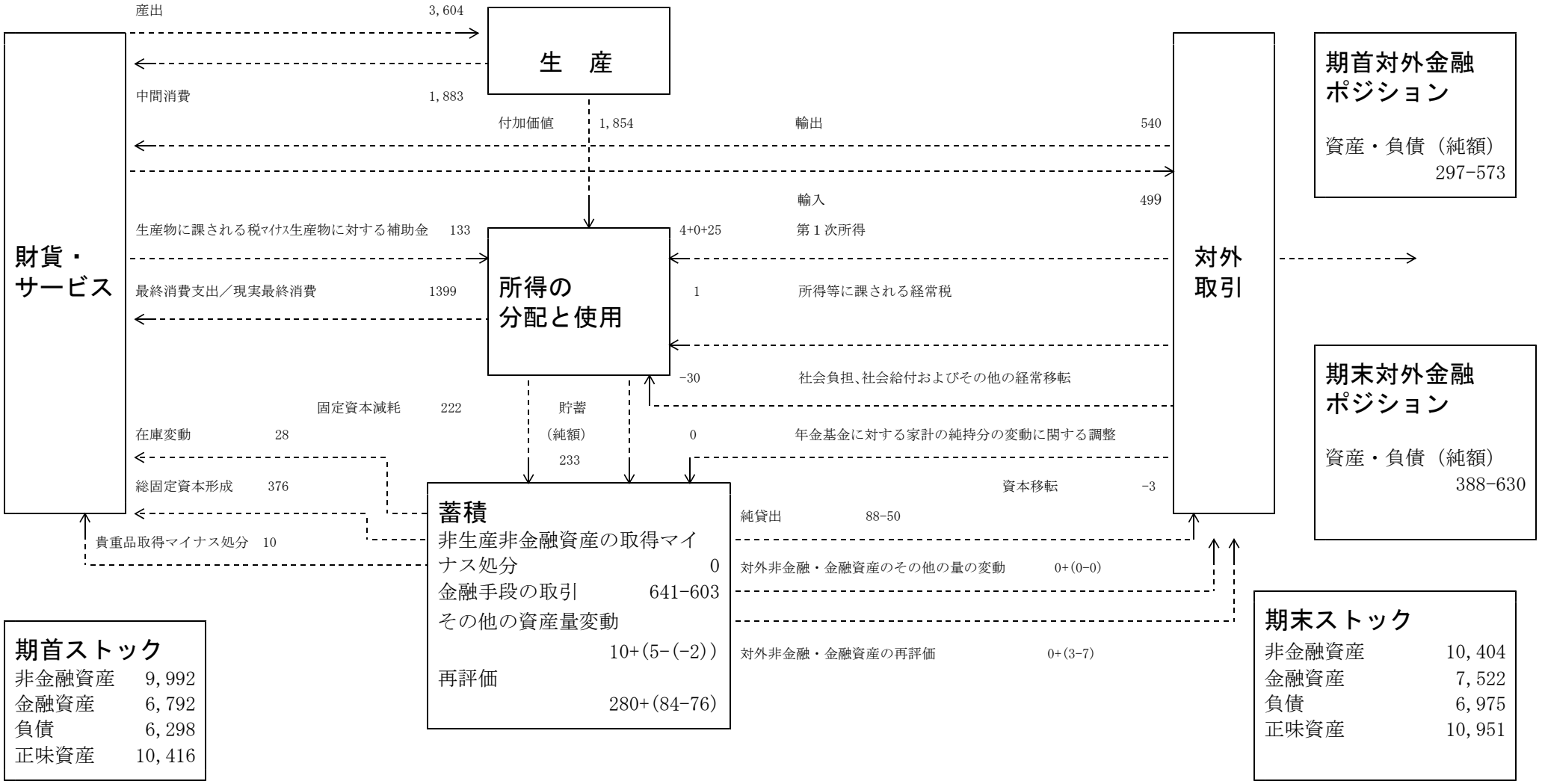

＊ここで示した例示的データは、表2.6の「一国経済」の列の計数に基づいている。

表2.1. 勘定Ⅰ　生産勘定

使途		源泉	
P.2	中間消費	P.1	産出[1)]
B.1g	**付加価値、総**[2)]		
K.1 B.1n	固定資本減耗 **付加価値、純**[2)]		

1）産出の評価については、第Ⅵ章の段落6.210～6.227を参照。
2）一国経済について、この項目は、国内総生産および国内純生産にそれぞれ対応する。それは、全制度部門の付加価値に、生産物に課される税マイナス補助金を加えたものである。

勘定Ⅱ.1　所得の第１次分配勘定

Ⅱ.1.1　所得の発生勘定

使途		源泉	
D.1	雇用者報酬	B.1	**付加価値**[1) 2)]
D.2	生産および輸入品に課される税[3)]		
D.3	補助金（－）[3)]		
B.2/B.3	**営業余剰／混合所得**[1)]		

1）この勘定の最初と最後のバランス項目について、総額表示ないし純額表示が可能である。
2）一国経済について、この項目は、国内生産物に対応する。それは、全制度部門の付加価値に、生産物に課される税マイナス補助金を加えたものである。
3）項目「生産と輸入品に課される税」と「補助金」の内容については、第Ⅵ章の段落6.210～6.227を参照。

Ⅱ.1.2　第１次所得の配分勘定

使途		源泉	
D.4	財産所得	B.2/B.3	**営業余剰／混合所得**[1)]
		D.1	雇用者報酬
		D.2	生産および輸入品に課される税
		D.3	補助金（－）
		D.4	財産所得
B.5	**第１次所得バランス**[1) 2)]		

1）この勘定の最初と最後のバランス項目について、総額表示ないし純額表示が可能である。
2）一国経済について、この項目は、国民所得に対応する。

勘定Ⅱ.2　所得の第２次分配勘定

使途		源泉	
D.5	所得・富等に課される経常税	B.5	**第１次所得バランス**[1) 2)]
D.61	社会負担	D.5	所得・富等に課される経常税
D.62	現物社会給付以外の社会給付	D.61	社会負担
D.7	その他の経常的移転	D.62	現物社会給付以外の社会給付
		D.7	その他の経常移転
B.6	**可処分所得**[1)]		

１）この勘定の最初と最後のバランス項目について、総額表示ないし純額表示が可能である。
２）一国経済について、この項目は、国民所得に対応する。

勘定Ⅱ.3　現物所得の再分配勘定

使途		源泉	
D.63	現物社会移転	B.6	**可処分所得**[1)]
		D.63	現物社会移転
B.7	**調整可処分所得**[1)]		

１）この勘定の最初と最後のバランス項目について、総額表示ないし純額表示が可能である。

勘定Ⅱ.4　所得の使用勘定

Ⅱ.4.1　可処分所得の使用勘定

使途		源泉	
P.3	最終消費支出	B.6	可処分所得[1)]
D.8	年金基金に関する家計純持分の変動のための調整	D.8	年金基金に関する家計純持分の変動のための調整
B.8	**貯蓄**[1)]		

１）この勘定の最初と最後のバランス項目について、総額表示ないし純額表示が可能である。

Ⅱ.4.2　調整可処分所得の使用勘定

使途		源泉	
P.4	現実最終消費	B.7	**調整可処分所得**[1)]
D.8	年金基金に関する家計純持分の変動のための調整	D.8	年金基金に関する家計純持分の変動のための調整
B.8	**貯蓄**[1)]		

１）この勘定の最初と最後のバランス項目について、総額表示ないし純額表示が可能である。

勘定Ⅲ.1　資本勘定

資産変動	負債および正味資産の変動
P.51　総固定資本形成 K.1　固定資本減耗（－） P.52　在庫品増加 P.53　貴重品の取得マイナス処分 K.2　非生産非金融資産の取得マイナス処分	B.8　**貯蓄、純** D.9　受取資本移転（＋） D.9　支払資本移転（－）
B.9　**貯蓄投資差額**	10.1　**貯蓄および資本移転による正味資産の変動**[1) 2)]

1）「貯蓄および資本移転による正味資産の変動」は、バランス項目ではなく、資本勘定の右側の合計値である。
2）海外の場合、「貯蓄および資本移転による正味資産の変動」は、経常対外収支と資本移転による正味資産の変動」を指す。

勘定Ⅲ.2　金融勘定

資産変動	負債および正味資産の変動
F　金融資産の純取得 F.1　貨幣用金およびＳＤＲ F.2　現金通貨および預金[1)] F.3　株式以外の証券 F.4　貸付[2)] F.5　株式およびその他の持分[2)] F.6　保険技術準備金 F.7　その他の受取債権[2)]	F　負債の純発行 F.2　現金通貨および預金[1)] F.3　株式以外の証券 F.4　貸付[2)] F.5　株式およびその他の持分[2)] F.6　保険技術準備金 F.7　その他の支払債務[2)] B.9　**資金過不足**

1）項目F.2「現金通貨および預金」に関連して、以下のメモ項目がある。
　m11　自国通貨建て
　m12　外国通貨建て
　m21　居住者である機関の負債
　m22　海外の負債
2）メモ項目
　F.m　海外直接投資

勘定Ⅲ.3.1　その他の資産量変動勘定

資産変動	負債および正味資産の変動
AN　非金融資産 AN.1　生産資産 K.4　生産資産の経済的出現 K.7　災害等による壊滅的損失 K.8　補償されない没収 K.9　非金融資産の他に分類されないその他の量的変動 K.12　分類および構成の変更 AN.2　非生産資産 K.3　非生産資産の経済的出現 K.5　非育成生物資源の自然成長 K.6　非生産資産の経済的消滅 K.7　災害等による壊滅的損失 K.8　補償されない没収 K.9　非金融資産の他に分類されないその他の量的変動 K.12　分類および構成の変更 AF　金融資産 K.7　災害等による壊滅的損失 K.8　補償されない没収 K.10　金融資産および負債の他に分類されないそのほかの量的変動 K.12　分類および構成の変更	AF　負債 K.7　災害等による壊滅的損失 K.8　補償されない没収 K.10　金融資産および負債の他に分類されないそのほかの量的変動 K.12　分類および構成の変更 B.10.2 **その他の資産量変動による正味資産の変動**

勘定Ⅲ.3.2　再評価勘定

Ⅲ.3.2　再評価勘定

資産変動	負債および正味資産の変動
K.11　名目保有利得または損失 AN　非金融資産 AN.1　生産資産 AN.2　非生産資産 AF　金融資産	K.11　名目保有利得または損失 AF　負債 B.10.3　**名目保有利得または損失による正味資産の変動**

Ⅲ.3.2.1　中立保有利得または損失

資産変動	負債および正味資産の変動
K.11.1　中立保有利得または損失 AN　非金融資産 AN.1　生産資産 AN.2　非生産資産 AF　金融資産	K.11.1　中立保有利得または損失 AF　負債 B.10.3　**名目保有利得または損失による正味資産の変動**

Ⅲ.3.2.2　実質保有利得または損失

資産変動	負債および正味資産の変動
K.11.2　実質保有利得または損失 AN　　非金融資産 AN.1　　生産資産 AN.2　　非生産資産 AF　　金融資産	K.11.2　実質保有利得または損失 AF　　負債 B.10.3　**名目保有利得または損失による正味資産の変動**

勘定Ⅳ　貸借対照表

Ⅳ.1　期首貸借対照表

資産	負債および正味資産
AN　　非金融資産 AN.1　　生産資産 AN.2　　非生産資産 AF　　金融資産	AF　　負債 B.90　　**正味資産**

Ⅳ.2　貸借対照表における変動

資産	負債および正味資産
資産変動合計 AN.　　非金融資産 AN.1　　生産資産 AN.2　　非生産資産 AF　　金融資産	負債変動合計 AF　　負債 B.10　　**正味資産の変動、合計** B.10.1　　**貯蓄および資本移転による正味資産の変動** B.10.2　　**その他の資産量変動による正味資産の変動** B.10.3　　**名目保有利得または損失による正味資産の変動**

Ⅳ.3　期末貸借対照表

資産	負債および正味資産
AN　　非金融資産 AN.1　　生産資産 AN.2　　非生産資産 AF　　金融資産	AF　　負債 B.90　　正味資産

表2.2.　勘定０　財貨・サービス勘定

資源		使途	
P.1	産出[1)]	P.2	中間消費
P.7	財貨・サービスの輸入	P.3/P.4	最終消費支出／現実最終消費
D.21	生産物に課される税[1)]	P.5	総資本形成
D.31	生産物に対する補助金（－）[1)]	P.51	総固定資本形成
		P.52	在庫品増加
		P.53	貴重品の取得マイナス処分
		P.6	財貨・サービスの輸出

１）産出の評価およびその結果としての項目「生産物に課される税」「生産物に対する補助金」の内容については、第Ⅵ章、段落6.210～6.227を参照。

表2.3.　勘定Ｖ　海外勘定（対外取引勘定）

Ｖ．１　財貨・サービスの対外勘定

使途		源泉	
P.6	財貨・サービスの輸出	P.7	財貨・サービスの輸入
P.61	財貨の輸出	P.71	財貨の輸入
P.62	サービスの輸出	P.72	サービスの輸入
P.11	**財貨・サービスの対外収支**		

Ｖ．２　第１次所得および経常移転の対外勘定

使途		源泉	
		B.11	**財貨・サービスの対外収支**
D.1	雇用者報酬	D.1	雇用者報酬
D.2-D.3	生産および輸入品に課される税マイナス補助金	D.2-D.3	生産および輸入品に課される税マイナス補助金
D.4	財産所得	D.4	財産所得
D.5	所得、富等に課される経常税	D.5	所得、富等に課される経常税
D.6	社会負担および社会給付	D.6	社会負担および社会給付
D.7	その他の経常移転	D.7	その他の経常移転
D.8	年金基金に関する家計純持分の変動のための調整	D.8	年金基金に関する家計純持分の変動のための調整
B.12	**経常対外収支**		

Ｖ．３　対外蓄積勘定

Ｖ．３．１　資本勘定

資産の変動	負債と正味資産の変動
K.2　非生産非金融資産の取得マイナス処分	B.12　経常対外収支 D.9　受取資本移転（＋） D.9　支払資本移転（－）
B.9　**貯蓄投資差額**	B.10.1 **貯蓄および資本移転による正味資産の変動**[1) 2)]

1)「貯蓄および資本移転による正味資産の変動」は、バランス項目ではなく、資本勘定の右側の合計に対応する。
2)海外について、「貯蓄および資本移転による正味資産の変動」は、経常対外収支および資本移転による正味資産の変動をさす。

Ｖ．３．２　金融勘定

資産の変動	負債と正味資産の変動
F　金融資産の純取得 F.1　貨幣用金およびＳＤＲ F.2　現金通貨および預金[1)] F.3　株式以外の証券 F.4　貸付[2)] F.5　株式およびその他の持分[2)] F.6　保険技術準備金 F.7　その他の受取債権[2)]	F　負債の純発行 F.2　現金通貨および預金[1)] F.3　株式以外の証券 F.4　貸付[2)] F.5　株式およびその他の持分[2)] F.6　保険技術準備金 F.7　その他の支払債務[2)] B.9　**資金過不足**

１）次の参照項目がF.2「現金通貨および預金」について存在する。
　　m11　各国通貨建て
　　m12　外国通貨建て
　　m21　居住者である機関の負債
　　m22　海外の負債
２）参照項目 F.m. 海外直接投資

Ｖ．３．３．１　その他の資産量変動勘定

資産の変動	負債と正味資産の変動
AN　非金融資産 K.8　補償されない没収 K.12　分類および構成の変更 AF　金融資産 K.7　災害等による壊滅的損失 K.8　補償されない没収 K.10　金融資産および負債の他に分類されない その他の量的変動 K.12　分類および構成の変更	AF　負債 K.7　災害等による壊滅的損失 K.8　補償されない没収 K.10　金融資産および負債の他に分類されない その他の量的変動 K.12　分類および構成の変更 B.10.2 **その他の資産量変動による正味資産の変動**

Ⅴ．３．３．２　再評価勘定

資産の変動	負債と正味資産の変動
AF　　金融資産 K.11　　名目保有利得または損失 K.11.1　　中立保有利得または損失 K.11.2　　実質保有利得または損失	AF　　負債 K.11　　名目保有利得または損失 K.11.1　　中立保有利得または損失 K.11.2　　実質保有利得または損失
	B.10.3　　**名目保有利得または損失による正味資産の変動** B.10.31　　**中立保有利得または損失による正味資産の変動** B.10.32　　**実質保有利得または損失による正味資産の変動**

Ⅴ．４　対外資産・負債勘定

Ⅴ．４．１　期首貸借対照表

資産	負債・正味資産
AN　　非金融資産 AN.2　　非生産資産 AF　　金融資産	AF　　負債 B.90　**正味資産**

Ⅴ．４．２　貸借対照表における変動

資産	負債・正味資産
資産の変動合計 AN　　非金融資産 AN.2　　非生産資産 AF　　金融資産	負債の変動合計 AF　　負債 B.10　**正味資産の変動**

Ⅴ．４．３　期末貸借対照表

資産	負債・正味資産
AN　　非金融資産 AN.2　　非生産資産 AF　　金融資産	AF　　負債 B.90　**正味資産**

表2.4.　方程式

(1)　市場価格表示の国内総生産（ＧＤＰ） ＝産出＋生産物に課される税（マイナス）補助金－中間消費	１，８５４＝３，６０４＋１３３－１，８３３
(2)　市場価格表示の国内総生産（ＧＤＰ） ＝最終消費支出／現実最終消費＋在庫品増加＋総固定資本形成＋貴重財の取得マイナス処分＋財貨・サービスの輸出－財貨・サービスの輸入	１，８５４＝１，３９９＋３７６＋２８＋１０＋５４０－４９９
(3)　市場価格表示の国民総所得（ＧＮＩ） ＝市場価格表示のＧＤＰ＋生産および輸入品に課される税（マイナス）補助金（純額、海外からの受取）＋雇用者報酬（純額、海外からの受取）＋財産所得（純額、海外からの受取）	１，８８３＝１，８５４＋０＋４＋２５
(4)　市場価格表示の国民純所得（ＮＮＩ） ＝市場価格表示のＧＮＩ－固定資本減耗	１，６６１＝１，８８３－２２２
(5)　国民純可処分所得（ＮＮＤＩ） ＝市場価格表示のＮＮＩ＋所得・富等に課される経常税（純額、海外からの受取）＋社会負担および社会給付、およびその他の経常移転（ 純額、海外からの受取）	１，６３２＝１，６６１＋１＋（－３０）
(6)　国民純可処分所得（ＮＮＤＩ） ＝最終消費支出／現実最終消費＋年金基金に関する家計純持分の変動のための調整（純額、海外からの受取）＋貯蓄（純額）	１，６３２＝１，３９９＋０＋２３３
(7)　貯蓄（純額）＋資本移転（純額、海外からの受取） ＝貯蓄および資本移転による正味資産変動	２３３＋（－３）＝２３０
(8)　貯蓄（純額）＋資本移転（純額、海外からの受取） ＝総固定資本形成－固定資本減耗＋在庫品増加＋貴重品の取得マイナス処分＋非生産非金融資産の取得マイナス処分＋純貸出（＋）／純借入（－）	２３３＋（－３）＝３７６－２２２＋２８＋１０＋０＋３８
(9)　純貸出（＋）／純借入（－） ＝金融資産の純取得－負債の純発行	３８＝６４１－６０３
(10)　純貸出（＋）／純借入（－） ＝（対外）金融資産の純取得－（対外）負債純発行	３８＝８８－５０
(11)　期首資産－期首負債 ＝期首正味資産	１６，７１４－６，２９８＝１０，４１６

(12) 期末非金融資産
＝期首非金融資産＋総固定資本形成－固定資本減耗＋在庫品増加＋貴重品の取得マイナス処分＋非生産非金融資産の取得マイナス処分＋その他の非金融資産量変動＋非金融資産の再評価　１０，４０４＝9，９２２＋３７６－２２２＋２８＋１０＋０＋１０＋２８０

(13) 期末金融資産
＝期首金融資産＋金融資産の純取得＋その他の資産量変動＋金融資産の再評価　７，５２２＝6，７９２＋６４１＋５＋８４

(14) 期末負債
＝期首負債＋負債の純発行＋その他の負債量変動＋負債の再評価　6，９７５＝6，２９８＋６０３＋（－２）＋７６

(15) 正味資産の変動
＝貯蓄および資本移転による正味資産の変動＋その他の資産量変動による正味資産の変動＋名目保有利得または損失による正味資産の変動　５３５＝２３０＋１７＋２８８

(16) 期末資産－期末負債
＝期末正味資産　１７，９２６－6，９７６＝１０，９５１

(17) 期末正味資産
＝期首正味資産＋正味資産の変動　１０，９５１＝１０，４１６＋５３５

(18) 財貨・サービスの輸出－財貨・サービスの輸入＋生産および輸入品に課される税マイナス補助金（純額、海外からの受取）＋雇用者報酬（純額、海外からの受取）＋財産所得（純額、海外からの受取）＋所得、富等に課される経常税（純額、海外からの受取）＋社会負担および社会給付、およびその他の経常移転（純額、海外からの受取）＋資本移転（純額、海外からの受取）－非生産非金融資産の取得マイナス処分
＝（対外）金融資産の純取得－（対外）負債の純発行　５４０－４９９＋０＋４＋２５＋１＋（－３０）＋（－３）－０＝８８－５０

(19) 財貨・サービスの輸出－財貨・サービスの輸入＋生産および輸入品に課される税マイナス補助金（純額、海外からの受取）＋雇用者報酬（純額、海外からの受取）＋財産所得（純額、海外からの受取）＋所得、富等に課される経常税（純額、海外からの受取）＋社会負担および社会給付、およびその他の経常移転（純額、海外からの受取）＋資本移転（純額、海外からの受取）－非生産非金融資産の取得マイナス処分
＝純貸出（＋）／純借入（－）　５４０－４９９＋０＋４＋２５＋１＋（－３０）＋（－３）－０＝８８－５０

(20) 純貸出（＋）／純借入（－）＋その他の（対外）金融資産量変動＋（対外）金融資産の再評価－その他の（対外）負債量変動 －（対外）負債の再評価
＝対外純金融ポジションの変動　３８＋０＋３－０－７＝３４

(21) 純貸出（＋）／純借入（－）＋その他の（対外）金融資産量変動＋（対外）金融資産の再評価－その他の（対外）負債量変動－（対外）負債の再評価
＝期末（対外）金融資産－期末（対外）負債－期首（対外）負債＋期末（対外）負債　３８＋０＋３－０－７＝３８８－６３０－２９７＋５７３

表2.5. 一国経済の完全勘定系列とバランス項目の行列表示（縮約形式）

勘定		0. 財貨・サービス	一国経済								
			Ⅰ. 生産	Ⅱ. 所得の第１次分配	Ⅱ.2/Ⅱ.3 所得の第２次分配および現物所得の再分配	Ⅱ.4 所得の使用勘定	Ⅲ.1 資本	Ⅲ.2 金融	Ⅲ.3 その他の資産変動	Ⅳ.1 期首貸借対照表	Ⅳ.2 貸借対照表における変動
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
0. 財貨・サービス	1		中間消費 1,883			最終消費 1,399	総固定資本形成 414				
一国経済	Ⅰ. 生産 2	産出と生産および輸入品に対する税マイナス補助金 3,737									
	Ⅱ. 所得の第１次分配 3		国内生産物[1)] 1,854	第１次所得フロー（居住者部門間） 1,304							
	Ⅱ.2/Ⅱ.3 所得の第２次分配および現物所得の再分配 4			国民所得[1)] 1,883	経常移転（居住者部門間） 1,096[2)] 1,324[3)]						
	Ⅱ.4 所得の使用勘定 5				可処分所得[1)] 調整可処分所得[1)] 1,854	年金基金に関する家計純持分の変動のための調整（居住者部門間） 11	固定資本減耗 -222				
	Ⅲ.1 資本 6					純貯蓄 233	資本移転（居住者部門間） 61				非金融生産・非生産資産の取得マイナス処分 -192
	Ⅲ.2 金融 7						一国経済の純貸出 38	金融資産の取引（居住者部門間） 553			金融資産の純取得 -641
	Ⅲ.3 その他の資産変動 8										
	Ⅳ.1 期首貸借対照表 9										
	Ⅳ.2 貸借対照表における変動 10								正味資産の変動、その他の変動 305		正味資産の変動、貯蓄および資本移転 230
	Ⅳ.3 期末貸借表対照 11								負債の変動、その他の変動 74	負債の期首ストック 6,298	負債の純発行 603
	正味資産 12									期首正味資産 10,416	正味資産の変動、合計 535

海外	Ⅰ. 財貨・サービスの対外勘定	13	輸入 499									
	Ⅱ. 第１次所得および経常移転の対外勘定	14			海外への第１次所得フロー（居住者部門間） 40	海外への経常移転 39	年金基金に関する家計純持分の変動のための調整 0					
	Ⅲ.1 資本	15										
	Ⅲ.2 金融	16							対外金融資産の純取得 88			
	Ⅲ.3 その他の資産変動	17										
	Ⅳ.1 期首貸借対照表	18										
	Ⅳ.2 貸借対照表における変動	19							海外による負債の純発行 −88			
	Ⅳ.3 期末貸借対照表	20							海外による負債の純発行 88			
	正味資産											
合計			4,236	3,737	3,227	2,989[2)] 3,217[3)]	1,643	291	641	379	16,714	535

1)総。
2)現物社会移転を除く額。
3)現物社会移転を含む額。

		海外									
Ⅳ.3 期末貸借対照表	正味資産	Ⅰ. 財貨・サービスの対外勘定	Ⅱ. 第１次所得および経常移転の対外勘定	Ⅲ.1 資本	Ⅲ.2 金融	Ⅲ.3 その他の資産変動	Ⅳ.1 期首貸借対照表	Ⅳ.2 貸借対照表における変動	Ⅳ.3 期末貸借対照表	正味資産	合計
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	
		輸出 540									4,236
											3,737
			海外からの第１次所得フロー 69								3,227
			海外からの経常移転 10								2,989[2)] 3,217[3)]
			年金基金に関する家計純持分の変動のための海外からの調整 0								1,643
非金融生産・非生産資産の取得マイナス処分 192				海外からの資本移転の受取マイナス支払 -3				海外による非生産資産の取得マイナス処分 0	海外による非生産資産の取得マイナス処分 0		291
金融資産の純取得 641					対外負債の純発行 50			海外による金融資産の純取得 -50	海外による金融資産の純取得 50		641
資産の変動、その他の変動 379											379
資産の期首ストック 16,714											16,714
											535
	期末正味資産 10,951										17,926
											10,951

											499
		財貨・サービスの対外収支 -41									38
			経常対外収支 -41		海外の純借入 38						-3
											88
									海外の金融資産および非金融非生産資産の変動、その他の変動 7		7
									海外の金融資産および非金融非生産資産の期首ストック　573		573
						海外正味資産の変動、その他の変動 4		海外の正味資産の変動、経常収支および資本移転 -38			-122
						海外負債の純変動、その他の変動 3	海外負債の期首ストック 297			海外の期末正味資産 242	630
							海外の期首正味資産 276	海外の正味資産の変動、合計 -34			242
17,926	10,951	499	38	-3	88	7	573	-122	630	242	

付録：表2.6-2.12

表2.6.　取引勘定の例：財産所得に関する勘定

使途									源泉							
合計	S.2 海外	S.1 一国経済	S.15 対家計非営利団体	S.14 家計	S.13 一般政府	S.12 金融機関	S.11 非金融法人企業	取引	S.11 非金融法人企業	S.12 金融機関	S.13 一般政府	S.14 家計	S.15 対家計非営利団体	S.1 一国経済	S.2 海外	合計
230	13	217	6	14	35	106	56	D.41 利子	33	106	14	49	7	209	21	230
120	36	84	0		0	36	48	D.42 法人企業からの分配所得	3	25	18	57	0	103	17	120
60	0	60				36	24	D.421 配当	3	25	5	13	0	46	14	60
60	36	24	0		0	0	24	D.422 準法人企業所得からの引き出し	0	0	13	44	0	57	3	60
14	14	0	0		0	0	0	D.43 海外直接投資に関する再投資収益	4	7	0	3	0	14	0	14
25		25				25		D.44 保険契約者に帰属する財産所得	5	0	0	20	0	25	0	25
65		65	0	27	7	0	31	D.45 賃貸料	41	3	0	21	0	65		65
454	63	391	6	41	42	167	135	D.4 **財産所得（合計）**	86	141	32	150	7	416	38	454

表2.7.　資産・負債勘定（一国経済の例）[1)]

		非金融資産		金融資産／負債	
		生　産 資　産	非生産 資　産	金　融 資　産	負　債
	期首ストック	6,047	3,875	6,792	6,298
Ⅲ．1 資本勘定	P.51　総固定資本形成	354	22		
	K.1　固定資本減耗	−222	0		
	P.52　在庫品増加	28	0		
	P.53　貴重品の取得マイナス処分	10			
	K.2　非生産非金融資産の取得マイナス処分		0		
Ⅲ．2 金融勘定	F.1　貨幣用金およびＳＤＲ			−1	
	F.2　現金通貨および預金			119	132
	F.3　株式以外の証券			138	123
	F.4　貸付			244	217
	F.5　株式およびその他の持分			44	43
	F.6　保険技術準備金			42	42
	F.7　その他の受取債権または支払債務			61	52
Ⅲ．3．1 その他の 資産量 変動勘定	K.3　非生産資産の経済的出現		24		
	K.4　生産資産の経済的出現	3			
	K.5　非育成生物資源の自然成長		4		
	K.6　非生産資産の経済的消滅		−9		
	K.7　災害などによる壊滅的損失	−9	−2	0	0
	K.8　補償されない没収	0	0	0	0
	K.9　他非金融資産の他に分類されない その他の量的変動	1	0		
	K.10　金融資産および負債の他に分類 されないその他の量的変動			3	−2
	K.12　分類および構成の変更	−2	0	2	0
Ⅲ．3．2 再評価勘定	K.11　名目保有利得または損失[2)]	126	154	84	76
	K.11.1　中立保有利得または損失[2)]	121	78	136	126
	K.11.2　実質保有利得または損失[2)]	5	77	−52	−50
	期末ストック	6,336	4,068	7,528	6,981

1）個々の項目の数値と保有利得／損失の合計値との差は、丸めの誤差により、完全な整合性をもたない。

2）保有利得／損失について、

（＋）で資産に適用されれば、利得

（−）で資産に適用されれば、損失

（＋）で負債に適用されれば、損失

（−）で負債に適用されれば、利得

である。

表2.8. 統合経済勘定

経常勘定

使途

勘定	合計	財貨・サービス勘定（源泉）	海外	S.1 一国経済	S.15 対家計非営利団体	S.14 家計	S.13 一般政府	S.12 金融機関	S.11 非金融法人企業	コード	
	499	499								P.7	財貨・サービスの輸入
	540		540							P.6	財貨・サービスの輸出
Ⅰ.生産勘定／	3604	3604								P.1	産出(1)
財貨・サービス	1883			1833	9	694	252	29	899	P.2	中間消費
の対外勘定	133	133								D.21-D.31	生産物に課される税－補助金(1)
	1854			1854	31	575	188	73	854	B.1g/B.1*g	付加価値、総／国内総生産(2)
	222			222	3	42	30	10	137	K.1	固定資本減耗
	1632			1632	28	533	158	63	717	B.1n/B.1*n	**付加価値、純／国内純生産**(2)
			-41							B.11	**財貨・サービスの対外収支**
	768		6	762	23	39	140	15	545	D.1	雇用者報酬
	191		0	191	0	2	2	3	51	D.2-D.3	生産および輸入品に課される税－補助金
Ⅱ.1.1.	133		0	133						D.21-D.31	生産物に課される税－補助金(1)
所得の発生勘定	58		0	58	0	2	2	3	51	D.29-D.39	その他の生産に課される税－補助金
	459			459	8	92	46	55	258	B.2g	営業余剰、総
	442			442		442				B.3g	混合所得、総
	247			247	5	60	16	45	121	B.2n	**営業余剰、純**
	432			432		432				B.3n	**混合所得、純**
Ⅱ.1.2.	454		63	391	6	41	42	167	135	D.4	財産所得
第１次所得の配	1883			1883	9	1409	227	29	209	B.5g	第１次所得バランス、総／国民所得、総
分勘定	1661			1661	6	1367	197	19	72	B.5n/B.5*n	**第１次所得バランス、純／国民所得、純**
	213		1	212	0	178	0	10	24	D.5	所得、富等に課される経常税
Ⅱ.2.	322		0	322		322				D.61	社会負担
所得の第２次分	332		0	332	1	0	289	29	13	D.62	現物社会給付以外の社会給付
配勘定	278		9	269	2	71	141	45	10	D.7	その他の経常移転
	1854			1854	43	1206	386	33	186	B.6g	可処分所得、総
	1632			1632	40	1164	356	23	49	B.6n	**可処分所得、純**
Ⅱ.3.	228			228	16		212			D.63	現物社会移転
現物所得の再分	1854			1854	27	1434	174	33	186	B.7g	調整可処分所得、総
配勘定	1632			1632	24	1392	144	23	49	B.7n	**調整可処分所得、純**
										B.6g	可処分所得、総
										B.6n	**可処分所得、純**
	1399			1399		1243	156			P.4	現実最終消費
Ⅱ.4.	1399			1399	16	1015	368			P.3	最終消費支出
所得の使用勘定	11		0	11	0		0	11	0	D.8	年金基金に関する家計純持分の変動のための調整
	455			455	27	202	18	22	186	B.8g	貯蓄、総
	233			233	24	160	-12	12	49	B.8n	**貯蓄、純**
	-41		-41							B.12	**経常対外収支**

(1)産出の評価と、それぞれの評価方式のもとでの「生産物に課される税」「生産物に対する補助金」の内容については、第Ⅵ章、段落6.210－6.227を参照せよ。

(2)一国経済について、この項目は、それぞれ国内総生産、国内純生産に対応する。それは、制度部門の付加価値に生産物に課される税マイナス補助金を加えたものに等しい。

源泉

S.11 非金融法人企業	S.12 金融機関	S.13 一般政府	S.14 家計	S.15 対家計非営利団体	S.1 一国経済	海外	財貨・サービス勘定（使途）	合計	勘定
						499		499	
							540	540	
1753	102	440	1269	40	3604			3604	Ⅰ.生産勘定／
							1883	1883	財・サービス
					133			133	の対外勘定
854	73	188	575	31	1854			1854	
									Ⅱ．１．１．
717	63	158	533	28	1632			1632	所得の発生勘定
						-41			
			766		766	2		768	
		191			191	0		191	
		133			133	0		133	
		58			58	0		58	Ⅱ．１．２．
258	55	46	92	8	459			459	第１次所得の配
			442		442			442	分勘定
121	45	16	60	5	247			247	
			432		432			432	
86	141	32	150	7	416	38		454	
209	29	227	1409	9	1883			1883	
72	19	197	1367	6	1661			1661	
		213			213	0		213	Ⅱ．２．
14	39	268	0	1	322	0		322	所得の第２次分
			332		332	0		332	配勘定
10	49	108	36	36	239	39		278	
186	33	386	1206	43	1854			1854	Ⅱ．３．
49	23	356	1164	40	1632			1632	現物所得の再分
			228		228			228	配勘定
186	33	174	1434	27	1854			1854	
49	23	144	1392	24	1632			1632	
186	33	386	1206	43	1854			1854	
49	23	356	1164	40	1632			1632	
							1399	1399	
							1399	1399	Ⅱ．４．
			11		11	0		11	所得の使用勘定

蓄積勘定

資産変動

勘定	合計	財貨・サービス勘定（源泉）	海外	S.1 一国経済	S.15 対家計非営利団体	S.14 家計	S.13 一般政府	S.12 金融機関	S.11 非金融法人企業	コード	
										B.8n	**貯蓄、純**
										B.12	**経常対外収支**
	376			376	19	61	37	9	250	P.51	総固定資本形成
	-222			-222	-3	-42	-30	-10	-137	K.1	固定資本減耗（－）
	28			28	0	2	0	0	26	P.52	在庫品増加
	10			10	0	5	3	0	2	P.53	貴重品の取得マイナス処分
Ⅲ．１．	0		0	0	1	4	2	0	-7	K.2	非生産非金融資産の取得マイナス処分
資本勘定										D.9	受取資本移転
										D.9	支払資本移転
										B.10.1	**貯蓄および資本移転による正味資産の変動**(3)(4)
	0		-38	38	4	148	-52	6	-68	B.9	**純貸出（＋）／純借入（－）**
	691		50	641	32	181	120	237	71	F	金融資産の純取得／
										F	負債の純発行
	0		1	-1			0	-1		F.1	貨幣用金およびＳＤＲ
Ⅲ．２．	130		11	119	12	68	7	15	17	F.2	現金通貨および預金
金融勘定	143		5	138	12	29	26	53	18	F.3	株式以外の証券
	254		10	244	0	5	45	167	27	F.4	貸付
	46		2	44	0	3	36	3	2	F.5	株式およびその他の持分
	36		0	36	0	36	0	0	0	F.6	保険技術準備金
	82		21	61	8	40	6	0	7	F.7	その他の受取債権または支払債務
	15			15	0	2	1	-2	14	K.3-10およびK.12	その他の資産量変動、合計
	24			24	0	0	0	0	24	K.3	非生産資産の経済的出現
	3			3	0	0	3	0	0	K.4	生産資産の経済的出現
	4			4	0	0	4	0	0	K.5	非育成生物資源の自然成長
	-9			-9	0	0	-2	0	-7	K.6	非生産資産の経済的消滅
	-11		0	-11	0	0	-6	0	-5	K.7	災害等による壊滅的損失
	0		0	0	0	0	8	-3	-5	K.8	補償されない没収
Ⅲ．３．１．	1			1	0	0	0	0	1	K.9	非金融資産の他に分類されないその他の量的変動
その他の資産量変動勘定	3		0	3	0	2	0	1	0	K.10	金融資産および負債の他に分類されないその他の量的変動
	0		0	0	0	0	-6	0	6	K.12	分類および構成の変更
											そのうち
	10		0	10	0	0	0	-2	12	AN	非金融資産
	-7			-7	0	0	-3	-2	-2	AN.1	生産資産
	17		0	17	0	0	3	0	14	AN.2	非生産資産
	5		0	5	0	2	1	0	2	AF	金融資産／負債
										B.10.2	**その他の資産量変動による正味資産の変動**
										K.11	名目保有利得または損失(5)
	280		0	280	8	80	44	4	144	AN	非金融資産
	126			126	5	35	20	2	63	AN.1	生産資産
Ⅲ．３．２．	154		0	154	3	45	23	2	81	AN.2	非生産資産
再評価勘定(5)	91		7	84	1	16	2	57	8	AF	金融資産／負債
										B.10.3	**名目保有利得または損失による正味資産の変動**

(3)「貯蓄および資本移転による正味資産の変動」は、バランス項目ではなく、資本勘定の右側の合計に対応する。
(4)海外について、「貯蓄および資本移転による正味資産の変動」は、経常対外収支および資本移転による正味資産の変動をあらわす。
(5)個々の項目に関するデータと保有利得／保有損失の合計との差は、丸めの誤差により完全には整合的でない。

負債および正味資産の変動

S.11 非金融法人企業	S.12 金融機関	S.13 一般政府	S.14 家計	S.15 対家計非営利団体	S.1 一国経済	海外	財貨・サービス勘定（使途）	合計	勘定
49	12	-12	160	24	233			233	
						-41		-41	
							376	376	
							28	28	Ⅲ．１．
							10	10	資本勘定
33	0	6	23	0	62	4		66	
-16	-7	-34	-5	-3	-65	-1		-66	
66	5	-40	178	21	230	-38		192	
-68	6	-52	148	4	38	-38		0	
140	232	170	33	28	603	88		691	
									Ⅲ．２．
0	130	2	0	0	132	-2		130	金融勘定
6	53	64	0	0	123	20		143	
71	0	94	28	24	217	37		254	
26	13	0		4	43	3		46	
0	36	0		0	36	0		36	
37	0	10	5	0	52	30		82	
-3	2	-1	0	0	-2	0		-2	
0	0	0	0	0	0	0		0	Ⅲ．３．１
0	0	0	0	0	0	0		0	その他の資産量変動勘定
-4	2	0	0	0	-2	0		-2	
1	0	-1	0	0	0	0		0	
-3	2	-1	0	0	-2	0		-2	
17	-4	2	2	0	17	0		17	
									Ⅲ．３．２
18	51	7	0	0	76	3		78	再評価勘勘定
134	10	38	96	10	288	4		292	

貸借対照表

資産

勘定	合計	財貨・サービス勘定（源泉）	海外	S.1 一国経済	S.15 対家計非営利団体	S.14 家計	S.13 一般政府	S.12 金融機関	S.11 非金融法人企業	コード	
	9922		0	9922	324	2822	1591	144	5041	AN	非金融資産
	6047			6047	243	1698	1001	104	3001	AN.1	生産資産
Ⅳ．１．	3875		0	3875	81	1124	590	40	2040	AN.2	非生産資産
期首貸借対照表											
	7365		573	6792	172	1819	396	3508	897	AF	金融資産／負債
										B.90	**正味資産**
											資産変動合計
	482		0	482	25	110	56	1	290	AN	非金融資産
	289			289	21	61	25	-1	182	AN.1	生産資産
	193		0	193	4	49	30	2	108	AN.2	非生産資産
Ⅳ．２．											
貸借対照表における変動[6]	787		57	730	33	199	123	294	81	AF	金融資産／負債
										B.10	**正味資産の変動、合計**
										B.10.1	**貯蓄および資本移転**
										B.10.2	**その他の資産量変動**
										B.10.3	**名目保有利得または損失**
	10404		0	10404	349	2932	1647	145	5331	AN	非金融資産
	6336			6336	264	1759	1026	103	3183	AN.1	生産資産
Ⅳ．１．	4068		0	4068	85	1173	620	42	2148	AN.2	非生産資産
期末貸借対照表[5]	8152		630	7522	205	2018	519	3802	978	AF	金融資産／負債
										B.90	**正味資産**

(6)個々の項目に関するデータと合計との差は、丸めの誤差により完全には整合的でない。

負債

S.11 非金融法人企業	S.12 金融機関	S.13 一般政府	S.14 家計	S.15 対家計非営利団体	S.1 一国経済	海外	財貨・サービス勘定（使途）	合計	勘定
1817	3384	687	289	121	6298	297		6595	Ⅳ．１． 期首貸借対照表
4121	268	1300	4352	375	10416	276		10692	
155	285	176	33	28	677	91		767	Ⅳ．２． 貸借対照表における変動[6]
216	10	2	276	31	535	-34		501	
66	5	-40	178	21	230	-38		192	
17	-4	2	2	0	17	0		17	
134	10	38	96	10	288	4		292	
1972	3669	863	322	149	6975	388		7362	Ⅳ．１． 期末貸借対照表[6]
4337	278	1302	4628	406	10951	242		11193	

表2.9.　産業に対する短縮勘定系列

Ⅰ.　生産勘定

使途	源泉
P.2　中間消費	P.1　**産出**[1)]
B.1g　**付加価値、総**	
K.1　固定資本減耗 B.1n　**付加価値、純**	

1）産出の評価については、第Ⅵ章、段落6.210～6.227を参照。

Ⅱ.1.1　所得の発生勘定

使途	源泉
D.1　雇用者報酬 D.2　生産および輸入品に課される税[1)] D.3　補助金（－）[1)] B.2/B.3 **営業余剰／混合所得**[2)]	B.1　**付加価値**[2)]

1）項目「生産物および輸入品に課される税」と「補助金」の内容については、第Ⅵ章、段落6.210～6.227を参照。
2）この勘定の最初と最後のバランス項目について、総額表示ないし純額表示が可能である。

表2.10.　供給と使用（縮約形式）

生産物の供給

源泉		購入者価格表示の供給合計 (1)	商業および輸送マージン (2)	生産物に対する税マイナス補助金 (3)	産業産出（ＩＳＩＣ分類） 農業、狩猟業、林業、漁業 (A+B) (4)	工業および採石業 (C) (5)	製造業、電力業 (D+E) (6)	建設業 (F) (7)	卸売・小売業、自動車・家財修理業、ホテル・レストラン (G+H) (8)	輸送業、倉庫業、通信業 (I) (9)	金融仲介業、不動産業、その他の事業サービス (J+K) (10)	教育、保健、個人サービス、公務および防衛 (M+N+O+P+L) (11)	産業合計、基本価格表示 (12)	(13)	財貨・サービスの輸入 (14)
財貨・サービス（ＣＰＣ分類）															
1. 農林水産物	(0)	128	2	2	87	0	0	0	0	0	0	0	87		37
2. 鉱石および鉱物	(1)	103	2	0	0	30	10	0	1	0	0	0	41		60
3. 電気、ガス、水道	(17-18)	160	0	5	0	2	152	0	0	0	0	0	154		1
4. 製造業製品	(2-4)	2,160	74	89	2	2	1,666	11	16	8	7	2	1,714		283
5. 建設工事および建造物、土地	(5)	262	0	17	0	0	7	232	0	5	0	0	244		1
6. 商業サービス、レストラン・ホテルサービス	(6)	179	-68	3	0	0	8	1	149	7	0	0	165		79
7. 輸送、倉庫、通信サービス	(7)	111	-10	5	0	0	0	0	21	75	0	0	96		20
8. 事業サービス	(8)	590	0	8	0	1	0	0	2	3	465	98	569		13
9. 公務を除く公共、社会および個人サービス	(9)	375	0	4	0	0	1	0	2	2	6	355	366		5
10. 公務	(91)	168	0	0	0	0	0	0	0	0	0	168	168		0
11. **合計**		4,236	0	133	89	35	1,844	244	191	100	478	623	3,604		499

表2.10のつづき　　生産物の使用、購入者価格表示

使途	購入者価格表示の使用合計 (1)	(2)	生産物に対する税マイナス補助金 (3)	産業の中間　消費（ＩＳＩＣ分類） 農業、狩猟業、林業、漁業 (A+B) (4)	工業および採石業 (C) (5)	製造業、電力業 (D+E) (6)	建設業 (F) (7)	卸売・小売業、自動車・家財修理業、ホテル・レストラン (G+H) (8)	輸送業、倉庫業、通信業 (I) (9)	金融仲介業、不動産業、その他の事業サービス (J+K) (10)
財貨・サービス（ＣＰＣ分類）										
1. 農林水産物 (0)	128			3	0	71	0	3	1	5
2. 鉱石および鉱物 (1)	103			1	3	91	0	0	0	1
3. 電気、ガス、水道 (17-18)	160			2	2	96	1	5	3	4
4. 製造業製品 (2-4)	2,160			32	7	675	80	36	21	45
5. 建設工事および建造物、土地 (5)	262			1	2	7	5	2	1	3
6. 商業サービス、レストラン・ホテルサービス (6)	179			2	1	34	1	9	6	4
7. 輸送、倉庫、通信サービス (7)	111			2	1	29	3	19	12	5
8. 事業サービス (8)	590			3	1	117	23	25	15	54
9. 公務を除く公共、社会および個人サービス (9)	375			1	0	7	1	1	1	11
10. 公務 (91)	168			0	0	0	0	0	0	0
11. **使用合計、購入者価格表示**	4,236			47	17	1,127	114	100	60	132
12. **総付加価値合計／ＧＤＰ**			133	42	18	717	130	91	40	346
13. 雇用者報酬				9	13	336	58	44	16	54
14. 生産および輸入品に対する税マイナス補助金			133	-2	-2	46	5	0	-6	12
15. 　生産物に対する税マイナス補助金			133							
16. 　生産に対するその他の税および補助金				-2	-2	46	5	0	-6	12
17. 混合所得、純				14	0	227	35	36	3	99
18. 営業余剰、純				10	4	30	21	-4	12	127
19. 固定資本減耗				11	3	78	11	15	15	54
20. 混合所得、総				17	0	228	36	36	7	99
21. 営業余剰、総				18	7	107	31	11	23	181
22. **合計**				89	35	1,844	244	191	100	478
23. **労働投入（労働時間）**				2,058	292	31,982	5,024	7,078	2,032	3,700
24. **総固定資本形成**				11	6	117	9	20	39	144
25. **固定資産ストック**				159	90	1,782	160	298	572	2,260

				最終消費支出				総資本形成		
教育、保健、個人サービス、公務および防衛 (M+N+O+P+L) (11)	産業合計 (12)	一国経済 (13)	財貨・サービスの輸出 (14)	家計 (14)	対家計非営利団体個別 (15)	一般政府		総固定資本形成 (18)	在庫品増加 (19)	貴重品の純購入 (20)
						個別 (16)	集合 (17)			
5	88		7	28	0	0	2	2	1	
0	96		6	2	0	0	0		-1	
10	123		1	36	0	0	0		0	
96	992		422	567	0	0	3	161	5	10
19	40		6	3	0	0	0	190	23	
4	61		67	51	0	0	0		0	
7	78		19	14	0	0	0		0	
71	309		8	250	0	0	0	23	0	
73	95		4	58	14	0	204	0	0	
1	1		0	6	2	156	3		0	
286	1,883		540	1,015	16	156	212	376	28	10
337	1,721	1,854								
232	762	762								
5	58	191								
		133								
5	58	58								
18	432	432								
47	247	247								
35	222	222								
19	422	422								
81	459	459								
623	3,604									
17,203	69,369									
30	376									
456	5,783									

表2.11.　債権者部門と債務者部門の金融取引、縮約形式

債務者部門	債権者部門	金融手段形態別 F 合計	F.1 貨幣用金および ＳＤＲ	F.2 現金通貨および 預金	F.3 株式以外の 証券	F.4 貸付	F.5 株式およびその他の 持分	F.6 保険技術 準備金	F.7 その他の受取債権または 支払債務
		債権者部門の資産と債務者部門の負債							
S.11　非金融法人企業	S.11非金融法人企業 S.12金融機関 S.13一般政府 S.14家計 S.15対家計非営利団体 S.2 海外								
S.12　金融機関	S.11非金融法人企業 S.12金融機関 S.13一般政府 S.14家計 S.15対家計非営利団体 S.2 海外								
S.13　一般政府	S.11非金融法人企業 S.12金融機関 S.13一般政府 S.14家計 S.15対家計非営利団体 S.2 海外								
S.14　家計	S.11非金融法人企業 S.12金融機関 S.13一般政府 S.14家計 S.15対家計非営利団体 S.2 海外								

S.15　対家計 　　非営利団体	S.11非金融法人企業 S.12金融機関 S.13一般政府 S.14家計 S.15対家計非営利団体 S.2 海外
S.2　海外	S.11非金融法人企業 S.12金融機関 S.13一般政府 S.14家計 S.15対家計非営利団体 S.2 海外

債務者部門		債務者部門の負債						
S.11非金融法人企業	全債権者部門	140		0	6	71	26	0	37
S.12金融機関		238		130	53	0	13	42	0
S.13一般政府		170		2	64	94	0	0	10
S.14家計		33		0	0	28			5
S.15対家計 非営利団体		28		0	0	24	4	0	0
S.2 海外		88		−2	20	37	3	0	30

	債権者部門	債権者部門の資産						
全債務者部門	S.11非金融法人企業	71		17	18	27	2	0	7
	S.12金融機関	237	−1	15	53	167	3	0	0
	S.13一般政府	120	0	7	26	45	36	0	6
	S.14家計	187		68	29	5	3	42	40
	S.15対家計非営利団体	32		12	12	0	0	0	8
	5.2 海外	50	1	11	5	10	2	0	21

表2.12.　統合貸借対照表と蓄積勘定（一国経済の例）[1)]

資産、負債と正味資産	Ⅳ. 1 期首貸借対照表	Ⅲ.1/2 資本・金融勘定	Ⅲ.3.1 その他の資産量変動勘定	Ⅲ.3.2 再評価勘定			Ⅳ.3 期末貸借対照表
				Ⅲ.3.2.1 名目保有利得または損失[2)]	Ⅲ.3.2.2 中立保有利得または損失[2)]	Ⅲ.3.2.3 実質保有利得または損失[2)]	
資産							
AN　非金融資産	9,922	192	10	280	198	81	10,404
AN.1　生産資産	6,047	170	-7	126	121	5	6,336
AN.11　固定資産	5,544	132	-4	111	111	0	5,783
AN.111　有形固定資産							
AN.1111　住宅							
AN.1112　その他の建物および構築物							
AN.1113　機械・設備							
AN.1114　育成資産							
AN.112　無形固定資産							
AN.1121　鉱物探査							
AN.1122　コンピュータ・ソフトウェア							
AN.1123　娯楽、文学または芸術作品の原本							
AN.1129　その他の無形固定資産							
AN.12　在庫品	231	28	-1	7	5	3	265
AN.13　貴重品	272	10	-2	8	5	2	288
AN.2　非生産資産	3,875	22	17	154	78	77	4,068
AN.21　有形非生産資産	3,809	22	17	152	76	76	4,000
AN.211　土地							
AN.212　地下資源							
AN.213　非育成生物資源							
AN.214　地下の水資源							
AN.22　無形非生産資産	66	0	0	2	1	1	68
AF　金融資産	6,792	641	5	84	136	-52	7,522
AF.1　貨幣用金およびＳＤＲ	770	-1	7	12	15	-3	788
AF.2　現金通貨および預金	1,482	119	0	0	30	-30	1,601
AF.3　株式以外の証券	1,263	138	0	40	25	15	1,441
AF.4　貸付	1,384	244	-4	0	28	-28	1,624
AF.5　株式およびその他の持分	1,296	44	0	31	26	5	1,371
AF.6　保険技術準備金	370	36	2	0	7	-7	408
AF.7　その他の受取債権	227	61	0	0	5	-5	288
AF　負債	6,298	603	-2	76	126	-50	6,975
AF.2　現金通貨および預金	1,471	132	0	0	29	-29	1,603
AF.3　株式以外の証券	1,311	123	0	42	26	16	1,476
AF.4　貸付	1,437	217	-4	0	29	-29	1,650
AF.5　株式およびその他の持分	1,406	43	0	34	28	6	1,483
AF.6　保険技術準備金	371	36	2	0	7	-7	409
AF.7　その他の支払債務	302	52	0	0	6	-6	354
B.90　**正味資産**	10,416	230	17	288	208	80	10,951

1）個々の項目の数値と保有利得／損失の合計値との差、丸めの誤　差により、完全な整合性をもたない。

2）保有利得／損失について、

（＋）で資産に適用されれば、利得

（－）で資産に適用されれば、損失

（＋）で負債に適用されれば、損失

（－）で負債に適用されれば、利得

である。

表4.1.　部門別と類型別のクロス分類による制度単位

制度単位の類型	体系の部門				
	非金融法人企業部門	金融機関部門	一般政府部門	家計部門	対家計非営利団体部門
法人企業（準法人企業を含む）(1)	非金融法人企業（準法人企業を含む）	金融法人（準法人を含む）			
政府単位（社会保障基金を含む）			政府単位（社会保障基金を含む）		
家計				家計	
非営利団体	非金融市場非営利団体	金融市場非営利団体	政府単位によって支配され、主たる資金供給が行なわれている非市場非営利団体		非市場対家計非営利団体(2)

注：(1)すべての準法人企業は、それが家計、政府単位または非居住者である制度単位のいずれによって所有されている場合でも、部門分割の上ではすべて法人企業にと一括して分割される。
(2)政府単位によって支配され、生たる資金供給が行なわれている非営利団体を除く。

表4.1.　部門別と類型別のクロス分類による制度単位

制度単位の類型	体系の部門					
	非金融法人企業部門	金融機関部門	一般政府部門	家計部門	対家計非営利団体部門	
法人企業（準法人企業を含む）	非金融法人企業（準法人企業を含む）	金融法人（準法人を含む）				
政府単位（社会保障基金を含む）			政府単位（社会保障基金を含む）			
家計				家計		
非営利団体	非金融市場非営利団体	金融市場非営利団体	政府単位によって支配され、主たる資金供給が行なわれている非市場非営利団体		非市場対家計非営利団体	

表4.1.　部門別と類型別のクロス分類による制度単位

制度単位の類型	体系の部門				
	非金融法人企業部門	金融機関部門	一般政府部門	家計部門	対家計非営利団体部門
法人企業（準法人企業を含む）(1)	非金融法人企業（準法人企業を含む）	金融法人（準法人を含む）			
政府単位（社会保障基金を含む）			政府単位（社会保障基金を含む）		
家計				家計	
非営利団体	非金融市場非営利団体	金融市場非営利団体	政府単位によって支配され、主たる資金供給が行なわれている非市場非営利団体		非市場対家計非営利団体(2)

注：(1)すべての準法人企業は、それが家計、政府単位または非居住者である制度単位のいずれによって所有されている場合でも、部門分割の上ではすべて法人企業にと一括して分割される。
(2)政府単位によって支配され、生たる資金供給が行なわれている非営利団体を除く。

表6.1.　勘定Ⅰ：生産勘定

使途									源泉								
合計	対応項目		S.1 一国経済	S.15 対家計非営利団体	S.14 家計	S.13 一般政府	S.12 金融機関	S.11 非金融法人企業	取引およびバランス項目	S.11 非金融法人企業	S.12 金融機関	S.13 一般政府	S.14 家計	S.15 対家計非営利団体	S.1 一国経済	対応項目		合計
	財貨・サービス勘定	海外勘定														海外勘定	財貨・サービス勘定	
3,604	3,604								P.1 産出[1]	1,753	102	440	1,269	40	3,604			3,604
3,057	3,057								P.11 市場産出	1,722	102	80	1,129	24	3,057			3,057
171	171								P.12 自己最終使用のための産出	31	0	0	140	0	171			171
376	376								P.13 その他の非市場産出			360		16	376			376
1,883			1,883	9	694	252	29	899	P.2 中間消費								1,883	1,883
133	133								D.21－D.31 生産物に対する税マイナス補助金[1]						133			133
1,854			1,854	31	575	188	73	854	B.1g/B.1*g 付加価値、総／国内総生産[2]									
222			222	3	42	30	10	137	K.1 固定資本減耗									
1,632			1,632	28	533	158	63	717	B.1n/B.1*n **付加価値、純／国内純生産**[2]									

(1)産出の評価とその方法に伴って変化する項目「生産物に課される税」および「生産物に対する補助金」の内容については、第Ⅵ章の段落6.210－6.227を参照。

(2)一国経済について、この項目は、国内総生産および国内純生産にそれぞれ対応する。それは、制度部門の付加価値に生産物に対する税マイナス補助金を加えたものに等しい。

表7.1.　勘定Ⅱ．１．１：所得の発生勘定

使途									源泉								
合計	対応項目		S.1 一国経済	S.15 対家計非営利団体	S.14 家計	S.13 一般政府	S.12 金融機関	S.11 非金融法人企業	取引およびバランス項目	S.11 非金融法人企業	S.12 金融機関	S.13 一般政府	S.14 家計	S.15 対家計非営利団体	S.1 一国経済	対応項目		合計
	財貨・サービス勘定	海外勘定														海外勘定	財貨・サービス勘定	
									B.1g　付加価値、総／国内総生産 (1) /B.1*g	854	73	188	575	31	1,854			1,854
									B.1n　**付加価値、純／国内純生産** (1) /B.1*n	717	63	158	533	28	1,632			1,632
762			762	23	39	140	15	545	D.1　雇用者報酬									
569			569	12	39	87	10	421	D.11　賃金・俸給									
193			193	11	0	53	5	124	D.12　雇主の社会負担									
174			174	10	0	48	4	112	D.121　雇主の現実社会負担									
19			19	1	0	5	1	12	D.122　雇主の帰属社会負担									
235			235	0	3	2	3	86	D.2　生産および輸入品に課される税									
141			141						D.21　生産物に課される税 (2)									
121			121						D.211　付加価値型税(VAT)									
17			17						D.212　VATを除く輸入品に課される税および関税									
17			17						D.2121　輸入関税									
0			0						D.2122　VAT、関税を除く輸入品に関する税									
1			1						D.213　輸出税									
2			2						D.214　VAT､輸入税､輸出税を除く生産物に課される税									
94			94	0	3	2	3	86	D.29　生産に課されるその他の税									
-44			-44	0	-1	0	0	-35	D.3　補助金									
-8			-8						D.31　生産物に対する補助金 (2)									
0			0						D.311　輸入補助金									
0			0						D.312　輸出補助金									
-8			-8						D.319　生産物に対するその他の補助金									
-36			-36	0	-1	0	0	-35	D.39　生産に対するその他の補助金									
459			459	8	92	46	55	258	B.2g　営業余剰、総									
442			442		442				B.3g　混合所得、総									
247			247	5	60	16	45	121	B.2n　**営業余剰、純**									
432			432		432				B.3n　**混合所得、純**									

(1) 一国経済について、この項目は、それぞれ、国内総生産および国内純生産に対応する。それは、制度部門の付加価値に生産物に対する税マイナス補助金を加えたものに等しい。
(2) 産出の評価とその方法に伴って変化する項目「生産物に課される税」および「生産物に対する補助金」の内容については、第Ⅵ章の段落6.210－6.227を参照。

表7.2.　勘定Ⅱ．１．２：第１次所得の配分勘定

使途										源泉								
合計	対応項目		S.1 一国経済	S.15 対家計非営利団体	S.14 家計	S.13 一般政府	S.12 金融機関	S.11 非金融法人企業	取引およびバランス項目	S.11 非金融法人企業	S.12 金融機関	S.13 一般政府	S.14 家計	S.15 対家計非営利団体	S.1 一国経済	対応項目		合計
	財貨・サービス勘定	海外勘定														海外勘定	財貨・サービス勘定	
									B.2g 営業余剰、総	258	55	46	92	8	459			459
									B.3g 混合所得、総				442		442			442
									B.2n **営業余剰、純**	121	45	16	60	5	247			247
									B.3n **混合所得、純**				432		432			432
6		6							D.1 雇用者報酬				766		766	2		768
6		6							D.11 賃金・俸給				573		573	2		575
									D.12 雇主の社会負担				193		193	0		193
									D.121 雇主の現実社会負担				174		174	0		174
									D.122 雇主の帰属社会負担				19		19	0		19
		0							D.2 生産および輸入品に課される税			235			235	0		235
		0							D.21 生産物に課される税			141			141	0		141
		0							D.211 付加価値型税（VAT）			121			121	0		121
		0							D.212 VATを除く輸入品に課される税および関税			17			17	0		17
		0							D.2121 輸入関税			17			17	0		17
		0							D.2122 VAT、関税を除く輸入品に課される税			0			0	0		0
		0							D.213 輸出税			1			1	0		1
									D.214 VAT、輸入税、輸出税を除く生産物に課される税									
		0							D.29 生産に課されるその他の税			94			94	0		94
		0							D.3 補助金			-44			-44	0		-44
		0							D.31 生産物に対する補助金			-8			-8	0		-8
		0							D.311 輸入補助金			0			0	0		0
		0							D.312 輸出補助金			0			0	0		0
		0							D.319 生産物に対するその他の補助金			-8			-8	0		-8
		0							D.39 生産に対するその他の補助金			-36			-36	0		-36
454		63	391	6	41	42	167	135	D.4 財産所得	86	141	32	150	7	416	38		454
230		13	217	6	14	35	106	56	D.41 利子	33	106	14	49	7	209	21		230
120		36	84	0		0	36	48	D.42 法人企業の分配所得	3	25	18	57	0	103	17		120
60		0	60				36	24	D.421 配当	3	25	5	13	0	46	14		60
									D.422 準法人企業所得からの引き出し									
14		14	0	0		0	0	0	D.43 海外直接投資に関する再投資収益	4	7	0	3	0	14	0		14
25			25				25		D.44 保険契約者に帰属する財産所得	5	0	0	20	0	25	0		25
65			65	0	27	7	0	31	D.45 賃貸料	41	3	0	21	0	65			65
1883			1883	9	1409	227	29	209	B.5g/B.5*g 第１次所得バランス、総／国民所得、総									
1661			1661	6	1367	197	19	72	B.5n/B.5*n **第１次所得バランス、純／国民所得、純**									

表7.3.　所得の第１次分配――企業所得の識別

使途

勘　　定	合計	対応項目		S.1 一国経済	S.15 対家計非営利団体	S.14 家計	S.13 一般政府	S.12 金融機関	S.11 非金融法人企業	取引およびバランス項目	
		財貨・サービス勘定	海外勘定								
										B.2g	営業余剰、総
										B.3g	混合所得、総
										B.2n	**営業余剰、純**
Ⅱ.1.2.1										B.3n	**混合所得、純**
	260		24	236	2	7	9	131	87	D.4	財産所得[1]
企業所得	176		10	166	2	0	2	106	56	D.41	利子
										D.42	法人企業の分配所得
										D.421	配当
										D.422	準法人企業所得からの引き出し
	14		14							D.43	海外直接投資に関する再投資収益
	25			25				25		D.44	保険契約者に帰属する財産所得
	45			45	0	7	7	0	31	D.45	賃貸料
	901			901	6	532	41	65	257	B.4g	企業所得、総
	679			679	3	490	11	55	120	B.4n	**企業所得、純**
										B.4g	企業所得、総
										B.4n	**企業所得、純**
	6		6							D.1	雇用者報酬
	6		6							D.11	賃金・俸給
										D.12	雇主の社会負担
										D.121	雇主の現実社会負担
										D.122	雇主の帰属社会負担
	0		0							D.2	生産および輸入品に課される税
	0		0							D.21	生産物に課される税
	0		0							D.211	付加価値型税(VAT)
	0		0							D.212	VATを除く輸入品に課される税および関税
Ⅱ.1.2.2	0		0							D.2121	輸入関税
	0		0							D.2122	VAT､関税を除く輸入品に課される税
その他の第１次所得の配分	0		0							D.213	輸出税
	0		0							D.214	VAT、輸入税、輸出税を除く生産物に課される税
	0		0							D.29	生産に課されるその他の税
	0		0							D.3	補助金
	0		0							D.31	生産物に対する補助金
	0		0							D.311	輸入補助金
	0		0							D.312	輸出補助金
	0		0							D.319	生産物に対するそのほかの補助金
	0		0							D.39	生産に対するそのほかの補助金
	194		39	155	4	34	33	36	48	D.4	財産所得[1]
	54		3	51	4	14	33			D.41	利子
	120		36	84				36	48	D.42	法人企業の分配所得
	60		0	60				36	24	D.421	配当
	60		36	24				0	24	D.422	準法人企業所得からの引き出し
	0			0				0	0	D.43	海外直接投資に関する再投資収益
										D.44	保険契約者に帰属する財産所得
	20			20	0	20				D.45	賃貸料
	1,883			1,883	9	1,409	227	29	209	B.5g/B.5*g	第１次所得バランス、総／国民所得、総
	1,661			1,661	6	1,367	197	19	72	B.5n/B.5*n	**第１次所得バランス、純／国民所得、純**

(1) ２つの小勘定、Ⅱ.1.2.1 およびⅡ.1.2.2 への財産所得の分配については、第Ⅶ章の段落7.17－7.19を参照。

源泉

S.11 非金融法人企業	S.12 金融機関	S.13 一般政府	S.14 家計	S.15 対家計非営利団体	S.1 一国経済	対応項目		合計	勘　　定
						海外勘定	財貨・サービス勘定		
258	55	46	92	8	459			459	
			442		442			442	
121	45	16	60	5	247			247	
			432		432			432	Ⅱ.1.2.1
86	141	4	5	0	236	20		256	企業所得
33	106	0	0	0	139	15		154	
3	25	4	5	0	37	5		42	
3	25	4	5	0	37	5		42	
0	0	0	0	0	0	0		0	
4	7	0			11			11	
5	0	0	0		5			5	
41	3	0			44			44	
257	65	41	532	6	901			901	
120	55	11	490	3	679			679	
			766		766	2		768	
			573		573	2		575	
			193		193	0		193	
			174		174	0		174	
			19		19	0		19	
		235			235	0		235	
		141			141	0		141	
		121			121	0		121	
		17			17	0		17	
		17			17	0		17	Ⅱ.1.2.2
		0			0	0		0	その他の第
		1			1	0		1	１次所得の
		2			2	0		2	配分
		94			94	0		94	
		-44			-44	0		-44	
		-8			-8	0		-8	
		0			0	0		0	
		0			0	0		0	
		-8			-8	0		-8	
		-36			-36	0		-36	
		28	145	7	180	18		198	
		14	49	7	70	6		76	
		14	52	0	66	12		78	
		1	8	0	9	9		18	
		13	44	0	57	3		60	
			3	0	3			3	
			20	0	20			20	
			21	0	21			21	

表8.1.　勘定Ⅱ．2　所得の第２次分配勘定

使途										源泉								
合計	対応項目		S.1 一国経済	S.15 対家計非営利団体	S.14 家計	S.13 一般政府	S.12 金融機関	S.11 非金融法人企業	取引およびバランス項目	S.11 非金融法人企業	S.12 金融機関	S.13 一般政府	S.14 家計	S.15 対家計非営利団体	S.1 一国経済	対応項目		合計
	財貨・サービス勘定	海外勘定														海外勘定	財貨・サービス勘定	
									B.5g　第１次所得バランス、総／国民所得、総 /B.5*g	209	29	227	1409	9	1883			1883
									B.5n　第１次所得バランス、純／国民所得、純 /B.5*n	72	19	197	1367	6	1661			1661
213		1	212		178		10	24	D.5　所得、富等に課される経常税			213			213			213
204		1	203		176		7	20	D.51　所得に課される税			204			204			204
9			9		2		3	4	D.59　その他の経常税			9			9			9
322			322		322				D.61　社会負担	14	39	268		1	322			322
303			303		303				D.611　現実社会負担	2	38	263			303			303
174			174		174				D.6111　雇主の現実社会負担	1	18	155			174			174
160			160		160				D.61111　雇主の強制的現実社会負担	1	15	144			160			160
14			14		14				D.61112　雇主の自発的現実社会負担		3	11			14			14
97			97		97				D.6112　雇用者の社会負担	1	20	76			97			97
85			85		85				D.61121　雇用者の強制的社会負担	1	15	69			85			85
12			12		12				D.61122　雇用者の自発的社会負担		5	7			12			12
32			32		32				D.6113　自営業者および非雇用者による社会負担			32			32			32
22			22		22				D.61131　自営業者および非雇用者による強制的社会負担			22			22			22
10			10		10				D.61132　自営業者および非雇用者による自発的社会負担			10			10			10
19			19		19				D.612　帰属社会負担	12	1	5		1	19			19
332			332	1		289	29	13	D.62　現物社会給付以外の社会給付				332		332			332
232			232			232			D.621　現金による社会保障給付				232		232			232
29			29				28	1	D.622　民間基金による社会給付				29		29			29
19			19	1		5	1	12	D.623　無基金雇用者社会給付				19		19			19
52			52			52			D.624　現金による社会扶助給付				52		52			52
278		9	269	2	71	139	46	11	D.7　その他の経常移転	10	49	108	36	36	239	39		278
45		2	43		31	4		8	D.71　非生命純保険料		45				45			45
45			45				45		D.72　非生命保険金	6		1	35		42	3		45
100		4	96			96			D.73　一般政府内の経常移転			96			96	4		100
32		1	31			31			D.74　経常国際協力			1			1	31		32
56		2	54	2	40	8	1	3	D.75　他に分類されない経常移転	4	4	10	1	36	55	1		56
1854			1854	43	1206	388	32	185	B.6g　可処分所得、総									
1632			1632	40	1164	358	22	48	B.6n　可処分所得、純									

表8.2.　勘定Ⅱ．3　現物所得の再分配勘定

使途										源泉								
合計	対応項目		S.1 一国経済	S.15 対家計非営利団体	S.14 家計	S.13 一般政府	S.12 金融機関	S.11 非金融法人企業	取引およびバランス項目	S.11 非金融法人企業	S.12 金融機関	S.13 一般政府	S.14 家計	S.15 対家計非営利団体	S.1 一国経済	対応項目		合計
	財貨・サービス勘定	海外勘定														海外勘定	財貨・サービス勘定	
									B.6g　可処分所得、総	185	32	388	1206	43	1854			1854
									B.6n　**可処分所得、純**	48	22	358	1164	40	1632			1632
228			228	16		212			D.63　現物社会移転				228		228			228
162			162	0		162			D.631　現物社会給付				162		162			162
78			78			78			D.6311　払い戻しによる社会保障給付				78		78			78
65			65			65			D.6312　その他の現物社会保障給付				65		65			65
19			19	0		19			D.6313　現物社会扶助給付				19		19			19
66			66	16		50			D.632　個別的非市場財・サービスの移転				66		66			66
1854			1854	27	1434	176	32	185	B.7g　調整可処分所得、総									
1632			1632	24	1392	146	22	48	B.7n　**調整可処分所得、純**									

表9.1.　勘定Ⅱ．４．１：可処分所得の使用勘定

使途										源泉							
合計	対応項目		S.1 一国 経済	S.15 対家計 非営利 団体	S.14 家計	S.13 一般 政府	S.12 金融 機関	S.11 非金融 法人 企業	取引およびバランス項目	S.11 非金融 法人 企業	S.12 金融 機関	S.13 一般 政府	S.14 家計	S.15 対家計 非営利 団体	S.1 一国 経済	対応項目		合計
	財貨・サービス勘定	海外勘定														海外勘定	財貨・サービス勘定	
									B.6g　可処分所得、総	185	32	388	1206	43	1854			1854
									B.6n　**可処分所得、純**	48	22	358	1164	40	1632			1632
1399			1399	16	1015	368			P.3　最終消費支出								1399	1399
1243			1243	16	1015	212			P.31　　個別消費支出								1243	1243
156			156			156			P.32　　集合消費支出								156	156
11		0	11	0		0	11	0	D.8　年金基金に関する家計純持分の変動のための調整				11		11	0		11
455			455	27	202	20	21	185	B.8g　貯蓄、総									
233			233	24	160	−10	11	48	B.8n　**貯蓄、純**									
−41		−41							B.12　**経常対外収支**									

表9.2.　勘定Ⅱ．４．２：調整可処分所得の使用勘定

使途										源泉								
合計	対応項目		S.1 一国経済	S.15 対家計非営利団体	S.14 家計	S.13 一般政府	S.12 金融法人	S.11 非金融法人企業	取引およびバランス項目	S.11 非金融法人企業	S.12 金融法人	S.13 一般政府	S.14 家計	S.15 対家計非営利団体	S.1 一国経済	対応項目		合計
	財貨・サービス勘定	海外勘定														海外勘定	財貨・サービス勘定	
									B.7g　調整可処分所得、総	185	32	176	1434	27	1854			1854
									B.7n　**調整可処分所得、純**	48	22	146	1392	24	1632			1632
1399			1399		1243	156			P.4　現実最終消費								1399	1399
1243			1243		1243				P.41　現実個別消費								1243	1243
156			156			156			P.42　現実集合消費								156	156
11		0	11	0		0	11	0	D.8　年金基金に関する家計純持分の変動のための調整				11		11	0		11
455			455	27	202	20	21	185	B.8g　貯蓄、総									
233			233	24	160	−10	11	48	B.8n　**貯蓄、純**									
−41		−41							B.12　**経常対外収支**									

表10.1.　勘定Ⅲ．１：資本勘定

資産の変動										負債および正味資産の変動								
合計	対応項目		S.1 一国経済	S.15 対家計非営利団体	S.14 家計	S.13 一般政府	S.12 金融機関	S.11 非金融法人企業	取引およびバランス項目	S.11 非金融法人企業	S.12 金融機関	S.13 一般政府	S.14 家計	S.15 対家計非営利団体	S.1 一国経済	対応項目		合計
	財貨・サービス勘定	海外勘定														海外勘定	財貨・サービス勘定	
									B.8n **貯蓄、純** B.12 **経常対外収支**	48	11	-10	160	24	233	-41		233 -41
376			376	19	61	37	9	250	P.51 総固定資本形成								376	376
303			303	14	49	23	8	209	P.511 有形固定資産の取得マイナス処分								303	303
305			305	13	50	24	7	211	P.5111 新規有形固定資産の取得								305	305
11			11	1	4	1	1	4	P.5112 既存有形固定資産の取得								11	11
-13			-13		-5	-2		-6	P.5113 既存有形固定資産の処分								-13	-13
51			51	5	12	12	1	21	P.512 無形固定資産の取得マイナス処分								51	51
53			53	10	9	12	1	21	P.5121 新規無形固定資産の取得								53	53
6			6		3	2		1	P.5122 既存無形固定資産の取得								6	6
-8			-8	-5		-2		-1	P.5123 既存無形固定資産の処分								-8	-8
22			22			2		20	P.513 非生産非金融資産の価値への追加								22	22
5			5			2		3	P.5131 非生産非金融資産の大規模改良								5	5
									P.5132 非生産非金融資産に関する所有権の移転費用									
17			17					17									17	17
-222			-222	-3	-42	-30	-10	-137	K.1 固定資本減耗									
28			28		2			26	P.52 在庫品増加								28	28
10			10		5	3		2	P.53 貴重品の取得マイナス処分								10	10
				1	4	2		-7	K.2 非生産非金融資産の取得マイナス処分									
				1	3	2		-6	K.21 土地およびその他の有形非生産資産の取得マイナス処分									
					1			-1										
									K.22 無形非生産資産の取得マイナス処分									
									D.9 資本移転、受取	33		6	23		62	4		66
									D.91 資本税			2			2			2
									D.92 投資交付金	23					23	4		27
									D.99 その他の資本移転	10		4	23		37			37
									D.9 資本移転、支払	-16	-7	-34	-5	-3	-65	-1		-66
									D.91 資本税				-2		-2			-2
									D.92 投資交付金			-27			-27			-27
									D.99 その他の資本移転	-16	-7	-7	-3	-3	-36	-1		-37
		-38	38	4	148	-50	5	-69	B.9 **貯蓄投資差額**									
									B.10.1 **貯蓄および資本移転による正味資産の変動**(1)(2)	65	4	-38	178	21	230	-38		192

(1) 「貯蓄および資本移転による正味資産変動」は、バランス項目ではなく、資本勘定の右側の合計に相当する。

(2) 海外について、「貯蓄および資本移転による正味資産変動」は、経常対外収支および資本移転による正味資産の変動をあらわす。

表11.1.　勘定Ⅲ．２　　金融勘定

資産変動										負債および正味資産変動								
合計	対応項目		S.1 一国経済	S.15 対家計非営利団体	S.14 家計	S.13 一般政府	S.12 金融機関	S.11 非金融法人企業	取引およびバランス項目	S.11 非金融法人企業	S.12 金融機関	S.13 一般政府	S.14 家計	S.15 対家計非営利団体	S.1 一国経済	対応項目		合計
	財貨・サービス勘定	海外勘定														海外勘定	財貨・サービス勘定	
									B.9　**資金過不足**	-69	5	-50	148	4	38	-38		0
691		50	641	32	181	120	237	71	F　金融資産の純所得／									
									F　負債の純発行	140	232	170	33	28	603	88		691
		1	-1				-1		F.1　貨幣用金およびＳＤＲ									
130		11	119	12	68	7	15	17	F.2　現金通貨および預金 (1)		130	2			132	-2		130
37		3	34	2	10	2	15	5	F.21　現金通貨		35				35	2		37
64		2	62	7	41	4		10	F.22　通貨性預金		63	2			65	-1		64
29		6	23	3	17	1		2	F.29　その他の預金		32				32	-3		29
143		5	138	12	29	26	53	18	F.3　株式以外の証券	6	53	64			123	20		143
56		2	54	2	22	11	4	15	F.31　短期	2	34	15			51	5		56
87		3	84	10	7	15	49	3	F.32　長期	4	19	49			72	15		87
254		10	244		5	45	167	27	F.4　貸付 (2)	71		94	28	24	217	37		254
86		3	83		3	1	63	16	F.41　短期	16		32	11	17	76	10		86
168		7	161		2	44	104	11	F.42　長期	55		62	17	7	141	27		168
46		2	44		3	36	3	2	F.5　株式およびその他の持分 (2)	26	13			4	43	3		46
36			36		36				F.6　保険技術準備金		36				36			36
33			33		33				F.61　生命保険準備金および年金基金に関する家計の純持分		33				33			33
22			22		22				F.611　生命保険準備金に関する家計の純持分		22				22			22
11			11		11				F.612　年金基金に関する家計の純持分		11				11			11
3			3		3				F.62　保険料の前払いならびに未払い保険金に対する準備金		3				3			3
82		21	61	8	40	6		7	F.7　その他の受取債権または支払債務 (2)	37		10	5		52	30		82
36		18	18		11	1		6	F.71　売上債券・買入債務	8		6	4		18	18		36
46		3	43	8	29	5		1	F.79　売上債券・買入債務を除くその他の受取債権または支払債務	29		4	1		34	12		46

（１）項目F.2「現金通貨および預金」に関連して、以下のメモ項目がある。
　　m11　自国通貨建て
　　m12　外国通貨建て
　　m21　居住者である機関の負債
　　m22　海外の負債
（２）メモ項目
　　F.m　海外直接投資

表11.2.　金融資産・負債取引の分類

F.1　貨幣用金およびＳＤＲ F.2　現金通貨および預金 F.21　　現金通貨 F.22　　通貨性預金 F.29　　その他の預金 F.3　株式以外の証券 F.31　　短期 F.32　　長期 F.4　貸付 F.41　　短期 F.42　　長期 F.5　株式およびその他の持分 F.6　保険技術準備金 F.61　　生命保険準備金および年金基金に関する家計の純持分 F.611　　生命保険準備金に関する家計の純持分 F.612　　年金基金に関する家計の純持分 F.62　　保険料の前払いならびに未払い保険金に対する準備金 F.7　　その他の受取債権または支払債務 F.71　　売上債権・買入債務 F.79　　その他
メモ項目： 　海外直接投資 　　持分 　　貸出 　　その他

注；項目F.2、F.3およびF4を(a)、(b)または(c)へ分割する趣旨の勧告は任意である。
また、F.3は、やはり任意であるが、金融派生商品を除く株式以外の証券と金融派生商品とに分類することができる。
なお、この表は、金融資産・負債取引と貸借対照表における金融資産・負債の保有との両方に関する分類を提供するものである。

表11.3a　詳細資金循環表（金融資産）

金融資産

海外 (12)	家計 (11)	対家計非営利団体 (10)	一般政府 (9)	非金融法人企業 (8)	金融機関					合計 (1)	債権の種類と債務者
					中央銀行 (7)	その他の預金取扱機関		その他の金融仲介機関 (4)	金融補助機関 (3)	保険会社および年金基金 (2)	
						預金通貨機関 (6)	その他の預金受入機関 (5)				
											1. 貨幣用金およびＳＤＲ
											2. 現金通貨および預金 a. 現金通貨 ⅰ. 自国 － 居住者 － 非居住者 ⅱ. 外国 － 居住者 b. 通貨性預金 ⅰ. 自国通貨建て － 居住者 － 非居住者 ⅱ. 外国通貨建て － 居住者 － 非居住者 c. その他の預金 ⅰ. 国内通貨建て － 居住者 － 非居住者 ⅱ. 外国通貨建て － 居住者 － 非居住者
											3. 株式以外の証券 a. 短期 ⅰ. 非金融法人企業 ⅱ. 金融機関 ⅲ. 中央政府 ⅳ. 州および地方政府 ⅴ. その他の居住者部門 ⅵ. 海外 b. 長期 ⅰ. 非金融法人企業 ⅱ. 金融機関 ⅲ. 中央政府 ⅳ. 州および地方政府 ⅴ. その他の居住者部門 ⅵ. 海外
											4. 貸付 a. 短期 ⅰ. 非金融法人企業 ⅱ. 金融機関 ⅲ. 中央政府 ⅳ. 州および地方政府 ⅴ. その他の居住者部門 ⅵ. 海外 b. 長期 ⅰ. 非金融法人企業 ⅱ. 金融機関 ⅲ. 中央政府 ⅳ. 州および地方政府 ⅴ. その他の居住者部門 ⅵ. 海外
											5. 株式およびその他の持分 a. 居住者企業 ⅰ. 上場 ⅱ. 非上場 b. 非居住者企業 ⅰ. 上場 ⅱ. 非上場
											6. 保険技術準備金 6.1 生命保険準備金および年金基金に関する家計の純持分 6.2 保険料の前払いならびに未払い保険金に対する準備金
											7. その他の受取債券または支払債務 7.1 売上債券・買入債務 a. 非金融法人企業 b. 家計 c. 中央政府 d. 州および地方政府 e. その他の居住者部門 f. 海外 7.2 その他 a. 居住者部門 b. 海外 メモ項目 海外直接投資 持分 貸付 その他

表11.3b　詳細資金循環表（金融負債）

金融負債

海外 (12)	家計 (11)	対家計非営利団体 (10)	一般政府 (9)	非金融法人企業 (8)	金融機関					合計 (1)	債権の種類と債務者
					中央銀行 (7)	その他の預金取扱機関		その他の金融仲介機関 (4)	金融補助機関 (3)	保険会社および年金基金 (2)	
						預金通貨機関 (6)	その他の預金受入機関 (5)				
											2. 現金通貨および預金 a. 現金通貨 ⅰ. 自国 － 居住者 － 非居住者 ⅱ. 外国 － 居住者 b. 通貨性預金 ⅰ. 国内通貨建て － 居住者 － 非居住者 ⅱ. 外国通貨建て － 居住者 － 非居住者 c. その他の預金 ⅰ. 国内通貨建て － 居住者 － 非居住者 ⅱ. 外国通貨建て － 居住者 － 非居住者
											3. 株式以外の証券 a. 短期 ⅰ. 非金融法人企業 ⅱ. 金融機関 ⅲ. 中央政府 ⅳ. 州および地方政府 ⅴ. その他の居住者部門 ⅵ. 海外 b. 長期 ⅰ. 非金融法人企業 ⅱ. 金融機関 ⅲ. 中央政府 ⅳ. 州および地方政府 ⅴ. その他の居住者部門 ⅵ. 海外
											4. 貸付 a. 短期 ⅰ. 非金融法人企業 ⅱ. 金融機関 ⅲ. 中央政府 ⅳ. 州および地方政府 ⅴ. その他の居住者部門 ⅵ. 海外 b. 長期 ⅰ. 非金融法人企業 ⅱ. 金融機関 ⅲ. 中央政府 ⅳ. 州および地方政府 ⅴ. その他の居住者部門 ⅵ. 海外
											5. 株式およびその他の持分 a. 居住者企業 ⅰ. 上場 ⅱ. 非上場 b. 非居住者企業 ⅰ. 上場 ⅱ. 非上場
											6. 保険技術準備金 6.1 生命保険準備金および年金基金に関する家計の純持分 6.2 保険料の前払いならびに未払い保険金に対する準備金
											7. その他の受取債券または支払債務 7.1 売上債券・買入債務 a. 非金融法人企業 b. 家計 c. 中央政府 d. 州および地方政府 e. その他の居住者部門 f. 海外 7.2 その他 a. 居住者部門 b. 海外 メモ項目 海外直接投資 持分 貸付 その他

表12.1.　勘定Ⅲ.3.1　その他の資産量変動勘定

資産変動

合計	対応項目		S.1 一国経済	S.15 対家計非営利団体	S.14 家計	S.13 一般政府	S.12 金融機関	S.11 非金融法人企業	取引およびバランス項目	
	財貨・サービス勘定	海外勘定								
10			10				-2	12	AN	非金融資産
-7			-7			-3	-2	-2	AN.1	生産資産
3			3			3			K.4	生産資産の経済的出現
-9			-9			-4		-5	K.7	災害等による壊滅的損失
						1		-1	K.8	補償されない没収
1			1					1	K.9	非金融資産および負債の他に分類されないその他の量的変動
-2			-2			-3	-2	3	K.12	分類および構成の変更
						-3		3	K.12.1	部門分類および構成の変更
-2			-2				-2		K.12.2	資産および負債の分類変更
-2			-2				-2		K.12.21	金の貨幣化または非貨幣化
									K.12.22	金の貨幣化または非貨幣化以外の資産または負債の分類変更
										そのうち、
-4			-4			-3		-1	AN.11	固定資産
-1			-1					-1	AN.12	在庫品
-2			-2				-2		AN.13	貴重品
17			17			3		14	AN.2	非生産資産
24			24					24	K.3	非生産資産の経済的出現
4			4			4			K.5	非育成生物資源の自然成長
-9			-9			-2		-7	K.6	非生産資産の経済的消滅
-8			-8			-2		-6	K.61	自然資産の減耗
-1			-1					-1	K.62	非生産資産のその他の経済的消滅
-2			-2			-2			K.7	災害等による壊滅的損失
						4		-4	K.8	補償されない没収
									K.9	非金融資産および負債の他に分類されないその他の量的変動
						-1		1	K.12	分類および構成の変更
						-1		1	K.12.1	部門分類および構成の変更
									K.12.2	資産および負債の分類変更
									K.12.22	金の貨幣化または非貨幣化以外の資産または負債の分類変更
										そのうち、
17			17			3		14	AN.21	有形非生産資産
									AN.22	無形非生産資産
5			5		2	1		2	AF	金融資産および負債
									K.7	災害等による壊滅的損失
						3	-3		K.8	補償されない没収
3			3		2		1		K.10	金融資産および負債の他に分類されないその他の量的変動
2			2			-2	2	2	K.12	分類および構成の変更
						-2		2	K.12.1	部門分類および構成の変更
2			2				2		K.12.2	資産および負債の分類変更
2			2				2		K.12.21	金の貨幣化または非貨幣化
									K.12.22	金の貨幣化または非貨幣化以外の資産または負債の分類変更
										そのうち、
7			7				7		AF.1	貨幣用金およびＳＤＲ
									AF.2	現金通貨および預金
						3	-3		AF.3	株式以外の証券
-4			-4				-4		AF.4	貸付
						-2		2	AF.5	株式およびその他の持分
2			2		2				AF.6	保険技術準備金
									AF.7	その他の受取債権または支払債務
									B.10.2	**その他の資産量変動による正味資産の変動**

負債および正味資産の変動

S.11 非金融法人企業	S.12 金融機関	S.13 一般政府	S.14 家計	S.15 対家計非営利団体	S.1 一国経済	対応項目		合計
						海外勘定	財貨・サービス勘定	
-3	2	-1			-2			
-4	2				-2			
1		-1						
1		-1						
-3		-1			-4			
	2				2			
17	-4	2	2		17			

表12.2.　勘定Ⅲ.3.2　再評価勘定

資産変動

勘定	合計	対応項目		S.1 一国経済	S.15 対家計非営利団体	S.14 家計	S.13 一般政府	S.12 金融機関	S.11 非金融法人企業	
		財貨・サービス勘定	海外勘定							
Ⅲ.3.2 再評価勘定										K.11　名目保有利得または損失(1)(2)
	280			280	8	80	44	4	144	AN　非金融資産
	126			126	5	35	20	2	63	AN.1　生産資産
	111			111	5	28	18	2	58	AN.11　固定資産
	7			7		2	1		4	AN.12　在庫品
	8			8		5	1		1	AN.13　貴重品
	154			154	3	45	23	2	81	AN.2　非生産資産
	152			152	3	45	23	1	80	AN.21　有形非生産資産
	2			2					1	AN.22　無形非生産資産
	91		7	84	1	16	2	57	8	AF　金融資産および負債
	12			12			1	11		AF.1　貨幣用金およびＳＤＲ
										AF.2　現金通貨および預金
	44		4	40	1	6		30	3	AF.3　株式以外の証券
										AF.4　貸付
	34		3	31	1	10		16	5	AF.5　株式およびその他の持分
										AF.6　保険技術準備金
										AF.7　その他の受取債権または支払債務
										B.10.3　**名目保有利得または損失による正味資産の変動**
Ⅲ.3.2.1 中立保有利得勘定										K.11.1　中立保有利得または損失(1)(2)
	198			198	6	56	32	3	101	AN　非金融資産
	121			121	5	34	20	2	60	AN.1　生産資産
	111			111	5	28	18	2	58	AN.11　固定資産
	5			5		2	1		2	AN.12　在庫品
	5			5		4	1		1	AN.13　貴重品
	78			78	2	22	12	1	41	AN.2　非生産資産
	76			76	2	22	12	1	40	AN.21　有形非生産資産
	1			1					1	AN.22　無形非生産資産
	147		11	136	3	36	8	70	18	AF　金融資産および負債
	15			15			2	14		AF.1　貨幣用金およびＳＤＲ
	32		2	30	2	17	3		8	AF.2　現金通貨および預金
	28		3	25	1	4		19	2	AF.3　株式以外の証券
	29		1	28			2	24	1	AF.4　貸付
	28		2	26		8		13	4	AF.5　株式およびその他の持分
	8		1	7		6		1	1	AF.6　保険技術準備金
	7		3	5		1			3	AF.7　その他の受取債権または支払債務
										B.10.31　**中立保有利得または損失による正味資産の変動**
Ⅲ.3.2.2 実質保有利得勘定										K.11.2　実質保有利得または損失(1)(2)
	81			81	2	24	12	1	43	AN　非金融資産
	5			5		1			3	AN.1　生産資産
										AN.11　固定資産
	3			3					3	AN.12　在庫品
	2			2		1				AN.13　貴重品
	77			77	2	22	12	1	40	AN.2　非生産資産
	76			76	2	22	12	1	40	AN.21　有形非生産資産
	1			1						AN.22　無形非生産資産
	-57		-5	-52	-2	-20	-6	-13	-10	AF　金融資産および負債
	-3			-3				-3		AF.1　貨幣用金およびＳＤＲ
	-32		-2	-30	-2	-17	-3		-8	AF.2　現金通貨および預金
	17		1	15		2		11	1	AF.3　株式以外の証券
	-29		-1	-28			-2	-24	-1	AF.4　貸付
	6			5		2		3	1	AF.5　株式およびその他の持分
	-8		-1	-7		-6		-1	-1	AF.6　保険技術準備金
	-7		-3	-5		-1			-3	AF.7　その他の受取債権または支払債務
										B.10.32　**実質保有利得または損失による正味資産の変動**

(1)保有利得または損失の個々の項目についての数字と合計との間に差があり完全に整合的というわけではない。これは、丸めの誤差によるものである。

(2)保有利得または損失について、
（＋）が資産に適用された場合は、利得。
（－）が資産に適用された場合は、損失。
（＋）が負債に適用された場合は、損失。
（－）が負債に適用された場合は、利得。

負債および正味資産の変動

S.11 非金融 法人 企業	S.12 金融 機関	S.13 一般 政府	S.14 家計	S.15 対家計 非営利 団体	S.1 一国 経済	対応項目		合計	勘定
						海外 勘定	財貨・ サービ ス勘定		
									Ⅲ．３．２ 再評価勘定
18	51	7			76	3		78	
1	34	7			42	2		44	
16	17				34			34	
134	10	38	96	10	288	4		292	
									Ⅲ．３．２．１ 中立保有利得 勘定
36	68	14	6	2	126	6		132	
1	26	2		1	29	2		32	
1	21	4			26	2		28	
18		7	3	1	29			29	
14	14				28			28	
	7				7	1		8	
3			2	1	6	1		7	
82	5	26	87	8	208	6		214	
									Ⅲ．３．２．２ 実質保有利得 勘定
-18	-17	-7	-6	-2	-50	-3		-54	
-1	-26	-2		-1	-29	-2		-32	
1	13	3			16	1		17	
-18		-7	-3	-1	-29			-29	
3	3				6			6	
	-7				-7	-1		-8	
-3			-2	-1	-6	-1		-7	
51	5	12	9	2	80	-1		78	

表13.1.　勘定Ⅳ　貸借対照表

資産

勘定	合計	対応項目 財貨・サービス勘定	対応項目 海外勘定	S.1 一国経済	S.15 対家計非営利団体	S.14 家計	S.13 一般政府	S.12 金融機関	S.11 非金融法人企業	取引、その他のフロー、ストックおよびバランス項目	
Ⅳ.1 期首貸借対照表	9922			9922	324	2822	1591	144	5041	AN	非金融資産
	6047			6047	243	1698	1001	104	3001	AN.1	生産資産
	5544			5544	231	1423	913	99	2878	AN.11	固定資産
	231			231	2	97	47		85	AN.12	在庫品
	272			272	10	178	41	5	38	AN.13	貴重品
	3875			3875	81	1124	590	40	2040	AN.2	非生産資産
	3809			3809	81	1124	578	37	1989	AN.21	有形非生産資産
	66			66			12	3	51	AN.22	無形非生産資産
	7365		573	6792	172	1819	396	3508	897	AF	金融資産および負債
	770			770			80	690		AF.1	貨幣用金およびＳＤＲ
	1587		105	1482	110	840	150		382	AF.2	現金通貨および預金
	1388		125	1263	25	198		950	90	AF.3	株式以外の証券
	1454		70	1384	8	24	115	1187	50	AF.4	貸付
	1409		113	1296	22	411	12	651	200	AF.5	株式およびその他の持分
	396		26	370	4	291	20	30	25	AF.6	保険技術準備金
	361		134	227	3	55	19		150	AF.7	その他の受取債権または支払債務
										B.90	**正味資産**
Ⅳ.2 貸借対照表における変動[1]	482			482	25	110	56	1	290	AN	非金融資産
	289			289	21	61	25	-1	182	AN.1	生産資産
	239			239	21	47	20	1	150	AN.11	固定資産
	34			34		4	1		29	AN.12	在庫品
	16			16		10	4	-2	3	AN.13	貴重品
	193			193	4	49	30	2	108	AN.2	非生産資産
	191			191	4	48	30	1	108	AN.21	有形非生産資産
	2			2		1				AN.22	無形非生産資産
	787		57	730	33	199	123	294	81	AF	金融資産および負債
	19		1	18			1	17		AF.1	貨幣用金およびＳＤＲ
	130		11	119	12	68	7	15	17	AF.2	現金通貨および預金
	187		9	178	13	35	29	80	21	AF.3	株式以外の証券
	250		10	240		5	45	163	27	AF.4	貸付
	80		5	75	1	13	34	19	9	AF.5	株式およびその他の持分
	38			38		38				AF.6	保険技術準備金
	82		21	61	8	40	6		7	AF.7	その他の受取債権または支払債務
										B.10	**正味資産の変動、合計**
										B.10.1	**貯蓄および資本移転**
										B.10.2	**その他の資産量変動**
										B.10.3	**名目保有利得または損失**
										B.10.31	中立保有利得または損失
										B.10.32	実質保有利得または損失
Ⅳ.3 期末貸借対照表[1]	10404			10404	349	2932	1647	145	5331	AN	非金融資産
	6336			6336	264	1759	1026	103	3183	AN.1	生産資産
	5783			5783	252	1470	933	100	3028	AN.11	固定資産
	265			265	2	101	48		114	AN.12	在庫品
	288			288	10	188	45	3	41	AN.13	貴重品
	4068			4068	85	1173	620	42	2148	AN.2	非生産資産
	4000			4000	85	1172	608	38	2097	AN.21	有形非生産資産
	68			68		1	12	3	51	AN.22	無形非生産資産
	8152		630	7522	205	2018	519	3802	978	AF	金融資産および負債
	788			788			81	707		AF.1	貨幣用金およびＳＤＲ
	1717		116	1601	122	908	157	15	399	AF.2	現金通貨および預金
	1575		134	1441	38	233	29	1030	111	AF.3	株式以外の証券
	1704		80	1624	8	29	160	1350	77	AF.4	貸付
	1489		118	1371	23	424	46	670	209	AF.5	株式およびその他の持分
	434		26	408	4	329	20	30	25	AF.6	保険技術準備金
	443		155	288	11	95	25		157	AF.7	その他の受取債権または支払債務
										B.90	**正味資産**

(1)保有利得または損失の個々の項目のデータと合計との差とは、丸めの誤差により十分整合的でない。

S.11 非金融法人企業	S.12 金融機関	S.13 一般政府	S.14 家計	S.15 対家計非営利団体	S.1 一国経済	対応項目		合計	勘定
						海外勘定	財貨・サービス勘定		
1817	3384	687	289	121	6298	297		6595	Ⅳ．1 期首貸借対照表
40	1281	102	10	38	1471	116		1587	
44	1053	212	2		1311	77		1388	
897		328	169	43	1437	17		1454	
687	715	4			1406	3		1409	
12	335	19		5	371	25		396	
137		22	108	35	302	59		361	
4121	268	1300	4352	375	10416	276		10692	
155	285	176	33	28	677	91		767	Ⅳ．2 貸借対照表における変動[1]
	130	2			132	-2		130	
7	87	71			165	22		187	
68		93	28	24	213	37		250	
42	30			4	77	3		80	
	38				38			38	
37		10	5		52	30		82	
216	10	2	276	31	535	-34		501	
65	4	-38	178	21	230	-38		192	
17	-4	2	2		17			17	
134	10	38	96	10	288	4		292	
82	5	26	87	8	208	6		214	
51	5	12	9	2	80	-1		78	
1972	3669	863	322	149	6975	388		7362	Ⅳ．3 期末貸借対照表[1]
40	1411	104	10	38	1603	114		1717	
51	1140	283	2		1476	99		1575	
965		421	197	67	1650	54		1704	
729	745	4		4	1483	6		1489	
12	373	19		5	409	25		434	
174		32	113	35	354	89		443	
4337	278	1302	4628	406	10951	242		11193	

表13.2.　貸借対照表および蓄積勘定（期首貸借対照表から期末貸借対照表への記入項目の一覧表）

資産、負債、 および正味資産分類	Ⅳ．1 期首貸借 対照表	Ⅲ．1 資本勘定	Ⅲ．2 金融勘定	Ⅲ．3．1 その他の資産 量変動勘定	Ⅲ．3．2　再評価勘定		Ⅳ．3 期末貸借 対照表
					Ⅲ．3．2．1 中立保有利得 または損失	Ⅲ．3．2．2 実質保有利得 または損失	
非金融資産	AN	P.5,K.1,K.2	…	K.3,K.4,K.5, K.6,K.7,K.8, K.9,K.12.1, K.12.22	K.11.1	K.11.2	AN
生産資産	AN.1	P.5,K.1	…	K.4,K.7,K.8, K.9,K.12.1, K.12.22	K.11.1	K.11.2	AN.1
固定資産(1)	AN.11	P.51,K.1	…	K.4,K.7,K.8, K.9,K.12.1, K.12.22	K.11.1	K.11.2	AN.11
有形固定資産	AN.111	P.511,K.1	…	K.4,K.7,K.8 K.9,K.12.1, K.12.22	K.11.1	K.11.2	AN.111
住宅	AN.1111	P.511,K.1	…	K.4,K.7,K.8 K.9,K.12.1, K.12.22	K.11.1	K.11.2	AN.1111
その他の建物および構築物	AN.1112	P.511,K.1	…	K.4,K.7,K.8 K.9,K.12.1, K.12.22	K.11.1	K.11.2	AN.1112
機械・設備	AN.1113	P.511,K.1	…	K.7,K.8,K.9, K.12.1, K.12.22	K.11.1	K.11.2	AN.1113
育成資産	AN.1114	P.511,K.1	…	K.7,K.8,K.9 K.12.1, K.12.22	K.11.1	K.11.2	AN.1114
無形固定資産	AN.112	P.512,K.1	…	K.7,K.8,K.9 K.12.1, K.12.22	K.11.1	K.11.2	AN.112
在庫品	AN.12	P.52	…	K.7,K.8,K.9 K.12.1, K.12.22	K.11.1	K.11.2	AN.12
貴重品	AN.13	P.53	…	K.4,K.7,K.8, K.9,K.12.1, K.12.22	K.11.1	K.11.2	AN.13
非生産資産	AN.2	K.2,P.513, K.1	…	K.3,K.5,K.61 K.62,K.7,K.8 K.9,K.12.1 K.12.22	K.11.1	K.11.2	AN.2
有形非生産資産	AN.21	K.21,P.513, K.1	…	K.3,K.5,K.61 K.62,K.7,K.8 K.9,K.12.1 K.12.22	K.11.1	K.11.2	AN.21
土地	AN.211	K.21,P.513, K.1	…	K.3,K.62,K.7 K.8,K.9, K.12.1, K.12.22	K.11.1	K.11.2	AN.211
地下資源	AN.212	K.21,P.513,	…	K.3,K.61 K.62,K.7,K.8 K.9,K.12.1 K.12.22	K.11.1	K.11.2	AN.212

非育成生物資源	AN.213	K.21,P.513,	…	K.3,K.5,K.61 K.62,K.7,K.8 K.9,K.12.1 K.12.22	K.11.1	K.11.2	AN.213
地下の水資源	AN.214	K.21,P.513,		K.3,K.61 K.62,K.7,K.8 K.9,K.12.1 K.12.22	K.11.1	K.11.2	AN.214
無形非生産資産	AN.22	K.22,P.513,		K.3,K.62,K.7 K.8,K.9, K.12.1, K.12.22	K.11.1	K.11.2	AN.22
金融資産／負債(2)	AF	…	F	K.7,K.8,K.10 K.12.1, K.12.21, K.12.22	K.11.1	K.11.2	AF
貨幣用金およびＳＤＲ （資産のみ）	AF.1	…	F.1	K.7,K.8,K.10 K.12.1, K.12.21, K.12.22	K.11.1	K.11.2	AF.1
現金通貨および預金(3)	AF.2	…	F.2	K.7,K.8,K.10 K.12.1, K.12.21,	K.11.1	K.11.2	AF.2
株式以外の証券	AF.3	…	F.3	K.7,K.8,K.10 K.12.1, K.12.21,	K.11.1	K.11.2	AF.3
貸付	AF.4	…	F.4	K.7,K.8,K.10 K.12.1, K.12.21,	K.11.1	K.11.2	AF.4
株式およびその他の持分	AF.5	…	F.5	K.7,K.8,K.10 K.12.1, K.12.21,	K.11.1	K.11.2	AF.5
保険技術準備金	AF.6	…	F.6	K.7,K.8,K.10 K.12.1, K.12.21,	K.11.1	K.11.2	AF.6
その他の受取債権または支払債務	AF.7	…	F.7	K.7,K.8,K.10 K.12.1, K.12.21,	K.11.1	K.11.2	AF.7
正味資産	B.90	B.10.1	B.10.1	B.10.2	B.10.31	B.10.32	B.90

(1)メモ項目：AN.m 耐久消費財
(2)メモ項目：AF.m 海外直接投資
(3)メモ項目：m11　自国通貨建て
　　m12　外国通貨建て
　　m21　居住者機関の負債
　　m22　海外の負債

AN...、AF...は、資産分類による。

バランス項目
B.10.1　貯蓄および資本移転による正味資産の変動
B.10.2　その他の資産量変動による正味資産の変動
B.10.31　中立保有利得または損失による正味資産の変動
B.10.32　実質保有利得または損失による正味資産の変動
B.90　正味資産

金融手段の取引
F　金融手段の取引
F.1　貨幣用金およびＳＤＲ
F.2　現金通貨および預金
F.3　株式以外の証券

F.4　　貸付
F.5　　株式およびその他の持分
F.6　　保険技術準備金
F.7　　その他の受取債権または支払債務

財貨・サービスの取引
P.5　　総資本形成
P.51　　総固定資本形成
P.511　　有形固定資産の取得マイナス処分
P.512　　無形固定資産の取得マイナス処分
P.513　　非生産非金融資産の価値への追加
P.52　　在庫品増加
P.53　　貴重品の取得マイナス処分

その他の蓄積項目
K.1　　固定資本減耗
K.2　　非生産非金融資産の取得マイナス処分
K.21　　土地およびその他の有形非生産資産の取得マイナス処分
K.22　　無形非生産資産の取得マイナス処分
K.3　　非生産資産の経済的出現
K.4　　生産資産の経済的出現
K.5　　非育成生物資源の自然成長
K.61　　自然資産の減耗
K.62　　非生産資産のその他の経済的消滅
K.7　　災害などによる壊滅的損失
K.8　　補償されない没収
K.9　　非金融資産の他に分類されないその他の量的変動
K.10　　金融資産および負債の他に分類されないその他の量的変動
K.11　　名目保有利得または損失
K.11.1　　中立保有利得または損失
K.11.2　　実質保有利得または損失
K.12　　分類および構成の変更
K.12.1　　部門分類および構成の変更
K.12.21　　金の貨幣化または非貨幣化
K.12.22　　金の貨幣化または非貨幣化以外の資産または負債の分類変更

表13.3a　債務者部門・債権者部門別の金融資産ストックの分析

金融資産

海外 (12)	家計 (11)	対家計非営利団体 (10)	一般政府 (9)	非金融法人企業 (8)	金融機関						合計 (1)	債権の種類と債務者
					中央銀行 (7)	その他の預金取扱機関		その他の金融仲介機関 (4)	金融補助機関 (3)	保険会社および年金基金 (2)		
						預金通貨機関 (6)	その他の預金取扱機関 (5)					
												1. 貨幣用金およびＳＤＲ
												2. 現金通貨および預金 a. 現金通貨 ⅰ. 自国 － 居住者 － 非居住者 ⅱ. 外国 － 居住者 b. 通貨性預金 ⅰ. 自国通貨建て － 居住者 － 非居住者 ⅱ. 外国通貨建て － 居住者 － 非居住者 c. その他の預金 ⅰ. 自国通貨建て － 居住者 － 非居住者 ⅱ. 外国通貨建て － 居住者 － 非居住者
												3. 株式以外の証券 a. 短期 ⅰ. 非金融法人企業 ⅱ. 金融機関 ⅲ. 中央政府 ⅳ. 州および地方政府 ⅴ. その他の居住者部門 ⅵ. 海外 b. 長期 ⅰ. 非金融法人企業 ⅱ. 金融機関 ⅲ. 中央政府 ⅳ. 州および地方政府 ⅴ. その他の居住者部門 ⅵ. 海外
												4. 貸付 a. 短期 ⅰ. 非金融法人企業 ⅱ. 金融機関 ⅲ. 中央政府 ⅳ. 州および地方政府 ⅴ. その他の居住者部門 ⅵ. 海外 b. 長期 ⅰ. 非金融法人企業 ⅱ. 金融機関 ⅲ. 中央政府 ⅳ. 州および地方政府 ⅴ. その他の居住者部門 ⅵ. 海外
												5. 株式およびその他の持分 a. 居住者企業 ⅰ. 上場 ⅱ. 非上場 b. 非居住者企業 ⅰ. 上場 ⅱ. 非上場
												6. 保険技術準備金 6.1 生命保険準備金および年金基金に関する家計の純持分 6.2 保険料の前払いならびに未払い保険金に対する準備金
												7. その他の受取債券または支払債務 7.1 売上債権・買入債務 a. 非金融法人企業 b. 家計 c. 中央政府 d. 州および地方政府 e. その他の居住者部門 f. 海外 7.2 その他 a. 居住者部門 b. 海外 メモ項目 海外直接投資 持分 貸付 その他

表13.3b　債務者部門・債権者部門別の金融負債ストックの分析

金融負債

海外 (12)	家計 (11)	対家計非営利団体 (10)	一般政府 (9)	非金融法人企業 (8)	金融機関						合計 (1)	債権の種類と債務者
					中央銀行 (7)	その他の預金取扱機関		その他の金融仲介機関 (4)	金融補助機関 (3)	保険会社および年金基金 (2)		
						預金通貨機関 (6)	その他の預金取扱機関 (5)					
												2. 現金通貨および預金 a. 現金通貨 ⅰ. 自国 － 居住者 － 非居住者 ⅱ. 外国 － 居住者 b. 通貨性預金 ⅰ. 自国通貨建て － 居住者 － 非居住者 ⅱ. 外国通貨建て － 居住者 － 非居住者 c. その他の預金 ⅰ. 自国通貨建て － 居住者 － 非居住者 ⅱ. 外国通貨建て － 居住者 － 非居住者
												3. 株式以外の証券 a. 短期 ⅰ. 非金融法人企業 ⅱ. 金融機関 ⅲ. 中央政府 ⅳ. 州および地方政府 ⅴ. その他の居住者部門 ⅵ. 海外 b. 長期 ⅰ. 非金融法人企業 ⅱ. 金融機関 ⅲ. 中央政府 ⅳ. 州および地方政府 ⅴ. その他の居住者部門 ⅵ. 海外
												4. 貸付 a. 短期 ⅰ. 非金融法人企業 ⅱ. 金融機関 ⅲ. 中央政府 ⅳ. 州および地方政府 ⅴ. その他の居住者部門 ⅵ. 海外 b. 長期 ⅰ. 非金融法人企業 ⅱ. 金融機関 ⅲ. 中央政府 ⅳ. 州および地方政府 ⅴ. その他の居住者部門 ⅵ. 海外
												5. 株式およびその他の持分 a. 居住者企業 ⅰ. 上場 ⅱ. 非上場 b. 非居住者企業 ⅰ. 上場 ⅱ. 非上場
												6. 保険技術準備金 6.1 生命保険準備金および年金基金に関する家計の純持分 6.2 保険料の前払いならびに未払い保険金に対する準備金
												7. その他の受取債券または支払債務 7.1 売上債権・買入債務 a. 非金融法人企業 b. 家計 c. 中央政府 d. 州および地方政府 e. その他の居住者部門 f. 海外 7.2 その他 a. 居住者部門 b. 海外 メモ項目 海外直接投資 持分 貸付 その他

表14.1. 勘定Ⅴ　海外勘定（対外取引勘定）

Ⅴ．1　財貨・サービスの対外勘定

使途	源泉
P.6　財貨・サービスの輸出	P.7　財貨・サービスの輸入
P.61　財貨の輸出	P.71　財貨の輸入
P.62　サービスの輸出	P.72　サービスの輸入
B.11　**財貨・サービスの対外収支**	

Ⅴ．2　第１次所得および経常移転の対外勘定

使途	源泉
	B.11　**財貨・サービスの対外収支**
D.1　雇用者報酬	D.1　雇用者報酬
D.2-D.3 生産および輸入品に課される税マイナス補助金	D.2-D.3 生産および輸入品に課される税マイナス補助金
D.4　財産所得	D.4　財産所得
D.5　所得、富等に課される経常税	D.5　所得、富等に課される経常税
D.6　社会負担および社会給付	D.6　社会負担および社会給付
D.7　その他の経常移転	D.7　その他の経常移転
D.8　年金基金に関する家計純持分の変動の為の調整	D.8　年金基金に関する家計純持分の変動の為の調整
B.12　**経常対外収支**	

Ⅴ．3　対外蓄積勘定

Ⅴ．3．1　資本勘定

資産の変動	負債および正味資産の変動
K.2　非生産非金融資産の取得マイナス処分	B.12　**経常対外収支**
	D.9　資本移転、受取(+)
	D.9　資本移転、支払(-)
	B.10.1　**貯蓄および資本移転による正味資産の変動**(1)(2)
B.9　**貯蓄投資差額**	

(1)「貯蓄および資本移転による正味資産の変動」は、バランス項目ではなく、資本勘定の右側の合計値である。
(2)海外の場合、「貯蓄および資本移転による正味資産の変動」は、経常対外収支と資本移転による正味資産の変動のことである。

Ⅴ.Ⅲ.２　金融勘定

資産の変動	負債および正味資産の変動
F　　金融資産の純取得	F　　負債の純発行
F.1　貨幣用金およびＳＤＲ	
F.2　現金通貨および預金 (1)	F.2　現金通貨および預金 (1)
F.3　株式以外の証券	F.3　株式以外の証券
F.4　貸付 (2)	F.4　貸付(2)
F.5　株式およびその他の持分 (1)	F.5　株式およびその他の持分 (2)
F.6　保険技術準備金	F.6　保険技術準備金
F.7　その他の受取債権または支払債務 (1)	F.7　その他の受取債権または支払債務 (1)
	B.9　**資金過不足**

(1)項目F.2「現金通貨および預金」に関連して、以下のメモ項目がある。
　　m11　自国通貨建て
　　m12　外国通貨建て
　　m21　居住者である機関の負債
　　m22　海外の負債
(2)メモ項目
　　F.m　海外直接投資

Ⅴ．３．３．１　その他の資産量変動勘定

資産の変動	負債および正味資産の変動
AN　　非金融資産	AF　　負債
K.8　　補償されない没収	K.7　　災害などによる壊滅的損失
K.12　　分類および構成の変更	K.8　　補償されない没収
	K.10　　金融資産および負債の他に分類されないその他の量的変動
	K.12　　分類および構成の変更
AF　　金融資産	
K.7　　災害などによる壊滅的損失	
K.8　　補償されない没収	
K.10　　金融資産および負債の他に分類されないその他の量的変動	
K.12　　分類および構成の変更	
	B.10.2　**その他の資産量変動による正味資産の変動**

Ｖ．３．３．２　再評価勘定

資産の変動	負債および正味資産の変動
AF　　金融資産	AF　　負債
K.11　　名目保有利得または損失	K.11　　名目保有利得または損失
K.11.1　　中立保有利得または損失	K.11.1　　中立保有利得または損失
K.11.2　　実質保有利得または損失	K.11.2　　実質保有利得または損失
	B.10.3　**名目保有利得または損失による正味資産の変動**
	B.10.31　**中立保有利得または損失による正味資産の変動**
	B.10.32　**実質保有利得または損失による正味資産の変動**

Ｖ．４　対外資産・負債勘定

Ｖ．４．１　期首貸借対照表

資産	負債および正味資産
AN　非金融資産	AF　　負債
AN.2　非生産資産	
AF　　金融資産	
	B.90　　**正味資産**

Ｖ．４．２　貸借対照表における変動

資産	負債および正味資産
資産の変動合計	負債の変動合計
AN　非金融資産	AF　　負債
AN.2　非生産資産	
AF　　金融資産	
	B.10　　**正味資産の変動**

Ｖ．４．３　期末貸借対照表

資産	負債および正味資産
AN　非金融資産	AF　負債
AN.2　非生産資産	
AF　金融資産	
	B.90　**正味資産**

表15.1.　基本価格表示の生産物の供給と購入者価格表示の生産物の使用

生産物の供給		購入者価格表示の供給合計 (1)	商業および運輸マージン (2)	生産物に課される税 (3)	生産物に対する補助金(-) (4)	供給合計（基本価格） (5)	産業産出（ＩＳＩＣ分類） 市場 農業、狩猟業、林業、漁業 (A+B) (6)	鉱業および採石業 (C) (7)	製造業、電力業 (D+E) (8)	建設業 (F) (9)	卸売・小売業、自動車・家財修理業、ホテル・レストラン (G+H) (10)	輸送業、倉庫業、通信業 (I) (11)	金融仲介業、不動産業、その他の事業サービス (J+K) (12)	教育、保健医療、社会サービス (M+N+O) (13)	市場小計 (14)	自己最終使用 農業、狩猟業、林業、漁業 (A+B) (15)	建設業 (F) (16)
財貨・サービス（ＣＰＣ大分類）																	
1. 農林水産物	(0)	128	2	5	-3	124	78	0	0	0	0	0	0	0	78	9	0
2. 鉱石および鉱物	(1)	103	2	0	0	101	0	30	10	0	1	0	0	0	41	0	0
3. 電気、ガス、水道	(17-18)	160	0	5	0	155	0	2	152	0	0	0	0	0	154	0	0
4. 製造業製品	(2-4)	2,160	74	94	-5	1,997	0	2	1,666	6	16	8	7	2	1,707	2	5
5. 建設工事および建造物、土地	(5)	262	0	17	0	245	0	0	7	201	0	5	0	0	213	0	31
6. 商業サービス、レストラン・ホテルサービス	(6)	136[7]	-68	3	0	201	0	0	8	1	149	7	0	0	165	0	0
7. 輸送、倉庫、通信サービス	(7)	111[8]	-10	5	0	116	0	0	0	0	21	75	0	0	96	0	0
8. 事業サービス	(8)	590[9]	0	8	0	582	0	1	0	0	2	3	370	98	474	0	0
9. 公務を除く公共、社会および個人サービス	(9)	375	0	4	0	371	0	0	1	0	2	2	1	143	149	0	0
10. 公務	(91)	168	0	0	0	168	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
調整																	
11. 輸入に対するc.i.f/f.o.b調整		0				0											
12. 居住者による海外での直接購入		43				43											
13. **合計**		4,236	0	141	-8	4,103	78	35	1,844	208	191	100	378	243	3,077	11	36
うち、																	
14. **市場**		3,689		141	-8	3,556	75	35	1,824	205	191	100	378	243	3,051	2	0
15. **自己最終使用**		171		0		171	3	0	20	3					26	9	36
16. **その他の非市場**		376		0		376											

表15.1.　基本価格表示の生産物の供給と購入者価格表示の生産物の使用（続き）

		その他の非市場			産業計	一国経済	輸入に対するc.i.f/f.o.b調整	輸入	
不動産業、家事サービス (K+P) (17)	自己最終使用小計 (18)	教育、保健医療、社会サービス (M+N+O) (19)	公務、防衛、社会保障、その他の公共サービス (L) (20)	その他の非市場小計 (21)	(22)	(23)	(24)	財貨 (25)	サービス (26)
0	9	0	0	0	87			37	
0	0	0	0	0	41			60	
0	0	0	0	0	154			1	
0	7	0	0	0	1,714			283	
0	31	0	0	0	244			1	
0	0	0	0	0	165				36
0	0	0	0	0	96		-6[1]		26[4]
95	95	0	0	0	569		-4[2]		17[5]
5	5	212	0	212	366				5
0	0	0	168	168	168				0
							10[3]	-10	
								20	23
100	147	212	168	380	3,604		0	392[6]	107
0	2	3	1	4	3,057			392	107
100	145				171				
		209	167	376	376				0

表15.1.　基本価格表示の生産物の供給と購入者価格表示の生産物の使用（続き）

生産物の使途		購入者価格表示供給合計 (1)	(2)	生産物に課される税 (3)	生産物に対する補助金 (4)	(5)	産業の中間消費（ＩＳＩＣ分類） 市場 農業、狩猟業、林業、漁業 (A+B) (6)	鉱業および採石業 (C) (7)	製造業、電力業 (D+E) (8)	建設業 (F) (9)	卸売・小売業、自動車・家財修理業、ホテル・レストラン (G+H) (10)	輸送業、倉庫業、通信業 (I) (11)	金融仲介業、不動産業、その他の事業サービス (J+K) (12)	教育、保健医療、社会サービス (M+N+O) (13)	市場小計 (14)	自己最終使用 農業、狩猟業、林業、漁業 (A+B) (15)	建設業 (F) (16)
財貨・サービス（ＣＰＣ分類）																	
使用合計																	
1. 農林水産物	(0)	128					2	0	71	0	3	1	5	0	82	1	0
2. 鉱石および鉱物	(1)	103					1	3	91	0	0	0	1	0	96	0	0
3. 電気、ガス、水道	(17-18)	160					2	2	96	1	5	3	4	1	114	0	0
4. 製造業製品	(2-4)	2,160					27	7	675	63	36	21	35	16	880	5	17
5. 建設工事および建造物、土地	(5)	262					1	2	7	5	2	1	3	1	22	0	0
6. 商業サービス、レストラン・ホテルサービス	(6)	136[7]					2	1	34	1	9	6	4	0	57	0	0
7. 輸送、倉庫、通信サービス	(7)	111					2	1	29	3	19	12	5	0	71	0	0
8. 事業サービス	(8)	590					3	1	117	16	25	15	44	6	227	0	7
9. 公務を除く公共、社会および個人サービス	(9)	375					1	0	7	1	1	1	11	23	45	0	0
10. 公務	(91)	168					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
調整																	
11. 居住者による海外での直接購入		43															
12. 非居住者による国内市場での直接購入		0															
13. **購入者価格の使用合計**		4,236					41	17	1,127	90	100	60	112	47	1,594	6	24
うち、																	
14. **市場**		3,689					41	17	1,127	90	100	60	112	47	1,594	6	24
15. **自己最終使用**		171															
16. **その他の非市場**		376					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17. **総付加価値合計／ＧＤＰ**				141	-8		37	18	717	118	91	40	266	196	1,483	5	12
18. 雇用者報酬							9	13	336	46	44	16	54	123	641	0	12
19. 生産および輸入品に課される税マイナス補助金				141	-8		-2	-2	46	5	0	-6	12	3	56	0	0
20. 　生産物に課される税				141													
21. 　生産物に対する補助金					-8												
22. 　生産に対するその他の税および補助金							-2	-2	46	5	0	-6	12	3	56	0	0
23. 混合所得、純							14	0	227	35	36	3	99	18	432	0	0
24. 営業余剰、純							7	4	30	21	-4	12	67	47	184	3	0
25. 固定資本減耗							9	3	78	11	15	15	34	5	170	2	0
26. 混合所得、総							15	0	228	36	36	7	99	19	440	2	0
27. 営業余剰、総							15	7	107	31	11	23	101	51	346	3	0
28. **産出合計**							78	35	1,844	208	191	100	378	243	3,077	11	36
29. **労働投入（労働時間）**							1,840	292	31,982	4,244	7,078	2,032	3,700	1,904	53,072	218	780
30. **総固定資本形成**							10	6	117	8	20	39	20	5	225	1	1
31. **期末固定資産ストック**							142	90	1,782	143	298	572	409	86	3,528	17	17

表15.1.　基本価格表示の生産物の供給と購入者価格表示の生産物の使用（続き）

		その他の非市場			産業計	一国経済	輸出		最終消費支出						総資本形成			
不動産業、個人家計サービス (K+P) (17)	自己最終使用小計 (18)	教育、保健医療、社会サービス (M+N+O) (19)	公務、防衛、社会保障、その他の公共サービス (L) (20)	非市場小計 (21)	(22)	(23)	財貨 (24)	サービス (25)	最終消費支出小計 (26)	家計 (27)	対家計非営利団体個別 (28)	一般政府			総資本形成小計 (32)	総固定資本形成 (33)	在庫品増加 (34)	貴重品の取得マイナス処分 (35)
												小計 (29)	集合 (30)	個別 (31)				
0	1	3	2	5	88		7		30	28	0	2	0	2	3	2	1	
0	0	0	0	0	96		6		2	2	0	0	0	0	-1		-1	
0	0	5	4	9	123		1		36	36	0	0	0	0	0		0	
10	32	42	38	80	992		422		570	567	0	3	0	3	176	161	5	10
0	0	11	7	18	40		6		3	3	0	0	0	0	213	190	23	
0	0	2	2	4	61			38	37	37	0	0	0	0	0		0	
0	0	3	4	7	78			19	14	14	0	0	0	0	0		0	
10	17	33	32	65	309			8	250	250	0	0	0	0	23	23	0	
0	0	21	29	50	95			4	276	58	14	204	0	204	0	0	0	
0	0	1	0	1	1			0	167	6	2	159	156	3	0			
									43	43								
							20	9	-29	-29								
20	50	121	118	239	1,883		462	78	1,399	1,015	16	368	156	212	414	376	28	10
20	50	121	118	239	1,883		462	78	913	898	0	15	2	13	353	318	25	10
									110	110					61	58	3	
0	0				0			0	376	7	16	353	154	199				
80	97	91	50	141	1,721	1,854												
0	12	70	39	109	762	762												
0	0	1	1	2	58	191												
						141												
						-8												
0	0	1	1	2	58	58												
0	0				432	432												
60	63				247	247												
20	22	20	10	30	222	222												
0	2				422	422												
80	83	20	10	30	459	459												
100	147	212	168	380	3,604													
0	998	7,299	8,000	15,299	69,369													
124	126	13	12	25	376													
1,851	1,885	201	169	370	5,783													

1）居住者および非居住者によってなされる、輸入品に関する輸送サービス。
2）居住者および非居住者によってなされる、輸入品に関する保険サービス。
3）居住者および非居住者によってなされる、輸入品に関する輸送サービスおよび保険サービス。
4）非居住者によってなされる、輸入品に関する輸送サービスを含む。
5）非居住者によってなされる、輸入品に関する保険サービスを含む。
6）個々の財貨の輸入は、c.i.f.評価である。包括的なf.o.b./c.i.f.調整を行なうので、財貨の輸入の合計額は、f.o.b.評価となる。
7）商業サービスの供給合計（136）は、商業マージン（68）を含まない。基本価格表示の卸売・小売の産出に含まれる商業マージンは、第２列で生産物別に配分されている。
8）輸送サービスの供給合計は、運輸マージン（10）を含まない。基本価格表示の輸送の産出は、第２列に生産物別に配分されている。輸入品に関して居住者および非居住者が供給する輸送サービスも、輸送サービスの供給合計からは除外されている。後者は、c.i.f.評価の生産物別輸入に含まれている。
9）保険サービスを含む事業サービスの供給合計には、輸入品に関して居住者および非居住者が供給する保険サービスは含まれない。後者はc.i.f.評価の生産物別輸入に含まれている。
10）この列は、制度部門ないし産業別の総固定資本形成に細分することができる。

表15.2. 供給・使用：生産物の中間・最終使用に関する商業および運輸マージン、税および補助金

生産物の使途	使用合計 (1)	産業（ＩＳＩＣ分類）の中間消費									
		市場									
		農業、狩猟業、林業、漁業 (A+B) (6)	鉱業および採石業 (C) (7)	製造業、電力業 (D+E) (8)	建設業 (F) (9)	卸売・小売業、自動車・家財修理業、ホテル・レストラン (G+H) (10)	輸送業、倉庫業、通信業 (I) (11)	金融仲介業、不動産業、その他の事業サービス (J+K) (12)	教育、保健医療、社会サービス (M+N+O) (13)	市場小計 (14)	農業、狩猟業、林業、漁業 (A+B) (15)
財貨・サービス（ＣＰＣ分類）											
使用合計											
1. 農林水産物											
商業マージン	2	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
生産物に課される税	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生産物に対する補助金	-3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2. 鉱石および鉱物											
商業マージン	2	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0
生産物に課される税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3. 電気、ガス、水道											
商業マージン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生産物に課される税	5	0		4	0		0	0	0	4	
4. 製造業製品											
商業マージン	64	1	0	20	3	0	2	0	0	26	0
運輸マージン	10	0	0	5	0	0	0	0	0	5	0
生産物に課される税	94	1	0	26	4	0	0	0	0	31	0
生産物に対する補助金	-5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. 建設工事および建造物、土地											
生産物に課される税	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6. 商業サービス、レストラン・ホテルサービス											
生産物に課される税	3	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
7. 輸送、倉庫、通信サービス											
生産物に課される税	5	0	0	2	0	2	0	0	0	4	0
8. 事業サービス											
生産物に課される税	8	0	0	5	0	0	0	0	0	5	0
9. 公務を除く公共、社会および個人サービス											
生産物に課される税	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10. 公務											
生産物に課される税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
調整											
11. 居住者による海外での直接購入											
12. 非居住者による国内市場での直接購入											
13. **商業マージン合計**	68	1	0	23	3	0	2	0	0	29	0
14. **運輸マージン合計**	10	0	0	5	0	0	0	0	0	5	0
15. **生産物に課される税合計**	141	1	0	38	4	2	0	0	0	45	0
16. **生産物に対する補助金合計**	-8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

自己最終使用			その他の非市場			産業計	輸出		最終消費支出						総資本形成			
建設業	不動産業、家事サービス (K+P)	自己最終使用小計	教育、保健医療、社会サービス (M+N+O)	公務、防衛、社会保障、その他の公共サービス (L)	その他の非市場小計		財貨	サービス	小計	家計	対家計非営利団体個別	一般政府			小計	総固定資本形成	在庫品増加	貴重品の取得マイナス処分
												小計	集合	個別				
(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)	(33)	(34)
0	0	0	0	0	0	1	0		1	1	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0		5	5	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0		-3	-3								
0	0	0	0	0	0	0	0		-3	-3								
0	0	0	0	0	0	2	0		0	0	0	0	0	0	0		0	
0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0		0	
0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0		0	
	0	0		0	0	4	0		1	1	0	0	0	0	0		0	
0	0	0	0	4	4	30	14		17	17	0	0	0	0	3	3	0	0
0	0	0	0	0	0	5	2		3	3	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	1	1	32	10		48	48	0	0	0	0	4	4	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0		-5	-5								
0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	17	17	0	
0	0	0	0	0	0	1	0		2	2	0	0	0	0	0		0	
0	0	0	0	0	0	4		0	1	1	0	0	0	0	0		0	
0	0	0	0	0	0	5		1	2	2	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0		0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0		0	
0	0	0	0	4	4	33	14	0	18	18	0	0	0	0	3	3	0	0
0	0	0	0	0	0	5	2	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	1	1	46	10	1	63	63	0	0	0	0	21	21	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0		-8	-8	0	0	0	0	0	0	0	0

表15.3.　生産勘定のクロス分類：産業別品目および制度部門

部門、産出 中間消費 付加価値項目	産業（ＩＳＩＣ分類）																産業計
	市場									自己最終使用				その他の非市場			
	農業、狩猟業、林業、漁業 (A+B) (6)	鉱業および採石業 (C) (7)	製造業、電力業 (D+E) (8)	建設業 (F) (9)	卸売・小売業、自動車・家財修理業、ホテル・レストラン (G+H) (10)	輸送業、倉庫業、通信業 (I) (11)	金融仲介業、不動産業、その他の事業サービス (J+K) (12)	教育、保健医療、社会サービス (M+N+O) (13)	市場小計 (14)	農業、狩猟業、林業、漁業 (A+B) (15)	建設業 (F) (16)	不動産業、家事サービス (K+P) (17)	自己使用小計 (18)	教育、保健医療、社会サービス (M+N+O) (19)	公務、防衛、社会保障、その他の公共サービス (L) (20)	その他の非市場 (21)	(22)
1. **非金融法人企業**																	
産出	21	35	1,120	123	123	68	137	93	1,720	7	26	0	33				1,753
市場	21	35	1,120	123	123	68	137	93	1,720	2	0	0	2				1,722
自己最終使用	0	0	0	0					0	5	26		31				31
その他の非市場																	
中間消費	3	17	641	52	68	40	43	15	879	4	16	0	20				899
付加価値、総	18	18	479	71	55	28	94	78	841	3	10	0	13				854
雇用者報酬	7	13	336	36	44	11	39	49	535	0	10	0	10				545
生産に課されるその他の税マイナス補助金	-2	-2	46	4	0	-6	9	2	51	0	0	0	0				51
営業余剰、純	7	4	30	21	-4	12	22	26	118	3	0	0	3				121
固定資本減耗	6	3	67	10	15	11	24	1	137	0	0	0	0				137
営業余剰、総	13	7	97	31	11	23	46	27	255	3	0	0	3				258
2. **金融機関**																	
産出	0	0	0	0	0	0	102	0	102	0	0	0	0				102
市場	0	0	0	0	0	0	102	0	102	0	0	0	0				102
自己最終使用	0	0	0	0					0	0	0		0				0
その他の非市場																	
中間消費	0	0	0	0	0	0	29	0	29	0	0	0	0				29
付加価値、総	0	0	0	0	0	0	73	0	73	0	0	0	0				73
雇用者報酬	0	0	0	0	0	0	15	0	15	0	0	0	0				15
生産に課されるその他の税マイナス補助金	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0	0	0	0				3
営業余剰、純	0	0	0	0	0	0	45	0	45	0	0	0	0				45
固定資本減耗	0	0	0	0	0	0	10	0	10	0	0	0	0				10
営業余剰、総	0	0	0	0	0	0	55	0	55	0	0	0	0				55
3. **一般政府**																	
産出	0	0	0	0	0	0	0	76	76	0	0	0	0	196	168	364	440
市場	0	0	0	0	0	0	0	76	76	0	0	0	0	3	1	4	80
自己最終使用	0	0	0	0					0	0	0		0				0
その他の非市場														193	167	360	360
中間消費	0	0	0	0	0	0	0	18	18	0	0	0	0	116	118	234	252
付加価値、総	0	0	0	0	0	0	0	58	58	0	0	0	0	80	50	130	188
雇用者報酬	0	0	0	0	0	0	0	40	40	0	0	0	0	61	39	100	140
生産に課されるその他の税マイナス補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	2
営業余剰、純	0	0	0	0	0	0	0	16	16	0	0	0	0				16
固定資本減耗	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	18	10	28	30
営業余剰、総	0	0	0	0	0	0	0	18	18	0	0	0	0	18	10	28	46

表15.3.　生産勘定のクロス分類：産業別品目および制度部門（続き）

4. **対家計非営利団体**																	
産出	0	0	0	0	0	0	0	24	24	0	0	0	0	16	0	16	40
市場	0	0	0	0	0	0	0	24	24	0	0	0	0	0	0	0	24
自己最終使用	0	0	0	0					0	0	0		0				0
その他の非市場														16		16	16
中間消費	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0	0	0	0	5	0	5	9
付加価値、総	0	0	0	0	0	0	0	20	20	0	0	0	0	11	0	11	31
雇用者報酬	0	0	0	0	0	0	0	14	14	0	0	0	0	9	0	9	23
生産に課されるその他の税マイナス補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営業余剰、純	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0	0	0	0				5
固定資本減耗	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2	0	2	3
営業余剰、総	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0	0	0	0	2	0	2	8
5. **家計**																	
産出	57	0	724	85	68	32	139	50	1,155	4	10	100	114				1,269
市場	54	0	704	82	68	32	139	50	1,129	0	0	0	0				1,129
自己最終使用	3	0	20	3					26	4	10	100	114				140
その他の非市場																	
中間消費	38	0	486	38	32	20	40	10	664	2	8	20	30				694
付加価値、総	19	0	238	47	36	12	99	40	491	2	2	80	84				575
雇用者報酬	2	0	0	10	0	5	0	20	37	0	2	0	2				39
生産に課されるその他の税マイナス補助金	0	0	0	1	0	0	0	1	2	0	0	0	0				2
混合所得、純	14	0	227	35	36	3	99	18	432	0	0	0	0				432
営業余剰、純	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60	60				60
固定資本減耗	3	0	11	1	0	4	0	1	20	2	0	20	22				42
混合所得、総	15	0	228	36	36	7	99	19	440	2	0	0	2				442
営業余剰、総	2	0	10	0	0	0	0	0	12	0	0	80	80				92
6. **一国経済**																	
産出	78	35	1,844	208	191	100	378	243	3,077	11	36	100	147	212	168	380	3,604
市場	75	35	1,844	205	191	100	378	243	3,051	2	0	0	2	3	1	4	3,057
自己最終使用	3	0	20	3					26	9	36	100	145				171
その他の非市場														209	167	376	376
中間消費	41	17	1,127	90	100	60	112	47	1,594	6	24	20	50	121	118	239	1,883
付加価値、総／ＧＤＰ	37	18	717	118	91	40	266	196	1,483	5	12	80	97	91	50	141	1,721
雇用者報酬	9	13	336	46	44	16	54	123	641	0	12	0	12	70	39	109	762
生産に課されるその他の税マイナス補助金	-2	-2	46	5	0	-6	12	3	56	0	0	0	0	1	1	2	58
混合所得、純	14	0	227	35	36	3	99	18	432	0	0	0	0	0	0	0	432
営業余剰、純	7	4	30	21	-4	12	67	47	184	3	0	60	63	0	0	0	247
固定資本減耗	9	3	78	11	15	15	34	5	170	2	0	20	22	20	10	30	222
混合所得、総	15	0	228	26	36	7	99	19	440	2	0	0	2	0	0	0	442
営業余剰、総	15	7	107	31	11	23	101	51	346	3	0	80	83	20	10	30	459

表15.4a.　供給・使用：基本価格表示の最終・中間使用、市場／非市場区分とＩＳＩＣ分類

生産物の使途		基本価格表示の使用合計 (1)	商業・運輸マージン (2)	生産物に対する税マイナス補助金 (3)..	産業（ＩＳＩＣ分類）の中間消費							
					市場							
					農業、狩猟業、林業、漁業 (A+B) (6)	鉱業および採石業 (C) (7)	製造業、電力業 (D+E) (8)	建設業 (F) (9)	卸売・小売業、自動車・家財修理業、ホテル・レストラン (G+H) (10)	輸送業、倉庫業、通信業 (I) (11)	金融仲介業、不動産業、その他の事業サービス (J+K) (12)	教育、保健医療、社会サービス (M+N+O) (13)
財貨・サービス（ＣＰＣ分類）使用合計												
1. 農林水産物	(0)	124			2	0	70	0	3	1	5	0
2. 鉱石および鉱物	(1)	101			1	3	89	0	0	0	1	0
3. 電気、ガス、水道	(17-18)	155			2	2	92	1	5	3	4	1
4. 製造業製品	(2-4)	1997			25	7	624	56	36	19	35	16
5. 建設工事および建造物、土地	(5)	245			1	2	7	5	2	1	3	1
6. 商業サービス、レストラン・ホテルサービス	(6)	201			3	1	56	4	9	8	4	0
7. 輸送、倉庫、通信サービス	(7)	116			2	1	32	3	17	12	5	0
8. 事業サービス	(8)	582			3	1	112	16	25	15	44	6
9. 公務を除く公共、社会および個人サービス	(9)	371			1	0	7	1	1	1	11	23
10. 公務	(91)	168			0	0	0	0	0	0	0	0
調整												
11. 居住者による海外での直接購入		43										
12. 非居住者による国内市場での直接購入		0										
13. **基本価格表示の使用合計**		4103			40	17	1089	86	98	60	112	47
14. **生産物に対する税マイナス補助金**		133			1	0	38	4	2	0	0	0
16. **購入者価格表示の使用合計**		4236			41	17	1127	90	100	60	112	47
17. **総付加価値合計／ＧＤＰ**				133	37	18	717	118	91	40	266	196
18. 雇用者報酬					9	13	336	46	44	16	54	123
19. 生産および輸入品に対する税マイナス補助金				133	-2	-2	46	5	0	-6	12	3
20.　生産物に課される税				141								
21.　生産物に対する補助金				-8								
22.　生産に対するその他の税マイナス補助金					-2	-2	46	5	0	-6	12	3
23. 混合所得、純					14	0	227	35	36	3	99	18
24. 営業余剰、純					7	4	30	21	-4	12	67	47
25. 固定資本減耗					9	3	78	11	15	15	34	5
26. 混合所得、総					15	0	228	36	36	7	99	19
27. 営業余剰、総					15	7	107	31	11	23	101	51
28. **産出合計**					76	35	1844	208	191	100	378	243

	自己最終使用				その他の非市場			産業計	一国経済	輸出		最終消費支出						総資本形成			
市場小計	農業、狩猟業、林業、漁業	建設業	不動産業、家事サービス	小計	教育、保健医療、社会サービス	公務、防衛、社会保障、その他の公共サービス	非市場小計			財貨	サービス	小計	家計	対家計非営利団体個別	一般政府			小計	総固定資本形成	在庫品増加	貴重品の取得マイナス処分
															小計	集合	個別				
(14)	(A+B) (15)	(16)	(K+P) (17)	(18)	(M+N+O) (19)	(L) (20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)	(33)	(34)	(35)
81	1	0	0	1	3	2	5	87		7		27	25	0	2	0	2	3	2	1	
94	0	0	0	0	0	0	0	94		6		2	2	0	0	0	0	-1		-1	
110	0	0	0	0	5	4	9	119		1		35	35	0	0	0	0	0		0	
818	5	17	10	32	42	33	75	925		396		507	504	0	3	0	3	169	154	5	10
22	0	0	0	0	11	7	18	40		6		3	3	0	0	0	0	196	173	23	
85	0	0	0	0	2	6	8	93		14	38	53	53	0	0	0	0	3	3	0	0
72	0	0	0	0	3	4	7	79		2	19	16	16	0	0	0	0	0	0	0	0
222	0	7	10	17	33	32	65	304			7	248	248	0	0	0	0	23	23	0	
45	0	0	0	0	21	29	50	95			4	272	54	14	204	0	204	0	0	0	
0	0	0	0	0	1	0	1	1			0	167	6	2	159	156	3	0		0	
												43	43								
										20	9	-29	-29								
1549	6	24	20	50	121	117	238	1837		452	77	1344	960	16	368	156	212	393	355	28	10
45	0	0	0	0	0	1	1	46		10	1	55	55	0	0	0	0	21	21	0	0
1594	6	24	20	50	121	118	239	1883		462	78	1399	1015	16	368	156	212	414	376	28	10
1483	5	12	80	97	91	50	141	1721	1854												
641	0	12	0	12	70	39	109	762	762												
56	0	0	0	0	1	1	2	58	191												
									141												
									-8												
56	0	0	0	0	1	1	2	58	58												
432	0	0	0	0	0	0	0	432	432												
184	3	0	60	63	0	0	0	247	247												
170	2	0	20	22	20	10	30	222	222												
440	2	0	0	2	0	0	0	442	442												
346	3	0	80	83	20	10	30	459	459												
3077	11	36	100	147	212	168	380	3604													

表15.4b. 供給・使用：基本価格表示の最終・中間使用、ＩＳＩＣ分類

生産物の使途		基本価格表示の使用合計 (1)	商業・運輸マージン (2)	生産物に対する税マイナス補助金 (3)..	産業（ＩＳＩＣ分類）の中間消費						
					農業、狩猟業、林業、漁業 (A+B) (6)	鉱業および採石業 (C) (7)	製造業、電力業 (D+E) (8)	建設業 (F) (9)	卸売・小売業、自動車・家財修理業、ホテル・レストラン (G+H) (10)	輸送業、倉庫業、通信業 (I) (11)	
財貨・サービス（ＣＰＣ分類）使用合計											
1. 農林水産物	(0)	124			3	0	70	0	3	1	
2. 鉱石および鉱物	(1)	101			1	3	89	0	0	0	
3. 電気、ガス、水道	(17-18)	155			2	2	92	1	5	3	
4. 製造業製品	(2-4)	1997			30	7	624	73	36	19	
5. 建設工事および建造物、土地	(5)	245			1	2	7	5	2	1	
6. 商業サービス、レストラン・ホテルサービス	(6)	201			3	1	56	4	9	8	
7. 輸送、倉庫、通信サービス	(7)	116			2	1	32	3	17	12	
8. 事業サービス	(8)	582			3	1	112	23	25	15	
9. 公務を除く公共、社会および個人サービス	(9)	371			1	0	7	1	1	1	
10. 公務	(91)	168			0	0	0	0	0	0	
調整 11. 居住者による海外での直接購入		43									
12. 非居住者による国内市場での直接購入		0									
13. **基本価格表示の使用合計**		4103			46	17	1089	110	98	60	
14. **生産物に対する税マイナス補助金**		133			1	0	38	4	2	0	
16. **購入者価格表示の使用合計**		4236			47	17	1127	114	100	60	
17. **総付加価値合計／ＧＤＰ**				133	42	18	717	130	91	40	
18. 雇用者報酬					9	13	336	58	44	16	
19. 生産および輸入品に対する税マイナス補助金				133	−2	−2	46	5	0	−6	
20. 生産物に課される税				141							
21. 生産物に対する補助金				−8							
22. 生産に対するその他の税マイナス補助金					−2	−2	46	5	0	−6	
23. 混合所得、純					14	0	227	35	36	3	
24. 営業余剰、純					10	4	30	21	−4	12	
25. 固定資本減耗					11	3	78	11	15	15	
26. 混合所得、総					17	0	228	36	36	7	
27. 営業余剰、総					18	7	107	31	11	23	
産出合計					89	35	1844	244	191	100	

							最終消費支出						総資本形成		
金融仲介業、不動産業、その他の事業サービス (J+K)	教育、保健医療、社会サービス (M+N+O)	公務、防衛、社会保障、その他の公共サービス (L)	産業計	一国経済	輸出		小計	家計	対家計非営利団体個別	一般政府			小計	総固定資本形成	在庫品増加	貴重品の取得マイナス処分
					財貨	サービス				小計	集合	個別				
(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)
5	3	2	87		7		27	25	0	2	0	2	3	2	1	
1	0	0	94		6		2	2	0	0	0	0	-1		-1	
4	6	4	119		1		35	35	0	0	0	0	0		0	
45	58	33	925		396		507	504	0	3	0	3	169	154	5	10
3	1	7	40		6		3	3	0	0	0	0	196	173	23	
4	12	6	93		14	38	53	53	0	0	0	0	3	3	0	0
5	2	4	79		2	19	16	16	0	0	0	0	0	0	0	0
54	39	32	304			7	248	248	0	0	0	0	23	23	0	
11	44	29	95			4	272	54	14	204	0	204	0	0	0	
0	1	0	1			0	167	6	2	159	156	3	0		0	
							43	43								
					20	9	-29	-29								
132	168	117	1837		452	77	1344	960	16	368	156	212	393	355	28	10
0	0	1	46		10	1	55	55	0	0	0	0	21	21	0	0
132	168	118	1883		462	78	1399	1015	16	368	156	212	414	376	28	10
346	287	50	1721	1854												
54	193	39	762	762												
12	4	1	58	191												
				141												
				-8												
12	4	1	58	58												
99	18	0	432	432												
127	47	0	247	247												
54	25	10	222	222												
99	19	0	442	442												
181	71	10	459	459												
478	455	168	3604													

表15.5. 基本価格表示（c.i.f.）輸入表

生産物の使途		中間消費、同質的生産単位									
		農林水産物 (0) (1)	鉱石および鉱物 (1) (2)	電気、ガス、水道 (17-18) (3)	製造業製品 (2-4) (4)	建設工事および建造物、土地 (5) (5)	商業サービス、レストラン・ホテル (6) (6)	輸送、倉庫、通信サービス (7) (7)	事業サービス (8) (8)	公共、社会および個人サービス (9) (9)	
財貨・サービス（ＣＰＣ分類）使用合計											
1. 農林水産物	(0)	0	0	0	27	0	0	0	0	0	
2. 鉱石および鉱物	(1)	0	0	0	60	0	0	0	0	0	
3. 電気、ガス、水道	(17-18)	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
4. 製造業製品	(2-4)	0	0	10	85	5	0	0	0	0	
5. 建設工事および建造物、土地	(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
6. 商業サービス、レストラン・ホテルサービス	(6)	0	0	0	15	0	3	3	0	0	
7. 輸送、倉庫、通信サービス	(7)	0	0	0	10	0	5	0	1	0	
8. 事業サービス	(8)	0	0	0	5	5	2	0	5	0	
9. 公務を除く公共、社会および個人サービス	(9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
10. 公務	(91)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
調整 11. 居住者による海外での直接購入											
12. c.i.f./f.o.b.調整											
13. **輸入計**		0	0	10	203	10	10	3	6	0	

	産業計	最終消費支出						総資本形成						
公務、防衛、その他の公共サービス (91) (10)		小計	家計	対家計非営利団体個別	一般政府			小計	総固定資本形成	在庫品増加	貴重品の取得マイナス処分	c.i.f/f.o.b.調整	輸入	
					小計	集合	個別						財貨	サービス
	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)
0	27	10	10	0	0	0	0	0	0	0			37	
0	60	0	0	0	0	0	0	0		0			60	
0	1	0	0	0	0	0	0	0		0			1	
0	100	100	100	0	0	0	0	83	73	0	10		283	
0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0			1	
0	21	15	15	0	0	0	0	0	0	0	0			36
0	16	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0			26
0	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0				17
0	0	5	5	0	0	0	0	0	0	0				5
0	0	0	0	0	0	0	0	0		0				0
		43	43										20	23
												-10	-10	
0	242	183	183	0	0	0	0	84	74	0	10	-10	392	107

表15.6. 投入 - 産出対称表、基本価格――生産物×生産物

生産物の使途		中間消費、同質的生産単位									
		農林水産物 (0) (1)	鉱石および鉱物 (1) (2)	電気、ガス、水道 (17-18) (3)	製造業製品 (2-4) (4)	建設工事および建造物、土地 (5) (5)	商業サービス、レストラン・ホテル (6) (6)	輸送、倉庫、通信サービス (7) (7)	事業サービス (8) (8)	公共、社会および個人サービス (9) (9)	
財貨・サービス（ＣＰＣ分類）使用合計											
1. 農林水産物	(0)	3	0	6	64	0	3	1	6	2	
2. 鉱石および鉱物	(1)	1	3	8	81	0	0	0	1	0	
3. 電気、ガス、水道	(17-18)	2	2	8	84	1	5	3	5	5	
4. 製造業製品	(2-4)	28	10	51	574	73	32	18	59	47	
5. 建設工事および建造物、土地	(5)	1	2	0	7	5	2	1	6	9	
6. 商業サービス、レストラン・ホテルサービス	(6)	3	1	5	52	4	8	7	5	2	
7. 輸送、倉庫、通信サービス	(7)	2	1	2	32	4	14	11	6	3	
8. 事業サービス	(8)	3	2	9	107	23	21	14	57	31	
9. 公務を除く公共、社会および個人サービス	(9)	1	0	1	7	1	1	1	20	39	
10. 公務	(91)	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
調整 11. 居住者による海外での直接購入											
12. 非居住者による国内市場での直接購入											
13. c.i.f./f.o.b.調整											
14. **基本価格表示の使用合計**		44	21	90	1008	111	86	56	165	139	
15. 生産物に対する税マイナス補助金		1	0	3	35	4	2	0	0	0	
16. **購入者価格表示の使用合計**		45	21	93	1043	115	88	56	165	139	
17. **総付加価値合計／ＧＤＰ**		42	20	61	671	129	77	40	404	227	
18. 雇用者報酬		9	14	37	305	57	37	17	95	157	
19. 生産および輸入品に対する税マイナス補助金		-2	-1	4	40	5	0	-4	12	3	
20. 生産物に課される税		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
21. 生産物に対する補助金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
22. 生産に対するその他の税マイナス補助金		-2	-1	4	40	5	0	-4	12	3	
23. 混合所得、純		14	0	4	226	35	29	6	103	15	
24. 営業余剰、純		10	4	9	25	20	-2	9	135	37	
25. 固定資本減耗		11	3	7	75	12	13	12	59	20	
26. 混合所得、総		15	0	4	229	36	32	8	103	15	
27. 営業余剰、総		20	7	16	97	31	8	19	194	57	
28. **基本価格表示の生産物産出**		87	41	154	1714	244	165	96	569	366	

公務、防衛、その他の公共サービス (91) (10)	産業計 (11)	最終消費支出						総資本形成				輸出f.o.b.		輸入		c.i.f/f.o.b.調整 (26)	生産物産出 (27)	生産物に対する税マイナス補助金 (28)	一国経済 (29)
		小計 (12)	家計 (13)	対家計非営利団体個別 (14)	一般政府			小計 (18)	総固定資本形成 (19)	在庫品増加 (20)	貴重品の取得マイナス処分 (21)	財貨 (22)	サービス (23)	財貨 (24)	サービス (25)				
					小計 (15)	集合 (16)	個別 (17)												
2	87	27	25	0	2	0	2	3	2	1		7		-37			87		87
0	94	2	2	0	0	0	0	-1		-1		6		-60			41		41
4	119	35	35	0	0	0	0	0		0		1		-1			154		154
33	925	507	504	0	3	0	3	169	154	5	10	396		-283			1714		1714
7	40	3	3	0	0	0	0	196	173	23		6		-1			244		244
6	93	53	53	0	0	0	0	3	3	0	0	14	38		-36		165		165
4	79	16	16	0	0	0	0	0	0	0	0	2	19		-26	6	96		96
32	299	253	253	0	0	0	0	23	23	0			7		-17	4	569		569
29	100	267	49	14	204	0	204	0	0	0			4		-5		366		366
0	1	167	6	2	159	156	3	0		0			0		0		168		168
		43	43											-20	-23		0		0
		-29	-29									20	9				0		0
														10		-10	0		0
117	1837	1344	960	16	368	156	212	393	355	28	10	452	77	-392	-107	0	3604		4103
1	46	55	55		0	0	0	21	21	0	0	10	1			0	133		133
118	1883	1399	1015	16	368	156	212	414	376	28	10	462	78	-392	-107		3737		4236
50	1721																	133	1854
39	762																		762
1	58																		191
0	0																	141	141
0	0																	-8	-8
1	58																		58
0	432																		432
0	247																		247
10	222																		222
0	442																		442
10	459																		459
168	3604																		

表15.7. 投入 - 産出対称表、基本価格――生産物×生産物、輸入生産物と国内生産物の区別

生産物の使途		中間消費、同質的生産単位									
		農林水産物 (0) (1)	鉱石および鉱物 (1) (2)	電気、ガス、水道 (17-18) (3)	製造業製品 (2-4) (4)	建設工事および建造物、土地 (5) (5)	商業サービス、レストラン・ホテル (6) (6)	輸送、倉庫、通信サービス (7) (7)	事業サービス (8) (8)	公共、社会および個人サービス (9) (9)	
財貨・サービス（ＣＰＣ分類）											
使用合計											
1. 農林水産物	(0)	3	0	6	37	0	3	1	6	2	
2. 鉱石および鉱物	(1)	1	3	8	21	0	0	0	1	0	
3. 電気、ガス、水道	(17-18)	2	2	8	83	1	5	3	5	5	
4. 製造業製品	(2-4)	28	10	41	489	68	32	18	59	47	
5. 建設工事および建造物、土地	(5)	1	2	0	7	5	2	1	6	9	
6. 商業サービス、レストラン・ホテルサービス	(6)	3	1	5	37	4	5	4	5	2	
7. 輸送、倉庫、通信サービス	(7)	2	1	2	22	4	9	11	5	3	
8. 事業サービス	(8)	3	2	9	102	18	19	14	52	31	
9. 公務を除く公共、社会および個人サービス	(9)	1	0	1	7	1	1	1	20	39	
10. 公務	(91)	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
調整											
11. 非居住者による国内市場での直接購入											
12. 輸入		0	0	10	203	10	10	3	6	0	
13. **基本価格表示の使用合計**		44	21	90	1008	111	86	56	165	139	
14. 生産物に対する税マイナス補助金		1	0	3	35	4	2	0	0	0	
15. **購入者価格表示の使用合計**		45	21	93	1043	115	88	56	165	139	
16. **総付加価値合計／ＧＤＰ**		42	20	61	671	129	77	40	404	227	
17. 雇用者報酬		9	14	37	305	57	37	17	95	152	
18. 生産および輸入品に対する税マイナス補助金		-2	-1	4	40	5	0	-4	12	3	
19. 生産物に課される税		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
20. 生産物に対する補助金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
21. 生産および輸入品に対する税マイナス補助金		-2	-1	4	40	5	0	-4	12	3	
22. 混合所得、純		14	0	4	226	35	29	6	103	15	
23. 営業余剰、純		10	4	9	25	20	-2	9	135	37	
24. 固定資本減耗		11	3	7	75	12	13	12	59	20	
25. 混合所得、総		15	0	4	229	36	32	8	103	15	
26. 営業余剰、総		20	7	16	97	31	8	19	194	57	
27. **基本価格表示の生産物産出**		87	41	154	1714	244	165	96	569	366	

		最終消費支出						総資本形成				輸出		c.i.f/f.o.b.調整	生産物産出	生産物に対する税マイナス補助金	一国経済
公務、防衛、その他の公共サービス (91) (10)	産業計 (11)	小計 (12)	家計 (13)	対家計非営利団体個別 (14)	一般政府			小計 (18)	総固定資本形成 (19)	在庫品増加 (20)	貴重品の取得マイナス処分 (21)	財貨 (22)	サービス (23)	(24)	(25)	(26)	(27)
					小計 (15)	集合 (16)	個別 (17)										
2	60	17	15	0	2	0	2	3	2	1		7			87		87
	34	2	2	0	0	0	0	-1		-1		6			41		41
4	118	35	35	0	0	0	0	0		0		1			154		154
33	825	407	404	0	3	0	3	86	81	5	0	396			1714		1714
7	40	3	3	0	0	0	0	195	172	23		6			244		244
6	72	38	38	0	0	0	0	3	3	0	0	14	38		165		165
4	63	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	2	19	6	96		96
32	282	253	253	0	0	0	0	23	23	0			7	4	569		569
29	100	262	44	14	204	0	204	0	0	0			4		366		366
	1	167	6	2	159	156	3	0		0			0		168		168
		-29	-29									20	9		0		
0	242	183	183	0	0	0	0	84	74	0	10			-10	499		499
117	1837	1344	960	16	368	156	212	393	355	28	10	452	77	0	3604		4103
1	46	55	55	0	0	0	0	21	21	0	0	10	1		133		133
118	1883	1399	1015	16	368	156	212	414	376	28	10	462	78	0	3737		4236
50	1721															133	1854
39	762																762
1	58																58
0	0															141	141
0	0															-8	-8
1	58																58
0	432																432
0	247																247
10	222																222
0	442																442
10	459																459
168	3604																

表16.1. 数量指数と不変価格系列の基準改訂と接続：数値例

Ⅰ. 基礎データ

生産物	0期			10期			15期		
	p_0	q_0	v_0	p_{10}	q_{10}	v_{10}	p_{15}	q_{15}	v_{15}
A	6	5	30	9	12	108	11	15	165
B	4	8	32	10	11	110	14	14	154
A ＋ B	－	－	62	－	－	218	－	－	319

Ⅱ. ラスパイレス

生産物	基準年0		基準年10	
	0 期	10期	10期	15期
	$p_0 q_0$	$p_0 q_{10}$	$p_{10} q_{10}$	$p_{10} q_{15}$
A	30	72	108	135
B	32	44	110	110
A ＋ B	62	116	218	245
指数	100	187.1	100	112.4
接続指数（0）	100	187.1	187.1	210.3
接続指数（10）	53.4	100	100	112.4

Ⅲ. 比率 $\Sigma p_0 q_{10} / \Sigma p_{10} q_{10} = 116/218$ による10期から15期への価額の一律減額による接続

生産物	現実値		0期の物価水準への一律減額	
	$p_0 q_0$	$p_0 q_{10}$	$p_{10} q_{10}$	$p_{10} q_{15}$
A	30	72	57.5	71.9
B	32	44	58.5	58.5
A ＋ B	62	116	116	130.4
接続指数	100	187.1	187.1	210.3

Ⅳ. 比率 $\Sigma p_{10} q_{10} / p_0 q_{10} = 218/116$ による0期から10期への増額による接続

生産物	10 期の物価水準への増額		現実値	
	$p_0 q_0$	$p_0 q_{10}$	$p_{10} q_{10}$	$p_{10} q_{15}$
A	56.4	135.3	108	135
B	60.1	82.7	110	110
A ＋ B	116.5	218	218	245
接続指数	53.4	100	100	112.4

Ⅴ. 0期価格表示による個別系列の接続

生産物	$p_0 q_0$	$p_0 q_{10}$	$p_0 q_{15}$（接続）
A	30	72	90
B	32	44	44
A ＋ B	62	116	130.4
接続指数	100	187.1	210.3

Ⅵ. 10期価格表示による個別指数の接続

生産物	$p_{10} q_0$（接続）	$p_{10} q_{10}$	$p_{10} q_{15}$
A	45	108	135
B	80	110	110
A ＋ B	116.5	218	245
接続指数	53.4	100	112.4

図17.1.　人口と労働の諸概念

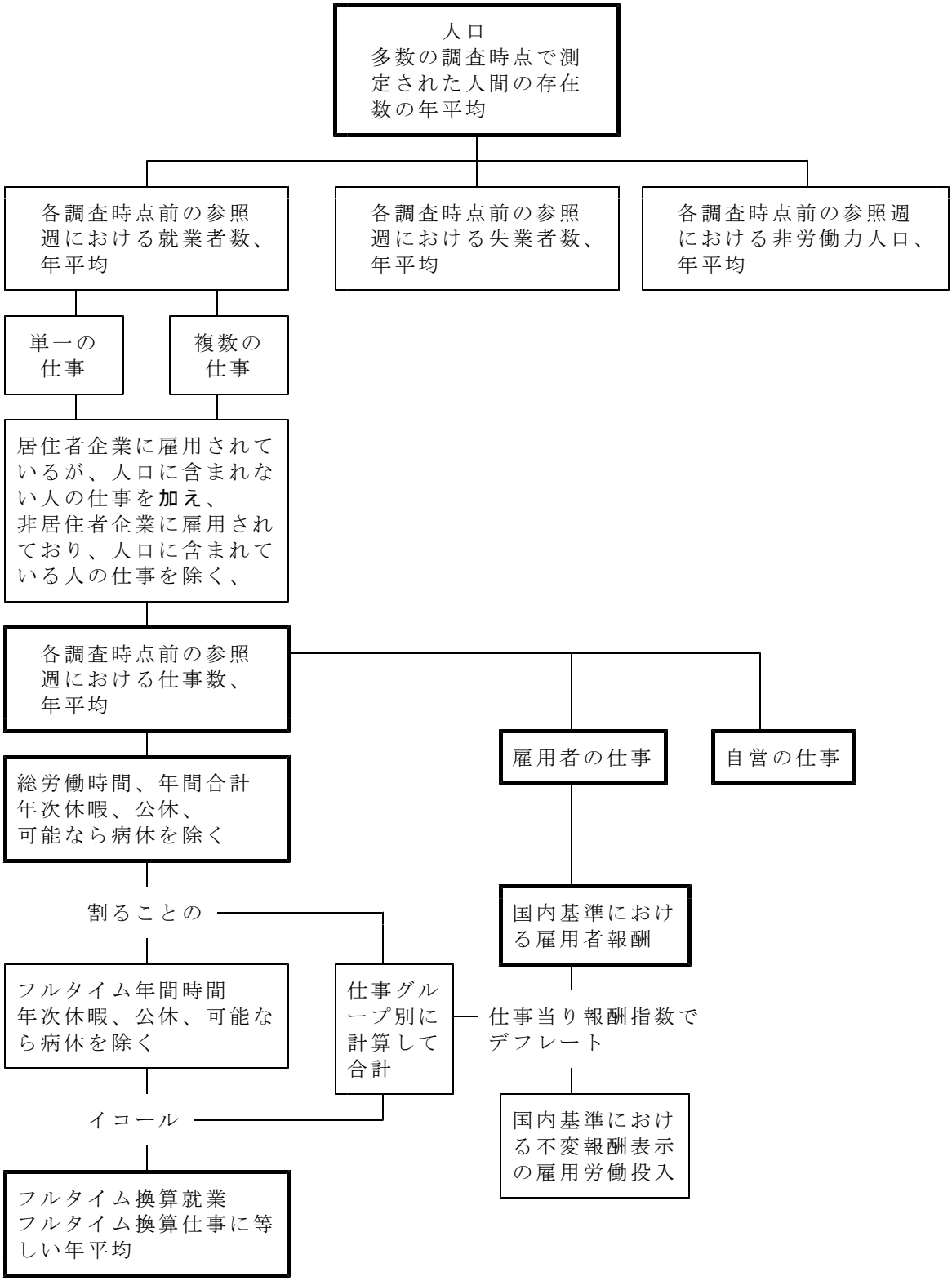

注）太線内の概念は、ＳＮＡの一部分である。

図17.2.　雇用者としての就業と自営業者としての就業との識別

企業内のＢの仕事は、雇用者としての仕事か自営業者としての仕事か？

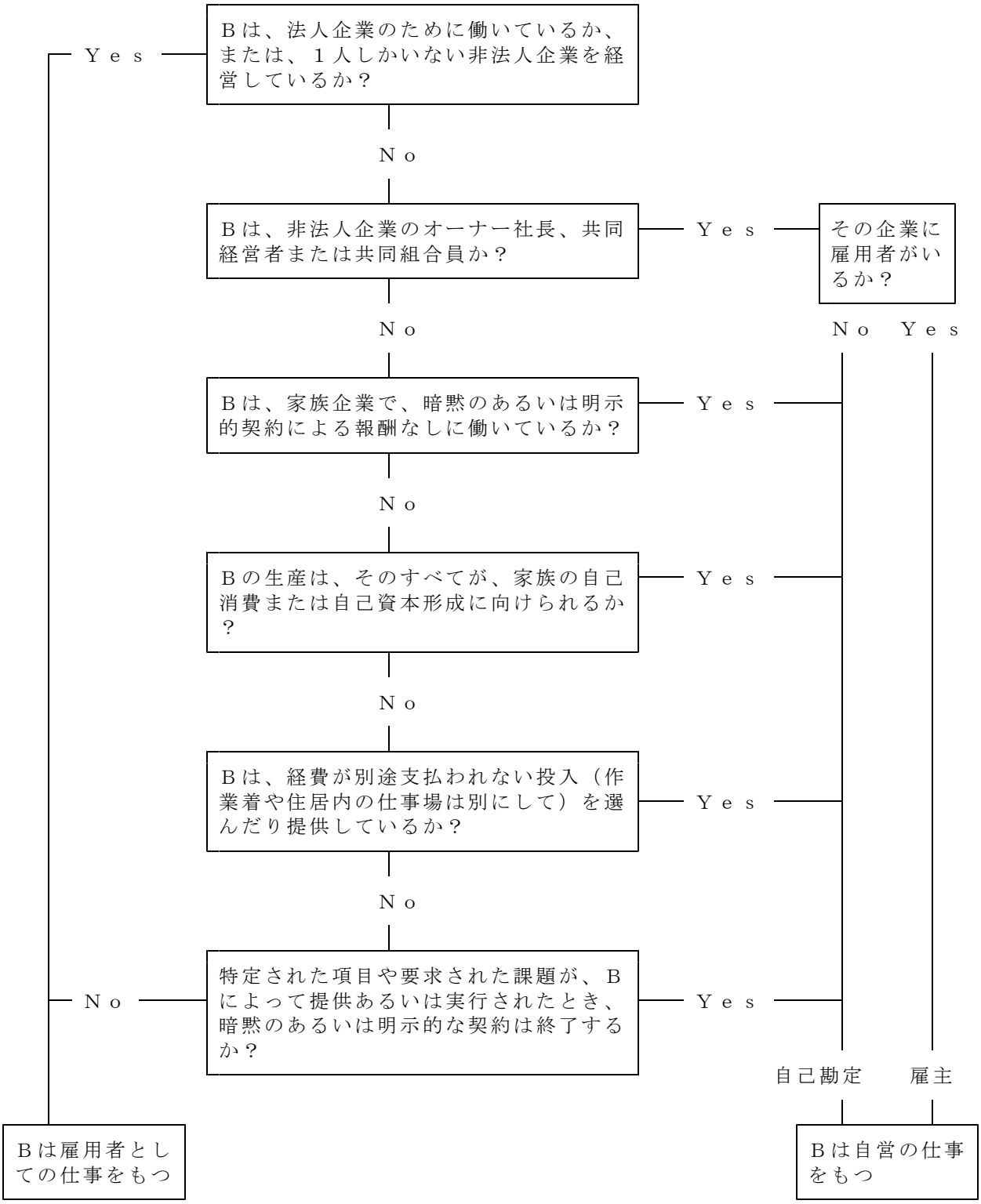

表18.1.　個別消費の目的分類（ＣＯＩＣＯＰ）

ＣＯＩＣＯＰカテゴリー	個別消費支出 P.31	現物社会移転（ＣＯＦＯＧカテゴリー） D.63	現実個別消費 P.41
1.　食料・飲料・たばこ 1.1　食料 1.2　飲料 1.3　たばこ			
2.　被服および履物 2.1　被服 2.2　履物			
3.　住宅、水道、電気、ガスおよびその他の燃料 3.1　粗家賃 3.2　住居の定期的な維持管理および修繕 3.3　住居に関するその他のサービス 3.4　電気、ガスおよびその他の燃料		*)　(7.11) *)　(7.31)	
4.　家具類、家庭用機器、家屋の日常的な維持管理 4.1　家具、備品・室内装飾品および絨毯その他のフロア・カバリング、同修理 4.2　家庭用布製品 4.3　暖房装置・台所機器、冷蔵庫、洗濯機、類似の大型家庭用機器、取付と修理を含む 4.4　ガラス器、食器および家庭用品 4.5　家屋・庭の手入れのための道具・器具 4.6　家庭の日常的維持管理のための財貨・サービス			
5.　保健、医療 5.1　医療用品・薬品および治療機器 5.2　病院外の医療・準医療サービス 5.3　病院サービス 5.4　疾病保険サービスおよび傷害保険サービス		(05)	
6.　輸送 6.1　車両の購入 6.2　個人輸送機器の運営 6.3　輸送サービス		*)　(12.12)	
7.　レジャー、娯楽および文化 7.1　機器および付属品、修理を含む 7.2　レクリエーションおよび文化サービス 7.3　新聞、書籍および文房具			
8.　教育 8.1　教育サービス 8.2　教材 8.3　補助的教育サービス		(04)	
9.　ホテル、喫茶店およびレストラン 9.1　食事等 9.2　宿泊			
10.　その他の財貨・サービス 10.1　パーソナル・ケア 10.2　身の回り用品n.e.c. 10.3　通信 10.4　社会サービス 10.5　金融サービスn.e.c. 10.6　その他のサービスn.e.c.		(06)	

*)　ＣＯＦＯＧカテゴリーの一部分のみを含む。

表18.2. 政府支出の機能分類（ＣＯＦＯＧ）

ＣＯＦＯＧカテゴリー	最終消費支出		総資本形成	補助金	財産所得	その他の経常移転	資本移転	株式以外の証券	貸付	株式およびその他の持分	総支出
	合計 P.3	うち：雇用者報酬 D.1	P.5	D.3	D.4	D.7	D.9	F.3	F.4	F.5	
1. 一般公共サービス											
2. 防衛業務と同サービス											
3. 公共の秩序と安全に関する業務											
4. 教育業務と同サービス											
5. 保健業務と同サービス											
6. 社会保障・福祉業務と同サービス											
7. 住宅・地域アメニティ業務と同サービス											
8. レクリエーション・文化・宗教業務と同サービス											
9. 燃料・エネルギー業務と同サービス											
10. 農業、林業、漁業および狩猟業に関する業務と同サービス											
11. 燃料を除く鉱業および鉱物資源に関する業務と同サービス、製造業に関する業務と同サービス、建設業に関する業務と同サービス											
12. 輸送・通信業務と同サービス											
13. その他の経済業務と同サービス											
14. 主要グループに分類されない支出											

表18.3. 対家計非営利団体の支出の目的分類（ＣＯＰＮＩ）

ＣＯＰＮＩカテゴリー	最終消費支出		総資本形成	補助金	財産所得	その他の経常移転	資本移転	株式以外の証券	貸付	株式およびその他の持分	総支出
	合計 P.3	うち：雇用者報酬 D.1	P.5	D.3	D.4	D.7	D.9	F.3	F.4	F.5	
1. 研究および科学サービス											
2. 教育サービス											
3. 保健サービス											
4. 福祉サービス											
5. レクリエーション、文化および関連サービス											
6. 宗教サービス											
7. 同業者団体、労働団体および市民団体のサービス											
8. 他に分類されないその他のサービス											

表18.4. 生産者の特定支出の目的分類（ＣＯＰＰ）

ＣＯＰＰカテゴリー	中間消費 P.2	雇用者報酬 D.1	生産に課されるその他の税マイナス補助金　D.29－D.39	固定資本減耗 K.1	総固定資本形成 P.51
1. 当期生産計画に関する支出					
2. 修理および維持に関する支出					
3. エンジニアリングおよび関連する技術的業務に関する支出					
4. 研究および開発に関する支出					
5. 汚染除去および抑制に関する支出					
6. 販売促進に関する支出					
7. 外部輸送に関する支出					
8. 雇用者の研修、福祉および勤労意欲の向上に関する支出					
9. 一般管理に関する支出					

表19.1. 家計の内訳部門

社会経済的地位	経済活動	企業類型／企業規模	熟練度	所在地
雇主	農業、鉱業、製造業、建設業、サービス	公式 非公式 規模		都市部 田園部
自己勘定の就業者	農業、鉱業、製造業、建設業、サービス	公式 非公式		都市部 田園部
雇用者	農業、鉱業、製造業、建設業、サービス		高 中 低	都市部 田園部
財産所得と移転所得の受領者 財産所得 年金 その他の移転				都市部 田園部

表19.2. 家計部門の統合経済勘定

勘定	合計	雇主	自己勘定の就業者	雇用者	財産所得および移転所得の受領者			取引とバランス項目	財産所得および移転所得の受領者			雇用者	自己勘定の就業者	雇主	合計	勘定
					財産所得	年金	その他		財産所得	年金	その他					
Ⅰ.生産								P.1 産出 P.2 中間消費								Ⅰ.生産
								B.1g 付加価値、総[1] K.1 固定資本減耗 B.1n **付加価値、純**								Ⅱ．1．1． 所得の発生
Ⅱ．1．1． 所得の発生								D.1 雇用者報酬 D.11 **賃金・俸給 D.12 雇主の社会負担 D.121 雇主の現実社会負担 D.122 雇主の帰属社会負担 *産業源泉別 *労働種類別 （熟練、学歴、 性、年齢） D.2-D.3 生産と輸入品に課される税マイナス補助金 D.21-D.31 生産物に課される税マイナス補助金 D.29-D.39 生産に課されるその他の税マイナス補助金 B.2g 営業余剰、総 B.3g 混合所得、総 B.2n **営業余剰、純** B.3n **混合所得、純** *産業源泉別 *公式／非公式 *近代的／伝統的								Ⅱ．1．2． 第１次所得の配分
Ⅱ．1．2． 第１次所得の配分								D.4 財産所得 D.41 利子 D.42 法人企業からの分配所得 D.421 配当 D.422 準法人企業所得からの引き出し D.43 海外直接投資に関する再投資収益 D.44 保険契約者に帰属する財産所得 D.45 賃貸料 B.5g 第１次所得バランス、総 B.5n **第１次所得バランス、純**								Ⅱ．2． 所得の第２次分配
Ⅱ．2． 所得の第２次分配								D.5 所得、富等に課される経常税 D.61 社会負担 D.611 現実社会負担 D.6111 雇主の現実社会負担 D.6112 雇用者の社会負担 D.6113 自営業者および非就業者による社会負担 D.612 帰属社会負担 D.62 現物社会給付以外の社会給付 D.621 **現金による社会保障給付 D.622 民間基金による社会給付 D.623 無基金雇用者社会給付 D.624 現金による社会扶助給付 *保障対象別 D.7 その他の経常移転 D.71 非生命保険料マイナスサービス料 D.72 非生命保険金 D.75 他に分類されない経常移転 家計間移転 海外居住家族からの送金 B.6g 可処分所得、総 B.6n **可処分所得、純** 裁量可処分所得 現物可処分所得								Ⅱ．3． 現物所得の再分配
								D.63 現物社会移転 D.631 現物社会給付								

Ⅱ．3． 現物所得の 再分配								D.6311 **払い戻しによる社会保障給付 D.6312 その他の現物社会保障給付 D.6313 現物社会扶助給付 *保障対象別 個別的非市場財・サービスの移転（社会給付を除く） B.7g 調整可処分所得、総 B.7n **調整可処分所得、純** 裁量可処分所得 現物可処分所得 政府／非営利団体からの現物社会移転								
Ⅱ．4． 所得の使用								B.6g 可処分所得、総 B.6n 可処分所得、純 P.4 現実最終消費 P.3 最終消費支出 購入、純 消費財・サービスの物々交換 自己勘定最終消費 自給経済 持ち家住宅サービス 家事サービス その他 現物雇用者報酬 非政府／非営利団体源泉の現物移転 保険サービス料 金融仲介機関に対する間接的に計測されるサービス D.8 年金基金に関する家計純持分の変動のための調整 B.8g 貯蓄、総 K.1 固定資本減耗 B.8n **貯蓄、純**								Ⅱ．4． 所得の使用
Ⅲ．1． 資本								P.5 総資本形成 P.51 総固定資本形成 購入（控除：既存固定資産の販売） 自己総固定資本形成 現物資本移転（純） P.52 在庫品増加 うち、製品と仕掛品の増加 P.53 貴重品の取得マイナス処分 K.1 固定資産減耗（－） K.2 非生産非金融資産の取得マイナス処分 D.9 資本移転、受取 D.92 投資交付金 D.99 その他の資本移転 D.9 資本移転、支払（－） D.91 資本税 D.99 その他の資本移転 B.10.1 **貯蓄および資本移転による正味資産の変動**[2]								Ⅲ．1． 資本
Ⅲ．2． 金融								B.9 **純貸出（＋）／純借入（－）** 金融資産の取得 金融負債の発行 F.2 現金通貨および預金 うち、 自国通貨建 外貨建 負債のうち、 居住者単位 海外 F.3 株式以外の証券 F.4 貸付 F.5 株式およびその他の持分 F.6 保険技術準備金 F.7 その他の受取債権または支払債務								Ⅲ．2． 金融

Ⅲ．３．１． その他の 資産量変動								K.3 非生産資産の経済的出現 K.4 生産資産の経済的出現 K.5 非育成生物資源の自然成長 K.6 非生産資産の経済的消滅 K.7 災害等による壊滅的損失 K.8 補償されない没収 K.9 非金融資産の他に分類されないその他の量的変動 K.10 金融資産および負債の他に分類されないその他の量的変動 K.12 分類および構成の変更 B.10.2 **その他の資産量変動による正味資産の変動**								Ⅲ．３．１． その他の 資産量変動
Ⅲ．３．２． 再評価								K.11 名目保有利得または損失 AN 非金融資産 AN.1 生産資産 AN.2 非生産資産 AF. 金融資産 AF. 負債 B.10.3 **名目保有利得または損失による正味資産の変動**										Ⅲ．３．２． 再評価
Ⅳ．１． 期首貸借対照表								AN 非金融資産 AN.1 生産資産 AN.2 非生産資産 AF. 金融資産 AF. 負債 B.90 **正味資産**										Ⅳ．１． 期首貸借対照表
Ⅳ．２． 貸借対照表における変動								資産の全変化 AN 非金融資産 AN.1 生産資産 AN.2 非生産資産 AF. 金融資産 AF. 負債の全変化 B.10. **正味資産の変動** B.10.1 **貯蓄および資本移転** B.10.2 **その他の資産量変動** B.10.3 **名目保有利得または損失** B.10.31 中立保有利得または損失 B.10.32 実質保有利得または損失								Ⅳ．２ 貸借対照表における変動
Ⅳ．３ 期末貸借対照表								AN 非金融資産 AN.1 生産資産 AN.2 非生産資産 AF. 金融資産 AF. 負債 B.90 **正味資産**										Ⅳ．３ 期末貸借対照表

**は、家計部門の完全勘定系列における分類の最初の項目である。

* は、考えられる代替的な分類を示す。

(1)すべてのバランス項目は、固定資本減耗込み（グロス）でも固定資本減耗抜き（ネット）でも測る事ができる。グロスの（込みの、総の）バランス項目のコードは、末尾に“g”を加えている。同様に、“ｎ”は純額（固定資本減耗抜きの価額）をあらわしている。

(2)「貯蓄および資本移転による正味資産の変動」は、「体系」の構造内のバランス項目とはいえない。それは、資本勘定の右側の合計である。しかし、正味資産の変動の重要な構成　　要素ではあるから、正味資産の変動の他の構成要素と同種のコードを付してある。

表19.3. 公的部門の詳細と自国／外国の区別を含む統合経済勘定

使途

勘定	合計	財貨・サービス（源泉）	海外		一国経済	自国民間部門	外国支配部門	公的部門				
			民間部門の対外取引	公的部門の対外取引				連結後の合計	連結前の合計	一般政府	金融機関	非金融法人企業
Ⅰ. 財貨・サービスの生産／対外勘定 …… …… Ⅳ.３. 期末貸借対照表												

源泉

取引と収支項目	公的部門					外国支配部門	自国民間部門	一国経済	海外		財貨・サービス（使途）	合計	勘定
	非金融法人企業	金融機関	一般政府	連結前の合計	連結後の合計				公的部門の対外取引	民間部門の対外取引			
財貨・サービスの輸入 財貨・サービスの輸出 産出 中間消費 生産物に課される税(純) 付加価値、総／ＧＤＰ 固定資本減耗 **付加価値、純／ＮＤＰ** **財貨・サービスの対外収支** …… …… 非金融資産 　生産資産 　非生産資産 金融資産 負債 **正味資産**													Ⅰ. 財貨・サービスの生産／対外勘定 Ⅱ.１.１ 所得の発生 …… …… Ⅳ.３. 期末貸借対照表

表19.4. キー活動とキー生産物の詳細を含む供給・使用表

	供給計購入者価格	商業・運輸マージン	生産物に課される税		生産物に対する補助金		キー産業				他の産業	一国経済	財貨・サービスの輸入
			キー生産物	その他	キー生産物	その他	産業1	産業2	…	産業n			
財貨・サービス							産出						
供給													
キー生産物													
1													
2													
…													
n													
他の生産物													
計													

使途	使用計購入者価格						キー産業				他の産業	一国経済	財貨・サービスの輸出	最終消費支出				総資本形成		
							産業1	産業2	…	産業n				家計	対家計非営利団体	政府		総固定資本形成	在庫品増加	貴重品の取得マイナス処分
															個別的	集合的	個別的			
財貨・サービス							中間消費													
使途																				
キー生産物																				
1																				
2																				
…																				
n																				
他の生産物																				
計																				
総付加価値計／ＧＤＰ 雇用者報酬 生産物に課される税 生産に課されるその他の税 生産物に対する補助金（－） 生産に対するその他の補助金（－） 営業余剰、純 混合所得、純 固定資本減耗 営業余剰、総 混合所得、総																				
計																				
労働投入																				
総固定資本形成																				
固定資産ストック、純																				

表 19.5. キー部門の詳細を含む統合経済勘定

使途

勘定	合計	財貨・サービス（源泉）	海外		国経済	家計 対非営利団体	（他の）家計	一般政府	（他の）金融機関	（他の）非金融法人企業	キー部門				取引とバランス項目
			他の部門の対外取引	キー部門の対外取引		… … … …	… … … …	… … … …	… … … …	… … … …	公的部門	民間部門	外国支配	… …	
Ⅰ．財貨・サービスの生産／対外勘定															財貨・サービスの輸入 財貨・サービスの輸出 産出 中間消費 生産物に課される税（純） 付加価値、総／ＧＤＰ 固定資本減耗 **付加価値、純／ＮＤＰ** **財貨・サービスの対外収支** … … … … … … 非金融資産 生産資産 非生産資産 金融資産 負債 **正味資産**
… … … … … …															
Ⅳ．３．期末貸借対照表															

源泉

キー部門				（他の）金融法人企業	（他の）金融機関	一般政府	（他の）家計	家計 対非営利団体	国経済	海外		財貨・サービス（使途）	合計	勘定
… …	外国支配	民間部門	公的部門	… … … …	… … … …	… … … …	… … … …	… … … …		キー部門の対外取引	他の部門の対外取引			
														Ⅰ．財・サービスの生産／対外勘定
														Ⅱ．１．１所得の発生 … … … … … … Ⅳ．３．期末貸借対照表

表19.6. 勘定Ｖ．１　財貨・サービスの対外勘定

P.6	財貨・サービスの輸出	9,570	P.7　財貨・サービスの輸入　9,800
	複数為替レートから生じる暗黙の輸出税[1)]	630	複数為替レートから生じる暗黙の輸入税[3)]　-1,100
	複数為替レートから生じる暗黙の輸出補助金[2)]	-200	複数為替レートから生じる暗黙の輸入補助金[4)]　800
B.11	財貨・サービスの対外収支	-500	

１）D213 輸出税の内訳。
２）D312 輸出補助金の内訳。
３）D2122 ＶＡＴ、関税を除く輸入品に課される税の内訳。
４）D311 輸入補助金の内訳。

表19.7. 勘定Ｖ．２　第１次所得および経常移転の対外勘定

…		B.11　財貨・サービスの対外収支
D.29	生産に課されるその他の税	D.4　財産所得
D…	第１次所得に課される、複数為替レートから生じる暗黙の税	D.41　利子
		D.421　配当
D.39	生産に対するその他の補助金	
D…	第１次所得に課される、複数為替レートから生じる暗黙の補助金　-50	
…		
D.59	その他の経常税	
D…	複数為替レートから生じるその他の暗黙の経常税	
…		
D.75	他に分類されない経常移転	
D…	海外に居住する家族からの送金　825	
D…	複数為替レートから生じるその他の暗黙の経常移転　-75	
B.12	経常対外収支　1,250	

表19.8. 勘定Ｖ.3.１　資本勘定

…	B.12　経常対外収支　1,250
	D.9　受取資本移転（＋）
	…
	D.99　その他の資本移転
	D…　複数為替レートから生じる その他の暗黙の資本移転　25
	D.9　支払資本移転（－）
	D.91　資本税
	D…　複数為替レートから生じる その他の暗黙の資本税
B.9　貯蓄投資差額 1,000	D.92　投資交付金　-275
	…

表19.9. 勘定Ｖ．３．２　金融勘定

…	F.2　現金通貨および預金　0
F.4　貸付　4,000	…
-4,000	…
F.5　株式およびその他の持分　1,100	B.9　資金過不足　1,000
	D.99　その他の資本移転
	D…　複数為替レートから生じる その他の暗黙の資本移転　100
	D.91　資本税
	D…　複数為替レートから生じる 暗黙の資本税（－）　-0

表19.10.　勘定Ｖ．４　財貨・サービス勘定

源泉			使途		
P.1	産出	89,000	P.2	中間消費	45,000
P.7	財貨・サービスの輸入	9,000	P.3/P.4	最終消費支出 ／現実最終消費	40,000
	複数為替レートから生じる暗黙の輸入税	-1,100	P.5	総資本形成	18,000
	複数為替レートから生じる暗黙の輸入補助金	+800	P.6	財貨・サービスの輸出	9,570
D.21	生産物に課される税	17,710		複数為替レートから生じる暗黙の輸出税	630
D.31	生産物に対する補助金（－）	-3,210		複数為替レートから生じる暗黙の輸出補助金	-200
		113,000			113,000

表19.11. 勘定Ｖ．５　生産物の供給

	生産物に課される税 (3)	生産物に対する補助金 (4)		複数為替レートから生じる暗黙の輸入税／補助金 (22b)	輸入 (23)(24)
財貨・サービス…					
12b.複数為替レートから生じる暗黙の税	1,730			-1,100	
12c.複数為替レートから生じる暗黙の補助金		-1,000		800	
13. 合計	17,710	-3,210		-300	9,800

表19.12. 勘定Ｖ．６　生産物の使用

				複数為替レートから生じる暗黙の輸輸税／輸出補助金 (21b)	輸出 (23) (24)
財貨・サービス …					
12b. 複数為替レートから生じる暗黙の税				630	
12c. 複数為替レートから生じる暗黙の補助金				−200	
13. 購入者価格表示の合計				430	9,570
…					

表19.13. 一般政府の勘定

勘定Ⅱ．１．２　第１次所得の配分勘定

		D.2　生産および輸入品に課される税	
		…	
		複数為替レートから生じる暗黙の輸入税	1,100
		…	
		複数為替レートから生じる暗黙の輸出税	630
		…	
		第１次所得に課される、複数為替レートから生じる暗黙の税	
		D.3　補助金（－）	
		…	
		複数為替レートから生じる暗黙の輸入補助金	-800
		…	
		複数為替レートから生じる暗黙の輸出補助金	-200
		…	
B.5　第１次所得バランス	680	第１次所得に課される、複数為替レートから生じる暗黙の補助金	-50

表19.13. 一般政府の勘定（続き）
勘定Ⅱ．2 所得の第２次分配勘定

…	B.5 第１次所得バランス 680
D.7 その他の経常移転	D.5 所得、富等に課される経常税
…	…
複数為替レートから生じる その他の暗黙の経常移転 75 複数為替レートに関連する通貨当局 間の暗黙の経常移転 605	複数為替レートから生じる その他の暗黙の経常税 0 …
…	
B.6 可処分所得 0	

勘定Ⅲ．1 資本勘定

	B.8 貯蓄、純 0
	D.9 受取資本移転（＋）
	…
	複数為替レートから生じるその他の 暗黙の資本税 0
	D.9 支払資本移転（－）
	複数為替レートから生じるその他の 暗黙の資本移転 -25
B.9 貯蓄投資差額 0	複数為替レートに関連する通貨当局 間の暗黙の資本移転 (-25)

表19.13. 一般政府の勘定（続き）
勘定Ⅲ．2　金融勘定

	…
	…
	B.9　資金過不足　0 D.9　受取資本移転（＋）
	…
	複数為替レートから生じるその他の暗黙の資本税　0
	D.9　支払資本移転（－）
	複数為替レートから生じるその他の暗黙の資本移転　-100
	複数為替レートに関連する通貨当局間の暗黙の資本移転　-(-100)

表19.14. 金融機関の勘定

勘定Ⅱ．2　所得の第２次分配勘定

	B.5　第１次所得バランス　0
	…
	D.7　その他の経常移転
	複数為替レートに関連する通貨当局間の暗黙の経常移転　605
B.6　可処分所得　605	…

勘定Ⅲ．1　資本勘定

	B.8　貯蓄、純　605
	…
	D.9　受取資本移転（＋）
B.9　貯蓄投資差額　580	複数為替レートに関連する通貨当局間の暗黙の資本移転　+(-25)

表19.14. 金融機関の勘定（続き）
勘定Ⅲ.２　金融勘定

…	… …
F.2　現金通貨および預金 m11: 自国通貨建て　480 m12: 外国通貨建て　+16,000 -16,000	B.9　資金過不足　580
	D.9　受取資本移転（＋）
…	複数為替レートに関連する通貨当局間の暗黙の資本移転　+(-100)

表19.15.　勘定Ⅴ.Ⅶ　統合経済勘定

	使途			取引およびバランス項目	源泉		
	財貨・サービス（源泉）	海外				海外	財貨・サービス（使途）
生産／財貨・サービスの対外勘定							
	9,800			P.7　財貨・サービスの輸入		9,800	
		9,570		P.6　財貨・サービスの輸出			9,570
	-1,100	630		複数為替レートから生じる暗黙の税		-1,100	630
	800	-200		複数為替レートから生じる暗黙の補助金		800	-200

図20.1. ツリー構造を用いた家計分類の例

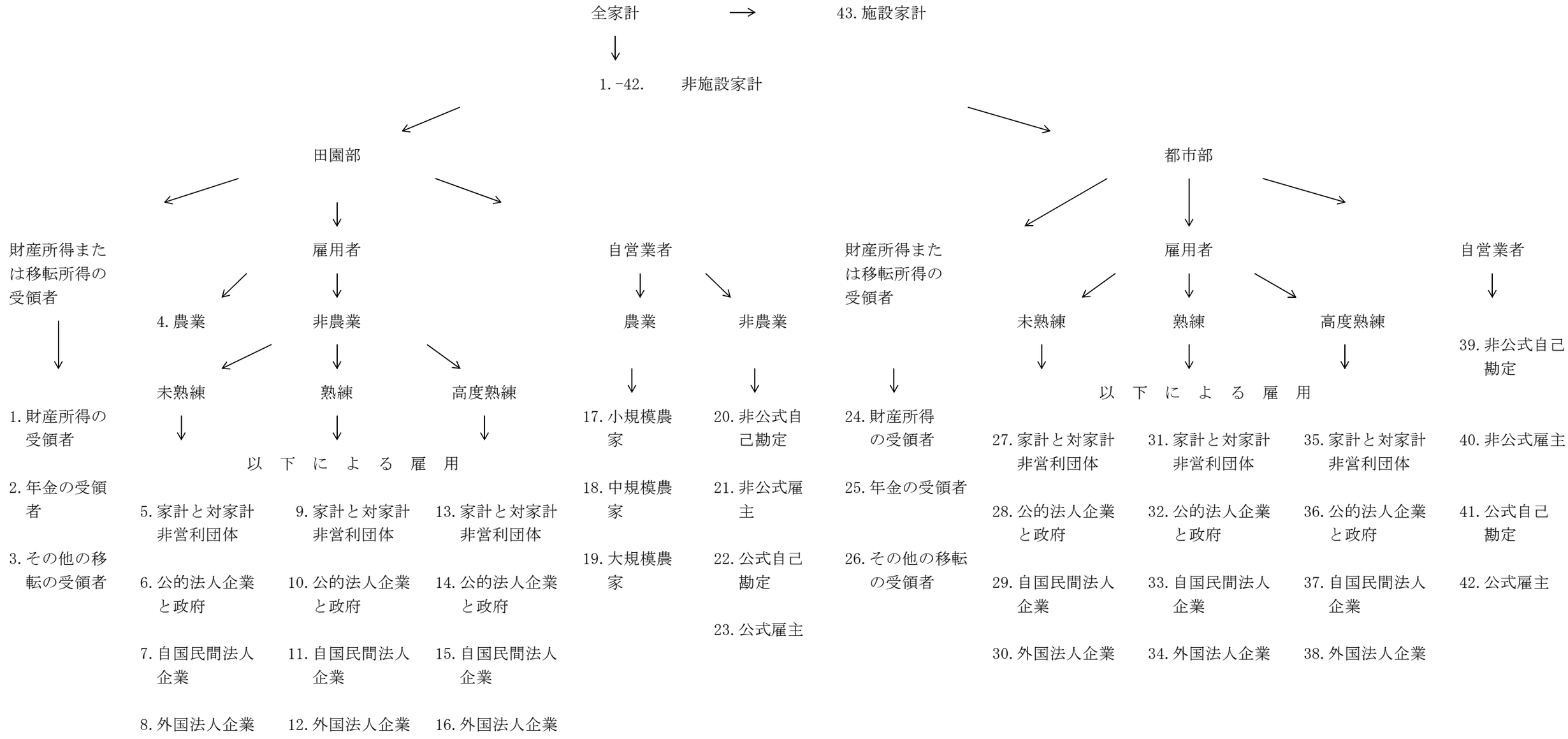

（1）家計のすべてが、施設家計と非施設家計とに細分割される（施設家計の定義については、第Ⅳ章の段落4.137を参照）。
（2）非施設家計の全部が、田園部と都市部とに分割される。
（3）田園部と都市部の家計双方が(a)財産所得または移転所得の受領者、(b)雇用者、(c)自営業者（雇主および自己勘定の就業者）に分割される。
（4）財産所得または移転所得の受領者は、(a)財産所得の受領者、(b)年金の受領者、(c)その他の移転の受領者に分けられる。
（5）田園部では、雇用者と自営業家計が農業と非農業に分けられる。
（6）農業（田園部）雇用者はそれ以上分割されない。
（7）非農業・田園部家計と全都市部・雇用者家計はレファレンス・パーソンの職業カテゴリー別（三つの熟練カテゴリー）に分けられ、その上で、雇用主体の（主）内訳部門別に分類される。すなわち、(a)非法人企業と対家計民間非営利団体、(b)公的法人企業と政府、(c)自国民間法人企業、(d)外国支配法人企業。
（8）さらに田園部の、農業自営業家計は、土地所有の三つの規模クラスに分割される。
（9）非農業田園部と全都市部・自営業家計は、(a) 自己勘定の就業者と雇主、(b)非公式な事業所と公式な事業所とに２度二分割される。ここで、非公式事業所とは、たとえば、五人未満の（有給、無給の）フルタイム換算労働者をもち、熟練度および（その他の）資本集約度が低位であるＩＳＩＣカテゴリーに属する企業として定義できよう。そうすると残りの事業所は公式なものとみなされる。

表20.1. ＳＮＡの縮約形式行列の連結版（第Ⅱ章、付録）

勘定	ｺｰﾄﾞ	財貨・サービス 1	生産 2	所得の分配 3･4･5	所得の使用 6	資本 7	海外 経常・資本 10･11	**合計**
０. 財貨・サービス	1		中間消費 1,883		最終消費支出 1,399	総資本形成 414	財貨・サービスの輸出 540	4,236
Ⅰ. 生産	2	産出および生産物に対する税マイナス補助金 3,737						3,737
Ⅱ.1およびⅡ.2 所得の分配	3・4・5		**国内純生産** 1,632	財産所得および所得、富等に課される経常税および経常移転 1,488			海外からの雇用者報酬、財産所得、経常税、経常移転[1)] 79	3,199
Ⅱ.4 所得の使用	6			**純可処分所得** 1,632	年金基金に関する家計純持分の変動のための調整 11		年金基金に関する家計純持分の変動のための海外からの調整 0	1,643
Ⅲ.1 資本	7		固定資本減耗 222		**純貯蓄** 233	資本移転と非生産資産の取得マイナス処分 61	海外による資本移転と非生産資産の取得マイナス処分 -3	513
Ⅴ.１、Ⅴ.２およびⅤ.３.１ 海外 経常・資本	10・11	財貨・サービスの輸入 499		海外への雇用者報酬、財産所得、経常税、経常移転[1)] 79	年金基金に関する家計純持分の変動のための海外への調整 0	一国経済の**純貸出（＋）／純借入（－）** 38		616
合計		4,236	3,737	3,199	1,643	513	616	

1）セル（3･4･5、10･11）は、海外からの生産と輸入品に課される税を、セル（10･11、3･4･5）は、海外への生産と輸入品に課される税を含む。

表20.2. 小勘定を含むＳＮＡの連結行列

勘定	ｺｰﾄﾞ	財貨・サービス 1	生産 2	所得の第１次分配 3･4	所得の第２次分配 5	所得の使用 6	資本 7	海外 経常・資本 10･11	合計
０. 財貨・サービス	1		中間消費 1,883			最終消費支出 1,399	総資本形成 414	財貨・サービスの輸出 540	4,236
Ⅰ. 生産	2	産出および生産物に対する税マイナス補助金 3,737							3,737
Ⅱ.1 所得の第１次分配	3・4		**国内純生産** 1,632	財産所得 353				海外からの雇用者報酬、財産所得[1)] 79	2,054
Ⅱ.2 所得の第２次分配	5			**国民純所得** 1,661	所得、富等に課される経常税および経常移転 1,096			海外からの所得、富等に課される経常税および経常移転 10	2,767
Ⅱ.4 所得の使用	6				**純可処分所得** 1,632	年金基金に関する家計純持分の変動のための調整 11		年金基金に関する家計純持分の変動のための海外からの調整 0	1,643
Ⅲ.1 資本	7		固定資本減耗 222			**純貯蓄** 233	資本移転と非生産資産の取得マイナス処分 61	海外による資本移転と非生産資産の取得マイナス処分 -3	513
Ⅴ.１、Ⅴ.２およびⅤ.３.１ 海外 経常・資本	10・11	財貨・サービスの輸入 499		海外への雇用者報酬、財産所得、経常税、経常移転[1)] 40	海外への所得、富等に課される経常税および経常移転 39	年金基金に関する家計純持分の変動のための海外への調整 0	一国経済の**純貸出（＋）／純借入（－）** 38		616
合計		4,236	3,737	2,054	2,767	1,643	513	616	

1）セル（3･4、10･11）は、海外からの生産と輸入品に課される税を、セル（10･11、3･4）は、海外への生産と輸入品に課される税を含む。

表20.3. ダミー勘定を含むＳＮＡ連結行列

勘定	コード	財貨・サービス 1	生産 2	所得の第１次分配 3･4	所得の第２次分配 雑経常移転以外の経常移転 5A 法人企業	政府	家計	対家計非営利団体	所得の第２次分配 雑経常移転 5B	所得の使用 6	資本 7	海外経常・資本 10･11	合計
0. 財貨・サービス	1		中間消費 1883							最終消費支出 1399	総資本形成 414	財貨・サービスの輸出 540	4236
Ⅰ. 生産	2	産出および対生産物税マイナス補助金 3737											3737
Ⅱ.1 所得の第１次分配	3・4		**国内純生産** 1632	財産所得 353								海外からの雇用者報酬、財産所得[1] 69	2054
Ⅱ.2 所得の第２次分配 雑経常移転以外の経常移転	法人			**純国民所得** 91	14	4	84	0	雑経常移転 8			海外からの所得、富等に課され経常税と経常移転（雑経常移転を除く） 2	203
	政府			197	35	92	446	0	10			6	786
	家計	5A		1367	77	289	0	1	1			0	1735
	対家計非営利団体			6	0	0	1	0	36			0	43
	雑経常移転	5B			雑経常移転 4	8	40	2				海外からの雑経常移転 2	56
Ⅱ.4 所得の使用	6				**純可処分所得** 70	358	1164	40		年金基金に関する家計の持分のための純変動調整 11		年金基金に関する家計の持分のための海外からの変動の調整 0	1643
Ⅲ.1 資本	7		固定資本減耗 222							**純貯蓄** 233	資本移転および非生産資産の取得マイナス処分 61	海外からの資本移転と海外への非生産資産の取得マイナス処分 -3	513
Ⅴ.1、Ⅴ.2およびⅤ.3.1 海外経常・資本	10・11	財貨・サービスの輸入 499		海外への雇用者報酬、財産所得[1] 40	海外への所得、富等に課される経常税と経常移転（雑経常移転を除く） 3	35	0	0	海外への雑経常移転 1	年金基金に関する家計の持分のための海外への変動の調整 0	一国経済の純**貸出（＋）／純借入（－）** 38		616
合計		4236	3737	2054	203	786	1735	43	56	1643	513	616	

1）セル（3･4、10･11）は、海外からの生産および輸入品に課される税を、セル（10･11、3･4）は、海外への生産および輸入品に課される税を含む。

表20.4. ＳＡＭの図式的提示

勘定（分類）	コード	財貨・サービス（生産物） 1	Ⅰ．生産（産業） 2	Ⅱ.1.1. 所の発生（付加価値カテゴリー） 3	Ⅱ.1.2. 所得の第１次分配（制度部門） 4	Ⅱ.2. 所得の第２次分配（制度部門） 5	Ⅱ.4. 所得の使用（制度部門） 6	Ⅲ.1. 資本（制度部門） 7	固定資本形成（産業） 8	Ⅲ.2. 金融（金融資産） 9	Ⅴ．海外		合計
											２．経常 10	３.1. 資本 11	
財貨・サービス（生産物）	1	商業および運輸マージン 0	中間消費 1,883				最終消費支出 1,399	在庫品の変動[1)] 38	総固定資本形成 376		財貨・サービスの輸出 540		4,236
生産（産業）	2	産出 3,604											3,604
所得の発生（付加価値カテゴリー）	3		基本価格表示の**純付加価値** 1,499								海外からの雇用者報酬 6		1,505
所得の第１次分配（制度部門）	4	生産物に対する税マイナス補助金 133		基本価格表示の**純発生所得** 1,503	財産所得 353						海外からの財産所得および生産物と輸入品に対する税マイナス補助金 63		2,052
所得の第２次分配（制度部門）	5				純国民所得 1,661	所得、富等に課される経常税、経常移転 1,096					海外からの所得等に課される経常税、経常移転 10		2,767
所得の使用（制度部門）	6					**純可処分所得** 1,632	年金基金に関する家計純持分変動のための調整 11				年金基金に関する家計純持分のための海外からの調整 0		1,643
資本（制度部門）	7						**純貯蓄** 233	資本移転[2)] 61		借入 603		海外からの資本移転[2)] 1	898
固定資本形成（産業）	8		固定資本減耗 222					純固定資本形成 154					376
金融（金融資産）	9							貸出 641				海外からの**純貸出** -38	603
海外、経常	10	財貨・サービスの輸入 499		海外への雇用者報酬 2	海外への財産所得および生産物と輸入品に対する税マイナス補助金 38	海外への所得等への経常税と経常移転 39	年金基金に関する家計純持分の変動のための海外への調整 0						578
海外、資本	11							海外への資本移転[2)] 4			**経常対外収支** -41		-37
合計		4,236	3,604	1,505	2,052	2,767	1,643	898	376	603	578	-37	

1）貴重品の取得マイナス処分を含む。
2）非生産非金融資産の取得マイナス処分を含む。

表20.5. より詳細なＳＡＭの例

勘定（分類） 表20.4/20.5 ｺｰﾄﾞ			財貨・サービス（ＣＰＣ） 農業等 (0) 1a	製造業等 (1-5) 1b	サービス (6-9) 1c	生産（ＩＳＩＣ） 農業等 (A,B) 2a	製造業等 (C-F) 2b	サービス (H-O) 2c	所得発生 雇用者報酬 国内 居住者男 3a	国内 居住者女 3b	国内 非居住者 3c	在外居住者 3d	混合所得 3e	営業余剰 3f	その他のマイナス補助金 3g	第１次所得の配分 計雇用者家、用 4a	計その他家、の 4b	企業および法人対家計非営利団体 4c	政府 4d
財貨・サービス（ＣＰＣ）	農業、狩猟業、林業 (0)	1a				3	71	14											
	鉱業、製造業、建設業 (1-5)	1b				36	969	246											
	サービス (6-9)	1c	2	76	-78	8	218	318											
生産（ＩＳＩＣ）	農業、狩猟業、林業 (A+B)	2a	87	2	0														
	鉱業、製造、建設 (C+D+E+F)	2b	0	2,112	11														
	サービス(G+H+I+J+K+M+N+O)	2c	0	39	1,353														
所得発生	雇用者報酬 国内 居住者男	3a				8	311	153											
	居住者女	3b				1	95	192											
	非居住者	3c				0	1	1											
	在外居住者	3d																	
	総混合所得	3e				17	264	161											
	総営業余剰	3f				18	145	296											
	生産に対する他の税－補助金	3g				-2	49	11											
第１次所得の配分	家計、雇用者	4a							452	278		6	17	0		0	0	18	11
	家計、その他	4b							20	10		0	425	92		0	0	65	24
	法人企業および対家計非営利団体	4c												321		3	26	193	7
	政府	4d	2	111	20									46	58	0	0	25	0
所得の第２次分配	家計、雇用者	5a														775			
	家計、その他	5b															634		
	法人企業および対家計非営利団体	5c																247	
	政府	5d																	227
（調整）可処分所得の使用	家計、雇用者	6a																	
	家計、その他	6b																	
	法人企業および対家計非営利団体	6c																	
	政府	6d																	
資本	家計、雇用者	7a																	
	家計、その他	7b																	
	法人企業および対家計非営利団体	7c																	
	政府	7d																	
総固定資本（ＩＳＩＣ）	農業、狩猟業、林業 (A+B)	8a																	
	鉱業、製造、建設 (C+D+E+F)	8b																	
	サービス(G+H+I+J+K+M+N+O)	8c																	
金融	現金通貨および預金	9a																	
	貸付	9b																	
	その他の金融資産	9c																	
海外	経常	10	37								2				0	4	8	26	0
	資本	11																	
	合計		128	2,685	1,423	89	2,123	1,392	472	288	2	6	442	459	58	782	668	574	269

表20.5.　より詳細なＳＡＭの例（続き）

勘定（分類）	コード	所得の第２次分配				（調整）可処分所得の使用				資本				総固定資本形成（ＩＳＩＣ）			金融					合計
		家計、雇用者	家計、その他	企業および非営利団体	政府	家計、雇用者	家計、その他	企業および法人ＮＰＩＳＨ	政府	家計、雇用者	家計、その他	企業および法人	政府	農業等	製造業等	サービス	現金および預金	貸付	その他の金融資産	海外		
																				経常	資本	
		5a	5b	5c	5d	6a	6b	6c	6d	7a	7b	7c	7d	8a (A,B)	8b (C-F)	8c (H-O)	9a	9b	9c	10	11	
財貨・サービス（ＣＰＣ）	1a					16	12	0	2	0	1	0	0	2	0	0				7		128
	1b					339	269	0	3	2	4	28	3	9	109	233				435		2,685
	1c					211	168	16	363	0	0	0	0	0	23	0				98		1,423
生産（ＩＳＩＣ）	2a																					89
	2b																					2,123
	2c																					1,392
所得発生	3a																					472
	3b																					288
	3c																					2
	3d																			6		6
	3e																					442
	3f																					459
	3g																					58
第１次所得の配分	4a																			0		782
	4b																			32		668
	4c																			24		574
	4d																			7		269
所得の第２次分配	5a	0	0	56	197															0		1,028
	5b	0	0	23	92															0		749
	5c	58	59	16	12															4		396
	5d	320	134	37	92															6		816
（調整）可処分所得の使用	6a	650						2	0											0		652
	6b		556					9	0											0		565
	6c			260																		260
	6d				388																	388
資本	7a					86				0	0	0	0				0	0	1		0	87
	7b						116			0	0	16	7				0	28	4		0	171
	7c							233		0	4	4	25				130	95	175		0	666
	7d								20	1	4	0	0				2	94	74		1	196
総固定資本（ＩＳＩＣ）	8a									1	7	3	0									11
	8b									1	38	93	0									132
	8c									0	14	182	37									233
金融	9a									56	12	44	7								11	130
	9b									0	5	194	45								10	254
	9c									26	82	102	68								29	307
海外	10	0	0	4	35			0	0													578
	11									0	0	0	4				-2	37	53	-41		51
		1,028	749	396	816	652	565	260	388	87	171	666	196	11	132	233	130	254	307	578	51	

表20.6. 詳細な付加価値小行列

分類 国内					*) コード	産業（ＩＳＩＣ表章カテゴリー別）														
						農業、狩猟業および林業 2aA	漁業 2aB	鉱業および採石業 2bC	製造業 2bD	電気、ガス、水道業 2bE	建設業 2bF	卸売・小売業、自動車・家財修理業 2cG	ホテル・レストラン 2cH	輸送業、倉庫業、通信業 2cI	金融仲介業 2cJ	不動産、事業サービス 2ck	公務、防衛、その他の公共サービス 2cL	教育 2cM	保健、社会福祉活動 2cN	その他のコミュニティー、社会、個人サービス 2cO	**合計** 2
雇用者報酬		居住者・男	農業	田園	3aA	6.2	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	6.8
				都市	3aB	0.2	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.5
			肉体労働	田園	3aC	0.2	0.0	3.2	12.1	0.6	12.4	1.9	0.1	2.8	0.6	0.1	0.2	0.8	0.2	1.8	46.0
				都市	3aD	0.0	0.0	1.8	105.3	9.8	27.4	4.0	0.4	7.9	1.5	0.4	0.9	0.0	0.8	4.7	165.9
			事務、販売、サービス	田園	3aE	0.2	0.0	0.5	5.9	0.0	0.9	3.0	0.2	0.5	3.7	0.6	1.5	0.4	0.0	2.4	20.1
				都市	3aF	0.0	0.1	1.5	35.6	2.1	3.7	6.6	0.5	1.8	6.9	3.0	5.8	1.0	0.4	7.3	75.9
			専門、管理等	田園	3aG	0.1	0.0	1.7	17.7	0.2	2.6	0.7	0.2	0.3	1.8	1.3	2.7	14.0	1.0	1.8	46.2
				都市	3aH	0.0	0.0	2.5	47.7	2.7	4.4	1.3	0.4	1.0	5.6	5.9	10.6	20.1	4.1	4.7	110.8
		居住者・女	農業	田園	3bI	1.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1
				都市	3bJ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
			肉体労働	田園	3bK	0.0	0.0	0.0	5.7	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.4	0.2	0.8	7.5
				都市	3bL	0.0	0.0	0.0	13.6	0.0	0.1	0.2	0.2	0.1	0.3	0.2	0.3	0.4	0.8	2.6	18.9
			事務、販売、サービス	田園	3bM	0.0	0.0	0.4	5.6	0.1	1.3	6.2	0.6	0.4	1.6	0.8	1.8	4.3	0.6	24.2	47.8
				都市	3bN	0.0	0.0	1.2	49.6	2.9	4.6	14.3	2.5	1.0	8.8	4.7	9.0	4.9	2.0	36.6	142.1
			専門、管理等	田園	3bO	0.0	0.0	0.0	1.3	0.0	0.1	0.2	0.0	0.0	1.0	0.3	0.9	9.3	2.4	5.5	21.1
				都市	3bP	0.0	0.0	0.1	7.3	0.1	0.3	0.3	0.1	0.0	3.6	1.1	4.8	10.6	9.8	11.2	49.4
		非居住雇用者			3cQ	0.1	0.1	0.1	0.9	0.0	0.2	0.2	0.0	0.1	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	2.0
	非居住企業の居住雇用者				3dR																
純混合所得				田園	3eS	12.3	1.4	0.0	65.4	0.0	9.4	10.7	0.5	0.5	3.0	32.9	0.0	0.0	3.4	2.1	141.6
				都市	3eT	0.2	0.2	0.0	161.6	0.0	25.6	20.4	4.3	2.5	2.0	61.1	0.0	0.0	7.5	4.9	290.4
純営業余剰	家計（持ち家住宅）				3fU											60.0					60.0
	対家計非営利団体および政府非法人企業				3fU	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	21.0	21.0
	法人企業	公的			3fV	0.1	0.0	2.2	6.5	7.5	1.1	-12.6	0.1	3.6	1.5	1.0		0.0	5.2	9.1	25.3
		自国民間			3fW	9.7	0.2	0.4	10.9	0.1	19.5	5.5	2.2	6.6	14.8	46.0		0.0	1.3	10.5	127.7
		外国			3fX	0.0	0.0	1.4	5.0	0.0	0.4	0.5	0.3	1.8	2.2	1.5		0.0	0.0	0.0	13.1
生産に対するその他の税マイナス補助金					3gZ	-2.0	0.0	-2.0	41.1	4.9	5.0	0.0	0.0	-6	8.3	3.7	1.0	0.0	0.0	4.0	58.0
小計																					
雇用者報酬						8.0	1.0	13.0	317.4	18.5	58.0	38.9	5.2	16.0	35.5	18.4	39.0	67.0	22.3	103.6	762.0
居住者・男					3a	6.9	0.8	11.2	233.4	15.4	51.3	17.4	1.7	14.4	20.1	11.3	21.7	37.2	6.5	22.8	472.1
居住者・女					3b	1.0	0.1	1.7	83.2	3.1	6.5	21.2	3.4	1.5	15.5	7.1	17.0	29.9	15.8	80.9	287.9
非居住者					3c	0.1	0.1	0.1	0.9	0.0	0.2	0.2	0.0	0.1	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	2.0
混合所得および営業余剰						22.2	1.8	4.0	249.4	7.6	56.0	24.5	7.5	15.0	23.5	202.5	0.0	0.0	17.4	47.6	679.1
純混合所得					3e	12.4	1.6	0.0	227.0	0.0	35.0	31.1	4.9	3.0	5.0	94.0	0.0	0.0	11.0	7.0	432.0
純営業余剰					3f	9.8	0.2	4.0	22.4	7.6	21.0	-6.6	2.6	12.0	18.5	108.5	0.0	0.0	6.4	40.6	247.1
基本価格表示の純付加価値					3	28.2	2.8	15.0	607.9	31.1	119.0	63.4	12.6	25.0	67.3	224.7	40.0	67.0	39.8	155.2	1,499.1

*）表20.5の行および列に付したコードに基づいている。

表20.7. 貸借対照表をもつＳＡＭの例

勘定（分類）		0．財・サービス 1	Ⅰ．生産（産業） 2	Ⅱ.1.1 所得の発生（付加価値カテゴリー） 3	Ⅱ.1.2－4 所得の分配・使用（制度部門） 4・5・6	Ⅲ.1 資本（制度部門） 7	Ⅲ.2 金融（制度部門） 9	Ⅲ.3 その他の資産変動（制度部門） 13
財貨・サービス（生産物）	1	商業マージンおよび運輸 0	中間消費 1,883		最終消費支出 1,399			
生産（産業）	2	産出 3,604						
所得の発生（付加価値カテゴリー）	3		基本価格表示の**純付加価値** 1,499					
所得の分配・使用（制度部門）	4・5・6	生産に対する税マイナス補助金 133		基本価格表示の**純発生所得** 1,503	財産所得、および経常移転 1,230			
資本（制度部門）	7				**純貯蓄** 233	資本移転 61		
金融（制度部門）	9							
金融、非生産資産の取引のバランス	12						一国経済の**純貸出**（＋）／**純借入**（－） 38	非生産資産の純購入 0
その他の資産変動（制度部門）	13							
貸借対照表間の変動（資産タイプ）	14					**資本移転と正味貯蓄に起因する資産変動** 230		**その他の資産変動に起因する資産正味変動** 305
貸借対照表（制度部門）	15							
資産タイプ別貸借対照表	生産資産（産業） 16		固定資本減耗 222					
	非生産資産（タイプ） 17							
	金融資産（タイプ） 18							
海外経常と資本	10・11	財・サービスの輸入 499		海外への雇用者報酬 2	海外への財産所得、経常移転（1） 77	海外への資本移転 4		
海外金融	19							
海外その他の資産変動	20							
海外貸借対照表	21							
合計		4,236	3,604	1,505	2,939	295	38	305

1）生産および輸入品に課される税、年金基金に関する家計の純持分の変動についての調整を含む。
海外から受取は、セル（4・5・6、10・11）に、海外への支払は、セル（10・11、4・5・6）にある。

Ⅳ．2 貸借対照表に係る（勘定） 14	Ⅳ．1．1および Ⅳ．3．1 貸借対照表（勘定） 15	Ⅳ 1．2－3．2．資産タイプ別貸借対照表 生産資産（生産資産） 16	非生産資産（非生産資産） 17	金融資産（金融資産） 18	Ⅴ．海外 1-3．1 経常、資本移転 10・11	3．2 金融 19	3．3 その他の資産変動 20	4．1および4．3 貸借対照表 21	合計
		総固定資本形成（生産資産） 392	総固定資本形成（非生産資産） 22		財・サービスの輸出 540				4，236
									3，604
					海外からの雇用者報酬 6				1，505
					海外からの財産所得、経常移転 73				2，939
					海外からの資本移転 1				295
				純発生負債と純産得の資取引 38					38
						海外からの純貸出 －38	海外に生じる非産資産の取得 0		0
		固定資産の変動 119	非産資産の変動 171	金融資産・負債の変動 15					305
					経常海外移転その他の資本取引 －38		海外資産・負債の変動 4		501
財産・サービスの輸出入 535		期首資産ストック 6，047	期首非金融資産ストック 3，875	期首金融資産・負債ストック 494					10，951
	期末生産資産ストック 6，336								6，558
	期末非生産資産ストック 4，068								4，068
	期末金融資産・負債ストック 547							期末海外金融資産・負債 242	789
									582
				海外からの純借入れ －38					－38
			海外に生じた非金融資産の処分 0	海外からの金融資産・負債の変動 4					4
正味海外資産の変動 －34				期首海外金融資産・負債 276					242
501	10，951	6，558	4，068	789	582	－38	4	242	

表21.1. 使用／国民支出の成分項目

使用／国民支出の成分項目	合　計
１．特定財・サービスの消費 　１．１　現実最終消費 　　１．１．１　市場生産物 　　１．１．２　非市場生産物 　　１．１．２．１　個別的 　　１．１．２．２　集合的 　１．２　中間消費 　　１．２．１　現実中間消費 　　１．２．２　内部中間消費	
２．特定財・サービスによる資本形成	
３．非特定生産物による特徴的活動の 　固定資本形成 *)	
４．特定経常移転（項目１に対応しないもの）	
５．特定資本移転（項目２、３に対応しないもの）	
居住者単位の使用合計	
６．（控除）居住者単位の経常使用のうち 　海外からの資金供給分	
７．（控除）居住者単位の資本使用のうち 　海外からの資金供給分	
国民支出	

*)および特徴的活動の非生産・非金融資産の取得マイナス処分

表21.2. 様々な分野における国民支出の範囲

使用／国民支出の成分項目	文化	教育	保健	社会的保護	旅行	環境保護	研究開発 (R&D)	開発援助	輸送	データ処理	住宅
１．特定財・サービスの消費											
１．１　現実最終消費											
１．１．１　市場生産物	X	X	X		X	X			X	X	X
１．１．２　非市場生産物											
１．１．２．１　個別的	X	X	X			X			X		X
１．１．２．２　集合的	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	
１．２　中間消費					X	X	X		X	X	
１．２．１　現実中間消費		X	X								
１．２．２　内部中間消費	X	X	X			X	X		X	X	
２．特定財・サービスによる資本形成						X	X			X	X
３．非特定生産物による特徴的活動の固定資本形成 *)	X	X	X	X	X	X	X		X	X	X
４．特定経常移転（項目１に対応しないもの）	X	X	X	X	X	X	X	X	X		X
５．特定資本移転（項目２、３に対応しないもの）				X				X	X		
居住者単位の使用合計											
６．（控除）居住者単位の経常使用のうち海外からの資金供給分											
７．（控除）居住者単位の資本使用のうち海外からの資金供給分											
国民支出											

*) および特徴的活動の非生産非金融資産の取得マイナス処分。

表21.3.　成分項目別国民支出および利用者／受益者別国民支出

利用者／受益者 使用／国民支出の成分項目	合計	1 市場生産者	2 非市場生産者	3 集合消費者としての政府	4 消費者としての家計	5 海外
1．特定財・サービスの消費						
1．1　現実最終消費						
1．1．1　市場生産物					X	
1．1．2　非市場生産物						
1．1．2．1　個別的					X	
1．1．2．2　集合的				X	X	
1．2　中間消費						
1．2．1　現実中間消費		X	X			
1．2．2　内部中間消費		X	X			
2．特定財・サービスによる資本形成		X	X			
3．非特定生産物による特徴的活動の固定資本形成 *)		X	X			
4．特定経常移転（項目１に対応しないもの）		X			X	X
5．特定資本移転（項目２，３に対応しないもの）		X			X	X
居住者単位の使用合計						
6．（控除）居住者単位の経常使用のうち海外からの資金供給分						
7．（控除）居住者単位の資本使用のうち海外からの資金供給分						
国民支出						

*)および特徴的活動の非生産非金融資産の取得マイナス処分。

表21.4. 成分項目別・資金供給単位別国民支出

資金供給単位 使用／国民支出の成分項目	合計	1 市場生産者	2 対家計非営利団体	3 一般政府	4 消費者としての家計	5 金融企業	6 海外
1．特定財・サービスの消費							
1．1　現実最終消費							
1．1．1　市場生産物		X	X	X	X	X	X
1．1．2　非市場生産物							
1．1．2．1　個別的			X	X	X		X
1．1．2．2　集合的				X	X		
1．2　中間消費							
1．2．1　現実中間消費		X	X	X			
1．2．2　内部中間消費		X	X	X			
2．特定財・サービスによる資本形成		X	X	X	X	X	X
3．非特定生産物による特徴的活動の固定資本形成 *)		X	X	X	X	X	X
4．特定経常移転（項目１に対応しないもの）			X	X	X		
5．特定資本移転（項目２，３に対応しないもの）			X	X			
居住者単位の使途合計							
6．（控除）居住者単位の経常的使途のうち海外からの資金供給分							－X
7．（控除）居住者単位の資本的使途のうち海外からの資金供給分							－X
国民支出							

*）および特徴的活動の非生産非金融資産の取得マイナス処分。

表21.5. サテライト投入 - 産出表（供給・使用表）

源　泉	購入者価格表示の供給合計	商業・輸送マージン	生産物に課される税	生産物に対する補助金（－）	特徴的生産者								その他の生産者	一国経済合計	財貨・サービスの輸入
					合計	市場生産者			非市場生産者						
						主生産者	副次的生産者	付随的活動	主生産者	副次的生産者	付随的活動	その他			
財貨・サービス						産出									
供給：															
特徴的生産物															
1															
2															
・															
・															
・															
m															
関連生産物															
1															
2															
・															
・															
・															
n															
その他の生産物															
合計															

表21.5. サテライト投入 - 産出表（供給・使用表）（続き）

使　途	購入者価格表示の供給合計				特徴的生産者								その他の生産者	一国経済合計	財貨・サービスの輸出	最終消費支出				総資本形成		
					合計	市場生産者			非市場生産者							家計	対家計非営利団体	政府		総固定資本形成	在庫変動	貴重品の取得マイナス処分
						主生産者	副次的生産者	付随的活動	主生産者	副次的生産者	付随的活動	その他					個別的	集合的	個別的			
財貨・サービス 使用： 特徴的生産物 1 2 ・ ・ ・ m 関連生産物 1 2 ・ ・ ・ n その他の生産物 **合計**						中間消費																
付加価値合計／ＧＤＰ 雇用者報酬 生産物に課される税 生産に課されるその他の税 (−)生産物に対する補助金 (−)生産に対するその他の補助金 営業余剰（純額） 混合所得（純額） 固定資本減耗 特定生産物 非特定生産物 営業余剰（総額） 混合所得（総額）																						
合計																						
労働投入																						
総固定資本形成 特定生産物 非特定生産物																						
固定資産ストック（純額）																						

表21.6. ＳＥＥＡの基本構造

	経済活動					環境
				経済資産		
	生産 1	海外 2	最終消費 3	生産資産 4	非生産自然資産 5	その他の非生産自然資産 6
期首資産ストック i				$K0_{p.ec}$	$K0_{np.ec}$	
供給 ii	P	M				
経済的使用 iii	Ci	X	C	Ig		
固定資本減耗 iv	CFC			-CFC		
国内純生産 v	NDP	X－M	C	I		
非生産自然資産の使用 vi	Use_{np}				$-Use_{np.ec}$	$-Use_{np.env}$
非生産自然資産のその他の蓄積 vii					$I_{np.ec}$	$-I_{np.env}$
金額表示の環境会計における環境的に調整された集計値 viii	EDP	X－M	C	$A_{p.ec}$	$A_{np.ec}$	$-A_{np.env}$
保有利得／損失 ix				$Rev_{p.ec}$	$Rev_{np.ec}$	
その他の資産量変動 x				$Vol_{p.ec}$	$Vol_{np.ec}$	
期末資産ストック xi				$K1_{p.ec}$	$K1_{np.ec}$	

表21.7. ＳＮＡとＳＥＥＡにおける自然資産の分類

	ＳＮＡ	ＳＥＥＡ
AN.1	生産資産	
AN.11	**固定資産**	
AN.1114	育成資産	
AN.12	**在庫品**	
AN.1221	育成資産の仕掛品	
AN.2	非生産資産	
AN.21	**有形非生産資産**	**有形非生産資産**
AN.211	土地（関連地表水を含む）	土地（生態系を含む）
AN.212	地下資源	地下資源
AN.213	非育成生物資源	野生生物相
AN.214	地下の水資源	水
		空気

表21.8. 非生産自然資産に関連するＳＮＡのその他の蓄積項目

コード	記述
使用に関連する項目	
K.61	自然資産の消耗
K.3部分 K.62部分	経済的用途の変化（たとえば、構成の変更）による土地の質的変化（＋、－）
K.62部分	残留物の排出以外の経済的使用による土地（土壌、風景、生態系）の劣化（－）
K.62部分	残留物の排出による非生産自然資産の劣化（－）
K.62部分	非生産自然資産の質の回復（＋）
蓄積関連の追加項目	
K.3部分 K.62部分	採掘可能地下資源水準に対する総付加（(控除)その他の減少）（＋、－）
K.3部分	その他の自然資産の経済活動への移転（＋、－）
K.12.22部分	経済活動による自然資産の分類の変化（たとえば、経済的用途の変更）（＋、－）
蓄積に関連しない項目	
K.5	非育成生物資源の自然成長
K.7	災害などによる壊滅的損失
K.8	補償されない没収
K.9	金融資産および負債の他に分類されないその他の量的変動
K.12部分	分類と構成の変動（K.12.22を除く）

表21.9. 環境保護サービスに対するＩＳＩＣの２桁カテゴリー

コード	カテゴリー
37	リサイクル
90	汚水およびごみ処理、衛生および類似の活動
90.1*	廃棄物の収集、輸送、処理および処分
90.2*	汚水収集・処理
90.3*	排気ガス浄化
90.4*	騒音緩和
90.5*	他に分類されないその他の環境保護サービス
90.6*	衛生および類似のサービス

＊ＳＥＥＡで提唱されている細分

表13.1.　勘定Ⅳ　貸借対照表

資産

勘定	合計	対応項目 財貨・サービス勘定	対応項目 海外勘定	S.1 一国経済	S.15 対家計非営利団体	S.14 家計	S.13 一般政府	S.12 金融機関	S.11 非金融法人企業	取引、その他のフロー、ストックおよびバランス項目	
Ⅳ.1 期首貸借対照表	9922			9922	324	2822	1591	144	5041	AN	非金融資産
	6047			6047	243	1698	1001	104	3001	AN.1	生産資産
	5544			5544	231	1423	913	99	2878	AN.11	固定資産
	231			231	2	97	47		85	AN.12	在庫品
	272			272	10	178	41	5	38	AN.13	貴重品
	3875			3875	81	1124	590	40	2040	AN.2	非生産資産
	3809			3809	81	1124	578	37	1989	AN.21	有形非生産資産
	66			66			12	3	51	AN.22	無形非生産資産
	7365		573	6792	172	1819	396	3508	897	AF	金融資産および負債
	770			770			80	690		AF.1	貨幣用金およびＳＤＲ
	1587		105	1482	110	840	150		382	AF.2	現金通貨および預金
	1388		125	1263	25	198		950	90	AF.3	株式以外の証券
	1454		70	1384	8	24	115	1187	50	AF.4	貸付
	1409		113	1296	22	411	12	651	200	AF.5	株式およびその他の持分
	396		26	370	4	291	20	30	25	AF.6	保険技術準備金
	361		134	227	3	55	19		150	AF.7	その他の受取債権または支払債務
										B.90	**正味資産**
Ⅳ.2 貸借対照表における変動[1]	482			482	25	110	56	1	290	AN	非金融資産
	289			289	21	61	25	-1	182	AN.1	生産資産
	239			239	21	47	20	1	150	AN.11	固定資産
	34			34		4	1		29	AN.12	在庫品
	16			16		10	4	-2	3	AN.13	貴重品
	193			193	4	49	30	2	108	AN.2	非生産資産
	191			191	4	48	30	1	108	AN.21	有形非生産資産
	2			2		1				AN.22	無形非生産資産
	787		57	730	33	199	123	294	81	AF	金融資産および負債
	19		1	18			1	17		AF.1	貨幣用金およびＳＤＲ
	130		11	119	12	68	7	15	17	AF.2	現金通貨および預金
	187		9	178	13	35	29	80	21	AF.3	株式以外の証券
	250		10	240		5	45	163	27	AF.4	貸付
	80		5	75	1	13	34	19	9	AF.5	株式およびその他の持分
	38			38		38				AF.6	保険技術準備金
	82		21	61	8	40	6		7	AF.7	その他の受取債権または支払債務
										B.10	**正味資産の変動、合計**
										B.10.1	**貯蓄および資本移転**
										B.10.2	**その他の資産量変動**
										B.10.3	**名目保有利得または損失**
										B.10.31	中立保有利得または損失
										B.10.32	実質保有利得または損失
Ⅳ.3 期末貸借対照表[1]	10404			10404	349	2932	1647	145	5331	AN	非金融資産
	6336			6336	264	1759	1026	103	3183	AN.1	生産資産
	5783			5783	252	1470	933	100	3028	AN.11	固定資産
	265			265	2	101	48		114	AN.12	在庫品
	288			288	10	188	45	3	41	AN.13	貴重品
	4068			4068	85	1173	620	42	2148	AN.2	非生産資産
	4000			4000	85	1172	608	38	2097	AN.21	有形非生産資産
	68			68		1	12	3	51	AN.22	無形非生産資産
	8152		630	7522	205	2018	519	3802	978	AF	金融資産および負債
	788			788			81	707		AF.1	貨幣用金およびＳＤＲ
	1717		116	1601	122	908	157	15	399	AF.2	現金通貨および預金
	1575		134	1441	38	233	29	1030	111	AF.3	株式以外の証券
	1704		80	1624	8	29	160	1350	77	AF.4	貸付
	1489		118	1371	23	424	46	670	209	AF.5	株式およびその他の持分
	434		26	408	4	329	20	30	25	AF.6	保険技術準備金
	443		155	288	11	95	25		157	AF.7	その他の受取債権または支払債務
										B.90	**正味資産**

(1)保有利得または損失の個々の項目のデータと合計との差とは、丸めの誤差により十分整合的でない。

S.11 非金融法人企業	S.12 金融機関	S.13 一般政府	S.14 家計	S.15 対家計非営利団体	S.1 一国経済	対応項目		合計	勘定
						海外勘定	財貨・サービス勘定		
1817	3384	687	289	121	6298	297		6595	Ⅳ．1 期首貸借対照表
40	1281	102	10	38	1471	116		1587	
44	1053	212	2		1311	77		1388	
897		328	169	43	1437	17		1454	
687	715	4			1406	3		1409	
12	335	19		5	371	25		396	
137		22	108	35	302	59		361	
4121	268	1300	4352	375	10416	276		10692	
155	285	176	33	28	677	91		767	Ⅳ．2 貸借対照表における変動[1]
	130	2			132	-2		130	
7	87	71			165	22		187	
68		93	28	24	213	37		250	
42	30			4	77	3		80	
	38				38			38	
37		10	5		52	30		82	
216	10	2	276	31	535	-34		501	
65	4	-38	178	21	230	-38		192	
17	-4	2	2		17			17	
134	10	38	96	10	288	4		292	
82	5	26	87	8	208	6		214	
51	5	12	9	2	80	-1		78	
1972	3669	863	322	149	6975	388		7362	Ⅳ．3 期末貸借対照表[1]
40	1411	104	10	38	1603	114		1717	
51	1140	283	2		1476	99		1575	
965		421	197	67	1650	54		1704	
729	745	4		4	1483	6		1489	
12	373	19		5	409	25		434	
174		32	113	35	354	89		443	
4337	278	1302	4628	406	10951	242		11193	

表13.2.　貸借対照表および蓄積勘定（期首貸借対照表から期末貸借対照表への記入項目の一覧表）

資産、負債、 および正味資産分類	Ⅳ．1 期首貸借 対照表	Ⅲ．1 資本勘定	Ⅲ．2 金融勘定	Ⅲ．3．1 その他の資産 量変動勘定	Ⅲ．3．2　再評価勘定		Ⅳ．3 期末貸借 対照表
					Ⅲ．3．2．1 中立保有利得 または損失	Ⅲ．3．2．2 実質保有利得 または損失	
非金融資産	AN	P.5,K.1,K.2	…	K.3,K.4,K.5, K.6,K.7,K.8, K.9,K.12.1, K.12.22	K.11.1	K.11.2	AN
生産資産	AN.1	P.5,K.1	…	K.4,K.7,K.8, K.9,K.12.1, K.12.22	K.11.1	K.11.2	AN.1
固定資産(1)	AN.11	P.51,K.1	…	K.4,K.7,K.8, K.9,K.12.1, K.12.22	K.11.1	K.11.2	AN.11
有形固定資産	AN.111	P.511,K.1	…	K.4,K.7,K.8 K.9,K.12.1, K.12.22	K.11.1	K.11.2	AN.111
住宅	AN.1111	P.511,K.1	…	K.4,K.7,K.8 K.9,K.12.1, K.12.22	K.11.1	K.11.2	AN.1111
その他の建物および構築物	AN.1112	P.511,K.1	…	K.4,K.7,K.8 K.9,K.12.1, K.12.22	K.11.1	K.11.2	AN.1112
機械・設備	AN.1113	P.511,K.1	…	K.7,K.8,K.9, K.12.1, K.12.22	K.11.1	K.11.2	AN.1113
育成資産	AN.1114	P.511,K.1	…	K.7,K.8,K.9 K.12.1, K.12.22	K.11.1	K.11.2	AN.1114
無形固定資産	AN.112	P.512,K.1	…	K.7,K.8,K.9 K.12.1, K.12.22	K.11.1	K.11.2	AN.112
在庫品	AN.12	P.52	…	K.7,K.8,K.9 K.12.1, K.12.22	K.11.1	K.11.2	AN.12
貴重品	AN.13	P.53	…	K.4,K.7,K.8, K.9,K.12.1, K.12.22	K.11.1	K.11.2	AN.13
非生産資産	AN.2	K.2,P.513, K.1	…	K.3,K.5,K.61 K.62,K.7,K.8 K.9,K.12.1 K.12.22	K.11.1	K.11.2	AN.2
有形非生産資産	AN.21	K.21,P.513, K.1	…	K.3,K.5,K.61 K.62,K.7,K.8 K.9,K.12.1 K.12.22	K.11.1	K.11.2	AN.21
土地	AN.211	K.21,P.513, K.1	…	K.3,K.62,K.7 K.8,K.9, K.12.1, K.12.22	K.11.1	K.11.2	AN.211
地下資源	AN.212	K.21,P.513,	…	K.3,K.61 K.62,K.7,K.8 K.9,K.12.1 K.12.22	K.11.1	K.11.2	AN.212

非育成生物資源	AN.213	K.21,P.513,	…	K.3,K.5,K.61 K.62,K.7,K.8 K.9,K.12.1 K.12.22	K.11.1	K.11.2	AN.213
地下の水資源	AN.214	K.21,P.513,		K.3,K.61 K.62,K.7,K.8 K.9,K.12.1 K.12.22	K.11.1	K.11.2	AN.214
無形非生産資産	AN.22	K.22,P.513,		K.3,K.62,K.7 K.8,K.9, K.12.1, K.12.22	K.11.1	K.11.2	AN.22
金融資産／負債(2)	AF	…	F	K.7,K.8,K.10 K.12.1, K.12.21, K.12.22	K.11.1	K.11.2	AF
貨幣用金およびＳＤＲ （資産のみ）	AF.1	…	F.1	K.7,K.8,K.10 K.12.1, K.12.21, K.12.22	K.11.1	K.11.2	AF.1
現金通貨および預金(3)	AF.2	…	F.2	K.7,K.8,K.10 K.12.1, K.12.21,	K.11.1	K.11.2	AF.2
株式以外の証券	AF.3	…	F.3	K.7,K.8,K.10 K.12.1, K.12.21,	K.11.1	K.11.2	AF.3
貸付	AF.4	…	F.4	K.7,K.8,K.10 K.12.1, K.12.21,	K.11.1	K.11.2	AF.4
株式およびその他の持分	AF.5	…	F.5	K.7,K.8,K.10 K.12.1, K.12.21,	K.11.1	K.11.2	AF.5
保険技術準備金	AF.6	…	F.6	K.7,K.8,K.10 K.12.1, K.12.21,	K.11.1	K.11.2	AF.6
その他の受取債権または支払債務	AF.7	…	F.7	K.7,K.8,K.10 K.12.1, K.12.21,	K.11.1	K.11.2	AF.7
正味資産	B.90	B.10.1	B.10.1	B.10.2	B.10.31	B.10.32	B.90

(1)メモ項目：AN.m 耐久消費財
(2)メモ項目：AF.m 海外直接投資
(3)メモ項目：m11　自国通貨建て
　　m12　外国通貨建て
　　m21　居住者機関の負債
　　m22　海外の負債

AN...、AF...は、資産分類による。

バランス項目
B.10.1　貯蓄および資本移転による正味資産の変動
B.10.2　その他の資産量変動による正味資産の変動
B.10.31　中立保有利得または損失による正味資産の変動
B.10.32　実質保有利得または損失による正味資産の変動
B.90　正味資産

金融手段の取引
F　金融手段の取引
F.1　貨幣用金およびＳＤＲ
F.2　現金通貨および預金
F.3　株式以外の証券

F.4　　貸付
F.5　　株式およびその他の持分
F.6　　保険技術準備金
F.7　　その他の受取債権または支払債務

財貨・サービスの取引
P.5　　総資本形成
P.51　　総固定資本形成
P.511　　有形固定資産の取得マイナス処分
P.512　　無形固定資産の取得マイナス処分
P.513　　非生産非金融資産の価値への追加
P.52　　在庫品増加
P.53　　貴重品の取得マイナス処分

その他の蓄積項目
K.1　　固定資本減耗
K.2　　非生産非金融資産の取得マイナス処分
K.21　　土地およびその他の有形非生産資産の取得マイナス処分
K.22　　無形非生産資産の取得マイナス処分
K.3　　非生産資産の経済的出現
K.4　　生産資産の経済的出現
K.5　　非育成生物資源の自然成長
K.61　　自然資産の減耗
K.62　　非生産資産のその他の経済的消滅
K.7　　災害などによる壊滅的損失
K.8　　補償されない没収
K.9　　非金融資産の他に分類されないその他の量的変動
K.10　　金融資産および負債の他に分類されないその他の量的変動
K.11　　名目保有利得または損失
K.11.1　　中立保有利得または損失
K.11.2　　実質保有利得または損失
K.12　　分類および構成の変更
K.12.1　　部門分類および構成の変更
K.12.21　　金の貨幣化または非貨幣化
K.12.22　　金の貨幣化または非貨幣化以外の資産または負債の分類変更

表13.3a　債務者部門・債権者部門別の金融資産ストックの分析

金融資産

海外 (12)	家計 (11)	対家計非営利団体 (10)	一般政府 (9)	非金融法人企業 (8)	金融機関						合計 (1)	債権の種類と債務者
					中央銀行 (7)	その他の預金取扱機関		その他の金融仲介機関 (4)	金融補助機関 (3)	保険会社および年金基金 (2)		
						預金通貨機関 (6)	その他の預金取扱機関 (5)					
												1. 貨幣用金およびＳＤＲ
												2. 現金通貨および預金 a. 現金通貨 ⅰ. 自国 － 居住者 － 非居住者 ⅱ. 外国 － 居住者 b. 通貨性預金 ⅰ. 自国通貨建て － 居住者 － 非居住者 ⅱ. 外国通貨建て － 居住者 － 非居住者 c. その他の預金 ⅰ. 自国通貨建て － 居住者 － 非居住者 ⅱ. 外国通貨建て － 居住者 － 非居住者
												3. 株式以外の証券 a. 短期 ⅰ. 非金融法人企業 ⅱ. 金融機関 ⅲ. 中央政府 ⅳ. 州および地方政府 ⅴ. その他の居住者部門 ⅵ. 海外 b. 長期 ⅰ. 非金融法人企業 ⅱ. 金融機関 ⅲ. 中央政府 ⅳ. 州および地方政府 ⅴ. その他の居住者部門 ⅵ. 海外
												4. 貸付 a. 短期 ⅰ. 非金融法人企業 ⅱ. 金融機関 ⅲ. 中央政府 ⅳ. 州および地方政府 ⅴ. その他の居住者部門 ⅵ. 海外 b. 長期 ⅰ. 非金融法人企業 ⅱ. 金融機関 ⅲ. 中央政府 ⅳ. 州および地方政府 ⅴ. その他の居住者部門 ⅵ. 海外
												5. 株式およびその他の持分 a. 居住者企業 ⅰ. 上場 ⅱ. 非上場 b. 非居住者企業 ⅰ. 上場 ⅱ. 非上場
												6. 保険技術準備金 6.1 生命保険準備金および年金基金に関する家計の純持分 6.2 保険料の前払いならびに未払い保険金に対する準備金
												7. その他の受取債券または支払債務 7.1 売上債権・買入債務 a. 非金融法人企業 b. 家計 c. 中央政府 d. 州および地方政府 e. その他の居住者部門 f. 海外 7.2 その他 a. 居住者部門 b. 海外 メモ項目 海外直接投資 持分 貸付 その他

表13.3b　債務者部門・債権者部門別の金融負債ストックの分析

金融負債

海外 (12)	家計 (11)	対家計非営利団体 (10)	一般政府 (9)	非金融法人企業 (8)	金融機関						合計 (1)	債権の種類と債務者
					中央銀行 (7)	その他の預金取扱機関		その他の金融仲介機関 (4)	金融補助機関 (3)	保険会社および年金基金 (2)		
						預金通貨機関 (6)	その他の預金取扱機関 (5)					
												2. 現金通貨および預金 a. 現金通貨 ⅰ. 自国 － 居住者 － 非居住者 ⅱ. 外国 － 居住者 b. 通貨性預金 ⅰ. 自国通貨建て － 居住者 － 非居住者 ⅱ. 外国通貨建て － 居住者 － 非居住者 c. その他の預金 ⅰ. 自国通貨建て － 居住者 － 非居住者 ⅱ. 外国通貨建て － 居住者 － 非居住者
												3. 株式以外の証券 a. 短期 ⅰ. 非金融法人企業 ⅱ. 金融機関 ⅲ. 中央政府 ⅳ. 州および地方政府 ⅴ. その他の居住者部門 ⅵ. 海外 b. 長期 ⅰ. 非金融法人企業 ⅱ. 金融機関 ⅲ. 中央政府 ⅳ. 州および地方政府 ⅴ. その他の居住者部門 ⅵ. 海外
												4. 貸付 a. 短期 ⅰ. 非金融法人企業 ⅱ. 金融機関 ⅲ. 中央政府 ⅳ. 州および地方政府 ⅴ. その他の居住者部門 ⅵ. 海外 b. 長期 ⅰ. 非金融法人企業 ⅱ. 金融機関 ⅲ. 中央政府 ⅳ. 州および地方政府 ⅴ. その他の居住者部門 ⅵ. 海外
												5. 株式およびその他の持分 a. 居住者企業 ⅰ. 上場 ⅱ. 非上場 b. 非居住者企業 ⅰ. 上場 ⅱ. 非上場
												6. 保険技術準備金 6.1 生命保険準備金および年金基金に関する家計の純持分 6.2 保険料の前払いならびに未払い保険金に対する準備金
												7. その他の受取債券または支払債務 7.1 売上債権・買入債務 a. 非金融法人企業 b. 家計 c. 中央政府 d. 州および地方政府 e. その他の居住者部門 f. 海外 7.2 その他 a. 居住者部門 b. 海外 メモ項目 海外直接投資 持分 貸付 その他